2022 再工技発第 44 号
2022 年 11 月 8 日

原子力規制委員会殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付４番地 108
日本原燃株式会社
代表取締役社長　社長執行役員　増田　尚宏

再処理施設に関する設計及び工事の計画の変更の認可申請書の一部補正について

2020 年 12 月 24 日付け 2020 再工技発第 24 号をもって申請（2022 年 7 月 28 日付け 2022 再工技発第 16 号をもって一部補正）しました再処理施設に関する設計及び工事の計画の変更の認可申請書を別紙のとおり一部補正いたします。

許 A

本書類の記載内容のうち，[redacted]内の記載事項は，商業機密又は核不拡散に係る情報に属するものであり，公開できません。

別　紙

許 A

目　　次

1.　設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正項目を記載した書類
2.　補正を必要とする理由を記載した書類
3.　設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正内容及び補正を行う書類

1.　設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正項目を記載した書類

補正項目

2020 年 12 月 24 日付け 2020 再工技発第 24 号をもって申請（2022 年 7 月 28 日付け 2022 再工技発第 16 号をもって一部補正）した再処理施設に関する設計及び工事の計画の変更の認可申請書について，「三　変更に係る再処理施設に関する設計及び工事の方法」，「四　変更に係る工事工程表」，「五　変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」，「六　変更の理由」及び「添付書類」を補正し，その内容について「3.　設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正内容及び補正を行う書類」に示す。

許 A

2.　補正を必要とする理由を記載した書類

補正を必要とする理由

2020 年 12 月 24 日付け 2020 再工技発第 24 号をもって申請（2022 年 7 月 28 日付け 2022 再工技発第 16 号をもって一部補正）した再処理施設に関する設計及び工事の計画の変更の認可申請書について,変更が必要な事項の反映及び記載の適正化を行うことから「三　変更に係る再処理施設に関する設計及び工事の方法」,「四　変更に係る工事工程表」,「五　変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」,「六　変更の理由」及び「添付書類」を補正する。

許 A

3.　設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正内容及び補正を行う書類

(1)　設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正内容

三　変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法

四　変更に係る工事工程表

五　変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六　変更の理由

添付書類

(2)　補正を行う書類

補正を行う書類を別紙１に示す。なお，本補正申請においては，2020 年 12 月 24 日付け 2020 再工技発第 24 号をもって申請（2022 年 7 月 28 日付け 2022 再工技発第 16 号をもって一部補正）した申請書に補正内容を反映のうえ，一式として提出する。

許 A

別　紙　1

補正を行う書類

一　名称及び住所並びに代表者の氏名
二　工事を行う事業所の名称及び所在地
三　変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法
四　変更に係る工事工程表
五　変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
六　変更の理由
添付書類
（１）　再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書
（２）　設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
（３）　再処理施設の技術基準への適合性に関する説明書

許 A

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

名　　称　　日本原燃株式会社

住　　所　　青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付４番地 108

代表者の氏名　　代表取締役社長　社長執行役員　増田　尚宏

許 A

二　工事を行う事業所の名称及び所在地

名　　称　　再処理事業所

所　在　地　　青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮

許 A

三　変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法

【申請範囲】（変更に係るものに限る。）

Ⅰ　施設共通

Ⅰ－１　基本設計方針

Ⅰ－２　工事の方法

Ⅱ　個別施設

チ．その他再処理設備の附属施設

1.　設計条件及び仕様

1.1　給水施設及び蒸気供給施設

1.1.1　冷却水設備

1.1.1.1　安全冷却水系

(1)　熱交換器

(a) 安全冷却水 B 冷却塔

(2)　主配管

(a) 安全冷却水系

1.2　その他の主要な事項

1.2.1　竜巻防護対策設備

(1)　建物・構築物

a.　飛来物防護設備

(a) 飛来物防護ネット（再処理設備本体用　安全冷却水系冷却塔 B）

2.　準拠規格及び基準

2.1　冷却水設備の準拠規格及び基準

2.2　火災防護設備の準拠規格及び基準

2.3　竜巻防護対策設備の準拠規格及び基準

許 A

Ⅰ　施設共通

許 A

目　　次

Ⅰ－１　基本設計方針
第１章　共通項目
第２章　個別項目

表 1-7-2-2　冷却水設備の主要設備リスト
表 1-7-3-4　竜巻防護対策設備の主要設備リスト

Ⅰ－２　工事の方法

Ｉ－１　基本設計方針

許 A

目　　次

ページ

第１章　共通項目
1.　核燃料物質の臨界防止　次回以降申請
2.　地盤 ･･･ 基-1-1
2.1　安全機能を有する施設の地盤･････････････････････････････････････ 基-1-1
2.2　重大事故等対処施設の地盤　次回以降申請
3.　自然現象等 ･･･ 基-1-2
3.1　地震による損傷の防止･･ 基-1-2
3.2　津波による損傷の防止･･ 基-1-27
3.3　外部からの衝撃による損傷の防止･･････････････････････････････････ 基-1-28
4.　閉じ込めの機能 ･･･ 基-1-54
4.1　閉じ込め ･･ 基-1-54
4.2　放射性物質による汚染の防止　次回以降申請
4.3　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備　次回以降申請
4.4　放射性物質の漏えいに対処するための設備　次回以降申請
5.　火災等による損傷の防止･･ 基-1-58
5.1　火災等による損傷の防止に対する基本設計方針･･････････････････････ 基-1-58
5.2　火災及び爆発の発生防止･･ 基-1-59
5.3　火災の感知，消火･･ 基-1-65
5.4　火災及び爆発の影響軽減･･ 基-1-66
5.5　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備　次回以降申請
5.6　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備　次回以降申請
6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止･･････････････････････････ 基-1-70
7.　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止･･････････････ 基-1-75
8.　遮蔽　次回以降申請
9.　設備に対する要求･･ 基-1-81
9.1　安全機能を有する施設･･･ 基-1-81
9.2　重大事故等対処設備　次回以降申請
9.3　材料及び構造 ･･･ 基-1-86
9.4　搬送設備　次回以降申請
10.　その他 ･･･ 基-1-89
10.1　廃棄施設　次回以降申請
10.2　再処理施設への人の不法な侵入等の防止･･････････････････････････ 基-1-89
10.3　安全避難通路等　次回以降申請

許 A

第２章　個別項目

1.　使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設　次回以降申請
2.　再処理施設本体　次回以降申請
2.1　せん断処理施設　次回以降申請
2.2　溶解施設　次回以降申請
2.3　分離施設　次回以降申請
2.4　精製施設　次回以降申請
2.5　脱硝施設　次回以降申請
2.6　酸及び溶媒の回収施設　次回以降申請
3.　製品貯蔵施設　次回以降申請
4.　計測制御系統施設　次回以降申請
5.　放射性廃棄物の廃棄施設　次回以降申請
6.　放射線管理施設　次回以降申請
7.　その他再処理設備の附属施設 ･･ 基-2-1
7.1　動力装置及び非常用動力装置　次回以降申請
7.1.1　電気設備　次回以降申請
7.1.2　圧縮空気設備　次回以降申請
7.2　給水施設及び蒸気供給施設　次回以降申請
7.2.1　給水処理設備　次回以降申請
7.2.2　冷却水設備 ･･ 基-2-1
7.2.2.1　一般冷却水系　次回以降申請
7.2.2.2　安全冷却水系 ･･ 基-2-1
7.2.2.3　代替安全冷却水系　次回以降申請
7.2.3　蒸気供給設備　次回以降申請
7.3　その他の主要な事項 ･･ 基-2-3
7.3.1　分析設備　次回以降申請
7.3.2　化学薬品貯蔵供給設備　次回以降申請
7.3.3　火災防護設備 ･･ 基-2-3
7.3.4　竜巻防護対策設備 ･･ 基-2-10
7.3.5　溢水防護設備 ･･ 基-2-11
7.3.6　化学薬品防護設備 ･･ 基-2-12
7.3.7　放出抑制設備　次回以降申請
7.3.8　水供給設備　次回以降申請
7.3.9　緊急時対策所　次回以降申請
7.3.10　通信連絡設備　次回以降申請

許 A

表 1-7-2-2　冷却水設備の主要設備リスト ･････････････････････････････････ 基-2-13
表 1-7-3-4　竜巻防護対策設備の主要設備リスト ･････････････････････････････ 基-2-16

許 A

変　更　前	変　更　後
第１章　共通項目 2.　地盤 安全機能を有する施設は，地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。「2.　地盤」では以下同様。）に設置する。 なお，以下の項目における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。また，屋外重要土木構造物とは，耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） 2.1　安全機能を有する施設の地盤 地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動Ｓｓ」という。）による地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。 耐震重要施設以外の施設については，自重及び運転時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 耐震重要施設は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。 耐震重要施設は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。 Ｓクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については，自重及び運転時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して，妥当な余裕を有するよう設計する。 また，上記のうち，Ｓクラスの施設の建物・構築物の地盤にあっては，自重及び運転時の荷重等と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組み合わせにより算定される接地圧について，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。 Ｂクラス及びＣクラスの施設の地盤においては，自重及び運転時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Ｂクラスの共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	第１章　共通項目 2.　地盤 安全機能を有する施設は，地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。「2.　地盤」では以下同様。）に設置する。 なお，以下の項目における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。また，屋外重要土木構造物とは，耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） 2.1　安全機能を有する施設の地盤 変更なし

変　更　前	変　更　後
3.　自然現象等 3.1　地震による損傷の防止 3.1.1　耐震設計 (1)　耐震設計の基本方針 再処理施設は，次の方針に基づき耐震設計を行う。 なお，以下の項目における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。 また，屋外重要土木構造物とは，耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。 a.　安全機能を有する施設 (a)　安全機能を有する施設は，地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から，施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて，Ｓクラス，Ｂクラス又はＣクラスに分類し，それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。 (b)　耐震重要施設（(a)においてＳクラスに分類する施設をいう。）は，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（事業指定(変更許可)を受けた基準地震動（以下「基準地震動」という。））による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 (c)　Ｓクラスの施設は，基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 建物・構築物については，基準地震動による地震力に対して，建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有する設計とする。 機器・配管系については，基準地震動による地震力に対して，その施設に要求される機能を保持する設計とし，塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能に影響を及ぼさない，また，動的機器等については，基準地震動による応答に対してその設備に要求される機能を保持する設計とする。なお，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を行い，既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。 また，Ｓクラスの施設は，事業指定(変更許可)を受けた弾性設計用の地震動（以下「弾性設計用地震動」という。）による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。 建物・構築物については，弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大き	3.　自然現象等 3.1　地震による損傷の防止 3.1.1　耐震設計 (1)　耐震設計の基本方針 再処理施設は，次の方針に基づき耐震設計を行う。 なお，以下の項目における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。 また，屋外重要土木構造物とは，耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。 a.　安全機能を有する施設 (a)　安全機能を有する施設は，地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から，施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて，Ｓクラス，Ｂクラス又はＣクラスに分類し，それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。 (b)　耐震重要施設（(a)においてＳクラスに分類する施設をいう。）は，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（事業指定(変更許可)を受けた基準地震動（以下「基準地震動Ｓｓ」という。））による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 (c)　Ｓクラスの施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 建物・構築物については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有する設計とする。 機器・配管系については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，その施設に要求される機能を保持する設計とし，塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能に影響を及ぼさない，また，動的機器等については，基準地震動Ｓｓによる応答に対してその設備に要求される機能を保持する設計とする。なお，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を行い，既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。 また，Ｓクラスの施設は，事業指定(変更許可)を受けた弾性設計用地震動（以下「弾性設計用地震動Ｓｄ」という。）による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。 建物・構築物については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか

変　更　前	変　更　後
い方の地震力により発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 機器・配管系については，弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力による応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。 (d)　Ｓクラスの施設について，静的地震力は，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。 (e)　Ｂクラス及びＣクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また，Ｂクラスの施設のうち，共振のおそれのある施設については，その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動に２分の１を乗じたものとする。 (f)　耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能を損なわない設計とする。 (g)　耐震重要施設については，周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	大きい方の地震力により発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 機器・配管系については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力による応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。 (d)　Ｓクラスの施設について，静的地震力は，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。 また，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力は，水平２方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 (e)　Ｂクラス及びＣクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また，Ｂクラスの施設のうち，共振のおそれのある施設については，その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動Ｓｄに２分の１を乗じたものとする。当該地震動による地震力は，水平２方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 (f)　耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能を損なわない設計とする。 (g)　耐震重要施設については，周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 b.　重大事故等対処施設 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）

変　更　前	変　更　後
(2)　耐震設計上の重要度分類 a.　安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。 (a)　Ｓクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に，外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって，環境への影響が大きいもの。 イ．　その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設 ロ．　使用済燃料を貯蔵するための施設 ハ．　高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統 二．　プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器 ホ．　上記ハ.及び二.の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に，その影響の拡大を防止するための施設 ヘ．　上記ハ.，二.及びホ.に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設 ト．　上記イ.からヘ.の施設の機能を確保するために必要な施設 (b)　Ｂクラスの施設 安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がＳクラスに属する施設と比べ小さい施設。 イ．　放射性物質を内蔵している施設であって，Ｓクラスに属さない施設（ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により，その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。） ロ．　放射性物質の放出を伴うような場合に，その外部放散を抑制するための施設で，Ｓクラスに属さない施設 (c)　Ｃクラスの施設 Ｓクラスに属する施設及びＢクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。 上記に基づく耐震設計上の重要度分類を第3.1.1-1表に示す。 なお，同表には当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	(2)　耐震設計上の重要度分類 変更なし b.　重大事故等対処施設の設備分類 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）

変　更　前	変　更　後
(3)　地震力の算定方法 耐震設計に用いる設計用地震力は，以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。 a.　静的地震力 安全機能を有する施設に適用する静的地震力は，Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの施設に適用することとし，それぞれの耐震重要度に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） (a)　建物・構築物 水平地震力は，地震層せん断力係数C_iに，次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Ｓクラス　3.0 Ｂクラス　1.5 Ｃクラス　1.0 ここで，地震層せん断力係数C_iは，標準せん断力係数C_0を0.2以上とし，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮して求められる値とする。 また，必要保有水平耐力の算定においては，地震層せん断力係数C_iに乗じる施設の耐震重要度に応じた係数は，耐震重要度の各クラスともに1.0とし，その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。 Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は，震度0.3以上を基準とし，建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し，高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。 (b)　機器・配管系 耐震重要度の各クラスの地震力は，上記(a)に示す地震層せん断力係数C_iに施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度とし，当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。 Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし，鉛直震度は高さ方向に一定とする。 b.　動的地震力 安全機能を有する施設について，Ｓクラスの施設の設計に適用する動的地震力は，基準地震動及び弾性設計用地震動から定める入力地震動を適用する。 Ｂクラスの施設のうち共振のおそれのある施設については，上記Ｓクラスの施設に適用する	(3)　地震力の算定方法 耐震設計に用いる設計用地震力は，以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。 a.　静的地震力 安全機能を有する施設に適用する静的地震力は，Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの施設に適用することとし，それぞれの耐震重要度に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） (a)　建物・構築物 水平地震力は，地震層せん断力係数C_iに，次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Ｓクラス　3.0 Ｂクラス　1.5 Ｃクラス　1.0 ここで，地震層せん断力係数C_iは，標準せん断力係数C_0を0.2以上とし，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮して求められる値とする。 また，必要保有水平耐力の算定においては，地震層せん断力係数C_iに乗じる施設の耐震重要度に応じた係数は，耐震重要度の各クラスともに1.0とし，その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。 Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は，震度0.3以上を基準とし，建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し，高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。 (b)　機器・配管系 耐震重要度の各クラスの地震力は，上記(a)に示す地震層せん断力係数C_iに施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度とし，当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。 Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし，鉛直震度は高さ方向に一定とする。 上記(a)及び(b)の標準せん断力係数C_0等の割増し係数については，耐震性向上の観点から，一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。 b.　動的地震力 安全機能を有する施設について，Ｓクラスの施設の設計に適用する動的地震力は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄから定める入力地震動を適用する。 Ｂクラスの施設のうち共振のおそれのある施設については，上記Ｓクラスの施設に適用する

変　更　前	変　更　後
弾性設計用地震動に２分の１を乗じたものから定める入力地震動を適用する。 安全機能を有する施設の動的解析においては，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） (a)　入力地震動 地質調査の結果によれば，重要な再処理施設の設置位置周辺は，新第三紀の鷹架層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。 解放基盤表面は，この新第三紀の鷹架層のＳ波速度が 0.7ｋｍ／ｓ以上を有する標高約－70ｍの位置に想定することとする。 基準地震動及び弾性設計用地震動は，解放基盤表面で定義する。 建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は，解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で，必要に応じ２次元ＦＥＭ解析又は１次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また，必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。非線形性の考慮に当たっては，地下水排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。 地盤条件を考慮する場合には，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意する。 また，必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ，地質・速度構造等の地盤条件を設定する。 Ｂクラスの施設のうち共振のおそれがあり，動的解析が必要なものに対しては，弾性設計用地震動に２分の１を乗じたものを用いる。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	弾性設計用地震動Ｓｄに２分の１を乗じたものから定める入力地震動を適用する。 安全機能を有する施設の動的解析においては，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。 動的地震力は，水平２方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。水平２方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては，水平１方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設，設備の部位を抽出し，建物・構築物の３次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で，既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） (a)　入力地震動 地質調査の結果によれば，重要な再処理施設の設置位置周辺は，新第三紀の鷹架層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。 解放基盤表面は，この新第三紀の鷹架層のＳ波速度が 0.7ｋｍ／ｓ以上を有する標高約－70ｍの位置に想定することとする。 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄは，解放基盤表面で定義する。 建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は，解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で，必要に応じ２次元ＦＥＭ解析又は１次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また，必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。非線形性の考慮に当たっては，地下水排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。地下水排水設備の外側に配置される建物・構築物については，施設の構造上の特徴，施設の周辺地盤及び周辺施設の配置状況を踏まえ，液状化による影響が生じるおそれがある場合には，その影響について確認する。 地盤条件を考慮する場合には，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意する。 また，必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ，地質・速度構造等の地盤条件を設定する。 Ｂクラスの施設のうち共振のおそれがあり，動的解析が必要なものに対しては，弾性設計用地震動Ｓｄに２分の１を乗じたものを用いる。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）

変　更　前	変　更　後
(b)　動的解析法 イ．　建物・構築物 動的解析に当たっては，対象施設の形状，構造特性，振動特性等を踏まえ，地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。動的解析は，原則として，時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。 また，3次元応答性状等の評価は，線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。 建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性，振動特性，減衰特性を十分考慮して評価し，集中質点系に置換した解析モデルを設定する。 動的解析には，建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎版の平面形状，地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については，必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては，地盤の構造特性の考慮として，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意し，原則として，弾性波試験によるものを用いる。	(b)　動的解析法 イ．　建物・構築物 動的解析に当たっては，対象施設の形状，構造特性，振動特性等を踏まえ，地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。動的解析は，原則として，時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。 また，3次元応答性状等の評価は，線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。 建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性，振動特性，減衰特性を十分考慮して評価し，集中質点系に置換した解析モデルを設定する。 動的解析には，建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎版の平面形状，地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については，必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては，地盤の構造特性の考慮として，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意し，原則として，弾性波試験によるものを用いる。 地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は，振動エネルギの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄに対する応答解析において，主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には，実験等の結果に基づき，該当する建物部分の構造特性に応じて，その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。 また，Ｓクラスの施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において，当該施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には，その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。 地震応答解析に用いる材料定数については，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また，材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上で，選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。 建物・構築物の動的解析においては，地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。このうち，地下水排水設備の外側に配置される建物・構築物については，施設の構造上の特徴，施設の周辺地盤及び周辺施設の配置状況を踏まえ，液状化による影響が生じるおそれがある場合には，その影響について確認する。ここで，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏ま

変　更　前	変　更　後
建物・構築物のうち土木構造物の動的解析に当たっては，構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は，地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて，線形，等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは，構造物と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。構造物の地震応答解析に用いる減衰定数については，地盤と構造物の非線形性を考慮して適切に設定する。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） ロ．　機器・配管系 動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性，適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，解析条件として考慮すべき減衰定数，剛性等の各種物性値は，適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。 機器については，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，有限要素モデル等に置換し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 また，時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。 配管系については，適切なモデルを作成し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。 スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で，建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等，解析対象とする現象，対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 また，設備の３次元的な広がりを踏まえ，適切に応答を評価できるモデルを用い，水平２方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。 なお，剛性の高い機器・配管系は，その設置床面の最大床応答加速度の 1.2 倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。 c.　設計用減衰定数 地震応答解析に用いる減衰定数は，安全上適切と認められる規格及び基準に基づき，設備の種類，構造等により適切に選定するとともに，試験等で妥当性を確認した値も用いる。	えた上で保守性を考慮して設定することを基本とする。 動的解析に用いる解析モデルは，地震観測網により得られた観測記録により振動性状の把握を行い，解析モデルの妥当性の確認を行う。 建物・構築物のうち土木構造物の動的解析に当たっては，構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は，地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて，線形，等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは，構造物と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。構造物の地震応答解析に用いる減衰定数については，地盤と構造物の非線形性を考慮して適切に設定する。 地震力については，水平２方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） ロ．　機器・配管系 動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性，適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，解析条件として考慮すべき減衰定数，剛性等の各種物性値は，適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。 機器については，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，有限要素モデル等に置換し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 また，時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。 配管系については，適切なモデルを作成し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。 スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で，建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等，解析対象とする現象，対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 また，設備の３次元的な広がりを踏まえ，適切に応答を評価できるモデルを用い，水平２方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。 なお，剛性の高い機器・配管系は，その設置床面の最大床応答加速度の 1.2 倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。 c.　設計用減衰定数 地震応答解析に用いる減衰定数は，安全上適切と認められる規格及び基準に基づき，設備の種類，構造等により適切に選定するとともに，試験等で妥当性を確認した値も用いる。

変　更　前	変　更　後
なお，建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については，既往の知見に加え，既設施設の地震観測記録等により，その妥当性を検討する。 また，地盤と土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については，地中構造物としての特徴，同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。	なお，建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については，既往の知見に加え，既設施設の地震観測記録等により，その妥当性を検討する。 また，地盤と土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については，地中構造物としての特徴，同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。
(4)　荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。 また，耐震設計においては，安全機能である閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，支持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，支持機能等については，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震力に対して，当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで，機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能等については，構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） a.　耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a)　安全機能を有する施設 イ．　建物・構築物 （イ）　運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 （ロ）　設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）。 ロ．　機器・配管系 （イ）　運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 （ロ）　運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって，当該状態が継続した場合には温度，圧力，流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。	(4)　荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。 また，耐震設計においては，安全機能である閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，支持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，支持機能等については，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震力に対して，当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで，機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能等については，構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） a.　耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a)　安全機能を有する施設 イ．　建物・構築物 （イ）　運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 （ロ）　設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）。 ロ．　機器・配管系 （イ）　運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 （ロ）　運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって，当該状態が継続した場合には温度，圧力，流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

変　更　前	変　更　後
（ハ）　設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって，当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） b.　荷重の種類 (a)　安全機能を有する施設 イ．　建物・構築物 （イ）　再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧 （ロ）　運転時の状態で施設に作用する荷重 （ハ）　地震力，積雪荷重及び風荷重 ただし，運転時の状態で施設に作用する荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。 ロ．　機器・配管系 （イ）　運転時の状態で施設に作用する荷重 （ロ）　運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 （ハ）　設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 （ニ）　地震力 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） c.　荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せについては，「3.3　外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積雪による荷重を考慮し，以下のとおり設定する。 (a)　安全機能を有する施設 イ．　建物・構築物 （イ）　Ｓクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と基準地	（ハ）　設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって，当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (b)　重大事故等対処施設 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） b.　荷重の種類 (a)　安全機能を有する施設 イ．　建物・構築物 （イ）　再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧 （ロ）　運転時の状態で施設に作用する荷重 （ハ）　地震力，積雪荷重及び風荷重 ただし，運転時の状態で施設に作用する荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。 ロ．　機器・配管系 （イ）　運転時の状態で施設に作用する荷重 （ロ）　運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 （ハ）　設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 （ニ）　地震力 ただし，各状態において施設に作用する荷重には，常時作用している荷重，すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・構築物に準じる。 (b)　重大事故等対処施設 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） c.　荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せについては，「3.3　外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積雪による荷重を考慮し，以下のとおり設定する。 (a)　安全機能を有する施設 イ．　建物・構築物 （イ）　Ｓクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と基準地震

変　更　前	変　更　後
震動による地震力とを組み合わせる。	動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。
（ロ）　Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。	（ロ）　Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓ以外の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 この際，常時作用している荷重のうち，土圧及び水圧について，基準地震動Ｓｓによる地震力又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。
ロ．　機器・配管系	ロ．　機器・配管系
（イ）　Ｓクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重，設計基準事故時に生じる荷重と基準地震動による地震力，弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。	（イ）　Ｓクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重，設計基準事故時に生じる荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。
（ロ）　Ｂクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。	（ロ）　Ｂクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。
（ハ）　Ｃクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と静的地震力とを組み合わせる。	（ハ）　Ｃクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と静的地震力とを組み合わせる。 なお，屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。
(b)　重大事故等対処施設	(b)　重大事故等対処施設
（重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
(c)　荷重の組合せ上の留意事項	(c)　荷重の組合せ上の留意事項
イ．　安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては，支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重，運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。	イ．　安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては，支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重，運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。
ロ．　安全機能を有する施設のうち機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故（以下「事故等」という。）時に生じるそれぞれの荷重については，地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても，いったん事故等が発生した場合，長時間継続する事故等による荷重は，その事故等の発生確率，継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせて考慮する。	ロ．　安全機能を有する施設のうち機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故（以下「事故等」という。）時に生じるそれぞれの荷重については，地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても，いったん事故等が発生した場合，長時間継続する事故等による荷重は，その事故等の発生確率，継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせて考慮する。
	ハ．　安全機能を有する施設に適用する動的地震力は，水平２方向及び鉛直方向について適切

変　更　前	変　更　後
ニ．　積雪荷重については，屋外に設置されている安全機能を有する施設のうち，積雪による受圧面積が小さい施設や，常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き，地震力との組合せを考慮する。	に組み合わせて算定するものとする。 ニ．　積雪荷重については，屋外に設置されている安全機能を有する施設のうち，積雪による受圧面積が小さい施設や，常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き，地震力との組合せを考慮する。
ホ．　風荷重については，屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設のうち，風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造，形状及び仕様の施設においては，地震力との組合せを考慮する。	ホ．　風荷重については，屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設のうち，風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造，形状及び仕様の施設においては，地震力との組合せを考慮する。 へ．　荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については，地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水位に基づき設定する。
（重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
d.　許容限界	d.　許容限界
各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は，以下のとおりとし，安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。	各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は，以下のとおりとし，安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。
(a)　安全機能を有する施設	(a)　安全機能を有する施設
イ．　建物・構築物	イ．　建物・構築物
（イ）　Ｓクラスの建物・構築物（土木構造物を除く。）	（イ）　Ｓクラスの建物・構築物（土木構造物を除く。）
ⅰ．　基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有することとする。 なお，終局耐力とは，建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき，その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし，既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。	ⅰ．　基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有することとする。 なお，終局耐力とは，建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき，その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし，既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。
ⅱ．　弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Ｓクラスの建物・構築物については，地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように，発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	ⅱ．　弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Ｓクラスの建物・構築物については，地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように，発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
（ロ）　Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物（土木構造物を除く。） 上記(イ)ⅱ.による許容応力度を許容限界とする。	（ロ）　Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物（土木構造物を除く。） 上記(イ)ⅱ.による許容応力度を許容限界とする。
（ハ）　建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物（土木構造物を除く。）については，当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して，耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	（ハ）　建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物（土木構造物を除く。）については，当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して，耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。
（二）　屋外重要土木構造物	（二）　屋外重要土木構造物

変　更　前	変　更　後
ⅰ．　基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 構造部材の曲げについては限界層間変形角（層間変形角 1/100）又は終局曲率，せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。 なお，限界層間変形角，終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとする。 ⅱ．　弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように，発生する応力に対して，安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 （ホ）　その他の土木構造物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 ロ．　機器・配管系 （イ）　Ｓクラスの機器・配管系 ⅰ．　基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力，荷重を制限する値を許容限界とする。 ⅱ．　弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して，応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように，降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。 （ロ）　Ｂクラス及びＣクラスの機器・配管系 上記（イ）ⅱ．による応力を許容限界とする。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） (5)　設計における留意事項 a.　主要設備等，補助設備，直接支持構造物及び間接支持構造物 主要設備等，補助設備及び直接支持構造物については，耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とするとともに，安全機能を有する施設のうち，耐震重要施設に該当する設備は，基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 また，間接支持構造物については，支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。 b.　波及的影響に対する考慮 耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能が損なわれないものとする。	ⅰ．　基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 構造部材の曲げについては限界層間変形角（層間変形角 1/100）又は終局曲率，せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。 なお，限界層間変形角，終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとする。 ⅱ．　弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように，発生する応力に対して，安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 （ホ）　その他の土木構造物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 ロ．　機器・配管系 （イ）　Ｓクラスの機器・配管系 ⅰ．　基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力，荷重を制限する値を許容限界とする。 ⅱ．　弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して，応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように，降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。 （ロ）　Ｂクラス及びＣクラスの機器・配管系 上記（イ）ⅱ．による応力を許容限界とする。 (b)　重大事故等対処施設 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） (5)　設計における留意事項 a.　主要設備等，補助設備，直接支持構造物及び間接支持構造物 主要設備等，補助設備及び直接支持構造物については，耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とするとともに，安全機能を有する施設のうち，耐震重要施設に該当する設備は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 また，間接支持構造物については，支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。 b.　波及的影響に対する考慮 耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能が損なわれないものとする。

変　更　前	変　更　後
	評価に当たっては，以下の４つの観点をもとに，敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い，各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 波及的影響の評価に当たっては，耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお，地震動又は地震力の選定に当たっては，施設の配置状況，使用時間を踏まえて適切に設定する。また，波及的影響の確認においては水平２方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設，設備を選定し評価する。 ここで，下位クラス施設とは，耐震重要施設以外の再処理施設内にある施設（資機材等含む。）をいう。 波及的影響を防止するよう現場を維持するため，機器設置時の配慮事項等を保安規定に定めて，管理する。 なお，原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに，４つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し，新たな検討事項が抽出された場合には，その観点を追加する。 (a)　設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 イ．　不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 ロ．　相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。
(b)　耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。	(b)　耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 (c)　建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋内の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下により，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 (d)　建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋外の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下により，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。
（重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
c.　建物・構築物への地下水の影響 耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は，周囲の地下水を排水し，基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備（サブドレンポンプ，水位検出器等）を設置する。	c.　建物・構築物への地下水の影響 耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は，周囲の地下水を排水し，基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備（サブドレンポンプ，水位検出器等）を設置する。また，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，必要な機能が保持でき

変　更　前	変　更　後
（重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	る設計とするとともに，非常用電源設備又は基準地震動Ｓｓによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とする。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） d.　一関東評価用地震動（鉛直） 基準地震動Ｓｓ－Ｃ４は，水平方向の地震動のみであることから，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には，工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動（以下「一関東評価用地震動（鉛直）」という。）による地震力を用いて，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。
(6)　緊急時対策所 （緊急時対策所に係る基本設計方針については，緊急時対策所の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	(6)　緊急時対策所 （緊急時対策所に係る基本設計方針については，緊急時対策所の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
	(7)　地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設については，基準地震動Ｓｓによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。 なお，耐震重要施設周辺においては平坦な造成地であることから，地震力に対して，施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。
（重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）

変　更　前	変　更　後
	第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（1／22）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*7	適用範囲	検討用地震動*7
S	(a) その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設		溶解槽（連続式） 抽出塔 プルトニウム濃縮液一時貯槽等*8	S S S			機器等の支持構造物	S	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	S_s S_s S_s S_s		
	(b) 使用済燃料を貯蔵するための施設	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料取出しピット 燃料仮置きピット 燃料仮置きラック 燃料貯蔵プール 燃料貯蔵ラック 燃料送出しピット バスケット仮置き架台 プール水冷却系 補給水設備	S S S S S S S S S	冷却水設備安全冷却水系 第１非常用ディーゼル発電機 第１非常用蓄電池	S S S	機器等の支持構造物	S	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	S_s	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン 燃料取出し装置 燃料移送水中台車 燃料取扱装置 バスケット取扱装置 バスケット搬送機 第１切断装置*9	S_s S_s S_s S_s S_s S_s S_s
	(c) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統	溶解施設	不溶解残渣回収槽	S	冷却水設備安全冷却水系 第２非常用ディーゼル発電機 第２非常用蓄電池	S S S	機器等の支持構造物	S	前処理建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S_s S_s S_s		
		分離施設	ＴＢＰ洗浄塔 抽出廃液受槽 抽出廃液中間貯槽 抽出廃液供給槽 第４一時貯留処理槽 第６一時貯留処理槽	S S S S S S	冷却水設備安全冷却水系 第２非常用ディーゼル発電機 第２非常用蓄電池	S S S	機器等の支持構造物	S	分離建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S_s S_s S_s		

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（2／22）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*7	適用範囲	検討用地震動*7
S	(c) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統（つづき）	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液供給槽 高レベル廃液濃縮缶 高レベル濃縮廃液貯槽 不溶解残渣廃液貯槽 高レベル廃液共用貯槽 高レベル濃縮廃液一時貯槽 不溶解残渣廃液一時貯槽	S S S S S S S	冷却水設備安全冷却水系 （中間熱交換器を含む） 第２非常用ディーゼル発電機 第２非常用蓄電池 高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁	S S S S	機器等の支持構造物	S	分離建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S_s S_s S_s S_s		
		固体廃棄物の廃棄施設	ガラス溶融炉 高レベル廃液混合槽 供給液槽 供給槽 固化セル移送台車	S S S S S	冷却水設備安全冷却水系 第２非常用ディーゼル発電機 第２非常用蓄電池 固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路 結合装置圧力信号による流下ノズル加熱停止回路 ガラス溶融炉の流下停止系	S S S S S S	機器等の支持構造物	S	高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S_s S_s S_s		
			収納管，通風管	S			機器等の支持構造物	S	高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋	S_s S_s		

変　更　前	変　更　後

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（3／22）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*7	適用範囲	検討用地震動*7
S	(d) プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器	溶解施設	溶解槽（連続式） 第１よう素追出し槽 第２よう素追出し槽 中間ポット 清澄機（遠心式） 中継槽 リサイクル槽 計量前中間貯槽 計量・調整槽 計量補助槽 計量後中間貯槽 ハル洗浄槽*10 水バッファ槽*10	S S S S S S S S S S S S S	冷却水設備安全冷却水系 第２非常用ディーゼル発電機 第２非常用蓄電池 可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断停止回路 可溶性中性子吸収材緊急供給系	S S S S	機器等の支持構造物	S	前処理建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S_s S_s S_s		
		分離施設	抽出塔 第１洗浄塔 第２洗浄塔 溶解液中間貯槽 溶解液供給槽 プルトニウム分配塔 ウラン洗浄塔 プルトニウム溶液 ＴＢＰ洗浄器 プルトニウム溶液受槽 プルトニウム溶液中間貯槽 第１一時貯留処理槽 第２一時貯留処理槽 第３一時貯留処理槽 第７一時貯留処理槽 第８一時貯留処理槽 プルトニウム洗浄器*10 第５一時貯留処理槽*10 第９一時貯留処理槽*10 第10一時貯留処理槽*10	S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	冷却水設備安全冷却水系 第２非常用ディーゼル発電機 第２非常用蓄電池	S S S	機器等の支持構造物	S	分離建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S_s S_s S_s		

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（4／22）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*7	適用範囲	検討用地震動*7
S	(d) プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器 （つづき）	精製施設	第１酸化塔 第２酸化塔 第１脱ガス塔 第２脱ガス塔 抽出塔 核分裂生成物洗浄塔 プルトニウム溶液供給槽 逆抽出塔 ＴＢＰ洗浄器 ウラン洗浄塔 補助油水分離槽 プルトニウム溶液受槽 油水分離槽 プルトニウム溶液一時貯槽 プルトニウム濃縮缶供給槽 プルトニウム濃縮缶 プルトニウム濃縮液受槽 プルトニウム濃縮液一時貯槽 プルトニウム濃縮液計量槽 プルトニウム濃縮液中間貯槽 リサイクル槽 希釈槽 第１一時貯留処理槽 第２一時貯留処理槽 第３一時貯留処理槽 第７一時貯留処理槽 第４一時貯留処理槽*10	S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	冷却水設備安全冷却水系 第２非常用ディーゼル発電機 第２非常用蓄電池 プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁	S S S S	機器等の支持構造物	S	精製建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S_s S_s S_s		

変　更　前	変　更　後

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（５／22）

耐　震 クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	検討用 地震動*7	適　用　範　囲	検討用 地震動*7
S	(d) プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器 （つづき）	脱硝施設	硝酸プルトニウム貯槽 混合槽 一時貯槽 定量ポット 中間ポット 脱硝装置	S S S S S S	冷却水設備安全冷却水系 第２非常用ディーゼル発電機 第２非常用蓄電池	S S S	機器等の支持構造物	S	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S_s S_s S_s	グローブボックス（定量 ポット，中間ポット及び脱硝装置）*11	S_s
		酸及び溶媒の回収施設	溶媒回収設備第１洗浄器*10	S			機器等の支持構造物	S	分離建屋	S_s		
	(e) 上記 (c) 及び (d) の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に，その影響の拡大を防止するための施設	セル等	高レベル放射性液体廃棄物又はプルトニウムを含む溶液を内蔵するＳクラスの系統及び機器を収納するセル，グローブボックス及び配管収納容器並びにせん断セル*11	S								
		その他再処理設備の附属施設	蒸気供給設備安全蒸気系	S	第２非常用ディーゼル発電機 第２非常用蓄電池	S S	機器等の支持構造物	S	前処理建屋 分離建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S_s S_s S_s S_s S_s		

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（６／22）

耐　震 クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	検討用 地震動*7	適　用　範　囲	検討用 地震動*7
S	(f) 上記(c)，(d)及び(e)に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	S	第２非常用ディーゼル発電機 第２非常用蓄電池 せん断処理・溶解廃ガス処理設備の系統の圧力警報	S S S	機器等の支持構造物	S	前処理建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S_s S_s S_s		
			Ｓクラスの塔槽類の塔槽類廃ガス処理設備	S	第２非常用ディーゼル発電機 第２非常用蓄電池 Ｓクラスの廃ガス処理設備の系統の圧力警報 高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路	S S S S	機器等の支持構造物	S	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 制御建屋 洞道	S_s S_s S_s S_s S_s S_s S_s S_s		
			高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	S	第２非常用ディーゼル発電機 第２非常用蓄電池 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の系統の圧力警報	S S S	機器等の支持構造物	S	高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S_s S_s S_s		

変　更　前	変　更　後

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（7／22）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*7	適用範囲	検討用地震動*7
S	(f) 上記 (c)，(d) 及び (e) に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設 （つづき）	気体廃棄物の廃棄施設	Ｓクラスのセル等の排気系及び建屋排気フィルタユニットから建屋排風機を経てダンパまでの範囲	S	第２非常用ディーゼル発電機 第２非常用蓄電池 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のセル内クーラ	S S S	機器等の支持構造物	S	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 制御建屋 洞道	S_s S_s S_s S_s S_s S_s S_s S_s		
			ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備 貯蔵室から排風機までの範囲	S	第２非常用ディーゼル発電機 第２非常用蓄電池	S S	機器等の支持構造物	S	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S_s S_s S_s		
			主排気筒	S					支持鉄塔，基礎	S_s		
		液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液濃縮缶凝縮器 減衰器	S S			機器等の支持構造物	S	分離建屋	S_s		
		放射線管理施設	主排気筒の排気筒モニタ	S	第２非常用ディーゼル発電機 第２非常用蓄電池	S S	機器等の支持構造物	S	主排気筒管理建屋 非常用電源建屋 制御建屋	S_s S_s S_s		

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（8／22）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*7	適用範囲	検討用地震動*7
S	(g) 上記 (a) ～ (f) の施設の機能を確保するための設備 （非常用所内電源系統，安全圧縮空気系，安全蒸気系及び安全冷却水系）	その他再処理設備の附属施設	非常用所内電源系統 第１非常用ディーゼル発電機 第１非常用蓄電池 重油タンク 第２非常用ディーゼル発電機 第２非常用蓄電池 燃料油貯蔵タンク 安全圧縮空気系 空気圧縮機 空気貯槽 安全蒸気系 ボイラ 安全冷却水系 冷却塔 冷却水循環ポンプ	S S S S S S S S S S			機器等の支持構造物	S	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 制御建屋 洞道	S_s S_s S_s S_s S_s S_s S_s S_s S_s	北換気筒*12	S_s

変　更　前	変　更　後

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（9／22）

耐　震 クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	検討用 地震動*7	適　用　範　囲	検討用 地震動*7
S	（g）上記（a）～（f）の施設の機能を確保するための設備（安全保護回路及び保護動作を行う機器）	－	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁 逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路及び遮断弁 分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁 プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁 第２酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁 可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断停止回路並びに可溶性中性子吸収材緊急供給系 固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路及びガラス溶融炉の流下停止系 プルトニウム洗浄器中性子検出器の計数率高による工程停止回路及び遮断弁 高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路 固化セル圧力高による固化セル隔離ダンパの閉止回路及び固化セル隔離ダンパ	S S S S S S S S S S			機器等の支持構造物	S	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 制御建屋	S_s S_s S_s S_s S_s		

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（10／22）

耐　震 クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	検討用 地震動*7	適　用　範　囲	検討用 地震動*7
S	（g）上記（a）～（f）の施設の機能を確保するための設備（安全上重要な施設の漏えい液を受ける漏えい液受皿の集液溝の液位警報及び漏えい液受皿から漏えい液を回収するための系統のうち安全上重要な施設）	－	以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報及び漏えい液受皿から漏えい液を回収するための系統 前処理建屋 溶解槽セル 中継槽セル 清澄機セル 計量・調整槽セル 計量後中間貯槽セル 放射性配管分岐第１セル 放射性配管分岐第４セル 分離建屋 溶解液中間貯槽セル 溶解液供給槽セル 抽出塔セル プルトニウム洗浄器セル 抽出廃液受槽セル 抽出廃液供給槽セル 分離建屋一時貯留処理槽第１セル 分離建屋一時貯留処理槽第２セル 放射性配管分岐第２セル 高レベル廃液供給槽セル 精製建屋 プルトニウム濃縮液受槽セル プルトニウム濃縮液一時貯槽セル プルトニウム濃縮液計量槽セル	S			機器等の支持構造物	S	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 制御建屋	S_s S_s S_s S_s		

変　更　前	変　更　後
	第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（11／22）

耐　震 クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	検討用 地震動*7	適　用　範　囲	検討用 地震動*7
S	（g）上記（a）～（f）の施設の機能を確保するための設備 （ 安全上重要な施設の漏えい液を受ける漏えい液受皿の集液溝の液位警報及び漏えい液受皿から漏えい液を回収するための系統のうち安全上重要な施設） （つづき）	－	以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報及び漏えい液受皿から漏えい液を回収するための系統 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 硝酸プルトニウム貯槽セル 混合槽セル 一時貯槽セル 高レベル廃液ガラス固化建屋 高レベル濃縮廃液貯槽セル 不溶解残渣廃液貯槽セル 高レベル廃液共用貯槽セル 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル 不溶解残渣廃液一時貯槽セル 高レベル廃液混合槽セル 固化セル 以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報 精製建屋 プルトニウム精製塔セル プルトニウム濃縮缶供給槽セル 油水分離槽セル 放射性配管分岐第１セル	S S			機器等の支持構造物	S	精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 制御建屋	S_s S_s S_s S_s		

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（12／22）

耐　震 クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	耐　震 クラス	適　用　範　囲	検討用 地震動*7	適　用　範　囲	検討用 地震動*7
S	（g）上記（a）～（f）の施設の機能を確保するための設備 （地震後において，その機能が継続して必要な計測制御施設等）	－	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁せん断処理・溶解廃ガス処理設備の系統の圧力警報 塔槽類廃ガス処理設備のうち，下記の系統の圧力警報 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（Ｐｕ系） ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の系統の圧力警報 結合装置圧力信号による流下ノズル加熱停止回路 制御建屋中央制御室換気設備	S S S S S			機器等の支持構造物	S	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 制御建屋	S_s S_s S_s S_s S_s S_s		

機ＧＢ

変　更　前	変　更　後

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（13／22）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*7	適用範囲	検討用地震動*7
S	(h) その他の施設 （機能喪失により臨界に至る可能性のある計測制御系統施設に係る安全上重要な施設）	－	燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路 エンドピースせん断位置異常によるせん断停止回路 溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路 第１よう素追出し槽及び第２よう素追出し槽の溶解液密度高による警報 エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路 プルトニウム洗浄器アルファ線検出器の故障警報及び工程停止回路（分離施設）プルトニウム洗浄器 アルファ線検出器の故障警報及び工程停止回路（精製施設）	S S S S S S S			機器等の支持構造物	S	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 制御建屋	S_s S_s S_s S_s		

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（14／22）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*7	適用範囲	検討用地震動*7
S	(h) その他の施設 （機能喪失により臨界に至る可能性のある計測制御系統施設に係る安全上重要な施設） （つづき）	－	せん断刃位置異常によるせん断停止回路 溶解槽溶解液温度低によるせん断停止回路 硝酸供給槽硝酸密度低によるせん断停止回路 可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位低によるせん断停止回路 エンドピース酸洗浄槽洗浄液温度低によるせん断停止回路 エンドピース酸洗浄槽供給硝酸密度低によるせん断停止回路 エンドピース酸洗浄槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路	S S S S S S S			機器等の支持構造物	S	前処理建屋 制御建屋	S_s S_s		

機Ｇ Ｂ

変　更　前	変　更　後

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（15／22）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*7	適用範囲	検討用地震動*7
S	(h) その他の施設（遮蔽設備）	－	高レベル廃液ガラス固化建屋のガラス固化体除染室の遮蔽設備	S			機器等の支持構造物	S	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	S_s		
			高レベル廃液ガラス固化建屋のガラス固化体検査室の遮蔽設備	S					ハル・エンドピース貯蔵建屋	S_s		
			高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵区域の遮蔽設備	S					高レベル廃液ガラス固化建屋	S_s		
			第１ガラス固化体貯蔵建屋の貯蔵区域の遮蔽設備	S					第１ガラス固化体貯蔵建屋	S_s		
			第１ガラス固化体貯蔵建屋の受入れ室の遮蔽設備	S					洞道	S_s		
			第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽設備	S								
			第１ガラス固化体貯蔵建屋のトレンチ移送台車の遮蔽設備	S								
			チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の貯蔵室の遮蔽設備	S								
			ハル・エンドピース貯蔵建屋の貯蔵プールの遮蔽設備	S								
			分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道の遮蔽設備	S								

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（16／22）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*7	適用範囲	検討用地震動*7
B	(a) 放射性物質の放出を伴うような場合に，その外部放散を抑制するための施設で，Ｓクラスに属さない施設	気体廃棄物の廃棄施設	Ｂクラスの塔槽類の塔槽類廃ガス処理設備（Ｂクラスの塔槽類から排風機を経て弁までの範囲）	B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋	S_B		
									分離建屋	S_B		
									精製建屋	S_B		
									ウラン脱硝建屋	S_B		
									ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	S_B		
									高レベル廃液ガラス固化建屋	S_B		
									低レベル廃液処理建屋	S_B		
									低レベル廃棄物処理建屋	S_B		
									チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	S_B		
									ハル・エンドピース貯蔵建屋	S_B		
									分析建屋	S_B		
			高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の廃ガス洗浄液槽	B			機器等の支持構造物	B	高レベル廃液ガラス固化建屋	S_B		
			Ｂクラスのセル等の換気設備（Ｂクラスのセル等から排風機を経てダンパまでの範囲）	B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋	S_B		
									分離建屋	S_B		
									精製建屋	S_B		
									ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	S_B		
									高レベル廃液ガラス固化建屋	S_B		
									分析建屋	S_B		
		セル等	Ｂクラスの設備を収納するセル等	B								

変　更　前	変　更　後

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（17／22）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*7	適用範囲	検討用地震動*7
B	(b) 放射性物質を内蔵している施設であって，Ｓクラスに属さない施設 （ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により，その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く）	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン 燃料取出し装置 燃料移送水中台車 燃料取扱装置 バスケット取扱装置 バスケット搬送機 プール水浄化系	B B B B B B B			機器等の支持構造物	B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	S_B		
		せん断処理施設	燃料横転クレーン せん断機	B B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋	S_B		
		溶解施設	エンドピース酸洗浄槽	B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋	S_B		
		分離施設	ウラン逆抽出器 ウラン溶液ＴＢＰ洗浄器 ウラン濃縮缶	B B B			機器等の支持構造物	B	分離建屋	S_B		
		精製施設	抽出器 核分裂生成物洗浄器 逆抽出器 抽出廃液ＴＢＰ洗浄器 ウラン溶液ＴＢＰ洗浄器	B B B B B			機器等の支持構造物	B	精製建屋	S_B		

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（18／22）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*7	適用範囲	検討用地震動*7
B	(b) 放射性物質を内蔵している施設であって，Ｓクラスに属さない施設 （ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により，その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く） （つづき）	精製施設	ウラン濃縮缶 ＴＢＰ洗浄塔 プルトニウム洗浄器 ウラン逆抽出器 逆抽出液ＴＢＰ洗浄器 第５一時貯留処理槽 第８一時貯留処理槽 第９一時貯留処理槽	B B B B B B B B			機器等の支持構造物	B	精製建屋	S_B		
		脱硝施設	濃縮缶 脱硝塔 硝酸ウラニル貯槽 焙焼炉 還元炉 混合機 粉末充てん機	B B B B B B B			機器等の支持構造物	B	ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	S_B S_B		
		酸及び溶媒の回収施設	酸回収設備 蒸発缶 精留塔 溶媒回収設備 第１洗浄器 第２洗浄器 第３洗浄器 蒸発缶 溶媒蒸留塔	B B B B B B B B B			機器等の支持構造物	B	分離建屋 精製建屋	S_B S_B		
		製品貯蔵施設	貯蔵室クレーン 貯蔵台車 洞道搬送台車	B B B					ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	S_B S_B		

変　更　前	変　更　後
	第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（19／22）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*7	適用範囲	検討用地震動*7
B	(b) 放射性物質を内蔵している施設であって，Ｓクラスに属さない施設 （ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により，その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く） （つづき）	液体廃棄物の廃棄施設	アルカリ廃液濃縮缶 アルカリ濃縮廃液貯槽 低レベル廃液蒸発缶 第１放出前貯槽 第１海洋放出ポンプ 海洋放出管 第２海洋放出ポンプを経て第１海洋放出ポンプから導かれる海洋放出管との合流点までの範囲を除く 除染ピット	B B B B B B B			機器等の支持構造物	B	分離建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 低レベル廃液処理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリア 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	S_B S_B S_B S_B S_B		
		固体廃棄物の廃棄施設	アルカリ濃縮廃液中和槽 ガラス固化体検査室天井クレーン 第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン*13 乾燥装置 熱分解装置 焼却装置 固化装置 第１切断装置 第２切断装置 低レベル固体廃棄物貯蔵設備	B B B B B B B B B B			機器等の支持構造物	B	高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋	S_B S_B S_B S_B S_B S_B		
		その他再処理設備の附属施設	分析設備	B			機器等の支持構造物	B	分析建屋	S_B		

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（20／22）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*7	適用範囲	検討用地震動*7
B	(c) その他の施設 （主要な遮蔽設備）	－	分離建屋と精製建屋を接続する洞道の遮蔽設備 精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道の遮蔽設備 高レベル廃液ガラス固化建屋と第１ガラス固化体貯蔵建屋を接続する洞道の遮蔽設備	B B B								

第 3.1.1-1 表　耐震設計上の重要度分類（21／22）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*7	適用範囲	検討用地震動*7
C	Ｓ，Ｂクラスに属さない施設	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン 使用済燃料輸送容器移送台車 使用済燃料輸送容器保守設備	C C C			機器等の支持構造物	C	使用済燃料輸送容器管理建屋*14 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	S_c S_c		
		気体廃棄物の廃棄施設	Ｓ及びＢクラス以外の塔槽類廃ガス処理設備及び換気設備	C			機器等の支持構造物	C				
		液体廃棄物の廃棄施設	第２放出前貯槽 第２海洋放出ポンプ 海洋放出管 （第２海洋放出ポンプを経て第１海洋放出ポンプから導かれる海洋放出管との合流点までの範囲） 低レベル廃液処理設備 （MOX 燃料加工施設との取合いに係る配管）	C C C C			機器等の支持構造物	C	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 低レベル廃液処理建屋	S_c S_c		

変　更　前	変　更　後
	第3.1.1-1表　耐震設計上の重要度分類（22／22）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*7	適用範囲	検討用地震動*7
C	S，Bクラスに属さない施設 （つづき）	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体検査装置 低レベル固体廃棄物貯蔵設備	C C			機器等の支持構造物	C	高レベル廃液ガラス固化建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋	S_C S_C S_C S_C S_C S_C		
		放射線管理施設	Sクラスのｆ.に該当する以外の放射線管理施設	C			機器等の支持構造物	C				
		その他再処理設備の附属施設	受電開閉設備 給水処理設備 蒸気供給設備 分析設備 火災防護設備 溢水防護設備 化学薬品防護設備 竜巻防護対策設備	C C C C C C C C			機器等の支持構造物	C				

注記　＊1：主要設備等とは，当該機能に直接的に関連する設備及び構築物をいう。
＊2：補助設備とは，当該機能に間接的に関連し，主要設備等の補助的役割を持つ設備をいう。
＊3：直接支持構造物とは，主要設備等，補助設備に直接取り付けられる支持構造物，又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。
＊4：間接支持構造物とは，直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。
＊5：使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン脱硝建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，ウラン酸化物貯蔵建屋，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，第1ガラス固化体貯蔵建屋，低レベル廃液処理建屋，低レベル廃棄物処理建屋，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋，ハル・エンドピース貯蔵建屋，第2低レベル廃棄物貯蔵建屋及び分析建屋の遮蔽設備はBクラスとする。
＊6：波及的影響を考慮すべき施設とは，下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備であり，主要設備等に適用される地震力により，上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼさないように設計する。
＊7：S_S：基準地震動S_Sによる地震力。
S_B：耐震Bクラス施設に適用される地震力又は静的地震力。
S_C：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。
＊8：プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器でSクラスとする設備のうち，臨界の発生防止の観点で形状寸法管理を行う設備は，溶解設備の溶解槽（連続式）からウラン・プルトニウム混合脱硝設備の混合槽に至るプルトニウム溶液の主要な流れに位置する設備並びにプルトニウム精製設備のプルトニウム溶液一時貯槽，プルトニウム濃縮液一時貯槽，リサイクル槽，希釈槽，分離建屋一時貯留処理設備の第1一時貯留処理槽，第2一時貯留処理槽，第7一時貯留処理槽，第8一時貯留処理槽，精製建屋一時貯留処理設備の第1一時貯留処理槽，第2一時貯留処理槽，第3一時貯留処理槽及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備の一時貯槽とする。また，これらの設備はプルトニウムを含む溶液を内蔵する機器としてもSクラスに属する設備であり，これらを収納するセル等もSクラスとする。
＊9：第1切断装置は，固体廃棄物の廃棄施設であるが，燃料貯蔵設備のチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットに設置しているため，当該ピットへの波及的影響を考慮すべき施設として，本欄に記載するものとする。
＊10：溶解設備のハル洗浄槽，水バッファ槽，分配設備のプルトニウム洗浄器，分離建屋一時貯留処理設備の第5一時貯留処理槽，第9一時貯留処理槽，第10一時貯留処理槽，精製建屋一時貯留処理設備の第4一時貯留処理槽及び溶媒回収設備の溶媒再生系分離・分配系の第1洗浄器はBクラスであるが，溶液の放射線分解により発生する水素の爆発を適切に防止するため，Sクラスとする。
＊11：ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の定量ポット，中間ポット及び脱硝装置のグローブボックスは，損傷により公衆に与える放射線の影響が十分小さいためBクラスとする。ただし，収納するSクラスの機器へ波及的影響を与えないようSクラス施設に適用される地震力に対し，耐えるように設計する。
＊12：北換気筒はCクラスであるが，Sクラスの冷却塔へ波及的影響を与えないようSクラス施設に適用される地震力に対し，耐えるように設計する。
＊13：第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンはBクラスであるが，Sクラスの遮蔽容器と一体構造のため，Sクラス施設に適用される地震力に対し，耐えるように設計する。
＊14：使用済燃料輸送容器管理建屋の使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫及びトレーラエリアは，輸送容器に波及的破損を与えないよう設計する。

変　更　前	変　更　後
3.2　津波による損傷の防止 安全機能を有する施設は，津波によりその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 設計上考慮する津波から防護する施設は，安全機能を有する施設のうち耐震重要施設とし，当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう，耐震重要施設は津波による影響を受けない位置に設置する設計とする。 設計上考慮する津波から防護する施設以外の安全機能を有する施設については，津波に対して機能を維持すること若しくは津波による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 上記施設のうち液体廃棄物の廃棄施設の海洋放出管については，津波により損傷した場合の措置として，必要に応じて廃液の発生量低減のための工程停止を行ったうえで適切な修理を行うことにより，その安全機能を損なわない設計とする。 耐震重要施設（当該施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む）を設置する敷地は，標高約 55m 及び海岸からの距離約 5km の地点に位置しており，敷地高さへ津波が到達する可能性はなく，また，低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ，汀線部から沖合約 3km まで敷設する海洋放出管は，低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約 55m の敷地に設置されることから，海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはない。 したがって，津波によって，安全機能を有する施設の安全機能が損なわれるおそれはない。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	3.2　津波による損傷の防止 安全機能を有する施設は，津波によりその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 設計上考慮する津波から防護する施設は，事業指定基準規則の解釈別記 3 に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設とし，当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう，耐震重要施設は津波による影響を受けない位置に設置する設計とする。 設計上考慮する津波から防護する施設以外の安全機能を有する施設については，津波に対して機能を維持すること若しくは津波による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 上記施設のうち液体廃棄物の廃棄施設の海洋放出管については，津波により損傷した場合の措置として，必要に応じて廃液の発生量低減のための工程停止を行ったうえで適切な修理を行うことにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと及び廃液の発生量低減のため必要に応じて工程停止を行うことを保安規定に定めて，管理する。 耐震重要施設（当該施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む）を設置する敷地は，標高約 55m 及び海岸からの距離約 5km の地点に位置しており，事業指定（変更許可）においては，断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも，より厳しい評価となるように設定した標高 40m の敷地高さへ津波が到達する可能性はなく，また，低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ，汀線部から沖合約 3km まで敷設する海洋放出管は，低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約 55m の敷地に設置されることから，海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはないことを確認している。 したがって，津波によって，安全機能を有する施設の安全機能が損なわれるおそれはない。 （重大事故等対処施設に係る基本設計方針については，重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）

変　更　前	変　更　後
3.3　外部からの衝撃による損傷の防止 (1)　外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針 安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)，凍結，高温，降水，積雪，落雷，生物学的事象及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において，自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件においても，その安全機能が損なわれないよう，防護措置，基礎地盤の改良及び運用上の措置を講ずる設計とする。 このうち，基礎地盤の改良により地震に対する建物・構築物の支持性能を確保する設計については「3.1　地震による損傷の防止」の設計方針に基づくものとする。 安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の状況を基に想定され，再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。)として，飛来物(航空機落下)，爆発，近隣工場等の火災，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対して，その安全機能が損なわれないよう，防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。 (2)　外部からの衝撃に対する防護設計に係る荷重等の設定 国内外の規格・基準類，敷地周辺の気象観測所における観測記録，敷地周辺の環境条件等を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	3.3　外部からの衝撃による損傷の防止 (1)　外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針 安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において，自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件においても，その安全機能が損なわれないよう，防護措置，基礎地盤の改良及び運用上の措置を講ずる設計とする。 このうち，基礎地盤の改良により地震に対する建物・構築物の支持性能を確保する設計については「3.1　地震による損傷の防止」の設計方針に基づくものとする。 安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の状況を基に想定され，再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。)として，飛来物(航空機落下)，爆発，近隣工場等の火災（危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む)，有毒ガス，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対して，その安全機能が損なわれないよう，防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。 外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置及び運用上の措置においては，波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設についても考慮する。 また，想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対しては，安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。 想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象の発生により，再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は，必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等，再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 (2)　外部からの衝撃に対する防護設計に係る荷重等の設定 国内外の規格・基準類，敷地周辺の気象観測所における観測記録，敷地周辺の環境条件等を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。

変　更　前	変　更　後
(3)　異種の自然現象の組合せ，事故時荷重との組合せ 自然現象及び人為事象の組合せについては，地震，風(台風)，凍結，降水，積雪，落雷，生物学的事象等を考慮し，複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして，積雪及び風(台風)，積雪及び地震並びに風(台風)及び地震の組合せを，施設の形状及び配置に応じて考慮する。 組み合わせる積雪深については，敷地付近における最深積雪を用いて垂直積雪量190cmとし，建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数を考慮する。また，組み合わせる風速の大きさについては，建築基準法を準用して設定する。	(3)　異種の自然現象の組合せ，事故時荷重との組合せ 自然現象及び人為事象の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災等を考慮し，複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして，積雪及び風(台風)，積雪及び竜巻，積雪及び火山の影響(降下火砕物)，積雪及び地震，風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを，施設の形状及び配置に応じて考慮する。 組み合わせる積雪深については，敷地付近における最深積雪を用いて垂直積雪量190cmとし，建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数を考慮する。ただし，火山の影響(降下火砕物)と組み合わせる場合の積雪深は，降下火砕物による荷重の特徴を踏まえ，「青森県建築基準法施行細則」に定められた六ヶ所村の垂直積雪量150cmとする。また，組み合わせる風速の大きさについては，建築基準法を準用して設定する。 最新の科学的技術的知見を踏まえ，安全上重要な施設は，当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震を除く。）により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を，それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても，安全機能を損なわない設計とする。 具体的には，建屋内に設置される安全上重要な施設は，建屋によって安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震を除く。）の影響を防止することにより，設計基準事故が発生した場合でも，自然現象（地震を除く。）による影響を受けない設計とする。 屋外に設置される安全上重要な施設は，設計基準事故が発生した場合でも施設の運転圧力，温度等は変わらないため，設計基準事故時荷重が発生しないことから，自然現象による荷重と重なることはない。 したがって，安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震を除く。）による衝撃と設計基準事故時の荷重は重なることのない設計とする。 (4)　新知見の収集，安全機能等の必要な機能を損なわないための運用上の措置 外部衝撃による損傷の防止の設計条件等に係る新知見の収集を実施するとともに，新知見が得られた場合に影響評価を行うこと，外部衝撃に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置を保安規定に定めて，管理する。 自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象のうち風(台風)，凍結，高温，降水，積雪，生物学的事象，塩害，有毒ガス，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対する設計方針については「3.3.1竜巻，森林火災，火山の影響，落雷，地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象」の設計方針に基づく設計とする。また，自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象のうち，竜巻に対する設計方針については「3.3.2　竜巻」，森林火災，爆発及び近隣工場等の火災に対する設計方針については「3.3.3　外部火災」，火山の影響に対する設計方針については「3.3.4　火山の影響」，飛来物(航空機落下)の設計方針については「3.3.5　航空機落下」並びに落雷に対する設計方針については「3.3.6　落雷」

変　更　前	変　更　後
	の設計方針に基づく設計とする。
3.3.1　落雷，地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象	3.3.1　竜巻，森林火災，火山の影響，落雷，地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象
(1)　防護すべき施設及び設計方針	(1)　防護すべき施設及び設計方針
想定される自然現象(落雷，地震及び津波を除く。)(以下「自然現象」という。)又は人為事象(航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災を除く。)(以下「人為事象」という。)から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)は，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する建物・構築物，系統及び機器を対象とする。外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「外部事象防護対象施設等」という。）は，自然現象又は人為事象に対し，機械的強度を有すること等により，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	想定される自然現象(竜巻，森林火災，火山の影響，落雷，地震及び津波を除く。)(以下，3.3.1項では，「自然現象」という。)又は人為事象(航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災を除く。)(以下，3.3.1項では，「人為事象」という。)から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)は，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する建物・構築物，系統及び機器を対象とする。外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「外部事象防護対象施設等」という。）は，自然現象又は人為事象に対し，機械的強度を有すること等により，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，想定される自然現象及び人為事象の影響により外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。 外部事象防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，自然現象又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。 なお，使用済燃料輸送容器に使用済燃料が収納された使用済燃料収納使用済燃料輸送容器（以下，「使用済燃料収納キャスク」という。）は，再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，自然現象及び人為事象により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。
(2)　防護設計に係る荷重等の設定	(2)　防護設計に係る荷重等の設定
想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果として再処理施設で生じ得る環境条件を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果として再処理施設で生じ得る環境条件を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。
(3)　自然現象及び人為事象に対する防護対策	(3)　自然現象及び人為事象に対する防護対策
外部事象防護対象施設等は，以下の自然現象及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	外部事象防護対象施設等は，以下の自然現象及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。
a.　自然現象に対する防護対策	a.　自然現象に対する防護対策
(a)　風(台風)	(a)　風(台風)
外部事象防護対象施設は，建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とする又は機械的強度を有する建屋内に収納することで安全機能を損なわない設計とする。	外部事象防護対象施設は，建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とする又は機械的強度を有する建屋内に収納することで安全機能を損なわない設計とする。

変　更　前	変　更　後
(b)　凍結 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での日最低気温の観測記録を考慮して，建屋内への収納，給気加熱，保温等の凍結防止措置を講ずることにより，凍結に対して安全機能を損なわない設計とする。 (c)　高温 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での日最高気温の観測記録を考慮して，高温に対して要求される機能を維持する設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。 (d)　降水 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での観測記録を考慮して，降水量を設定し，降水による浸水に対し，排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに，外部事象防護対象施設を収納する建屋の貫通部の止水処理をすること，保護機構を有すること等により，雨水が当該建屋又は機器に浸入することを防止することで，安全機能を損なわない設計とする。 (e)　積雪 外部事象防護対象施設は，敷地付近で観測された最深積雪を考慮した積雪荷重に対し，機械的強度を有する設計とする又は機械的強度を有する建屋内に収納することで安全機能を損なわない設計とする。 また，外部事象防護対象施設は，雪の取り込みによる閉塞に対し，外気取入口に防雪フードを設置すること等により，安全機能を損なわない設計とする。 なお，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備等の給気系で給気を加熱することにより，雪の取り込みによる閉塞を防止し，外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 (f)　生物学的事象 外部事象防護対象施設は，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制するため，外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口等にバードスクリーンを，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備等の給気系にフィルタを設置すること，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入による影響を受けるおそれがある機器が保護機構を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。 (g)　塩害 外部事象防護対象施設は，塩害に対し，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備等の給気系にフィルタを設置すること，塗装等による腐食防止対策により，安全機能を損なわない設計とする。 直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管は，防食処理を施す設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。 受電開閉設備は，碍子部分の絶縁性の維持対策により，安全機能を損なわない設計とする。	(b)　凍結 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での日最低気温の観測記録を考慮して，建屋内への収納，給気加熱，保温等の凍結防止措置を講ずることにより，凍結に対して安全機能を損なわない設計とする。 (c)　高温 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での日最高気温の観測記録を考慮して，高温に対して要求される機能を維持する設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。 (d)　降水 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での観測記録を考慮して，降水量を設定し，降水による影響に対し，排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに，外部事象防護対象施設を収納する建屋の貫通部の止水処理をすること，保護機構を有すること等により，雨水が当該建屋又は機器に浸入することを防止することで，安全機能を損なわない設計とする。 (e)　積雪 外部事象防護対象施設は，敷地付近で観測された最深積雪を考慮した積雪荷重に対し，機械的強度を有する設計とする又は機械的強度を有する建屋内に収納することで安全機能を損なわない設計とする。 また，外部事象防護対象施設は，雪の取り込みによる閉塞に対し，外気取入口に防雪フードを設置すること等により，安全機能を損なわない設計とする。 なお，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備等の給気系で給気を加熱することにより，雪の取り込みによる閉塞を防止し，外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 (f)　生物学的事象 外部事象防護対象施設は，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制するため，外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口等にバードスクリーンを，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備等の給気系にフィルタを設置すること，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入による影響を受けるおそれがある機器が保護機構を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。 (g)　塩害 外部事象防護対象施設は，塩害に対し，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備等の給気系にフィルタを設置すること，塗装等による腐食防止対策により，安全機能を損なわない設計とする。 直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管は，防食処理を施す設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。 受電開閉設備は，碍子部分の絶縁性の維持対策により，安全機能を損なわない設計とする。

変　更　前	変　更　後
b.　人為事象に対する防護対策	b.　人為事象に対する防護対策 (a)　有毒ガス 外部事象防護対象施設は，再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガス（化学薬品の漏えいに伴うものを含む）に対して安全機能を損なわない設計とする。 中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋は，想定される有毒ガスの発生に対し，必要に応じて外気との連絡口を遮断又は中央制御室内空気及び緊急時対策建屋内空気の再循環運転を行うこと，防護具を着用すること等の措置を講ずることにより，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋の居住性を損なわない設計とする。 再処理事業所内における化学物質の漏えいにより発生する有毒ガスについては，「(c)再処理事業所内における化学物質の漏えい」に対する設計方針として示す。 有毒ガスが中央制御室，使用済燃料の受入れ及び貯蔵建屋の制御室又は緊急時対策建屋に到達するおそれがある場合に係る設計方針については，第2章個別項目の「4.計測制御系統施設」及び「7.14 緊急時対策所」に示す。
(b)　電磁的障害 外部事象防護対象施設は，電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。 外部事象防護対象施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	(b)　電磁的障害 外部事象防護対象施設は，電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。 外部事象防護対象施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。
(c)　再処理事業所内における化学物質の漏えい 外部事象防護対象施設は，想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し，安全機能を損なわない設計とする。	(c)　再処理事業所内における化学物質の漏えい 外部事象防護対象施設は，想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し，安全機能を損なわない設計とする。 これらの化学物資の漏えいによる影響としては，外部事象防護対象施設に直接被水すること等による安全機能への影響及び漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる制御室の運転員，敷地内の作業員等への影響が考えられる。 外部事象防護対象施設の安全機能への影響については，「７．８屋外で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針」に示す。 また，制御室の運転員，敷地内の作業員等への影響については，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋が想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し，必要に応じて外気との連絡口を遮断又は中央制御室内空気及び緊急時対策建屋内空気の再循環運転を行うこと，防護具を着用すること等の措置を講ずることにより，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋の居住性を損なわない設計とする。

変　更　前	変　更　後
	c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 自然現象及び人為事象に関する設計条件等に係る新知見の収集並びに自然現象及び人為事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・　定期的に自然現象に係る気象条件等の新知見の収集を実施するとともに，新知見が得られた場合に影響評価を行うこと ・　除雪を適宜実施すること ・　有毒ガスが発生した場合又は再処理事業所内において化学物質の漏えいが発生した場合は，中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員並びに緊急時対策建屋において設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員への影響を防止するため，外気との連絡口を遮断又は中央制御室内空気及び緊急時対策建屋内空気の再循環運転を行うこと，防護具を着用すること等の措置を講ずること及び制御室の運転員，敷地内の作業員等が安全確保に係る対応ができるよう，作業リスクに応じた防護具の着用や漏えい発生時の対応を定め，必要な資機材を配備すること 3.3.2　竜巻 (1)　防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，事業指定(変更許可)を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合においても，作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。 設計竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護対象施設」という。)としては，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する建物・構築物，系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「竜巻防護対象施設等」という。)は，竜巻に対し，機械的強度を有すること等により，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。 竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。 なお，使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，竜巻によ

変　更　前	変　更　後
	り使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。 (2)　防護設計に係る荷重の設定 竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻は事業指定(変更許可)を受けた最大風速100m/sとし，設計荷重は，風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。 風圧力による荷重及び気圧差による荷重は，設計竜巻の特性値に基づいて設定する。 飛来物による衝撃荷重としては，事業指定(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m，質量135kg，最大水平速度51m/s，最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。 さらに，設計飛来物に加えて，竜巻の影響を考慮する施設の設置状況及びその他環境状況を考慮し，評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。 鋼製材よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し，固定，固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を実施することにより，飛来物とならない設計とする。 また，設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は，飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから，衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない。 (3)　竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 a.　竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 竜巻に対する防護設計において，竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する建屋により保護すること，竜巻防護対策設備を設置すること等により，安全機能を損なわない設計とする。 建屋内の竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して竜巻防護対象施設を収納する建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。 竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 また，設計飛来物の衝突に対して，貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 塔槽類廃ガス処理設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差による荷重に対して構造強度評価を実施し，安全機能を損なわないよう，要求される機能を維持する設計とする。

変　更　前	変　更　後
	開口部等からの設計飛来物の侵入により，建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，竜巻防護対策設備を設置することにより，設計飛来物の衝突による影響に対して，安全機能を損なわない設計とする。 安全冷却水系の冷却塔等の屋外の竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，安全機能を損なわないよう，要求される機能を維持する設計とする。また，設計飛来物の衝突による影響に対して安全機能を損なうおそれのある場合には，竜巻防護対策設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。 竜巻防護対策設備の基本設計方針については，第２章　個別項目の「7.　その他再処理設備の附属施設　7.3　その他の主要な事項　7.3.4　竜巻防護対策設備」に示す。 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，当該施設の倒壊又は転倒により，周辺の竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(竜巻)に対して，必要な機能を維持する設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 b.　竜巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における竜巻被害状況及び再処理施設の配置から，竜巻随伴事象として火災，溢水及び外部電源喪失を想定し，これらの事象が発生した場合においても，竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 竜巻随伴事象のうち火災に対しては，火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計又は火災の感知・消火等の対策により竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災による影響は外部火災及び内部火災に対する防護設計に包絡されるため，「3.3.3　外部火災」の「(b)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。 竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水による影響は溢水に対する防護設計に包絡されるため，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」の「6.3.4　その他の溢水」に基づく設計とする。 竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては，外部電源喪失が生じたとしても非常用所内電源系統等の安全機能を確保する設計とし，非常用所内電源系統による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。

変　更　前	変　更　後
	c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うこと ・資機材等の固定，固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を行うこと
3.3.3　外部火災 安全機能を有する施設は，近隣工場の火災が発生した場合においても，その安全機能を損なわない設計とする。	3.3.3　外部火災 (1)　防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，想定される外部火災において，最も厳しい火災が発生した場合においても，防火帯の設置，離隔距離の確保及び建屋による防護等により，その安全機能を損なわない設計とする。 その上で，外部火災により発生する火炎及び輻射熱からの直接的影響並びにばい煙及び有毒ガスの二次的影響によってその安全機能を損なわない設計とする。 外部火災から防護する施設(以下「外部火災防護対象施設」という。)としては，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する建物・構築物，系統及び機器を対象とする。外部火災防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部火災防護対象施設等」という。)は，外部火災の直接的影響及び二次的影響に対し，機械的強度を有すること等により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。 外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については，外部火災に対して機能を維持すること，若しくは外部火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと，防火帯の外側に位置する設備に対し事前散水により延焼防止を図ること又はそれらを適切に組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと及び防火帯の外側に位置する設備に対し事前散水により延焼防止を図ることを保安規定に定めて，管理する。 なお，使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，外部火災により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。 (2)　防護設計に考慮する外部火災に係る事象の設定

変　更　前	変　更　後
	外部火災としては，「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として，森林火災，近隣の工場，石油コンビナート等特別防災区域，危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以下「近隣の産業施設」という。)の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。 また，外部火災防護対象施設へ影響を与えるおそれのある敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベ(以下「危険物貯蔵施設等」という。)については，外部火災源としての影響及び外部火災による影響を考慮する。 さらに，近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳並びに航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳を考慮する。 これら火災の二次的影響として，火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガスを考慮する。 (3)　外部火災に対する防護対策 a.　外部火災の直接的影響に対する防護対策 (a)　森林火災に対する防護対策 自然現象として想定される森林火災については，敷地への延焼防止を目的として，再処理施設の敷地周辺の植生を確認し，作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に，再処理施設への影響が厳しい評価となるように解析条件を設定し，森林火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大火線強度(9,128kW/m) から算出される，事業指定(変更許可)を受けた防火帯(幅25m以上)を敷地内に設ける設計とする。 防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし，防火帯内には原則として可燃物となるものは設置しない設計とする。ただし，防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には，延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに，不燃性シートで覆う等の対策を施す設計とする。 また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保及び建屋による防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 建屋内の外部火災防護対象施設は，外部火災に対して損傷の防止が図られた建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。 森林火災からの輻射強度の影響に対する評価として,外部火災防護対象施設を収納する建屋は，防火帯の外縁(火炎側)から危険距離を上回る離隔距離を確保することで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。外壁表面温度がコンクリートの圧縮強度を維持できる温度域の上限(以下「コンクリートの許容温度」という。)となる離隔距離を危険距離として設定する。 建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である，非常用ディーゼル発電機に流入する空気の森林火災による温度上昇に対する温度評価は，輻射熱の影響が厳しい石油備蓄基地火災の熱影響評価に包絡されるため，「(b)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」に基づく設計とする。 安全冷却水系の冷却塔等の屋外に設置する外部火災防護対象施設（以下「屋外の外部火災

変　更　前	変　更　後
	防護対象施設」という。）は，輻射強度に基づき算出した施設の温度が，冷却水出口温度の最大運転温度等の安全機能を維持するために必要な温度域の上限（以下「屋外の外部火災防護対象施設の許容温度」という）となる離隔距離である危険距離に対し，それを上回る離隔距離を確保することで，安全機能を損なわない設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，防火帯の外縁(火炎側)から危険距離を上回る離隔距離を確保することで，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 (b)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策 人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発として，石油備蓄基地の火災並びに敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の影響については，離隔距離の確保及び建屋による防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 敷地周辺を通行する危険物を搭載した車両による火災及び爆発については，危険物の貯蔵量が多く，外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の評価に包絡されるため，敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針において示す。 また，敷地内において，危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については，燃料等の補充時は監視人が立会を実施することで，万一の火災発生時は速やかな消火活動を可能とすることにより，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 船舶の火災については，危険物の貯蔵量が多く外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地近傍の石油備蓄基地火災の影響に包絡されることから，石油備蓄基地の火災に対する設計方針において示す。 イ．　石油備蓄基地火災に対する防護対策 石油備蓄基地の火災に対して，外部火災防護対象施設を収納する建屋は危険距離を上回る離隔距離を確保することで，建屋の外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とし，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である非常用ディーゼル発電機は，外気取入口から流入する空気の温度が，石油備蓄基地火災の熱影響によって上昇したとしても，非常用ディーゼル発電機の設計上の最高使用温度となる離隔距離である危険距離に対し，それを上回る離隔距離を確保することで，非常用ディーゼル発電機の安全機能を損なわない設計とする。 屋外の外部火災防護対象施設は，輻射強度に基づき算出した施設の温度を屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで，危険距離を上回る離隔距離を確保し，安全機能を損なわない設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，危険距離を上回る離隔距離を確保することで，外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とし，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。

変　更　前	変　更　後
	ロ．　石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する防護対策 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対しては，それぞれの輻射強度を考慮し，外部火災防護対象施設を収納する建屋の外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とすることで，危険距離を上回る離隔距離を確保し，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 屋外の外部火災防護対象施設については，輻射強度に基づき算出した施設の温度を屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで，危険距離を上回る離隔距離を確保し，安全機能を損なわない設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とすることで，危険距離を上回る離隔距離を確保し，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 ハ．　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する防護対策 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対しては，敷地内に複数存在する危険物貯蔵施設等の中から，貯蔵量及び配置状況並びに外部火災防護対象施設を収納する建屋及び屋外の外部火災防護対象施設への距離を考慮し，外部火災防護対象施設に火災及び爆発の影響を及ぼすおそれがあるものを選定する。 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災においては，敷地内の危険物貯蔵施設ごとに，外部火災防護対象施設を収納する建屋が受ける輻射強度を算出し，この輻射強度に基づき算出される建屋の外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とすることで，危険距離を上回る離隔距離を確保し，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 屋外の外部火災防護対象施設は，輻射強度に基づき，施設の温度を算出し，屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで，危険距離を上回る離隔距離を確保し，安全機能を損なわない設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とすることで，危険距離を上回る離隔距離を確保し，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 再処理施設の危険物貯蔵施設等は，建屋内に収納され，着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造とすることで爆発を防止する設計とする。 その上で，敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発を想定し，ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を求め，危険限界距離を上回る離隔距離を確保することで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすること及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 また，敷地内の危険物貯蔵施設等に隣接し，危険限界距離を上回る離隔距離を確保できない外部火災防護対象施設を収納する建屋は，爆発によって発生する爆風圧に対して，建屋外壁の発生応力を短期許容応力度以下とし，コンクリートの構造強度を確保することで，建屋

変　更　前	変　更　後
	内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 (c)　航空機墜落による火災に対する防護対策 航空機墜落による火災については，対象航空機が外部火災防護対象施設を収納する建屋の直近に墜落する火災を想定し，建屋による防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 屋外の外部火災防護対象施設については，竜巻防護対策設備等の周辺施設の設置状況を考慮した上で，屋外の外部火災防護対象施設の至近となる位置で航空機墜落による火災が発生することを想定し，外殻からの離隔距離に応じた防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，熱影響により外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には，耐火被覆又は遮熱板の対策を講ずることにより安全機能を損なわない設計とする。 航空機墜落による火災は建屋直近で発生を想定しており建屋外壁表面温度がコンクリートの許容温度を超えることが想定されるため，輻射強度の影響に対する評価として，外部火災防護対象施設を収納する建屋は，外壁及び建屋内の温度上昇を考慮した場合においても，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 屋外の外部火災防護対象施設は，施設の温度上昇を考慮した場合においても，屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで，安全機能を損なわない設計とする。 外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，支持構造物である架構等の必要な部材に，耐火被覆又は遮熱板の防護対策を講じることで，構造が維持できる温度以下とし，外部火災防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。 竜巻防護対策設備の鋼板の飛来物防護板等(以下「飛来物防護板等」という。)を設置する建屋内の外部火災防護対象施設については，火炎からの輻射強度を受けた飛来物防護板等の温度上昇を考慮し，この熱影響に基づき求めた施設の温度を，外部火災防護対象施設の性能維持に必要な温度以下とすることで，安全機能を損なわない設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は外壁の温度を算出し，建屋の構造強度を維持することで使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 航空機墜落火災の熱影響により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には，耐火被覆による対策を講じ，耐火被覆を施工できない駆動部等の部材に対しては，遮熱板による対策を講ずることで，安全機能を損なわない設計とする。 耐火被覆(主材)は，建築基準法における耐火性能に関する技術的基準のうち，１時間耐火性能を満足する塗料を用い，必要厚さ以上を施工する設計とする。 耐火被覆の施工にあたっては，主材に対し，主材の剥がれを防止するため，上記認定を受けた下塗りを施工し，劣化等から保護する中塗り及び上塗りの塗装を施工する設計とする。 耐火被覆に係る塗装は，周辺施設を含め，航空機墜落火災の想定位置を考慮し，外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある部材を抽出し，火災の直近となる部材は全てを，

変　更　前	変　更　後
	その他の部材は離隔距離が確保できない部材を対象とし，輻射を遮るように施工する設計とする。 遮熱板は，防護する部材への輻射を遮るように囲み，鋼板の受熱面側に耐火被覆に係る塗装を施工する設計とする。また，防護する部材及び遮熱板の点検等の保守性を考慮した設計とする。 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災の重畳として，航空機が敷地内の危険物貯蔵施設等に直撃し，危険物及び航空機燃料による重畳火災が発生することを想定する。上記の危険物及び航空機燃料による重畳火災を想定した場合の外部火災防護対象施設等が受ける輻射強度は，建屋等の直近における航空機墜落による火災を想定した場合の輻射強度よりも小さいことから，航空機墜落による火災に対する設計方針に基づくことで，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対しては，ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を求め，危険限界距離を上回る離隔距離を確保することで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすること及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 また，敷地内の危険物貯蔵施設等に隣接し，危険限界距離を上回る離隔距離を確保できない外部火災防護対象施設を収納する建屋は，爆発によって発生する爆風圧に対して，建屋外壁の発生応力を短期許容応力度以下とし，コンクリートの構造強度を確保することで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 (d)　再処理施設の危険物貯蔵施設等への火災及び爆発に対する防護対策 再処理施設の危険物貯蔵施設等への火災及び爆発に対する防護対策については，森林火災及び近隣の産業施設の火災の影響を想定し，再処理施設の危険物貯蔵施設等の貯蔵物の温度が許容温度となる離隔距離である危険距離に対し，それを上回る離隔距離を確保することで，再処理施設の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止する設計とする。また，近隣の産業施設の爆発の影響を想定しても，爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を算出し，危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。上記設計により，再処理施設の危険物貯蔵施設等が，外部火災防護対象施設等へ影響を与えない設計とすること及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 b.　外部火災の二次的影響に対する防護対策 (a)　ばい煙の影響に対する防護対策 外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については，建屋換気設備等に適切な防護対策を講じることで，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 イ．　換気空調系統 外部火災防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系は，ばい煙の侵入に対して，フ

変　更　前	変　更　後
	ィルタを設置することで，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 中央制御室は，運転員の居住性を確保するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口にフィルタを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。 制御建屋中央制御室換気設備は，外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環を行う措置並びに再循環時における中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環の措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 ロ．　ディーゼル発電機 外部火災防護対象施設の非常用ディーゼル発電機については，ばい煙の侵入に対して，フィルタ又はワイヤーネットを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。 また，ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし，ばい煙により閉塞しない設計とする。 ハ．　安全圧縮空気系の空気圧縮機 外部火災防護対象施設の安全圧縮空気系の空気圧縮機の吸気側については，ばい煙の侵入に対して，フィルタを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。 また，ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし，ばい煙により閉塞しない設計とする。 ニ．　ガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管 ガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管については，外気とともに自然空冷の通気流路にばい煙が流入するが，流路の閉塞を防止する構造とすることで，安全機能を損なわない設計とする。 (b)　有毒ガスの影響に対する防護対策 有毒ガスによる影響については，運転員の作業環境を確保するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環を行う措置並びに再循環時における中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環の措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 c．　必要な機能を損なわないための運用上の措置

変　更　前	変　更　後
	外部火災に関する設計条件等に係る新知見の収集及び防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・外部火災の評価の条件及び新知見について，定期的に確認を行い，評価条件の大きな変更又は新知見が得られた場合に評価を行うこと ・延焼防止機能を損なわないために，防火帯の維持管理を行うとともに，防火帯内には原則として可燃物となるものは設置せず，可燃物を含む機器等を設置する場合には，必要最小限として不燃性シートで覆う等の対策を行うこと ・危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については，万一の火災発生時に速やかな消火活動が可能となるよう，燃料補充時は監視人が立会を実施すること ・耐火被覆及び遮熱板の定期的な保守管理を行うこと ・航空機墜落火災が発生した場合，再処理施設の耐火被覆及び遮熱板の点検並びに工程停止等の措置を講ずること ・外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には，中央制御室の運転員への影響を防止するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気の再循環を行い，再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずること ・外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，制御室内の空気の再循環を行う措置を講ずること 3.3.4　火山の影響 (1)　防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として，事業指定(変更許可)を受けた降下火砕物の特性を考慮し，降下火砕物の影響を受ける場合においても，その安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物から防護する施設(以下「降下火砕物防護対象施設」という。)としては，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する建物・構築物，系統及び機器を対象とする。降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「降下火砕物防護対象施設等」という。)は，降下火砕物の影響に対し，機械的強度を有すること等により，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。 降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については，降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保す

変　更　前	変　更　後
	ること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 　また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。 　なお，使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，降下火砕物により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。 (2)　防護設計における降下火砕物の特性及び荷重の設定 　設計に用いる降下火砕物は，事業指定(変更許可)を受けた層厚55cm，密度1.3g/cm^3(湿潤状態)と設定する。 　また，降下火砕物に対する防護設計を行うために，施設に作用する荷重として，降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重，常時作用する荷重，運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。 　火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については，火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により，風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。 (3)　降下火砕物に対する防護対策 　降下火砕物に対する防護設計においては，降下火砕物の特性による直接的影響として静的負荷，粒子の衝突，閉塞，磨耗，腐食，大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限の影響を評価し，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 a.　直接的影響に対する防護対策 (a)　構造物への静的負荷 　建屋内の降下火砕物防護対象施設は，設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持する建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。 　降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合等には設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 　安全冷却水系の冷却塔等の屋外の降下火砕物防護対象施設(以下「屋外の降下火砕物防護対象施設」という。)は，降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合等には設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，安全機能を損なわない設計とする。 　なお，屋外の降下火砕物防護対象施設である安全冷却水系の冷却塔は，冷却ファンを作動し上方に空気を流すことにより降下火砕物が堆積し難い構造とする。 　降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合等には設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維

変　更　前	変　更　後
	持することにより，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合等には設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 なお，降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うことから，降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。 (b)　構造物への粒子の衝突 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 屋外の降下火砕物防護対象施設は，構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により，安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 なお，粒子の衝突の影響は，竜巻で設定する飛来物の影響に包絡されるため，「3.3.2 (3) a.　竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」に示す基本設計方針に基づく設計とする。 (c)　構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響(閉塞) 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設置すること等により，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 また，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置し，設備内部及び建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。 さらに，非常用ディーゼル発電機の給気系等は，降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。 降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで，降下火砕物により閉塞しない設計とする。 ガラス固化体貯蔵設備の収納管，通風管等で構成する貯蔵ピットの冷却空気流路は，貯蔵ピットの下部に空間を設けることにより冷却空気流路が閉塞し難い構造とする。 また，点検用の開口部より吸引による除灰が可能な構造とすることで，降下火砕物により閉塞しない設計とする。

変　更　前	変　更　後
	屋外の降下火砕物防護対象施設である主排気筒は，降下火砕物の侵入による閉塞の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。 主排気筒は，排気の吹き上げにより降下火砕物が侵入し難い構造とする。また，降下火砕物が主排気筒内に侵入した場合でも，異物の除去が可能な構造とすること及び異物の溜まる空間を設けることにより閉塞し難い構造とする。 (d)　構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響(磨耗) 建屋内の降下火砕物防護対象施設，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設及び屋外に設置される降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物による磨耗の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計及び磨耗し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 また，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置し，設備内部及び建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。 さらに，非常用ディーゼル発電機の給気系等は，降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。 降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで，降下火砕物により磨耗しない設計とする。 屋外の降下火砕物防護対象施設である安全冷却水系の冷却塔の冷却ファンの回転軸部は，冷却空気を上方に流すこと等により降下火砕物が侵入し難い構造とする。 なお，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設及び屋外の降下火砕物防護対象施設は，摺動部に降下火砕物が侵入したとしても，降下火砕物に対して磨耗し難い材料を使用することにより，安全機能を損なわない設計とする。 (e)　構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響(腐食) イ．　構造物の化学的影響(腐食) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 屋外の降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。

変　更　前	変　更　後
	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外壁塗装及び屋上防水を実施することにより，短期での腐食が発生しない設計とすることで，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 屋外の降下火砕物防護対象施設は，塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，外壁塗装及び屋上防水を実施することにより，短期での腐食が発生しない設計とすることで，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ロ．　換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響(腐食) 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置し，設備内部及び建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，塗装，腐食し難い金属の使用又は防食処理により，短期での腐食が発生しない設計とする。 また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。 (f)　敷地周辺の大気汚染 中央制御室は，降下火砕物による大気汚染により，中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。

変　更　前	変　更　後
	制御建屋中央制御室換気設備を収納する制御建屋等は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 制御建屋中央制御室換気設備の給気系等にフィルタを設置し，制御室内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。 制御建屋中央制御室換気設備は，外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環を行う措置並びに再循環時における中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環の措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 (g)　電気系及び計測制御系の絶縁低下 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物による絶縁低下の影響により，安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 降下火砕物の影響を受ける可能性がある，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設である計測制御設備の制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。 b.　間接的影響に対する防護対策 降下火砕物による間接的影響である７日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう，非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備は降下火砕物の影響を受けないよう設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。 また，安全上重要な施設へ７日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・定期的に新知見の確認を行い，新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い，評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること ・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこ

変　更　前	変　更　後
	と ・降灰時には，冷却塔に降下火砕物が堆積しないよう，冷却塔のルーバが開状態の場合は，冷却ファンを作動させる措置を講ずること ・降灰時には，降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために，換気設備の給気系の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ・降下火砕物によりガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路が閉塞しないよう必要に応じて貯蔵ピットの点検用の開口部より吸引による除灰を行うこと ・降灰時には，非常用ディーゼル発電機の給気系等に対するフィルタの追加設置等を行うこと ・堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気の再循環を行い，再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の空気の再循環を行う措置を講ずること ・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため，安全上重要な施設へ７日間の電力を供給する措置を講ずること
3.3.5　航空機落下 再処理施設の上空には三沢特別管制区があり，南方向約10kmの位置には三沢対地訓練区域がある。三沢対地訓練区域で対地射爆撃訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが，当区域で多くの訓練飛行が行われているという立地地点固有の社会環境等を配慮し，仮に訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定したときに，公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えるおそれのある施設は，航空機に対して貫通が防止でき，かつ，航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できる堅固な建物・構築物で適切に保護する等，安全確保上支障がないように設計する。 安全上重要な施設については原則として防護対象とする。 ただし，安全上重要な施設のうち，航空機が墜落する可能性が無視できる施設又は仮に航空機が墜落することを想定しても公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えない施設は，防護対象外とする。 防護方法としては，建物の外壁及び屋根により建物全体を適切に保護する方法を基本とし，放射性物質を内蔵する防護対象施設が一箇所に集中している場合は，建物の壁及び床により防護対象とする区画を適切に保護する方法を用いることにより，施設の安全性を確保する設計とする。 また，放射性物質を内蔵しておらず，かつ，多重化が要求される場合は，同時に2系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置する方法を用いることにより，施設の安全性を確保する設計	3.3.5　航空機落下 再処理施設の上空には三沢特別管制区があり，南方向約10kmの位置には三沢対地訓練区域がある。三沢対地訓練区域で対地射爆撃訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが，当区域で多くの訓練飛行が行われているという立地地点固有の社会環境等を配慮し，仮に訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定したときに，公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えるおそれのある施設は，航空機に対して貫通が防止でき，かつ，航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できる堅固な建物・構築物で適切に保護する等，安全確保上支障がないように設計する。 安全上重要な施設については原則として防護対象とする。 ただし，安全上重要な施設のうち，航空機が墜落する可能性が無視できる施設又は仮に航空機が墜落することを想定しても公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えない施設は，防護対象外とする。 防護方法としては，建物の外壁及び屋根により建物全体を適切に保護する方法を基本とし，放射性物質を内蔵する防護対象施設が一箇所に集中している場合は，建物の壁及び床により防護対象とする区画を適切に保護する方法を用いることにより，施設の安全性を確保する設計とする。 また，放射性物質を内蔵しておらず，かつ，多重化が要求される場合は，同時に2系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置する方法を用いることにより，施設の安全性を確保する設計

変　更　前	変　更　後
とする。	とする。 上記の防護設計を踏まえ，再処理施設への航空機落下確率が防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して事業指定（変更許可）を受けている。 設工認申請時に，事業指定（変更許可）申請時から，防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更等がないことを確認していることから，安全機能を有する施設に対して追加の防護措置その他適切な措置を講ずる必要はない。 なお，定期的に航空路の変更等の状況を確認し，追加の防護措置の要否を判断することを保安規定に定めて，管理する。
(1)　防護設計条件 建物・構築物の防護設計においては，三沢対地訓練区域で多く訓練飛行を行っている航空機のうち，F-16とF-4EJ改を包絡する条件として，航空機総重量20t，速度150m/sとしたF-16相当の航空機による衝撃荷重を設定する。 この衝撃荷重は衝突面に対し直角に作用するものとする。 貫通限界厚さの算定についても同様に，F-16相当の航空機に余裕を考慮し，エンジン重量1.9t，エンジン吸気口部直径0.98m，エンジンの衝突速度150m/sとする。 また，F-4EJ改を考慮し，2基のエンジン（重量1.745t/基，吸気口部直径0.992m）と等価な重量，断面積を有するエンジンとして，エンジンの重量3.49t，エンジン吸気口部直径1.403m及びエンジンの衝突速度155m/sも貫通限界厚さの算定に用いる。	(1)　防護設計条件 変更なし
(2)　防護設計 航空機衝突時の建物・構築物の損傷の評価においては，比較的硬いエンジンの衝突による貫通等の局部的な破壊と，機体全体の衝突による鉄筋コンクリート版等の全体的な破壊という二つの現象を考慮する。 防護設計を行う建物・構築物は，エンジンの衝突による貫通を防止でき，航空機全体の衝突荷重によるコンクリートの圧縮破壊及び鉄筋又は鋼材の破断による版の全体的な破壊を防止できる構造とする。 外壁等に設けられた開口部のうち開口面積の大きいものは，迷路構造(建屋内壁による防護等)により開口内部を直接見込めない構造とすること等によって防護する設計とする。 なお，航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に対して，十分な耐火性能を有する鉄筋コンクリート版等により，防護対象とする施設を防護する設計とする。	(2)　防護設計 航空機衝突時の建物・構築物の損傷の評価においては，比較的硬いエンジンの衝突による貫通等の局部的な破壊と，機体全体の衝突による鉄筋コンクリート版等の全体的な破壊という二つの現象を考慮する。 防護設計を行う建物・構築物は，エンジンの衝突による貫通を防止でき，航空機全体の衝突荷重によるコンクリートの圧縮破壊及び鉄筋又は鋼材の破断による版の全体的な破壊を防止できる構造とする。 外壁等に設けられた開口部のうち開口面積の大きいものは，迷路構造(建屋内壁による防護等)により開口内部を直接見込めない構造とすること等によって防護する設計とする。 なお，航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に対して，十分な耐火性能を有する鉄筋コンクリート版等により，防護対象とする施設を防護する設計とする。航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に係る設計方針については，「3.3.3 外部火災 (3)a.(c)航空機墜落による火災に対する防護対策」に示す。
3.3.6　落雷 (1)　防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，想定される落雷が発生した場合においても，安全機能を損なわない	3.3.6　落雷 (1)　防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，想定される落雷が発生した場合においても，安全機能を損なわない

変　更　前	変　更　後
設計とする。	設計とする。また，直撃雷による再処理施設への影響及び間接雷による雷サージによる影響のそれぞれを考慮するとともに，再処理施設の建物及び構築物は広範囲に分散して設置されていること，それらの中には雷撃を受けやすい高い構築物があること，建屋間には，配管，ケーブルを収納する洞道が設置され，各施設の監視及び制御を制御建屋で集中的に実施するという特徴を踏まえて耐雷設計を行う。 落雷から防護する施設（以下，「落雷防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。落雷防護対象施設には，建屋内に設置されるもの，屋外に設置されるもの及び屋外に設置され金属製の構築物で全体を覆われるものがある。したがって，落雷防護対象施設，落雷防護対象施設を収納する建屋及び落雷防護対象施設を覆う金属製の構築物（以下，「落雷防護対象施設等」という。）は，落雷の影響により落雷防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，落雷防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設（以下，「落雷防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。）の影響を考慮した設計とする。 落雷防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，落雷の影響に対して機能を維持すること，落雷による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。 なお，使用済燃料収納キャスクは，再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，落雷により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。 (2)　想定する落雷の規模及び荷重の組合せ 耐雷設計においては，再処理施設が立地する地域の気候，再処理事業所及びその周辺の過去の観測値に安全余裕を見込んで，想定する落雷の規模を，事業指定（変更許可）を受けた270kAとする。 落雷と同時に発生する可能性のある竜巻，積雪，降雹及び降水については，これらが落雷防護対象施設等に及ぼす影響を考慮したうえで，適切に落雷との組合せを考慮する。
(3)　落雷に対する防護対策	(3)　落雷に対する防護対策 一般的に落雷は高い建物及び構築物に対して発生しやすいという特徴があり，再処理施設では最も高い構築物である主排気筒に落雷が発生しやすいことから，雷撃電流と雷撃距離の関係を考慮すると，想定する雷撃電流270kAの落雷は主排気筒にて捕捉される。したがって，主排気筒を想定する雷撃電流270kAの落雷の雷撃点として防護設計を行う。

変　更　前	変　更　後
a.　直撃雷に対する防護設計 直撃雷に対する耐雷設計としては，「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG4608），建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。 b.　間接雷に対する防護設計	また，落雷の特徴を踏まえると，落雷は主排気筒等の高い構築物にて捕捉されやすいため，雷撃電流と雷撃距離の関係を考慮すると，雷撃電流150kA以上の落雷は主排気筒等の高い構築物で捕捉される。したがって，主排気筒を除く落雷防護対象施設等は，雷撃電流150kAの落雷を考慮して防護設計を行う。主排気筒以外の高い構築物は，150kAを超えかつ270kAに満たない落雷を捕捉することを考慮した設計とする。 a.　直撃雷に対する防護設計 落雷防護対象施設等は，直撃雷に対して避雷設備を設置すること等により，落雷防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 具体的には，屋外の落雷防護対象施設のうち主排気筒は，雷撃電流270kAの直撃雷の影響を考慮して，「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG4608）及び建築基準法に基づき，日本産業規格に準拠した避雷設備を設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。 落雷防護対象施設を収納する建屋及び落雷防護対象施設を覆う金属製の構築物は，雷撃電流150kAの直撃雷の影響を考慮して，「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG4608），建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格に準拠した避雷設備を設置すること，又は構築物の構造体を利用した避雷設備を設置することにより，建屋内及び金属製の構築物に覆われる落雷防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，主排気筒を除く高い構築物は，雷撃電流150kAを超えかつ270kAに満たない直撃雷を捕捉するため，主排気筒と同等の避雷設備を設ける設計とする。 避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。 上記以外の施設のうち，建築基準法又は消防法の適用を受ける建屋，構築物（使用済燃料収納キャスクを収納する建屋を含む）については，落雷防護対象施設等と同様の設計とする。 また，落雷防護対象施設等は，落雷防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の直撃雷による機械的影響を考慮した設計とする。 b.　間接雷に対する防護設計 落雷防護対象施設は，間接雷に対して雷サージの影響阻止設計等により，安全機能を損なわない設計とする。 再処理施設の建物及び構築物は広範囲に分散して設置されており，かつ，再処理施設の建屋間には配管，ダクト及びケーブルを収納する洞道が設置されている。再処理施設では，洞道内に設置されるケーブルを介して，各施設の監視及び制御が制御建屋で集中的に実施されること並びに高圧系統及び低圧系統への給電が行われるという特徴がある。このため，間接雷による雷サージによって各建屋に接地電位の差が生じることによる影響を考慮し，建屋間で取り合う計測制御系統施設，放射線監視設備及び電気設備（以下，「計測制御系統施設等」という。）を対象として間接雷に対する防護設計を行う。また，間接雷による雷サージの影響は，雷撃電流の大きさ及び雷撃点周辺の落雷防護対象施設の設置状況によることから，最も厳しい条件を設定して間接雷に対

変　更　前	変　更　後
避雷設備は，各接地系の連接による構内接地系の電位分布の平坦化を図り，日本産業規格による標準設計値を十分下回る設計とする。 建屋外に引き出される計装ケーブルは，原則としてシールドケーブルを使用し保安器を設けるか，シールドケーブルの両端接地，又は光伝送ケーブルの使用により，雷サージの侵入を抑制する設計とする。 電気設備は，想定される雷サージ電圧に対して安全機能を損なわないよう，雷インパルス絶縁耐力を有する設計とする。	する防護設計を行う。 具体的には，落雷防護対象施設の間接雷に対する防護設計としては，想定する雷撃電流270kAの落雷が主排気筒に捕捉され，雷撃電流が拡散及び分流する過程で生じる雷サージの侵入及び伝播経路を考慮し，接地設計による間接雷の影響の抑制及び雷サージの影響阻止設計により，落雷防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 接地設計としては，避雷設備と接続する各接地系を連接することにより構内接地系の電位分布の平坦化を図り，日本産業規格による標準設計値を十分下回り，間接雷の影響を抑制する設計とする。 雷サージの影響阻止設計としては，計測制御系の信号方式等に応じた設計を行うこととし，アナログ信号式の計測制御系統施設は，信号の出力側の建屋と信号の入力側の建屋の両方に保安器を設置し，想定される雷サージ電圧に対して安全機能を損なわない設計とする。また，各建屋から制御建屋への信号出力ラインにアイソレータを設置し，落雷の影響が安全上重要な警報及びインターロック機能に及ぶことのない設計とする。 デジタル信号式の計測制御系統施設及び放射線監視設備は，シールドケーブルの両端接地又は光伝送ケーブルの使用により，想定される雷サージ電圧に対して安全機能を損なわない設計とする。 電気設備は，雷インパルス絶縁耐力を有することにより，想定される雷サージ電圧に対して安全機能を損なわない設計とする。 また，落雷防護対象施設は，落雷防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の間接雷による機能的影響を考慮し，電気的・物理的な独立性を有する設計とする。 c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 落雷に関する設計条件等に係る新知見の収集，落雷の影響が確認された場合の運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・定期的に落雷の規模，発生頻度，落雷の影響メカニズム等に係る新知見の確認を行うこと。 ・落雷により，落雷防護対象施設の安全機能への影響のおそれがあると判断された場合には，当該の落雷防護対象施設に関連する工程を停止する措置を取ること。

変　更　前	変　更　後
4.　閉じ込めの機能 4.1　閉じ込め 安全機能を有する施設は，放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める，又は漏えいした場合においても，セル，グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し，放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。 4.1.1　系統及び機器への放射性物質の閉じ込め 放射性物質を内包する系統及び機器は，放射性物質が漏えいし難い設計とする。また，使用する化学薬品，取り扱う放射性物質，圧力及び温度並びに保守及び修理の条件を考慮し，ステンレス鋼，ジルコニウムその他の腐食し難い材料を使用するとともに，腐食しろを確保する設計とする。 なお，使用済燃料を受け入れ又は貯蔵する水槽の水の漏えいし難い設計については，第 2 章個別項目の「1.　使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」に示す。 ウランを含む粉末，焼却灰その他の粉末状の放射性物質を非密封で取り扱う場合は，密閉した系統及び機器内で取り扱う設計とする。 4.1.2　放射性物質の逆流防止 流体状の放射性物質を取り扱う設備は，放射性物質を含まない流体を取り扱う設備への放射性物質の逆流により放射性物質を拡散しない設計とする。 なお，放射性物質により汚染された空気を取り扱う換気設備の逆流防止に関する設計については，第 2 章　個別項目の「5.　放射性廃棄物の廃棄施設」の「5.1.4　換気設備」に示す。 4.1.3　放射性物質の漏えい拡大防止 (1)　セル等又は室への放射性物質を内包する設備の収納 放射性物質を内包する系統及び機器は，その性状に応じてセル等又は室に適切に収納する設計とする。 プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物（以下「高レベル廃液」という。）を内包する系統及び機器は，分析のため少量を取り扱う場合や，ウラン・プルトニウム混合酸化物（UO_2・PuO_2，以下「MOX」という。）粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き，セル等に収納する設計とする。 (2)　漏えい液の回収 液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し，液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は，漏えい検知装置により検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。	4.　閉じ込めの機能 4.1　閉じ込め 変更なし

変　更　前	変　更　後
液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し，万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は，漏えいを検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。 使用済燃料を受け入れ又は貯蔵する水槽から水が漏えいした場合でも水の漏えいを検知し安全に処置できる設計とする。 なお，使用済燃料を受け入れ又は貯蔵する水槽から漏えいした水を検知し安全に処置できる設計については，第２章　個別項目の「1.　使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」に示す。 a.　沸騰するおそれのある又はn－ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液の回収 漏えいした液の発熱量が大きく，沸騰のおそれがあるか又は TBP，n-ドデカン及びこれらの混合物（以下「有機溶媒」という。）を含む漏えいした液が n-ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については，漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し，万一外部電源が喪失した場合でも，漏えいした液を確実に移送するために，スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気はその他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から供給し，ポンプを使用する場合の電源は非常用所内電源系統に接続する設計とする。また，ポンプは，多重化するか，万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。 なお，安全蒸気系の設計については，第２章　個別項目の「7.　その他再処理設備の附属施設」の「7.2.3　蒸気供給設備」に示す。 b.　臨界のおそれのある漏えい液の回収 通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウラニルの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器を収納するセルの床には，万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。 なお，漏えい液受皿の臨界管理に関する設計については，第１章　共通項目の「1.　核燃料物質の臨界防止」の「1.1　核燃料物質の臨界防止に関する設計」に基づくものとする。 連続移送の配管から漏えいのおそれがあり，漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は，漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し，万一漏えいした場合には，漏えいを確実に検知し移送する設計とする。 通常の運転状態において無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を連続移送する配管から漏えいのおそれがあり，漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は，漏えい液受皿の集液溝を監視する装置により，漏えいを検知する設計とする。 (3)　熱媒へ漏えいした流体状の放射性物質の回収 管理区域外から流体状の放射性物質を内包する設備へ冷却水，加熱蒸気及び温水（以下「熱媒」という。）を供給する場合は，管理区域内で熱交換器を介することで，放射性物質を含む流体を管理区域外に流出しない設計とする。 熱媒をセル内に設置された流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は，熱媒中への	

変　更　前	変　更　後
放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。 　万一，熱媒中に放射性物質が漏えいした場合には，汚染した熱媒を安全に処理できる設計とする。 4.1.4　放射性物質を取り扱う設備，セル等及び室の負圧維持 　プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器，セル等並びにこれらを収納する建屋は，原則として，気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち，それぞれの気圧は，原則として，建屋，セル等，系統及び機器の順に低くすることで漏えいの拡大を防止する設計とする。 　また，上記以外の放射性物質を内包する系統及び機器，セル等並びにこれらを収納する建屋は，気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち，それぞれの気圧は，建屋，セル等，系統及び機器の順に低くすることで漏えいの拡大を防止する設計とする。 　気体廃棄物の廃棄施設は，放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに，フィルタ，洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後，主排気筒，北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。 　なお，放射性物質を適切に除去するための系統及び機器に関する設計については，第２章　個別項目の「5.　放射性廃棄物の廃棄施設」に示す。 　設計基準事故時においても，可能な限り負圧維持並びに漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに，一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても，再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。 4.1.5　グローブボックス及びフード 　プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは，給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。 　フードは，気体廃棄物の廃棄施設により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。 4.1.6　崩壊熱除去 　再処理施設は，使用済燃料及びその溶解液，放射性廃棄物等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。 　なお，溶解液等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による溶液の異常な温度上昇を防止するために使用する安全冷却水系の設計については，第２章　個別項目の「7.　その他再処理設備の附属施設」の「7.2.2　冷却水設備」に示す。 　また，使用済燃料，製品貯蔵容器及び放射性廃棄物であるガラス固化体の貯蔵時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇の防止に関する設計については，それぞれ第 2 章　個別項目の「1.　使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」，「3.　製品貯蔵施設」及び「5.　放射性廃棄物の廃棄	

脱硝 B

変　更　前	変　更　後
施設」の「5.3　固体廃棄物の廃棄施設」に示す。 4.1.7　液体状の放射性物質の施設外への漏えい防止 液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には「4.1.3　放射性物質の漏えい拡大防止」に示す漏えい液受皿を設置し，液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計としている。 漏えい液受皿を設置しない場合は，液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部に堰を設置し，最大容量の機器から全量漏えいした場合においても，液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。 液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設内部のうち，液体状の放射性物質の漏えいが拡大するおそれがある部分の床面，適切な高さまでの壁面，堰及びこれらの接合部は，耐水性を有する設計とし，液体状の放射性物質が漏えいし難い設計とする。また，床面，壁面及び堰に貫通部を設ける場合は，床面，壁面及び堰の耐水性が損なわれない設計とする。 液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設の床面下には，敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。	

変　更　前	変　更　後
5.　火災等による損傷の防止 5.1　火災等による損傷の防止に対する基本設計方針 火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないように，火災の発生防止対策を行うとともに，火災検出装置及び消火装置を適切に配置し，火災の早期検知及び消火を行うことにより，安全上重要な施設に対する影響を限定するとともに，火災影響軽減設備を適切に配置して火災の影響を軽減する設計とする。 再処理施設は，火災・爆発の発生を想定しても，閉じ込めの機能が適切に維持できる設計とする。 安全上重要な施設が火災の影響をうけるおそれのある場合は火災区域を設定し，万一の火災発生時に，火災区域への延焼を防止する設計とする。 火災の発生防止、火災の検知及び消火並びに火災による影響の軽減対策については、「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」を参考として再処理施設の特徴を考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	5.　火災等による損傷の防止 5.1　火災等による損傷の防止に対する基本設計方針 5.1.1　安全機能を有する施設 安全機能を有する施設は，火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，以下の火災防護対策を講ずる設計とする。 火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として，安全評価上その機能を期待する建物・構築物 ，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な施設の安全機能を有する建物・構築物 ，系統及び機器を抽出するとともに，放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための建物・構築物，系統及び機器のうち，安全上重要な施設を除いたものを抽出する。 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。 火災防護上重要な機器等を収納する建屋に，耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火戸，防火ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は，火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。 屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して，耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。 火災区域又は火災区画のファンネルには，他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として，煙等流入防止対策を講ずる設計とする。 再処理施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては，「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として再処理施設の特徴(引火性の多種の化学薬品を取り扱うこと，高線量下となるセルが存在すること等)及びその重要度を踏まえ，火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。 安全上重要な施設のうち，その重要度と特徴を考慮し，最も重要な以下の設備(以下「火災防護上の最重要設備」という。)に対し，系統分離対策を講ずる設計とする。 1)　プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能（異常の発生防止機能を有する排気機能）を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機 2)　崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの(崩壊熱による溶液の沸騰までの時間余裕が小さいもの)，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系 3)　安全圧縮空気系 4)　上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統

変　更　前	変　更　後
また，再処理施設は，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	なお，火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含め再処理施設は，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。
	5.1.2　重大事故等対処施設
（重大事故等対処施設に係る基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（重大事故等対処施設に係る基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
5.1.3　火災防護計画	5.1.3　火災防護計画 再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため，火災防護計画を策定する。 火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため，火災及び爆発の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の３つの深層防護の概念に基づき，必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。 重大事故等対処施設については，火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。 その他の再処理施設については，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。 重大事故等対処設備のうち，可搬型のものに対する火災防護対策については，火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。 敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発（以下「外部火災」という。）については，安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についての火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。
5.2　火災及び爆発の発生防止	5.2　火災及び爆発の発生防止
5.2.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止 再処理施設の火災及び爆発の発生を防止するため，再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち，可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火源の排除，異常な温度上昇の防止対策，可燃性物質の漏えい防止対策及び可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに，熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計とする。 放射性物質を含む有機溶媒を内包する系統及び機器は，腐食し難い材料を使用するとともに，漏えいし難い構造とすることにより有機溶媒の漏えいを防止する設計とする。 放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器で加温を行う機器は，化学的制限値（n-ドデカンの引火点 74℃）を設定し，化学的制限値を超えて加温することがないように，溶液の温度を監視して，温度高により警報を発するとともに，自動で加温を停止する設計とする。 放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器は，静電気により着火するおそれがないよう接地を施す設計とし，これらの機器を収納するセルには，着火源を有する機器は設置しない設計とする。 放射性物質を含む有機溶媒を内包する系統及び機器を内部に設置するセル，グローブボックス及び室については，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備で換気を行う設計とする。 使用済有機溶媒の蒸発及び蒸留を行う機器は，有機溶媒へ着火するおそれのない可燃領域外で有機溶媒の処理を行う設計とするとともに，廃ガスには不活性ガス（窒素）を注入して排気する設計と	5.2.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止 変更なし

変　更　前	変　更　後
し，蒸発缶を減圧するための系統の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス(窒素)を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。 溶媒蒸留塔の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス(窒素)を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。 廃棄する有機溶媒(以下「廃溶媒」という。)を処理する熱分解装置は,不活性ガス(窒素)を供給することにより，廃溶媒を不活性な雰囲気下で熱分解する設計とし，外部ヒータを適切に制御するとともにその内部温度を測定し，運転状態を監視し，温度高により外部ヒータ加熱及び廃溶媒供給を停止する設計とする。 熱分解ガスを燃焼する装置は，その内部温度を測定し，燃焼状態を監視し，温度低により熱分解装置への廃溶媒供給を停止する設計とする。 また，可燃性ガスを取り扱う室に設置する電気接点を有する機器は，防爆構造とする設計とする。 リン酸トリブチル(以下「TBP」という。)又はその分解生成物であるリン酸ジブチル，リン酸ブチル(以下「TBP 等」という。)と硝酸，硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体(以下「TBP 等の錯体」という。)の急激な分解反応を防止するため，硝酸を含む溶液を内包する濃縮缶及び蒸発缶(以下「濃縮缶等」という。)では TBP の混入防止対策として n-ドデカン(以下「希釈剤」という。)を用いて濃縮缶等に供給する溶液を洗浄し，TBP を除去する設計とする。 また，濃縮缶等での TBP 等の錯体の急激な分解反応を防止するため，TBP の混入防止対策として濃縮缶等に供給する溶液から有機溶媒を分離することができる設計とするとともに，溶液を濃縮缶等に供給する槽では水相を下部から抜き出す設計とする。 TBP 等の錯体の急激な分解反応のおそれのある機器には,熱的制限値(加熱蒸気の最高温度 135℃)を設定し，濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気の温度を加熱蒸気の圧力により制御し，温度計により監視し，温度高により警報を発するとともに，加熱蒸気の温度が設定値を超えないように，蒸気発生器に供給する一次蒸気及び濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気を自動で遮断する設計とする。 運転で水素ガスを使用する設備又は溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は接地を施す設計とする。 溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は，塔槽類廃ガス処理設備等の排風機による排気を行う設計とする。 また，その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備から空気を供給(水素掃気)する設計とする。 運転で水素ガスを使用する設備を設置するグローブボックス及び室は，当該設備から水素が漏えいした場合においても滞留しないよう気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機による排気を行う設計とする。 また，運転で水素ガスを使用する設備のウラン精製設備のウラナス製造器は，水素の可燃領域外で運転する設計とする。 洗浄塔は，その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備の一般圧縮空気系から空気を供給し，廃ガス中の水素濃度を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに，洗浄塔に供給する空気の流	

変　更　前	変　更　後
量を監視し，流量低により警報を発するとともに，自動で窒素ガスを洗浄塔に供給する設計とする。 第２気液分離槽は，窒素ガスを供給し，４価のウラン(以下「ウラナス」という。)を含む硝酸溶液中に溶存する水素を追い出すとともに，廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに，第２気液分離槽に供給する窒素ガスの流量を監視し，流量低により警報を発する設計とする。 ウラン精製設備のウラナス製造器を設置する室の電気接点を有する機器は，防爆構造とし，万一の室内への水素の漏えいを早期に検知するため，水素漏えい検知器を設置し，中央制御室に警報を発する設計とする。 運転で水素ガスを使用する脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉は，化学的制限値(還元用窒素・水素混合ガス中の可燃限界濃度ドライ換算 6.4vol%)を設定し，還元炉へ供給する還元用窒素・水素混合ガス中の水素濃度を測定し，空気といかなる混合比においても可燃限界濃度未満となるように設計する。万一，水素濃度が設定値を超える場合には，還元炉への還元用窒素・水素混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。 ジルコニウム粉末及びその合金粉末を取り扱うせん断処理施設のせん断機は，窒素ガスを吹き込むことで不活性雰囲気とし，窒素ガスは，気体廃棄物の廃棄施設の排気筒等から排気する設計とする。 また，ジルコニウム粉末及びその合金粉末を保管廃棄する設備は，ドラム又はガラス固化体に収納し，そのうちドラムについては，水中で取り扱うことにより，火災及び爆発のおそれがないように保管を行う設計とする。 硝酸ヒドラジンは，自己反応性物質であることから，爆発の発生を防止するため，消防法に基づき，貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。 分析試薬については，少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため，保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。	
5.2.2　再処理施設の火災及び爆発の発生防止 発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置するセル又は室に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策，発火源に対する対策，水素に対する換気，漏えい検出対策及び接地対策，放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策，電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。 火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は，セル又は室に設置する潤滑油，燃料油に加え，再処理施設で取り扱う物質として，TBP，n-ドデカン等(以下「有機溶媒等」という。)，硝酸ヒドラジンを内包する設備及び水素，プロパンを内包する設備並びに分析試薬を取り扱う設備を対象とする。 なお，分析試薬については，「5.2.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。 潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備(以下「油等内包設備」という。)	5.2.2　再処理施設の火災及び爆発の発生防止 発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策，発火源に対する対策，水素に対する換気，漏えい検出対策及び接地対策，放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策，電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。 火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は，火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え，再処理施設で取り扱う物質として，TBP，n-ドデカン等(以下「有機溶媒等」という。)，硝酸ヒドラジンを内包する設備及び水素，プロパンを内包する設備並びに分析試薬を取り扱う設備を対象とする。 なお，分析試薬については，「5.2.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。 潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備(以下「油等内包設備」という。)

変　更　前	変　更　後
は，溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに，漏えい液受皿又は堰を設置する設計とする。そのうち，セル内に設置する有機溶媒等を内包する設備から有機溶媒等が漏えいした場合については，漏えい検知装置により漏えいを検知し，スチームジェットポンプ，ポンプ又は重力流により移送することによって，拡大することを防止する設計とする。	は，溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに，漏えい液受皿又は堰を設置する設計とする。そのうち，セル内に設置する有機溶媒等を内包する設備から有機溶媒等が漏えいした場合については，漏えい検知装置により漏えいを検知し，スチームジェットポンプ，ポンプ又は重力流により移送することによって，漏えいした有機溶媒等が拡大することを防止する設計とする。
油内包設備の火災又は爆発により，火災及び爆発の影響を受けるおそれのある安全上重要な施設の安全機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	油等内包設備の火災又は爆発により，火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。
油内包設備を設置するセル又は室は，機械換気又は自然換気を行う設計とする。	油等内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気又は自然換気を行う設計とする。
発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は，運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。	発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は，運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。
水素又はプロパンを内包する設備（以下「可燃性ガス内包設備」という。）は，溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止し，防爆の対策を行う設計とする。	水素又はプロパンを内包する設備（以下「可燃性ガス内包設備」という。）は，溶接構造等により，可燃性ガスの漏えいを防止することで防爆の対策を行う設計とする。
可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により，火災及び爆発の影響を受けるおそれのある安全上重要な施設の安全機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により，火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。
火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため，可燃性ガス内包設備を設置するセル又は室は，機械換気を行う設計とする。	火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため，可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気を行う設計とする。
このうち，蓄電池を設置する室は，機械換気を行うことにより，水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。	このうち，蓄電池を設置する火災区域は，機械換気を行うことにより，水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。
	火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は，蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し，水素の燃焼限界濃度である 4vol％の 4 分の 1 以下で中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に警報を発する設計とする。
通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には，原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。	通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には，原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。
ただし，蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は，社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」（SBA G 0603）に適合するよう，鋼板製筐体に収納し，水素ガス滞留を防止するため筐体内を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。	ただし，蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は，社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」（SBA G 0603）に適合するよう，鋼板製筐体に収納し，水素ガス滞留を防止するため筐体内を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。
蓄電池室の換気設備が停止した場合には，中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に警報を発する設計とする。	蓄電池室の換気設備が停止した場合には，中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に警報を発する設計とする。
可燃性ガスを貯蔵する機器は，運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。	火災区域に設置する可燃性ガスを貯蔵する機器は，運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。
発火性物質又は引火性物質を内包する設備は，溶接構造の採用，機械換気等により，「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに，発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの万一の漏えいを考慮する場合は，漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は，防爆構造とする設計とし，静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として，火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は，溶接構造の採用，機械換気等により，「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに，発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの万一の漏えいを考慮して，漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は，防爆構造とする設計

変　更　前	変　更　後
	とし，静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。
火災及び爆発の発生防止のため，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備を設置するセル又は室には静電気が溜まるおそれがある設備を設置しない設計とする。	火災及び爆発の発生防止のため，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備を設置する火災区域には静電気が溜まるおそれがある設備を設置しない設計とする。
火災及び爆発の発生防止のため，現場作業において，有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに，可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は，使用する作業場所において，換気，通風又は拡散の措置を行うとともに，建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。	火災及び爆発の発生防止のため，火災区域における現場作業において，可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。また，火災区域における現場作業において，有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし，可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は，換気，通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて，管理する。
火災及び爆発の発生防止のため，発火源への対策として火花の発生を伴う設備は，発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに，周辺に可燃性物質を保管しないこととする。	火災及び爆発の発生防止のため，発火源への対策として火花の発生を伴う設備は，水中で取り扱うことにより発生する火花が発火源となることを防止する設計又は火花の発生を伴う設備の周辺に可燃性物質を保管しないこと及び複数のカメラで機器の周囲を監視することを保安規定に定めて，管理する。
また，高温となる設備は，高温部を保温材又は耐火材で覆う若しくはカメラで機器の周囲を監視することにより，可燃性物質との接触を防止する設計とする。不要な加熱を防止する必要がある場合は，計測制御系統施設による温度パラメータの監視を行うことにより可燃性物質の不要な加熱を防止する設計とする。	また，高温となる設備は，高温部を保温材若しくは耐火材で覆うことにより，可燃性物質との接触を防止する設計又は計測制御系統施設による温度パラメータを監視し，加熱の停止等を行うことにより可燃性物質の加熱を防止する設計とする。
放射性物質による崩壊熱は，冷却水，空気による冷却を行うことにより，火災の発生防止を考慮した設計とする。	放射性廃棄物の廃棄施設は，火災の発生防止を考慮し，放射性物質より発生する崩壊熱を冷却水又は空気で除去する設計とする。
放射性物質を含んだ廃樹脂及び廃スラッジは，廃樹脂貯槽に貯蔵する設計とする。	また，放射性物質を含んだ廃樹脂及び廃スラッジは，廃樹脂貯槽に貯蔵する設計とする。
放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は，処理を行うまでの間，金属製容器に封入し，保管する設計とする。	さらに，放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は，処理を行うまでの間，金属製容器に封入し，保管する設計とする。
過電流による過熱及び焼損の防止対策として，電気系統は，機器の損壊，故障及びその他の異常を検知した場合には，遮断器により故障箇所を隔離することにより，故障の影響を局所化するとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	火災及び爆発の発生防止のため，電気系統は，機器の損壊，故障及びその他の異常を検知した場合には，遮断器により故障箇所を隔離することにより，故障の影響を局所化するとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。
電気室は，電源供給のみに使用する設計とする。	電気室は，電源供給のみに使用する設計とする。
（再処理施設の火災及び爆発の発生防止に係る重大事故等対処施設の基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（再処理施設の火災及び爆発の発生防止に係る重大事故等対処施設の基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
5.2.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	5.2.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用
安全上重要な構築物，系統及び機器は，以下のとおり不燃性又は難燃性材料を使用する。	火災防護上重要な機器等は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該機器等における火災及び爆発に起因して，他の火災防護上重要な機器等において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。
(1)　構築物は，不燃性である鉄筋コンクリート及び鋼材により構成する。	火災防護上重要な機器等のうち，機器，配管，ダクト，ケーブルトレイ，電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は，金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。
(2)　機器，配管，ダクト，トレイ，電線管及びこれらの支持構造物は，主要な構造材に不燃性である金属を使用する。	
(3)　安全上重要な施設の安全機能を有する動力盤及び制御盤は，不燃性である鋼製の筐体，塩化ビ	

変　更　前	変　更　後
ニル等難燃性の配線ダクト及びテフロン等実用上可能な限り難燃性の電線を使用する。	
	また，放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス等のうち，非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等で，閉じ込め機能を喪失することで再処理施設の安全性を損なうおそれのあるものについては，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 グローブボックスのパネルに可燃性材料を使用する場合は，火災によるパネルの損傷を考慮しても閉じ込め機能を損なわないよう，パネル外表面に難燃性材料を設置することで，難燃性パネルと同等以上の難燃性能を有する設計とし，その難燃性能をUL94 垂直燃焼試験及びJIS酸素指数試験における燃焼試験により確認したものを使用する設計とする。
配管等のパッキン類は，その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため，金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。 また，金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは，発火した場合でも他の安全上重要な施設に延焼しないことから，不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。	ただし，配管等のパッキン類は，その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため，金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。 また，金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは，発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等に延焼しないことから，不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。
(4)　保温材は，不燃性の金属保温並びに難燃性のロックウール，グラスウール等を使用する。	火災防護上重要な機器等に対する保温材は，平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。
(5)　建屋内装材は，建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防炎物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。 ただし，塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は，耐汚染性，除染性，耐摩耗性等を考慮し，難燃性能を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布する設計とする。	火災防護上重要な機器等を設置する建屋の建屋内装材は，建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防炎物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。 ただし，塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は，耐汚染性，除染性，耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること，加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと，建屋内に設置する火災防護上重要な機器等には不燃性材料又は難燃性材料を使用し，周辺における可燃性物質を管理することから，難燃性材料を使用する設計とする。
また，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の床面は，消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。	また，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の床面は，消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。
(6)　安全上重要な施設のケーブルは，可能な限りIEEE規格383の垂直トレイ試験を満足する難燃性ケーブルを使用し，ケーブル トレイ，電線管及び電源盤の筐体は，金属材料を主体に使用する。その他の構成品も可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。	火災防護上重要な機器等に使用するケーブルには，実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格 IEEE383 又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。 ただし，機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には，金属製の筐体等に収納，延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で，難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し，使用する設計とすることで，他の火災防護上重要な機器等において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。
(7)　換気設備のフィルタは，不燃性材料又は難燃性材料を使用する。	火災防護上重要な機器等のうち，換気設備のフィルタは，不燃性材料又は「JACA No.11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。

変　更　前	変　更　後
(8)　建物内に設置する変圧器類は，乾式を使用する。 （不燃性材料又は難燃性材料の使用に係る重大事故等対処施設の基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	火災防護上重要な機器等のうち，建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。 （不燃性材料又は難燃性材料の使用に係る重大事故等対処施設の基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
5.2.4　落雷，地震等の自然現象による火災の発生防止 再処理施設内の構築物，系統及び機器は，以下のとおり落雷，地震の自然現象により火災が生じることがないように防護した設計とする。	5.2.4　自然現象による火災及び爆発の発生防止 再処理施設に対する自然現象として，地震，津波，落雷，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を考慮する。 火災防護上重要な機器等は，考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。
(1)　避雷設備 再処理施設の避雷設備として，建築基準法施行令に従い，再処理施設等に避雷針を設け，落雷による火災発生を防止する。	火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち，落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，建築基準法及び消防法に基づき，避雷設備を設置する設計とする。安全上重要な施設は，建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設置する設計とし，各構築物に設置する避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。
(2)　耐震設計 安全上重要な構築物，系統及び機器は，「再処理施設安全審査指針」の耐震設計上の重要度分類に従った耐震設計を行い，破損又は倒壊を防ぐことにより火災発生を防止する。	火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し，自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに，再処理施設の技術基準に関する規則に従い，耐震設計を行う設計とする。 なお，屋外の火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある竜巻については，「3.3.2 竜巻」に基づく竜巻防護対策を行うことにより，火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。 また，屋外の火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある森林火災については，「3.3.3 外部火災」の「(3)外部火災に対する防護対策」，「(a) 森林火災に対する防護対策」に基づく防火帯による防護等により火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。
（自然現象による火災及び爆発の発生防止に係る重大事故等対処施設の設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（自然現象による火災及び爆発の発生防止に係る重大事故等対処施設の基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
5.3　火災の検知及び消火対策 安全上重要な構築物，系統及び機器に使用する材料は，実用上可能な限り不燃性又は難燃性とし，火災の発生を防止するための予防措置を講じていることから，火災の可能性は小さいが，万一の場合に備え，再処理施設の安全に支障が生じることを防止する目的で，火災検出装置及び消火装置について，消防法，建築基準法及び都市計画法に基づき配置することで火災の拡大を防止する。 火災報知設備及び消火設備は，耐震設計上の重要度に応じた耐震設計としてＣクラスとする。	5.3　火災の感知，消火 火災の感知及び消火は，火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 火災感知設備及び消火設備は，「5.2.4　自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して，火災感知及び消火の機能，性能が維持できる設計とする。 火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については，火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合においては耐震重要度分類に応じて，機能を維持できる設計とする。 火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に対する火災の感知及び消火に係る運用の措置について，以下に示す。 火災感知器を設置しない火災区域又は火災区画は，不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管

変　更　前	変　更　後
	理及び人の立ち入り管理又は火災感知器によらない設備により火災発生の前後において火災等を有効に検出できる設備により監視することについて保安規定に定め，管理する。 火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難とならない箇所については，不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を保安規定に定め，管理する。 消火活動時においては，煙の影響を軽減するため，可搬式排煙機等を配備することを保安規定に定めて，管理する。
（火災の感知，消火に係る重大事故等対処施設の基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（火災の感知，消火に係る重大事故等対処施設の基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
5.4　火災及び爆発の影響軽減	5.4　火災及び爆発の影響軽減
5.4.1　火災及び爆発の影響軽減対策	5.4.1　火災及び爆発の影響軽減対策
再処理施設内における万一の火災発生時に，再処理施設の安全に支障が生じることを防止する目的で，火災の影響を軽減するための設備である。 安全上重要な施設において火災の影響をうけるおそれのある施設を収納する場合は，火災区域を設定する。	再処理施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため，以下の対策を講ずる設計とする。
	(1)　火災防護上の最重要設備に対する影響軽減対策 火災防護上の最重要設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは，以下のいずれかの系統分離によって，火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。 a.　3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 火災防護上の最重要設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは，火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した，隔壁等で系統間を分離する設計とする。 b.　水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の最重要設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは，水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし，系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。 c.　1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の最重要設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。 (2)　中央制御室の火災及び爆発の影響軽減対策 a.　中央制御室制御盤内の火災影響軽減対策 中央制御室に設置する火災防護上の最重要設備である制御盤及びそのケーブルについては，火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，不燃性筐体による系統別の分離対策，離隔距離等による分離対策，高感度煙感知器の設置，常駐する運転員による消火活動等により，上記(1)と同等な設計とする。

変　更　前	変　更　後
	中央制御室の制御盤は，火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，実証試験結果に基づき，異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体の盤とする又は同一盤に異なる系統の回路を収納する場合は鉄板により別々の区画を設け分離するとともに，異なる系統の配線ダクト間に分離距離を確保する設計とする。また，操作スイッチ間は分離距離を確保する設計とする。 中央制御室には，異なる原理の火災感知器を設置するとともに，制御盤内における火災を速やかに感知し，安全機能への影響を防止できるよう，高感度煙感知器を設置する設計とする。 中央制御室内の火災感知器により火災を感知した場合，運転員は，制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて，管理する。消火活動時には火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し，サーモグラフィを配備する設計とする。 b.　中央制御室床下コンクリートピットの影響軽減対策 中央制御室の制御室床下コンクリートピットに敷設する互いに相違する系列のケーブルに関しては，1時間以上の耐火能力を有する分離板又は隔壁で系列間を分離する設計とする。 また，固有の信号を発する異なる原理の火災感知器を組み合わせて設置し，火災の発生場所が特定できる設計とする。 さらに，中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能なハロゲン化物消火設備を設置する設計とする。 なお，火災防護上の最重要設備には該当しないが使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室についても同等の設計とする。
火災区域境界を貫通する換気ダクトには1時間耐火性能を有する防火ダンパを設置することで，他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ただし，セルについては，放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため，構成する耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し，火災及び爆発の発生時には防火ダンパを閉止することにより，火災の影響を軽減できる設計とするとともに，耐火壁を貫通するセル排気側ダクトについては，1時間以上の耐火境界となるように鋼板ダクトとする設計とする。 (1)　その他の軽減対策 a.　運転員が駐在する中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために，建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。 なお，引火性液体が密集する非常用ディーゼル発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については，固定式消火設備により，早期に消火する設計とする。 b.　油タンクは，機械換気による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。	(3)　換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには 3 時間耐火性能を有する防火ダンパを設置することで，他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ただし，セルについては，放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため，耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し，火災及び爆発の発生時には防火ダンパを閉止することにより，火災の影響を軽減できる設計とするとともに，耐火壁を貫通するセル排気側ダクトについては，3 時間以上の耐火境界となるように必要な厚さを確保した鋼板ダクトとする設計とする。 (4)　火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 運転員が駐在する中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために，建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。 また，電気ケーブルが密集する火災区域に該当する制御室床下，引火性液体を取り扱う非常用ディーゼル発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については，固定式消火設備により，早期に消火する設計とする。 (5)　油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクは，機械換気による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。

変　更　前	変　更　後
c.　安全上重要な施設の安全機能を有する異なる系統のケーブルは，IEEE384 に準じて，異なる系統のケーブルトレイ間の分離距離を水平 900㎜ 以上又は垂直 1,500㎜ 以上，ソリッドトレイ(ふた付き)の場合は，水平 25㎜ 以上又は垂直 25㎜ 以上とすることにより，互いに相違する系統間で影響を及ぼさない設計とする。	(6)　安全上重要な施設のケーブルに対する火災の影響軽減対策 安全上重要な施設の異なる系統のケーブルは，IEEE384 に準じて，異なる系統のケーブルトレイ間の分離距離を水平 900㎜ 以上又は垂直 1,500㎜ 以上，ソリッドトレイ(ふた付き)の場合は，水平 25㎜ 以上又は垂直 25㎜ 以上とすることにより，互いに相違する系統間で影響を及ぼさない設計とする。 5.4.2　再処理施設の安全確保 (1)　再処理施設の安全機能の確保対策 a.　火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される建物・構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 再処理施設内の火災又は爆発によって，当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される建物・構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても，火災の影響軽減のための系統分離対策等によって，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより，再処理施設の安全性が損なわれない設計とする。 b.　設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計 再処理施設内の火災又は爆発によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する場合は，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても「5.4.1　火災及び爆発の影響軽減対策」で実施する火災防護対策により多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，異常状態を収束できる設計とする。 (2)　火災影響評価 a.　火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される建物・構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に，想定される再処理施設内の火災又は爆発を考慮しても，安全上重要な施設の多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれず，再処理施設の安全性が損なわれないことを，火災影響評価にて確認する。 (a)　隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，再処理施設の多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルの系統分離の火災防護対策を考慮することにより，火災防護上の最重要設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。 また，火災防護上の最重要設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は，当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して，火災力学ツール(以下「FDTs」という。)を用いた火災影響評価を実施し，安全上重要な施設が同時に機能を喪失しないことを確認することで，再処理施設の安全性が損なわれないことを確認する。 (b)　隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域

変　更　前	変　更　後
	又は火災区画の２区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，再処理施設の多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルの系統分離の火災防護対策を考慮することにより，火災防護上の最重要設備の安全機能のうち，少なくとも一つの系統の安全機能が確保されることを確認する。 　また，火災防護上の最重要設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接２区域(区画)において，当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して，「FDTs」を用いた火災影響評価を実施し，安全上重要な施設が同時に機能を喪失しないことを確認することで，再処理施設の安全性が損なわれないことを確認する。 b.　設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 　火災又は爆発によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があるため，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。

変　更　前	変　更　後
—	6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止 6.1　溢水から防護する設備及び設計方針 安全機能を有する施設は，再処理施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置を講じることにより，溢水に対して安全機能を損なわない設計とする。 ここで，安全機能を有する施設のうち，安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する建物・構築物，系統及び機器を溢水から防護する設備(以下「溢水防護対象設備」という。)とし，これらの設備が，没水，被水及び蒸気の影響を受けて，その安全機能を損なわない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計)とする。 溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，溢水による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。 溢水防護対象設備が溢水により安全機能を損なわない設計であることを確認するために，再処理施設内において発生が想定される溢水の影響を評価(以下「溢水評価」という。)する。 また，溢水評価に当たっては，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常事象を収束できる設計とする。 なお，溢水評価の条件に見直しがある場合は，溢水評価への影響確認を行うことを保安規定に定めて，管理する。 6.2　考慮すべき溢水事象 溢水評価では，溢水源として発生要因別に分類した以下の溢水を想定する。 (1)　溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水(以下「想定破損による溢水」という。) (2)　再処理施設内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水(以下「消火水等の放水による溢水」という。) (3)　地震に起因する機器の破損等により生じる溢水(燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングにより発生する溢水を含む。)(以下「地震起因による溢水」という。) (4)　その他の要因(地下水の流入，地震以外の自然現象，誤操作等)により生じる溢水(以下「その他の溢水」という。) 溢水源となり得る機器は，流体を内包する配管及び容器(塔，槽類を含む。)とし，設計図書(施工図面等)及び必要に応じ現場確認等により抽出を行ったうえ，耐震評価及び応力評価を踏まえ選定する。なお，「7.3　設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針」の「7.3.1　漏え

変　更　前	変　更　後
	いによる影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出」に示す化学薬品についても，機器等に内包される液体であることを踏まえ，ここで溢水源として想定する。 6.3　溢水源及び溢水量の設定 6.3.1　想定破損による溢水 想定破損による溢水は，1系統における単一の機器の破損を想定し，溢水源となり得る機器は流体を内包する配管とし，配管の破損箇所を溢水源として設定する。 また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。 配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。 ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。 高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。 溢水源として設定する配管の破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし，溢水量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。 なお，手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。 6.3.2　消火水等の放水による溢水 消火水等の放水による溢水は，溢水防護対象設備が設置されている建屋(以下「溢水防護建屋」という。)内において，水を使用する消火設備である屋内消火栓及び水噴霧消火設備を溢水源として設定する。その他，消火設備ではないが，消火活動に供する設備として，水を噴霧する連結散水からの放水を溢水源として設定する。

変　更　前	変　更　後
	消火水等の放水による溢水量については，消火設備及び消火活動に供する設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から設定する。 6.3.3　地震起因による溢水 (1)　再処理施設内に設置された機器の破損による溢水 地震起因による溢水については，耐震Ｓクラス機器は基準地震動Ｓｓによる地震力によって破損は生じないことから，流体を内包する系統のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を溢水源として設定する。 ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性が確保されるものについては，溢水源として設定しない。 溢水量の算出に当たっては，溢水が生じるとした機器について，溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。 溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で，流体を内包する機器のうち，基準地震動Ｓｓによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，溢水源となる配管は，破損形状を完全全周破断とし，溢水源となる容器は，全保有水量を溢水量として設定する。 (2)　燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水 燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水については，基準地震動Ｓｓによる地震力により生じる燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる漏えい水を溢水源として設定する。 また，燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水量については，基準地震動Ｓｓによる地震力により生じるスロッシングにより燃料貯蔵プール・ピット等の外への漏えい量から設定する。 6.3.4　その他の溢水 その他の溢水については，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水，溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には，地下水の流入，降水のような再処理施設への直接的な影響と，飛来物等による屋外タンク等の破損のような間接的な影響，機器ドレン，機器損傷(配管以外)，人的過誤及び誤作動を想定し，各事象において溢水源及び溢水量を設定する。 6.4　溢水防護区画及び溢水経路の設定 溢水評価に当たっては，溢水防護区画を以下のとおり設定する。 (1)　溢水防護対象設備が設置されている区画 (2)　中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室

変　更　前	変　更　後
	(3)　運転員が，溢水が発生した区画を特定するためにアクセスする通路部又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部 溢水防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定する。 溢水評価に当たっては，溢水の影響を受けて，溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)及び溢水防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。 また，消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は，開放した防水扉及び水密扉からの消火水の伝播を考慮する。 防水扉及び水密扉については，扉の閉止運用を保安規定に定めて，管理する。 6.5　溢水防護建屋内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 6.5.1　没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量，溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。 また，壁(貫通部止水処置を含む。)，防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁の設置等の対策を行うことにより，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわない設計とする。 6.5.2　被水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水，消火水等による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し，影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 また，保護構造を有する設計，溢水防護板の設置等の対策により，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。 消火水等の放水による溢水に対しては，溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において固定式消火設備等の水を用いない消火手段を採用することにより，被水の影響が発生しない設計とする。 なお，水を用いる消火活動を行う場合には，水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため，溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として保安規定に定めて，管理する。

変　更　前	変　更　後
	6.5.3　蒸気影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を確認するために，空調条件や解析区画を設定して解析を実施し，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわないことを評価する。 また，自動で漏えい蒸気を隔離する自動検知・遠隔隔離システムの設置等の対策，溢水防護対象設備への蒸気曝露試験又は机上評価による健全性の確認により，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわない設計とする。 6.5.4　燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシング後の機能維持に関する溢水評価及び防護設計方針 基準地震動Ｓｓによる地震力によって生じるスロッシングにより，燃料貯蔵プール・ピット等の外へ漏えいする溢水量を三次元流動解析により評価する。 その際，燃料貯蔵プール・ピット等の周囲に止水板及び蓋を設置することにより溢水量を低減する設計とする。 算出した溢水量からスロッシング後の燃料貯蔵プール・ピット等の水位低下を考慮しても，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能が確保されることを確認し，それらを用いることにより適切な水温及び遮蔽に必要な水位を維持できる設計とする。 6.6　屋外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 6.6.1　溢水防護建屋に対する溢水評価及び防護設計方針 屋外で発生を想定する溢水が，溢水防護区画に流入しないことを評価する。 また，屋外で発生を想定する溢水に対しては，屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした溢水防護建屋内への流入を壁(貫通部止水処置を含む。)，扉，堰等により防止する設計とすることにより，建屋内の溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 6.6.2　屋外の溢水防護対象設備に対する溢水評価及び防護設計方針 屋外で発生を想定する溢水により屋外の溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを，溢水防護建屋内で発生する溢水に関する溢水評価と同様に評価する。 また，屋外で発生を想定する溢水に対しては，地表面に滞留を想定する溢水水位を上回る機能喪失高さを確保することにより屋外の溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわない設計及び水の浸入経路からの水の浸入を防ぐ保護機構を有する設計とすることにより，屋外の溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。

変　更　前	変　更　後
—	7.　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止 7.1　化学薬品の漏えいから防護する設備及び設計方針 安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいの発生(漏えいに伴い発生する有毒ガスを含む。)によりその安全機能を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置を講じることにより，化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない設計とする。 ここで，安全機能を有する施設のうち，安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する建物・構築物，系統及び機器を化学薬品の漏えいから防護する設備(以下「化学薬品防護対象設備」という。)とし，これらの設備が，没水，被水及び蒸気の影響評価手法等を参考に，漏えいした化学薬品の影響を受けて，その安全機能を損なわない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計)とする。 化学薬品防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，化学薬品の漏えいによる損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。 化学薬品の漏えいに伴い発生する有毒ガスに対しては，漏えいした化学薬品から有毒ガスが発生し，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋に到達するおそれがある場合には，運転員並びに設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口の遮断，中央制御室内及び緊急時対策建屋内の空気の再循環運転，防護具の着用等の措置を講じることにより，安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。 有毒ガスが発生した場合に再処理施設の安全性を確保するために必要な措置をとるための設計方針については，第2章　個別項目の「4.3　制御室」及び「7.3　その他の主要な事項」の「7.3.9　緊急時対策所」に示す。 化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいにより安全機能を損なわない設計であることを確認するために，再処理施設内において発生が想定される化学薬品の漏えいの影響を評価(以下「化学薬品の漏えい評価」という。)する。 また，化学薬品の漏えい評価に当たっては，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故(以下「事故等」という。)に対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常事象を収束できる設計とする。 なお，化学薬品の漏えい評価の条件に見直しがある場合は，化学薬品の漏えい評価への影響確認を行うことを保安規定に定めて，管理する。

変　更　前	変　更　後
	7.2　再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針 　再処理施設において使用する化学薬品のうち，プロセス工程(以下「再処理プロセス」という。)において大量に取り扱う硝酸，水酸化ナトリウム，リン酸トリブチル ，n-ドデカン，硝酸ヒドラジン，硝酸ヒドロキシルアミン及び炭酸ナトリウムは，試薬建屋の化学薬品貯蔵供給設備に保有し，必要な量を各施設の化学薬品貯蔵供給系に移送する設計とする。 　化学薬品の取扱いの基本方針として，化学薬品を内包する設備及び化学薬品を内包又は化学薬品が通過する継ぎ手部に対する適切な材料選定，当該継ぎ手部への飛散防止措置並びに漏えいが生じるおそれのある区画，伝播経路及びそれらに設置する機器に対する腐食性ガスの発生等の副次的な影響を低減する設計により，再処理施設及び従事者の安全性を確保する。 　また，化学薬品の漏えい及び化学薬品の漏えいに伴い発生する有毒ガスに備えた運転員，敷地内の作業員等の安全確保に係る対応として，作業リスクに応じた防護具の着用や漏えい発生時の作業員の対応及び必要な資機材を配備することを保安規定に定めて，管理する。 　さらに，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所における有毒ガスによる影響を防止するための再処理施設内の化学薬品の安全管理に係る対応として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・化学薬品から発生する有毒ガスの影響を考慮し，敷地内で保有する化学薬品の種類，量，濃度等に制限を設けること ・敷地内への化学薬品の受入れに当たっては，敷地内の運搬ルート及び運搬先を含めた運搬計画を定めること ・敷地内への化学薬品の受入れ時は，敷地内で複数の輸送容器による運搬を同時に行わないこと ・敷地内への化学薬品の受入れ時に立会人を設け，漏えい又は異臭等の異常を確認した場合には通信連絡設備により当該事象の発生を必要な箇所に通報連絡すること及び敷地外の化学薬品の漏えいに対し，公的機関から情報を入手した者等が通信連絡設備により当該事象の発生を必要な箇所に通報連絡すること 7.3　設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針 　化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいの影響を受ける場合においても安全機能を損なわないことを評価するために，化学薬品防護対象設備の抽出及び設計上考慮すべき化学薬品を設定する。 　また，有毒ガスの発生の観点では，有毒ガスの発生要因(揮発，分解，接触，燃焼等)を踏まえ，急性毒性又は中枢神経への影響を及ぼすおそれのある化学薬品(構成部材と反応する場合を含む。)を抽出する。 7.3.1　漏えいによる影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出 　再処理事業所内で用いられる化学薬品及び化学薬品防護対象設備の構成部材から，化学薬品防護対象設備の安全機能に影響を及ぼす化学薬品と構成部材の組合せを決定するため，文献調査等

変　更　前	変　更　後
	により，漏えいによる損傷の防止の検討対象とする化学薬品及び構成部材を抽出する。 7.3.2　検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定 検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せごとの腐食試験(浸漬及び曝露試験を含む。)又は文献調査の結果から，化学薬品防護対象設備の安全機能に短時間で影響を及ぼすおそれのある化学薬品を設計上考慮すべき化学薬品として設定する。 なお，ここでいう短時間とは，事故等の対処期間として見込んでおり，漏えいした化学薬品の回収等の実施期間として見込むことのできる7日間とする。 7.4　考慮すべき化学薬品の漏えい事象 化学薬品の漏えい評価では，化学薬品の漏えい源として発生要因別に分類した以下の化学薬品の漏えいを想定する。 (1)　化学薬品の漏えいの影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい(以下「想定破損による化学薬品の漏えい」という。) (2)　再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えい(以下「消火剤の放出による化学薬品の漏えい」という。) (3)　地震に起因する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい(以下「地震起因による化学薬品の漏えい」という。) (4)　その他の要因(地震以外の自然現象，誤操作等)により生じる化学薬品の漏えい(以下「その他の化学薬品の漏えい」という。) 化学薬品の漏えい源となり得る機器は，化学薬品を内包する配管及び容器(塔，槽類を含む。)とし，設計図書(施工図面等)及び必要に応じ現場確認等により抽出を行ったうえ，耐震評価及び応力評価を踏まえ選定する。なお，液体状の化学薬品については，「6.2 考慮すべき溢水事象」で溢水源として想定する。 7.5　化学薬品の漏えい源及び化学薬品の漏えい量の設定 7.5.1　想定破損による化学薬品の漏えい 想定破損による化学薬品の漏えいは，1系統における単一の機器の破損を想定し，化学薬品の漏えい源となり得る機器は設計上考慮すべき化学薬品を内包する配管とし，配管の破損箇所を化学薬品の漏えい源として設定する。 また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。 配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。

変　更　前	変　更　後
	ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。 高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。 化学薬品の漏えい源として設定する配管の破損箇所は化学薬品防護対象設備への化学薬品の漏えいの影響が最も大きくなる位置とし，化学薬品の漏えい量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの隔離（運転員の状況確認及び隔離操作を含む。）により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の漏えい量として隔離範囲内の系統の保有量を合算して設定する。 なお，手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。 7.5.2　消火剤の放出による化学薬品の漏えい 消火設備については，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても，化学薬品防護対象設備に影響を与えない設計とすることを第2章　個別項目の「7.3.3　火災防護設備」に示していることから，消火剤の放出による化学薬品の漏えいは，化学薬品の漏えい源として設定しない。 7.5.3　地震起因による化学薬品の漏えい 地震起因による化学薬品の漏えいについては，耐震Ｓクラス機器は基準地震動Ｓｓによる地震力によって破損は生じないことから，設計上考慮すべき化学薬品を内包する系統のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を化学薬品の漏えい源として設定する。 ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性が確保されるものについては，化学薬品の漏えい源として設定しない。 化学薬品の漏えい量の算出に当たっては，化学薬品の漏えいが生じるとした機器について，化学薬品防護対象設備への漏えいの影響が最も大きくなるように評価する。 化学薬品の漏えい源となる系統については全保有量を考慮した上で，設計上考慮すべき化学薬品を内包する機器のうち，基準地震動Ｓｓによって破損が生じる可能性のある機器について破損

変　更　前	変　更　後
	を想定し，その影響を評価する。この場合において，化学薬品の漏えい源となる配管は，破損形状を完全全周破断とし，化学薬品の漏えい源となる容器は，全保有量を漏えい量として設定する。 7.5.4　その他の化学薬品の漏えい 　その他の化学薬品の漏えいについては，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う化学薬品の漏えい，化学薬品防護対象設備を設置する区画(以下「化学薬品防護区画」という。)内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 　具体的には，飛来物等による屋外タンクの破損，化学薬品の運搬及び補給のために一時的に再処理事業所に立ち入るタンクローリ等の破損のような間接的な影響，機器ドレン，機器損傷(配管以外)，人的過誤及び誤作動による漏えいを想定し，各事象において漏えい源及び漏えい量を設定する。 7.6　化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定 化学薬品の漏えい評価に当たっては，化学薬品防護区画を以下のとおり設定する。 (1)　化学薬品防護対象設備が設置されている区画 (2)　中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 (3)　運転員が，化学薬品の漏えいが発生した区画を特定するためにアクセスする通路部又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部 化学薬品防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定する。 化学薬品の漏えい評価に当たっては，化学薬品の漏えいの影響を受けて，化学薬品防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)及び化学薬品防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，化学薬品防護区画内の液位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える化学薬品の漏えい経路を設定する。 防水扉及び水密扉については，扉の閉止運用を保安規定に定めて，管理する。 7.7　化学薬品防護建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 化学薬品防護対象設備が設置されている建屋(以下「化学薬品防護建屋」という。)内及び洞道内で発生する化学薬品の漏えいに対して，没液，被液及び腐食性ガスの影響評価を行い，必要に応じて防護対策を講じることにより，化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 7.7.1　没液の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した化学薬品の漏えい源から発生する漏えい量，化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路から算出した化学薬品の漏えい液位に対し，化学薬品防護対象設備が没液により安全機能を

変　更　前	変　更　後
	損なわないことを評価する。 　また，壁(貫通部止水処置を含む。)，防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁の設置等の対策を行うことにより，化学薬品防護対象設備が没液により安全機能を損なわない設計とする。 7.7.2　被液の影響に対する評価及び防護設計方針 　想定した化学薬品の漏えい源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被液並びに天井面の開口部又は貫通部からの被液に対し，影響を受ける範囲内にある化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 　また，保護構造を有する設計，薬品防護板の設置等の対策により，化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なわない設計とする。 7.7.3　腐食性ガスの影響に対する評価及び防護設計方針 　想定した化学薬品の漏えい源からの腐食性ガスの拡散による影響を確認するために，漏えいが発生した区画から，天井面の開口部，壁の貫通部等を介して他区画へ伝播する条件とし，化学薬品防護対象設備のうち電子部品を有する設備が腐食性ガスの拡散経路以外に設置され，腐食性ガスの影響により安全機能を損なわないことを評価する。 　また，化学薬品防護対象設備の設置区画への腐食性ガスの移行を防止する対策等により，化学薬品防護対象設備が腐食性ガスの影響により安全機能を損なわない設計とする。 7.8　屋外で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 7.8.1　化学薬品防護建屋に対する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 　屋外で漏えいした化学薬品が，化学薬品防護区画に流入しないことを評価する。 　また，屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいに対しては，壁(貫通部止水処置を含む。)，扉，堰等により化学薬品防護区画を有する化学薬品防護建屋内への流入を防止する設計とすることにより，建屋内の化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 7.8.2　屋外の化学薬品防護対象設備に対する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 　屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいにより屋外の化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわないことを，化学薬品防護建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価と同様に評価する。 　また，屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいに対しては，想定する漏えい液位を上回る機能喪失高さを確保することにより，屋外の化学薬品防護対象設備が没液により安全機能を損なわない設計及び漏えい源からの距離を確保することにより，屋外の化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なわない設計とする。

変　更　前	変　更　後
9.　設備に対する要求 9.1　安全機能を有する施設 9.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針 (1)　安全機能を有する施設の基本的な設計 再処理施設のうち，安全機能を有する構築物，系統及び機器を，安全機能を有する施設とする。 また，安全機能を有する施設のうち，その機能喪失により，公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため，放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物，系統及び機器から構成される施設を，安全上重要な施設とする。 安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，その機能を確保する設計とする。 安全機能を有する施設は，運転時の異常な過渡変化時において，温度，圧力，流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また，運転時の異常な過渡変化時を超える事象発生時においては，敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。 運転時の異常な過渡変化時において，安全機能を有する施設の健全性を確保するために必要なパラメータを想定される範囲内に制御し，想定される範囲内で監視するために計測制御設備を設ける設計とする。 計測制御設備に係る設計方針については，第2章「4.　計測制御系統施設　4.1 計測制御設備」に示す。 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において，これらの異常な状態を検知し，これらの核的，熱的及び化学的制限値を超えないようにするためこれらを抑制し，又は防止するための設備の作動を速やかに，かつ，自動で開始させる安全保護回路を設ける設計とする。 安全保護回路に係る設計方針については，第2章「4.　計測制御系統施設　4.2 安全保護回路」に示す。 なお，安全機能を有する施設並びに核物質防護及び保障措置の設備は，設備間において相互影響を考慮した設計とする。 再処理施設において再処理を行う使用済燃料は，発電用の軽水減速，軽水冷却，沸騰水型原子炉(以下「BWR」という。)及び軽水減速，軽水冷却，加圧水型原子炉(以下「PWR」という。)の使用済ウラン燃料集合体であって，以下の仕様を満たすものである。	9.　設備に対する要求 9.1　安全機能を有する施設 9.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針 (1)　安全機能を有する施設の基本的な設計 再処理施設のうち，重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし，安全機能を有する構築物，系統及び機器を，安全機能を有する施設とする。 また，安全機能を有する施設のうち，その機能喪失により，公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため，放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物，系統及び機器から構成される施設を，安全上重要な施設とする。 安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，その機能を確保する設計とする。 安全機能を有する施設は，運転時の異常な過渡変化時において，温度，圧力，流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また，設計基準事故時においては，敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。 運転時の異常な過渡変化時において，安全機能を有する施設の健全性を確保するために必要なパラメータを想定される範囲内に制御し，想定される範囲内で監視するために計測制御設備を設ける設計とする。 計測制御設備に係る設計方針については，第2章「4.　計測制御系統施設　4.1 計測制御設備」に示す。 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において，これらの異常な状態を検知し，これらの核的，熱的及び化学的制限値を超えないようにするためこれらを抑制し，又は防止するための設備の作動を速やかに，かつ，自動で開始させる安全保護回路を設ける設計とする。 安全保護回路に係る設計方針については，第2章「4.　計測制御系統施設　4.2 安全保護回路」に示す。 なお，安全機能を有する施設並びに核物質防護及び保障措置の設備は，設備間において相互影響を考慮した設計とする。 再処理施設において再処理を行う使用済燃料は，発電用の軽水減速，軽水冷却，沸騰水型原子炉(以下「BWR」という。)及び軽水減速，軽水冷却，加圧水型原子炉(以下「PWR」という。)の使用済ウラン燃料集合体であって，以下の仕様を満たすものである。

変　更　前	変　更　後
a.　濃縮度 照射前燃料最高濃縮度：5wt% 使用済燃料集合体平均濃縮度：3.5wt%以下 b.　冷却期間 使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時から再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：1 年以上 使用済燃料集合体最終取出し前の原子炉停止時からせん断処理するまでの冷却期間：4 年以上 c.　燃焼度 使用済燃料集合体最高燃焼度　：　55,000 MWd/t・U_{Pr} １日当たりに処理する使用済燃料の平均燃焼度：45,000 MWd/t・U_{Pr}以下 ここでいう t・U_{Pr}は，照射前金属ウラン重量換算である。	a.　濃縮度 照射前燃料最高濃縮度：5wt% 使用済燃料集合体平均濃縮度：3.5wt%以下 b.　冷却期間 使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時から再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：4 年以上 ただし，燃料貯蔵プールの容量 3,000t・U_{Pr}のうち，冷却期間 4 年以上 12 年未満の使用済燃料の貯蔵量が 600 t・U_{Pr}未満，それ以外は冷却期間 12 年以上となるよう受け入れを管理する。 使用済燃料集合体最終取出し前の原子炉停止時からせん断処理するまでの冷却期間:15 年以上 c.　燃焼度 使用済燃料集合体最高燃焼度　：　55,000 MWd/t・U_{Pr} １日当たりに処理する使用済燃料の平均燃焼度：45,000 MWd/t・U_{Pr}以下 ここでいう t・U_{Pr}は，照射前金属ウラン重量換算である。 ただし，再処理施設の安全機能を有する施設の設計については，新規制基準施行以前の事業指定(変更許可)申請書に示される設計条件を維持することとし，使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。 使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時から再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：1 年以上 使用済燃料集合体最終取出し前の原子炉停止時からせん断処理するまでの冷却期間：4 年以上
(2)　環境条件の考慮 安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，材料疲労，劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力，温度，湿度，放射線量，荷重，屋外の天候による影響（凍結及び降水），電磁的障害及び周辺機器等からの悪影響の全ての環境条件において，その安全機能を発揮することができる設計とする。 a.　環境圧力，環境温度及び湿度による影響，放射線による影響，屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重 安全機能を有する施設は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境圧力，環境温度及び湿度による影響，放射線による影響，屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても，安全機能を発揮できる設計とする。 b.　電磁波による影響	(2)　環境条件の考慮 安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，材料疲労，劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力，温度，湿度，放射線量，荷重，屋外の天候による影響（凍結及び降水），電磁的障害及び周辺機器等からの悪影響の全ての環境条件において，その安全機能を発揮することができる設計とする。 a.　環境圧力，環境温度及び湿度による影響，放射線による影響，屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重 安全機能を有する施設は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境圧力，環境温度及び湿度による影響，放射線による影響，屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても，安全機能を発揮できる設計とする。 b.　電磁波による影響

変　更　前	変　更　後
電磁的障害に対しては，安全機能を有する施設は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合においても，電磁波によりその安全機能が損なわれない設計とする。	電磁的障害に対しては，安全機能を有する施設は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合においても，電磁波によりその安全機能が損なわれない設計とする。
c．周辺機器等からの悪影響	c．周辺機器等からの悪影響
安全機能を有する施設は，地震，火災により，安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。	安全機能を有する施設は，地震，火災，溢水，化学薬品の漏えい及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により，安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。
(3)　操作性の考慮	(3)　操作性の考慮
安全機能を有する施設の設置場所は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても従事者による操作及び復旧作業に支障がないように，遮蔽の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で，設置場所から操作可能，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能，又は過度な放射線被ばくを受けないよう遮蔽機能を確保した中央制御室若しくは使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から操作可能な設計とする。 また，従事者が必要な操作及び措置を行えるように換気設備を設ける設計とする。 安全機能を有する施設は，運転員による誤操作を防止するため，機器，配管，弁及び盤に対して系統等による色分けや銘板取り付け等による識別管理等を行い，人間工学上の諸因子，操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに，計器表示，警報表示により再処理施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。 また，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後，ある時間までは，運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保されるよう，時間余裕が少ない場合においても安全保護回路により，異常事象を速やかに収束させることが可能な設計とする。 安全保護回路に係る設計方針については，第２章　「4.　計測制御系統施設　4.2 安全保護回路」に示す。 安全上重要な施設は，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても，容易に操作ができるよう，中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器，配管，弁及び盤に対して，誤操作を防止するための措置を講じ，また，簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。 なお，中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における誤操作防止については，第２章　「4.　計測制御系統施設　4.3　制御室」に示す。	変更なし
(4)　規格及び基準に基づく設計	(4)　規格及び基準に基づく設計
安全機能を有する施設の設計，材料の選定，製作，建設，試験及び検査に当たっては，これを	変更なし

変　更　前	変　更　後
信頼性の高いものとするために，原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また，これらに規定がない場合においては，必要に応じて，十分実績があり，信頼性の高い国外の規格，基準に準拠するか，又は規格及び基準で一般的でないものを，適用の根拠，国内法規に基づく規格及び基準との対比並びに適用の妥当性を明らかにしたうえで適用する。	
(1)～(4)に基づき設計する安全機能を有する施設の維持管理に当たっては，保安規定に基づき，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。 なお，安全機能を有する施設を構成する部品のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。)については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	(1)～(4)に基づき設計する安全機能を有する施設の維持管理に当たっては，保安規定に基づき，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。 なお，安全機能を有する施設を構成する部品のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備，安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行うことを保安規定に定めて，管理する。
9.1.2　多重性又は多様性	9.1.2　多重性又は多様性
安全機能を有する施設のうち，安全上重要な系統及び機器については，それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても，所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。 ただし，単一故障を仮定しても，安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は，多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。	変更なし
9.1.3　検査・試験等	9.1.3　検査・試験等
安全機能を有する施設は，その健全性及び能力を確認するため，その安全機能の重要度に応じ，再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とするとともに，安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とし，そのために必要な配置，空間及びアクセス性を備えた設計とする。	変更なし。
	9.1.4　内部発生飛散物に対する考慮
	安全機能を有する施設は，再処理施設内におけるポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）によって，その安全機能を損なわない設計とする。 なお，二次的飛散物，火災，化学反応，電気的損傷，配管の損傷，機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。 安全機能を有する施設のうち，内部発生飛散物から防護する施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を対象とする。安全上重要な構築物，系統及び機器は，内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。

変　更　前	変　更　後
	上記に含まれない安全機能を有する施設は，内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。 内部発生飛散物の発生要因として，重量物の落下による飛散物，回転機器の損壊による飛散物を考慮し，発生要因に対してつりワイヤ等を二重化，逸走を防止するための機構の設置，誘導電動機又は調速器を設けることにより過回転とならない設計とする等により飛散物の発生を防止できる設計とする。 なお，上記に示す内部発生飛散物の発生を防止する設計としていることから，内部発生飛散物による二次的影響はない。
9.1.5　共用に対する考慮 安全機能を有する施設のうち，廃棄物管理施設又は使用施設と共用するものは，共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。	9.1.5　共用に対する考慮 安全機能を有する施設のうち，廃棄物管理施設，MOX 燃料加工施設又は使用施設と共用するものは，共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。

変　更　前	変　更　後
9.3　材料及び構造	9.3　材料及び構造
9.3.1　材料及び構造	9.3.1　材料及び構造
安全機能を有する施設における材料及び構造にあっては，安全機能を有する施設に属するもののうち以下のいずれかに該当するものを再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下，安全機能を有する施設にあっては「安全機能を有する施設の容器等」という。)として材料及び構造の対象とする。 a.　その機能喪失によって放射性物質等による災害又は内部エネルギーの解放による災害を及ぼすおそれがある機器区分(再処理第１種機器から再処理第５種機器)に属する容器及び管 b.　公衆若しくは従事者の放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び放射線障害を防止する機能を有する安全上重要な施設に属する容器及び管 c.　上記ａ又はｂに接続するポンプ及び弁(安全上重要な施設を防護するために必要な緊急遮断弁を含む。) d.　上記ａ，ｂ又はｃに直接溶接される支持構造物であり，その破損により当該機器の損壊を生じさせるおそれのあるもの e.　安全上重要な施設に属する内燃機関	変更なし
安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造(主要な溶接部を含む。)は，施設時において，以下の通りとし、その際，日本機械学会「発電用原子力設備規格　設計・建設規格」等に準拠し設計する。	
(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については，重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)	(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については，重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)
9.3.1.1　材料	9.3.1.1　材料
安全機能を有する施設の容器等は，その使用される圧力，温度，荷重，腐食環境その他の使用条件に対して，適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。	変更なし
(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については，重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)	(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については，重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)
9.3.1.2　構造	9.3.1.2　構造
9.3.1.2.1　安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等	9.3.1.2.1　安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等
(1)　容器及び管	(1)　容器及び管
安全機能を有する施設の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は，最高使用圧力，最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において，全体的	変更なし

変　更　前	変　更　後
な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。 安全機能を有する施設の容器等のダクトは，設計条件において，延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。 安全機能を有する施設の容器等の伸縮継手は，設計条件で応力が繰り返し加わる場合において，疲労破壊が生じない設計とする。	
（重大事故等対処設備に係る基本設計方針については，重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（重大事故等対処設備に係る基本設計方針については，重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
(2)　ポンプ及び弁並びに内燃機関 安全機能を有する施設の容器等のポンプ及び弁並びに内燃機関は，設計条件において，全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。	(2)　ポンプ及び弁並びに内燃機関 変更なし
（重大事故等対処設備に係る基本設計方針については，重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（重大事故等対処設備に係る基本設計方針については，重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
(3)　支持構造物 安全機能を有する施設の容器等の支持構造物は，設計条件において，延性破断及び座屈が生じない設計とする。	(3)　支持構造物 変更なし
（重大事故等対処設備に係る基本設計方針については，重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（重大事故等対処設備に係る基本設計方針については，重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
9.3.1.2.2　可搬型重大事故等対処設備の容器等 （重大事故等対処設備に係る基本設計方針については，重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	9.3.1.2.2　可搬型重大事故等対処設備の容器等 （重大事故等対処設備に係る基本設計方針については，重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
9.3.1.3　主要な溶接部 安全機能を有する施設の容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は，次のとおりとする。 ・不連続で特異な形状でない設計とする。 ・溶接による割れが生ずるおそれがなく，かつ，健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 ・適切な強度を有する設計とする。 ・適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを機械試験そ	9.3.1.3　主要な溶接部 変更なし

変　更　前	変　更　後
の他の評価方法によりあらかじめ確認する。 なお，上記の主要な溶接部は，使用前事業者検査により再処理施設の技術基準に関する規則の解釈の「再処理施設の溶接の方法等について(別記)」に適合していることを確認する。 (重大事故等対処設備に係る基本設計方針については，重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)	(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については，重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)
9.3.2　耐圧試験等 (1)　安全機能を有する施設の容器等(支持構造物は除く。)は，施設時において，次に定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき，これに耐え，かつ，著しい漏えいがないことを確認する。 また，安全機能を有する施設の容器等の主要な溶接部のうち再処理第１種容器及びライニング型貯槽の溶接部は，漏えい試験の種類に応じた圧力で漏えい試験を行ったとき，著しい漏えいがないことを確認する。 なお，上記の耐圧試験又は漏えい試験は，再処理施設の技術基準に関する規則の解釈の「再処理施設の溶接の方法等について(別記)」等に準拠し実施する。 a.　内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は，機器の最高使用圧力を超え，かつ，機器に生ずる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力とする。 b.　内部が大気圧未満になることにより，大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は，大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とする。この場合において，耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。 ただし，気圧により耐圧試験を行う場合(最高使用圧力が 98kPa 未満の場合を除く。)であって，当該圧力に耐えることが確認された場合は，当該圧力を最高使用圧力までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。 最高使用圧力が 98kPa 未満の場合であって，気圧により耐圧試験を行う場合の試験圧力は，水圧による耐圧試験の場合と同じ圧力とする。 (2)　安全機能を有する施設の容器等(支持構造物は除く。)は，維持段階において，通常運転時における圧力で漏えい試験を行ったとき，著しい漏えいがないことを確認する。 なお，漏えい試験は，日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」等に準拠し実施する。 (重大事故等対処設備に係る基本設計方針については，重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)	9.3.2　耐圧試験等 変更なし (重大事故等対処設備に係る基本設計方針については，重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)

変　更　前	変　更　後
10．その他 10.2　再処理施設への人の不法な侵入等の防止 再処理施設への人の不法な侵入，核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため，区域の設定，人の容易な侵入を防止できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護，巡視，監視，出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。 核物質防護上の措置が必要な区域については，接近管理及び出入管理を確実に行うため，探知施設を設け，警報，映像等を集中監視することができる設計とするとともに，核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。 また，再処理施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため，持込点検を行うことができる設計とする。 これらの対策を核物質防護規定に定めて，管理する。 人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	10．その他 10.2　再処理施設への人の不法な侵入等の防止 再処理施設への人の不法な侵入，核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため，区域の設定，人の容易な侵入を防止できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護，巡視，監視，出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。 核物質防護上の措置が必要な区域については，接近管理及び出入管理を確実に行うため，探知施設を設け，警報，映像等を集中監視することができる設計とするとともに，核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに，防護された区域内においても，施錠管理により，再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。 また，再処理施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため，持込点検を行うことができる設計とする。 さらに，不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため，情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように，当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。 これらの対策を核物質防護規定に定めて，管理する。 人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

変　更　前	変　更　後
第２章　個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.2　給水施設及び蒸気供給施設 7.2.2　冷却水設備 冷却水設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「2. 地盤」，「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。 冷却水設備は，一般冷却水系及び安全冷却水系で構成し，再処理施設内の各施設で発生する熱を除去し，冷却塔から大気に放熱する設計とする。 7.2.2.2　安全冷却水系 安全冷却水系は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用，再処理設備本体用並びに第２非常用ディーゼル発電機用の系統で構成する設計とする。 (1)　使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 （使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系に係る基本設計方針については，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系の詳細設計の対象となる申請書で示す。） (2)　再処理設備本体用 再処理設備本体用の安全冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって再処理設備本体，計測制御系統施設，放射性廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設の機器類等に冷却水を供給し，各施設で発生する熱を除去する設計とする。 再処理設備本体用の安全冷却水系の冷却水は，崩壊熱により溶液が沸騰するおそれのある機器の崩壊熱の除去，安全圧縮空気系の空気圧縮機の冷却，建屋換気空調等のために供給する設計とする。 再処理設備本体用の安全冷却水系は，独立した２系列の冷却塔，冷却水循環ポンプ等により構成し，１系列の運転でも必要とする熱除去ができる容量を有する設計とする。 崩壊熱除去用の冷却水は，各建屋に中間熱交換器を設置して熱交換し，冷却水循環ポンプで各施設の機器に設ける冷却コイル又は冷却ジャケットに冷却水を供給する。崩壊熱による溶液の沸騰までの時間余裕が小さい場合は，中間熱交換器以降は独立した２系列とする設計とする。 崩壊熱除去用冷却水の供給が必要な施設は溶解施設の溶解設備の中間ポット，分離施設の分離設備の溶解液中間貯槽，精製施設のプルトニウム精製設備のプルトニウム溶液受槽等である。	第２章　個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.2　給水施設及び蒸気供給施設 7.2.2　冷却水設備 冷却水設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「2. 地盤」，「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。 冷却水設備は，一般冷却水系及び安全冷却水系で構成し，再処理施設内の各施設で発生する熱を除去し，冷却塔から大気に放熱する設計とする。 7.2.2.2　安全冷却水系 変更なし (1)　使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 （使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系に係る基本設計方針については，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系の詳細設計の対象となる申請書で示す。） (2)　再処理設備本体用 変更なし

変　更　前	変　更　後
再処理設備本体用の安全冷却水系は，その他再処理設備の附属施設の安全圧縮空気系の空気圧縮機へ直接供給し，また，制御建屋等で非常用所内電源系統に接続する建屋換気設備等へ冷凍機を介して供給する設計とする。 (3)　第２非常用ディーゼル発電機用 （第2非常用ディーゼル発電機用の安全冷却水系に係る基本設計方針については，第2非常用ディーゼル発電機用の安全冷却水系の詳細設計の対象となる申請書で示す。） 冷却水設備の対象となる主要な設備について，「表1-7-2-2 冷却水設備の主要設備リスト」に示す。	(3)　第２非常用ディーゼル発電機用 （第2非常用ディーゼル発電機用の安全冷却水系に係る基本設計方針については，第2非常用ディーゼル発電機用の安全冷却水系の詳細設計の対象となる申請書で示す。）

安ユ A

変　更　前	変　更　後
7.3　その他の主要な事項 7.3.3　火災防護設備 本設備は，万一の火災発生時に，再処理施設の安全に支障が生じることを防止する目的で，火災の拡大を防止及び影響を軽減するための設備であり，消防法，建築基準法及び都市計画法に基づき配置する。 また，安全上重要な施設であって，火災により損傷を受けるおそれのあるものに対しては，隣接区域からの延焼防止に有効な耐火壁，隔壁により分離される空間に火災区域を設定する。 （重大事故等対処施設の火災防護設備に係る基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） (1)　火災区域構造物 a.　耐火壁による軽減対策 (a)　耐火壁(床，壁，天井等)は，建設省告示第 1675 号に定める 1 時間以上の耐火性能を有する耐火壁とする。 (b)　火災区域の耐火壁を貫通する部分には，耐火シールを施す。 (c)　火災区域の開口部には防火戸を設ける。 (d)　火災区域の耐火壁を貫通するダクトには，貫通部付近に防火ダンパを設ける。 （重大事故等対処施設の火災区域構造物及び火災区画構造物に係る基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） (2)　火災検出装置 火災検出装置は，熱感知器又は煙感知器を配置し，中央制御室等の火災報知盤及び防災盤に火災信号を表示する。また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても表示する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設等からの火災信号は，中央制御室の総合防災盤に表示する。	7.3　その他の主要な事項 7.3.3　火災防護設備 火災防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第 1 章　共通項目の「2. 地盤」，「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。 火災防護設備は，火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。 火災防護設備の基本設計方針については，安全機能を有する施設が，火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。 火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備並びに火災及び爆発の影響軽減設備については，以下の設計とする。 （重大事故等対処施設の火災防護設備に係る基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） (1)　火災区域構造物及び火災区画構造物 火災区域は，第 1 章　共通項目の「5. 1. 1 安全機能を有する施設」及び「5. 1. 2　重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 火災区画は，第 1 章　共通項目の「5. 1. 1 安全機能を有する施設」及び「5. 1. 2　重大事故等対処施設」に示す耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。 このうち，火災区域は，3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，3 時間耐火に設計上必要な 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。 （重大事故等対処施設の火災区域構造物及び火災区画構造物に係る基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。） (2)　火災感知設備 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は，放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに，火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器として，アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。 屋内において取り付け面高さが熱感知器又は煙感知器の上限を超える場合及び外気取入口など気流の影響等を受ける場合は，アナログ式の感知器(煙又は熱)と非アナログ式の炎感知器を組み合わせて設置する設計とする。屋外構築物の監視に当たっては，アナログ式の感知器の設置が適さないことから，非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを組み合わせて設置する設計とする。 また，発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所については，防爆型のアナログ

変　更　前	変　更　後
	式の熱感知器(熱電対)に加え，防爆型の非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。 非アナログ式の火災感知器は，環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。 非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを設置する場合は，それぞれの監視範囲に火災の感知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。 非アナログ式の炎感知器を屋内に設置する場合は，誤動作防止対策のため，外光が当たらず，高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。 非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを屋外に設置する場合は，屋外型を採用するとともに，必要に応じて太陽光の影響を防ぐ遮光板を設置する設計とする。 消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても，火災防護上重要な機器等が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。
a.　火災感知器設置要領 (a)　火災感知器は，消防法施行規則に準じて，煙感知器又は熱感知器を設置する。	火災感知器については消防法施行規則第二十三条第４項に従い設置する設計とする。 また，環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり，感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては，同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 ただし，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち，コンクリート製の構造物や金属製の配管，タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は，火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず，消防法に基づいた設計とする。 また，通常作業時に人の立入りがなく可燃性物質がない区域，通常作業時に人の立入りがなく少量の可燃性物質の取扱いはあるが取扱いの状況を踏まえると火災のおそれがない区域又は可燃性物質の取扱いはあるが火災感知器によらない設備により検出方法の多様性を確保し，火災発生の前後において有効に火災等を検出できる区域は火災感知器を設置しない設計とする。
(b)　火災感知器の電源は，通常時は運転予備用母線から給電するが，外部電源喪失時には，火災報知盤の蓄電池から給電することにより，その機能を失わないようにする。	火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設け，火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。 また，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備については，火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じて，非常用母線又は運転予備用母線から給電する設計とする。
b.　火災報知盤設置要領 火災報知盤は中央制御室及び使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置し，火災発生時には警報を発信するとともに，火災発生区域を表示できるようにする。	火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火災受信器盤(火災監視盤)に火災信号を表示するとともに警報を発することで，常時監視できる設計とするとともに，火災感知器の設置場所を１つずつ特定できることにより，火災の発生場所を特定できる設計とする。
また，火災感知器は，自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認する	火災感知器は，自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認するた

変　更　前	変　更　後
ため，消防法施行規則に基づき，煙等の火災を模擬した試験を定期的に実施する。	め，消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験を定期的に実施することを保安規定に定めて，管理する。 屋外の火災区域又は火災区画に設置する火災感知器は，設計上考慮する自然現象に対する環境条件を満足する設計とする。 屋外の火災感知設備は，外気温が-15.7℃まで低下しても使用可能な屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し，風水害の影響を受けた場合は，早期に火災感知器の取替えを行うことにより，当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。
（重大事故等対処施設の火災感知設備に係る基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（重大事故等対処施設の火災感知設備に係る基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
(3)　消火設備	(3)　消火設備
消火設備は，消火栓設備，固定式消火設備及び消火器で構成する。	火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，破損，誤作動又は誤操作により，火災防護上重要な機器等の安全機能を損なわない設計とする。 火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所となる放射性物質が含まれる有機溶媒等を貯蔵する設備を設置するセル)，可燃性物質を取扱い構造上消火活動が困難となる火災区域又は火災区画(中央制御室床下，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の床下及び 一般共同溝)，等価火災時間が 3 時間を超える火災区域又は火災区画及び電気品室等の火災区域又は火災区画については，自動又は中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの手動操作による固定式消火設備を設置することにより，消火活動を可能とする設計とする。 上記以外の火災区域又は火災区画については，取り扱う可燃性物質の量が少ないこと，消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと，再処理施設は動的閉じ込め設計としており，換気設備による排煙が可能であるため，有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火活動が困難とならないため，消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。 消火設備の破損，誤作動又は誤操作に伴う溢水に対する影響は，溢水に対する防護設計に包絡されるため，「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とする。
火災荷重の大きいディーゼル発電機室及び多量の有機溶媒を内蔵する溶媒貯槽等が設置されるセル・室には，二酸化炭素消火設備を設置する。	火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，以下の設計とする。
（重大事故等対処施設の消火設備に係る基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（重大事故等対処施設の消火設備に係る基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
a.　消火設備の消火剤の容量	a.　消火設備の消火剤の容量
消火設備の消火剤は，想定される火災の性質に応じた十分な容量として，消防法施行規則に基づく消火剤容量を配備する設計とする。	消火設備の消火剤は，想定される火災の性質に応じた十分な容量として，消防法施行規則又は試験結果に基づく消火剤容量を配備する設計とする。 消火用水供給系の水源は，消防法施行令，危険物の規制に関する規則及び都市計画法施行令に基づくとともに，2 時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。
（消火設備の消火剤の容量のうち，緊急時対策建屋の水源に係る基本設計方針は緊急時対策建屋	（消火設備の消火剤の容量のうち，緊急時対策建屋の水源に係る基本設計方針は緊急時対策建屋

変　更　前	変　更　後
の水源の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	の水源の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
b.　消火設備の設置要領	b.　消火設備の系統構成
(a)　消火栓設備（屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備）は，消火水供給設備より消火水を受給し，消火活動に対処できるように設置する。	(a)　消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源として，ろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し，多重性を有する設計とする。
(b)　固定式消火設備は，第１非常用ディーゼル発電機Ａ室及びＢ室，第２非常用ディーゼル発電機ディタンクＡ室及びＢ室等に二酸化炭素消火設備等を設置する。	消火用水系の消火ポンプは，必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプに加え，ディーゼル駆動消火ポンプを１台ずつ設置することで，多様性を有する設計とするとともに，消火配管内を加圧状態に保持するため，機器の単一故障を想定し，圧力調整用消火ポンプを２台設ける設計とする。
(c)　消火器は，消火活動に対処できるように設置する。	（消火用水供給系の多重性又は多様性のうち緊急時対策建屋の消火用水供給系の多重性又は多様性に係る基本設計方針は緊急時対策建屋の消火ポンプの詳細設計の対象となる申請書で示す。）
c.　消火水供給設備 消火栓への消火水供給設備は，消火用水貯槽，電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ，圧力調整用消火ポンプ及び消火用水配管等で構成する。消火用水は，これらの消火ポンプで建屋内外に敷設された消火用水配管に導かれ，必要箇所に送水される。 （消火用水供給系の多重性又は多様性のうち緊急時対策建屋の消火用水供給系の多重性又は多様性に係る基本設計方針は緊急時対策建屋の消火ポンプの詳細設計の対象となる申請書で示す。）	(b)　系統分離に応じた独立性の考慮 （系統分離に応じた独立性の考慮に係る基本設計方針は系統分離対策の対象設備である最重要設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
(a)　系統分離に応じた独立性の考慮 （系統分離に応じた独立性の考慮に係る基本設計方針は系統分離対策の対象設備である最重要設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	(c)　消火用水の優先供給 消火用水は給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し，消火用水の供給を優先する設計とする。
(b)　消火用水の優先供給 消火用水貯槽は，消火用水の供給のみに使用する設計とする。 （消火用水の優先供給のうち緊急時対策建屋の消火用水の優先供給に係る基本設計方針は緊急時対策建屋の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（消火用水の優先供給のうち緊急時対策建屋の消火用水の優先供給に係る基本設計方針は緊急時対策建屋の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
d.　消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは，外部電源喪失時においてもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 （消火設備の電源確保のうち固定式消火設備の電源確保に係る基本設計方針は消火活動が困難となる箇所の固定式消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	c.　消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは，外部電源喪失時においてもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 （消火設備の電源確保のうち固定式消火設備の電源確保に係る基本設計方針は消火活動が困難となる箇所の固定式消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
e.　消火設備の配置上の考慮	d.　消火設備の配置上の考慮
(a)　火災による二次的影響の考慮 消火装置は，その使用により重大な二次災害を引き起こさないようにするとともに，その破損，誤動作，又は誤操作により安全上重要な施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 （火災による二次的影響の考慮のうち固定式ガス消火設備の火災による二次的影響の考慮に係る基本設計方針は固定式ガス消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	(a)　火災による二次的影響の考慮 消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 （火災による二次的影響の考慮のうち固定式ガス消火設備の火災による二次的影響の考慮に係る基本設計方針は固定式ガス消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
(b)　管理区域からの放出消火剤の流出防止 （管理区域からの放出消火剤の流出防止に係る基本設計方針は建屋内の消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	(b)　管理区域からの放出消火剤の流出防止 （管理区域からの放出消火剤の流出防止に係る基本設計方針は建屋内の消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）

変　更　前	変　更　後
(c)　消火栓の配置 屋内消火栓及び屋外消火栓は，消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより，消火栓により消火を行う必要のあるすべての室における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	(c)　消火栓の配置 火災区域又は火災区画(セルを除く)に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は，消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより，消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。
f.　消火設備の警報	e.　消火設備の警報
(a)　消火設備の故障警報 二酸化炭素消火設備等，電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは，電源断等の故障警報を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室に吹鳴する設計とする。 (消火設備の故障警報のうち緊急時対策建屋の消火設備の故障警報に係る基本設計方針は緊急時対策建屋の詳細設計の対象となる申請書で示す。)	(a)　消火設備の故障警報 電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは，電源断等の故障警報を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室に吹鳴する設計とする。 (消火設備の故障警報のうち緊急時対策建屋の消火設備の故障警報に係る基本設計方針は緊急時対策建屋の詳細設計の対象となる申請書で示す。)
(b)　固定式ガス消火設備の退避警報 (固定式ガス消火設備の退避警報に係る基本設計方針は固定式消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)	(b)　固定式ガス消火設備の退避警報 (固定式ガス消火設備の退避警報に係る基本設計方針は固定式消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)
g.　自然現象に対する火災報知設備及び消火設備の性能維持	f.　消火設備に対する自然現象の考慮
(a)　凍結防止対策 屋外に設置する消火設備のうち，消火用水の供給配管は凍結を考慮し，凍結深度を確保した埋設配管とし，地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに，屋外消火栓は，自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。	(a)　凍結防止対策 屋外に設置する消火設備のうち，消火用水の供給配管は凍結を考慮し，凍結深度を確保した埋設配管とし，地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに，屋外消火栓は，自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。
(b)　風水害対策 消火ポンプ及び固定式ガス消火設備は，風水害に対してその性能が著しく阻害されることが無いよう，各建屋内に設置する設計とする。 (風水害対策に係る固定式ガス消火設備の基本設計方針は消火困難箇所の消火で使用する固定式消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)	(b)　風水害対策 消火ポンプは，風水害に対してその性能が著しく阻害されることが無いよう，各建屋内に設置する設計とする。 (風水害対策に係る固定式ガス消火設備の基本設計方針は消火困難箇所の消火で使用する固定式消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)
(c)　地盤変位対策 (地盤変位対策に係る設計方針は火災防護上重要な機器等及び重大事故対処施設を設置する建屋の消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)	(c)　地盤変位対策 (地盤変位対策に係る設計方針は火災防護上重要な機器等及び重大事故対処施設を設置する建屋の消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)
h.　その他	g.　その他
(a)　移動式消火設備 火災時の消火活動のため，消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備を配備する設計とする。 (移動式消火設備のうち化学粉末消防車に係る基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。)	(a)　移動式消火設備 火災時の消火活動のため，消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として，大型化学高所放水車を配備するとともに，故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 (移動式消火設備のうち化学粉末消防車に係る基本設計方針は重大事故等対処施設の詳細設計の対象となる申請書で示す。)
(b)　消火用の照明器具	(b)　消火用の照明器具

変　更　前	変　更　後
（消火用の照明器具に係る基本設計方針は火災防護上重要な機器等及び重大事故対処施設を設置する建屋の消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（消火用の照明器具に係る基本設計方針は火災防護上重要な機器等及び重大事故対処施設を設置する建屋の消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
(c)　ポンプ室	(c)　ポンプ室
（ポンプ室に係る基本設計方針は火災防護上重要な機器等に該当するポンプが申請される回の申請書で示す。）	（ポンプ室に係る基本設計方針は火災防護上重要な機器等に該当するポンプが申請される回の申請書で示す。）
(d)　使用済燃料貯蔵設備	(d)　使用済燃料貯蔵設備
（使用済燃料貯蔵設備に係る基本設計方針は使用済燃料貯蔵設備が申請される回の申請書で示す。）	（使用済燃料貯蔵設備に係る基本設計方針は使用済燃料貯蔵設備が申請される回の申請書で示す。）
(4)　火災及び爆発の影響軽減設備	(4)　火災及び爆発の影響軽減設備
a.　火災防護上の最重要設備の系統分離のための火災影響軽減設備	a.　火災防護上の最重要設備の系統分離のための火災影響軽減設備
（火災防護上の最重要設備の系統分離のための火災影響軽減設備に係る基本設計方針は火災防護上の最重要設備の影響軽減設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（火災防護上の最重要設備の系統分離のための火災影響軽減設備に係る基本設計方針は火災防護上の最重要設備の影響軽減設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
(a)　3 時間耐火隔壁	(a)　3 時間耐火隔壁
（3 時間耐火隔壁に係る基本設計方針は火災防護上の最重要設備の影響軽減設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（3 時間耐火隔壁に係る基本設計方針は火災防護上の最重要設備の影響軽減設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
(b)　6m 以上離隔，火災感知設備及び自動消火設備	(b)　6m 以上離隔，火災感知設備及び自動消火設備
（6m 以上離隔，火災感知設備及び自動消火設備に係る基本設計方針は火災防護上の最重要設備の影響軽減設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（6m 以上離隔，火災感知設備及び自動消火設備に係る基本設計方針は火災防護上の最重要設備の影響軽減設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
(c)　1 時間耐火隔壁，火災感知設備及び自動消火設備	(c)　1 時間耐火隔壁，火災感知設備及び自動消火設備
（1 時間耐火隔壁，火災感知設備及び自動消火設備に係る基本設計方針は火災防護上の最重要設備の影響軽減設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（1 時間耐火隔壁，火災感知設備及び自動消火設備に係る基本設計方針は火災防護上の最重要設備の影響軽減設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
b.　中央制御室制御盤内の火災影響軽減設備	b.　中央制御室制御盤内の火災影響軽減設備
（中央制御室制御盤内の火災影響軽減設備に係る基本設計方針は中央制御室の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（中央制御室制御盤内の火災影響軽減設備に係る基本設計方針は中央制御室の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
(a)　高感度煙感知器	(a)　高感度煙感知器
（高感度煙感知器に係る基本設計方針は中央制御室の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（高感度煙感知器に係る基本設計方針は中央制御室の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
c.　中央制御室床下コンクリートピットの火災影響軽減設備	c.　中央制御室床下コンクリートピットの火災影響軽減設備
（中央制御室床下コンクリートピットの火災影響軽減設備に係る基本設計方針は中央制御室の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	（中央制御室床下コンクリートピットの火災影響軽減設備に係る基本設計方針は中央制御室の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
(5)　設備の共用	(5)　設備の共用
消火設備のうち，消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ，圧力調整用消火ポンプ，消火用水貯槽は，廃棄物管理施設と共用し，消火栓設備の一部及び防火水槽の一部は，廃棄物管理施設と共用する。 廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備並びに廃棄物管理施設と共用する消火栓設備及び防火水槽は，廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においても再処理施設で必要な容量を確保する設計とし，消火水供給設備においては，故障その他の異常が発生した場合でも，弁を閉止	変更なし

変　更　前	変　更　後
することにより故障その他の異常による影響を局所化し，故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。 (設備の共用のうち,火災感知設備及び消火器の廃棄物管理施設との共用に係る基本設計方針は，廃棄物管理施設と共用する火災感知設備及び消火器の詳細設計の対象となる申請書で示す。また，消火用水供給設備の MOX 燃料加工施設との共用に係る基本設計方針は，MOX 燃料加工施設と共用する消火用水供給設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。 さらに，緊急時対策建屋等の MOX 燃料加工施設との共用に係る基本設計方針は，緊急時対策建屋等の火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)	(設備の共用のうち,火災感知設備及び消火器の廃棄物管理施設との共用に係る基本設計方針は，廃棄物管理施設と共用する火災感知設備及び消火器の詳細設計の対象となる申請書で示す。また，消火用水供給設備の MOX 燃料加工施設との共用に係る基本設計方針は，MOX 燃料加工施設と共用する消火用水供給設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。 さらに，緊急時対策建屋等の MOX 燃料加工施設との共用に係る基本設計方針は，緊急時対策建屋等の火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)

変　更　前	変　更　後
（飛来物防護板に係る基本設計方針については，飛来物防護板の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	7.3.4　竜巻防護対策設備 竜巻防護対策設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「2.　地盤」，「3.自然現象等」，「5.　火災等による損傷の防止」，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7.再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9.　設備に対する要求」に基づくものとする。 竜巻に対する防護設計においては，建屋による防護が期待できない竜巻防護対象施設及び安全機能を損なうおそれのある屋外に設置される竜巻防護対象施設が設計飛来物の衝突によって安全機能を損なうことを防止するため，竜巻防護対策設備を設置する設計とする。 竜巻防護対策設備は，設計竜巻によって発生する設計飛来物による竜巻防護対象施設への影響を防止するための飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。 竜巻防護対策設備の設計に際しては，竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう，次のような方針で設計する。 (1)　飛来物防護板 （飛来物防護板に係る基本設計方針については，飛来物防護板の詳細設計の対象となる申請書で示す。） (2)　飛来物防護ネット 冷却塔周りに設置する飛来物防護ネット（補助防護板を含む。）は，防護ネット及び防護板（鋼材）とそれらを支持する支持架構で構成し，以下の設計とする。 a.　防護ネットは，設計飛来物の運動エネルギを吸収できる強度を有する設計とする。 b.　防護ネットは，飛来物の衝突によりたわみが生じた場合でも，竜巻防護対象施設に衝突しない離隔距離を確保する設計とする。 c.　防護ネット（補助防護板を含む。）は，設計飛来物の通過及び貫通を防止できる設計とする。 d.　支持架構に直接設置する防護ネットは，ネットと支持架構の隙間を設計上考慮する飛来物の大きさ以下とするため，鋼製の補助防護板を設置する設計とする。 e.　防護板（鋼材）は，設計飛来物の貫通を防止できる設計とする。 f.　支持架構は，設計荷重（竜巻）に対し，防護ネット及び防護板（鋼材）を支持できる強度を有する設計とする。 g.　飛来物防護ネットは，内包する冷却塔の冷却能力に影響を与えない設計とする。 h.　飛来物防護ネットは，設計荷重（竜巻）により，竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。 i.飛来物防護ネットは，竜巻以外の自然現象及び人為事象により，竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。 竜巻防護対策設備の対象となる主要な設備について，「表 1-7-3-4　竜巻防護対策設備の主要設備リスト」に示す。

変　更　前	変　更　後
（再処理施設に設置する溢水防護設備及びその基本設計方針については，溢水防護設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	7.3.5　溢水防護設備 溢水防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「2.　地盤」，「3.　自然現象等」，「5.　火災等による損傷の防止」，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7.　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9.　設備に対する要求」に基づくものとする。 安全機能を有する施設は，再処理施設内における溢水が発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による溢水，再処理施設内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水又は燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水が発生した場合においても，溢水防護設備により，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 また，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能を維持できる設計とする。 （再処理施設に設置する溢水防護設備及びその基本設計方針については，溢水防護設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。） 溢水防護設備については，保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて，管理する。

変　更　前	変　更　後
（化学薬品防護設備に係る基本設計方針については，化学薬品防護設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）	7.3.6　化学薬品防護設備 化学薬品防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「2.　地盤」，「3.　自然現象等」，「5.　火災等による損傷の防止」，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7.　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9.　設備に対する要求」に基づくものとする。 安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合（漏えいに伴い有毒ガスが発生した場合を含む）においても，安全機能を損なわない設計とする。 そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による化学薬品の漏えい又は再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えいが発生した場合においても，化学薬品防護設備により，化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 （化学薬品防護設備に係る基本設計方針については，化学薬品防護設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。） 化学薬品防護設備については，化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を軽減する機能が損なわれない設計にするとともに，保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて，管理する。

表 1-7-2-2　冷却水設備の主要設備リスト

			変更前					変更後				
設備区分	系統名	機種	名称	設計基準対象の施設*			重大事故等対処設備*	名称	設計基準対象の施設*			重大事故等対処設備*
				安重区分	耐震重要度分類	機器区分	設備分類		安重区分	耐震重要度分類	機器区分	設備分類
冷却水設備	安全冷却水系	熱交換器	安全冷却水冷却塔（[redacted]）	安重	S	－	－	変更なし				
		主配管	安全冷却水冷却塔（[redacted]）～安全冷却水冷却塔（[redacted]）供給ヘッダー合流点	安重	S	－	－					
			安全冷却水冷却塔（[redacted]）戻りヘッダー分岐点～安全冷却水冷却塔（[redacted]）	安重	S	－	－					

注記　＊：表 1-7-2-2 に用いる略語の定義は「付表 1」による。

安ユ A

付表１　略語の定義（１／２）

		略語	定義
設計基準対象の施設	安重区分	安重	安全機能を有する施設のうち，安全上重要な施設
		非安重	安全上重要な施設を除く，安全機能を有する施設
	耐震重要度分類	Ｓ	耐震重要度分類におけるＳクラス
		Ｂ	耐震重要度分類におけるＢクラス（Ｂ－１及びＢ－２を除く）
		Ｂ－１	Ｂクラスの設備のうち，共振のおそれがあるため，弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの
		Ｂ－２	Ｂクラスの設備のうち，波及的影響によって，耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
		Ｃ	耐震重要度分類におけるＣクラス（Ｃ－１及びＣ－２を除く）
		Ｃ－１	Ｃクラスの設備のうち，波及的影響によって，耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
		Ｃ－２	Ｃクラスの設備のうち，基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水・薬品伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの
		Ｃ－３	Ｃクラス施設のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して地下水の排水機能を保持できる設計とするもの
		－	上記以外（当該施設において設計基準対象の施設として使用しないものを含む）

許Ａ

付表１　略語の定義（２／２）

		略語	定義
設計基準対象の施設	機器区分	１種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈（別記）における「再処理第１種機器」
		２種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈（別記）における「再処理第２種機器」
		３種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈（別記）における「再処理第３種機器」
		４種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈（別記）における「再処理第４種機器」
		５種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈（別記）における「再処理第５種機器」
		－	上記以外（当該施設において設計基準対象の施設として使用しないものを含む）
重大事故等対処設備	設備区分	常設耐震	技術基準規則第三十三条第一項第一号に規定する「常設耐震重要重大事故等対処設備」
		常設	技術基準規則第三十三条第一項第二号に規定する「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」
		可搬	重大事故等対処設備のうち可搬型のもの
		1.2Ｓｓ	基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能を損なわないよう設計するもの
		－	当該施設において重大事故等対処設備として使用しないもの

許A

表 1-7-3-4　竜巻防護対策設備の主要設備リスト

			変更前					変更後				
設備区分	系統名	機種	名称	設計基準対象の施設*			重大事故等対処設備*	名称	設計基準対象の施設*			重大事故等対処設備*
				安重区分	耐震重要度分類	機器区分	設備分類		安重区分	耐震重要度分類	機器区分	設備分類
竜巻防護対策設備	－	建物・構築物	－					飛来物防護ネット（再処理設備本体用安全冷却水系冷却塔Ｂ）	非安重	Ｃ－１	－	－

注記　＊：表 1-7-3-4 に用いる略語の定義は，「表 1-7-2-2　冷却水設備の主要設備リスト」の「付表 1」による。

安コ A

Ｉ－２　工事の方法

許 A

目　　次

ページ

1.　工事の手順 ･･･ 工-1-1
1.1　工事の手順と使用前事業者検査･････････････････････････････････････ 工-1-1
1.2　容器等の主要な溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査･･････････････ 工-1-1

2.　使用前事業者検査の方法･･･ 工-1-1
2.1　構造，強度及び漏えいに係る検査･････････････････････････････････････ 工-1-1
2.1.1　構造，強度及び漏えいに係る検査･･････････････････････････････････ 工-1-1
2.1.2　容器等の主要な溶接部に係る検査･･････････････････････････････････ 工-1-3
2.2　機能及び性能に係る検査･･･ 工-1-7
2.3　基本設計方針検査･･･ 工-1-7
2.4　品質マネジメントシステムに係る検査･････････････････････････････････ 工-1-7

3.　工事上の留意事項･･･ 工-1-8

許 A

許 B

変　更　前	変　更　後
再処理施設の設置又は変更の工事における工事の方法として，事業指定（変更許可）を受けた事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準」という。）の要求事項に適合するための設計（基本設計方針及び仕様表等）に従い実施する工事の手順と，それら設計や工事の手順に従い工事が行われたことを確認する使用前事業者検査の方法を以下に示す。 これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は，「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。 1.　工事の手順 1.1　工事の手順と使用前事業者検査 再処理施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め第1.1-1図に示す。 再処理施設に設置する腐食を考慮する容器等については，試験運転で使用を開始していることを踏まえ，保守管理として板厚の余寿命評価を行うとともに，運転期間中に最小厚さを下回ることがないよう適切な時期に補修・取替えを実施する。 設置から長期間経過している既存の再処理施設については，当該再処理施設の健全性を評価する（以下「設備の健全性評価」という。）。 1.2　容器等の主要な溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査 容器等の主要な溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め第1.2-1図に示す。 2.　使用前事業者検査の方法 構造，強度及び漏えいを確認するために十分な方法，機能及び性能を確認するために十分な方法，その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）に従って行われたものであることを確認するために十分な方法により，使用前事業者検査を第1.1-1図及び第1.2-1図のフローに基づき実施する。 使用前事業者検査は「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより，抽出されたものの検査を実施する。 また，使用前事業者検査は，検査の時期，対象，方法，検査体制に加えて，検査の内容と重要度に応じて立会，抜取立会，記録確認のいずれかとすることを要領書等で定め実施する。 なお，設備の健全性評価結果等により設備の状態を把握した上で，実検査，記録確認検査又は代替検査から検査方法を選定して要領書等に定める。 ・実検査：実測，目視等により判定基準を満足していることを確認する検査 ・記録確認検査：実測，目視等により判定基準を満足していることを確認した検査等の記録を確認する検査 ・代替検査：実検査及び記録確認検査が実施できない場合に，記録，評価等を組み合わせて判定基準を満足していることを確認する検査 2.1　構造，強度及び漏えいに係る検査 2.1.1　構造，強度及び漏えいに係る検査 構造，強度及び漏えいに係る検査ができるようになったとき，第2.1.1-1表に示す検査を実施する。	変更なし 2.1　構造，強度及び漏えいに係る検査 2.1.1　構造，強度及び漏えいに係る検査 構造，強度及び漏えいに係る検査ができるようになったとき，第2.1.1-1表に示す検査を実施する。

許 B

変　更　前

第 2.1.1-1 表　構造，強度及び漏えいに係る検査*1

検査項目	検査概要 *2			判定基準
「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより，当該工事における構造，強度及び漏えいに係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの。 〈共通〉 ・材料検査 ・状態確認検査 〈建物・構築物〉 ・基盤検査 ・構造検査 ・強度検査 ・外観検査 〈機器等〉 ・寸法検査 ・耐圧・漏えい検査 ・据付・外観検査	共通	材料検査	使用されている材料の化学成分，機械的強度等が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。
		状態確認検査	評価条件，手順等が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。
	建物・構築物	基盤検査	基盤の高さ，岩質，強度が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。
		構造検査	主要寸法，据付状態等が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。
		強度検査	コンクリートの強度が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。
		外観検査	有害な欠陥がないことを確認する。	健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。
	機器等	寸法検査	主要寸法が設工認のとおりであることを確認する。 腐食減肉を想定している機器・配管の板厚については，現状の板厚の推定等により設工認のとおり（最小厚さ以上）であることを確認する。また，初回の定期事業者検査までの期間以上板厚が確保できることを余寿命評価の結果により確認する。	設工認のとおりであること。
		耐圧・漏えい検査	設工認に基づく検査圧力で所定時間保持し，検査圧力に耐え，異常のないことを確認する。耐圧検査が構造上困難な部位については，非破壊検査等により確認する。 耐圧検査終了後，設工認に基づく検査圧力により漏えいの有無を確認する。漏えい検査が構造上困難な部位については，非破壊検査等により確認する。 維持段階の機器・配管については，運転圧による漏えい確認等により異常のないことを確認する。	設工認のとおりであること。
		据付・外観検査	組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認のとおりであり，有害な欠陥がないことを確認する。	設工認のとおりであること。 健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。

注記　＊1：基本設計方針のうち「構造，強度及び漏えいに係る検査」で確認可能な事項を含む。
　　＊2：代替検査を実施する場合は，本来の検査目的に対する代替性を評価した上で検査要領書に定める。

変　更　後

第 2.1.1-1 表　構造，強度及び漏えいに係る検査*1

検査項目	検査概要 *2			判定基準
「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより，当該工事における構造，強度及び漏えいに係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの。 〈共通〉 ・材料検査 ・状態確認検査 〈建物・構築物〉 ・基盤検査 ・構造検査 ・強度検査 ・外観検査 〈機器等〉 ・寸法検査 ・耐圧・漏えい検査 ・据付・外観検査	共通	材料検査	使用されている材料の化学成分，機械的強度等が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。
		状態確認検査	評価条件，手順等が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。
	建物・構築物	基盤検査	基盤の高さ，岩質，強度が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。
		構造検査	主要寸法，据付状態等が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。
		強度検査	コンクリートの強度が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。
		外観検査	有害な欠陥がないことを確認する。	健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。
	機器等	寸法検査	主要寸法が設工認のとおりであることを確認する。 腐食減肉を想定している機器・配管の板厚については，現状の板厚の推定等により設工認のとおり（最小厚さ以上）であることを確認する。また，初回の定期事業者検査までの期間以上板厚が確保できることを余寿命評価の結果により確認する。	設工認のとおりであること。
		耐圧・漏えい検査 *3	設工認に基づく検査圧力で所定時間保持し，検査圧力に耐え，異常のないことを確認する。耐圧検査が構造上困難な部位については，非破壊検査等により確認する。 耐圧検査終了後，設工認に基づく検査圧力により漏えいの有無を確認する。漏えい検査が構造上困難な部位については，非破壊検査等により確認する。 維持段階の機器・配管については，運転圧による漏えい確認等により異常のないことを確認する。	設工認のとおりであること。
		据付・外観検査	組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認のとおりであり，有害な欠陥がないことを確認する。	設工認のとおりであること。 健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。

注記　＊1：基本設計方針のうち「構造，強度及び漏えいに係る検査」で確認可能な事項を含む。
　　＊2：代替検査を実施する場合は，本来の検査目的に対する代替性を評価した上で検査要領書に定める。
　　＊3：可搬型重大事故等対処設備の完成品は，第 2.1.1-1 表によらず運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできる。

許 B

変　更　前	変　更　後
2.1.2　容器等の主要な溶接部に係る検査 容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査は，技術基準第 17 条第 1 項第 3 号及び第 37 条第 1 項第 2 号並びに再処理施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「技術基準解釈」という。）に適合するよう，以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。 (1)　あらかじめ確認する事項 次の①及び②については，容器等の主要な溶接部の溶接をしようとする前に，技術基準解釈 別記 別紙-2 溶接施工法認証標準及び別紙-3 溶接士技能認証標準に従い，第 2.1.2-1 表，第 2.1.2-2 表に示す検査を行う。 ①　溶接施工法に関すること ②　溶接士の技能に関すること なお，①又は②について，既に，以下のいずれかにより適合性が確認されているものは，容器等の主要な溶接部の溶接をしようとする前に第 2.1.2-1 表，第 2.1.2-2 表に示す検査は要さないものとする。 ①　溶接施工法に関すること 以下のいずれかに該当する溶接施工法。ただし，再処理第 1 種機器及び腐食環境の厳しい第 2 種機器の接液側の溶接施工法においては，技術基準解釈 別記 別紙-2　添付-2　溶接施工法における腐食試験要領に定める腐食試験に合格していること。 ・再処理施設の溶接施工法として，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）に基づき認可を受けた溶接施工法。 ・前述と同等の溶接施工法として，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）における他の施設にて，認可を受けたもの，溶接安全管理検査，使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで，他の施設とは，加工施設，試験研究用等原子炉施設，発電用原子炉施設，使用済燃料貯蔵施設，特定第一種廃棄物埋設施設，特定廃棄物管理施設をいう。 ②　溶接士の技能に関すること ・技術基準解釈 別記 別紙-3 溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認められるものとして溶接士技能の確認を受けた溶接士，実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 別記-5　3. 第 3 部溶接士技能標準(3)により溶接士技能認証標準と同様と認められた溶接士が溶接を行う場合。ただし，再処理第 1 種機器及び腐食環境の厳しい再処理第 2 種機器の溶接を行う溶接士は，技術基準解釈 別記 別紙-3 で定める腐食試験に合格していること。また，再処理第 1 種機器の接液側の溶接を行う溶接士は，技術基準解釈 別記 別紙-3 で定める継手の仕上がり状態及び非破壊試験に	変更なし

変　更　前	変　更　後
合格していること。 ・技術基準解釈 別記 別紙-3 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が，実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 別記-5 3.(4)溶接士技能認証標準に適合する溶接士の有効期間内に溶接を行う場合。	変更なし

第 2.1.2-1 表　あらかじめ確認すべき事項（溶接施工法）

検査項目	検査方法及び判定基準
溶接施工法の内容確認	計画している溶接施工法の内容が，技術基準に適合する方法であることを確認する。
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。
開先確認	試験をする上で，健全な溶接が施工できることを確認する。
溶接作業中確認	溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり，溶接条件等が使用前事業者検査（溶接）計画書のとおりに実施されることを確認する。
外観確認	試験材について，目視により外観が良好であることを確認する。
溶接後熱処理確認	溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合していることを確認する。
浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い，表面における開口した欠陥の有無を確認する。
機械試験確認	溶接部の強度，延性及び靭性等の機械的性質を確認するため，継手引張試験，曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について，技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。
腐食試験確認	再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい第2種機器の接液側に使用する溶接施工法に対し，腐食試験を実施し，耐食性を確認する。
（判定）＊	以上の全ての工程において，技術基準に適合していることが確認された場合，当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。

注記　＊：（　）は検査項目ではない。

許 B

変　更　前	変　更　後
第 2.1.2-2 表　あらかじめ確認すべき事項（溶接士） <table><tr><th>検査項目</th><th>検査方法及び判定基準</th></tr><tr><td>溶接士の試験内容の確認</td><td>検査を受けようとする溶接士の氏名，溶接訓練歴等，及びその者が行う溶接施工法の範囲を確認する。</td></tr><tr><td>材料確認</td><td>試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。</td></tr><tr><td>開先確認</td><td>試験をする上で，健全な溶接が施工できることを確認する。</td></tr><tr><td>溶接作業中確認</td><td>溶接士及びその溶接士が行う溶接作業が使用前事業者検査(溶接)計画書のとおりであり，溶接条件が使用前事業者検査(溶接)計画書のとおり実施されることを確認する。</td></tr><tr><td>外観確認</td><td>目視により外観が良好であることを確認する。</td></tr><tr><td>浸透探傷試験確認</td><td>技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い，表面に開口した欠陥の有無を確認する。</td></tr><tr><td>放射線透過試験確認</td><td>再処理第1種容器及び管の接液側の溶接を行う者の技能確認に対し，技術基準に適合した試験の方法により放射線透過試験を行い，溶接部の欠陥の有無を確認する。</td></tr><tr><td>機械試験確認</td><td>曲げ試験を行い，欠陥の有無を確認する。</td></tr><tr><td>断面検査確認</td><td>管と管板の取付け溶接部の断面について，技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。</td></tr><tr><td>腐食試験確認</td><td>再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器の溶接を行う者の技能確認に対し，技術基準に適合した方法により腐食試験を実施し，耐食性を確認する。</td></tr><tr><td>（判定）＊</td><td>以上の全ての工程において，技術基準に適合していることが確認された場合，当該溶接士は技術基準に適合する技能を持った者とする。</td></tr></table>注記　＊：（　）は検査項目ではない (2)　容器等の主要な溶接部に対して確認する事項 再処理施設のうち技術基準第 17 条第 1 項第 3 号及び第 37 条第 1 項第 2 号の容器等の主要な溶接部について，第 2.1.2-3 表に示す検査を行う。	変更なし

許 B

変　更　前	変　更　後
第 2.1.2-3 表　容器等の主要な溶接部に対して確認する事項	変更なし

検査項目	検査方法及び判定基準
適用する溶接施工法，溶接士の確認	適用する溶接施工法，溶接士について，第 2.1.2-1 表及び第 2.1.2-2 表に示す適合確認がなされていることを確認する。
材料検査	溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを確認する。
開先検査	開先形状，開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に適合するものであることを確認する。
溶接作業検査 （含む，溶接材料の腐食試験）	あらかじめの確認において，技術基準に適合していることが確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工しているかを確認する。 再処理第 1 種機器及び腐食環境の厳しい再処理第 2 種機器の接液部に用いる溶接材料に対し，腐食試験を実施し，耐食性を確認する。
熱処理検査	溶接後熱処理の方法，熱処理設備の種類及び容量が，技術基準に適合するものであること，また，あらかじめの確認において技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲により実施しているかを確認する。
非破壊検査	溶接部について非破壊試験を行い，その試験方法及び結果が技術基準に適合するものであることを確認する。
機械検査	溶接部について機械試験を行い，当該溶接部の機械的性質が技術基準に適合するものであることを確認する。
耐圧検査	規定圧力で耐圧試験を行い，これに耐え，かつ，漏えいがないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は，可能な限り高い圧力で試験を実施し，耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。 （外観の状況確認） 溶接部の形状，外観及び寸法が技術基準に適合することを確認する。
漏えい検査	再処理第 1 種容器及びライニング型貯槽の溶接部に対し，規定の漏えい試験を行い，技術基準に適合するものであることを確認する。ただし，ライニング型貯槽にあっては，構造上漏えい試験を行うことが，著しく困難である場合は，浸透探傷試験を実施する。
（適合確認）＊	以上の全ての工程において，技術基準に適合していることが確認された場合，当該溶接部は技術基準に適合するものとする。

注記　＊：（　）は検査項目ではない

変　更　前	変　更　後
2.2　機能及び性能に係る検査 機能及び性能を確認するため，第2.2-1表に示す検査を行う。 なお，核燃料物質等を用いる試験であるガラス溶融炉の検査及び気体，液体廃棄物放出放射能量検査は，高レベル廃液ガラス固化建屋内設備，並びにガラス溶融炉の運転及び検査に必要な設備の検査が終了した後に実施する。 第2.2-1表　機能及び性能に係る検査*1 検査項目：機能及び性能に係る検査 検査概要 *2：再処理施設の安全性確保の観点から必要な安全設備等の機能及び性能を当該各系統の試運転等により確認する。 判定基準：設工認のとおりであり，技術基準に適合するものであること。 注記　＊1：基本設計方針のうち「機能及び性能に係る検査」で確認可能な事項を含む。 ＊2：代替検査を実施する場合は，本来の検査目的に対する代替性の評価を実施した上で検査要領書に定める。 2.3　基本設計方針検査 基本設計方針のうち「構造，強度及び漏えいに係る検査」及び「機能及び性能に係る検査」では確認できない事項について，第2.3-1表に示す検査を実施する。 第2.3-1表　基本設計方針検査 検査項目：基本設計方針検査 検査方法：基本設計方針のうち第 2.1.1-1 表又は第2.2-1表では確認できない事項について，基本設計方針に従い工事が実施されたことを確認する。 判定基準：「基本設計方針」のとおりであること。 2.4　品質マネジメントシステムに係る検査 実施した工事が，「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセス，「1.工事の手順」並びに「2.　使用前事業者検査の方法」のとおり行われていることの実施状況を確認するとともに，使用前事業者検査で記録確認の対象となる工事の段階で作成される製造メーカ等の記録の信頼性を確認するため，第2.4-1表に示す検査を実施する。	変更なし

変　更　前	変　更　後
第2.4-1表　品質マネジメントシステムに係る検査 検査項目：品質マネジメントシステムに係る検査 検査方法：工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や聞取り等により確認する。この確認には，検査における記録の信頼性確認として，基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。 判定基準：設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおりに工事管理が行われていること。	変更なし
3.　工事上の留意事項 再処理施設の設置又は変更の工事の実施に当たっては，本設工認申請書（基本設計方針等），事業変更許可申請書，保安規定及び労働安全衛生法等を遵守するとともに，従事者及び公衆の安全確保や既設の機器等への悪影響防止等の観点から，以下に留意し工事を進める。 a.　設置又は変更の工事を行う再処理施設の機器等について，周辺資機材，他の原子力施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう，隔離，作業環境維持，異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。 b.　工事に当たっては，既設の機器等へ悪影響を与えないよう，現場状況，作業環境及び作業条件を把握し，作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認するとともに，隔離，火災防護，溢水防護，異物侵入防止対策，作業管理等の必要な措置を講じる。 c.　設置又は変更の工事を行う再処理施設の機器等について，必要に応じて，供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。 d.　再処理施設の状況に応じて，検査・試験，試運転等の各段階における工程を管理する。 e.　設置又は変更の工事を行う再処理施設の機器等について，供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間，維持する。 f.　放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに，その種類に応じて保管及び処理を行う。 g.　現場状況，作業環境及び作業条件を把握し，放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と被ばく線量管理を行う。また，公衆の放射線防護のため，放射性気体及び液体廃棄物の放出管理については，放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度及び放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに，放出管理目標値を超えないように努める。 h.　修理の方法は，基本的に「第1.1-1図　工事の手順と使用前事業者検査のフロー」の手順により行うこととし，機器等の全部又は一部について，撤去，切断，切削又は取外しを行い，据付，溶接又は取付け若しくは同等の方法により，同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替えを行う等，機器等の機能維持又は回復を行う。また，機器等の一部撤去，一部撤去の既設端部について閉止板の取付	3.　工事上の留意事項 再処理施設の設置又は変更の工事の実施に当たっては，本設工認申請書（基本設計方針等），事業変更許可申請書，保安規定及び労働安全衛生法等を遵守するとともに，従事者及び公衆の安全確保や既設の機器等への悪影響防止等の観点から，以下に留意し工事を進める。 a.　設置又は変更の工事を行う再処理施設の機器等について，周辺資機材，他の原子力施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう，隔離，作業環境維持，異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。 b.　工事に当たっては，既設の機器等へ悪影響を与えないよう，現場状況，作業環境及び作業条件を把握し，作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認するとともに，隔離，火災防護，溢水防護，異物侵入防止対策，作業管理等の必要な措置を講じる。 c.　設置又は変更の工事を行う再処理施設の機器等について，必要に応じて，供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。 d.　再処理施設の状況に応じて，検査・試験，試運転等の各段階における工程を管理する。 e.　設置又は変更の工事を行う再処理施設の機器等について，供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間，維持する。 f.　放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに，その種類に応じて保管及び処理を行う。 g.　現場状況，作業環境及び作業条件を把握し，放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と被ばく線量管理を行う。また，公衆の放射線防護のため，放射性気体及び液体廃棄物の放出管理については，放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度及び放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに，放出管理目標値を超えないように努める。 h.　修理の方法は，基本的に「第1.1-1図　工事の手順と使用前事業者検査のフロー」の手順により行うこととし，機器等の全部又は一部について，撤去，切断，切削又は取外しを行い，据付，溶接又は取付け若しくは同等の方法により，同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替えを行う等，機器等の機能維持又は回復を行う。また，機器等の一部撤去，一部撤去の既設端部について閉止板の取付け，蒸気発生器，熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な処

変　更　前	変　更　後
け，蒸気発生器，熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。 i.　特別な工法を採用する場合の施工方法は，技術基準に適合するよう，安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。 j.　管理区域内の作業においては，作業手順，装置，汚染管理，連絡体制等を記載した作業管理要領書を作成する。 k.　化学物質及び化学物質を含む廃液を取り扱う系統の工事を行う場合，法令に基づく表示，引火性・可燃性物質の使用表示及び化学品の特性・取扱いに関する情報を提供するためのデータシート等により周知を図り，火災・爆発の防止に努めるとともに関係者以外の工事区域への立入を禁止又は制限する措置を講じる。また，作業に応じた適切な保護具を着用する。 l. 供用中の施設（核燃料物質等を用いた試験中の施設含む）に対して，安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある工事を実施する場合は，設計基準事故に発展するような工事上のリスクを十分に評価するとともに，施設の運転状態の監視強化，作業により開閉操作を行う弁等の識別表示，運転状態にある系統上の弁等の施錠管理等の必要な措置を行う。	置を実施する。 i.　特別な工法を採用する場合の施工方法は，技術基準に適合するよう，安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。 j.　管理区域内の作業においては，作業手順，装置，汚染管理，連絡体制等を記載した作業管理要領書を作成する。 k.　化学物質及び化学物質を含む廃液を取り扱う系統の工事を行う場合，法令に基づく表示，引火性・可燃性物質の使用表示及び化学品の特性・取扱いに関する情報を提供するためのデータシート等により周知を図り，火災・爆発の防止に努めるとともに関係者以外の工事区域への立入を禁止又は制限する措置を講じる。また，作業に応じた適切な保護具を着用する。 l. 供用中の施設（核燃料物質等を用いた試験中の施設含む）に対して，安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある工事を実施する場合は，設計基準事故及び重大事故等に発展するような工事上のリスクを十分に評価するとともに，施設の運転状態の監視強化，作業により開閉操作を行う弁等の識別表示，運転状態にある系統上の弁等の施錠管理等の必要な措置を行う。

変更前	変更後
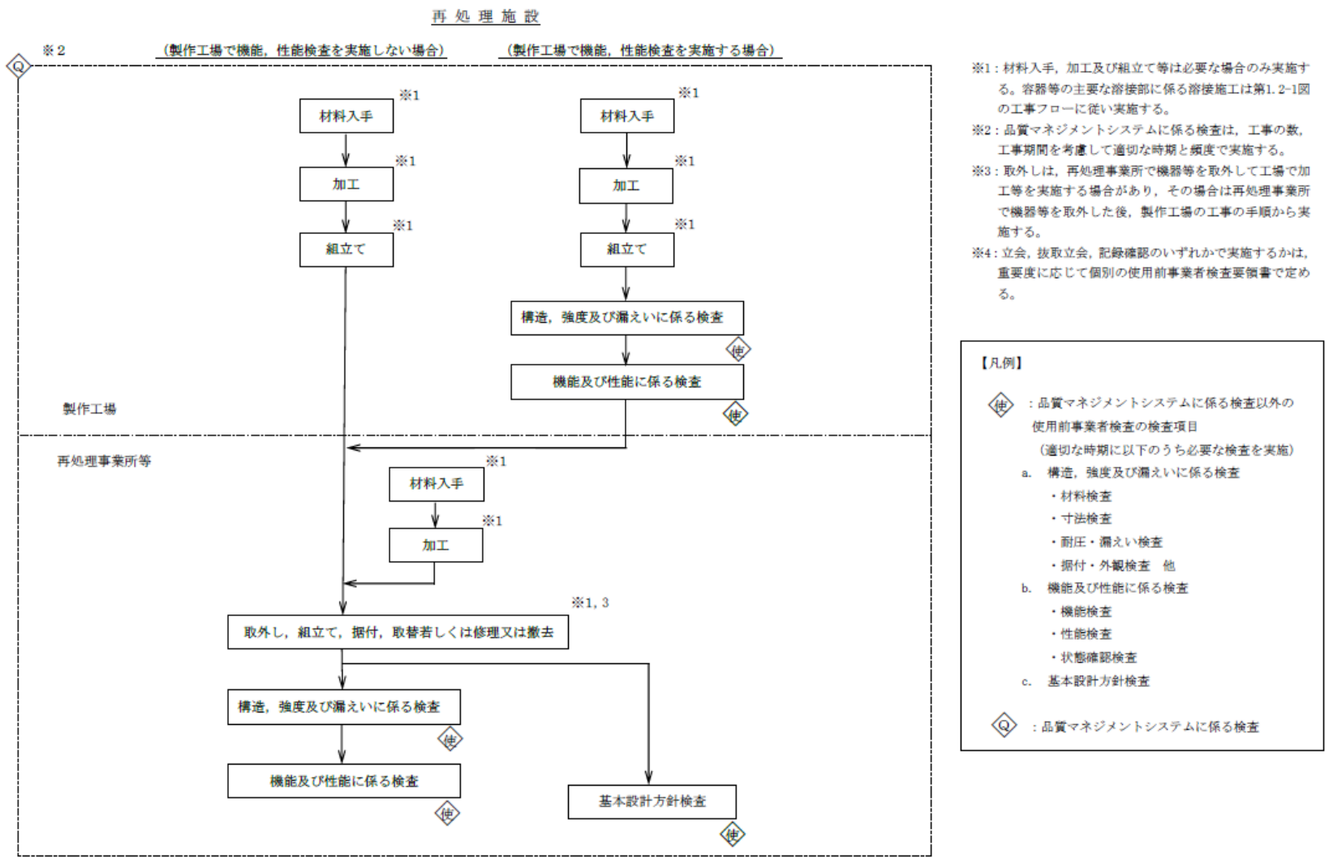 第 1.1-1 図　工事の手順と使用前事業者検査のフロー	変更なし

変更前	変更後
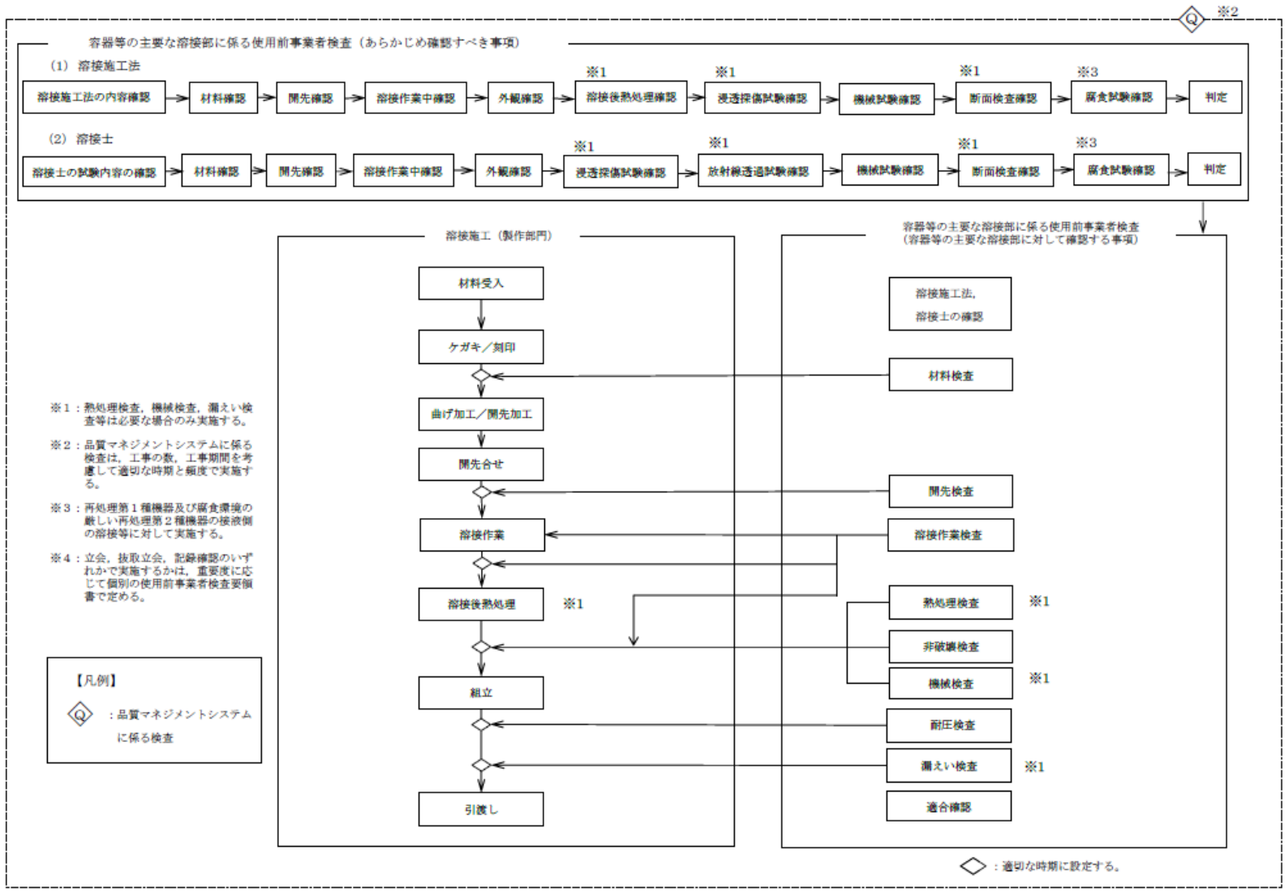 第 1.2-1 図 容器等の主要な溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査フロー	変更なし

Ⅱ　個別施設

許 B

目　　次

チ．その他再処理設備の附属施設

チ．その他再処理設備の附属施設

許 B

1.　設計条件及び仕様

1.1　給水施設及び蒸気供給施設

1.1.1　冷却水設備

1.1.1.1　安全冷却水系

（1）　熱交換器

安コ A

					変更前	変更後
名称					安全冷却水冷却塔＊3 （[redacted]）	変更なし
種類				－	空冷式 熱交換器	
冷却塔	容量	設計熱交換量		MW/個	[redacted]	
		設計冷却 空気流量		kg/s		
	最高使用圧力			MPa		
	最高使用温度			℃		
	伝熱面積 （伝熱管及び フィン外表面）＊2			m^2/個		
	主要 寸法	全長		mm		
		全幅		mm		
		全高		mm		
		伝熱管 （内管）	外径	mm		
			厚さ	mm		
	主要 材料	伝熱管（内管）		－		
		フィン		－		
		ヘッダー		－		
	耐火 被覆	種類		－	－	耐火塗料＊5＊6
		厚さ		mm		3以上＊7

（つづき）

				変更前	変更後
冷却塔	遮熱板 ＊8＊9	高さ （原動機側）	mm	－	[redacted]
		高さ （減速機側）	mm		
		厚さ	mm		
		主要材料	－		
原動機	種類		－	[redacted]	変更なし
	出力		kW/個		
	ファン台数		台		
個数			－	1	
基礎	種類		－	[redacted]	
	主要寸法	たて×横	m		
		高さ	m		
	主要材料		－	鉄筋 コンクリート	
	底面の標高		－	T.M.S.L. [redacted]m	
取付箇所	系統名（ライン名）		－	安全冷却水系＊4	
	設置床		－	屋外 分析建屋付近 T.M.S.L. 55.00m＊4	
	溢水防護上の区画番号		－	－	屋外
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		－		T.M.S.L. [redacted]m 以上
	化学薬品防護上の区画番号		－		屋外
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		－		T.M.S.L. [redacted]m 以上

注記　＊１：公称値を示す。

＊２：記載の適正化を行う。既設工認には「伝熱面積（フィン外表面）」と記載。

＊３：記載の適正化を行う。既設工認には「安全冷却水Ａ，Ｂ冷却塔（[redacted]）」と記載。

＊４：既設工認の仕様表に記載がないため，記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。

＊５：建築基準法第２条第七号に基づく国土交通大臣の認定番号FP060CN-0707を取得した主材及び下塗り材を使用する。

＊６：周辺施設を含め，航空機墜落火災の想定位置を考慮し，支持架構等の構造を維持する必要がある部材については，火炎直近となる部材は全てを塗装対象とし，それ以外の部材は，別紙「離隔距離表」に基づき塗装範囲を決定する。板厚が表に記載されていない場合は，表に記載されている板厚の内，薄い側の離隔距離を用いる。

＊７：主材厚さを示す。

＊８：原動機及び減速機を対象とする。

＊９：遮熱板の受熱面側には支持架構と同じ仕様の耐火被覆を施工する。

別紙

安全上重要な施設に対する離隔距離表

材料	板厚 (mm)	必要離隔距離 (m)
炭素鋼	36	1
	28	2
	22	4
	19	5
	15	7
	14	7
	13	8
	12	9
	11	9
	10	-
	9	11
	8	13
	6.5	15
	6.4	15
	6	15
	4.5	18
	3.91	19
	3.9	19
	3.2	21
	2.3	23
	2.11	23
	1.2	25
ステンレス鋼	20	
	16	
	12	
	9	

(2)　主配管

変更前							変更後						
名称		最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (℃)	外径＊1 (mm)	厚さ＊1 (mm)	材料	名称		最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (℃)	外径＊1 (mm)	厚さ＊1 (mm)	材料
安全冷却水系	＊2 安全冷却水冷却塔 (■■■■) ～ 安全冷却水冷却塔 (■■■■) 供給ヘッダー合流点	[redacted]					安全冷却水系	変更なし					
	＊2 安全冷却水冷却塔 (■■■■) 戻りヘッダー分岐点 ～ 安全冷却水冷却塔 (■■■■)												
	安全冷却水Ｂ冷却塔 (■■■■) まわり							―＊3					

注記　＊１：公称値を示す。

＊２：記載の適正化を行う。既設工認には「安全冷却水Ｂ冷却塔まわり配管（■■■■）」と記載。

＊３：該当ラインについては，主配管に該当しないため，記載の適正化を行う。

1.2　その他の主要な事項

1.2.1　竜巻防護対策設備

(1)　建物・構築物

a.　飛来物防護設備

				変更前	変更後
名称			―	―	飛来物防護ネット (再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔Ｂ)
種類			―		金属製ネット
主要寸法	防護ネット	線径	mm		4*1
		網目	mm		50*1，40*1
	補助防護板*2	厚さ	mm		8.2以上 (9*1)
	防護板(鋼材)	厚さ	mm		8.2以上 (9*1，12*1)
	支持架構*3	たて	mm		47900*1
		横	mm		36000*1
		高さ	mm		20300*1
主要材料	防護ネット		―		硬鋼線材
	補助防護板*2		―		SUS304
	防護板(鋼材)		―		SUS304
	支持架構		―		BCP325，G385，SN490B
耐火被覆	種類		―		耐火塗料*3*4
	厚さ		mm		2以上*5
杭基礎	種類		―		杭基礎*6 (鉄筋コンクリート造)
	主要寸法	基礎梁 たて×横	mm		39600*1×51500*1
		基礎梁 幅	mm		2300*1，3600*1
		基礎梁 高さ	mm		3000*1
		杭の径	mm		1000*1，1500*1
	主要材料		―		鉄筋コンクリート
基数			式		1

安コ A

注記　＊１：公称値を示す。

＊２：補助防護板は，支持架構に直接設置する防護ネットを構成する部品の一部である。

＊３：建築基準法第２条第七号に基づく国土交通大臣の認定番号FP060CN-0707を取得した主材及び下塗り材を使用する。

＊４：周辺施設を含め，航空機墜落火災の想定位置を考慮し，破損又は落下等の影響により，外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼすおそれがある部材については，火炎直近となる部材は全てを塗装対象とし，それ以外の部材は，別紙「離隔距離表」に基づき塗装範囲を決定する。板厚が表に記載されていない場合は，表に記載されている板厚の内，薄い側の離隔距離を用いる。

＊５：主材厚さを示す。

＊６：飛来物防護ネットは杭基礎を介して鷹架層に支持する。

別紙

波及的影響を及ぼし得る施設に対する離隔距離表

材料	板厚 (mm)	必要離隔距離 (m)
炭素鋼	36	-
	28	-
	22	1
	19	1
	15	3
	14	3
	13	4
	12	4
	11	5
	10	6
	9	7
	8	8
	6.5	9
	6.4	9
	6	10
	4.5	12
	3.91	13
	3.9	13
	3.2	15
	2.3	17
	2.11	17
	1.2	19
ステンレス鋼	20	1
	16	2
	12	4
	9	7

2.　準拠規格及び基準

2.1　冷却水設備の準拠規格及び基準

変更前	変更後
・　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 32 年６月 10 日法律第 166 号) ・　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 (昭和 32 年 11 月 21 日政令第 324 号) ・　使用済燃料の再処理の事業に関する規則 (昭和 46 年３月 27 日総理府令第 10 号) ・　再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則 (平成 25 年 12 月６日原子力規制委員会規則第 27 号) ・　再処理施設の技術基準に関する規則 (令和２年３月 17 日原子力規制委員会規則第９号) ・　原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和２年１月 23 日原子力規制委員会規則第２号) ・　建築基準法 (昭和 25 年５月 24 日法律第 201 号) ・　建築基準法施行令 (昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号) ・　消防法 (昭和 23 年７月 24 日法律第 186 号) ・　消防法施行令 (昭和 36 年３月 25 日政令第 37 号) ・　消防法施行規則 (昭和 36 年４月１日自治省令第６号) ・　日本産業規格(JIS)	変更なし

（つづき）

変更前	変更後
・ ASME 規格 (American Society of Mechanical Engineers) ・ 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC) ・ 日本電機工業会規格(JEM) ・ 日本電線工業会規格(JCS) ・ 発電用原子力設備に関する構造等の技術基準 (昭和 55 年 10 月 30 日通商産業省告示第 501 号) ・ 原子力発電所耐震設計技術指針 (重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984) ・ 原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987) ・ 原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1991 追補版) ・ 日本建築学会　2005 年　鋼構造設計規準－許容応力度設計法－ ・ 日本建築学会　2010 年　各種合成構造設計指針・同解説 ・ 都市計画法 (昭和 43 年６月 15 日法律第 100 号) ・ 都市計画法施行令 (昭和 44 年６月 13 日政令第 158 号) ・ 原子力発電所の火災防護規程 (JEAC4626-2010) ・ 原子力発電所の火災防護指針 (JEAG4607-2010) ・ 危険物の規制に関する政令 (昭和 34 年９月 26 日政令第 306 号)	変更なし

（つづき）

変更前	変更後
・　IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験 ・　IEEE Std 384-1992 ケーブルトレイ分離距離 ・　火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令 （昭和 56 年自治省令第 17 号） ・　工場電気設備防爆指針 （ガス蒸気防爆 2006） ・　電気設備に関する技術基準を定める省令 （平成９年３月 27 日通商産業省令第 52 号） ・　原子力発電所の耐雷指針 （JEAG4608-2007） ・　発電用原子力設備規格　設計・建設規格 （JSME S NC1-2005/2007） ・　社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」 （SBA G 0603-2001） ・　圧力容器構造規格 （平成 15 年４月 30 日厚生労働省告示第 196 号） ・　再処理施設用ステンレス鋼規格 ・　発電用原子力設備規格　維持規格 （JSME S NA1-2008）	変更なし
・　発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針 （平成 19 年 12 月 27 日）	・　実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 （平成 25 年６月 19 日原規技発第 1306195 号）
―	・　危険物の規制に関する規則 （昭和 34 年９月 29 日総理府令第 55 号） ・　UL94(Six Edition) 50W 垂直燃焼試験

（つづき）

変更前	変更後
—	・　IEEE 1202-1991　垂直トレイ燃焼試験 ・　UL1581(Fourth Edition-2001)1080.VW-1 垂直燃焼試験 ・　JIS K 7201-2 プラスチックー酸素指数による燃焼性の試験方法 ・　日本空気清浄協会「空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針」 （JACA No.11A-2003） ・　平成 12 年建設省告示第 1400 号 （平成 12 年５月 30 日通産省告示第 1400 号）

上記の他「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」,「原子力発電所の火山影響評価ガイド」,「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」,「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」,「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」及び「耐震設計に係る工認審査ガイド」を参照する。

2.2　火災防護設備の準拠規格及び基準

変更前	変更後
・　核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 32 年６月 10 日法律第 166 号) ・　核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 (昭和 32 年 11 月 21 日政令第 324 号) ・　使用済燃料の再処理の事業に関する規則 (昭和 46 年３月 27 日総理府令第 10 号) ・　再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則 (平成 25 年 12 月６日原子力規制委員会規則第 27 号) ・　再処理施設の技術基準に関する規則 (令和２年３月 17 日原子力規制委員会規則第９号) ・　原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和２年１月 23 日原子力規制委員会規則第２号) ・　建築基準法 (昭和 25 年５月 24 日法律第 201 号) ・　建築基準法施行令 (昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号) ・　日本産業規格(JIS) ・　電気学会電気規格調査会標準規格(JEC) ・　日本電機工業会規格(JEM) ・　日本電線工業会規格(JCS)	変更なし

（つづき）

変更前	変更後
・　消防法 （昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号） ・　消防法施行令 （昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号） ・　消防法施行規則 （昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号） ・　火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令 （昭和 56 年自治省令第 17 号） ・　原子力発電所耐震設計技術指針 （重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984） ・　原子力発電所耐震設計技術指針 （JEAG4601-1987） ・　原子力発電所耐震設計技術指針 （JEAG4601-1991 追補版）	変更なし
・　発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針 （平成 19 年 12 月 27 日）	・　実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 （平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306195 号）

上記の他「耐震設計に係る工認審査ガイド」を参照する。

2.3　竜巻防護対策設備の準拠規格及び基準

変更前	変更後
—	・　核原料物質，核燃料物質及び原子炉の則に関する法律 (昭和 32 年６月 10 日法律第 166 号) ・　核原料物質，核燃料物質及び原子炉の則に関する法律 (昭和 32 年 11 月 21 日政令第 324 号) ・　使用済燃料の再処理の事業に関する規則 (昭和 46 年３月 27 日総理府令第 10 号) ・　再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則 (平成 25 年 12 月６日原子力規制委員会規則第 27 号) ・　再処理施設の技術基準に関する規則 (令和２年３月 17 日原子力規制委員会規則第９号) ・　原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和２年１月 23 日原子力規制委員会規則第２号) ・　建築基準法(昭和 25 年５月 24 日法律第 201 号) ・　建築基準法施行令(昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号) ・　日本産業規格(JIS) ・　原子力発電所耐震設計技術指針 (重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984) ・　原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-1987) ・　原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-1991 追補版)

上記の他「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」,「原子力発電所の火山影響評価ガイド」,「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」及び「耐震設計に係る工認審査ガイド」を参照する。

四　変更に係る工事工程表

今回の工事の工程のうち，全体計画の工事工程表を第１表，施設区分毎の工事工程表を第２表に示す。

第１表　工事工程表（全体計画）

年度 項目	2020 年度 下期	2021 年度	2022 年度 上期	2022 年度下期以降
主要工程	第１回申請 ▽＊2 使用前事業者検査開始 ☆			第２回申請 ▽ ＊2 ▽ ＊3 ▽ ＊2，4 ▽ ＊2，5 工事完了＊6 ◇ 使用前事業者 検査終了＊6 ☆ ガラス溶融炉の検査＊1 ▭ しゅん工＊6 △

注記　＊１：検査の条件が整った段階で実施する。

＊２：核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 45 条第２項に基づく申請。

＊３：核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 45 条第１項に基づく申請。

＊４：平成 24 年４月４日付け平成 23･12･06 原第４号にて認可を受けた設工認申請書（別設工認（第２ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ建屋に係る施設））。

＊５：平成 19 年 12 月 27 日付け平成 19･10･31 原第１号にて認可を受けた設工認申請書（別設工認（海洋放出管切り離し工事）。

＊６：未定。

許 A

第２表　工事工程表（施設区分毎）

年度 / 項目	2020 年度 下期	2021 年度	2022 年度 上期	2022 年度下期以降
その他再処理設備の附属施設のうち冷却水設備	■ ◇ ☆ ★			■ ◇ ☆ ★
その他再処理設備の附属施設のうち火災防護設備	■ ☆ ★			■ ☆ ★
その他再処理設備の附属施設のうち竜巻防護対策設備	■ ☆ ★			■ ☆ ★

▬：現地工事期間

■ ：構造，強度及び漏えいに係る検査をすることができるようになった時

◇ ：機能及び性能に係る検査をすることができる状態になった時

☆ ：基本設計方針検査をすることができる状態になった時

★ ：品質マネジメントシステムに係る検査ができる状態になった時

注記：検査時期は，工事の計画の進捗により変更となる可能性がある。

許 A

五　変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

1.　設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

当社は，再処理事業所再処理施設の安全を達成・維持・向上させるため，健全な安全文化を育成し維持するための活動を行う仕組みを含めた再処理施設の設計，工事及び検査段階から運転段階に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し，「再処理事業所再処理施設保安規定」（以下「保安規定」という。）の品質マネジメントシステム計画（以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。）に定めている。

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（以下「設工認品質管理計画」という。）は，保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき，設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法，組織等の計画された事項を示したものである。

2.　適用範囲・定義

2.1　適用範囲

設工認品質管理計画は，再処理事業所再処理施設の設計，工事及び検査に係る保安活動に適用する。

2.2　定義

設工認品質管理計画における用語の定義は，以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。

2.2.1　再処理規則

使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）をいう。

2.2.2　技術基準規則

再処理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第九号）をいう。

2.2.3　適合性確認対象設備

設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）に基づき，技術基準規則への適合性を確保するために必要となる設備をいう。

3.　設計及び工事の計画における設計，工事及び検査に係る品質管理の方法等

設工認における設計，工事及び検査に係る品質管理は，設工認品質管理計画及び保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下のとおり実施する。

許 A

3.1　設計,工事及び検査並びに調達に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)

設計，工事及び検査並びに調達は，再処理事業部，技術本部，調達室及び安全・品質本部で構成する体制で実施する。

設計，工事及び検査並びに調達に係る組織は，担当する設備に関する設計，工事及び検査並びに調達について責任と権限を持つ。

3.2　設工認における設計，工事及び検査の各段階とその審査

3.2.1　設計及び工事のグレード分けの適用

設工認におけるグレード分けは，再処理施設の安全上の重要性に応じて以下のとおり行う。

第3.2-1表　再処理施設における設備に係るグレード分け(安全機能を有する施設のうち機械設備)

品質重要度	定　義
クラス１	(1) 安全上重要な施設に属する再処理第１種機器 (2) 安全上重要な施設に属する腐食環境の厳しい再処理第２種機器 (3) 安全上重要な施設に属する耐震クラスＳの再処理第２種機器 (4) 安全上重要な施設に属する耐震クラスＳの再処理第３種機器
クラス２	クラス１以外の下記のいずれかに該当する機械設備 (1) 安全上重要な施設に属する機械設備 (2) 腐食環境の厳しい再処理第２種機器
クラス３	クラス１，２以外の下記のいずれかに該当する機械設備 (1) 再処理第２種機器 (2) 耐震クラスＢの機械設備 (3) セル，アクティブギャラリー，洞道内に設置され，運転開始後の保全が困難な機械設備
クラス４	クラス１～３以外の下記のいずれかに該当する機械設備 (1) 放射性物質を内包する機械設備 (2) 給水施設の純水装置 (3) 非放射性の化学薬品系統 (4) その機械設備の故障・損傷等により，運転上重要な設備が停止する，あるいは火災又は他の化学安全上の影響が発生するおそれがある機械設備
クラス５	クラス１～４以外の機械設備

第 3.2-2 表　再処理施設における設備に係るグレード分け
（安全機能を有する施設のうち電気計装設備）

品質重要度	定　義
クラスＸ	(1) 安全上重要な施設に属する電気計装設備 (2) 耐震クラスＳの電気計装設備
クラスＹ	クラスＸ以外の下記のいずれかに該当する電気計装設備 (1) 機器の故障が施設全体の運転に著しい影響を与える電気計装設備（一般ユーティリティ設備に含まれるものを除く） a. 施設制御，運転監視及び中央監視機能に該当する計装設備 (2) 再処理施設の特徴的電気計装設備 a. 高レベル放射性液体廃棄物を取り扱う設備と取り合う電気計装設備 b. セル，アクティブギャラリー，洞道内に設置され，運転開始後の保全が困難な電気計装設備 (3) 設工認に記載され，使用前事業者検査対象となる電気計装設備 (4) 耐震クラスＢの電気計装設備 (5) 「再処理事業所 再処理施設保安規定」および「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」（保安規定に定める操作上の制限等に直接関連する計測制御設備）に記載の計測制御設備
クラスＺ	クラスＸ，Ｙ以外の電気計装設備

第 3.2-3 表　再処理施設における設備に係るグレード分け（重大事故等対処設備）

品質重要度	定　義
クラスⅠ	基準地震動による地震力に対し，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない，又は十分に耐えることができるように設計する常設重大事故等対処設備
クラスⅡ	安全機能を有する施設の耐震重要度分類の耐震クラスＢに適用される地震力に対し，十分に耐えることができるように設計する常設重大事故等対処設備
クラスⅢ	地震を要因として発生する重大事故等の対処に必要な動的機能維持要求がある可搬型重大事故等対処設備
クラスⅣ	(1) 安全機能を有する施設の耐震重要度分類の耐震クラスＣに適用される地震力に対し，十分に耐えることができるように設計する常設重大事故等対処設備 (2) クラスⅢ以外の可搬型重大事故等対処設備

第 3.2-4 表　再処理施設における設計の管理に係るグレード分け

設計開発の適用	対　象
適用	新増設，改造及び施設管理の設計及び工事
適用外	元の状態への復元等を目的とした点検，工事等

第 3.2-5 表　再処理施設における調達の管理に係るグレード分け

グレード	対　象
Ⅰ	(1) 再処理施設の事業変更許可申請，設工認申請に係る設計（解析業務等を含む） (2) 再処理施設の事業変更許可申請，設工認申請に係る新増設工事，改造工事 (3) 品質重要度クラス１，２，Ｘの設備に係る運転
Ⅱ	グレードⅠ以外の次のいずれかに該当する調達 (1) 品質重要度クラス１～４，Ｘ，Ｙ，Ⅰ～Ⅲの設備に係る保全(工事含む)，運搬，放射線管理 (2) 再処理施設の安全機能又は重大事故等対処施設に係る建物・構築物の保全（工事含む)，運搬，放射線管理 (3) 品質重要度クラス３，４，Ｙの設備に係る運転
Ⅲ	(1) グレードⅠ，Ⅱ以外の保安活動に関係する業務 (2) 据付を伴わない購買
Ⅳ	グレードⅠ～Ⅲ以外の保安活動に関係しない業務

3.2.2　設計，工事及び検査の各段階とその審査

設工認における設計,工事及び検査の流れを第 3.2-1 図に示すとともに,設計,工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第 3.2-6 表に示す。

なお,再処理規則第二条第一項第三号に区分される施設のうち,設工認申請(届出)が不要な工事を行う場合は,設工認品質管理計画のうち,必要な事項を適用して設計，工事及び検査を実施し，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認する。

設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，第 3.2-6 表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査(以下「レビュー」という。)を実施するとともに，記録を管理する。

なお，設計の各段階におけるレビューについては，再処理事業部及び技術本部で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

設工認のうち，容器等の主要な溶接部に対する必要な検査は,「3.3　設計に係る品質管理の方法」,「3.4　工事に係る品質管理の方法」,「3.5　使用前事業者

検査の方法」及び「3.6　設工認における調達管理の方法」に示す管理(第3.2-6表における「3.3.3ａ．基本設計方針の作成(設計１)」～「3.6　設工認における調達管理の方法」)のうち，必要な事項を適用して設計，工事及び検査を実施し，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認する。

第3.2-6表　設工認における設計，工事及び検査の各段階

各段階			保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概　要
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画
	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出
	3.3.3 ａ．[1)]	基本設計方針の作成(設計１)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	要求事項を満足する基本設計方針の作成
	3.3.3 ｂ．[1)]	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計２)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	適合性確認対象設備に必要な設計の実施
	3.3.3 ｃ．	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック
	3.3.4 [1)]	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応
工事及び検査	3.4.1 [1)]	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計３)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計
	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施
	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していること
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	—	適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定
	3.5.3	検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理
	3.5.4	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理
	3.5.5	使用前事業者検査の実施	7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認
調達	3.6	設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な，設計，工事及び検査に係る調達管理

注記　1)：「3.2.2　設計，工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。

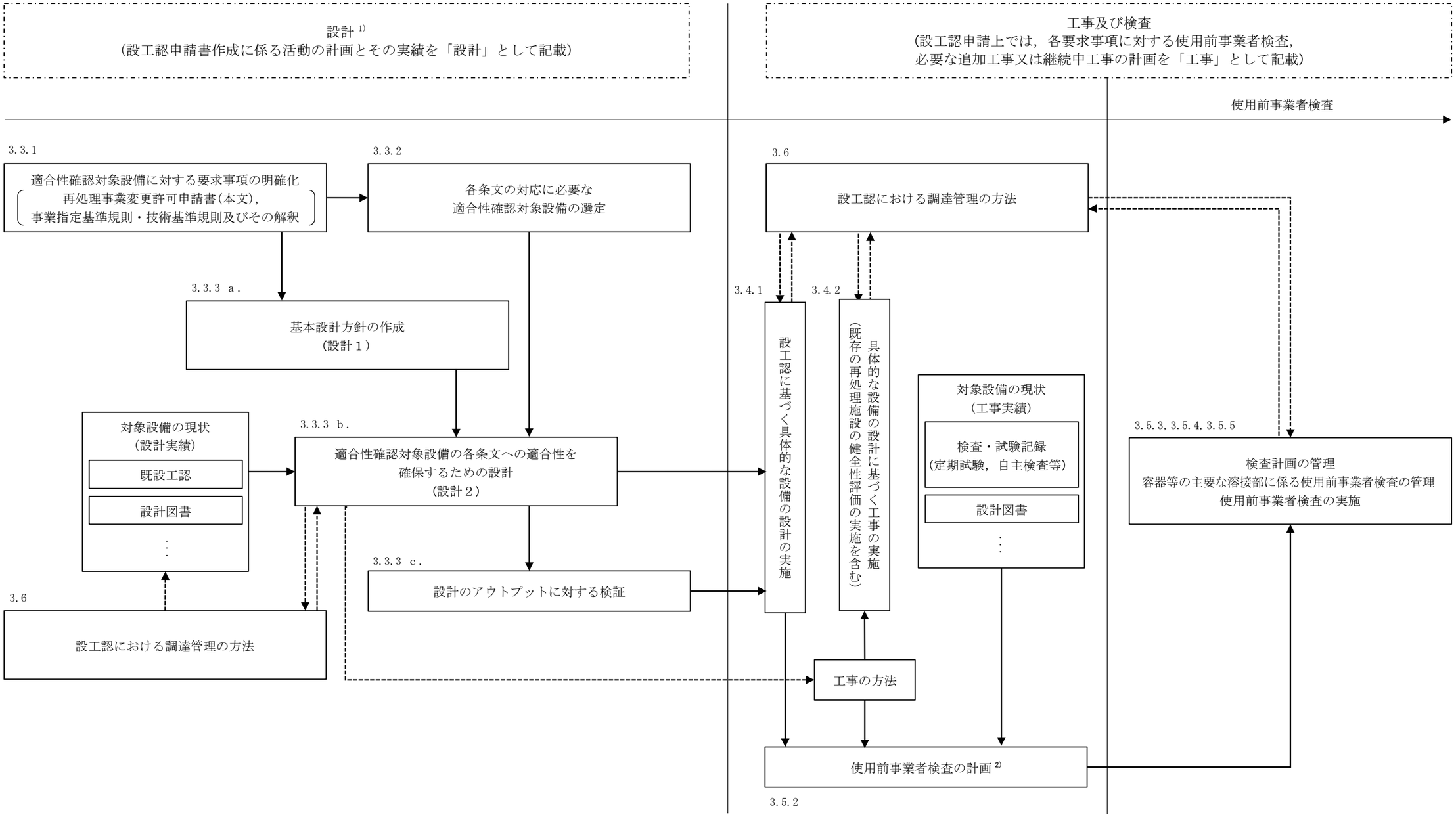

注記　1)：設工認申請上の「設計」とは，要求事項を満足した設備とするための基本設計方針を作成（設計１）し，
既に設置されている設備の状況を念頭に置きながら，適合性確認対象設備を各条文に適合させるための設計（設計２）を行う業務をいう。
また，この設計の結果を基に，設工認として申請が必要な範囲について，設工認申請書をまとめる。
2)：条文ごとに適合性確認対象設備が技術基準規則に適合していることを確認するための検査方法の決定とその実施を使用前事業者検査の計画として明確にする。

第3.2-1図　設工認として必要な設計，工事及び検査の流れ

3.3　設計に係る品質管理の方法

3.3.1　適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

設計を主管する箇所の長は，設工認における技術基準規則等への適合性を確保するために必要な要求事項を明確にする。

3.3.2　各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

設計を主管する箇所の長は，設工認に関連する工事において，追加・変更となる適合性確認対象設備(運用を含む。)に対する技術基準規則への適合性を確保するために，実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を含めて，適合性確認対象設備として抽出する。

3.3.3　設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は，適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。

a．　基本設計方針の作成(設計１)

「設計１」として，技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に，必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。

b．　適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計２)

「設計２」として，「設計１」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。

なお，詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について，個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。

c．　設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は，「設計１」及び「設計２」の結果について，適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に検証を実施させる。

3.3.4　設計における変更

設計を主管する箇所の長は，設計の変更が必要となった場合，各設計結果のうち，影響を受けるものについて必要な設計を実施し，設計結果を必要に応じ修正する。

3.4　工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は，工事段階において，設工認に基づく設備の具体的な設計(設計３)，その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を以下のとおり実

施する。

また，これらの活動を調達する場合は，「3.6　設工認における調達管理の方法」を適用して実施する。

3.4.1　設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計３)

工事を主管する箇所の長は，工事段階において，以下のいずれかにより，設工認に基づく製品実現のための設備の具体的な設計(設計３)を実施する。

・自社で設計する場合

・「設計３」を工事を主管する箇所の長が調達し，調達管理として「設計３」を管理する場合

3.4.2　具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は，設工認に基づく設備を設置するための工事を，「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6　設工認における調達管理の方法」に従い実施する。

保修を担当する箇所の長は，設置から長期間経過している既存の再処理施設に対し，劣化事象を考慮した保全計画，保全実績及び不適合状態でないことを確認することによって当該再処理施設が健全に維持されていることを評価する。

3.5　使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は，適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認するため，保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し，工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制の下，実施する。

3.5.1　使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は，適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認するために，以下の項目について検査を実施する。

①実設備の仕様の適合性確認

②実施した工事が，「3.4.1　設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計３)」及び「3.4.2　具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。

これらの項目のうち，①を第3.5-1表に示す検査として，②を品質マネジメントシステムに係る検査(以下「QA検査」という。)として実施する。

②については，工事全般に対して実施するものであるが，工事実施箇所が「3.5.4 容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は，工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認をQA検査に追加する。

また，QA検査では上記②に加え，上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の

記録の信頼性確認を行い，設工認に基づく検査の信頼性を確保する。

3.5.2　使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は，適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認するため，使用前事業者検査を計画する。

使用前事業者検査は，「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第 3.5-1 表に定める要求種別ごとに確認項目，確認視点及び主な検査項目を基に計画する。

適合性確認対象設備のうち，技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても，使用前事業者検査を計画する。

また，使用前事業者検査の実施に先立ち，設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。

3.5.3　検査計画の管理

検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は，使用前事業者検査を適切な段階で実施するため，関係箇所と調整のうえ検査計画を作成する。

また，使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを適切に管理する。

3.5.4　容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理

容器等の主要な溶接部に係る検査を担当する箇所の長は，溶接が特殊工程であることを踏まえ，工程管理等の計画を策定し，溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。

また，溶接継手に対する要求事項は，溶接部詳細一覧表(溶接方法，溶接材料，溶接施工法，熱処理条件，検査項目等)により管理し，これに係る関連図書を含め，業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ，それを審査，承認し，必要な管理を実施する。

3.5.5　使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は，検査要領書の作成，体制の確立を行い実施する。

ａ．　使用前事業者検査の独立性確保

使用前事業者検査は，組織的独立を確保して実施する。

ｂ．　使用前事業者検査の体制

使用前事業者検査の体制は，検査要領書で明確にする。

ｃ．　使用前事業者検査の検査要領書の作成

検査を担当する箇所の長は，適合性確認対象設備が，認可された設工認に

記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2　使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に，使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し，検査実施責任者が制定する。

実施する検査が代替検査となる場合は，代替による使用前事業者検査の方法を決定する。

検査要領書の作成においては，設置から長期間経過している既存の再処理施設に対する健全性評価の結果等により当該再処理施設の状態を把握する。

d．　使用前事業者検査の実施

検査実施責任者は，検査を担当する箇所の長の依頼を受け，検査要領書に基づき，確立された検査体制の下で，使用前事業者検査を実施する。

第 3.5-1 表　要求事項に対する確認項目及び確認の視点

<table>
<tr><th colspan="3">要求種別</th><th>確認項目</th><th>確認視点</th><th>主な検査項目</th></tr>
<tr><td rowspan="5">設備</td><td rowspan="5">設計要求</td><td>設置要求</td><td>名称，取付箇所，個数，設置状態，保管状態</td><td>設計要求どおりの名称，取付箇所，個数で設置されていることを確認する。</td><td>外観検査
据付・外観検査
状態確認検査</td></tr>
<tr><td rowspan="3">機能要求②</td><td rowspan="3">材料，寸法，耐圧・漏えい等の構造，強度に係る仕様(仕様表)</td><td rowspan="3">仕様表の記載どおりであることを確認する。</td><td rowspan="4">材料検査
構造検査
強度検査
外観検査
寸法検査
耐圧・漏えい検査
据付・外観検査
機能・性能検査
状態確認検査</td></tr>
<tr><td rowspan="2">機能要求①</td></tr>
<tr><td>系統構成，系統隔離，可搬設備の接続性</td><td>実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。</td></tr>
<tr><td>上記以外の所要の機能要求事項</td><td>目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。</td></tr>
<tr><td>評価要求</td><td>解析書のインプット条件等の要求事項</td><td>評価条件を満足していることを確認する。</td><td>内容に応じて，基盤検査，設置要求の検査，機能要求の検査を適用</td></tr>
<tr><td>運用</td><td colspan="2">運用要求</td><td>手順確認</td><td>(保安規定)
手順化されていることを確認する。</td><td>状態確認検査</td></tr>
</table>

3.6　設工認における調達管理の方法

設工認で行う調達管理は，保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下に示す管理を実施する。

3.6.1　供給者の技術的評価

契約を主管する箇所の長は，供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。

3.6.2　供給者の選定

調達を主管する箇所の長は，設工認に必要な調達を行う場合，原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し，「3.2.1　　設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。

3.6.3　調達製品の調達管理

業務の実施に際し，原子力安全に及ぼす影響に応じて，調達管理に係るグレード分けを適用する。

ａ．　調達文書の作成

調達を主管する箇所の長は，業務の内容に応じ，保安規定品質マネジメントシステム計画に示す調達要求事項を含めた調達文書(以下「仕様書」という。)を作成し，供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「ｂ．調達製品の管理」参照)

調達を主管する箇所の長は，一般産業用工業品を原子力施設に使用するに当たって，当該一般産業用工業品に係る情報の入手に関する事項及び調達を主管する箇所の長が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する。

ｂ．　調達製品の管理

調達を主管する箇所の長は，仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間，製品に応じた必要な管理を実施する。

ｃ．　調達製品の検証

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。

調達を主管する箇所の長は，供給先で検証を実施する場合，あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で，検証を行う。

3.6.4　請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は，供給者の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で，かつ，確実に行われていることを確認するために，請負会社他品質監査を実施する。

3.7　記録，識別管理，トレーサビリティ

3.7.1　文書及び記録の管理

ａ．　適合性確認対象設備の設計，工事及び検査に係る文書及び記録

設計，工事及び検査に係る組織の長は，設計，工事及び検査に係る文書及び記録を，保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し，これらを適切に管理する。

ｂ．　供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計，工事及び検査に用いる場合の管理

設工認において供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計，工事及び検査に用いる場合，供給者の品質マネジメントシステムに係る能力の確認，かつ，対象設備での使用が可能な場合において，適用可能な図書として扱う。

ｃ．　使用前事業者検査に用いる文書及び記録

使用前事業者検査として，記録確認検査を実施する場合に用いる記録は，上記ａ，ｂを用いて実施する。

3.7.2　識別管理及びトレーサビリティ

ａ．計測器の管理

設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，保安規定品質マネジメントシステム計画に従い，設計及び工事，検査で使用する計測器について，校正・検証及び識別等の管理を実施する。

ｂ．機器，弁及び配管等の管理

工事を主管する箇所の長は，機器，弁及び配管等について，保安規定品質マネジメントシステム計画に従った管理を実施する。

3.8　不適合管理

設工認に基づく設計，工事及び検査において発生した不適合については，保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。

4.　適合性確認対象設備の施設管理

適合性確認対象設備の施設管理については，保安規定に規定する施設管理に基づき業

務を実施する。

六　変更の理由

(1)　変更の理由

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正等に伴い，技術上の基準に適合させるために必要な設計及び工事の計画について，新規制基準に基づき再処理の事業の変更の許可を受けた事業変更許可申請書（以下「事業変更許可申請書」という。）を踏まえて変更する。

(2)　分割の理由

本申請の申請範囲は，事業変更許可申請書における変更内容のうち，新規制基準への適合及びその他設計変更に係る再処理施設の変更であり，適切な時期に各々の工事を実施するため，申請範囲を２つの時期，計５申請に分割して申請する。

本申請の申請範囲を第１表に示す。

許 B

第1表 分割申請計画

申請種別	申請時期	申請回次		施設区分及び設備区分																												申請計画			
				イ 建物及び洞道	ロ 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設	ハ 再処理設備本体						二 製品貯蔵施設	ホ 計測制御系統施設	ヘ 放射性廃棄物の廃棄施設			ト 放射線管理施設	チ その他再処理設備の附属施設														2020年度	2021年度	2022年度	2022年度下期以降
						せん断処理施設	溶解施設	分離施設	精製施設	脱硝施設	酸及び溶媒の回収施設			気体廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設		電気設備	圧縮空気設備	給水処理設備	冷却水設備	蒸気供給設備	分析設備	化学薬品貯蔵供給設備	火災防護設備	竜巻防護対策設備	溢水防護設備	化学薬品防護設備	放出抑制設備	水供給設備	緊急時対策所	通信連絡設備	下期	―	上期	
・新規制基準への適合	第1回	2項変更	対象:冷却水設備(安全冷却水B冷却塔等)、火災防護設備(炎感知器等)、竜巻防護対策設備(飛来物防護ネット(再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B))	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	●	―	―	―	●	●	―	―	―	―	―	―	▽			
	第2回	2項変更	対象:使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設(BWR燃料用バスケット等)、せん断処理施設(せん断機等)、溶解施設(溶解槽等)、分離施設(溶解液中間貯槽等)、精製施設(プルトニウム溶液供給槽等)、脱硝施設(脱硝装置等)、酸及び溶媒の回収施設(第1供給槽等)、製品貯蔵施設(粉末缶等)、計測制御系統施設(溶解槽密度計等)、気体廃棄物の廃棄施設(建屋排風機等)、液体廃棄物の廃棄施設(高レベル廃液濃縮缶等)、固体廃棄物の廃棄施設(高レベル廃液混合槽等)、放射線管理施設(主排気筒ガスモニタ等) 、電気設備(所内高圧系統等)、圧縮空気設備(水素掃気用空気貯槽等)、給水処理設備(第1貯水槽等)、冷却水設備(安全冷却水膨張槽等)、蒸気供給設備(安全蒸気ボイラ等)、分析設備(分析残液受槽等)、化学薬品貯蔵供給設備(受入れ貯槽等)、火災防護設備(二酸化炭素消火設備等)、竜巻防護対策設備(飛来物防護ネット(再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔A)等)、溢水防護対策設備(水密扉等)、化学薬品防護設備(堰等)、放出抑制設備(大型移送ポンプ車等)、水供給設備(第1貯水槽等)、緊急時対策所(緊急時対策建屋加圧ユニット等)、通信連絡設備(ページング装置等)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				▽
		1項変更	対象:使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設(使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン等)、計測制御系統施設(燃焼度計測装置等)、気体廃棄物の廃棄施設(建屋排風機等)、液体廃棄物の廃棄施設(脱塩装置等)、固体廃棄物の廃棄施設(固化装置等)、放射線管理施設(モニタリングポスト等) 、電気設備(所内高圧系統等)、圧縮空気設備(空気圧縮機等)、給水処理設備(純水装置等)、冷却水設備(冷却塔等)、分析設備(キャスク内部水サンプリングフード等)、火災防護設備(二酸化炭素消火設備等)、竜巻防護対策設備(飛来物防護ネット(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔A,B))、溢水防護対策設備(水密扉等)、化学薬品防護設備(堰等)	●	●	―	―	―	―	―	―	―	●	●	●	●	●	●	●	●	●	―	●	―	●	●	●	●	―	―	―	―				▽
		2項変更(別設工認(第2ユーティリティ建屋に係る施設))＊1	対象:電気設備(受電開閉設備等)、冷却水設備等(冷却塔等)	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	●	―	―	●	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―				▽
		2項変更(別設工認(海洋放出管切り離し工事))＊2	対象:液体廃棄物の廃棄施設(海洋放出管等)	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	●	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―				▽

注記 ＊1 :平成24年4月4日付け平成23･12･06原第4号にて認可を受けた設工認申請書
＊2 :平成19年12月27日付け平成19･10･31原第1号にて認可を受けた設工認申請書

添付書類

許 B

目　　次

（１）　再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書

（２）　設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

（３）　再処理施設の技術基準への適合性に関する説明書

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書次回以降申請

Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書次回以降申請

Ⅲ　再処理施設の火災及び爆発の防止に関する説明書

Ⅳ　耐震性に関する説明書

Ⅴ　強度及び耐食性に関する説明書

Ⅵ　その他の説明書

Ⅵ-1　説明書

Ⅵ-2　再処理施設に関する図面

（１）　再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書

許 A

目　　次

（１）－１　再処理施設の事業変更許可申請書（本文四号）との整合性に関する説明書
（１）－２　再処理施設の事業変更許可申請書（本文九号）との整合性に関する説明書

許A

（１）－１

再処理施設の事業変更許可申請書（本文四号）との整合性に関する説明書

許A

目　　次

ページ

1.　概要 ･･･ 1
2.　基本方針 ･･･ 1
3.　説明書の構成 ･･･ 1
4.　再処理施設の事業変更許可申請書との整合性･････････････････････････････ 2

四、再処理施設の位置，構造及び設備並びに再処理の方法
Ａ．再処理施設の位置，構造及び設備
イ．再処理施設の位置･･･ イ-1
（１）敷地の面積及び形状･･･ イ-1
（２）敷地内における主要な再処理施設の位置･････････････････････････････ イ-5
ロ．再処理施設の一般構造･･･ ロ-1
（１）核燃料物質の臨界防止に関する構造　次回以降申請
（２）放射線の遮蔽に関する構造　次回以降申請
（３）使用済燃料等の閉じ込めに関する構造･････････････････････････････ ロ-2
（４）火災及び爆発の防止に関する構造･････････････････････････････････ ロ-10
（ｉ）安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止･････････････････････････ ロ-10
（ⅱ）重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止　次回以降申請
（５）耐震構造 ･･ ロ-45
（ｉ）安全機能を有する施設の耐震設計･････････････････････････････････ ロ-45
（ⅱ）重大事故等対処施設の耐震設計　次回以降申請
（６）耐津波構造 ･･ ロ-58
（７）その他の主要な構造･･･ ロ-60
（ｉ）安全機能を有する施設･･ ロ-61
（ａ）外部からの衝撃による損傷の防止･････････････････････････････････ ロ-64
（ｂ）再処理施設への人の不法な侵入等の防止･････････････････････････････ ロ-108
（ｃ）溢水による損傷の防止･･ ロ-110
（ｄ）化学薬品の漏えいによる損傷の防止･････････････････････････････････ ロ-118
（ｅ）誤操作の防止･･ ロ-127
（ｆ）安全避難通路等　次回以降申請
（ｇ）安全機能を有する施設･･ ロ-129
（ｈ）運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止･･････････････ ロ-134
（ｉ）使用済燃料の貯蔵施設等　次回以降申請

許A

（ｊ）計測制御系統施設　次回以降申請
（ｋ）安全保護回路　次回以降申請
（ｌ）制御室等　次回以降申請
（ｍ）廃棄施設　次回以降申請
（ｎ）保管廃棄施設　次回以降申請
（ｏ）放射線管理施設　次回以降申請
（ｐ）監視設備　次回以降申請
（ｑ）保安電源設備　次回以降申請
（ｒ）緊急時対策所　次回以降申請
（ｓ）通信連絡設備　次回以降申請

（ⅱ）重大事故等対処施設（再処理施設への人の不法な侵入等の防止，安全避難通路等，制御室，監視測定設備，緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は（ｉ）安全機能を有する施設に記載）　次回以降申請
（ａ）重大事故等の拡大の防止等　次回以降申請
（ｂ）重大事故等対処設備　次回以降申請
（ｃ）臨界事故の拡大を防止するための設備　次回以降申請
（ｄ）冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備　次回以降申請
（ｅ）放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備　次回以降申請
（ｆ）有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備　次回以降申請
（ｇ）使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備　次回以降申請
（ｈ）放射性物質の漏えいに対処するための設備　次回以降申請
（ｉ）工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備　次回以降申請
（ｊ）重大事故等への対処に必要となる水の供給設備　次回以降申請
（ｋ）電源設備　次回以降申請
（ｌ）計装設備　次回以降申請

（ⅲ）その他 ･･･ ロ-135

ハ．使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備　次回以降申請

ニ．再処理設備本体の構造及び設備　次回以降申請

ホ．製品貯蔵施設の構造及び設備　次回以降申請

ヘ．計測制御系統施設の設備　次回以降申請

許A

ト．放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備　次回以降申請

チ．放射線管理施設の設備　次回以降申請

リ．その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 ･････････････････････････････ リ-1
（１）動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備　次回以降申請
（２）給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 ･････････････････････････････ リ-1
（ｉ）給水施設 ･･･ リ-1
（ａ）構造 ･･･ リ-1
（イ）設計基準対象の施設 ･･･ リ-1
（ロ）重大事故等対処設備　次回以降申請
（ｂ）主要な設備 ･･･ リ-4
（イ）設計基準対象の施設 ･･･ リ-4
（ロ）重大事故等対処設備　次回以降申請
（ⅱ）蒸気供給施設（蒸気供給設備）　次回以降申請
（３）主要な試験施設の構造及び設備　次回以降申請
（４）その他の主要な事項 ･･･ リ-6
（ｉ）分析設備　次回以降申請
（ⅱ）化学薬品貯蔵供給設備　次回以降申請
（ⅲ）火災防護設備 ･･･ リ-6
（ⅳ）竜巻防護対策設備 ･･･ リ-13
（ｖ）溢水防護設備 ･･･ リ-17
（ⅵ）化学薬品防護設備 ･･･ リ-18
（ⅶ）補機駆動用燃料補給設備　次回以降申請
（ⅷ）放出抑制設備　次回以降申請
（ⅸ）緊急時対策所　次回以降申請
（ｘ）通信連絡設備　次回以降申請

許A

1.　概要

本説明書は,「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。）第44条の４第１項の許可を受けたところによる再処理施設の設計及び工事の計画であることが，法第45条の第３項１号で認可基準として規定されており，当該基準に適合することを説明するものである。

2.　基本方針

設計及び工事の計画が再処理事業変更許可申請書（以下「事業変更許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを，事業変更許可申請書との整合性により示す。

事業変更許可申請書との整合性は，事業変更許可申請書「本文（四号)」と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項（以下「仕様表」という。)」について示すとともに，事業変更許可申請書「本文（八号)」に記載する解析条件についても整合性を示す。

また，事業変更許可申請書「添付書類六」のうち「本文（四号)」に係る設備設計を記載している箇所については，事業変更許可申請書「本文（四号)」の関連情報として記載する。

なお，設計及び工事の計画において，事業変更許可申請書の基本方針の記載を具体的な設計方針として展開した場合は，当該記載が事業変更許可申請書の記載内容を超えるものではないため，本資料で整合性を示す対象としない。

許A

3.　説明書の構成

(1)　説明書の構成は比較表形式とし，左欄から「事業変更許可申請書（本文)」,「事業変更許可申請書（添付書類六)」,「設工認申請書」,「整合性」及び「備考」を記載する。

(2)　説明書の記載順は，事業変更許可申請書「本文（四号)」に記載する順とする。なお,「本文（八号)」については,「本文（四号)」内の該当箇所に挿入する。

(3)　事業変更許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には，実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに，設計及び工事の計画が事業変更許可申請書と整合していることを明示する。

(4)　事業変更許可申請書「本文（八号)」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。事業変更許可申請書「本文（四号）」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが，欄内に記載しきれないものについては別途，二重枠囲みにより記載する。

(5)　事業変更許可申請書「添付書類六」については，上記（3）において設計及び工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について，同等の記載箇所には実線，記載箇所が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。

4.　再処理施設の事業変更許可申請書との整合性

許A

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
四，再処理施設の位置，構造及び設備並びに再処理の方法 Ａ．再処理施設の位置，構造及び設備 イ．再処理施設の位置 (1)　敷地の面積及び形状 敷地は，青森県上北郡六ヶ所村に位置し，標高60ｍ前後の弥栄平と呼ばれる台地にあり，北東部が尾駮沼に面している。 敷地内の地質は，新第三紀層及びこれを覆う第四紀層からなっている。 敷地に近い主な都市は，三沢市（南約30ｋｍ），むつ市（北北西約40ｋｍ），十和田市（南南西約40ｋｍ），八戸市（南南東約50ｋｍ）及び青森市（西南西約50ｋｍ）である。 敷地は，北東部を一部欠き，西側が緩い円弧状の長方形に近い部分と，その南東端から東に向かう帯状の部分からなり，帯状の部分は途中で二股に分かれている。総面積は，帯状の部分約30万ｍ^{2}を含めて約390万ｍ^{2}である。			変更許可申請書（本文）第四号イ項において，設工認の内容は，以下のとおり整合している。 変更許可申請書（本文）において許可を受けた「再処理施設の位置」及び「敷地の面積及び形状」は，本設工認の対象外である。	
		（基本設計方針） 第１章　共通項目 2.　地盤 安全機能を有する施設は，地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。「2.　地盤」では以下同様。）に設置する。 なお，以下の項目における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。また，屋外重要土木構造物とは，耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。		
	1.6　耐震設計 再処理施設の耐震設計は，事業指定基準規則に適合するように，「1.6.1　安全機能を有する施設の耐震設計」に基づき設計する。 1.6.1　安全機能を有する施設の耐震設計 1.6.1.3　基礎地盤の支持性能 (1) 安全機能を有する施設は，耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても，当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。	2.1　安全機能を有する施設の地盤 イ(1)-①地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動Ｓｓ」という。）による地震力が作用した場合に	設工認のイ(1)-①は変更許可申請書（本文）のイ(1)-①と同義であり整合している。	
安全機能を有する施設イ(1)-①のうち，地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物は，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力が作用した場合				

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 また，上記に加え，基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないイ(1)-②ことも含め，基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。 耐震重要施設以外のイ(1)-③安全機能を有する施設については，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 耐震重要施設は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下の周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。 耐震重要施設は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。		おいても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないイ(1)-②地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。 耐震重要施設以外のイ(1)-③施設については，自重及び運転時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 耐震重要施設は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。 耐震重要施設は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。 Ｓクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については，自重及び運転時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して，妥当な余裕を有するよう設計する。 また，上記のうち，Ｓクラスの施設の建物・構築物の地盤にあっては，自重及び運転時の荷重等と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組み合わせにより算定される接地圧について，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。 Ｂクラス及びＣクラスの施設の地盤においては，自重及び運転時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Ｂクラスの共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対	設工認のイ(1)-②は，当該要求事項が事業変更許可を受けた地盤に設置することを記載しており整合している。 設工認のイ(1)-③は変更許可申請書（本文）のイ(1)-③と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。 ＜中略＞ 3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止 3.1.1 耐震設計 (7) 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設イ(1)-④については，基準地震動Ｓｓによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。 なお，耐震重要施設周辺においては平坦な造成地であることから，地震力に対して，施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。		
耐震重要施設イ(1)-④は，基準地震動による地震力によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。	1.6.1.7　耐震重要施設の周辺斜面 耐震重要施設の周辺斜面は，基準地震動による地震力に対して，耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。 なお，耐震重要施設周辺においては，基準地震動による地震力に対して，施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こす恐れのある斜面はない。		設工認のイ(1)-④は変更許可申請書（本文）のイ(1)-④と同義であり整合している。	
常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，基準地震動による地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 また，上記に加え，基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことも含め，基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。 常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下の周辺地盤の変状により，重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。 常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。 常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，基準地震動による地震力によって		今回の申請の対象範囲外	次回申請以降に整合性を示す。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。 敷地付近概要図を第１図に示す。 また，再処理施設一般配置図（その１）を第２図に示す。			変更許可申請書（本文）において許可を受けた「敷地付近概要図」は，本設工認の対象外である。 再処理施設構内配置図については，添付書類「Ⅵ-２-１　構内配置図」に記載している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
⑵　敷地内における主要な再処理施設の位置 　主要な再処理施設を収納する建物及び構築物は，敷地の西側部分を標高約55ｍに整地造成して，設置する。 　敷地のほぼ中央に主排気筒を設置し，その西側に前処理建屋，分離建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，非常用電源建屋及び第１ガラス固化体貯蔵建屋を，主排気筒の北西側には使用済燃料輸送容器管理建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋及びハル・エンドピース貯蔵建屋を，主排気筒の北側には第１低レベル廃棄物貯蔵建屋を，主排気筒の北東側には第４低レベル廃棄物貯蔵建屋を，南東側には緊急時対策建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所を設置する。主排気筒の南西側には制御建屋，分析建屋，低レベル廃液処理建屋，低レベル廃棄物処理建屋，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋及び第２低レベル廃棄物貯蔵建屋を，主排気筒の南側には精製建屋，ウラン脱硝建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，ウラン酸化物貯蔵建屋，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋及び主排気筒管理建屋を設置する。建物間には，放射性物質の移送等のため洞道を設置する。 　ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋は，地下階において，その南側に隣接する形で設置される加工事業に係るウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設（以下「ＭＯＸ燃料加工施設」という。）の貯蔵容器搬送用洞道（以下「貯蔵容器搬送用洞道」という。）と接続する。 　海洋放出管は，低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ，敷地南側にて合流後概ね運搬専用道路に沿い，汀線部から沖合約３ｋｍまで敷設する。 　なお，主排気筒から敷地境界までの最短距離は，北東方向で約600ｍである。 　再処理施設一般配置図（その２）及び再処理施設一般配置図（その３）を第３図及び第４図に示す。			事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた「敷地内における主要な再処理施設の位置」は，本設工認の対象外である。	

許A

許A

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
ロ．再処理施設の一般構造 再処理施設は，「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。），「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。），「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」（以下「再処理規則」という。）等の関係法令の要求を満足するよう，以下の基本方針に基づく構造とする。 再処理施設は，安全性を確保するために，異常の発生を防止すること，仮に異常が発生したとしてもその波及，拡大を抑制すること，さらに，異常が拡大すると仮定してもその影響を緩和することとする「深層防護」の考え方を適切に採用した設計とする。 さらに，再処理施設は，重大事故等が発生した場合において，重大事故等の発生を防止し，その拡大を防止し，並びに，その影響を緩和するための必要な措置を講ずる設計とする。 また，再処理施設は，平常時において，周辺監視区域外の公衆の線量及び放射線業務従事者の線量が「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超えないように設計する。さらに，公衆の線量については，合理的に達成できる限り低くなるように設計する。			事業変更許可申請書（本文）第四号ロ項において，設工認の内容は，以下の通り整合している。 事業変更許可申請書（本文）は概要の書き出しであり，詳細は後段に示す。	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類六)	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
(3)　使用済燃料等の閉じ込めに関する構造 安全機能を有する施設は，放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める，又は漏えいした場合においても，セル，グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設(以下「セル等」という。)若しくは建屋内に保持し，放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。 放射性物質を限定された区域に閉じ込めるための機能に係る再処理施設の設計の基本方針を以下のとおりとする。 (i)　放射性物質を内包する系統及び機器は，放射性物質が漏えいし難い ロ(3)(i)-① 構造とする。また，使用する化学薬品 ロ(3)(i)-② 等を考慮し，腐食し難い材料を使用するとともに，腐食しろを確保する設計とする。	1.4　使用済燃料等の閉じ込めに関する設計 安全機能を有する施設は，放射性物質を限定された区域に閉じ込めるために，放射性物質を内包する系統及び機器は，腐食し難く，漏えいし難い構造とするとともに，セル，グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）又は室に収納する設計とする。 〈中略〉 (1)　放射性物質を内包する系統及び機器は，使用する化学薬品，取り扱う放射性物質，圧力及び温度並びに保守及び修理の条件を考慮し，ステンレス鋼，ジルコニウムその他の腐食し難い材料を使用するとともに，腐食しろを確保する設計とする。 〈中略〉	（基本設計方針） 第１章　共通項目 4.　閉じ込めの機能 4.1　閉じ込め 安全機能を有する施設は，放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める，又は漏えいした場合においても，セル，グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し，放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。 4.1.1　系統及び機器への放射性物質の閉じ込め 放射性物質を内包する系統及び機器は，放射性物質が漏えいし難い ロ(3)(ｉ)-① 設計とする。また，使用する化学薬品 ロ(3)(ｉ)-②，取り扱う放射性物質，圧力及び温度並びに保守及び修理の条件を考慮し，ステンレス鋼，ジルコニウムその他の腐食し難い材料を使用するとともに，腐食しろを確保する設計とする。 なお，使用済燃料を受け入れ又は貯蔵する水槽の水の漏えいし難い設計については，第２章　個別項目の「1.　使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」に示す。 〈中略〉 （基本設計方針） 第１章　共通項目 9.　設備に対する要求 9.3　材料及び構造 9.3.1　材料及び構造 安全機能を有する施設における材料及び構造にあっては，安全機能を有する施設に属するもののうち以下のいずれかに該当するものを再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下，安全機能を有する施設にあっては「安全機能を有する施設の容器等」という。)として材料及び構造の対象とする。 a.　その機能喪失によって放射性物質等による災害又は内部エネルギーの解放による災害を及ぼすおそれがある機器区分(再処理第１種機器から再処理第５種	事業変更許可申請書（本文）は概要の書き出しであり，詳細は後段に示す。 設工認の ロ(3)(ｉ)-① は事業変更許可申請書（本文）の ロ(3)(ｉ)-① と同義であり，整合している。 設工認の ロ(3)(i)-② は事業変更許可申請書(本文)の ロ(3)(i)-② を，具体的に記載しており，整合している。	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類六)	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		機器)に属する容器及び管 b. 公衆若しくは従事者の放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び放射線障害を防止する機能を有する安全上重要な施設に属する容器及び管 c. 上記 a 又は b に接続するポンプ及び弁(安全上重要な施設を防護するために必要な緊急遮断弁を含む。) d. 上記 a，b 又は c に直接溶接される支持構造物であり，その破損により当該機器の損壊を生じさせるおそれのあるもの e. 安全上重要な施設に属する内燃機関 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造(主要な溶接部を含む。)は，施設時において，以下の通りとし、その際，日本機械学会「発電用原子力設備規格　設計・建設規格」等に準拠し設計する。 9.3.1.1　材料 安全機能を有する施設の容器等は，その使用される圧力，温度，荷重，腐食環境その他の使用条件に対して，適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 9.3.1.2　構造 9.3.1.2.1　安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1)　容器及び管 安全機能を有する施設の容器等の容器及び管(ダクトは除く。)は，最高使用圧力，最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において，全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。 安全機能を有する施設の容器等のダクトは，設計条件において，延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。 安全機能を有する施設の容器等の伸縮継手は，設計条件で応力が繰り返し加わる場合において，疲労破壊が生じない設計とする。 (2)　ポンプ及び弁並びに内燃機関		

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類六)	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		安全機能を有する施設の容器等のポンプ及び弁並びに内燃機関は，設計条件において，全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。 (3)　支持構造物 安全機能を有する施設の容器等の支持構造物は，設計条件において，延性破断及び座屈が生じない設計とする。 9.3.1.3　主要な溶接部 安全機能を有する施設の容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。)は，次のとおりとする。 ・不連続で特異な形状でない設計とする。 ・溶接による割れが生ずるおそれがなく，かつ，健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 ・適切な強度を有する設計とする。 ・適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。 なお，上記の主要な溶接部は，使用前事業者検査により再処理施設の技術基準に関する規則の解釈の「再処理施設の溶接の方法等について(別記)」に適合していることを確認する。 (基本設計方針) 第１章　共通項目 4.　閉じ込めの機能 4.1　閉じ込め 4.1.1　系統及び機器への放射性物質の閉じ込め 〈中略〉 ウランを含む粉末，焼却灰その他の粉末状の放射性物質を非密封で取り扱う場合は，密閉した系統及び機器内で取り扱う設計とする。		

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類六)	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
（ⅱ） プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物(以下「高レベル廃液」という。)を内包する系統及び機器は，ロ(3)(ⅱ)-①原則として，セル等に収納する設計とする。液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し，液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は，漏えい検知装置により検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。	(2) 放射性物質を内包する系統及び機器は，その性状に応じてセル等又は室に適切に収納する設計とする。プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物（以下「高レベル廃液」という。）を内包する系統及び機器は，分析のため少量を取り扱う場合や，ウラン・プルトニウム混合酸化物（UO_2・PuO_2，以下「MOX」という。）粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き，セル等に収納する設計とする。 液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し，万一液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は，漏えい検知装置により漏えいを検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，スチームジェットポンプ，ポンプ又は重力流により漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。	4.1.2 放射性物質の逆流防止 流体状の放射性物質を取り扱う設備は，放射性物質を含まない流体を取り扱う設備への放射性物質の逆流により放射性物質を拡散しない設計とする。 なお，放射性物質により汚染された空気を取り扱う換気設備の逆流防止に関する設計については，第2章 個別項目の「5. 放射性廃棄物の廃棄施設」の「5.1.4 換気設備」に示す。 4.1.3 放射性物質の漏えい拡大防止 (1) セル等又は室への放射性物質を内包する設備の収納 放射性物質を内包する系統及び機器は，その性状に応じてセル等又は室に適切に収納する設計とする。 プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物（以下「高レベル廃液」という。）を内包する系統及び機器は，ロ(3)(ⅱ)-①分析のため少量を取り扱う場合や，ウラン・プルトニウム混合酸化物（UO_2・PuO_2，以下「MOX」という。）粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き，セル等に収納する設計とする。 (2) 漏えい液の回収 液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し，液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は，漏えい検知装置により検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。 液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し，万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は，漏えいを検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。 使用済燃料を受け入れ又は貯蔵する水槽から水が漏えいした場合でも水の漏えいを検知し安全に処置できる設計とする。 なお，使用済燃料を受け入れ又は貯蔵する水槽から漏えいした水を検知し安全に処	設工認のロ(3)(ⅱ)-①は事業変更許可申請書（本文）のロ(3)(ⅱ)-①を，具体的に記載しており，整合している。	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類六)	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		置できる設計については，第 2 章　個別項目の「1.　使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」に示す。 a.　沸騰するおそれのある又はn－ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液の回収 　漏えいした液の発熱量が大きく，沸騰のおそれがあるか又は TBP，n-ドデカン及びこれらの混合物（以下「有機溶媒」という。）を含む漏えいした液が n-ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については，漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し，万一外部電源が喪失した場合でも，漏えいした液を確実に移送するために，スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気はその他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から供給し，ポンプを使用する場合の電源は非常用所内電源系統に接続する設計とする。また，ポンプは，多重化するか，万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。 　なお，安全蒸気系の設計については，第 2 章　個別項目の「7.　その他再処理設備の附属施設」の「7.2.3　蒸気供給設備」に示す。 b.　臨界のおそれのある漏えい液の回収 　通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウラニルの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器を収納するセルの床には，万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。 　なお，漏えい液受皿の臨界管理に関する設計については，第１章　共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」の「1.1　核燃料物質の臨界防止に関する設計」に基づくものとする。 　連続移送の配管から漏えいのおそれがあり，漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は，漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し，万一漏えいした場合には，漏えいを確実に検知し移送する設計とする。		

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類六)	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		通常の運転状態において無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を連続移送する配管から漏えいのおそれがあり，漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は，漏えい液受皿の集液溝を監視する装置により，漏えいを検知する設計とする。 (3)　熱媒へ漏えいした流体状の放射性物質の回収 管理区域外から流体状の放射性物質を内包する設備へ冷却水，加熱蒸気及び温水（以下「熱媒」という。）を供給する場合は，管理区域内で熱交換器を介することで，放射性物質を含む流体を管理区域外に流出しない設計とする。 熱媒をセル内に設置された流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は，熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。 万一，熱媒中に放射性物質が漏えいした場合には，汚染した熱媒を安全に処理できる設計とする。 4.1.4　放射性物質を取り扱う設備，セル等及び室の負圧維持 プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器，セル等並びにこれらを収納する建屋は，原則として，気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち，それぞれの気圧は，原則として，建屋，セル等，系統及び機器の順に ロ(3)(ⅲ)-① 低くすることで漏えいの拡大を防止する設計とする。 また，上記以外の放射性物質を内包する系統及び機器，セル等並びにこれらを収納する建屋は，気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち，それぞれの気圧は，建屋，セル等，系統及び機器の順に低くすることで漏えいの拡大を防止する設計とする。	「ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器」は再処理施設に設置しないため，事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた「ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器」に係る設計方針は，本設工認の対象外である。 設工認の ロ(3)(ⅲ)-① は事業変更許可申請書の本文の ロ(3)(ⅲ)-① の目的を具体的に記載しており，整合している。	
(ⅲ)　プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器，ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器，セル等並びにこれらを収納する建屋は，原則として，常時負圧に保ち，それぞれの気圧は，原則として，建屋，セル等，系統及び機器の順に ロ(3)(ⅲ)-① 気圧が低くなる設計とする。	(3)　プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器並びにウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器は，運転切替えに伴う変動時を除き，気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち，それらの系統及び機器からの廃ガスは，洗浄，凝縮，吸着及びろ過により放射性物質を合理的に達成できる限り除去した後，主排気筒から放出する設計とする。 また，セル等及びこれらを収納する建屋並びにウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器を収納する建屋は，運転切替えに伴う変動時を除き，気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち，排気は，ろ過した後，主排気筒から放出する設計とする。 さらに，それぞれの気圧は，原則として，建屋，セル等，系統及び機器の順に気圧が低くなる設計とするとともに，気体廃棄物の廃棄施設は，漏えい及び逆流を防止する設計とする。			

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類六)	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
気体廃棄物の廃棄施設は，放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに，フィルタ，洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後，主排気筒ロ(3)(ⅲ)-②等から放出する設計とする。 設計基準事故時においても，可能な限り負圧維持ロ(3)(ⅲ)-③，漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに，一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても，再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。	設計基準事故時においても，可能な限り負圧維持，漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに，一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても，再処理施設全体としては，その機能が維持され，公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう，気体の閉じ込めの機能を確保する設計とする。	気体廃棄物の廃棄施設は，放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに，フィルタ，洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後，主排気筒ロ(3)(ⅲ)-②，北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。 なお，放射性物質を適切に除去するための系統及び機器に関する設計については，第2章　個別項目の「5.　放射性廃棄物の廃棄施設」に示す。 設計基準事故時においても，可能な限り負圧維持ロ(3)(ⅲ)-③並びに漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに，一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても，再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。 4.1.5　グローブボックス及びフード プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは，給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。 フードは，気体廃棄物の廃棄施設により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。 〈中略〉 4.1.7　液体状の放射性物質の施設外への漏えい防止 液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には「4.1.3　放射性物質の漏えい拡大防止」に示す漏えい液受皿を設置し，液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計としている。 漏えい液受皿を設置しない場合は，液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部に堰を設置し，最大容量の機器から全量漏えいした場合においても，液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。 液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設内部のうち，液体状の放射性物質の漏えいが拡大するおそれがある部分の床面，適切な高さまでの壁面，堰及びこれらの接合部は，耐水性を有する設計とし，液体状の放射性物質が漏えいし難い設	設工認のロ(3)(ⅲ)-②は事業変更許可申請書の本文のロ(3)(ⅲ)-②を具体的に記載しており，整合している。 設工認のロ(3)(ⅲ)-③は事業変更許可申請書の本文のロ(3)(ⅲ)-③と同義であり，整合している。	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類六)	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		計とする。また，床面，壁面及び堰に貫通部を設ける場合は，床面，壁面及び堰の耐水性が損なわれない設計とする。 　液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設の床面下には，敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
(4)　火災及び爆発の防止に関する構造 (i)　安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止 安全機能を有する施設は，火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，以下の火災防護対策を講ずる設計とする。	1.5　火災及び爆発の防止に関する設計 1.5.1　安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計 1.5.1.1　火災及び爆発の防止に関する設計方針 安全機能を有する施設は，火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，火災防護対策を講ずる設計とする。	（基本設計方針） 第１章　共通項目 5.　火災等による損傷の防止 5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針 5.1.1 安全機能を有する施設 安全機能を有する施設は，火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，以下の火災防護対策を講ずる設計とする。	事業変更許可申請書（本文）第四号ロ項において，設工認申請書の内容は，以下のとおり整合している。	
	＜中略＞			
(a) 基本事項 (イ) 安全上重要な施設 ロ(4)(i)(a)(イ)-①再処理施設は，冷却，水素掃気，火災及び爆発の防止，臨界防止，遮蔽並びに閉じ込めに係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう，	(１) 安全上重要な施設 再処理施設は，冷却，水素掃気，火災及び爆発の防止，臨界防止，遮蔽並びに閉じ込めに係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう，	ロ(4)(i)(a)(イ)-①安全機能を有する施設は，火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう，	設工認申請書のロ(4)(i)(a)(イ)-①は，事業変更許可申請書（本文）ロ(4)(i)(a)(イ)-①と同義であり整合している。	
ロ(4)(i)(a)(イ)-②適切な火災防護対策を講ずる設計とする。	適切な火災防護対策を講ずる設計とする。	ロ(4)(i)(a)(イ)-②火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，以下の火災防護対策を講ずる設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(a)(イ)-②は，事業変更許可申請書（本文）ロ(4)(i)(a)(イ)-②と同義であり整合している。	
ロ(4)(i)(a)(イ)-③具体的には，		安全機能を有する施設は，火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，ロ(4)(i)(a)(イ)-③以下の火災防護対策を講ずる設計とする。	設工認の ロ(4)(i)(a)(イ)-③は，事業変更許可申請書（本文）ロ(4)(i)(a)(イ)-③と同義であり整合している。	
安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な施設の安全機能を有する構築物，系統及び機器ロ(4)(i) (a)(イ)-④（以下「安重機能を有する機器等」という。）を抽出し，	具体的には，安全機能を有する施設のうち，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な施設の安全機能を有する構築物，系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）を抽出し，火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。	ロ(4)(i)(a)(イ)-④ ロ(4)(i)(a)(ロ)-③火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な施設の安全機能を有する建物・構築物，系統及び機器を抽出するとともに，放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を	設工認申請書のロ(4)(i)(a)(イ)-④及びロ(4)(i)(a)(ロ)-③は，事業変更許可申請書（本文）ロ(4)(i)(a)(イ)-④及びロ(4)(i)(a)(ロ)-③と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
	＜中略＞	確保するための建物・構築物，系統及び機器のうち，安全上重要な施設を除いたものを抽出する。 再処理施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては，「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護審査基準」という。）及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（以下「内部火災影響評価ガイド」という。）を参考として再処理施設の特徴（引火性の多種の化学薬品を取り扱うこと，高線量下となるセルが存在すること等）及びその重要度を踏まえ，火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	以下同じものは火災１とし省略する。	
火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。 （ロ）放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器 安全機能を有する施設ロ(4)(i)(a)(ロ)-①のうち，再処理施設において火災又は爆発が発生した場合， 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物，系統及び機器のうち，ロ(4)(i)(a)(ロ)-②「（イ）安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものをロ(4)(i)(a)(ロ)-③「放射性物質貯蔵等の機器等」として抽出し，	（２）放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器 安全機能を有する施設のうち，再処理施設において火災及び爆発が発生した場合， 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物，系統及び機器のうち，「（１）安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する。 ＜中略＞	安全機能を有する施設ロ(4)(i)(a)(ロ)-①は，火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう， 火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，以下の火災防護対策を講ずる設計とする。 火災及び爆発による影響から防護する設備（以下「火災防護上重要な機器等」という。）として，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な施設の安全機能を有する建物・構築物，系統及び機器を抽出するとともに，放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための建物・構築物，系統及び機器のうち，ロ(4)(i)(a)(ロ)-②安全上重要な施設を除いたものを抽出する。 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。 再処理施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては，「実用発電用	設工認申請書のロ(4)(i)(a)(ロ)-①は，事業変更許可申請書（本文）ロ(4)(i)(a)(ロ)-①と同義であり整合している。 事業変更許可申請書（本文）ロ(4)(i)(a)(ロ)-②は，事業変更許可申請書（本文）の記載場所の読み込みのため，記載しない。 事業変更許可申請書（本文）ロ(4)(i)(a)	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護審査基準」という。）及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（以下「内部火災影響評価ガイド」という。）を参考として再処理施設の特徴（引火性の多種の化学薬品を取り扱うこと，高線量下となるセルが存在すること等）及びその重要度を踏まえ，火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	(ロ)-③は，設工認申請書では火災-1を定義として使用するため，記載しない。	
火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。 （ハ）その他の安全機能を有する施設 火災１「（イ）安全上重要な施設」及び「（ロ）放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器」以外の安全機能を有する施設を含め再処理施設は，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	（３）その他の安全機能を有する施設 「（１）安全上重要な施設」及び「（２）放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器」以外の安全機能を有する施設を含め再処理施設は，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	なお，火災１火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含め再処理施設は，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。		
（ニ）火災区域及び火災区画の設定 火災１安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を収納する建屋に，耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。 建屋の火災区域は，火災１「（イ）　安全上重要な施設」及び「（ロ）　放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器」において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 火災１火災及び爆発の影響軽減対策が必要な安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は，３時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁，耐火シール，防火戸，防火ダンパ等），天井及び床（以下「耐火壁」という。）により隣接する他の火災区域と分離する。	（４）火災区域及び火災区画の設定 安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を収納する建屋に，耐火壁（耐火隔壁，耐火シール，防火戸，防火ダンパ等），天井及び床（以下「耐火壁」という。）によって囲われた火災区域を設定する。 建屋の火災区域は，「（１）安全上重要な施設」及び「（２）放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器」において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は，３時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，３時間耐火に設計上必要な150ｍｍ以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により３時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	火災１火災防護上重要な機器等を収納する建屋に，耐火壁（耐火隔壁，耐火シール，防火戸，防火ダンパ等），天井及び床（以下「耐火壁」という。）によって囲われた火災区域を設定する。 建屋の火災区域は，火災１火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。 火災１火災防護上重要な機器等を収納する建屋に，耐火壁（耐火隔壁，耐火シール，防火戸，防火ダンパ等），天井及び床（以下「耐火壁」という。）によって囲われた火災区域を設定する。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
屋外のロ(4)(i)(a)(ニ)-①安全上重要な施設を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	屋外の安全上重要な施設を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	第２章 個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.3　その他の主要な事項 7.3.3　火災防護設備 (1)　火災区域構造物及び火災区画構造物 ＜中略＞ このうち，火災区域は，３時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，３時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により３時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。 ＜中略＞ 第１章　共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針 5.1.1 安全機能を有する施設 ＜中略＞ 屋外のロ(4)(i)(a)(ニ)-①火災防護上重要な機器等を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	設工認申請書のロ(4)(i)(a)(ニ)-①は，火災区域設定の基本的な考え方を示すために放射性物質貯蔵等の機器等も考慮した記載としていることから事業変更許可申請書（本文）ロ(4)(i)(a)(ニ)-①と同義であり整合している。	
火災区画は，建屋内で設定した火災区域を，耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じてロ(4)(i)(a)(ニ)-②分割して設定する。	火災区画は，建屋内で設定した火災区域を，耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じて分割して設定する。	火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して，耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じてロ(4)(i)(a)(ニ)-②細分化して設定する。 火災区域又は火災区画のファンネルには，他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として，煙等流入防止対策を講ずる設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(a)(ニ)-②は，事業変更許可申請書（本文）ロ(4)(i)(a)(ニ)-②と同義であり整合している。	
再処理施設における火災防護対策に当たっては，「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参考として再処理施設の特徴及びその重要	再処理施設の火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては，実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護審査基準」という。）及び原子力発電所の内部火災影響評価ガイド（以下	再処理施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては，「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)及び「原子力発電所の内部火災影響評価		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。	「内部火災影響評価ガイド」という。）を参考として再処理施設の特徴（引火性の多種の化学薬品を取り扱うこと，高線量下となるセルが存在すること等）及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。	ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として再処理施設の特徴(引火性の多種の化学薬品を取り扱うこと，高線量下となるセルが存在すること等)及びその重要度を踏まえ，火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。		
（ホ）火災防護上の最重要設備 安全上重要な施設のうち，その重要度と特徴を考慮し最も重要な以下の設備を火災防護上の最重要設備ロ(4)(i)(a)(ホ)-①として選定し，系統分離対策を講ずる設計とする。 1）プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能（異常の発生防止機能を有する排気機能）を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機 2）崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系 3）安全圧縮空気系 4）上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統	（５）　火災防護上の最重要設備 安全上重要な施設のうち，その重要度と特徴を考慮し，火災時においても継続的に機能が必要となる設備である以下の設備を火災防護上の最重要設備（以下「最重要設備」という。）とし，系統分離対策を講ずる設計とする。 ａ．プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能（異常の発生防止機能を有する排気機能）を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機 ｂ．崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系のうち重要度の高いもの，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系 ｃ．安全圧縮空気系 ｄ．上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統	安全上重要な施設のうち，その重要度と特徴を考慮し，最も重要な以下の設備ロ(4)(i)(a)(ホ)-①(以下「火災防護上の最重要設備」という。)に対し，系統分離対策を講ずる設計とする。 1）プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能(異常の発生防止機能を有する排気機能)を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機 2）崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの(崩壊熱による溶液の沸騰までの時間余裕が小さいもの)，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系 3）安全圧縮空気系 4）上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統	設工認申請書のロ(4)(i)(a)(ホ)-①は，事業変更許可申請書（本文）ロ(4)(i)(a)(ホ)-①と同義であり整合している。	
（ヘ）火災防護計画 再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため，火災防護計画を策定する。 ロ(4)(i)(a)(ヘ)-①火災防護計画には，計画を遂行するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保，教育訓練，火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに，火災１安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するため，火災及び爆発の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の３つの深層防護の概念に基づロ(4)(i)(a)(ヘ)-①く火災防護対策を行うことについて定める。 重大事故等対処施設については，火災及	（６）　火災防護計画 再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため，火災防護計画を策定する。火災防護計画には，計画を遂行するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保，教育訓練，火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに，安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等については，火災及び爆発の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の３つの深層防護の概念に基づき，必要な火災防護対策を行うことについて定める。 重大事故等対処施設については，火災及び爆発の発生防止，火災の早期感知及び消火を行う	5.1.3 火災防護計画 再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため，火災防護計画を策定する。 火災１火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため，火災及び爆発の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の３つの深層防護の概念に基づロ(4)(i)(a)(ヘ)-①き，必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。 重大事故等対処施設については，火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及	事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(a)(ヘ)-①は，保安規定にて対応する。 事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
び爆発の発生防止，火災の早期感知及び消火ロ(4)(i)(a)(へ)-②を行うことについて定める。	ことについて定める。	び消火ロ(4)(i)(a)(へ)-②に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	(a)(へ)-②は，保安規定にて対応する。	
その他の再処理施設については，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じたロ(4)(i)(a)(へ)-③火災防護対策を行うことについて定める。	その他の再処理施設については，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。	その他の再処理施設については，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じたロ(4)(i)(a)(へ)-③火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。 重大事故等対処設備のうち，可搬型のものに対する火災防護対策については，火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(a)（へ)-③は，保安規定にて対応する。	
敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発（以下「外部火災」という。）については，安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等についてロ(4)(i)(a)(へ)-④定める。	敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発（以下「外部火災」という。）については，安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。 ＜中略＞	敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については，安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についてロ(4)(i)(a)(へ)-④の火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(a)（へ)-④は，保安規定にて対応する。	
(b) 火災及び爆発の発生防止 (イ) 再処理施設内の火災及び爆発の発生防止 再処理施設の火災及び爆発の発生を防止するため，再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち，可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火源の排除，異常な温度上昇の防止対策，可燃性物質の漏えい防止対策，可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに，熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計とする。	1.5.1.2　火災及び爆発の発生防止 1.5.1.2.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止 再処理施設の火災及び爆発の発生防止については，再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち，可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火源の排除，異常な温度上昇の防止対策，可燃性物質の漏えい防止対策，可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに，熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計とする。 ＜中略＞	5.2 火災及び爆発の発生防止(基本設計方針変更前) 5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 再処理施設の火災及び爆発の発生を防止するため，再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち，可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火源の排除，異常な温度上昇の防止対策，可燃性物質の漏えい防止対策及び可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに，熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計とする。 放射性物質を含む有機溶媒を内包する系統及び機器は，腐食し難い材料を使用するとともに，漏えいし難い構造とすることにより有機溶媒の漏えいを防止する設計とする。 放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器で加温を行う機器は，化学的制限値(n-ドデカンの引火点 74℃)を設定し，化学的制限値を超えて加温することがないように，溶液の温度を監視して，温度高により警報		「5.2.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止」については，要求事項に変更が無いことから，基本設計方針の変更前の記載である。

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		を発するとともに，自動で加温を停止する設計とする。 放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器は，静電気により着火するおそれがないよう接地を施す設計とし，これらの機器を収納するセルには，着火源を有する機器は設置しない設計とする。 放射性物質を含む有機溶媒を内包する系統及び機器を内部に設置するセル，グローブボックス及び室については，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備で換気を行う設計とする。 使用済有機溶媒の蒸発及び蒸留を行う機器は，有機溶媒へ着火するおそれのない可燃領域外で有機溶媒の処理を行う設計とするとともに，廃ガスには不活性ガス(窒素)を注入して排気する設計とし，蒸発缶を減圧するための系統の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス(窒素)を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。 溶媒蒸留塔の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス(窒素)を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。 廃棄する有機溶媒(以下「廃溶媒」という。)を処理する熱分解装置は，不活性ガス(窒素)を供給することにより，廃溶媒を不活性な雰囲気下で熱分解する設計とし，外部ヒータを適切に制御するとともにその内部温度を測定し，運転状態を監視し，温度高により外部ヒータ加熱及び廃溶媒供給を停止する設計とする。 熱分解ガスを燃焼する装置は，その内部温度を測定し，燃焼状態を監視し，温度低により熱分解装置への廃溶媒供給を停止する設計とする。 また，可燃性ガスを取り扱う室に設置す		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		る電気接点を有する機器は，防爆構造とする設計とする。 リン酸トリブチル(以下「TBP」という。)又はその分解生成物であるリン酸ジブチル，リン酸ブチル(以下「TBP 等」という。)と硝酸，硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体(以下「TBP 等の錯体」という。)の急激な分解反応を防止するため，硝酸を含む溶液を内包する濃縮缶及び蒸発缶(以下「濃縮缶等」という。)では TBP の混入防止対策として n-ドデカン(以下「希釈剤」という。)を用いて濃縮缶等に供給する溶液を洗浄し，TBP を除去する設計とする。 また，濃縮缶等での TBP 等の錯体の急激な分解反応を防止するため，TBP の混入防止対策として濃縮缶等に供給する溶液から有機溶媒を分離することができる設計とするとともに，溶液を濃縮缶等に供給する槽では水相を下部から抜き出す設計とする。 TBP 等の錯体の急激な分解反応のおそれのある機器には，熱的制限値(加熱蒸気の最高温度 135℃)を設定し，濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気の温度を加熱蒸気の圧力により制御し，温度計により監視し，温度高により警報を発するとともに，加熱蒸気の温度が設定値を超えないように，蒸気発生器に供給する一次蒸気及び濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気を自動で遮断する設計とする。 運転で水素ガスを使用する設備又は溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は接地を施す設計とする。 溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は，塔槽類廃ガス処理設備等の排風機による排気を行う設計とする。 また，その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備から空気を供給(水素掃気)する設計とする。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		運転で水素ガスを使用する設備を設置するグローブボックス及び室は，当該設備から水素が漏えいした場合においても滞留しないよう気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機による排気を行う設計とする。 また，運転で水素ガスを使用する設備のウラン精製設備のウラナス製造器は，水素の可燃領域外で運転する設計とする。 洗浄塔は，その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備の一般圧縮空気系から空気を供給し，廃ガス中の水素濃度を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに，洗浄塔に供給する空気の流量を監視し，流量低により警報を発するとともに，自動で窒素ガスを洗浄塔に供給する設計とする。 第２気液分離槽は，窒素ガスを供給し，４価のウラン(以下「ウラナス」という。)を含む硝酸溶液中に溶存する水素を追い出すとともに，廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに，第２気液分離槽に供給する窒素ガスの流量を監視し，流量低により警報を発する設計とする。 ウラン精製設備のウラナス製造器を設置する室の電気接点を有する機器は，防爆構造とし，万一の室内への水素の漏えいを早期に検知するため，水素漏えい検知器を設置し，中央制御室に警報を発する設計とする。 運転で水素ガスを使用する脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉は，化学的制限値(還元用窒素・水素混合ガス中の可燃限界濃度ドライ換算 6.4vol%)を設定し，還元炉へ供給する還元用窒素・水素混合ガス中の水素濃度を測定し，空気といかなる混合比においても可燃限界濃度未満となるように設計する。万一，水素濃度が設定値を超える場合には，還元炉への還元用窒素・水素混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		ジルコニウム粉末及びその合金粉末を取り扱うせん断処理施設のせん断機は，窒素ガスを吹き込むことで不活性雰囲気とし，窒素ガスは，気体廃棄物の廃棄施設の排気筒等から排気する設計とする。 また，ジルコニウム粉末及びその合金粉末を保管廃棄する設備は，ドラム又はガラス固化体に収納し，そのうちドラムについては，水中で取り扱うことにより，火災及び爆発のおそれがないように保管を行う設計とする。 硝酸ヒドラジンは，自己反応性物質であることから，爆発の発生を防止するため，消防法に基づき，貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。 分析試薬については，少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため，保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。		
ロ(4)(i)(b)(イ)-①また，上記に加え発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策，発火源に対する対策，水素に対する換気，漏えい検出対策及び接地対策，放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策，電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。	1.5.1.2.2　再処理施設の火災及び爆発の発生防止 再処理施設の火災及び爆発の発生防止については，発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策，発火源に対する対策，水素に対する換気，漏えい検出対策及び接地対策，放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策，電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。 ＜中略＞	5.2.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止 ロ(4)(i)(b)(イ)-①発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策，発火源に対する対策，水素に対する換気，漏えい検出対策及び接地対策，放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策，電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。 火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は，火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え，再処理施設で取り扱う物質として，TBP，n-ドデカン等(以下「有機溶媒等」という。)，硝酸ヒドラジンを内包する設備及び水素，プロパンを内包する設備並びに分析試薬を取り扱う設備を対象とする。 なお，分析試薬については，「5.2.1　施	設工認申請書のロ(4)(i)(b)(イ)-①は，火災防護対策について項を分割したため，事業変更許可申請書（本文）ロ(4)(i)(b)(イ)-①と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。 潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備(以下「油等内包設備」という。)は，溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに，漏えい液受皿又は堰を設置する設計とする。そのうち，セル内に設置する有機溶媒等を内包する設備から有機溶媒等が漏えいした場合については，漏えい検知装置により漏えいを検知し，スチームジェットポンプ，ポンプ又は重力流により移送することによって，漏えいした有機溶媒等が拡大することを防止する設計とする。 油等内包設備の火災又は爆発により，火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。 油等内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気又は自然換気を行う設計とする。 発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は，運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。 水素又はプロパンを内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は，溶接構造等により，可燃性ガスの漏えいを防止することで防爆の対策を行う設計とする。 可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により，火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。 火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため，可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気を行う設計とする。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		このうち，蓄電池を設置する火災区域は，機械換気を行うことにより，水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。 火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は，蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し，水素の燃焼限界濃度である 4vol％の４分の１以下で中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に警報を発する設計とする。 火災区域に設置する可燃性ガスを貯蔵する機器は，運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。 火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として，火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は，溶接構造の採用，機械換気等により，「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに，発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの万一の漏えいを考慮して，漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は，防爆構造とする設計とし，静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。 火災及び爆発の発生防止のため，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備を設置する火災区域には静電気が溜まるおそれがある設備を設置しない設計とする。 火災及び爆発の発生防止のため，火災区域における現場作業において，可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。また，火災区域における現場作業において，有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし，可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は，換気，通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて，管理する。 火災及び爆発の発生防止のため，発火源		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		への対策として火花の発生を伴う設備は，水中で取り扱うことにより発生する火花が発火源となることを防止する設計又は火花の発生を伴う設備の周辺に可燃性物質を保管しないこと及び複数のカメラで機器の周囲を監視することを保安規定に定めて，管理する。 　また，高温となる設備は，高温部を保温材若しくは耐火材で覆うことにより，可燃性物質との接触を防止する設計又は計測制御系統施設による温度パラメータを監視し，加熱の停止等を行うことにより可燃性物質の加熱を防止する設計とする。 　火災及び爆発の発生防止のため，電気系統は，機器の損壊，故障及びその他の異常を検知した場合には，遮断器により故障箇所を隔離することにより，故障の影響を局所化するとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。 　電気室は，電源供給のみに使用する設計とする。		
（ロ）不燃性材料又は難燃性材料の使用 火災１安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち， 主要な構造材， ケーブル，	1.5.1.2.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は，	5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 火災１火災防護上重要な機器等は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該機器等における火災及び爆発に起因して，他の火災防護上重要な機器等において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 　火災防護上重要な機器等のうち，機器，配管，ダクト，ケーブルトレイ，電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は，金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。 　火災防護上重要な機器等に使用するケーブルには，実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格 IEEE383 又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		垂直燃焼試験）を確認したケーブルを使用する設計とする。 　ただし，機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には，金属製の筐体等に収納，延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で，難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し，使用する設計とすることで，他の火災防護上重要な機器等において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。		
換気設備のフィルタ，		火災防護上重要な機器等のうち，換気設備のフィルタは，不燃性材料又は「JACA No.11A（空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針（公益社団法人日本空気清浄協会））」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。		
保温材及び		火災防護上重要な機器等に対する保温材は，平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。		
建屋内装材は，		火災防護上重要な機器等を設置する建屋の建屋内装材は，建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防炎物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。 　ただし，塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は，耐汚染性，除染性，耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること，加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと，建屋内に設置する火災防護上重要な機器等には不燃性材料又は難燃性材料を使用し，周辺における可燃性物質を管理することから，難燃性材料を使用する設計とする。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		また，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の床面は，消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。		
可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計とする。 また，代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該機器等における火災に起因して，火災１他の機器等において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計とする。 また，構築物，系統及び機器の機能を確保するために代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該機器等における火災に起因して，他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 ＜中略＞	火災防護上重要な機器等は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該機器等における火災及び爆発に起因して，火災１他の火災防護上重要な機器等において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。		
放射性物質を内包するグローブボックス等のうち，閉じ込め機能を喪失することで再処理施設の安全性を損なうおそれのあるものについては，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし， パネルに可燃性材料を使用する場合は，難燃性材料を設置することにより閉じ込め機能を損なわない設計とする。	（１）　主要な構造材に対する不燃性材料の使用 放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス等のうち，非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等で，万一の火災時に閉じ込め機能を損なうおそれのあるものについては，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計する。 グローブボックスのパネルに可燃性材料を使用する場合は，火災によるパネルの損傷を考慮しても収納する機器の閉じ込め機能を損なわないよう，難燃性材料であるパネルをグローブボックスのパネル外表面に設置することにより，難燃性パネルと同等以上の難燃性能を有することについて，ＵＬ94 垂直燃焼試験及びＪＩＳ酸素指数試験における燃焼試験により確認するものとする。 ＜中略＞	また，放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス等のうち，非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等で，閉じ込め機能を喪失することで再処理施設の安全性を損なうおそれのあるものについては，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 グローブボックスのパネルに可燃性材料を使用する場合は，火災によるパネルの損傷を考慮しても閉じ込め機能を損なわないよう，パネル外表面に難燃性材料を設置することで，難燃性パネルと同等以上の難燃性能を有する設計とし，その難燃性能を UL94 垂直燃焼試験及び JIS 酸素指数試験における燃焼試験により確認したものを使用する設計とする。 ただし，配管等のパッキン類は，その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため，金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。 また，金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは，発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等に延焼しないことか		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		ら，不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。		
火災１安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に使用するケーブルには，実証試験により延焼性及び自己消火性を確認したケーブルを使用する設計とする。	安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に使用するケーブルには，実証試験により延焼性（米国電気電子工学学会規格ＩＥＥＥ383－1974又はＩＥＥＥ1202－1991垂直トレイ燃焼試験）及び自己消火性（ＵＬ1581（Ｆｏｕｒｔｈ　Ｅｄｉｔｉｏｎ）1080ＶＷ－１ＵＬ垂直燃焼試験）を確認したケーブルを使用する設計とする。 ただし，機器の性能上の理由から実証試験にて延焼性及び自己消火性を確認できないケーブルは，難燃ケーブルと同等以上の性能を有する材料を使用する設計とする。 ＜中略＞ 非難燃ケーブルを使用する場合については，上記に示す代替措置を施した上で，難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能（延焼性及び自己消火性）を有することを実証試験により確認し，使用する設計とすることにより，他の安全機能を有する施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。	火災１火災防護上重要な機器等に使用するケーブルには，実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格 IEEE383 又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。		
ロ(4)(i)(b)(ロ)-②安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に使用するケーブルのうち，機器等の性能上の理由からロ(4)(i)(b)(ロ)-③やむを得ず実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルは，難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とし，ロ(4)(i)(b)（ロ)-③当該ケーブルの火災に起因して火災１他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等において火災が発生することを防止するロ(4)（i)(b)(ロ)-③ための措置を講ずる設計とする。		ロ(4)(i)(b)(ロ)-②ただし，機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には，ロ(4)(i)(b)(ロ)-③金属製の管体等に収納，延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で，難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し，使用する設計とロ(4)(i)(b)(ロ)-③することで，火災１他の火災防護上重要な機器等において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(b)(ロ)-②は，前段文章の続きとしていることから，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)（b)(ロ)-②と同義であり整合している。 設工認申請書のロ(4)(i)(b)(ロ)-③は，35条における対策を含めて，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(b)(ロ)-③を具体的に記載しており整合している。	
建屋内の変圧器及び遮断器は，絶縁油ロ(4)(i)（b)(ロ)-④等の可燃性物質を内包していないものを使用する設計とする。	（２）　変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち，建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。	火災防護上重要な機器等のうち，建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油ロ(4)(i)(b)(ロ)-④を内包しない乾式を使用する設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(b)(ロ)-④は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(b)(ロ)-④を具体的に記載しており整合している。	
（ハ）落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止 再処理施設にロ(4)(i)(b)(ハ)-①において，設計上の考慮を必要とする自然現象は，地震，津波，落雷，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，火山の影響ロ(4)(i)(b)(ハ)-②（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等），生物学的事象，森林火災及び塩害である。	1.5.1.2.4　落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止 再処理施設において，設計上の考慮を必要とする自然現象は，地震，津波，落雷，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等）（以下「火山の影響」という。），生物学的事象，森林火災及び塩害である。 ＜中略＞	5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止 再処理施設にロ(4)(i)(b)(ハ)-①対する自然現象として，地震，津波，落雷，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を考慮する。	設工認申請書のロ(4)(i)(b)（ハ)-①は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(b)(ハ)-①と同義であり整合している。 ロ(4)(i)(b)（ハ)-②は事業変更許可申請書（本文）「ロ(7)(i)(a)(ホ)火山の影響」に示す。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
ロ(4)(i)(b)(ハ)-③これらの自然現象のうち，ロ(4)(i)(b)(ハ)-③再処理施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	したがって，再処理施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象として，落雷及び地震を選定し，これらの自然現象によって火災及び爆発が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	ロ(4)(i)(b)(ハ)-③火災防護上重要な機器等は，考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(b)(ハ)-③は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(b)(ハ)-③と同義であり整合している。	
落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，避雷設備を設置する設計とする。ロ(4)(i)(b)(ハ)-④重要な構築物は，建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設ける設計とする。 各構築物に設置する避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	（１）　落雷による火災及び爆発の発生防止 落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，「原子力発電所の耐雷指針」（ＪＥＡＧ4608），建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。重要な構築物は，建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設ける設計とする。 各防護対象施設に設置する避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち，落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，建築基準法及び消防法に基づき，避雷設備を設置する設計とする。ロ(4)(i)(b)(ハ)-④安全上重要な施設は，建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設置する設計とし，各構築物に設置する避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(b)(ハ)-④は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(b)(ハ)-④と同義であり整合している。	
火災１安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は，耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し，自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに，ロ(4)(i)(b)(ハ)-⑤事業指定基準規則第七条に示す要求を満足するよう，「事業指定基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。	（２）　地震による火災及び爆発の発生防止 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は，耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し，自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する。 耐震については事業指定基準規則の第七条に示す要求を満足するよう，事業指定基準規則の解釈に従い耐震設計を行う設計とする。	火災１火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し，自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに，ロ(4)(i)　(b)(ハ)-⑤再処理施設の技術基準に関する規則に従い，耐震設計を行う設計とする。 なお，屋外の火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある竜巻については，「3.3.2 竜巻」に基づく竜巻防護対策を行うことにより，火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。 また，屋外の火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある森林火災については，「3.3.3 外部火災」の「(3)外部火災に対する防護対策」，「(a) 森林火災に対する防護対策」に基づく防火帯による防護等により火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(b)(ハ)-⑤は，技術基準規則の名称に変更したもののため，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(b)(ハ)-⑤の区分と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
(c) 火災の感知，消火 (イ) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火は，火災１安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に対して，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。	1.5.1.3　火災の感知，消火 火災の感知及び消火については，安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に対して，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ＜中略＞	5.3 火災の感知，消火 火災の感知及び消火は，火災１火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。		
	1.5.1.3.1　火災感知設備 （１）　火災感知器の環境条件等の考慮及び多様化 ＜中略＞	(2)　火災感知設備 ＜中略＞ また，通常作業時に人の立入りがなく可燃性物質がない区域，通常作業時に人の立入りがなく少量の可燃性物質の取扱いはあるが取扱いの状況を踏まえると火災のおそれがない区域又はロ(4)(i)(c)(イ)-①可燃性物質の取扱いはあるが火災感知器によらない設備により検出方法の多様性を確保し，火災発生の前後において有効に火災等を検出できる区域は火災感知器を設置しない設計とする。 ＜中略＞	設工認申請書のロ(4)(i)(c)(イ)-①は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(c)(イ)-①と同義であり整合している。	
ロ(4)(i)(c)(イ)-①ただし，火災感知設備は，他の設備により火災発生の前後において有効に検出できる場合は設置しない。	ただし，以下の火災のおそれがない区域又は他の設備により火災発生の前後において有効に検出できる場合は除く。			
火災感知設備及び消火設備は，ロ(4)(i)(c)(イ)-②「(b)　(ハ) 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して，火災感知及び消火の機能，性能が維持できる設計とする。	1.5.1.3　火災の感知，消火 このうち，火災感知設備及び消火設備が，地震等の自然現象に対して，火災感知及び消火の機能，性能が維持され，かつ，安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の耐震重要度分類に応じて，機能を維持できる設計とすることを「1.5.1.3.3 自然現象の考慮」に示す。	5.3 火災の感知，消火 火災感知設備及び消火設備は，ロ(4)(i)(c)(イ)-②「5.2.4　自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して，火災感知及び消火の機能，性能が維持できる設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)　(c)(イ)-②は，設工認申請書内の項目の引き当てを行っているため，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)　(b)(ハ)-②と同義であり整合している。	
火災感知設備及び消火設備については，火災区域及び火災区画に設置した火災１安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は，地震による火災を想定する場合は耐震重要度分類に応じて，機能を維持できる設計とする。		火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については，火災区域及び火災区画に設置した火災１火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合においては耐震重要度分類に応じて，機能を維持できる設計とする。 火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に対する火災の感知及び消火に係る運用の措置について，以下に示す。 火災感知器を設置しない火災区域又は火災区画は，不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
また，消火設備は，破損，誤作動又は誤操作ロ(4)(i)(c)(イ)-③が起きた場合においても，火災１安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なわない設計とする。 1）火災感知設備 火災感知器ロ(4)(i)(c)(イ)1)-①は，環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し，固有の信号を発する異なる種類を組み合わせて設置する設計とする。	1.5.1.3.4　消火設備の破損，誤動作又は誤操作による安全機能への影響 消火設備の破損，誤作動又は誤操作により，安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の安全機能を損なわないよう以下の設計とする。 ＜中略＞ 1.5.1.3.1　火災感知設備 （１）火災感知器の環境条件等の考慮及び多様化 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は，放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。 また，火災を早期に感知するとともに，火災の発生場所を特定するために，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。 ＜中略＞	物質管理及び人の立ち入り管理又は火災感知器によらない設備により火災発生の前後において火災等を有効に検出できる設備により監視することについて保安規定に定め，管理する。 火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難とならない箇所については，不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を保安規定に定め，管理する。 消火活動時においては，煙の影響を軽減するため，可搬式排煙機等を配備することを保安規定に定めて，管理する。 第２章　個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.3　その他の主要な事項 7.3.3　火災防護設備 (3)　消火設備 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，破損，誤作動又は誤操作ロ(4)(i)(c)(イ)-③により，火災１火災防護上重要な機器等の安全機能を損なわない設計とする。 (2)　火災感知設備 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器ロ(4)(i)(c)(イ)1)-①の型式は，放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに，火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器として，アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。 屋内において取り付け面高さが熱感知器又は煙感知器の上限を超える場合及び外気取入口など気流の影響等を受ける場合は，アナログ式の感知器(煙又は熱)と非アナログ式の炎感知器を組み合わせて設置する設計とする。屋外構築物の監視に当たっては，アナログ式の感知器の設置が適さないことから，非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを組み合わせて設置する設計とする。 また，発火性又は引火性の雰囲気を形成	設工認申請書のロ(4)(i)(c)(イ)-③は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(c)(イ)-③と同義であり整合している。 設工認申請書のロ(4)(i)(c)(イ)1)-①は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(c)(イ)1)-①を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		するおそれのある場所については，防爆型のアナログ式の熱感知器(熱電対)に加え，防爆型の非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。 非アナログ式の火災感知器は，環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。 非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを設置する場合は，それぞれの監視範囲に火災の感知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。 非アナログ式の炎感知器を屋内に設置する場合は，誤動作防止対策のため，外光が当たらず，高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。 非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを屋外に設置する場合は，屋外型を採用するとともに，必要に応じて太陽光の影響を防ぐ遮光板を設置する設計とする。 消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても，火災防護上重要な機器等が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。 火災感知器については消防法施行規則第二十三条第４項に従い設置する設計とする。 また，環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり，感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては，同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 ただし，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち，コンクリート製の構造物や金属製の配管，タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は，火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず，消防法に基づいた設計とする。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
火災感知設備は，外部電源喪失時においても火災の感知が可能なようロ(4)(i)(c)(イ)1)-②に電源を確保し，	（３）火災感知設備の電源確保 火災感知設備は，外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設け，火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。 ＜中略＞	火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるようロ(4)(i)(c)(イ)1)-②，蓄電池を設け，火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。 また，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備については，火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じて，非常用母線又は運転予備用母線から給電する設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(c)(イ)1)-②は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(c)(イ)1)-②を具体的に記載しており整合している。	
中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室ロ(4)(i)(c)(イ)1)-③にて常時監視できる設計とする。	（４）火災受信器盤 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火災受信器盤に火災信号を表示するとともに警報を発することで，適切に監視できる設計とする。 ＜中略＞	火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室ロ(4)(i)　(c)(イ)1)-③に設置する火災受信器盤(火災監視盤)に火災信号を表示するとともに警報を発することで，常時監視できる設計とするとともに，火災感知器の設置場所を１つずつ特定できることにより，火災の発生場所を特定できる設計とする。 火災感知器は，自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験を定期的に実施することを保安規定に定めて，管理する。 屋外の火災区域又は火災区画に設置する火災感知器は，設計上考慮する自然現象に対する環境条件を満足する設計とする。 屋外の火災感知設備は，外気温が-15.7℃まで低下しても使用可能な屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し，風水害の影響を受けた場合は，早期に火災感知器の取替えを行うことにより，当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(c)(イ)1)-③は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(c)(イ)1)-③を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
2）消火設備 火災１再処理施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画で，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるロ(4)(i)(c)(イ)2)-①ところには，固定式消火設備を設置して消火を行う設計とする。	1.5.1.3.2　消火設備 （８）安重機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備 火災の影響を受けるおそれのある安重機能を有する機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち，煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については以下のとおり自動又は制御室等からの手動操作による固定式消火設備を設置することにより，消火活動を可能とする。 ＜中略＞ （９）放射性物質貯蔵等の機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火活動 放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域のうち，当該機器が火災の影響を受けるおそれがあることから消火活動を行うに当たり，煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については以下のとおり固定式消火設備を設置することにより，消火活動を可能とする。 ＜中略＞	(3)　消火設備 ＜中略＞ 火災１火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所となる放射性物質が含まれる有機溶媒等を貯蔵する設備を設置するセル)，可燃性物質を取扱い構造上消火活動が困難となる火災区域又は火災区画(中央制御室床下，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の床下及び一般共同溝)，等価火災時間が３時間を超える火災区域又は火災区画及び電気品室等の火災区域又は火災区画については，自動又は中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの手動操作による固定式消火設備を設置ロ(4)(i)(c)(イ)2)-①することにより，消火活動を可能とする設計とする。 上記以外の火災区域又は火災区画については，取り扱う可燃性物質の量が少ないこと，消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと，再処理施設は動的閉じ込め設計としており，換気設備による排煙が可能であるため，有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火活動が困難とならないため，消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。 消火設備の破損，誤作動又は誤操作に伴う溢水に対する影響は，溢水に対する防護設計に包絡されるため，「6.再処理施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とする。 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，以下の設計とする。 ＜中略＞	設工認申請書のロ(4)(i)(c)(イ)2)-①は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(c)(イ)2)-①と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
	(15) 固定式ガス消火設備等の従事者退避警報	e.　消火設備の警報 (b) 固定式ガス消火設備の退避警報		
固定式ガス消火設備は，作動前に従事者等の退出ができるよう警報を発する設計とする。	全域放出方式の固定式ガス消火設備は，作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。	今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	
	＜中略＞			
	（７）系統分離に応じた独立性の考慮	b.　消火設備の系統構成 (b) 系統分離に応じた独立性の考慮		
また，再処理施設の安全上重要な施設を系統間で分離して設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火設備は，選択弁等の動的機器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備えた設備とする。	再処理施設の安全上重要な施設を系統間で分離し設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火設備は，消火設備の動的機器の単一故障によっても，以下のとおり，系統分離に応じた独立性を備えるものとする。	今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	
	＜中略＞	＜中略＞		
	(12) 消火用水の最大放水量の確保	a.　消火設備の消火剤の容量		
消火用水供給系は，２時間の最大放水量ロ(4)(i)(c)(イ)2)-②を確保するとともに，	消火剤に水を使用する消火設備（屋内消火栓，屋外消火栓）の必要水量を考慮し，水源は消防法施行令及び危険物の規制に関する規則に基づくとともに，２時間の最大放水量（426m３）を確保する設計とする。	消火用水供給系の水源は，消防法施行令，危険物の規制に関する規則及び都市計画法施行令に基づくとともに，２時間の最大放水量ロ(4)(i)(c)(イ)2)-②に対し十分な容量を有する設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(c)（イ)2)-②は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(c)(イ)2)-②と同義であり整合している。	
	＜中略＞			
	(13) 水消火設備の優先供給	b.　消火設備の系統構成 (c) 消火用水の優先供給		
給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し消火水供給を優先する設計とし，	消火用水は他の系統と兼用する場合には，他の系統から隔離できる弁を設置し，遮断する措置により，消火水供給を優先する設計とする。	消火用水は給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し，消火用水の供給を優先する設計とする。		
	＜中略＞	＜中略＞		
	(11) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮	(a) 消火用水供給系の多重性又は多様性		
ロ(4)(i)(c)(イ)2)-③水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。	消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は，火災防護審査基準に基づく消火活動時間２時間に対し十分な容量を有するろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し，双方からの消火水の供給を可能とすることで，多重性を有する設計とする。 また，消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え，同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで，多様性を有する設計とする。	ロ(4)(i)(c)(イ)2)-③消火用水供給系の水源として，ろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し，多重性を有する設計とする。 ロ(4)(i)(c)(イ)2)-③消火用水系の消火ポンプは，必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプに加え，ディーゼル駆動消火ポンプを１台ずつ設置することで，多様性を有する設計とするとともに，消火配管内を加圧状態に保持するため，機器の単一故障を想定し，圧力調整用消火ポンプを２台設ける設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(c)(イ)2)-③は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(c)(イ)2)-③を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
ロ(4)(i)(c)(イ)2)-④また，屋内及び屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに，	（３）消火栓の配置 火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は，火災区域の消火活動（セルを除く）に対処できるよう，消防法施行令第十一条（屋内消火栓設備に関する基準），第十九条及び都市計画法施行令第二十五条（屋外消火栓設備に関する基準，開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）に準拠し配置することにより，消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画（セルを除く）における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	d.　消火設備の配置上の考慮 (c) 消火栓の配置 火災区域又は火災区画(セルを除く)に設置するロ(4)(i)(c)(イ)2)-④屋内消火栓及び屋外消火栓は，消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより，消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(c)(イ)2)-④は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(c)(イ)2)-④を具体的に記載しており整合している。	
ロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑤移動式消火設備を配備する設計とする。	（４）移動式消火設備の配備 火災時の消火活動のため，「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」（以下「再処理規則」という。）第十二条に基づき，消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として，大型化学高所放水車を配備するとともに，故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また，航空機落下による化学火災（燃料火災）時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。	g.　その他 (a) 移動式消火設備 火災時の消火活動のため，ロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑤消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として，大型化学高所放水車を配備するとともに，故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑤は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑤を具体的に記載しており整合している。	
消火設備の消火剤は，想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備ロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑥し，	(2) 想定される火災の性状に応じた消火剤容量 消火設備は，可燃性物質の性状を踏まえ，想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。 ＜中略＞	a.　消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は，想定される火災の性質に応じた十分な容量ロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑥として，消防法施行規則又は試験結果に基づく消火剤容量を配備する設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑥は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑥を具体的に記載しており整合している。	
管理区域で放出した場合に，管理区域外への流出を防止する設計とする。	(14) 管理区域内からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は，管理区域外への流出を防止するため，管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに，各室の排水系統から液体廃棄物の廃棄施設に回収し，処理する設計とする。 また，管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても，建屋換気設備のフィルタ等により放射性物質を低減したのち，排気筒等から放出する設計とする。	d.　消火設備の配置上の考慮 (b) 管理区域からの放出消火剤の流出防止 今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
ロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑦消火設備は，火災の火炎等による直接的な影響，流出流体等による二次的影響を受けず，火災１安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等にロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑦悪影響を及ぼさないよう設置し，	（１）火災に対する二次的影響の考慮 再処理施設内の消火設備のうち，消火栓，消火器等を適切に配置することにより，安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 消火剤にガスを用いる場合は，電気絶縁性の高いガスを採用することで，火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に悪影響を及ぼさない設計とする。 ＜中略＞	(a) 火災による二次的影響の考慮 ロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑦消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災１火災防護上重要な機器等にロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑦火災の二次的影響が及ばない設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑦は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑦と同義であり整合している。	
外部電源喪失時ロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑧の電源を確保するとともに，	（５）消火設備の電源確保 消火設備のうち，消火用水供給系の電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とするが，ディーゼル駆動消火ポンプは，外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 ＜中略＞	c.　消火設備の電源確保 ロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑧ディーゼル駆動消火ポンプは，外部電源喪失時においてもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 ＜中略＞	設工認申請書のロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑧は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑧を具体的に記載しており整合している。	
中央制御室ロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑨又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に故障警報を発する設計とする。	（６）消火設備の故障警報 固定式消火設備（全域），電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは，電源断等の故障警報を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は中央制御室に吹鳴する設計とする。	e.　消火設備の警報 (a) 消火設備の故障警報 ロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑨電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは，電源断等の故障警報を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室に吹鳴する設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑨は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(c)(イ)2)-⑨を具体的に記載しており整合している。	
また，煙の二次的影響が安全機能を有する構築物，系統及び機器に悪影響を及ぼす場合は，防火ダンパを設ける設計とする。	（１）火災に対する二次的影響の考慮 ＜中略＞ また，煙の二次的影響が安全機能を有する構築物，系統及び機器に悪影響を及ぼす場合は，防火ダンパを設ける設計とする。 ＜中略＞	d.　消火設備の配置上の考慮 (a) 火災による二次的影響の考慮 今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	
消火設備を設置した場所への移動及び操作を行うため，蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	(10) 消火活動のための電源を内蔵した照明器具 屋内消火栓及び消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，移動経路，屋内消火栓設備及び消火設備の現場盤周辺に，現場への移動時間約 10 分～40 分及び消防法の消火継続時間 20 分を考慮し，２時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	g.　その他 (b) 消火用の照明器具 今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		f.　消火設備に対する自然現象の考慮 (a) 凍結防止対策 屋外に設置する消火設備のうち，消火用水の供給配管は凍結を考慮し，凍結深度を確保した埋設配管とし，地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに，屋外消火栓は，自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。 (b) 風水害対策 消火ポンプは，風水害に対してその性能が著しく阻害されることが無いよう，各建屋内に設置する設計とする。 (c) 地盤変位対策 今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	
(d) 火災及び爆発の影響軽減 ロ(4)(i)(d)-①火災及び爆発の影響軽減については，火災１安全機能を有する施設の重要度に応じ，それらを設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため，以下の対策を講ずる設計とする。 火災１再処理施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等ロ(4)(i)(d)-②を設置する	1.5.1.4　火災及び爆発の影響軽減 1.5.1.4.1　火災及び爆発の影響軽減 再処理施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画内の火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画の火災及び爆発による影響に対し，以下に記す火災及び爆発の影響軽減のための対策を講ずる設計とする。 （１）安全上重要な施設の火災区域の分離 再処理施設の安重機能を有する機器等を設置する火災区域は，他の火災区域と隣接する場合は，３時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の区域と分離する。	第１章　共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.4 火災及び爆発の影響軽減 5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策 火災１再処理施設の火災防護上重要な機器等をロ(4)(i)(d)-①設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため，以下の対策を講ずる設計とする。 第１章　共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針 5.1.1　安全機能を有する施設 火災１火災防護上重要な機器等ロ(4)(i)(d)-②を収納する建屋に，耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火戸，防火ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は，火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。	設工認申請書のロ(4)(i)(d)-①は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(d)-①を具体的に記載しており整合している。 設工認申請書のロ(4)(i)(d)-②は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(d)-②と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
火災区域は，ロ(4)(i)(d)-②他の火災区域と隣接する場合は，３時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の区域と分離する。		第２章　個別項目 7.3　その他の主要な事項 7.3.3　火災防護設備 (1)　火災区域構造物及び火災区画構造物 火災区域は，第１章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 火災区画は，第１章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。 このうち，火災区域は，ロ(4)(i)(d)-②3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	設工認申請書のロ(4)(i)(d)-②は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(d)-②を具体的に記載しており整合している。	
ロ(4)(i)(d)-③また，再処理施設における火災防護上の最重要機能である プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能（異常の発生防止機能を有する排気機能）を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機， 崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系， 安全圧縮空気系及び ロ(4)(i)(d)-④これらの機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統については，	（２）最重要設備に係る機器及びケーブルの系統分離 再処理施設における安全上重要な施設の中でも，最重要設備（機器及び当該機器を駆動又は制御するケーブル）に対し，以下に示すいずれかの系統分離対策を講ずる設計とする。	第１章　共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針 5.1.1 安全機能を有する施設 ＜中略＞ ロ(4)(i)(d)-③安全上重要な施設のうち，その重要度と特徴を考慮し，最も重要な以下の設備(以下「火災防護上の最重要設備」という。)に対し，系統分離対策を講ずる設計とする。 1)　プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能(異常の発生防止機能を有する排気機能)を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機 2)　崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの(崩壊熱による溶液の沸騰までの時間余裕が小さいもの)，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系 3)　安全圧縮空気系 4)　ロ(4)(i)(d)-④上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統	設工認申請書のロ(4)(i)(d)-③は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(d)-③を具体的に記載しており整合している。 設工認申請書のロ(4)(i)(d)-④は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(d)-④と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは， ロ(4)(i)(d)-⑤「３時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」， ロ(4)(i)(d)-⑥「互いに相違する系列間の水平距離が６ｍ以上あり，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は ロ(4)(i)(d)-⑦「１時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。 ロ(4)(i)(d)-⑧ただし，火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等	また，最重要設備のケーブルの系統分離においては，最重要設備のケーブルと同じトレイ等に敷設するなどにより，最重要設備のケーブルの系統と関連することとなる最重要設備のケーブル以外のケーブルも当該系統に含め，他系統との分離を行うため，以下の設計とする。 ａ．３時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 系統分離し配置している最重要設備となる安重機能を有する機器等は，火災耐久試験により３時間以上の耐火能力を確認した，耐火壁で系統間を分離する設計とする。 ｂ．水平距離６ｍ以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の最重要設備は，水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし，系列間を６ｍ以上の離隔距離により分離する設計とし，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。 ｃ．１時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の最重要設備を１時間の耐火能力を有する隔壁で分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。 (3) 中央制御室に対する火災及び爆発の影響軽減 ａ．制御盤の分離 (a) 中央制御室においては，異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する。盤の筐体は1.5mm以	5.4 火災及び爆発の影響軽減 5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策 ＜中略＞ (1) 火災防護上の最重要設備に対する影響軽減対策 火災防護上の最重要設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは，以下のいずれかの系統分離によって，火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。 a. ロ(4)(i)(d)-⑤3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 火災防護上の最重要設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは，火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した，隔壁等で系統間を分離する設計とする。 b. 水平距離6m以上ロ(4)(i)(d)-⑥の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の最重要設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは，水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし，系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。 c. ロ(4)(i)(d)-⑦1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の最重要設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。 (2) 中央制御室の火災及び爆発の影響軽減対策 a. 中央制御室制御盤内の火災影響軽減対策 ロ(4)(i)(d)-⑧中央制御室に設置する火	設工認申請書のロ(4)(i)(d)-⑤は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(d)-⑤を具体的に記載しており整合している。 設工認申請書のロ(4)(i)(d)-⑥は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(d)-⑥を具体的に記載しており整合している。 設工認申請書のロ(4)(i)(d)-⑦は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(d)-⑦を具体的に記載しており整合している。 設工認申請書のロ(4)(i)(d)-⑧は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(d)-	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
の設計として，中央制御室等の制御盤に関しては，不燃性筐体による系統別の分離対策，	上の鉄板で構成することにより，１時間以上の耐火能力を有する設計とする。 ＜中略＞	災防護上の最重要設備である制御盤及びそのケーブルについては，火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，不燃性筐体による系統別の分離対策，離隔距離等による分離対策，高感度煙感知器の設置，常駐する運転員による消火活動等により，上記(1)と同等な設計とする。 中央制御室の制御盤は，火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，実証試験結果に基づき，異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体の盤とする又は同一盤に異なる系統の回路を収納する場合は鉄板により別々の区画を設け分離するとともに，異なる系統の配線ダクト間に分離距離を確保する設計とする。また，操作スイッチ間は分離距離を確保する設計とする。	⑧を具体的に記載しており整合している。	
高感度煙感知器の設置，	b．制御盤内の火災感知器 制御室には異なる種類の火災感知器を設置するとともに，万一の制御盤内における火災を想定した場合，可能な限り速やかに感知・消火を行い，安全機能への影響を防止できるよう，高感度煙感知器を設置する設計とする。	中央制御室には，異なる原理の火災感知器を設置するとともに，制御盤内における火災を速やかに感知し，安全機能への影響を防止できるよう，高感度煙感知器を設置する設計とする。		
ロ(4)(i)(d)-⑨常駐する当直（運転員）による消火活動等により，上記設計と同等な設計とする。	c．制御盤内の消火活動 制御盤内の火災において，高感度煙感知器が煙又は制御室内の火災感知器により火災を感知した場合，当直（運転員）は，制御盤周辺に設置する二酸化炭素消火器を用いて早期に消火を行う。消火時には火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し，サーモグラフィを配備する。	中央制御室内の火災感知器により火災を感知した場合，ロ(4)(i)(d)-⑨運転員は，制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて，管理する。 消火活動時には火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し，サーモグラフィを配備する設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(d)-⑨及び事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(d)-⑨は，保安規定にて対応する。	
中央制御室の制御室床下コンクリートピットに関しては，１時間の耐火能力を有するロ(4)(i)(d)-⑩コンクリートピット構造による分離，	d．制御室床下の系統分離対策 (a)　制御室の床下フリーアクセスフロアに敷設する互いに相違する系列のケーブルについては，１時間以上の耐火能力を有する分離板又は障壁で分離する設計とする。 ＜中略＞	b．中央制御室床下コンクリートピットの影響軽減対策 中央制御室の制御室床下コンクリートピットにロ(4)(i)(d)-⑩敷設する互いに相違する系列のケーブルに関しては，１時間以上の耐火能力を有する分離板又は隔壁で系列間を分離する設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(d)-⑩は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(d)-⑩を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
ロ(4)(i)(d)-⑪火災感知設備並びに中央制御室からの手動操作により早期の起動も可能なハロゲン化物自動消火設備を設置する設計とする。	(c)　制御室床下フリーアクセスフロアは，制御室からの手動操作により早期の起動が可能な固定式ガス消火設備を設置する設計とする。この消火設備は，故障警報及び作動前の警報を各制御室に発する設計とする。 ＜中略＞	また，ロ(4)(i)(d)-⑪固有の信号を発する異なる原理の火災感知器を組み合わせて設置し，火災の発生場所が特定できる設計とする。 さらに，中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能なハロゲン化物消火設備を設置する設計とする。 なお，火災防護上の最重要設備には該当しないが使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室についても同等の設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(d)-⑪は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(d)-⑪を具体的に記載しており整合している。	
ロ(4)(i)(d)-⑫再処理施設のセルは，放射線物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため，構成する耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し，火災及び爆発の発生時には防火ダンパを閉止することにより，火災及び爆発の影響を軽減できる設計とする。 ロ(4)(i)(d)-⑫一方，耐火壁を貫通するセル排気側ダクトについては，３時間以上の耐火境界となるように厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトとする設計とする。	（５）換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで，他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ただし，セルについては，放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため，構成する耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し，火災及び爆発の発生時には防火ダンパを閉止することにより，火災の影響を軽減できる設計とする。 一方，セル排気側ダクトについては防火ダンパを設置しない設計とするが，耐火壁を貫通するダクトについては，厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより，３時間耐火境界となるよう排気系統を形成することから，他の火災区域又は火災区画に対する遮炎性能を担保することができる。 ＜中略＞	(3)　換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパを設置することで，他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ロ(4)(i)(d)-⑫ただし，セルについては，放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため，耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し，火災及び爆発の発生時には防火ダンパを閉止することにより，火災の影響を軽減できる設計とするロ(4)(i)(d)-⑫とともに，耐火壁を貫通するセル排気側ダクトについては，3時間以上の耐火境界となるように必要な厚さを確保した鋼板ダクトとする設計とする。 5.4.2 再処理施設の安全確保 (1)　再処理施設の安全機能の確保対策 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される建物・構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 再処理施設内の火災又は爆発によって，当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される建物・構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても，火災の影響軽減のための系統分離対策等によって，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより，再処理施設の安全性が損なわれない設計と	設工認申請書のロ(4)(i)(d)-⑫は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(d)-⑫と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		する。 b. 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計 再処理施設内の火災又は爆発によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する場合は，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても「5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策」で実施する火災防護対策により多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，異常状態を収束できる設計とする。		
(e) 火災影響評価 設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に，想定される再処理施設内の火災又は爆発によって，安全上重要な施設の多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を ロ(4)(i)(e)-① 損なわれることにより，再処理施設の ロ(4)(i)(e)-① 安全機能が損なわれないことを，火災影響評価にて確認する。	1.5.1.4.2　火災影響評価 再処理施設の特徴を踏まえ，各火災区域又は火災区画における安全上重要な施設への火災防護対策について内部火災影響評価ガイド及び事業指定基準規則の解釈を参考に，再処理施設における火災又は爆発が発生した場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないこと及び内部火災により，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する場合は，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できることについて確認する。内部火災影響評価の結果，安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれがある場合には，火災防護対策の強化を図る。	(2)　火災影響評価 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される建物・構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に，想定される再処理施設内の火災又は爆発を考慮しても，安全上重要な施設の多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を ロ(4)(i)(e)-① 損なわれず，再処理施設の ロ(4)(i)(e)-① 安全性が損なわれないことを，火災影響評価にて確認する。 (a)　隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，再処理施設の多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルの系統分離の火災防護対策を考慮することにより，火災防護上の最重要設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。 また，火災防護上の最重要設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は，当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して，火災力学ツール（以下「FDTs」という。）を用いた火災影響評価を実施し，安全上重要な施設が同時に機能を喪失しないことを確認することで，再処理施設の安全性が損なわれないことを確認する。	設工認申請書の ロ(4)(i)(e)-① は，事業変更許可申請書（本文）の ロ(4)(i)(e)-① と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		(b)　隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の２区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，再処理施設の多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルの系統分離の火災防護対策を考慮することにより，火災防護上の最重要設備の安全機能のうち，少なくとも一つの系統の安全機能が確保されることを確認する。 また，火災防護上の最重要設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接２区域(区画)において，当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して，「FDTs」を用いた火災影響評価を実施し，安全上重要な施設が同時に機能を喪失しないことを確認することで，再処理施設の安全性が損なわれないことを確認する。		
また，再処理施設内の火災又は爆発によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する$\boxed{\text{ロ(4)(i)(e)-②}}$場合は，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる$\boxed{\text{ロ(4)(i)(e)-②}}$設計とし，火災影響評価にて確認する。	1.5.1.4.2　火災影響評価 再処理施設の特徴を踏まえ，各火災区域又は火災区画における安全上重要な施設への火災防護対策について内部火災影響評価ガイド及び事業指定基準規則の解釈を参考に，再処理施設における火災又は爆発が発生した場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないこと及び内部火災により，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する場合は，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できることについて確認する。内部火災影響評価の結果，安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれがある場合には，火災防護対策の強化を図る。	b. 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 火災又は爆発によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する$\boxed{\text{ロ(4)(i)(e)-②}}$可能性があるため，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，異常状態を収束できる$\boxed{\text{ロ(4)(i)(e)-②}}$ことを火災影響評価にて確認する。	設工認申請書の$\boxed{\text{ロ(4)(i)(e)-②}}$は，事業変更許可申請書（本文）の$\boxed{\text{ロ(4)(i)(e)-②}}$と同義であり整合している。	
（ｆ）その他 $\boxed{\text{ロ(4)(i)(f)-①}}$「（ｂ）　火災及び爆発の発生防止」～「（ｅ）　火災影響評価」のほか，安全機能を有する施設のそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	1.5.1.5　個別の火災区域又は火災区画における留意事項 ＜中略＞	5.2.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止 $\boxed{\text{ロ(4)(i)(f)-①}}$通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には，原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。 $\boxed{\text{ロ(4)(i)(f)-①}}$ただし，蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は，社団法人電池工業会「蓄電池室に	設工認申請書の$\boxed{\text{ロ(4)(i)(f)-①}}$は，事業変更許可申請書（本文）の$\boxed{\text{ロ(4)(i)(f)-①}}$を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		関する設計指針」（SBA G 0603）に適合するよう，鋼板製筐体に収納し，水素ガス滞留を防止するため筐体内を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。 ロ(4)(i)(f)-①蓄電池室の換気設備が停止した場合には，中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に警報を発する設計とする。 ＜中略＞ ロ(4)(i)(f)-①放射性廃棄物の廃棄施設は，火災の発生防止を考慮し，放射性物質より発生する崩壊熱を冷却水又は空気で除去する設計とする。 ロ(4)(i)(f)-①また，放射性物質を含んだ廃樹脂及び廃スラッジは，廃樹脂貯槽に貯蔵する設計とする。 ロ(4)(i)(f)-①さらに，放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は，処理を行うまでの間，金属製容器に封入し，保管する設計とする。 第２章 個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.3　その他の主要な事項 7.3.3　火災防護設備 (3)　消火設備 g.　その他 (c) ポンプ室 今回の申請対象外 (d) 使用済燃料貯蔵設備 今回の申請対象外 第１章　共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.4 火災及び爆発の影響軽減 5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策 (4)　火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 ロ(4)(i)(f)-①運転員が駐在する中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために，建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(f)-①は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(f)-①を具体的に記載しており整合している。（以下同じ） 次回申請以降に整合性を示す。 次回申請以降に整合性を示す。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		ロ(4)(i)(f)-①また，電気ケーブルが密集する火災区域に該当する制御室床下，引火性液体を取り扱う非常用ディーゼル発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については，固定式消火設備により，早期に消火する設計とする。 (5)　油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 ロ(4)(i)(f)-①火災区域又は火災区画に設置する油タンクは，機械換気による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。 (6)　安全上重要な施設のケーブルに対する火災の影響軽減対策 ロ(4)(i)(f)-①安全上重要な施設の異なる系統のケーブルは，IEEE384に準じて，異なる系統のケーブルトレイ間の分離距離を水平900mm以上又は垂直1,500mm以上，ソリッドトレイ(ふた付き)の場合は，水平25mm以上又は垂直25mm以上とすることにより，互いに相違する系統間で影響を及ぼさない設計とする。	設工認申請書のロ(4)(i)(f)-①は，事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(f)-①を具体的に記載しており整合している。（以下同じ）	
		第2章 個別項目 7.3　その他の主要な事項 7.3.3　火災防護設備 (4)　火災及び爆発の影響軽減設備 a.　火災防護上の最重要設備の系統分離のための火災影響軽減設備 今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	
		(a)　3時間耐火隔壁 今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	
		(b)　6m以上離隔，火災感知設備及び自動消火設備 今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	
		(c)　1時間耐火隔壁，火災感知設備及び自動消火設備 今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	
		b.　中央制御室制御盤内の火災影響軽減設備 今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		(a)　高感度煙感知器 今回の申請対象外 c.　中央制御室床下コンクリートピットの火災影響軽減設備 今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。 次回申請以降に整合性を示す。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
（５）　耐震構造 再処理施設は，次の方針に基づき耐震設計を行ロ(5)い，事業指定基準規則に適合するように設計する。	1.6　耐震設計 再処理施設の耐震設計は，事業指定基準規則に適合するように，「1.6.1　安全機能を有する施設の耐震設計」に基づき設計する。	（基本設計方針） 第１章　共通項目 3.　自然現象等 3.1　地震による損傷の防止 3.1.1　耐震設計 (1)　耐震設計の基本方針 再処理施設は，次の方針に基づき耐震設計を行ロ(5)う。 ＜中略＞	設工認のロ(5)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)と同義であり整合している。	
（ｉ）　安全機能を有する施設の耐震設計 （ａ）　安全機能を有する施設は，地震力に十分耐えロ(5)(i)(a)ることができる構造とする。	1.6.1　安全機能を有する施設の耐震設計 1.6.1.1　安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針 （１）　安全機能を有する施設は，地震力に十分耐えることができるように設計する。	a.　安全機能を有する施設 (a)　安全機能を有する施設は，地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から，施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて，Ｓクラス，Ｂクラス又はＣクラスに分類し，それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えロ(5)(i)(a)られる設計とする。 ＜中略＞	設工認のロ(5)(i)(a)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(a)と同義であり整合している。	
（ｂ）　安全機能を有する施設は，地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能ロ(5)(i)(b)を有する施設の安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響の観点から，耐震設計上の重要度をＳクラス，Ｂクラス及びＣクラスに分類し，それぞれの重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。	（２）　安全機能を有する施設は，地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から，耐震重要度に応じてＳクラス，Ｂクラス及びＣクラスに分類し，それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。	(a)　安全機能を有する施設は，地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能ロ(5)(i)(b)の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から，施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて，Ｓクラス，Ｂクラス又はＣクラスに分類し，それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。 ＜中略＞ (2)　耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 a.　安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。	設工認のロ(5)(i)(b)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(b)と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
Ｓクラスの施設：自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に，外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって，環境への影響が大きいもの。	1.6.1.2　耐震設計上の重要度分類 （1）　耐震重要度による分類 ａ．Ｓクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に，外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって，環境への影響が大きいもの。	(a)　Ｓクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に，外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって，環境への影響が大きいもの。		
Ｂクラスの施設：安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がＳクラスに属する施設と比べ小さい施設。	ｂ．Ｂクラスの施設 安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がＳクラスに属する施設と比べ小さい施設。	(b)　Ｂクラスの施設 安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がＳクラスに属する施設と比べ小さい施設。		
Ｃクラスの施設：Ｓクラスに属する施設及びＢクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。	ｃ．Ｃクラスの施設 Ｓクラスに属する施設及びＢクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。	(c)　Ｃクラスの施設 Ｓクラスに属する施設及びＢクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。		
（ｃ）　安全機能を有する施設ロ(5)(i)(c)は，耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。	1.6.1.3　基礎地盤の支持性能 （1）　安全機能を有する施設は，耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても，当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。	2.　地盤 安全機能を有する施設は、ロ(5)(i)(c)地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置する。 ＜中略＞	設工認のロ(5)(i)(c)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(c)と同義であり整合している。	
（ｄ）　Ｓクラスの施設は，基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないロ(5)(i)(d)ように設計する。	1.6.1.1　安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針 （3）　Ｓクラスの安全機能を有する施設は，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。 ＜中略＞	(1)　耐震設計の基本方針 a.　安全機能を有する施設 (c)　Ｓクラスの施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないロ(5)(i)(d)設計とする。 ＜中略＞	設工認のロ(5)(i)(d)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(d)と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
（ｅ）　ロ(5)(i)(e)基準地震動は，最新の科学的・技術的知見を踏まえ，敷地及び敷地周辺の地質・地質構造，地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものを選定することとし，敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について，敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する。策定した基準地震動の応答スペクトルを第５図（１）及び第５図（２）に，加速度時刻歴波形を第６図（１）～第６図（10）に示す。解放基盤表面は，敷地地下で著しい高低差がなく，ほぼ水平で相当な拡がりを有し，著しい風化を受けていない岩盤でＳ波速度がおおむね0.7ｋｍ／ｓ以上となる標高－70mとする。 また，弾性設計用地震動を以下のとおり設定する方針とする。 (イ)　地震動設定の条件 基準地震動との応答スペクトルの比率は，工学的判断として以下を考慮し，Ｓｓ－Ｂ１～Ｂ５，Ｓｓ－Ｃ１～Ｃ４に対して0.5，Ｓｓ－Ａに対して0.52と設定する。 １）　基準地震動との応答スペクトルの比率は，再処理施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率に対応し，その値は0.5程度である。 ２）　弾性設計用地震動は，「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に基づく平成４年12月24日付け４安（核規）第844号をもって事業の指定を受け，その後，平成９年７月29日付け９安（核規）第468号，平成14年４月18日付け平成14・04・03原第13号，平成17年９月29日付け平成17・09・13原第５号及び平成23年２月14日付け平成22・02・19原第11号で変更の許可を受けた再処理事業指定申請書の本文及び添付書類（以下「旧申請書」という。）における基準地震動Ｓ１の応答スペクトルをおおむね下回らないようにする。			事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた「基準地震動」の策定及び「弾性設計用地震動」の設定は，本設工認の対象外である。なお，設工認に適用する基準地震動及び弾性設計用地震動は，事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(e)を用いており整合している。基準地震動及び弾性設計用地震動の応答スペクトル及び時刻歴波形等については，添付書類「Ⅳ-1-1-1　基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdの概要」に記載している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
（ｆ）　地震応答解析による地震力及び静的地震力の算定方針 （イ）　地震応答解析による地震力 以下のロ(5)(i)(f)(イ)とおり，地震応答解析による地震力を算定する方針とする。		(3)　地震力の算定方法 耐震設計に用いる設計用地震力は，以下のロ(5)(i)(f)(イ)方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。 ＜中略＞	設工認のロ(5)(i)(f)(イ)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(f)(イ)と同義であり整合している。	
１）　Ｓクラスの施設の地震力の算定方針 基準地震動及び弾性設計用地震動から定まる入力地震動をロ(5)(i)(f)(イ)1)①用いて，水平２方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。	1.6.1.4.2　動的地震力 Ｓクラスの施設の設計に適用する動的地震力は，基準地震動及び弾性設計用地震動から定める入力地震動を入力として，建物・構築物の三次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮し，水平２方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 ＜中略＞	b.　動的地震力 安全機能を有する施設について，Ｓクラスの施設の設計に適用する動的地震力は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄから定める入力地震動をロ(5)(i)(f)(イ)1)①適用する。 ＜中略＞	設工認のロ(5)(i)(f)(イ)1)①は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(f)(イ)1)①と同義であり整合している。	
ロ(5)(i)(f)(イ)1)②なお，建物・構築物と地盤との相互作用，埋込み効果及び周辺地盤の非線形性について必要に応じて考慮する。	（２）　動的解析法 ａ．建物・構築物 ＜中略＞ 動的解析には，建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎版の平面形状，地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については，必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。 ＜中略＞	(b)　動的解析法 イ．建物・構築物 ＜中略＞ ロ(5)(i)(f)(イ)1)②動的解析には，建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎版の平面形状，地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については，必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。 ＜中略＞	設工認のロ(5)(i)(f)(イ)1)②は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(f)(イ)1)② と同義であり整合している。	
２）　Ｂクラスの施設の地震力の算定方針 Ｂクラスの施設のうち共振のおそれのある施設ロ(5)(i)(f)(イ)2)①の影響検討に当たって，弾性設計用地震動に２分の１を乗じたものから定まる入力地震動を用いることとし，	1.6.1.4.2　動的地震力 ＜中略＞ Ｂクラスの施設のうち支持構造物の振動と共振のおそれのあるものについては，上記Ｓクラスの施設に適用する弾性設計用地震動に２分の１を乗じたものから定める入力地震動を入力として，建物・構築物の三次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮し，水平２方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 ＜中略＞	b.　動的地震力 ＜中略＞ Ｂクラスの施設のうち共振のおそれのある施設ロ(5)(i)(f)(イ)2)①については，上記Ｓクラスの施設に適用する弾性設計用地震動Ｓｄに２分の１を乗じたものから定める入力地震動を適用する。	設工認のロ(5)(i)(f)(イ)2)①は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(f)(イ)2)① と同義であり整合している。	
ロ(5)(i)(f)(イ)2)②加えてＳクラスと同様に，水平２方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ，地震力を算定する。		(1)　耐震設計の基本方針 a.　安全機能を有する施設 ＜中略＞ ロ(5)(i)(f)(イ)2)②当該地震動による地震力は，水平２方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	設工認のロ(5)(i)(f)(イ)2)②は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(f)(イ)2)② と	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
	（１）　入力地震動 ＜中略＞ 建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は，解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮して作成したものとするとともに，必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。 ＜中略＞	(a)　入力地震動 建物・構築物の地震応答解析ロ(5)(i)(f)(ｲ)3)モデルに対する入力地震動は，解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で，必要に応じ２次元ＦＥＭ解析又は１次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また，必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。	同義であり整合している。 設工認のロ(5)(i)(f)(ｲ)3)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(f)(ｲ)3)を具体的に記載しており整合している。	
３）　入力地震動の設定方針 建物・構築物の地震応答解析ロ(5)(i)(f)(ｲ)3)における入力地震動について，解放基盤表面からの地震波の伝播特性を考慮し，必要に応じて，地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。				
４）　地震応答解析方法 ロ(5)(i)(f)(ｲ)4)地震応答解析方法については，対象施設の形状，構造特性及び振動特性等を踏まえ，解析手法の適用性及び適用限界を考慮のうえ，解析方法を選定するとともに，調査に基づく解析条件を設定する。また，対象施設の形状及び構造特性等を踏まえたモデル化を行う。	（２）　動的解析法 ａ．建物・構築物 動的解析に当たっては，対象施設の形状，構造特性，振動特性等を踏まえ，地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。動的解析は，原則として，時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。 建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性，振動特性，減衰特性を十分考慮して評価し，集中質点系に置換した解析モデルを設定する。 ＜中略＞	b.　動的地震力 (b)　動的解析法 イ．　建物・構築物 ロ(5)(i)(f)(ｲ)4)動的解析に当たっては，対象施設の形状，構造特性，振動特性等を踏まえ，地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。動的解析は，原則として，時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。 また，３次元応答性状等の評価は，線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。 建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性，振動特性，減衰特性を十分考慮して評価し，集中質点系に置換した解析モデルを設定する。 ＜中略＞ ロ．　機器・配管系 機器については，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，有限要素モデル等に置換し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 また，時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。 配管系については，適切なモデルを作成	設工認のロ(5)(i)(f)(ｲ)4)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(f)(ｲ)4)を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		し，設計用床応答曲線を用いた応答スペクトルモーダル解析法により応答を求める。スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で，建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等，解析対象とする現象，対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 　また，設備の３次元的な広がりを踏まえ，適切に応答を評価できるモデルを用い，水平２方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。 　なお，剛性の高い機器・配管系は，その設置床面の最大床応答加速度の１.２倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。 　動的解析に用いる減衰定数は，既往の振動実験，地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。		
（ロ）　静的地震力 　ロ(5)(i)(ｆ)(ﾛ)以下のとおり，静的地震力を算定する方針とする。	1.6.1.4.1　静的地震力 　静的地震力は，Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの施設に適用することとし，それぞれ耐震重要度分類に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。 　耐震重要度分類に応じて定める静的地震力を第1.6－２表に示す。	a.　静的地震力 　ロ(5)(i)(f)(ﾛ)安全機能を有する施設に適用する静的地震力は，Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの施設に適用することとし，それぞれの耐震重要度に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。 ＜中略＞	設工認のロ(5)(i)(f)(ﾛ)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(f)(ﾛ)を具体的に記載しており整合している。	
１）　建物・構築物の水平地震力 　水平地震力は，地震層せん断力係数に，ロ(5)(i)(ｆ)(ﾛ)1)再処理施設の耐震重要度に応じた係数（Ｓクラスは3.0，Ｂクラスは1.5及びＣクラスは1.0）を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定する。 　ここで，地震層せん断力係数は，標準せん断力係数を0.2以上とし，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮して求められる値とする。	（１）　建物・構築物 　水平地震力は，地震層せん断力係数C_iに，次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 　Ｓクラス　　3.0 　Ｂクラス　　1.5 　Ｃクラス　　1.0 　ここで，地震層せん断力係数C_iは，標準せん断力係数C_0を０.２以上とし，建物・構築物の振動特性及び地盤の種類，地震層せん断力の係数の高さ方向の分布係数，地震地域係数を考慮して求められる値とする。	(a)　建物・構築物 　水平地震力は，地震層せん断力係数C_iに，ロ(5)(i)(f)(ﾛ)1)次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 　Ｓクラス　　3.0 　Ｂクラス　　1.5 　Ｃクラス　　1.0 　ここで，地震層せん断力係数C_iは，標準せん断力係数C_0を０.２以上とし，建物・構築物の振動特性及び地盤の種類，地震層せん断力の係数の高さ方向の分布係数，地震地域係数を考慮して求められる値とする。	設工認のロ(5)(i)(f)(ﾛ)1)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(f)(ﾛ)1)を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
2）　建物・構築物の保有水平耐力 ロ(5)(i)(f)(ﾛ)2)保有水平耐力は，必要保有水平耐力を上回るものとし，必要保有水平耐力は，地震層せん断力係数に乗じる係数を1.0，標準せん断力係数を1.0以上として算定する。	また，必要保有水平耐力の算定においては，地震層せん断力係数C_iに乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は，耐震重要度分類の各クラスともに1.0とし，その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。 ＜中略＞	ロ(5)(i)(f)(ﾛ)2)また，必要保有水平耐力の算定においては，地震層せん断力係数Ｃｉに乗じる施設の耐震重要度に応じた係数は，耐震重要度の各クラスともに1.0とし，その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。 ＜中略＞	設工認のロ(5)(i)(f)(ﾛ)2)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(f)(ﾛ)2)と同義であり整合している。	
3）　機器・配管系の地震力 ロ(5)(i)(f)(ﾛ)3)機器・配管系の地震力は，建物・構築物で算定した地震層せん断力係数に再処理施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度と見なし，その水平震度と建物・構築物の鉛直震度をそれぞれ20%増しとして算定する。	（２）　機器・配管系 耐震重要度分類の各クラスの地震力は，上記(１)に示す地震層せん断力係数Ｃｉに施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし，当該水平震度及び上記(１)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。 ＜中略＞	(b)　機器・配管系 ロ(5)(i)(f)(ﾛ)3)耐震重要度の各クラスの地震力は，上記(a)に示す地震層せん断力係数Ｃｉに施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度とし，当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。 ＜中略＞	設工認のロ(5)(i)(f)(ﾛ)3)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(f)(ﾛ)3)と同義であり整合している。	
4）　鉛直地震力 Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は，震度0.3以上を基準とし，建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し，高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。	1.6.1.4.1　静的地震力 （１）　建物・構築物 ＜中略＞ Ｓクラスの建物・構築物については，水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は，震度0.3以上を基準とし，建物・構築物の振動特性及び地盤の種類を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし，鉛直震度は高さ方向に一定とする。	a.　静的地震力 (a)　建物・構築物 ＜中略＞ Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は，震度0.3以上を基準とし，建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し，高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。 (b)　機器・配管系 ＜中略＞ Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし，鉛直震度は高さ方向に一定とする。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
５）　標準せん断力係数の割増し係数 標準せん断力係数の割増し係数については，耐震性向上の観点から，一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。	上記(１)及び(２)の標準せん断力係数Ｃ$_0$等の割増し係数については，耐震性向上の観点から，一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。	上記(a)及び(b)の標準せん断力係数Ｃ$_0$等の割増し係数については，耐震性向上の観点から，一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。		
（ｇ）　荷重の組合せと許容限界の設定方針 （イ）　建物・構築物 ロ(5)(i)(g)(イ)以下のとおり，建物・構築物の荷重の組合せ及び許容限界を設定する。	1.6.1.5　荷重の組合せと許容限界 安全機能を有する施設に適用する荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。	(4)　荷重の組合せと許容限界 ロ(5)(i)(g)(イ)耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。	設工認のロ(5)(i)(g)(イ)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(g)(イ)と同義であり整合している。	
１）　荷重の組合せ 常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と地震力を組み合わせる。	1.6.1.5.3　荷重の組合せ （１）　建物・構築物 Ｓクラスの建物・構築物について，基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は，常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重とする。Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラス施設を有する建物・構築物について，基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重とする。この際，常時作用している荷重のうち，土圧及び水圧について，基準地震動による地震力又は弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。	c.　荷重の組合せ (a)　安全機能を有する施設 イ．建物・構築物 （イ）Ｓクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 （ロ）Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓ以外の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 この際，常時作用している荷重のうち，土圧及び水圧について，基準地震動Ｓｓによる地震力又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
2）　許容限界 Ｓクラスの建物・構築物ロ(5)(i)(g)(ｲ)2)について，基準地震動による地震力との組合せにおいては，建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対し妥当な安全余裕を有することとする。なお，終局耐力は，建物・構築物に対する荷重又は応力が漸次増大し，その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大荷重負荷とする。Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの施設を有する建物・構築物について，基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せにおいては，地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように，発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	1.6.1.5.4　許容限界 （1）　建物・構築物 ａ．Ｓクラスの建物・構築物 （ａ）　基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を持たせることとする。 なお，終局耐力とは，建物・構築物に対する荷重を漸次増大していくとき，その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし，既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 （ｂ）　弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Ｓクラスの建物・構築物については，地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように，発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 ｂ．Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物 上記ａ.(ｂ)による許容応力度を許容限界とする。	d.　許容限界 (a)　安全機能を有する施設 イ．　建物・構築物 （イ）Ｓクラスの建物・構築物ロ(5)(i)(g)(ｲ)2)（土木構造物を除く。） ｉ．基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有することとする。 なお，終局耐力とは，建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき，その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし，既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 ⅱ．弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Ｓクラスの建物・構築物については，地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように，発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 ＜中略＞	設工認のロ(5)(i)(g)(ｲ)2)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(g)(ｲ)2)と同義であり整合している。	
（ロ）　機器・配管系 ロ(5)(i)(g)(ﾛ)以下のとおり，機器・配管系の荷重の組合せ及び許容限界を設定する。	1.6.1.5　荷重の組合せと許容限界 安全機能を有する施設に適用する荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。	(4)　荷重の組合せと許容限界 ロ(5)(i)(g)(ﾛ)耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。	設工認のロ(5)(i)(g)(ﾛ)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(g)(ﾛ)と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
１）　荷重の組合せ 運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重，設計基準事故時に生じる荷重と地震力を組み合わせる。	1.6.1.5.3　荷重の組合せ （２）　機器・配管系 Ｓクラスの機器・配管系について，基準地震動による地震力，弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重とする。Ｂクラスの機器・配管系について，共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重とする。Ｃクラスの機器・配管系について，静的地震力と組み合わせる荷重は，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重とする。なお，屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	c.　荷重の組合せ (b)　機器・配管系 （イ）Ｓクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重，設計基準事故時に生じる荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 （ロ）Ｂクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 （ハ）Ｃクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と静的地震力とを組み合わせる。 なお，屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。		
２）　許容限界 Ｓクラスの機器・配管系ロ(5)(i)(g)(ﾛ)2)について，基準地震動による地震力との組合せにおいては，破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがないものとする。なお，地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については，実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの機器・配管系について，基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せによる影響評価においては，応答が全体的におおむね弾性状態に留まることを許容限界とする。	1.6.1.5.4　許容限界 （２）　機器・配管系 ａ．Ｓクラスの機器・配管系 （ａ）　基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力，荷重を制限する値を許容限界とする。なお，地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については，実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。	d.　許容限界 (a)　安全機能を有する施設 ロ．　機器・配管系 （イ）　Ｓクラスの機器・配管系 ｉ．ロ(5)(i)(g)(ﾛ)2)基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力，荷重を制限する値を許容限界とする。なお，地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については，実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。	設工認のロ(5)(i)(g)(ﾛ)2)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(g)(ﾛ)2)と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
	（ｂ）　弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して，応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように，降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。	ⅱ．弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して，応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように，降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。 （ロ）　Ｂクラス及びＣクラスの機器・配管系 上記(イ)ⅱ.による応力を許容限界とする。		
（ｈ）　波及的影響に係る設計方針 耐震重要施設は，ロ(5)(i)(h)以下のとおり，耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能を損なわないように設計する。	1.6.1.6.2　波及的影響 耐震重要施設は，耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設（以下「下位クラス施設」という。）の波及的影響によって，その安全機能が損なわれないものとする。	(5)　設計における留意事項 b.　波及的影響に対する考慮 耐震重要施設は，ロ(5)(i)(h)耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能を損なわない設計とする。	設工認のロ(5)(i)(h)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(h)と同義であり整合している。	
（イ）　ロ(5)(i)(h)(イ)敷地全体を網羅した調査及び検討の内容を含めて，以下に示す４つの観点について，波及的影響の評価に係る事象選定を行う。	評価に当たっては，以下の４つの観点をもとに，敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い，各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い，波及的影響を考慮すべき施設を抽出し，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 ＜中略＞	ロ(5)(i)(h)(イ)評価に当たっては，以下の４つの観点をもとに，敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い，各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 ＜中略＞	設工認のロ(5)(i)(h)(イ)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(h)(イ)を具体的に記載しており整合している。	
１）　設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響		(a)　設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 イ．　不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により，耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。 ロ．　相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により，耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
２）　耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響		(b)　耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により，耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。		
３）　建屋内における下位のクラスの施設の損傷，転倒，落下による耐震重要施設への影響		(c)　建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋内の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下により，耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。		
４）　建屋外における下位のクラスの施設の損傷，転倒，落下による耐震重要施設への影響		(d)　建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋外の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下により，耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。		
	1.6.1.6.2　波及的影響 ＜中略＞	b.　波及的影響に対する考慮 ＜中略＞		
（ロ）　各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い，波及的影響を考慮すべき施設を抽出する。	各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い，波及的影響を考慮すべき施設を抽出し，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。	各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い，波及的影響を考慮すべき施設を抽出し，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。		
（ハ）　波及的影響の評価に当たっては，耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。	波及的影響の評価に当たっては，耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。 ＜中略＞	波及的影響の評価に当たっては，耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。 ＜中略＞		
（ニ）　ロ(5)(i)(h)(ニ)これら４つの観点以外に追加すべきものがないかを，原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに確認し，新たな検討事項が抽出された場合には，その観点を追加する。	なお，原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに，４つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し，新たな検討事項が抽出された場合には，その観点を追加する。	ロ(5)(i)(h)(ニ)なお，原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに，４つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し，新たな検討事項が抽出された場合には，その観点を追加する。	設工認のロ(5)(i)(h)(ニ)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(h)(ニ) と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
（ｉ）　耐震重要施設ロ(5)(i)(i)の周辺斜面は，基準地震動による地震力に対して，耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。	1.6.1.7　耐震重要施設の周辺斜面 耐震重要施設の周辺斜面は，基準地震動による地震力に対して，耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。 ＜中略＞	(7)地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設については，基準地震動Ｓｓによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。 なお，耐震重要施設ロ(5)(i)(i)周辺においては，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。	設工認のロ(5)(i)(i)は事業変更許可申請書（本文）のロ(5)(i)(i)と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
(6) 耐津波構造 設計上考慮する津波から防護する施設は，事業指定基準規則の解釈別記3に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設ロ(6)-①及び重大事故等対処施設とし，これらの施設は大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないロ(6)-②ものとする。	1.8 耐津波設計 設計上考慮する津波から防護する施設は，事業指定基準規則の解釈別記 3 に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし，これらの施設は大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないものとする。	3.2　津波による損傷の防止 安全機能を有する施設は，津波によりその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 設計上考慮する津波から防護する施設は，事業指定基準規則の解釈別記 3 に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設とし，当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないロ(6)-②よう，耐震重要施設は津波による影響を受けない位置に設置する設計とする。 設計上考慮する津波から防護する施設以外の安全機能を有する施設については，津波に対して機能を維持すること若しくは津波による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 上記施設のうち液体廃棄物の廃棄施設の海洋放出管については，津波により損傷した場合の措置として，必要に応じて廃液の発生量低減のための工程停止を行ったうえで適切な修理を行うことにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと及び廃液の発生量低減のため必要に応じて工程停止を行うことを保安規定に定めて，管理する。	事業変更許可申請書（本文）のロ(6)-①は，重大事故等対処施設に係る記載であり，次回申請以降に整合性を示す。 設工認のロ(6)-②は，事業変更許可申請書（本文）のロ(6)-②を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
耐震重要施設ロ(6)-①，重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備を設置する敷地ロ(6)-①及び可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は，標高ロ(6)-①約50m～約55m及び海岸からの距離ロ(6)-①約4km～約5kmの地点に位置しており，断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも，より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく，また，低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ，汀線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管は，低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約55mの敷地に設置することから，海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはない。 したがって，津波によって，ロ(6)-③耐震重要施設の安全機能ロ(6)-①及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはないロ(6)-④ことから，津波防護施設等を設ける必要はない。	耐震重要施設，重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備を設置する敷地及び可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は，標高約 50m から約 55m 及び海岸からの距離約 4km から約 5km の地点に位置しており，断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも，より厳しい評価となるように設定した標高 40m の敷地高さへ津波が到達する可能性はなく，また，低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ，汀線部から沖合約 3km まで敷設する海洋放出管は，低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約 55m の敷地に設置することから，海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはない。 したがって，津波によって，耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはないことから，津波防護施設等を新たに設ける必要はない。 ＜中略＞	耐震重要施設（当該施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む）を設置する敷地は，標高約 55m 及び海岸からの距離約 5km の地点に位置しており，事業指定（変更許可）においては，断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも，より厳しい評価となるように設定した標高 40m の敷地高さへ津波が到達する可能性はなく，また，低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ，汀線部から沖合約 3km まで敷設する海洋放出管は，低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約 55m の敷地に設置されることから，海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはないことを確認している。 したがって，津波によって，ロ(6)-③安全機能を有する施設の安全機能が損なわれるおそれはないロ(6)-④。	設工認のロ(6)-③は，事業変更許可申請書（本文）のロ(6)-③と同義であり整合している。 津波防護施設等を設けないため，設工認のロ(6)-④は，事業変更許可申請書（本文）のロ(6)-④と整合している。	

許A

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
⑺　その他の主要な構造 再処理施設は，⑴　核燃料物質の臨界防止に関する構造，⑵　放射線の遮蔽に関する構造，⑶　使用済燃料等の閉じ込めに関する構造，⑷　火災及び爆発の防止に関する構造，⑸　耐震構造及び　⑹　耐津波構造に加え以下の基本方針に基づき安全設計を行う。			事業変更許可申請書（本文）は概要の書き出しであり，詳細は後段に示す。	

分離 B

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		（基本設計方針） 第１章 共通項目 9.　設備に対する要求 9.1　安全機能を有する施設 9.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針 (1)　安全機能を有する施設の基本的な設計		
(i)　安全機能を有する施設 再処理施設のうち，重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし，安全機能を有する構築物，系統及び機器を，安全機能を有する施設とする。	1.1.1　安全機能を有する施設に関する基本方針 (1)　再処理施設のうち，「再処理施設の安全性を確保するために必要な構築物，系統及び機器」を「安全機能を有する施設」とし，「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）に適合した設計とする。	再処理施設のうち，重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし，安全機能を有する構築物，系統及び機器を，安全機能を有する施設とする。		
また，安全機能を有する施設のうち，その機能喪失により，公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため，放射性物質又は放射線が ロ(7)(ｉ)-① 工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物，系統及び機器から構成される施設を，安全上重要な施設とする。	1.7.7.1　安全機能を有する施設の設計方針 (2)　安全機能を有する施設のうち，その機能喪失により，公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため，放射性物質又は放射線が工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物，系統及び機器を，安全上重要な施設とする。	また，安全機能を有する施設のうち，その機能喪失により，公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため，放射性物質又は放射線が ロ(7)(ｉ)-① 再処理施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物，系統及び機器から構成される施設を，安全上重要な施設とする。	設工認の ロ(7)(ｉ)-① は事業変更許可申請書(本文)の ロ(7)(ｉ)-① と同義であり整合している。	
	1.　安全設計 〈中略〉 1.7　その他の設計方針 1.7.1　崩壊熱除去に関する設計	（基本設計方針） 第１章　共通項目 4.　閉じ込めの機能 4.1　閉じ込め 4.1.6　崩壊熱除去		
再処理施設は，使用済燃料及びその溶解液，放射性廃棄物等の貯蔵 ロ(7)(ｉ)-② ，処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。	(1)　再処理施設は，使用済燃料等から発生する崩壊熱を適切に除去することとし，構造物の温度を適切に維持すること，また，放射性物質を含む溶液の崩壊熱による機器内での沸騰を防止すること等の過度の温度上昇を防止する設計とする。	再処理施設は，使用済燃料及びその溶解液，放射性廃棄物等の貯蔵 ロ(7)(ｉ)-② 及び処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。 なお，溶解液等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による溶液の異常な温度上昇を防止するために使用する安全冷却水系の設計については，第２章 個別項目の「7.　その他再処理設備の附属施設」の「7.2.2　冷却水設備」に示す。 また，使用済燃料，製品貯蔵容器及び放射性廃棄物であるガラス固化体の貯蔵時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇の防止に関する設計については，それぞれ第2章個別項目の「1.　使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」，「3.　製品貯蔵施設」及	設工認の ロ(7)(ｉ)-② は事業変更許可申請書(本文)の ロ(7)(ｉ)-② と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		び「5.　放射性廃棄物の廃棄施設」の「5.3 固体廃棄物の廃棄施設」に示す。 （基本設計方針） 第１章 共通項目 9.　設備に対する要求 9.1　安全機能を有する施設 9.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針 (1)　安全機能を有する施設の基本的な設計 〈中略〉 なお，安全機能を有する施設並びに核物質防護及び保障措置の設備は，設備間において相互影響を考慮した設計とする。 再処理施設において再処理を行う使用済燃料は，発電用の軽水減速，軽水冷却，沸騰水型原子炉(以下「BWR」という。)及び軽水減速，軽水冷却，加圧水型原子炉(以下「PWR」という。)の使用済ウラン燃料集合体であって，以下の仕様を満たすものである。 a.　濃縮度 照射前燃料最高濃縮度：5wt% 使用済燃料集合体平均濃縮度：3.5wt%以下 b.　冷却期間 使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時から再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：4年以上 ただし，燃料貯蔵プールの容量3,000t・U_{Pr}のうち，冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・U_{Pr}未満，それ以外は冷却期間12年以上となるよう受け入れを管理する。 使用済燃料集合体最終取出し前の原子炉停止時からせん断処理するまでの冷却期間：15年以上 c.　燃焼度 使用済燃料集合体最高燃焼度　：　55,000 MWd/t・U_{Pr} １日当たりに処理する使用済燃料の平均燃焼度：45,000 MWd/t・U_{Pr}以下 ここでいうt・U_{Pr}は，照射前金属ウラン		

分離 B

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		重量換算である。		
	3.　使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 3.1　設計基準対象の施設 3.1.1　概　　要 〈中略〉			
再処理施設の ロ(7)(ｉ)-③ 安全設計は，旧申請書における設計条件を維持することとし，使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。	使用済燃料の冷却期間は，旧申請書における設計条件を維持することとし，以下の条件とする。	ただし、再処理施設の ロ(7)(ｉ)-③ 安全機能を有する施設の設計については，新規制基準施行以前の事業指定(変更許可)申請書に示される設計条件を維持することとし，使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。	設工認の ロ(7)(ｉ)-③ は事業変更許可申請書(本文)の ロ(7)(ｉ)-③ と同義であり整合している。	
再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：１年以上	再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：１年以上 4.2　せん断処理施設 4.2.1　概　　要 〈中略〉	使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時から再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：１年以上		
せん断処理するまでの冷却期間：４年以上	使用済燃料の冷却期間は，旧申請書における設計条件を維持することとし，以下の条件とする。 せん断処理するまでの冷却期間　：　４年以上	使用済燃料集合体最終取出し前の原子炉停止時からせん断処理するまでの冷却期間：４年以上		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
⒜　外部からの衝撃による損傷の防止 安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災ロ(7)(i)(a)-①等の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において，自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件においても，安全機能を損なわない設計とする。	1.7.9　その他外部からの衝撃に対する考慮 ＜中略＞ 検討の結果，設計上の考慮を必要とする事象は，第1.7.9－1表に示す風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害といった自然現象とし，敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして，予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮する。また，これらの自然現象ごとに，関連して発生する可能性がある自然現象も含めて考慮する。	（基本設計方針） 第1章　共通項目 3．自然現象等 3.3　外部からの衝撃による損傷の防止 (1)　外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針 安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)，竜巻，凍結，ロ(7)(i)(a)-①高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において，自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件においても，その安全機能が損なわれないよう，防護措置，基礎地盤の改良及び運用上の措置を講ずる設計とする。 ＜中略＞	事業変更許可申請書（本文）第四号において、設工認の内容は，以下の通り整合している。 設工認のロ(7)(i)(a)-①は，事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)-①を具体的に記載しており，整合している。	
なお，敷地内又はその周辺で想定される自然現象のうち，洪水及び地滑り並びに津波については，立地的要因より設計上考慮する必要はない。 ロ(7)(i)(a)-②上記に加え，安全上重要な施設は，最新の科学的技術的知見を踏まえ，当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を，それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても，安全機能を損なわない設計とする。	1.7.9.3　異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ ＜中略＞ また，外部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる荷重を，それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して，適切に組み合わせて設計する。外部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象は「1.7.9.1 外部事象の抽出」で抽出した自然現象に含まれる。	(3)　異種の自然現象の組合せ，事故時荷重との組合せ ＜中略＞ ロ(7)(i)(a)-②最新の科学的技術的知見を踏まえ，安全上重要な施設は，当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震を除く。）により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を，それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても，安全機能を損なわない設計とする。 具体的には，建屋内に設置される安全上重要な施設は，建屋によって安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震を除く。）の影響を防止することにより，設計基準事故が発生した場合でも，自然現象（地震を除く。）による影響を受けない設計とする。 屋外に設置される安全上重要な施設は，設計基準事故が発生した場合でも施設の運転圧力，温度等は変わらないため，設計基準事故時荷重が発生しないことから，自然現象による荷重と重なることはない。	洪水，地滑り，津波については，事業変更許可申請書（本文）で設計上の考慮は不要としている。 設工認のロ(7)(i)(a)-②は，事業許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)-②と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
ロ(7)(i)(a)-③また，安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下等），ダムの崩壊，爆発，近隣工場等の火災，有毒ガス，船舶の衝突，電磁的障害等のうち再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対して安全機能を損なわない設計とする。 なお，敷地内又はその周辺の状況を基に想定される人為事象のうち，ダムの崩壊及び船舶の衝突については，立地的要因により設計上考慮する必要はない。	1.7.9.4 人為事象の抽出 ＜中略＞ 検討の結果，設計上の考慮を必要とする人為事象は，第1.7.9－２表に示す飛来物（航空機落下），爆発，近隣工場等の火災，有毒ガス，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいといった事象とし，敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして，予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮する。 ＜中略＞	(1)　外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針 ＜中略＞ ロ(7)(i)(a)-③安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の状況を基に想定され，再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。)として，飛来物(航空機落下)，爆発，近隣工場等の火災（危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む），有毒ガス，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対して，その安全機能が損なわれないよう，防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。 外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置及び運用上の措置においては，波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設についても考慮する。 (2)　外部からの衝撃に対する防護設計に係る荷重等の設定 国内外の規格・基準類，敷地周辺の気象観測所における観測記録，敷地周辺の環境条件等を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。 (3)　異種の自然現象の組合せ，事故時荷重との組合せ 自然現象及び人為事象の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災等を考慮ロ(7)(i)(a)-④し，複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして，積雪及び風(台風)，積雪及び竜巻，積雪及び火山の影響(降下火砕物)，積雪及び地震，風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを，施設の形状及び配置に応じて考慮する。 組み合わせる積雪深については，敷地付近における最深積雪を用いて垂直積雪量190cmとし，建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数を考慮する。ただし，火山の影響(降下火砕物)と組み合わせる場合の積雪深は，降下火砕物による荷重の特徴を踏まえ，「青森県建築基準法施行細則」に定められた六ヶ所村の垂直積雪量150cmとする。 また，組み合わせる風速の大きさについては，建築基準法を準用して設定する。	設工認のロ(7)(i)(a)-③は、事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)-③と同義であり整合している。 ダム崩壊及び船舶の衝突については，事業変更許可申請書（本文）で設計上の考慮は不要としている。 設工認のロ(7)(i)(a)-④は，事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)-④を具体的に記載しており，整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
ロ(7)(i)(a)-⑤ここで，想定される自然現象及び人為事象に対して，安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。		(1)　外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針 ロ(7)(i)(a)-⑤また，想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対しては，安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。	設工認のロ(7)(i)(a)-⑤は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)-⑤と同義であり整合している。	
ロ(7)(i)(a)-⑥また，想定される自然現象及び人為事象の発生により，再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は，必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等，再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずるよう手順を整備する。		ロ(7)(i)(a)-⑥想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象の発生により，再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は，必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等，再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。	設工認のロ(7)(i)(a)-⑥は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)-⑥と同義であり整合している。	

<table>
<tr><th>事業変更許可申請書（本文）</th><th>事業変更許可申請書（添付書類六）</th><th>設工認申請書　該当事項</th><th>整合性</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>(ｲ)　竜　　巻

安全機能を有する施設は，想定される竜巻が発生した場合においても，作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。

ロ(7)(i)(a)(ｲ)-①竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は100　m／ｓとし，設計荷重は，設計竜巻による風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。

ロ(7)(i)(a)(ｲ)-②安全機能を有する施設の安全機能を損なわないようにするため，安全機能を有する施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策として，飛来物となる可能性のあるもののうち，運動エネルギ及び貫通力の大きさを踏まえ，設計上考慮すべき飛来物（以下「設計飛来物」という。）を設定する。</td>
<td>1.7.10.3.1　設計竜巻の設定
第1.7.10－1表　設計竜巻の特性値
<table><tr><th>最大風速 V_D (m／s)</th><th>移動速度 V_T (m／s)</th><th>最大接線風速 V_{RM} (m／s)</th><th>最大接線風速半径 R_M (m)</th><th>最大気圧低下量 ΔP_{MAX} (hPa)</th><th>最大気圧低下率 $(dp/dt)_{MAX}$ (hPa／s)</th></tr><tr><td>100</td><td>15</td><td>85</td><td>30</td><td>89</td><td>45</td></tr></table>
1.7.10.3.2　設計飛来物の設定
以上のことから，竜巻ガイドに例示される鋼製材を設計飛来物として設定する。
さらに，飛来物防護ネットの形状及び寸法を考慮して，鋼製材より小さく飛来物防護ネットを通過する可能性がある設計飛来物として，竜巻ガイドに例示される鋼製パイプを設定する。
第1.7.10－2表に再処理施設における設計飛来物を示す。
第1.7.10－2表　再処理施設における設計飛来物
<table><tr><th>飛来物の種類</th><th>鋼製パイプ</th><th>鋼製材</th></tr><tr><td>寸法
（m）</td><td>長さ×直径
2.0×0.05</td><td>長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td></tr><tr><td>質量
（kｇ）</td><td>8.4</td><td>135</td></tr><tr><td>最大水平速度
（m／s）</td><td>49</td><td>51</td></tr><tr><td>最大鉛直速度
（m／s）</td><td>33</td><td>34</td></tr></table></td>
<td>3.3.2　竜巻
(1)防護すべき施設及び設計方針

安全機能を有する施設は，事業指定(変更許可)を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合においても，作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。

＜中略＞

(2)防護設計に係る荷重の設定
ロ(7)(i)(a)(ｲ)－①竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻は事業指定(変更許可)を受けた最大風速100m/sとし，設計荷重は，風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。

風圧力による荷重及び気圧差による荷重は，設計竜巻の特性値に基づいて設定する。

ロ(7)(i)(a)(ｲ)-②飛来物による衝撃荷重としては，事業指定(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m，質量135kg，最大水平速度51m/s，最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。

さらに，設計飛来物に加えて，竜巻の影響を考慮する施設の設置状況及びその他環境状況を考慮し，評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。</td>
<td>設工認のロ(7)(i)(a)(ｲ)-①は変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ｲ)－①と同義であり整合している。

設工認のロ(7)(i)(a)(ｲ)-②は変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ｲ)-②を具体的に記載しており整合している。</td>
<td></td>
</tr>
</table>

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
ロ(7)(i)(a)(ｲ)-③飛来物となり得る資機材及び車両のうち，衝突時に与える運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物によるものより大きくなるものについては，固定，固縛，建屋収納，退避又は撤去を実施する。		ロ(7)(i)(a)(ｲ)-③鋼製材よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し，固定，固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を実施することにより，飛来物とならない設計とする。 ＜中略＞ (3)竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 c.必要な機能を損なわないための運用上の措置 ロ(7)(i)(a)(ｲ)-③竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うこと ロ(7)(i)(a)(ｲ)-③・資機材等の固定，固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を行うこと	設工認のロ(7)(i)(a)(ｲ)-③は変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ｲ)-③を具体的に記載しており整合している。	
	1.7.10.3.2　設計飛来物の設定 車両については，周辺防護区域への入構を管理するとともに，固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し，竜巻の襲来が予想される場合には，停車又は走行している場所に応じて固縛するか又は飛来対策区域外の避難場所へ退避することにより，飛来物とならないよう管理を行うことから，設計飛来物として考慮しない。			
ロ(7)(i)(a)(ｲ)-④また，再処理事業所外から飛来するおそれがあり，かつ，再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものがある場合は，設計飛来物としての考慮の要否を検討する。	飛来距離を考慮すると，ブレードが設計対処施設まで到達するおそれはないことから，ブレードは設計飛来物として考慮しない。	＜中略＞ (2)防護設計に係る荷重の設定 ロ(7)(i)(a)(ｲ)-④また，設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は，飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから，衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない。	設工認のロ(7)(i)(a)(ｲ)-④は変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ｲ)-④をと同義であり整合している。	
ロ(7)(i)(a)(ｲ)-⑤竜巻に対する防護設計においては，機械的強度を有する建物により保護すること，竜巻防護対策設備を設置すること等により，安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とすること。	1.7.10.1　竜巻防護に関する設計方針 設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻により冷却，水素掃気，火災及び爆発の防止，臨界防止等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	＜中略＞ (1)防護すべき施設及び設計方針 ロ(7)(i)(a)(ｲ)-⑤設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する建物・構築物，系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻に対し，機械的強度を有すること等により，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ＜中略＞ また，その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設	設工認のロ(7)(i)(a)(ｲ)-⑤は変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ｲ)-⑤を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
若しくは竜巻による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	上記に含まれない安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。 竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。 なお，使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，竜巻により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。 (3)竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 a.　竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 竜巻に対する防護設計において，竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する建屋により保護すること，竜巻防護対策設備を設置すること等により，安全機能を損なわない設計とする。 建屋内の竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して竜巻防護対象施設を収納する建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。 竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 また，設計飛来物の衝突に対して，貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 塔槽類廃ガス処理設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差による荷重に対して構造強度評価を実施し，安全機能を損なわないよう，要求される機能を維持する設計とする。 開口部等からの設計飛来物の侵入により，建屋内		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，竜巻防護対策設備を設置することにより，設計飛来物の衝突による影響に対して，安全機能を損なわない設計とする。 安全冷却水系の冷却塔等の屋外の竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，安全機能を損なわないよう，要求される機能を維持する設計とする。また，設計飛来物の衝突による影響に対して安全機能を損なうおそれのある場合には，竜巻防護対策設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。 竜巻防護対策設備の基本設計方針については，第２章　個別項目の「7.　その他再処理設備の附属施設　7.3　その他の主要な事項　7.3.4　竜巻防護対策設備」に示す。 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，当該施設の倒壊又は転倒により，周辺の竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(竜巻)に対して，必要な機能を維持する設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 b.　竜巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における竜巻被害状況及び再処理施設の配置から，竜巻随伴事象として火災，溢水及び外部電源喪失を想定し，これらの事象が発生した場合においても，竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 竜巻随伴事象のうち火災に対しては，火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計又は火災の感知・消火等の対策により竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災による影響は外部火災及び内部火災に対する防護設計に包絡されるため，「3.3.3　外部火災」の「(b)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。 竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と竜		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水による影響は溢水に対する防護設計に包絡されるため，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」の「6.3.4　その他の溢水」に基づく設計とする。 竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては，外部電源喪失が生じたとしても非常用所内電源系統等の安全機能を確保する設計とし，非常用所内電源系統による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
(ﾛ)　外部火災 安全機能を有する施設は，想定される外部火災において，最も厳しい火災が発生した場合においても，その安全機能を損なわない設計とする。	1.7.11　外部火災防護に関する設計 1.7.11.1　外部火災防護に関する設計方針 ＜中略＞ 安全機能を有する施設は，外部火災の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために，防火帯の設置，離隔距離の確保，建屋による防護等により，外部火災に対して安全機能を損なわない設計とする。 ＜中略＞	3.3.3　外部火災 (1)　防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，想定される外部火災において，最も厳しい火災が発生した場合においても，防火帯の設置，離隔距離の確保及び建屋による防護等により，その安全機能を損なわない設計とする。 その上で，外部火災により発生する火炎及び輻射熱からの直接的影響並びにばい煙及び有毒ガスの二次的影響によってその安全機能を損なわない設計とする。 外部火災から防護する施設(以下「外部火災防護対象施設」という。)としては，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する建物・構築物，系統及び機器を対象とする。外部火災防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部火災防護対象施設等」という。)は，外部火災の直接的影響及び二次的影響に対し，機械的強度を有すること等により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。 ＜中略＞ また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと及び防火帯の外側に位置する設備に対し事前散水により延焼防止を図ることを保安規定に定めて，管理する。 なお，使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，外部火災により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
外部火災としては，「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として，森林火災，近隣の工場，石油コンビナート等特別防災区域，危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設（以下「近隣の産業施設」という。）の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。	ここでの外部火災としては，「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（平成25年6月19日　原規技発第13061912号　原子力規制委員会決定）（以下「外部火災ガイド」という。）を参考として，森林火災，近隣の産業施設の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。 ＜中略＞	(2)　防護設計に考慮する外部火災に係る事象の設定 外部火災としては，「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として，森林火災，近隣の工場，石油コンビナート等特別防災区域，危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以下「近隣の産業施設」という。)の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。 また，外部火災防護対象施設へ影響を与えるおそれのある敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベ(以下「危険物貯蔵施設等」という。)については，外部火災源としての影響及び外部火災による影響を考慮する。 さらに，近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳並びに航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳を考慮する。 これら火災の二次的影響として，火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガスを考慮する。		
自然現象として想定される森林火災については，敷地への延焼防止を目的として，再処理施設の敷地周辺の植生を確認し，作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-① 解析によって求めた最大火線強度（9,128ｋW／m）から算出される防火帯（幅25m以上）を敷地内に設ける。	1.7.11.3 森林火災の想定 ＜中略＞ 1.7.11.3.7　防火帯幅の設定 ＦＡＲＳＩＴＥによる影響評価により算出される最大火線強度（9,128ｋW／m（発火点２））に対し，外部火災ガイドを参考として，風上に樹木がある場合の火線強度と最小防火帯の関係から，必要とされる最小防火帯幅24.9mを上回る幅25m以上の防火帯を確保することにより，設計対処施設への延焼を防止し，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。設置する防火帯の位置を第1.7.11－１図に示す。 ＜中略＞	(3)　外部火災に対する防護対策 a.　外部火災の直接的影響に対する防護対策 (a)　森林火災に対する防護対策 自然現象として想定される森林火災については，敷地への延焼防止を目的として，再処理施設の敷地周辺の植生を確認し，作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に，ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-①再処理施設への影響が厳しい評価となるように解析条件を設定し，森林火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大火線強度(9,128kW/m) から算出される，事業指定(変更許可)を受けた防火帯(幅25m以上)を敷地内に設ける設計とする。	設工認の ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-① は変更許可申請書（本文）の ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-① を具体的に記載しており整合している。	
防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし，防火帯内には原則として可燃物となるものは設置しない。 防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には，延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに，不燃性シートで覆う等の対策を ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-② 実施する。	1.7.11.10　手順等 ＜中略＞ （１）　防火帯の維持及び管理に係る手順並びに防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には，延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに，不燃性シートで覆う等の対策を実施する手順を整備する。 ＜中略＞	防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし，防火帯内には原則として可燃物となるものは設置しない設計とする。 ただし，防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には，延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに，不燃性シートで覆う等の対策を ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-② 施す設計とする。	設工認の ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-② は変更許可申請書（本文）の ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-② を具体的に記載しており，整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-③等により，安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。		また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-③及び建屋による防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 建屋内の外部火災防護対象施設は，外部火災に対して損傷の防止が図られた建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。 森林火災からの輻射強度の影響に対する評価として,外部火災防護対象施設を収納する建屋は，防火帯の外縁(火炎側)から危険距離を上回る離隔距離を確保することで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。外壁表面温度がコンクリートの圧縮強度を維持できる温度域の上限(以下「コンクリートの許容温度」という。)となる離隔距離を危険距離として設定する。 建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である，非常用ディーゼル発電機に流入する空気の森林火災による温度上昇に対する温度評価は，輻射熱の影響が厳しい石油備蓄基地火災の熱影響評価に包絡されるため，「(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」に基づく設計とする。 安全冷却水系の冷却塔等の屋外に設置する外部火災防護対象施設（以下「屋外の外部火災防護対象施設」という。）は，輻射強度に基づき算出した施設の温度が，冷却水出口温度の最大運転温度等の安全機能を維持するために必要な温度域の上限（以下「屋外の外部火災防護対象施設の許容温度」という）となる離隔距離である危険距離に対し，それを上回る離隔距離を確保することで，安全機能を損なわない設計とする。 建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である非常用ディーゼル発電機における流入する空気の森林火災による温度上昇に対する温度評価は，輻射熱の影響が厳しい石油備蓄基地火災の熱影響評価に包絡されるため，「(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対す	設工認のロ(7)(i)(a)(ﾛ)-③は変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ﾛ)-③を具体的に記載しており，整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		る防護対策」に基づく設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，防火帯の外縁(火炎側)から危険距離を上回る離隔距離を確保することで，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。		
人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発，ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-④敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベの火災及び爆発の影響については， 離隔距離の確保ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑤等により，安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。	1.7.11.4　近隣の産業施設の火災及び爆発 1.7.11.4.1　概要 近隣の産業施設の火災及び爆発については，外部火災ガイドを参考として，敷地周辺10ｋｍ範囲内に存在する近隣の産業施設及び敷地内の危険物貯蔵施設等を網羅的に調査し，石油備蓄基地（敷地西方向約0.9ｋｍ）の火災，敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を対象とする。 ＜中略＞	(b)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策 人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-④として，石油備蓄基地の火災並びに敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の影響については， 離隔距離の確保ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑤及び建屋による防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 敷地周辺を通行する危険物を搭載した車両による火災及び爆発については，危険物の貯蔵量が多く，外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の評価に包絡されるため，敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針において示す。 また，敷地内において，危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については，燃料等の補充時は監視人が立会を実施することで，万一の火災発生時は速やかな消火活動を可能とすることにより，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 船舶の火災については，危険物の貯蔵量が多く外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地近傍の石油備蓄基地火災の影響に包絡されることから，石油備蓄基地の火災に対する設計方針において示す。 イ．　石油備蓄基地火災に対する防護対策 石油備蓄基地の火災に対して，外部火災防護対象施設を収納する建屋は危険距離を上回る離隔距離を確保することで，建屋の外壁表	設工認のロ(7)(i)(a)(ﾛ)-④は変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ﾛ)-④と同義であり整合している。 設工認のロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑤は変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑤を具体的に記載しており，整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		面温度をコンクリートの許容温度以下とし，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である非常用ディーゼル発電機は，外気取入口から流入する空気の温度が，石油備蓄基地火災の熱影響によって上昇したとしても，非常用ディーゼル発電機の設計上の最高使用温度となる離隔距離である危険距離に対し，それを上回る離隔距離を確保することで，非常用ディーゼル発電機の安全機能を損なわない設計とする。 屋外の外部火災防護対象施設は，輻射強度に基づき算出した施設の温度を屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで，危険距離を上回る離隔距離を確保し，安全機能を損なわない設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，危険距離を上回る離隔距離を確保することで，外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とし，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 ロ．　石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する防護対策 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対しては，それぞれの輻射強度を考慮し，外部火災防護対象施設を収納する建屋の外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とすることで，危険距離を上回る離隔距離を確保し，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 屋外の外部火災防護対象施設については，輻射強度に基づき算出した施設の温度を屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで，危険距離を上回る離隔距離を確保し，安全機能を損なわない設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とすることで，危険距離を上回る離隔距離を確保し，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		ハ．　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する防護対策 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対しては，敷地内に複数存在する危険物貯蔵施設等の中から，貯蔵量及び配置状況並びに外部火災防護対象施設を収納する建屋及び屋外の外部火災防護対象施設への距離を考慮し，外部火災防護対象施設に火災及び爆発の影響を及ぼすおそれがあるものを選定する。 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災においては，敷地内の危険物貯蔵施設ごとに，外部火災防護対象施設を収納する建屋が受ける輻射強度を算出し，この輻射強度に基づき算出される建屋の外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とすることで，危険距離を上回る離隔距離を確保し，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 屋外の外部火災防護対象施設は，輻射強度に基づき，施設の温度を算出し，屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで，危険距離を上回る離隔距離を確保し，安全機能を損なわない設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とすることで，危険距離を上回る離隔距離を確保し，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 再処理施設の危険物貯蔵施設等は，建屋内に収納され，着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造とすることで爆発を防止する設計とする。 その上で，敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発を想定し，ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa となる危険限界距離を求め，危険限界距離を上回る離隔距離を確保することで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすること及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		また，敷地内の危険物貯蔵施設等に隣接し，危険限界距離を上回る離隔距離を確保できない外部火災防護対象施設を収納する建屋は，爆発によって発生する爆風圧に対して，建屋外壁の発生応力を短期許容応力度以下とし，コンクリートの構造強度を確保することで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。		
	1.7.11.5.4　航空機墜落地点の設定	(c)　航空機墜落による火災に対する防護対策		
航空機墜落による火災については，対象航空機が ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑥ 安全機能を有する施設を収納する建屋等の直近に墜落する火災を想定し，	再処理施設は敷地内に放射性物質を取り扱う建屋が多く，面的に広く分布していることを踏まえ，離隔距離を想定しない航空機墜落による火災としてとらえ，航空機墜落地点は，建屋外壁等の設計対処施設への影響が厳しい地点とする。 ＜中略＞ 屋外に設置する設計対処施設については，外部火災防護対象施設を収納する建屋への評価と同様に，設計対処施設の外殻となる竜巻防護対策設備の至近で航空機墜落による火災が発生することを想定し，設計対処施設の安全機能を損なわない設計とする。	航空機墜落による火災については，対象航空機が ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑥ 外部火災防護対象施設を収納する建屋の直近に墜落する火災を想定し，建屋による防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ＜中略＞	設工認の ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑥ は変更許可申請書（本文）の ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑥ を具体的に記載しており整合している。	
ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑦ 火炎からの輻射強度の影響により，建屋外壁等の温度上昇を考慮した場合においても，安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とすること，	＜中略＞	ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑦ 航空機墜落による火災は建屋直近で発生を想定しており建屋外壁表面温度がコンクリートの許容温度を超えることが想定されるため，輻射強度の影響に対する評価として，外部火災防護対象施設を収納する建屋は，外壁及び建屋内の温度上昇を考慮した場合においても，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 屋外の外部火災防護対象施設は，施設の温度上昇を考慮した場合においても，屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで，安全機能を損なわない設計とする。 外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，支持構造物である架構等の必要な部材に，耐火被覆又は遮熱板の防護対策を講じることで，構造が維持できる温度以下とし，外部火災防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。 竜巻防護対策設備の鋼板の飛来物防護板等（以下「飛来物防護板等」という。）を設置する	設工認の ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑦ は変更許可申請書（本文）の ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑦ を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		建屋内の外部火災防護対象施設については，火炎からの輻射強度を受けた飛来物防護板等の温度上昇を考慮し，この熱影響に基づき求めた施設の温度を，外部火災防護対象施設の性能維持に必要な温度以下とすることで，安全機能を損なわない設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は外壁の温度を算出し，建屋の構造強度を維持することで使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 航空機墜落火災の熱影響により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には，耐火被覆による対策を講じ，耐火被覆を施工できない駆動部等の部材に対しては，遮熱板による対策を講ずることで，安全機能を損なわない設計とする。 耐火被覆(主材)は，建築基準法における耐火性能に関する技術的基準のうち，１時間耐火性能を満足する塗料を用い，必要厚さ以上を施工する設計とする。 耐火被覆の施工にあたっては，主材に対し，主材の剥がれを防止するため，上記認定を受けた下塗りを施工し，劣化等から保護する中塗り及び上塗りの塗装を施工する設計とする。 耐火被覆に係る塗装は，周辺施設を含め，航空機墜落火災の想定位置を考慮し，外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある部材を抽出し，火災の直近となる部材は全てを，その他の部材は離隔距離が確保できない部材を対象とし，輻射を遮るように施工する設計とする。 遮熱板は，防護する部材への輻射を遮るように囲み，鋼板の受熱面側に耐火被覆に係る塗装を施工する設計とする。また，防護する部材及び遮熱板の点検等の保守性を考慮した設計とする。 ＜中略＞ (1)　防護すべき施設及び設計方針 ＜中略＞ 外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有	設工認の$\boxed{ロ}$ $\boxed{(7)(i)(a)(ﾛ)-⑧}$は変	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
若しくはロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑧その火災による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。		する施設については，外部火災に対して機能を維持すること，若しくはロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑧外部火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと，防火帯の外側に位置する設備に対し事前散水により延焼防止を図ること又はそれらを適切に組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑧と同義であり整合している。	
		＜中略＞		
また，熱影響によりロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑨安全機能を有する施設の安全機能を損なうおそれがある場合には，耐火被覆又は遮熱板等の対策を講ずることにより安全機能を損なわない設計とする。		(c)　航空機墜落による火災に対する防護対策 ＜中略＞ また，熱影響によりロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑨外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には，耐火被覆又は遮熱板の対策を講ずることにより安全機能を損なわない設計とする。	設工認のロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑨は変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑨を具体的に記載しており，整合している。	
		(c)　航空機墜落による火災に対する防護対策 ＜中略＞ 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災の重畳として，航空機が敷地内の危険物貯蔵施設等に直撃し，危険物及び航空機燃料による重畳火災が発生することを想定する。上記の危険物及び航空機燃料による重畳火災を想定した場合の外部火災防護対象施設等が受ける輻射強度は，建屋等の直近における航空機墜落による火災を想定した場合の輻射強度よりも小さいことから，航空機墜落による火災に対する設計方針に基づくことで，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対しては，ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa となる危険限界距離を求め，危険限界距離を上回る離隔距離を確保することで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすること及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 また，敷地内の危険物貯蔵施設等に隣接し，危険限界距離を上回る離隔距離を確保できない外部火災防護対象施設を収納する建屋は，爆発によって発生する爆風圧に対して，建屋外壁の		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		発生応力を短期許容応力度以下とし，コンクリートの構造強度を確保することで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 (d)　再処理施設の危険物貯蔵施設等への火災及び爆発に対する防護対策 再処理施設の危険物貯蔵施設等への火災及び爆発に対する防護対策については，森林火災及び近隣の産業施設の火災の影響を想定し，再処理施設の危険物貯蔵施設等の貯蔵物の温度が許容温度となる離隔距離である危険距離に対し，それを上回る離隔距離を確保することで，再処理施設の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止する設計とする。また，近隣の産業施設の爆発の影響を想定しても，爆風圧が 0.01MPa となる危険限界距離を算出し，危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。上記設計により，再処理施設の危険物貯蔵施設等が，外部火災防護対象施設等へ影響を与えない設計とすること及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。		
外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については，建屋換気設備等に適切な防護対策を講じることで，(7)(i)(a)(ﾛ)-⑩安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。	1.7.11.7　二次的影響評価 1.7.11.7.1　概要 ばい煙及び有毒ガスによる影響については，外部火災ガイドを参考として第 1.7.11－８表の設備を対象とし，ばい煙及び有毒ガスの侵入を防止するため，適切な対策を講ずることで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	b．　外部火災の二次的影響に対する防護対策 (a)　ばい煙の影響に対する防護対策 外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については，建屋換気設備等に適切な防護対策を講じることで，(7)(i)(a)(ﾛ)-⑩外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 イ．　換気空調系統 外部火災防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系は，ばい煙の侵入に対して，フィルタを設置することで，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 中央制御室は，運転員の居住性を確保するため，制御建屋中央制御室換気設備等の外気取入口にフィルタを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。 制御建屋中央制御室換気設備は，外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を	設工認のロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑩は変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑩と同義であり，整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環を行う措置並びに再循環時における中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環の措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 ロ．　ディーゼル発電機 外部火災防護対象施設の非常用ディーゼル発電機については，ばい煙の侵入に対して，フィルタ又はワイヤーネットを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。 また，ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし，ばい煙により閉塞しない設計とする。 ハ．　安全空気圧縮機系の圧縮空気 外部火災防護対象施設の安全圧縮空気系の空気圧縮機の吸気側については，ばい煙の侵入に対して，フィルタを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。 また，ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし，ばい煙により閉塞しない設計とする。 二．　ガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管 ガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管については，外気とともに自然空冷の通気流路にばい煙が流入するが，流路の閉塞を防止する構造とすることで，安全機能を損なわない設計とする。		
また，有毒ガスによる影響については，運転員	1.7.11.7.3　有毒ガスの影響 制御建屋の中央制御室は，運転員の居住性を確保	(b)　有毒ガスの影響に対する防護対策 有毒ガスによる影響については，運転員の作業環境を確保するため，ロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑪制	設工認のロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑪は変更許可申請書（本文）	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
の作業環境を確保するためロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑪制御建屋の中央制御室内空気を再循環する設計とし，居住性に影響を及ぼさない設計とする。	するため，有毒ガスの侵入を防止できるよう，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，制御建屋の中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずる設計とする。再循環については，制御建屋の中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮する。これにより，再処理事業所内において有毒ガスが発生した場合においても，再循環する措置を講ずることで制御建屋の中央制御室の居住性を損なわない設計とする。また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止する設計とする。	御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環を行う措置並びに再循環時における中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環の措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 外部火災に関する設計条件等に係る新知見の収集及び防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・外部火災の評価の条件及び新知見について，定期的に確認を行い，評価条件の大きな変更又は新知見が得られた場合に評価を行うこと ・延焼防止機能を損なわないために，防火帯の維持管理を行うとともに，防火帯内には原則として可燃物となるものは設置せず，可燃物を含む機器等を設置する場合には，必要最小限として不燃性シートで覆う等の対策を行うこと ・危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については，万一の火災発生時に速やかな消火活動が可能となるよう，燃料補充時は監視人が立会を実施すること ・耐火被覆及び遮熱板の定期的な保守管理を行うこと ・航空機墜落火災が発生した場合，再処理施設の耐火被覆及び遮熱板の点検並びに工程停止等の措置を講ずること ・外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時に	のロ(7)(i)(a)(ﾛ)-⑪と同義であり，整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		は，中央制御室の運転員への影響を防止するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気の再循環を行い，再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずること ・外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，制御室内の空気の再循環を行う措置を講ずること		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
㈩ 航空機落下 再処理施設の上空には三沢特別管制区があり，南方向約10ｋｍの位置には三沢対地訓練区域がある。三沢対地訓練区域で対地射爆撃訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが，当区域で多くの訓練飛行が行われているという立地地点固有の社会環境等を配慮し，仮に訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定したときに，公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えるおそれのある施設は，航空機に対して貫通が防止でき，かつ，航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できる堅固な建物・構築物で適切に保護する等，安全確保上支障がないように設計する。	1.7.3 航空機に対する防護設計 1.7.3.1 防護設計の基本方針 三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定したときに，公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えるおそれのある施設は，航空機に対して貫通が防止でき，かつ，航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できる堅固な建物・構築物で適切に保護する等，安全確保上支障がないように設計する。	3.3.5 航空機落下 再処理施設の上空には三沢特別管制区があり，南方向約10kmの位置には三沢対地訓練区域がある。三沢対地訓練区域で対地射爆撃訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが，当区域で多くの訓練飛行が行われているという立地地点固有の社会環境等を配慮し，仮に訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定したときに，公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えるおそれのある施設は，航空機に対して貫通が防止でき，かつ，航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できる堅固な建物・構築物で適切に保護する等，安全確保上支障がないように設計する。 安全上重要な施設については原則として防護対象とする。 ただし，安全上重要な施設のうち，航空機が墜落する可能性が無視できる施設又は仮に航空機が墜落することを想定しても公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えない施設は，防護対象外とする。 防護方法としては，建物の外壁及び屋根により建物全体を適切に保護する方法を基本とし，放射性物質を内蔵する防護対象施設が一箇所に集中している場合は，建物の壁及び床により防護対象とする区画を適切に保護する方法を用いることにより，施設の安全性を確保する設計とする。 また，放射性物質を内蔵しておらず，かつ，多重化が要求される場合は，同時に2系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置する方法を用いることにより，施設の安全性を確保する設計とする。 ＜中略＞ なお，定期的に航空路の変更等の状況を確認し，追加の防護措置の要否を判断することを保安規定に定めて，管理する。		
	1.7.3.3 防護設計条件の設定 ＜中略＞	(1)防護設計条件		
ロ(7)(i)(a)(ハ)-①建物・構築物の防護設計においては，余裕を考慮し，航空機総重量20ｔ，速度150m／ｓから求まる衝撃荷重を用いる。	さらに，建物・構築物の防護設計においては，余裕を考慮し，航空機の質量20ｔ，速度150m／ｓから求まる衝撃荷重を用いる。	ロ(7)(i)(a)(ハ)-①建物・構築物の防護設計においては，三沢対地訓練区域で多く訓練飛行を行っている航空機のうち，F-16とF-4EJ改を包絡す	設工認のロ(7)(i)(a)(ハ)-①は事業変更許可申請書	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		る条件として，航空機総重量 20t，速度 150m/s とした F-16 相当の航空機による衝撃荷重を設定する。 この衝撃荷重は衝突面に対し直角に作用するものとする。	（本文）の ロ (7)(i)(a)(ハ)-① と同義であり整合している。	
	また，貫通限界厚さの算定についても同様に，余裕を考慮し，エンジンの質量 1.9ｔ，エンジン吸気口部直径 0.98m，エンジンの衝突速度 150m／ｓとする。	貫通限界厚さの算定についても同様に，F-16 相当の航空機に余裕を考慮し，エンジン重量 1.9t，エンジン吸気口部直径 0.98m，エンジンの衝突速度 150m/s とする。 また，F-4EJ 改を考慮し，2 基のエンジン（重量 1.745t/基，吸気口部直径 0.992m）と等価な重量，断面積を有するエンジンとして，エンジンの重量 3.49t，エンジン吸気口部直径 1.403m 及びエンジンの衝突速度 155m/s も貫通限界厚さの算定に用いる。		
	＜中略＞	＜中略＞		
ロ (7)(i)(a)(ハ)-② 上記の防護設計を踏まえ，「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」等に基づき，再処理施設への航空機落下確率を評価した結果，防護設計の要否判断基準を超えないことから，追加の防護設計は必要ない。	1.7.3 航空機に対する防護設計 1.7.3.1 防護設計の基本方針 上記の防護設計を踏まえ，再処理施設への航空機落下確率を評価し，追加の防護設計の要否を確認する。	3.3.5 航空機落下 ＜中略＞ ロ (7)(i)(a)(ハ)-② 上記の防護設計を踏まえ，再処理施設への航空機落下確率が防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して事業指定（変更許可）を受けている。 ロ (7)(i)(a)(ハ)-② 設工認申請時に，事業指定（変更許可）申請時から，防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更等がないことを確認していることから，安全機能を有する施設に対して追加の防護措置その他適切な措置を講ずる必要はない。 ＜中略＞ (2)防護設計 航空機衝突時の建物・構築物の損傷の評価においては，比較的硬いエンジンの衝突による貫通等の局部的な破壊と，機体全体の衝突による鉄筋コンクリート版等の全体的な破壊という二つの現象を考慮する。 防護設計を行う建物・構築物は，エンジンの衝	設工認の ロ (7)(i)(a)(ハ)-② は事業変更許可申請書（本文）の ロ (7)(i)(a)(ハ)-② と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		突による貫通を防止でき，航空機全体の衝突荷重によるコンクリートの圧縮破壊及び鉄筋又は鋼材の破断による版の全体的な破壊を防止できる構造とする。 　外壁等に設けられた開口部のうち開口面積の大きいものは，迷路構造(建屋内壁による防護等)により開口内部を直接見込めない構造とすること等によって防護する設計とする。 　なお，航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に対して，十分な耐火性能を有する鉄筋コンクリート版等により，防護対象とする施設を防護する設計とする。航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に係る設計方針については，「3.3.3 外部火災 (3)a.(c)航空機墜落による火災に対する防護対策」に示す。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
（ニ）落雷 安全機能を有する施設は，想定される落雷が発生した場合において安全機能を損なわない設計とする。また，ロ(7)(i)(a)(ニ)-①落雷によってもたらされる影響及び再処理施設の特徴を考慮して耐雷設計を行う。		3.3.6　落雷 (1)　防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，想定される落雷が発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。また，ロ(7)(i)(a)(ニ)-①直撃雷による再処理施設への影響及び間接雷による雷サージによる影響のそれぞれを考慮するとともに，再処理施設の建物及び構築物は広範囲に分散して設置されていること，それらの中には雷撃を受けやすい高い構築物があること，建屋間には，配管，ケーブルを収納する洞道が設置され，各施設の監視及び制御を制御建屋で集中的に実施するという特徴を踏まえて耐雷設計を行う。	設工認のロ(7)(i)(a)(ニ)-①は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ニ)-①を具体的に記載しており整合している。	
ロ(7)(i)(a)(ニ)-②再処理施設の建物及び構築物は広範囲に分散して設置されており，かつ，建屋間には，配管，ケーブルを収納する洞道が設置され，各施設の監視及び制御を制御建屋で集中的に実施するという特徴を踏まえ，直撃雷による再処理施設への影響及び間接雷による雷サージによる影響のそれぞれを考慮して耐雷設計を行う。		ロ(7)(i)(a)(ニ)-②落雷から防護する施設（以下，「落雷防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。落雷防護対象施設には，建屋内に設置されるもの，屋外に設置されるもの及び屋外に設置され金属製の構築物で全体を覆われるものがある。したがって，落雷防護対象施設，落雷防護対象施設を収納する建屋及び落雷防護対象施設を覆う金属製の構築物（以下，「落雷防護対象施設等」という。）は，落雷の影響により落雷防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，落雷防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設（以下，「落雷防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。）の影響を考慮した設計とする。	設工認のロ(7)(i)(a)(ニ)-②は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ニ)-②を具体的に記載しており整合している。	
		＜中略＞		
耐雷設計においては，再処理施設が立地する地域の気候，再処理事業所及びその周辺ロ(7)(i)(a)(ニ)-③で過去に観測された落雷データを踏まえ，想定する落雷の規模を270ｋＡとする。		(2)　想定する落雷の規模及び荷重の組合せ 耐雷設計においては，再処理施設が立地する地域の気候，再処理事業所及びその周辺ロ(7)(i)(a)(ニ)-③の過去の観測値に安全余裕を見込んで，想定する落雷の規模を，事業指定（変更許可）を受けた270kAとする。	設工認のロ(7)(i)(a)(ニ)-③は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ニ)-③と同義であり整合している。	
落雷と同時に発生するロ(7)(i)(a)(ニ)-④ことが想定される自然現象については，その衝撃の組	1.7.12.3.2　異種の自然現象の重畳及び設計基準事故との組合せ 落雷と同時に発生することが想定される自然現象については，その衝撃の組合せを適切に考慮する。また，設計基準事故については，落雷の影響	落雷と同時に発生するロ(7)(i)(a)(ニ)-④可能性のある竜巻，積雪，降雹及び降水については，これ	設工認のロ(7)(i)(a)(ニ)-④は事業変更許可申請書	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
合せを適切に考慮する。 ロ(7)(i)(a)(ニ)-⑤直撃雷に対する耐雷設計として，安全機能を有する施設には，原子力発電所の耐雷指針（ＪＥＡＧ4608），建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格に準拠した避雷設備を設置するとともに，避雷設備を構内接地系と連接することで，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る。	との因果関係及び時間的変化を考慮した上で，その応力を適切に組み合わせる。 ＜中略＞	らが落雷防護対象施設等に及ぼす影響を考慮したうえで，適切に落雷との組合せを考慮する。 (3)　落雷に対する防護対策 一般的に落雷は高い建物及び構築物に対して発生しやすいという特徴があり，再処理施設では最も高い構築物である主排気筒に落雷が発生しやすいことから，雷撃電流と雷撃距離の関係を考慮すると，想定する雷撃電流270kAの落雷は主排気筒にて捕捉される。したがって，主排気筒を想定する雷撃電流270kAの落雷の雷撃点として防護設計を行う。 また，落雷の特徴を踏まえると，落雷は主排気筒等の高い構築物にて捕捉されやすいため，雷撃電流と雷撃距離の関係を考慮すると，雷撃電流150kA以上の落雷は主排気筒等の高い構築物で捕捉される。したがって，主排気筒を除く落雷防護対象施設等は，雷撃電流150kAの落雷を考慮して防護設計を行う。主排気筒以外の高い構築物は，150kAを超えかつ270kAに満たない落雷を捕捉することを考慮した設計とする。 a.　直撃雷に対する防護設計 ロ(7)(i)(a)(ニ)-⑤落雷防護対象施設等は，直撃雷に対して避雷設備を設置すること等により，落雷防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 具体的には，屋外の落雷防護対象施設のうち主排気筒は，雷撃電流270kAの直撃雷の影響を考慮して，「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG4608）及び建築基準法に基づき，日本産業規格に準拠した避雷設備を設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。 落雷防護対象施設を収納する建屋及び落雷防護対象施設を覆う金属製の構築物は，雷撃電流150kAの直撃雷の影響を考慮して，「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG4608），建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格に準拠した避雷設備を設置すること，又は構築物の構造体を利用した避雷設備を設置することにより，建屋内及び金属製の構築物に覆われる落雷防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，主排気筒を除く高い構築物は，雷撃電流150kAを超えかつ270kAに満たない直撃雷を捕捉するため，主排気筒と同等の避雷設備を設ける設計とする。 避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分	（本文）のロ(7)(i)(a)(ニ)-④と同義であり整合している。 設工認のロ(7)(i)(a)(ニ)-⑤は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ニ)-⑤を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
ロ(7)(i)(a)(ニ)-⑥また，間接雷による雷サージを抑制する設計については，270ｋＡの雷撃電流の落雷に対して，安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とすること，若しくは		布の平坦化を図る設計とする。 上記以外の施設のうち，建築基準法又は消防法の適用を受ける建屋，構築物（使用済燃料収納キャスクを収納する建屋を含む）については，落雷防護対象施設等と同様の設計とする。 また，落雷防護対象施設等は，落雷防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の直撃雷による機械的影響を考慮した設計とする。 b.　間接雷に対する防護設計 ロ(7)(i)(a)(ニ)-⑥落雷防護対象施設は，間接雷に対して雷サージの影響阻止設計等により，安全機能を損なわない設計とする。 再処理施設の建物及び構築物は広範囲に分散して設置されており，かつ，再処理施設の建屋間には配管，ダクト及びケーブルを収納する洞道が設置されている。再処理施設では，洞道内に設置されるケーブルを介して，各施設の監視及び制御が制御建屋で集中的に実施されること並びに高圧系統及び低圧系統への給電が行われるという特徴がある。このため，間接雷による雷サージによって各建屋に接地電位の差が生じることによる影響を考慮し，建屋間で取り合う計測制御系統施設，放射線監視設備及び電気設備（以下，「計測制御系統施設等」という。）を対象として間接雷に対する防護設計を行う。また，間接雷による雷サージの影響は，雷撃電流の大きさ及び雷撃点周辺の落雷防護対象施設の設置状況によることから，最も厳しい条件を設定して間接雷に対する防護設計を行う。 具体的には，落雷防護対象施設の間接雷に対する防護設計としては，想定する雷撃電流270kAの落雷が主排気筒に捕捉され，雷撃電流が拡散及び分流する過程で生じる雷サージの侵入及び伝播経路を考慮し，接地設計による間接雷の影響の抑制及び雷サージの影響阻止設計により，落雷防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 接地設計としては，避雷設備と接続する各接地系を連接することにより構内接地系の電位分布の平坦化を図り，日本産業規格による標準設計値を十分下回り，間接雷の影響を抑制する設計とする。 雷サージの影響阻止設計としては，計測制御系の信号方式等に応じた設計を行うこととし，アナログ信号式の計測制御系統施設は，信号の出力側の建屋と信号の入力側の建屋の両方に保安器を設置し，想定される雷サージ電圧に対して安全機能を損なわない設計とする。また，各建屋から制御建屋への信号出力ラインにアイソレータを設置し，落雷の影響が	設工認のロ(7)(i)(a)(ニ)-⑥は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ニ)-⑥を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
落雷による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。		安全上重要な警報及びインターロック機能に及ぶことのない設計とする。 デジタル信号式の計測制御系統施設及び放射線監視設備は，シールドケーブルの両端接地又は光伝送ケーブルの使用により，想定される雷サージ電圧に対して安全機能を損なわない設計とする。 電気設備は，雷インパルス絶縁耐力を有することにより，想定される雷サージ電圧に対して安全機能を損なわない設計とする。 ＜中略＞ 3.3.6　落雷 (1)　防護すべき施設及び設計方針 落雷防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，落雷の影響に対して機能を維持すること，落雷による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また、上記の代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。 ＜中略＞ 3.3.6　落雷 (3)　落雷に対する防護対策 b.　間接雷に対する防護設計 また，落雷防護対象施設は，落雷防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の間接雷による機能的影響を考慮し，電気的・物理的な独立性を有する設計とする。 c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 落雷に関する設計条件等に係る新知見の収集，落雷の影響が確認された場合の運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・定期的に落雷の規模，発生頻度，落雷の影響メカニズム等に係る新知見の確認を行うこと。 ・落雷により，落雷防護対象施設の安全機能への影響のおそれがあると判断された場合には，当該の落雷防護対象施設に関連する工程を停止する措置を取ること。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
㈱　火山の影響 安全機能を有する施設は，再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象としてロ(7)(i)(a)(ホ)-①設定した層厚55ｃｍ，密度1.3ｇ／ｃｍ^3（湿潤状態）降下火砕物に対し，ロ(7)(i)(a)(ホ)-②以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	1.7.13.1　火山事象に関する設計方針 安全機能を有する施設は，再処理施設の運用期間中に想定される火山事象である降下火砕物の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために，降下火砕物に対して安全機能を損なわない設計とする。 上記に含まれない安全機能を有する施設については，降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 1.7.13.3　設計条件 1.7.13.3.1　降下火砕物の設計条件及び特徴	3.3.4　火山の影響 (1)　防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として，ロ(7)(i)(a)(ホ)-②事業指定(変更許可)を受けた降下火砕物の特性を考慮し，降下火砕物の影響を受ける場合においても，その安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物から防護する施設(以下「降下火砕物防護対象施設」という。)としては，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する建物・構築物，系統及び機器を対象とする。降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「降下火砕物防護対象施設等」という。)は，降下火砕物の影響に対し，機械的強度を有すること等により，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。 ロ(7)(i)(a)(ホ)-②降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については，降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。 なお，使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，降下火砕物により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。 (2)　防護設計における降下火砕物の特性及び	設工認のロ(7)(i)(a)(ホ)②は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ホ)②と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
	（１）　降下火砕物の設計条件 　再処理施設における降下火砕物の諸元については，給源を特定できる降下火砕物のうち，敷地に最も影響を与える甲地軽石の降下火砕物シミュレーション結果を踏まえ，敷地での層厚は55cmとする。 　また，甲地軽石を対象とした密度試験の結果を踏まえ，湿潤状態の密度を1.3g/cm^{3}とする。	荷重の設定 　ロ(7)(i)(a)(ホ)-①設計に用いる降下火砕物は，事業指定(変更許可)を受けた層厚55ｃｍ，密度1.3ｇ／ｃｍ^3（湿潤状態）と設定する。 　また，降下火砕物に対する防護設計を行うために，施設に作用する荷重として，降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重，常時作用する荷重，運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。 　火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については，火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により，風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。 (3)　降下火砕物に対する防護対策 　降下火砕物に対する防護設計においては，降下火砕物の特性による直接的影響として静的負荷，粒子の衝突，閉塞，磨耗，腐食，大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限の影響を評価し，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 a.　直接的影響に対する防護対策 (a)　構造物への静的負荷	設工認のロ(7)(i)(a)(ホ)-①は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ホ)-①と同義であり整合している。	
1)　ロ(7)(i)(a)(ホ)-③構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること	1.7.13.5.1　直接的影響に対する設計方針 （１）　構造物への静的負荷 ＜中略＞ 　降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設は，当該施設に要求される機能に応じて適切な許容荷重を設定し，設計荷重（火山）に対して安全余裕を有することにより，構造健全性を失わず，安全機能を損なわない設計とする。	建屋内の降下火砕物防護対象施設は，設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持する建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。 　ロ(7)(i)(a)(ホ)-③　降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(火山)に対して，降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合等には構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 　安全冷却水系の冷却塔等の屋外の降下火砕物防護対象施設(以下「屋外の降下火砕物防護対象施設」という。)は，降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合等には設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，安全機能を損なわない設計とする。 　なお，屋外の降下火砕物防護対象施設で	設工認のロ(7)(i)(a)(ホ)-③は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ホ)-③を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		ある安全冷却水系の冷却塔は，冷却ファンを作動し上方に空気を流すことにより降下火砕物が堆積し難い構造とする。 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合等には設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合等には設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 なお，降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うことから，降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。		
2)　ロ(7)(i)(a)(ホ)-④構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること	（２）　構造物への粒子の衝突 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設は，構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により，安全機能を損なわない設計とする。 ＜中略＞	(b)　構造物への粒子の衝突 ロ(7)(i)(a)(ホ)-④降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 屋外の降下火砕物防護対象施設は，構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により，安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 なお，粒子の衝突の影響は，竜巻で設定する飛来物の影響に包絡されるため，「3.3.2 (3) a.　竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」に示す基本設計方針に基づく設計とする。	設工認のロ(7)(i)(a)(ホ)-④は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ホ)-④を具体的に記載しており整合している。	
3)　ロ(7)(i)(a)(ホ)-⑤構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること	（３）　構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（閉塞） 屋外に設置する降下火砕物防護対象施設のうち主排気筒は，降下火砕物の侵入による閉塞の	(c)　構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響(閉塞) ロ(7)(i)(a)(ホ)-⑤建屋内の降下火砕物	設工認のロ	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
	影響により，安全機能を損なわない設計とする。 建屋に収納される降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響により，安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 ガラス固化体貯蔵設備の収納管，通風管等で構成する貯蔵ピットの冷却空気流路については，冷却空気入口シャフトの外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。 第１非常用ディーゼル発電機，第２非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は，外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。	防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設置すること等により，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 また，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置し，設備内部及び建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。 さらに，非常用ディーゼル発電機の給気系等は，降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。 降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで，降下火砕物により閉塞しない設計とする。 ガラス固化体貯蔵設備の収納管，通風管等で構成する貯蔵ピットの冷却空気流路は，貯蔵ピットの下部に空間を設けることにより冷却空気流路が閉塞し難い構造とする。 また，点検用の開口部より吸引による除灰が可能な構造とすることで，降下火砕物により閉塞しない設計とする。 屋外の降下火砕物防護対象施設である主排気筒は，降下火砕物の侵入による閉塞の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。 主排気筒は，排気の吹き上げにより降下火砕物が侵入し難い構造とする。また，降下火砕物が主排気筒内に侵入した場合でも，異物の除去が可能な構造とすること及び異物の溜まる空間を設けることにより閉塞し難い構造とする。	(7)(i)(a)(ホ)-⑤は事業変更許可申請書（本文）の ロ (7)(i)(a)(ホ)-⑤を具体的に記載しており整合している。	
4) ロ(7)(i)(a)(ホ)-⑥構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（磨耗）に対して磨耗し難	（４） 構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（磨耗） 建屋に収納される降下火砕物防護対象施設及	(d) 構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響(磨耗)		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
い設計とすること	び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設のうち，制御建屋中央制御室換気設備，第１非常用ディーゼル発電機，第２非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機並びに屋外に設置される降下火砕物防護対象施設のうち安全冷却水系の冷却塔は，降下火砕物による磨耗の影響により，安全機能を損なわない設計とする。	ロ(7)(i)(a)(ホ)-⑥建屋内の降下火砕物防護対象施設，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設及び屋外に設置される降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物による磨耗の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計及び磨耗し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 また，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置し，設備内部及び建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。 さらに，非常用ディーゼル発電機の給気系等は，降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。 降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで，降下火砕物により磨耗しない設計とする。 屋外の降下火砕物防護対象施設である安全冷却水系の冷却塔の冷却ファンの回転軸部は，冷却空気を上方に流すこと等により降下火砕物が侵入し難い構造とする。 なお，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設及び屋外の降下火砕物防護対象施設は，摺動部に降下火砕物が侵入したとしても，降下火砕物に対して磨耗し難い材料を使用することにより，安全機能を損なわない設計とする。 (e)　構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響(腐食)	設工認のロ(7)(i)(a)(ホ)-⑥は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ホ)-⑥を具体的に記載しており整合している。	
5)　ロ(7)(i)(a)(ホ)-⑦　構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること	（５）　構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響（腐食） 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋，建屋に収納される降下火砕物防護対象施設，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響（腐食）により，安全機能を損なわない設計とする。	イ．　構造物の化学的影響(腐食) ロ(7)(i)(a)(ホ)-⑦降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 屋外の降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる	設工認のロ(7)(i)(a)(ホ)-⑦は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ホ)-⑦を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外壁塗装及び屋上防水を実施することにより，短期での腐食が発生しない設計とすることで，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 屋外の降下火砕物防護対象施設は，塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，外壁塗装及び屋上防水を実施することにより，短期での腐食が発生しない設計とすることで，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ロ．　換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響(腐食)		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		ロ(7)(i)(a)(ホ)-⑦建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置し，設備内部及び建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，塗装，腐食し難い金属の使用又は防食処理により，短期での腐食が発生しない設計とする。 また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。		
6)　ロ(7)(i)(a)(ホ)-⑧敷地周辺の大気汚染に対して制御建屋中央制御室換気設備は降下火砕物が侵入し難く，さらに外気を遮断できる設計とすること	（６）　中央制御室の大気汚染 ＜中略＞ 制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口には防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とすることにより，中央制御室の大気汚染を防止する。 また，敷地周辺で大気汚染が発生した場合は，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，制御建屋の中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずる設計とする。 ＜中略＞	(f)　敷地周辺の大気汚染 中央制御室は，降下火砕物による大気汚染により，中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。 ロ(7)(i)(a)(ホ)-⑧制御建屋中央制御室換気設備を収納する制御建屋等は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 制御建屋中央制御室換気設備の給気系等にフィルタを設置し，制御室内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。 ロ(7)(i)(a)(ホ)-⑧制御建屋中央制御室換気設備は，外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環を行う措置並びに再循環時における中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の	設工認のロ(7)(i)(a)(ホ)-⑧は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ホ)-⑧と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		制御室については，運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，制御室内の空気を再循環する措置を講ずることができる設計とする。 また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環の措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。		
7）　ロ(7)(i)(a)(ホ)-⑨電気系及び計測制御系の絶縁低下に対して，換気設備は降下火砕物が侵入し難い設計とすること	（７）　電気系及び計測制御系の絶縁低下 電気系及び計測制御系のうち，外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する設備は，降下火砕物による絶縁低下の影響により，安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。	(g)　電気系及び計測制御系の絶縁低下 ロ(7)(i)(a)(ホ)-⑨外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物による絶縁低下の影響により，安全機能を損なわない設計とする。 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 降下火砕物の影響を受ける可能性がある，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設である計測制御設備の制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。 ＜中略＞	設工認のロ(7)(i)(a)(ホ)-⑨は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ホ)-⑨を具体的に記載しており整合している。	
8）　ロ(7)(i)(a)(ホ)-⑩降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や換気設備外気取入口のフィルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止又は循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること		c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 ＜中略＞ ・ロ(7)(i)(a)(ホ)-⑩降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと. ＜中略＞ ・降灰時には，降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために，換気設備の給気系の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ＜中略＞ ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気の再循環を行い，再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸	設工認のロ(7)(i)(a)(ホ)-⑩は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ホ)-⑩を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
ロ(7)(i)(a)(ホ)-⑪さらに，降下火砕物による間接的影響である７日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるようにすることにより安全機能を損なわない設計とする。	1.7.13.5.2　間接的影響に対する設計方針 （１）　外部電源喪失 再処理事業所外で生じる送電網への降下火砕物の影響による長時間の外部電源喪失に対し，第１非常用ディーゼル発電機及び第２非常用ディーゼル発電機を各々２系統設置する設計とし，外部電源喪失により安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，外部からの支援を期待できない場合においても，電力の供給を可能とするため，再処理施設内に第１非常用ディーゼル発電機及び第２非常用ディーゼル発電機が７日間以上連続で運転できる燃料貯蔵設備を設け，重油タンク及び燃料油貯蔵タンクにＡ重油を貯蔵する設計とし，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 （２）　アクセス制限 敷地外で交通の途絶が発生した場合，安全上重要な施設に電力を供給する第１非常用ディーゼル発電機及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料の供給が外部から受けられないが，再処理施設内に第１非常用ディーゼル発電機及び第２非常用ディーゼル発電機が７日間以上連続で運転できる燃料貯蔵設備を設け，重油タンク及び燃料油貯蔵タンクにＡ重油を貯蔵する設計とし，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずること ＜中略＞ b.　間接的影響に対する防護対策 ロ(7)(i)(a)(ホ)-⑩降下火砕物による間接的影響である７日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう，非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備は降下火砕物の影響を受けないよう設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。 また，安全上重要な施設へ７日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・定期的に新知見の確認を行い，新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い，評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること ＜中略＞ ・降灰時には，冷却塔に降下火砕物が堆積しないよう，冷却塔のルーバが開状態の場合は，冷却ファンを作動させる措置を	設工認のロ(7)(i)(a)(ホ)-⑪は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ホ)-⑪を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		講ずること ＜中略＞ ・降下火砕物によりガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路が閉塞しないよう必要に応じて貯蔵ピットの点検用の開口部より吸引による除灰を行うこと ・降灰時には，非常用ディーゼル発電機の給気系等に対するフィルタの追加設置等を行うこと ・堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと ＜中略＞ ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気の再循環を行い，再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の空気の再循環を行う措置を講ずること ・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため，安全上重要な施設へ７日間の電力を供給する措置を講ずること		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
㈹　竜巻，落雷，森林火災及び火山の影響以外の自然現象	1.7.9.2　竜巻，落雷，森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する設計方針	3.3.1　竜巻，森林火災，火山の影響，落雷，地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象 (1)　防護すべき施設及び設計方針 ＜中略＞ ロ(7)(i)(a)(ヘ)-①，②，③，④，⑤，⑥，⑦ 外部事象防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，自然現象又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。 ＜中略＞	設工認のロ(7)(i)(a)(ヘ)-①，②，③，④，⑤，⑥，⑦は，事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ヘ)-①，②，③，④，⑤，⑥，⑦と同義であり，整合している。	
1)　風（台風） ロ(7)(i)(a)(ヘ)-①安全機能を有する施設は，風（台風）に対し，安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは風（台風）による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで，その安全機能を損なわない設計とする。	(１)風（台風） ＜中略＞ 外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「外部事象防護対象施設等」という。）の設計に当たっては，この観測値を基準とし，建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。	a.　自然現象に対する防護対策 (a)　風(台風) ロ(7)(i)(a)(ヘ)-①外部事象防護対象施設は，建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とする又は機械的強度を有する建屋内に収納することで安全機能を損なわない設計とする。	設工認のロ(7)(i)(a)(ヘ)-①は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ヘ)-①を具体的に記載しており整合している。	
2)　凍　　結 ロ(7)(i)(a)(ヘ)-②安全機能を有する施設は，凍結に対し，安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは凍結による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで，その安全機能を損なわない設計とする。	(２)凍結 ＜中略＞ 外部事象防護対象施設等の設計に当たっては，敷地内及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため，六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし，屋外施設で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより，設計外気温－15.7℃に対して安全機能を損なわない設計とする。	(b)　凍結 ロ(7)(i)(a)(ヘ)-②外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での日最低気温の観測記録を考慮して，建屋内への収納，給気加熱，保温等の凍結防止措置を講ずることにより，凍結に対して安全機能を損なわない設計とする。	設工認のロ(7)(i)(a)(ヘ)-②は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ヘ)-②を具体的に記載しており整合している。	
3)　高　　温 ロ(7)(i)(a)(ヘ)-③安全機能を有する施設は，高温に対し，安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全	(３)高温 ＜中略＞ 外部事象防護対象施設等の設計に当たっては，敷地内及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため，六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし，むつ特別地域気象観測所の夏季（６月～９月）の外気温度の観測データから算出する超過確率１％	(c)　高温 ロ(7)(i)(a)(ヘ)-③外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での日最高気温の観測記録を考慮して，高温に対して要求される機能を維持する設計とすることにより，安全機能を損なわな	設工認のロ(7)(i)(a)(ヘ)-③は事業変更許可申請書書（本文）のロ(7)(i)(a)(ヘ)-③を具体的に記載しており	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで，その安全機能を損なわない設計とする。	に相当する29℃を設計外気温とし，崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。	い設計とする。	整合している。	
4)　降　　水 ロ(7)(i)(a)(ヘ)-④安全機能を有する施設は，降水による浸水に対し，安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで，その安全機能を損なわない設計とする。	（４）降水 ＜中略＞ 外部事象防護対象施設等の設計に当たっては，八戸特別地域気象観測所で観測された日最大１時間降水量67.0ｍｍを想定して設計した排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに，「溢水による損傷の防止に関する設計」と同様に，建屋貫通部の止水処理をすること等により，雨水が当該建屋に浸入することを防止することで，安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。	(d)　降水 ロ(7)(i)(a)(ヘ)-④外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での観測記録を考慮して，降水量を設定し，降水による影響に対し，排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに，外部事象防護対象施設を収納する建屋の貫通部の止水処理をすること，保護機構を有すること等により，雨水が当該建屋又は機器に浸入することを防止することで，安全機能を損なわない設計とする。	設工認の$\boxed{ロ}$ $\boxed{(7)(i)(a)(ヘ)-④}$は事業変更許可申請書（本文）の$\boxed{ロ}$ $\boxed{(7)(i)(a)(ヘ)-④}$を具体的に記載しており整合している。	
5)　積　　雪 ロ(7)(i)(a)(ト)-⑤安全機能を有する施設は，積雪による荷重及び閉塞に対し，安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで，その安全機能を損なわない設計とする。	（５）積雪 ＜中略＞ したがって，外部事象防護対象施設等の設計に当たっては，六ヶ所村統計書における最深積雪深である190ｃｍを考慮し，積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。また，換気設備の給気系においては防雪フードを設置し，降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに，給気を加熱することにより，雪の取り込みによる給気系の閉塞を防止し，安全機能を損なわない設計とする。	(e)　積雪 ロ(7)(i)(a)(ト)-⑤外部事象防護対象施設は，敷地付近で観測された最深積雪を考慮した積雪荷重に対し，機械的強度を有する設計とする又は機械的強度を有する建屋内に収納することで安全機能を損なわない設計とする。 また，外部事象防護対象施設は，雪の取り込みによる閉塞に対し，外気取入口に防雪フードを設置すること等により，安全機能を損なわない設計とする。 なお，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備等の給気系で給気を加熱することにより，雪の取り込みによる閉塞を防止し，外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	設工認の$\boxed{ロ}$ $\boxed{(7)(i)(a)(ト)-⑤}$は事業変更許可申請書（本文）の$\boxed{ロ}$ $\boxed{(7)(i)(a)(ト)-⑤}$を具体的に記載しており整合している。	
6)　生物学的事象 ロ(7)(i)(a)(ト)-⑥安全機能を有する施設は，生物学的事象として敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類，昆虫類，小動物，魚類，底生生物及び藻類の再処理施設への侵入を防止又は抑制することにより，安全機能を損なわない設計とする。	（６）　生物学的事象 生物学的事象としては，敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類，昆虫類，小動物，魚類，底生生物及び藻類を生物学的事象で考慮する対象生物（以下「対象生物」という。）に選定し，これらの生物が再処理施設へ侵入することを防止又は抑制することにより，安全機能を損なわない設計とする。 換気設備の外気取入口，ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフト，屋外に設置する電気設備並びに給水処理設備に受け入れる水の取水口には，対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施し，安全機能を損なわない設計とする。 具体的には，換気設備の外気取入口並びにガラ	(f)　生物学的事象 ロ(7)(i)(a)(ト)-⑥外部事象防護対象施設は，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制するため，外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口等にバードスクリーンを，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備等の給気系にフィルタを設置すること，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入による影響を受けるおそれがある機器が保護機構を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	設工認の$\boxed{ロ}$ $\boxed{(7)(i)(a)(ト)-⑥}$は事業変更許可申請書（本文）の$\boxed{ロ}$ $\boxed{(7)(i)(a)(ト)-⑥}$を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
	ス固化体貯蔵設備の冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトにはバードスクリーン又はフィルタを設置することにより，鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。 屋外に設置する電気設備は，密封構造，メッシュ構造，シール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。 二又川から給水処理設備に水を受け入れる取水口にはスクリーンを設置することにより，魚類及び底生生物の侵入並びに藻類の取込みを防止又は抑制する設計とする。			
7)　塩　　害 ロ(7)(i)(a)(ヘ)-⑦一般に大気中の塩分量は，平野部で海岸から200m付近までは多く，数百mの付近で激減する傾向がある。再処理施設は海岸から約５ｋｍ離れており，塩害の影響は小さいと考えられるが，換気設備の給気系への粒子フィルタの設置，直接外気を取り込む施設の防食処理，屋外施設の塗装等による腐食防止対策及び受電開閉設備の絶縁性の維持対策により，安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。	（７）　塩　　害 一般に大気中の塩分量は，平野部で海岸から200m付近までは多く，数百mの付近で激減する傾向がある。再処理施設は海岸から約５ｋｍ離れており，塩害の影響は小さいと考えられるが，安全機能を有する施設を設置する建屋の換気設備の給気系には粒子フィルタ等を設置し，屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。また，直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。屋外の施設にあっては，塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食を防止するとともに，受電開閉設備については碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。 以上のことから，塩害により安全機能を損なわない設計とする。	(g) 塩害 ロ(7)(i)(a)(ヘ)-⑦外部事象防護対象施設は，塩害に対し，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備等の給気系にフィルタを設置すること，塗装等による腐食防止対策により，安全機能を損なわない設計とする。 直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管は，防食処理を施す設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。 受電開閉設備は，碍子部分の絶縁性の維持対策により，安全機能を損なわない設計とする。	設工認のロ(7)(i)(a)(ト)-⑦は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ト)-⑦を具体的に記載しており整合している。	
(ト)　異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ ロ(7)(i)(a)(ト)-①再処理施設の設計において考慮する自然現象については，その特徴を考慮し，必要に応じて異種の自然現象の重畳を想定し，安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。	1.7.9.3　異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ 抽出した安全機能を有する施設の安全機能に影響を及ぼし得る自然現象（11事象）に地震を加えた計12事象について，各自然現象によって関連して発生する可能性がある自然現象も考慮し組合せを網羅的に検討する。 この組合せが再処理施設に与える影響について，竜巻と地震など同時に発生する可能性が極めて低い組合せ，火山の影響（堆積荷重）と落雷（電気的影響）など再処理施設に及ぼす影響モードが異なる組合せ及び竜巻と風（台風）など一方の自然現象の評価に包絡される組合せを除外し，いずれにも該当しないものを再処理施設の設計において想定する組合せとする。その結果，設計上	3.3　外部からの衝撃による損傷の防止（つづき） (3) 異種の自然現象の組合せ，事故時荷重との組合せ ロ(7)(i)(a)(ト)-①自然現象及び人為事象の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災等を考慮し，複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして，積雪及び風(台風)，積雪及び竜巻，積雪及び火山の影響(降下火砕物)，積雪及び地震，風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを，施設の形状及び配置に応じて考慮する。 組み合わせる積雪深については，敷地付近における最深積雪を用いて垂直積雪量190cmとし，建	設工認のロ(7)(i)(a)(ト)-①は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ト)-①を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
	考慮すべき自然現象の組合せとして，積雪及び風（台風），積雪及び竜巻，積雪及び火山の影響（降灰），積雪及び地震，風（台風）及び火山の影響（降灰）並びに風（台風）及び地震の組合せが抽出され，それらの組合せに対して安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。 ＜中略＞	築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数を考慮する。ただし，火山の影響(降下火砕物)と組み合わせる場合の積雪深は，降下火砕物による荷重の特徴を踏まえ，「青森県建築基準法施行細則」に定められた六ヶ所村の垂直積雪量150cmとする。 　また，組み合わせる風速の大きさについては，建築基準法を準用して設定する。		
ロ(7)(i)(a)(ﾄ)-②また，安全上重要な施設は，最新の科学的技術的知見を踏まえ，当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を，それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても，安全機能を損なわない設計とする。	また，外部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる荷重を，それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して，適切に組み合わせて設計する。外部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象は「1.7.9.1 外部事象の抽出」で抽出した自然現象に含まれる。 ＜中略＞	ロ(7)(i)(a)(ﾄ)-②最新の科学的技術的知見を踏まえ，安全上重要な施設は，当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震を除く。）により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を，それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても，安全機能を損なわない設計とする。 　具体的には，建屋内に設置される安全上重要な施設は，建屋によって安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震を除く。）の影響を防止することにより，設計基準事故が発生した場合でも，自然現象（地震を除く。）による影響を受けない設計とする。 　屋外に設置される安全上重要な施設は，設計基準事故が発生した場合でも施設の運転圧力，温度等は変わらないため設計基準事故時荷重が発生しないことから自然現象による荷重と重なることはない。 　したがって，安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震を除く。）による衝撃と設計基準事故時の荷重は重なることのない設計とする。	設工認のロ(7)(i)(a)(ﾄ)-②は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ﾄ)-②と同義であり，整合している。	
(ﾁ)　航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象 1）有毒ガス (7)(i)(a)(ﾁ)-①安全機能を有する施設は，再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガス（化学薬品の漏えいに伴うものを含む）に対して安全機能を損なわない設計とする。再処理施設は，想定される有毒ガスの発生に対し，制御建屋	1.7.9.4　航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する設計方針 (1)　有毒ガス ＜中略＞ 　再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設については，化学物質が漏えいし難い設計とする。 　制御建屋中央制御室換気設備は，近隣工場等の火災及び航空機墜落火災による有毒ガスの発生と	b．人為事象に対する防護対策 (a) 有毒ガス (7)(i)(a)(ﾁ)-①外部事象防護対象施設は，再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガス（化学薬品の漏えいに伴うものを含む）に対して安全機能を損なわない設計とする。 　中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵	設工認のロ(7)(i)(a)(ﾁ)-①は事業変更許可申請書（本文）のロ	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
中央制御室換気設備により，中央制御室の居住性を損なわない設計とする。	同様に，外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。再循環運転については，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮する。これにより，再処理事業所内において有毒ガスが発生した場合においても，再循環運転を行うことで中央制御室の居住性を損なわない設計とする。	施設の制御室並びに緊急時対策建屋は，想定される有毒ガスの発生に対し，必要に応じて外気との連絡口を遮断又は中央制御室内空気及び緊急時対策建屋内空気の再循環運転を行うこと，防護具を着用すること等の措置を講ずることにより，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋の居住性を損なわない設計とする。 ＜中略＞	(7)(i)(a)(ﾁ)-①を具体的に記載しており整合している。	
２）　電磁的障害 ロ(7)(i)(a)(ﾁ)-②計測制御設備のうち安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	(2)　電磁的障害 計測制御設備のうち安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	(b)　電磁的障害 外部事象防護対象施設は，電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。ロ(7)(i)(a)(ﾁ)-②外部事象防護対象施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。 ＜中略＞	設工認のロ(7)(i)(a)(ﾁ)-②は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ﾁ)-②と同義であり整合している。	
ロ(7)(i)(a)(ﾁ)-③安全上重要な施設以外の計測制御設備については，その機能の喪失を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，代替設備による機能の確保ができない場合は当該機能を必要とする運転を停止すること，安全上支障の生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。		3.3.1　竜巻，森林火災，火山の影響，落雷，地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象 (1)　防護すべき施設及び設計方針 ＜中略＞ ロ(7)(i)(a)(ﾁ)-③外部事象防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，自然現象又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	設工認のロ(7)(i)(a)(ﾁ)-③は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ﾁ)-③と同義であり整合している。	
３）　再処理事業所内における化学物質の漏えい ロ(7)(i)(a)(ﾁ)-④安全機能を有する施設は，想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し，安全機能を損なわない設計とする。	(3)　敷地内における化学物質の漏えい ＜中略＞ 一方，人体への影響の観点から，再処理施設の運転員に対する影響を想定し，制御建屋中央制御室換気設備は，外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。 再循環運転については，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮する。これにより，再処理事業所内において化学物質の漏えいが発生した場合においても，再循環運転を行うこ	(c)　再処理事業所内における化学物質の漏えい ロ(7)(i)(a)(ﾁ)-④外部事象防護対象施設は，想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し，安全機能を損なわない設計とする。 これらの化学物資の漏えいによる影響としては，外部事象防護対象施設に直接被水すること等による安全機能への影響及び漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる制御室の運転員，敷地内の作業員等への影響が考えられ	設工認のロ(7)(i)(a)(ﾁ)-④は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ﾁ)-④を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
ロ(7)(i)(a)(ﾁ)-⑤安全機能を有する施設は，想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し，制御建屋中央制御室換気設備により，中央制御室の居住性を損なわない設計とする。	とで中央制御室の居住性を損なわない設計とする。	る。 外部事象防護対象施設の安全機能への影響については，「７．８屋外で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針」に示す。 ロ(7)(i)(a)(ﾁ)-⑤また，制御室の運転員，敷地内の作業員等への影響については，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋が想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し，必要に応じて外気との連絡口を遮断又は中央制御室内空気及び緊急時対策建屋内空気の再循環運転を行うこと，防護具を着用すること等の措置を講ずることにより，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋の居住性を損なわない設計とする。 ＜中略＞	設工認のロ(7)(i)(a)(ﾁ)-⑤は事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(i)(a)(ﾁ)-⑤と同義であり，整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
（b）　再処理施設への人の不法な侵入等の防止	1.　安全設計 1.7　その他の設計方針 1.7.14　再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する設計 ＜中略＞	（基本設計方針） 第１章　共通項目 １０．その他 １０．２ 再処理施設への人の不法な侵入等の防止		
	1.7.14.1　安全設計 （１）　再処理施設への人の不法な侵入等の防止の設計方針			
再処理施設への人の不法な侵入ロ(b)-①等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為をロ(b)-②核物質防護対策として防止するため，区域の設定，人の容易な侵入を防止できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護，巡視，監視，出入口での身分確認及びロ(b)-③施錠管理を行うことができる設計とする。	再処理施設への人の不法な侵入等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を核物質防護対策として防止するため，区域の設定，人の容易な侵入を防止できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護，巡視，監視，出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。	再処理施設への人の不法な侵入ロ(b)-①，核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため，区域の設定，人の容易な侵入を防止できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護，巡視，監視，出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。	設工認のロ(b)-①は，事業変更許可申請書（本文）のロ(b)-①を具体的に記載しており整合している。	
核物質防護上の措置が必要な区域については，接近管理及び出入管理をロ(b)-④効果的に行うため，探知施設を設け，警報，映像等を集中監視することができる設計とするとともに，核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。	核物質防護上の措置が必要な区域については，接近管理及び出入管理を効果的に行うため，探知施設を設け，警報，映像等を集中監視することができる設計とするとともに，核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。	核物質防護上の措置が必要な区域については，接近管理及び出入管理をロ(b)-④確実に行うため，探知施設を設け，警報，映像等を集中監視することができる設計とするとともに，核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。ロ(b)-③さらに，防護された区域内においても，施錠管理により，再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。	設工認のロ(b)-③は，事業変更許可申請書（本文）のロ(b)-③を具体的に記載しており整合している。 設工認のロ(b)-④は，事業変更許可申請書（本文）のロ(b)-④と同義であり整合している。	
また，再処理施設ロ(b)-⑤に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）をロ(b)-②核物質防護対策として防止するため，ロ(b)-⑥持込み点検を行うことができる設計とする。	また，再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を核物質防護対策として防止するため，持込み点検を行うことができる設計とする。	また，再処理施設ロ(b)-⑤への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため，ロ(b)-⑥持込点検を行うことができる設計とする。	設工認のロ(b)-⑤及びロ(b)-⑥は，変更許可申請書（本文）のロ(b)-⑤及びロ(b)-⑥と同義であり整合している。	
さらに，不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）をロ(b)-②核物質防護対策として防止するため，ロ(b)-⑦再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）が電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバ	さらに，不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を核物質防護対策として防止するため，再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）が電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように，当該情報システムに対する外部か	さらに，不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため，ロ(b)-⑦情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように，当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。	設工認のロ(b)-⑦は，事業変更許可申請書（本文）のロ(b)-⑦と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
ーテロを含む。）を受けることがないように，当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。	らの不正アクセスを遮断することができる設計とする。 ＜中略＞			
		ロ(b)-②これらの対策を核物質防護規定に定めて，管理する。	設工認のロ(b)-②は，事業変更許可申請書（本文）のロ(b)-②と同義であり整合している。	
	1.7.14　再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する設計 再処理施設への人の不法な侵入等を防止するため，以下の設計とする。 また，人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。			
人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。		人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
(c) 溢水による損傷の防止 安全機能を有する施設は，再処理施設ロ．(7)(i)(c)-①が溢水の影響を受ける場合においても，その安全機能を確保するために，溢水に対して安全機能を損なわない方針とする。	1.7.15　溢水防護に関する設計 1.7.15.1　溢水防護に関する設計方針 事業指定基準規則の要求事項を踏まえ，安全機能を有する施設は，再処理施設が溢水の影響を受ける場合においても，その安全機能を確保するために，溢水に対して安全機能を損なわない方針とする。	(基本設計方針) 第１章　共通項目 6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止 6.1　溢水から防護する設備及び設計方針 安全機能を有する施設は，再処理施設ロ．(7)(i)(c)-①内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置を講じることにより，溢水に対して安全機能を損なわない設計とする。	事業変更許可申請書（本文）第四号ロ項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。 設工認のロ．(7)(i)(c)-①は，事業変更許可申請書(本文)のロ．(7)(i)(c)-①を具体的に記載しており整合している。	
ここで，安全機能を有する施設のうち，ロ．(7)(i)(c)-②再処理施設内部で想定される溢水に対して，冷却，水素掃気，火災及び爆発の防止，臨界防止等の安全機能を維持するために必要な設備（以下「溢水防護対象設備」という。）として，安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出し，これらの設備が，没水，被水及び蒸気の影響を受けて，その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。	そのために，「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(平成25年６月19日原規技発第13061913号原子力規制委員会決定)」(以下「内部溢水ガイド」という。)を参考に，溢水防護対象設備として，安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出し，これらの設備が，没水，被水及び蒸気の影響を受けて，その安全機能を損なわない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計)とする。	ここで，安全機能を有する施設のうち，ロ．(7)(i)(c)-②安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する建物・構築物，系統及び機器を溢水から防護する設備(以下「溢水防護対象設備」という。)とし，これらの設備が，没水，被水及び蒸気の影響を受けて，その安全機能を損なわない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計)とする。 溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，溢水による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	設工認のロ．(7)(i)(c)-②は，事業変更許可申請書(本文)の「ロ．(7)(i)(c)-②」と同義であり整合している。	
ロ．(7)(i)(c)-③そのために，溢水評価する。	＜中略＞	ロ．(7)(i)(c)-③溢水防護対象設備が溢水により安全機能を損なわない設計であることを確認するために，再処理施設内において発生が想定される溢水の影響を評価(以下「溢水評価」という。)する。 また，溢水評価に当たっては，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常事象を収束できる設計とする。 なお，溢水評価の条件に見直しがある場合は，溢水評価への影響確認を行うことを保安規定に定めて，管理する。	設工認のロ．(7)(i)(c)-③は，事業変更許可申請書(本文)のロ．(7)(i)(c)-③と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
溢水評価では，溢水源として発生要因別に分類した以下の溢水をロ．(7)(i)(c)-④主として想定する。	1.7.15.3　考慮すべき溢水事象 溢水源及び溢水量としては，発生要因別に分類した以下の溢水を想定して評価することとし，評価の条件については内部溢水ガイドを参考とする。 ＜中略＞	6.2　考慮すべき溢水事象 溢水評価では，溢水源として発生要因別に分類した以下の溢水をロ．(7)(i)(c)-④想定する。 ＜中略＞	設工認のロ．(7)(i)(c)-④は，事業変更許可申請書(本文)のロ．(7)(i)(c)-④と同義であり整合している。	
ロ．(7)(i)(c)-⑤また，溢水評価に当たっては，溢水防護区画を設定し，	1.7.15.5　溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針 (1)　溢水防護区画の設定 溢水防護に対する評価対象区画を溢水防護区画として，以下のとおり設定する。 ＜中略＞	6.4　溢水防護区画及び溢水経路の設定 ロ．(7)(i)(c)-⑤溢水評価に当たっては，溢水防護区画を以下のとおり設定する。 ＜中略＞	設工認のロ．(7)(i)(c)-⑤は，事業変更許可申請書(本文)のロ．(7)(i)(c)-⑤と同義であり整合している。	
溢水評価ロ．(7)(i)(c)-⑥がより厳しい結果を与えるように溢水経路を設定する。	(2)　溢水経路の設定 溢水影響評価において考慮する溢水経路は，溢水防護区画とその他の区画(溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉，壁開口部及び貫通部，天井開口部及び貫通部，床面開口部及び貫通部，床ドレンの連接状況及びこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える経路を設定する。 ＜中略＞	6.4　溢水防護区画及び溢水経路の設定 溢水評価ロ．(7)(i)(c)-⑥に当たっては，溢水の影響を受けて，溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)及び溢水防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。 ＜中略＞	設工認のロ．(7)(i)(c)-⑥は，事業変更許可申請書(本文)のロ．(7)(i)(c)-⑥を具体的に記載しており整合している。	
1)溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水 2)再処理施設内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水	1.7.15.3　考慮すべき溢水事象 ＜中略＞ (1) 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水（以下「想定破損による溢水」という。） (2) 再処理施設内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水（以下「消火水等の放水による溢水」という。）	6.2　考慮すべき溢水事象 (1)　溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水(以下「想定破損による溢水」という。) (2)　再処理施設内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水(以下「消火水等の放水による溢水」という。)		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
3)地震に起因する機器の破損等により生じる溢水 ロ．(7)(i)(c)-⑦（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料取出しピット，燃料仮置きピット，燃料貯蔵プール，チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱いピット，燃料移送水路及び燃料送出しピット（以下「燃料貯蔵プール・ピット等」という。）のスロッシングにより発生する溢水を含む。）	(3) 地震に起因する機器の破損等により生じる溢水（燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングにより発生する溢水を含む。）（以下「地震起因による溢水」という。） ＜中略＞	(3) 地震に起因する機器の破損等により生じる溢水 ロ．(7)(i)(c)-⑦(燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングにより発生する溢水を含む。)(以下「地震起因による溢水」という。) (4) その他の要因(地下水の流入，地震以外の自然現象，誤操作等)により生じる溢水(以下「その他の溢水」という。) 溢水源となり得る機器は，流体を内包する配管及び容器(塔，槽類を含む。)とし，設計図書(施工図面等)及び必要に応じ現場確認等により抽出を行ったうえ，耐震評価及び応力評価を踏まえ選定する。なお，「7.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針」の「7.3.1 漏えいによる影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出」に示す化学薬品についても，機器等に内包される液体であることを踏まえ，ここで溢水源として想定する。 6.3 溢水源及び溢水量の設定 6.3.1 想定破損による溢水 想定破損による溢水は，1 系統における単一の機器の破損を想定し，溢水源となり得る機器は流体を内包する配管とし，配管の破損箇所を溢水源として設定する。 また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。 配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の 1/2 の長さと配管肉厚の 1/2 の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。 ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。 高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の 0.8 倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4 倍を超え 0.8 倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4 倍以下であれば破損は 想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の 0.4 倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4 倍以下であれば破損は想定しない。	設工認の ロ．(7)(i)(c)-⑦ は，事業変更許可申請書(本文)の ロ．(7)(i)(c)-⑦ と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。 溢水源として設定する配管の破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし，溢水量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。 なお，手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。 6.3.2　消火水等の放水による溢水 消火水等の放水による溢水は，溢水防護対象設備が設置されている建屋(以下「溢水防護建屋」という。)内において，水を使用する消火設備である屋内消火栓及び水噴霧消火設備を溢水源として設定する。その他，消火設備ではないが，消火活動に供する設備として，水を噴霧する連結散水からの放水を溢水源として設定する。 消火水等の放水による溢水量については，消火設備及び消火活動に供する設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から設定する。 6.3.3　地震起因による溢水 (1)　再処理施設内に設置された機器の破損による溢水 地震起因による溢水については，耐震Ｓクラス機器は基準地震動Ｓｓによる地震力によって破損は生じないことから，流体を内包する系統のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を溢水源として設定する。 ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性が確保されるものについては，溢水源として設定しない。 溢水量の算出に当たっては，溢水が生じるとした機器について，溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。 溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で，流体を内包する機器のうち，基準地震動Ｓｓによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		場合において，溢水源となる配管は，破損形状を完全全周破断とし，溢水源となる容器は，全保有水量を溢水量として設定する。 (2)　燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水 燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水については，基準地震動Ｓｓによる地震力により生じる燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる漏えい水を溢水源として設定する。 また，燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水量については，基準地震動Ｓｓによる地震力により生じるスロッシングにより燃料貯蔵プール・ピット等の外への漏えい量から設定する。 6.3.4　その他の溢水 その他の溢水については，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水，溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には，地下水の流入，降水のような再処理施設への直接的な影響と，飛来物等による屋外タンク等の破損のような間接的な影響，機器ドレン，機器損傷(配管以外)，人的過誤及び誤作動を想定し，各事象において溢水源及び溢水量を設定する。 6.4　溢水防護区画及び溢水経路の設定 溢水評価に当たっては，溢水防護区画を以下のとおり設定する。 (1)　溢水防護対象設備が設置されている区画 (2)　中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 (3)　運転員が，溢水が発生した区画を特定するためにアクセスする通路部又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部 溢水防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定する。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
溢水評価に当たっては，ロ．(7)(i)(c)-⑧溢水防護対象設備の機能喪失高さ（溢水の影響を受けて，溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ）及び溢水防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，ロ．(7)(i)(c)-⑨評価の条件を設定する。	1.7.15.5　溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針 ＜中略＞ (2)　溢水経路の設定 溢水影響評価において考慮する溢水経路は，溢水防護区画とその他の区画(溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉，壁開口部及び貫通部，天井開口部及び貫通部，床面開口部及び貫通部，床ドレンの連接状況及びこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える経路を設定する。 ＜中略＞	溢水評価に当たっては，ロ．(7)(i)(c)-⑧溢水の影響を受けて，溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)及び溢水防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，ロ．(7)(i)(c)-⑨溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。 また，消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は，開放した防水扉及び水密扉からの消火水の伝播を考慮する。 防水扉及び水密扉については，扉の閉止運用を保安規定に定めて，管理する。 6.5　溢水防護建屋内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 6.5.1　没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量，溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。 また，壁(貫通部止水処置を含む。)，防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁の設置等の対策を行うことにより，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわない設計とする。 6.5.2　被水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水，消火水等による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し，影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 また，保護構造を有する設計，溢水防護板の設置等の対策により，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。 消火水等の放水による溢水に対しては，溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において固定式消火設備等の水を用いない消火手段を採用することにより，被水の影響が発生しない設計とする。 なお，水を用いる消火活動を行う場合には，水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため，溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留	設工認のロ．(7)(i)(c)-⑧は，事業変更許可申請書(本文)のロ．(7)(i)(c)-⑧と同義であり整合している。 設工認のロ．(7)(i)(c)-⑨は，事業変更許可申請書(本文)のロ．(7)(i)(c)-⑨を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		意事項として保安規定に定めて，管理する。 6.5.3　蒸気影響に対する評価及び防護設計方針 　想定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を確認するために，空調条件や解析区画を設定して解析を実施し，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわないことを評価する。 　また，自動で漏えい蒸気を隔離する自動検知・遠隔隔離システムの設置等の対策，溢水防護対象設備への蒸気曝露試験又は机上評価による健全性の確認により，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわない設計とする。 6.5.4　燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシング後の機能維持に関する溢水評価及び防護設計方針 　基準地震動Ｓｓによる地震力によって生じるスロッシングにより，燃料貯蔵プール・ピット等の外へ漏えいする溢水量を三次元流動解析により評価する。 　その際，燃料貯蔵プール・ピット等の周囲に止水板及び蓋を設置することにより溢水量を低減する設計とする。 　算出した溢水量からスロッシング後の燃料貯蔵プール・ピット等の水位低下を考慮しても，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能が確保されることを確認し，それらを用いることにより適切な水温及び遮蔽に必要な水位を維持できる設計とする。 6.6　屋外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 6.6.1　溢水防護建屋に対する溢水評価及び防護設計方針 　屋外で発生を想定する溢水が，溢水防護区画に流入しないことを評価する。 　また，屋外で発生を想定する溢水に対しては，屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした溢水防護建屋内への流入を壁(貫通部止水処置を含む。)，扉，堰等により防止する設計とすることにより，建屋内の溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 6.6.2　屋外の溢水防護対象設備に対する溢水評価及び防護設計方針 　屋外で発生を想定する溢水により屋外の溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを，溢水防護建屋内で発生する溢水に関する溢水評価と同		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		様に評価する。 　また，屋外で発生を想定する溢水に対しては，地表面に滞留を想定する溢水水位を上回る機能喪失高さを確保することにより屋外の溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわない設計及び水の浸入経路からの水の浸入を防ぐ保護機構を有する設計とすることにより，屋外の溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。 第2章　個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.3　その他の主要な事項 7.3.5　溢水防護設備 　溢水防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「2.　地盤」，「3.　自然現象等」，「5.　火災等による損傷の防止」，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7.　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9.　設備に対する要求」に基づくものとする。 　安全機能を有する施設は，再処理施設内における溢水が発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 　そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による溢水，再処理施設内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水又は燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水が発生した場合においても，溢水防護設備により，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 　また，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能を維持できる設計とする。		
ロ．(7)(i)(c)-⑩溢水評価において，溢水影響を軽減するための壁，扉，堰等の溢水防護設備については，必要により保守点検等の運用を適切に実施することにより，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。		ロ．(7)(i)(c)-⑩溢水防護設備については，保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて，管理する。	事業変更許可申請書（本文）ロ．(7)(i)(c)-⑩は保安規定にて対応する。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
（d）化学薬品の漏えいによる損傷の防止	1.7.16　化学薬品の漏えい防護に関する設計 1.7.16.1　化学薬品の漏えい防護に関する設計方針	（基本設計方針） 第1章　共通項目 7.　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止 7.1　化学薬品の漏えいから防護する設備及び設計方針		
安全機能を有する施設は，再処理施設内ロ.(7)(i)(d)-①が化学薬品の漏えいの影響（漏えいに伴い発生する有毒ガスを含む。）を受ける場合においても，その安全機能を確保するために，化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない方針とする。	事業指定基準規則の要求事項を踏まえ，安全機能を有する施設は，再処理施設が化学薬品の漏えいの影響（漏えいに伴い発生する有毒ガスを含む）を受ける場合においても，その安全機能を確保するために，化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない方針とする。	安全機能を有する施設は，再処理施設内ロ.(7)(i)(d)-①における化学薬品の漏えいの発生（漏えいに伴い発生する有毒ガスを含む。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置を講じることにより，化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない設計とする。	設工認のロ.(7)(i)(d)-①は，事業変更許可申請書（本文）のロ.(7)(i)(d)-①を具体的に記載しており整合している。	
ここで，安全機能を有する施設のうち，ロ.(7)(i)(d)-②再処理施設内部で想定される化学薬品の漏えいに対して，冷却，水素掃気，火災及び爆発の防止，臨界防止等の安全機能を維持するために必要な設備（以下「化学薬品防護対象設備」という。）として，安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出し，これらの設備が，没水，被水及び蒸気の影響評価手法等を参考に，漏えいした化学薬品の影響を受けて，その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。	そのために，内部溢水ガイドを参考に，化学薬品防護対象設備として，安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出し，これらの設備が，内部溢水ガイドに示す没水，被水及び蒸気の影響評価手法等を参考に，漏えいした化学薬品の影響を受けて，その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。	ここで，安全機能を有する施設のうち，ロ.(7)(i)(d)-②安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する建物・構築物，系統及び機器を化学薬品の漏えいから防護する設備(以下「化学薬品防護対象設備」という。)とし，これらの設備が，没水，被水及び蒸気の影響評価手法等を参考に，漏えいした化学薬品の影響を受けて，その安全機能を損なわない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計)とする。 化学薬品防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，化学薬品の漏えいによる損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。 化学薬品の漏えいに伴い発生する有毒ガスに対しては，漏えいした化学薬品から有毒ガスが発生し，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋に到達するおそれがある場合には，運転員並びに設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口の遮断，中央制御室内及び緊急時対策建屋内の空気の再循環運転，防護具の着用等の措置を	設工認のロ.(7)(i)(d)-②は，事業変更許可申請書（本文）のロ.(7)(i)(d)-②と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
ロ．(7)(i)(d)-③そのために，化学薬品の漏えい防護に係る設計時に再処理施設内において発生が想定される化学薬品の漏えいの影響評価（以下「化学薬品の漏えい評価」という。）を実施する。		講じることにより，安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。 有毒ガスが発生した場合に再処理施設の安全性を確保するために必要な措置をとるための設計方針については，第2章　個別項目の「4.3　制御室」及び「7.3　その他の主要な事項」の「7.3.9 緊急時対策所」に示す。 ロ．(7)(i)(d)-③化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいにより安全機能を損なわない設計であることを確認するために，再処理施設内において発生が想定される化学薬品の漏えいの影響を評価(以下「化学薬品の漏えい評価」という。)する。 また，化学薬品の漏えい評価に当たっては，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故(以下「事故等」という。)に対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常事象を収束できる設計とする。 なお，化学薬品の漏えい評価の条件に見直しがある場合は，化学薬品の漏えい評価への影響確認を行うことを保安規定に定めて，管理する。 7.2　再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針 再処理施設において使用する化学薬品のうち，プロセス工程(以下「再処理プロセス」という。)において大量に取り扱う硝酸，水酸化ナトリウム，リン酸トリブチル ，n-ドデカン，硝酸ヒドラジン，硝酸ヒドロキシルアミン及び炭酸ナトリウムは，試薬建屋の化学薬品貯蔵供給設備に保有し，必要な量を各施設の化学薬品貯蔵供給系に移送する設計とする。 化学薬品の取扱いの基本方針として，化学薬品を内包する設備及び化学薬品を内包又は化学薬品が通過する継ぎ手部に対する適切な材料選定，当該継ぎ手部への飛散防止措置並びに漏えいが生じるおそれのある区画，伝播経路及びそれらに設置する機器に対する腐食性ガスの発生等の副次的な影響を低減する設計により，再処理施設及び従事者の安全性を確保する。	設工認のロ．(7)(i)(d)-③は，事業変更許可申請書（本文）のロ．(7)(i)(d)-③を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		また，化学薬品の漏えい及び化学薬品の漏えいに伴い発生する有毒ガスに備えた運転員，敷地内の作業員等の安全確保に係る対応として，作業リスクに応じた防護具の着用や漏えい発生時の作業員の対応及び必要な資機材を配備することを保安規定に定めて，管理する。		
また，再処理施設内の化学薬品の安全管理に係る ロ．(7)(i)(d)-④ 手順を整備する。	さらに，再処理施設内の化学薬品の安全管理に係る手順を定める。以下に化学薬品の安全管理に対する必要な手順等を示す。	さらに，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所における有毒ガスによる影響を防止するための再処理施設内の化学薬品の安全管理に係る ロ．(7)(i)(d)-④ 対応として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・化学薬品から発生する有毒ガスの影響を考慮し，敷地内で保有する化学薬品の種類，量，濃度等に制限を設けること ・敷地内への化学薬品の受入れに当たっては，敷地内の運搬ルート及び運搬先を含めた運搬計画を定めること ・敷地内への化学薬品の受入れ時は，敷地内で複数の輸送容器による運搬を同時に行わないこと ・敷地内への化学薬品の受入れ時に立会人を設け，漏えい又は異臭等の異常を確認した場合には通信連絡設備により当該事象の発生を必要な箇所に通報連絡すること及び敷地外の化学薬品の漏えいに対し，公的機関から情報を入手した者等が通信連絡設備により当該事象の発生を必要な箇所に通報連絡すること	事業変更許可申請書（本文）の ロ．(7)(i)(d)-④ は，保安規定にて対応する。	
	1.7.16.3　化学薬品防護対象設備の抽出及び設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針 1.7.16.3.2　設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針 ＜中略＞	7.3　設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針 化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいの影響を受ける場合においても安全機能を損なわないことを評価するために，化学薬品防護対象設備の抽出及び設計上考慮すべき化学薬品を設定する。 また，有毒ガスの発生の観点では，有毒ガスの発生要因(揮発，分解，接触，燃焼等)を踏まえ，急性毒性又は中枢神経への影響を及ぼすおそれのある化学薬品(構成部材と反応する場合を含む。)を抽出する。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		7.3.1　漏えいによる影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出 再処理事業所内で用いられる化学薬品及び化学薬品防護対象設備の構成部材から，化学薬品防護対象設備の安全機能に影響を及ぼす化学薬品と構成部材の組合せを決定するため，文献調査等により，漏えいによる損傷の防止の検討対象とする化学薬品及び構成部材を抽出する。		
	1.7.16.3.2.2　検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定	7.3.2　検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定		
ロ．(7)(i)(d)-⑤また，これらの設計に当たり，化学薬品防護対象設備の安全機能を短時間で損なうおそれのある化学薬品を設定する。	検討対象とする化学薬品と構成部材を組み合わせることで生じる腐食等により，化学薬品防護対象設備の安全機能に短時間で影響を及ぼすおそれのある化学薬品を設計上考慮すべき対象として設定する。 ＜中略＞	検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せごとの腐食試験(浸漬及び曝露試験を含む。)又は文献調査の結果から，ロ．(7)(i)(d)-⑤化学薬品防護対象設備の安全機能に短時間で影響を及ぼすおそれのある化学薬品を設計上考慮すべき化学薬品として設定する。 なお，ここでいう短時間とは，事故等の対処期間として見込んでおり，漏えいした化学薬品の回収等の実施期間として見込むことのできる7日間とする。	設工認のロ．(7)(i)(d)-⑤は，事業変更許可申請書（本文）のロ．(7)(i)(d)-⑤と同義であり整合している。	
	1.7.16.4　考慮すべき化学薬品の漏えい事象	7.4　考慮すべき化学薬品の漏えい事象		
化学薬品の漏えい評価では，化学薬品の漏えい源として発生要因別に分類した以下の化学薬品の漏えいをロ．(7)(i)(d)-⑥主として想定する。	化学薬品の漏えい源及び化学薬品の漏えい量としては，発生要因別に分類した以下の化学薬品の漏えいを想定して評価することとし，評価の条件については内部溢水ガイドを参考とする。 ＜中略＞	化学薬品の漏えい評価では，化学薬品の漏えい源として発生要因別に分類した以下の化学薬品の漏えいをロ．(7)(i)(d)-⑥想定する。 (1) 化学薬品の漏えいの影響を評価するために想定する機器の破損等 により生じる化学薬品の漏えい(以下「想定破損による化学薬品の漏えい」という。) (2) 再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えい(以下「消火剤の放出による化学薬品の漏えい」という。) (3) 地震に起因する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい(以下「地震起因による化学薬品の漏えい」という。)	設工認のロ．(7)(i)(d)-⑥は，事業変更許可申請書（本文）のロ．(7)(i)(d)-⑥と同義であり整合している。	

火Ｇ Ｃ

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		(4)　その他の要因(地震以外の自然現象，誤操作等)により生じる化学薬品の漏えい(以下「その他の化学薬品の漏えい」という。) 化学薬品の漏えい源となり得る機器は，化学薬品を内包する配管及び容器(塔，槽類を含む。)とし，設計図書(施工図面等)及び必要に応じ現場確認等により抽出を行ったうえ，耐震評価及び応力評価を踏まえ選定する。なお，液体状の化学薬品については，「6.2 考慮すべき溢水事象」で溢水源として想定する。 7.5　化学薬品の漏えい源及び化学薬品の漏えい量の設定 7.5.1　想定破損による化学薬品の漏えい 想定破損による化学薬品の漏えいは，1系統における単一の機器の破損を想定し，化学薬品の漏えい源となり得る機器は設計上考慮すべき化学薬品を内包する配管とし，配管の破損箇所を化学薬品の漏えい源として設定する。 また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。 配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。 ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。 高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		化学薬品の漏えい源として設定する配管の破損箇所は化学薬品防護対象設備への化学薬品の漏えいの影響が最も大きくなる位置とし，化学薬品の漏えい量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの隔離（運転員の状況確認及び隔離操作を含む。）により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の漏えい量として隔離範囲内の系統の保有量を合算して設定する。 なお，手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。 7.5.2　消火剤の放出による化学薬品の漏えい 消火設備については，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても，化学薬品防護対象設備に影響を与えない設計とすることを第2章　個別項目の「7.3.3　火災防護設備」に示していることから，消火剤の放出による化学薬品の漏えいは，化学薬品の漏えい源として設定しない。 7.5.3　地震起因による化学薬品の漏えい 地震起因による化学薬品の漏えいについては，耐震Ｓクラス機器は基準地震動Ｓｓによる地震力によって破損は生じないことから，設計上考慮すべき化学薬品を内包する系統のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を化学薬品の漏えい源として設定する。 ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性が確保されるものについては，化学薬品の漏えい源として設定しない。 化学薬品の漏えい量の算出に当たっては，化学薬品の漏えいが生じるとした機器について，化学薬品防護対象設備への漏えいの影響が最も大きくなるように評価する。 化学薬品の漏えい源となる系統については全保有量を考慮した上で，設計上考慮すべき化学薬品を内包する機器のうち，基準地震動Ｓｓによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，化学薬品の漏えい源となる配管は，破損形状を完全全周破断とし，化学薬品の漏えい源となる容器は，全保有量を漏えい量として設定する。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		7.5.4　その他の化学薬品の漏えい その他の化学薬品の漏えいについては，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う化学薬品の漏えい，化学薬品防護対象設備を設置する区画(以下「化学薬品防護区画」という。)内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には，飛来物等による屋外タンクの破損，化学薬品の運搬及び補給のために一時的に再処理事業所に立ち入るタンクローリ等の破損のような間接的な影響，機器ドレン，機器損傷(配管以外)，人的過誤及び誤作動による漏えいを想定し，各事象において漏えい源及び漏えい量を設定する。		
	1.7.16.6　化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路を設定するための方針 （1）　化学薬品防護区画の設定	7.6　化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定		
ロ．(7)(i)(d)-⑦また，化学薬品の漏えい評価に当たっては，化学薬品防護対象設備を設置する区画（以下「化学薬品防護区画」という。）を設定し，	化学薬品の漏えい防護に対する評価対象区画を化学薬品防護区画として，以下のとおり設定する。	ロ．(7)(i)(d)-⑦化学薬品の漏えい評価に当たっては，化学薬品防護区画を以下のとおり設定する。 ＜中略＞ 7.5.4　その他の化学薬品の漏えい その他の化学薬品の漏えいについては，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う化学薬品の漏えい，化学薬品防護対象設備を設置する区画(以下「化学薬品防護区画」という。)内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 ＜中略＞ 7.6　化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定 化学薬品の漏えい評価に当たっては，化学薬品防護区画を以下のとおり設定する。 (1) 化学薬品防護対象設備が設置されている区画 (2) 中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 (3) 運転員が，化学薬品の漏えいが発生した区画を特定するためにアクセスする通路部 又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部	設工認のロ．(7)(i)(d)-⑦は，事業変更許可申請書（本文）のロ．(7)(i)(d)-⑦と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		化学薬品防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定する。		
化学薬品の漏えい評価ロ．(7)(i)(d)-⑧がより厳しい結果を与えるように化学薬品の漏えい経路を設定する。		化学薬品の漏えい評価ロ．(7)(i)(d)-⑧に当たっては，化学薬品の漏えいの影響を受けて，化学薬品防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)及び化学薬品防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，化学薬品防護区画内の液位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える化学薬品の漏えい経路を設定する。 防水扉及び水密扉については，扉の閉止運用を保安規定に定めて，管理する。	設工認のロ．(7)(i)(d)-⑧は，事業変更許可申請書（本文）のロ．(7)(i)(d)-⑧を具体的に記載しており整合している。	
1)化学薬品の漏えいの影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい 2）再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えい 3）地震に起因する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい	1.7.16.4　考慮すべき化学薬品の漏えい事象 ＜中略＞ (1) 化学薬品の漏えいの影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい（以下「想定破損による化学薬品の漏えい」という。） (2) 再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えい（以下「消火剤の放出による化学薬品の漏えい」という。） (3) 地震に起因する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい（以下「地震起因による化学薬品の漏えい」という。） ＜中略＞	7.4　考慮すべき化学薬品の漏えい事象 ＜中略＞ (1) 化学薬品の漏えいの影響を評価するために想定する機器の破損等 により生じる化学薬品の漏えい(以下「想定破損による化学薬品の漏えい」という。) (2) 再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えい(以下「消火剤の放出による化学薬品の漏えい」という。) (3) 地震に起因する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい(以下「地震起因による化学薬品の漏えい」という。) ＜中略＞		
化学薬品の漏えい評価に当たっては，化学薬品防護対象設備の機能喪失高さ（化学薬品の漏えいの影響を受けて，化学薬品防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ）及び化学薬品防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，ロ．(7)(i)(d)-⑨評価の条件を設定する。	1.7.16.6　化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路を設定するための方針 （2）　化学薬品の漏えい経路の設定 化学薬品の漏えい経路の設定の考え方は，「1.7.15.5 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針」の「(2) 溢水経路の設定」と同様である。その上で，漏えい経路上の防水扉，堰等の流入防止機能に期待する場合は，漏えいした化学薬品の影響を考慮しても，当該機能を維持できるものとする。	7.6　化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定 ＜中略＞ 化学薬品の漏えい評価に当たっては，化学薬品の漏えいの影響を受けて，化学薬品防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)及び化学薬品防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，ロ．(7)(i)(d)-⑨化学薬品防護区画内の液位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える化学薬品の漏えい経路を設定する。 ＜中略＞	設工認のロ．(7)(i)(d)-⑨は，事業変更許可申請書(本文)のロ．(7)(i)(d)-⑨を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		第2章　個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.3　その他の主要な事項 7.3.6　化学薬品防護設備 化学薬品防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「2.　地盤」，「3.　自然現象等」，「5.　火災等による損傷の防止」，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7.　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9.　設備に対する要求」に基づくものとする。 安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合(漏えいに伴い有毒ガスが発生した場合を含む)においても，安全機能を損なわない設計とする。 そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による化学薬品の漏えい又は再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えいが発生した場合においても，化学薬品防護設備により，化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。		
ロ．(7)　(i)(d)-⑩化学薬品の漏えい評価において，化学薬品の漏えいの影響を軽減するための壁，扉，堰等の化学薬品防護設備については，化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を軽減する機能が損なわれない設計にするとともに，必要により保守点検等の運用を適切に実施することにより，化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。		ロ．(7)　(i)(d)-⑩化学薬品防護設備については，化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を軽減する機能が損なわれない設計にするとともに，保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて，管理する。	事業変更許可申請書(本文)の ロ．(7)　(i)(d)-⑩は，保安規定にて対応する。	

火GC

分離 C

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		（基本設計方針） 第１章 共通項目 9.　設備に対する要求 9.1　安全機能を有する施設 9.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針 (3) 操作性の考慮 安全機能を有する施設の設置場所は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても従事者による操作及び復旧作業に支障がないように，遮蔽の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で，設置場所から操作可能，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能，又は過度な放射線被ばくを受けないよう遮蔽機能を確保した中央制御室若しくは使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から操作可能な設計とする。 また，従事者が必要な操作及び措置を行えるように換気設備を設ける設計とする。		
	1.1.1　安全機能を有する施設に関する基本方針 ⑯ 安全機能を有する施設は，誤操作を防止するための措置を講ずる設計とする。			
	1.9.13　誤操作の防止 適合のための設計方針 第１項について 安全機能を有する施設は，誤操作を防止するための措置を講ずる設計とする。 運転員の誤操作を防止するため，盤の配置及び操作器具，弁等の操作性に留意するとともに，計器表示，警報表示により再処理施設の状態が正確，かつ，迅速に把握できる設計とする。また，保守点検において誤りを生じにくいよう留意した設計とする。 安全機能を有する施設の制御盤は，設備の監視及び制御が可能となるように，計器表示，警報表示及び操作器具を配置するとともに，計器表示，警報表示は，運転員の誤判断を防止し，再処理施設の状態を正確，かつ，迅速に把握できるよう，色分けや銘板により容易に識別できる設計とする。操作器具は，系統ごとにグルー			
⑵ 誤操作の防止 安全機能を有する施設は，運転員による誤操作を防止するため，機器，ロ(7)(e)-①弁等に対して系統等による色分けや銘板取り付け等による識別管理ロ(7)(e)-②を行うとともに，人間工学上の諸因子，操作性及び保守点検を考慮した盤の配置ロ(7)(e)-③，再処理施設の状態が正確，かつ，迅速に把握できる計器表示，警報表示する設計とする。		安全機能を有する施設は，運転員による誤操作を防止するため，機器，ロ(7)(e)-①配管，弁及び盤に対して系統等による色分けや銘板取り付け等による識別管理ロ(7)(e)-②等を行い，人間工学上の諸因子，操作性及び保守点検を考慮した盤の配置ロ(7)(e)-③を行うとともに，計器表示，警報表示により再処理施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。	設工認のロ(7)(e)-①は事業変更許可申請書(本文)のロ(7)(e)-①を具体的に記載しており整合している。 設工認のロ(7)(e)-②は事業変更許可申請書(本文)のロ(7)(e)-②と同義であり整合している。 設工認のロ(7)(e)-③は事業変更許可申請書(本文)のロ(7)(e)-③	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
また，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後，ある時間までは，運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。 また，安全上重要な施設は，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても，容易に操作ができるよう，中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器，ロ(7)(e)-④弁等に対して，誤操作を防止するための措置をロ(7)(e)-⑤講ずることにより，簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。	プ化した配列にするとともに，色，形状等の視覚的要素により容易に識別できる設計とする。 運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後，ある時間までは，運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保されるよう，時間余裕が少ない場合においても安全保護回路により，異常事象を速やかに収束させることが可能な設計とする。 さらに，安全機能を有する施設の機器，弁等は，系統等による色分けや銘板取り付けなどの識別管理や視認性の向上を行うとともに，施錠管理により誤りを生じにくいよう留意した設計とする。 第２項について 安全上重要な施設は，容易に操作することができる設計とする。 運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）にあっても，誤操作を防止するための措置を講じた中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器，弁等により，簡単な手順によって必要な操作が可能な設計とする。 また，中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤は，操作器具，警報表示等の盤面器具を系統ごとにグループ化して集約し，操作器具の統一化（色，形状，大きさ等の視覚的要素での識別），並びに，操作器具の操作方法に統一性を持たせることで，通常運転，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故時において運転員の誤操作を防止するとともに，容易に操作することができる設計とする。 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室以外における操作が必要な安全上重要な施設の機器，弁等に対して，系統等による色分けや銘板取り付けなどの識別管理や視認性の向上を行い，運転員が容易に操作することができる設計とする。	また，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後，ある時間までは，運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保されるよう，時間余裕が少ない場合においても安全保護回路により，異常事象を速やかに収束させることが可能な設計とする。 安全保護回路に係る設計方針については，第２章　「4.　計測制御系統施設　4.2 安全保護回路」に示す。 安全上重要な施設は，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても，容易に操作ができるよう，中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器，ロ(7)(e)-④配管，弁及び盤に対して，誤操作を防止するための措置をロ(7)(e)-⑤講じ，また，簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。 なお，中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における誤操作防止については，第２章　「4.　計測制御系統施設　4.3　制御室」に示す。	と同義であり整合している。 設工認のロ(7)(e)-④は事業変更許可申請書(本文)のロ(7)(e)-④を具体的に記載しており整合している。 設工認のロ(7)(e)-⑤は事業変更許可申請書(本文)のロ(7)(e)-⑤と同義であり整合している。	

分離Ｃ

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		（基本設計方針） 第１章 共通項目 9.　設備に対する要求 9.1　安全機能を有する施設		
⑻　安全機能を有する施設 (ｲ)　安全機能を有する施設の設計方針 再処理施設のうち，安全機能を有する構築物，系統及び機器を安全機能を有する施設とする。	1.1.1　安全機能を有する施設に関する基本方針 ⑴　再処理施設のうち，「再処理施設の安全性を確保するために必要な構築物，系統及び機器」を「安全機能を有する施設」とし，「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）に適合した設計とする。	9.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針 (1)　安全機能を有する施設の基本的な設計 再処理施設のうち，重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし，安全機能を有する構築物，系統及び機器を，安全機能を有する施設とする。		
また，安全機能を有する施設のうち，その機能喪失により，公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため，放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する ロ(7)(g)-① 工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物，系統及び機器から構成される施設を，安全上重要な施設とする。	1.7.7.1　安全機能を有する施設の設計方針 ⑵　安全機能を有する施設のうち，その機能喪失により，公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため，放射性物質又は放射線が工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物，系統及び機器を，安全上重要な施設とする。	また，安全機能を有する施設のうち，その機能喪失により，公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため，放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する ロ(7)(g)-① 敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物，系統及び機器から構成される施設を，安全上重要な施設とする。	設工認の ロ(7)(g)-① は事業変更許可申請書（本文）の ロ(7)(g)-① と同義であり整合している。	
安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，その機能 ロ(7)(g)-② が確保されたものとするとともに，以下の設計を満足するものとする。	1.1.1　安全機能を有する施設に関する基本方針 ⑶　安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，その機能を確保するものとする。	安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，その機能 ロ(7)(g)-② を確保する設計とする。	設工認の ロ(7)(g)-② は事業変更許可申請書（本文）の ロ(7)(g)-② と同義であり整合している。	
		＜中略＞		
1)　安全機能を有する施設のうち，安全上重要な系統及び機器については，それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても，所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。 ただし，単一故障を仮定しても，安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は，多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。	1.7.7.1　安全機能を有する施設の設計方針 ⑷　安全上重要な施設は，機械又は器具の単一故障が発生した場合においてもその機能が失われることのない設計とする。	9.1.2　多重性又は多様性 安全機能を有する施設のうち，安全上重要な系統及び機器については，それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても，所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。 ただし，単一故障を仮定しても，安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は，多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。		

分離 B

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
2)　安全機能を有する施設は，ロ(7)(g)-③設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力，温度，湿度，線量等各種の環境条件において，その安全機能を発揮することができる設計とする。	1.1.1　安全機能を有する施設に関する基本方針 ⑸　安全機能を有する施設は，設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において，その安全機能を発揮できる設計とする。 1.7.7.1　安全機能を有する施設の設計方針 ⑸　安全機能を有する施設は，設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力，温度，湿度，線量等各種の環境条件において，その安全機能を発揮できる設計とする。	9.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針 (2)　環境条件の考慮 安全機能を有する施設は，ロ(7)(g)-③その安全機能の重要度に応じて，材料疲労，劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力，温度，湿度，放射線量，荷重，屋外の天候による影響（凍結及び降水），電磁的障害及び周辺機器等からの悪影響の全ての環境条件において，その安全機能を発揮することができる設計とする。 a.　環境圧力，環境温度及び湿度による影響，放射線による影響，屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重 安全機能を有する施設は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境圧力，環境温度及び湿度による影響，放射線による影響，屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても，安全機能を発揮できる設計とする。 b.　電磁波による影響 電磁的障害に対しては，安全機能を有する施設は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合においても，電磁波によりその安全機能が損なわれない設計とする。 c.　周辺機器等からの悪影響 安全機能を有する施設は，地震，火災，溢水，化学薬品の漏えい及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により，安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。	設工認のロ(7)(g)-③は事業変更許可申請書(本文)のロ(7)(g)-③を具体的に記載しており整合している。	

分離 B

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
3)　安全機能を有する施設は，その健全性及び能力を確認するため，その安全機能の重要度に応じ，再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。	1.1.1　安全機能を有する施設に関する基本方針 (6)　安全機能を有する施設は，その健全性及び能力を確認するため，その安全機能の重要度に応じ，再処理施設の運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。 1.7.7.1　安全機能を有する施設の設計方針 (6)　安全機能を有する施設は，その健全性及び能力を確認するため，その安全機能の重要度に応じ，再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。なお，安全上重要な機器等の健全性を確認するため，セル壁に貫通口を設ける設計とする。	9.1.3　検査・試験等 安全機能を有する施設は，その健全性及び能力を確認するため，その安全機能の重要度に応じ，再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする ロ(7)(g)-④ とともに，安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とし，そのために必要な配置，空間及びアクセス性を備えた設計とする。	設工認の ロ(7)(g)-④ は事業変更許可申請書(本文)の ロ(7)(g)-④ と同義であり整合している。	
4)　ロ(7)(g)-④ 安全機能を有する施設は，その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。	1.1.1　安全機能を有する施設に関する基本方針 (7)　安全機能を有する施設は，安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。 1.7.7.1　安全機能を有する施設の設計方針 (7)　安全機能を有する施設は，その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。なお，安全上重要な機器等の安全機能を維持するために，必要に応じて保守セル等を設ける設計とする。			
5)　安全機能を有する施設は，再処理施設内におけるポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって，その安全機能を損なわない設計とする。 ロ(7)(g)-⑤ 内部発生飛散物とは，ガス爆発，重量機器の落下等によって発生する飛散物をいう。 なお，二次的飛散物，火災，化学反応，電気的損傷，配管の損傷，機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。	1.1.1　安全機能を有する施設に関する基本方針 (8)　安全機能を有する施設は，再処理施設内における溢水又は化学薬品の漏えい及びポンプその他の機器の損壊に伴う飛散物により，安全機能を損なわない設計とする。 1.7.7.1　安全機能を有する施設の設計方針 (8) 安全機能を有する施設は，再処理施設内におけるポンプその他の機器の損壊に伴う飛散物により，安全機能を損なわない設計とする。 1.7.7.4　内部発生飛散物による損傷の防止に関する設計方針 安全機能を有する施設は，想定するポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下	9.1.4　内部発生飛散物に対する考慮 安全機能を有する施設は，再処理施設内におけるポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物 ロ(7)(g)-⑤ (以下「内部発生飛散物」という。)によって，その安全機能を損なわない設計とする。 なお，二次的飛散物，火災，化学反応，電気的損傷，配管の損傷，機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。	設工認の ロ(7)(g)-⑤ は事業変更許可申請書(本文)の ロ(7)(g)-⑤ と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
	「内部発生飛散物」という。）の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために，内部発生飛散物に対して安全機能を損なわない設計とする。			
安全機能を有する施設のうち，内部発生飛散物から防護する施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を ロ(7)(g)-⑥ 抽出し，内部発生飛散物により冷却，水素掃気，火災・爆発の防止，臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。	その上で，内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を，全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器とする。内部発生飛散物から防護する施設（以下「内部発生飛散物防護対象設備」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を抽出し，内部発生飛散物により冷却，水素掃気，火災・爆発の防止，臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。 〈中略〉	安全機能を有する施設のうち，内部発生飛散物から防護する施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を ロ(7)(g)-⑥ 対象とする。安全上重要な構築物，系統及び機器は，内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。	設工認の ロ(7)(g)-⑥ は事業変更許可申請書（本文）の ロ(7)(g)-⑥ と同義であり整合している。	
ロ(7)(g)-⑦ その他の安全機能を有する施設については，内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	上記に含まれない安全機能を有する施設については，内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	ロ(7)(g)-⑦ 上記に含まれない安全機能を有する施設は，内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。 内部発生飛散物の発生要因として，重量物の落下による飛散物，回転機器の損壊による飛散物を考慮し，発生要因に対してつりワイヤ等を二重化，逸走を防止するための機構の設置，誘導電動機又は調速器を設けることにより過回転とならない設計とする等により飛散物の発生を防止できる設計とする。 なお，上記に示す内部発生飛散物の発生を防止する設計としていることから，内部発生飛散物による二次的影響はない。	設工認の ロ(7)(g)-⑦ は事業変更許可申請書（本文）の ロ(7)(g)-⑦ と同義であり整合している。	

分離 B

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
6)　安全機能を有する施設のうち，廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設ロ(7)(g)-⑧等と共用するものは，共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。	1.1.1　安全機能を有する施設に関する基本方針 (9)　安全機能を有する施設は，二以上の原子力施設と共用する場合には，再処理施設の安全性を損なわない設計とする。 1.7.7.1　安全機能を有する施設の設計方針 (9)　安全機能を有する施設は，二以上の原子力施設と共用する場合には，再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	9.1.5　共用に対する考慮 安全機能を有する施設のうち，廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設ロ(7)(g)-⑧又は使用施設と共用するものは，共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。	設工認のロ(7)(g)-⑧ 事業変更許可申請書(本文)のロ(7)(g)-⑧を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
⑹　運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止 ロ(7)(h)-①安全機能を有する施設は，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を選定し，解析及び評価を実施することにより，運転時の異常な過渡変化時においては，温度，圧力，流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また，設計基準事故時においては，工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。	1.9.16　運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止 適合のための設計方針 ＜中略＞ 事故等の拡大の防止の観点から，安全機能を有する施設は，次に掲げる要件を満たす設計とする。 ⑴　運転時の異常な過渡変化時において，パラメータ（温度，圧力，流量その他の再処理施設の状態を示す事項）を安全設計上許容される範囲内に維持できるものであること。 ⑵　設計基準事故時において，安全上重要な施設の機能により，工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。	（基本設計方針） 第１章 共通項目 9.　設備に対する要求 9.1　安全機能を有する施設 9.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針 (1)　安全機能を有する施設の基本的な設計 ＜中略＞ ロ(7)(h)-①安全機能を有する施設は，運転時の異常な過渡変化時において，温度，圧力，流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また，設計基準事故時においては，敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。 運転時の異常な過渡変化時において，安全機能を有する施設の健全性を確保するために必要なパラメータを想定される範囲内に制御し，想定される範囲内で監視するために計測制御設備を設ける設計とする。 計測制御設備に係る設計方針については，第２章「4. 計測制御系統施設　4.1 計測制御設備」に示す。 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において，これらの異常な状態を検知し，これらの核的，熱的及び化学的制限値を超えないようにするためこれらを抑制し，又は防止するための設備の作動を速やかに，かつ，自動で開始させる安全保護回路を設ける設計とする。 安全保護回路に係る設計方針については，第２章「4. 計測制御系統施設　4.2 安全保護回路」に示す。	設工認のロ(7)(h)-①は事業変更許可申請書(本文)のロ(7)(h)-①と同義であり整合している。	

分離 B

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
(ⅲ)　その他 (a)　ロ(ⅲ)-①再処理施設は，設計，製作，建設，試験及び検査を通じて信頼性の高いものとする。	1.1.1　安全機能を有する施設に関する基本方針 (19)　再処理施設は，設計，材料の選定，製作，建設，試験及び検査を通じ，原則として現行国内法規に基づく規格及び基準により，信頼性の高いものとする。ただし，外国の規格及び基準による場合又は規格及び基準で一般的でないものを適用する場合には，それらの規格及び基準の適用の根拠，国内法規に基づく規格及び基準との対比並びに適用の妥当性を明らかにするものとする。 1.9.15　安全機能を有する施設 ＜中略＞ 安全機能を有する施設の設計，材料の選定，製作及び検査に当たっては，原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また，これらに規定がない場合においては，必要に応じて，十分実績があり，信頼性の高い国外の規格，基準等に準拠する。	(基本設計方針) 第１章 共通項目 9.　設備に対する要求 9.1　安全機能を有する施設 9.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針 (4)　規格及び基準に基づく設計 ロ(ⅲ)-①安全機能を有する施設の設計，材料の選定，製作，建設，試験及び検査に当たっては，これを信頼性の高いものとするために，原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また，これらに規定がない場合においては，必要に応じて，十分実績があり，信頼性の高い国外の規格，基準に準拠するか，又は規格及び基準で一般的でないものを，適用の根拠，国内法規に基づく規格及び基準との対比並びに適用の妥当性を明らかにしたうえで適用する。 (1)～(4)に基づき設計する安全機能を有する施設の維持管理に当たっては，保安規定に基づき，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。 なお，安全機能を有する施設を構成する部品のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備，安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	設工認のロ(ⅲ)-①は事業変更許可申請書(本文)のロ(ⅲ)-①を具体的に記載しており整合している。	

分離 B

分離 B

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
⑹　使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設は，再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。			事業変更許可申請書(本文)において許可を受けた使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の先行使用の設計については，手続きを完了し，使用を開始していることから，本設工認対象外である。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
リ．その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 （２）給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 （ｉ）給水施設 （ａ）構造 (イ) 設計基準対象の施設	9.5 冷却水設備 9.5.1 設計基準対象の施設 9.5.1.1 概要	（基本設計方針） 7.2 給水施設及び蒸気供給施設 7.2.2　冷却水設備	事業変更許可申請書（本文）第四号リ項において，設工認の内容は，以下の通り整合している。	
		冷却水設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「2. 地盤」，「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。		
給水施設は，再処理施設の運転に必要なろ過水，純水等を確保，供給する給水処理設備及び		今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	
再処理施設内の各施設で発生する熱を除去し，冷却塔から大気に放熱するリ（２）（ｉ）(a)－①冷却水設備で構成する。 冷却水設備は，一般冷却水系及び安全冷却水系で構成リ（２）（ｉ）(a)－②する。	冷却水設備は，一般冷却水系及び安全冷却水系で構成し，再処理施設内の各施設で発生する熱を除去する設備である。	冷却水設備は，一般冷却水系及び安全冷却水系で構成リ（２）（ｉ）(a)－②し，再処理施設内の各施設で発生する熱を除去し，冷却塔から大気に放熱リ（２）（ｉ）(a)－①する設計とする。	設工認のリ（２）（ｉ）(a)－①は，事業変更許可申請書（本文）リ（２）（ｉ）(a)－①と同義であり整合している。 設工認のリ（２）（ｉ）(a)－②は，事業変更許可申請書（本文）リ（２）（ｉ）(a)－②と同義であり整合している。	
		＜中略＞		
給水処理設備のうち，ろ過水を供給する設備は，廃棄物管理施設及びＭＯＸ燃料加工施設へろ過水を供給するため，廃棄物管理施設及びＭＯＸ燃料加工施設と共用し，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。		今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	
また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用するモニタリングポストの非常用電源設備である第１非常用ディーゼル発電機の熱を除去するため，ＭＯＸ燃料加工施設と共用し，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。		今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔Ａ，Ｂは，高さ約10ｍ，面積約1,100ｍ^{2}の構築物である。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔Ｂ基礎 機器配置概要図を第46図に示す。		今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	
再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔Ａは，前処理建屋北側の地上に設置する高さ約11ｍ，面積約830ｍ^{2}の構築物である。		今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	
再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔Ｂは，高さ約11ｍ，面積約830ｍ^2 リ（２）（ｉ）(a)－③の構築物である。			設工認のリ（２）（ｉ）(a)－③は，事業変更許可申請書（本文）リ（２）（ｉ）(a)－③と同義であり整合している。	
第２非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔Ａ，Ｂは，高さ約８ｍ，面積約140ｍ^{2}の構築物である。		今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	
		7.2.2.2　安全冷却水系 安全冷却水系は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用，再処理設備本体用並びに第２非常用ディーゼル発電機用の系統で構成する設計とする。 (1)　使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 （使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系に係る基本設計方針については，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系の詳細設計の対象となる申請書で示す。） (2)　再処理設備本体用 再処理設備本体用の安全冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって再処理設備本体，計測制御系統施設，放射性廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設の機器類等に冷却水を供給し，各施設で発生する熱を除去する設計とする。 再処理設備本体用の安全冷却水系の冷却水は，崩壊熱により溶液が沸騰するおそれのある機器の崩壊熱の除去，安全圧縮空気系の空気圧縮機の冷却，建屋換気空調等のために供給する設計とする。 再処理設備本体用の安全冷却水系は，独立した２系列の冷却塔，冷却水循環ポンプ等により構成し，１系列の運転でも必要とする熱除去ができる容量を有する設計とする。		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		崩壊熱除去用の冷却水は，各建屋に中間熱交換器を設置して熱交換し，冷却水循環ポンプで各施設の機器に設ける冷却コイル又は冷却ジャケットに冷却水を供給する。崩壊熱による溶液の沸騰までの時間余裕が小さい場合は，中間熱交換器以降は独立した２系列とする設計とする。 崩壊熱除去用冷却水の供給が必要な施設は溶解施設の溶解設備の中間ポット，分離施設の分離設備の溶解液中間貯槽，精製施設のプルトニウム精製設備のプルトニウム溶液受槽等である。 再処理設備本体用の安全冷却水系は，その他再処理設備の附属施設の安全圧縮空気系の空気圧縮機へ直接供給し，また，制御建屋等で非常用所内電源系統に接続する建屋換気設備等へ冷凍機を介して供給する設計とする。 (3)　第２非常用ディーゼル発電機用 （第２非常用ディーゼル発電機用の安全冷却水系に係る基本設計方針については，第２非常用ディーゼル発電機用の安全冷却水系の詳細設計の対象となる申請書で示す。） 冷却水設備の対象となる主要な設備について，「表1-7-2-2 冷却水設備の主要設備リスト」に示す。		
（ｂ）主要な設備 (イ) 設計基準対象の施設 1)　給水処理設備 　i)　純水装置　　１式 2)　冷却水設備 　i)　安全冷却水系 　　使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用　安全冷却水系冷却塔（ＭＯＸ燃料加工施設と共用） 　　２　基（１基/系列）		【その他再処理設備の附属施設】（仕様表） 今回の申請対象外 今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。 次回申請以降に整合性を示す。	

安ユ B

事業変更許可申請書（本文）

再処理設備本体用　安全冷却水系冷却塔リ（２）（ｉ）(b)－①

２　基リ（２）（ｉ）(b)－②

（１基/系列）リ（２）（ｉ）(b)－①

事業変更許可申請書（添付書類六）

第9.5－1表(2)　冷却水設備の主要設備の仕様

(2) 安全冷却水系

冷却塔*		冷却水循環ポンプ		主要な冷却対象設備
伝熱容量（1基当たり）	基　数	容量（1台当たり）	台　数	
約　27MW（23×10⁶　kcal/h）（外気温29℃において）	2*	約 2,400 m³／h	3*（うち1台は予備）	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用
約　12MW（10×10⁶　kcal/h）（外気温29℃において）	2	約 1,800 m³／h	4（うち2台は予備）	再処理設備本体用等
約　4MW（4×10⁶　kcal/h）（外気温29℃において）	2	約　450 m³／h	2	第2非常用ディーゼル発電機用

注）*印の設備は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備である。

設工認申請書　該当事項

1.　設計条件及び仕様

1.1　給水施設及び蒸気供給施設

1.1.1　冷却水設備

1.1.1.1　安全冷却水系

（1）　熱交換器

				変更前	変更後
名称				安全冷却水冷却塔*2 [redacted]	リ（２）(i)(b)－①
種類			-	[redacted]	変更なし
冷却塔	容量	設計熱交換量	MW/個		
		設計冷却空気流量	kg/s		
	最高使用圧力		MPa		
	最高使用温度		℃		
	伝熱面積（伝熱管及びフィン外表面）*2		m²/個		
	主要寸法	全長	mm		リ（２）(i)(a)－③
		全幅	mm		
		全高	mm		
		伝熱管（内管）外径	mm		
		伝熱管（内管）厚さ	mm		
	主要材料	伝熱管（内管）	-		
		フィン	-		
		ヘッダー	-		
	耐火被覆	種類	-	-	耐火塗料*5*6
		厚さ	mm		3以上*7

（つづき）

				変更前	変更後
冷却塔	遮熱板*3*9	高さ（原動機側）	mm	-	[redacted]
		高さ（減速機側）	mm		
		厚さ	mm		
		主要材料	-		
原動機	種類		-	[redacted]	変更なし
	出力		kW/個		
	ファン台数		台		
個数			-	1	リ（２）(i)(b)－①
基礎	種類		-	[redacted]	
	主要寸法	たて×横	m		
		高さ	m		
	主要材料		-	鉄筋コンクリート	
	底面の標高		-	T.M.S.L. [redacted] m	
取付箇所	系統名（ライン名）		-	安全冷却水系*4	
	設置床		-	屋外 分析建屋付近 T.M.S.L. 55.00m*4	
	溢水防護上の区画番号		-	-	屋外
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		-		T.M.S.L. [redacted] m 以上
	化学薬品防護上の区画番号		-		屋外
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		-		T.M.S.L. [redacted] m 以上

整合性

設工認のリ（２）（ｉ）(b)－①は，事業変更許可申請書（本文）リ（２）（ｉ）(b)－①と同義であり整合している。

事業変更許可申請書において許可を受けたリ（２）（ｉ）(b)－②のうち１基は，次回申請以降に整合性を示す。

備考

<table>
<tr><th>事業変更許可申請書（本文）</th><th>事業変更許可申請書（添付書類六）</th><th>設工認申請書　該当事項</th><th>整合性</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>第２非常用ディーゼル発電機用　安全冷却水系冷却塔
２　基（１基/系列）</td>
<td></td>
<td>注記　＊１：公称値を示す。
＊２：記載の適正化を行う。既設工認には「伝熱面積（フィン外表面）」と記載。
＊３：記載の適正化を行う。既設工認には「安全冷却水Ａ，Ｂ冷却塔 [redacted] 」と記載。
＊４：既設工認の仕様表に記載がないため，記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。
＊５：建築基準法第２条第七号に基づく国土交通大臣の認定番号FP060CN-0707を取得した主材及び下塗り材を使用する。
＊６：周辺施設を含め，航空機墜落火災の想定位置を考慮し，支持架構等の構造を維持する必要がある部材については，火炎直近となる部材は全てを塗装対象とし，それ以外の部材は，別紙「離隔距離表」に基づき塗装範囲を決定する。板厚が表に記載されていない場合は，表に記載されている板厚の内，薄い側の離隔距離を用いる。
＊７：主材厚さを示す。
＊８：原動機及び減速機を対象とする。
＊９：遮熱板の受熱面側には支持架構と同じ仕様の耐火被覆を施工する。

安全上重要な施設に対する離隔距離表
<table>
<tr><th>材料</th><th>板厚
(mm)</th><th>必要離隔距離
(m)</th></tr>
<tr><td rowspan="19">炭素鋼</td><td>36</td><td>1</td></tr>
<tr><td>28</td><td>2</td></tr>
<tr><td>22</td><td>4</td></tr>
<tr><td>19</td><td>5</td></tr>
<tr><td>15</td><td>7</td></tr>
<tr><td>14</td><td>7</td></tr>
<tr><td>13</td><td>8</td></tr>
<tr><td>12</td><td>9</td></tr>
<tr><td>11</td><td>9</td></tr>
<tr><td>10</td><td>－</td></tr>
<tr><td>9</td><td>11</td></tr>
<tr><td>8</td><td>13</td></tr>
<tr><td>6.5</td><td>15</td></tr>
<tr><td>6.4</td><td>15</td></tr>
<tr><td>6</td><td>15</td></tr>
<tr><td>4.5</td><td>18</td></tr>
<tr><td>3.91</td><td>19</td></tr>
<tr><td>3.9</td><td>19</td></tr>
<tr><td>3.2</td><td>21</td></tr>
<tr><td>2.3</td><td>23</td></tr>
<tr><td>2.11</td><td>23</td></tr>
<tr><td>1.2</td><td>25</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ステンレス鋼</td><td>20</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>16</td></tr>
<tr><td>12</td></tr>
<tr><td>9</td></tr>
</table>
今回の申請対象外</td>
<td>次回申請以降に整合性を示す。</td>
<td></td>
</tr>
</table>

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
(4)　その他の主要な事項 前記「ハ．使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備」から「リ．その他再処理設備の附属施設の構造及び設備」に掲げる施設に係る分析設備，化学薬品貯蔵供給設備，火災防護設備，竜巻防護対策設備，溢水防護設備，化学薬品防護設備，補機駆動用燃料補給設備，放出抑制設備，水供給設備，緊急時対策所及び通信連絡設備を，以下に示す。		（基本設計方針） 第２章　個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.3　その他の主要な事項 7.3.3　火災防護設備 火災防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「2.地盤」，「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7.再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9.設備に対する要求」に基づくものとする。 火災防護設備は，火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。	事業変更許可申請書（本文）は概要の書き出しであり，詳細は後段に示す。	
（ⅲ）　火災防護設備 火災防護設備リ(4)(ⅲ)-①は，安全機能を有する施設に対する火災防護設備 と重大事故等対処施設に対する火災防護設備 リ(4)(ⅲ)-①で構成する。	9.10　火災防護設備 火災防護設備は，安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備で構成する。	火災防護設備リ(4)(ⅲ)-①の基本設計方針については，安全機能を有する施設が，火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。 今回の申請対象外 火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備並びに火災及び爆発の影響軽減設備については，以下の設計とする。	設工認のリ(4)(ⅲ)-①は，事業変更許可申請書（本文）リ(4)(ⅲ)-①を具体的に記載しており整合している。 次回申請以降に整合性を示す。	
リ(4)(ⅲ)-②安全機能を有する施設を火災から防護するための火災防護設備は，リ(4)(ⅲ)-③火災発生防止設備，火災感知設備，消火設備及び火災影響軽減設備で構成する。	9.10.1　安全機能を有する施設に対する火災防護設備 9.10.1.1　概　　要 再処理施設内の火災区域及び火災区画に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として，火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。	＜中略＞ 火災防護設備は，リ(4)(ⅲ)-②火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。	設工認のリ(4)(ⅲ)-②は，事業変更許可申請書（本文）リ(4)(ⅲ)-②と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
また，重大事故等対処施設を火災から防護するための火災防護設備は，火災発生防止設備，火災感知設備及び消火設備で構成する。		第１章　共通項目 5.　火災等による損傷の防止 5.2　火災及び爆発の発生防止 5.2.2　再処理施設の火災及び爆発の発生防止 火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は，蓄電池の上部に リ(4)(ⅲ)-③ 水素漏えい検知器を設置し，水素の燃焼限界濃度である 4vol%の４分の１以下で中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に警報を発する設計とする。 今回の申請対象外 （基本設計方針） 第２章　個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.3　その他の主要な事項 7.3.3　火災防護設備 (1)　火災区域構造物及び火災区画構造物 火災区域は，第１章　共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 火災区画は，第１章　共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。 このうち，火災区域は，３時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，３時間耐火に設計上必要な 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により３時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	リ(4)(ⅲ)-③ は，事業変更許可申請書（本文）における「火災発生防止設備」を設工認申請書の リ(4)(ⅲ)-③ 共通項目の火災及び爆発の発生防止対策（水素ガス漏えい検知器）として整理しており整合している。 次回申請以降に整合性を示す。	
リ(4)(ⅲ)-④ 火災感知設備は，固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を組み合わせて設置することを基本とするが，各火災区域又は火災区画における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し，	9.10.1.4　主要設備 （２）　火災感知設備 火災感知設備は，固有の信号を発する異なる種類の感知器及び受信器盤により構成する。火災感知設備の火災感知器は，各火災区域又は火災区画における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件，炎が生じる前に発煙すること等，予想される火災の性質を考慮して，火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する構築物，系統及び機器の種類に応じ，火災を早期	(2)　火災感知設備 リ(4)(ⅲ)-④ 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は，放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮し リ(4)(ⅲ)-⑤ て選定するとともに，火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器として，アナログ式煙感知器及びアナロ	設工認の リ(4)(ⅲ)-④ は，事業変更許可申請書（本文） リ(4)(ⅲ)-④ と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
	に感知できるよう，固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。	グ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。 屋内において取り付け面高さが熱感知器又は煙感知器の上限を超える場合及び外気取入口など気流の影響等を受ける場合は，アナログ式の感知器(煙又は熱)と非アナログ式の炎感知器を組み合わせて設置する設計とする。屋外構築物の監視に当たっては，アナログ式の感知器の設置が適さないことから，非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを組み合わせて設置する設計とする。 また，発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所については，防爆型のアナログ式の熱感知器(熱電対)に加え，防爆型の非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。		
リ(4)(ⅲ)-⑤上記の設置が適切でない場合においては，非アナログ式の炎感知器（熱感知カメラ含む），非アナログ式の熱感知器等の火災感知器も含めた中から２つの異なる種類の感知器を設置する。	ただし，発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所，屋外等は，非アナログ式も含めた組み合わせで設置する設計とする。炎感知器は非アナログ式であるが，炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため，炎が生じた時点で感知することができ，火災の早期感知が可能である。 また，熱感知カメラ（サーモカメラ）は非アナログ式であるが，赤外線による熱感知であるため，炎感知器とは異なる感知方式である。	リ(4)(ⅲ)-⑤非アナログ式の火災感知器は，環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。 非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知リ(4)(ⅲ)-⑤カメラを設置する場合は，それぞれの監視範囲に火災の感知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。 非アナログ式の炎感知器を屋内に設置する場合は，誤動作防止対策のため，外光が当たらず，高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。 非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを屋外に設置する場合は，屋外型を採用するとともに，必要に応じて太陽光の影響を防ぐ遮光板を設置する設計とする。 消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても，火災防護上重要な機器等が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。 火災感知器については消防法施行規則第二十三条第４項に従い設置する設計とする。 また，環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり，感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合において	設工認のリ(4)(ⅲ)-⑤は，事業変更許可申請書（本文）リ(4)(ⅲ)-⑤と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		は，同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 　ただし，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち，コンクリート製の構造物や金属製の配管，タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は，火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず，消防法に基づいた設計とする。 　また，通常作業時に人の立入りがなく可燃性物質がない区域，通常作業時に人の立入りがなく少量の可燃性物質の取扱いはあるが取扱いの状況を踏まえると火災のおそれがない区域又は可燃性物質の取扱いはあるが火災感知器によらない設備により検出方法の多様性を確保し，火災発生の前後において有効に火災等を検出できる区域は火災感知器を設置しない設計とする。 　火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設け，火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。 　また，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備については，火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じて，非常用母線又は運転予備用母線から給電する設計とする。		
リ(4)(ⅲ)-⑥また，中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で常時監視可能な火災受信器盤を設置する。	9.10.1.6　評　　価 （２）火災感知設備は，安全機能を有する施設に適切に配置する設計とするので，火災発生時には中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に火災信号を表示することができる。	火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，リ(4)(ⅲ)-⑥中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火災受信器盤(火災監視盤)に火災信号を表示するとともに警報を発することで，常時監視できる設計とするとともに，火災感知器の設置場所を１つずつ特定できることにより，火災の発生場所を特定できる設計とする。 火災感知器は，自動試験機能又は遠隔試	設工認のリ(4)(ⅲ)-⑥は，事業変更許可申請書（本文）リ(4)(ⅲ)-⑥と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験を定期的に実施することを保安規定に定めて，管理する。 屋外の火災区域又は火災区画に設置する火災感知器は，設計上考慮する自然現象に対する環境条件を満足する設計とする。 屋外の火災感知設備は，外気温が-15.7℃まで低下しても使用可能な屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し，風水害の影響を受けた場合は，早期に火災感知器の取替えを行うことにより，当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。		
火災感知設備の一部は，廃棄物管理施設と共用する。		(5)　設備の共用 今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	
消火設備は，破損，誤作動又は誤操作により，リ(4)(ⅲ)-⑦安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とし， 火災発生時の煙リ(4)(ⅲ)-⑧の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画であるかを考慮し，固定式消火設備等を設置する。	9.10.1.2　設計方針 （２）　火災の感知及び消火 消火設備は，破損，誤作動又は誤操作により，安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なわない設計とする。 9.10.1.2　設計方針 （２）　火災の感知及び消火 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち，煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については，自動又は制御室等からの手動操作による固定式消火設備を設置する設計とする。	(3)　消火設備 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，破損，誤作動又は誤操作により，リ(4)(ⅲ)-⑦火災防護上重要な機器等の安全機能を損なわない設計とする。 火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難リ(4)(ⅲ)-⑧となる箇所として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所となる放射性物質が含まれる有機溶媒等を貯蔵する設備を設置するセル)，可燃性物質を取扱い構造上消火活動が困難となる火災区域又は火災区画(中央制御室床下，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の床下及び一般共同溝)，等価火災時間が３時間を超える火災区域又は火災区画及び電気品室等の火災区域又は火災区画については，自動又は中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵	設工認のリ(4)(ⅲ)-⑦は，事業変更許可申請書（本文）リ(4)(ⅲ)-⑦と同義であり整合している。 設工認申請書のリ(4)(ⅲ)-⑧は，事業変更許可申請書（本文）のリ(4)(ⅲ)-⑧を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		施設の制御室からの手動操作による固定式消火設備を設置することにより，消火活動を可能とする設計とする。		
消火設備のうち，消火用水を供給するリ(4)(ⅲ)-⑨消火水供給設備は，廃棄物管理施設及びＭＯＸ燃料加工施設と共用し，消火設備のうち，消火栓設備の一部リ(4)(ⅲ)-⑩，消火器の一部及び防火水槽の一部は，廃棄物管理施設と共用する。	9.10.1.2　設計方針 （６）　消火用水貯槽に貯留している消火用水を供給する消火水供給設備は，廃棄物管理施設及びＭＯＸ燃料加工施設と共用し，消火栓設備の一部及び防火水槽の一部は，廃棄物管理施設と共用する。	(5)　設備の共用 消火設備のうち，消火用水を供給するリ(4)(ⅲ)-⑨電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ，圧力調整用消火ポンプ，消火用水貯槽は，廃棄物管理施設と共用し，消火栓設備の一部及び防火水槽の一部は，廃棄物管理施設と共用する。	設工認のリ(4)(ⅲ)-⑨は，事業変更許可申請書（本文）リ(4)(ⅲ)-⑨を具体的に記載しており整合している。 事業変更許可申請書（本文）リ(4)(ⅲ)-⑩は，次回申請以降に整合性を示す。	
また，再処理施設境界の扉については，火災区域設定のため，火災影響軽減設備とする設計とし，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。			MOX 燃料加工施設との共用は，本設工認申請の対象外である。	別途，MOX 燃料加工施設との接続工事に関する設工認申請にて適合性を示す。
リ(4)(ⅲ)-⑪他施設と共用する火災防護設備は，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	廃棄物管理施設及びＭＯＸ燃料加工施設と共用する消火水供給設備並びに廃棄物管理施設と共用する消火栓設備及び防火水槽は，廃棄物管理施設又はＭＯＸ燃料加工施設へ消火水を供給した場合においても再処理施設で必要な容量を確保する設計とし，消火水供給設備においては，故障その他の異常が発生した場合でも，弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し，故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	リ(4)(ⅲ)-⑪廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備並びに廃棄物管理施設と共用する消火栓設備及び防火水槽は，廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においても再処理施設で必要な容量を確保する設計とし，消火水供給設備においては，故障その他の異常が発生した場合でも，弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し，故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	設工認のリ(4)(ⅲ)-⑪は，事業変更許可申請書（本文）リ(4)(ⅲ)-⑪を具体的に記載しており整合している。	
リ(4)(ⅲ)-⑫火災及び爆発の影響軽減の機能を有するものとして，安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機	9.10.1.4　主要設備 （４）　火災影響軽減設備 （ｂ）　火災耐久試験により３時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁 ＜中略＞ ｂ．火災防護上の最重要設備の火災及び爆発の影響軽減のための対策を実施する設備 再処理施設における安全上重要な施設の中でも，火災防護上の最重要設備を設置す	(1)　火災区域構造物及び火災区画構造物 リ(4)(ⅲ)-⑫火災区域は，第１章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離す	設工認のリ(4)(ⅲ)-⑫は，事業変更許可申請書（本文）のリ(4)(ⅲ)-⑫を具体的	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画の火災及び爆発による影響を軽減するため，火災耐久試験で確認した３時間以上の耐火能力を有する耐火壁	る火災区域又は火災区画に対して，火災区域又は火災区画内の火災及び爆発の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発の影響を軽減するための対策を実施するための隔壁等として，火災耐久試験により３時間以上の耐火能力を確認した隔壁等を設置する。	る設計とする。 火災区画は，第１章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。 このうち，火災区域は，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，3時間耐火に設計上必要な150㎜以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	に記載しており整合している。	
又は１時間以上の耐火能力を有する隔壁等を設置する。		今回の申請対象外	次回申請以降に整合性を示す。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
(ⅳ)　竜巻防護対策設備 リ(4)(ⅳ)-①設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）は建屋内に設置し，建屋による防護によって，設計荷重に対して安全機能を損なわない設計とすることを基本とする。ただし，建屋による防護が期待できない竜巻防護対象施設及び屋外に設置される竜巻防護対象施設については，設計飛来物の衝突によって安全機能を損なうことを防止するため，竜巻防護対策設備を設置する。 (a)　構　造 リ(4)(ⅳ)-②竜巻防護対策設備は，設計竜巻によって発生する設計飛来物による安全機能を有する施設への影響を防止するための飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。 飛来物防護板及び リ(4)(ⅳ)-③飛来物防護ネットは，地震，火山の影響及び外部火災により竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。 (b)　主要な設備の種類 飛来物防護板 種　　類　防護板 材　　料　鋼材又は鉄筋コンクリート	9.11.2　設計方針 （2）　飛来物防護ネット e．地震，火山の影響及び外部火災により竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	（基本設計方針） 第２章　個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.3　その他の主要な事項 7.3.4　竜巻防護対策設備 竜巻防護対策設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「2. 地盤」，「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。 リ(4)(ⅳ)-①竜巻に対する防護設計においては，建屋による防護が期待できない竜巻防護対象施設及び安全機能を損なうおそれのある屋外に設置される竜巻防護対象施設が設計飛来物の衝突によって安全機能を損なうことを防止するため，竜巻防護対策設備を設置する設計とする。 リ(4)(ⅳ)-②竜巻防護対策設備は，設計竜巻によって発生する設計飛来物による竜巻防護対象施設への影響を防止するための飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。 竜巻防護対策設備の設計に際しては，竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう，次のような方針で設計する。 今回の申請の対象外 (2) 飛来物防護ネット リ(4)(ⅳ)-③i．飛来物防護ネットは，竜巻以外の自然現象及び人為事象により，竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。 今回の申請の対象外	設工認のリ(4)(ⅳ)-①は事業変更許可申請書（本文）のリ(4)(ⅳ)-①と同義であり整合している。 設工認のリ(4)(ⅳ)-②は事業変更許可申請書（本文）のリ(4)(ⅳ)-②と同義であり整合している。 次回申請以降に整合性を示す。 設工認のリ(4)(ⅳ)-③は事業変更許可申請書（本文）のリ(4)(ⅳ)-③と同義であり整合している。 次回申請以降に整合性を示す。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
リ(4)(ⅳ)-④飛来物防護ネット 種　　類　防護ネット 材　　料　鋼線（ネット） 鋼材（支持架構）		(2) 飛来物防護ネット リ(4)(ⅳ)-④冷却塔周りに設置する飛来物防護ネット(補助防護板を含む。)は，防護ネット及び防護板(鋼材)とそれらを支持する支持架構で構成し，以下の設計とする。 a. 防護ネットは，設計飛来物の運動エネルギを吸収できる強度を有する設計とする。 b. 防護ネットは，飛来物の衝突によりたわみが生じた場合でも，竜巻防護対象施設に衝突しない離隔距離を確保する設計とする。 c. 防護ネット(補助防護板を含む。)は，設計飛来物の通過及び貫通を防止できる設計とする。 d. 支持架構に直接設置する防護ネットは，ネットと支持架構の隙間を設計上考慮する飛来物の大きさ以下とするため，鋼製の補助防護板を設置する設計とする。 e. 防護板(鋼材)は，設計飛来物の貫通を防止できる設計とする。 f. 支持架構は，設計荷重(竜巻)に対し，防護ネット及び防護板(鋼材)を支持できる強度を有する設計とする。 g. 飛来物防護ネットは，内包する冷却塔の冷却能力に影響を与えない設計とする。 h. 飛来物防護ネットは，設計荷重(竜巻)により，竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	設工認のリ(4)(ⅳ)-④は事業変更許可申請書（本文）のリ(4)(ⅳ)-④を具体的に記載しており整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		リ(4)(ⅳ)-④【その他再処理設備の附属施設】（仕様表）	設工認のリ(4)(ⅳ)-④は事業変更許可申請書（本文）のリ(4)(ⅳ)-④を具体的に記載しており整合している。	

				変更前	変更後
名称			－	－	飛来物防護ネット（再処理設備本体用安全冷却水系冷却塔B）
種類			－		金属製ネット
主要寸法	防護ネット	線径	mm		4*1
		網目	mm		50*1，40*1
	補助防護板*2	厚さ	mm		8.2以上（9*1）
	防護板（鋼材）	厚さ	mm		8.2以上（9*1，12*1）
	支持架構*3	たて	mm		47900*1
		横	mm		36000*1
		高さ	mm		20300*1
主要材料	防護ネット		－		硬鋼線材
	補助防護板*2		－		SUS304
	防護板（鋼材）		－		SUS304
	支持架構		－		FCD325，G3101，SM490B
耐火被覆	種類		－		耐火塗料*3*4
	厚さ		mm		2以上*5
杭基礎	種類		－		杭基礎*6（鉄筋コンクリート造）
	主要寸法	基礎梁 たて×横	mm		39600*1×51500*1
		基礎梁 幅	mm		2300*1，3600*1
		基礎梁 高さ	mm		3000*1
		杭の径	mm		1000*1，1500*1
	主要材料		－		鉄筋コンクリート
基数			式		1

注記　＊1：公称値を示す。
＊2：補助防護板は，支持架構に直接設置する防護ネットを構成する部品の一部である。
＊3：建築基準法第2条第七号に基づく国土交通大臣の認定番号FP060CN-0707を取得した主材及び下塗り材を使用する。
＊4：周辺施設を含め，航空機墜落火災の想定位置を考慮し，破損又は落下等の影響により，外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼすおそれがある部材については，火炎直近となる部材は全てを塗装対象とし，それ以外の部材は，別紙「離隔距離表」に基づき塗装範囲を決定する。板厚が表に記載されていない場合は，表に記載されている板厚の内，薄い側の離隔距離を用いる。
＊5：主材厚さを示す。
＊6：飛来物防護ネットは杭基礎を介して鷹架層に支持する。

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
		波及的影響を及ぼし得る施設に対する離隔距離表		

材料	板厚 (mm)	必要離隔距離 (m)
炭素鋼	36	－
	28	－
	22	1
	19	1
	15	3
	14	3
	13	4
	12	4
	11	5
	10	6
	9	7
	8	8
	6.5	9
	6.4	9
	6	10
	4.5	12
	3.91	13
	3.9	13
	3.2	15
	2.3	17
	2.11	17
	1.2	19
ステンレス鋼	20	1
	16	2
	12	4
	9	7

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
(ｖ)溢水防護設備 安全機能を有する施設は，再処理施設内における溢水が発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による溢水，再処理施設内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水又は燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水が発生した場合においても，リ．（４）(ｖ)-①再処理施設内における扉，堰，遮断弁等により溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 また，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能を維持できる設計とする。	9.12　溢水防護設備 安全機能を有する施設は，再処理施設内における溢水が発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による溢水，再処理施設内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水又は燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水が発生した場合においても，再処理施設内における扉，堰，遮断弁等により溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 また，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能を維持できる設計とする。	(基本設計方針) 第2章　個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.3　その他の主要な事項 7.3.5　溢水防護設備 溢水防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「2.　地盤」，「3.　自然現象等」，「5.　火災等による損傷の防止」，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7.　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9.　設備に対する要求」に基づくものとする。 安全機能を有する施設は，再処理施設内における溢水が発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による溢水，再処理施設内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水又は燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水が発生した場合においても，リ．（４）(ｖ)-①溢水防護設備により，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 また，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能を維持できる設計とする。 溢水防護設備については，保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて，管理する。	事業変更許可申請書（本文）第四号リ項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。 設工認のリ．（４）(ｖ)-①は，事業変更許可申請書(本文)のリ．（４）(ｖ)-①と同義であり整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
(vi)化学薬品防護設備	9.13　化学薬品防護設備	(基本設計方針) 第2章　個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.3　その他の主要な事項 7.3.6　化学薬品防護設備 化学薬品防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「2.　地盤」，「3.　自然現象等」，「5.　火災等による損傷の防止」，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7.　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9.　設備に対する要求」に基づくものとする。		
安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合（漏えいに伴い有毒ガスが発生した場合を含む。）においても，安全機能を損なわない設計とする。	安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合（漏えいに伴い有毒ガスが発生した場合を含む）においても，安全機能を損なわない設計とする。	安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合(漏えいに伴い有毒ガスが発生した場合を含む)においても，安全機能を損なわない設計とする。		
そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による化学薬品の漏えい，再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えいが発生した場合においても，リ．（4）(vi)-①再処理施設内における扉，堰，遮断弁等により化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による化学薬品の漏えい，再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えいが発生した場合においても，再処理施設内における扉，堰，遮断弁等により化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による化学薬品の漏えい又は再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えいが発生した場合においても，リ．（4）(vi)-①化学薬品防護設備により，化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 ＜中略＞ 化学薬品防護設備については，化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を軽減する機能が損なわれない設計にするとともに，保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて，管理する。	設工認のリ．（4）(vi)-①は，事業変更変更申請書（本文）のリ．(4)(vi)-①と同義であり整合している。	
なお，化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を軽減する機能が損なわれない扉，堰，遮断弁等の溢水防護設備については，化学薬品防護設備として兼用する。		今回の申請対象外	次回以降に整合性を示す。	

許 A

（１）－２

再処理施設の事業変更許可申請書「本文（九号）」との整合性

目　　次

1. 概要 ･･･ 1
2. 基本方針 ･･･ 1
3. 記載の基本事項 ･･ 1
4. 事業変更許可申請書との整合性･･ 2
九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に
関する事項 ･･ 九-1

許 A

１．概要

本説明書は,「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第 44 条の４第１項の許可を受けたところによる再処理施設の設計及び工事の計画であることが、法第 45 条第３項第１号で認可基準として規定されており，当該基準に適合することを説明するものである。

２．基本方針

設計及び工事の計画が再処理施設事業変更許可申請書（以下、「事業変更許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを，事業変更許可申請書との整合性により示す。

事業変更許可申請書との整合性は，事業変更許可申請書「本文（九号)」と設計及び工事の計画のうち「別添Ⅳ　設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」について示す。

なお，設計及び工事の計画において，変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては，許可に抵触するものでないため，本資料には記載しない。

３．記載の基本事項

（１） 説明書の構成は比較表形式とし，左欄から「事業変更許可申請書（本文)」,「設工認申請書」,「整合性」及び「備考」を記載する。

（２） 説明書の記載順は，事業変更許可申請書「本文（九号)」に記載する順とする。

（３） 事業変更許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には，実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに，設計及び工事の計画が事業変更許可申請書と整合していることを明示する。

4. 事業変更許可申請書との整合性

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。	五　変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	変更許可申請書（本文（九号））において、設工認の内容は以下のとおり整合している。	
A．目的 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「品質管理に関する事項」という。）は，再処理施設の安全を達成・維持・向上させるため，「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し，実施し，評価確認し，継続的に改善することを目的とする。	1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 当社は，再処理事業所再処理施設の安全を達成・維持・向上させるため，健全な安全文化を育成し維持するための活動を行う仕組みを含めた再処理施設の設計，工事及び検査段階から運転段階に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し，「再処理事業所再処理施設保安規定」(以下「保安規定」という。)の品質マネジメントシステム計画(以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。)に定めている。 「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」(以下「設工認品質管理計画」という。)は，保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき，設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法，組織等の計画された事項を示したものである。	設工認では、再処理事業所再処理施設保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画を定めていることから整合している。（以下、変更許可申請書（本文九号）に対応した設工認での説明がない箇所については、保安規定品質マネジメントシステム計画にて対応していることを以て整合している。）	
B．適用範囲 品質管理に関する事項は，再処理施設の保安活動に適用する。	2. 適用範囲・定義 2.1　適用範囲 設工認品質管理計画は，再処理事業所再処理施設の設計，工事及び検査に係る保安活動に適用する。	設工認の適用範囲は、変更許可申請書（本文九号）の適用範囲に示す再処理施設の保安活動に包含されていることから整合している。	
C．定義 品質管理に関する事項における用語の定義は，次に掲げるもののほか品質管理基準規則に従う。 a．再処理施設 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第44条第２項第２号に規定する再処理施設をいう。 b．組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき，再処理施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。	2.2　定　義 設工認品質管理計画における用語の定義は，以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。 2.2.1 再処理規則 使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)をいう。 2.2.2 技術基準規則 再処理施設の技術基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第九号)をいう。 2.2.3 適合性確認対象設備 設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)に基づき，技術基準規則への適合性を確保するために必要となる設備をいう。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画の用語の定義に従っていることから整合している。	
D．品質マネジメントシステム a．品質マネジメントシステムに係る要求事項 (a)　組織は，品質管理に関する事項に従って，品質マネジメントシステムを確立し，実施するとともに，その実効性を維持するため，その改善を継続的に行う。	3. 設計及び工事の計画における設計，工事及び検査に係る品質管理の方法等 設工認における設計，工事及び検査に係る品質管理は，設工認品質管理計画及び保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下のとおり実施する。 3.2　設工認における設計，工事及び検査の各段階とその審査	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い品質管理を行うことから整合している。	
(b)　組織は，保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し，運用する。この場合，次に掲げる事項を適切に考慮する。	3.2.1　設計及び工事のグレード分けの適用 設工認におけるグレード分けは，再処理施設の安全上の重要性に応じて以下のとおり行う。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメ	

許 A

<table>
<tr>
<th>事業変更許可申請書（本文）</th>
<th>設工認申請書　該当事項</th>
<th>整合性</th>
<th>備考</th>
</tr>
<tr>
<td>(ｲ)　再処理施設，組織，又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度
(ﾛ)　再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ
(ﾊ)　機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され，若しくは実行されたことにより起こり得る影響
(c)　組織は，再処理施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し，品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</td>
<td>第 3.2-1 表　再処理施設における設備に係るグレード分け（安全機能を有する施設のうち機械設備）
<table>
<tr><th>品質重要度</th><th>定　義</th></tr>
<tr><td>クラス１</td><td>(1) 安全上重要な施設に属する再処理第１種機器
(2) 安全上重要な施設に属する腐食環境の厳しい再処理第２種機器
(3) 安全上重要な施設に属する耐震クラスＳの再処理第２種機器
(4) 安全上重要な施設に属する耐震クラスＳの再処理第３種機器</td></tr>
<tr><td>クラス２</td><td>クラス１以外の下記のいずれかに該当する機械設備
(1) 安全上重要な施設に属する機械設備
(2) 腐食環境の厳しい再処理第２種機器</td></tr>
<tr><td>クラス３</td><td>クラス１，２以外の下記のいずれかに該当する機械設備
(1) 再処理第２種機器
(2) 耐震クラスＢの機械設備
(3) セル，アクティブギャラリー，洞道内に設置され，運転開始後の保全が困難な機械設備</td></tr>
<tr><td>クラス４</td><td>クラス１～３以外の下記のいずれかに該当する機械設備
(1) 放射性物質を内包する機械設備
(2) 給水施設の純水装置
(3) 非放射性の化学薬品系統
(4) その機械設備の故障・損傷等により，運転上重要な設備が停止する，あるいは火災又は他の化学安全上の影響が発生するおそれがある機械設備</td></tr>
<tr><td>クラス５</td><td>クラス１～４以外の機械設備</td></tr>
</table>
</td>
<td>ントシステム計画に従い設計のグレード分けを行うことから整合している。</td>
<td></td>
</tr>
</table>

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
	第 3.2-2 表　再処理施設における設備に係るグレード分け （安全機能を有する施設のうち電気計装設備） 品質重要度 ／ 定　義 クラスＸ ／ (1) 安全上重要な施設に属する電気計装設備 (2) 耐震クラスＳの電気計装設備 クラスＹ ／ クラスＸ以外の下記のいずれかに該当する電気計装設備 (1) 機器の故障が施設全体の運転に著しい影響を与える電気計装設備（一般ユーティリティ設備に含まれるものを除く） a. 施設制御，運転監視及び中央監視機能に該当する計装設備 (2) 再処理施設の特徴的電気計装設備 a. 高レベル放射性液体廃棄物を取り扱う設備と取り合う電気計装設備 b. セル，アクティブギャラリー，洞道内に設置され，運転開始後の保全が困難な電気計装設備 (3) 設工認に記載され，使用前事業者検査対象となる電気計装設備 (4) 耐震クラスＢの電気計装設備 (5) 「再処理事業所 再処理施設保安規定」および「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」（保安規定に定める操作上の制限等に直接関連する計測制御設備）に記載の計測制御設備 クラスＺ ／ クラスＸ，Ｙ以外の電気計装設備 第 3.2-3 表　再処理施設における設備に係るグレード分け（重大事故等対処設備） 品質重要度 ／ 定　義 クラスⅠ ／ 基準地震動による地震力に対し，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない，又は十分に耐えることができるように設計する常設重大事故等対処設備 クラスⅡ ／ 安全機能を有する施設の耐震重要度分類の耐震クラスＢに適用される地震力に対し，十分に耐えることができるように設計する常設重大事故等対処設備 クラスⅢ ／ 地震を要因として発生する重大事故等の対処に必要な動的機能維持要求がある可搬型重大事故等対処設備 クラスⅣ ／ (1) 安全機能を有する施設の耐震重要度分類の耐震クラスＣに適用される地震力に対し，十分に耐えることができるように設計する常設重大事故等対処設備 (2) クラスⅢ以外の可搬型重大事故等対処設備		

<table>
<tr><th>事業変更許可申請書（本文）</th><th>設工認申請書　該当事項</th><th>整合性</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>⑹　組織は，品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに，そのプロセスを組織に適用することを決定し，次に掲げる業務を行う。
(ｲ)　プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。
(ﾛ)　プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。
(ﾊ)　プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。
(ﾆ)　プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」とい</td>
<td>第 3.2-4 表　再処理施設における設計の管理に係るグレード分け
<table>
<tr><th>設計開発の適用</th><th>対　象</th></tr>
<tr><td>適用</td><td>新増設，改造及び施設管理の設計及び工事</td></tr>
<tr><td>適用外</td><td>元の状態への復元等を目的とした点検，工事等</td></tr>
</table>
第 3.2-5 表　再処理施設における調達の管理に係るグレード分け
<table>
<tr><th>グレード</th><th>対　象</th></tr>
<tr><td>Ⅰ</td><td>(1) 再処理施設の事業変更許可申請、設工認申請に係る設計（解析業務等を含む）
(2) 再処理施設の事業変更許可申請、設工認申請に係る新増設工事、改造工事
(3) 品質重要度クラス１，２，Ｘの設備に係る運転</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td><td>グレードⅠ以外の次のいずれかに該当する調達
(1) 品質重要度クラス１～４，Ｘ，Ｙ，Ⅰ～Ⅲの設備に係る保全（工事含む），運搬，放射線管理
(2) 再処理施設の安全機能又は重大事故等対処施設に係る建物・構築物の保全（工事含む），運搬，放射線管理
(3) 品質重要度クラス３，４，Ｙの設備に係る運転</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td><td>(1) グレードⅠ，Ⅱ以外の保安活動に関係する業務
(2) 据付を伴わない購買</td></tr>
<tr><td>Ⅳ</td><td>グレードⅠ～Ⅲ以外の保安活動に関係しない業務</td></tr>
</table>
3.6.2　供給者の選定
調達を主管する箇所の長は，設工認に必要な調達を行う場合，原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し，「3.2.1　設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。

3.6.3　調達製品の調達管理
業務の実施に際し，原子力安全に及ぼす影響に応じて，調達管理に係るグレード分けを適用する。</td>
<td>設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達のグレード分けを行うことから整合している。</td>
<td></td>
</tr>
</table>

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
う。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。 (ﾎ)　プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし，監視測定することが困難である場合は，この限りでない。 (ﾍ)　プロセスについて，意図した結果を得，及び実効性を維持するための措置を講ずること。 (ﾄ)　プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。 (ﾁ)　原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には，原子力の安全が確保されるようにすること。 (e)　組織は，健全な安全文化を育成し，及び維持する。 (f)　組織は，機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは，当該プロセスが管理されているようにする。 (g)　組織は，保安活動の重要度に応じて，資源の適切な配分を行う。 b．品質マネジメントシステムの文書化 (a)　一般 　組織は，保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し，当該文書に規定する事項を実施する。 (ｲ)　品質方針及び品質目標 (ﾛ)　品質マニュアル (ﾊ)　実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために，組織が必要と決定した文書 (ﾆ)　品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書，指示書，図面等（以下「手順書等」という。） (b)　品質マニュアル 　組織は，品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。 (ｲ)　品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (ﾛ)　保安活動の計画，実施，評価及び改善に関する事項 (ﾊ)　品質マネジメントシステムの適用範囲 (ﾆ)　品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (ﾎ)　プロセスの相互の関係 (c)　文書の管理 (ｲ)　組織は，品質マネジメント文書を管理する。 (ﾛ)　組織は，要員が判断及び決定をするに当たり，適切な品質マネジメント文書を利用できるよう，品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。 1)　品質マネジメント文書を発行するに当たり，その妥当性を審査し，発行を承認すること。 2)　品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに，改訂に当たり，その妥当性を審査し，改訂を承認すること。	3.7.1　文書及び記録の管理 a．適合性確認対象設備の設計，工事及び検査に係る文書及び記録 　設計，工事及び検査に係る組織の長は，設計，工事及び検査に係る文書及び記録を，保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し，これらを適切に管理する。 b．供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計，工事及び検査に用いる場合の管理 　設工認において供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計，工事及び検査に用いる場合，供給者の品質マネジメントシステムに係る能力の確認，かつ，対象設備での使用が可能な場合において，適用可能な図書として扱う。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い文書管理を行うことから整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
3)　品質マネジメント文書の審査及び評価には，その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。 4)　品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。 5)　改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては，当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 6)　品質マネジメント文書を，読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 7)　組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し，その配付を管理すること。 8)　廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において，当該文書を保持するときは，その目的にかかわらず，これを識別し，管理すること。 (d)　記録の管理 (ｲ)　組織は，品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに，当該記録を，読みやすく容易に内容を把握することができ，かつ，検索することができるように作成し，保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 (ﾛ)　組織は，(ｲ)の記録の識別，保存，保護，検索，及び廃棄に関し，所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。 Ｅ．経営責任者等の責任 ａ．経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は，原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し，責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ，実施させるとともに，その実効性を維持していることを，次に掲げる業務を行うことによって実証する。 (a)　品質方針を定めること。 (b)　品質目標が定められているようにすること。 (c)　要員が，健全な安全文化を育成し，及び維持することに貢献できるようにすること。 (d)　Ｅ．ｆ．(a)に規定するマネジメントレビューを実施すること。 (e)　資源が利用できる体制を確保すること。 (f)　関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 (g)　保安活動に関する担当業務を理解し，遂行する責任を有することを，要員に認識させること。 (h)　全ての階層で行われる決定が，原子力の安全の確保について，その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。 ｂ．原子力の安全の確保の重視 社長は，組織の意思決定に当たり，機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し，かつ，原子力の安全がそれ以外の事由	ｃ．使用前事業者検査に用いる文書及び記録 使用前事業者検査として，記録確認検査を実施する場合に用いる記録は，上記ａ，ｂを用いて実施する。		

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
により損なわれないようにする。 c．品質方針 　社長は，品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。 (a)　組織の目的及び状況に対して適切なものであること。 (b)　要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。 (c)　品質目標を定め，評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 (d)　要員に周知され，理解されていること。 (e)　品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。 d．計画 (a)　品質目標 (イ)　社長は，部門において，品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。 (ロ)　社長は，品質目標が，その達成状況を評価し得るものであって，かつ，品質方針と整合的なものとなるようにする。 (b)　品質マネジメントシステムの計画 (イ)　社長は，品質マネジメントシステムがD．a．の規定に適合するよう，その実施に当たっての計画が策定されているようにする。 (ロ)　社長は，品質マネジメントシステムの変更が計画され，それが実施される場合においては，当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において，保安活動の重要度に応じて，次に掲げる事項を適切に考慮する。 1)　品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 2)　品質マネジメントシステムの実効性の維持 3)　資源の利用可能性 4)　責任及び権限の割当て			
e．責任，権限及びコミュニケーション (a)　責任及び権限 　社長は，部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ，関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 (b)　品質マネジメントシステム管理責任者 　社長は，品質マネジメントシステムを管理する責任者に，次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 (イ)　プロセスが確立され，実施されるとともに，その実効性が維持されているようにすること。 (ロ)　品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性	3.1　設計，工事及び検査並びに調達に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。） 　設計，工事及び検査並びに調達は，再処理事業部，技術本部，調達室及び安全・品質本部で構成する体制で実施する。 　設計，工事及び検査並びに調達に係る組織は，担当する設備に関する設計，工事及び検査並びに調達について責任と権限を持つ。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき再処理事業所再処理施設保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていることから整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
について，社長に報告すること。 (ﾊ)　健全な安全文化を育成し，及び維持することにより，原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 (ﾆ)　関係法令を遵守すること。 (c)　管理者 (ｲ)　社長は，次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に，当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 1)　個別業務のプロセスが確立され，実施されるとともに，その実効性が維持されているようにすること。 2)　要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 3)　個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 4)　健全な安全文化を育成し，及び維持すること。 5)　関係法令を遵守すること。 (ﾛ)　管理者は，(ｲ)の責任及び権限の範囲において，原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し，次に掲げる事項を確実に実施する。 1)　品質目標を設定し，その目標の達成状況を確認するため，業務の実施状況を監視測定すること。 2)　要員が，原子力の安全に対する意識を向上し，かつ，原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 3)　原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を，関係する要員に確実に伝達すること。 4)　常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに，要員が，積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 5)　要員が，積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 (ﾊ)　管理者は，管理監督する業務に関する自己評価を，あらかじめ定められた間隔で行う。 (d)　組織の内部の情報の伝達 社長は，組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに，品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 f．マネジメントレビュー (a)　一般 社長は，品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに，改善の機会を得て，保安活動の改善に必要な措置を講ずるため，品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を，あらかじめ定められた間隔で行う。 (b)　マネジメントレビューに用いる情報 組織は，マネジメントレビューにおいて，少なくとも次に掲げる情報を報告する。			

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
⑷　内部監査の結果 ⑺　組織の外部の者の意見 ⑻　プロセスの運用状況 ⑽　使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果 ⑿　品質目標の達成状況 ⒁　健全な安全文化の育成及び維持の状況 ⒃　関係法令の遵守状況 ⒅　不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 ⒇　従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置 (22)　品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 (24)　部門又は要員からの改善のための提案 (26)　資源の妥当性 (28)　保安活動の改善のために講じた措置の実効性 (c)　マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 ⑴　組織は，マネジメントレビューの結果を受けて，少なくとも次に掲げる事項について決定する。 1)　品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 2)　個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 3)　品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 4)　健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 5)　関係法令の遵守に関する改善 ⑵　組織は，マネジメントレビューの結果の記録を作成し，これを管理する。 ⑶　組織は，⑴の決定をした事項について，必要な措置を講じる。 Ｆ．資源の管理 ａ．資源の確保 組織は，原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め，これを確保し，及び管理する。 (a)　要員 (b)　個別業務に必要な施設，設備及びサービスの体系 (c)　作業環境 (d)　その他必要な資源 ｂ．要員の力量の確保及び教育訓練 (a)　組織は，個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し，意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。 (b)　組織は，要員の力量を確保するために，保安活動の重要度に応じて，次に掲げる業務を行う。 ⑴　要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 ⑵　要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずる			

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
こと。 (ﾊ)　教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。 (ﾆ)　要員が自らの個別業務について，次に掲げる事項を認識しているようにすること。 1)　品質目標の達成に向けた自らの貢献 2)　品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 3)　原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 (ﾎ)　要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し，これを管理すること。 Ｇ．個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 ａ．個別業務に必要なプロセスの計画 (a)　組織は，個別業務に必要なプロセスについて，計画を策定するとともに，そのプロセスを確立する。 (b)　組織は，(a)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 (c)　組織は，個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり，次に掲げる事項を明確にする。 (ｲ)　個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 (ﾛ)　機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 (ﾊ)　機器等又は個別業務に固有のプロセス，品質マネジメント文書及び資源 (ﾆ)　使用前事業者検査等，検証，妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） (ﾎ)　個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (d)　組織は，策定した個別業務計画を，その個別業務の作業方法に適したものとする。 ｂ．個別業務等要求事項に関するプロセス (a)　個別業務等要求事項として明確にすべき事項 組織は，次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。 (ｲ)　組織の外部の者が明示してはいないものの，機器等又は個別業務に必要な要求事項 (ﾛ)　関係法令 (ﾊ)　(ｲ)，(ﾛ)に掲げるもののほか，組織が必要とする要求事項 (b)　個別業務等要求事項の審査 (ｲ)　組織は，機器等の使用又は個別業務の実施に当たり，あらかじ め，個別業務等要求事項の審査を実施する。 (ﾛ)　組織は，個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり，次に掲げる事項を確認する。			

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
1)　当該個別業務等要求事項が定められていること。 2)　当該個別業務等要求事項が，あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては，その相違点が解明されていること。 3)　組織が，あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。 (ﾊ)　組織は，(ｲ)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し，これを管理する。 (ﾆ)　組織は，個別業務等要求事項が変更された場合においては，関連する文書が改訂されるようにするとともに，関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。 (c)　組織の外部の者との情報の伝達等 　組織は，組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために，実効性のある方法を明確に定め，これを実施する。 c．設計開発 (a)　設計開発計画 (ｲ)　組織は，設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに，設計開発を管理する。 (ﾛ)　組織は，設計開発計画の策定において，次に掲げる事項を明確にする。 1)　設計開発の性質，期間及び複雑さの程度 2)　設計開発の各段階における適切な審査，検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 3)　設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 4)　設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源 (ﾊ)　組織は，実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために，設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。 (ﾆ)　組織は，(ｲ)により策定された設計開発計画を，設計開発の進行に応じて適切に変更する。	3.2.2　設計，工事及び検査の各段階とその審査 　設工認における設計，工事及び検査の流れを第 3.2-1 図に示すとともに，設計，工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第 3.2-6 表に示す。 　なお，再処理規則第二条第一項第三号に区分される施設のうち，設工認申請(届出)が不要な工事を行う場合は，設工認品質管理計画のうち，必要な事項を適用して設計，工事及び検査を実施し，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認する。 　設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，第 3.2-6 表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査(以下「レビュー」という。)を実施するとともに，記録を管理する。 　なお，設計の各段階におけるレビューについては，再処理事業部及び技術本部で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。 　設工認のうち，容器等の主要な溶接部に対する必要な検査は，「3.3 設計に係る品質管理の方法」，「3.4　工事に係る品質管理の方法」，「3.5　使用前事業者検査の方法」及び「3.6　設工認における調達管理の方法」に示す管理(第 3.2-6 表における「3.3.3ａ．基本設計方針の作成(設計１)」～「3.6　設工認における調達管理の方法」)のうち，必要な事項を適用して設計，工事及び検査を実施し，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認する。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき再処理事業所再処理施設保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていることから整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考

第 3.2-6 表　設工認における設計，工事及び検査の各段階

各段階			保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概　要
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画
	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出
	3.3.3 a．[1)]	基本設計方針の作成(設計１)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	要求事項を満足する基本設計方針の作成
	3.3.3 b．[1)]	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計２)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	適合性確認対象設備に必要な設計の実施
	3.3.3 c．	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック
	3.3.4 [1)]	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応
工事及び検査	3.4.1 [1)]	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計３)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計
	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施
	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していること
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	—	適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定
	3.5.3	検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理
	3.5.4	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理
	3.5.5	使用前事業者検査の実施	7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認
調達	3.6	設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な，設計，工事及び検査に係る調達管理

注記　1)：「3.2.2　設計，工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
	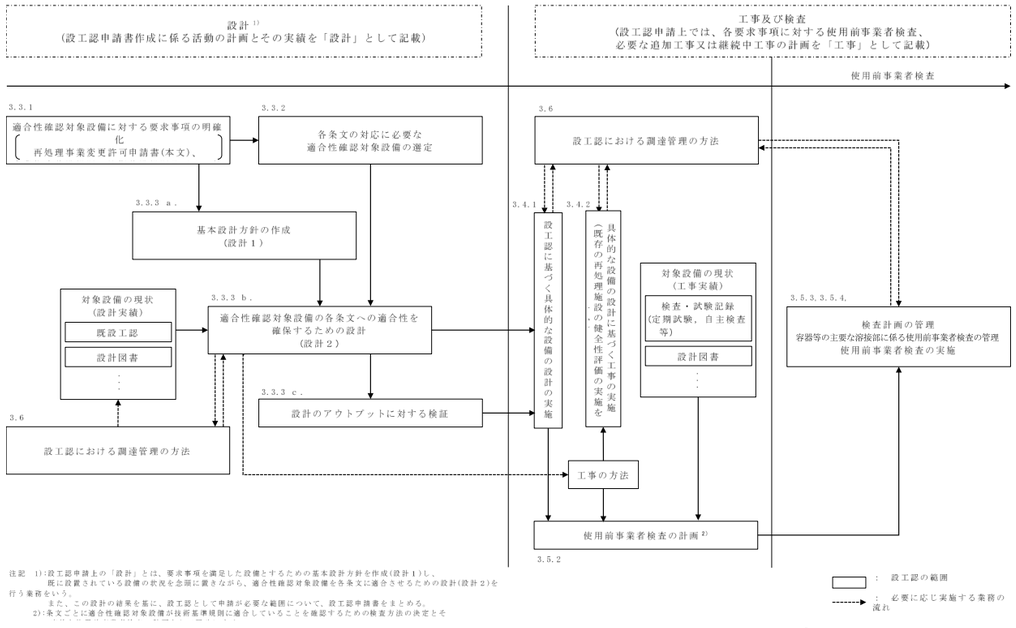 第 3.2-1 図　設工認として必要な設計，工事及び検査の流れ		
(b)　設計開発に用いる情報 (ｲ)　組織は，個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって，次に掲げるものを明確に定めるとともに，当該情報に係る記録を作成し，これを管理する。 1)　機能及び性能に係る要求事項 2)　従前の類似した設計開発から得られた情報であって，当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの 3)　関係法令 4)　その他設計開発に必要な要求事項 (ﾛ)　組織は，設計開発に用いる情報について，その妥当性を評価し，承認する。	3.3.1　適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 設計を主管する箇所の長は，設工認における技術基準規則等への適合性を確保するために必要な要求事項を明確にする。 3.3.2　各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 設計を主管する箇所の長は，設工認に関連する工事において，追加・変更となる適合性確認対象設備(運用を含む。)に対する技術基準規則への適合性を確保するために，実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を含めて，適合性確認対象設備として抽出する。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計・開発へのインプットとして、適合性確認対象設備に対する要求事項を明確化していることから整合している。	
(c)　設計開発の結果に係る情報 (ｲ)　組織は，設計開発の結果に係る情報を，設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。 (ﾛ)　組織は，設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり，あらかじめ，当該設計開発の結果に係る情報を承認する。 (ﾊ)　組織は，設計開発の結果に係る情報を，次に掲げる事項に適合するものとする。 1)　設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 2)　調達，機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 3)　合否判定基準を含むものであること。	3.3.3　設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は，適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。 a．基本設計方針の作成(設計１) 「設計１」として，技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に，必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。 b．適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計２) 「設計２」として，「設計１」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。 なお，詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について，個別に管理事項を計画し信	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計・開発からのアウトプットを作成するために設計を実施していることから整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
4)　機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	頼性を確保する。		
⑷　設計開発レビュー (ｲ)　組織は，設計開発の適切な段階において，設計開発計画に従って，次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。 1)　設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 2)　設計開発に問題がある場合においては，当該問題の内容を明確にし，必要な措置を提案すること。 (ﾛ)　組織は，設計開発レビューに，当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	3.2.2　設計，工事及び検査の各段階とその審査 なお，設計の各段階におけるレビューについては，再処理事業部及び技術本部で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計のレビューには専門家を含めていることから整合している。	
(ﾊ)　組織は，設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し，これを管理する。	設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，第 3.2-6 表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査(以下「レビュー」という。)を実施するとともに，記録を管理する。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計のレビューの記録を管理していることから整合している。	
⑸　設計開発の検証 (ｲ)　組織は，設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために，設計開発計画に従って検証を実施する。 (ﾛ)　組織は，設計開発の検証の結果の記録，及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し，これを管理する。 (ﾊ)　組織は，当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	3.3.3　設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証 ｃ．設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は，「設計１」及び「設計２」の結果について，適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に検証を実施させる。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計の検証を実施していることから整合している。	
⑹　設計開発の妥当性確認 (ｲ)　組織は，設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために，設計開発計画に従って，当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。 (ﾛ)　組織は，機器等の使用又は個別業務の実施に当たり，あらかじめ，設計開発妥当性確認を完了する。 (ﾊ)　組織は，設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し，これを管理する。	3.5.5　使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は，検査要領書の作成，体制の確立を行い実施する。 ａ．使用前事業者検査の独立性確保 使用前事業者検査は，組織的独立を確保して実施する。 ｂ．使用前事業者検査の体制 使用前事業者検査の体制は，検査要領書で明確にする。 ｃ．使用前事業者検査の検査要領書の作成 検査を担当する箇所の長は，適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2　使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に，使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し，検査実施責任者が制定する。 実施する検査が代替検査となる場合は，代替による使用前事業者検査の方法を決定する。 検査要領書の作成においては，設置から長期間経過している既存の再処理施設に対する健全性評価の結果等により当該再処理施設の状態を把握する。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計の妥当性確認を実施していることから整合している。	

<table>
<tr><th>事業変更許可申請書（本文）</th><th>設工認申請書　該当事項</th><th>整合性</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
⑷　設計開発の変更の管理
(ｲ)　組織は，設計開発の変更を行った場合においては，当該変更の内容を識別することができるようにするとともに，当該変更に係る記録を作成し，これを管理する。
(ﾛ)　組織は，設計開発の変更を行うに当たり，あらかじめ，審査，検証及び妥当性確認を行い，変更を承認する。
(ﾊ)　組織は，設計開発の変更の審査において，設計開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価（当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。
(ﾆ)　組織は，(ﾛ)の審査，検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し，これを管理する。
</td>
<td>
d．使用前事業者検査の実施
検査実施責任者は，検査を担当する箇所の長の依頼を受け，検査要領書に基づき，確立された検査体制の下で，使用前事業者検査を実施する。

第 3.5-1 表　要求事項に対する確認項目及び確認の視点
<table>
<tr><th colspan="3">要求種別</th><th>確認項目</th><th>確認視点</th><th>主な検査項目</th></tr>
<tr><td rowspan="5">設備</td><td rowspan="5">設計要求</td><td>設置要求</td><td>名称，取付箇所，個数，設置状態，保管状態</td><td>設計要求どおりの名称，取付箇所，個数で設置されていることを確認する。</td><td>外観検査
据付・外観検査
状態確認検査</td></tr>
<tr><td>機能要求②</td><td>材料，寸法，耐圧・漏えい等の構造，強度に係る仕様（仕様表）</td><td>仕様表の記載どおりであることを確認する。</td><td rowspan="3">材料検査
構造検査
強度検査
外観検査
寸法検査
耐圧・漏えい検査
据付・外観検査
機能・性能検査
状態確認検査</td></tr>
<tr><td rowspan="2">機能要求①</td><td>系統構成，系統隔離，可搬設備の接続性</td><td>実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。</td></tr>
<tr><td>上記以外の所要の機能要求事項</td><td>目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。</td></tr>
<tr><td>評価要求</td><td>解析書のインプット条件等の要求事項</td><td>評価条件を満足していることを確認する。</td><td>内容に応じて，基盤検査，設置要求の検査，機能要求の検査を適用</td></tr>
<tr><td>運用</td><td colspan="2">運用要求</td><td>手順確認</td><td>（保安規定）
手順化されていることを確認する。</td><td>状態確認検査</td></tr>
</table>
3.3.4　設計における変更
設計を主管する箇所の長は，設計の変更が必要となった場合，各設計結果のうち，影響を受けるものについて必要な設計を実施し，設計結果を必要に応じ修正する。
</td>
<td>
設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計の変更管理を実施していることから整合している。
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
d．調達 (a)　調達プロセス (ｲ)　組織は，調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が，自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。	3.6　設工認における調達管理の方法 設工認で行う調達管理は，保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下に示す管理を実施する。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達管理を実施していることから整合している。	
(ﾛ)　組織は，保安活動の重要度に応じて，調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において，一般産業用工業品については，調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように，管理の方法及び程度を定める。	3.6.3　調達製品の調達管理 b．調達製品の管理 調達を主管する箇所の長は，仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間，製品に応じた必要な管理を実施する。 a．調達文書の作成 調達を主管する箇所の長は，一般産業用工業品を原子力施設に使用するに当たって，当該一般産業用工業品に係る情報の入手に関する事項及び調達を主管する箇所の長が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達管理における一般産業用工業品の管理及び原子力規制委員会の職員が供給先の工場等への施設への立ち入りがあることを供給者へ要求していることから整合している。	
(ﾊ)　組織は，調達物品等要求事項に従い，調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し，選定する。 (ﾆ)　組織は，調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。 (ﾎ)　組織は，(ﾊ)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し，これを管理する。	3.6.1　供給者の技術的評価 契約を主管する箇所の長は，供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い供給者の評価を実施していることから整合している。	
(ﾍ)　組織は，調達物品等を調達する場合には，個別業務計画において，適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（再処理施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。	3.6.2　供給者の選定 調達を主管する箇所の長は，設工認に必要な調達を行う場合，原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し，「3.2.1　設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い供給者を選定していることから整合している。	
(b)　調達物品等要求事項 (ｲ)　組織は，調達物品等に関する情報に，次に掲げる調達物品等要求事項のうち，該当するものを含める。 1)　調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 2)　調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 3)　調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 4)　調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 5)　調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し，及び維持するために必要な要求事項 6)　一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必	3.6.3　調達製品の調達管理 業務の実施に際し，原子力安全に及ぼす影響に応じて，調達管理に係るグレード分けを適用する。 a．調達文書の作成 調達を主管する箇所の長は，業務の内容に応じ，保安規定品質マネジメントシステム計画に示す調達要求事項を含めた調達文書(以下「仕様書」という。)を作成し，供給者の業務実施状況を適切に管理する。 (「b．調達製品の管理」参照)	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達仕様書を作成していることから整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
要な要求事項 7)　その他調達物品等に必要な要求事項 (ﾛ)　組織は，調達物品等要求事項として，組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。 (ﾊ)　組織は，調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり，あらかじめ，当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。 (ﾆ)　組織は，調達物品等を受領する場合には，調達物品等の供給者に対し，調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。			
(c)　調達物品等の検証 (ｲ)　組織は，調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め，実施する。 (ﾛ)　組織は，調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは，当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	b．調達製品の管理 調達を主管する箇所の長は，仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間，製品に応じた必要な管理を実施する。 c．調達製品の検証 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。 調達を主管する箇所の長は，供給先で検証を実施する場合，あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で，検証を行う。 3.6.4　請負会社他品質監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は，供給者の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で，かつ，確実に行われていることを確認するために，請負会社他品質監査を実施する。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、その他の活動を含む調達製品の検証を実施していることから整合している。	
e．個別業務の管理 (a)　個別業務の管理 組織は，個別業務計画に基づき，個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。 (ｲ)　再処理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 (ﾛ)　手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 (ﾊ)　当該個別業務に見合う設備を使用していること。 (ﾆ)　監視測定のための設備が利用できる体制にあり，かつ，当該設備を使用していること。 (ﾎ)　H．b．(c)に基づき監視測定を実施していること。 (ﾍ)　品質管理に関する事項に基づき，プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	3.4　工事に係る品質管理の方法 工事を主管する箇所の長は，工事段階において，設工認に基づく設備の具体的な設計(設計３)，その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を以下のとおり実施する。 また，これらの活動を調達する場合は，「3.6　設工認における調達管理の方法」を適用して実施する。 3.4.2　具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は，設工認に基づく設備を設置するための工事を，「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6　設工認における調達管理の方法」に従い実施する。 保修を担当する箇所の長は，設置から長期間経過している既存の再処理施設に対し，劣化事象を考慮した保全計画，保全実績及び不適合状態でないことを確認することによって当該再処理施設が健全に維持されていることを評価する。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、工事の実施、使用前事業者検査の計画の策定を業務の管理として実施していることから整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
	3.5　使用前事業者検査の方法 　使用前事業者検査は，適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認するため，保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し，工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制の下，実施する。 3.5.1　使用前事業者検査での確認事項 　使用前事業者検査は，適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認するために，以下の項目について検査を実施する。 ①実設備の仕様の適合性確認 ②実施した工事が，「3.4.1　設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計３)」及び「3.4.2　具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。 　これらの項目のうち，①を第 3.5-1 表に示す検査として，②を品質マネジメントシステムに係る検査(以下「QA 検査」という。)として実施する。 　②については、工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が「3.5.4　容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認を QA 検査に追加する。 　また，QA 検査では上記②に加え，上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の記録の信頼性確認を行い，設工認に基づく検査の信頼性を確保する。 3.5.2　使用前事業者検査の計画 　検査を担当する箇所の長は，適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認するため，使用前事業者検査を計画する。 　使用前事業者検査は，「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第 3.5-1 表に定める要求種別ごとに確認項目，確認視点及び主な検査項目を基に計画する。 　適合性確認対象設備のうち，技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても，使用前事業者検査を計画する。 　また，使用前事業者検査の実施に先立ち，設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。 3.5.3　検査計画の管理 　検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は，使用前事業者検査を適切な段階で実施するため，関係箇所と調整のうえ検査計画を作成する。 　また，使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを適切に管理する。		

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
	3.5.4 容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理 　容器等の主要な溶接部に係る検査を担当する箇所の長は，溶接が特殊工程であることを踏まえ，工程管理等の計画を策定し，溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。 　また，溶接継手に対する要求事項は，溶接部詳細一覧表(溶接方法，溶接材料，溶接施工法，熱処理条件，検査項目等)により管理し，これに係る関連図書を含め，業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ，それを審査，承認し，必要な管理を実施する。 3.5.5　使用前事業者検査の実施 　使用前事業者検査は，検査要領書の作成，体制の確立を行い実施する。 ａ．使用前事業者検査の独立性確保 　使用前事業者検査は，組織的独立を確保して実施する。 ｂ．使用前事業者検査の体制 　使用前事業者検査の体制は，検査要領書で明確にする。 ｃ．使用前事業者検査の検査要領書の作成 　検査を担当する箇所の長は，適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2　使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に，使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し，検査実施責任者が制定する。 　実施する検査が代替検査となる場合は，代替による使用前事業者検査の方法を決定する。 　検査要領書の作成においては，設置から長期間経過している既存の再処理施設に対する健全性評価の結果等により当該再処理施設の状態を把握する。 ｄ．使用前事業者検査の実施 　検査実施責任者は，検査を担当する箇所の長の依頼を受け，検査要領書に基づき，確立された検査体制の下で，使用前事業者検査を実施する。		

<table>
<tr><th>事業変更許可申請書（本文）</th><th>設工認申請書　該当事項</th><th>整合性</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>⑹　個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認
(ｲ)　組織は，個別業務の実施に係るプロセスについて，それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては，妥当性確認を行う。
(ﾛ)　組織は，(ｲ)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを，(ｲ)の妥当性確認によって実証する。
(ﾊ)　組織は，妥当性確認を行った場合は，その結果の記録を作成し，これを管理する。
(ﾆ)　組織は，(ｲ)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて，次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。
1)　当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
2)　妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
3)　妥当性確認の方法

⑹　識別管理及びトレーサビリティの確保
(ｲ)　組織は，個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて，適切な手段により，機器等及び個別業務の状態を識別し，管理する。</td>
<td>第 3.5-1 表　要求事項に対する確認項目及び確認の視点
<table>
<tr><th colspan="3">要求種別</th><th>確認項目</th><th>確認視点</th><th>主な検査項目</th></tr>
<tr><td rowspan="4">設備</td><td rowspan="4">設計要求</td><td>設置要求</td><td>名称，取付箇所，個数，設置状態，保管状態</td><td>設計要求どおりの名称，取付箇所，個数で設置されていることを確認する。</td><td>外観検査
据付・外観検査
状態確認検査</td></tr>
<tr><td>機能要求②</td><td>材料，寸法，耐圧・漏えい等の構造，強度に係る仕様(仕様表)</td><td>仕様表の記載どおりであることを確認する。</td><td rowspan="3">材料検査
構造検査
強度検査
外観検査
寸法検査
耐圧・漏えい検査
据付・外観検査
機能・性能検査
状態確認検査</td></tr>
<tr><td rowspan="2">機能要求①</td><td>系統構成，系統隔離，可搬設備の接続性</td><td>実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。</td></tr>
<tr><td>上記以外の所要の機能要求事項</td><td>目的とする機能･性能が発揮できることを確認する。</td></tr>
<tr><td>評価要求</td><td>解析書のインプット条件等の要求事項</td><td>評価条件を満足していることを確認する。</td><td>内容に応じて，基盤検査，設置要求の検査，機能要求の検査を適用</td></tr>
<tr><td>運用</td><td>運用要求</td><td>手順確認</td><td>(保安規定)
手順化されていることを確認する。</td><td>状態確認検査</td></tr>
</table>
3.7.2　識別管理及びトレーサビリティ
b．機器，弁及び配管等の管理
工事を主管する箇所の長は，機器，弁及び配管等について，保安規定品質マネジメントシステム計画に従った管理を実施する。</td>
<td>設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い識別管理を実施していることから整合している。</td>
<td></td></tr>
</table>

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
㈺　組織は，トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴，適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては，機器等又は個別業務を識別し，これを記録するとともに，当該記録を管理する。 (d)　組織の外部の者の物品 組織は，組織の外部の者の物品を所持している場合においては，必要に応じ，記録を作成し，これを管理する。 (e)　調達物品の管理 組織は，調達した物品が使用されるまでの間，当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示，取扱い，包装，保管及び保護を含む。）する。 f．監視測定のための設備の管理 (a)　組織は，機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。 (b)　組織は，(a)の監視測定について，実施可能であり，かつ，当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (c)　組織は，監視測定の結果の妥当性を確保するために，監視測定のために必要な設備を，次に掲げる事項に適合するものとする。 ㈠　あらかじめ定められた間隔で，又は使用の前に，計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては，校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。 ㈡　校正の状態が明確になるよう，識別されていること。 ㈢　所要の調整がなされていること。 ㈣　監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 ㈤　取扱い，維持及び保管の間，損傷及び劣化から保護されていること。 (d)　組織は，監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては，従前の監視測定の結果の妥当性を評価し，これを記録する。 (e)　組織は，(d)の場合において，当該監視測定のための設備及び(d)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について，適切な措置を講じる。 (f)　組織は，監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し，これを管理する。 (g)　組織は，監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは，その初回の使用に当たり，あらかじめ，当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。 H．評価及び改善 a．監視測定，分析，評価及び改善 (a)　組織は，監視測定，分析，評価及び改善に係るプロセスを計	3.7.2　識別管理及びトレーサビリティ a．計測器の管理 設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，保安規定品質マネジメントシステム計画に従い，設計及び工事，検査で使用する計測器について，校正・検証及び識別等の管理を実施する。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い監視測定のための設備の管理を実施していることから整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
画し，実施する。 (b)　組織は，要員が(a)の監視測定の結果を利用できるようにする。 b．監視測定 (a)　組織の外部の者の意見 (ｲ)　組織は，監視測定の一環として，原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (ﾛ)　組織は，(ｲ)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。 (b)　内部監査 (ｲ)　組織は，品質マネジメントシステムについて，次に掲げる要件への適合性を確認するために，保安活動の重要度に応じて，あらかじめ定められた間隔で，客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。 1)　品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 2)　実効性のある実施及び実効性の維持 (ﾛ)　組織は，内部監査の判定基準，監査範囲，頻度，方法及び責任を定める。 (ﾊ)　組織は，内部監査の対象となり得る部門，個別業務，プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し，かつ，内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し，及び実施することにより，内部監査の実効性を維持する。 (ﾆ)　組織は，内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては，客観性及び公平性を確保する。 (ﾎ)　組織は，内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。 (ﾍ)　組織は，内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について，その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を，手順書等に定める。 (ﾄ)　組織は，内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 (ﾁ)　組織は，不適合が発見された場合には，(ﾄ)の通知を受けた管理者に，不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに，当該措置の検証を行わせ，その結果を報告させる。 (c)　プロセスの監視測定 (ｲ)　組織は，プロセスの監視測定を行う場合においては，当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 (ﾛ)　組織は，(ｲ)の監視測定の実施に当たり，保安活動の重要度に応じて，保安活動指標を用いる。 (ﾊ)　組織は，(ｲ)の方法により，プロセスがＥ．ｄ．(b)(ｲ)及びＧ．ａ．(a)の計画に定めた結果を得ることができることを実証す			

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
る。 (ニ)　組織は，(イ)の監視測定の結果に基づき，保安活動の改善のために，必要な措置を講じる。 (ホ)　組織は，Ｅ．ｄ．(b)(イ)及びＧ．ａ．(a)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては，個別業務等要求事項への適合性を確保するために，当該プロセスの問題を特定し，当該問題に対して適切な措置を講じる。			
(d)　機器等の検査等 (イ)　組織は，機器等に係る要求事項への適合性を検証するために，個別業務計画に従って，個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において，使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (ロ)　組織は，使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し，これを管理する。 (ハ)　組織は，プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し，これを管理する。 (ニ)　組織は，個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは，プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし，当該承認の権限を持つ要員が，個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は，この限りでない。 (ホ)　組織は，保安活動の重要度に応じて，使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により，使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 (ヘ)　組織は，保安活動の重要度に応じて，自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により，自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	3.5.5　使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は，検査要領書の作成，体制の確立を行い実施する。 ａ．使用前事業者検査の独立性確保 使用前事業者検査は，組織的独立を確保して実施する。 ｂ．使用前事業者検査の体制 使用前事業者検査の体制は，検査要領書で明確にする。 ｃ．使用前事業者検査の検査要領書の作成 検査を担当する箇所の長は，適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2　使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に，使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し，検査実施責任者が制定する。 実施する検査が代替検査となる場合は，代替による使用前事業者検査の方法を決定する。 検査要領書の作成においては，設置から長期間経過している既存の再処理施設に対する健全性評価の結果等により当該再処理施設の状態を把握する。 ｄ．使用前事業者検査の実施 検査実施責任者は，検査を担当する箇所の長の依頼を受け，検査要領書に基づき，確立された検査体制の下で，使用前事業者検査を実施する。 3.5　使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は，適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認するため，保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し，工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制の下，実施する。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い使用前事業者検査を実施していることから整合している。	
ｃ．不適合の管理 (a)　組織は，個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され，又は個別業務が実施されることがないよう，当該機器等又は個別業務を特定し，これを管理する。 (b)　組織は，不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。 (c)　組織は，次に掲げる方法のいずれかにより，不適合を処理する。 (イ)　発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 (ロ)　不適合について，あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し，機器等の使用又は個別業務	3.8　不適合管理 設工認に基づく設計，工事及び検査において発生した不適合については，保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。	設工認では、変更許可申請書（本文九号）に基づき定めている再処理事業所再処理施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い不適合管理を実施していることから整合している。	

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。 (ﾊ)　機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。 (ﾆ)　機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については，その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。 (d)　組織は，不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し，これを管理する。 (e)　組織は，(c)(ｲ)の措置を講じた場合においては，個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。 d．データの分析及び評価 (a)　組織は，品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため，及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために，適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし，収集し，及び分析する。 (b)　組織は，(a)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い，次に掲げる事項に係る情報を得る。 (ｲ)　組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見 (ﾛ)　個別業務等要求事項への適合性 (ﾊ)　機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。） (ﾆ)　調達物品等の供給者の供給能力 e．改善 (a)　継続的な改善 　組織は，品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために，品質方針及び品質目標の設定，マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用，データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに，当該改善の実施その他の措置を講じる。 (b)　是正処置等 (ｲ)　組織は，個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて，次に掲げるところにより，速やかに適切な是正処置を講じる。 1)　是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。 i)　不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 ii)　類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 2)　必要な是正処置を明確にし，実施すること。 3)　講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。 4)　必要に応じ，計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。			

事業変更許可申請書（本文）	設工認申請書　該当事項	整合性	備考
5)　必要に応じ，品質マネジメントシステムを変更すること。 6)　原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して，根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し，実施すること。 7)　講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し，これを管理すること。 (ﾛ)　組織は，(ｲ)に掲げる事項について，手順書等に定める。 (ﾊ)　組織は，手順書等に基づき，複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し，その分析を行い，当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で，適切な措置を講じる。 (c)　未然防止処置 (ｲ)　組織は，原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し，自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて，次に掲げるところにより，適切な未然防止処置を講じること。 1)　起こり得る不適合及びその原因について調査すること。 2)　未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。 3)　必要な未然防止処置を明確にし，実施すること。 4)　講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。 5)　講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し，これを管理すること。 (ﾛ)　組織は，(ｲ)に掲げる事項について，手順書等に定める。			

（２）設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

許 A

目　　次

（２）－１　設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
（２）－２　本設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画

許 A

（２）－１

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

許 A

目　　次

ページ

1.　概要 ･･･ 1

2.　基本方針 ･･･ 1

3.　設計及び工事の計画における設計，工事及び検査に係る品質管理の方法等･････････ 3
3.1　設計，工事及び検査並びに調達に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）･･･ 3
3.2　設工認における設計，工事及び検査の各段階とその審査･････････････････････ 7
3.3　設計に係る品質管理の方法･･･ 11
3.4　工事に係る品質管理の方法･･･ 23
3.5　使用前事業者検査の方法･･･ 25
3.6　設工認における調達管理の方法･･･ 34
3.7　記録，識別管理，トレーサビリティ･････････････････････････････････････ 38
3.8　不適合管理 ･･ 42

4.　適合性確認対象設備の施設管理･･ 43
4.1　使用開始前の適合性確認対象設備の保全･････････････････････････････････ 43
4.2　使用開始後の適合性確認対象設備の保全･････････････････････････････････ 43

様式－１　本設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画（例）･････････････････ 44
様式－２　設備リスト（例）･･･ 45
様式－３　技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方（例）･････････ 46
様式－４　施設と条文の対比一覧表（例）･････････････････････････････････････ 47
様式－５　設工認添付書類星取表（例）･･･････････････････････････････････････ 48
様式－６　各条文の設計の考え方（例）･･･････････････････････････････････････ 49
様式－７　要求事項との対比表（例）･･･ 50
様式－８　基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（例）･････ 51
様式－９　適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）（例）･･･ 52

添付－１　当社再処理施設におけるグレード分けの考え方
添付－２　技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方
添付－３　設工認における解析管理について
添付－４　当社再処理施設における設計管理・調達管理について

1.　概要

本資料は，設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」(以下「設工認品質管理計画」という。)に基づき，設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画，並びに，工事及び検査に係る品質管理の方法，組織等についての具体的な計画を記載する。

2.　基本方針

本資料では，設工認における，「設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」及び「工事及び検査に係る品質管理の方法，組織等についての具体的な計画」を，以下のとおり説明する。

(1)　設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画

「設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」として，以下に示す２つの段階を経て実施した設計の管理の方法を「3.設計及び工事の計画における設計，工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には，組織について「3.1　設計，工事及び検査並びに調達に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)」に，実施する各段階について「3.2　設工認における設計，工事及び検査の各段階とその審査」に，品質管理の方法について「3.3　設計に係る品質管理の方法」に，調達管理の方法について「3.6　設工認における調達管理の方法」に，文書管理，識別管理，トレーサビリティについて「3.7　記録，識別管理，トレーサビリティ」に，不適合管理の方法について「3.8不適合管理」に記載する。

また，これらの方法により行った管理の具体的な実績を，様式－１「本設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画(例)」(以下「様式－１」という。)に取りまとめる。

a．　使用済燃料の再処理の事業に関する規則(以下「再処理規則」という。)第二条第一項第三号に区分される施設のうち，設工認対象設備に対する再処理施設の技術基準に関する規則(以下「技術基準規則」という。)の条文ごとの基本設計方針の作成

b．　前項ａで作成した条文ごとの基本設計方針を基に，技術基準規則等への適合に必要な設備の設計(作成した条文ごとの基本設計方針に対し，工事を継続又は完了している設備の設計実績等を用いた技術基準規則等への適合に必要な設備の設計を含む。)

これらの設計に係る記載事項には，設計の要求事項として明確にしている事項及びその審査に関する事項，設計の体制として組織内外の相互関係，設計開発の各段階における審査等に関する事項並びに組織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。

(2)　工事及び検査に係る品質管理の方法，組織等についての具体的な計画

「工事及び検査に係る品質管理の方法，組織等についての具体的な計画」として，設工認申請(届出)時点で設置されている設備，工事を継続又は完了している設備を含めた設工認対象設備の工事及び検査に係る品質管理の方法を「3.　設計及び工事の計画における設計，工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には，組織について「3.1　設計，工事及び検査並びに調達に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)」に，実施する各段階について「3.2　設工認における設計，工事及び検査の各段階とその審査」に，品質管理の方法について「3.4　工事に係る品質管理の方法」及び「3.5 使用前事業者検査の方法」に，調達管理の方法について「3.6　設工認における調達管理の方法」に，文書管理，識別管理，トレーサビリティについて「3.7　記録，識別管理，トレーサビリティ」に，不適合管理の方法について「3.8　不適合管理」に記載する。

また，これらの工事及び検査に係る品質管理の方法，組織等についての具体的な計画を，様式－１に取りまとめる。

工事及び検査に係る記載事項には，工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事項，工事及び検査の体制として組織内外の相互関係(使用前事業者検査の独立性，資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。)，工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視測定，妥当性確認及び検査等に関する事項(記録，識別管理，トレーサビリティ等に関する事項を含む。)並びに組織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。

(3)　設工認対象設備の施設管理

適合性確認対象設備は，必要な機能・性能を発揮できる状態に維持されていることが不可欠であり，その維持の管理の方法について「4.　適合性確認対象設備の施設管理」で記載する。

(4)　設工認で記載する設計，工事及び検査以外の品質マネジメントシステムに係る活動

設工認に必要な設計，工事及び検査は，設工認品質管理計画に基づく品質マネジメントシステム体制の下で実施するため，上記以外の責任と権限，原子力安全の重

視，必要な要員の力量管理を含む資源の管理及び不適合管理を含む評価及び改善については，「再処理事業所再処理施設保安規定」(以下「保安規定」という。)の品質マネジメントシステム計画(以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。)に従った管理を実施する。

また，当社の品質マネジメントシステムに係る活動は，健全な安全文化を育成し維持するための活動と一体となっている。

3. 設計及び工事の計画における設計，工事及び検査に係る品質管理の方法等

設工認における設計，工事及び検査に係る品質管理は，設工認品質管理計画及び保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき実施する。

以下に，設計，工事及び検査，調達管理等のプロセスを示す。

3.1 設計，工事及び検査並びに調達に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)

設工認に基づく設計，工事及び検査並びに調達は，第3.1-1図に示す組織体制で実施する。

また，設計(「3.3　設計に係る品質管理の方法」)，工事(「3.4　工事に係る品質管理の方法」)，検査(「3.5　使用前事業者検査の方法」)並びに調達(「3.6　設工認における調達管理の方法」)の各プロセスを主管する箇所を第3.1-1表に示す。

第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は，担当する設備に関する設計，工事及び検査並びに調達について，責任と権限を持つ。

核燃料取扱主任者は，その職務に応じた監督を行う。

品質管理に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は，第3.1-1図に示す組織体制が機能していることの確認及び本資料の取りまとめを行う。

設計から工事及び検査への設計結果の伝達，当社から供給者への情報伝達など，組織内外や組織間の情報伝達については，設工認に従い確実に実施する。

3.1.1 設計に係る組織

設工認に基づく設計は，第3.1-1表に示す主管箇所のうち，「3.3　設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。

なお，設工認に係る設計の対象は広範囲に及ぶため，再処理事業部長の責任の下に，設計に必要な資料(以下「設計資料」という。)の作成を行うため，第3.1-1図に示す全体事務局の体制を定めて設計に係る活動を実施する。

再処理副事業部長は，設工認に係る設計の技術総括及び全体調整の指揮を行う。また，当社と原子力規制委員会間の情報伝達について，責任と権限を持つ。

再処理事業部　部長は事務局長として，全体事務局を指揮し，事務局の運営，設計を主管する組織に対する作業指示及び組織内外や組織間の情報伝達及び設工認

に係る作業進捗を管理する。

設計の方針のインプットを主管する箇所の長は，設計を主管する組織に対する「再処理事業所再処理事業変更許可申請書」（以下「事業変更許可申請書」という。）に基づく設計の方針のインプット及び横断調整を行う。

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は，設工認申請方針の取りまとめ及び設計を主管する組織に対する設工認記載事項に係る横断調整を行う。

また，設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について，設工認に示す設計の段階ごとに様式－１に取りまとめる。

3.1.2　工事及び検査に係る組織

設工認に基づく工事は，第3.1-1表に示す主管箇所のうち，「3.4　工事に係る品質管理の方法」に係る箇所が工事を主管する組織として実施する。

なお，この主管箇所には「3.4.2(1) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証を完了している適合性確認対象設備」に示す既存の再処理施設に対する健全性の評価を行う保修を担当する箇所を含む。

設工認に基づく検査は，第3.1-1表に示す主管箇所のうち，「3.5　使用前事業者検査の方法」に係る箇所が検査を担当する組織として実施する。

また，設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について，設工認に示す工事及び検査の段階ごとに様式－１に取りまとめる。

3.1.3　調達に係る組織

設工認に基づく調達は，第3.1-1表に示す組織の調達を主管する箇所で実施する。

また，設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について，設工認に示す設計，工事及び検査の段階ごとに様式－１に取りまとめる。

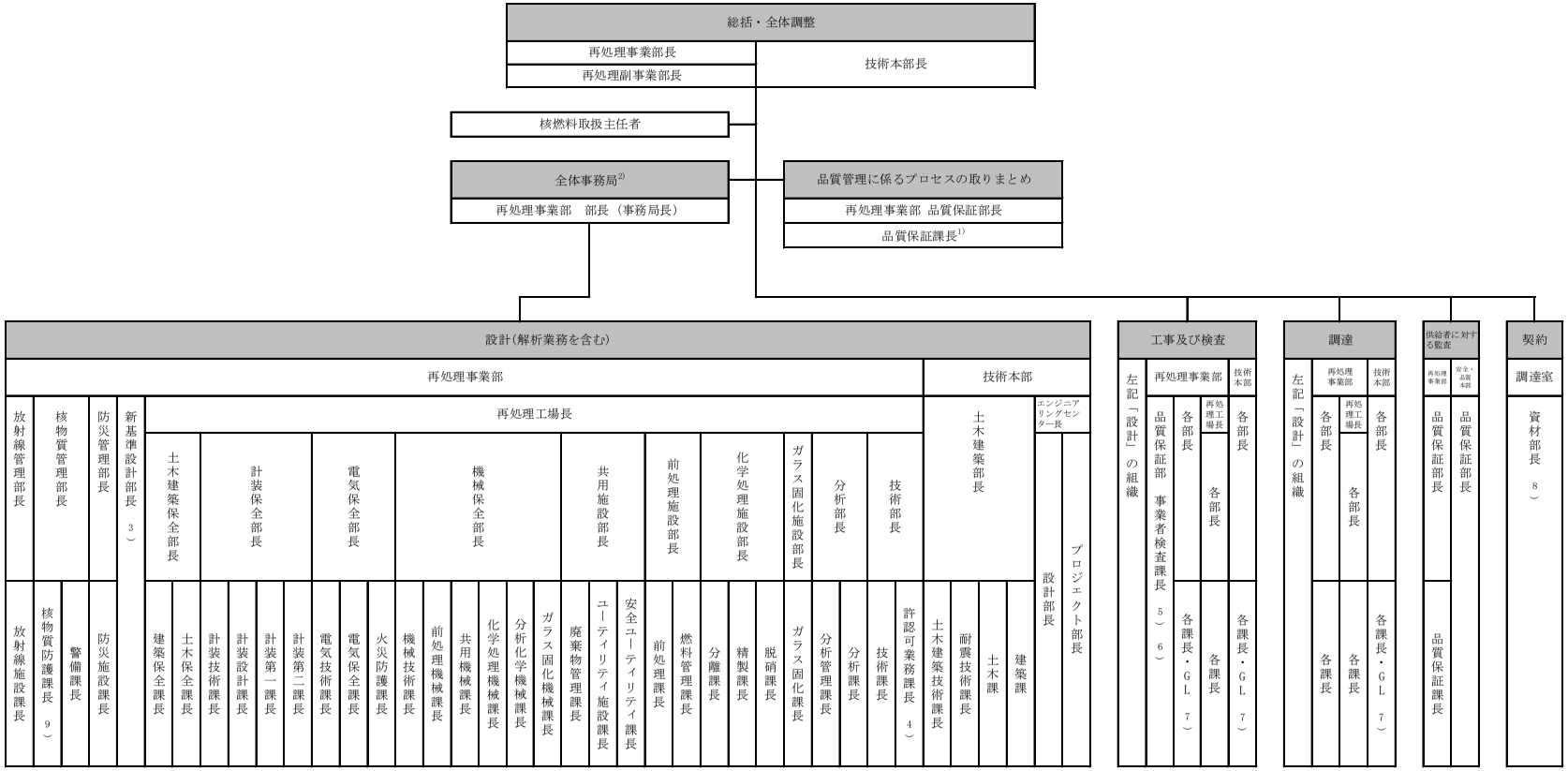

注　1)：品質管理に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長
2)：設工認申請業務のみ適用する
3)：設計の方針のインプットを主管する箇所の長
4)：設工認申請に係る総括を主管する箇所の長
5)：検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長
6)：容器等の主要な溶接部に係る検査を担当する箇所の長
7)：「GL」は，「グループリーダー」をいう。
8)：これ以外の箇所で行う契約においては，各部長，各課長，各GL
9)：保安規定品質マネジメントシステムに基づく業務ではなく，核物質防護規定に基づき設計業務を実施する

第3.1-1図　適合性確認に関する体制

第3.1-1表（１／２）　設計及び工事の実施の体制

プロセス		主管箇所
3.3	設計に係る品質管理の方法	再処理事業部 　放射線管理部　放射線施設課 　核物質管理部　核物質防護課 　核物質管理部　警備課 　防災管理部　防災施設課 　新基準設計部 再処理事業部　再処理工場 　土木建築保全部　建築保全課 　土木建築保全部　土木保全課 　計装保全部　計装技術課 　計装保全部　計装設計課 　計装保全部　計装第一課 　計装保全部　計装第二課 　電気保全部　電気技術課 　電気保全部　電気保全課 　電気保全部　火災防護課 　機械保全部　機械技術課 　機械保全部　前処理機械課 　機械保全部　共用機械課 　機械保全部　化学処理機械課 　機械保全部　分析化学機械課 　機械保全部　ガラス固化機械課 　共用施設部　廃棄物管理課 　共用施設部　ユーティリティ施設課 　共用施設部　安全ユーティリティ課 　前処理施設部　前処理課 　前処理施設部　燃料管理課 　化学処理施設部　分離課 　化学処理施設部　精製課 　化学処理施設部　脱硝課 　ガラス固化施設部　ガラス固化課 　分析部　分析管理課 　分析部　分析課 　技術部　技術課 　技術部　許認可業務課 技術本部 　土木建築部　土木建築技術課 　土木建築部　耐震技術課 技術本部　エンジニアリングセンター 　設計部 　プロジェクト部

第3.1-1表（２／２）　設計及び工事の実施の体制

プロセス		主管箇所
3.4 3.5	工事に係る品質管理の方法 使用前事業者検査の方法	再処理事業部 　各部及び各課 再処理事業部　再処理工場 　各部及び各課 技術本部 　各部及び各課 技術本部　エンジニアリングセンター 　各部
3.6	設工認における調達管理の方法	再処理事業部 　各部及び各課 再処理事業部　再処理工場 　各部及び各課 技術本部 　各部及び各課 技術本部　エンジニアリングセンター 　各部 調達室 　資材部 安全・品質本部 　品質保証部

3.2　設工認における設計，工事及び検査の各段階とその審査

3.2.1　設計及び工事のグレード分けの適用

設工認における設計は，設工認申請(届出)時点で設置されている設備を含めた設工認対象設備に対し，第3.2-1表に示す「設工認における設計，工事及び検査の各段階」に従って技術基準規則等の要求事項への適合性を確保するために実施する工事の設計である。

この設計は，設工認品質管理計画「3.2.1　　設計及び工事のグレード分けの適用」(添付－１「当社再処理施設におけるグレード分けの考え方」参照)に示すグレードに従い管理を実施する。

3.2.2　設計，工事及び検査の各段階とその審査

設工認における設計，工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第3.2-1表に示す。

また，適合性確認に必要な作業と検査の繋がりを第3.2-1図に示す。

なお，再処理規則第二条第一項第三号に区分される施設のうち，設工認申請(届出)が不要な工事を行う場合は，設工認品質管理計画のうち，必要な事項を適用し

て設計，工事及び検査を実施し，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認する。

設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，第3.2-1表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査(以下「レビュー」という。)を実施するとともに，記録を管理する。

なお，設計の各段階におけるレビューについては，第3.1-1表に示す設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

設工認のうち，容器等の主要な溶接部に対する必要な検査は，「3.3　設計に係る品質管理の方法」，「3.4　工事に係る品質管理の方法」，「3.5　使用前事業者検査の方法」及び「3.6　設工認における調達管理の方法」に示す管理(第3.2-1表における「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計１)」～「3.6　設工認における調達管理の方法」)のうち，必要な事項を適用して設計，工事及び検査を実施し，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認する。

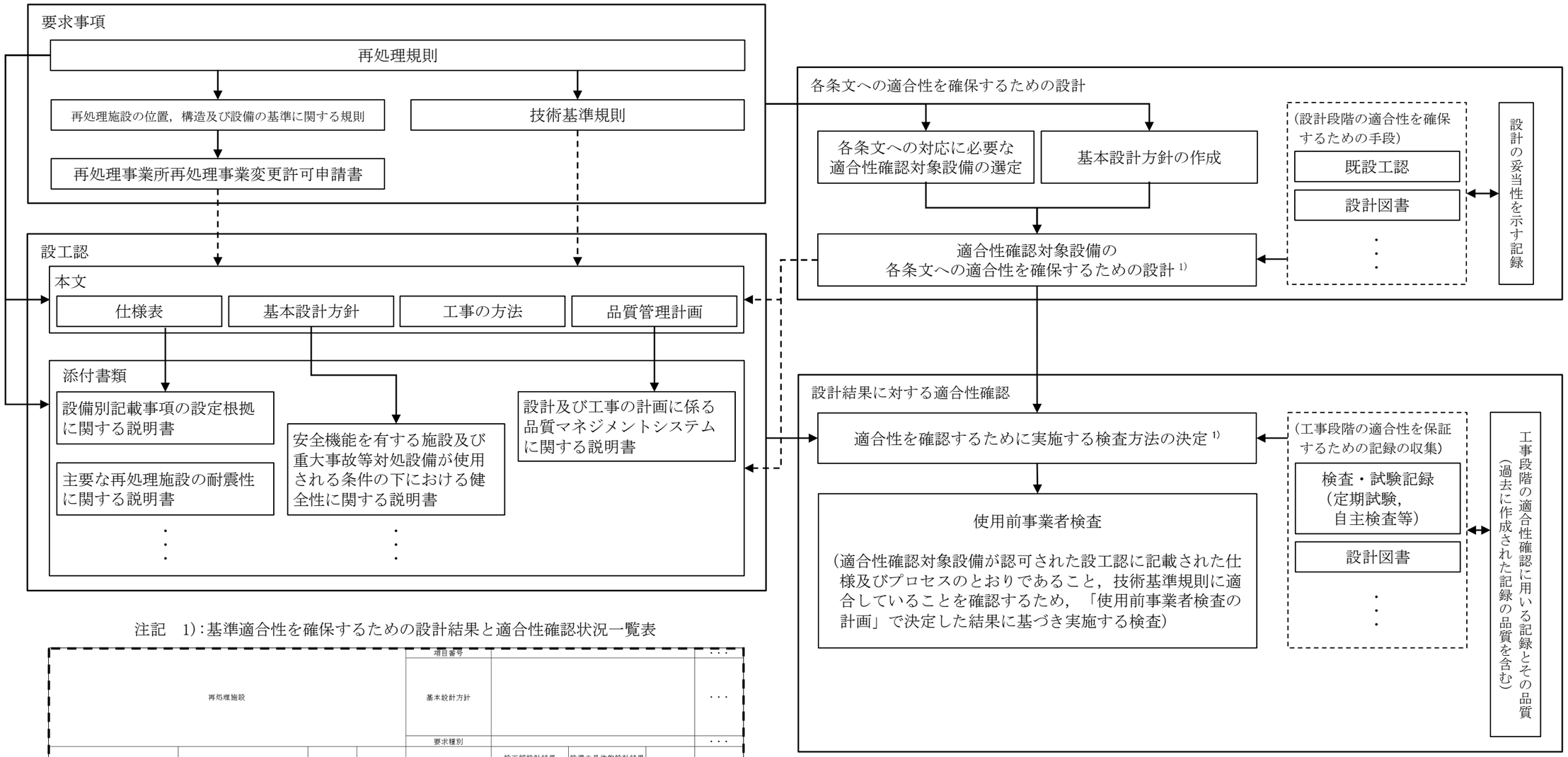

注記　1)：基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表

再処理施設								項目番号				・・・
								基本設計方針				・・・
								要求種別				・・・
施設区分			設備区分			機種	関連条文	設備等（設工認　名称）	設工認設計結果（上：設計方針）（下：記録等）	設備の具体的設計結果（上：設計結果）（下：記録等）	確認方法	・・・
												・・・

第 3.2-1 図　適合性確認に必要な作業と検査の繋がり

第 3.2-1 表　設工認における設計，工事及び検査の各段階

各段階			保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概　要
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画
	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出
	3.3.3 (1)[1]	基本設計方針の作成（設計１）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	要求事項を満足する基本設計方針の作成
	3.3.3 (2)[1]	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計２)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	適合性確認対象設備に必要な設計の実施
	3.3.3 (3)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック
	3.3.4 [1]	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応
工事及び検査	3.4.1 [1]	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計３)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計
	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施
	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していること
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	—	適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定
	3.5.3	検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理
	3.5.4	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理
	3.5.5	使用前事業者検査の実施	7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認
調達	3.6	設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な，設計，工事及び検査に係る調達管理

注記　1)：「3.2.2　設計，工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。

3.3　設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は，設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計として，「要求事項の明確化」，「適合性確認対象設備の選定」，「基本設計方針の作成」及び「適合性を確保するための設計」，「設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。

なお，設工認の本文及び添付書類の作成に当たって，本項の各段階の実施とともに以下の(1)～(3)を行い，各段階の品質を管理する。

(1)　基本設計方針における記載事項の整理に当たっては，技術基準規則の各条文への展開を示す設計資料を作成する。

(2)　分割して申請を行う場合，各申請において基本設計方針の全ての項目が対象とならないことから，基本設計方針の項目ごとの記載事項とそれが関係する施設，設備及び設工認添付書類との関係を設計資料にて明確にする。

(3)　適合性確認対象設備は，技術基準規則の各条文への展開として作成する設計資料において基本設計方針の記載内容ごとに要求種別と対応する設備を抽出し，「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」を作成する。

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は，以上の(1)～(3)に関して各々の設計を主管する箇所が作成する設計資料について必要な確認を，組織の要員に実施させる。

以下に各段階の活動内容を示す。

3.3.1　適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

設計を主管する箇所の長は，以下の事項により，設工認に必要な要求事項を明確にする。

- 「再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号)」(以下「事業指定基準規則」という。)に適合しているとして許可された「事業変更許可申請書」
- 技術基準規則

また，必要に応じて以下を参照する。

- 許可された事業変更許可申請書の添付書類
- 事業指定基準規則の解釈
- 技術基準規則の解釈

3.3.2　各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

設計を主管する箇所の長は，適合性確認対象設備に対する技術基準規則への適合性を確保するため，事業変更許可申請書に記載されている設備及び技術基準規則への対応に必要な設備(運用を含む。)を，実際に使用する際の系統又は構成で必要となる設備を含めた適合性確認対象設備として以下に従って抽出する。

適合性確認対象設備を明確にするため，設工認の対象となる設備・運用を，要求事項への適合性を確保するために実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を考慮しつつ第3.3-1図に示すフローに基づき抽出する。

抽出した結果を様式－２「設備リスト(例)」(以下「様式－２」という。)の該当する条文の設備等欄に整理するとともに，設備／運用，仕様表作成対象設備に該当の有無，既設工認での認可の有無，再処理規則及び事業変更許可申請書に関連する施設区分／設備区分並びに既設工認での仕様情報記載の有無を明確にする。

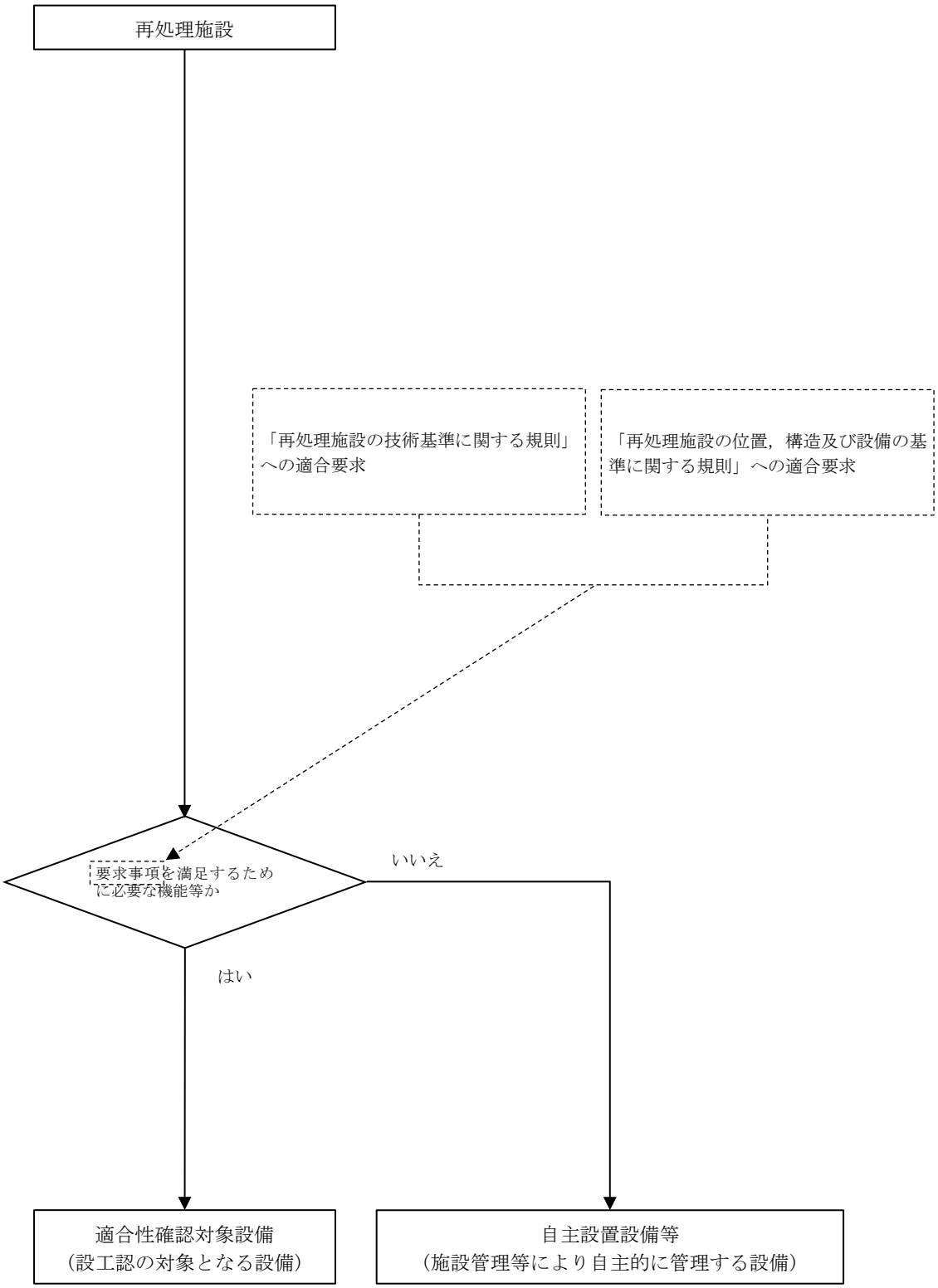

第3.3-1図　適合性確認対象設備の抽出について

3.3.3　設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は，適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。

・「設計１」として，技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に，必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。

・「設計２」として，「設計１」の結果を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。

・「設計１」及び「設計２」の結果を用いて，設工認に必要な書類等を作成する。

・「設計のアウトプットに対する検証」として，「設計１」及び「設計２」の結果について，検証を実施する。

これらの具体的な活動を以下のとおり実施する。

(1)　基本設計方針の作成(設計１)

設計を主管する箇所の長は，様式－２で整理した適合性確認対象設備に対する詳細設計を「設計２」で実施するに先立ち，技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために，以下により適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条項号を明確にするとともに，技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。

ａ．適合性確認対象設備と適用条文の整理

設計を主管する箇所の長は，適合性確認対象設備の技術基準規則への適合に必要な設計を確実に実施するため，以下により，適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。

(a)　技術基準規則の条文ごとに各施設との関係を明確にし，明確にした結果とその理由を，様式－３「技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方(例)」(以下「様式－３」という。)の「適用要否判断」欄及び「理由」欄に取りまとめる。

(b)　様式－３に取りまとめた結果を，様式－４「施設と条文の対比一覧表(例)」(以下「様式－４」という。)の該当箇所の星取りにて取りまとめることにより，施設ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。

(c)　様式－２で明確にした適合性確認対象設備を施設区分，設備区分ごとに，様式－５「設工認添付書類星取表(例)」(以下「様式－５」という。)で機器として整理する。

また，様式－４で取りまとめた結果を用いて，設備ごとに適用される技術基準規則の条番号を明確にし，技術基準規則の各条番号と設工認との関連性を含めて，様式－５で整理する。

ｂ．　技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成

設計を主管する箇所の長は，以下により，技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を具体化し，漏れなく適用していくための基本設計方針を技術基準規則の条文ごとに作成する。

なお，基本設計方針の作成に当たっての統一的な考え方を添付－２「技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に示す。

(a)　様式－７「要求事項との対比表(例)」(以下「様式－７」という。)に，基本設計方針の作成に必要な情報として，技術基準規則の各条文及びその解釈，並びに関係する事業変更許可申請書本文及びその添付書類に記載されている内容を原文のまま引用し，その内容を見ながら，設計すべき項目を基本設計方針として漏れなく作成する。

(b)　基本設計方針の作成に併せて，基本設計方針として記載する事項及びそれらの設工認申請書の添付書類作成の考え方(理由)，基本設計方針として記載しない場合の考え方，並びに詳細な検討が必要な事項として含めるべき設工認申請書の添付書類との関係を明確にし，それらを様式－６「各条文の設計の考え方(例)」(以下「様式－６」という。)に取りまとめる。

(c)　(a)及び(b)で作成した条文ごとの基本設計方針を整理した様式－７及び基本設計方針作成時の考え方を整理した様式－６，並びに各施設に適用される技術基準規則の条文を明確にした様式－４を用いて，施設ごとの基本設計方針を作成する。

(d)　作成した基本設計方針を基に，抽出した適合性確認対象設備に対する安全重要度分類，耐震重要度分類，機種，兼用する際の登録の考え方及び当該適合性確認対象設備に必要な設工認申請書の添付書類との関連性等を様式－５で明確にする。

(2)　適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計２)

設計を主管する箇所の長は，様式－２で整理した適合性確認対象設備に対し，変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を，「設計１」の結果を用いて実施する。

ａ．　基本設計方針の整理

設計を主管する箇所の長は，基本設計方針(「3.3.3(1) 基本設計方針の作成

(設計１)」参照)に基づく設計の実施に先立ち，基本設計方針に従った設計を漏れなく実施するため，基本設計方針の内容を以下の流れで分類し，技術基準規則への適合性の確保が必要な要求事項を整理する。

(a)　条文ごとに作成した基本設計方針を設計項目となるまとまりごとに整理する。

(b)　整理した設計方針を分類するためのキーワードを抽出する。

(c)　抽出したキーワードを基に要求事項を第3.3-1表に示す要求種別に分類する。

(d)　分類した結果を，設計項目となるまとまりごとに，様式－８「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表(例)」(以下「様式－８」という。)の「基本設計方針」欄に整理する。

(e)　設工認の設計に不要な以下の基本設計方針を，様式－８の該当する基本設計方針に網掛けすることにより区別し，設計が必要な要求事項に変更があった条文に対応した基本設計方針を明確にする。

・定義(基本設計方針で使用されている用語の説明)

・冒頭宣言(設計項目となるまとまりごとの概要を示し，冒頭宣言以降の基本設計方針で具体的な設計項目が示されているもの)

・規制要求に変更のない既設設備に適用される基本設計方針(既設設備のうち，過去に当該要求事項に対応するための設計が行われており，様式－４及び様式－５で従来の技術基準規則から変更がないとした条文に対応した基本設計方針)

・適合性確認対象設備に適用されない基本設計方針(当該適合性確認対象設備に適用されず，設計が不要となる基本設計方針)

ｂ．　適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(対象設備の仕様を含む。)

設計を主管する箇所の長は，適合性確認対象設備を技術基準規則に適合したものとするために，以下により，必要な詳細設計を実施する。

また，具体的な設計の流れを第3.3-2図に示す。

(a)　第3.3-1表に示す「要求種別」ごとの「主な設計事項」に示す内容について，「3.7.1　　文書及び記録の管理」で管理されている設計図書等の記録をインプットとして，基本設計方針に対し，適合性確認対象設備が技術基準規則等へ

の必要な設計要求事項の適合性を確保するために必要な詳細設計の方針(要求機能，性能目標，防護方針等を含む。)を定めるための設計を実施する。

(b)　様式－６で明確にした詳細な検討を必要とした事項を含めて詳細設計を実施するとともに，以下に該当する場合は，その内容に従った詳細設計を実施する。

ア．　評価を行う場合

詳細設計として評価(解析を含む。)を実施する場合は，基本設計方針を基に詳細な評価方針及び評価方法を定めた上で，評価を実施する。

また，評価の実施において，解析を行う場合は，「3.3.3(2)ｃ．詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理」に基づく管理により品質を確保する。

イ．　複数の機能を兼用する設備の設計を行う場合

複数の機能(施設間を含む。)を兼用する設備の設計を行う場合は，兼用するすべての機能を踏まえた設計を確実に実施するため，組織間の情報伝達を確実に実施し，兼用する機能ごとの系統構成を把握し，兼用する機能を集約した上で，兼用するすべての機能を満たすよう設計を実施する。

ウ．　設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合

設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合は，設計が行われることを確実にするために，組織間の情報伝達を確実に実施し，設計をまとめて実施する側で複数の対象を考慮した設計を実施したのち，設計を委ねた側においても，その設計結果を確認する。

エ．　他施設と共用する設備の設計を行う場合

他施設と共用する設備の設計を行う場合は，設計が確実に行われることを確実にするため，組織間の情報伝達を確実に実施し，施設ごとの設計範囲を明確にし，必要な設計が確実に行われるよう管理する。

上記ア～エの場合において，設計の妥当性を検証し，詳細設計方針を満たすことを確認するために検査を実施しなければならない場合は，条件及び方法を定めた上で実施する。

また，これらの設計として実施したプロセスを様式－１に取りまとめるとともに，設計結果を，様式－８の「設工認設計結果(設計方針)」欄に整理する。

(c)　第3.3-1表に示す要求種別のうち「運用要求」に分類された基本設計方針については，基本設計方針を作成した箇所の長にて，保安規定に必要な対応を取りまとめる。

第3.3-1表　要求種別ごとの適合性の確保に必要となる主な設計事項とその妥当性を示すための記録との関係

<table>
<tr><th colspan="4">要求種別</th><th>主な設計事項</th><th>設計方針の妥当性を示す記録</th></tr>
<tr><td rowspan="4">設備</td><td rowspan="4">設計要求</td><td>設置要求</td><td>目的とする機能・性能を有する設備の選定</td><td>目的とする機能・性能を有する設備の選定
配置設計</td><td>・設計資料
・設計図書(図面，設備仕様書等)
等</td></tr>
<tr><td>機能要求①</td><td>目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な具体的な系統構成・設備構成</td><td>事業変更許可申請書の記載を基にした，実際に使用する系統構成・設備構成の決定</td><td>・設計資料
・設計図書(図面，設備仕様書等)
等</td></tr>
<tr><td>機能要求②</td><td>目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な設備の具体的な仕様</td><td>仕様設計
構造設計
強度設計(クラスに応じて)</td><td>・設計資料
・設計図書(図面，設備仕様書，カタログ等)
・算出根拠(計算式等)
等</td></tr>
<tr><td>評価要求</td><td>対象設備が目的とする機能・性能を持つことを示すための方法とそれに基づく評価</td><td>仕様決定のための解析
条件設定のための解析
実証試験
技術基準規則に適合していることの確認のための解析
(耐震評価，耐環境評価)</td><td>・設計資料
・有効性評価結果(事業変更許可申請書での安全解析の結果を含む。)
・解析計画(解析方針)
・設計図書(解析結果)
・手計算結果
等</td></tr>
<tr><td>運用</td><td colspan="2">運用要求</td><td>保安規定で定める必要がある運用方法とそれに基づく計画</td><td>維持又は運用のための計画の作成</td><td>－</td></tr>
</table>

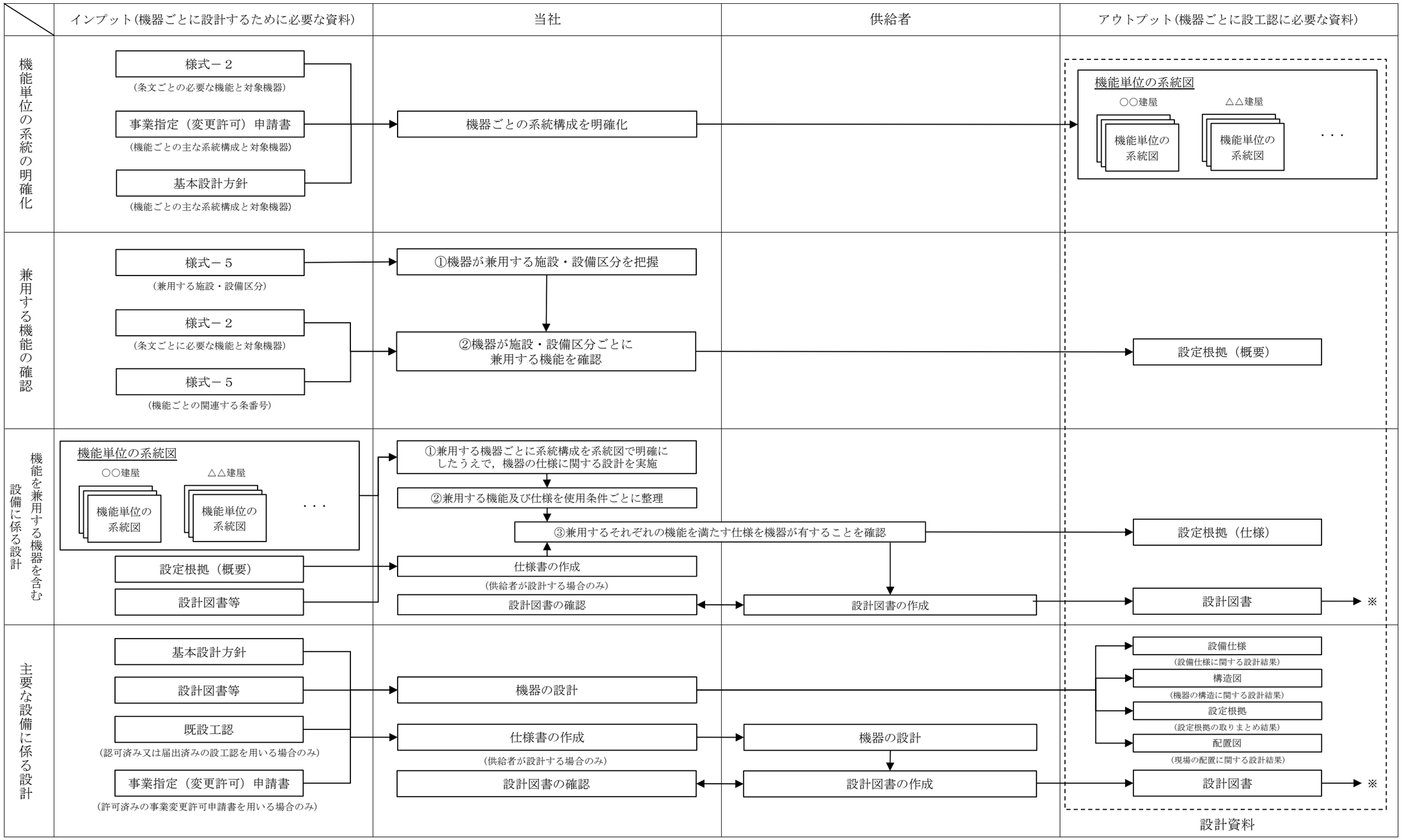

※：供給者から提出された設計図書を設工認へのインプットとして使用する場合は，当社が承認した後に使用する。

第 3.3-2 図　主要な設備の設計

ｃ．　詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理

設計を主管する箇所の長は，詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる，「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について，以下の活動を実施し，品質を確保する。

(a)　調達による解析の管理

基本設計方針に基づく詳細設計で解析を実施する場合は，解析結果の信頼性を確保するため，設工認品質管理計画に基づく品質マネジメントシステムに係る活動を行う上で，特に以下の点に配慮した活動を実施し，品質を確保する。

ア．　調達による解析

調達により解析を実施する場合は，解析の信頼性を確保するために，供給者に対し，「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン(令和３年６月　一般社団法人原子力安全推進協会)」を反映した以下に示す管理を確実にするための品質マネジメントシステム体制の構築等に関する調達要求事項を仕様書により要求し，それに従った品質マネジメントシステム体制のもとで解析を実施させるよう「3.6　設工認における調達管理の方法」に従った調達管理を実施する。

なお，解析の調達管理に関する具体的な流れを添付－３「設工認における解析管理について」の「別図1」に示す。

(ｱ)　解析業務を実施するに当たり，あらかじめ解析業務の計画を策定し，業務計画書等により文書化する。

なお，解析業務の計画には，以下に示す事項の計画を明確にする。

・解析業務の作業手順(デザインレビュー，審査方法，時期等を含む。)
・使用する計算機プログラムとその検証方法
・解析業務の実施体制
・解析結果の検証
・業務報告書の確認
・解析業務の変更管理
・記録の保管管理

(ｲ)　解析業務に係る必要な力量を定めるとともに，従事する要員(原解析者・検証者)は必要な力量を有した者とする。

イ．　計算機プログラム(解析コード)の管理

計算機プログラムは，評価目的に応じた解析結果を保証するための重要な役割を持っていることから，使用実績や使用目的に応じ，計算機プログラムが適正なものであることを以下のような方法により検証する。

・簡易モデルによる検証
・別の解析コードによる検証
・別会社において同一の計算を実施
・その他(加振試験，モックアップ，自部署以外の第三者のクロスチェック等により検証されたことが明確な過去の類似した解析結果との比較等)

ウ．　解析業務で用いる入力情報の伝達

当社は供給者に対し調達管理に基づく品質マネジメントシステム上の要求事項として，JEAC4111附属書「品質マネジメントシステムに関する標準品質保証仕様書」の要求事項に従った文書及び記録の管理の実施を要求し，適切な版を管理することを要求する。

これにより，設工認に必要な解析業務のうち，設備又は土木建築構造物を設置した供給者と同一の供給者が主体となって解析を実施する場合は，解析を実施する供給者が所有する図面とそれを基に作成され納入されている当社所有の設計図書で，同じ最新性を確保する。

また，設備を設置した供給者以外の供給者にて解析を実施する場合は，当社で管理している図面を供給者に提供することで，供給者に最新性が確保された図面で解析を実施させる。

エ．　入力根拠の明確化及び入力結果の確認

供給者に，業務計画書等に基づき解析に用いた入力データが正しいことを図面等の入力条件や計算機プログラムマニュアルを用いて確認させ，また計算機プログラムへの入力間違いがないか確認させるとともに，それらの結果を文書として作成させることで，入力根拠の妥当性及び入力データが正しく入力されたことの品質を確保する。

(b)　手計算による自社解析

自社で実施する解析(手計算)は，評価を実施するために必要な計算方法及び入力データを明確にした上で，当該業務の力量を持つ要員が実施する。

また，実施した解析結果に間違いがないようにするために，入力根拠，入力結果及び解析結果について，解析を実施した者以外の者によるダブルチェックを実施し，解析結果の信頼性を確保する。

(3)　設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は，「3.3.3　設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の「設計１」及び「設計２」で取りまとめた様式－８を設計のアウトプットとして，これが設計のインプット(「3.3.1　適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「3.3.2　各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照)で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で，要求事項を満たしていることの検証を，組織の要員に指示する。

なお，この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。

(4)　設工認申請(届出)書の作成

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は，設計を主管する箇所の長が設工認の設計として実施した「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計１)」及び「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計２)」からのアウトプットを基に，設工認申請書を作成する。

ａ．　仕様表の作成

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は，「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計２)」の設計結果及び設計図書等の設計資料を基に，必要な事項(種類，主要寸法，材料，個数等)をまとめた表(仕様表)を設備ごとに作成する。

ｂ．　施設ごとの基本設計方針のまとめ

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は，「3.3.3(1) ｂ．技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成」で作成した施設ごとの基本設計方針を基にまとめ直すことにより，設工認として必要な基本設計方針を作成する。

また，技術基準規則に規定される機能・性能を満足させるための基本的な規格及び基準を，「準拠規格及び基準」として作成する。

ｃ．　工事の方法の作成

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は，適合性確認対象設備等が，期待される機能を確実に発揮することを示すため，当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに，工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を「工事の方法」として作成する。

ｄ．　各添付書類の作成

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は，「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計２)」の設計結果及び図面等

の設計資料等を基に，基本設計方針に対する詳細設計の結果，及び設計の妥当性に関する説明が必要な事項を取りまとめた様式－６及び様式－７を用いて，設工認に必要な添付書類を作成する。

なお，設工認に必要な添付書類において，解析コードを使用している場合には，「計算機プログラム(解析コード)の概要」を作成する。

ｅ．　設工認申請書案のチェック

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は，作成した設工認申請書案について，要員を指揮して，以下の要領でチェックする。

(a)　設工認申請に係る総括を主管する箇所及び設計を主管する箇所でのチェック分担を明確にしてチェックする。

(b)　チェックの結果としてコメントが付されている場合は，その反映要否を検討し，必要に応じ資料を修正した上で，再度チェックする。

(c)　必要に応じこれらを繰り返し，設工認申請書案のチェックを完了する。

(5)　設工認申請(届出)書の承認

「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及び「3.3.3(4) ｅ．設工認申請書案のチェック」を実施した設工認申請書案について，設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は，再処理安全委員会へ付議し，審議を受けるとともに，核燃料取扱主任者の確認を受ける。

また，再処理事業部長は，再処理安全員会の審議等を受けた設工認申請書について，原子力規制委員会への提出手続きを承認する。

3.3.4　設計における変更

設計を主管する箇所の長は，設計対象の追加又は変更が必要となった場合，「3.3.1　適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」～「3.3.3　設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の各設計結果のうち，影響を受けるものについて必要な設計を実施し，影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

3.4　工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は，設工認に基づく具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を，「3.6　設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。

3.4.1　設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計３)

工事を主管する箇所の長は，工事段階において，以下のいずれかの方法で，設工認を実現するための具体的な設計(設計３)を実施し，決定した具体的な設備の設計結果(既に工事を着手し設置を終えている設備について，既に実施された具体的な設計の結果が設工認に適合していることを確認することを含む。)を様式－８の「設備の具体的設計結果」欄に取りまとめる。

(1)　自社で設計する場合

工事を主管する箇所の長は，「設計３」を実施する。

(2)　「設計３」を工事を主管する箇所の長が調達し，かつ，調達管理として「設計３」を管理する場合

a．　単一の工事を主管する箇所の長が調達し，かつ，調達管理する場合

工事を主管する箇所の長は，「3.6　設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計３」を実施する。

また，工事を主管する箇所の長は，その調達の中で供給者が実施する「設計３」の管理を，調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。

b．　単一の工事を主管する箇所の長が調達し複数の工事を主管する箇所の長が調達管理する場合

工事を主管する箇所の長のうち，調達を取りまとめる箇所の長は，「3.6　設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計３」を実施する。

また，工事を主管する箇所の長は，その調達の中で供給者が実施する「設計３」の管理を，それぞれ調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。

3.4.2　具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は，設工認に基づく設備を設置するための工事を，「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6　設工認における調達管理の方法」に従い実施する。

なお，この工事の中で使用前事業者検査を実施する場合は，「3.6　設工認における調達管理の方法」に従った調達製品の検証の中で使用前事業者検査を含めて実施する。

また，設工認に基づき設置する設備のうち，既に工事を着手し設置を終えている設備については，以下のとおり取り扱う。

(1)　既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証を完了している適合性確認対象設備

設工認に基づく設備を設置する工事のうち，既に工事を着手し設置を完了して調達製品の検証を完了している適合性確認対象設備については，「3.5　使用前事業者検査の方法」の段階から実施する。

なお，保修を担当する箇所の長は，設置から長期間経過している既存の再処理施設に対し，劣化事象を考慮した保全計画，保全実績及び不適合状態でないことを確認することによって当該再処理施設が健全に維持されていることを評価する。

(2)　既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備

設工認に基づく設備を設置する工事のうち，既に工事を着手し設置を完了して調達製品の検証段階の適合性確認対象設備については，「3.5　使用前事業者検査の方法」の段階から実施する。

(3)　既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備

設工認に基づく設備を設置する工事のうち，既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備については，「3.6　設工認における調達管理の方法」に従い，着手時点のグレードに応じた工事を継続して実施するとともに，「3.5　使用前事業者検査の方法」の段階から実施する。

なお，この工事の中で適合性確認を実施する場合は，「3.6　設工認における調達管理の方法」に従った調達製品の検証の中で実施する。

3.5　使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は，適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認するため，保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し，「検査および試験管理要則」に従い，工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと，実施する。

3.5.1　使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は，適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認するために，以下の項目について検査を実施する。

①実設備の仕様の適合性確認

②実施した工事が，「3.4.1　設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計３)」及び「3.4.2　具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並

びに「工事の方法」のとおり行われていること。

これらの項目のうち，①を設工認品質管理計画の第 3.5-1 表に示す検査として，②を品質マネジメントシステムに係る検査(以下「QA 検査」という。)として実施する。

②については工事全般に対して実施するものであるが，工事実施箇所が「3.5.4 容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は，工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認を QA 検査に追加する。

また，QA 検査では上記②に加え，上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の記録(工事実施箇所が採取した記録・材料検査証明書(ミルシート)等)の信頼性確認(記録確認検査や抜取検査の信頼性確保)を行い，設工認に基づく検査の信頼性を確保する。

3.5.2 使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は，適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認するため，技術基準規則に適合するよう実施した設計結果を取りまとめた様式－８に示された「設工認設計結果(設計方針)」欄ごとに設計の妥当性確認を含む使用前事業者検査を計画する。

使用前事業者検査は，「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第 3.3-1 表の要求種別ごとに第 3.5-1 表に示す確認項目，確認視点及び主な検査項目を基に計画する。

適合性確認対象設備のうち，技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても，使用前事業者検査を計画する。

(1) 使用前事業者検査の方法の決定

検査を担当する箇所の長は，「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第 3.3-1 表の要求種別ごとに定めた第 3.5-1 表に示す確認項目，確認視点，主な検査項目の考え方を使って，確認項目ごとに設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を以下の手順により使用前事業者検査の方法として明確にする。第 3.5-1 表の検査項目ごとの概要及び判定基準の考え方を第 3.5-2 表に示す。

a． 様式－８の「設工認設計結果(設計方針)」及び「設備の具体的設計結果」欄に記載された内容と該当する要求種別を基に，検査項目を決定する。

b． 決定された検査項目より，第3.5-2表に示す「検査項目，検査概要，判定基準

の考え方について(代表例)」及び「工事の方法」を参照し適切な検査方法を決定する。

c．　決定した各設備に対する以下の内容を，様式－８の「確認方法」欄に取りまとめる。

なお，「確認方法」欄では，以下の内容を明確にする。

(a)　検査項目

(b)　検査方法

第 3.5-1 表　要求事項に対する確認項目及び確認の視点

<table>
<tr><th colspan="3">要求種別</th><th>確認項目</th><th>確認視点</th><th>主な検査項目</th></tr>
<tr><td rowspan="5">設備</td><td rowspan="4">設計要求</td><td>設置要求</td><td>名称，取付箇所，個数，設置状態，保管状態</td><td>設計要求どおりの名称，取付箇所，個数で設置されていることを確認する。</td><td>外観検査
据付・外観検査
状態確認検査</td></tr>
<tr><td>機能要求②</td><td>材料，寸法，耐圧・漏えい等の構造，強度に係る仕様(仕様表)</td><td>仕様表の記載どおりであることを確認する。</td><td rowspan="3">材料検査
構造検査
強度検査
外観検査
寸法検査
耐圧・漏えい検査
据付・外観検査
機能・性能検査
状態確認検査</td></tr>
<tr><td rowspan="2">機能要求①</td><td>系統構成，系統隔離，可搬設備の接続性</td><td>実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。</td></tr>
<tr><td>上記以外の所要の機能要求事項</td><td>目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。</td></tr>
<tr><td>評価要求</td><td>解析書のインプット条件等の要求事項</td><td>評価条件を満足していることを確認する。</td><td>内容に応じて，基盤検査，設置要求の検査，機能要求の検査を適用</td></tr>
<tr><td>運用</td><td colspan="2">運用要求</td><td>手順確認</td><td>(保安規定)
手順化されていることを確認する。</td><td>状態確認検査</td></tr>
</table>

第3.5-2表　検査項目，検査概要及び判定基準の考え方について(代表例)

検査項目		検査概要[1)]	判定基準の考え方
共通	材料検査	・使用されている材料の化学成分，機械的強度等が設工認のとおりであることを確認する。	・設工認のとおりであること。
	状態確認検査	・設置要求における機器保管状態，設置状態，接近性，分散配置及び員数が設工認に記載のとおりであることを確認する。	・設工認のとおりであること。
		・評価要求に対するインプット条件(耐震サポート等)との整合性を確認する。	・設工認のとおりであること。
		・運用要求における手順が整備され，利用できることを確認する。	・運用された手順が整備され，利用できること。
建物・構築物	基盤検査	・基盤の高さ，岩質，強度が設工認のとおりであることを確認する。	・設工認のとおりであること。
	構造検査	・主要寸法，据付状態等が設工認のとおりであることを確認する。	・設工認のとおりであること。
	強度検査	・コンクリートの強度が設工認のとおりであることを確認する。	・設工認のとおりであること。
	外観検査	・有害な欠陥がないことを確認する。	・健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。
機器等	寸法検査	・主要寸法が設工認のとおりであることを確認する。 ・腐食減肉を想定している機器・配管の板厚については，現状の板厚の推定等により設工認のとおり（最小厚さ以上）であることを確認する。また，初回の定期事業者検査までの期間以上板厚が確保できることを余寿命評価の結果により確認する。	・設工認のとおりであること。
	耐圧・漏えい検査[2)]	・技術基準規則の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し，検査圧力に耐え，異常のないことを確認する。耐圧検査が構造上困難な部位については，技術基準規則の規定に基づく非破壊検査等により確認する。 ・耐圧検査終了後，技術基準規則の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を確認する。漏えい検査が構造上困難な部位については，技術基準規則の規定に基づく非破壊検査等により確認する。 ・維持段階の機器・配管については，技術基準の規定に基づく運転圧による漏えい確認等により異常のないことを確認する。	・検査圧力に耐え，かつ，異常のないこと。 ・著しい漏えいのないこと。
	据付・外観検査	・組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認のとおりであることを確認する。 ・有害な欠陥がないことを確認する。	・設工認のとおりに組立て，据付けされていること。 ・健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。
	機能・性能検査	・系統構成確認検査 可搬型設備の実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能であることを確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・可搬型設備等の接続が可能なこと。
		・運転性能検査，通水検査，系統運転検査，容量確認検査 設計で要求される機能・性能について，実際に使用する系統状態又は模擬環境により試運転等を行い，機器単体又は系統の機能・性能を確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・目的とする機能・性能が発揮できること。
		・絶縁耐力検査 電気設備と大地の間に，試験電圧を連続して規定時間加えたとき，絶縁性能を有することを確認する。	・目的とする絶縁性能を有すること。
		・ロジック回路動作検査，警報検査，インターロック検査 電気設備，計測制御設備等について，ロジック確認，インターロック確認及び警報確認等を行い，設備の機能・性能又は特性を確認する。	・ロジック，インターロック及び警報が正常に動作すること。
		・計測範囲確認検査，設定値確認検査 計測制御設備等の計測範囲又は設定値を確認する。	・計測範囲又は設定値が許容範囲内であること。
基本設計方針に係る検査[3)]		・機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ，機能・性能を有していることを確認する。	・機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ，機能・性能を有していること。
QA 検査		・工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを確認する。この確認には，検査における記録の信頼性確認として，もととなる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。	・設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおりに工事管理が行われていること。

注記　1):代替検査を実施する場合は，本来の検査目的に対する代替性を評価した上で検査要領書に定める。
2):耐圧・漏えい検査の方法について，第3.5-2表によらない場合は，基本設計方針の共通項目として定めた「材料及び構造」の方針によるものとする。
3):基本設計方針のうち，各検査項目で確認できない事項を対象とする。

3.5.3　検査計画の管理

検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は，使用前事業者検査を適切な段階で実施するため，関係箇所と調整の上，再処理事業所全体の主要工程及び調達先の工事工程を加味した適合性確認の検査計画を作成し，使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。

なお，検査計画は，進捗状況に合わせて関係箇所と適宜調整を実施する。

3.5.4　容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理

容器等の主要な溶接部に係る検査を担当する箇所の長は，溶接が特殊工程であることを踏まえ，工程管理等の計画を策定し，溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。

また，溶接継手に対する要求事項は，溶接部詳細一覧表(溶接方法，溶接材料，溶接施工法，熱処理条件，検査項目等)により管理し，これに係る関連図書を含め，業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ，それを審査，承認し，必要な管理を実施する。

3.5.5　使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は，「検査および試験管理要則」に基づき，検査要領書の作成，検査体制を確立して実施する。

(1)　使用前事業者検査の独立性確保

検査を担当する箇所の長は，組織的独立した箇所に検査の実施を依頼する。

(2)　使用前事業者検査の体制

使用前事業者検査の体制は，第3.5-1図を参考に検査要領書で明確にする。

なお，検査における役務は，以下のとおりとする。

a．　統括責任者

・再処理事業所における保安に関する活動を統括するとともに，その業務遂行に係る品質マネジメントシステムに係る活動を統括する。

b．　核燃料取扱主任者

・検査内容，手法等に対して指導・助言を行うとともに，検査が適切に行われていることを確認する。

・検査要領書制定時の確認並びに検査要領書に変更が生じた場合には，変更内容を確認する。

c．　品質保証責任者

・品質マネジメントシステムの観点から，検査範囲，検査方法等の妥当性の確認を実施するとともに，検査要領書の制定又は改訂が適切に行われていることを確認する。

d．　検査実施責任者

・検査を担当する箇所の長からの依頼に基づき検査を実施する。
・検査要領書を制定する。また，検査要領書に変更が生じた場合には，変更内容を確認，承認し，関係者に周知する。
・検査員から報告された検査結果(合否判定)が技術基準規則に適合していることを最終確認し，若しくは自らが合否判定を実施し，リリース許可する。

e．　検査員

・検査実施責任者からの指示に従い，検査を実施する。
・検査要領書の判定基準に従い，立会い又は記録の確認により合否判定する。
・検査記録及び検査成績書を作成し，検査実施責任者へ報告する。

f．　検査助勢員

・検査実施責任者又は検査員からの指示に従い，検査に係る作業を行う。
・検査員の役務内容のうち，合否判定以外を行う。

(3)　使用前事業者検査の検査要領書の作成

検査を担当する箇所の長は，適合性確認対象設備が認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認するため，「検査および試験管理要則」に基づき，「3.5.2(1) 使用前事業者検査の方法の決定」で決定した様式－８「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表」の「確認方法」欄で明確にした確認方法に従った使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成する。

また，検査を担当する箇所の長は，検査目的，検査場所，検査範囲，検査項目，検査方法，判定基準，検査体制，不適合処置要領，検査手順，検査工程，検査用計器，検査成績書の事項等を記載した検査要領書を作成し，核燃料取扱主任者及び品質保証責任者の確認を経て検査実施責任者が制定する。

なお，検査要領書の作成において検査を担当する箇所の長は，「3.4.2(1) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証を完了している適合性確認対象設備」による設置から長期間経過している既存の再処理施設に対する健全性評価の結果等により当該再処理施設の状態を把握する。

また，検査要領書には使用前事業者検査の確認対象範囲として含まれる技術基準規則の条文を明確にする。

各検査項目における代替検査を行う場合，「3.5.5(4) 代替検査の確認方法の決

定」に従い，代替による使用前事業者検査の方法を決定する。

(4)　代替検査の確認方法の決定

ａ．　代替検査の条件

代替検査を用いる場合は，通常の方法で検査ができない場合であり，例えば以下の場合をいう。

・構造上外観が確認できない場合
・流体の実注入，移送ができない場合
・電路に通電できない場合
・当該検査対象の品質記録(要求事項を満足する記録)がない場合(プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合)[1)]

注記　1)：「当該検査対象の品質記録(要求事項を満足する記録)がない場合(プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合)」とは，以下の場合をいう。

・材料検査で材料検査証明書(ミルシート)がない場合
・寸法検査記録がなく，実測不可の場合

ｂ．　代替検査の評価

検査を担当する箇所の長は，代替検査による確認方法を用いる場合，本来の検査目的に対する代替性の評価を実施し，その結果を「3.5.5(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成」で作成する検査要領書の一部として添付し，核燃料取扱主任者による確認を経て適用する。

なお，検査目的に対する代替性の評価においては，以下の内容を明確にする。

・設備名称
・検査項目
・検査目的
・通常の方法で検査ができない理由

(例)　既存の再処理施設に悪影響を及ぼすための困難性
　　現状の設備構成上の困難性
　　作業環境における困難性　等

・代替検査の手法
・検査目的に対する代替性の評価

(5)　使用前事業者検査の実施

検査実施責任者は，検査員等を指揮して，検査要領書に基づき，確立された検査体制のもとで使用前事業者検査を実施し，その結果を検査を担当する箇所の長及

び検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長に報告する。

報告を受けた検査を担当する箇所の長は，検査プロセスが検査要領書に基づき適正に実施されたこと及び検査結果が判定基準を満足していることを確認したのち，検査結果を受領する。

また，検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は，検査結果を品質保証責任者，統括責任者及び核燃料取扱主任者に報告する。

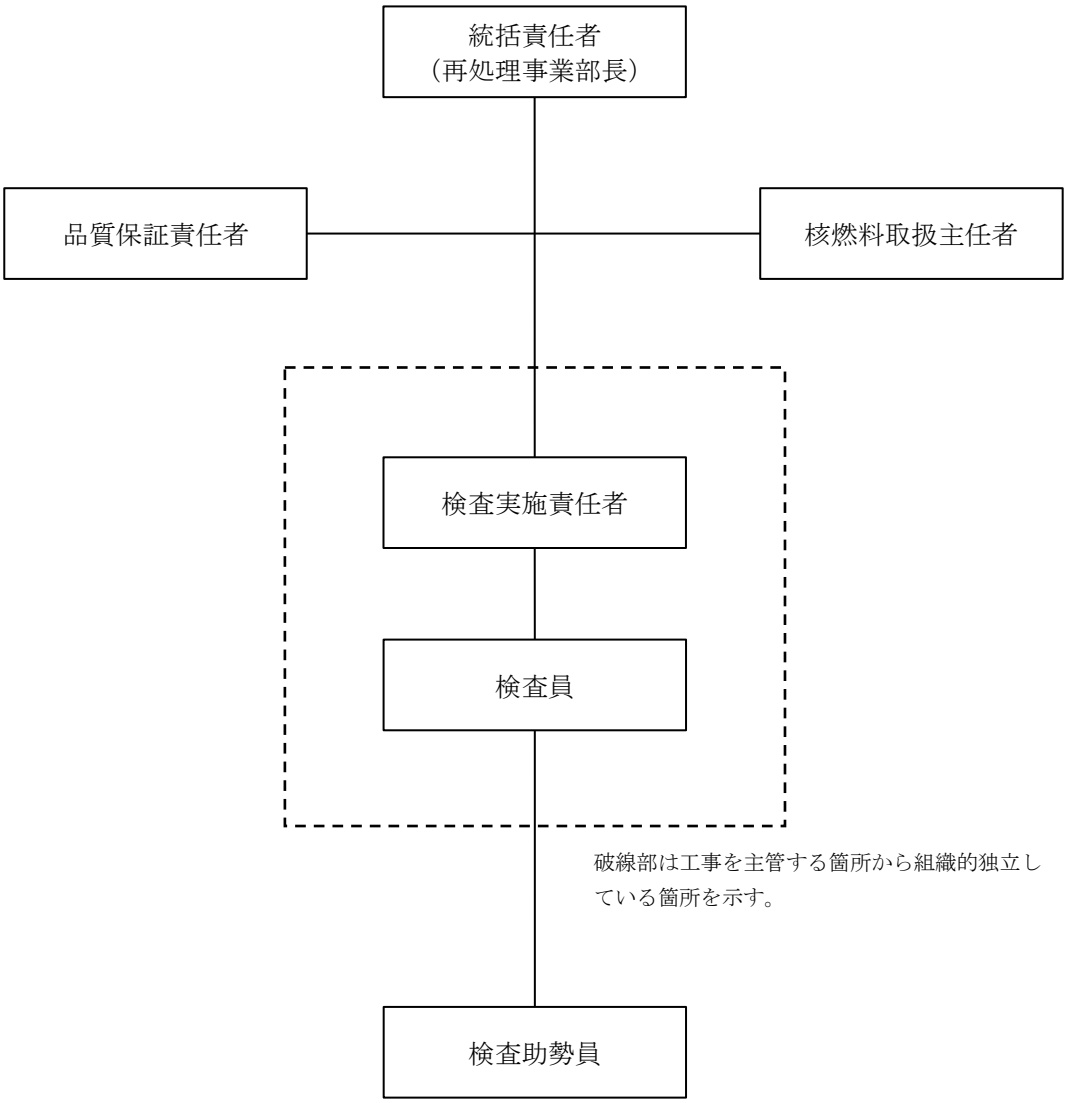

第3.5-1図　検査実施体制（例）

3.6　設工認における調達管理の方法

調達又は契約を主管する箇所の長は，設工認で行う調達管理を確実にするために，「調達管理要則」に基づき，以下に示す管理を実施する。

3.6.1　供給者の技術的評価

契約を主管する箇所の長は，供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として，供給者の技術的評価を実施する。（添付－４「当社再処理施設における設計管理・調達管理について」の「1.　供給者の技術的評価」参照）

3.6.2　供給者の選定

調達を主管する箇所の長は，設工認に必要な調達を行う場合，原子力安全に対する影響，供給者の実績等を考慮し，調達の内容に応じたグレード分けの区分（添付－１「当社再処理施設におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照）を明確にした上で，調達に必要な要求事項を明確にし，契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。

また，契約を主管する箇所の長は，「3.6.1　供給者の技術的評価」で，技術的な能力があると判断した供給者を選定する。

3.6.3　調達製品の調達管理

業務の実施に際し，当社においては，原子力安全に及ぼす影響に応じて，設計管理及び調達管理に係るグレード分けを適用している。

設工認に適用した機器ごとの現行の各グレードに該当する実績を様式－９「適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）（例）」（以下「様式－９」という。）に取りまとめる。

設工認に係る品質管理として，仕様書作成のための設計から調達までのグレードごとの流れ，各グレードで実施した各段階の管理及び組織内外の相互関係を添付－１「当社再処理施設におけるグレード分けの考え方」の「別図1（１／２）～（２／２）」に示す。

調達を主管する箇所の長は，調達に関する品質マネジメントシステムに係る活動を行うに当たって，原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し，グレード分けの区分（添付－１「当社再処理施設におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照）を明確にした上で，以下の調達管理に基づき業務を実施する。

また，一般産業用工業品については，(1)の仕様書を作成するに当たり，あらかじめ採用しようとする一般産業用工業品について，原子力施設の安全機能に係る機器等として使用するための技術的な評価を行う。

(1)　仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は，業務の内容に応じ，以下のａ～ｊを記載した仕様書を作成し，供給者の業務実施状況を適切に管理[1)]する。(「3.6.3(2) 調達製品の管理」参照)

注記　1)：添付－１「当社再処理施設におけるグレード分けの考え方」の「別表１（１／３）～（３／３）」に示す機器等のうち，設計開発を適用する場合は，仕様書の作成に必要な設計として，添付－４「当社再処理施設における設計管理・調達管理について」の「2.　仕様書作成のための設計について」の活動を実施する。

ａ．　製品，手順，プロセス及び設備の承認に関する要求事項

(a)　供給者が行うべき業務範囲に関する事項

(b)　調達製品に係る適用法令，規格の名称，番号，版及び必要に応じ該当条項

(c)　調達製品の員数

(d)　調達製品の技術的事項

(e)　提出文書・記録(調達要求事項への適合状況を記録した文書を含む。)に関する事項

(f)　設計に関する事項

(g)　監査に関する事項

(h)　供給者の調達管理に関する事項

(i)　供給先で調達製品の検証を実施する場合に係る事項

(j)　識別及びトレーサビリティに関する事項

(k)　過去の不適合事例の再発防止対策に関する事項　等

ｂ．　要員の力量に関する要求事項

ｃ．　品質マネジメントシステムに関する要求事項

ｄ．　不適合(偽造品，模造品等の報告を含む。)の報告及び処理に関する要求事項

ｅ．　健全な安全文化を育成し，維持するために必要な要求事項

ｆ．　一般産業用工業品を原子力施設に使用するに当たっての評価に関する要求事項

ｇ．　調達製品の検証に係る検査及び試験又はその他の活動の要領，実施時期，実施場所に関する要求事項

ｈ．　偽造品，模造品等の防止対策に関する要求事項

ｉ．　調達後における調達製品の維持又は運用に必要な情報提供に関する要求事項

ｊ．　工場検査等への原子力規制委員会職員の立入に関する要求事項

(2)　調達製品の管理

調達を主管する箇所の長は，当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間,「調達管理要則」に従い，業務の実施に当たって必要な図書(添付－１「当社再処理施設におけるグレード分けの考え方」の「別表3」に示すグレードⅠ及びグレードⅡ，業務計画書等)を供給者に提出させ，それを審査し確認する等の製品に応じた必要な管理を実施する。

(3)　調達製品の検証

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために，グレード分けの区分，調達数量，調達内容等を考慮した調達製品の検証を行う。

なお，供給者先で検証を実施する場合，あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で，検証を行う。

また，調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認するために実施する検証を，以下のいずれか１つ以上の方法により実施する。

ａ．　検査・試験

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，「検査および試験管理要則」に基づき供給者等の工場又は再処理事業所で検査・試験を実施する。

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，検査・試験のうち，当社が立会又は記録確認を行う検査・試験に関して，以下の項目のうち必要な項目を含む要領書を供給者に提出させ，それを事前に審査し，承認した上で，その要領書に基づく検査・試験を実施する。

・検査の時期
・対象
・項目
・方法
・合否判定基準
・検査体制
・記録方法

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，設工認に基づく使用前事業者検査として必要な検査・試験を適合性確認対象設備ごとに実施又は計画し，設備のグレード分けの区分に応じて管理の程度を決めたのち，「3.5.5 使用前事業者検査の実施」に基づき実施する。

なお，添付－１「当社再処理施設におけるグレード分けの考え方」の「2.(2)

設備に対して設計開発を適用しない場合」に該当する可搬型重大事故等対処設備等については，当社にて機能・性能の確認をするための検査・試験を実施する。

ｂ．　受入検査の実施

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，製品の受入れに当たり，受入検査を実施し，現品及び記録の確認を行う。

ｃ．　記録の確認

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，工事記録等調達した役務の実施状況を確認できる書類により検証を行う。

ｄ．　報告書の確認

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，調達した役務に関する実施結果を取りまとめた報告書の内容を確認することにより検証を行う。

ｅ．　作業中のコミュニケーション等

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，調達した役務の実施中に，適宜コミュニケーションを実施すること及び立会い等を実施することにより検証を行う。

ｆ．　請負会社他品質監査（「3.6.4　請負会社他品質監査」参照）

3.6.4　請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は，供給者の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で，かつ，確実に行われていることを確認するために，請負会社他品質監査を実施する。

（請負会社他品質監査を実施する場合の例）

・添付－１「当社再処理施設におけるグレード分けの考え方」の「別表3」に示すグレードⅠに該当する場合（原則として５年に１回の頻度で実施）

・添付－１「当社再処理施設におけるグレード分けの考え方」の「別表3」に示すグレードⅡに該当する調達対象物に重要な不適合が確認された場合

3.6.5　設工認における調達管理の特例

設工認の対象となる適合性確認対象設備は，「3.6　設工認における調達管理の方法」を以下のとおり適用する。

(1)　既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証を完了している適合性確認対象設備

設工認に基づく設備を設置する工事のうち，既に工事を着手し設置を完了して調達製品の検証を完了している適合性確認対象設備については，設置当時に調達を完了しているため，「3.6　設工認における調達管理の方法」に基づく管理は適

用しない。

(2)　既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備

設工認の対象となる設備のうち，既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備は，「3.6.1　供給者の技術的評価」から「3.6.3(2) 調達製品の管理」まで，調達当時のグレード分けの考え方で管理を完了しているため，「3.6.3(3) 調達製品の検証」以降の管理を設工認に基づき管理する。

(3)　既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備

設工認の対象となる設備のうち，既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備は，「3.6.1　供給者の技術的評価」から「3.6.3(1) 仕様書の作成」まで，調達当時のグレード分けの考え方で管理を完了しているため，「3.6.3(2) 調達製品の管理」以降の管理を設工認に基づき管理する。

3.7　記録，識別管理，トレーサビリティ

3.7.1　文書及び記録の管理

(1)　適合性確認対象設備の設計，工事及び検査に係る文書及び記録

「3.1　設計，工事及び検査並びに調達に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)」の第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は，設計，工事及び検査に係る文書及び記録を，保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し，これらを「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に基づき管理する。

設工認に係る主な記録の品質マネジメントシステム上の位置付けを第3.7-1表に示すとともに，技術基準規則等への適合性を確保するための活動に用いる文書及び記録を第3.7-1図に示す。

(2)　供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計，工事及び検査に用いる場合の管理

設工認において供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計，工事及び検査に用いる場合，当社が供給者評価等により品質マネジメントシステム体制を確認した供給者で，かつ，対象設備の設計を実施した供給者が所有する設計当時から現在に至るまでの品質が確認された設計図書を，当該設備として識別が可能な場合において，適用可能な設計図書として扱う。

この供給者が所有する設計図書は，当社の文書管理下で第3.7-1表に示す記録として管理する。

当該設備に関する設計図書がない場合で，代替可能な設計図書が存在する場合，供給者の品質マネジメントシステム体制を確認して当該設計図書の設計当時から現在に至るまでの品質を確認し，設工認に対する適合性を保証するための設計図書として用いる。

(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録

検査を担当する箇所の長は，使用前事業者検査として，記録確認検査を実施する場合，第3.7-1表に示す記録を用いて実施する。

なお，適合性確認対象設備のうち，既に工事を着手し設工認申請(届出)時点で工事を継続している設備，並びに添付－1「当社再処理施設におけるグレード分けの考え方」の「2.(2) 設備に対して設計開発を適用しない場合」に該当する可搬型重大事故等対処設備等に対して記録確認検査を実施する場合は，検査に用いる文書及び記録の内容が，使用前事業者検査時の適合性確認対象設備の状態を示すものであること(型番の照合，確認できる記載内容の照合又は作成当時のプロセスが適切であること。)を確認することにより，使用前事業者検査に用いる記録として利用する。

第3.7-1表　記録の品質マネジメントシステム上の位置付け

主な記録の種類	品質マネジメントシステム上の位置付け
既設工認	設置又は改造当時の設計及び工事の方法の認可を受けた図書で，当該設工認に基づく使用前検査の合格を以って，その設備の状態を示す図書
社内管理図書	品質マネジメントシステム体制下で作成され，設備の設置や改造等に併せて適切な版を管理している図書(設備の設計や製作，工事に係る図面等の設計図書や検査記録が該当する他，以下の(1)～(3)に示す例がある。)
	(1) 業務報告書 品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通じて行われた，業務の結果の記録(解析結果を含む。)
	(2) 供給者から入手した文書・記録 供給者を通じて入手した，供給者所有の設計図書，製作図書，検査記録，材料検査証明書（ミルシート）等
	(3) 製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等 供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等で，設計に関する事項が確認できる図書
設計プロセスの記録	適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録(自社による技術検討や解析の記録を含む。)
現場確認結果 （ウォークダウン）	品質マネジメントシステム体制下で手順書を作成し，その手順書に基づき現場の適合状態を確認した記録

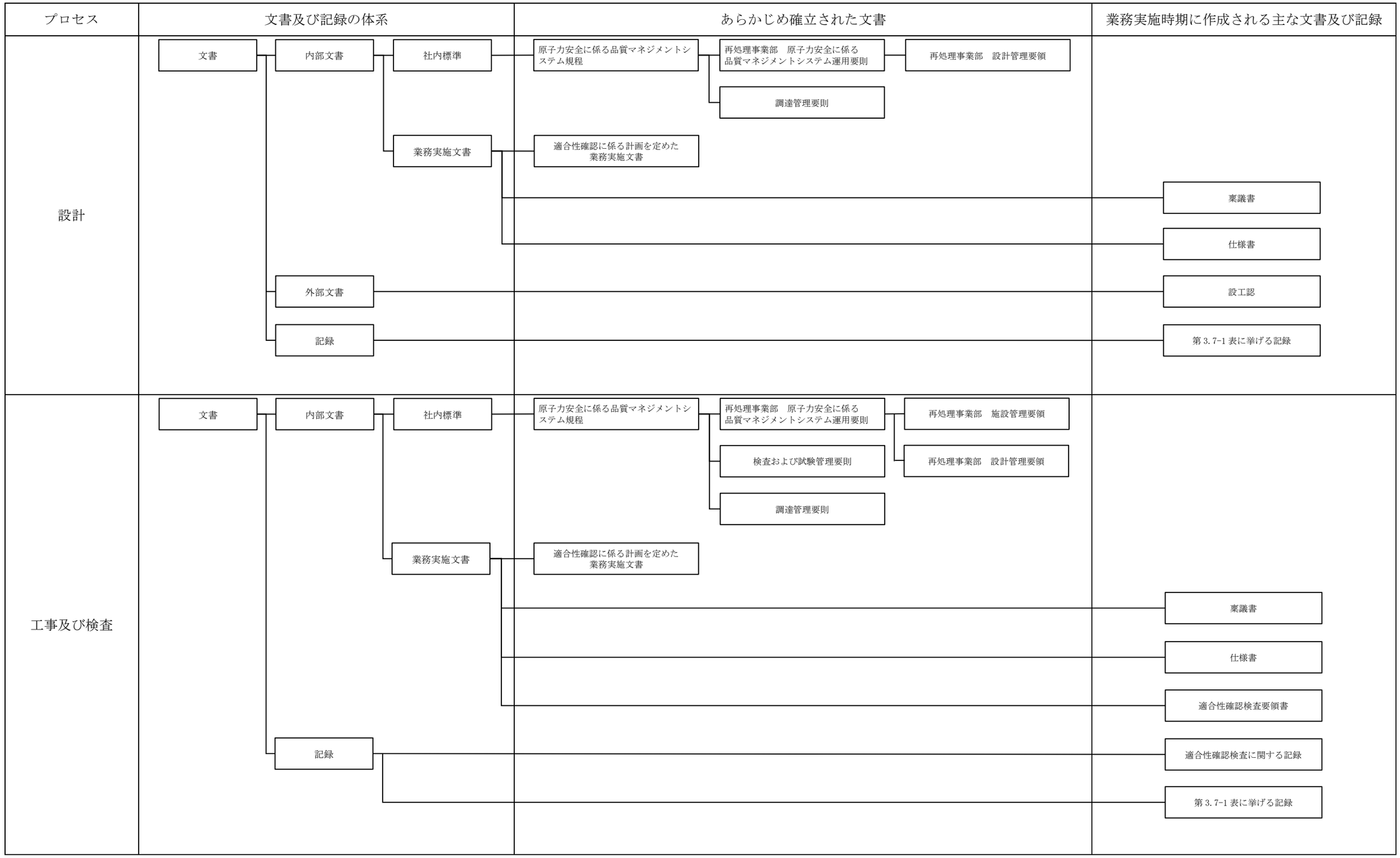

第3.7-1図　設計，工事及び検査に係る品質マネジメントシステムに関する文書体系

3.7.2　識別管理及びトレーサビリティ

(1)　計測器の管理

a．　当社所有の計測器の管理

(a)　校正・検証

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，校正の周期を定め管理するとともに，国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証又はその両方を行う。

なお，そのような標準が存在しない場合には，校正又は検証に用いた基準を記録する。

(b)　識別管理

ア．　計測器台帳による識別

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，校正の状態を明確にするため，計測器台帳に，校正日及び校正頻度を記載し，有効期限内であることを識別する。

なお，計測器が故障(修理，校正を含む)した場合，測定器台帳に必要事項を記入し計測器の故障履歴を明確にする。

イ．　計測器検定・校正管理ラベルによる識別

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，計測器の校正の状態を明確にするため，必要事項を記載した管理ラベルを計測器に貼り付けて識別する。また，不良と判定された計測器は，不良であることを記載した管理ラベルを計測器に貼り付けて識別する。

b．　当社所有以外の計測器の管理

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，供給者所有の計測器を使用する場合，計測器の管理が適正に行われていることを確認する。

(2)　機器，弁及び配管等の管理

工事を主管する箇所の長は，機器，弁，配管等を，刻印，タグ，銘板，台帳，塗装表示等にて管理する。

3.8　不適合管理

設工認に基づく設計，工事及び試験・検査において発生した不適合については「CAPシステム要則」に基づき処置を行う。

4.　適合性確認対象設備の施設管理

適合性確認対象設備の施設管理については,「再処理事業部　施設管理要領」に従って,施設管理に係る業務プロセスに基づき業務を実施している。

施設管理に係る業務のプロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連を第4-1図に示す。

4.1　使用開始前の適合性確認対象設備の保全

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，適合性確認対象設備の保全を，以下のとおり実施する。

4.1.1　工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備

工事を着手し，設置が完了している常設又は可搬の設備は，巡視点検又は日常の点検(月次の外観点検，動作確認等)の計画を定め，設備の状態を点検し，異常のないことを確認する。

4.1.2　設工認の認可後に工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備

設工認の認可後に工事を着手し，設置が完了している常設又は可搬の設備は，巡視点検又は日常の点検(月次の外観点検，動作確認等)の計画を定め，設備の状態を点検し，異常のないことを確認する。

4.2　使用開始後の適合性確認対象設備の保全

工事を主管する箇所の長は，適合性確認対象設備について，技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し，適合性確認対象設備の使用開始後においては，施設管理に係る業務プロセスに基づき保全重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより，適合性を維持する。

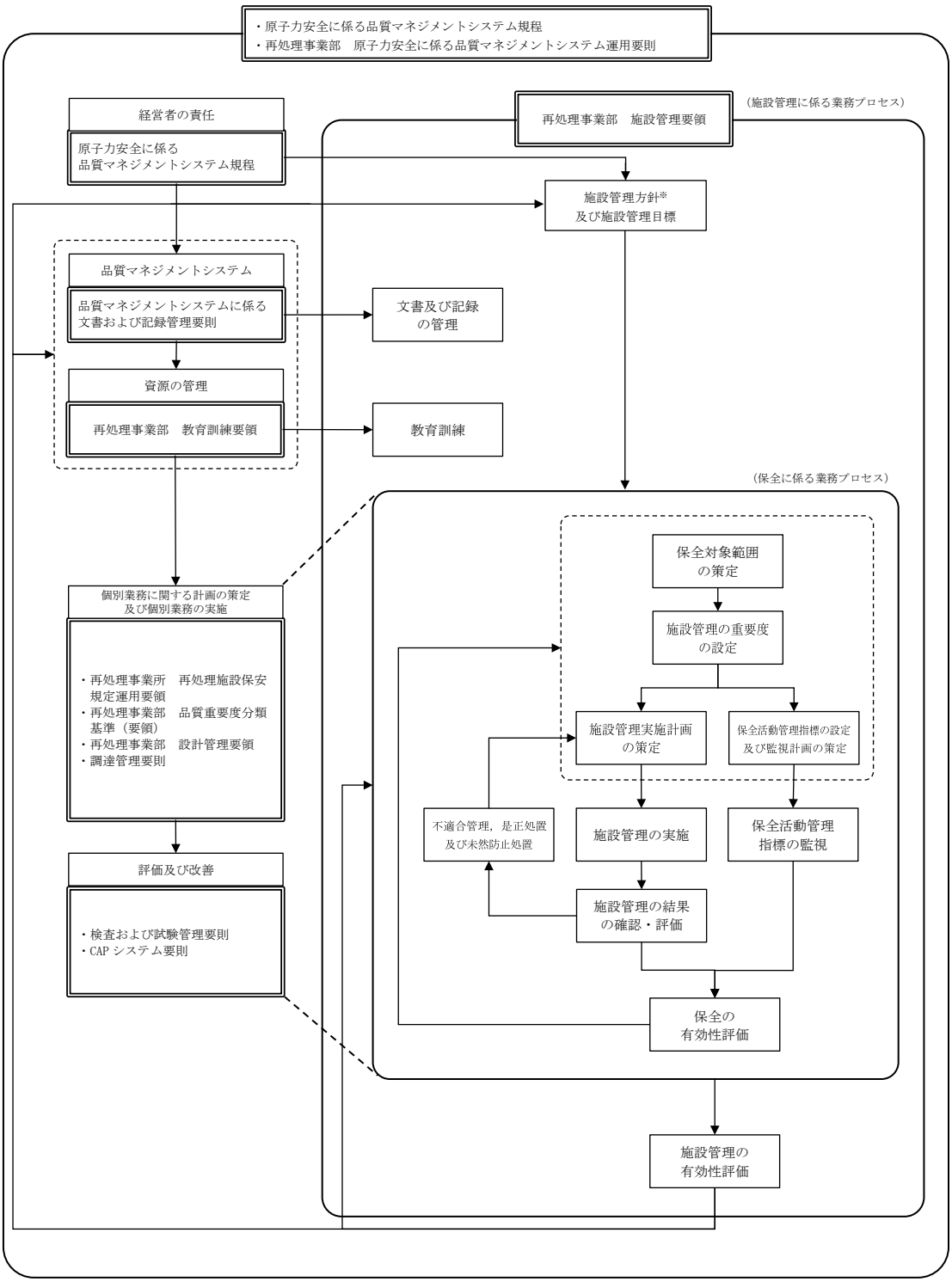

※：社長が「施設管理方針等策定規程」に従い策定

第4-1図　施設管理に係る業務プロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連

様式－１

本設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画(例)

各段階		プロセス(設計対象) 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係 ◎：主担当　○：関連		インプット	アウトプット	他の記録類
			当社	供給者			
設計	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化					
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定					
	3.3.3(1)	基本設計方針の作成(設計１)					
	3.3.3(2)	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計２)					
	3.3.3(3)	設計のアウトプットに対する検証					
	3.3.3(4)	設工認申請(届出)書の作成					
	3.3.3(5)	設工認申請(届出)書の承認					
工事及び検査	3.4.1	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計３)					
	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施					
	3.5.2	使用前事業者検査の計画					
	3.5.3	検査計画の管理					
	3.5.4	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理					
	3.5.5	使用前事業者検査の実施					
	3.7.2	識別管理及びトレーサビリティ					

様式－２

設備リスト(例)

事業指定基準規則／技術基準規則	事業指定基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	施設区分		設備区分			設備等（設工認　名称）	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB/SA区分		兼用	他施設共用	設備／運用	既設工認で認可済の設備か（○，－）	仕様表作成対象となる設備か（○，－）	既設工認（仕様表）記載有無（○，－）	備考
														DB区分	SA区分							

様式－３

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方(例)

技術基準規則 第○○条（○○○○○）	条文の分類
再処理施設の技術基準に関する規則	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈

対象施設		適用要否判断 （○△－） 項・号	理由	備考
建物及び洞道				
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設				
再処理設備本体	せん断処理施設			
	溶解施設			
	分離施設			
	精製施設			
	脱硝施設			
	酸及び溶媒の回収施設			
製品貯蔵施設				
計測制御系統施設				
放射性廃棄物の廃棄施設				
放射線管理施設				
その他再処理設備の附属施設	電気設備			
	圧縮空気設備			
	給水処理設備			
	冷却水設備			
	蒸気供給設備			
	分析設備			
	化学薬品貯蔵供給設備			
	火災防護設備			
	竜巻防護対策設備			
	溢水防護設備			
	化学薬品防護設備			
	放出抑制設備			
	水供給設備			
	緊急時対策所			
	通信連絡設備			
施設共通（基本設計方針）				

施設と条文の対比一覧表(例)

様式－４

| 施設／設備区分 | | 再処理施設の技術基準に関する規則 | | |

設工認添付書類星取表（例）

再処理施設	基本設計方針	仕様表	設工認添付書類 【記号の説明】 ○：有　△：設工認添付 ●○△：主要機種で整理されるもの －：無

施設区分		設備区分			設備等（設工認　名称）	機種	数量	変更区分	新設／可搬	関連条文	工事有無（要求条文）	兼用	他施設共用	機器区分

安全機能を有する施設（ＩＤＢ）				重大事故等対処施設（ＩＳＡ）			
安全重要度	耐震重要度	高経重要度	申請区分	耐震重要度	ＬＳＲ＆機能維持	高経重要度	申請区分

【安全重要度分類】※
【耐震重要度分類】※
※「設工認添付書類星取表」

【申請区分】
D－１：Ｄ新設（既設の新規星締含む）
D－２：基本設計方針
D－３：耐震条件変更・追加
　D－３（Ｓ）：基準地震動の変更（耐震ＳクラスＡ）
　D－３（qa）：Ｂ，ＣクラＳ設備のＳクラスへの嵩上げ
　D－３（dem）：ＳクラスからＢ（Ｓｓ），Ｂ，Ｃ（Ｓｓ），ＣクラＳへの格下げ
D－４：構造・強度に係る設計条件変更・追加（耐震以外）※
　D－４（地盤）：外部からの衝撃による損傷の防止（地盤）
　D－４（火山）：外部からの衝撃による損傷の防止（火山）
　D－４（外火）：外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）
　D－４（内火）：内部からの衝撃による損傷の防止
　D－４（溢水）：溢水による損傷の防止
　D－４（風水）：化学薬品の漏えいによる損傷の防止
　D－４（材機）：材料及び構造（耐圧強度）
　D－４（他）：その他の設計条件変更・追加
※D－４に分類されるものについては，具体的な設計又は評価の内容を簡潔に記載する
D－５：設備の追加・変更に伴うバウンダリ（安重範囲含む）変更
D－６：誤載の補正化
　－：変更なし
（ＳＡ専用の場合は斜線とする）

【耐震重要度分類】※
【ＬＳＲ＆機能維持】※
【高経重要度】※
※「設工認添付書類星取表」

【申請区分】
S－１：ＳＡ新設（既設の新規星締含む）
S－２：基本設計方針
S－３：ＤＢのＳＡ流用（条件変更なし）
S－４：ＳＡ既設条件アップ
S－５：ＳＡ既設使用目的変更
（ＤＢのみの場合は斜線とする）

「○」：申請対象（新規）
「▽」：申請対象（既設に結比機密追加／変更）
「△」：記載の適正化
「×」：無

| （１） | （２） | 設計Ⅰ | 設計Ⅱ | 設計Ⅲ | 設計Ⅳ | 設計Ⅴ | 設計Ⅵ | （３）再処理施設の技術基準への適合性に関する説明書 | | | | | | | | | | | | | |

様式－６

各条文の設計の考え方(例)

第○条（○○○○）

１．技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方

No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類

２．事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類

３．事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類

４．添付書類等

No.	書類名

様式－７

要求事項との対比表(例)

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	備考

様式－８

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（再処理施設）（例）

再処理施設							項目番号	1			2		
							基本設計方針						
							要求種別						
施設区分		設備区分			機種	関連条文	設備等（設工認　名称）	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法	設工認設計結果 （上：設計方針） （下：記録等）	設備の具体的設計結果 （上：設計結果） （下：記録等）	確認方法

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績(設備関係)（例）

様式－９

施設区分		設備区分			機種	設備等（設工認　名称）	品質重要度分類												設計開発の管理区分	調達の管理区分				備考
							1	2	3	4	5	X	Y	Z	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用	グレード Ⅰ	グレード Ⅱ	グレード Ⅲ	グレード Ⅳ	

当社再処理施設におけるグレード分けの考え方

当社では，業務の実施に際し，原子力安全に及ぼす影響に応じて，グレード分けの考え方を適用している。

当社再処理施設に係る設計管理(保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」)及び調達管理(保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」)に係るグレード分けについては，以下のとおりである。

1. 当社再処理施設におけるグレード分けの考え方と適用

設計・調達の管理に係るグレード分けの考え方とその適用については，以下のとおりである。

1.1 設備に係るグレード分けの考え方

当社再処理施設における設備に係るグレード分けの考え方は，「再処理事業部　品質重要度分類基準(要領)」に規定しており，その内容を別表１（１／３）～（３／３）に示す。

ただし，建物・構築物に係るグレードについては，「事業変更許可申請書」に記載の間接支持構造物に対応する直接支持構造物の耐震重要度分類によるものとする。

なお，設備に係るグレードである品質重要度は，調達の管理に係るグレード分けの基準の一つとなる。

1.2 設計の管理に係るグレード分けの考え方

当社再処理施設における設計の管理に係るグレード分けの考え方は，「再処理事業部設計管理要領」に規定しており，その内容を別表２に示す。

1.3 調達の管理に係るグレード分けの考え方

当社再処理施設における調達の管理に係るグレード分けの考え方は，「再処理事業部調達管理要領」に規定しており，その内容を別表３に示す。

1.3.1 調達要求事項へのグレード分けの適用

調達要求事項においては，別表 3 のグレードに応じた品質マネジメントシステムに係る活動を適用しており，その内容を別表４に示す。

可搬型重大事故等対処設備等として一般産業用工業品を購入する場合は，原子力特有の技術仕様を要求するものではないことから，調達要求事項は必要なものに限

定している。

なお,具体的な適用は個々の設備により異なることから,仕様書で明確にしている。

1.3.2　供給者及び調達製品に対する管理へのグレード分けの適用

供給者及び調達製品に対する当社の管理においては，別表 3 のグレードに応じた品質マネジメントシステムに係る活動を適用しており，その内容を別表 5 に示す。

2.　設備の設計・調達の各段階における品質マネジメントシステムに係る活動

「1.　当社再処理施設におけるグレード分けの考え方と適用」に示した設計・調達の管理に係るグレードに基づき，再処理施設の設備の設計・調達の各段階において，品質マネジメントシステムに係る活動を実施しており，その一連の概要を別表 6 に示す。

また，設備の設計・調達の業務の流れを，別表 6 に基づき以下の２つに区分する。

(1)　設備に対して設計開発を適用する場合

設備に対して設計開発を適用する場合を対象とし，その業務の流れを別図 1（１／２）に示す。

(2)　設備に対して設計開発を適用しない場合

設備に対して設計開発を適用しない可搬型重大事故等対処設備等の購入のみの場合を対象とし，その業務の流れを別図 1（２／２）に示す。

別表１（１／３）　再処理施設における設備に係るグレード分け(安全機能を有する施設のうち機械設備)

品質重要度	定　義
クラス１	(1) 安全上重要な施設に属する再処理第１種機器 (2) 安全上重要な施設に属する腐食環境の厳しい再処理第２種機器 (3) 安全上重要な施設に属する耐震クラスＳの再処理第２種機器 (4) 安全上重要な施設に属する耐震クラスＳの再処理第３種機器
クラス２	クラス１以外の下記のいずれかに該当する機械設備 (1) 安全上重要な施設に属する機械設備 (2) 腐食環境の厳しい再処理第２種機器
クラス３	クラス１，２以外の下記のいずれかに該当する機械設備 (1) 再処理第２種機器 (2) 耐震クラスＢの機械設備 (3) セル，アクティブギャラリー，洞道内に設置され，運転開始後の保全が困難な機械設備
クラス４	クラス１～３以外の下記のいずれかに該当する機械設備 (1) 放射性物質を内包する機械設備 (2) 給水施設の純水装置 (3) 非放射性の化学薬品系統 (4) その機械設備の故障・損傷等により，運転上重要な設備が停止する，あるいは火災又は他の化学安全上の影響が発生するおそれがある機械設備
クラス５	クラス１～４以外の機械設備

別表１（２／３）　再処理施設における設備に係るグレード分け(安全機能を有する施設のうち電気計装設備)

品質重要度	定　義
クラスＸ	(1) 安全上重要な施設に属する電気計装設備 (2) 耐震クラスＳの電気計装設備
クラスＹ	クラスＸ以外の下記のいずれかに該当する電気計装設備 (1) 機器の故障が施設全体の運転に著しい影響を与える電気計装設備(一般ユーティリティ設備に含まれるものを除く) a. 施設制御，運転監視及び中央監視機能に該当する計装設備 (2) 再処理施設の特徴的電気計装設備 a. 高レベル放射性液体廃棄物を取り扱う設備と取り合う電気計装設備 b. セル，アクティブギャラリー，洞道内に設置され，運転開始後の保全が困難な電気計装設備 (3) 設工認に記載され，使用前事業者検査対象となる電気計装設備 (4) 耐震クラスＢの電気計装設備 (5) 「再処理事業所 再処理施設保安規定」および「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」(保安規定に定める操作上の制限等に直接関連する計測制御設備)に記載の計測制御設備
クラスＺ	クラスＸ，Ｙ以外の電気計装設備

別表１（３／３）　再処理施設における設備に係るグレード分け(重大事故等対処設備)

品質重要度	定　義
クラスⅠ	基準地震動による地震力に対し，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない，又は十分に耐えることができるように設計する常設重大事故等対処設備
クラスⅡ	安全機能を有する施設の耐震重要度分類の耐震クラスＢに適用される地震力に対し，十分に耐えることができるように設計する常設重大事故等対処設備
クラスⅢ	地震を要因として発生する重大事故等の対処に必要な動的機能維持要求がある可搬型重大事故等対処設備
クラスⅣ	(1) 安全機能を有する施設の耐震重要度分類の耐震クラスＣに適用される地震力に対し，十分に耐えることができるように設計する常設重大事故等対処設備 (2) クラスⅢ以外の可搬型重大事故等対処設備

別表２　再処理施設における設計の管理に係るグレード分け

設計開発の適用	対　象
適用	新増設，改造及び施設管理の設計及び工事[1)]
適用外	元の状態への復元等を目的とした点検，工事等

注記　1)：該当する場合は，設備の品質重要度等によらず設計開発を一律適用とするが，一般産業用工業品の購入等に該当する場合は，調達の管理により設計の管理を代替することができる。また，設計開発に係る安全機能の重要度により，設計開発のレビュー区分をグレード分けする。

別表３　再処理施設における調達の管理に係るグレード分け

グレード	対　象
Ⅰ	(1) 再処理施設の事業変更許可申請，設工認申請に係る設計（解析業務等を含む） (2) 再処理施設の事業変更許可申請，設工認申請に係る新増設工事，改造工事 (3) 品質重要度クラス１，２，Ｘの設備に係る運転
Ⅱ	グレードⅠ以外の次のいずれかに該当する調達 (1) 品質重要度クラス１～４，Ｘ，Ｙ，Ⅰ～Ⅲの設備に係る保全(工事含む)，運搬，放射線管理 (2) 再処理施設の安全機能又は重大事故等対処施設に係る建物・構築物の保全（工事含む)，運搬，放射線管理 (3) 品質重要度クラス３，４，Ｙの設備に係る運転
Ⅲ	(1) グレードⅠ，Ⅱ以外の保安活動に関係する業務 (2) 据付を伴わない購買
Ⅳ	グレードⅠ～Ⅲ以外の保安活動に関係しない業務

別表４　調達要求事項へのグレード分けの適用程度

調達要求事項 ＼ グレード[1]	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
製品，手順，プロセス及び設備の承認に関する要求事項[2]	○	○	－	－
要員の力量に関する要求事項	○	○	○	－
品質マネジメントシステムに関する要求事項	○	○	○	－
不適合(偽造品，模造品等の報告を含む。)の報告及び処理に関する要求事項	○	○	○	－
健全な安全文化を育成し，維持するために必要な要求事項	○	○	－	－
一般産業用工業品を原子力施設に使用するにあたっての評価に関する要求事項	○	○	－	－
調達製品の検証に係る検査及び試験，又はその他の活動の要領，実施時期，実施場所に関する要求事項	○	○	○	－
偽造品，模造品等の防止対策に関する要求事項	○	○	○	－
調達後における調達製品の維持又は運用に必要な情報提供に関する要求事項	○	○	○	－
工場検査等への原子力規制委員会職員の立入に関する要求事項	○	○	－	－

○：適用　　－：適用外，ただし，請求箇所の判断で適用することができる。

注記　1)：別表３のグレードを示す。

注記　2)：製品，手順，プロセス及び設備の承認に関する要求事項(以下の該当する項目を選定)

(1) 供給者が行うべき業務範囲に関する事項
(2) 調達製品に係る適用法令，規格の名称，番号，版及び必要に応じ該当条項
(3) 調達製品の員数
(4) 調達製品の技術的事項
(5) 提出文書・記録(調達要求事項への適合状況を記録した文書を含む。)に関する事項
(6) 設計に関する事項
(7) 監査に関する事項
(8) 供給者の調達管理に関する事項
(9) 供給先で調達製品の検証を実施する場合に係る事項
(10)識別及びトレーサビリティに関する事項
(11)過去の不適合事例の再発防止対策に関する事項　等

別表５　供給者及び調達製品に対する管理へのグレード分けの適用程度

管理項目 ＼ グレード[1]	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
供給者の評価及び再評価	○	○	－	－
定期監査の実施[2]（原則，許認可申請等に係る解析業務，運転業務）	○	△	－	－
品質マネジメントシステムの計画の提出（承認）	○	○	－	－
調達製品のトレーサビリティの確保（確認）	○	○	－	－
供給者の調達先の管理状況の確認	○	○	－	－
不適合の報告（確認）	○	○	○	－
特別監査（重度の不適合発生時等）	○	○	○	－
試験・検査の実施	○	○	○	－

○：適用　　△：調達対象物に重要な不適合が確認された場合

－：適用外，ただし，請求箇所の判断で適用することができる。

注記　1)：別表３のグレードを示す。

注記　2)：ISO9000 シリーズ認証を取得している場合は定期監査を省略可とする。

別表6　設備の設計・調達の管理に係る各段階とその実施内容

管理の段階		実施内容	グレード[1)]			
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
Ⅰ	業務計画	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業務に必要なプロセスの計画」に基づき，設計の基本となる実施方針を作成する。	○	－	－	－
Ⅱ	調達要求事項作成のための設計	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3.1 設計開発計画」～「7.3.5 設計開発の検証」に基づき，仕様書作成のための設計を実施する。	○	－	－	－
Ⅲ	調達	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」に基づき，設計・工事及び検査のための仕様書を作成する(購入のみの調達を含む。)。	○	○	○	－
Ⅳ	設備の設計	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3.5 設計開発の検証」に基づき，詳細設計の確認を実施する。	○	－	－	－
Ⅴ	工事及び検査	工事は，保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業務に必要なプロセスの計画」及び「7.5 個別業務の実施」に基づき管理する。 また，検査は，保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業務に必要なプロセスの計画」，「7.3.6 設計開発の妥当性確認」，「7.5.1 個別業務の管理」及び「8.2.4 機器等の検査等」に基づき管理する。	○	○	－	－
	可搬型重大事故等対処設備等として，一般産業用工業品を購入する場合の機能・性能確認	可搬型重大事故等対処設備等として，一般産業用工業品を購入する場合においても，機能・性能を確認するための検査・試験を実施する。	－	－	○	－

○：該当あり　－：該当なし，ただし，主管箇所の判断で準拠することができる。

注記　1)：別表3のグレードを示す。

管理の段階		設計，工事及び検査の業務フロー[1]		組織内外の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関連箇所		実施内容	添付本文 （記載項目）	証拠書類
		当社	供給者	当社	供給者			
Ⅰ	業務計画	実施方針の作成		◎	－	設計又は工事を主管する箇所の長は，設計開発の実施内容，検討内容を明確にした「実施方針」を作成する。	－	・実施方針
Ⅱ	調達要求事項作成のための設計	設計開発計画 設計開発に用いる情報 レビュー 設計開発の結果に係る情報(自社詳細設計)[2] 設計開発の検証(自社詳細設計) 設計開発の結果に係る情報(仕様書) 設計開発の検証(仕様書) 設計開発レビュー[3]		◎	－	設計又は工事を主管する箇所の長は，設計開発プロセスの全体像，責任と権限及びインターフェイスを含めた，「設計開発計画」を作成する。 設計又は工事を主管する箇所の長は，設計開発に用いる情報として要求事項を明確にした「設計開発に用いる情報に係る記録」を作成させ，その適切性をレビューし承認する。 設計又は工事を主管する箇所の長は，設計開発の結果に係る情報として設計開発に用いる情報と対比した検証ができるよう，「設計開発の結果に係る情報（自社詳細設計）に係る記録」を作成させ，設計開発に用いる情報として与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために検証を実施する。[2] 設計又は工事を主管する箇所の長は，設計開発の結果に係る情報として設計開発に用いる情報と対比した検証ができるよう，「設計開発の結果に係る情報（仕様書）に係る記録」を作成させ，設計開発に用いる情報として与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために検証を実施する。 設計又は工事を主管する箇所の長は，設計開発の適切な段階において，設計開発レビューを実施する。	3.6　設工認における調達管理の方法	・設計開発計画 ・設計開発に用いる情報に係る記録 ・設計開発の結果に係る情報に係る記録 ・設計開発の検証の記録 ・設計開発レビューの記録
Ⅲ	調達	仕様書の作成		◎	○	設計又は工事を主管する箇所の長は，「仕様書」を添付とした「稟議書」を上申し，承認された「仕様書」にて契約を主管する箇所の長に契約の手続きを依頼する。 契約を主管する箇所の長は，登録された供給者(取引先)の中から，調達製品を供給する能力がある供給者を選定する。	3.6.1　供給者の技術的評価 3.6.2　供給者の選定 3.6.3　調達製品の調達管理	・稟議書 ・仕様書
Ⅳ	設備の設計	設計開発の検証	供給者の設計 詳細設計図書	◎	○	設計又は工事を主管する箇所の長は，供給者の品質マネジメントシステムを審査するために「品質マネジメントシステムの計画」を徴収する。 設計又は工事を主管する箇所の長は，供給者の詳細設計結果を「設計図書」として提出させ，該当する「設計図書」について，設計開発に用いる情報として与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために検証を実施する。	3.6.3　調達製品の調達管理	・品質マネジメントシステムの計画 ・設計図書 ・設計開発の検証の記録
Ⅴ	工事及び検査	設計開発の妥当性確認 (供給者工場での検査・試験) 図書の審査 設計開発の妥当性確認 (現地での検査・試験)	製作 現地作業関連図書 現地据付工事 竣工	◎	○	工事を主管する箇所の長は，調達要求事項を満たしていることを確実にするために，供給者から必要な「設計図書」を提出させ，審査・承認する。 検査を担当する箇所の長は，「検査要領書」を作成させ，審査・承認し，それに基づき社内検査(供給者の検査・試験の結果に対する立会い又は記録による確認を含む。)を実施し，「検査に関する記録」を作成する。 工事を主管する箇所の長は，工事及び検査の結果を「設計図書」として提出させる。	3.6.3　調達製品の調達管理	・設計図書 ・検査要領書 ・検査に関する記録

注記　1)：設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，設計開発の結果に係る情報に対して変更を実施する場合，当該変更に係る記録を作成する。また，設計開発の変更を行うに当たり，あらかじめ，レビュー，検証及び妥当性確認を行い，変更を承認する。
2)：詳細設計を自社で実施する場合の業務を示す。詳細設計を供給者に委託する場合は，当該業務を経由せず，次のステップに進む。
3)：設計開発レビューは，「設計開発計画」に従って，設計開発の適切な段階にて実施する。

別図1（１／２）　業務フロー(設備に対して設計開発を適用する場合)

管理の段階		設計，工事及び検査の業務フロー		組織内外の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関連箇所		実施内容	添付本文 （記載項目）	証拠書類
		当社	供給者	当社	供給者			
Ⅰ	業務計画	稟議書の作成		◎	－	工事を主管する箇所の長は，調達の実施内容，検討内容を明確にした「稟議書」を作成する。	3.6　設工認における調達管理の方法	・稟議書
Ⅱ	調達要求事項作成のための設計			－	－	－	－	－
Ⅲ	調達	仕様書の作成		◎	○	工事を主管する箇所の長は，「仕様書」を添付とした「稟議書」を上申し，承認された「仕様書」にて契約を主管する箇所の長に契約の手続きを依頼する。 契約を主管する箇所の長は，登録された供給者(取引先)の中から，調達製品を供給する能力がある供給者を選定する。	3.6.1　供給者の技術的評価 3.6.2　供給者の選定 3.6.3　調達製品の調達管理	・稟議書 ・仕様書
Ⅳ	設備の設計			－	－	－	－	－
Ⅴ	工事及び検査	出荷 調達物品等の検証 （社内検査）		◎	○	工事を主管する箇所の長は，調達要求事項を満たしていることを確実にするために，供給者から必要な「設計図書」を提出させて確認する。 検査を担当する箇所の長は，「検査要領書」を作成させ，審査・承認し，それに基づき社内検査を実施し，「検査に関する記録」を作成する。	3.6.3　調達製品の調達管理	・設計図書 ・検査要領書 ・検査に関する記録

別図1（２／２）　業務フロー(設備に対して設計開発を適用しない場合)

技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方

1.　事業変更許可申請書との整合性を確保する観点から，事業変更許可申請書本文に記載している適合性確認対象設備に関する事業指定基準規則に適合させるための「設備の設計方針」，及び設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。

2.　技術基準規則の本文及び解釈への適合性を確保する観点で，事業変更許可申請書本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は，その理由を様式－６「各条文の設計の考え方(例)」に明確にした上で記載する。

3.　自主的に設置したものは，原則として記載しない。

4.　基本設計方針は，必要に応じて並び替えることにより，技術基準規則の記載順となるように構成し，箇条書きにする等表現を工夫する。

5.　基本設計方針の作成に当たっては，必要に応じ，以下に示す考え方で作成する。

(1)　事業変更許可申請書本文の記載事項のうち，「性能」を記載している設計方針は，技術基準規則への適合性を確保する上で，その「性能」を持たせるために特定できる手段がわかるように記載する。

　また，技術基準規則への適合性を確保する観点で，事業変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

　なお，手段となる「仕様」が仕様表で明確な場合は記載しない。

(2)　事業変更許可申請書本文の記載事項のうち「運用」は，「基本設計方針」として，運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件が分かる程度の記載を行うとともに，運用を定める箇所(品質マネジメント文書で定める場合は「保安規定」を記載する。)の呼込みを記載し，必要に応じ，当該施設に関連する添付書類の中でその運用の詳細を記載する。

　また，技術基準規則の本文及び解釈への適合性を確保する観点で，事業変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

(3)　事業変更許可申請書本文で評価を伴う記載がある場合は，設工認申請書の添付書類として担保する条件を以下の方法を使い分けることにより記載する。

ａ．　評価結果が示されている場合，その評価結果及び評価結果を受けて必要となった措置を設工認申請の対象とする。

ｂ．　今後評価することが示されている場合，評価する段階(設計又は工事)を明確にし，評価の方法及び条件，並びにその評価結果に応じて取る措置の両方を設計対象とする。

(4)　各条文のうち，要求事項が該当しない条文については，該当しない旨の理由を記載する。

(5)　条項号のうち，適用する設備がない要求事項は，「適合するものであることを確認する」という設工認申請の審査の観点を踏まえ，当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。

(6)　技術基準規則の解釈等に示された指針，原子力規制委員会文書，(旧)原子力安全・保安院文書，他省令等の呼込みがある場合は，以下の要領で記載を行う。

ａ．　設置時に適用される要求等，特定の版の使用が求められている場合は，引用する文書名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。

ｂ．　条文等で特定の版が示されているが，施設管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は，保安規定等の運用の担保先を示すとともに，当該文書名及び必要に応じそのコード番号を記載する。

ｃ．　解釈等に示された条文番号は，当該文書改正時に変更される可能性があることを考慮し，条文番号は記載せず，条文が特定できる表題で記載する。

ｄ．　条件付の民間規格又は事業変更許可申請書の評価結果等を引用する場合は，可能な限りその条件等を文章として反映する。

　また，事業変更許可申請書の添付書類を呼び込む場合は，対応する本文のタイトルを呼び込む。

設工認における解析管理について

設工認に必要な解析のうち，調達(「3.6　設工認における調達管理の方法」参照)を通じて実施した解析は，「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン(一般社団法人日本原子力技術協会，平成 22 年 12 月発行)」に示される要求事項を基に，当社の要求事項を加えて策定した「再処理事業部　調達管理要領」のうち別添の仕様書により，供給者への解析業務に係る要求事項を明確にしている。

これに基づき，解析業務を主管する箇所の長は，調達要求事項に解析業務を含む場合，以下のとおり特別な調達管理を実施する。

なお，事業者と供給者の解析業務の流れを別図 1 に示すとともに，設工認に係る解析業務の調達の流れを別図 2 に示す。

1.　仕様書の作成

解析業務を主管する箇所の長は，解析業務における必要な品質マネジメントシステムに係る活動として，通常の調達要求事項に加え，解析業務に係る要求事項を「再処理事業部　調達管理要領」のうち別添の仕様書で追加要求する。

2.　解析業務の計画

解析業務を主管する箇所の長は，供給者から解析業務を実施する前に下記事項の計画(実施段階，目的，内容，実施体制等)を明確にした業務計画書等(品質マネジメントシステムの計画，業務要領書，手順書を含む。)を提出させ，仕様書の要求事項を満たしていることを確実にするため検証する。

・解析業務の作業手順(デザインレビュー，審査方法，時期等を含む。)
・解析結果の検証
・業務報告書の確認
・解析業務の変更管理

また，解析業務を主管する箇所の長は，供給者の解析業務に変更が生じた場合，及び契約締結後に当社の特別の理由により契約内容等に変更の必要が生じた場合は，「3.6　設工認における調達管理の方法」に基づき必要な手続きを実施する。

3.　解析業務の実施

解析業務を主管する箇所の長は，供給者から業務報告書が提出されるまでに解析業務が確実に実施されていることを確認する。

当社の供給者に対する解析業務の確認は，設計開発の検証として，確認者を指名し実施

する。

具体的な確認の視点を別表１に示す。

4.　業務報告書の確認

解析業務を主管する箇所の長は，供給者から提出された業務報告書が要求事項に適合していること，また供給者が実施した検証済みの解析結果が適切に反映されていることを確認する。

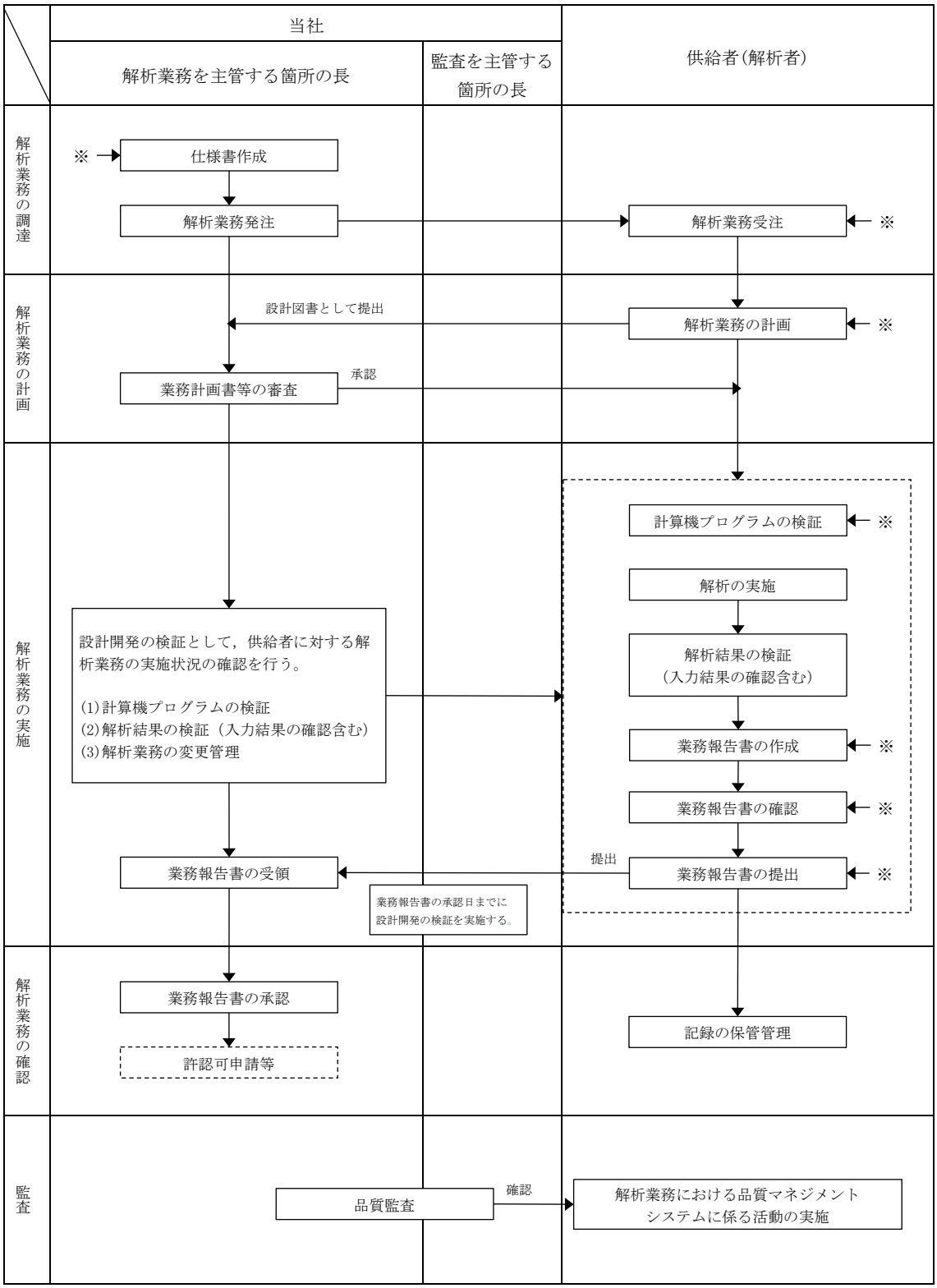

※：解析業務に変更が生じる場合は，各段階においてその変更を反映させる。

別図１　解析業務の流れ

管理の段階	設計，工事及び検査の業務フロー		組織内外の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関連箇所		実施内容	添付本文 （記載項目）	証拠書類
	当社	供給者	当社	供給者			
仕様書の作成	仕様書の作成		◎	－	解析業務を主管する箇所の長は，「仕様書」を作成し，解析業務に係る要求事項を明確にする。	3.6.1　供給者の技術的評価 3.6.2　供給者の選定 3.6.3　調達製品の調達管理	・仕様書
解析業務の計画	業務計画書等の審査，承認	業務計画書等の作成，確認	◎	○	解析業務を主管する箇所の長は，供給者から提出された「業務計画書等」で，計画(解析業務の作業手順／解析業務の実施体制／解析結果の検証／業務報告書の確認／解析業務の変更管理／記録の保管管理)が明確にされていることを確認する。	3.6.3　調達製品の調達管理	・業務計画書等(品質マネジメントシステムの計画，業務要領書，手順書を含む。)(供給者提出)
解析業務の実施	解析業務の実施状況の確認	解析業務の実施	◎	○	解析業務を主管する箇所の長は，設計開発の検証として，解析の実施状況(計算機プログラムの検証／解析結果の検証(入力結果の確認含む)／解析業務の変更管理)について確認する。	3.6.3　調達製品の調達管理	・設計開発の検証の記録
業務報告書の確認	業務報告書の承認	業務報告書の作成，確認	◎	○	解析業務を主管する箇所の長は，供給者から提出された「業務報告書」で，供給者が解析業務の計画に基づき適切に解析業務を実施したことを確認する。	3.6.3　調達製品の調達管理	・業務報告書(供給者提出)

別図2　設工認に係る解析業務の設計・調達の流れ(解析)

別表1　解析業務を実施する供給者に対する確認の視点

No.	検証項目	当社の供給者に対する確認の視点
1	計算機プログラムの検証	・安全上重要な施設等(その他必要な波及的影響を含む)に関わる解析について計算機プログラムを用いる場合は，簡易法等による検証が行われていること。また，当該設計に直接関与しない部署による確認が行われていること。
2	解析結果の検証 (入力結果の確認含む)	・解析に使用した計算式が妥当であること。 ・解析に使用した解析モデルが妥当であること。 ・解析に使用した入出力データが妥当であること(以下の項目について確認)。 (1)入力データに用いた構造図等の設計図書が最新である。 (2)入力データが当該計算機プログラムのマニュアルと整合がとれている。 (3)「入力条件」と「入力データを含む出力データシート」による一貫した確認を実施している。 ・新技術・新知見を採用し解析した場合において，代替計算，モックアップ等の実証試験の結果が，設計要求事項の内容から逸脱していないこと。 ・計算式，計算機プログラムにおいて式の転用，外挿を行った場合において，代替計算，モックアップ等の実証試験の結果が，設計要求事項の内容から逸脱していないこと。 ・計算過程または計算結果において単位換算を実施している場合には，SI単位への換算方法および換算結果が正しいこと。 ・他の関連解析と，計算式，計算機プログラム，解析モデル，入力条件が共通している場合，それが妥当であること。 ・解析結果の傾向を分析し，解析結果が妥当である（再解析を実施する必要がない）と判断できること。
3	解析業務の変更管理	・計算機プログラムを変更して使用する場合は，計算機プログラム及びそのマニュアルの変更管理を行い，変更後の計算機プログラムの検証を実施していること。 ・特定の機器の設計に使用される文献式を適用して作成された計算機プログラムを変更する際には，文献における式の意味を確認の上，変更を行っていること。 ・計算機プログラムを変更した場合は，変更内容を周知・教育していること。

当社再処理施設における設計管理・調達管理について

1.　供給者の技術的評価

契約を主管する箇所の長は，供給者(以下「取引先」という。)が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として，別表１に示すＡ区分取引先については，取引先の審査，登録及び登録更新を「取引先評価・選定要領」に基づき実施する。

なお，設工認に係る調達については，全てＡ区分取引先であるため，取引先の審査を実施し，取引先の調達製品を供給する能力に問題はないことを確認しており，必要に応じて監査を実施している。

1.1　取引先の審査

契約を主管する箇所の長は，取引希望先に対して，契約前に経営状況，品質保証能力，契約履行能力について評価し，登録の適否判定を行うものとする。

なお，契約を主管する箇所の長が必要と判断した場合，関係箇所に技術審査を依頼し，その審査結果を判定に用いることができる。

1.2　取引先の登録

契約を主管する箇所の長は,判定の結果,基準を満たす場合は,取引先として登録する。

1.3　取引先の登録更新

契約を主管する箇所の長は，登録取引先について，引き続き取引予定のある場合には，経営状況，品質保証能力，契約履行能力について更新審査を行い，原則として登録の有効期間内に登録更新を行う。登録の有効期間は，前回登録更新日が属する年度から３年度後の年度末までとする。

2.　仕様書作成のための設計について

設計，工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，「再処理事業部　設計管理要領」に基づき，添付－１「当社再処理施設におけるグレード分けの考え方」の「別表 2」に示す対象に対して，保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」を適用する場合，設計・調達の管理の各段階(添付－１「当社再処理施設におけるグレード分けの考え方」の「別表 6」に示す管理の段階Ⅱ，Ⅳ及びⅤ)において，必要な管理を実施する。

なお，仕様書作成のための設計の流れを別図１に示すとともに，仕様書作成のための設計に関する活動内容を以下に示す。

2.1　設計開発の管理

2.1.1　設計開発計画

(1)　設計又は工事を主管する箇所の長は，設計開発計画を策定するとともに，設計開発を管理する。

(2)　設計又は工事を主管する箇所の長は，設計開発計画の策定において，次に掲げる事項を明確にする。

a．　設計開発の性質，期間及び複雑さの程度

b．　設計開発の各段階における適切なレビュー，検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制

c．　設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限

d．　設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源

(3)　設計又は工事を主管する箇所の長は，実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために，設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。

(4)　設計又は工事を主管する箇所の長は，(1)により策定した設計開発計画を，設計開発の進行に応じて適切に変更する。

2.1.2　設計開発に用いる情報

(1)　設計又は工事を主管する箇所の長は，個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって次に掲げるものを明確に定めるとともに，当該情報に係る記録を作成し，これを管理する。

a．　機能及び性能に係る要求事項

b．　従前の類似した設計開発から得られた情報であって，当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの

c．　関係法令

d．　その他設計開発に必要な要求事項

(2)　設計又は工事を主管する箇所の長は，設計開発に用いる情報について，その妥当性をレビューし，承認する。

2.1.3　設計開発の結果に係る情報

(1)　設計又は工事を主管する箇所の長は，設計開発の結果に係る情報を，設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。

(2)　設計又は工事を主管する箇所の長は，設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり，あらかじめ，当該設計開発の結果に係る情報を承認する。

(3)　設計又は工事を主管する箇所の長は，設計開発の結果に係る情報を，次に掲げる事項に適合するものとする。

ａ．　設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。

ｂ．　調達，機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。

ｃ．　合否判定基準を含むものであること。

ｄ．　機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

なお，設計開発の結果に係る情報の一つである仕様書は，調達管理に用いられることから，「調達管理要則」の要求事項も満たすように作成する。

2.1.4　設計開発レビュー

(1)　設計又は工事を主管する箇所の長は，設計開発の適切な段階において，設計開発計画に従って，次に掲げる事項を目的とした設計開発レビューを実施する。

ａ．　設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。

ｂ．　設計開発に問題がある場合においては，当該問題の内容を明確にし，必要な措置を提案すること。

(2)　設計又は工事を主管する箇所の長は，設計開発レビューに，当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。

(3)　設計又は工事を主管する箇所の長は，設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し，これを管理する。

2.1.5　設計開発の検証

(1)　設計又は工事を主管する箇所の長は，設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために，設計開発計画に従って検証を実施する。

(2)　設計又は工事を主管する箇所の長は，(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し，これを管理する。

(3)　設計又は工事を主管する箇所の長は，当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。

2.1.6　設計開発の妥当性確認

(1)　工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために，設計開発計画に従って，当該設計開発の妥当性確認を実施する。

(2)　工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，機器等の使用または個別業務の実施に当たり，あらかじめ，設計開発の妥当性確認を完了する。

(3)　工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は，設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該の設計開発の妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し，これを管理する。

2.2　設計開発の変更の管理

(1)　設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，設計開発の変更を行った場合においては，当該変更の内容を識別することができるようにするとともに，当該変更に係る記録を作成し，これを管理する。

(2)　設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，設計開発の変更を行うに当たり，あらかじめ，レビュー，検証及び妥当性確認を行い，変更を承認する。

(3)　設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，(2)のレビューにおいて，設計開発の変更が施設に及ぼす影響の評価を行う。

(4)　設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，(2)のレビュー，検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し，これを管理する。

別表1　取引先の管理区分

管理区分	対　象
Ａ区分取引先	グレード[1)] Ⅰ，Ⅱ，Ⅲに該当する調達物品等を供給する取引先
Ｂ区分取引先	グレード[1)]Ⅳに該当する調達物品等を含む，「取引先評価・選定要領」の適用が除外される調達物品等を供給する供給者及びグレード[1)] Ⅰ～Ⅳの供給者の代理店等

注記　1)：添付－１「当社再処理施設におけるグレード分けの考え方」の「別表 3」のグレードを示す。

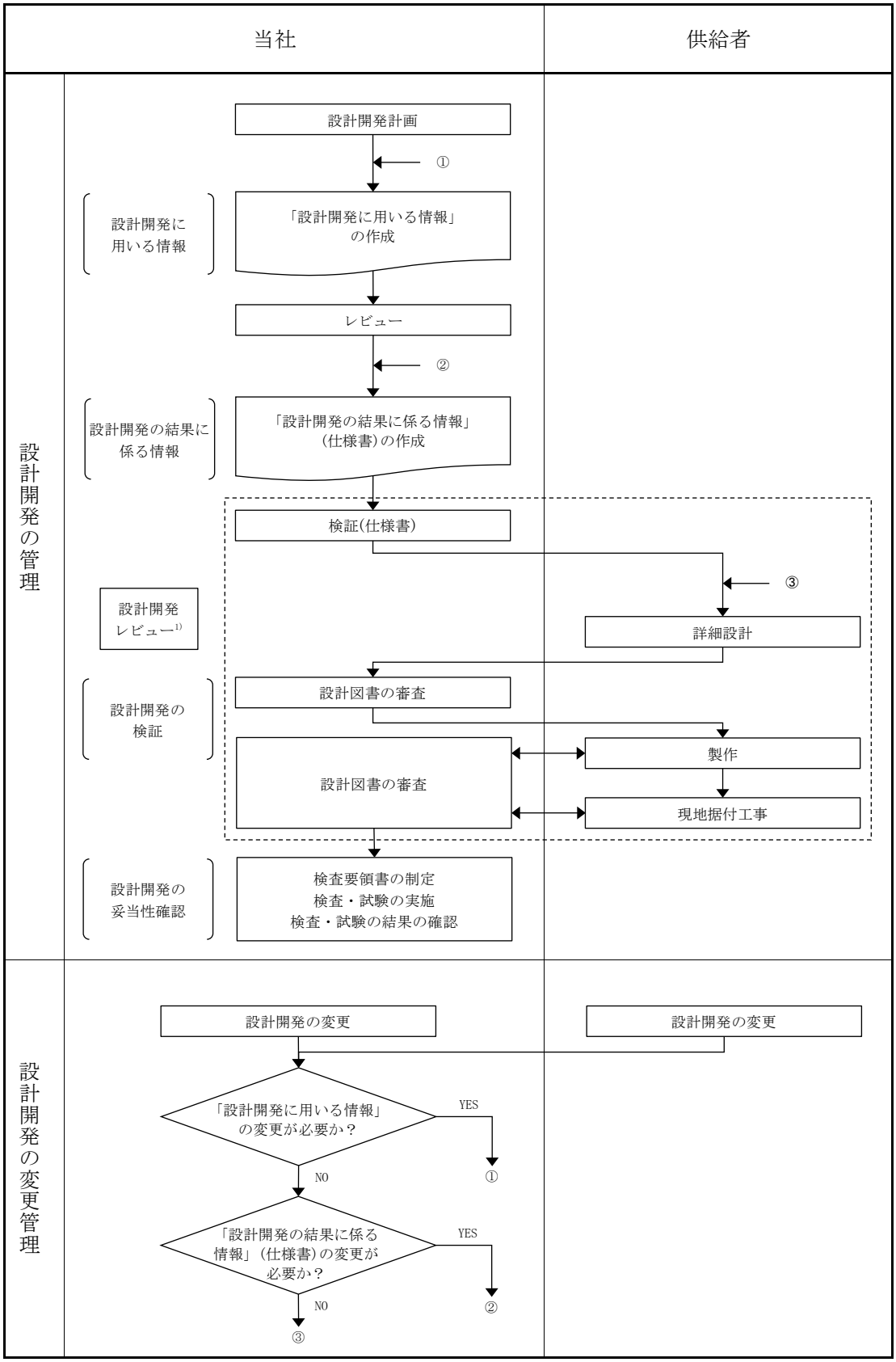

注記　1)：設計開発レビューは，「設計開発計画」に従って，設計開発の適切な段階にて実施する。

別図１　設計開発の業務の流れ

（２）－２

本設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画

許 A

目　　次

ページ

1.　概要 ･･･ 1

2.　基本方針 ･･･ 1

3.　設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画･････････････････････････････ 1

1.　概要

本資料は，「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づく設計に係るプロセスの実績，工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2.　基本方針

再処理事業所再処理施設における設計に係るプロセスとその実績について，「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に示した設計の段階ごとに，組織内外の関係，進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として，組織内外の関係，進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について説明する。

3.　設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に基づき実施した，再処理事業所再処理施設における設計の実績，工事及び検査の計画について，「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の様式－1により示す。

また，適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について，「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の様式－9により示す。

本設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画（1/2）

各段階		プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係 ◎：主担当　○：関連 当社	供給者	インプット	アウトプット	他の記録類
設計	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	◎	－	事業変更許可申請書，技術基準規則，技術基準規則の解釈，事業指定基準規則，再処理施設安全審査指針	－	業務実施文書「再処理施設および廃棄物管理施設の適合性確認について」
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	◎	－	事業変更許可申請書，技術基準規則，技術基準規則の解釈，事業指定基準規則，設計資料	様式－２	設計のレビューの記録（設計段階）
	3.3.3 (1)	基本設計方針の作成（設計１）	◎	－	技術基準規則，設計資料	様式－３，４	設計のレビューの記録（設計段階）
					様式－２，４，事業変更許可申請書，技術基準規則，設計資料	様式－５	設計のレビューの記録（設計段階）
					事業変更許可申請書，技術基準規則，設計資料	様式－６，７	設計のレビューの記録（設計段階）
	3.3.3 (2)	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計２）	◎	－	様式－５，様式－７（基本設計方針），設計資料	様式－８	設計のレビューの記録（設計段階）
		添付書類Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書					
		火災及び爆発の防止に関する設計	◎	○	事業変更許可申請書，設計図書，関係法令，準拠規格，設計資料	設計資料（火災及び爆発の防止に関する説明書）	設計のレビューの記録（設計段階）
		添付書類Ⅳ　耐震性に関する説明書					
		耐震性に関する設計	◎	○	事業変更許可申請書，設計図書，既設工認，準拠規格，設計資料	設計資料（耐震性に関する説明書）	設計のレビューの記録（設計段階）
		添付書類Ⅴ　強度及び耐食性に関する説明書					
		強度及び耐食性に関する設計	◎	－	事業変更許可申請書，設計図書，既設工認，準拠規格，設計資料	設計資料（強度及び耐食性に関する説明書）	設計のレビューの記録（設計段階）
		添付書類Ⅵ　その他の説明書					
		添付書類Ⅵ-1　説明書					
		添付書類Ⅵ-1-1　各施設に共通の説明書					
		添付書類Ⅵ-1-1-1　再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書					
		再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する設計	◎	○	事業変更許可申請書，設計図書，準拠規格，設計資料	設計資料（仕様表，再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書，構内配置図，構造図）	設計のレビューの記録（設計段階）
		添付書類Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書					
		安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する設計	◎	－	事業変更許可申請書，設計資料	設計資料（安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書）	設計のレビューの記録（設計段階）
		添付書類Ⅵ-1-1-5　再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書					
		再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する設計	◎	－	事業変更許可申請書，設計資料	設計資料（再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書）	設計のレビューの記録（設計段階）
		添付書類Ⅵ-1-1-6　再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書					
		再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する設計	◎	－	事業変更許可申請書，設計資料	設計資料（再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書）	設計のレビューの記録（設計段階）
		添付書類Ⅵ-1-1-7　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書					
		再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する設計	◎	－	事業変更許可申請書，設計資料	設計資料（再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書）	設計のレビューの記録（設計段階）
	3.3.3 (3)	設計のアウトプットに対する検証	◎	－	様式－２～８	設計の検証の記録	
	3.3.3 (4)	設工認申請（届出）書の作成	◎	－	設計－１，２	設工認申請書案	設工認図書原案チェックシート
	3.3.3 (5)	設工認申請（届出）書の承認	◎	－	設工認申請書案	設工認申請書	再処理安全委員会議事録

本設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画（2/2）

各段階		プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係 ◎：主担当　○：関連		インプット	アウトプット	他の記録類
			当社	供給者			
工事及び検査	3.4.1	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計３）	◎	○	設計資料	様式－８，仕様書	設計のレビューの記録（工事段階）
	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	◎	○	仕様書	工事記録	
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	◎	○	様式－８（「設備の具体的設計結果」欄）	様式－８（「確認方法」欄），使用前事業者検査工程表（計画）	
	3.5.3	検査計画の管理	◎	○	使用前事業者検査工程表（計画）	使用前事業者検査工程表（実績）	
	3.5.4	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理	－	－	－	－	
	3.5.5	使用前事業者検査の実施	◎	○	様式－８ 検査要領書	検査要領書 検査記録	
	3.7.2	識別管理及びトレーサビリティ	◎	○	－	検査記録	

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

施設区分			設備区分			機種	設備等（設工認　名称）	品質重要度分類												設計開発の管理区分	調達の管理区分				備考
								1	2	3	4	5	X	Y	Z	I	II	III	IV	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用	グレード I	グレード II	グレード III	グレード IV	
その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	熱交換器	安全冷却水冷却塔		○											○	○				
その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管	主配管(崩壊熱除去系:再処理設備本体用,サポート用 冷却水系:再処理設備本体用)		○											○	○				
その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	—	竜巻防護対策設備	—	—	建物・構築物	飛来物防護ネット（再処理設備本体用　安全冷却水系冷却塔B）					○								○	○				

（３）　再処理施設の技術基準への適合性に関する説明書

許 A

目　　次

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書　次回以降申請

Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書　次回以降申請

Ⅲ　再処理施設の火災及び爆発の防止に関する説明書

Ⅳ　耐震性に関する説明書

Ⅴ　強度及び耐食性に関する説明書

Ⅵ　その他の説明書
Ⅵ－１　説明書
Ⅵ－１－１　各施設に共通の説明書
Ⅵ－１－１－１　再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
Ⅵ－１－１－２　再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書
Ⅵ－１－１－３　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書　次回以降申請
Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
Ⅵ－１－１－５　再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書
Ⅵ－１－１－６　再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書
Ⅵ－１－１－７　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書
Ⅵ－１－１－８　通信連絡設備に関する説明書　次回以降申請
Ⅵ－１－１－９　安全避難通路等に関する説明書　次回以降申請
Ⅵ－１－１－10　搬送設備に関する説明書　次回以降申請
Ⅵ－１－２　使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設に関する説明書　次回以降申請
Ⅵ－１－３　製品貯蔵施設に関する説明書　次回以降申請
Ⅵ－１－４　計測制御系統施設に関する説明書　次回以降申請
Ⅵ－１－５　制御室及び緊急時対策所に関する説明書　次回以降申請
Ⅵ－１－６　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書　次回以降申請
Ⅵ－１－７　放射線管理施設に関する説明書　次回以降申請
Ⅵ－１－８　その他再処理施設に関する申請書　次回以降申請
Ⅵ－２　再処理施設に関する図面

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分	設備区分				機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1	廃物処理施設	廃物	—	—	—	使用済燃料輸送容器管理建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	
2	廃物処理施設	廃物	—	—	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	常設A	S/—、1.25s	—	—	
3	廃物処理施設	廃物	—	—	—	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
4	廃物処理施設	廃物	—	—	—	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
5	廃物処理施設	廃物	—	—	—	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	
6	廃物処理施設	廃物	—	—	—	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
7	廃物処理施設	廃物	—	—	—	使用済燃料輸送容器管理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	FC	一式	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	
8	廃物処理施設	廃物	—	—	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	FA	一式	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	
9	廃物処理施設	廃物	—	—	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	FA	一式	①	改造	安重	常設A	S/(3)、1.25s	主：制御室遮蔽設備（従：制御室	—	
10	廃物処理施設	廃物	—	—	—	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
11	廃物処理施設	廃物	—	—	—	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
12	廃物処理施設	廃物	—	—	—	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	DB	一式	①	既設	非安重	—	B/—	—	主(再処理主)	
13	廃物処理施設	廃物	—	—	—	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	FD2	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
14	廃物処理施設	廃物	—	—	—	前処理建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	常設A	S/—、1.25s	—	—	
15	廃物処理施設	廃物	—	—	—	分離建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	常設A	S/—、1.25s	—	—	
16	廃物処理施設	廃物	—	—	—	精製建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	常設A	S/—、1.25s	—	—	
17	廃物処理施設	廃物	—	—	—	ウラン脱硝建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
18	廃物処理施設	廃物	—	—	—	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	常設A	S/—、1.25s	—	—	
19	廃物処理施設	廃物	—	—	—	ウラン酸化物貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
20	廃物処理施設	廃物	—	—	—	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
21	廃物処理施設	廃物	—	—	—	制御建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	常設A	S/—、1.25s	—	—	
22	廃物処理施設	廃物	—	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	常設A	S/—、1.25s	—	—	
23	廃物処理施設	廃物	—	—	—	主排気筒管理建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	常設A	S/—、1.25s	—	—	
24	廃物処理施設	廃物	—	—	—	低レベル廃液処理建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
25	廃物処理施設	廃物	—	—	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋実験	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
26	廃物処理施設	廃物	—	—	—	低レベル廃棄物処理建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
27	廃物処理施設	廃物	—	—	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
28	廃物処理施設	廃物	—	—	—	ハル・エンドピース貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
29	廃物処理施設	廃物	—	—	—	非常用電源建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
30	廃物処理施設	廃物	—	—	—	第1排気筒・貯水所	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	—	常設A	—/1, 25s	—	M(L(再処理主)	
31	廃物処理施設	廃物	—	—	—	第2排気筒・貯水所	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	—	常設A	—/1, 25s	—	M(L(再処理主)	
32	廃物処理施設	廃物	—	—	—	分析建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	OSL(再処理主)	
33	廃物処理施設	廃物	—	—	—	製品時対策建屋	建物・構築物	屋外	一式	②-2	新設	非安重	常設A	C/(3)	3B・5A兼用	M(L(再処理主)	
34	廃物処理施設	廃物	—	—	—	前処理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	AA	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/—、B/—	—	—	
35	廃物処理施設	廃物	—	—	—	分離建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	AB	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/—、B/—	—	—	
36	廃物処理施設	廃物	—	—	—	精製建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	AC	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	B/—	—	—	
37	廃物処理施設	廃物	—	—	—	ウラン脱硝建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
38	廃物処理施設	廃物	—	—	—	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	CA	1	②-2	既設	安重/非安重	—	B/—	—	—	
39	廃物処理施設	廃物	—	—	—	ウラン酸化物貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
40	廃物処理施設	廃物	—	—	—	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	CB	1	②-2	既設/改造	非安重	—	B/—	—	—	
41	廃物処理施設	廃物	—	—	—	中央制御室遮蔽	建物・構築物	AL	一式	②-2	既設	非安重	常設A	C/C、1.25s	3B・5A兼用	—	
42	廃物処理施設	廃物	—	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	BA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—、B/—	—	—	
43	廃物処理施設	廃物	—	—	—	低レベル廃液処理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
44	廃物処理施設	廃物	—	—	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	BBE	一式	②-2	既設	安重	—	S/—、B/—	—	—	
45	廃物処理施設	廃物	—	—	—	低レベル廃棄物処理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
46	廃物処理施設	廃物	—	—	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	BC	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/—、B/—	—	—	
47	廃物処理施設	廃物	—	—	—	ハル・エンドピース貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	AE	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/—、B/—	—	—	遮蔽容量：ふるでゃ遮蔽（貯蔵ピット）と共用し
48	廃物処理施設	廃物	—	—	—	分析建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
49	廃物処理施設	廃物	—	—	—	製品時対策建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	AJ	一式	②-2	新設	—	常設A	—/3	—	M(L(再処理主)	
50	廃物処理施設	廃物	—	—	—	施設外周よい沿之堀	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
51	廃物処理施設	廃物	—	—	—	施設外周よい沿之堀	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
52	廃物処理施設	廃物	—	—	—	施設外周よい沿之堀	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
53	廃物処理施設	廃物	—	—	—	施設外周よい沿之堀	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
54	廃物処理施設	廃物	—	—	—	施設外周よい沿之堀	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
55	廃物処理施設	廃物	—	—	—	施設外周よい沿之堀	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
56	廃物処理施設	廃物	—	—	—	地下水排水設備（特殊建屋周り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	常設A	C-3/1, 25s、C-3/、(C-3)	—	—	詳細設計中
57	廃物処理施設	廃物	—	—	—	地下水排水設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋・ウラン酸化物貯蔵建屋周り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	常設A	C-3/1, 25s、C-3/、(C-3)	—	—	詳細設計中
58	廃物処理施設	廃物	—	—	—	地下水排水設備（制御建屋・分析建屋周り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	常設A	C-3/1, 25s、C-3/、(C-3)	—	—	詳細設計中
59	廃物処理施設	廃物	—	—	—	地下水排水設備（高レベル廃液ガラス固化建屋周り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	常設A	C-3/1, 25s、C-3/、(C-3)	—	—	詳細設計中
60	廃物処理施設	廃物	—	—	—	地下水排水設備（第1ガラス固化体貯蔵建屋周り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	—	C-3/—	—	—	詳細設計中
61	廃物処理施設	廃物	—	—	—	地下水排水設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋周り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	—	C-3/—	—	—	詳細設計中
62	廃物処理施設	廃物	—	—	—	地下水排水設備（非常用電源建屋周り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	—	C-3/—	—	—	詳細設計中
63	廃物処理施設	廃物	—	—	—	地下水排水設備（第2排気筒・貯水所周り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	—	常設A	—/1, 25s	—	M(L(再処理主)	詳細設計中
64	廃物処理施設	廃物	—	—	—	地下水排水設備（製品時対策建屋周り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	—	常設A	C-3/1, 25s、C-3/、(C-3)	—	M(L(再処理主)	詳細設計中
65	廃物処理施設	廃棄	—	—	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎関連	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	S/—	—	—	
66	廃物処理施設	廃棄	—	—	—	前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋/非常用電源建屋/冷却水設備/安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋関連	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	常設A	S/S、1.25s	—	—	
67	廃物処理施設	廃棄	—	—	—	分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋関連	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	—	S、1.25s/—	—	—	
68	廃物処理施設	廃棄	—	—	—	分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋関連	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重/非安重	—	S、1.25s/—	—	—	
69	廃物処理施設	廃棄	—	—	—	精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋関連	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	—	S、1.25s/—	—	—	
70	廃物処理施設	廃棄	—	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋関連	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
71	廃物処理施設	廃棄	—	—	—	分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋関連の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	AT66	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
72	廃物処理施設	廃棄	—	—	—	分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋関連の遮蔽設備	建物・構築物	AT65、AT625	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
73	廃物処理施設	廃棄	—	—	—	精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋関連の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	AT64	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
74	廃物処理施設	廃棄	—	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋関連の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	AT52	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
75	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備	—	使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン	搬送設備	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
76	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備	—	使用済燃料輸送容器移送台車	搬送設備	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
77	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備	—	使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料輸送容器保管庫）	建物・構築物	FC	30	①	既設	非安重	—	—/—	—	—	
78	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備	—	使用済燃料輸送容器管理建屋（仕使用済燃料輸送容器保管庫）	—	FC	32	①	既設	非安重	—	—/—	—	—	
79	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し準備設備	—	燃料取出し準備設備	—	FA	一式	①	既設	非安重	—	B、C/—	—	—	
80	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	燃料仮置きピット	容器	FA	2	①	改造	安重	常設A	S/(3)、1.25s	主：燃料取出し設備（従：代替注水設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備の一部
81	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	燃料取出しピット	容器	FA	2	①	改造	安重	常設A	S/(3)、1.25s	主：燃料取出し設備（従：燃料取出し設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備の一部
82	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	燃焼度計測装置キャラック	ラック/ピット/階	FA	2	①	改造	安重	常設A	S、1.25s/(3)、1.25s	主：燃料取出し設備（従：臨界防止設備	—	
83	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	燃焼度計測装置キャラック	ラック/ピット/階	FA	2	①	改造	安重	常設A	S、1.25s/(3)、1.25s	主：燃料取出し設備（従：臨界防止設備	—	

| 番号 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第八条第四項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十一号 | 第十条第一項第十二号イ | 第十条第一項第十二号ロ | 第十条第一項第十二号ハ | 第十条第一項第十二号ニ | 第十条第一項第十三号 | 第十条第一項第十四号 | 第十条第一項第十五号 | 第十条第一項第十六号 | 第十条第一項第十七号 | 第十条第一項第十八号 | 第十条第一項第十九号 | 第十条第一項第二十号 | 第十条第一項第二十一号 | 第十条第一項第二十二号 | 第十条第一項第二十三号 | 第十条第一項第二十四号 | 第十条第一項第二十五号 | 第十条第一項第二十六号 | 第十条第一項第二十七号 | 第十条第一項第二十八号 | 第十条第一項第二十九号 | 第十条第一項第三十号 | 第十条第一項第三十一号 | 第十条第一項第三十二号 | 第十条第一項第三十三号 | 第十条第一項第三十四号 | 第十条第一項第三十五号 | 第十条第一項第三十六号 | 第十条第一項第三十七号 | 第十条第一項第三十八号 | 第十条第一項第三十九号 | 第十条第一項第四十号 | 第十条第一項第四十一号 | 第十条第一項第四十二号 | 第十条第一項第四十三号 | 第十条第一項第四十四号 | 第十条第一項第四十五号 | 第十条第一項第四十六号 | 第十条第一項第四十七号 | 第十条第一項第四十八号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	使用済燃料輸送容器管理建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	—
2	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	常設3A	S/—、1.25s	—	—	—
3	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
4	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
5	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
6	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
7	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	使用済燃料輸送容器管理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	FC	一式	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
8	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	FA	一式	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
9	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	FA	一式	①	改造	安重	常設3A	S/(3)、1.25s	主：制御室遮蔽設備（従：制御室	—	—
10	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
11	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
12	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	DB	一式	①	既設	非安重	—	B/—	—	E（再処理主）	—
13	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	FGC	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
14	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	前処理建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	常設3A	S/—、1.25s	—	—	—
15	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	分離建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	常設3A	S/—、1.25s	—	—	—
16	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	精製建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	常設3A	S/—、1.25s	—	—	—
17	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	ウラン脱硝建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
18	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	常設3A	S/—、1.25s	—	—	—
19	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	ウラン酸化物貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
20	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
21	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	制御建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	常設3A	S/—、1.25s	—	—	—
22	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	常設3A	S/—、1.25s	—	—	—
23	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	主排気筒管理建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	常設3A	S/—、1.25s	—	—	—
24	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	低レベル廃液処理建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
25	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—
26	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	低レベル廃棄物処理建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—
27	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—
28	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	ハル・エンドピースト貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—
29	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	非常用電源建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—
30	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	第1冷室第・貯水所	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	—	常設3A	—/1.25s	—	M(L(再処理主)	
31	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	第2冷室第・貯水所	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	—	常設3A	—/1.25s	—	M(L(再処理主)	
32	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	分析建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	OS(L(再処理主)	
33	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	緊急時対策建屋	建物・構築物	屋外	一式	②-2	新設	非安重	常設3A	C/(3)	3号・5A兼用	M(L(再処理主)	
34	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	前処理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A1	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/— B/—	—	—	—
35	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	分離建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A8	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/— B/—	—	—	—
36	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	精製建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	AC	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	B/—	—	—	—
37	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	ウラン脱硝建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	B4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
38	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	C4	1	②-2	既設	安重/非安重	—	B/—	—	—	—
39	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	ウラン酸化物貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	B6	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
40	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	C6	1	②-2	既設/改造	非安重	—	B/—	—	—	—
41	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	中央制御室遮蔽	建物・構築物	AC	一式	②-2	既設	安重	常設3A	C/C、1.25s	3号・5A兼用	—	
42	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/— B/—	—	—	—
43	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	低レベル廃液処理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A9	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
44	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A8E	一式	②-2	既設	安重	—	S/— B/—	—	—	—
45	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	低レベル廃棄物処理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	B8	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
46	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	BC	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/— B/—	—	—	—
47	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	ハル・エンドピースト貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	AE	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/— B/—	—	—	遮蔽容量にあるセル遮蔽（貯蔵ピット）を含む
48	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	分析建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
49	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	建物・構築物	AZ	一式	②-2	新設	—	常設3A	—/3	—	M(L(再処理主)	
50	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	施設外周とい切之堀	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
51	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	施設外周とい切之堀	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
52	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	施設外周とい切之堀	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
53	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	施設外周とい切之堀	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
54	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	施設外周とい切之堀	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
55	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	施設外周とい切之堀	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
56	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	地下水排水設備（特殊構建屋内）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	常設3A	C-3/1、2.0s C-3/、(C-3)	—	—	詳細設計中
57	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	地下水排水設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋・ウラン酸化物貯蔵建屋内）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	常設3A	C-3/1、2.0s C-3/、(C-3)	—	—	詳細設計中
58	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	地下水排水設備（分析建屋周り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	常設3A	C-3/1、2.0s C-3/、(C-3)	—	—	詳細設計中
59	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	地下水排水設備（高レベル廃液ガラス固化建屋周り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	常設3A	C-3/1、2.0s C-3/、(C-3)	—	—	詳細設計中
60	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	地下水排水設備（第1ガラス固化体貯蔵建屋周り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	—	C-3/—	—	—	詳細設計中
61	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	地下水排水設備（ハル・エンドピースト貯蔵建屋周り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	—	C-3/—	—	—	詳細設計中
62	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	地下水排水設備（非常用電源建屋周り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	—	C-3/—	—	—	詳細設計中
63	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	地下水排水設備（緊急時対策建屋周り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	—	—/1.25s C-3/、(C-3)	—	M(L(再処理主)	詳細設計中
64	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	地下水排水設備（緊急時対策建屋周り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	—	常設3A	—/1.25s C-3/、(C-3)	—	M(L(再処理主)	詳細設計中
65	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間渠	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	S/—	—	—	—
66	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備/安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間渠	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	常設3A	S/S、1.25s	—	—	
67	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間渠	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	—	S、1.25s/—	—	—	
68	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/分析建屋間渠	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重/非安重	—	S、1.25s/—	—	—	
69	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間渠	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	—	S、1.25s/—	—	—	
70	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋間渠	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
71	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間渠の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A3W	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
72	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/分析建屋間渠の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A3W5、A3W5	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
73	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間渠の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A3W4	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
74	廃棄物処理施設	廃棄物	—	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋間渠の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A3T12	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
75	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備	—	使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン	搬送設備	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
76	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備	—	使用済燃料輸送容器移送台車	搬送設備	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
77	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備	—	使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納用使用済燃料輸送容器保管庫）	建物・構築物	FC	30	①	既設	非安重	—	—/—	—	—	—
78	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備	—	使用済燃料輸送容器管理建屋（空使用済燃料輸送容器保管庫）	—	FC	32	①	既設	非安重	—	—/—	—	—	—
79	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し準備設備	—	燃料取出し準備設備	—	FA	一式	①	既設	非安重	—	B、C/—	—	—	—
80	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	燃料仮置きピット	容器	FA	2	①	改造	安重	常設3A	S/(3)、1.25s	主：燃料取出し設備（従：代替注水設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備一部
81	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	燃料取出しピット	容器	FA	2	①	改造	安重	常設3A	S/(3)、1.25s	主：燃料取出し設備（従：燃料取出し設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備一部	
82	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	燃焼度計測装置キャスク	キャスク/ピット/棚	FA	2	①	改造	安重	常設3A	S、1.25s/(3)、1.25s	主：燃料取出し設備（従：臨界防止設備	—	
83	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	燃焼度計測装置キャスク	キャスク/ピット/棚	FA	2	①	改造	安重	常設3A	S、1.25s/(3)、1.25s	主：燃料取出し設備（従：臨界防止設備	—	

| 番号 | 第二十条第一項 | 第二十条第二項 | 第二十条第三項 | 第二十条第四項 | 第二十条第五項第一号 | 第二十条第五項第二号 | 第二十条第五項第三号 | 第二十条第五項第四号 | 第二十条第五項第五号 | 第二十条第六項第一号 | 第二十条第六項第二号 | 第二十条第七条第一項 | 第二十条第七条第二項 | 第二十条第八条第一項第一号 | 第二十条第八条第一項第二号 | 第二十条第八条第一項第三号 | 第二十条第八条第一項第四号 | 第二十条第九条第一項第一号 | 第二十条第九条第一項第二号 | 第二十条第九条第一項第三号 | 第二十条第九条第一項第四号 | 第二十条第九条第一項第五号 | 第二十条第九条第一項第六号 | 第二十条第九条第一項第七号 | 第二十条第九条第一項第八号 | 第二十条第九条第一項第九号 | 第二十条第九条第一項第十号 | 第二十条第九条第一項第十一号 | 第二十条第九条第一項第十二号 | 第二十条第九条第一項第十三号 | 第二十条第九条第一項第十四号 | 第二十条第九条第一項第十五号 | 第二十条第九条第一項第十六号 | 第二十条第九条第一項第十七号 | 第二十条第九条第一項第十八号 | 第二十条第九条第一項第十九号 | 第二十条第九条第一項第二十号イ | 第二十条第九条第一項第二十号ロ | 第二十条第九条第一項第二十号ハ | 第二十条第九条第一項第二十号ニ | 第二十条第九条第一項第二十号ホ | 第二十条第九条第一項第二十号ヘ | 第二十条第九条第一項第二十号ト | 第二十条第九条第一項第二十号チ | 第二十条第九条第一項第二十号リ | 第二十条第九条第一項第二十号ヌ | 第二十条第九条第一項第二十号ル | 第二十条第九条第一項第二十号ヲ | 第二十条第九条第一項第二十号ワ | 第二十条第九条第一項第二十号カ | 第二十条第九条第一項第二十号ヨ | 第二十条第九条第一項第二十号タ | 第二十条第九条第一項第二十号レ | 第二十条第九条第一項第二十号ソ | 第二十条第九条第一項第二十号ツ | 第二十条第九条第一項第二十号ネ | 第二十条第九条第一項第二十号ナ | 第二十条第九条第一項第二十号ラ | 第二十条第九条第一項第二十号ム | 第二十条第九条第一項第二十号ウ | 第二十条第九条第一項第二十号ヰ | 第二十条第九条第一項第二十号ノ | 第二十条第九条第一項第二十号オ | 第二十条第九条第一項第二十号ク | 第二十条第九条第一項第二十号ヤ | 第二十条第九条第一項第二十号マ | 第二十条第九条第一項第二十号ケ | 第二十条第九条第一項第二十号フ | 第二十条第九条第一項第二十号コ | 第二十条第九条第一項第二十号エ | 第二十条第九条第一項第二十号テ | 第二十条第九条第一項第二十号ア | 第二十条第九条第一項第二十号サ | 第二十条第九条第一項第二十号キ | 第二十条第九条第一項第二十号ユ | 第二十条第九条第一項第二十号メ | 第二十条第九条第一項第二十号ミ | 第二十条第九条第一項第二十号シ | 第二十条第九条第一項第二十号ヱ | 第二十条第九条第一項第二十号ヒ | 第二十条第九条第一項第二十号モ | 第二十条第九条第一項第二十号セ | 第二十条第九条第一項第二十号ス | 第二十条第九条第一項第二十号ン |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十二条第一項	第五十三条第一項
1	建物及び装置	建物	—	—	—	使用済燃料輸送容器管理建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	建物及び装置	建物	—	—	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	重設1A	S/—、1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	建物及び装置	建物	—	—	—	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	建物及び装置	建物	—	—	—	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	建物及び装置	建物	—	—	—	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	建物及び装置	建物	—	—	—	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	建物及び装置	建物	—	—	—	使用済燃料輸送容器管理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	屋外	一式	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	建物及び装置	建物	—	—	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	FA	一式	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	建物及び装置	建物	—	—	—	使用済燃料の受入れ，取設及び貯蔵施設の制御室の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	FA	一式	①	改造	安重	重設1A	S/①3、1.25s	主：制御室遮蔽設備；制御室	—		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
10	建物及び装置	建物	—	—	—	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	建物及び装置	建物	—	—	—	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	建物及び装置	建物	—	—	—	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	DB	一式	①	既設	非安重	—	B/—	—	E(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	建物及び装置	建物	—	—	—	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	FD2	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	建物及び装置	建物	—	—	—	前処理建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	重設1A	S/—、1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	建物及び装置	建物	—	—	—	分離建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	重設1A	S/—、1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	建物及び装置	建物	—	—	—	精製建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	重設1A	S/—、1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	建物及び装置	建物	—	—	—	ウラン脱硝建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	建物及び装置	建物	—	—	—	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	重設1A	S/—、1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	建物及び装置	建物	—	—	—	ウラン酸化物貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	建物及び装置	建物	—	—	—	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	建物及び装置	建物	—	—	—	制御建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	重設1A	S/—、1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	建物及び装置	建物	—	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	重設1A	S/—、1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	建物及び装置	建物	—	—	—	主排気筒管理建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	重設1A	S/—、1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	建物及び装置	建物	—	—	—	低レベル廃液処理建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	建物及び装置	建物	—	—	—	第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	建物及び装置	建物	—	—	—	低レベル廃棄物処理建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	建物及び装置	建物	—	—	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	建物及び装置	建物	—	—	—	ハル・エンドピース貯蔵建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	建物及び装置	建物	—	—	—	非常用電源建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	建物及び装置	建物	—	—	—	第1海望東・貯水所	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	—	重設1A	—/1.25s	—	M(1(再処理主)		(C)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	建物及び装置	建物	—	—	—	第2海望東・貯水所	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	—	重設1A	—/1.25s	—	M(1(再処理主)		(C)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	建物及び装置	建物	—	—	—	分析建屋	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	OS1(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	建物及び装置	建物	—	—	—	緊急時対策建屋	建物・構築物	屋外	一式	②-2	新設	非安重	重設1A	C/①3	3号・5A兼用	M(1(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—
34	建物及び装置	建物	—	—	—	前処理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A1	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/—、B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	建物及び装置	建物	—	—	—	分離建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A8	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/—、B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36	建物及び装置	建物	—	—	—	精製建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A7	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37	建物及び装置	建物	—	—	—	ウラン脱硝建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	B4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38	建物及び装置	建物	—	—	—	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	C4	1	②-2	既設	安重/非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	建物及び装置	建物	—	—	—	ウラン酸化物貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	B6	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40	建物及び装置	建物	—	—	—	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	C6	1	②-2	既設/改造	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	建物及び装置	建物	—	—	—	分析制御室遮蔽	建物・構築物	A6	一式	②-2	既設	非安重	重設1A	C/C、1.25s	3号・5A兼用	—		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
42	建物及び装置	建物	—	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	B4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—、B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	建物及び装置	建物	—	—	—	低レベル廃液処理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A9	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
44	建物及び装置	建物	—	—	—	第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	KA02	一式	②-2	既設	安重	—	S/—、B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45	建物及び装置	建物	—	—	—	低レベル廃棄物処理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	B9	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	建物及び装置	建物	—	—	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	BC	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/—、B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
47	建物及び装置	建物	—	—	—	ハル・エンドピース貯蔵建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	AE	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/—、B/—	—	—	遮蔽室電ケーブルラック遮蔽（貯蔵ピットと一体化）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
48	建物及び装置	建物	—	—	—	分析建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49	建物及び装置	建物	—	—	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A2	一式	②-2	新設	—	重設1A	—/B	—	M(1(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
50	建物及び装置	建物	—	—	—	施設外縁えい切土堰	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
51	建物及び装置	建物	—	—	—	施設外縁えい切土堰	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
52	建物及び装置	建物	—	—	—	施設外縁えい切土堰	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53	建物及び装置	建物	—	—	—	施設外縁えい切土堰	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
54	建物及び装置	建物	—	—	—	施設外縁えい切土堰	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
55	建物及び装置	建物	—	—	—	施設外縁えい切土堰	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
56	建物及び装置	建物	—	—	—	地下水排水設備（地下水排水設備（分離建屋当り））	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	重設1A	C-3/1、2Hz、C-3/、2C-3	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
57	建物及び装置	建物	—	—	—	地下水排水設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋・ウラン酸化物貯蔵建屋当り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	重設1A	C-3/1、2Hz、C-3/、2C-3	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
58	建物及び装置	建物	—	—	—	地下水排水設備（精製建屋・分析建屋当り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	重設1A	C-3/1、2Hz、C-3/、2C-3	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59	建物及び装置	建物	—	—	—	地下水排水設備（高レベル廃液ガラス固化建屋当り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	重設1A	C-3/1、2Hz、C-3/、2C-3	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60	建物及び装置	建物	—	—	—	地下水排水設備（第1ガラス固化体貯蔵建屋当り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	—	C-3/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
61	建物及び装置	建物	—	—	—	地下水排水設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋当り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	—	C-3/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
62	建物及び装置	建物	—	—	—	地下水排水設備（非常用電源建屋当り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	非安重	—	C-3/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
63	建物及び装置	建物	—	—	—	地下水排水設備（第2海望東当り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	—	重設1A	—/1.25s	—	M(1(再処理主)	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
64	建物及び装置	建物	—	—	—	地下水排水設備（緊急時対策建屋当り）	地下水排水設備	屋外	1	②-2	改造/新設	—	重設1A	C-3/1、2Hz、C-3/、2C-3	—	M(1(再処理主)	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
65	建物及び装置	建物	—	—	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎関誘	建物・構築物	屋外	1	①	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
66	建物及び装置	誘導	—	—	—	前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/脱硝建屋/非常用電源建屋/冷却水設備/安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋関誘	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	重設1A	S/S、1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
67	建物及び装置	誘導	—	—	—	分離建屋／高レベル廃液ガラス固化建屋関誘	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	—	S、1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
68	建物及び装置	誘導	—	—	—	分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋関誘	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重/非安重	—	S、1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
69	建物及び装置	誘導	—	—	—	精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋関誘	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	安重	—	S、1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
70	建物及び装置	誘導	—	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋/第１ガラス固化体貯蔵建屋関誘	建物・構築物	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
71	建物及び装置	誘導	—	—	—	分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋関誘の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A704	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
72	建物及び装置	誘導	—	—	—	分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋関誘の遮蔽設備（内壁、セル壁等）	建物・構築物	A705,A709	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
73	建物及び装置	誘導	—	—	—	精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋関誘の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A704	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
74	建物及び装置	誘導	—	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋関誘の遮蔽設備（外壁、セル壁等）	建物・構築物	A752	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備	—	使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン	搬送設備	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備	—	使用済燃料輸送容器移送台車	搬送設備	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備	—	使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納燃料棒輸送容器保管庫）	建物・構築物	FC	30	①	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備	—	使用済燃料輸送容器管理建屋（放熱用燃料輸送容器保管庫）	—	FC	32	①	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し準備設備	—	燃料取出し準備設備	—	FA	一式	①	既設	非安重	—	B、C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	燃料仮置きピット	容器	FA	2	①	改造	安重	重設1A	S/①1、1.25s	主：燃料取出し設備；代替注水設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備の一部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	燃料取出しピット	容器	FA	2	①	改造	安重	重設1A	S/①1、1.25s	主：燃料取出し設備；代替注水設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備の一部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	燃焼度計測前燃料仮置きラック	ラック/ピット/棚	FA	2	①	改造	安重	重設1A	S、1.25s/①1、1.25s	主：燃料取出し設備；臨界防止設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	燃焼度計測後燃料仮置きラック	ラック/ピット/棚	FA	2	①	改造	安重	重設1A	S、1.25s/①1、1.25s	主：燃料取出し設備；臨界防止設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分	設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
6	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	燃料取出し装置	搬送設備	FA	2	①	改造	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—
7	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン	搬送設備	FA	2	①	改造	安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—
8	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	防塵パネット	—	FA	2	①	既設	非安重	—	—/—	—	—	—
9	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器取扱	—	使用済燃料輸送容器取扱等機設備	—	FA	一式	①	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	—
10	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器保守設備	—	除染修法台車	—	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
11	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器保守設備	—	除染架天井クレーン	—	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
12	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器保守設備	—	保守架天井クレーン	—	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
13	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料移送設備	—	燃料移送水路	容器	FA	1	①	改造	安重	常設SA	S/Cl, 1.2Ss	主：燃料移送設備 従：代替注水設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備の一部
14	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料移送設備	—	燃料移送水平台車	搬送設備	FA	2	①	改造	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—
15	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	燃料貯蔵プール（BWR燃料用），（PWR燃料用），（BWR燃料及びPWR燃料用）	容器	FA	3	①	改造	安重	常設SA	S/Cl, 1.2Ss	主：燃料貯蔵設備 従：代替注水設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備の一部
16	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（チャンネルボックス用）	容器	FA	1	①	改造	安重	常設SA	S/Cl, 1.2Ss	主：燃料貯蔵設備 従：代替注水設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備の一部
17	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（バーナブルポイズン用）	容器	FA	1	①	改造	安重	常設SA	S/Cl, 1.2Ss	主：燃料貯蔵設備 従：代替注水設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備の一部
18	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（チャンネルボックス及びバーナブルポイズン用）	容器	FA	1	①	改造	安重	常設SA	S/Cl, 1.2Ss	主：燃料貯蔵設備 従：代替注水設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備の一部
19	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	高濃縮燃焼度BWR燃料貯蔵ラック	ラック/ピット/棚	FA	2	①	改造	安重	常設SA	S, 1.2Ss/Cl, 1.2Ss	主：燃料貯蔵設備 従：臨界防止設備	—	
20	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	高濃縮燃焼度BWR燃料貯蔵ラック	ラック/ピット/棚	FA	3	①	改造	安重	常設SA	S, 1.2Ss/Cl, 1.2Ss	主：燃料貯蔵設備 従：臨界防止設備	—	
21	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	低濃縮燃焼度BWR燃料貯蔵ラック	ラック/ピット/棚	FA	60	①	改造	安重	常設SA	S, 1.2Ss/Cl, 1.2Ss	主：燃料貯蔵設備 従：臨界防止設備	—	
22	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	低濃縮燃焼度BWR燃料貯蔵ラック	ラック/ピット/棚	FA	63	①	改造	安重	常設SA	S, 1.2Ss/Cl, 1.2Ss	主：燃料貯蔵設備 従：臨界防止設備	—	
23	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	燃料取扱装置（BWR燃料用）	搬送設備	FA	1	①	改造	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—
24	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	燃料取扱装置（PWR燃料用）	搬送設備	FA	1	①	改造	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—
25	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	燃料取扱装置（BWR燃料及びPWR燃料用）	搬送設備	FA	1	①	改造	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—
26	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	BWR燃料収納缶	—	FA	60	①	既設	非安重	—	—/—	—	—	—
27	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	PWR燃料収納缶	—	FA	60	①	既設	非安重	—	—/—	—	—	—
28	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料搬出し設備	—	燃料搬出しピット	容器	FA	1	①	改造	安重	常設SA	S/Cl, 1.2Ss	主：燃料搬出し設備 従：代替注水設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備の一部
29	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料搬出し設備	—	BWR燃料用バスケット	ラック/ピット/棚	FA	2	①	改造	安重	常設SA	—/—	主：燃料搬出し設備 従：臨界防止設備	—	
30	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料搬出し設備	—	PWR燃料用バスケット	ラック/ピット/棚	FA	2	①	改造	安重	常設SA	—/—	主：燃料搬出し設備 従：臨界防止設備	—	
31	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料搬出し設備	—	バスケット仮置き架台（空用）	ラック/ピット/棚	FA	1	①	既設	安重	—	S/—	—	—	—
32	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料搬出し設備	—	バスケット仮置き架台（装入り用）	ラック/ピット/棚	FA	4	①	改造	安重	常設SA	S, 1.2Ss/Cl, 1.2Ss	主：燃料搬出し設備 従：臨界防止設備	—	
33	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料搬出し設備	—	BWR燃料用バスケット	ラック/ピット/棚	FA	13	②-2	改造	安重	常設SA	—/—	主：燃料搬出し設備 従：臨界防止設備	—	
34	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料搬出し設備	—	PWR燃料用バスケット	ラック/ピット/棚	FA	13	②-2	改造	安重	常設SA	—/—	主：燃料搬出し設備 従：臨界防止設備	—	
35	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料搬出し設備	—	バスケット取扱装置	搬送設備	FA	1	②-2	改造	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—
36	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料搬出し設備	—	バスケット搬送機	搬送設備	FA	2	②-2	改造	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—
37	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	プール水冷却系熱交換器	熱交換器	FA	3	①	既設	安重	—	S/—	—	—	—
38	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	プール水冷却系ポンプ	ポンプ	FA	3	①	既設	安重	—	S/—	—	—	—
39	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	主要弁（T121-V001, V006, V014）	主要弁	FA	3	①	既設	安重	—	S/—	—	—	空気作動弁
40	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	主要弁（T121-V002, V007, V013, V015）	主要弁	FA	4	①	既設	安重	—	S/—	—	—	電動弁
41	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	主要弁（T121-V223）	主要弁	FA	1	①	既設	安重	—	S/—	—	—	逆止弁
42	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	主配管（崩壊熱除去系，崩壊熱除去支援系）	主配管	FA	一式	①	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：プール水
43	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	主配管（崩壊熱除去支援系）	主配管	FA	一式	①	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：プール水
44	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	主配管（崩壊熱除去系，崩壊熱除去支援系，漏えい防止系）	主配管	FA	一式	①	改造	安重	常設SA	S/Cl, 1.2Ss	主：プール水冷却系 従：漏えい防止設備	—	流体：プール水 漏えい防止設備にサイフォンブレークを設置
45	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	補機燃料取り出し水受槽漏えい検受系	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B-/—	—	—	—
46	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系ろ過装置L漏えい検受系	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B-/—	—	—	—
47	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系ろ過装置R漏えい検受系	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B-/—	—	—	—
48	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系脱塩装置L漏えい検受系	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B-/—	—	—	—
49	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系ポンプ（燃料取出しピット水ポンプ）L伝熱漏えい検受系	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B-/—	—	—	—
50	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	南第2配管室漏えい検受系	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B-/—	—	—	—
51	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系ろ過装置L南室漏えい検受系	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B-/—	—	—	—
52	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系脱塩装置L南室漏えい検受系	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B-/—	—	—	—
53	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	西第2配管室漏えい検受系	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B-/—	—	—	—
54	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	北第2配管室漏えい検受系	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B-/—	—	—	—
55	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系ろ過装置R南室漏えい検受系	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B-/—	—	—	—
56	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系脱塩装置R南室漏えい検受系	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B-/—	—	—	—
57	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系ろ過装置	ろ過装置	FA	2	①	既設	非安重	—	B-/—	—	—	—
58	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系脱塩装置	ろ過装置	FA	2	①	既設	非安重	—	B-/—	—	—	—
59	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系ポンプ（燃料取出しピット水ポンプ）	ポンプ	FA	2	①	既設	非安重	—	B-/—	—	—	—
60	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系ポンプ	ポンプ	FA	2	①	既設	非安重	—	B-/—	—	—	—
61	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	主配管（冷化系）	主配管	FA	一式	①	既設	非安重	—	B-/—	—	—	流体：プール水
62	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	補給水設備	—	補給水槽	容器	FA	1	①	既設	安重	—	S/—	—	—	—
63	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	補給水設備	—	補給水設備ポンプ	ポンプ	FA	2	①	既設	安重	—	S/—	—	—	—
64	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	補給水設備	—	主要弁（T122-V001）	主要弁	FA	1	①	既設	安重	—	S/—	—	—	—
65	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	補給水設備	—	主要弁（T122-V002）	主要弁	FA	1	①	既設	安重	—	S/—	—	—	—
66	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	補給水設備	—	主配管（補給水系，補給水支援系）	主配管	FA	一式	①	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：補給水
67	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	補給水設備	—	主配管（補給水支援系）	主配管	FA	一式	①	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：補給水
68	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	代替注水設備	—	可搬型中型移送ポンプ	ポンプ	屋外	3	①	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア 詳細設計中
69	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	代替注水設備	—	可搬型建屋外ホース	主配管	屋外	一式	①	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア 流体：水 詳細設計中
70	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	代替注水設備	—	可搬型建屋内ホース	主配管	FA	一式	①	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア 流体：水 詳細設計中
71	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	スプレイ設備	—	可搬型スプレイヘッダ	主配管	FA	一式	①	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア 流体：水 詳細設計中
72	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	スプレイ設備	—	可搬型建屋内ホース	主配管	FA	一式	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：スプレイ設備 従：注水設備	—	
73	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	漏えい防止設備	—	記載内容は兼用設備の主従（プール水冷却系，溢水防護設備）を参照											

| 番号 | 第四条第二項 | 第四条第三項 | 第四条第四項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第六条第三項 | 第六条第四項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第八条第四項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十号イ | 第十条第一項第十号ロ | 第十条第一項第十号ハ | 第十条第一項第十号ニ | 第十条第一項第十号ホ | 第十条第一項第十号ヘ | 第十条第一項第十号ト | 第十条第一項第十号チ | 第十条第一項第十号リ | 第十条第一項第十号ヌ | 第十条第一項第十号ル | 第十条第一項第十号ヲ | 第十条第一項第十号ワ | 第十条第一項第十号カ | 第十条第一項第十号ヨ | 第十条第一項第十号タ | 第十条第一項第十号レ | 第十条第一項第十号ソ | 第十条第一項第十号ツ | 第十条第一項第十号ネ | 第十条第一項第十号ナ | 第十条第一項第十号ラ | 第十条第一項第十号ム | 第十条第一項第十号ウ | 第十条第一項第十号ヰ | 第十条第一項第十号ノ | 第十条第一項第十号オ | 第十条第一項第十号ク | 第十条第一項第十号ヤ | 第十条第一項第十号マ | 第十条第一項第十号ケ | 第十条第一項第十号フ | 第十条第一項第十号コ | 第十条第一項第十号エ | 第十条第一項第十号テ | 第十条第一項第十号ア | 第十条第一項第十号サ | 第十条第一項第十号キ | 第十条第一項第十号ユ | 第十条第一項第十号メ | 第十条第一項第十号ミ | 第十条第一項第十号シ | 第十条第一項第十号ヱ | 第十条第一項第十号ヒ | 第十条第一項第十号モ | 第十条第一項第十号セ | 第十条第一項第十号ス | 第十条第一項第十号ン |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第六項第一号 | 第二十七条第六項第二号 | 第二十七条第六項第三号 | 第二十七条第七項第一号 | 第二十七条第七項第二号 | 第二十七条第七項第三号 | 第二十七条第八項第一号 | 第二十八条第一項第一号 | 第二十八条第一項第二号 | 第二十八条第一項第三号 | 第二十八条第一項第四号 | 第二十八条第二項第一号 | 第二十八条第二項第二号 | 第二十八条第二項第三号 | 第二十八条第二項第四号 | 第二十九条第一項第一号 | 第二十九条第一項第二号 | 第二十九条第一項第三号 | 第二十九条第一項第四号 | 第二十九条第一項第五号 | 第二十九条第二項第一号 | 第二十九条第二項第二号 | 第二十九条第二項第三号 | 第二十九条第二項第四号 | 第二十九条第二項第五号 | 第二十九条第二項第六号 | 第二十九条第二項第七号 | 第二十九条第二項第八号 | 第二十九条第二項第九号 | 第二十九条第二項第十号 | 第二十九条第二項第十一号 | 第二十九条第二項第十二号 | 第二十九条第二項第十三号 | 第二十九条第二項第十四号 | 第二十九条第二項第十五号 | 第二十九条第二項第十六号 | 第二十九条第二項第十七号 | 第二十九条第二項第十八号 | 第二十九条第二項第十九号 | 第二十九条第二項第二十号 | 第二十九条第二項第二十一号 | 第二十九条第二項第二十二号 | 第二十九条第二項第二十三号 | 第二十九条第二項第二十四号 | 第二十九条第二項第二十五号 | 第二十九条第二項第二十六号 | 第二十九条第二項第二十七号 | 第二十九条第二項第二十八号 | 第二十九条第二項第二十九号 | 第二十九条第二項第二十九号イ | 第二十九条第二項第二十九号ロ | 第二十九条第二項第二十九号ハ | 第二十九条第二項第二十九号ニ | 第二十九条第二項第二十九号ホ | 第二十九条第二項第二十九号ヘ | 第二十九条第二項第二十九号ト | 第二十九条第二項第二十九号チ | 第二十九条第二項第二十九号リ | 第二十九条第二項第二十九号ヌ | 第二十九条第二項第二十九号ル | 第二十九条第二項第二十九号ヲ | 第二十九条第二項第二十九号ワ | 第二十九条第二項第二十九号カ | 第二十九条第二項第二十九号ヨ | 第二十九条第二項第二十九号タ | 第二十九条第二項第二十九号レ | 第二十九条第二項第二十九号ソ | 第二十九条第二項第二十九号ツ | 第二十九条第二項第二十九号ネ | 第二十九条第二項第二十九号ナ | 第二十九条第二項第二十九号ラ | 第二十九条第二項第二十九号ム | 第二十九条第二項第二十九号ウ | 第二十九条第二項第二十九号ヰ | 第二十九条第二項第二十九号ノ | 第二十九条第二項第二十九号オ | 第二十九条第二項第二十九号ク | 第二十九条第二項第二十九号ヤ | 第二十九条第二項第二十九号マ | 第二十九条第二項第二十九号ケ | 第二十九条第二項第二十九号フ | 第二十九条第二項第二十九号コ | 第二十九条第二項第二十九号エ | 第二十九条第二項第二十九号テ | 第二十九条第二項第二十九号ア | 第二十九条第二項第二十九号サ | 第二十九条第二項第二十九号キ | 第二十九条第二項第二十九号ユ | 第二十九条第二項第二十九号メ | 第二十九条第二項第二十九号ミ | 第二十九条第二項第二十九号シ | 第二十九条第二項第二十九号ヒ | 第二十九条第二項第二十九号モ | 第二十九条第二項第二十九号セ | 第二十九条第二項第二十九号ス | 第二十九条第二項第二十九号ン | 第二十九条第二項第二十九号ヱ | 第二十九条第二項第二十九号ヘ | 第二十九条第二項第二十九号ホ

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項
8	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	燃料取出し装置	搬送設備	FA	2	①	改造	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン	搬送設備	FA	2	①	改造	安重	—	B-1, B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	除染パネット	—	FA	2	①	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器保守設備	—	使用済燃料輸送容器追加等機器設備	—	FA	一式	①	既設	非安重	—	B, C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器保守設備	—	除染修法台車	—	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器保守設備	—	除染室天井クレーン	—	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	使用済燃料輸送容器保守設備	—	保守室天井クレーン	—	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料移送設備	—	燃料移送水路	容器	FA	1	①	改造	安重	常設1A	S/CO, 1.2Ss	主：燃料移送設備 従：代替注水設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備の一部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料移送設備	—	燃料移送水中台車	搬送設備	FA	2	①	改造	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	燃料貯蔵プール（BWR燃料用），（PWR燃料用），（BWR燃料及びPWR燃料用）	容器	FA	3	①	改造	安重	常設1A	S/CO, 1.2Ss	主：燃料貯蔵設備 従：代替注水設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備の一部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（チャンネルボックス用）	容器	FA	1	①	改造	安重	常設1A	S/CO, 1.2Ss	主：燃料貯蔵設備 従：代替注水設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備の一部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（バーナブルポイズン用）	容器	FA	1	①	改造	安重	常設1A	S/CO, 1.2Ss	主：燃料貯蔵設備 従：代替注水設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備の一部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（チャンネルボックス及びバーナブルポイズン用）	容器	FA	1	①	改造	安重	常設1A	S/CO, 1.2Ss	主：燃料貯蔵設備 従：代替注水設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備の一部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	高濃縮度BWR燃料貯蔵ラック	ラック/ピット/棚	FA	2	①	改造	安重	常設1A	S, 1.2Ss(S), 1.2Ss	主：燃料貯蔵設備 従：臨界防止設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	高濃縮度PWR燃料貯蔵ラック	ラック/ピット/棚	FA	3	①	改造	安重	常設1A	S, 1.2Ss(S), 1.2Ss	主：燃料貯蔵設備 従：臨界防止設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	低濃縮度BWR燃料貯蔵ラック	ラック/ピット/棚	FA	60	①	改造	安重	常設1A	S, 1.2Ss(S), 1.2Ss	主：燃料貯蔵設備 従：臨界防止設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	低濃縮度PWR燃料貯蔵ラック	ラック/ピット/棚	FA	63	①	改造	安重	常設1A	S, 1.2Ss(S), 1.2Ss	主：燃料貯蔵設備 従：臨界防止設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	燃料取扱装置（BWR燃料用）	搬送設備	FA	1	①	改造	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	燃料取扱装置（PWR燃料用）	搬送設備	FA	1	①	改造	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	燃料取扱装置（BWR燃料及びPWR燃料用）	搬送設備	FA	1	①	改造	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	BWR燃料収納台	—	FA	60	①	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	PWR燃料収納台	—	FA	60	①	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	—	燃料送出しピット	容器	FA	1	①	改造	安重	常設1A	S/CO, 1.2Ss	主：燃料送出し設備 従：代替注水設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備の一部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	—	BWR燃料用バスケット	ラック/ピット/棚	FA	2	①	改造	安重	常設1A	—/—	主：燃料送出し設備 従：臨界防止設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	—	PWR燃料用バスケット	ラック/ピット/棚	FA	2	①	改造	安重	常設1A	—/—	主：燃料送出し設備 従：臨界防止設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	—	バスケット仮置き架台（空用）	ラック/ピット/棚	FA	1	①	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	—	バスケット仮置き架台（装入り用）	ラック/ピット/棚	FA	4	①	改造	安重	常設1A	S, 1.2Ss(S), 1.2Ss	主：燃料送出し設備 従：臨界防止設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	—	BWR燃料用バスケット	ラック/ピット/棚	FA	13	②-2	改造	安重	常設1A	—/—	主：燃料送出し設備 従：臨界防止設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	—	PWR燃料用バスケット	ラック/ピット/棚	FA	13	②-2	改造	安重	常設1A	—/—	主：燃料送出し設備 従：臨界防止設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	—	バスケット取扱装置	搬送設備	FA	1	②-2	改造	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	—	バスケット搬送機	搬送設備	FA	2	②-2	改造	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	プール水冷却系熱交換器	熱交換器	FA	3	①	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	プール水冷却系ポンプ	ポンプ	FA	3	①	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	主要弁（T121-V001,V006,V014）	主要弁	FA	3	①	既設	安重	—	S/—	—	—	空気作動弁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	主要弁（T121-V002,V007,V010,V011）	主要弁	FA	4	①	既設	安重	—	S/—	—	—	電動弁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	主要弁（T121-V223）	主要弁	FA	1	①	既設	安重	—	S/—	—	—	逆止弁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
44	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	主配管（崩壊熱除去系，崩壊熱除去支援系）	主配管	FA	一式	①	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：プール水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	主配管（崩壊熱除去系，崩壊熱除去支援系）	主配管	FA	一式	①	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：プール水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	主配管（崩壊熱除去系，崩壊熱除去支援系，漏えい防止系）	主配管	FA	一式	①	改造	安重	常設1A	S/CO, 1.2Ss	主：プール水冷却系 従：漏えい防止設備のサイフォンブレーカを設置	—	流体：プール水 漏えい防止設備のサイフォンブレーカを設置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
47	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	補助燃料取り付口ボルト交換漏えい状受皿	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
48	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系ろ過装置4漏えい状受皿	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系ろ過装置5漏えい状受皿	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系脱塩装置1漏えい状受皿	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
51	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系脱塩装置2漏えい状受皿	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
52	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系ポンプ（燃料取出しピット水ポンプ）入口部漏えい状受皿	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	南第2配管室漏えい状受皿	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
54	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系ろ過装置4,B中第1室漏えい状受皿	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
55	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系脱塩装置1,B中第1室漏えい状受皿	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
56	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	西第2配管室漏えい状受皿	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
57	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	北第2配管室漏えい状受皿	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
58	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系ろ過装置3,B中第1室漏えい状受皿	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系脱塩装置3,B中第1室漏えい状受皿	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系ろ過装置4漏えい状受皿	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
61	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系ろ過装置5漏えい状受皿	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
62	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系脱塩装置	ろ過装置	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
63	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系脱塩装置	ろ過装置	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
64	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系ポンプ（燃料取出しピット水ポンプ）	ポンプ	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
65	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	プール水浄化系ポンプ	ポンプ	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
66	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	主配管（浄化系）	主配管	FA	一式	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：プール水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
67	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	補給水設備	—	補給水槽	容器	FA	1	①	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
68	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	補給水設備	—	補給水設備ポンプ	ポンプ	FA	2	①	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
69	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	補給水設備	—	主要弁（T122-V001）	主要弁	FA	1	①	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
70	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	補給水設備	—	主要弁（T122-V002）	主要弁	FA	1	①	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
71	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	補給水設備	—	主配管（補給水系，補給水支援系）	主配管	FA	一式	①	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：補給水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
72	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	補給水設備	—	主配管（補給水支援系）	主配管	FA	一式	①	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：補給水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
73	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	代替注水設備	—	可搬型中型移送ポンプ	ポンプ	屋外	3	①	新設	—	可搬型1A	—/—	—	—	海管場所：外部海望エリア 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
74	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	代替注水設備	—	可搬型建屋外ホース	主配管	屋外	一式	①	新設	—	可搬型1A	—/—	—	—	海管場所：外部海望エリア 流体：水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
75	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	代替注水設備	—	可搬型建屋内ホース	主配管	FA	一式	①	新設	—	可搬型1A	—/—	—	—	海管場所：外部海望エリア 流体：水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
76	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	スプレイ設備	—	可搬型スプレイヘッド	主配管	FA	一式	①	新設	—	可搬型1A	—/—	—	—	海管場所：外部海望エリア 流体：水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
77	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	スプレイ設備	—	可搬型建屋内ホース	主配管	FA	一式	①	新設	—	可搬型1A	—/—	主：スプレイ設備 従：注水設備	—	海管場所：外部海望エリア 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
78	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	漏えい防止設備	—	貯蔵ウ室は兼用設備の主無（プール水冷却系，漏水防護設備）を参照																						

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
154	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	臨界防止設備	—	記載内容は兼用設備の主従（燃料取出し設備，燃料貯蔵設備，燃料油出し設備）を参照											
155	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	監視設備	—	記載内容は兼用設備の主従（計装設備）を参照											
156	再処理設備本体	せん断処理施設	燃料供給設備	—	—	燃料横転クレーン	搬送設備	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	
157	再処理設備本体	せん断処理施設	せん断処理設備	—	—	せん断機・溶解槽も回収容器せん離とい送受孔	容器	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
158	再処理設備本体	せん断処理施設	せん断処理設備	—	—	主配管（離とい缶入切とぶ）	主配管	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：離とい液
159	再処理設備本体	せん断処理施設	せん断処理設備	—	—	せん断機	機械装置	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
160	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	可溶性中性子吸収材製急排設槽	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
161	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	サンプリング配管セル離とい送受孔	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
162	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル離とい送受孔1	容器	A4	1	②-2	改造	安重	常設3A	S/(S)，1.2Sa	主：溶解設備 従：代替換気設備	—	
163	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル離とい送受孔2	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
164	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル離とい送受孔3	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
165	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル離とい送受孔4	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
166	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル離とい送受孔5	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
167	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第2セル離とい送受孔	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
168	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第2セル離とい送受孔	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
169	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第3セル離とい送受孔	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
170	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	洗浄廃液受槽セル離とい送受孔	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
171	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	洗浄廃液受槽セル離とい送受孔	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
172	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	酸非蒸洗浄廃液受槽	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
173	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	洗浄廃液受槽	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
174	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽	容器	A4	2	②-2	改造	安重	常設3A	S，1.2Sa/(S)	主：溶解設備 従：代替可溶性中性子吸収材緊急添加 燃ガス貯留設備 臨界事故時水素掃気系	—	
175	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	第1よう素追出し槽	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—	
176	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	第2よう素追出し槽	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—	
177	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	NO₂吸収塔第1セル離とい送受孔1	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
178	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	NO₂吸収塔第1セル離とい送受孔1	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
179	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル離とい送受孔1	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
180	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル離とい送受孔2	容器	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
181	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル離とい送受孔3	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
182	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル離とい送受孔4	容器	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
183	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル離とい送受孔5	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
184	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	硝酸調整槽セル離とい送受孔	容器	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
185	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	NO₂吸収塔第1セル離とい送受孔2	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
186	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	NO₂吸収塔第2セル離とい送受孔2	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
187	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	中間ポット	容器	A4	2	②-2	改造	安重	常設3A	S，1.2Sa/(S)，1.2Sa	主：溶解設備 従：代替換気設備 代替安全冷却水系	—	
188	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	希バッファ槽	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	S，1.2Sa/—	—	—	
189	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽補付サイホン分離ポット	容器	A4	4	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—	
190	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	第1よう素追出し槽補付サイホン分離ポット	容器	A4	4	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—	
191	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	第2よう素追出し槽補付サイホン分離ポット	容器	A4	4	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—	
192	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	中間ポット補付サイホン分離ポット	容器	A4	2	②-2	改造	安重	常設3A	S，1.2Sa/(S)，1.2Sa	主：溶解設備 従：代替安全冷却水系	—	
193	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	中間ポットエアリフト分離ポット	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—	
194	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	エンドピース粉洗浄槽	容器	A4	2	②-2	改造	非安重	常設3A	B-1/(S)	主：溶解設備 従：重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 燃ガス貯留設備 臨界事故時水素掃気系	—	
195	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	エンドピース水洗浄槽	容器	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
196	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	ハル洗浄槽	容器	A4	2	②-2	改造	非安重	常設3A	S，1.2Sa/(S)	主：溶解設備 従：重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 燃ガス貯留設備 臨界事故時水素掃気系	—	
197	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	ドラミングセル離とい送受孔	容器	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
198	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	離とい送受配水除盗槽	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
199	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル離とい送受孔1スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
200	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	超音波洗浄廃液受槽 不溶解残渣回収槽送液スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
201	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	超音波洗浄廃液受槽 中継槽送液スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
202	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	洗浄廃液受槽 中継槽送液スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
203	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	洗浄廃液受槽 計量前中間貯槽送液スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	

| 番号 | 第四条第1項 | 第四条第2項 | 第五条第1項 | 第六条第1項 | 第六条第3項 | 第六条第4項 | 第七条第1項 | 第八条第1項 | 第八条第3項 | 第九条第1項 | 第十条第1項第一号 | 第十条第1項第二号 | 第十条第1項第四号 | 第十条第1項第五号 | 第十条第1項第六号 | 第十条第1項第七号 | 第十条第1項第八号 | 第十条第1項第九号イ | 第十条第1項第九号ロ | 第十条第1項第九号ハ | 第十条第1項第十号 | 第十条第2項 | 第十条第3項 | 第十条第4項 | 第十条第5項 | 第十条第6項 | 第十条第7項 | 第十条第8項 | 第十条第9項 | 第十条第11号 | 第十条第12項 | 第十条第13項 | 第十条第14項 | 第十条第15項 | 第十条第16項 | 第十四条第1項第一号 | 第十四条第1項第三号 | 第十四条第1項第四号 | 第十六条第1項 | 第十六条第2項 | 第十六条第3項 | 第十六条第4項 | 第十六条第5項 | 第十七条第1項第一号 | 第十七条第1項第一号イ | 第十七条第1項第一号ロ | 第十七条第1項第一号ハ | 第十七条第1項第一号ニ | 第十七条第1項第一号ホ | 第十七条第1項第一号ヘ | 第十七条第1項第一号ト | 第十八条第1項第一号 | 第十八条第1項第三号 | 第十九条第1項第一号 | 第十九条第1項第一号イ | 第十九条第1項第一号ロ | 第十九条第1項第一号ハ | 第十九条第1項第一号ニ | 第二十条第1項 | 第二十条第1項第一号 | 第二十条第1項第二号 | 第二十条第1項第三号 | 第二十条第1項第四号 | 第二十条第1項第五号 | 第二十条第2項 | 第二十一条第1項第一号 | 第二十一条第1項第二号 | 第二十一条第1項第三号 | 第二十一条第1項第四号 | 第二十一条第1項第五号 | 第二十一条第2項 | 第二十一条第2項第一号 | 第二十一条第2項第二号 | 第二十一条第2項第三号 | 第二十一条第2項第四号 | 第二十一条第2項第五号 | 第二十一条第2項第六号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
154	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	臨界防止設備	—	記載内容は兼用設備の主従（燃料取出し設備，燃料貯蔵設備，燃料搬出し設備）を参照											
155	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	監視設備	—	記載内容は兼用設備の主従（計装設備）を参照											
156	再処理設備本体	せん断処理施設	燃料供給設備	—	—	燃料横転クレーン	搬送設備	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	
157	再処理設備本体	せん断処理施設	せん断処理設備	—	—	せん断機・溶解槽ふ囲守セル漏えい検査孔	容器	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
158	再処理設備本体	せん断処理施設	せん断処理設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止点）	主配管	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：漏えい液
159	再処理設備本体	せん断処理施設	せん断処理設備	—	—	せん断機	機械装置	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
160	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	可溶性中性子吸収材製急詰槽	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
161	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	チンブランク配管セル漏えい検査孔	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
162	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検査孔1	容器	A4	1	②-2	改造	安重	常設3A	S/O2，1.25s	主：溶解設備 従：代替換気設備	—	
163	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検査孔2	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
164	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検査孔3	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
165	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検査孔4	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
166	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検査孔5	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
167	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第2セル漏えい検査孔	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
168	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第2セル漏えい検査孔	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
169	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第3セル漏えい検査孔	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
170	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第3セル漏えい検査孔	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
171	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	洗浄廃液受槽セル漏えい検査孔	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
172	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	超音波洗浄廃液受槽	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
173	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	洗浄廃液受槽	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
174	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽	容器	A4	2	②-2	改造	安重	常設3A	S，1.25s/(S)	主：溶解設備 従：代替可溶性中性子吸収材緊急詰流 燃ガス貯留設備 臨界事故時水素掃気系	—	
175	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	第1よう素追出し槽	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
176	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	第2よう素追出し槽	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
177	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	NOx吸収塔第1セル漏えい検査孔1	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
178	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	NOx吸収塔第2セル漏えい検査孔1	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
179	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル漏えい検査孔1	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
180	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル漏えい検査孔2	容器	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
181	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル漏えい検査孔3	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
182	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル漏えい検査孔4	容器	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
183	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル漏えい検査孔5	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
184	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	硝酸調整槽セル漏えい検査孔	容器	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
185	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	NOx吸収塔第1セル漏えい検査孔2	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
186	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	NOx吸収塔第2セル漏えい検査孔2	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
187	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	中間ポット	容器	A4	2	②-2	改造	安重	常設3A	S，1.25s/(S)，1.25s	主：溶解設備 従：代替換気設備 代替安全冷却水系	—	
188	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	ルバップ槽	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	S，1.25s/—	—	—	
189	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽堰付サイホン分離ポット	容器	A4	4	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
190	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	第1よう素追出し槽堰付サイホン分離ポット	容器	A4	4	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
191	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	第2よう素追出し槽堰付サイホン分離ポット	容器	A4	4	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
192	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	中間ポット堰付サイホン分離ポット	容器	A4	2	②-2	改造	安重	常設3A	S，1.25s/(S)，1.25s	主：溶解設備 従：代替安全冷却水系	—	
193	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	中間ポットエアリフト分離ポット	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
194	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	エンドピース粗洗浄槽	容器	A4	2	②-2	改造	非安重	常設3A	B-1/(S)	主：溶解設備 従：重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 燃ガス貯留設備 臨界事故時水素掃気系	—	
195	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	エンドピース水洗浄槽	容器	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
196	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	ハル洗浄槽	容器	A4	2	②-2	改造	非安重	常設3A	S，1.25s/(S)	主：溶解設備 従：重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 燃ガス貯留設備 臨界事故時水素掃気系	—	
197	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	ドラミングセル漏えい検査孔	容器	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
198	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	漏えい液受配水除盗槽	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
199	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検査孔1スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
200	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	超音波洗浄廃液受槽 不溶解残渣回収標準液スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
201	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	超音波洗浄廃液受槽 中継槽送液スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
202	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	洗浄廃液受槽 中継槽送液スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
203	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	洗浄廃液受槽 計量前中間貯槽送液スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	

| 番号 | 第二十五条第一項 | 第二十五条第二項 | 第二十五条第三項 | 第二十五条第四項 | 第二十五条第五項第一号 | 第二十五条第五項第二号 | 第二十五条第六項第一号 | 第二十五条第六項第二号 | 第二十五条第七項第一号 | 第二十五条第七項第二号 | 第二十五条第七項第三号 | 第二十五条第七項第四号 | 第二十五条第七項第五号 | 第二十五条第七項第六号 | 第二十五条第七項第七号 | 第二十五条第七項第八号 | 第二十五条第七項第九号 | 第二十五条第七項第十号 | 第二十五条第七項第十一号 | 第二十五条第七項第十二号 | 第二十五条第七項第十三号 | 第二十五条第七項第十四号 | 第二十五条第七項第十五号 | 第二十五条第七項第十六号 | 第二十五条第七項第十七号 | 第二十五条第七項第十八号 | 第二十五条第七項第十九号 | 第二十五条第七項第二十号 | 第二十五条第七項第二十一号 | 第二十五条第七項第二十二号 | 第二十五条第七項第二十三号 | 第二十五条第七項第二十四号 | 第二十五条第七項第二十五号 | 第二十五条第七項第二十六号 | 第二十五条第七項第二十七号 | 第二十五条第七項第二十八号 | 第二十五条第七項第二十九号 | 第二十五条第七項第三十号 | 第二十五条第七項第三十一号 | 第二十五条第七項第三十二号 | 第二十五条第七項第三十三号 | 第二十五条第七項第三十四号 | 第二十五条第七項第三十五号 | 第二十五条第七項第三十六号 | 第二十五条第七項第三十七号 | 第二十五条第七項第三十八号 | 第二十五条第七項第三十九号 | 第二十五条第七項第四十号 | 第二十五条第七項第四十一号 | 第二十五条第七項第四十二号 | 第二十五条第七項第四十三号 | 第二十五条第七項第四十四号 | 第二十五条第七項第四十五号 | 第二十五条第七項第四十六号 | 第二十五条第七項第四十七号 | 第二十五条第七項第四十八号 | 第二十五条第七項第四十九号 | 第二十五条第七項第五十号 | 第二十五条第七項第五十一号 | 第二十五条第七項第五十二号 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項 | 第四十条第六項 | 第四十条第七項 | 第四十条第八項 | 第四十条第九項 | 第四十条第十項 | 第四十条第十一項第一号 | 第四十条第十一項第二号 | 第四十条第十一項第三号 | 第四十条第十一項第四号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項	第五十一条第二項
154	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	臨界防止設備	—	記載内容は兼用設備の主機（燃料取出し設備，燃料貯蔵設備，燃料送出し設備）を参照																							
155	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	監視設備	—	記載内容は兼用設備の主機（計装設備）を参照																							
156	再処理設備本体	せん断処理施設	燃料供給設備	—	—	燃料横転クレーン	搬送設備	AA	2	②-2	既設	非安重	—	S-1，S-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
157	再処理設備本体	せん断処理施設	せん断処理設備	—	—	せん断機・溶解槽L100守セル漏えい検査孔	容器	AA	2	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
158	再処理設備本体	せん断処理施設	せん断処理設備	—	—	主配管（漏えい対入防止点）	主配管	AA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：漏えい液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
159	再処理設備本体	せん断処理施設	せん断処理設備	—	—	せん断機	機械装置	AA	2	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
160	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	可溶性中性子吸収材緊急添加槽	容器	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
161	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	チンブリンク配管セル漏えい検査孔	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
162	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検査孔1	容器	AA	1	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)，1.2Sa	主：溶解設備 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
163	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検査孔2	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
164	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検査孔3	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
165	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検査孔4	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
166	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検査孔5	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
167	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第2セル漏えい検査孔	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
168	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第2セル漏えい検査孔	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
169	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第3セル漏えい検査孔	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
170	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第3セル漏えい検査孔	容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
171	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	洗浄廃液受槽セル漏えい検査孔	容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
172	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	超音波洗浄廃液受槽	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
173	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	洗浄廃液受槽	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
174	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽	容器	AA	2	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.2Sa/(S)	主：溶解設備 従：代替可溶性中性子吸収材緊急添加 燃ガス貯留設備 臨界事故時水素掃気系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
175	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	第1よう素追出し槽	容器	AA	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
176	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	第2よう素追出し槽	容器	AA	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
177	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	NO酸化塔第1セル漏えい検査孔1	容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
178	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	NO酸化塔第2セル漏えい検査孔1	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
179	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル漏えい検査孔1	容器	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
180	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル漏えい検査孔2	容器	AA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
181	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル漏えい検査孔3	容器	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
182	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル漏えい検査孔4	容器	AA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
183	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル漏えい検査孔5	容器	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
184	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	硝酸調整槽セル漏えい検査孔	容器	AA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
185	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	NO酸化塔第1セル漏えい検査孔2	容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
186	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	NO酸化塔第2セル漏えい検査孔2	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
187	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	中間ポット	容器	AA	2	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.2Sa/(S)，1.2Sa	主：溶解設備 従：代替換気設備 代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
188	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	水バッファ槽	容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	S，1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
189	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽傾付サイホン分離ポット	容器	AA	4	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
190	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	第1よう素追出し槽傾付サイホン分離ポット	容器	AA	4	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
191	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	第2よう素追出し槽傾付サイホン分離ポット	容器	AA	4	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
192	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	中間ポット傾付サイホン分離ポット	容器	AA	2	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.2Sa/(S)，1.2Sa	主：溶解設備 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
193	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	中間ポットエアリフト分離ポット	容器	AA	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
194	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	エンドピース酸洗浄槽	容器	AA	2	②-2	改造	非安重	常設SA	B-1/(S)	主：溶解設備 従：重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 燃ガス貯留設備 臨界事故時水素掃気系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
195	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	エンドピース水洗浄槽	容器	AA	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
196	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	ハル洗浄槽	容器	AA	2	②-2	改造	非安重	常設SA	S，1.2Sa/(S)	主：溶解設備 従：重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 燃ガス貯留設備 臨界事故時水素掃気系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
197	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	ドラミングセル漏えい検査孔	容器	AA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
198	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	漏えい試水貯水槽	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
199	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検査孔1スチームジェットポンプ	ポンプ	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
200	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	超音波洗浄廃液受槽 不溶解残渣回収槽送液スチームジェットポンプ	ポンプ	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
201	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	超音波洗浄廃液受槽 中継槽送液スチームジェットポンプ	ポンプ	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
202	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	洗浄廃液受槽 中継槽送液スチームジェットポンプ	ポンプ	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
203	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	洗浄廃液受槽 貯蓄前中間貯槽送液スチームジェットポンプ	ポンプ	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
204	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル漏えい検受皿1スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
205	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル漏えい検受皿3スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
206	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	A4	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
207	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	流体：溶解液
208	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気
209	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S，B-2/—	—	—	流体1：冷却水 流体2：溶解用純酸等
210	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：希釈水
211	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（前処理系統系：再処理設備本体用，内部ルード過水系，内部ドイル等過水系）	主配管	A4	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(D)，1.25s	主：溶解設備 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水
212	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（水素掃気系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
213	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（可溶性中性子吸収材製急供給系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：硝酸ガドリニウム
214	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（溶液保持系，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系：溶解施設用）	主配管	A4	一式	②-2	改造	非安重	常設SA	B-2/B	主：溶解設備 従：重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	流体1：硝酸ガドリニウム 流体2：エンドピース
215	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（溶液保持系，廃ガス貯留系：臨界）	主配管	A4	一式	②-2	改造	非安重	常設SA	B/(B)	主：溶解設備 従：廃ガス貯留設備	—	流体1：ヘル 流体2：廃ガス
216	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（水素掃気系，臨界事故時水素掃気系）	主配管	A4	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(D)	主：溶解設備 従：臨界事故時水素掃気系	—	流体：圧縮空気
217	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（溶液保持系，貯槽等注水系）	主配管	A4	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.25s/(D)，1.25s	主：溶解設備 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水
218	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（溶液保持系，可溶性中性子吸収材製急供給系，代替可溶性中性子吸収材製急供給系）	主配管	A4	一式	②-2	改造	安重	常設SA	B-2/(B)	主：溶解設備 従：代替可溶性中性子吸収材製急供給系	—	流体1：硝酸ガドリニウム 流体2：燃料せん断片
219	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（凝えい状入切止系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体1：溶解液 流体2：溶解用純酸等
220	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（前処理系統系：再処理設備本体用，内部ルード過水系）	主配管	A4	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(D)，1.25s	主：溶解設備 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水
221	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	硝酸供給槽	—	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	耐震設計B-2は基のみ。
222	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	硝酸調整槽	—	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
223	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	ドラム	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
224	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	代替可溶性中性子吸収材製急供給系	—	代替可溶性中性子吸収材製急供給槽	容器	A4	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)	—	—	
225	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	代替可溶性中性子吸収材製急供給系	—	主要弁[redacted]	主要弁	A4	4	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)	—	—	
226	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	代替可溶性中性子吸収材製急供給系	—	主配管（代替可溶性中性子吸収材製急供給系）	主配管	A4	一式	②-2	改造/新設	—	常設SA	—/(S)	—	—	流体：硝酸ガドリニウム
227	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	代替可溶性中性子吸収材製急供給系	—	主配管（代替可溶性中性子吸収材製急供給系）	主配管	A4	一式	②-2	改造/新設	—	常設SA	—/(S)	—	—	流体：圧縮空気
228	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（ホンドビード粉洗浄槽用）	容器	A4	2	②-2	新設	—	常設SA	—/B	—	—	
229	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（ヘル洗浄槽用）	容器	A4	2	②-2	新設	—	常設SA	—/B	—	—	
230	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	主要弁[redacted]	主要弁	A4	4	②-2	新設	—	常設SA	—/B	—	—	
231	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	主要弁[redacted]	主要弁	A4	4	②-2	新設	—	常設SA	—/B	—	—	
232	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	主配管（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系：溶解施設用）	主配管	A4	一式	②-2	改造/新設	—	常設SA	—/B，C	—	—	流体：硝酸ガドリニウム
233	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽サンプリングポット	容器	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
234	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽サンプリングポットサイホン分離ポット	容器	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
235	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	計量後中間貯槽サンプリングポット	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
236	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	計量後中間貯槽サンプリングポットサイホン分離ポット	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
237	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	清澄機	容器	A4	2	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.25s/(D)，1.25s	主：清澄・計量設備 従：代替安全冷却水系	—	
238	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	清澄機セル漏えい検受皿	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
239	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽セル漏えい検受皿	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
240	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽	容器	A4	2	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.25s/(D)，1.25s	主：清澄・計量設備 従：代替安全冷却水系 代替換気設備	—	
241	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	リサイクル槽	容器	A4	2	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.25s/(D)，1.25s	主：清澄・計量設備 従：代替安全冷却水系 代替換気設備	—	
242	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	不溶解残渣回収槽	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
243	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽デゲオンプライミングポット	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
244	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽デゲオン	容器	A4	4	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
245	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	放射性配管分岐第4セル漏えい検受皿	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
246	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	計量2.調整槽セル漏えい検受皿	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
247	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	計量後中間貯槽セル漏えい検受皿	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
248	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	計量前中間貯槽	容器	A4	2	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.25s/(D)，1.25s	主：清澄・計量設備 従：代替安全冷却水系 代替換気設備	—	

| 番号 | 第四条第1項 | 第四条第2項 | 第五条第1項 | 第五条第2項 | 第六条第1項 | 第六条第2項 | 第七条第1項 | 第七条第2項 | 第八条第1項 | 第八条第2項 | 第八条第3項 | 第八条第4項 | 第九条第1項 | 第十条第1項 | 第十条第1項第一号 | 第十条第1項第二号 | 第十条第1項第三号 | 第十条第1項第四号 | 第十条第1項第五号 | 第十条第1項第六号 | 第十条第1項第七号 | 第十条第1項第八号 | 第十条第1項第九号 | 第十条第1項第十号 | 第十条第1項第十一号 | 第十条第1項第十二号イ | 第十条第1項第十二号ロ | 第十条第1項第十二号ハ | 第十条第1項第十三号 | 第十条第1項第十四号 | 第十条第2項 | 第十条第3項 | 第十条第4項 | 第十条第5項 | 第十条第6項 | 第十条第7項 | 第十条第8項 | 第十条第9項 | 第十条第10項 | 第十条第11項 | 第十条第12項 | 第十条第13項 | 第十条第14項 | 第十条第15項 | 第十条第16項 | 第十条第17項 | 第十四条第1項 | 第十四条第2項 | 第十四条第3項 | 第十四条第4項 | 第十五条第1項 | 第十六条第1項 | 第十六条第2項 | 第十六条第3項 | 第十六条第4項 | 第十六条第5項 | 第十七条第1項第一号 | 第十七条第1項第二号イ | 第十七条第1項第二号ロ | 第十七条第1項第二号ハ | 第十七条第1項第三号イ | 第十七条第1項第三号ロ | 第十七条第1項第三号ハ | 第十七条第2項 | 第十八条第1項第一号 | 第十八条第1項第二号 | 第十八条第1項第三号 | 第十九条第1項第一号イ | 第十九条第1項第一号ロ | 第十九条第1項第一号ハ | 第十九条第1項第二号 | 第二十条第1項第一号 | 第二十条第1項第二号 | 第二十条第1項第三号 | 第二十条第1項第四号 | 第二十条第1項第五号 | 第二十条第1項第六号 | 第二十条第2項 | 第二十条第1項第一号 | 第二十条第1項第二号 | 第二十条第1項第三号 | 第二十条第1項第四号 | 第二十条第1項第五号 | 第二十条第1項第六号 | 第二十条第2項第一号 | 第二十条第2項第二号 | 第二十条第2項第三号 | 第二十条第2項第四号 | 第二十条第2項第五号 | 第二十条第2項第六号 | 第二十条第2項第七号 | 第二十条第2項第八号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
204	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル漏えい検受皿1スチームジェットポンプ	ポンプ	AA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
205	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル漏えい検受皿3スチームジェットポンプ	ポンプ	AA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
206	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	AA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
207	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	流体：溶解液
208	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（漏えい検知区系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気
209	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（漏えい検知区系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S，B-2/—	—	—	流体2：溶解液 流体3：溶解用純酸等
210	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（漏えい検知区系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：希釈水
211	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（高線熱除去系，再処理設備本体用，内部ループ過水系，内部ドイメル等過水系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(D)，1.25s	主：溶解設備 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水
212	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（水素掃気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
213	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（可溶性中性子吸収材製急供給系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：硝酸ガドリニウム
214	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（溶液保持系，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系：溶解施設用）	主配管	AA	一式	②-2	改造	非安重	常設SA	B-2/B	主：溶解設備 従：重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	流体1：硝酸ガドリニウム 流体2：エンドピース
215	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（溶液保持系，蒸ガス貯留系：臨界）	主配管	AA	一式	②-2	改造	非安重	常設SA	B/(B)	主：溶解設備 従：蒸ガス貯留設備	—	流体1：ヘル 流体2：蒸ガス
216	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（水素掃気系，臨界事故時水素掃気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(D)	主：溶解設備 従：臨界事故時水素掃気系	—	流体：圧縮空気
217	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（溶液保持系，貯槽写注水系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.25s/(D)，1.25s	主：溶解設備 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水
218	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（溶液保持系，可溶性中性子吸収材製急供給系，代替可溶性中性子吸収材製急供給系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	B-2/(B)	主：溶解設備 従：代替可溶性中性子吸収材製急供給系	—	流体1：硝酸ガドリニウム 流体2：燃料せん断片
219	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体1：溶解液 流体2：溶解用純酸等
220	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	主配管（高線熱除去系：再処理設備本体用，内部ループ過水系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(D)，1.25s	主：溶解設備 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水
221	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	硝酸供給槽	—	AA	2	②-2	既設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	耐震設計B-2は基のみ。
222	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	硝酸調整槽	—	AA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
223	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	—	—	ドラム	—	AA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
224	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	代替可溶性中性子吸収材製急供給系	—	代替可溶性中性子吸収材製急供給槽	容器	AA	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)	—	—	
225	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	代替可溶性中性子吸収材製急供給系	—	主要弁[redacted]	主要弁	AA	4	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)	—	—	
226	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	代替可溶性中性子吸収材製急供給系	—	主配管（代替可溶性中性子吸収材製急供給系）	主配管	AA	一式	②-2	改造/新設	—	常設SA	—/(S)	—	—	流体：硝酸ガドリニウム
227	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	代替可溶性中性子吸収材製急供給系	—	主配管（代替可溶性中性子吸収材製急供給系）	主配管	AA	一式	②-2	改造/新設	—	常設SA	—/(S)	—	—	流体：圧縮空気
228	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（エンドピース酸洗浄槽用）	容器	AA	2	②-2	新設	—	常設SA	—/B	—	—	
229	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（ハル洗浄槽用）	容器	AA	2	②-2	新設	—	常設SA	—/B	—	—	
230	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	主要弁[redacted]	主要弁	AA	4	②-2	新設	—	常設SA	—/B	—	—	
231	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	主要弁[redacted]	主要弁	AA	4	②-2	新設	—	常設SA	—/B	—	—	
232	再処理設備本体	部解施設	溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	主配管（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系：溶解施設用）	主配管	AA	一式	②-2	改造/新設	—	常設SA	—/B，C	—	—	流体：硝酸ガドリニウム
233	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽サンプリングポット	容器	AA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
234	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽サンプリングポットサイホン分離ポット	容器	AA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
235	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	計量後中間貯槽サンプリングポット	容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
236	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	計量後中間貯槽サンプリングポットサイホン分離ポット	容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
237	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	清澄機	容器	AA	2	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.25s/(D)，1.25s	主：清澄・計量設備 従：代替安全冷却水系	—	
238	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	清澄機セル漏えい検受皿	容器	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
239	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽セル漏えい検受皿	容器	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
240	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽	容器	AA	2	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.25s/(D)，1.25s	主：清澄・計量設備 従：代替安全冷却水系 代替換気設備	—	
241	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	リサイクル槽	容器	AA	2	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.25s/(D)，1.25s	主：清澄・計量設備 従：代替安全冷却水系 代替換気設備	—	
242	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	不溶解残渣回収槽	容器	AA	2	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
243	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽デゲオンプライミングポット	容器	AA	2	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
244	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽デゲオン	容器	AA	4	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
245	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	放射性配管分岐第4セル漏えい検受皿	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
246	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	計量2.調整槽セル漏えい検受皿	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
247	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	計量後中間貯槽セル漏えい検受皿	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
248	再処理設備本体	部解施設	清澄・計量設備	—	—	計量前中間貯槽	容器	AA	2	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.25s/(D)，1.25s	主：清澄・計量設備 従：代替安全冷却水系 代替換気設備	—	

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第六項第一号 | 第二十七条第六項第二号 | 第二十七条第七項第一号 | 第二十七条第七項第二号 | 第二十七条第七項第三号 | 第二十七条第八項第一号 | 第二十七条第八項第二号 | 第二十七条第八項第三号 | 第二十七条第八項第四号 | 第二十七条第九項第一号 | 第二十七条第九項第二号 | 第二十七条第九項第三号 | 第二十七条第九項第四号 | 第二十七条第九項第五号 | 第二十七条第九項第六号 | 第二十七条第九項第七号 | 第二十七条第九項第八号 | 第二十七条第九項第九号 | 第二十七条第十項第一号 | 第二十七条第十一項第一号 | 第二十七条第十一項第二号 | 第二十七条第十一項第三号 | 第二十七条第十一項第四号 | 第二十七条第十一項第五号 | 第二十七条第十一項第六号 | 第二十七条第十一項第七号 | 第二十七条第十一項第八号 | 第二十七条第十一項第九号 | 第二十七条第十一項第十号 | 第二十七条第十一項第十一号 | 第二十七条第十一項第十二号 | 第二十七条第十一項第十三号 | 第二十七条第十一項第十四号 | 第二十七条第十一項第十五号 | 第二十七条第十一項第十六号 | 第二十七条第十一項第十七号 | 第二十七条第十一項第十八号 | 第二十七条第十一項第十九号 | 第二十七条第十一項第二十号 | 第二十七条第十一項第二十一号 | 第二十七条第十一項第二十二号 | 第二十七条第十一項第二十三号 | 第二十七条第十一項第二十四号 | 第二十七条第十一項第二十五号 | 第四十条第一項 | 第四十一条第一項 | 第四十二条第一項 | 第四十三条第一項第一号 | 第四十三条第一項第二号 | 第四十三条第一項第三号 | 第四十三条第一項第四号 | 第四十三条第一項第五号 | 第四十三条第一項第六号 | 第四十三条第一項第七号 | 第四十三条第一項第八号 | 第四十三条第一項第九号 | 第四十三条第一項第十号 | 第四十三条第一項第十一号 | 第四十三条第一項第十二号 | 第四十三条第一項第十三号 | 第四十三条第一項第十四号 | 第四十三条第一項第十五号 | 第四十三条第一項第十六号 | 第四十三条第一項第十七号 | 第四十三条第一項第十八号 | 第四十三条第一項第十九号 | 第四十三条第一項第二十号 | 第四十三条第一項第二十一号 | 第四十三条第一項第二十二号 | 第四十三条第一項第二十三号 | 第四十三条第一項第二十四号 | 第四十三条第一項第二十五号 | 第四十三条第一項第二十六号 | 第四十三条第一項第二十七号 | 第四十三条第一項第二十八号 | 第四十三条第一項第二十九号 | 第四十三条第一項第三十号 | 第四十三条第一項第三十一号 | 第四十三条第一項第三十二号 | 第四十三条第一項第三十三号 | 第四十三条第一項第三十四号 | 第四十三条第一項第三十五号 | 第四十三条第一項第三十六号 | 第四十三条第一項第三十七号 | 第四十三条第一項第三十八号 | 第四十三条第一項第三十九号 | 第四十三条第一項第四十号 | 第四十三条第一項第四十一号 | 第四十三条第一項第四十二号 | 第四十三条第一項第四十三号 | 第四十三条第一項第四十四号 | 第四十三条第一項第四十五号 | 第四十三条第一項第四十六号 | 第四十三条第一項第四十七号 | 第四十三条第一項第四十八号 | 第四十三条第一項第四十九号 | 第四十三条第一項第五十号 | 第四十三条第一項第五十一号 | 第四十三条第一項第五十二号 | 第四十三条第一項第五十三号 | 第四十三条第一項第五十四号 | 第四十三条第一項第五十五号 | 第四十三条第一項第五十六号 | 第四十三条第一項第五十七号 | 第四十三条第一項第五十八号 | 第四十三条第一項第五十九号 | 第四十三条第一項第六十号 | 第四十三条第一項第六十一号 | 第四十三条第一項第六十二号 | 第四十三条第一項第六十三号 | 第四十三条第一項第六十四号 | 第四十三条第一項第六十五号 | 第四十三条第一項第六十六号 | 第四十三条第一項第六十七号 | 第四十三条第一項第六十八号 | 第四十三条第一項第六十九号 | 第四十三条第一項第七十号 | 第四十三条第一項第七十一号 | 第四十三条第一項第七十二号 | 第四十三条第一項第七十三号 | 第四十三条第一項第七十四号 | 第四十三条第一項第七十五号 | 第四十三条第一項第七十六号 | 第四十三条第一項第七十七号 | 第四十三条第一項第七十八号 | 第四十三条第一項第七十九号 | 第四十三条第一項第八十号 | 第四十三条第一項第八十一号 | 第四十三条第一項第八十二号 | 第四十三条第一項第八十三号 | 第四十三条第一項第八十四号 | 第四十三条第一項第八十五号 | 第四十三条第一項第八十六号 | 第四十三条第一項第八十七号 | 第四十三条第一項第八十八号 | 第四十三条第一項第八十九号 | 第四十三条第一項第九十号 | 第四十三条第一項第九十一号 | 第四十三条第一項第九十二号 | 第四十三条第一項第九十三号 | 第四十三条第一項第九十四号 | 第四十三条第一項第九十五号 | 第四十三条第一項第九十六号 | 第四十三条第一項第九十七号 | 第四十三条第一項第九十八号 | 第四十三条第一項第九十九号 | 第四十三条第一項第百号 | 第四十三条第一項第百一号 | 第四十三条第一項第百二号 | 第四十三条第一項第百三号 | 第四十三条第一項第百四号 | 第四十三条第一項第百五号 | 第四十三条第一項第百六号 | 第四十三条第一項第百七号 | 第四十三条第一項第百八号 | 第四十三条第一項第百九号 | 第四十三条第一項第百十号 | 第四十三条第一項第百十一号 | 第四十三条第一項第百十二号 | 第四十三条第一項第百十三号 | 第四十三条第一項第百十四号 | 第四十三条第一項第百十五号 | 第四十三条第一項第百十六号 | 第四十三条第一項第百十七号 | 第四十三条第一項第百十八号 | 第四十三条第一項第百十九号 | 第四十三条第一項第百二十号 | 第四十三条第一項第百二十一号 | 第四十三条第一項第百二十二号 | 第四十三条第一項第百二十三号 | 第四十三条第一項第百二十四号 | 第四十三条第一項第百二十五号 | 第四十三条第一項第百二十六号 | 第四十三条第一項第百二十七号 | 第四十三条第一項第百二十八号 | 第四十三条第一項第百二十九号 | 第四十三条第一項第百三十号 | 第四十三条第一項第百三十一号 | 第四十三条第一項第百三十二号 | 第四十三条第一項第百三十三号 | 第四十三条第一項第百三十四号 | 第四十三条第一項第百三十五号 | 第四十三条第一項第百三十六号 | 第四十三条第一項第百三十七号 | 第四十三条第一項第百三十八号 | 第四十三条第一項第百三十九号 | 第四十三条第一項第百四十号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十条第二項	第五十一条第一項
204	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル漏えい液受皿1スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
205	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	溶解槽セル漏えい液受皿3スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
206	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	主要[redacted]	主要ゆ	A4	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
207	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	流体：溶解液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
208	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	主配管（漏えい液回収系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：高放	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
209	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	主配管（漏えい液回収系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S，B-2/—	—	—	流体：溶解抽出廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
210	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	主配管（漏えい液回収系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：希釈水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
211	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	主配管（抽出廃液系；再処理設備本体用，内部ループ過冷系，供給ポイル等過冷系）	主配管	A4	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：溶解設備 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
212	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	主配管（水素掃気系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
213	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	主配管（可溶性中性子吸収材緊急供給系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：硝酸ガドリニウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
214	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	主配管（溶液保持系，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系；溶解施設用）	主配管	A4	一式	②-2	改造	非安重	常設SA	B-2/B	主：溶解設備 従：重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	流体1：硝酸ガドリニウム 流体2：エンドピース	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
215	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	主配管（溶液保持系，塩ガス貯留系；臨界）	主配管	A4	一式	②-2	改造	非安重	常設SA	B/(B)	主：溶解設備 従：塩ガス貯留設備	—	流体1：ヘル 流体2：塩ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
216	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	主配管（水素掃気系，臨界事故時水素掃気系）	主配管	A4	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)	主：溶解設備 従：臨界事故時水素掃気系	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
217	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	主配管（溶液保持系，貯槽等注水系）	主配管	A4	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：溶解設備 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
218	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	主配管（溶液保持系，可溶性中性子吸収材緊急供給系，代替可溶性中性子吸収材緊急供給系）	主配管	A4	一式	②-2	改造	安重	常設SA	B-2/(B)	主：溶解設備 従：代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	—	流体1：硝酸ガドリニウム 流体2：燃料せん断片	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
219	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体1：溶解液 流体2：溶解抽出廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
220	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	主配管（抽出廃液系；再処理設備本体用，内部ループ過冷系）	主配管	A4	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：溶解設備 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
221	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	硝酸供給槽	—	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	耐震設計B-2は基のみ。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
222	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	硝酸調整槽	—	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
223	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	—	—	ドラム	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
224	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	—	代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽	容器	A4	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
225	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	—	主要[redacted]	主要ゆ	A4	4	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
226	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	—	主配管（代替可溶性中性子吸収材緊急供給系）	主配管	A4	一式	②-2	改造/新設	—	常設SA	—/(S)	—	—	流体：硝酸ガドリニウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
227	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	—	主配管（代替可溶性中性子吸収材緊急供給系）	主配管	A4	一式	②-2	改造/新設	—	常設SA	—/(S)	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
228	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（エンドピース酸洗浄槽用）	容器	A4	2	②-2	新設	—	常設SA	—/B	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
229	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（ハル洗浄槽用）	容器	A4	2	②-2	新設	—	常設SA	—/B	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
230	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	主要[redacted]	主要ゆ	A4	4	②-2	新設	—	常設SA	—/B	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
231	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	主要[redacted]	主要ゆ	A4	4	②-2	新設	—	常設SA	—/B	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
232	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	—	主配管（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系；溶解施設用）	主配管	A4	一式	②-2	改造/新設	—	常設SA	—/B，C	—	—	流体：硝酸ガドリニウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
233	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽サンプリングポット	容器	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
234	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽サンプリングポットサイホン分離ポット	容器	A4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
235	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	—	—	計量後中間貯槽サンプリングポット	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
236	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	—	—	計量後中間貯槽サンプリングポットサイホン分離ポット	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
237	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	—	—	清澄機	容器	A4	2	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：清澄・計量設備 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
238	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	—	—	清澄機セル漏えい液受皿	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
239	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽セル漏えい液受皿	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
240	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽	容器	A4	2	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：清澄・計量設備 従：代替安全冷却水系 代替安全圧縮空気系 代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
241	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	—	—	1サイクル槽	容器	A4	2	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：清澄・計量設備 従：代替安全冷却水系 代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
242	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	—	—	不溶解残渣回収槽	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
243	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽ダデオンプライミングポット	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
244	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽ダデオン	容器	A4	4	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
245	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	—	—	放射性配管分岐第4セル漏えい液受皿	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
246	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	—	—	計量工程槽セル漏えい液受皿	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
247	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	—	—	計量後中間貯槽セル漏えい液受皿	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
248	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	—	—	計量前中間貯槽	容器	A4	2	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：清澄・計量設備 従：代替安全冷却水系 代替安全圧縮空気系 代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第四条第三項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第五条第三項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第九条第一項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十一号イ | 第十条第一項第十一号ロ | 第十条第一項第十一号ハ | 第十条第一項第十一号ニ | 第十条第一項第十一号ホ | 第十条第一項第十一号ヘ | 第十条第一項第十一号ト | 第十条第一項第十一号チ | 第十条第一項第十一号リ | 第十条第一項第十一号ヌ | 第十条第一項第十一号ル | 第十条第一項第十一号ヲ | 第十条第一項第十一号ワ | 第十条第一項第十一号カ | 第十条第一項第十一号ヨ | 第十条第一項第十一号タ | 第十条第一項第十一号レ | 第十条第一項第十一号ソ | 第十条第一項第十一号ツ | 第十条第一項第十一号ネ | 第十条第一項第十一号ナ | 第十条第一項第十一号ラ | 第十条第一項第十一号ム | 第十条第一項第十一号ウ | 第十条第一項第十一号ヰ | 第十条第一項第十一号ノ | 第十条第一項第十一号オ | 第十条第一項第十一号ク | 第十条第一項第十一号ヤ | 第十条第一項第十一号マ | 第十条第一項第十一号ケ | 第十条第一項第十一号フ | 第十条第一項第十一号コ | 第十条第一項第十一号エ | 第十条第一項第十一号テ | 第十条第一項第十一号ア | 第十条第一項第十一号サ | 第十条第一項第十一号キ | 第十条第一項第十一号ユ | 第十条第一項第十一号メ | 第十条第一項第十一号ミ | 第十条第一項第十一号シ | 第十条第一項第十一号ヱ | 第十条第一項第十一号ヒ | 第十条第一項第十一号モ | 第十条第一項第十一号セ | 第十条第一項第十一号ス | 第十条第一項第十一号ン

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十二条第一項 | 第二十二条第二項 | 第二十二条第三項 | 第二十二条第四項 | 第二十二条第五項第一号 | 第二十二条第五項第二号 | 第二十二条第五項第三号 | 第二十二条第五項第四号 | 第二十二条第五項第五号 | 第二十二条第六項第一項 | 第二十二条第六項第二項 | 第二十二条第七項第一項 | 第二十二条第七項第二項 | 第二十二条第八項第一項 | 第二十二条第八項第二項 | 第二十二条第八項第三項 | 第二十二条第八項第四号 | 第二十二条第八項第五号 | 第二十二条第九項第一項 | 第二十二条第九項第二項 | 第二十二条第九項第三項 | 第二十二条第九項第四号 | 第二十二条第九項第五号 | 第二十二条第九項第六号 | 第二十二条第九項第七号 | 第二十二条第十項第一項 | 第二十二条第十項第二項 | 第二十二条第十一項 | 第二十二条第十二項 | 第二十二条第十三項 | 第二十二条第十四項 | 第二十二条第十五項第一項 | 第二十二条第十五項第二項 | 第二十二条第十五項第三項 | 第二十二条第十五項第四号 | 第二十二条第十五項第五号 | 第二十二条第十五項第六号 | 第二十二条第十五項第七号 | 第二十二条第十五項第八号 | 第二十二条第十五項第九号 | 第二十二条第十五項第十号 | 第二十二条第十五項第十一号 | 第二十二条第十五項第十二号 | 第二十二条第十五項第十三号 | 第二十二条第十五項第十四号 | 第二十二条第十五項第十五号 | 第二十二条第十五項第十六号 | 第二十二条第十五項第十七号 | 第二十二条第十五項第十八号 | 第二十二条第十五項第十九号 | 第二十二条第十五項第二十号 | 第二十二条第十五項第二十一号 | 第二十二条第十五項第二十二号 | 第二十二条第十五項第二十三号 | 第二十二条第十五項第二十四号 | 第二十二条第十五項第二十五号 | 第二十二条第十五項第二十六号 | 第二十二条第十五項第二十七号 | 第二十二条第十五項第二十八号 | 第二十二条第十五項第二十九号 | 第二十二条第十五項第三十号 | 第二十二条第十五項第三十一号 | 第二十二条第十五項第三十二号 | 第二十二条第十五項第三十三号 | 第二十二条第十五項第三十四号 | 第二十二条第十五項第三十五号 | 第二十二条第十五項第三十六号 | 第二十二条第十五項第三十七号 | 第二十二条第十五項第三十八号 | 第二十二条第十五項第三十九号 | 第二十二条第十五項第四十号 | 第二十二条第十五項第四十一号 | 第二十二条第十五項第四十二号 | 第二十二条第十五項第四十三号 | 第二十二条第十五項第四十四号 | 第二十二条第十五項第四十五号 | 第二十二条第十五項第四十六号 | 第二十二条第十五項第四十七号 | 第二十二条第十五項第四十八号 | 第二十二条第十五項第四十九号 | 第二十二条第十五項第五十号 | 第二十二条第十五項第五十一号 | 第二十二条第十五項第五十二号 | 第二十二条第十五項第五十三号 | 第二十二条第十五項第五十四号 | 第二十二条第十五項第五十五号 | 第二十二条第十五項第五十六号 | 第二十二条第十五項第五十七号 | 第二十二条第十五項第五十八号 | 第二十二条第十五項第五十九号 | 第二十二条第十五項第六十号 | 第二十二条第十五項第六十一号 | 第二十二条第十五項第六十二号 | 第二十二条第十五項第六十三号 | 第二十二条第十五項第六十四号 | 第二十二条第十五項第六十五号 | 第二十二条第十五項第六十六号 | 第二十二条第十五項第六十七号 | 第二十二条第十五項第六十八号 | 第二十二条第十五項第六十九号 | 第二十二条第十五項第七十号 | 第二十二条第十五項第七十一号 | 第二十二条第十五項第七十二号 | 第二十二条第十五項第七十三号 | 第二十二条第十五項第七十四号 | 第二十二条第十五項第七十五号 | 第二十二条第十五項第七十六号 | 第二十二条第十五項第七十七号 | 第二十二条第十五項第七十八号 | 第二十二条第十五項第七十九号 | 第二十二条第十五項第八十号 | 第二十二条第十五項第八十一号 | 第二十二条第十五項第八十二号 | 第二十二条第十五項第八十三号 | 第二十二条第十五項第八十四号 | 第二十二条第十五項第八十五号 | 第二十二条第十五項第八十六号 | 第二十二条第十五項第八十七号 | 第二十二条第十五項第八十八号 | 第二十二条第十五項第八十九号 | 第二十二条第十五項第九十号 | 第二十二条第十五項第九十一号 | 第二十二条第十五項第九十二号 | 第二十二条第十五項第九十三号 | 第二十二条第十五項第九十四号 | 第二十二条第十五項第九十五号 | 第二十二条第十五項第九十六号 | 第二十二条第十五項第九十七号 | 第二十二条第十五項第九十八号 | 第二十二条第十五項第九十九号 | 第二十二条第十五項第百号 | 第二十二条第十五項第百一号 | 第二十二条第十五項第百二号 | 第二十二条第十五項第百三号 | 第二十二条第十五項第百四号 | 第二十二条第十五項第百五号 | 第二十二条第十五項第百六号 | 第二十二条第十五項第百七号 | 第二十二条第十五項第百八号 | 第二十二条第十五項第百九号 | 第二十二条第十五項第百十号 | 第二十二条第十五項第百十一号 | 第二十二条第十五項第百十二号 | 第二十二条第十五項第百十三号 | 第二十二条第十五項第百十四号 | 第二十二条第十五項第百十五号 | 第二十二条第十五項第百十六号 | 第二十二条第十五項第百十七号 | 第二十二条第十五項第百十八号 | 第二十二条第十五項第百十九号 | 第二十二条第十五項第百二十号 | 第二十二条第十五項第百二十一号 | 第二十二条第十五項第百二十二号 | 第二十二条第十五項第百二十三号 | 第二十二条第十五項第百二十四号 | 第二十二条第十五項第百二十五号 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第二項第一号	第五十条第二項第二号	第五十一条第一項
249	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	計量槽中間貯槽	容器	A4	1	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.2Sa/(S)，1.2Sa	主：清澄・計量設備 従：代替安全圏非常用系 代替安全圏窒素系 代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
250	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	計量・調整槽	容器	A4	1	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.2Sa/(S)，1.2Sa	主：清澄・計量設備 従：代替安全圏非常用系 代替安全圏窒素系 代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
251	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	計量補助槽	容器	A4	1	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.2Sa/(S)，1.2Sa	主：清澄・計量設備 従：代替安全圏非常用系 代替安全圏窒素系 代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
252	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	計量・調整槽サイホン分離ポット	容器	A4	12	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—	計量・調整槽サイホン1～4分離ポットを統合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
253	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	計量前中間貯槽ポンプ	ポンプ	A4	8	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—	計量前中間貯槽ポンプで統合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
254	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	計量塔中間貯槽ポンプ	ポンプ	A4	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
255	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	清澄機セル漏えい液受皿スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
256	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	中継槽セル漏えい液受皿スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
257	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	排気性配管分岐第4セル漏えい液受皿スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
258	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	計量・調整槽セル漏えい液受皿スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
259	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	計量塔中間貯槽セル漏えい液受皿スチームジェットポンプ	ポンプ	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
260	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	A4, A5, A6	一式	②-2	既設	安重	—	S，B-2，1.2Sa/—	—	—	流体1：溶解液 流体2：不溶解残渣混成	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
261	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	主配管（廃ガス洗浄系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
262	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	主配管（廃ガス洗浄系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—	流体1：溶解液 流体2：不溶解残渣混成	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
263	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	主配管（廃ガス洗浄系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：希釈水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
264	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	主配管（放射線除去系・再処理設備本体用）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
265	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	主配管（水素掃気系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
266	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	主配管（放射線除去系・再処理設備本体用，内部ループ通水系，冷却ヘリウム等通水系）	主配管	A4	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)，1.2Sa	主：清澄・計量設備 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
267	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	主配管（溶液保持系，貯槽等注水系）	主配管	A4	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S，1.2Sa/(S)，1.2Sa	主：清澄・計量設備 従：代替安全冷却水系	—	流体1：溶解液 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
268	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	主配管（水素掃気系，水熱防止掃気系）	主配管	A4	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)，1.2Sa	主：清澄・計量設備 従：代替安全圏窒素系	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
269	再処理設備本体	排気施設	清澄・計量設備	—	—	主配管（放射線除去系・再処理設備本体用，内部ループ通水系）	主配管	A4	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)，1.2Sa	主：清澄・計量設備 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
270	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	ガンマセンタ第1エアリフトポンプ 分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
271	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	ガンマセンタ第2エアリフトポンプ 分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
272	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	ガンマセンタ流量計測ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
273	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	ガンマセンタケイホンプライミングポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
274	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	ガンマセンタケイホン 分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
275	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第2クラン・ブルトクムモニタ 第2クラン・ブルトクムモニタ	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
276	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第1ックフ1ポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
277	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第2ックフ1・プルトクムモニタ	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
278	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第2クラン・プルトクムモニタ 分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
279	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第2ックフ2ポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
280	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第2クラン・プルトクムモニタ 貯槽ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
281	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	排気性配管分岐第2セル漏えい液受皿	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
282	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	排気性配管分岐第2セル漏えい液受皿	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
283	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	排気性配管分岐第1セル漏えい液受皿	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
284	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	排気性配管分岐第1セル漏えい液受皿	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
285	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	排気性配管分岐第1セル漏えい液受皿	容器	A8	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.2Sa	主：分離設備 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
286	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	排気性配管分岐第1セル漏えい液受皿	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
287	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	溶解液中間貯槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.2Sa/(S)，1.2Sa	主：分離設備 従：代替安全圏窒素系 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
288	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	溶解液供給槽セル漏えい液受皿	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
289	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	溶解液供給槽ブザオン	容器	A8	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.2Sa/(S)，1.2Sa	主：分離設備 従：代替安全圏窒素系 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
290	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	溶解液供給槽ブザオン プライミングポット	容器	A8	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
291	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	溶解液供給槽流量計測ポット	容器	A8	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
292	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	補助抽出廃液受槽	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
293	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出廃液受槽セル漏えい液受皿	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第二項 | 第四条第三項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第六条第三項 | 第七条第一項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第八条第四項 | 第九条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号イ | 第十条第一項第九号ロ | 第十条第一項第九号ハ | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十一号 | 第十条第一項第十二号 | 第十条第一項第十三号 | 第十条第二項 | 第十条第三項 | 第十条第四項 | 第十条第五項 | 第十条第六項 | 第十条第七項 | 第十条第八項 | 第十条第九項 | 第十条第十項 | 第十条第十一項 | 第十条第十二項 | 第十条第十三項 | 第十条第十四項 | 第十条第十五項 | 第十条第十六項 | 第十条第十七項 | 第十条第十八項 | 第十条第十九項 | 第十条第二十項 | 第十条第二十一項 | 第十条第二十二項 | 第十条第二十三項 | 第十条第二十四項 | 第十条第二十五項 | 第十条第二十六項 | 第十条第二十七項 | 第十条第二十八項 | 第十条第二十九項 | 第十条第三十項 | 第十条第三十一項 | 第十条第三十二項 | 第十条第三十三項 | 第十条第三十四項 | 第十条第三十五項 | 第十条第三十六項 | 第十条第三十七項 | 第十条第三十八項 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十条第一項 | 第二十条第二項 | 第二十条第三項 | 第二十条第四項 | 第二十条第五項第一号 | 第二十条第五項第二号 | 第二十条第五項第三号 | 第二十条第五項第四号 | 第二十条第五項第五号 | 第二十条第六項 | 第二十条第七項 | 第二十条第八項第一号 | 第二十条第八項第二号 | 第二十条第八項第三号 | 第二十条第八項第四号 | 第二十条第九項第一号 | 第二十条第九項第二号 | 第二十条第九項第三号 | 第二十条第九項第四号 | 第二十条第九項第五号 | 第二十条第九項第六号 | 第二十条第九項第七号 | 第二十条第九項第八号 | 第二十条第九項第九号 | 第二十条第十項 | 第二十条第十一項 | 第二十条第十二項 | 第二十条第十三項 | 第二十条第十四項 | 第二十条第十五項 | 第二十条第十六項 | 第二十条第十七項 | 第二十条第十八項 | 第二十条第十九項 | 第二十条第二十項 | 第二十条第二十一項 | 第二十条第二十二項 | 第二十条第二十三項 | 第二十条第二十四項 | 第二十条第二十五項 | 第二十条第二十六項 | 第二十条第二十七項 | 第二十条第二十八項第一号 | 第二十条第二十八項第二号 | 第二十条第二十八項第三号 | 第二十条第二十八項第四号 | 第二十条第二十八項第五号 | 第二十条第二十八項第六号 | 第二十条第二十八項第七号 | 第二十条第二十八項第八号 | 第二十条第二十八項第九号 | 第二十条第二十九項第一号 | 第二十条第二十九項第二号 | 第二十条第二十九項第三号 | 第二十条第二十九項第四号 | 第二十条第二十九項第五号 | 第二十条第二十九項第六号 | 第二十条第二十九項第七号 | 第二十条第二十九項第八号 | 第二十条第二十九項第九号 | 第二十条第三十項第一号 | 第二十条第三十一項第一号 | 第二十条第三十一項第二号 | 第二十条第三十一項第三号 | 第二十条第三十一項第四号 | 第二十条第三十一項第五号 | 第二十条第三十一項第六号 | 第二十条第三十一項第七号 | 第二十条第三十一項第八号 | 第二十条第三十一項第九号 | 第二十条第三十一項第十号 | 第二十条第三十一項第十一号 | 第二十条第三十一項第十二号 | 第二十条第三十一項第十三号 | 第二十条第三十一項第十四号 | 第二十条第三十一項第十五号 | 第二十条第三十一項第十六号 | 第二十条第三十一項第十七号 | 第二十条第三十一項第十八号 | 第二十条第三十一項第十九号 | 第二十条第三十一項第二十号 | 第二十条第三十一項第二十一号 | 第二十条第三十一項第二十二号 | 第二十条第三十一項第二十三号 | 第二十条第三十一項第二十四号 | 第二十条第三十一項第二十五号 | 第二十条第三十一項第二十六号 | 第二十条第三十一項第二十七号 | 第二十条第三十一項第二十八号 | 第二十条第三十一項第二十九号 | 第二十条第三十一項第三十号 | 第二十条第三十一項第三十一号 | 第二十条第三十一項第三十二号 | 第二十条第三十一項第三十三号 | 第二十条第三十一項第三十四号 | 第二十条第三十一項第三十五号 | 第二十条第三十一項第三十六号 | 第二十条第三十一項第三十七号 | 第二十条第三十一項第三十八号 | 第二十条第三十一項第三十九号 | 第二十条第三十一項第四十号 | 第二十条第三十一項第四十一号 | 第二十条第三十一項第四十二号 | 第二十条第三十一項第四十三号 | 第二十条第三十一項第四十四号 | 第二十条第三十一項第四十五号 | 第二十条第三十一項第四十六号 | 第二十条第三十一項第四十七号 | 第二十条第三十一項第四十八号 | 第二十条第三十一項第四十九号 | 第二十条第三十一項第五十号 | 第二十条第三十一項第五十一号 | 第二十条第三十一項第五十二号 | 第二十条第三十一項第五十三号 | 第二十条第三十一項第五十四号 | 第二十条第三十一項第五十五号 | 第二十条第三十一項第五十六号 | 第二十条第三十一項第五十七号 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項	第五十一条第二項
296	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出廃液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.2Sd/(S)，1.2Sa	主：分離設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
297	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出廃液中間貯槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.2Sd/(S)，1.2Sa	主：分離設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
298	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出廃液中間貯槽スチームジェットポンプ 漏えい検知ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
299	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出廃液供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.2Sd/(S)，1.2Sa	主：分離設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
300	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出廃液供給槽セル漏えい検知器	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
301	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出塔	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
302	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出塔セル漏えい検知器	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
303	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出塔流量計測ポット/抽出塔ユアリフトポンプ バックフチューブ	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
304	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	ＴＢＰ洗浄塔ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
305	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出塔ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
306	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第１洗浄塔	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
307	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第１洗浄塔流量計測ポット/第１洗浄塔ユアリフト ポンプバックフチューブ	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
308	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	ＴＢＰ洗浄塔ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
309	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第１洗浄塔ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
310	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第１洗浄塔溶液採取ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
311	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	ＴＢＰ洗浄塔	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
312	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	ＴＢＰ洗浄塔ユアリフトポンプ バックフチューブ	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	ＴＢＰ洗浄塔ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	ＴＢＰ洗浄塔流量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
315	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第２洗浄塔	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第２洗浄塔流量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
317	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第１洗浄塔流量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
318	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第２洗浄塔ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
319	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	補助抽出器	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
320	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	補助抽出器サイホンポット	容器	AB	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
321	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	補助抽出器流量計測ポット/補助抽出器ユアリフト ポンプバックフチューブ	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
322	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	補助抽出器ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
323	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	ＴＢＰ洗浄器	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
324	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	ＴＢＰ洗浄器サイホンポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
325	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第１一時貯留処理槽シール槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
326	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	予備第２クラン・プルトニウムモニタ 第２ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
327	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	予備ガンマモニタ第１ユアリフトポンプ 分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
328	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	予備ガンマモニタ第２ユアリフトポンプ 分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
329	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	予備ガンマモニタサイホン 分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
330	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	予備抽出塔ユアリフトポンプ 分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
331	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	補助抽出器予備ユアリフトポンプ 分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
332	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	溶解液供給槽予備ゲデオン グライシンポット	容器	AB	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
333	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	溶解液供給槽予備流量計測ポット	容器	AB	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
334	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	溶解液供給槽予備ゲデオン	容器	AB	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
335	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	分離設備ガンマモニタセル漏えい検受器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
336	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	分離設備クラン・プルトニウムモニタセル漏えい検 受器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
337	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	溶解液中間貯槽セル漏えい検受器	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
338	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	溶解液中間貯槽セル漏えい検受器	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
339	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出廃液供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.2Sd/(S)，1.2Sa	主：分離設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
340	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	A702/A702N/分離建屋換合故漏えい検受器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
341	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	ＴＢＰ洗浄塔流量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.2Sd/(S)，1.2Sa	主：分離設備 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
342	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第２洗浄塔流量計測ポット/第２洗浄塔ユアリフト ポンプバックフチューブ	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.2Sd/(S)，1.2Sa	主：分離設備 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
343	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第２洗浄塔ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
344	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第２洗浄塔ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
345	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出塔流量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
346	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出塔流量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
347	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出塔ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
348	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出塔ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
349	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出塔ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
350	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出塔ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
351	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第１洗浄塔ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
352	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第１洗浄塔ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
353	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	ＴＢＰ洗浄塔ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
354	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	ＴＢＰ洗浄塔ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
355	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽射性配管分岐第２セル漏えい検受器 スチームジェットポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項第一号 | 第五条第二項第二号 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第六条第三項 | 第七条第一項 | 第七条第二項第一号 | 第七条第二項第二号 | 第八条第一項 | 第八条第二項第一号 | 第八条第二項第二号 | 第九条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号イ | 第十条第一項第九号ロ | 第十条第一項第九号ハ | 第十条第一項第九号ニ | 第十条第一項第十号 | 第十条第二項 | 第十条第三項 | 第十条第四項 | 第十条第五項 | 第十条第六項 | 第十条第七項 | 第十条第八項 | 第十条第九項 | 第十条第十項 | 第十条第十一項 | 第十条第十二項 | 第十条第十三項 | 第十条第十四項 | 第十条第十五項 | 第十条第十六項 | 第十条第十七項 | 第十条第十八項 | 第十条第十九項 | 第十条第二十項 | 第十条第二十一項 | 第十条第二十二項 | 第十条第二十三項 | 第十条第二十四項 | 第十条第二十五項 | 第十条第二十六項 | 第十条第二十七項 | 第十条第二十八項 | 第十条第二十九項 | 第十条第三十項 | 第十条第三十一項 | 第十条第三十二項 | 第十条第三十三項 | 第十条第三十四項 | 第十条第三十五項 | 第十条第三十六項 | 第十条第三十七項 | 第十条第三十八項 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十五条第一項 | 第二十五条第二項 | 第二十五条第三項 | 第二十五条第四項 | 第二十五条第五項第一号 | 第二十五条第五項第二号 | 第二十五条第六項第一号 | 第二十五条第六項第二号 | 第二十五条第七項第一号 | 第二十五条第七項第二号 | 第二十五条第七項第三号 | 第二十五条第七項第四号 | 第二十五条第七項第五号 | 第二十五条第七項第六号 | 第二十五条第七項第七号 | 第二十五条第八項第一号 | 第二十五条第八項第二号 | 第二十五条第八項第三号 | 第二十五条第八項第四号 | 第二十五条第八項第五号 | 第二十五条第八項第六号 | 第二十五条第八項第七号 | 第二十五条第八項第八号 | 第二十五条第九項第一号 | 第二十五条第九項第二号 | 第二十五条第九項第三号 | 第二十五条第九項第四号 | 第二十五条第九項第五号 | 第二十五条第九項第六号 | 第二十五条第九項第七号 | 第二十五条第九項第八号 | 第二十五条第九項第九号 | 第二十五条第十項第一号 | 第二十五条第十一項第一号 | 第二十五条第十二項第一号 | 第二十五条第十三項第一号 | 第二十五条第十四項第一号 | 第二十五条第十五項第一号 | 第二十五条第十六項第一号 | 第二十五条第十七項第一号 | 第二十五条第十七項第一号イ | 第二十五条第十七項第一号ロ | 第二十五条第十七項第一号ハ | 第二十五条第十七項第一号ニ | 第二十五条第十七項第一号ホ | 第二十五条第十八項第一号 | 第二十五条第十八項第二号 | 第二十五条第十八項第三号 | 第二十五条第十八項第四号 | 第二十五条第十八項第五号 | 第二十五条第十八項第六号 | 第二十五条第十八項第七号 | 第二十五条第十八項第八号 | 第二十五条第十九項第一号 | 第二十五条第十九項第二号 | 第二十五条第十九項第三号 | 第二十五条第十九項第四号 | 第二十五条第十九項第五号 | 第二十五条第十九項第六号 | 第二十五条第十九項第七号 | 第二十五条第十九項第八号 | 第二十五条第十九項第九号 | 第二十五条第二十項第一号 | 第二十五条第二十一項第一号 | 第二十五条第二十二項第一号 | 第二十五条第二十三項第一号 | 第二十五条第二十四項第一号 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項第一号 | 第四十条第五項第二号 | 第四十条第五項第三号 | 第四十条第五項第四号 | 第四十条第六項第一号 | 第四十条第六項第二号 | 第四十条第六項第三号 | 第四十条第六項第四号 |
|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十二条第二項	第五十三条第一項
356	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	溶解液中間貯槽セル漏えい検知盆 スチームジェットポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
357	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	溶解液中間貯槽ポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sd/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
358	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	溶解液供給槽セル漏えい検知盆 スチームジェットポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
359	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出廃液受槽セル漏えい検知盆 スチームジェットポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
360	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出廃液供給槽セル漏えい検知盆 スチームジェットポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
361	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出塔セル漏えい検知盆 スチームジェットポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
362	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	C/— B/— S/— S，1.2Sd/—	—	—		成海１：クラン五ＯＸ/プルトニウムを含む溶液 成海２：抽出廃液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
363	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主配管（蒸えい液回収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		成海：蒸気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
364	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主配管（蒸えい液回収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		成海１：クラン五ＯＸ/プルトニウムを含む溶液 成海２：抽出廃液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
365	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主配管（蒸えい液回収系，貯槽等注水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設1A	S/Ⓓ，1.2Sa	主：分離設備 従：代替安全冷却水系	—		成海１：クラン五ＯＸ/プルトニウムを含む溶液 成海２：抽出廃液 成海３：冷却水 成海４，５：内水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
366	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主配管（抽抽界面法系，再処理設備本体用，内部ループ通水系，消防ドメイン等通水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設1A	S/Ⓓ，1.2Sa	主：分離設備 従：代替安全冷却水系	—		成海１：冷却水 成海２：内水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
367	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主配管（溶液保持系，貯槽等注水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設1A	S，1.2Sa/Ⓓ，1.2Sa	主：分離設備 従：代替安全冷却水系	—		成海１：抽出廃液 成海２：冷却水 成海３：内水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
368	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主配管（水素掃気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		成海：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
369	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主配管（水素掃気系，水然防止掃気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設1A	S/Ⓓ，1.2Sa	主：分離設備 従：代替安全圧縮空気系	—		成海：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
370	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		成海：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
371	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		成海：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
372	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主配管（抽抽界面法系，再処理設備本体用，内部ループ通水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設1A	S/Ⓓ，1.2Sa	主：分離設備 従：代替安全冷却水系	—		成海１：冷却水 成海２：内水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
373	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主配管（漏えい検知収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		成海：純酸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
374	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主配管（漏えい検知収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		成海１：クラン五ＯＸ/プルトニウムを含む溶液 成海２：抽出廃液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
375	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主管[redacted]	—	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		ＤＢ区分：安重から非安重へ変更	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
376	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主管[redacted]	—	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		ＤＢ区分：安重から非安重へ変更	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
377	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主管[redacted]	—	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		ＤＢ区分：安重から非安重へ変更	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
378	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主管[redacted]	—	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		ＤＢ区分：安重から非安重へ変更	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
379	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主管[redacted]	—	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		ＤＢ区分：安重から非安重へ変更	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
380	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	主管[redacted]	—	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		ＤＢ区分：安重から非安重へ変更	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
381	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	抽出塔パルセータグローブボックス	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
382	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第1洗浄塔パルセータグローブボックス	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
383	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第2洗浄塔パルセータグローブボックス	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
384	再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	第3洗浄塔パルセータグローブボックス	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
385	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第2アルファセミク第2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
386	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第2アルファセミクタイオン分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B-2/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
387	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第2アルファセミク第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B-2/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
388	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第2アルファセミクタイオン ブクイムシプボット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B-2/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
389	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第2アルファセミク流量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B-2/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
390	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第2アルファセミク封鎖ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
391	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第1アルファセミク第2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
392	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第1アルファセミク第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
393	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第1アルファセミクタイオン分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
394	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第1アルファセミク第2エアリフトポンプ中間ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
395	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第1アルファセミク流量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
396	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第1アルファセミク封鎖ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
397	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第3アルファセミク第2エアリフトポンプ中間ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
398	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第3アルファセミクタイオン分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
399	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第3アルファセミク流量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
400	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第3アルファセミク封鎖ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
401	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第3アルファセミク第2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
402	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第3アルファセミク第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
403	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム洗浄器セル漏えい検知盆	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
404	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム分配溶液量計測ポット/プルトニウム分配溶液フラクトポンプ/ハッファチューブ	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
405	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム分配槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
406	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	分配液セル漏えい検知盆	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
407	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム洗浄器ルアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
408	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム洗浄器ルアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	[redacted]		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
409	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン洗浄器ルアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—	[redacted]		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
410	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム洗浄器ルアリフトポンプバッファチューブ	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
411	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン洗浄器ルアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—	[redacted]		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
412	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン洗浄塔	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
413	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン洗浄塔流量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
414	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン洗浄器ルアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—	[redacted]		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
415	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム洗浄器セル漏えい検知盆	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
416	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム溶液ＴＢＰ洗浄器	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
417	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム溶液ＴＢＰ洗浄器 サイホンポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
418	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム溶液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設1A	S，1.2Sa/Ⓓ，1.2Sa	主：分離設備 従：代替安全圧縮空気系 従：代替換気設備	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
419	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム溶液中間貯槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設1A	S，1.2Sa/Ⓓ，1.2Sa	主：分離設備 従：代替安全圧縮空気系 従：代替換気設備	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
420	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム溶液中間貯槽セル漏えい検知盆	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
421	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム分配溶ルアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—	[redacted]		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
422	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム溶液中間貯槽ポンプ ブレイクポット	容器	AB	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
423	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム洗浄器サイホンポット	容器	AB	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
424	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム洗浄器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S，1.2Sa/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
425	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン溶液ＴＢＰ洗浄器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
426	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン逆抽出器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
427	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第８一時貯留処理槽ブレイクポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
428	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	第８一時貯留処理槽シール槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分	設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
429	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
430	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
431	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶凝縮液受槽セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
432	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
433	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
434	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶供給槽セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
435	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮液受槽セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
436	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	分配設備アルファモニタ第２セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
437	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	分配設備アルファモニタ第３セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
438	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	分配設備アルファモニタ第１セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
439	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	分配設備クラン・プルトニウムモニタセル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
440	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム溶液中間貯槽セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	— [redacted]
441	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン洗浄塔流量計測ボット/クラン洗浄塔ユアリフトポンプバッファタンク	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sv/(S), 1.2Sv	主：分配設備 従：代替安全冷却水系	—
442	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム分配塔流量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sv/—	—	— [redacted]
443	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム分配塔流量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	— [redacted]
444	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム分配塔ユアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sv/—	—	— [redacted]
445	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿 スチームジェットポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
446	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム溶液中間貯槽ポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sv/—	—	—
447	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主要弁	主要弁	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
448	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
449	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
450	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AB,AS6,AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/— B/— S/— S, 1.2Sv/—	—	流体：プルトニウムを含む溶液等
451	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AB,AS6,AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：クランを含む溶液等
452	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：廃ガス
453	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（漏えい検知系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：廃液
454	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（漏えい検知系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：プルトニウムを含む溶液等
455	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：クランを含む溶液 流体２：洗浄廃液等
456	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（漏えい検知系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：プルトニウムを含む溶液等
457	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（水素掃気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：圧縮空気
458	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（水素掃気系、水然防止掃気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sv/(S), 1.2Sv	主：分配設備 従：代替安全圧縮空気系	流体：圧縮空気
459	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム分配塔バルセーダグローブボックス	—	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
460	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン洗浄塔バルセーダグローブボックス	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
461	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶凝縮液受槽	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
462	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	凝縮器	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
463	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	蒸気発生器	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
464	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第１一時貯留処理槽 エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
465	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽 エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sv/(S), 1.2Sv	主：分離施設一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—
466	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第１一時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sv/(S), 1.2Sv	主：分離施設一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—
467	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽 エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sv/(S), 1.2Sv	主：分離施設一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—
468	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	分離施設一時貯留処理槽第３セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
469	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽 スチームジェットポンプ漏えい液検知ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
470	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽 エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sv/—	—	—
471	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽 エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sv/—	—	—
472	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第８一時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sv/(S), 1.2Sv	主：分離施設一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—
473	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽 スチームジェットポンプ漏えい検知ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
474	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	分離施設一時貯留処理槽第１セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
475	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽 エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sv/(S), 1.2Sv	主：分離施設一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 従：代替換気設備	—
476	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽第１ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sv/—	—	—
477	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽第２ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sv/—	—	—
478	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽流量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sv/—	—	—
479	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽第２ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sv/—	—	—
480	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽第１ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sv/—	—	—
481	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽 スチームジェットポンプ漏えい検知ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
482	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sv/(S), 1.2Sv	主：分離施設一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 従：代替換気設備	—
483	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	分離施設一時貯留処理槽第２セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
484	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sv/(S), 1.2Sv	主：分離施設一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 従：代替換気設備	—
485	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽流量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
486	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽第１ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
487	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽第２ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	— [redacted]
488	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽第３ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	— [redacted]
489	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽 エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
490	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽第１ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
491	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽第２ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
492	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S, 1.2Sv/—	—	—
493	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sv/—	—	—
494	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第１０一時貯留処理槽 エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
495	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第１０一時貯留処理槽シール槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—

番号	第四条第一項	第四条第二項	第五条第一項	第五条第二項	第六条第一項	第六条第二項	第七条第一項	第七条第二項	第八条第一項	第八条第二項	第十条第一項	第十条第一項第一号	第十条第一項第二号	第十条第一項第三号	第十条第一項第四号	第十条第一項第五号	第十条第一項第六号	第十条第一項第七号	第十条第一項第八号	第十条第一項第九号	第十条第一項第十号	第十条第一項第十号イ	第十条第一項第十号ロ	第十条第一項第十号ハ	第十条第一項第十一号	第十条第一項第十二号	第十条第一項第十三号	第十条第一項第十四号	第十条第一項第十五号	第十条第一項第十六号	第十条第一項第十七号	第十条第一項第十八号	第十条第一項第十九号	第十条第一項第二十号	第十条第一項第二十一号	第十条第一項第二十二号	第十条第一項第二十三号	第十条第一項第二十四号	第十条第一項第二十五号	第十条第一項第二十六号	第十条第一項第二十七号	第十条第一項第二十八号	第十条第一項第二十九号	第十条第一項第三十号	第十条第一項第三十一号	第十条第一項第三十二号	第十条第一項第三十三号	第十条第一項第三十四号	第十条第一項第三十五号	第十条第一項第三十六号	第十条第二項第一号	第十条第二項第二号	第十条第二項第三号	第十条第二項第四号	第十条第二項第五号	第十条第二項第六号	第十条第二項第七号	第十条第二項第八号
429	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
430	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
431	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
432	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
433	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
434	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
435	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
436	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
437	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
438	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
439	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
440	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
441	△	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
442	△	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
443	△	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
444	△	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
445	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
446	△	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
447	△	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
448	△	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
449	△	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
450	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
451	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
452	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
453	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
454	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
455	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
456	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△
457	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
458	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
459	△	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
460	△	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
461	△	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
462	△	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
463	△	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
464	△	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
465	△	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	△	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
466	△	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	△	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
467	△	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
468	△	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
469	△	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
470	△	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
471	△	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
472	△	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
473	△	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
474	△	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
475	△	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
476	△	—	—	○	○	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	—	—	—	—	—	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
477	△	—	—	○	○	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分	設備区分				機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
429	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
430	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
431	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶凝縮液受槽セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
432	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
433	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
434	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶供給槽セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
435	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮液受槽セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
436	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	分配設備アルファモニタ第2セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
437	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	分配設備アルファモニタ第3セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
438	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	分配設備アルファモニタ第1セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
439	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	分配設備クラン・プルトニウムモニタセル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
440	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム溶液中間貯槽セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]
441	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン洗浄塔流量計測ポット/クラン洗浄塔ユアリフトポンプバッファチューブ	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sz/(D), 1.2Sz	主：分配設備 従：代替安全冷却水系	—	
442	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム分配溶液量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	[redacted]
443	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム分配溶液量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
444	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム分配溶液アリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	[redacted]
445	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿 スチームジェットポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
446	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム溶液中間貯槽ポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
447	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主要弁	主要弁	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
448	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
449	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
450	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AB,AS6A,AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/— B/— S/— S, 1.2Sz/—	—	—	流体：プルトニウムを含む溶液等
451	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AB,AS6A,AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：クランを含む溶液等
452	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
453	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（漏えい液回収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃液
454	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（漏えい液回収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：プルトニウムを含む溶液等
455	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：クランを含む溶液 流体2：洗浄廃液等
456	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（漏えい液回収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：プルトニウムを含む溶液等
457	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（水素検知系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
458	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（水素検知系、水然防止排気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sz/(D), 1.2Sz	主：分配設備 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気
459	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム分配溶バルセーフグローブボックス	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
460	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン洗浄塔バルセーフグローブボックス	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
461	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶凝縮液受槽	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
462	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	凝縮器	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
463	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	蒸気発生器	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
464	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第１一時貯留処理槽 エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
465	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽 エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sz/(D), 1.2Sz	主：分離施設一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—	
466	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第１一時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sz/(D), 1.2Sz	主：分離施設一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—	
467	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽 エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sz/(D), 1.2Sz	主：分離施設一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—	
468	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	分離施設一時貯留処理槽第2セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
469	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽 スチームジェットポンプ漏えい液検知ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
470	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽 エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
471	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽 エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
472	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第８一時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sz/(D), 1.2Sz	主：分離施設一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—	
473	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽 スチームジェットポンプ漏えい液検知ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
474	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	分離施設一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
475	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽 エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sz/(D), 1.2Sz	主：分離施設一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 従：代替換気設備	—	
476	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽第１ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
477	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽第２ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
478	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽液量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
479	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽第２ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
480	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽第１ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
481	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽 スチームジェットポンプ漏えい液検知ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
482	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sz/(D), 1.2Sz	主：分離施設一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 従：代替換気設備	—	
483	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	分離施設一時貯留処理槽第2セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
484	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sz/(D), 1.2Sz	主：分離施設一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 従：代替換気設備	—	
485	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽液量計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
486	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽第１ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
487	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽第２ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
488	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽予備第２ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
489	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽 エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
490	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽第１ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
491	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽第２ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
492	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
493	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
494	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第１０一時貯留処理槽 エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
495	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第１０一時貯留処理槽シール槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第六項 | 第二十七条第七項 | 第二十七条第八項 | 第二十七条第九項 | 第二十七条第十項 | 第二十七条第十一項 | 第二十七条第十二項 | 第二十八条第一項第一号 | 第二十八条第一項第二号 | 第二十八条第一項第三号 | 第二十八条第一項第四号 | 第二十八条第一項第五号 | 第二十八条第二項第一号 | 第二十八条第二項第二号 | 第二十八条第二項第三号 | 第二十八条第二項第四号 | 第二十八条第二項第五号 | 第二十八条第三項第一号 | 第二十八条第三項第二号 | 第二十八条第三項第三号 | 第二十八条第三項第四号 | 第二十八条第三項第五号 | 第二十八条第三項第六号 | 第二十八条第四項第一号 | 第二十八条第四項第二号 | 第二十八条第四項第三号 | 第二十八条第四項第四号 | 第二十八条第四項第五号 | 第二十八条第四項第六号 | 第二十八条第四項第七号 | 第二十八条第四項第八号 | 第二十八条第四項第九号 | 第二十八条第四項第十号 | 第二十八条第四項第十一号 | 第二十八条第四項第十二号 | 第二十八条第四項第十三号 | 第二十八条第四項第十四号 | 第二十八条第四項第十五号 | 第二十八条第四項第十六号 | 第二十八条第四項第十七号 | 第二十八条第四項第十八号 | 第二十八条第四項第十九号 | 第二十八条第四項第二十号 | 第二十八条第四項第二十一号 | 第二十八条第四項第二十二号 | 第二十八条第四項第二十三号 | 第二十八条第四項第二十四号 | 第二十八条第四項第二十五号 | 第二十八条第四項第二十六号 | 第二十八条第四項第二十七号 | 第二十八条第四項第二十八号 | 第二十八条第四項第二十九号 | 第二十八条第四項第三十号 | 第二十八条第四項第三十一号 | 第二十八条第四項第三十二号 | 第二十八条第四項第三十三号 | 第二十八条第四項第三十四号 | 第二十八条第四項第三十五号 | 第二十八条第四項第三十六号 | 第二十八条第四項第三十七号 | 第二十八条第四項第三十八号 | 第二十八条第四項第三十九号 | 第二十八条第四項第四十号 | 第二十八条第四項第四十一号 | 第二十八条第四項第四十二号 | 第二十八条第四項第四十三号 | 第二十八条第四項第四十四号 | 第二十八条第四項第四十五号 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項第一号 | 第四十条第四項第二号 | 第四十条第四項第三号 | 第四十条第四項第四号 | 第四十条第四項第五号 | 第四十条第四項第六号 | 第四十条第四項第七号 | 第四十条第四項第八号 | 第四十条第四項第九号 | 第四十条第四項第十号 | 第四十条第四項第十一号 | 第四十条第四項第十二号 | 第四十条第四項第十三号 | 第四十条第四項第十四号 | 第四十条第四項第十五号 | 第四十条第四項第十六号 | 第四十条第四項第十七号 | 第四十条第四項第十八号 | 第四十条第四項第十九号 | 第四十条第四項第二十号 | 第四十条第四項第二十一号 | 第四十条第四項第二十二号 | 第四十条第四項第二十三号 | 第四十条第四項第二十四号 | 第四十条第四項第二十五号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十二条第二項	第五十一条第一項
429	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶供給槽	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
430	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮液受槽	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
431	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶凝縮液受槽セル漏えい液受盆	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
432	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
433	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶セル漏えい液受盆	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
434	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶供給槽セル漏えい液受盆	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
435	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮液受槽セル漏えい液受盆	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
436	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	分配設備プルトニウムセル漏えい液受盆	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
437	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	分配設備プルトニウムセル漏えい液受盆	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
438	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	分配設備プルトニウムセル漏えい液受盆	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
439	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	分配設備クラン・プルトニウムセルセル漏えい液受盆	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
440	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム溶液中間貯槽セル漏えい液受盆	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
441	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン洗浄塔流量計測ポット/クラン洗浄塔ユプリフトポンプバッファタンク	容器	A8	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sa/(D), 1.2Sa	主：分配設備 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
442	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム分配溶液量計測ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
443	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム分配溶液量計測ポット	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
444	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム分配溶ユアリフトポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
445	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム洗浄器セル漏えい液受盆 スチームジェットポンプ	ポンプ	A8	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
446	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム溶液中間貯槽ポンプ	ポンプ	A8	2	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
447	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主要弁	主要弁	A8	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
448	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
449	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
450	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	A8, A5S6, A7	一式	②-2	既設	安重	—	S/— B/— S/— S, 1.2Sa/—	—	—	流体：プルトニウムを含む溶液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
451	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	A8, A5S6, A7	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：クランを含む溶液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
452	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
453	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（漏えい検知系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
454	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（漏えい検知系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：プルトニウムを含む溶液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
455	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：クランを含む溶液 流体２：洗浄廃液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
456	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（漏えい検知系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：プルトニウムを含む溶液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
457	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（水素検知系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
458	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	主配管（水素検知系、水然防止排気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sa/(D), 1.2Sa	主：分配設備 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
459	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	プルトニウム分配溶バルセーフグローブボックス	—	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
460	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン洗浄塔バルセーフグローブボックス	—	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
461	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	クラン濃縮缶凝縮液受槽	—	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
462	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	凝縮器	—	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
463	再処理設備本体	分離施設	分配設備	—	—	蒸気発生器	—	A8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
464	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第１一時貯留処理槽 ユアリフトポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
465	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽 ユアリフトポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sa/(D), 1.2Sa	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
466	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第１一時貯留処理槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sa/(D), 1.2Sa	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
467	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sa/(D), 1.2Sa	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
468	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	分離建屋一時貯留処理槽第１セル漏えい検知盆	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
469	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽 スチームジェットポンプ漏えい検知ポット	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
470	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽 ユアリフトポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
471	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽 ユアリフトポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
472	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第８一時貯留処理槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sa/(D), 1.2Sa	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
473	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽 スチームジェットポンプ漏えい検知ポット	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
474	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	分離建屋一時貯留処理槽第１セル漏えい液受盆	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
475	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sa/(D), 1.2Sa	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
476	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽第１ ユアリフトポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
477	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽第２ ユアリフトポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
478	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽液量計測ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
479	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽第２ ユアリフトポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
480	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽第１ ユアリフトポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
481	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽 スチームジェットポンプ漏えい検知ポット	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
482	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sa/(D), 1.2Sa	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
483	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	分離建屋一時貯留処理槽第１セル漏えい液受盆	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
484	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sa/(D), 1.2Sa	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
485	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽液量計測ポット	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
486	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽第１ ユアリフトポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
487	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽第２ ユアリフトポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
488	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第６一時貯留処理槽第２液量計 ユアリフトポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
489	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽 ユアリフトポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
490	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽第２ ユアリフトポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
491	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽第２ ユアリフトポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
492	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
493	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
494	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第１０一時貯留処理槽 ユアリフトポンプ分離ポット	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
495	再処理設備本体	分離施設	分離施設一時貯留処理設備	—	—	第１０一時貯留処理槽シール槽	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分	設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
496	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第１０一時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S，1.25s/○/—	—	—
497	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第６一時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—
498	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	分離建屋一時貯留処理槽第４セル漏えい検知槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
499	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽ウ漏洩試験ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—
500	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽ウアクリトボンブ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—
501	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽ウ漏洩試験ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—
502	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽ウアクリトボンブ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
503	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽第２セルアクリトボンブ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	[redacted]
504	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽第３セルアクリトボンブ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	[redacted]
505	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽ウ漏洩試験ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	[redacted]
506	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	分離建屋一時貯留処理槽第２セル漏えい検知槽スチームジェットポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
507	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	分離建屋一時貯留処理槽第１セル漏えい検知槽スチームジェットポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
508	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/— S/— S/— S，1.25s/—	—	—	流体：プルトニウムを含む溶液等
509	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：クラッドを含む溶液等
510	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（漏えい検知区点）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：プルトニウムを含む溶液等
511	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（漏えい検知区点）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：プルトニウムを含む溶液等
512	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（廃棄物処理系，再処理施設本体用，内部ループ過冬系，冷却コイル等過冬系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	—	流体：冷却水 流体２：汽水
513	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系，貯槽等注水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	B/(S)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	—	流体１：ウランを含む溶液等 流体２：冷却水 流体３：汽水
514	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶液保持系，漏えい拡大防止系，貯槽等注水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	—	流体１：ウランを含む溶液等 流体２：冷却水 流体３：汽水
515	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素掃気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
516	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素掃気系，未然防止掃気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気
517	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素掃気系，貯槽等注水系，未然防止掃気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体１：圧縮空気 流体２：冷却水 流体３：汽水
518	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（廃棄物処理系，再処理施設本体用，内部ループ過冬系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	—	流体１：冷却水 流体２：汽水
519	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：プルトニウムを含む溶液等
520	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶液保持系，貯槽等注水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	—	流体１：ウランを含む溶液等 流体２：冷却水 流体３：汽水
521	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	アクティブ試薬設備第１室漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
522	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	アクティブ試薬設備第５室漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
523	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	アクティブ試薬設備第２室漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
524	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	アクティブ試薬設備第４室漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
525	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン溶液供給槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
526	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮缶供給槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
527	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第１受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
528	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第１中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
529	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第２受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
530	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第２中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
531	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第３中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
532	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮缶	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
533	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	抽出器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
534	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	硝分裂生成物洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
535	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	逆抽出器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
536	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン溶液ＴＢＰ洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
537	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	抽射性配管分岐第１セル漏えい検受盆１	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
538	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	抽射性配管分岐第１セル漏えい検受盆２	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
539	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	抽射性配管分岐第１セル漏えい検受盆３	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
540	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	抽射性配管分岐第１セル漏えい検受盆４	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
541	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	抽射性配管分岐第１セル漏えい検受盆５	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
542	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	抽射性配管分岐第１セル漏えい検受盆６	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
543	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン溶液供給槽セル漏えい検受盆１	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
544	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン精製缶セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
545	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン溶液供給槽セル漏えい検受盆２	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
546	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮缶供給槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
547	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第１中間貯槽室漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
548	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮缶ケーブル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
549	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	ライナクス槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
550	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第２中間貯槽室漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
551	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン系統低レベル無塩廃液受槽室漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
552	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	溶媒洗浄器第３セル漏えい検受盆２	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
553	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン[redacted]漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
554	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	主配管[redacted]	主配管	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
555	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	BA，CA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウムを含む溶液
556	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AC，ASS，ATS4	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：硝酸クラニル溶液
557	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：硝酸クラニル溶液
558	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
559	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮缶凝縮受槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
560	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	ミクスタンク槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
561	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラナフ製造器	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
562	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	第１気液分離槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
563	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	第２気液分離槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
564	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	第３気液分離槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
565	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラナフ溶液受槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
566	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラナフ溶液中間貯槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
567	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	抽出廃液ＴＢＰ洗浄器	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
568	再処理設備本体	特製設備	プルトニウム特製設備	—	—	ATS4配管収納容器	容器	ATS4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
569	再処理設備本体	特製設備	プルトニウム特製設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：プルトニウム特製設備 従：代替安全圧縮空気系 代替換気設備	—
570	再処理設備本体	特製設備	プルトニウム特製設備	—	—	低濃度プルトニウム溶液受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
571	再処理設備本体	特製設備	プルトニウム特製設備	—	—	抽出廃液受槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
572	再処理設備本体	特製設備	プルトニウム特製設備	—	—	抽出廃液中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
573	再処理設備本体	特製設備	プルトニウム特製設備	—	—	補助油水分離槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
574	再処理設備本体	特製設備	プルトニウム特製設備	—	—	プルトニウム溶液受槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：プルトニウム特製設備 従：代替換気設備 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—

| 番号 | 第四条第１項 | 第四条第２項 | 第五条第１項 | 第五条第２項 | 第六条第１項 | 第六条第２項 | 第七条第１項 | 第七条第２項 | 第八条第１項第一号 | 第八条第１項第二号 | 第九条第１項第一号 | 第九条第１項第二号 | 第十条第１項 | 第十条第１項第一号 | 第十条第１項第二号 | 第十条第１項第三号 | 第十条第１項第四号 | 第十条第１項第五号 | 第十条第１項第六号 | 第十条第１項第七号 | 第十条第１項第八号 | 第十条第１項第九号 | 第十条第１項第十号 | 第十条第１項第十一号 | 第十条第１項第十二号 | 第十条第１項第十三号イ | 第十条第１項第十三号ロ | 第十条第１項第十三号ハ | 第十条第１項第十三号ニ | 第十条第１項第十三号ホ | 第十条第１項第十三号ヘ | 第十条第１項第十三号ト | 第十条第１項第十三号チ | 第十条第１項第十三号リ | 第十条第１項第十三号ヌ | 第十条第１項第十三号ル | 第十条第１項第十三号ヲ | 第十条第１項第十三号ワ | 第十条第１項第十三号カ | 第十条第１項第十三号ヨ | 第十条第１項第十三号タ | 第十条第１項第十三号レ | 第十条第１項第十三号ソ | 第十条第１項第十三号ツ | 第十条第１項第十三号ネ | 第十条第１項第十三号ナ | 第十条第１項第十三号ラ | 第十条第１項第十三号ム | 第十条第１項第十三号ウ | 第十条第１項第十三号ヰ | 第十条第１項第十三号ノ | 第十条第１項第十三号オ | 第十条第１項第十三号ク | 第十条第１項第十三号ヤ | 第十条第１項第十三号マ | 第十条第１項第十三号ケ | 第十条第１項第十三号フ | 第十条第１項第十三号コ | 第十条第１項第十三号エ | 第十条第１項第十三号テ | 第十条第１項第十三号ア | 第十条第１項第十三号サ | 第十条第１項第十三号キ | 第十条第１項第十三号ユ | 第十条第１項第十三号メ | 第十条第１項第十三号ミ | 第十条第１項第十三号シ | 第十条第１項第十三号ヱ | 第十条第１項第十三号ヒ | 第十条第１項第十三号モ | 第十条第１項第十三号セ | 第十条第１項第十三号ス | 第十条第１項第十三号ン | 第十条第１項第十三号ゐ | 第十条第１項第十三号の | 第十条第１項第十三号く | 第十条第１項第十三号や | 第十条第１項第十三号ま | 第十条第１項第十三号け | 第十条第１項第十三号ふ | 第十条第１項第十三号こ | 第十条第１項第十三号え | 第十条第１項第十三号て | 第十条第１項第十三号あ | 第十条第１項第十三号さ | 第十条第１項第十三号き | 第十条第１項第十三号ゆ | 第十条第１項第十三号め | 第十条第１項第十三号み | 第十条第１項第十三号し | 第十条第１項第十三号ゑ | 第十条第１項第十三号ひ | 第十条第１項第十三号も | 第十条第１項第十三号せ | 第十条第１項第十三号す | 第十条第１項第十三号ん

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分	設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
496	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第１０一時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S，1.25s/—	—	—
497	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第６一時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(G)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—
498	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	分離建屋一時貯留処理槽第４セル漏えい検知器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
499	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽ナ漏洩監視ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—
500	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽ナ漏洩２エアリフトポンプ冷機ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—
501	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽ナ漏洩２エアリフトポンプ冷機ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—
502	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽ナ漏洩２エアリフトポンプ冷機ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
503	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽第２エアリフトポンプ冷機ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
504	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽第３エアリフトポンプ冷機ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
505	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽ナ漏洩２エアリフトポンプ冷機ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
506	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	分離建屋一時貯留処理槽第２セル漏えい検知蒸気スチームジェットポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
507	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	分離建屋一時貯留処理槽第１セル漏えい検知蒸気スチームジェットポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
508	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	C/— S/— S/— S，1.25s/—	—	流体：プルトニウムを含む溶液等
509	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	流体：クラッドを含む溶液等
510	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（漏えい液回収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：蒸気
511	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（漏えい液回収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：クラッドコロイドを含む溶液等
512	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（廃棄物処理系：再処理施設本体用，内部ルート過冬系，冷却コイル等過冬系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(G)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	流体：冷却水 流体２：汽水
513	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系，貯槽等注水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	B/(G)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	流体１：ウランを含む溶液等 流体２：冷却水 流体３：汽水
514	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶液保持系，漏えい拡大防止系，貯槽等注水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(G)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	流体１：ウランを含む溶液等 流体２：冷却水 流体３：汽水
515	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素排気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：圧縮空気
516	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素排気系，未然防止排気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(G)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系	流体：圧縮空気
517	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素排気系，貯槽等注水系，未然防止排気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(G)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	流体１：圧縮空気 流体２：冷却水 流体３：汽水
518	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（廃棄物処理系：再処理施設本体用，内部ルート過冬系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(G)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	流体１：冷却水 流体２：汽水
519	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：プルトニウムを含む溶液等
520	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶液保持系，貯槽等注水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(G)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	流体１：ウランを含む溶液等 流体２：冷却水 流体３：汽水
521	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	アクティブ試薬設備第１室漏えい検知器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
522	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	アクティブ試薬設備第５室漏えい検知器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
523	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	アクティブ試薬設備第６室漏えい検知器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
524	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	アクティブ試薬設備第４室漏えい検知器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
525	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン溶液供給槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
526	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮缶供給槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
527	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第１受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
528	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第１中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
529	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第２受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
530	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第２中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
531	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第３中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
532	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮缶	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
533	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	抽出器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
534	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	核分裂生成物洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
535	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	逆抽出器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
536	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン溶液ＴＢＰ洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
537	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	放射性配管分岐第１セル漏えい検知器１	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
538	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	放射性配管分岐第１セル漏えい検知器２	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
539	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	放射性配管分岐第１セル漏えい検知器３	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
540	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	放射性配管分岐第１セル漏えい検知器４	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
541	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	放射性配管分岐第１セル漏えい検知器５	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
542	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	放射性配管分岐第１セル漏えい検知器６	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
543	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン溶液供給槽セル漏えい検知器１	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
544	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン精製缶セル漏えい検知器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
545	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン溶液供給槽セル漏えい検知器２	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
546	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮缶供給槽セル漏えい検知器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
547	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第１中間貯槽室漏えい検知器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
548	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮缶ケーム漏えい検知器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
549	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	ミキシクル槽セル漏えい検知器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
550	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第２中間貯槽室漏えい検知器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
551	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン系統低レベル無塩廃液受槽室漏えい検知器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
552	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	溶媒洗浄器第３セル漏えい検知器２	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
553	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン[redacted]ケエ漏えい検知器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
554	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	主要[redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
555	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	BA，CA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：クラン及びプルトニウムを含む溶液
556	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AC，AS0，AT04	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：硝酸クラニル溶液
557	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：硝酸クラニル溶液
558	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
559	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮缶凝縮液受槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
560	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	ミキシクル槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
561	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラナフ製造器	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
562	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	第１気液分離槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
563	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	第２気液分離槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
564	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	第３気液分離槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
565	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラナフ溶液受槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
566	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	クラナフ溶液中間貯槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
567	再処理設備本体	特製設備	クラン特製設備	—	—	抽出廃液ＴＢＰ洗浄器	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
568	再処理設備本体	特製設備	プルトニウム特製設備	—	—	AT04配管収納容器	容器	AT04	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
569	再処理設備本体	特製設備	プルトニウム特製設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(G)，1.25s	主：プルトニウム特製設備 従：代替安全圧縮空気系 代替換気設備	—
570	再処理設備本体	特製設備	プルトニウム特製設備	—	—	低濃度プルトニウム溶液受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
571	再処理設備本体	特製設備	プルトニウム特製設備	—	—	抽出廃液受槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
572	再処理設備本体	特製設備	プルトニウム特製設備	—	—	抽出廃液中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
573	再処理設備本体	特製設備	プルトニウム特製設備	—	—	補助油水分離槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—
574	再処理設備本体	特製設備	プルトニウム特製設備	—	—	プルトニウム溶液受槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(G)，1.25s	主：プルトニウム特製設備 従：代替換気設備 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—

| 番号 | 第十条第一項 | 第十条第二項 | 第十条第三項 | 第十条第四項 | 第十条第五項第一号 | 第十条第五項第二号 | 第十条第五項第三号 | 第十条第五項第四号 | 第十条第五項第五号 | 第十条第六項第一項 | 第十条第六項第二項 | 第十条第七項第一項 | 第十条第七項第二項 | 第十条第八条第一項第一号 | 第十条第八条第一項第二号 | 第十条第八条第一項第三号 | 第十条第八条第一項第四号 | 第十条第九条第一項 | 第十条第九条第二項第一号 | 第十条第九条第二項第二号 | 第十条第九条第二項第三号 | 第十条第九条第二項第四号 | 第十条第九条第二項第五号 | 第十条第九条第二項第六号 | 第十条第九条第二項第七号 | 第十条第九条第二項第八号 | 第十条第九条第二項第九号 | 第十条第九条第二項第十号 | 第十条第九条第二項第十一号 | 第十条第九条第二項第十二号 | 第十条第九条第二項第十三号 | 第十条第九条第二項第十四号 | 第十条第十条第一項 | 第十条第十条第二項 | 第十条第十条第三項 | 第十条第十条第四項 | 第十条第十条第五項 | 第十条第十条第六項 | 第十条第十条第七項 | 第十条第十条第八項 | 第十条第十条第九項 | 第十条第十条第十項 | 第十条第十条第十一項 | 第十条第十条第十二項 | 第十条第十条第十三項 | 第十条第十条第十四項 | 第十条第十条第十五項 | 第十条第十条第十六項 | 第十条第十条第十七項 | 第十条第十条第十八項 | 第十条第十条第十九項 | 第十条第十条第二十項 | 第十条第十条第二十一項 | 第十条第十条第二十二項 | 第十条第十条第二十三項 | 第十条第十条第二十四項 | 第十条第十条第二十五項 | 第十条第十条第二十六項 | 第十条第十条第二十七項 | 第十条第十条第二十八項 | 第十条第十条第二十九項 | 第十条第十条第三十項 | 第十条第十条第三十一項 | 第十条第十条第三十二項 | 第十条第十条第三十三項 | 第十条第十条第三十四項 | 第十条第十条第三十五項 | 第十条第十条第三十六項 | 第十条第十条第三十七項 | 第十条第十条第三十八項 | 第十条第十条第三十九項 | 第十条第十条第四十項 | 第十条第十条第四十一項 | 第十条第十条第四十二項 | 第十条第十条第四十三項 | 第十条第十条第四十四項 | 第十条第十条第四十五項 | 第十条第十条第四十六項 | 第十条第十条第四十七項 | 第十条第十条第四十八項 | 第十条第十条第四十九項 | 第十条第十条第五十項 | 第十条第十条第五十一項 | 第十条第十条第五十二項 | 第十条第十条第五十三項 | 第十条第十条第五十四項 | 第十条第十条第五十五項 | 第十条第十条第五十六項 | 第十条第十条第五十七項 | 第十条第十条第五十八項 | 第十条第十条第五十九項 | 第十条第十条第六十項 | 第十条第十条第六十一項 | 第十条第十条第六十二項 | 第十条第十条第六十三項 | 第十条第十条第六十四項 | 第十条第十条第六十五項 | 第十条第十条第六十六項 | 第十条第十条第六十七項 | 第十条第十条第六十八項 | 第十条第十条第六十九項 | 第十条第十条第七十項 | 第十条第十条第七十一項 | 第十条第十条第七十二項 | 第十条第十条第七十三項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項
496	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第１０－時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
497	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第６－時貯留処理槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
498	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	分離建屋一時貯留処理槽第４セル溶ふい状受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
499	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第３－時貯留処理槽 予備試験計測ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
500	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第３－時貯留処理槽 予備第２エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
501	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第４－時貯留処理槽 予備第２エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
502	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第９－時貯留処理槽 エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
503	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第９－時貯留処理槽第２ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
504	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第９－時貯留処理槽第３ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
505	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	第９－時貯留処理槽第４ エアリフトポンプ分離ポット	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
506	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	分離建屋一時貯留処理槽第２セル溶ふい状受蒸スチームジェットポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
507	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	分離建屋一時貯留処理槽第１セル溶ふい状受蒸スチームジェットポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/— B/— S/— S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
508	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	B/—	—	—	或体：プルトニウムを含む溶液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
509	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	或体：クランを含む溶液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
510	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶ふい状回収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	或体：蒸気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
511	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶ふい状回収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	或体：グルコニウムを含む溶液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
512	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（抽出廃液洗浄系：再処理施設本体用、内部ループ過水系、冷却コイル等過水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	—	或体：冷却水 或体２：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
513	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶ふい状大切止系，貯槽等注水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	B/(S)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	—	或体１：クランを含む溶液等 或体２：冷却水 或体３：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
514	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶液保持系，溶ふい状大切止系，貯槽等注水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	—	或体１：クランを含む溶液等 或体２：冷却水 或体３：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
515	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素排気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	或体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
516	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素排気系，水然防止排気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系	—	或体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
517	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素排気系，貯槽等注水系，水然防止排気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	或体１：圧縮空気 或体２：冷却水 或体３：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
518	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（抽出廃液洗浄系：再処理施設本体用、内部ループ過水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	—	或体１：冷却水 或体２：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
519	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶ふい状大切止系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	或体：プルトニウムを含む溶液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
520	再処理設備本体	分離施設	分離建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶液保持系，貯槽等注水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：分離建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	—	或体１：クランを含む溶液等 或体２：冷却水 或体３：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
521	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	アクティブ試薬設備第１溶溶ふい状受蒸	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
522	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	アクティブ試薬設備第３溶溶ふい状受蒸	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
523	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	アクティブ試薬設備第２溶溶ふい状受蒸	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
524	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	アクティブ試薬設備第４溶溶ふい状受蒸	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
525	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン溶液供給槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
526	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液供給槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
527	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第１受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
528	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第１中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
529	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第２受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
530	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第２中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
531	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第３中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
532	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮缶	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
533	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	抽出器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
534	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	核分裂生成物洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
535	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	逆抽出器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
536	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン溶液ＴＢＰ洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
537	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	放射性配管分岐第１セル溶ふい状受蒸1	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
538	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	放射性配管分岐第１セル溶ふい状受蒸2	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
539	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	放射性配管分岐第１セル溶ふい状受蒸3	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
540	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	放射性配管分岐第１セル溶ふい状受蒸4	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
541	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	放射性配管分岐第１セル溶ふい状受蒸5	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
542	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	放射性配管分岐第１セル溶ふい状受蒸6	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
543	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン溶液供給槽セル溶ふい状受蒸１	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
544	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン特製槽セル溶ふい状受蒸２	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
545	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン溶液供給槽セル溶ふい状受蒸２	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
546	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液供給槽セル溶ふい状受蒸	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
547	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第１中間貯槽溶溶ふい状受蒸	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
548	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液ビーカ溶ふい状受蒸	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
549	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	ミキサ２ス槽ビカ溶ふい状受蒸	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
550	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮液第２中間貯槽溶溶ふい状受蒸	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
551	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン正味酸ビーカ無塩溶液受槽溶ふい状受蒸	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
552	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	溶媒洗浄器第３セル溶ふい状受蒸2	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
553	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クランエンタクセ溶ふい状受蒸	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
554	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	主配[redacted]	主配管	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
555	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	主配[redacted]	主配管	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
556	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	BA,CA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	或体：クラン及びプルトニウムを含む溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
557	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AC,ESO,ATS4	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	或体：硝酸ウラニル溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
558	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	主配管（溶ふい状大切止系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	或体：硝酸ウラニル溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
559	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラン濃縮缶凝縮液受槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
560	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クランドレン	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
561	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	ウラナス製造器	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
562	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	第１写直分離槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
563	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	写真写直分離槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
564	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラナス溶液受槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
565	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	クラナス溶液中間貯槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
566	再処理設備本体	特製施設	クラン特製設備	—	—	抽出廃液ＴＢＰ洗浄器	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
567	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム特製設備	—	—	ATS4配管収納容器	容器	ATS4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
568	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム特製設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：プルトニウム特製設備 従：代替安全圧縮空気系 代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
569	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム特製設備	—	—	低濃度プルトニウム溶液受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
570	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム特製設備	—	—	抽出廃液受槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
571	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム特製設備	—	—	抽出廃液中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
572	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム特製設備	—	—	補助油水分離槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
573	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム特製設備	—	—	プルトニウム溶液受槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：プルトニウム特製設備 従：代替換気設備 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第八条第四項 | 第九条第一項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号イ | 第十条第一項第十号ロ | 第十条第一項第十号ハ | 第十条第一項第十号ニ | 第十条第一項第十号ホ | 第十条第一項第十号ヘ | 第十条第一項第十号ト | 第十条第一項第十号チ | 第十条第一項第十号リ | 第十条第一項第十号ヌ | 第十条第一項第十号ル | 第十条第一項第十号ヲ | 第十条第一項第十号ワ | 第十条第一項第十号カ | 第十条第一項第十号ヨ | 第十条第一項第十号タ | 第十条第一項第十号レ | 第十条第一項第十号ソ | 第十条第一項第十号ツ | 第十条第一項第十号ネ | 第十条第一項第十号ナ | 第十条第一項第十号ラ | 第十条第一項第十号ム | 第十条第一項第十号ウ | 第十条第一項第十号ヰ | 第十条第一項第十号ノ | 第十条第一項第十号オ | 第十条第一項第十号ク | 第十条第一項第十号ヤ | 第十条第一項第十号マ | 第十条第一項第十号ケ | 第十条第一項第十号フ | 第十条第一項第十号コ | 第十条第一項第十号エ | 第十条第一項第十号テ | 第十条第一項第十号ア | 第十条第一項第十号サ | 第十条第一項第十号キ | 第十条第一項第十号ユ | 第十条第一項第十号メ | 第十条第一項第十号ミ | 第十条第一項第十号シ | 第十条第一項第十号ヱ | 第十条第一項第十号ヒ | 第十条第一項第十号モ | 第十条第一項第十号セ | 第十条第一項第十号ス | 第十条第一項第十号ン | 第十条第一項第十号ゐ | 第十条第一項第十号の | 第十条第一項第十号お | 第十条第一項第十号く | 第十条第一項第十号や | 第十条第一項第十号ま | 第十条第一項第十号け | 第十条第一項第十号ふ | 第十条第一項第十号こ | 第十条第一項第十号え | 第十条第一項第十号て | 第十条第一項第十号あ | 第十条第一項第十号さ | 第十条第一項第十号き | 第十条第一項第十号ゆ | 第十条第一項第十号め | 第十条第一項第十号み | 第十条第一項第十号し | 第十条第一項第十号ゑ | 第十条第一項第十号ひ | 第十条第一項第十号も | 第十条第一項第十号せ | 第十条第一項第十号す | 第十条第一項第十号ん

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十二条第一項 | 第二十三条第一項 | 第二十三条第二項 | 第二十三条第三項第一号 | 第二十三条第三項第二号 | 第二十三条第三項第三号 | 第二十三条第三項第四号 | 第二十三条第三項第五号 | 第二十三条第三項第六号 | 第二十四条第一項 | 第二十四条第二項 | 第二十五条第一項 | 第二十五条第二項 | 第二十六条第一項 | 第二十六条第二項 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十八条第一項第一号 | 第二十八条第一項第二号 | 第二十八条第一項第三号 | 第二十八条第一項第四号 | 第二十九条第一項 | 第二十九条第二項 | 第二十九条第三項第一号 | 第二十九条第三項第二号 | 第二十九条第三項第三号 | 第二十九条第三項第四号 | 第二十九条第三項第五号 | 第二十九条第三項第六号 | 第二十九条第三項第七号 | 第二十九条第三項第八号 | 第二十九条第三項第九号 | 第二十九条第三項第十号 | 第二十九条第三項第十一号 | 第二十九条第三項第十二号 | 第二十九条第三項第十三号 | 第二十九条第三項第十四号 | 第二十九条第三項第十五号 | 第二十九条第三項第十六号 | 第二十九条第三項第十七号 | 第二十九条第三項第十八号 | 第二十九条第三項第十九号 | 第二十九条第三項第二十号 | 第二十九条第三項第二十一号 | 第二十九条第三項第二十二号 | 第二十九条第三項第二十三号 | 第二十九条第三項第二十四号 | 第二十九条第三項第二十五号 | 第二十九条第三項第二十六号 | 第二十七条第一項第一号イ | 第二十七条第一項第一号ロ | 第二十七条第一項第一号ハ | 第二十七条第一項第一号ニ | 第二十七条第一項第二号 | 第二十八条第一項第一号 | 第二十八条第一項第二号 | 第二十八条第一項第三号 | 第二十八条第一項第四号 | 第二十八条第一項第五号 | 第二十八条第一項第六号 | 第二十八条第一項第七号 | 第二十八条第一項第八号 | 第二十八条第一項第九号 | 第二十八条第一項第十号 | 第二十八条第一項第十一号 | 第二十八条第一項第十二号 | 第二十八条第一項第十三号 | 第二十八条第一項第十四号 | 第二十八条第一項第十五号 | 第二十八条第一項第十六号 | 第二十八条第一項第十七号 | 第二十八条第一項第十八号 | 第二十八条第一項第十九号 | 第二十八条第一項第二十号 | 第二十八条第一項第二十一号 | 第二十八条第一項第二十二号 | 第二十八条第一項第二十三号 | 第二十八条第一項第二十四号 | 第二十八条第一項第二十五号 | 第二十八条第一項第二十六号 | 第二十八条第一項第二十七号 | 第二十八条第一項第二十八号 | 第二十八条第一項第二十九号 | 第二十八条第一項第三十号 | 第二十八条第一項第三十一号 | 第二十八条第一項第三十二号 | 第二十八条第一項第三十三号 | 第二十八条第一項第三十四号 | 第二十八条第一項第三十五号 | 第二十八条第一項第三十六号 | 第二十八条第一項第三十七号 | 第二十八条第一項第三十八号 | 第二十八条第一項第三十九号 | 第二十八条第一項第四十号 | 第二十八条第一項第四十一号 | 第二十八条第一項第四十二号 | 第二十八条第一項第四十三号 | 第二十八条第一項第四十四号 | 第二十八条第一項第四十五号 | 第二十八条第一項第四十六号 | 第二十八条第一項第四十七号 | 第二十八条第一項第四十八号 | 第二十八条第一項第四十九号 | 第二十八条第一項第五十号 | 第二十八条第一項第五十一号 | 第二十八条第一項第五十二号 | 第二十八条第一項第五十三号 | 第二十八条第一項第五十四号 | 第二十八条第一項第五十五号 | 第二十八条第一項第五十六号 | 第二十八条第一項第五十七号 | 第二十八条第一項第五十八号 | 第二十八条第一項第五十九号 | 第二十八条第一項第六十号 | 第二十八条第一項第六十一号 | 第二十八条第一項第六十二号 | 第二十八条第一項第六十三号 | 第二十八条第一項第六十四号 | 第二十八条第一項第六十五号 | 第二十八条第一項第六十六号 | 第二十八条第一項第六十七号 | 第二十八条第一項第六十八号 | 第二十八条第一項第六十九号 | 第二十八条第一項第七十号 | 第二十八条第一項第七十一号 | 第二十八条第一項第七十二号 | 第二十八条第一項第七十三号 | 第二十八条第一項第七十四号 | 第二十八条第一項第七十五号 | 第二十八条第一項第七十六号 | 第二十八条第一項第七十七号 | 第二十八条第一項第七十八号 | 第二十八条第一項第七十九号 | 第二十八条第一項第八十号 | 第二十八条第一項第八十一号 | 第二十八条第一項第八十二号 | 第二十八条第一項第八十三号 | 第二十八条第一項第八十四号 | 第二十八条第一項第八十五号 | 第二十八条第一項第八十六号 | 第二十八条第一項第八十七号 | 第二十八条第一項第八十八号 | 第二十八条第一項第八十九号 | 第二十八条第一項第九十号 | 第二十八条第一項第九十一号 | 第二十八条第一項第九十二号 | 第二十八条第一項第九十三号 | 第二十八条第一項第九十四号 | 第二十八条第一項第九十五号 | 第二十八条第一項第九十六号 | 第二十八条第一項第九十七号 | 第二十八条第一項第九十八号 | 第二十八条第一項第九十九号 | 第二十八条第一項第百号 | 第二十八条第一項第百一号 | 第二十八条第一項第百二号 | 第二十八条第一項第百三号 | 第二十八条第一項第百四号 | 第二十八条第一項第百五号 | 第二十八条第一項第百六号 | 第二十八条第一項第百七号 | 第二十八条第一項第百八号 | 第二十八条第一項第百九号 | 第二十八条第一項第百十号 | 第二十八条第一項第百十一号 | 第二十八条第一項第百十二号 | 第二十八条第一項第百十三号 | 第二十八条第一項第百十四号 | 第二十八条第一項第百十五号 | 第二十八条第一項第百十六号 | 第二十八条第一項第百十七号 | 第二十八条第一項第百十八号 | 第二十八条第一項第百十九号 | 第二十八条第一項第百二十号 | 第二十八条第一項第百二十一号 | 第二十八条第一項第百二十二号 | 第二十八条第一項第百二十三号 | 第二十八条第一項第百二十四号 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十条第二項	第五十一条第一項
523	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S. 1.25s/(S). 1.25s	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
524	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶供給槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S. 1.25s/(S). 1.25s	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
527	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液一時貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/S. 1.25s	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
528	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	凝縮液受槽	容器	AC	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
529	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液受槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S. 1.25s/(S). 1.25s	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
580	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	リサイクル槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S. 1.25s/(S). 1.25s	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
581	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	希釈槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S. 1.25s/(S). 1.25s	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
582	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液一時貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S. 1.25s/(S). 1.25s	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
583	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液計量槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S. 1.25s/(S). 1.25s	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
584	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S. 1.25s/(S). 1.25s	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
585	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ2計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
586	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ2計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
587	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ2第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
588	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ2第2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
589	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ2試量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
590	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ2試量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
591	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ2試量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
592	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ3サイホン分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
593	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ3ドロイ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
594	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ3サイホンプライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
595	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ4サイホンプライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
596	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ5第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
597	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ5第2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
598	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ6計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
599	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ7計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
600	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ8計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
601	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ9第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
602	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ9第2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
603	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ9試量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
604	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ9計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
605	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ9計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
606	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ9サイホン分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
607	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ9ドイホン分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
608	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ9サイホン分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
609	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ9サイホンプライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
610	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ9サイホンプライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
611	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ9第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
612	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセミ9第2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
613	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽サンプリングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
614	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽サンプリングポットエアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
615	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液受槽サンプリングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
616	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液受槽サンプリングポットエアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
617	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット3	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
618	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい液サンプリングポット3	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
619	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	漏えい液移送シールポット1	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
620	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	漏えい液移送シールポット2	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
621	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽ホプラットポンプ分離	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
622	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
623	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽第2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
624	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液調整	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
625	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	低酸度プルトニウム溶液受槽第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
626	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸化槽第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
627	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸化槽第2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
628	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸化槽第3エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
629	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
630	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔第2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
631	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔第1プライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
632	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔第1プライミングポット分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
633	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔第2プライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
634	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔供給元電量計用ポット1	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
635	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔ジャケット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
636	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔流量計用ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
637	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔流量計用ポットパッファチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
638	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔流量計用ポットエアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
639	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔ホプラットポンプ1分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
640	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔ホプラットポンプ2分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
641	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄塔供給流量計用ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
642	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔流量計用ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
643	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔流量計用ポットパッファチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
644	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔流量計用ポットエアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
645	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔ホプラットポンプ1分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
646	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔供給流量計用ポット3	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
647	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔ホプラットポンプ2分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
648	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄塔ホプラットポンプ1分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
649	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄塔ホプラットポンプ2分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
650	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄塔ホプラットポンプ3分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
651	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔流量補償流量計用ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
652	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔硝酸受槽サイホンホプラットポンプ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
653	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔流量計用ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
654	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔流量計用ポットパッファチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
655	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔流量計用ポットエアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
656	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔ホプラットポンプ1分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
657	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔ホプラットポンプ2分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
658	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔流量計用ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
659	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔流量計用ポット1	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
660	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔流量計用ポットパッファチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
661	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔流量計用ポットエアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
662	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔流量計用ポット第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
663	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔ホプラットポンプ1分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
664	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	補助油水分離槽供給流量計用ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
665	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔ホプラットポンプ3分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
666	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄塔ホプラットポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
667	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄塔ジェットチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
668	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸化槽供給品ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
669	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄塔サイホンポット	容器	AC	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
670	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	補助油水分離槽プライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
671	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	補助油水分離槽プライミングポットエアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
672	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄塔サイホンポット	容器	AC	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
673	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄塔パッファチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
674	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄塔エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
675	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸化槽ホプラットポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
676	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸化槽ジャケット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
677	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔プライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
678	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔ホプラットポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
679	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔ジャケット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
680	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム調整槽ホプラットポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
681	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽ホプラットポンプ1分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
682	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽ホプラットポンプ2分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
683	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽ホプラットポンプ3分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
684	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽サイホンタプライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
685	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	油分リサイクルポットエアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
686	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	油分リサイクルポットエアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
687	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄塔セル漏えい検知盗難防止検知ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
688	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽セル漏えい検知盗難防止検知ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
689	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶供給槽セル漏えい検知盗難防止検知ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
690	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム精製缶セル漏えい検知盗難防止検知ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
691	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出廃液中間貯槽セル漏えい検知盗難防止検知ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
692	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液供給槽第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
693	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液供給槽第2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
694	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液供給槽プライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
695	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液供給槽エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
696	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液供給槽ヲプラットポンプ1分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
697	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液供給槽ヲプラットポンプ2分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
698	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液供給槽ヲプラットポンプ3分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
699	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液供給槽ヲイホンタプライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
700	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	硝酸供給槽ヲエアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
701	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	希釈槽ホプラットポンプ1分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
702	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	希釈槽ホプラットポンプ2分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
703	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	希釈槽第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
704	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	ドライアイス槽ホプラットポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
705	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	希釈槽ホプラットポンプ3分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
706	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	希釈槽第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
707	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	希釈槽ホプラットポンプ1分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
708	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	希釈槽第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
709	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	希釈槽ホプラットポンプ2分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
710	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液セル漏えい検知盗難防止検知ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
711	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	ドローダウンポットセル漏えい検知盗難防止検知ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
712	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	凝縮器	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/O1，1.2ts	—	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備	
713	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	凝縮液冷却器	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
714	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸化槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
715	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
716	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第2脱ガス塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
717	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第2酸化槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
718	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	第3脱ガス塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
719	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.2ts/O1，1.2ts	—	主：プルトニウム精製設備 従：代替安全圏空気系 代替換気設備 廃ガス貯留設備 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	
720	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
721	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
722	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B-2/—	—	—	
723	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
724	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
725	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2ts/—	—	—	
726	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	
727	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい感受並1	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
728	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい感受並2	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
729	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽セル漏えい感受並	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
730	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液供給槽セル漏えい感受並	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
731	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム精製缶セル漏えい感受並	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
732	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液受槽セル漏えい感受並	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
733	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	放射性配管分岐第2セル漏えい感受並1	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
734	再処理設備本体	特製短設	プルトニウム精製設備	—	—	放射性配管分岐第2セル漏えい感受並2	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
621	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽ホプラットポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
622	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
623	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
624	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
625	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	低濃度プルトニウム溶液受槽第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
626	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸化槽第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
627	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸化槽第2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
628	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸化槽第3エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
629	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔第1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
630	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔第2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
631	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔第1プライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
632	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔第1プライミングポット1ケデオン	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
633	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔第2プライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
634	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔供給元受槽沢際ポット1	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
635	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔ジャケット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
636	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔流量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
637	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔流量計測ポット1パッファチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
638	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔流量計測ポット2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
639	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔ストアリフトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
640	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔ストアリフトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
641	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄塔供給流量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
642	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔流量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
643	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔流量計測ポット1パッファチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
644	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔流量計測ポット2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
645	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔ストアリフトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
646	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔供給元受槽沢際流量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
647	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔ストアリフトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
648	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄塔ストアリフトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
649	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄塔ストアリフトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
650	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄塔ストアリフトポンプC分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
651	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔流量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
652	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔供給元槽ドイルエアリフトポンプ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
653	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔流量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
654	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔流量計測ポット1パッファチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
655	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔流量計測ポット2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
656	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔ストアリフトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
657	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔ストアリフトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
658	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔供給流量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
659	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔流量計測ポット1A	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
660	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔流量計測ポット1パッファチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
661	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔流量計測ポット1B2エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
662	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔流量計測ポット1B3エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
663	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔ストアリフトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
664	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	補助油水分離槽供給流量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
665	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔ストアリフトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
666	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄塔ストアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
667	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄塔ストアリフトポンプ1パッファチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
668	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸化槽供品ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
669	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄塔サイホンポット	容器	AC	2	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
670	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	補助油水分離槽プライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
671	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	補助油水分離槽プライミングポット1ケアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
672	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄器サイホンポット	容器	AC	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
673	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄器1パッファチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
674	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄器1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
675	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸化槽ストアリフトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
676	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔ジャケット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
677	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔プライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
678	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔ストアリフトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
679	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔ジャケット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
680	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液受槽ストアリフトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
681	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽ストアリフトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
682	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽ストアリフトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
683	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽ストアリフトポンプC分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
684	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽サイホンタグプライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
685	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	油分リサイクルポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
686	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	油分リサイクルポット1エアリフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
687	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄器セル漏えい検知装置漏えい検知ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
688	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽セル漏えい検知装置シールポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
689	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液受槽セル漏えい検知装置シールポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
690	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	核燃料物質貯蔵槽セル漏えい検知装置シールポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
691	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔底部中間貯槽セル漏えい検知装置シールポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
692	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶供給槽第1エアリフトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
693	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶供給槽第2エアリフトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
694	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶供給槽プライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
695	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶供給槽エアリフトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
696	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶供給槽デデオン1/プライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
697	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶供給槽デデオン1	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
698	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶供給槽デデオン3	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
699	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶供給槽デデオン3/プライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
700	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶サイホンA1槽ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
701	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶サイホンA2槽ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
702	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶サイホンA/プライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
703	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶サイホンB/プライミングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
704	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	凝縮液受槽ジャケット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
705	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	凝縮液受槽第2ープリングポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
706	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	ドサイクル槽ストアリフトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
707	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	希釈槽ストアリフトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
708	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	希釈槽第1エアリフトポンプD分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
709	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	希釈槽ストアリフトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
710	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	希釈槽第2エアリフトポンプD分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
711	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶セル漏えい検知装置漏えい検知ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
712	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	グローブボックス漏えい検知装置漏えい検知ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
713	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	凝縮器	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S′/(0)，1.25s	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備	—	—
714	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	凝縮液冷却器	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—
715	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸化塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
716	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1脱ガス塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
717	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第2酸化塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
718	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	第2脱ガス塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
719	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(0)，1.25s	主：プルトニウム精製設備 従：代替安全圏安定系 代替熱交設備 低ガス圧設備 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	—	—
720	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
721	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
722	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	ＴＢＰ洗浄塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B-2/—	—	—	—
723	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
724	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
725	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	ＴＢＰ洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—
726	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	—
727	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	放射性配管分岐第１セル漏えい検受盆１	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
728	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	放射性配管分岐第１セル漏えい検受盆２	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
729	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
730	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶供給槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
731	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム核燃料セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
732	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶受槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
733	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	放射性配管分岐第2セル漏えい検受盆1	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
734	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	放射性配管分岐第2セル漏えい検受盆2	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B 区分	S A 区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項
621	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽ホ2アフトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
622	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽第1エアフリトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
623	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽第2エアフリトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
624	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
625	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	低濃度プルトニウム溶液受槽第1エアフリトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
626	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1触化槽第1エアフリトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
627	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1触化槽第2エアフリトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
628	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸ガス塔第1ポンプ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
629	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸ガス塔第2エアフリトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
630	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸ガス塔第2エアフリトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
631	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸ガス塔第1ブライインブポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
632	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸ガス塔第1ブライインブポットゲザオン	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
633	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸ガス塔第2ブライインブポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
634	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔洗浄装置抽出液ポット1	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
635	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸ガス塔シールポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
636	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔流量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
637	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔流量計測ポットパッファチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
638	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔流量計測ポットエアフリトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
639	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔エアフリトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
640	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔エアフリトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
641	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄器抽出液流量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
642	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔流量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
643	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔流量計測ポットパッファチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
644	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔流量計測ポットエアフリトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
645	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔エアフリトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
646	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔洗浄装置抽出液ポット	容器	AC	2	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
647	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔エアフリトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
648	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄器エアフリトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
649	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄器エアフリトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
650	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄器エアフリトポンプC分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
651	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔流量受槽抽出液流量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
652	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔逆洗槽サイホンオアライインブポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
653	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔流量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
654	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔流量計測ポットパッファチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
655	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔流量計測ポットエアフリトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
656	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔エアフリトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
657	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔エアフリトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
658	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔流量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
659	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔流量計測ポット1	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
660	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔流量計測ポット1パッファチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
661	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔流量計測ポット1第1エアフリトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
662	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔流量計測ポット1第2エアフリトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
663	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔エアフリトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
664	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	補助油水分離槽流量計測ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
665	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔エアフリトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
666	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄器エアフリトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
667	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄器シーフアチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
668	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1触化槽供給ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
669	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	TBP洗浄器サイホンポット	容器	AC	2	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
670	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	補助油水分離槽ブライインブポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
671	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	補助油水分離槽ブライインブポットエアフリトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
672	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄器サイホンポット	容器	AC	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
673	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄器パッファチューブ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
674	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄器エアフリトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
675	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1触化槽エアフリトポンプC分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
676	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1触化槽シールポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
677	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸ガス塔ブライインブポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
678	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸ガス塔エアフリトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
679	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸ガス塔エアフリトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
680	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第1酸ガス塔シールポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
681	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液受槽エアフリトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
682	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽エアフリトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
683	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽エアフリトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
684	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽サイホンオアライインブポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
685	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	油分リサイクルポットエアフリトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
686	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	油分リサイクルポットエアフリトポンプ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
687	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄器セル漏えい検知流量漏えい検知ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
688	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽セル漏えい検知流シールポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
689	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮除染槽セル漏えい検知流シールポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
690	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム精製槽セル漏えい検知流シールポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
691	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔逆洗槽計測セル漏えい検知流シールポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
692	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液供給槽第1セル漏えい検知流量1	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
693	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液供給槽第2セル漏えい検知流量2	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
694	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液供給槽プライインブポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
695	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液供給槽プアリトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
696	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液供給槽プアデオンスプライインブポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
697	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液供給槽プアデオン3	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
698	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液供給槽プアデオン3	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
699	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液供給槽プアデオン3ブライインブポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
700	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液サイホンA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
701	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液サイホンB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
702	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液サイホンAブライインブポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
703	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液サイホンBブライインブポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
704	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	凝縮液受槽ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
705	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	凝縮液受槽ポットブライインブポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
706	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	硝酸ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
707	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	希釈槽ポットエアフリトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
708	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	希釈槽第1エアフリトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
709	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	希釈槽ポットエアフリトポンプA分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
710	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	希釈槽第2エアフリトポンプB分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
711	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液セル漏えい検知流量漏えい検知ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
712	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	グローブボックス漏えい検知流量漏えい検知ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
713	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	凝縮器	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(3)，1.25s	主：プルトニウム精製設備 従：代替機能設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
714	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	凝縮部冷却器	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
715	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第１酸化塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
716	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第１酸ガス塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
717	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第２酸化塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
718	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	第２酸ガス塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
719	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(5)，1.25s	主：プルトニウム精製設備 従：代替安全圏確実冠水代替構成設備 蒸ガスパッケージ 蒸気発生器用ドレンタンク 濃縮缶加熱停止設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
720	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
721	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	核分裂生成物洗浄塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
722	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	ＴＢＰ洗浄塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
723	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
724	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン洗浄塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
725	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	ＴＢＰ洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
726	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
727	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	放射性配管分岐第１セル漏えい検受槽１	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
728	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	放射性配管分岐第１セル漏えい検受槽２	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
729	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	油水分離槽セル漏えい検受槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
730	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮油供給槽セル漏えい検受槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
731	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム精製槽セル漏えい検受槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
732	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液受槽セル漏えい検受槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
733	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	放射性配管分岐第２セル漏えい検受槽１	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
734	再処理設備本体	特殊施設	プルトニウム精製設備	—	—	放射性配管分岐第２セル漏えい検受槽２	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
735	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
736	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄器セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
737	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
738	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液一時貯槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
739	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出廃液中間貯槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
740	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液一時貯槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
741	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液計量槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
742	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファモニタ1セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
743	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	ウラン逆抽出器セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
744	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファモニタ2セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
745	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファモニタ3セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
746	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	硝酸濃度モニタ漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	
747	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液ポンプ1	ポンプ	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	
748	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液ポンプ2	ポンプ	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	
749	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液ポンプ	ポンプ	AC	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
750	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液ポンプ3	ポンプ	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	
751	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液ポンプ4	ポンプ	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	
752	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	AC	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
753	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	AC	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
754	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
755	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
756	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
757	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	CA, AC	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウムを含む溶液
758	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AC, AT04	—式	②-2	既設	安重/非安重	—	C, B, S, 1.2Sa/—	—	—	流体：硝酸プルトニウム溶液
759	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（塩ガス処理系、水素対策用セル廃出系、塩ガス貯留系、TBP）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	常設3A	S/①, 1.2Sa	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備 塩ガス貯留設備	—	流体：塩ガス
760	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（塩ガス処理系、焦電乾燥対策用セル廃出系、水素対策用セル廃出系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	常設3A	S/①, 1.2Sa	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備	—	流体：塩ガス
761	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（塩ガス処理系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：塩ガス
762	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（抽出廃液抽出系：再処理設備本体用、内部ルーン通水系、冷却コイル等通水系）	主配管	AC	—式	②-2	既設/改造	安重	常設3A	S/①, 1.2Sa	主：プルトニウム精製設備 従：代替安全冷却水系	—	流体：冷却水
763	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（漏えい検知区系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重/非安重	—	S, B/—	—	—	流体：硝酸プルトニウム溶液
764	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（水素検知系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
765	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（水素検知系、未然防止排気系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	常設3A	S/①, 1.2Sa	主：プルトニウム精製設備 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気
766	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（水素検知系、未然防止排気系、貯槽等注水系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	常設3A	S/①, 1.2Sa	主：プルトニウム精製設備 従：代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	流体：圧縮空気
767	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（塩ガス処理系、水素対策用セル廃出系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	常設3A	S/①, 1.2Sa	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備	—	流体：塩ガス
768	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：硝酸プルトニウム溶液
769	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液ポンプ2グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	
770	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液ポンプ4グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	
771	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液ポンプ3グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	
772	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液ポンプ5グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	
773	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液ポンプ6グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	
774	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	凝縮液濃度計グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
775	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液ポンプ7グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	
776	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	バルセータフード	核物質等取扱ボックス	AC	3	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
777	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	注水槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	D-B区分：安重から非安重へ変更
778	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出硝酸槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
779	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	ウラン逆抽出器	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
780	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出硝酸ＴＢＰ洗浄器	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
781	再処理設備本体	特別施設	プルトニウム精製設備	重大事故時プルトニウム濃縮液加熱停止系	—	主要弁[redacted]	—	AC	1	②-2	新設	—	常設3A	—/C	—	—	
782	再処理設備本体	特別施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	AT05配管収納容器1	容器	AT05	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
783	再処理設備本体	特別施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	AT02漏えい検受盆1	容器	AT02	—式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
784	再処理設備本体	特別施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	AT03漏えい検受盆	容器	AT03	—式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
785	再処理設備本体	特別施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第８一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
786	再処理設備本体	特別施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
787	再処理設備本体	特別施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検サンプリングポット２	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
788	再処理設備本体	特別施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット２	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
789	再処理設備本体	特別施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第１一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設3A	S, 1.2Sa/①, 1.2Sa	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替換気設備 代替安全冷却水系	—	
790	再処理設備本体	特別施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第１一時貯留処理槽洗浄設備	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	
791	再処理設備本体	特別施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設3A	S, 1.2Sa/①, 1.2Sa	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 代替換気設備 代替安全冷却水系	—	
792	再処理設備本体	特別施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽洗浄設備	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	
793	再処理設備本体	特別施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設3A	S, 1.2Sa/①, 1.2Sa	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 代替換気設備 代替安全冷却水系	—	
794	再処理設備本体	特別施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽第１ａアクリフトポンプＡ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	
795	再処理設備本体	特別施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽第２ａアクリフトポンプＡ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	
796	再処理設備本体	特別施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽ａアクリフトポンプＢ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	
797	再処理設備本体	特別施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設3A	S, 1.2Sa/①, 1.2Sa	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 代替換気設備 電力ケーブル 重大事故時可搬性ケーブル 代替電源設備 臨界事故時水素掃気系	—	
798	再処理設備本体	特別施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	

| 番号 | 第四条第２項 | 第四条第３項 | 第五条第３項 | 第六条第３項 | 第六条第５項 | 第八条第１項 | 第八条第２項 | 第八条第３項 | 第八条第４項 | 第八条第５項 | 第九条第１項 | 第十条第１項第一号 | 第十条第１項第二号 | 第十条第１項第三号 | 第十条第１項第四号 | 第十条第１項第五号 | 第十条第１項第六号 | 第十条第１項第七号 | 第十条第１項第八号 | 第十条第１項第九号イ | 第十条第１項第九号ロ | 第十条第１項第九号ハ | 第十条第１項第十号 | 第十条第２項 | 第十条第３項 | 第十条第４項 | 第十条第５項 | 第十条第６項 | 第十条第７項 | 第十条第８項 | 第十条第９項 | 第十条第１０項 | 第十条第１１項 | 第十条第１２項 | 第十条第１３項 | 第十条第１４項 | 第十条第１５項 | 第十四条第１項 | 第十四条第２項 | 第十四条第３項 | 第十五条第１項 | 第十六条第２項 | 第十六条第３項 | 第十六条第４項 | 第十六条第５項 | 第十七条第１項第一号 | 第十七条第１項第二号イ | 第十七条第１項第二号ロ | 第十七条第１項第二号ハ | 第十七条第１項第二号ニ | 第十七条第１項第二号ホ | 第十七条第１項第二号ヘ | 第十七条第２項 | 第十八条第１項第一号 | 第十八条第１項第二号 | 第十八条第１項第三号 | 第十九条第１項第一号イ | 第十九条第１項第一号ロ | 第十九条第１項第一号ハ | 第十九条第１項第一号ニ | 第十九条第１項第一号ホ | 第十九条第１項第一号ヘ | 第二十条第１項 | 第二十条第１項第一号 | 第二十条第１項第二号 | 第二十条第１項第三号 | 第二十条第１項第四号 | 第二十条第１項第五号 | 第二十条第２項 | 第二十一条第１項第一号 | 第二十一条第１項第二号 | 第二十一条第１項第三号 | 第二十一条第１項第四号 | 第二十一条第１項第五号 | 第二十一条第１項第六号 | 第二十一条第２項 | 第二十一条第１項第一号 | 第二十一条第１項第二号 | 第二十一条第１項第三号 | 第二十一条第１項第四号 | 第二十一条第１項第五号 | 第二十一条第１項第六号 | 第二十一条第１項第七号 | 第二十一条第１項第八号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
735	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
736	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄器セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
737	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
738	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液一時貯槽セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
739	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出廃液中間貯槽セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
740	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液一時貯槽セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
741	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液計量槽セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
742	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセンタトセル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
743	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン逆抽出器セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
744	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセンタイセル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
745	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファセンタトセル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
746	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	硝酸溶液第七工槽漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
747	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶ポンプ盗	ポンプ	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
748	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶ポンプ盗	ポンプ	AC	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
750	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶ポンプ盗	ポンプ	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
751	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶ポンプ盗	ポンプ	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
752	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主要[redacted]	主要弁	AC	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
753	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主要[redacted]	主要弁	AC	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
754	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主要[redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
755	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主要[redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
756	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主要[redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
757	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	CA, AC	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウムを含む溶液
758	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AC, AT04	—式	②-2	既設	安重/非安重	—	C, B, S, 1.2Sz/—	—	—	流体：硝酸プルトニウム溶液
759	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（塩ガス処理系、水素対策用セル廃出系、塩ガス貯留系、TBP）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	常設3A	S/(3), 1.2Sz	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備 塩ガス貯留設備	—	流体：塩ガス
760	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（塩ガス処理系、窒素乾燥対策用セル廃出系、水素対策用セル廃出系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	常設3A	S/(3), 1.2Sz	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備	—	流体：塩ガス
761	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（塩ガス処理系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：塩ガス
762	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（油圧供給系、再処理設備本体用、内部ルーフ通水系、冷却コイル等通水系）	主配管	AC	—式	②-2	既設/改造	安重	常設3A	S/(3), 1.2Sz	主：プルトニウム精製設備 従：代替安全冷却水系	—	流体：冷却水
763	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（漏えい検知系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重/非安重	—	S, B/—	—	—	流体：硝酸プルトニウム溶液
764	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（水素排気系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
765	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（水素排気系、未然防止排気系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	常設3A	S/(3), 1.2Sz	主：プルトニウム精製設備 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気
766	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（水素排気系、未然防止排気系、貯槽等注水系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	常設3A	S/(3), 1.2Sz	主：プルトニウム精製設備 従：代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	流体：圧縮空気
767	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（塩ガス処理系、水素対策用セル廃出系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	常設3A	S/(3), 1.2Sz	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備	—	流体：塩ガス
768	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：硝酸プルトニウム溶液
769	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶ポンプグローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
770	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶ポンプ2グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
771	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶ポンプ3グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
772	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶ポンプ4グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
773	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶ポンプ5グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
774	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	凝縮液濃度計グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
775	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶ポンプグローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	
776	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	バルセータフード	核物質等取扱ボックス	AC	3	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
777	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	注水槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	D B区分：安重から非安重へ変更
778	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出逆洗槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
779	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン逆抽出器	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
780	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出逆洗ＴＢＰ洗浄器	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
781	再処理設備本体	精製施設	プルトニウム精製設備	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止系	—	主要[redacted]	—	AC	1	②-2	新設	—	常設3A	—/C	—	—	
782	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	AT05配管収納容器1	容器	AT05	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
783	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	AT02漏えい検受盗1	容器	AT02	—式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
784	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	AT03漏えい検受盗	容器	AT03	—式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
785	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第８一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
786	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
787	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検サンプリングポット２	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
788	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット２	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
789	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第１一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設3A	S, 1.2Sz/(3), 1.2Sz	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替換気設備 代替安全冷却水系	—	
790	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第１一時貯留処理槽法令対策	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
791	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設3A	S, 1.2Sz/(3), 1.2Sz	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 代替換気設備 代替安全冷却水系	—	
792	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽法令対策	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
793	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設3A	S, 1.2Sz/(3), 1.2Sz	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 代替換気設備 代替安全冷却水系	—	
794	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽１ｍアクリフトポンプＡ分離ポット２	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
795	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽１ｍアクリフトポンプＡ分離ポット２	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
796	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽ｍアクリフトポンプＢ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	
797	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設3A	S, 1.2Sz/(3), 1.2Sz	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 代替換気設備 第７ａ一時貯留設備 重大事故時可搬性中性子遮蔽材等保管庫 臨界事故時水素掃気系	—	
798	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Sz/—	—	—	

| 番号 | 第二十五条第一項 | 第二十五条第二項 | 第二十五条第三項 | 第二十五条第四項 | 第二十五条第五項 | 第二十五条第六項 | 第二十五条第七項 | 第二十五条第八項 | 第二十五条第九項 | 第二十五条第十項 | 第二十五条第十一項 | 第二十五条第十二項 | 第二十五条第十三項 | 第二十五条第十四項 | 第二十五条第十五項 | 第二十六条第一項 | 第二十六条第二項 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項 | 第二十七条第六項 | 第二十七条第七項 | 第二十七条第八項 | 第二十七条第九項 | 第二十七条第十項 | 第二十七条第十一項 | 第二十七条第十二項 | 第二十七条第十三項 | 第二十七条第十四項 | 第二十七条第十五項 | 第二十七条第十六項 | 第二十七条第十七項 | 第二十七条第十八項 | 第二十七条第十九項 | 第二十七条第二十項 | 第二十七条第二十一項 | 第二十七条第二十二項 | 第二十七条第二十三項 | 第二十七条第二十四項 | 第二十七条第二十五項 | 第二十七条第二十六項 | 第二十七条第二十七項 | 第二十七条第二十八項 | 第二十七条第二十九項 | 第二十七条第三十項 | 第二十七条第三十一項 | 第二十七条第三十二項 | 第二十七条第三十三項 | 第二十七条第三十四項 | 第二十七条第三十五項 | 第二十七条第三十六項 | 第二十七条第三十七項 | 第二十七条第三十八項 | 第二十七条第三十九項 | 第二十七条第四十項 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項 | 第四十条第六項 | 第四十条第七項 | 第四十条第八項 | 第四十条第九項 | 第四十条第十項 | 第四十条第十一項 | 第四十条第十二項 | 第四十条第十三項 | 第四十条第十四項 | 第四十条第十五項 | 第四十条第十六項 | 第四十条第十七項 | 第四十条第十八項 | 第四十条第十九項 | 第四十条第二十項 | 第四十条第二十一項（第四十条第十七項第一号） | 第四十条第二十二項（第四十条第十七項第二号） | 第四十条第二十三項（第四十条第十七項第三号） | 第四十条第二十四項（第四十条第十七項第四号） | 第四十条第二十五項 | 第四十条第二十六項 | 第四十条第二十七項（第四十条第十七項第五号） | 第四十条第二十八項（第四十条第十七項第六号） | 第四十条第二十九項（第四十条第十七項第七号） | 第四十条第三十項（第四十条第十七項第八号） | 第四十条第三十一項（第四十条第十七項第九号） | 第四十条第三十二項（第四十条第十七項第十号） | 第四十条第三十三項（第四十条第十七項第十一号） | 第四十条第三十四項（第四十条第十七項第十二号） | 第四十条第三十五項（第四十条第十七項第十三号） | 第四十条第三十六項（第四十条第十七項第十四号） | 第四十条第三十七項（第四十条第十七項第十五号） | 第四十条第三十八項（第四十条第十七項第十六号） | 第四十条第三十九項（第四十条第十七項第十七号） | 第四十条第四十項（第四十条第十七項第十八号） | 第四十条第四十一項（第四十条第十七項第十九号） | 第四十条第四十二項（第四十条第十七項第二十号） | 第四十条第四十三項（第四十条第十七項第二十一号） | 第四十条第四十四項（第四十条第十七項第二十二号） | 第四十条第四十五項（第四十条第十七項第二十三号） | 第四十条第四十六項（第四十条第十七項第二十四号） | 第四十条第四十七項（第四十条第十七項第二十五号） | 第四十条第四十八項（第四十条第十七項第二十六号） | 第四十条第四十九項（第四十条第十七項第二十七号） | 第四十条第五十項（第四十条第十七項第二十八号） | 第四十条第五十一項（第四十条第十七項第二十九号） | 第四十条第五十二項（第四十条第十七項第三十号） | 第四十条第五十三項（第四十条第十七項第三十一号） | 第四十条第五十四項（第四十条第十七項第三十二号） | 第四十条第五十五項（第四十条第十七項第三十三号） | 第四十条第五十六項（第四十条第十七項第三十四号） | 第四十条第五十七項（第四十条第十七項第三十五号） | 第四十条第五十八項（第四十条第十七項第三十六号） | 第四十条第五十九項（第四十条第十七項第三十七号） | 第四十条第六十項（第四十条第十七項第三十八号） | 第四十条第六十一項（第四十条第十七項第三十九号） | 第四十条第六十二項（第四十条第十七項第四十号） | 第四十条第六十三項（第四十条第十七項第四十一号） | 第四十条第六十四項（第四十条第十七項第四十二号） | 第四十条第六十五項（第四十条第十七項第四十三号） | 第四十条第六十六項（第四十条第十七項第四十四号） | 第四十条第六十七項（第四十条第十七項第四十五号） | 第四十条第六十八項（第四十条第十七項第四十六号） | 第四十条第六十九項（第四十条第十七項第四十七号） | 第四十条第七十項（第四十条第十七項第四十八号） | 第四十条第七十一項（第四十条第十七項第四十九号） | 第四十条第七十二項（第四十条第十七項第五十号） | 第四十条第七十三項（第四十条第十七項第五十一号） | 第四十条第七十四項（第四十条第十七項第五十二号） | 第四十条第七十五項（第四十条第十七項第五十三号） | 第四十条第七十六項（第四十条第十七項第五十四号） | 第四十条第七十七項（第四十条第十七項第五十五号） | 第四十条第七十八項（第四十条第十七項第五十六号） | 第四十条第七十九項（第四十条第十七項第五十七号） | 第四十条第八十項（第四十条第十七項第五十八号） | 第四十条第八十一項（第四十条第十七項第五十九号） | 第四十条第八十二項（第四十条第十七項第六十号） | 第四十条第八十三項（第四十条第十七項第六十一号） | 第四十条第八十四項（第四十条第十七項第六十二号） | 第四十条第八十五項（第四十条第十七項第六十三号） | 第四十条第八十六項（第四十条第十七項第六十四号） | 第四十条第八十七項（第四十条第十七項第六十五号） | 第四十条第八十八項（第四十条第十七項第六十六号） | 第四十条第八十九項（第四十条第十七項第六十七号） | 第四十条第九十項（第四十条第十七項第六十八号） | 第四十条第九十一項（第四十条第十七項第六十九号） | 第四十条第九十二項（第四十条第十七項第七十号） | 第四十条第九十三項（第四十条第十七項第七十一号） | 第四十条第九十四項（第四十条第十七項第七十二号） | 第四十条第九十五項（第四十条第十七項第七十三号） | 第四十条第九十六項（第四十条第十七項第七十四号） | 第四十条第九十七項（第四十条第十七項第七十五号） | 第四十条第九十八項（第四十条第十七項第七十六号） | 第四十条第九十九項（第四十条第十七項第七十七号） | 第四十条第百項（第四十条第十七項第七十八号） | 第四十条第百一項（第四十条第十七項第七十九号） | 第四十条第百二項（第四十条第十七項第八十号） | 第四十条第百三項（第四十条第十七項第八十一号） | 第四十条第百四項（第四十条第十七項第八十二号） | 第四十条第百五項（第四十条第十七項第八十三号） | 第四十条第百六項（第四十条第十七項第八十四号） | 第四十条第百七項（第四十条第十七項第八十五号） | 第四十条第百八項（第四十条第十七項第八十六号） | 第四十条第百九項（第四十条第十七項第八十七号） | 第四十条第百十項（第四十条第十七項第八十八号） | 第四十条第百十一項（第四十条第十七項第八十九号） | 第四十条第百十二項（第四十条第十七項第九十号） | 第四十条第百十三項（第四十条第十七項第九十一号） | 第四十条第百十四項（第四十条第十七項第九十二号） | 第四十条第百十五項（第四十条第十七項第九十三号） | 第四十条第百十六項（第四十条第十七項第九十四号） | 第四十条第百十七項（第四十条第十七項第九十五号） | 第四十条第百十八項（第四十条第十七項第九十六号） | 第四十条第百十九項（第四十条第十七項第九十七号） | 第四十条第百二十項（第四十条第十七項第九十八号） | 第四十条第百二十一項（第四十条第十七項第九十九号） | 第四十条第百二十二項（第四十条第十七項第百号） | 第四十条第百二十三項（第四十条第十七項第百一号） | 第四十条第百二十四項（第四十条第十七項第百二号） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第五十条第一項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第二項第一号	第五十条第二項第二号	第五十一条第一項
735	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
736	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム洗浄器セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
737	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
738	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム溶液一時貯槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
739	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	抽出廃液中間貯槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
740	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液一時貯槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
741	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液計量槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
742	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファモニタ1セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
743	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラフ2逆抽出液受盆セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
744	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファモニタ2セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
745	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	アルファモニタ3セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
746	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	硝酸濃度調整槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
747	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶ポンプ	ポンプ	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，L 1.2Si/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
748	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶ポンプ	ポンプ	AC	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
750	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶ポンプ	ポンプ	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，L 1.2Si/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
751	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮缶ポンプ	ポンプ	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，L 1.2Si/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
752	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	AC	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
753	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	AC	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
754	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
755	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
756	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
757	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	CA, AC	—式	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウムを含む溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
758	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AC, A704	—式	②-2	既設	安重/非安重	—	C，B，S，L 2.2Si/—	—	—	流体：硝酸プルトニウム溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
759	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（酸ガス処理系，水素対策用セル廃出系，酸ガス貯留系，TBP）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ⅲ，L 2Si	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備 酸ガス貯留設備	—	流体：酸ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
760	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（酸ガス処理系，窒素乾燥対策用セル廃出系，水素対策用セル廃出系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ⅲ，L 2Si	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備	—	流体：酸ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
761	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（酸ガス処理系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：酸ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
762	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（抽出廃液抽出系，再処理設備本体用，内部ループ通水系，冷却コイル等通水系）	主配管	AC	—式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/Ⅲ，L 2Si	主：プルトニウム精製設備 従：代替安全冷却水系	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
763	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（漏えい検知収系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，B/—	—	—	流体：硝酸プルトニウム溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
764	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（水素検知系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
765	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（水素掃気系，未然防止掃気系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ⅲ，L 2Si	主：プルトニウム精製設備 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
766	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（水素掃気系，未然防止掃気系，貯槽等注水系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ⅲ，L 2Si	主：プルトニウム精製設備 従：代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
767	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（酸ガス処理系，水素対策用セル廃出系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ⅲ，L 2Si	主：プルトニウム精製設備 従：代替換気設備	—	流体：酸ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
768	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：硝酸プルトニウム溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
769	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液ポンプ1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，L 1.2Si/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
770	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液ポンプ4グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，L 1.2Si/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
771	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液ポンプ2グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，L 1.2Si/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
772	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液ポンプ3グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，L 1.2Si/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
773	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液ポンプ5グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，L 1.2Si/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
774	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	凝縮液濃度調整槽グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
775	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	プルトニウム濃縮液ポンプ6グローブボックス	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
776	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	パルセータフード	核物質等取扱ボックス	AC	3	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
777	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	注水槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	D B区分：安重から非安重へ変更	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
778	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出缶	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
779	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	クラン逆抽出器	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
780	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	—	—	逆抽出缶ＴＢＰ洗浄器	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
781	再処理設備本体	特製施設	プルトニウム精製設備	重大事故時プルトニウム濃縮液加熱停止系	—	主要弁[redacted]	—	AC	1	②-2	新設	—	常設SA	—/C	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
782	再処理設備本体	特製施設	特製建屋一時貯留処理設備	—	—	A705配管収納容器1	容器	A705	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
783	再処理設備本体	特製施設	特製建屋一時貯留処理設備	—	—	A702漏えい検受盆1	容器	A702	—式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
784	再処理設備本体	特製施設	特製建屋一時貯留処理設備	—	—	A703漏えい検受盆	容器	A703	—式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
785	再処理設備本体	特製施設	特製建屋一時貯留処理設備	—	—	第８一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
786	再処理設備本体	特製施設	特製建屋一時貯留処理設備	—	—	第９一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
787	再処理設備本体	特製施設	特製建屋一時貯留処理設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検サンプリングポット２	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
788	再処理設備本体	特製施設	特製建屋一時貯留処理設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット２	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
789	再処理設備本体	特製施設	特製建屋一時貯留処理設備	—	—	第１一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，L 2Si/Ⅲ，L 2Si	主：特製建屋一時貯留処理設備 従：代替換気設備 代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
790	再処理設備本体	特製施設	特製建屋一時貯留処理設備	—	—	第１一時貯留処理槽漏洩計測	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，L 1.2Si/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
791	再処理設備本体	特製施設	特製建屋一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，L 2Si/Ⅲ，L 2Si	主：特製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 代替換気設備 代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
792	再処理設備本体	特製施設	特製建屋一時貯留処理設備	—	—	第２一時貯留処理槽漏洩計測	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，L 1.2Si/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
793	再処理設備本体	特製施設	特製建屋一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，L 2Si/Ⅲ，L 2Si	主：特製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 代替換気設備 代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
794	再処理設備本体	特製施設	特製建屋一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽第１エアリフトポンプＡ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，L 1.2Si/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
795	再処理設備本体	特製施設	特製建屋一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽第２エアリフトポンプＡ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，L 1.2Si/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
796	再処理設備本体	特製施設	特製建屋一時貯留処理設備	—	—	第３一時貯留処理槽ａアリフトポンプＢ分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，L 1.2Si/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
797	再処理設備本体	特製施設	特製建屋一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，L 2Si/Ⅲ，L 2Si	主：特製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 代替換気設備 酸ガス貯留設備 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 臨界事故時水素掃気系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
798	再処理設備本体	特製施設	特製建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，L 1.2Si/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
799	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽３エアリフトポンプ(A)(予備ポット)	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
800	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽３エアリフトポンプ(A)(予備ポット)	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
801	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽３エアリフトポンプ(B)(予備ポット)	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
802	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽３エアリフトポンプ(B)(予備ポット)	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
803	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	常設SA	B-2/(B)	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：重大事故時可搬性中性子吸収材供給系 従ガス貯留設備 臨界事故時水素掃気系	—	
804	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽１セル漏えい液受皿２ハンドルポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
805	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽ルアリフトポンプ台分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
806	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽３エアリフトポンプ(A)(予備ポット)	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.25s/—	—	—	
807	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽３エアリフトポンプ(B)(予備ポット)	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
808	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽ルアリフトポンプ台分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重/非安重	—	S, 1.25s/—	—	—	
809	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第１セル漏えい液受皿１	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
810	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第２セル漏えい液受皿	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
811	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第１セル漏えい液受皿２	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.25s	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替換気設備	—	
812	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	クラン保持受槽セル漏えい液受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
813	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第３セル漏えい液受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
814	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（原液保持系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	B, S, 1.25s/—	—	—	流体：硝酸ブルトニウム溶液
815	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（原液保持系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：硝酸ウラニル溶液
816	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（廃ガス処理系，焦発乾固対策用セル構出系，水素対策用セル構出系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.25s	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替換気設備	—	流体：廃ガス
817	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（鉄塊熱除去系，再処理設備本体用，内部ループ通水系，内部ループ冷還水系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S), 1.25s	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	—	流体：冷却水
818	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素掃気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
819	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素掃気系，貯槽等圧水系，未然防止掃気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.25s	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：冷却水
820	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素掃気系，未然防止掃気系，臨界事故時水素掃気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.25s	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 臨界事故時水素掃気系	—	流体：圧縮空気
821	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶よい槽回収系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S, B/—	—	—	流体：硝酸ブルトニウム溶液
822	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素掃気系，貯槽等圧水系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.25s	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：冷却水
823	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（廃ガス処理系，焦発乾固対策用セル構出系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.25s	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替換気設備	—	流体：廃ガス
824	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶よい槽回収系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：硝酸ウラニル溶液
825	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶よい槽回収系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：硝酸ウラニル溶液
826	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	重大事故時可搬性中性子吸収材供給槽（第５一時貯留処理槽Ｂ）	容器	AC	1	②-2	新設	—	常設SA	—/B	—	—	
827	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	重大事故時可搬性中性子吸収材供給槽（第７一時貯留処理槽Ｂ）	容器	AC	1	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—	
828	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	主配管[redacted]	主要弁	AC	2	②-2	新設	—	常設SA	—/B	—	—	
829	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	主配管[redacted]	主要弁	AC	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—	
830	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	主配管（重大事故時可搬性中性子吸収材供給系：精製施設用）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/S, B	—	—	流体：硝酸ガドリニウム
831	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	主配管（重大事故時可搬性中性子吸収材供給系：精製施設用，臨界事故時水素掃気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/B, (S)	主：重大事故時可搬性中性子吸収材供給系 従：臨界事故時水素掃気系	—	流体1：硝酸ガドリニウム 流体2：圧縮空気
832	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	主配管（重大事故時可搬性中性子吸収材供給系：精製施設用，再処理法主排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/S, (S), 1.25s	主：重大事故時可搬性中性子吸収材供給系 従：代替安全圧縮空気系	—	流体1：硝酸ガドリニウム 流体2：圧縮空気
833	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	受入れ系	—	硝酸クラニル貯槽	容器	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：硝酸ウラニル溶液 流体：硝酸ウラニル溶液
834	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	受入れ系	—	硝酸クラニル貯槽第１室漏えい液受皿	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
835	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	受入れ系	—	硝酸クラニル貯槽第２室漏えい液受皿	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
836	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	受入れ系	—	硝酸クラニルポンプ室漏えい液受皿	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
837	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	受入れ系	—	主配管（原液保持系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウムを含む溶液
838	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	受入れ系	—	硝酸クラニル貯槽サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	1111-5961 （硝酸クラニル貯槽Ａサンプリングフード） 1111-5962 （硝酸クラニル貯槽Ｂサンプリングフード）
839	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	焦発濃縮系	—	硝酸クラニル供給槽	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
840	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	焦発濃縮系	—	硝酸クラニル供給槽戻い液受皿	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
841	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	焦発濃縮系	—	濃縮加湿ふい液受皿	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
842	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	焦発濃縮系	—	濃縮缶	熱交換器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
843	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	焦発濃縮系	—	主配管（原液保持系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウムを含む溶液
844	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	焦発濃縮系	—	主配管（溶よい槽入口系入口系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウムを含む溶液
845	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	濃縮液受槽	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
846	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	シール槽	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	1114-111 （シール槽Ａ） 1114-112 （シール槽Ｂ）
847	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	NOx受槽	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	1114-121 （NOx受槽Ａ） 1114-122 （NOx受槽Ｂ）
848	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	規格外製品受槽	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	1114-131 （規格外製品受槽Ａ） 1114-132 （規格外製品受槽Ｂ）
849	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	規格外製品容器	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	1114-1711-0 （規格外製品容器Ａ） 1114-1721-0 （規格外製品容器Ｂ）
850	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	シード供給槽	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	1115-1210 （シード供給槽Ａ） 1115-1220 （シード供給槽Ｂ）
851	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	サンプリング用NOx受槽	容器	BA	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
852	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	排転用NOx供給槽	容器	BA	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
853	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	濃縮液受槽戻い液受皿	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
854	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	NOx解液受槽戻えい液受皿	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
855	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	バックアップフィルタ	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	1113-F210 （バックアップフィルタＡ） 1113-F220 （バックアップフィルタＢ）
856	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	充てん用バックアップフィルタ	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	1114-F410 （充てん用バックアップフィルタＡ） 1114-F420 （充てん用バックアップフィルタＢ）
857	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	脱硝塔	熱交換器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	1113-651 （脱硝塔Ａ） 1113-652 （脱硝塔Ｂ）
858	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	NOx吸解槽	熱交換器	BA	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
859	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	主要弁（1113-V3041, V3042, V4041, V4042）	主要弁	BA	4	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
860	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	主配管（原液保持系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウムを含む溶液
861	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	主配管（溶よい槽入口系入口系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウムを含む溶液
862	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	充てん台車	搬送設備	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	1114-951 （充てん台車Ａ） 1114-952 （充てん台車Ｂ）
863	再処理設備本体	低減施設	クラン低減設備	クラン脱硝系	—	貯蔵容器クレーン	搬送設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	

| 番号 | 第四条第１項 | 第四条第２項 | 第五条第１項 | 第五条第２項 | 第六条第１項 | 第六条第２項 | 第七条第１項 | 第七条第２項 | 第八条第１項 | 第八条第２項 | 第九条第１項 | 第九条第２項 | 第十条第１項 | 第十条第１項第一号 | 第十条第１項第二号 | 第十条第１項第三号 | 第十条第１項第四号 | 第十条第１項第五号 | 第十条第１項第六号 | 第十条第１項第七号 | 第十条第１項第八号 | 第十条第１項第九号イ | 第十条第１項第九号ロ | 第十条第１項第九号ハ | 第十条第１項第九号ニ | 第十条第１項第十号 | 第十条第２項 | 第十条第３項 | 第十条第４項 | 第十条第５項 | 第十条第６項 | 第十条第７項 | 第十条第８項 | 第十条第９項 | 第十条第１０項 | 第十条第１１項 | 第十条第１２項 | 第十条第１３項 | 第十条第１４項 | 第十条第１５項 | 第十条第１６項 | 第十条第１７項 | 第十条第１８項 | 第十条第１９項 | 第十条第２０項 | 第十条第２１項 | 第十条第２２項 | 第十条第２３項 | 第十条第２４項 | 第十条第２５項 | 第十条第２６項 | 第十条第２７項 | 第十条第２８項 | 第十条第２９項 | 第十条第３０項 | 第十条第３１項 | 第十条第３２項 | 第十条第３３項 | 第十条第３４項 | 第十条第３５項 | 第十条第３６項 | 第十条第３７項 | 第十条第３８項 | 第十条第３９項 | 第十条第４０項 | 第十条第４１項 | 第十条第４２項 | 第十条第４３項 | 第十条第４４項 | 第十条第４５項 | 第十条第４６項 | 第十条第４７項 | 第十条第４８項 | 第十条第４９項 | 第十条第５０項 | 第十条第５１項 | 第十条第５２項 | 第十条第５３項 | 第十条第５４項 | 第十条第５５項 | 第十条第５６項 | 第十条第５７項 | 第十条第５８項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
799	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽３エアリフトポンプ(A)予備ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
800	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽３エアリフトポンプ(A)予備ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
801	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽３エアリフトポンプ(B)予備ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
802	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽３エアリフトポンプ(B)予備ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
803	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	常設SA	B-2/B0	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：重大事故時可搬性中性子吸収材供給系 従ガス貯留設備 臨界事故時水素掃気系	—
804	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第１セル溢えい状受皿２ハンドホール	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
805	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽４アエリフトポンプ台分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
806	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽第１エアリフトポンプ(A)予備ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.25s/—	—	—
807	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽第２エアリフトポンプ(A)予備ポット	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
808	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽４アエリフトポンプ台分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.25s/—	—	—
809	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第１セル溢えい状受皿１	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
810	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第２セル溢えい状受皿	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
811	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第１セル溢えい状受皿２	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(3), 1.2Sa	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替換気設備	—
812	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	クラン２階直交槽セル溢えい状受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
813	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第３セル溢えい状受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
814	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	B, S, 1.25s/—	—	流体：硝酸ゲルトロウム溶液
815	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：硝酸クラニル溶液
816	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（廃ガス処理系,焦発乾固対策用セル構出系,水素対策用セル構出系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(3), 1.2Sa	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替換気設備	流体：廃ガス
817	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（鉄筋熱除去系，再処理設備本体用,内部ルーフ通水系,内部ドメイン等通水系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(3), 1.2Sa	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	流体：冷却水
818	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素掃気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：圧縮空気
819	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素掃気系,貯槽等圧水系,未然防止掃気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(3), 1.2Sa	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	流体1：圧縮空気 流体2：冷却水
820	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素掃気系,未然防止掃気系,臨界事故時水素掃気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(3), 1.2Sa	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 臨界事故時水素掃気系	流体：圧縮空気
821	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶えい液回収系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S, B/—	—	流体：硝酸ゲルトロウム溶液
822	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素掃気系,貯槽等圧水系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(3), 1.2Sa	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	流体1：圧縮空気 流体2：冷却水
823	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（廃ガス処理系,焦発乾固対策用セル構出系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(3), 1.2Sa	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替換気設備	流体：廃ガス
824	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶えい状受皿系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：硝酸クラニル溶液
825	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（溶えい状受皿系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：硝酸クラニル溶液
826	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	重大事故時可搬性中性子吸収材供給槽（第5一時貯留処理槽用）	容器	AC	1	②-2	新設	—	常設SA	—/B	—	—
827	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	重大事故時可搬性中性子吸収材供給槽（第7一時貯留処理槽用）	容器	AC	1	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—
828	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	主配管[redacted]	主配管	AC	2	②-2	新設	—	常設SA	—/B	—	—
829	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	主配管[redacted]	主配管	AC	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—
830	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	主配管（重大事故時可搬性中性子吸収材供給系：精製施設用）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/S, B	—	流体：硝酸ガドリニウム
831	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	主配管（重大事故時可搬性中性子吸収材供給系：精製施設用,臨界事故時水素掃気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/B, (S)	主：重大事故時可搬性中性子吸収材供給系 従：臨界事故時水素掃気系	流体1：硝酸ガドリニウム 流体2：圧縮空気
832	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	主配管（重大事故時可搬性中性子吸収材供給系：精製施設用,再発防止掃気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/S, (S)，1.2Sa	主：重大事故時可搬性中性子吸収材供給系 従：代替安全圧縮空気系	流体1：硝酸ガドリニウム 流体2：圧縮空気
833	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	受入れ系	—	硝酸クラニル貯槽	容器	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	3111-011 （硝酸クラニル貯槽A） 3111-112 （硝酸クラニル貯槽B）
834	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	受入れ系	—	硝酸クラニル貯槽第１室漏えい液受皿	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
835	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	受入れ系	—	硝酸クラニル貯槽第２室漏えい液受皿	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
836	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	受入れ系	—	硝酸クラニルポンプ室漏えい液受皿	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
837	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	受入れ系	—	主配管（溶液保持系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：クラン及びプルトニウム主炭石膏液
838	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	受入れ系	—	硝酸クラニル貯槽サンプリングプローブ	核物質等取扱ボックス	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	3111-5961 （硝酸クラニル貯槽Aサンプリングプローブ） 3111-5962 （硝酸クラニル貯槽Bサンプリングプローブ）
839	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	脱塩濃縮系	—	硝酸クラニル供給槽	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
840	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	脱塩濃縮系	—	硝酸クラニル供給槽溢えい液受皿	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
841	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	脱塩濃縮系	—	濃縮加温ふい液受皿	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
842	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	脱塩濃縮系	—	濃縮缶	熱交換器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
843	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	脱塩濃縮系	—	主配管（溶液保持系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：クラン及びプルトニウム主炭石膏液
844	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	脱塩濃縮系	—	主配管（溶えい状入切止系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：クラン及びプルトニウム主炭石膏液
845	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	濃縮液受槽	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
846	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	シール槽	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	3114-011 （シール槽A） 3114-112 （シール槽B）
847	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	UO3受槽	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	3114-021 （UO3受槽A） 3114-022 （UO3受槽B）
848	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	規格外製品受槽	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	3114-031 （規格外製品受槽A） 3114-032 （規格外製品受槽B）
849	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	規格外製品容器	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	3114-9310 （規格外製品容器A） 3114-9320 （規格外製品容器B）
850	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	シード供給槽	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	3115-9210 （シード供給槽A） 3115-9220 （シード供給槽B）
851	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	サンプリング用UO3受槽	容器	BA	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
852	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	溶解用UO3供給槽	容器	BA	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
853	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	濃縮液受槽第２ハ溶受皿	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
854	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	UO3解液受槽第２ハ溶受皿	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
855	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	バックアップフィルタ	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	3113-F210 （バックアップフィルタA） 3113-F2300 （バックアップフィルタB）
856	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	充てん用バックアップフィルタ	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	3116-F410 （充てん用バックアップフィルタA） 3116-F4210 （充てん用バックアップフィルタB）
857	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	脱硝塔	熱交換器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	3113-651 （脱硝塔A） 3113-652 （脱硝塔B）
858	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	UO3溶解槽	熱交換器	BA	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
859	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	主要弁（3113-V3041, V3042, V4041, V4042）	主要弁	BA	4	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
860	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	主配管（溶液保持系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：クラン及びプルトニウム主炭石膏液
861	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	主配管（溶えい状入切止系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：クラン及びプルトニウム主炭石膏液
862	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	充てん台車	搬送設備	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	3116-951 （充てん台車A） 3116-952 （充てん台車B）
863	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	貯蔵容器クレーン	搬送設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第六項 | 第二十七条第七項 | 第二十七条第八項 | 第二十七条第九項 | 第二十七条第十項 | 第二十七条第十一項 | 第二十七条第十二項 | 第二十七条第十三項 | 第二十八条第一項第一号 | 第二十八条第一項第二号 | 第二十八条第一項第三号 | 第二十八条第一項第四号 | 第二十八条第二項 | 第二十八条第三項第一号 | 第二十八条第三項第二号 | 第二十八条第三項第三号 | 第二十八条第四項 | 第二十八条第五項第一号 | 第二十八条第五項第二号 | 第二十八条第五項第三号 | 第二十八条第六項 | 第二十八条第七項 | 第二十八条第八項 | 第二十八条第九項 | 第二十九条第一項 | 第二十九条第二項 | 第二十九条第三項 | 第二十九条第四項 | 第二十九条第五項 | 第二十九条第六項 | 第二十九条第七項 | 第二十九条第八項 | 第二十九条第九項 | 第二十九条第十項 | 第二十九条第十一項 | 第二十九条第十二項 | 第二十九条第十三項 | 第二十九条第十四項 | 第二十九条第十五項 | 第二十九条第十六項 | 第二十九条第十七項 | 第二十九条第十八項 | 第二十九条第十九項 | 第二十九条第二十項 | 第二十九条第二十一項 | 第二十九条第二十二項 | 第二十九条第二十三項 | 第二十九条第二十四項 | 第二十九条第二十五項 | 第二十九条第二十六項 | 第二十九条第二十七項 | 第二十九条第二十八項 | 第二十九条第二十九項 | 第二十九条第三十項 | 第二十九条第三十一項 | 第二十九条第三十二項 | 第二十九条第三十三項 | 第二十九条第三十四項 | 第二十九条第三十五項 | 第二十九条第三十六項 | 第二十九条第三十七項 | 第二十九条第三十八項 | 第二十九条第三十九項 | 第二十九条第四十項 | 第二十九条第四十一項（第一号） | 第二十九条第四十一項（第二号） | 第二十九条第四十一項（第三号） | 第二十九条第四十一項（第四号） | 第二十九条第四十二項 | 第二十九条第四十三項 | 第二十九条第四十四項 | 第二十九条第四十五項 | 第二十九条第四十六項 | 第二十九条第四十七項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項
799	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽第１エアリフトポンプ入分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
800	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽第２エアリフトポンプ入分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
801	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽第３エアリフトポンプ入分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
802	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第４一時貯留処理槽第４エアリフトポンプ入分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
803	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	常設IA	B+2/B3	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：重大事故時可搬性中性子吸収材供給系 従ガス貯留設備 臨界事故時水素掃気系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
804	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第１セル漏えい検受盆２（シールポット）	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
805	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第５一時貯留処理槽ルアリフトポンプ台分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
806	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽第１エアリフトポンプ入分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
807	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽第２エアリフトポンプ入分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
808	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	第７一時貯留処理槽ルアリフトポンプ台分離ポット	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
809	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第１セル漏えい検受盆１	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
810	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第２セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
811	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第１セル漏えい検受盆２	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設IA	S′(S)，1.25s	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替換気設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
812	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	クラン脱離受槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
813	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第３セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
814	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（原液保持系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	B，S，1.25s/—	—	—	流体：硝酸ブルトニウム溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
815	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（原液保持系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：硝酸ウラニル溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
816	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（廃ガス処理系，蒸発乾固対策用セル構出系，水素対策用セル構出系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設IA	S′(S)，1.25s	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替換気設備	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
817	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（放射性除去系，再処理設備本体用，内部ループ最小系，冷却ジャケット等最小系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	安重	常設IA	S′(S)，1.25s	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
818	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素掃気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—
819	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素掃気系，貯槽等注水系，未然防止掃気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設IA	S′(S)，1.25s	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	流体1：圧縮空気 流体2：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
820	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素掃気系，未然防止掃気系，臨界事故時水素掃気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設IA	S′(S)，1.25s	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全圧縮空気系 臨界事故時水素掃気系	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
821	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（廃よい槽回収系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，B/—	—	流体：硝酸プルトニウム溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
822	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（水素掃気系，貯槽等注水系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設IA	S′(S)，1.25s	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全冷却水系	流体1：圧縮空気 流体2：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
823	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（廃ガス処理系，蒸発乾固対策用セル構出系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設IA	S′(S)，1.25s	主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替換気設備	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
824	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（廃よい第１貯回収系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：硝酸ウラニル溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
825	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	—	—	主配管（廃よい第２貯回収系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：硝酸ウラニル溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
826	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給槽	—	重大事故時可搬性中性子吸収材供給槽（第５一時貯留処理槽用）	容器	AC	1	②-2	新設	—	常設IA	—/B	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
827	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	重大事故時可搬性中性子吸収材供給槽（第７一時貯留処理槽用）	容器	AC	1	②-2	新設	—	常設IA	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
828	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	主要弁[redacted]	主要弁	AC	2	②-2	新設	—	常設IA	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
829	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	主要弁[redacted]	主要弁	AC	2	②-2	新設	—	常設IA	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
830	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	主配管（重大事故時可搬性中性子吸収材供給系：精製施設用）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設IA	—/S，B	—	—	流体：硝酸ガドリニウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
831	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	主配管（重大事故時可搬性中性子吸収材供給系：精製施設用，臨界事故時水素掃気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	—	常設IA	—/S，(S)	主：重大事故時可搬性中性子吸収材供給系 従：臨界事故時水素掃気系	流体1：硝酸ガドリニウム 流体2：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
832	再処理設備本体	特殊施設	精製建屋一時貯留処理設備	重大事故時可搬性中性子吸収材供給系	—	主配管（重大事故時可搬性中性子吸収材供給系：精製施設用，再処理止排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	—	常設IA	—/S，(S)，1.25s	主：重大事故時可搬性中性子吸収材供給系 従：代替安全圧縮空気系	流体1：硝酸ガドリニウム 流体2：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
833	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	受入れ系	—	硝酸クラニル貯槽	容器	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	3111-911 （硝酸クラニル貯槽A） 3111-921 （硝酸クラニル貯槽B）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
834	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	受入れ系	—	硝酸クラニル貯槽第１室漏えい検受盆	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
835	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	受入れ系	—	硝酸クラニル貯槽第２室漏えい検受盆	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
836	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	受入れ系	—	硝酸クラニルポンプ室漏えい検受盆	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
837	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	受入れ系	—	主配管（原液保持系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウム含有溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
838	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	受入れ系	—	硝酸クラニル貯槽サンプリングプード	核物質等取扱ボックス	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3111-1991 （硝酸クラニル貯槽Aサンプリングプード） 3111-1992 （硝酸クラニル貯槽Bサンプリングプード）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
839	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	脱硝濃縮系	—	硝酸クラニル供給槽	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
840	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	脱硝濃縮系	—	硝酸クラニル供給槽漏えい検受盆	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
841	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	脱硝濃縮系	—	濃縮加温よい検受盆	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
842	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	脱硝濃縮系	—	濃縮加	熱交換器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
843	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	脱硝濃縮系	—	主配管（原液保持系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウム含有溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
844	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	脱硝濃縮系	—	主配管（廃よい第１貯回収系）（止系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウム含有溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
845	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	濃縮液受槽	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
846	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	シール槽	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	3114-911 （シール槽A） 3114-912 （シール槽B）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
847	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	NOx受槽	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	3114-921 （NOx受槽A） 3114-922 （NOx受槽B）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
848	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	規格外製品受槽	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	3114-931 （規格外製品受槽A） 3114-932 （規格外製品受槽B）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
849	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	規格外製品容器	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	3114-9310 （規格外製品容器A） 3114-9320 （規格外製品容器B）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
850	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	シード供給槽	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	3113-9210 （シード供給槽A） 3113-9220 （シード供給槽B）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
851	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	サンプリング用NOx受槽	容器	BA	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
852	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	溶解用NOx供給槽	容器	BA	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
853	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	濃縮液受槽漏えい検受盆	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
854	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	NOx溶解液受槽漏えい検受盆	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
855	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	バックアップフィルタ	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	3113-9240 （バックアップフィルタA） 3113-9250 （バックアップフィルタB）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
856	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	充てん用バックアップフィルタ	容器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	3114-9410 （充てん用バックアップフィルタA） 3114-9420 （充てん用バックアップフィルタB）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
857	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	脱硝塔	熱交換器	BA	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	3113-821 （脱硝塔A） 3113-822 （脱硝塔B）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
858	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	NOx溶解槽	熱交換器	BA	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
859	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	主要弁（3113-V3041，V3042，V4041，V4042）	主要弁	BA	4	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
860	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	主配管（原液保持系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウム含有溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
861	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	主配管（廃よい第２貯回収系）（止系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウム含有溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
862	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	充てん台車	搬送設備	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	3114-861 （充てん台車A） 3114-862 （充てん台車B）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
863	再処理設備本体	脱硝施設	クラン脱硝設備	クラン脱硝系	—	貯蔵容器クレーン	搬送設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
664	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	クラン脱硝系	—	貯蔵容器ホイスト	搬送設備	B1	2	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	H14-WE110 （貯蔵容器ホイスト1） H14-WE104 （貯蔵容器ホイスト2）
665	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	クラン脱硝系	—	除染フード	核物質等取扱ボックス	B1	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
666	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	クラン脱硝系	—	103箱経受理サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	B1	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
667	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	硝酸クラウル貯槽	容器	C1	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
668	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	受重ポット	容器	C1	4	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	受重ポット1 [redacted] 受重ポット2 [redacted] 受重ポット3 [redacted] 受重ポット4 [redacted]
669	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	硝酸プルトニウム貯槽エアリフトジェット分離ポット	容器	C1	4	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	硝酸プルトニウム貯槽エアリフトジェット分離ポット [redacted] 硝酸プルトニウム貯槽エアリフトポンプ分離ポット [redacted] 硝酸プルトニウム貯槽エアリフトポンプ分離ポット [redacted] 硝酸プルトニウム貯槽エアリフトポンプ分離ポット [redacted]
670	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	硝酸クラウル供給槽	容器	C1	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
671	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	混合槽Ⅹアラフトポンプ分離ポット	容器	C1	6	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	混合槽Ⅹアラフトポンプ分離ポット [redacted] 混合槽Ⅹアラフトポンプ分離ポット [redacted] 混合槽Ⅹアラフトポンプで分離ポット [redacted] 混合槽Ⅹアラフトポンプ分離ポット [redacted] 混合槽Ⅹアラフトポンプ分離ポット [redacted] 混合槽Ⅹアラフトポンプで分離ポット [redacted]
672	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	一時貯槽Ⅹアラフトポンプ分離ポット	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	一時貯槽Ⅹアラフトポンプ分離ポット [redacted] 一時貯槽Ⅹアラフトポンプ分離ポット [redacted]
673	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	硝酸プルトニウム貯槽セル漏えい液受皿	容器	C1	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
674	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	硝酸クラウル貯槽漏えい液受皿	容器	C1	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
675	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	硝酸クラウル供給槽漏えい液受皿	容器	C1	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
676	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	混合槽セル漏えい液受皿	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	混合槽セル漏えい液受皿 [redacted] 混合槽セル漏えい液受皿 [redacted]
677	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	一時貯槽セル漏えい液受皿	容器	C1	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
678	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	硝酸プルトニウム貯槽	熱交換器	C1	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：溶液系 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全圧縮空気系	—	
679	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	混合槽	熱交換器	C1	2	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：溶液系 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全圧縮空気系	—	混合槽A [redacted] 混合槽B [redacted]
680	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	一時貯槽	熱交換器	C1	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：溶液系 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全圧縮空気系	—	
681	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	一時貯槽ポンプ	ポンプ	C1	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
682	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	漏えい液移送ポンプ	ポンプ	C1	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	漏えい液移送ポンプA 漏えい液移送ポンプB [redacted]
683	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	主配管（溶液保持系）	主配管	C1 A704 系	一式	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	流体：プルトニウムを含む溶液
684	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	主配管（抽出廃液系，再処理設備本体用，内部ループ通水系，冷却ハイル等通水系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：溶液系 従：代替安全冷却水系	—	流体：冷却水
685	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	主配管（漏えい液回収系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：プルトニウムを含む溶液
686	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	主配管（水素排気系，貯槽等圧水系，水洗防止排気系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：溶液系 従：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体：圧縮空気
687	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	主配管（抽出廃液系，再処理設備本体用，内部ループ通水系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：溶液系 従：代替安全冷却水系	—	流体：冷却水
688	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	主配管（漏えい液回収系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：プルトニウムを含む溶液
689	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—	流体：クランを含む溶液
690	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	主配管（溶液保持系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：クランを含む溶液
691	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	定重ポットグローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1，B-2，1.25s/—	—	—	定重ポットグローブボックス1 [redacted] 定重ポットグローブボックス2 [redacted]
692	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	硝酸プルトニウム移送グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	改造	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
693	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	一時貯槽第1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	改造	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
694	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	一時貯槽第2グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
695	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	真空グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
696	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	クラン脱硝系	—	中間ポット	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	中間ポット1 [redacted] 中間ポット2 [redacted]
697	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・ブルトニウム混合脱硝設備	クラン脱硝系	—	凝縮液受槽	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	凝縮液受槽A [redacted] 凝縮液受槽B [redacted]

| 番号 | 第四条第1項 | 第四条第2項 | 第五条第1項 | 第五条第2項 | 第六条第1項 | 第六条第2項 | 第七条第1項 | 第八条第1項 | 第八条第2項 | 第八条第3項 | 第九条第1項 | 第十条第1項 | 第十条第1項第一号 | 第十条第1項第二号 | 第十条第1項第三号 | 第十条第1項第四号 | 第十条第1項第五号 | 第十条第1項第六号 | 第十条第1項第七号 | 第十条第1項第八号 | 第十条第1項第九号イ | 第十条第1項第九号ロ | 第十条第1項第九号ハ | 第十条第1項第十号 | 第十条第1項第十一号 | 第十条第1項第十二号 | 第十条第1項第十三号 | 第十条第1項第十四号 | 第十条第1項第十五号 | 第十条第1項第十六号 | 第十条第1項第十七号 | 第十条第1項第十八号 | 第十条第1項第十九号 | 第十条第1項第二十号 | 第十条第1項第二十一号 | 第十条第1項第二十二号 | 第十条第1項第二十三号 | 第十条第1項第二十四号 | 第十条第1項第二十五号 | 第十条第1項第二十六号 | 第十条第1項第二十七号 | 第十条第1項第二十八号 | 第十条第1項第二十九号 | 第十条第1項第三十号 | 第十条第1項第三十一号 | 第十条第1項第三十二号 | 第十条第1項第三十三号 | 第十条第1項第三十四号 | 第十条第1項第三十五号 | 第十条第1項第三十六号 | 第十条第1項第三十七号 | 第十条第1項第三十八号 | 第十条第1項第三十九号 | 第十条第1項第四十号 | 第十条第1項第四十一号 | 第十条第1項第四十二号 | 第十条第1項第四十三号 | 第十条第1項第四十四号 | 第十条第1項第四十五号 | 第十条第1項第四十六号 | 第十条第1項第四十七号 | 第十条第1項第四十八号 | 第十条第1項第四十九号 | 第十条第1項第五十号 | 第十条第1項第五十一号 | 第十条第1項第五十二号 | 第十条第1項第五十三号 | 第十条第1項第五十四号 | 第十条第1項第五十五号 | 第十条第1項第五十六号 | 第十条第1項第五十七号 | 第十条第1項第五十八号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
664	再処理設備本体	廃棄施設	クラン廃棄設備	クラン廃棄系	—	貯蔵容器ホイスト	搬送設備	B4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	3114-WS10 （貯蔵容器ホイスト4） 3114-WS10 （貯蔵容器ホイスト5）
665	再処理設備本体	廃棄施設	クラン廃棄設備	クラン廃棄系	—	除染フード	核物質等取扱ボックス	B4	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
666	再処理設備本体	廃棄施設	クラン廃棄設備	クラン廃棄系	—	103溶解槽受槽サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	B4	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
667	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	硝酸クラウル貯槽	容器	C4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
668	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	受重ポット	容器	C4	6	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	受重ポット3 [redacted] 受重ポット4 [redacted] 受重ポット5 [redacted] 受重ポット6
669	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	硝酸プルトニウム貯槽エアリフトジェット分離ポット	容器	C4	6	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	硝酸プルトニウム貯槽エアリフトジェット分離ポット [redacted] 硝酸プルトニウム貯槽エアリフトポンプ分離ポット [redacted] 硝酸プルトニウム貯槽エアリフトポンプ分離ポット [redacted] 硝酸プルトニウム貯槽エアリフトポンプ分離ポット [redacted]
670	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	硝酸クラウル供給槽	容器	C4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
671	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	混合槽Bアジャストポンプ分離ポット	容器	C4	6	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	混合槽Bアジャストポンプ分離ポット [redacted] 混合槽Bアジャストポンプ分離ポット [redacted] 混合槽Bアジャストポンプ分離ポット [redacted] 混合槽Bアジャストポンプ分離ポット [redacted] 混合槽Bアジャストポンプ分離ポット [redacted]
672	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	一時貯槽Bアジャストポンプ分離ポット	容器	C4	2	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	一時貯槽Bアジャストポンプ分離ポット [redacted] 一時貯槽Bアジャストポンプ分離ポット [redacted]
673	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	硝酸プルトニウム貯槽セル漏えい検受皿	容器	C4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
674	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	硝酸クラウル貯槽漏えい検受皿	容器	C4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
675	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	硝酸クラウル供給槽漏えい検受皿	容器	C4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
676	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	混合槽セル漏えい検受皿	容器	C4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	混合槽セル漏えい検受皿 [redacted] 混合槽セル漏えい検受皿 [redacted]
677	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	一時貯槽セル漏えい検受皿	容器	C4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
678	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	硝酸プルトニウム貯槽	熱交換器	C4	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：溶液系 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全圧縮空気系	—	
679	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	混合槽	熱交換器	C4	2	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：溶液系 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全圧縮空気系	—	混合槽A [redacted] 混合槽B [redacted]
680	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	一時貯槽	熱交換器	C4	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.25s/(S)，1.25s	主：溶液系 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全圧縮空気系	—	
681	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	一時貯槽ポンプ	ポンプ	C4	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
682	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	漏えい液移送ポンプ	ポンプ	C4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	漏えい液移送ポンプA 漏えい液移送ポンプB [redacted]
683	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	主配管（溶液保持系）	主配管	C4 A704 系	一式	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
684	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	主配管（抽出廃液系，再処理設備本体用，内部ループ通水系，冷却ジャケット等通水系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：溶液系 従：代替安全冷却水系	—	流体：冷却水
685	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	主配管（漏えい液回収系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
686	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	主配管（水素排気系，貯槽等圧水系，水洗防止排気系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：溶液系 従：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体：圧縮空気
687	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	主配管（抽出廃液系，再処理設備本体用，内部ループ通水系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：溶液系 従：代替安全冷却水系	—	流体：冷却水
688	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	主配管（漏えい液回収系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：プルトニウムを含む溶液
689	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—	流体：クランを含む溶液
690	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	主配管（溶液保持系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：クランを含む溶液
691	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	定量ポットグローブボックス	核物質等取扱ボックス	C4	2	②-2	既設	安重	—	B-1，B-2，1.25s/—	—	—	定量ポットグローブボックス [redacted] 定量ポットグローブボックス [redacted]
692	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	硝酸プルトニウム移送グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C4	1	②-2	改造	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
693	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	一時貯槽第1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C4	1	②-2	改造	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
694	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	一時貯槽第2グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C4	1	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	
695	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	溶液系	—	異空グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C4	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
696	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	クラン・プルトニウム廃合廃棄系	—	中間ポット	容器	C4	2	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	中間ポット5 [redacted] 中間ポット6 [redacted]
697	再処理設備本体	廃棄施設	クラン・プルトニウム廃合廃棄設備	クラン・プルトニウム廃合廃棄系	—	凝縮廃液受槽	容器	C4	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	凝縮廃液受槽A [redacted] 凝縮廃液受槽B [redacted]

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第六項第一号 | 第二十七条第六項第二号 | 第二十七条第七項第一号 | 第二十七条第七項第二号 | 第二十七条第七項第三号 | 第二十七条第七項第四号 | 第二十七条第七項第五号 | 第二十七条第八項第一号 | 第二十七条第八項第二号 | 第二十七条第八項第三号 | 第二十七条第八項第四号 | 第二十七条第八項第五号 | 第二十七条第八項第六号 | 第二十七条第八項第七号 | 第二十七条第八項第八号 | 第二十七条第九項第一号 | 第二十七条第九項第二号 | 第二十七条第九項第三号 | 第二十七条第九項第四号 | 第二十七条第九項第五号 | 第二十七条第九項第六号 | 第二十七条第九項第七号 | 第二十七条第九項第八号 | 第二十七条第九項第九号 | 第二十七条第十項第一号 | 第二十七条第十項第二号 | 第二十七条第十項第三号 | 第二十七条第十項第四号 | 第二十七条第十項第五号 | 第二十七条第十項第六号 | 第二十七条第十項第七号 | 第二十七条第十項第八号 | 第二十七条第十項第九号 | 第二十七条第十一項第一号イ | 第二十七条第十一項第一号ロ | 第二十七条第十一項第一号ハ | 第二十七条第十一項第一号ニ | 第二十七条第十一項第一号ホ | 第二十七条第十一項第一号ヘ | 第二十七条第十一項第一号ト | 第二十七条第十一項第二号 | 第二十七条第十一項第三号 | 第二十八条第一項第一号 | 第二十八条第一項第二号 | 第二十八条第一項第三号 | 第二十八条第一項第四号 | 第二十八条第一項第五号 | 第二十八条第一項第六号 | 第二十八条第一項第七号 | 第二十八条第一項第八号 | 第二十八条第一項第九号 | 第二十八条第二項第一号 | 第二十八条第二項第二号 | 第二十八条第二項第三号 | 第二十八条第二項第四号 | 第二十八条第二項第五号 | 第二十八条第二項第六号 | 第二十八条第二項第七号 | 第二十八条第二項第八号 | 第二十八条第二項第九号 | 第二十八条第二項第十号 | 第二十八条第二項第十一号 | 第二十八条第二項第十二号 | 第二十八条第二項第十三号 | 第二十八条第二項第十四号 | 第二十八条第二項第十五号 | 第二十八条第二項第十六号 | 第二十八条第二項第十七号 | 第二十八条第二項第十八号 | 第二十八条第二項第十九号 | 第二十八条第二項第二十号 | 第二十八条第二項第二十一号 | 第二十八条第二項第二十二号 | 第二十八条第二項第二十三号 | 第二十八条第二項第二十四号 | 第二十八条第二項第二十五号 | 第二十八条第二項第二十六号 | 第二十八条第二項第二十七号 | 第二十八条第二項第二十八号 | 第二十八条第二項第二十九号 | 第二十八条第二項第三十号 | 第二十八条第二項第三十一号 | 第二十八条第二項第三十二号 | 第二十八条第二項第三十三号 | 第二十八条第二項第三十四号 | 第二十八条第二項第三十五号 | 第二十八条第二項第三十六号 | 第二十八条第二項第三十七号 | 第二十八条第二項第三十八号 | 第二十八条第二項第三十九号 | 第二十八条第二項第四十号 | 第二十八条第二項第四十一号 | 第二十八条第二項第四十二号 | 第二十八条第二項第四十三号 | 第二十八条第二項第四十四号 | 第二十八条第二項第四十五号 | 第二十八条第二項第四十六号 | 第二十八条第二項第四十七号 | 第二十八条第二項第四十八号 | 第二十八条第二項第四十九号 | 第二十八条第二項第五十号 | 第二十八条第二項第五十一号 | 第二十八条第二項第五十二号 | 第二十八条第二項第五十三号 | 第二十八条第二項第五十四号 | 第二十八条第二項第五十五号 | 第二十八条第二項第五十六号 | 第二十八条第二項第五十七号 | 第二十八条第二項第五十八号 | 第二十八条第二項第五十九号 | 第二十八条第二項第六十号 | 第二十八条第二項第六十一号 | 第二十八条第二項第六十二号 | 第二十八条第二項第六十三号 | 第二十八条第二項第六十四号 | 第二十八条第二項第六十五号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第二項	第五十一条第一項
064	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	クラン脱硝系	—	貯蔵容器ホイスト	搬送設備	B4	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	314-WD10 (貯蔵容器ホイスト) 311-WD10 (貯蔵容器ホイスト)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
065	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	クラン脱硝系	—	除染フード	核物質等取扱ボックス	B4	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
066	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	クラン脱硝系	—	103溶解液受槽サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	B4	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
067	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	硝酸ウラニル貯槽	容器	C4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
068	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	受重ポット	容器	C4	6	②-2	既設	安重	—	S, 1.25s/—	—	—	受重ポット3 [redacted] 受重ポット4 [redacted] 受重ポット5 [redacted] 受重ポット6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
069	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	硝酸プルトニウム貯槽エアリフトポンプ分離ポット	容器	C4	6	②-2	既設	安重	—	S, 1.25s/—	—	—	硝酸プルトニウム貯槽エアリフトポンプ1分離ポット [redacted] 硝酸プルトニウム貯槽エアリフトポンプ2分離ポット [redacted] 硝酸プルトニウム貯槽エアリフトポンプ3分離ポット [redacted] 硝酸プルトニウム貯槽エアリフトポンプ4分離ポット [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
070	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	硝酸ウラニル供給槽	容器	C4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
071	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	混合槽Aアリフトポンプ分離ポット	容器	C4	6	②-2	既設	安重	—	S, 1.25s/—	—	—	混合槽Aアリフトポンプ1分離ポット [redacted] 混合槽Aアリフトポンプ2分離ポット [redacted] 混合槽Aアリフトポンプ3分離ポット [redacted] 混合槽Aアリフトポンプ4分離ポット [redacted] 混合槽Aアリフトポンプ5分離ポット [redacted] 混合槽Aアリフトポンプ6分離ポット [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
072	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	一時貯槽Aアリフトポンプ分離ポット	容器	C4	2	②-2	既設	安重	—	S, 1.25s/—	—	—	一時貯槽Aアリフトポンプ1分離ポット [redacted] 一時貯槽Aアリフトポンプ2分離ポット [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
073	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	硝酸プルトニウム貯槽セル漏えい液受皿	容器	C4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
074	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	硝酸ウラニル貯槽漏えい液受皿	容器	C4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
075	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	硝酸ウラニル供給槽漏えい液受皿	容器	C4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
076	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	混合槽セル漏えい液受皿	容器	C4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	混合槽1セル漏えい液受皿 [redacted] 混合槽2セル漏えい液受皿 [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
077	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	一時貯槽セル漏えい液受皿	容器	C4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
078	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	硝酸プルトニウム貯槽	熱交換器	C4	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.25s/(S), 1.25s	主：溶液系 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全圧縮空気系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
079	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	混合槽	熱交換器	C4	2	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.25s/(S), 1.25s	主：溶液系 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全圧縮空気系	—	混合槽A [redacted] 混合槽B [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
080	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	一時貯槽	熱交換器	C4	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.25s/(S), 1.25s	主：溶液系 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全圧縮空気系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
081	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	一時貯槽ポンプ	ポンプ	C4	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
082	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	漏えい液移送ポンプ	ポンプ	C4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	漏えい液移送ポンプA 漏えい液移送ポンプB [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
083	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	主配管（溶液保持系）	主配管	C4 A704 系	一式	②-2	既設	安重	—	S, 1.25s/—	—	—	成体：プルトニウムを含む溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
084	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	主配管（崩壊熱除去系，再処理設備本体用，内部ループ過冷水系，冷却コイル等過冷水系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.25s	主：溶液系 従：代替安全冷却水系	—	成体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
085	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	主配管（漏えい液回収系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	成体：プルトニウムを含む溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
086	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	主配管（水素排気系，貯槽等圧水系，水素防止排気系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.25s	主：溶液系 従：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	成体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
087	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	主配管（崩壊熱除去系：再処理設備本体用，内部ループ過冷水系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.25s	主：溶液系 従：代替安全冷却水系	—	成体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
088	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	主配管（漏えい液回収系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	成体：プルトニウムを含む溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
089	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—	成体：クランを含む溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
090	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	主配管（溶液保持系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	成体：クランを含む溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
091	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	受重ポットグローブボックス	核物質等取扱ボックス	C4	2	②-2	既設	安重	—	B-1, B-2, 1.25s/—	—	—	受重ポットグローブボックス1 [redacted] 受重ポットグローブボックス2 [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
092	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	硝酸プルトニウム移送グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C4	1	②-2	改造	安重	—	S, 1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
093	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	一時貯槽第1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C4	1	②-2	改造	安重	—	S, 1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
094	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	一時貯槽第2グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C4	1	②-2	既設	安重	—	S, 1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
095	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	廃液グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C4	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
096	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	クラン・プルトニウム混合脱硝系	—	中間ポット	容器	C4	2	②-2	既設	安重	—	S, 1.25s/—	—	—	中間ポット1 [redacted] 中間ポット2 [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
097	再処理設備本体	製精施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	クラン・プルトニウム混合脱硝系	—	凝縮廃液受槽	容器	C4	2	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	凝縮廃液受槽A [redacted] 凝縮廃液受槽B [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
898	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	福福廃液貯槽	容器	C1	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	福福廃液貯槽1 福福廃液貯槽[redacted]
899	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	回収ポット	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	回収ポット1 回収ポット[redacted]
900	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	福福廃液ろ過器1廃液受出槽	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	福福廃液ろ過器1廃液受出槽 福福廃液ろ過器1廃液受出槽[redacted]
901	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	排気分離器	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	排気分離器1 排気分離器[redacted]
902	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	福福廃液受槽セル漏えい検受盆	容器	C1	2	②-2	既設	非安重	常設SA	B/(S)，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合槽経系 従：代替換気設備	—	福福廃液受槽セル漏えい検受盆1 福福廃液受槽セル漏えい検受盆[redacted]
903	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	福福廃液貯槽セル漏えい検受盆	容器	C1	1	②-2	既設	非安重	常設SA	B/(S)，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合槽経系 従：代替換気設備	—	
904	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	福福廃液ろ過器	ろ過装置	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	福福廃液ろ過器A 福福廃液ろ過器B[redacted]
905	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	排気分離器気送管ガス第1高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	4	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	排気分離器A気送管ガス第1高性能粒子フィルタ 排気分離器A気送管ガス第1高性能粒子フィルタ1 排気分離器B気送管ガス第1高性能粒子フィルタ 排気分離器B気送管ガス第1高性能粒子フィルタ1[redacted]
906	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	排気分離器気送管ガス第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウム全含む粉末及び酸化粉末
907	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	主配管（原液保持系）	主配管	C1	—式	②-2	既設	安重	—	B，S，1.25s/—	—	—	流体：硝酸
908	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	主配管（薄い硝酸以系）	主配管	C1	—式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウム全含む溶液
909	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	主配管（濃い硝酸以系）	主配管	C1	—式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウム全含む粉末及び酸化粉末
910	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	主配管（原液保持系，廃ガス処理系）	主配管	C1	—式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：クラン・プルトニウム全含む粉末及び酸化粉末
911	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	脱硝装置（本体）	機械装置	C1	2	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	脱硝装置1（本体） 脱硝装置2（本体）[redacted]
912	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	脱硝装置（附属品：脱硝塔）	機械装置	C1	10	②-2	既設	安重	—	—/—	—	—	脱硝装置1（附属品：脱硝塔） 脱硝装置2（附属品：脱硝塔）[redacted]
913	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	脱硝蒸散放装置	機械装置	C1	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	脱硝蒸散放装置1 脱硝蒸散放装置2[redacted]
914	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	脱硝装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	改造	安重	—	B-1，B-2，1.25s/—	—	—	脱硝装置グローブボックス1 脱硝装置グローブボックス2[redacted]
915	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	脱硝蒸散放装置1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	改造	安重	—	B-1/—	—	—	脱硝蒸散放装置1グローブボックス1 脱硝蒸散放装置1グローブボックス2[redacted]
916	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	脱硝蒸散放装置2グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	改造	安重	—	B-1/—	—	—	脱硝蒸散放装置2グローブボックス1 脱硝蒸散放装置2グローブボックス2[redacted]
917	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	脱硝蒸散放装置3グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	改造	安重	—	B-1/—	—	—	脱硝蒸散放装置3グローブボックス1 脱硝蒸散放装置3グローブボックス2[redacted]
918	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	脱硝蒸散放装置4グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	改造	安重	—	B-1/—	—	—	脱硝蒸散放装置4グローブボックス1 脱硝蒸散放装置4グローブボックス2[redacted]
919	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	福福廃液受入グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
920	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	福福廃液払出グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
921	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	焙焼・還元系	—	還元気送混気分離器	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	還元気送混気分離器 還元気送混気分離器[redacted]
922	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	焙焼・還元系	—	リワーク焙焼気送混気分離器	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	リワーク焙焼気送混気分離器 リワーク焙焼気送混気分離器[redacted]
923	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	焙焼・還元系	—	酸硝粉末供給ホッパ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	酸硝粉末供給ホッパ1 酸硝粉末供給ホッパ2[redacted]
924	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	焙焼・還元系	—	焙焼粉末供給ホッパ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	焙焼粉末供給ホッパ1 焙焼粉末供給ホッパ2[redacted]
925	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	焙焼・還元系	—	焙焼炉粉末払出ホッパ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	
926	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	焙焼・還元系	—	焙焼炉UF6廃ガスフィルタ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	焙焼炉UF6廃ガスフィルタ 焙焼炉UF6廃ガスフィルタ[redacted]
927	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	焙焼・還元系	—	還元炉UF6廃ガスフィルタ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	還元炉UF6廃ガスフィルタ 還元炉UF6廃ガスフィルタ[redacted]
928	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	焙焼・還元系	—	リワーク焙焼気送廃ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	リワーク焙焼気送廃ガス高性能粒子フィルタ リワーク焙焼気送廃ガス高性能粒子フィルタ[redacted]
929	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	焙焼・還元系	—	還元気送廃ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	3	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	還元気送廃ガス高性能粒子フィルタ 還元気送廃ガス高性能粒子フィルタ[redacted]
930	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	焙焼・還元系	—	還元気送廃ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	
931	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	焙焼・還元系	—	主配管（原液保持系）	主配管	C1	—式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：硝酸粉末
932	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	焙焼・還元系	—	主配管（原液保持系，廃ガス処理系）	主配管	C1	—式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：クラン・プルトニウム全含む粉末及び酸化粉末
933	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	焙焼・還元系	—	焙焼炉	機械装置	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	
934	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	焙焼・還元系	—	還元炉	機械装置	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	還元炉1 還元炉2[redacted]
935	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	焙焼・還元系	—	焙焼グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	焙焼グローブボックス1 焙焼グローブボックス2[redacted]
936	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	焙焼・還元系	—	還元グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	還元グローブボックス1 還元グローブボックス2[redacted]
937	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	粉体系	—	混合気送混気分離器	容器	C1	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
938	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	粉体系	—	リワーク粉砕気送混気分離器	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	リワーク粉砕気送混気分離器 リワーク粉砕気送混気分離器[redacted]
939	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	粉体系	—	粉砕機供給ホッパ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	粉砕機供給ホッパ 粉砕機供給ホッパ[redacted]
940	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽設備	粉体系	—	保管容器	運搬・製品容器	C1	8	②-2	既設	安重	—	—/—	—	—	保管容器1~9 保管容器7~8[redacted]

| 番号 | 第四条第1項 | 第四条第2項 | 第五条第1項 | 第五条第3項 | 第六条第1項 | 第六条第3項 | 第七条第1項 | 第七条第2項 | 第八条第1項 | 第八条第3項 | 第九条第1項 | 第九条第3項 | 第十条第1項 | 第十条第1項第一号 | 第十条第1項第二号 | 第十条第1項第四号 | 第十条第1項第五号 | 第十条第1項第八号 | 第十条第1項第七号 | 第十条第1項第九号イ | 第十条第1項第九号ロ | 第十条第1項第九号ハ | 第十条第1項第十号 | 第十条第1項第十一号 | 第十条第1項第十二号 | 第十条第1項第十三号 | 第十条第1項第十四号 | 第十条第1項第十五号 | 第十条第1項第十六号 | 第十条第1項第十七号 | 第十条第1項第十八号 | 第十条第1項第十九号 | 第十条第1項第二十号 | 第十条第1項第二十一号 | 第十条第1項第二十二号 | 第十条第1項第二十三号 | 第十条第1項第二十四号 | 第十条第1項第二十五号 | 第十条第1項第二十六号 | 第十条第1項第二十七号 | 第十条第1項第二十八号 | 第十条第1項第二十九号 | 第十条第1項第三十号 | 第十条第1項第三十一号 | 第十条第1項第三十二号 | 第十条第1項第三十三号 | 第十条第1項第三十四号 | 第十条第1項第三十五号 | 第十条第1項第三十六号 | 第十条第1項第三十七号 | 第十条第1項第三十八号 | 第十条第1項第三十九号 | 第十条第1項第四十号 | 第十条第1項第四十一号 | 第十条第1項第四十二号 | 第十条第1項第四十三号 | 第十条第1項第四十四号 | 第十条第1項第四十五号 | 第十条第1項第四十六号 | 第十条第1項第四十七号 | 第十条第1項第四十八号 | 第十条第1項第四十九号 | 第十条第1項第五十号 | 第十条第1項第五十一号 | 第十条第1項第五十二号 | 第十条第1項第五十三号 | 第十条第1項第五十四号 | 第十条第1項第五十五号 | 第十条第1項第五十六号 | 第十条第1項第五十七号 | 第十条第1項第五十八号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
898	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	凝縮廃液貯槽	容器	C1	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	凝縮廃液貯槽A 凝縮廃液貯槽[redacted]
899	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	回収ポット	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	回収ポット[redacted]
900	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	凝縮廃液ろ過器A廃液払出槽	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	凝縮廃液ろ過器A廃液払出槽 凝縮廃液ろ過器B廃液払出槽[redacted]
901	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	排気分離器	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	排気分離器A 排気分離器[redacted]
902	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	凝縮廃液受槽セル漏えい液受皿	容器	C1	2	②-2	既設	非安重	常設SA	B/(3)、1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸純系 従：汚染無見込量	—	凝縮廃液受槽セル漏えい液受皿 凝縮廃液受槽セル漏えい液受皿[redacted]
903	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	凝縮廃液貯槽セル漏えい液受皿	容器	C1	1	②-2	既設	非安重	常設SA	B/(3)、1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸純系 従：汚染無見込量	—	
904	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	凝縮廃液ろ過器	ろ過装置	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	凝縮廃液ろ過器A 凝縮廃液ろ過器B[redacted]
905	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	排気分離器気送管ガス第1高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	4	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	排気分離器A気送管ガス第1高性能粒子フィルタA 排気分離器B気送管ガス第1高性能粒子フィルタA 排気分離器C気送管ガス第1高性能粒子フィルタA 排気分離器D気送管ガス第1高性能粒子フィルタA[redacted]
906	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	排気分離器気送管ガス第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウム含有酸純系
907	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	主配管（溶液保持系）	主配管	C1	—式	②-2	既設	安重	—	B、S、1.25s/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウム含有酸純系
908	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	主配管（漏えい検知式系）	主配管	C1	—式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウム含有酸純系
909	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	主配管（漏えい検知方法系）	主配管	C1	—式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウム含有酸純系
910	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	主配管（溶液保持系、廃ガス処理系）	主配管	C1	—式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウム含有酸純系及び廃酸系
911	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	酸純装置（本体）	機械装置	C1	2	②-2	既設	安重	—	S、1.25s/—	—	—	酸純装置1（本体） 酸純装置2（本体）[redacted]
912	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	酸純装置（附属品：酸純品）	機械装置	C1	10	②-2	既設	安重	—	—/—	—	—	酸純装置1（附属品：酸純品） 酸純装置2（附属品：酸純[redacted]
913	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	酸純並取扱装置	機械装置	C1	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	酸純並取扱装置1 酸純並取扱装置2[redacted]
914	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	酸純装置グローブボックス	核物質取扱ボックス	C1	2	②-2	改造	安重	—	B-1、B-2、1.25s/—	—	—	酸純装置グローブボックスA 酸純並取扱装置グローブボックスB[redacted]
915	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	酸純並取扱装置1グローブボックス	核物質取扱ボックス	C1	2	②-2	改造	安重	—	B-1/—	—	—	酸純並取扱装置1グローブボックスA 酸純並取扱装置1グローブボックスB[redacted]
916	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	酸純並取扱装置2グローブボックス	核物質取扱ボックス	C1	2	②-2	改造	安重	—	B-1/—	—	—	酸純並取扱装置2グローブボックスA 酸純並取扱装置2グローブボックスB[redacted]
917	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	酸純並取扱装置3グローブボックス	核物質取扱ボックス	C1	2	②-2	改造	安重	—	B-1/—	—	—	酸純並取扱装置3グローブボックスA 酸純並取扱装置3グローブボックスB[redacted]
918	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	酸純並取扱装置4グローブボックス	核物質取扱ボックス	C1	2	②-2	改造	安重	—	B-1/—	—	—	酸純並取扱装置4グローブボックスA 酸純並取扱装置4グローブボックスB[redacted]
919	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	凝縮廃液受入グローブボックス	核物質取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
920	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	クラン・プルトニウム混合酸純系	—	凝縮廃液払出グローブボックス	核物質取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
921	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	溶媒・還元系	—	還元気送混気分離器	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	還元気送混気分離器 還元気送混気分離器[redacted]
922	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	溶媒・還元系	—	リワーク溶媒気送混気分離器	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	リワーク溶媒気送混気分離器 リワーク溶媒気送混気分離器[redacted]
923	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	溶媒・還元系	—	酸純粉末供給ホッパ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	酸純粉末供給ホッパA 酸純粉末供給ホッパB[redacted]
924	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	溶媒・還元系	—	溶媒粉末供給ホッパ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	溶媒粉末供給ホッパA 溶媒粉末供給ホッパB[redacted]
925	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	溶媒・還元系	—	溶媒炉粉末払出ホッパ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	
926	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	溶媒・還元系	—	溶媒炉炉煙ガスフィルタ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	溶媒炉A炉煙ガスフィルタ 溶媒炉B炉煙ガスフィルタ[redacted]
927	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	溶媒・還元系	—	還元炉A炉煙ガスフィルタ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	還元炉A炉煙ガスフィルタ 還元炉B炉煙ガスフィルタ[redacted]
928	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	溶媒・還元系	—	リワーク溶媒気送混ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	リワーク溶媒気送混ガス高性能粒子フィルタA リワーク溶媒気送混ガス高性能粒子フィルタB[redacted]
929	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	溶媒・還元系	—	還元気送混ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	3	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	還元気送混ガス高性能粒子フィルタ 還元気送混ガス高性能粒子フィルタ[redacted]
930	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	溶媒・還元系	—	還元気送混ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	
931	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	溶媒・還元系	—	主配管（溶液保持系）	主配管	C1	—式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：硝酸系
932	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	溶媒・還元系	—	主配管（溶液保持系、廃ガス処理系）	主配管	C1	—式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：クラン・プルトニウム及び粉末及び廃酸系
933	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	溶媒・還元系	—	溶媒炉	機械装置	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	
934	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	溶媒・還元系	—	還元炉	機械装置	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	還元炉A 還元炉B[redacted]
935	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	溶媒・還元系	—	溶媒グローブボックス	核物質取扱ボックス	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	溶媒グローブボックスA 溶媒グローブボックスB[redacted]
936	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	溶媒・還元系	—	還元グローブボックス	核物質取扱ボックス	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	還元グローブボックスA 還元グローブボックスB[redacted]
937	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	粉体系	—	混合気送混気分離器	容器	C1	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
938	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	粉体系	—	リワーク粉砕気送混気分離器	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	リワーク粉砕気送混気分離器 リワーク粉砕気送混気分離器[redacted]
939	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	粉体系	—	粉砕機供給ホッパ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	粉砕機A供給ホッパ 粉砕機B供給ホッパ[redacted]
940	再処理設備本体	酸純施設	クラン・プルトニウム混合酸純設備	粉体系	—	保管容器	溶媒・製品容器	C1	8	②-2	既設	安重	—	—/—	—	—	保管容器1～9 保管容器7～8[redacted]

| 番号 | 第十七条第一項 | 第十七条第二項 | 第十七条第三項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第五項第六号 | 第二十七条第七項 | 第二十七条第八項 | 第二十七条第九項 | 第二十七条第十項 | 第二十七条第十一項 | 第二十七条第十二項 | 第二十七条第十三項 | 第二十七条第十四項 | 第二十七条第十五項 | 第二十七条第十六項 | 第二十七条第十七項 | 第二十七条第十八項 | 第二十七条第十九項 | 第二十七条第二十項 | 第二十七条第二十一項 | 第二十七条第二十二項 | 第二十七条第二十三項 | 第二十七条第二十四項 | 第二十七条第二十五項 | 第二十七条第二十六項 | 第二十七条第二十七項 | 第二十七条第二十八項 | 第二十七条第二十九項 | 第二十七条第三十項 | 第二十七条第三十一項 | 第二十七条第三十二項 | 第二十七条第三十三項 | 第二十七条第三十四項 | 第二十七条第三十五項 | 第二十七条第三十六項 | 第二十七条第三十七項 | 第二十七条第三十八項 | 第二十七条第三十九項 | 第二十七条第四十項 | 第二十七条第四十一項 | 第二十七条第四十二項 | 第二十七条第四十三項 | 第二十七条第四十四項 | 第二十七条第四十五項 | 第二十七条第四十六項 | 第二十七条第四十七項 | 第二十七条第四十八項 | 第二十七条第四十九項 | 第二十七条第五十項 | 第二十七条第五十一項 | 第二十七条第五十二項 | 第二十七条第五十三項 | 第二十七条第五十四項 | 第二十七条第五十五項 | 第二十七条第五十六項 | 第二十七条第五十七項 | 第二十七条第五十八項 | 第二十七条第五十九項 | 第二十七条第六十項 | 第二十七条第六十一項 | 第二十七条第六十二項 | 第二十七条第六十三項 | 第二十七条第六十四項 | 第二十七条第六十五項 | 第二十七条第六十六項 | 第二十七条第六十七項 | 第二十七条第六十八項 | 第二十七条第六十九項 | 第二十七条第七十項 | 第二十七条第七十一項 | 第二十七条第七十二項 | 第二十七条第七十三項 | 第二十七条第七十四項 | 第二十七条第七十五項 | 第二十七条第七十六項 | 第二十七条第七十七項 | 第二十七条第七十八項 | 第二十七条第七十九項 | 第二十七条第八十項 | 第二十七条第八十一項 | 第二十七条第八十二項 | 第二十七条第八十三項 | 第二十七条第八十四項 | 第二十七条第八十五項 | 第二十七条第八十六項 | 第二十七条第八十七項 | 第二十七条第八十八項 | 第二十七条第八十九項 | 第二十七条第八十九項第一号イ | 第二十七条第八十九項第一号ロ | 第二十七条第八十九項第一号ハ | 第二十七条第八十九項第二号 | 第二十七条第八十九項第三号 | 第二十七条第八十九項第四号 | 第二十七条第八十九項第五号 | 第二十七条第八十九項第六号 | 第二十七条第八十九項第七号 | 第二十七条第八十九項第八号 | 第二十七条第八十九項第九号 | 第二十七条第八十九項第十号 | 第二十七条第八十九項第十一号 | 第二十七条第八十九項第十二号 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項 | 第四十条第六項 | 第四十条第七項 | 第四十条第八項 | 第四十条第九項 | 第四十条第十項 | 第四十条第十一項第一号 | 第四十条第十一項第二号 | 第四十条第十一項第三号 | 第四十条第十一項第四号 | 第四十条第十一項第五号 | 第四十条第十一項第六号 | 第四十条第十一項第七号 | 第四十条第十一項第八号 | 第四十条第十一項第九号 | 第四十条第十一項第十号 | 第四十条第十一項第十一号 | 第四十条第十一項第十二号 | 第四十条第十一項第十三号 | 第四十条第十一項第十四号 | 第四十条第十一項第十五号 | 第四十条第十一項第十六号 | 第四十条第十一項第十七号 | 第四十条第十一項第十八号 | 第四十条第十一項第十九号 | 第四十条第十一項第二十号 | 第四十条第十一項第二十一号 | 第四十条第十一項第二十二号 | 第四十条第十一項第二十三号 | 第四十条第十一項第二十四号 | 第四十条第十一項第二十五号 | 第四十条第十一項第二十六号 | 第四十条第十一項第二十七号 | 第四十条第十一項第二十八号 | 第四十条第十一項第二十九号 | 第四十条第十一項第三十号 | 第四十条第十一項第三十一号 | 第四十条第十一項第三十二号 | 第四十条第十一項第三十三号 | 第四十条第十一項第三十四号 | 第四十条第十一項第三十五号 | 第四十条第十一項第三十六号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第二項	第五十一条第一項
098	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	褐鉱廃液貯槽	容器	C1	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	褐鉱廃液貯槽1 褐鉱廃液貯槽[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
099	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	回収ポット	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	回収ポット1 回収ポット[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
900	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	褐鉱廃液ろ過器廃液抜出槽	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	褐鉱廃液ろ過器A廃液抜出槽 褐鉱廃液ろ過器B廃液抜出槽[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
901	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	排気分離器	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	排気分離器1 排気分離器[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
902	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	褐鉱廃液受槽セル漏えい液受皿	容器	C1	2	②-2	既設	非安重	常設3A	B/(3)、1.25s	主：クラン・プルトニウム混合槽経系 従：代替換気設備	—	褐鉱廃液受槽セル漏えい液受皿1 褐鉱廃液受槽セル漏えい液受皿[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
903	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	褐鉱廃液貯槽セル漏えい液受皿	容器	C1	1	②-2	既設	非安重	常設3A	B/(3)、1.25s	主：クラン・プルトニウム混合槽経系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
904	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	褐鉱廃液ろ過器	ろ過装置	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	褐鉱廃液ろ過器A 褐鉱廃液ろ過器B[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
905	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	排気分離器N2流通ガス第1高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	4	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	排気分離器A2流通ガス第1高性能粒子フィルタ1 排気分離器A1流通ガス第1高性能粒子フィルタ[redacted] 排気分離器B2流通ガス第1高性能粒子フィルタ1 排気分離器B1流通ガス第1高性能粒子フィルタ[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
906	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	排気分離器N2流通ガス第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
907	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	主配管（溶液保持系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	—	S、S、1.25s/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウム含む溶液[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
908	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	主配管（漏えい検知系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウム含む溶液[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
909	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：クラン・プルトニウム含む溶液[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
910	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	主配管（溶液保持系、廃ガス処理系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：クラン・プルトニウム含む白煙状及び硝酸蒸気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
911	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	脱硝装置（本体）	機械装置	C1	2	②-2	既設	安重	—	S、1.25s/—	—	—	脱硝装置1（本体） [redacted] 脱硝装置2（本体）[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
912	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	脱硝装置（附属品：脱硝皿）	機械装置	C1	10	②-2	既設	安重	—	—/—	—	—	脱硝装置1（附属品：脱硝皿） 脱硝装置2（附属品：脱硝[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
913	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	脱硝並取出装置	機械装置	C1	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	脱硝並取出装置1 脱硝並取出装置2[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
914	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	脱硝装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	改造	安重	—	B-1、B-2、1.25s/—	—	—	脱硝装置グローブボックス1 [redacted] 脱硝装置グローブボックス3[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
915	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	脱硝並取出装置第1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	改造	安重	—	B-1/—	—	—	脱硝並取出装置第1グローブボックス1 [redacted] 脱硝並取出装置第1グローブボックス3[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
916	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	脱硝並取出装置第2グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	改造	安重	—	B-1/—	—	—	脱硝並取出装置第2グローブボックス1 [redacted] 脱硝並取出装置第2グローブボックス3[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
917	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	脱硝並取出装置第3グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	改造	安重	—	B-1/—	—	—	脱硝並取出装置第3グローブボックス1 [redacted] 脱硝並取出装置第3グローブボックス3[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
918	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	脱硝並取出装置第4グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	改造	安重	—	B-1/—	—	—	脱硝並取出装置第4グローブボックス1 [redacted] 脱硝並取出装置第4グローブボックス3[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
919	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	褐鉱廃液受入グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
920	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	クラン・プルトニウム混合槽経系	—	褐鉱廃液払出グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
921	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	溶塊・還元系	—	還元気泡液気分離器	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	還元気泡液気分離器 還元気泡液気分離器[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
922	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	溶塊・還元系	—	リワーク溶塊気泡液気分離器	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	リワーク溶塊気泡液気分離器1 リワーク溶塊気泡液気分離器[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
923	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	溶塊・還元系	—	褐硝粉末供給ホッパ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	褐硝粉末供給ホッパA [redacted] 褐硝粉末供給ホッパB[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
924	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	溶塊・還元系	—	溶塊粉末供給ホッパ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	溶塊粉末供給ホッパA [redacted] 溶塊粉末供給ホッパB[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
925	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	溶塊・還元系	—	溶塊炉粉末払出ホッパ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
926	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	溶塊・還元系	—	溶塊炉炉尾ガスフィルタ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	溶塊炉A炉尾ガスフィルタ [redacted] 溶塊炉B炉尾ガスフィルタ[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
927	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	溶塊・還元系	—	還元炉炉尾ガスフィルタ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	還元炉A炉尾ガスフィルタ [redacted] 還元炉B炉尾ガスフィルタ[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
928	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	溶塊・還元系	—	リワーク溶塊気泡液廃ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	リワーク溶塊気泡液A廃ガス高性能粒子フィルタ1 [redacted] リワーク溶塊気泡液B廃ガス高性能粒子フィルタ[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
929	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	溶塊・還元系	—	還元気泡液廃ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	3	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	還元気泡A廃ガス高性能粒子フィルタ [redacted] 還元気泡B廃ガス高性能粒子フィルタ[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
930	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	溶塊・還元系	—	還元気泡廃ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
931	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	溶塊・還元系	—	主配管（溶液保持系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：硝酸蒸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
932	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	溶塊・還元系	—	主配管（溶液保持系、廃ガス処理系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：クラン・プルトニウム含む白煙状及び硝酸蒸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
933	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	溶塊・還元系	—	溶塊炉	機械装置	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
934	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	溶塊・還元系	—	還元炉	機械装置	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	還元炉A [redacted] 還元炉B[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
935	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	溶塊・還元系	—	溶塊グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	溶塊グローブボックスA [redacted] 溶塊グローブボックスB[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
936	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	溶塊・還元系	—	還元グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	還元グローブボックスA [redacted] 還元グローブボックスB[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
937	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	粉体系	—	混合気泡液気分離器	容器	C1	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
938	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	粉体系	—	リワーク粉砕気泡液気分離器	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	リワーク粉砕気泡液気分離器1 [redacted] リワーク粉砕気泡液気分離器[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
939	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	粉体系	—	粉砕機供給ホッパ	容器	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	粉砕機A供給ホッパ [redacted] 粉砕機B供給ホッパ[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
940	再処理設備本体	槽類施設	クラン・プルトニウム混合槽類設備	粉体系	—	保管容器	溶塊・製品容器	C1	8	②-2	既設	安重	—	—/—	—	—	保管容器1～9 [redacted] 保管容器5～8[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
941	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	リワーク粉砕処理酸ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	リワーク粉砕処理酸ガス高性能粒子フィルタ リワーク粉砕処理酸ガス高性能粒子フィルタ[redacted]
942	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	混合気造粒気分離器酸ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
943	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	混合気造粒ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
944	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	リワーク気送風ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
945	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	主配管（原液採神系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
946	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	主配管（原液採神系，蒸ガス処理系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
947	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	保管ピット	ウッドピット層	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—
948	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	保管容器移動装置	搬送設備	C1	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
949	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	保管昇降機	搬送設備	C1	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
950	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	粉末缶払出装置	搬送設備	C1	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
951	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	充てん缶車	搬送設備	C1	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
952	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	搬送台車	搬送設備	C1	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
953	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	粉砕払出装置	搬送設備	C1	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
954	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	粉末缶移送装置	搬送設備	C1	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
955	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	粉砕機	機械装置	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	粉砕機A 粉砕機[redacted]
956	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	混合機	機械装置	C1	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—
957	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	粉末充てん機	機械装置	C1	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—
958	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	粉砕グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	粉砕グローブボックスA 粉砕グローブボックスB[redacted]
959	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	粉砕払出グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	粉砕払出グローブボックスA 粉砕払出グローブボックスB[redacted]
960	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	粉末混合グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—
961	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	粉末充てんグローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—
962	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	粉末缶受払グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—
963	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	粉末混合受入グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
964	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	粉末調整グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
965	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	蓋取扱フード	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	蓋取扱フードA 蓋取扱フード[redacted]
966	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	粉体系	—	検査フード	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	検査フードA 検査フード[redacted]
967	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	酸化系	—	酸化ガス供給系	酸化ガス供給槽	容器	CC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
968	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	酸化系	—	酸化ガス受槽	容器	CC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
969	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	酸化系	—	主要弁	主要弁	C1	4	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—
970	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合転換設備	酸化系	—	混合装置[redacted]	機械装置	CC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	[redacted]
971	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	低レベル廃液受槽第1セル漏えい検知盗	容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
972	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	第１供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	常設SA	B/(3)，1.25s	主：第１触媒回収系 従：代替換気設備	—
973	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	第２供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	常設SA	B/(3)，1.25s	主：第１触媒回収系 従：代替換気設備	—
974	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	蒸発缶	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
975	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	精留塔	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
976	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	廃液受槽第1セル漏えい検知盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
977	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	第１触媒回収供給槽第1セル漏えい検知盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
978	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	第１触媒回収無塩水セル漏えい検知盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
979	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	第１触媒回収硝酸回収槽第1セル漏えい検知盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
980	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	第１触媒回収回収硝酸貯槽第1セル漏えい検知盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
981	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	低レベル無塩廃液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
982	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	相分離槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
983	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	回収水受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
984	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	回収硝酸受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
985	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	供給液分配器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
986	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	回収槽セル漏えい検知盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
987	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	主配管（原液採神系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体１：回収硝酸 流体２：低レベル廃液
988	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	主配管（原液採神系，低レベル廃液処理系）	主配管	AB, AT02N-AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体１：回収硝酸 流体２：低レベル廃液
989	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	主配管（凝えい剤大防止系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体１：回収硝酸 流体２：低レベル廃液
990	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第１触媒回収系	—	主配管（蒸ガス処理系，低レベル廃液処理系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：低レベル廃液等
991	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	洗浄廃液受槽第1セル漏えい検知盗	容器	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
992	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	低レベル無塩廃液第2受槽	容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
993	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	低レベル廃液受槽第2セル漏えい検知盗	容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
994	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	AT05配管収納容器2	容器	AT05	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
995	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	排水分離槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
996	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	供給液受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
997	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	供給液予熱器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
998	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	供給槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
999	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	回収硝酸受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1000	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	低レベル無塩廃液受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1001	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	蒸発缶	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
1002	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	精留塔	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
1003	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	第2触媒回収供給槽セル漏えい検知盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1004	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	第2触媒回収蒸発缶セル漏えい検知盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1005	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	第2触媒回収凝縮液受槽第1セル漏えい検知盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1006	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	第2触媒回収精留塔セル漏えい検知盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1007	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	第２触媒回収回収硝酸受槽セル漏えい検知盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1008	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	主要弁[redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
1009	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	主要弁[redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
1010	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	主配管（凝えい剤大防止系）	主配管	CA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウムを含む溶液
1011	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	主配管（原液採神系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：使用済硝酸，回収硝酸
1012	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	主配管（蒸ガス処理系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：蒸ガス
1013	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	触媒回収設備	第２触媒回収系	—	洗浄廃液受払グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
1014	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	第１洗浄器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S，1.25s/—	—	—
1015	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	第２洗浄器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1016	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	第３洗浄器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1017	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	再生溶媒受槽セル漏えい検知盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
1018	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	溶媒ウォッシュ受槽セル漏えい検知盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
1019	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	溶媒洗浄液受槽セル漏えい検知盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
1020	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	再生溶媒受槽セル漏えい検知盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
1021	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	溶媒洗浄液セル漏えい検知盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
1022	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	溶媒洗浄液セル漏えい検知盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
1023	再処理設備本体	触媒及び容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	主要弁[redacted]	主要弁	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]

| 番号 | 第四条第１項 | 第四条第２項 | 第五条第１項 | 第五条第３項 | 第六条第１項 | 第六条第３項 | 第七条第１項 | 第八条第１項 | 第八条第３項 | 第九条第１項 | 第十条第１項第一号 | 第十条第１項第二号 | 第十条第１項第三号 | 第十条第１項第四号 | 第十条第１項第五号 | 第十条第１項第六号 | 第十条第１項第七号 | 第十条第１項第八号 | 第十条第１項第九号イ | 第十条第１項第九号ロ | 第十条第１項第九号ハ | 第十条第１項第十号 | 第十条第１項第十一号 | 第十条第１項第十二号 | 第十条第１項第十三号 | 第十条第１項第十四号 | 第十条第１項第十五号 | 第十条第１項第十六号 | 第十条第１項第十七号 | 第十条第１項第十八号 | 第十条第１項第十九号 | 第十条第１項第二十号 | 第十条第１項第二十一号 | 第十条第１項第二十二号 | 第十条第１項第二十三号 | 第十条第１項第二十四号 | 第十条第１項第二十五号 | 第十条第１項第二十六号 | 第十条第１項第二十七号 | 第十条第１項第二十八号 | 第十条第１項第二十九号 | 第十条第１項第三十号 | 第十条第１項第三十一号 | 第十条第１項第三十二号 | 第十条第１項第三十三号 | 第十条第１項第三十四号 | 第十条第１項第三十五号 | 第十条第１項第三十六号 | 第十条第１項第三十七号 | 第十条第１項第三十八号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
941	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	リワーク粉砕処理酸ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	CA	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	リワーク粉砕処理酸ガス高性能粒子フィルタ [redacted] リワーク粉砕処理酸ガス高性能粒子フィルタ [redacted]
942	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	混合気造粒気分離器酸ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	CA	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
943	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	混合気造粒又は高性能粒子フィルタ	フィルタ	CA	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
944	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	リリーク気送酸ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	CA	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
945	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	主配管（排液保持系）	主配管	CA	一式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：MOX粉末
946	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	主配管（排液保持系、廃ガス処理系）	主配管	CA	一式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	流体：MOX粉末
947	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	保管ピット	ウッシュピット槽	CA	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	保管ピット1A [redacted] 保管ピット1B [redacted]
948	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	保管容器移動装置	搬送設備	CA	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	保管容器移動装置A [redacted] 保管容器移動装置B [redacted]
949	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	保管昇降機	搬送設備	CA	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	保管昇降機A [redacted] 保管昇降機B [redacted]
950	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	粉末缶払出装置	搬送設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
951	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	充てん台車	搬送設備	CA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	充てん台車A [redacted] 充てん台車B [redacted]
952	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	搬送台車	搬送設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
953	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	粉砕払出装置	搬送設備	CA	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
954	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	粉末缶移送装置	搬送設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
955	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	粉砕機	機械装置	CA	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	粉砕機A [redacted] 粉砕機B [redacted]
956	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	混合機	機械装置	CA	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	
957	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	粉末充てん機	機械装置	CA	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	
958	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	粉砕グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	粉砕グローブボックスA [redacted] 粉砕グローブボックスB [redacted]
959	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	粉砕払出グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	粉砕払出グローブボックスA [redacted] 粉砕払出グローブボックスB [redacted]
960	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	粉末混合グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	
961	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	粉末充てんグローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	
962	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	粉末缶受払グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	
963	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	粉末混合受入グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
964	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	粉末調整グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
965	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	重粉砕フード	核物質等取扱ボックス	CA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	重粉砕フードA [redacted] 重粉砕フードB [redacted]
966	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	軽度フード	核物質等取扱ボックス	CA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	軽度フードA [redacted] 軽度フードB [redacted]
967	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	還元ガス供給系	容器	CC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
968	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	還元ガス受槽	容器	CC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
969	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	主要ゆ [redacted]	主要ゆ	CA	4	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—	
970	再処理設備本体	製錬施設	クラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	混合袋[redacted]	機械装置	CC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	[redacted]
971	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	低レベル廃液受槽第1セル漏えい検受盗	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
972	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	第1供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	常設SA	B/CO, 1.25s	主：第1排気排気系 従：代替換気設備	—	
973	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	第2供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	常設SA	B/CO, 1.25s	主：第1排気排気系 従：代替換気設備	—	
974	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	蒸発缶	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
975	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	精留塔	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
976	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	廃液受槽セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
977	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	第1排気系供給槽セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
978	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	第1排気系発泡セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
979	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	第1排気系精留セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
980	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	第1排気系回収硝酸貯槽セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
981	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	低レベル無塩廃液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
982	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	相分離槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
983	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	回収水受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
984	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	回収硝酸受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
985	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	排気貯水配管	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
986	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	第1排気系回収硝酸セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：1：回収硝酸 流体：2：低レベル廃液
987	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	主配管（排液保持系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：2：低レベル廃液
988	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	主配管（排液保持系、低レベル廃液処理系）	主配管	AB, AN26, AP	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：1：回収硝酸 流体：2：低レベル廃液
989	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	主配管（蒸気1次入り止系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：2：低レベル廃液 流体：3：蒸気
990	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第1排気系	—	主配管（廃ガス処理系、低レベル廃液処理系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：2：低レベル廃液等
991	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	洗浄廃液受槽第1セル漏えい検受盗	容器	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
992	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	低レベル無塩廃液第2受槽	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
993	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	低レベル廃液受槽第2セル漏えい検受盗	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
994	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	AN16配管（AN10管）2	容器	AN16	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
995	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	排水分離槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
996	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	排気貯受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
997	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	排気貯受槽計測計槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
998	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	排気槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
999	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	回収硝酸受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1000	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	低レベル無塩廃液受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1001	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	蒸発缶	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
1002	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	精留塔	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
1003	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	第2排気系供給槽セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1004	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	第2排気系発泡セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1005	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	第2排気系濃縮液受槽セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1006	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	第2排気系精留槽セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1007	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	第2排気系回収硝酸貯槽セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1008	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	主要ゆ [redacted]	主要ゆ	AC	1	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—	
1009	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	主要ゆ [redacted]	主要ゆ	AC	1	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—	
1010	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	主配管（廃ガス1次入り止系）	主配管	CA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：クラン及びプルトニウム混合及び脱硝
1011	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	主配管（排液保持系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：使用済硝酸、回収硝酸
1012	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：廃ガス
1013	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排気排気設備	第2排気系	—	洗浄廃液受払グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
1014	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排煙排気設備	排煙再生系	分離・分配系	第1洗浄器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S, 1.25s/—	—	—	
1015	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排煙排気設備	排煙再生系	分離・分配系	第2洗浄器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1016	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排煙排気設備	排煙再生系	分離・分配系	第3洗浄器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1017	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排煙排気設備	排煙再生系	分離・分配系	再生溶媒受槽セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
1018	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排煙排気設備	排煙再生系	分離・分配系	排煙洗浄器セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
1019	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排煙排気設備	排煙再生系	分離・分配系	排煙洗浄器セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
1020	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排煙排気設備	排煙再生系	分離・分配系	再生溶媒受槽セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
1021	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排煙排気設備	排煙再生系	分離・分配系	排煙洗浄器セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
1022	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排煙排気設備	排煙再生系	分離・分配系	排煙洗浄器セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
1023	再処理設備本体	廃気び排煙の排気施設	排煙排気設備	排煙再生系	分離・分配系	主要ゆ [redacted]	主要ゆ	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	[redacted]

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項第一号 | 第二十七条第四項第二号 | 第二十七条第四項第三号 | 第二十七条第四項第四号 | 第二十七条第四項第五号 | 第二十七条第四項第六号 | 第二十七条第五項 | 第二十七条第六項 | 第二十七条第七項 | 第二十七条第八項 | 第二十七条第九項第一号 | 第二十七条第九項第二号 | 第二十七条第九項第三号 | 第二十七条第九項第四号 | 第二十七条第九項第五号 | 第二十七条第九項第六号 | 第二十七条第九項第七号 | 第二十七条第九項第八号 | 第二十七条第九項第九号 | 第二十七条第十項 | 第二十七条第十一項 | 第二十七条第十二項 | 第二十七条第十三項 | 第二十七条第十四項 | 第二十七条第十五項 | 第二十七条第十六項 | 第二十七条第十七項 | 第二十七条第十八項 | 第二十七条第十九項 | 第二十七条第二十項 | 第二十七条第二十一項 | 第二十七条第二十二項 | 第二十七条第二十三項 | 第二十七条第二十四項 | 第二十七条第二十五項 | 第二十七条第二十六項 | 第二十七条第二十七項 | 第二十七条第二十八項 | 第二十七条第二十九項 | 第二十七条第二十九項第一号イ | 第二十七条第二十九項第一号ロ | 第二十七条第二十九項第一号ハ | 第二十七条第二十九項第一号ニ | 第二十七条第三十項 | 第二十七条第三十一項第一号 | 第二十七条第三十一項第二号 | 第二十七条第三十一項第三号 | 第二十七条第三十一項第四号 | 第二十七条第三十一項第五号 | 第二十七条第三十一項第六号 | 第二十七条第三十一項第七号 | 第二十七条第三十一項第八号 | 第二十七条第三十一項第九号 | 第二十七条第三十一項第十号 | 第二十七条第三十一項第十一号 | 第二十七条第三十一項第十二号 | 第二十七条第三十一項第十三号 | 第二十七条第三十一項第十四号 | 第二十七条第三十一項第十五号 | 第二十七条第三十一項第十六号 | 第二十七条第三十一項第十七号 | 第二十七条第三十一項第十八号 | 第二十七条第三十一項第十九号 | 第二十七条第三十一項第二十号 | 第二十七条第三十一項第二十一号 | 第二十七条第三十一項第二十二号 | 第二十七条第三十一項第二十三号 | 第二十七条第三十一項第二十四号 | 第二十七条第三十一項第二十五号 | 第二十七条第三十一項第二十六号 | 第二十七条第三十一項第二十七号 | 第二十七条第三十一項第二十八号 | 第二十七条第三十一項第二十九号 | 第二十七条第三十一項第三十号 | 第二十七条第三十一項第三十一号 | 第二十七条第三十一項第三十二号 | 第二十七条第三十一項第三十三号 | 第二十七条第三十一項第三十四号 | 第二十七条第三十一項第三十五号 | 第二十七条第三十一項第三十六号 | 第二十七条第三十一項第三十七号 | 第二十七条第三十一項第三十八号 | 第二十七条第三十一項第三十九号 | 第二十七条第三十一項第四十号 | 第二十七条第三十一項第四十一号 | 第二十七条第三十一項第四十二号 | 第二十七条第三十一項第四十三号 | 第二十七条第三十一項第四十四号 | 第二十七条第三十一項第四十五号 | 第二十七条第三十一項第四十六号 | 第二十七条第三十一項第四十七号 | 第二十七条第三十一項第四十八号 | 第二十七条第三十一項第四十九号 | 第二十七条第三十一項第五十号 | 第二十七条第三十一項第五十一号 | 第二十七条第三十一項第五十二号 | 第二十七条第三十一項第五十三号 | 第二十七条第三十一項第五十四号 | 第二十七条第三十一項第五十五号 | 第二十七条第三十一項第五十六号 | 第二十七条第三十一項第五十七号 | 第二十七条第三十一項第五十八号 | 第二十七条第三十一項第五十九号 | 第二十七条第三十一項第六十号 | 第二十七条第三十一項第六十一号 | 第二十七条第三十一項第六十二号 | 第二十七条第三十一項第六十三号 | 第二十七条第三十一項第六十四号 | 第二十七条第三十一項第六十五号 | 第二十七条第三十一項第六十六号 | 第二十七条第三十一項第六十七号 | 第二十七条第三十一項第六十八号 | 第二十七条第三十一項第六十九号 | 第二十七条第三十一項第七十号 | 第二十七条第三十一項第七十一号 | 第二十七条第三十一項第七十二号 | 第二十七条第三十一項第七十三号 | 第二十七条第三十一項第七十四号 | 第二十七条第三十一項第七十五号 | 第二十七条第三十一項第七十六号 | 第二十七条第三十一項第七十七号 | 第二十七条第三十一項第七十八号 | 第二十七条第三十一項第七十九号 | 第二十七条第三十一項第八十号 | 第二十七条第三十一項第八十一号 | 第二十七条第三十一項第八十二号 | 第二十七条第三十一項第八十三号 | 第二十七条第三十一項第八十四号 | 第二十七条第三十一項第八十五号 | 第二十七条第三十一項第八十六号 | 第二十七条第三十一項第八十七号 | 第二十七条第三十一項第八十八号 | 第二十七条第三十一項第八十九号 | 第二十七条第三十一項第九十号 | 第二十七条第三十一項第九十一号 | 第二十七条第三十一項第九十二号 | 第二十七条第三十一項第九十三号 | 第二十七条第三十一項第九十四号 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項 | 第四十条第六項 | 第四十条第七項 | 第四十条第八項 | 第四十条第九項 | 第四十条第十項 | 第四十条第十一項第一号 | 第四十条第十一項第二号 | 第四十条第十一項第三号 | 第四十条第十一項第四号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項
941	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	リワーク粉砂処理廃ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	リワーク粉砂処理廃ガス高性能粒子フィルタ [redacted] リワーク粉砂処理廃ガス高性能粒子フィルタ [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
942	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	混合気流廃気分離器廃ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
943	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	混合気流廃ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
944	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	リワーク気送廃ガス高性能粒子フィルタ	フィルタ	C1	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
945	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	主配管（溶液保持系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	武装：ＳＵＳ粉末	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
946	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	主配管（溶液保持系，廃ガス処理系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	武装：ＳＵＳ粉末	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
947	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	保管ピット	ウッド／ピット類	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	保管ピット1A [redacted] 保管ピット1B [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
948	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	保管容器移動装置	搬送設備	C1	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	保管容器移動装置A [redacted] 保管容器移動装置B [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
949	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	保管昇降機	搬送設備	C1	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	保管昇降機A [redacted] 保管昇降機B [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
950	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	粉末缶払出装置	搬送設備	C1	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
951	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	充てん台車	搬送設備	C1	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	充てん台車A [redacted] 充てん台車B [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
952	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	搬送台車	搬送設備	C1	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
953	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	粉砂出払装置	搬送設備	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
954	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	粉末缶移送装置	搬送設備	C1	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
955	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	粉砂機	機械装置	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	粉砂機A [redacted] 粉砂機B [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
956	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	混合機	機械装置	C1	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
957	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	粉末充てん機	機械装置	C1	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
958	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	粉砂グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	粉砂グローブボックス1 [redacted] 粉砂グローブボックス2 [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
959	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	粉砂払出グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—	粉砂払出グローブボックス1 [redacted] 粉砂払出グローブボックス2 [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
960	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	粉末混合グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
961	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	粉末充てんグローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
962	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	粉末缶受払グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
963	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	粉末混合受入グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
964	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	粉末調整グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
965	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	蓋取扱フード	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	蓋取扱フード1A [redacted] 蓋取扱フード1B [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
966	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	粉体系	—	検査フード	核物質等取扱ボックス	C1	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	検査フード1A [redacted] 検査フード1B [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
967	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	廃液系	—	廃液ガス供給系	容器	CC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
968	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	廃液系	—	廃液ガス受槽	容器	CC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
969	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	廃液系	—	主要ゆ [redacted]	主要ゆ	C1	4	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
970	再処理設備本体	low level waste facility	クラン・プルトニウム廃合低減設備	廃液系	—	混合容器[redacted]	機械装置	CC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
971	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	低レベル廃液受槽第1セル漏えい検受盗	容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
972	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	第１供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	常設SA	B/(S)，1.25s	主：第３触回収系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
973	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	第２供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	常設SA	B/(S)，1.25s	主：第３触回収系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
974	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	蒸発缶	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
975	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	補留塔	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
976	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	廃液受槽セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
977	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	第１触回収供給槽セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
978	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	第１触回収蒸発缶セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
979	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	第１触回収補留塔セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
980	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	第１触回収回収槽酸受槽セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
981	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	低レベル無塩廃液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
982	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	相分離槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
983	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	回収水受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
984	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	回収硝酸受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
985	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	供給液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
986	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	回収槽セル漏えい検受盗	容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
987	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/— B/—	—	—	武装１：回収硝酸 武装２：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
988	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	主配管（溶液保持系，低レベル廃液処理系）	主配管	AB，AN20，AA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	武装１：回収硝酸 武装２：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
989	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	主配管（硝土・低大防止系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	武装１：回収硝酸 武装２：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
990	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第１触回収系	—	主配管（廃ガス処理系，低レベル廃液処理系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	武装：低レベル廃液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
991	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	洗浄廃液受槽漏えい検受盗	容器	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
992	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	低レベル無塩廃液第2受槽	容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
993	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	低レベル廃液受槽第2セル漏えい検受盗	容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
994	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	AN50配管(硝酸回収)	容器	AN50	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
995	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	純水分離槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
996	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	供給液受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
997	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	供給液予熱槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
998	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	供給槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
999	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	回収硝酸受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1000	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	低レベル無塩廃液受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1001	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	蒸発缶	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1002	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	補留塔	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1003	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	第2触回収供給槽セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1004	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	第2触回収蒸発缶セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1005	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	第2触回収濃縮液受槽セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1006	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	第２触回収補留塔セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1007	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	第２触回収回収硝酸受槽セル漏えい検受盗	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1008	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	主要[redacted]	主要ゆ	AC	1	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1009	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	主要[redacted]	主要ゆ	AC	1	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1010	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	主配管（硝土・低大防止系）	主配管	CA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	武装：クラン及びプルトニウム生産工程建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1011	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	武装：使用済硝酸，回収硝酸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1012	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	武装：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1013	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	触媒回収設備	第２触回収系	—	洗浄廃液受払グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1014	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	第１洗浄器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S，1.25s/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1015	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	第２洗浄器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1016	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	第３洗浄器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1017	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	再生溶媒受槽セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1018	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	溶媒ソルベントセル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1019	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	溶媒洗浄器セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1020	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	再生溶媒受槽セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1021	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	溶媒洗浄器セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1022	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	溶媒洗浄器セル漏えい検受盗	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1023	再処理設備本体	触媒又は容器の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	主要[redacted]	主要ゆ	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1025	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	分離・分配系	主配管[redacted]	主要建屋	AB	1	②-2	既設	非安重	—	（/—）	—	—
1026	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	分離・分配系	主配管（溶接ビード）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—
1027	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	分離・分配系	主配管（溶接ビード）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1028	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	分離・分配系	主配管（ベローズ）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1029	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	ATM溶液入一次受皿	容器	ATM	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1030	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	第1洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
1031	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	第2洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1032	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	第3洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
1033	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	排煙洗浄器第1セル漏えい検受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
1034	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	排煙洗浄器第2セル漏えい検受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
1035	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	排煙冷機第2セル漏えい検受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
1036	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	補製補塩・時貯留性補製塩セル漏えい検受皿3	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1037	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	主配管[redacted]	主要建屋	AC	1	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—
1038	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	主配管（溶接ビード）	主要建屋	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	流体：蒸発液溶液、再生溶媒
1039	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	主配管（溶接ビード）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：使用済溶媒
1040	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	主配管（溶接ビード）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：使用済溶媒
1041	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	ウラン精製系	第1洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
1042	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	ウラン精製系	第2洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
1043	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	ウラン精製系	第3洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
1044	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	ウラン精製系	排煙洗浄器第3セル漏えい検受皿1	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
1045	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	ウラン精製系	再生溶媒受槽セル漏えい検受皿1	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
1046	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	ウラン精製系	排煙冷機受槽セル漏えい検受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
1047	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	ウラン精製系	再生溶媒受槽セル漏えい検受皿2	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
1048	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	ウラン精製系	主配管[redacted]	主要建屋	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1049	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	ウラン精製系	主配管[redacted]	主要建屋	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1050	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	ウラン精製系	主配管（溶接ビード）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：使用済溶媒、再生溶媒
1051	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙再生系	ウラン精製系	主配管（溶接ビード）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：使用済溶媒
1052	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	排煙洗浄塔	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1053	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	廃有機溶媒洗浄中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1054	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	回収溶媒受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1055	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	回収希釈剤受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1056	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	回収希釈剤中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1057	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	回収希釈剤中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1058	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	回収溶媒第1貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1059	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	回収希釈剤第1貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1060	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	溶媒受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1061	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	第1蒸発缶	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1062	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	第2蒸発缶	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1063	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	排煙蒸留塔	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1064	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	第2洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1065	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	第1洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1066	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	排煙冷機セル漏えい検受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1067	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	排煙洗浄塔セル漏えい検受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1068	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	回収溶媒第3貯槽セル漏えい検受皿（ポンプセル漏えい検受皿）	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1069	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	回収溶媒第3貯槽セル漏えい検受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1070	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	第4不陽セル漏えい検受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1071	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	回収溶媒第3貯槽セルAC-ポンプセル漏えい検受皿2	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1072	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	主配管[redacted]	主要建屋	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
1073	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	主配管[redacted]	主要建屋	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
1074	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	主配管[redacted]	主要建屋	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
1075	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	主配管[redacted]	主要建屋	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
1076	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	主配管[redacted]	主要建屋	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
1077	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	主配管[redacted]	主要建屋	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
1078	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	主配管[redacted]	主要建屋	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1079	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	主配管（溶接ビード）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：溶媒
1080	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	主配管（溶接ビード）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：廃ガス
1081	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	主配管（溶接ビード）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：クラン溶液、抽出溶媒液
1082	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	主配管（溶接ビード）	主配管	AC, ATM2N ATM2, AT 01, 18	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：廃有機溶媒
1083	再処理設備本体	触及び環境の保全施設	排煙排気設備	排煙処理系	—	回収溶媒第3貯槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1084	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	クラン酸化物貯蔵容器	運搬・製品容器	BB	4000	②-2	既設	安重	—	—/—	—	—
1085	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	貯蔵バスケット	ラック/ピット/棚	BB	1000	②-2	既設	安重	—	—/—	—	—
1086	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	貯蔵室クレーン	搬送設備	BB	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	2019-M19（貯蔵室クレーンA）2019-M11（貯蔵室クレーンB）
1087	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	昇降リフト	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
1088	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	移載クレーン	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1089	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	バスケット搬送台車	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
1090	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	移載クレーン	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1091	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	バスケット搬送台車	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
1092	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	移載クレーン	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1093	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	バスケット搬送台車	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
1094	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	移動台車	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
1095	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	貯蔵容器搬送台車	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1096	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	天井クレーン	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1097	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	トラバーサ	搬送設備	BB	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	2019-M101（トラバーサA）2019-M111（トラバーサB）
1098	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	貯蔵バスケット貯蔵エリア	収容・補修他	BB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1099	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	粉末缶	運搬・製品容器	CB	5040	②-2	既設	安重	—	—/—	—	MOX(再処理主)
1100	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	混合酸化物貯蔵容器	運搬・製品容器	CB	1680	②-2	既設	安重	—	—/—	—	MOX(再処理主)
1101	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	貯蔵ホール	ラック/ピット/棚	CB	4	②-2	改造	安重	—	B, 1.25s/—	—	—
1102	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	第1、第2貯蔵容器台車	搬送設備	CB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
1103	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	第1、第2昇降機	搬送設備	CB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
1104	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	第1、第2、第3、第4移載機	搬送設備	CB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
1105	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	貯蔵台車	搬送設備	CB	4	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	貯蔵台車1[redacted]貯蔵台車2[redacted]貯蔵台車3[redacted]貯蔵台車4[redacted]
1106	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	払出台車	搬送設備	CB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
1107	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	運搬容器台車	搬送設備	CB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
1108	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	第1、第2天井クレーン	搬送設備	CB	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	[redacted]（第1天井クレーン）[redacted]（第2天井クレーン）
1109	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型計測ユニット用空気圧縮機	圧縮機	G15, G14	3	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—	詳細設計中
1110	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃焼度計測装置	計装/貯管設備	FA	一式	①	改造	安重	—	C/—	—	—
1111	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料取出しピット漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1112	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料仮置きピット漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1113	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(HM燃料用)水位計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1114	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(FM燃料用)水位計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1115	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(SM/PM燃料用)水位計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1116	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補給水槽水位計	計装/貯管設備	FA	2	①	改造	安重	—	S/—	—	—
1117	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	キャスク冷却水入口流量計	計装/貯管設備	FA	2	①	改造	安重	—	S/—	—	—
1118	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水冷却系ポンプ　故障検知	計装/貯管設備	FA	3	①	既設	安重	—	S/—	—	—
1119	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補給水設備ポンプ　故障検知	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	安重	—	S/—	—	—
1120	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(FM燃料用)温度計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1121	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(HM燃料用)温度計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1122	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(SM/PM燃料用)温度計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1123	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水冷化系凡盛装置漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1124	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水冷化系板塩装置漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1125	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水冷化系ポンプ(燃料取出しピット水ポンプ)漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1126	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	換気系配管室漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1127	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水冷化系冷凍装置室漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	3	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1128	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水冷化系板塩装置室漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1129	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	換気系配管室漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—

| 番号 | 第四条第1項 | 第四条第2項 | 第五条第1項 | 第六条第1項 | 第六条第2項 | 第六条第3項 | 第七条第1項 | 第七条第2項 | 第八条第1項 | 第八条第2項 | 第八条第3項 | 第八条第4項 | 第十条第1項 | 第十条第2項 | 第十条第3項 | 第十条第4項 | 第十条第5項 | 第十条第6項 | 第十条第7項 | 第十条第8項 | 第十条第9項 | 第十条第10項 | 第十条第11項 | 第十条第12項 | 第十条第13項 | 第十条第14項 | 第十条第15項 | 第十条第16項 | 第十条第17項 | 第十条第18項 | 第十条第19項 | 第十条第20項 | 第十条第21項 | 第十条第22項 | 第十条第23項 | 第十条第24項 | 第十条第25項 | 第十条第26項 | 第十条第27項 | 第十条第28項 | 第十条第29項 | 第十条第30項 | 第十条第31項 | 第十条第32項 | 第十条第33項 | 第十条第34項 | 第十条第35項 | 第十条第36項 | 第十条第37項 | 第十条第38項 | 第十条第39項 | 第十条第40項 | 第十条第41項 | 第十条第42項 | 第十条第43項 | 第十条第44項 | 第十条第45項 | 第十条第46項 | 第十条第47項 | 第十条第48項 | 第十条第49項 | 第十条第50項 | 第十条第51項 | 第十条第52項 | 第十条第53項 | 第十条第54項 | 第十条第55項 | 第十条第56項 | 第十条第57項 | 第十条第58項 | 第十条第59項 | 第十条第60項 | 第十条第61項 | 第十条第62項 | 第十条第63項 | 第十条第64項 | 第十条第65項 | 第十条第66項 | 第十条第67項 | 第十条第68項 | 第十条第69項 | 第十条第70項 | 第十条第71項 | 第十条第72項 | 第十条第73項 | 第十条第74項 | 第十条第75項 | 第十条第76項 | 第十条第77項 | 第十条第78項 | 第十条第79項 | 第十条第80項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分	設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1025	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	分離・分配系	主配管[redacted]	主要部	AB	1	②-2	既設	非安重	—	—	—
1026	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	分離・分配系	主配管（第2ハ-02系統）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1027	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	分離・分配系	主配管（第2ハ-02大型示示）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1028	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	分離・分配系	主配管（大容積気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—
1029	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	ATOR溶入1-硝受槽	容器	ATOS	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1030	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	第1洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1031	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	第2洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1032	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	第3洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—
1033	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	排煙洗浄器第1セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1034	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	排煙洗浄器第2セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1035	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	排煙洗浄器第3セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—
1036	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	種製補塩・時貯留性槽類第1セル漏えい検受盆3	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1037	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1038	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	主配管	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1039	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	主配管（溶液移送）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	流体：使用済溶媒、再生溶媒
1040	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	プルトニウム精製系	主配管（蒸気（低圧））	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	流体：使用済溶媒等
1041	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	クラン精製系	第1洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—
1042	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	クラン精製系	第2洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—
1043	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	クラン精製系	第3洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—
1044	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	クラン精製系	排煙洗浄器第3セル漏えい検受盆1	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1045	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	クラン精製系	再生溶媒受槽セル漏えい検受盆1	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1046	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	クラン精製系	排煙洗浄器下部セル漏えい検受盆2	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1047	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	クラン精製系	再生溶媒受槽下セル漏えい検受盆2	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1048	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	クラン精製系	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1049	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	クラン精製系	主配管	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1050	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	クラン精製系	主配管（溶液移送）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	流体：使用済溶媒、再生溶媒
1051	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙再生系	クラン精製系	主配管（蒸気（低圧））	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	流体：使用済溶媒等
1052	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	排煙洗浄槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1053	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	廃有機溶媒洗浄中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1054	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	回収溶媒受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1055	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	回収溶媒中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1056	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	回収有機洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1057	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	回収有機洗浄中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1058	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	回収溶媒第1貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1059	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	回収有機洗浄第1貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1060	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	排煙受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1061	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	第1蒸発缶	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1062	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	第2蒸発缶	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1063	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	排煙蒸留塔	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1064	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	第2洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1065	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	第1洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1066	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	排煙凝縮セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1067	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	排煙洗浄槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1068	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	排煙洗浄器セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1069	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	回収溶媒第3貯槽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1070	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	回収溶媒第3貯槽セルエボンプセル漏えい検受盆1	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1071	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	第6不陽セル漏えい検受盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1072	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	回収溶媒第3貯槽セルエボンプセル漏えい検受盆2	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1073	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1074	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1075	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1076	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1077	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1078	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1079	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1080	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	主配管（溶液移送）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	流体：溶媒
1081	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	主配管（蒸気ボス）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	流体：蒸気ボス
1082	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	主配管（蒸気（低圧））	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	流体：クラン溶液、抽出溶媒洗
1083	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	主配管（蒸気（低圧））	主配管	AC,ATOS,ATOC,AT01,D1	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	流体：廃有機溶媒
1084	再処理設備本体	無及び排煙の回収施設	排煙回収設備	排煙処理系	—	回収溶媒第3貯槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1085	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	クラン酸化物貯蔵容器	運搬・製品容器	BB	4000	②-2	既設	安重	—	—/—	—
1086	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	貯蔵バスケット	ラック/ピット/棚	BB	1000	②-2	既設	安重	—	—/—	—
1087	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	貯蔵天クレーン	搬送設備	BB	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	2019-M19（貯蔵天クレーンA）2019-M101（貯蔵天クレーンB）
1088	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	昇降リフト	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—
1089	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	移載クレーン	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1090	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	バスケット搬送台車	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—
1091	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	移載クレーン	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1092	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	移動台車	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—
1093	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	貯蔵バスケット搬送台車	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1094	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	天井クレーン	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1095	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	トラバーサ	搬送設備	BB	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	2019-M101（トラバーサA）2019-M101（トラバーサB）
1096	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	貯蔵バスケット貯蔵エリア	収容・補強物	BB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—
1097	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	粉末缶	運搬・製品容器	CB	5040	②-2	既設	安重	—	—/—	—
1098	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	混合酸化物貯蔵容器	運搬・製品容器	CB	1660	②-2	既設	安重	—	—/—	—
1099	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	貯蔵ホール	ラック/ピット/棚	CB	4	②-2	改造	安重	—	B, 1.25s/—	—
1100	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	第1、第2貯蔵容器台車	搬送設備	CB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—
1101	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	第1、第2昇降機	搬送設備	CB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—
1102	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	第1、第2、第3、第4移載機	搬送設備	CB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—
1103	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	貯蔵台車	搬送設備	CB	4	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	貯蔵台車1[redacted]貯蔵台車2[redacted]貯蔵台車3[redacted]貯蔵台車4[redacted]
1104	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	払出台車	搬送設備	CB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—
1105	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	運搬容器台車	搬送設備	CB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—
1106	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	**第1、第2天井クレーン**	搬送設備	CB	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	[redacted]（第1天井クレーン）[redacted]（第2天井クレーン）
1109	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型計測ユニット用空気圧縮機	圧縮機	G13,G14	3	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—	詳細設計中
1110	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃焼度計測装置	計装/貯管設備	FA	一式	①	改造	安重	—	C/—	—
1111	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料取出しピット漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—
1112	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料仮置きピット漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—
1113	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(BWR燃料用)水位計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—
1114	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(PWR燃料用)水位計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—
1115	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(BWR,PWR燃料用)水位計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—
1116	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補給水槽水位計	計装/貯管設備	FA	2	①	改造	安重	—	S/—	—
1117	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	キャスク冷却水入口流量計	計装/貯管設備	FA	2	①	改造	安重	—	S/—	—
1118	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水冷却系ポンプ　故障検知	計装/貯管設備	FA	3	①	既設	安重	—	S/—	—
1119	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補給水設備ポンプ　故障検知	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	安重	—	S/—	—
1120	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(PWR燃料用)温度計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—
1121	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(BWR燃料用)温度計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—
1122	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(BWR,PWR燃料用)温度計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—
1123	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化系凝集剤漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—
1124	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化系脱塩装置漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—
1125	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化系ポンプ(燃料取出しピット水ポンプ)漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—
1126	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	排気系配管室漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—
1127	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化系ろ過装置排室漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	3	①	既設	非安重	—	C/—	—
1128	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化系脱塩装置排室漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—
1129	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	排気系配管室漏えい検知計	計装/貯管設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—

番号	施設区分	設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第五十条第一項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第二項	第五十一条第一項
1022	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	主配管[redacted]	主要部	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1024	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	主配管（溶出液用）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1027	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1029	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	分離・分配系	主配管（水素掃気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1029	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	プルトニウム精製系	ATOG漏えい検知盤	容器	ATOG	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1030	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	プルトニウム精製系	第１洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1031	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	プルトニウム精製系	第２洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1032	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	プルトニウム精製系	第３洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1033	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	プルトニウム精製系	溶媒洗浄器第１セル漏えい検知盤	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1034	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	プルトニウム精製系	溶媒洗浄器第２セル漏えい検知盤	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1035	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	プルトニウム精製系	溶媒洗浄器第３セル漏えい検知盤	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1036	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	プルトニウム精製系	補助建屋・特別設備建屋セル漏えい検知盤３	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1037	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	プルトニウム精製系	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1038	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	プルトニウム精製系	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1039	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	プルトニウム精製系	主配管（溶液採枝点）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	成強・使用済溶媒、再生溶媒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1040	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	プルトニウム精製系	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	成強・使用済溶媒等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1041	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	ウラン精製系	第１洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1042	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	ウラン精製系	第２洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1043	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	ウラン精製系	第３洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1044	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	ウラン精製系	溶媒洗浄器第３セル漏えい検知盤１	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1045	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	ウラン精製系	再生溶媒受槽ピル漏えい検知盤１	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1046	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	ウラン精製系	溶媒洗浄器第２セル漏えい検知盤	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1047	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	ウラン精製系	再生溶媒受槽ピル漏えい検知盤２	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1048	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	ウラン精製系	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1049	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	ウラン精製系	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1050	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	ウラン精製系	主配管（溶液採枝点）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	成強・使用済溶媒、再生溶媒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1051	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	溶媒再生系	ウラン精製系	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	成強・使用済溶媒等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1052	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	溶媒洗浄槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1053	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	廃有機溶媒洗浄中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1054	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	回収溶媒受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1055	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	回収溶媒中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1056	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	回収希釈設備	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1057	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	回収希釈中間貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1058	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	回収溶媒第1貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1059	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	回収希釈第1貯槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1060	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	溶媒受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1061	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	第１焚発缶	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1062	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	第２焚発缶	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1063	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	溶媒蒸留塔	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1064	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	第２洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1065	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	第１洗浄器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1066	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	溶媒受槽ウラン漏えい検知盤	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1067	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	溶媒受槽ピル漏えい検知盤	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1068	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	溶媒受槽セル漏えい検知盤	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1069	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	溶媒受槽３ドレン移送ポンプセル漏えい検知盤１	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1070	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	溶媒受槽３ドレン移送ポンプセル漏えい検知盤２	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1071	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	第６ポンプセル漏えい検知盤	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1072	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	溶媒受槽３ドレン移送ポンプセル漏えい検知盤１	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1073	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	溶媒受槽３ドレン移送ポンプセル漏えい検知盤２	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1074	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1075	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1076	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1077	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1078	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1079	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1080	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1081	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1082	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1083	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1084	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1085	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1086	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1087	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1088	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1089	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管[redacted]	主要部	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1090	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管（溶液採枝点）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	成強・溶媒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1091	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管（廃溶媒処理系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	成強・廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1092	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	成強・クラン部品、施設機械	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1096	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	主配管（廃溶媒処理系）	主配管	AC, ATOG, ATOC, AT01, D1	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	成強・廃有機溶媒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1097	再処理設備本体	触媒及び環境の回収施設	溶媒回収設備	—	回収溶媒第1貯槽	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1098	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	クラン酸化物貯蔵容器	運搬・製品容器	BB	4000	②-2	既設	安重	—	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1099	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	貯蔵バスケット	ラック/ピット/棚	BB	1000	②-2	既設	安重	—	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1100	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	貯蔵室クレーン	搬送設備	BB	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	3510-M10（貯蔵室クレーンA）3510-M11（貯蔵室クレーンB）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1101	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	昇降リフト	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1102	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	移載クレーン	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1103	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	バスケット搬送台車	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1104	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	移動台車	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1105	製品貯蔵施設	—	クラン酸化物貯蔵設備	—	—	貯蔵容器搬送台車	搬送設備	BB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1106	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	粉末缶	運搬・製品容器	CB	5040	②-2	既設	安重	—	—/—	—	MOX(再処理主)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1106	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	混合酸化物貯蔵容器	運搬・製品容器	CB	1680	②-2	既設	安重	—	—/—	—	MOX(再処理主)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1191	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	貯蔵ホール	ラック/ピット/棚	CB	4	②-2	改造	安重	—	B, 1.25s/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1192	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	第1、第2貯蔵容器台車	搬送設備	CB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1193	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	第1、第2昇降機	搬送設備	CB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1194	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	第1、第2、第3、第4移載機	搬送設備	CB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1195	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	貯蔵台車	搬送設備	CB	4	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1196	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	払出台車	搬送設備	CB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1197	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	運搬容器台車	搬送設備	CB	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1198	製品貯蔵施設	—	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	第1、第2天井クレーン	搬送設備	CB	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1199	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型計測ユニット用空気圧縮機	圧縮機	G13, G14	3	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—	詳細設計中	—	—	○	○	○	—	—	—	—
1110	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃焼度計測装置	計装/管理設備	FA	一式	①	改造	安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1111	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料取出しピット漏えい検知計	計装/管理設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1112	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料仮置きピット漏えい検知計	計装/管理設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1113	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(BWR燃料用)水位計	計装/管理設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1114	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(PWR燃料用)水位計	計装/管理設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1115	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(BWR/PWR燃料用)水位計	計装/管理設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1116	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補給水槽水位計	計装/管理設備	FA	2	①	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1117	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	キャスク冷却水入口流量計	計装/管理設備	FA	2	①	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1118	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水冷却ポンプ　故障検知	計装/管理設備	FA	3	①	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1119	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補給水設備ポンプ　故障検知	計装/管理設備	FA	2	①	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1120	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(PWR燃料用)温度計	計装/管理設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1121	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(BWR燃料用)温度計	計装/管理設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1122	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(BWR/PWR燃料用)温度計	計装/管理設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1123	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化系ろ過装置漏えい検知計	計装/管理設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1124	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化系脱塩装置漏えい検知計	計装/管理設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1125	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化系ポンプ(燃料取出しピット水ポンプ)漏えい検知計	計装/管理設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1126	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	南第2配管室漏えい検知計	計装/管理設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1127	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化系ろ過装置室漏えい検知計	計装/管理設備	FA	3	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1128	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化系脱塩装置室第1室漏えい検知計	計装/管理設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1129	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	西第2配管室漏えい検知計	計装/管理設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第五条第三項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第九条第一項 | 第九条第二項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十一号 | 第十条第一項第十二号 | 第十条第一項第十三号イ | 第十条第一項第十三号ロ | 第十条第一項第十三号ハ | 第十条第一項第十三号ニ | 第十条第一項第十三号ホ | 第十条第一項第十三号ヘ | 第十条第一項第十三号ト | 第十条第一項第十三号チ | 第十条第一項第十三号リ | 第十条第一項第十三号ヌ | 第十条第一項第十三号ル | 第十条第一項第十三号ヲ | 第十条第一項第十三号ワ | 第十条第一項第十三号カ | 第十条第一項第十三号ヨ | 第十条第一項第十三号タ | 第十条第一項第十三号レ | 第十条第一項第十三号ソ | 第十条第一項第十三号ツ | 第十条第一項第十三号ネ | 第十条第一項第十三号ナ | 第十条第一項第十三号ラ | 第十条第一項第十三号ム | 第十条第一項第十三号ウ | 第十条第一項第十三号ヰ | 第十条第一項第十三号ノ | 第十条第一項第十三号オ | 第十条第一項第十三号ク | 第十条第一項第十三号ヤ | 第十条第一項第十三号マ | 第十条第一項第十三号ケ | 第十条第一項第十三号フ | 第十条第一項第十三号コ | 第十条第一項第十三号エ | 第十条第一項第十三号テ

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十三条 第一項 | 第二十三条 第二項 | 第二十三条 第三項 | 第二十三条 第四項 | 第二十三条 第五項 | 第二十三条 第六項 | 第二十三条 第七項 | 第二十三条 第八項 | 第二十三条 第九項 | 第二十三条 第十項 | 第二十三条 第十一項 | 第二十三条 第十二項 | 第二十三条 第十三項 | 第二十三条 第十四項 | 第二十三条 第十五項 | 第二十三条 第十六項 | 第二十三条 第十七項 | 第二十三条 第十八項 | 第二十三条 第十九項 | 第二十三条 第二十項 | 第二十三条 第二十一項 | 第二十三条 第二十二項 | 第二十三条 第二十三項 | 第二十三条 第二十四項 | 第二十三条 第二十五項 | 第二十三条 第二十六項 | 第二十三条 第二十七項 | 第二十三条 第二十八項 | 第二十三条 第二十九項 | 第二十三条 第三十項 | 第二十三条 第三十一項 | 第二十三条 第三十二項 | 第二十三条 第三十三項 | 第二十三条 第三十四項 | 第二十三条 第三十五項 | 第二十三条 第三十六項 | 第二十三条 第三十七項 | 第二十三条 第三十八項 | 第二十三条 第三十九項 | 第二十三条 第四十項 | 第二十三条 第四十一項 | 第二十三条 第四十二項 | 第二十三条 第四十三項 | 第二十三条 第四十四項 | 第二十三条 第四十五項 | 第二十三条 第四十六項 | 第二十三条 第四十七項 | 第二十三条 第四十八項 | 第二十三条 第四十九項 | 第二十三条 第五十項 | 第二十三条 第五十一項 | 第二十三条 第五十二項 | 第二十三条 第五十三項 | 第二十三条 第五十四項 | 第二十三条 第五十五項 | 第二十三条 第五十六項 | 第二十三条 第五十七項 |
|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十二条第二項	第五十一条第一項
1130	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	北第2配管室漏えい検知計	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1131	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化系酸塩装置非第2室漏えい検知計	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1132	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料送出しピット漏えい検知計2	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1133	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	5B取扱ピット漏えい検知計	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1134	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(5B燃料用)漏えい検知計	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1135	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料移送水路漏えい検知計1	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1136	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料移送水路漏えい検知計2	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1137	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料移送水路漏えい検知計3	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1138	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料移送水路漏えい検知計4	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1139	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料送出しピット漏えい検知計1	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1140	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	5F取扱ピット漏えい検知計	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1141	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(5F燃料用)漏えい検知計	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1142	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	5L/5F取扱ピット漏えい検知計	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1143	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料貯蔵プール(5BL/5F燃料用)漏えい検知計	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1144	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補機燃料取内部水受槽漏えい検知計	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1145	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化系入口圧力計	計装/貯雰設備	FA	2	①	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1146	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水冷却系浄化系入口流量計	計装/貯雰設備	FA	2	①	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1147	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	AT00漏えい検知ポット　排位計	計装/貯雰設備	PC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1148	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	キャスク内部除染水受槽室　漏えい検受進　排位計	計装/貯雰設備	PC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1149	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化系ろ過装置逆洗水受槽漏えい検知計	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1150	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化系ろ過装置逆洗水受槽非常漏えい検知計	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1151	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	北第3配管室漏えい検知計	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1152	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	キャスク内部水受槽漏えい検知計	計装/貯雰設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1153	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	キャスク内部水ポンプ室漏えい検知計	計装/貯雰設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1154	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1ろ過装置漏えい検知計	計装/貯雰設備	FA	4	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1155	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1ろ過装置非常漏えい検知計	計装/貯雰設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1156	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	北第1配管室漏えい検知計	計装/貯雰設備	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1157	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷却水系都須機水位計	計装/貯雰設備	屋外	4	①	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1158	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷却水系冷却水複雑ポンプ　故障検知	計装/貯雰設備	FA	3	①	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1159	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷却水放射線レベル計	計装/貯雰設備	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1160	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補給水弁閉位置による系統分離弁開止回路	計装/貯雰設備	FA	2	①	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1161	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	キャスク冷却水入口流量高による系統分離弁開止回路	計装/貯雰設備	FA	2	①	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1162	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化系入口圧力低による系統分離弁開止回路	計装/貯雰設備	FA	2	①	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1163	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化系入口流量高による系統分離弁開止回路	計装/貯雰設備	FA	2	①	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1164	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷却水系都須機水位による系統分離弁開止回路	計装/貯雰設備	屋外	4	①	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1165	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）	計装/貯雰設備	G13, G14	12	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—	詳細設計中	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1166	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）	計装/貯雰設備	FA, G14	3	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—	詳細設計中	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1167	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）	計装/貯雰設備	G13, G14	3	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—	詳細設計中	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1168	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）	計装/貯雰設備	FA	2	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—	詳細設計中	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1169	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型貯水槽水位計（電波式）	計装/貯雰設備	G13, G14	12	①	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	詳細設計中	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1170	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）	計装/貯雰設備	G13, G14	8	①	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	詳細設計中	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1171	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）	計装/貯雰設備	FA, G14	3	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—	詳細設計中	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1172	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型燃料貯蔵プール等温度計（熱電対式体）	計装/貯雰設備	G13, G14	12	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—	詳細設計中	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1173	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）	計装/貯雰設備	FA	2	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—	詳細設計中	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1174	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）	計装/貯雰設備	G13, G14	2	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—	詳細設計中	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1175	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型スプレイ設備流量計	計装/貯雰設備	G13, G14	36	①	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1176	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型代替注水設備流量計	計装/貯雰設備	G13, G14	3	①	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1177	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型空冷ユニットA	—	G13, G14	一式	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1178	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型空冷ユニットB	—	G13, G14	一式	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1179	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型空冷ユニットC	—	G13, G14	一式	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1180	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型空冷ユニットD	—	G13, G14	一式	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1181	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型空冷ユニットE	—	G13, G14	一式	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1182	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ	—	G13, G14	一式	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1183	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型監視ユニット	—	G13, G14	一式	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1184	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型表示ユニット	—	G13, G14	一式	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1185	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	けん引車	—	屋外	一式	①	新設	—	可搬型SA	—/—	主：計測制御設備 従：監視設備	—		—	—		(C))		—	—	—	—	—	—	—
1186	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	換気設備ミストフィルタ／高性能粒子フィルタ差圧	—	FA AA AA	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1187	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	せん断機　せん断刃位置	計装/貯雰設備	AA	16	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1188	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	せん断機　燃料通り出し検出器	計装/貯雰設備	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1189	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶解槽セトラ部温度計	計装/貯雰設備	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1190	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶解槽液面計	計装/貯雰設備	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1191	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶解槽硝酸供給ガデオン流量計	計装/貯雰設備	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1192	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶解槽硝酸予熱ポット流量計/燃用スロット流量計 溶解槽硝酸予熱ポット温度計	計装/貯雰設備	AA	8	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1193	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	硝酸供給槽密度計 硝酸供給槽温度計	計装/貯雰設備	AA	8	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1194	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可溶性中性子吸収材製急鉄組槽液位計	計装/貯雰設備	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1195	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1とう素追出し槽密度計 第1とう素追出し槽温度計	計装/貯雰設備	AA	8	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1196	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第2とう素追出し槽密度計 第2とう素追出し槽温度計	計装/貯雰設備	AA	8	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1197	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	エンドピース類洗浄槽密度計	計装/貯雰設備	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1198	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	エンドピース類洗浄槽温度計	計装/貯雰設備	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1199	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1回収動の貯槽密度計	計装/貯雰設備	AA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1200	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	エンドピースシュートガス洗浄槽入口ロロ回収硝酸流量計	計装/貯雰設備	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1201	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	サンプリング配管セル漏えい検知ポット排位計	計装/貯雰設備	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1202	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料性配管分岐第1セル漏えい排受進1排位計	計装/貯雰設備	AA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請区 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第四条第三項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第五条第三項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第六条第三項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第七条第三項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第九条第一項 | 第九条第二項 | 第九条第三項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号イ | 第十条第一項第十号ロ | 第十条第一項第十号ハ | 第十条第一項第十一号 | 第十条第一項第十二号 | 第十条第一項第十三号 | 第十条第一項第十四号 | 第十条第一項第十五号 | 第十条第一項第十六号 | 第十条第一項第十七号 | 第十条第一項第十八号 | 第十条第一項第十九号 | 第十条第一項第二十号 | 第十条第一項第二十一号 | 第十条第一項第二十二号 | 第十条第一項第二十三号 | 第十条第一項第二十四号 | 第十条第一項第二十五号 | 第十条第一項第二十六号 | 第十条第一項第二十七号 | 第十条第一項第二十八号 | 第十条第一項第二十九号 | 第十条第一項第三十号 | 第十条第一項第三十一号 | 第十条第一項第三十二号 | 第十条第一項第三十三号 | 第十条第一項第三十四号 | 第十条第一項第三十五号 | 第十条第一項第三十六号 | 第十条第二項 | 第十条第三項 | 第十条第四項 | 第十条第五項 | 第十条第六項 | 第十条第七項 | 第十条第八項 | 第十条第九項 | 第十条第十項 | 第十条第十一項 | 第十条第十二項 | 第十条第十三項 | 第十条第十四項 | 第十条第十五項 | 第十条第十六項 | 第十条第十七項 | 第十条第十八項 | 第十条第十九項 | 第十条第二十項 | 第十条第二十一項 | 第十条第二十二項 | 第十条第二十三項 | 第十条第二十四項 | 第十条第二十五項 | 第十条第二十六項 | 第十条第二十七項 | 第十条第二十八項 | 第十条第二十九項 | 第十条第三十項 | 第十条第三十一項 | 第十条第三十二項 | 第十条第三十三項 | 第十条第三十四項 | 第十条第三十五項 | 第十条第三十六項 | 第十条第三十七項 | 第十条第三十八項 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1203	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	洗浄廃液受槽セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A4	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1204	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	NO.吸収塔第1セル漏えい検受温1次計	計装1/管理設備	A4	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1205	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶解槽セル漏えい検知ポット4次計	計装1/管理設備	A4	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1206	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	純粋調整槽セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A4	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1207	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶解槽セル漏えい検知ポット1次計	計装1/管理設備	A4	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1208	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶解槽セル漏えい検受温5次計	計装1/管理設備	A4	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1209	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	NO.吸収塔第2セル漏えい検受温1次計	計装1/管理設備	A4	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1210	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ドラミングセル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A4	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1211	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	超音波洗浄廃液受槽液位計	計装1/管理設備	A4	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1212	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	漏えい液希釈水供給槽水位計	計装1/管理設備	A4	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1213	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	清澄槽セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A4	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1214	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	中継槽セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A4	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1215	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第4セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A4	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1216	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	計量・調整槽セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A4	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1217	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	計量後中間貯槽セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A4	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1218	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A8	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1219	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第2セル漏えい検受温2次計	計装1/管理設備	A8	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1220	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶解液中間貯槽セル漏えい検受温3次計	計装1/管理設備	A8	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1221	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶解液供給槽セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A8	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1222	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	抽出塔セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A8	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1223	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	抽出廃液受槽セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A8	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1224	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	抽出廃液供給槽セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A8	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1225	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム洗浄器1段目アルファ線線量計	計装1/管理設備	A8	2	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—
1226	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム洗浄器1段目NO.1線出器の線種検知ポット（ガンマ線）（NO.1、NO.2）、ベータ線出器、測定対象線	計装1/管理設備	A8	10	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1227	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1アルファモニタ流量計測ポット流量計	計装1/管理設備	A8	1	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1228	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第3アルファモニタ流量計測ポット流量計	計装1/管理設備	A8	1	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1229	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン逆抽出器4段目水相温度計	計装1/管理設備	A8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1230	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	分配塔セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1231	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム溶液中間貯槽セル漏えい検受温2次計	計装1/管理設備	A8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1232	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム洗浄器セル漏えい検受温2次計	計装1/管理設備	A8	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1233	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮缶供給槽セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1234	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮液受槽セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1235	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮缶凝縮液受槽セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1236	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	分離塔第一時貯留処理槽第1セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1237	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	分離塔第一時貯留処理槽第2セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A8	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1238	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	分離塔第一時貯留処理槽第3セル漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A8	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1239	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	抽出塔 溶液 温度計	計装1/管理設備	A8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1240	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮缶加熱蒸気温度計1	計装1/管理設備	A8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1241	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮缶加熱蒸気温度計2	計装1/管理設備	A8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1242	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	洗浄塔 供給 空気 流量計	計装1/管理設備	A8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1243	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブ試薬設備第1室漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1244	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブ試薬設備第2室漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1245	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブ試薬設備第3室漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1246	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブ試薬設備第4室漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1247	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブ試薬設備第5室漏えい検受温度計	計装1/管理設備	A8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1248	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウランモニタセル漏えい検受温漏えい検知ポット消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1249	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検受温3次消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1250	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検受温4次消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1251	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検受温5次消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1252	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検受温6次消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1253	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン溶液供給槽セル漏えい検受温1 消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1254	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン精製器セル漏えい検受温漏えい検知ポット消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1255	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮缶供給槽セル漏えい検受温 消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1256	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮液第1中間貯槽室漏えい検受温 消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1257	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮缶セル漏えい検知ポット 消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1258	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	極低レベル無塩廃液受槽室漏えい検受温 消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1259	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮液第2中間貯槽室漏えい検受温漏えい検知ポット 消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1260	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	リサイクル槽セル漏えい検知ポット 消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1261	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮缶 圧力計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	常設1A	C/—	1B・5A兼用	—
1262	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アルファモニタセル漏えい検受温漏えい検知ポット消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1263	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット3次計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1264	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検受温1次計	計装1/管理設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1265	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検受温2次計	計装1/管理設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1266	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン逆抽出器セル漏えい検受温漏えい検知ポット消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1267	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽セル漏えい検受温 消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1268	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	凝縮液受槽セル漏えい検受温 消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1269	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	抽出廃液中間貯槽セル漏えい検受温 消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1270	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム洗浄器セル漏えい検受温漏えい検知ポット 消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1271	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	純水分離槽セル漏えい検受温 消位計	計装1/管理設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1272	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮缶供給槽セル漏えい検受温 消位計	計装1/管理設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1273	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム精製塔セル漏えい検受温 消位計	計装1/管理設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1274	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム溶液一時貯槽セル漏えい検受温 消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1275	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮缶セル漏えい検受温漏えい検知ポット 消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1276	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	グローブボックス漏えい検受温漏えい検知ポット消位計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1277	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮液受槽セル漏えい検受温 消位計	計装1/管理設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1278	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮液一時貯槽セル漏えい検受温 消位計	計装1/管理設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1279	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮液計量槽セル漏えい検受温 消位計	計装1/管理設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—
1280	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン逆抽出器 4段目 温度計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
1281	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム洗浄器4段目 アルファ線線量計	計装1/管理設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第六項 | 第二十七条第七項 | 第二十七条第八項 | 第二十七条第九項 | 第二十七条第十項 | 第二十七条第十一項 | 第二十八条第一項第一号 | 第二十八条第一項第二号 | 第二十八条第一項第三号 | 第二十八条第一項第四号 | 第二十八条第一項第五号 | 第二十八条第一項第六号 | 第二十八条第二項 | 第二十八条第三項第一号 | 第二十八条第三項第二号 | 第二十八条第三項第三号 | 第二十八条第三項第四号 | 第二十八条第三項第五号 | 第二十八条第三項第六号 | 第二十八条第三項第七号 | 第二十八条第三項第八号 | 第二十八条第三項第九号 | 第二十九条第一項 | 第二十九条第二項 | 第二十九条第三項 | 第二十九条第四項 | 第二十九条第五項第一号 | 第二十九条第五項第二号 | 第二十九条第五項第三号 | 第二十九条第五項第四号 | 第二十九条第五項第五号 | 第二十九条第五項第六号 | 第二十九条第五項第七号 | 第二十九条第五項第八号 | 第二十九条第五項第九号 | 第二十九条第五項第十号 | 第二十九条第五項第十一号 | 第二十九条第五項第十二号 | 第二十九条第五項第十三号 | 第二十九条第五項第十四号 | 第二十九条第五項第十五号 | 第二十九条第五項第十六号 | 第二十九条第五項第十七号 | 第二十九条第五項第十八号 | 第二十九条第五項第十九号 | 第二十九条第五項第二十号 | 第二十九条第五項第二十一号 | 第二十九条第五項第二十二号 | 第二十九条第五項第二十三号 | 第二十九条第五項第二十四号 | 第二十九条第五項第二十五号 | 第二十九条第五項第二十六号 | 第二十九条第五項第二十七号 | 第二十九条第五項第二十八号 | 第二十九条第五項第二十九号 | 第二十九条第五項第三十号 | 第二十九条第五項第三十一号 | 第二十九条第五項第三十二号 | 第二十九条第五項第三十三号 | 第二十九条第五項第三十四号 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項第一号 | 第四十条第五項第二号 | 第四十条第五項第三号 | 第四十条第五項第四号 | 第四十条第五項第五号 | 第四十条第五項第六号 | 第四十条第五項第七号 | 第四十条第五項第八号 | 第四十条第五項第九号 | 第四十条第五項第十号 | 第四十条第五項第十一号 | 第四十条第五項第十二号 | 第四十条第五項第十三号 | 第四十条第五項第十四号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十二条第二項	第五十二条第三項
1203	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	洗浄廃液受槽セル漏えい検受温度計	計装/貯留設備	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1204	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	NOx吸収塔第1セル漏えい検受温1酸位計	計装/貯留設備	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1205	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	排幅槽セル漏えい検知ポット4酸位計	計装/貯留設備	AA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1206	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	硝酸調整槽セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1207	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	排幅槽セル漏えい検知ポット1酸位計	計装/貯留設備	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1208	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	排幅槽セル漏えい検受温5硝位計	計装/貯留設備	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1209	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	NOx吸収塔第2セル漏えい検受温1酸位計	計装/貯留設備	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1210	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ドラミングセル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1211	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	超音波洗浄廃液受槽酸位計	計装/貯留設備	AA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1212	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	漏えい液希釈水供給槽水位計	計装/貯留設備	AA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1213	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	排液槽セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1214	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	中継槽セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1215	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第4セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1216	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	計量・調整槽セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1217	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	計量塔中間貯槽セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1218	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1219	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第2セル漏えい検受温2酸位計	計装/貯留設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1220	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	排幅前中間貯槽セル漏えい検受温3酸位計	計装/貯留設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1221	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	排幅前供給槽セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1222	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	抽出塔セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1223	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	抽出廃液受槽セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1224	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	抽出廃液供給槽セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1225	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム洗浄器1段目アルファ線総量計	計装/貯留設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1226	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム洗浄器1段目TBP錯体出器の錯体相当（TBP同軸）ドン結晶、ヒ中間位置、測定位置、冷ガス位置）	計装/貯留設備	AB	10	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1227	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1アルファモニタ流量計測ポット流量計	計装/貯留設備	AB	1	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1228	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第3アルファモニタ流量計測ポット流量計	計装/貯留設備	AB	1	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1229	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン逆抽出器3段目水相温度計	計装/貯留設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1230	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	分配槽セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1231	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム溶液中間貯槽セル漏えい検受温2酸位計	計装/貯留設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1232	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム洗浄器セル漏えい検受温2酸位計	計装/貯留設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1233	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮缶供給槽セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1234	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮液受槽セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1235	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮缶凝縮液受槽セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1236	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	分離塔第一時貯留処理槽第1セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1237	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	分離塔第一時貯留処理槽第2セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1238	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	分離塔第一時貯留処理槽第3セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1239	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	分離塔第一時貯留処理槽第4セル漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1240	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	逆抽出器 部破 温度計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1241	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮缶加熱蒸気温度計1	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1242	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮缶加熱蒸気温度計2	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1243	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	洗浄塔 供給 空気 流量計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1244	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブ試薬設備第1室漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1245	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブ試薬設備第2室漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1246	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブ試薬設備第3室漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1247	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブ試薬設備第4室漏えい検受温酸位計	計装/貯留設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1248	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クランモニタセル漏えい検受温酸漏えい検知ポット酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1249	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検受温3硝位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1250	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検受温4硝位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1251	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検受温5硝位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1252	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検受温6硝位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1253	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン溶液供給槽セル漏えい検受温1 酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1254	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン精製器セル漏えい検受温漏えい検知ポット酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1255	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮缶供給槽セル漏えい検受温 酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1256	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮液第1中間貯槽室漏えい検受温 酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1257	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮缶セル漏えい検知ポット 酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1258	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補給レベル無塩酸液受槽室漏えい酸受温 酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1259	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン濃縮液第2中間貯槽室漏えい酸受温漏えい検知ポット 酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1260	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	リサイクル槽セル漏えい検知ポット 酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1261	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮缶 圧力計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	常設SA	C/—	16・5A兼用	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
1262	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルフォモニタセル漏えい検受温漏えい検知ポット酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1263	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット3酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1264	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検受温1硝位計	計装/貯留設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1265	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐第1セル漏えい検受温2硝位計	計装/貯留設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1266	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン逆抽出器セル漏えい検受温漏えい検知ポット酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1267	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム溶液供給槽セル漏えい検受温 酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1268	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	凝縮液受槽セル漏えい検受温 酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1269	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	抽出廃液中間貯槽セル漏えい検受温 酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1270	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム洗浄器セル漏えい検受温漏えい検知ポット 酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1271	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	油水分離槽セル漏えい検受温 酸位計	計装/貯留設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1272	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮缶供給槽セル漏えい酸受温 酸位計	計装/貯留設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1273	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム精製器セル漏えい酸受温 酸位計	計装/貯留設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1274	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム溶液一時貯槽セル漏えい酸受温 酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1275	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮缶セル漏えい酸受温漏えい検知ポット 酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1276	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	グローブボックス漏えい酸受温漏えい検知ポット酸位計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1277	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮液受槽セル漏えい酸受温 酸位計	計装/貯留設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1278	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮液一時貯槽セル漏えい酸受温 酸位計	計装/貯留設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1279	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮液計量槽セル漏えい酸受温 酸位計	計装/貯留設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1280	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン逆抽出器 8段目 温度計	計装/貯留設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1281	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム洗浄器4段目 アルファ線総量計	計装/貯留設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分	設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1292	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アルファモニタ流量計測ポット　流量計	計装/貯蔵設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—
1293	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム洗浄器1出口アルファ線検出器の故障検知ディスク回転、ドラム回転、しゃ断位置、調定位置、反応位置）	計装/貯蔵設備	AC	10	②-2	改造	安重	—	S/—	—
1294	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ATH3漏えい検受温度設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1295	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット1槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1296	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン廃液受槽セル漏えい検受温度設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1297	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補製建屋一時貯留処理槽第3セル漏えい検受温 度設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1298	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット2槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1299	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい検受温1 槽設計1	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1290	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい検受温 槽設計2	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1291	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい検受温2 槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1292	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補製建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1293	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補製クラニル貯蔵第1室 漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1294	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補製クラニル貯蔵第2室 漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1295	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補製クラニルポンプ室 漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1296	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補製クラニル供給槽 漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1297	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	濃縮缶 漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1298	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	自動充てん装置　充てん定位置	計装/貯蔵設備	BA	4	②-2	既設	安重	—	C/—	—
1299	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	濃縮液受槽 漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1300	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	VO3加解液受槽漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1301	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝塔(コーン部) 温度計	計装/貯蔵設備	BA	4	②-2	既設	安重	—	C/—	—
1302	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補製プルトニウム貯槽セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	CA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—
1303	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	混合槽セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	CA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—
1304	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	一時貯槽セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	CA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—
1305	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補製プルトニウム移送グローブボックス槽設計	計装/貯蔵設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1306	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	容量ポットグローブボックス槽設計	計装/貯蔵設備	CA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1307	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	一時貯槽第1グローブボックス槽設計	計装/貯蔵設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1308	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	一時貯槽第2グローブボックス槽設計	計装/貯蔵設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1309	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	真空グローブボックス槽設計	計装/貯蔵設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1310	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補製クラニル貯槽漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1311	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	凝縮廃液受槽セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	CA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1312	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	凝縮廃液貯槽セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1313	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝装置グローブボックス槽設計	計装/貯蔵設備	CA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1314	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	凝縮廃液受入グローブボックス槽設計	計装/貯蔵設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1315	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	凝縮廃液払出グローブボックス槽設計	計装/貯蔵設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1316	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	混合装置ミキサー出口ネ素濃度計	計装/貯蔵設備	CC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1317	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	回収槽セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1318	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃液受槽セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1319	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1期回収供給槽セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1320	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1期回収蒸発缶セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1321	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1期回収精留塔セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1322	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	回収硝酸貯槽セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1323	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	低レベル廃液受槽第1セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1324	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット4槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1325	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第2期回収供給槽セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1326	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第2期回収精留塔セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1327	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第2期回収蒸発缶セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1328	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	濃縮液受槽セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1329	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第2期回収回収硝酸受槽セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1330	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	低レベル廃液受槽第2セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1331	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	洗浄廃液受槽漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1332	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	洗浄廃液受払グローブボックス槽設計	計装/貯蔵設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1333	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1洗浄器1段目水相温度計	計装/貯蔵設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1334	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第3洗浄器1段目水相温度計	計装/貯蔵設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1335	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	再生溶媒受槽セル漏えい検受温3槽設計	計装/貯蔵設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1336	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット1槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1337	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい検受温3槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1338	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶媒貯槽第2セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1339	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1洗浄器 1段目 温度計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1340	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第3洗浄器 1段目 温度計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1341	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	再生溶媒受槽セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1342	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶媒貯槽第1セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1343	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1洗浄器 1段目 温度計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1344	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第3洗浄器 1段目 温度計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1345	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1焚発缶凝縮器出口蒸ガス圧力計1	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1346	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1焚発缶凝縮器出口蒸ガス圧力計2	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1347	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶媒焚溶塔上段圧力計1	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1348	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶媒焚溶塔上段圧力計2	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1349	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶媒受槽セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1350	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶媒供給槽セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1351	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	回収溶媒第3貯槽PACポンプセル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1352	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	回収溶媒第3貯槽セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1353	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第6予備セル漏えい検受温 槽設計	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1354	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ミストフィルタ入口ガス圧力計	計装/貯蔵設備	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—
1355	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	蒸ガス加熱器出口温度計	計装/貯蔵設備	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—
1356	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	回収酸化槽セル漏えい検受温 槽設	計装/貯蔵設備	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1357	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	せん断処理・溶解蒸ガス処理第1セル漏えい検知ポット槽設計	計装/貯蔵設備	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1358	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	せん断処理・溶解蒸ガス処理第2セル漏えい検知ポット槽設計	計装/貯蔵設備	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1359	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	せん断処理・溶解蒸ガス処理第3セル漏えい検知ポット槽設計	計装/貯蔵設備	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—
1360	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶解槽圧力計	計装/貯蔵設備	AA	4	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)	1B・SA兼用
1361	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	蒸ガス洗浄塔入口圧力計	計装/貯蔵設備	AA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—

| 番号 | 第四条第1項 | 第四条第2項 | 第五条第1項 | 第五条第3項 | 第六条第1項 | 第六条第3項 | 第七条第1項 | 第八条第1項 | 第八条第2項 | 第八条第3項 | 第九条第1項 | 第十条第1項 | 第十条第1項第一号 | 第十条第1項第二号 | 第十条第1項第三号 | 第十条第1項第四号 | 第十条第1項第五号 | 第十条第1項第六号 | 第十条第1項第七号 | 第十条第1項第八号 | 第十条第1項第九号イ | 第十条第1項第九号ロ | 第十条第1項第九号ハ | 第十条第1項第十号 | 第十条第1項第十一号 | 第十条第1項第十二号 | 第十条第1項第十三号 | 第十条第1項第十四号 | 第十条第1項第十五号 | 第十条第1項第十六号 | 第十条第1項第十七号 | 第十条第1項第十八号 | 第十条第1項第十九号 | 第十条第1項第二十号 | 第十条第1項第二十一号 | 第十条第1項第二十二号 | 第十条第1項第二十三号 | 第十条第1項第二十四号 | 第十条第1項第二十五号 | 第十条第1項第二十六号 | 第十条第1項第二十七号 | 第十条第1項第二十八号 | 第十条第1項第二十九号 | 第十条第1項第三十号 | 第十条第1項第三十一号 | 第十条第1項第三十二号 | 第十条第1項第三十三号 | 第十条第1項第三十四号 | 第十条第1項第三十五号 | 第十条第1項第三十六号 | 第十条第1項第三十七号 | 第十条第1項第三十八号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請区 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第六項第一号 | 第二十七条第六項第二号 | 第二十七条第七項第一号 | 第二十七条第七項第二号 | 第二十七条第七項第三号 | 第二十七条第七項第四号 | 第二十七条第七項第五号 | 第二十七条第七項第六号 | 第二十七条第七項第七号 | 第二十七条第七項第八号 | 第二十七条第七項第九号 | 第二十七条第七項第十号 | 第二十七条第七項第十一号 | 第二十七条第七項第十二号 | 第二十七条第七項第十三号 | 第二十七条第七項第十四号 | 第二十七条第七項第十五号 | 第二十七条第七項第十六号 | 第二十七条第七項第十七号 | 第二十七条第七項第十八号 | 第二十七条第七項第十九号 | 第二十七条第七項第二十号 | 第二十七条第七項第二十一号 | 第二十七条第七項第二十二号 | 第二十七条第七項第二十三号 | 第二十七条第七項第二十四号 | 第二十七条第七項第二十五号 | 第二十七条第七項第二十六号 | 第二十七条第七項第二十七号 | 第二十七条第七項第二十八号 | 第二十七条第七項第二十九号 | 第二十七条第七項第三十号 | 第二十七条第七項第三十一号 | 第二十七条第七項第三十二号 | 第二十七条第七項第三十三号 | 第二十七条第七項第三十四号 | 第二十七条第七項第三十五号 | 第二十七条第七項第三十六号 | 第二十七条第七項第三十七号 | 第二十七条第七項第三十八号 | 第二十七条第七項第三十九号 | 第二十七条第七項第四十号 | 第二十七条第七項第四十一号 | 第二十七条第七項第四十二号 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項 | 第四十条第六項 | 第四十条第七項 | 第四十条第八項 | 第四十条第九項 | 第四十条第十項 | 第四十条第十一項（一号～三号） | 第四十条第十一項（四号～七号） | 第四十条第十一項（八号～十二号） | 第四十条第十一項（十三号～十七号） | 第四十条第十一項（十八号～二十号） | 第四十条第十一項（二十一号～二十四号） | 第四十条第十二項 |
|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項	第五十一条第二項	第五十一条第三項
1292	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルフサモニタ流量計測ポット　流量計	計装/貯容器	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1293	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム洗浄器1段目プルフィ廃液出器の故障検知ディスク回転，ドラム回転，しゃ断位置，調定位置，反応位置）	計装/貯容器	AC	10	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1294	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ATH漏えい検受温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1295	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット1槽圧計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1296	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラン廃液受槽セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1297	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第3セル漏えい検受温 （貯圧計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1298	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット2槽圧計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1299	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい検受温1 （貯圧計1	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1290	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第3セル漏えい検受温1 （貯圧計2	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1291	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第3セル漏えい検受温2 （貯圧計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1292	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい検受温 （貯圧計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1293	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	硝酸ウラニル貯蔵第1室 漏えい検受温 （貯圧計	計装/貯容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1294	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	硝酸ウラニル貯蔵第2室 漏えい検受温 （貯圧計	計装/貯容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1295	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	硝酸ウラニルポンプ室 漏えい検受温 （貯圧計	計装/貯容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1296	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	硝酸ウラニル供給槽 漏えい検受温 （貯圧計	計装/貯容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1297	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	濃縮缶 漏えい検受温 （貯圧計	計装/貯容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1298	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	自動充てん装置　充てん定位置	計装/貯容器	BA	4	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1299	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	濃縮液受槽 漏えい検受温 （貯圧計	計装/貯容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1300	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	NOx排気受槽漏えい検受温 （貯圧計	計装/貯容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1301	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝塔（コーン部）温度計	計装/貯容器	BA	4	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1302	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	硝酸プルトニウム貯槽セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	CA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1303	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	混合槽セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	CA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1304	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	一時貯槽セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	CA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1305	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	硝酸プルトニウム移送グローブボックス検受計	計装/貯容器	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1306	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	常温ポットグローブボックス検受計	計装/貯容器	CA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1307	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	一時貯槽第1グローブボックス検受計	計装/貯容器	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1308	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	一時貯槽第2グローブボックス検受計	計装/貯容器	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1309	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	真空グローブボックス検受計	計装/貯容器	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1310	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	硝酸ウラニル貯槽漏えい検受温度計	計装/貯容器	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1311	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	凝縮廃液受槽セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	CA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1312	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	凝縮廃液貯槽セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1313	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝装置グローブボックス検受計	計装/貯容器	CA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1314	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	凝縮廃液受入グローブボックス検受計	計装/貯容器	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1315	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	凝縮廃液払出グローブボックス検受計	計装/貯容器	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1316	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	混合装置くキサー出口ネ素濃度計	計装/貯容器	CC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1317	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	回収槽セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1318	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃液受槽セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1319	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1期回収供給槽セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1320	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1期回収蒸発缶セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1321	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1期回収精留塔セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1322	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	回収硝酸貯槽セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1323	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	低レベル廃液受槽第1セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1324	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット4槽圧計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1325	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第2期回収供給槽セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1326	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第2期回収精留塔セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1327	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第2期回収蒸発缶セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1328	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	濃縮液受槽セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1329	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第2期回収回収硝酸受槽セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1330	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	低レベル廃液受槽第2セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1331	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	洗浄廃液受槽漏えい検受温度計	計装/貯容器	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1332	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	洗浄廃液受孔グローブボックス検受計	計装/貯容器	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1333	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1洗浄器1段目水相温度計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1334	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1洗浄器1段目水相温度計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1335	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	再生溶媒受槽セル漏えい検受温2槽圧計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1336	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット1槽圧計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1337	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい検受温3槽圧計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1338	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶媒貯槽第1セル漏えい検受温 槽圧計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1339	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1洗浄器 1段目 温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1340	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1洗浄器 1段目 温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1341	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	再生溶媒受槽セル漏えい検受温 槽圧計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1342	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶媒貯槽第1セル漏えい検受温 槽圧計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1343	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1洗浄器 1段目 温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1344	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1洗浄器 1段目 温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1345	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1焦発冷凝縮器出口蒸ガス圧力計1	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1346	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1焦発冷凝縮器出口蒸ガス圧力計2	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1347	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶媒蒸留塔上段圧力計1	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1348	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶媒蒸留塔上段圧力計2	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1349	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶媒受槽セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1350	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶媒供給槽セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1351	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	回収溶媒第3貯槽PACポンプセル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1352	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	回収溶媒第3貯槽セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1353	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第4予備セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1354	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ミストフィルタ入口ガス圧力計	計装/貯容器	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1355	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス加熱器出口温度計	計装/貯容器	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1356	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	回収酸受槽セル漏えい検受温度計	計装/貯容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1357	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	せん断処理・溶解廃ガス処理第1セル漏えい検知ポット槽圧計	計装/貯容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1358	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	せん断処理・溶解廃ガス処理第2セル漏えい検知ポット槽圧計	計装/貯容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1359	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	せん断処理・溶解廃ガス処理第3セル漏えい検知ポット槽圧計	計装/貯容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1360	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶解槽圧力計	計装/貯容器	AA	4	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
1361	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス洗浄塔入口圧力計	計装/貯容器	AA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分	設備区分	機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1362	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	煙ガス洗浄塔入口圧力計	計装1/管理設備	AB	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1363	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	修禊類煙ガス洗浄塔セル漏えい検知ポット送信計	計装1/管理設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1364	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン系修禊類煙ガス洗浄塔セル漏えい検知ポット送信計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1365	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	煙ガス洗浄塔入口圧力計	計装1/管理設備	AC	2	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)	1号・5A兼用	—	—	—
1366	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	SO_2煙ガス洗浄塔入口圧力計	計装1/管理設備	AC	2	②-2	改造	安重	—/—	—	—	—
1367	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	グルトニウム系修禊類煙ガス洗浄塔セル漏えい検知ポット送信計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1368	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	混合煙ガス凝縮器入口圧力計	計装1/管理設備	CS	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1369	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	煙ガス処理第1グローブボックス排気計1	計装1/管理設備	CS	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1370	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	煙ガス処理第1グローブボックス排気計2	計装1/管理設備	CS	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1371	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	煙ガス処理第2グローブボックス排気計	計装1/管理設備	CS	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1372	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	煙ガス処理第3グローブボックス排気計	計装1/管理設備	CS	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1373	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝煙ガス処理グローブボックス排気計	計装1/管理設備	CS	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1374	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル濃縮廃液煙ガス処理系煙ガス洗浄塔入口圧力計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1375	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	修禊類煙ガス処理第1セル漏えい検知器排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1376	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	修禊類煙ガス処理第1セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1377	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	不溶解残渣廃液煙ガス処理系煙ガス洗浄塔入口圧力計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1378	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	修禊類煙ガス処理第2セル漏えい検知器排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1379	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	修禊類煙ガス処理第2セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1380	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ガラス固化炉内気相圧力計	計装1/管理設備	KA	4	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1381	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	煙ガス処理セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1382	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	煙ガス洗浄排水セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1383	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	純水中間貯槽水位計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1384	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷水膨張槽水位計	計装1/管理設備	KA	4	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1385	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	固化セル温度計	計装1/管理設備	KA	10	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1386	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	固化セル換気処理セル漏えい検知器排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1387	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	漏えい液希釈溶液供給槽水位計	計装1/管理設備	AB	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1388	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液供給槽セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	AB	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1389	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アルカリ廃液受槽セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1390	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐セル漏えい排気監視2漏えい検知ポット排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1391	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐セル漏えい排気監視2漏えい検知ポット排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1392	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ATM漏えい排気監視1漏えい検知ポット排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1393	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ATM漏えい排気監視2漏えい検知ポット排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1394	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ATM配管収納容器1漏えい検知ポット排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1395	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ATM配管収納容器2漏えい検知ポット排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1396	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1397	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1398	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1399	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	分配器セル漏えい排気監視漏えい検知ポット排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1400	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい排気監視漏えい検知ポット排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1401	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい排気監視漏えい排気計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1402	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1403	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1404	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アルカリ濃縮廃液貯槽セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1405	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液共用貯槽セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1406	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	固液漏えい検知ポット排気計	計装1/管理設備	AA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1407	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット2排気計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1408	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット3排気計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1409	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃液受槽セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1410	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	低レベル廃液受槽漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1411	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ATM漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	CS	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1412	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐室漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1413	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット排気計	計装1/管理設備	AB	3	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1414	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1低レベル第2廃液受槽室漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1415	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1低レベル廃液緊急出室漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1416	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1低レベル濃縮廃液貯槽室漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1417	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	総合装置内圧力計	計装1/管理設備	KA	4	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1418	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐セル漏えい排気監視4漏えい検知ポット排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1419	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アルカリ濃縮廃液中和槽セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1420	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	固化セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1421	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液混合槽第1セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1422	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液混合槽第2セル漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1423	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	供給液槽第1セル漏えい検知ポット排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1424	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	供給液槽第2セル漏えい検知ポット排気計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1425	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	武丁ノズル冷却用空気槽圧力計	計装1/管理設備	KA	4	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1426	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	低レベル濃縮液受槽漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	BA	2	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1427	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	低レベル濃縮液貯槽漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1428	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	北第3配管室漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1429	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	洗浄廃液受槽漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1430	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	報有機溶媒残渣受槽漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	BA	2	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1431	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	調整槽漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1432	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	熱分解装置漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1433	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	熱分解装置乾留直下部ガス温度計	計装1/管理設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1434	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃焼装置温度計1	計装1/管理設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1435	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化槽室漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	AE	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1436	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃棄物貯槽第1室漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	AE	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1437	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃棄物貯槽第2室漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	AE	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1438	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃棄物貯槽漏えい排気監視排気計	計装1/管理設備	DC	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—
1439	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	計測制御用空気貯槽圧力計	計装1/管理設備	AA	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1440	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	水素検知用空気貯槽圧力計	計装1/管理設備	AA	2	②-2	改造	安重	S/—	—	—	—
1441	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷却水放射線レベル計	計装1/管理設備	AA	2	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	—

| 番号 | 第四条第1項 | 第四条第2項 | 第五条第1項 | 第五条第3項 | 第六条第1項 | 第六条第3項 | 第七条第1項 | 第八条第1項 | 第八条第2項 | 第八条第3項 | 第九条第1項 | 第十条第1項 | 第十条第1項第一号 | 第十条第1項第二号 | 第十条第1項第三号 | 第十条第1項第四号 | 第十条第1項第五号 | 第十条第1項第六号 | 第十条第1項第七号 | 第十条第1項第八号 | 第十条第1項第九号 | 第十条第1項第十号 | 第十条第1項第十一号 | 第十条第1項第十二号 | 第十条第1項第十三号イ | 第十条第1項第十三号ハ | 第十条第1項第十四号 | 第十条第1項第十五号 | 第十条第1項第十六号 | 第十条第1項第十七号 | 第十条第1項第十八号 | 第十条第1項第十九号 | 第十条第1項第二十号 | 第十条第1項第二十一号 | 第十条第1項第二十二号 | 第十条第1項第二十三号 | 第十条第1項第二十四号 | 第十条第1項第二十五号 | 第十条第1項第二十六号 | 第十条第1項第二十七号 | 第十条第1項第二十八号 | 第十条第1項第二十九号 | 第十条第1項第三十号 | 第十条第1項第三十一号 | 第十条第1項第三十二号 | 第十条第1項第三十三号 | 第十条第1項第三十四号 | 第十条第1項第三十五号 | 第十条第1項第三十六号 | 第十条第1項第三十七号 | 第十条第1項第三十八号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1362	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス洗浄塔入口圧力計	計装1/管理設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1363	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	槽槽類廃ガス洗浄塔セル漏えい検知ボット送信計	計装1/管理設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1364	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン系槽槽類廃ガス洗浄塔セル漏えい検知ボット送信計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1365	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス洗浄塔入口圧力計	計装1/管理設備	AC	2	②-2	改造	安重	常設SA	S/GS	1号・SA兼用	—	—
1366	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	SO_2廃ガス洗浄塔入口圧力計	計装1/管理設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1367	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	グルトニウム系槽槽類廃ガス洗浄塔セル漏えい送受信照計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1368	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	混合廃ガス凝縮器入口圧力計	計装1/管理設備	CA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1369	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス処理第1グローブボックス送信計1	計装1/管理設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1370	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス処理第1グローブボックス送信計2	計装1/管理設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1371	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス処理第2グローブボックス送信計	計装1/管理設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1372	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス処理第3グローブボックス送信計	計装1/管理設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1373	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝廃ガス処理グローブボックス送信計	計装1/管理設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1374	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1375	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	槽槽類廃ガス処理第1セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1376	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	槽槽類廃ガス処理第1セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1377	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1378	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	槽槽類廃ガス処理第2セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1379	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	槽槽類廃ガス処理第4セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1380	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ガラス固化炉内気相圧力計	計装1/管理設備	KA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1381	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス処理セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1382	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス洗浄液槽セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1383	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	純水中間貯槽水位計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1384	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷水膨張槽水位計	計装1/管理設備	KA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1385	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	固化セル温度計	計装1/管理設備	KA	10	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1386	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	固化セル換気処理セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1387	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	漏えい液希釈溶液供給槽水位計	計装1/管理設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1388	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液供給槽セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1389	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アルカリ廃液受槽セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1390	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐セル漏えい送受監2漏えい検知ボット送信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1391	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐セル漏えい送受監2漏えい検知ボット送信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1392	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ATM漏えい送受監1漏えい検知ボット送信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1393	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ATM漏えい送受監2漏えい検知ボット送信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1394	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ATM配管収納容器1漏えい検知ボット送信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1395	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ATM配管収納容器2漏えい検知ボット送信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1396	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1397	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1398	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1399	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	分配器セル漏えい送受監視えい検知ボット送信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1400	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい送受監1漏えい検知ボット送信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1401	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい送受監1送信計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1402	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1403	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1404	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アルカリ濃縮廃液貯槽セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1405	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液共用貯槽セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1406	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	固液漏えい検知ボット送信計	計装1/管理設備	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1407	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ボット2送信計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1408	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ボット3送信計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1409	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃液受槽セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1410	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	低レベル廃液受槽漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1411	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ATM漏えい送受監2信計	計装1/管理設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1412	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐室漏えい送受監2信計	計装1/管理設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1413	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ボット送信計	計装1/管理設備	AB	3	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1414	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1低レベル第2廃液受槽室漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1415	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1低レベル廃液緊急放出室漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1416	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1低レベル濃縮廃液貯槽室漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1417	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	総合装置内圧力計	計装1/管理設備	KA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1418	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐セル漏えい送受監4漏えい検知ボット送信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1419	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アルカリ濃縮廃液中和槽セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1420	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	固化セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1421	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液混合槽第1セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1422	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液混合槽第2セル漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1423	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	供給液槽第1セル漏えい検知ボット送信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1424	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	供給液槽第2セル漏えい検知ボット送信計	計装1/管理設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1425	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	武丁ノズル冷却用空気槽圧力計	計装1/管理設備	KA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1426	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	低レベル濃縮廃液受槽漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1427	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	低レベル濃縮廃液貯槽漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1428	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	北第3配管室漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1429	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	洗浄廃液受槽漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1430	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	報有機溶媒残渣受槽漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1431	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	調整槽漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1432	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	熱分解装置漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1433	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	熱分解装置乾留直下部ガス温度計	計装1/管理設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1434	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃焼装置温度計1	計装1/管理設備	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1435	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化槽室漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	AE	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1436	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃棄物貯槽第1室漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	AE	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1437	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃棄物貯槽第2室漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	AE	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1438	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃棄物貯槽漏えい送受監視信計	計装1/管理設備	DC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1439	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	計測制御用空気貯槽圧力計	計装1/管理設備	AA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1440	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	水素掃気用空気貯槽圧力計	計装1/管理設備	AA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—
1441	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷却水放射線レベル計	計装1/管理設備	AA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—

| 番号 | 第二十三条第一項 | 第二十三条第二項 | 第二十三条第三項 | 第二十三条第四項 | 第二十三条第五項 | 第二十三条第六項 | 第二十三条第七項 | 第二十三条第八項 | 第二十三条第九項 | 第二十三条第十項 | 第二十三条第十一項 | 第二十三条第十二項 | 第二十三条第十三項 | 第二十三条第十四項 | 第二十三条第十五項 | 第二十三条第十六項 | 第二十三条第十七項 | 第二十三条第十八項 | 第二十三条第十九項 | 第二十三条第二十項 | 第二十三条第二十一項 | 第二十三条第二十二項 | 第二十三条第二十三項 | 第二十三条第二十四項 | 第二十三条第二十五項 | 第二十三条第二十六項 | 第二十三条第二十七項 | 第二十三条第二十八項 | 第二十三条第二十九項 | 第二十三条第三十項 | 第二十三条第三十一項 | 第二十三条第三十二項 | 第二十三条第三十三項 | 第二十三条第三十四項 | 第二十三条第三十五項 | 第二十三条第三十六項 | 第二十三条第三十七項 | 第二十三条第三十八項 | 第二十三条第三十九項 | 第二十三条第四十項 | 第二十三条第四十一項 | 第二十三条第四十二項 | 第二十三条第四十三項 | 第二十三条第四十四項 | 第二十三条第四十五項 | 第二十三条第四十六項 | 第二十三条第四十七項 | 第二十三条第四十八項 | 第二十三条第四十九項 | 第二十三条第五十項 | 第二十三条第五十一項 | 第二十三条第五十二項 | 第二十三条第五十三項 | 第二十三条第五十四項 | 第二十三条第五十五項 | 第二十三条第五十六項 | 第二十三条第五十七項 | 第二十三条第五十八項 | 第二十三条第五十九項 | 第二十三条第六十項 | 第二十三条第六十一項 | 第二十三条第六十二項 | 第二十三条第六十三項 | 第二十三条第六十四項 | 第二十三条第六十五項 | 第二十三条第六十六項 | 第二十三条第六十七項 | 第二十三条第六十八項 | 第二十三条第六十九項 | 第二十三条第七十項 | 第二十三条第七十一項 | 第二十三条第七十二項 | 第二十三条第七十三項 | 第二十三条第七十四項 | 第二十三条第七十五項 | 第二十三条第七十六項 | 第二十三条第七十七項 | 第二十三条第七十八項 | 第二十三条第七十九項 | 第二十三条第八十項 | 第二十三条第八十一項 | 第二十三条第八十二項 | 第二十三条第八十三項 | 第二十三条第八十四項 | 第二十三条第八十五項 | 第二十三条第八十六項 | 第二十三条第八十七項 | 第二十三条第八十八項 | 第二十三条第八十九項 | 第二十三条第九十項 | 第二十三条第九十一項 | 第二十三条第九十二項 | 第二十三条第九十三項 | 第二十三条第九十四項 | 第二十三条第九十五項 | 第二十三条第九十六項 | 第二十三条第九十七項 | 第二十三条第九十八項 | 第二十三条第九十九項 | 第二十三条第百項 | 第二十三条第百一項 | 第二十三条第百二項 | 第二十三条第百三項 | 第二十三条第百四項 | 第二十三条第百五項 | 第二十三条第百六項 | 第二十三条第百七項 | 第二十三条第百八項 | 第二十三条第百九項 | 第二十三条第百十項 | 第二十三条第百十一項 | 第二十三条第百十二項 | 第二十三条第百十三項 | 第二十三条第百十四項 | 第二十三条第百十五項 | 第二十三条第百十六項 | 第二十三条第百十七項 | 第二十三条第百十八項 | 第二十三条第百十九項 | 第二十三条第百二十項 | 第二十三条第百二十一項 | 第二十三条第百二十二項 | 第二十三条第百二十三項 | 第二十三条第百二十四項 | 第二十三条第百二十五項 | 第二十三条第百二十六項 | 第二十三条第百二十七項 | 第二十三条第百二十八項 | 第二十三条第百二十九項 | 第二十三条第百三十項 | 第二十三条第百三十一項 | 第二十三条第百三十二項 | 第二十三条第百三十三項 | 第二十三条第百三十四項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項	第五十一条第二項	第五十一条第三項
1362	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス洗浄塔入口圧力計	計装1/管設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1363	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	槽槽類廃ガス洗浄塔セル漏えい検知ポット逆位計	計装1/管設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1364	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン系槽槽類廃ガス洗浄塔セル漏えい検知ポット逆位計	計装1/管設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1365	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス洗浄塔入口圧力計	計装1/管設備	AC	2	②-2	改造	安重	常設3A	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1366	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	SO_2廃ガス洗浄塔入口圧力計	計装1/管設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1367	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	グルトニウム系槽槽類廃ガス洗浄塔セル漏えい検知逆位計	計装1/管設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1368	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	混合廃ガス凝縮器入口圧力計	計装1/管設備	CA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1369	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス処理第1グローブボックス逆位計1	計装1/管設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1370	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス処理第1グローブボックス逆位計2	計装1/管設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1371	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス処理第2グローブボックス逆位計	計装1/管設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1372	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス処理第3グローブボックス逆位計	計装1/管設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1373	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝廃ガス処理グローブボックス逆位計	計装1/管設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1374	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計	計装1/管設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1375	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	槽槽類廃ガス処理第1セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1376	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	槽槽類廃ガス処理第1セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1377	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	不溶解残渣廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力計	計装1/管設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1378	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	槽槽類廃ガス処理第2セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1379	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	槽槽類廃ガス処理第4セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1380	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ガラス固化体PP内気相圧力計	計装1/管設備	KA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1381	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス処理セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1382	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃ガス洗浄液槽セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1383	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	純水中間貯槽水位計	計装1/管設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1384	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷水膨張槽水位計	計装1/管設備	KA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1385	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	固化セル温度計	計装1/管設備	KA	10	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1386	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	固化セル換気処理セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1387	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	漏えい液希釈溶液供給槽水位計	計装1/管設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1388	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液供給槽セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1389	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アルカリ廃液受槽セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1390	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐セル漏えい逆受並2漏えい検知ポット逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1391	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐セル漏えい逆受並2漏えい検知ポット逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1392	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	AT66漏えい逆受並1漏えい検知ポット逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1393	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	AT66漏えい逆受並2漏えい検知ポット逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1394	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	AT66配管収納容器1漏えい検知ポット逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1395	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	AT66配管収納容器2漏えい検知ポット逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1396	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1397	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1398	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1399	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	分配器セル漏えい逆受並漏えい検知ポット逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1400	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい逆受並2漏えい検知ポット逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1401	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい逆受並1逆位計	計装1/管設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1402	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1403	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1404	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アルカリ濃縮廃液貯槽セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1405	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液共用貯槽セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1406	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	漏洩漏えい検知ポット逆位計	計装1/管設備	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1407	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット2逆位計	計装1/管設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1408	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット3逆位計	計装1/管設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1409	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃液受槽セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1410	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	低レベル廃液受槽漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	DA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1411	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	AT61漏えい逆受並1逆位計	計装1/管設備	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1412	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐室漏えい逆受並2逆位計	計装1/管設備	AD	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1413	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アクティブトレンチ漏えい検知ポット逆位計	計装1/管設備	AD	3	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1414	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1低レベル第2廃液受槽室漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	AD	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1415	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1低レベル廃液蒸発缶室漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	AD	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1416	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1低レベル濃縮廃液貯槽室漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	AD	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1417	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	結合袋圧内圧力計	計装1/管設備	KA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1418	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管分岐セル漏えい逆受並4漏えい検知ポット逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1419	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	アルカリ濃縮廃液中和槽セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1420	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	固化セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1421	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液混合槽第1セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1422	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液混合槽第2セル漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	KA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1423	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	供給槽第1セル漏えい検知ポット逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1424	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	供給槽第2セル漏えい検知ポット逆位計	計装1/管設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1425	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	流下ノズル冷却用空気槽圧力計	計装1/管設備	KA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1426	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	低レベル濃縮廃液受槽漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	DA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1427	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	低レベル濃縮廃液貯槽漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	DA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1428	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	北第2配管室漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	DA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1429	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	洗浄廃液受槽漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	DA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1430	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃有機溶媒洗浄受槽漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	DA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1431	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	調整槽漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	DA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1432	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	熱分解装置漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	DA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1433	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	熱分解装置乾留部下部ガス温度計	計装1/管設備	DA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1434	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃焼装置温度計1	計装1/管設備	DA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1435	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プール水浄化塔室漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	AE	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1436	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃棄物貯槽第1室漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	AE	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1437	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃棄物貯槽第2室漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	AE	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1438	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	廃棄物貯槽漏えい逆受並逆位計	計装1/管設備	DC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1439	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	計測制御用空気貯槽圧力計	計装1/管設備	AA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1440	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	水素掃気用空気貯槽圧力計	計装1/管設備	AA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1441	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷却水放射線レベル計	計装1/管設備	AA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請区 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第四条第三項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第五条第三項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第六条第三項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第七条第三項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第九条第一項 | 第九条第二項 | 第九条第三項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十一号 | 第十条第一項第十二号イ | 第十条第一項第十二号ロ | 第十条第一項第十二号ハ | 第十条第一項第十三号 | 第十条第一項第十四号 | 第十条第二項 | 第十条第三項 | 第十条第四項 | 第十条第五項 | 第十条第六項 | 第十条第七項 | 第十条第八項 | 第十条第九項 | 第十条第十項 | 第十条第十一項 | 第十条第十二項 | 第十条第十三項 | 第十条第十四項 | 第十条第十五項 | 第十条第十六項 | 第十条第十七項 | 第十条第十八項 | 第十条第十九項 | 第十条第二十項 | 第十条第二十一項 | 第十条第二十二項 | 第十条第二十三項 | 第十条第二十四項 | 第十条第二十五項 | 第十条第二十六項 | 第十条第二十七項 | 第十条第二十八項 | 第十条第二十九項 | 第十条第三十項 | 第十条第三十一項 | 第十条第三十二項 | 第十条第三十三項 | 第十条第三十四項 | 第十条第三十五項 | 第十条第三十六項 | 第十条第三十七項 | 第十条第三十八項 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請区 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十三条第一項 | 第二十三条第二項 | 第二十三条第三項 | 第二十三条第四項 | 第二十三条第五項第一号 | 第二十三条第五項第二号 | 第二十三条第五項第三号 | 第二十三条第五項第四号 | 第二十三条第五項第五号 | 第二十三条第六項第一号 | 第二十三条第六項第二号 | 第二十三条第七項第一号 | 第二十三条第七項第二号 | 第二十三条第七項第三号 | 第二十三条第七項第四号 | 第二十三条第七項第五号 | 第二十三条第八項第一号 | 第二十三条第八項第二号 | 第二十三条第八項第三号 | 第二十三条第八項第四号 | 第二十三条第九項第一号 | 第二十三条第九項第二号 | 第二十三条第九項第三号 | 第二十三条第九項第四号 | 第二十三条第九項第五号 | 第二十三条第十項 | 第二十三条第十一項 | 第二十三条第十二項 | 第二十三条第十三項 | 第二十三条第十四項 | 第二十三条第十五項 | 第二十三条第十六項 | 第二十三条第十七項 | 第二十三条第十八項 | 第二十三条第十九項 | 第二十三条第二十項 | 第二十三条第二十一項 | 第二十三条第二十二項 | 第二十三条第二十三項 | 第二十三条第二十四項 | 第二十三条第二十五項 | 第二十三条第二十六項 | 第二十三条第二十七項 | 第二十三条第二十八項 | 第二十三条第二十九項 | 第二十三条第三十項 | 第二十三条第三十一項 | 第二十三条第三十二項 | 第二十三条第三十三項 | 第二十三条第三十四項 | 第二十三条第三十五項 | 第二十三条第三十六項 | 第二十三条第三十七項 | 第二十三条第三十八項 | 第二十三条第三十九項 | 第二十三条第四十項 | 第二十三条第四十一項 | 第二十三条第四十二項 | 第二十三条第四十三項 | 第二十三条第四十四項 | 第二十三条第四十五項 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項 | 第四十条第六項 | 第四十条第七項 | 第四十条第八項 | 第四十条第九項 | 第四十条第十項 | 第四十条第十一項（第一号～第三号） | 第四十条第十一項（第四号～第七号） | 第四十条第十二項 | 第四十条第十三項 | 第四十条第十四項 |
|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十二条第二項	第五十一条第一項
1442	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷却水注水制御レベル計	計装/貯容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1443	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	一般蒸気凝縮水注制御レベル計	計装/貯容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1444	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	温水注制御レベル計	計装/貯容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1445	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷却水注制御レベル計	計装/貯容器	AC	3	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1446	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	温水注制御レベル計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1447	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	サンプリング装置漏えい検知ポット液位計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1448	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管第1セル漏えい液受皿1液位計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1449	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	セル漏えい検知ポット1液位計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1450	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	セル漏えい検知ポット2液位計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1451	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	セル漏えい検知ポット3液位計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1452	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	回収機作ボックス漏えい液受皿液位計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1453	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	屋ガス洗浄塔セル漏えい液受皿液位計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1454	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	セル漏えい検知ポット4液位計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1455	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	分析残液受槽セル漏えい液受皿液位計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1456	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	回収槽セル漏えい液受皿液位計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1457	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	分析済液受槽セル漏えい液受皿液位計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1458	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	セル漏えい検知ポット5液位計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1459	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	セル漏えい検知ポット6液位計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1460	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	温水注制御レベル計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1461	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	サンプリングベンチ第1セル漏えい液検知ポット液位計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1462	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	サンプリングベンチ第2セル漏えい液検知ポット液位計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1463	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	サンプリングベンチ第3セル漏えい液検知ポット液位計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1464	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷却水注制御レベル計	計装/貯容器	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1465	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷却水注制御レベル計	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1466	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮缶 液相部 温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	常設SA	C/—	DB・SA兼用	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1467	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮缶 気相部 温度計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	常設SA	C/—	DB・SA兼用	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1468	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	冷水注制御レベル計	計装/貯容器	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1469	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	冷水注制御レベル計	計装/貯容器	CA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1470	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水注制御レベル計	計装/貯容器	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1471	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水注制御レベル計	計装/貯容器	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1472	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷却水系統制御レベル計（不溶解残渣系）	計装/貯容器	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1473	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液共用貯槽冷却水注制御レベル計	計装/貯容器	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1474	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷却水注制御レベル計	計装/貯容器	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1475	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮缶供給槽アダオン 硝酸プルトニウム溶液 流量計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	常設SA	C/—	DB・SA兼用	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1476	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン系サンプリングベンチ第1セル漏えい検知ポット液位計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1477	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム系サンプリングベンチ第3セル漏えい液受皿液位計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1478	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム系サンプリングベンチ第4セル漏えい液受皿液位計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1479	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	サンプリング配管第1セル漏えい液受皿1液位計	計装/貯容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1480	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	サンプリング配管第1セル漏えい液受皿2液位計	計装/貯容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1481	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	サンプリング配管第1セル漏えい液受皿3液位計	計装/貯容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1482	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	放射性配管第2セル漏えい液受皿液位計	計装/貯容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1483	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	サンプリング配管第2セル漏えい液受皿液位計	計装/貯容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1484	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮缶供給槽液位計	計装/貯容器	AC	1	②-2	既設	非安重	常設SA	C/—	DB・SA兼用	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1485	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	せん断刃位置異常によるせん断停止回路	計装/貯容器	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1486	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路 エンドピース せん断位置異常によるせん断停止回路	計装/貯容器	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1487	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶解槽溶解液温度低によるせん断停止回路	計装/貯容器	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1488	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路	計装/貯容器	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1489	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路	計装/貯容器	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1490	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路	計装/貯容器	AA	8	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1491	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	硝酸供給槽硝酸密度低によるせん断停止回路	計装/貯容器	AA	8	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1492	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可溶性中性子吸収材製急供給槽液位低によるせん断停止回路	計装/貯容器	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1493	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路	計装/貯容器	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1494	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	エンドピース酸洗浄槽洗浄液温度低によるせん断停止回路	計装/貯容器	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1495	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	エンドピース酸洗浄槽供給硝酸密度低によるせん断停止回路	計装/貯容器	AA	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1496	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	エンドピース酸洗浄槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路	計装/貯容器	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1497	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン酸化物貯蔵容器受ウム定位置の検知によるUO_2粉末の充てん起動回路	計装/貯容器	BA	4	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1498	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝塔内部の温度低による硝酸ウラニル濃縮液の供給停止回路	計装/貯容器	BA	4	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1499	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝装置の温度計及び照度計によるシャッタの起動回路	計装/貯容器	CA	2	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1500	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	空気輸送終了検知及び脱硝温度の重畳確認による脱硝蒸散装置の起動回路	計装/貯容器	CA	2	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1501	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝装置の温度計及び照度計によるシャッタの起動回路	計装/貯容器	CA	2	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1502	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	空気輸送終了検知及び脱硝温度の重畳確認による脱硝蒸散装置の起動回路	計装/貯容器	CA	2	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1503	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	粉砕粉末充てんノズル部保管容器受ウム定位置の検知によるUO_2粉末の充てん起動回路	計装/貯容器	CA	4	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1504	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	リワーク粉砕粉末充てんノズル部保管容器受ウム定位置の検知による硝酸粉末の充てん起動回路	計装/貯容器	CA	4	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1505	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	粉末加充てん定位置の検知によるUO_2粉末の充てん起動回路	計装/貯容器	CA	2	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1506	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	粉末加MOX_2粉末重量確認による粉末加払出装置の起動回路	計装/貯容器	CA	2	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1507	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷水影響禁の水位低による冷水供給停止回路	計装/貯容器	KA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1508	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶化セル内の温度制御	計装/貯容器	KA	10	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1509	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	結合装置圧力信号による流下ノズル加熱停止回路	計装/貯容器	KA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1510	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	流下ノズル冷却用空気槽の圧力低による流下ノズル加熱停止回路	計装/貯容器	KA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1511	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶化セル圧力計	計装/貯容器	KA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	主：計測制御設備 従：安全保護回路	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1512	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計	計装/貯容器	AC	2	②-2	改造	安重	常設SA	S/（S）	DB・SA兼用	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1513	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	蒸発缶・精留塔加熱蒸気温度計	計装/貯容器	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：計測制御設備 従：安全保護回路	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1514	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	逆抽出塔頂温度計	計装/貯容器	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：計測制御設備 従：安全保護回路	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1515	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ガラス固化物ガラス固化体質量計	計装/貯容器	KA	16	②-2	改造	安重	—	S/—	主：計測制御設備 従：安全保護回路	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1516	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	還元ガス受槽水素濃度計	計装/貯容器	CA	2	②-2	改造	安重	—	C/—	主：計測制御設備 従：安全保護回路	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1517	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン濃縮缶加熱蒸気温度計	計装/貯容器	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：計測制御設備 従：安全保護回路	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1518	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム洗浄器1段目中性子線量計	計装/貯容器	AB	1	②-2	改造	安重	—	S/—	主：計測制御設備 従：安全保護回路	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1519	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液濃縮缶凝縮器出口蒸ガス温度計	計装/貯容器	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：計測制御設備 従：安全保護回路	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1520	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン逆抽出器内の逆抽出用硝酸供給弁主回路	計装/貯容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請区 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第四条第三項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第五条第三項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第六条第三項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第七条第三項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第九条第一項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十一号 | 第十条第一項第十二号 | 第十条第一項第十三号イ | 第十条第一項第十三号ロ | 第十条第一項第十三号ハ | 第十条第一項第十三号ニ | 第十条第一項第十三号ホ | 第十条第一項第十三号ヘ | 第十条第一項第十三号ト | 第十条第一項第十三号チ | 第十条第一項第十三号リ | 第十条第一項第十三号ヌ | 第十条第一項第十三号ル | 第十条第一項第十三号ヲ | 第十条第一項第十三号ワ | 第十条第一項第十三号カ | 第十条第一項第十三号ヨ | 第十条第一項第十三号タ | 第十条第一項第十三号レ | 第十条第一項第十三号ソ | 第十条第一項第十三号ツ | 第十条第一項第十三号ネ | 第十条第一項第十三号ナ | 第十条第一項第十三号ラ | 第十条第一項第十三号ム | 第十条第一項第十三号ウ | 第十条第一項第十三号ヰ | 第十条第一項第十三号ノ | 第十条第一項第十三号オ | 第十条第一項第十三号ク | 第十条第一項第十三号ヤ | 第十条第一項第十三号マ | 第十条第一項第十三号ケ | 第十条第一項第十三号フ | 第十条第一項第十三号コ | 第十条第一項第十三号エ | 第十条第一項第十三号テ | 第十条第一項第十三号ア | 第十条第一項第十三号サ | 第十条第一項第十三号キ | 第十条第一項第十三号ユ | 第十条第一項第十三号メ | 第十条第一項第十三号ミ | 第十条第一項第十三号シ | 第十条第一項第十三号ヱ | 第十条第一項第十三号ヒ | 第十条第一項第十三号モ | 第十条第一項第十三号セ | 第十条第一項第十三号ス | 第十条第一項第十三号ン | 第十条第一項第十三号ハ

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請区 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（工認） | 共用（工認） | 備考 | 第二十条第一項 | 第二十条第二項 | 第二十条第三項 | 第二十条第四項 | 第二十条第五項 | 第二十条第六項 | 第二十条第七項 | 第二十条第八項 | 第二十条第九項 | 第二十条第十項 | 第二十条第十一項 | 第二十条第十二項 | 第二十条第十三項 | 第二十条第十四項 | 第二十条第十五項 | 第二十条第十六項 | 第二十条第十七項 | 第二十条第十八項 | 第二十条第十九項 | 第二十条第二十項 | 第二十条第二十一項 | 第二十条第二十二項 | 第二十条第二十三項 | 第二十条第二十四項 | 第二十条第二十五項 | 第二十条第二十六項 | 第二十条第二十七項 | 第二十条第二十八項 | 第二十条第二十九項 | 第二十条第三十項 | 第二十条第三十一項 | 第二十条第三十二項 | 第二十条第三十三項 | 第二十条第三十四項 | 第二十条第三十五項 | 第二十条第三十六項 | 第二十条第三十七項 | 第二十条第三十八項 | 第二十条第三十九項 | 第二十条第四十項 | 第二十条第四十一項 | 第二十条第四十二項 | 第二十条第四十三項 | 第二十条第四十四項 | 第二十条第四十五項 | 第二十条第四十六項 | 第二十条第四十七項 | 第二十条第四十八項 | 第二十条第四十九項 | 第二十条第五十項 | 第二十条第五十一項 | 第二十条第五十二項 | 第二十条第五十三項 | 第二十条第五十四項 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第五十条第一項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項	第五十一条第二項
1521	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	逆抽出器内の逆抽出用硝酸供給停止回路	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1522	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン逆抽出器内の硝酸溶液加熱用蒸気しゃ断回路	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1523	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1洗浄器溶液温度の加熱用蒸気供給停止回路	計装/貯蔵設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1524	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第3洗浄器溶液温度の加熱用蒸気供給停止回路	計装/貯蔵設備	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1525	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1洗浄器溶液温度の加熱用蒸気供給停止回路	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1526	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第3洗浄器溶液温度の加熱用蒸気供給停止回路	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1527	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1洗浄器溶液温度の加熱用蒸気供給停止回路	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1528	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第3洗浄器溶液温度の加熱用蒸気供給停止回路	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1529	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1焦発缶の有機溶媒供給停止及び加熱蒸気しゃ断回路	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1530	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1焦発缶の有機溶媒供給停止及び加熱蒸気しゃ断回路	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1531	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶媒蒸留塔の有機溶媒供給停止及び加熱蒸気しゃ断回路	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1532	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶媒蒸留塔の有機溶媒供給停止及び加熱蒸気しゃ断回路	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1533	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	熱分解装置の外部ヒータ加熱停止及び塩溶媒供給停止回路	計装/貯蔵設備	DA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1534	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃焼装置の内部温度塩溶媒供給停止回路	計装/貯蔵設備	DA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1535	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン濃縮缶加熱蒸気しゃ断回路	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1536	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン濃縮缶加熱蒸気しゃ断回路	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1537	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	洗浄容器窒素ガス供給回路	計装/貯蔵設備	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1538	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	還元ガス供給埋水素ガス供給停止回路	計装/貯蔵設備	CC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1539	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	焙焼炉入口温度計	計装/貯蔵設備	CA	12	②-2	改造	安重	—	C/—		主：計測制御設備；安全保護回路		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1540	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	還元炉入口温度計	計装/貯蔵設備	CA	12	②-2	改造	安重	—	C/—		主：計測制御設備；安全保護回路		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1541	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度計	計装/貯蔵設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—		主：計測制御設備；安全保護回路		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1542	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	溶解槽放射線レベル計	計装/貯蔵設備	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—		主：計測制御設備；安全保護回路		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1543	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液濃縮缶凝縮器出口蒸ガス温度計	計装/貯蔵設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—		主：計測制御設備；安全保護回路		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1544	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝装置脱硝物温度計	計装/貯蔵設備	CA	2	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1545	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	固体移送機押棗器重量計	計装/貯蔵設備	CA	2	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1546	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝装置内部照度計	計装/貯蔵設備	CA	2	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1547	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	固体移送機空気輸送検知計	計装/貯蔵設備	CA	2	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1548	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	粉砕粉末充てん／ノズル部保管容器充てん定位置	計装/貯蔵設備	CA	4	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1549	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	リワーク粉砕粉末充てん／ノズル部保管容器充てん定位置	計装/貯蔵設備	CA	4	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1550	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	混合粉末充てん／ノズル部粉末加充てん定位置	計装/貯蔵設備	CA	2	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1551	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	粉末充てん第1秤量器重量計 粉末充てん第2秤量器重量計	計装/貯蔵設備	CA	2	②-2	改造	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1552	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	蒸ガス貯留設備の圧力計	計装/貯蔵設備	AA	5	②-2	新設	—	常設SA	—/C		—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1553	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	蒸ガス貯留設備の圧力計	計装/貯蔵設備	AC	14	②-2	新設	—	常設SA	—/C		—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1554	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	臨界検知用放射線検出器	計装/貯蔵設備	AA	6	②-2	新設	—	常設SA	—/S		主：計測制御設備；安全保護回路		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1555	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	臨界検知用放射線検出器	計装/貯蔵設備	AA	12	②-2	新設	—	常設SA	—/—		主：計測制御設備；安全保護回路		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1556	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	臨界検知用放射線検出器	計装/貯蔵設備	AC	3	②-2	新設	—	常設SA	—/S		主：計測制御設備；安全保護回路		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1557	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	臨界検知用放射線検出器	計装/貯蔵設備	AC	3	②-2	新設	—	常設SA	—/—		主：計測制御設備；安全保護回路		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1558	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	蒸ガス貯留設備の放射線モニタ	計装/貯蔵設備	AA	2	②-2	新設	—	常設SA	—/C		—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1559	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	蒸ガス貯留設備の放射線モニタ	計装/貯蔵設備	AC	2	②-2	新設	—	常設SA	—/C		—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1560	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	蒸ガス貯留設備の流量計	計装/貯蔵設備	AA	2	②-2	新設	—	常設SA	—/C		—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1561	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	蒸ガス貯留設備の流量計	計装/貯蔵設備	AC	2	②-2	新設	—	常設SA	—/C		—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1562	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型水素排気系統圧縮空気圧力計	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, CA, KA, GB	10	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1563	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型電出先モル圧力計	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, CA, KA, GB	16	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1564	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型蒸ガス洗浄塔入口圧力計	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, CA, KA, GB	10	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1565	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型冷用コイル圧力計	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, CA, KA, GB	18	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1566	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計	計装/貯蔵設備	AB, AC, GB	4	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1567	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計	計装/貯蔵設備	AB, AC, CA, GB	6	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1568	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計	計装/貯蔵設備	AB, AC, CA, GB	6	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1569	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型ボくはん系統圧縮空気圧力計	計装/貯蔵設備	AC, CA, KA, GB	6	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1570	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計	計装/貯蔵設備	CA, GB	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1571	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型放水砲圧力計	計装/貯蔵設備	GB, GC	14	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1572	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型貯槽液位計	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, CA, KA, GB	106	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1573	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型廃液槽液位計	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, CA, KA, GB	14	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1574	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型漏えい液受皿液位計（計測用ポンベを含む）	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, CA, KA, GB	18	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1575	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型福島水槽液位計	計装/貯蔵設備	AB, GB	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1576	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型貯槽温度計（測温抵抗体）	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, CA, GB, GH	28	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1577	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型貯槽温度計（熱電対）	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, KA, GB, GH	78	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1578	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型福島器出口排気温度計（熱電対）	計装/貯蔵設備	AA, AC, CA, KA, GB	8	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1579	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型福島器出口排気温度計（測温抵抗体）	計装/貯蔵設備	AB, GB, GH	4	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1580	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型貯槽温度計（熱電対）	計装/貯蔵設備	AC, GB	6	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1581	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型セル廃出ユニットフィルタ差圧計	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, CA, KA, GB	20	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1582	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型フィルタ差圧計	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, CA, KA, GB	20	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1583	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型水素濃度計（冷却器、吸着剤カラム、真空ポンプ、超純粉四区容器を想定）	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, CA, KA, GB, GH	21	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1584	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型建屋内線量率計	計装/貯蔵設備	AG, GB	10	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1585	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型布部水排水線量計	計装/貯蔵設備	GB, GH	10	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1586	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ガンマ線用サーベイメータ	計装/貯蔵設備	AG, GB	3	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1587	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	中性子線用サーベイメータ	計装/貯蔵設備	AG, GB	3	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1588	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型福島注水流量計	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, CA, KA, GB, GH	167	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1589	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型福福島水流量計	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, CA, KA, GB, GH	29	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1590	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型セル廃出ユニット流量計	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, CA, KA, GB, GH	15	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1591	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型貯槽排気圧縮空気流量計	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, CA, KA, GB, GH	224	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1592	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型布部コイル通水流量計	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, CA, KA, GB, GH	159	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1593	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型冷用水流量計	計装/貯蔵設備	AA, AB, AC, CA, KA, GB, GH	57	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1594	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型建屋供給冷用水流量計	計装/貯蔵設備	GB, GH	15	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1595	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型貯槽排気圧縮空気流量計	計装/貯蔵設備	AA, AC, GB, GH	18	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1596	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型第1貯水槽給水流量計	計装/貯蔵設備	GB, GH	30	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1597	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型放水砲流量計	計装/貯蔵設備	GB, GH	21	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1598	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料番号読取装置	計装/貯蔵設備	—	AA	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請区 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第四条第三項 | 第五条第一項 | 第五条第二項第一号 | 第五条第二項第二号 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第六条第三項 | 第七条第一項 | 第七条第二項第一号 | 第七条第二項第二号 | 第八条第一項 | 第八条第二項第一号 | 第八条第二項第二号 | 第八条第三項 | 第九条第一項 | 第九条第二項第一号 | 第九条第二項第二号 | 第十条第一項 | 第十条第二項第一号 | 第十条第二項第二号 | 第十条第二項第三号 | 第十条第二項第四号 | 第十条第二項第五号 | 第十条第二項第六号 | 第十条第二項第七号 | 第十条第二項第八号 | 第十条第二項第九号 | 第十条第二項第十号イ | 第十条第二項第十号ロ | 第十条第二項第十号ハ | 第十条第二項第十号ニ | 第十条第二項第十号ホ | 第十条第二項第十号ヘ | 第十条第二項第十号ト | 第十条第二項第十号チ | 第十条第二項第十号リ | 第十条第二項第十号ヌ | 第十条第二項第十号ル | 第十条第二項第十号ヲ | 第十条第二項第十号ワ | 第十条第二項第十号カ | 第十条第二項第十号ヨ | 第十条第二項第十号タ | 第十条第二項第十号レ | 第十条第二項第十号ソ | 第十条第二項第十号ツ | 第十条第二項第十号ネ | 第十条第二項第十号ナ | 第十条第二項第十号ラ | 第十条第二項第十号ム | 第十条第二項第十号ウ | 第十条第二項第十号ヰ | 第十条第二項第十号ノ | 第十条第二項第十号オ | 第十条第二項第十号ク | 第十条第二項第十号ヤ | 第十条第二項第十号マ | 第十条第二項第十号ケ | 第十条第二項第十号フ | 第十条第二項第十号コ | 第十条第二項第十号エ | 第十条第二項第十号テ | 第十条第二項第十号ア | 第十条第二項第十号サ | 第十条第二項第十号キ | 第十条第二項第十号ユ | 第十条第二項第十号メ | 第十条第二項第十号ミ | 第十条第二項第十号シ | 第十条第二項第十号ヱ | 第十条第二項第十号ヒ | 第十条第二項第十号モ | 第十条第二項第十号セ | 第十条第二項第十号ス | 第十条第二項第十号ン | 備考 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1599	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	冷ん断刃位置検出器	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1600	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料送り出し検出器	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1601	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ボイール位置検出器	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1602	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ボイールロック位置検出器	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1603	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	硝酸調整槽硝酸密度	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1604	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	硝酸供給槽可溶性中性子吸収材濃度	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1605	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	清澄機振動	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1606	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	清澄機軸受温度	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1607	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補助抽出器中性子計数率	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3区分：安重から非安重へ変更
1608	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	抽出塔供給溶解液流量	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3区分：安重から非安重へ変更
1609	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	抽出塔供給有機溶媒流量	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3区分：安重から非安重へ変更
1610	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第１洗浄塔洗浄液硝酸密度	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3区分：安重から非安重へ変更
1611	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第１洗浄塔供給洗浄用硝酸濃度／第２洗浄塔供給洗浄用硝酸濃度	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1612	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	分配設備のプルトニウム洗浄器アルファ線検出器の故障警報に係る工程停止回路	—	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1613	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム分配塔供給硝酸ウラナス／硝酸ヒドラジン流量	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1614	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム洗浄器供給目的液プルトニウム逆抽出剤流量／プルトニウム洗浄器供給硝ウラナス流量	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1615	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム洗浄器供給目的液プルトニウム逆抽出剤流量	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1616	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン濃縮缶冷却器出口凝縮液温度計	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1617	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン濃縮缶加熱蒸気圧力	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1618	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン濃縮缶圧力	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1619	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン濃縮缶液位計	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1620	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン濃縮缶密度計	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1621	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	凝縮液冷却器　出口　温度計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1622	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラナス製造器　供給　水素　ガス流量計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1623	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラナス製造器　供給　水素　ガス圧力計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1624	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラナス製造器　供給　硝酸ウラニル溶液　流量計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1625	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1気液分離槽　出口　水素　ガス圧力計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1626	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1気液分離槽　供給　水素　ガス流量計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1627	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第2気液分離槽　供給　窒素　ガス流量計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1628	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気圧力	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1629	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮缶　液位計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1630	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮缶　密度計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1631	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	圧力槽液位	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3区分：安重から非安重へ変更
1632	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	逆抽出塔　供給　有機溶媒　温度計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1633	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	逆抽出塔　供給　洗浄液　温度計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1634	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	凝縮器　出口　廃ガス　温度計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1635	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	凝縮器　出口　冷却水　流量計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1636	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン逆抽出器　供給　硝酸溶液　温度計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1637	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム精製設備のプルトニウム洗浄器アルファ線検出器の故障警報に係る工程停止回路	—	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1638	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝塔内圧力	—	B4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1639	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝塔内壁温度	—	B4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1640	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝塔内流動層レベル	—	B4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1641	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	蒸気発生器加熱蒸気圧力	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1642	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	蒸発缶加熱蒸気圧力計	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1643	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	蒸発缶（気液分離部）液位計	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1644	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第１側回収系精留塔圧力 第２側回収系精留塔圧力	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1645	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第１側回収系精留塔液位 第２側回収系精留塔液位	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1646	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	蒸発缶（気液分離部）液位計2	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1647	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	せん断処理・溶解槽ガス処理設備排風機回転数	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1648	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	せん断処理・溶解槽ガス処理設備ミストフィルタ／高性能粒子フィルタ／よう素フィルタ差圧	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1649	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	せん断処理・溶解槽ガス処理設備のNOｘ吸収塔出口窒素ガス温度	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1650	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	酸槽類ガス処理設備排風機回転数	—	A8 AC KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1651	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	酸槽類ガス処理設備高性能粒子フィルタ／よう素フィルタ差圧	—	A8 AC KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1652	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	酸槽類ガス処理設備の加熱器出口窒素ガス温度	—	A8 AC KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1653	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	酸槽類ガス処理設備排風機入口側圧力／入口・出口差圧	—	A8 AC KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1654	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	酸槽類ガス処理設備加熱器出口窒ガス温度制御	—	KA SA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1655	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備排風機入口側圧力	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1656	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備廃ガス洗浄器出口側窒ガス温度	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1657	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備加熱器出口側窒ガス温度	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1658	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備ミストフィルタ／ルテニウム除塵塔／高性能粒子フィルタ／よう素フィルタ差圧	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1659	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気圧力	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1660	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液濃縮缶圧力	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1661	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル濃縮廃液貯槽廃液温度	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1662	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	不溶解性成廃液貯槽廃液温度	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1663	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液共用貯槽廃液温度	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1664	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	固化セル移送台車位置	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1665	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液混合槽廃液温度	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1666	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	供給槽槽廃液温度	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1667	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷却水系の冷却水層環ポンプ故障	—	A4 A8 KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1668	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	水素掃気用各貯空気流量	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1669	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全蒸気系のボイラ故障	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1670	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型縮縮器出口排気温度計（クスター）	—	A4, A8, AC, C4, K4, C13, S14	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	
1671	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型貯槽温度計（クスター）	—	A4, A8, AC, C4, K4, C13, S14	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	
1672	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第１洗浄塔供給洗浄用硝酸濃度／第２洗浄塔供給洗浄用硝酸流量	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1673	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	主要[redacted]	主要※	AC	1	②-2	既設	—	常設SA	—/S	—	—	
1674	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	主要[redacted]	主要※	AC	1	②-2	既設	—	常設SA	—/S	—	—	
1675	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	主要[redacted]	主要※	AC	1	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)	—	—	

| 番号 | 第一十七条第一項 | 第一十七条第二項 | 第一十七条第三項 | 第一十七条第四項 | 第一十七条第五項 | 第一十七条第六号 | 第一十七条第七号 | 第一十七条第八号 | 第一十七条第九号 | 第一十七条第十号 | 第一十七条第十一号 | 第一十七条第十二号 | 第一十七条第十三号 | 第一十七条第十四号 | 第一十七条第十五号 | 第一十七条第十六号 | 第一十七条第十七号 | 第一十七条第十八号 | 第一十七条第十九号 | 第一十七条第二十号 | 第一十七条第二十一号 | 第一十七条第二十二号 | 第一十七条第二十三号 | 第一十七条第二十四号 | 第一十七条第二十五号 | 第一十七条第二十六号 | 第一十七条第二十七号 | 第一十七条第二十八号 | 第一十七条第二十九号 | 第一十七条第三十号 | 第一十七条第三十一号 | 第一十七条第三十二号 | 第一十七条第三十三号 | 第一十七条第三十四号 | 第一十七条第三十五号 | 第一十七条第三十六号 | 第一十七条第三十七号 | 第一十七条第三十八号 | 第一十七条第三十九号 | 第一十七条第四十号 | 第一十七条第四十一号 | 第一十七条第四十二号 | 第一十七条第四十三号 | 第一十七条第四十四号 | 第一十七条第四十五号 | 第一十七条第四十六号 | 第一十七条第四十七号 | 第一十七条第四十八号 | 第一十七条第四十九号 | 第一十七条第五十号 | 第一十七条第五十一号 | 第一十七条第五十二号 | 第一十七条第五十三号 | 第一十七条第五十四号 | 第一十七条第五十五号 | 第四十一条第一項 | 第四十一条第二項 | 第四十一条第三項 | 第四十一条第四項 | 第四十一条第五項 | 第四十一条第六項 | 第四十一条第七項 | 第四十一条第八項 | 第四十一条第九項 | 第四十一条第十項 | 第四十一条第十一項（一）第一号 | 第四十一条第十一項（一）第二号 | 第四十一条第十一項（一）第三号 | 第四十一条第十一項（一）第四号 | 第四十一条第十一項（一）第五号 | 第四十一条第十一項（一）第六号 | 第四十一条第十一項（一）第七号 | 第四十一条第十一項（一）第八号 | 第四十一条第十一項（一）第九号 | 第四十一条第十一項（一）第十号 | 第四十一条第十一項（一）第十一号 | 第四十一条第十一項（一）第十二号 | 第四十一条第十一項（一）第十三号 | 第四十一条第十一項（一）第十四号 | 第四十一条第十一項（一）第十五号 | 第四十一条第十一項（一）第十六号 | 第四十一条第十一項（一）第十七号 | 第四十一条第十一項（一）第十八号 | 第四十一条第十一項（一）第十九号 | 第四十一条第十一項（一）第二十号 | 第四十一条第十一項（一）第二十一号 | 第四十一条第十一項（一）第二十二号 | 第四十一条第十一項（一）第二十三号 | 第四十一条第十一項（一）第二十四号 | 第四十一条第十一項（一）第二十五号 | 第四十一条第十一項（一）第二十六号 | 第四十一条第十一項（一）第二十七号 | 第四十一条第十一項（一）第二十八号 | 第四十一条第十一項（一）第二十九号 | 第四十一条第十一項（一）第三十号 | 第四十一条第十一項（一）第三十一号 | 第四十一条第十一項（一）第三十二号 | 第四十一条第十一項（一）第三十三号 | 第四十一条第十一項（一）第三十四号 | 第四十一条第十一項（一）第三十五号 | 第四十一条第十一項（一）第三十六号 | 第四十一条第十一項（一）第三十七号 | 第四十一条第十一項（一）第三十八号 | 第四十一条第十一項（一）第三十九号 | 第四十一条第十一項（一）第四十号 | 第四十一条第十一項（一）第四十一号 | 第四十一条第十一項（一）第四十二号 | 第四十一条第十一項（一）第四十三号 | 第四十一条第十一項（一）第四十四号 | 第四十一条第十一項（一）第四十五号 | 第四十一条第十一項（一）第四十六号 | 第四十一条第十一項（一）第四十七号 | 第四十一条第十一項（一）第四十八号 | 第四十一条第十一項（一）第四十九号 | 第四十一条第十一項（一）第五十号 | 第四十一条第十一項（一）第五十一号 | 第四十一条第十一項（一）第五十二号 | 第四十一条第十一項（一）第五十三号 | 第四十一条第十一項（一）第五十四号 | 第四十一条第十一項（一）第五十五号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第二項	第五十一条第一項
1599	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	せん断刃位置検出器	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1600	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	燃料送り出し検出器	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1601	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ホイール位置検出器	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1602	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ホイールロック位置検出器	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1603	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	硝酸調整槽硝酸濃度	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1604	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	硝酸供給槽可溶性中性子吸収材濃度	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1605	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	清澄機振動	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1606	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	清澄機軸受温度	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1607	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	補助抽出器中性子計数率	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	SSCC分：安重から非安重へ変更	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1608	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	抽出塔供給溶解液流量	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	SSCC分：安重から非安重へ変更	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1609	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	抽出塔供給有機溶媒流量	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	SSCC分：安重から非安重へ変更	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1610	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第１洗浄塔洗浄液密度	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	SSCC分：安重から非安重へ変更	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1611	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第１洗浄塔供給洗浄用硝酸濃度／第２洗浄塔供給洗浄用硝酸濃度	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1612	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	分配設備のプルトニウム洗浄器アルファ線検出器の故障警報に係る工程停止回路	—	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1613	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム分配塔供給硝ウラナス／硝酸ヒドラジン流量	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1614	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム洗浄器(溶媒洗浄供給)プルトニウム逆抽出液流量／プルトニウム洗浄器供給硝ウラナス流量	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1615	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム洗浄器(溶媒洗浄供給)プルトニウム逆抽出液流量	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1616	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン濃縮缶内部溶液出口蒸気温度計	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1617	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン濃縮缶加熱蒸気圧力	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1618	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン濃縮缶圧力	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1619	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン濃縮缶液位計	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1620	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン濃縮缶密度計	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1621	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	凝縮液冷却器　出口　温度計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1622	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラナス製造器　供給　水素　ガス流量計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1623	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラナス製造器　供給　水素　ガス圧力計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1624	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	クラナス製造器　供給　硝酸ウラニル溶液　流量計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1625	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1気液分離槽　出口　水素　ガス圧力計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1626	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第1気液分離槽　供給　水素　ガス流量計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1627	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第2気液分離槽　供給　窒素　ガス流量計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1628	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気圧力	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1629	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮缶　液位計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1630	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム濃縮缶　密度計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1631	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	注水槽液位	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	SSCC分：安重から非安重へ変更	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1632	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	逆抽出塔　供給　有機溶媒　温度計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1633	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	逆抽出塔　供給　溶液　温度計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1634	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	凝縮器　出口　廃ガス　温度計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1635	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	凝縮器　出口　冷却水　流量計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1636	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	ウラン逆抽出器　供給　硝酸溶液　温度計	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1637	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	プルトニウム精製設備のプルトニウム洗浄器アルファ線検出器の故障警報に係る工程停止回路	—	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1638	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝塔内圧力	—	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1639	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝塔外壁温度	—	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1640	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	脱硝塔内流動層レベル	—	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1641	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	蒸気発生器加熱蒸気圧力	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1642	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	蒸発缶加熱蒸気圧力計	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1643	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	蒸発缶(気液分離部)液位計2	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1644	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第１側回収系精留塔圧力 第２側回収系精留塔圧力	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1645	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第１側回収系精留塔液位 第２側回収系精留塔液位	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1646	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	蒸発缶(気液分離部)液位計2	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1647	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	せん断処理・溶解廃ガス処理設備排風機回転数	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1648	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	せん断処理・溶解廃ガス処理設備ミストフィルタ／高性能粒子フィルタ／よう素フィルタ差圧	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1649	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	せん断処理・溶解廃ガス処理設備のNOｘ吸収塔出口側廃ガス温度	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1650	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	槽攪拌廃ガス処理設備排風機回転数	—	A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1651	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	槽攪拌廃ガス処理設備高性能粒子フィルタ／よう素フィルタ差圧	—	A8 AC 別6	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1652	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	槽攪拌廃ガス処理設備の加熱器出口側廃ガス温度	—	A8 AC 別6	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1653	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	槽攪拌廃ガス処理設備排風機入口側圧力／入口・出口間差圧	—	A8 AC 別6	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1654	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	槽攪拌廃ガス処理設備加熱器出口廃ガス温度制御	—	KA 別6	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1655	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備排風機入口側圧力	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1656	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備廃ガス洗浄器出口側廃ガス温度	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1657	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備加熱器出口側廃ガス温度	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1658	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備ミストフィルタ／セラミックス焼結体／高性能粒子フィルタ／よう素フィルタ差圧	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1659	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気圧力	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1660	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液濃縮缶圧力	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1661	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル濃縮廃液貯槽廃液温度	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1662	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	不溶解残渣廃液貯槽廃液温度	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1663	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液共用貯槽廃液温度	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1664	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	固化セル移送台車位置	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1665	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	高レベル廃液混合槽廃液温度	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1666	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	供給槽槽廃液温度	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1667	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全冷却水系の冷却水循環ポンプ故障	—	A4 KA A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1668	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	水素掃気用希釈空気流量	—	A4 KA A8 AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1669	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	安全蒸気系のボイラ故障	—	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1670	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型凝縮器出口排気温度計（クスター）	—	A4, A8, AC, CA, KA, C13, C14	一式	②-2	新設	—	可搬型/A	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1671	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	可搬型貯槽温度計（クスター）	—	A4, A8, AC, CA, KA, C13, C14	一式	②-2	新設	—	可搬型/A	—/—	—	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1672	計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	第１洗浄塔供給洗浄用硝酸濃度／第２洗浄塔供給洗浄用硝酸流量	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1673	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	主要※[redacted]	主要※	AC	1	②-2	既設	—	常設/A	—/S	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1674	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	主要※[redacted]	主要※	AC	1	②-2	既設	—	常設/A	—/S	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1675	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	主要※[redacted]	主要※	AC	1	②-2	既設	—	常設/A	—/(S)	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第五条第三項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第六条第三項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第九条第一項 | 第九条第二項 | 第九条第三項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十一号 | 第十条第一項第十二号 | 第十条第一項第十三号イ | 第十条第一項第十三号ロ | 第十条第一項第十三号ハ | 第十条第一項第十四号 | 第十条第二項 | 第十条第三項 | 第十条第四項 | 第十条第五項 | 第十条第六項 | 第十条第七項 | 第十条第八項 | 第十条第九項 | 第十条第十項 | 第十条第十一項 | 第十条第十二項 | 第十条第十三項 | 第十条第十四項 | 第十四条第一項 | 第十四条第二項 | 第十四条第三項 | 第十四条第四項 | 第十六条第一項 | 第十六条第二項 | 第十六条第三項 | 第十六条第四項 | 第十六条第五項 | 第十七条第一項第一号 | 第十七条第一項第一号イ | 第十七条第一項第一号ロ | 第十七条第一項第一号ハ | 第十七条第一項第二号 | 第十七条第一項第三号 | 第十七条第一項第四号 | 第十七条第一項第五号 | 第十七条第一項第六号 | 第十七条第一項第七号 | 第十七条第二項 | 第十八条第一項第一号 | 第十八条第一項第二号 | 第十八条第一項第三号 | 第十九条第一項第一号 | 第十九条第一項第一号イ | 第十九条第一項第一号ロ | 第十九条第一項第一号ハ | 第十九条第二項 | 第二十条第一項 | 第二十条第一項第一号 | 第二十条第一項第二号 | 第二十条第一項第三号 | 第二十条第一項第四号 | 第二十条第一項第五号 | 第二十条第二項 | 第二十一条第一項 | 第二十一条第一項第一号 | 第二十一条第一項第二号 | 第二十一条第一項第三号 | 第二十一条第一項第四号 | 第二十一条第一項第五号 | 第二十一条第二項 | 第二十二条第一項 | 第二十二条第一項第二号 | 第二十二条第一項第二号イ | 第二十二条第一項第二号ロ | 第二十二条第一項第二号ハ |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1676	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	固化セル圧力高による固化セル隔離ダンパの閉止回路	計装/安管設備	KA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—	
1677	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	計装/安管設備	AC	2	②-2	改造	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—	—	
1678	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	第２側回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	計装/安管設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—	
1679	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路	計装/安管設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—	
1680	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	焙焼炉ヒータ原温度高による加熱停止回路	計装/安管設備	CA	12	②-2	改造	安重	—	C/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—	
1681	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	還元炉ヒータ原温度高による加熱停止回路	計装/安管設備	CA	12	②-2	改造	安重	—	C/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—	
1682	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	固化セル移送台車上の鬼畜高によるガラス泥下停止回路	計装/安管設備	KA	16	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—	
1683	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路（精製建屋）	計装/安管設備	AC	2	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—	
1684	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	水素濃度高による還元ガス供給停止回路	計装/安管設備	CA	2	②-2	改造	安重	—	C/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—	
1685	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	可溶性中性子吸収材製造装置回路及びせん断停止回路	計装/安管設備	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—	
1686	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路（分離建屋）	計装/安管設備	AB	2	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—	
1687	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	計装/安管設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—	
1688	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	計装/安管設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—	
1689	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	洗浄器中性子計数率高による工程停止回路	計装/安管設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—	
1690	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路	計装/安管設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—	
1691	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路	計装/安管設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—	
1692	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路	計装/安管設備	AA	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)	—	—	詳細設計中
1693	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	計装/安管設備	AA	4	②-2	新設	—	常設SA	—/C	—	—	詳細設計中
1694	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	計装/安管設備	AC	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—	詳細設計中
1695	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	重大事故時供給停止回路	計装/安管設備	AC	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)	—	—	詳細設計中
1696	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	中央制御室	監視制御盤	—	AG	—式	②-2	既設	非安重	常設SA	C/(C)	1B・5A兼用	—	
1697	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	中央制御室	安全系監視制御盤	—	AG	—式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—	
1698	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	中央制御室	監視カメラ	—	AA	3	②-2	既設	非安重	—	C-2/—	主：中央制御室 従：使用済燃料の受入れ・貯蔵及び貯蔵施設の制御室	—	
1699	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	中央制御室	気象盤	—	AG	—式	②-2	既設	非安重	常設SA	C/(C)	—	—	
1700	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	中央制御室	地震監視盤	—	AG	—式	②-2	既設	安重	常設SA	C/(C)	—	—	
1701	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	中央制御室	放射線監視盤	—	AG	—式	②-2	既設	非安重	常設SA/常設SA	C/(C)/—	—	—	AG-R-F003～005(放射線監視盤)
1702	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	中央制御室	放射線監視盤	—	AG	—式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	—	—	AG-R-F001(放射線監視盤)
1703	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	環境監視盤	—	FA	—式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1704	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	放射線監視盤	—	FA	—式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1705	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	監視制御盤	—	FA	—式	①	既設	安重	常設SA	S/(S)	—	—	
1706	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	安全系監視制御盤	—	FA	—式	①	既設	安重	常設SA	S/(S)	—	—	
1707	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	情報把握計装設備可搬型発電機	発電機	G13,G14	5	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)	詳細設計中
1708	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	情報把握計装設備用屋内伝送系統	—	AA AB AC AG CA FA KA	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S), 1.25s	—	MX(再処理主)	
1709	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	建屋間伝送用無線装置	—	AA AB AC AG CA FA KA	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S), 1.25s	—	MX(再処理主)	
1710	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	前処理建屋可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	
1711	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	分離建屋可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	
1712	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	精製建屋可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	
1713	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	解体建屋可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)	
1714	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	ウラン・プルトニウム混合転換建屋可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	
1715	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	
1716	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	
1717	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)	
1718	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)	
1719	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	解体建屋可搬型情報表示装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	
1720	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	
1721	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	制御室送風機	ファン	FA	2	①	改造	非安重	常設SA	C/C	1B・5A兼用	—	
1722	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	制御室排風機	—	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1723	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	代替制御室送風機	ファン	FA	3	①	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋詳細設計中
1724	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	制御室フィルタユニット	フィルタ	FA	2	①	改造	非安重	常設SA	C/C	1B・5A兼用	—	
1725	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	主配管（制御室換気系：SA）	主配管	FA	—式	①	改造	非安重	常設SA	C/C	1B・5A兼用	—	流体：空気
1726	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	可搬型ダクト	主配管	FA	—式	①	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	流体：空気 保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋詳細設計中
1727	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	制御室給気ユニット	—	FA	—式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1728	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	制御室空調ユニット	—	FA	—式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
1729	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	中央制御室送風機	ファン	AG	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—	
1730	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	代替中央制御室送風機	ファン	AG	5	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：AG 保管場所：保管庫
1731	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	中央制御室フィルタユニット	フィルタ	AG	3	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—	

| 番号 | 第十七条第一項 | 第十七条第二項 | 第十七条第三項 | 第十七条第四項 | 第十七条第五項第一号 | 第十七条第五項第二号 | 第十七条第五項第三号 | 第十七条第五項第四号 | 第十七条第五項第五号 | 第十七条第六項第一号 | 第十七条第六項第二号 | 第十七条第七項第一号 | 第十七条第七項第二号 | 第十七条第八項第一号 | 第十七条第八項第二号 | 第十七条第八項第三号 | 第十七条第八項第四号 | 第十七条第九項第一号 | 第十七条第九項第二号 | 第十七条第九項第三号 | 第十七条第九項第四号 | 第十七条第九項第五号 | 第十七条第十項第一号 | 第十七条第十項第二号 | 第十七条第十一項第一号 | 第十七条第十二項第一号 | 第十七条第十二項第二号 | 第十七条第十二項第三号 | 第十七条第十二項第四号 | 第十七条第十二項第五号 | 第十七条第十二項第六号 | 第十七条第十二項第七号 | 第十七条第十二項第八号 | 第十七条第十二項第九号 | 第十七条第十二項第十号 | 第十七条第十二項第十一号 | 第十七条第十二項第十二号 | 第十七条第十二項第十三号 | 第十七条第十二項第十四号 | 第十七条第十二項第十五号 | 第十七条第十二項第十六号 | 第十七条第十二項第十七号 | 第十七条第十二項第十八号 | 第十七条第十二項第十九号 | 第十七条第十二項第二十号 | 第十七条第十二項第二十一号 | 第十七条第十二項第二十二号 | 第十七条第十二項第二十三号 | 第十七条第十二項第二十四号 | 第十七条第十二項第二十五号 | 第十七条第十二項第二十六号 | 第十七条第十二項第二十七号 | 第十七条第十二項第二十八号 | 第十七条第十二項第二十九号 | 第十七条第十二項第三十号 | 第十七条第十二項第三十一号 | 第十七条第十二項第三十二号 | 第十七条第十二項第三十三号 | 第十七条第十二項第三十四号 | 第十七条第十二項第三十五号 | 第十七条第十二項第三十六号 | 第十七条第十二項第三十七号 | 第十七条第十二項第三十八号 | 第十七条第十二項第三十九号 | 第十七条第十二項第四十号 | 第十七条第十二項第四十一号 | 第十七条第十二項第四十二号 | 第十七条第十二項第四十三号 | 第十七条第十二項第四十四号 | 第十七条第十二項第四十五号 | 第十七条第十二項第四十六号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十七条第三項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十二条第之項	第五十二条第十項
1676	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	固化セル圧力高による固化セル隔離ダンパの閉止回路	計装/附帯設備	KA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1677	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	計装/附帯設備	AC	2	②-2	改造	安重	常設1A	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
1678	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	第２側回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	計装/附帯設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1679	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路	計装/附帯設備	AC	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1680	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	溶液ポヒーター原温度高による加熱停止回路	計装/附帯設備	CA	12	②-2	改造	安重	—	C/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1681	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	還元ポヒーター原温度高による加熱停止回路	計装/附帯設備	CA	12	②-2	改造	安重	—	C/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1682	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	固化セル移送台車上の閉蓋高によるガラス流下停止回路	計装/附帯設備	KA	16	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1683	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路（精製建屋）	計装/附帯設備	AC	2	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1684	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	水素濃度高による還元ガス供給停止回路	計装/附帯設備	CA	2	②-2	改造	安重	—	C/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1685	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	可溶性中性子吸収材製造装置回路及びせん断停止回路	計装/附帯設備	AA	4	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1686	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路（分離建屋）	計装/附帯設備	AB	2	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1687	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	計装/附帯設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1688	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	計装/附帯設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1689	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	洗浄器中性子計数率高による工程停止回路	計装/附帯設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1690	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路	計装/附帯設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1691	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路	計装/附帯設備	AB	2	②-2	改造	安重	—	S/—	主：安全保護回路 従：計測制御設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1692	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路	計装/附帯設備	AA	2	②-2	新設	—	常設1A	—/(S)	—	—	詳細設計中	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
1693	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	計装/附帯設備	AA	4	②-2	新設	—	常設1A	—/C	—	—	詳細設計中	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
1694	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	計装/附帯設備	AC	2	②-2	新設	—	常設1A	—/S	—	—	詳細設計中	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
1695	計測制御系統施設	—	安全保護回路	—	—	重大事故時供給停止回路	計装/附帯設備	AC	2	②-2	新設	—	常設1A	—/(S)	—	—	詳細設計中	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
1696	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	中央制御室	監視制御盤	—	AG	—式	②-2	既設	非安重	常設1A	C/(C)	1B・5A兼用	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1697	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	中央制御室	安全系監視制御盤	—	AG	—式	②-2	既設	安重	常設1A	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1698	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	中央制御室	監視カメラ	—	AA	3	②-2	既設	非安重	—	C-2/—	主：中央制御室 従：使用済燃料の受入れ・貯蔵及び貯蔵施設の制御室	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1699	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	中央制御室	発報盤	—	AG	—式	②-2	既設	非安重	常設1A	C/(C)	—	—		—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1700	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	中央制御室	機器監視盤	—	AG	—式	②-2	既設	非安重	常設1A	C/(C)	—	—		—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1701	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	中央制御室	放射線監視盤	—	AG	—式	②-2	既設	非安重	常設1A 常設2A	C/(C) C/—	—	—	JG-E-F003～005(放射線監視盤) JG-E-F001(放射線監視盤)	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1702	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	中央制御室	放射線監視盤	—	AG	—式	②-2	既設	安重	常設1A	S/(S)	—	—		—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1703	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	環境監視盤	—	FA	—式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1704	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	放射線監視盤	—	FA	—式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1705	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	監視制御盤	—	FA	—式	①	既設	非安重	常設1A	C/(C)	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1706	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	安全系監視制御盤	—	FA	—式	①	既設	安重	常設1A	S/(S)	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1707	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	情報把握計装設備可搬型発電機	発電機	G13,G14	5	②-2	新設	—	可搬型1A	—/—	—	MX(再処理主)	詳細設計中	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
1708	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	情報把握計装設備屋外伝送系統	—	AA AB AC AG CA FA KA	—式	②-2	新設	—	常設1A	—/ (C)，1.25s	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○
1709	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	建屋間伝送用無線装置	—	AA AB AC AG CA FA KA	—式	②-2	新設	—	常設1A	—/ (C)，1.25s	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○
1710	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	前処理建屋可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型1A	—/—	—	—		—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	○
1711	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	分離建屋可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型1A	—/—	—	—		—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	○
1712	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	精製建屋可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型1A	—/—	—	—		—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	○
1713	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	制御建屋可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型1A	—/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	○
1714	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型1A	—/—	—	—		—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	○
1715	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型1A	—/—	—	—		—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	○
1716	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型1A	—/—	—	—		—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	○
1717	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型1A	—/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	○
1718	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型1A	—/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	○
1719	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	制御建屋可搬型情報表示装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型1A	—/—	—	—		—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1720	計測制御系統施設	—	制御室	計測制御装置	情報把握計装設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置	—	G13,G14	—式	②-2	新設	—	可搬型1A	—/—	—	—		—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—
1721	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	制御室送風機	ファン	FA	2	①	改造	非安重	常設1A	C/C	1B・5A兼用	—		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
1722	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	制御室排風機	—	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1723	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	代替制御室送風機	ファン	FA	3	①	新設	—	可搬型1A	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 詳細設計中	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
1724	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	制御室フィルタユニット	フィルタ	FA	2	①	改造	非安重	常設1A	C/C	1B・5A兼用	—		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
1725	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	主配管（制御室換気系：5A）	主配管	FA	—式	①	改造	非安重	常設1A	C/C	1B・5A兼用	—	流体：空気	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
1726	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	可搬型ダクト	主配管	FA	—式	①	新設	—	可搬型1A	—/—	—	—	流体：空気 保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 詳細設計中	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
1727	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	制御室給気ユニット	—	FA	—式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1728	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	制御室空調ユニット	—	FA	—式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1729	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	中央制御室送風機	ファン	AG	2	②-2	既設	安重	常設1A	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
1730	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	代替中央制御室送風機	ファン	AG	5	②-2	新設	—	可搬型1A	—/—	—	—	保管場所：AG 保管場所2：保管庫	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
1731	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	中央制御室フィルタユニット	フィルタ	AG	3	②-2	既設	安重	常設1A	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1732	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	主配管（制御室換気系）	主配管	AG	一式	②-2	既設	安重	常設1A	S/（S）	1号・5A兼用	—	流体：建屋内空気
1733	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	主配管（制御室換気系）	主配管	AG	一式	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	流体：建屋内空気
1734	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	中央制御室給気ユニット	—	AG	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1735	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	中央制御室空調ユニット	—	AG	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1736	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	中央制御室排風機	—	AG	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1737	計測制御系統施設	—	制御室	制御室照明設備	—	可搬型代替照明	—	FA	36	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 詳細設計中
1738	計測制御系統施設	—	制御室	制御室照明設備	—	可搬型代替照明	—	AG	162	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	詳細設計中
1739	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型酸素濃度計	—	FA	3	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 詳細設計中
1740	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型窒素酸化物濃度計	—	FA	3	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 詳細設計中
1741	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型二酸化炭素濃度計	—	FA	3	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 詳細設計中
1742	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型酸素濃度計	—	AG	3	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：5G 保管場所：保管庫 保管場所：保管庫 詳細設計中
1743	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型窒素酸化物濃度計	—	AG	3	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：5G 保管場所：保管庫 保管場所：保管庫 詳細設計中
1744	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型二酸化炭素濃度計	—	AG	3	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：5G 保管場所：保管庫 保管場所：保管庫 詳細設計中
1745	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（5A）	計装/�yr管設備	FA	2	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 詳細設計中
1746	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	ガンマ線用サーベイメータ（5A）	計装/貯管設備	FA	2	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 詳細設計中
1747	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	可搬型ダストサンプラ（5A）	—	FA	2	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 詳細設計中
1748	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	ガンマ線用サーベイメータ（5A）	計装/貯管設備	AG	2	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：5G 保管場所：保管庫 詳細設計中
1749	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（5A）	計装/貯管設備	AG	2	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：5G 保管場所：保管庫 詳細設計中
1750	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	可搬型ダストサンプラ（5A）	—	AG	2	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	詳細設計中
1751	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	NOx酸化塔	容器	A4	2	②-2	改造	安重	常設1A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1752	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	回収酸化槽セル漏えい検査孔	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
1753	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	よう素追出し塔	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1754	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	90℃ダンパセル漏えい検査孔	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1755	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	せん断処理・溶解廃ガス処理セル漏えい検査孔	容器	A4	3	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
1756	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	凝縮器	熱交換器	A4	2	②-2	改造	安重	常設1A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1757	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	廃ガス冷却器	熱交換器	A4	3	②-2	改造	安重	常設1A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1758	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	廃ガス加熱器	熱交換器	A4	3	②-2	改造	安重	常設1A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1759	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	排風機	ファン	A4	3	②-2	改造	安重	常設1A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1760	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	ミストフィルタ	フィルタ	A4	6	②-2	改造	安重	常設1A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1761	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	第1高性能粒子フィルタ	フィルタ	A4	3	②-2	改造	安重	常設1A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1762	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	第1よう素フィルタ	フィルタ	A4	6	②-2	改造	安重	常設1A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1763	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	第2よう素フィルタ	フィルタ	A4	6	②-2	改造	安重	常設1A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1764	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	A4	3	②-2	改造	安重	常設1A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1765	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
1766	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	主配管（廃ガス処理系，廃ガス貯留系：臨界）	主配管	A4	一式	②-2	改造	安重/非安重	常設1A	S，B-2/（S），（B）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス
1767	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	主配管（漏えい検知収系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：漏えい液
1768	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：漏えい液
1769	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	主配管（サポート用冷却系：再処理設備本体用）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水
1770	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	根幹類廃ガス処理設備	前処理建屋根幹類廃ガス処理設備	—	デミスタ	容器	A4	1	②-2	改造	安重	常設1A	S/（S），1.2Sa	主：前処理建屋根幹類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—
1771	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	根幹類廃ガス処理設備	前処理建屋根幹類廃ガス処理設備	—	極低レベル廃ガス洗浄塔	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	C-2/—	—	—
1772	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	根幹類廃ガス処理設備	前処理建屋根幹類廃ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	容器	A4	1	②-2	改造	安重	常設1A	S/（S），1.2Sa	主：前処理建屋根幹類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—
1773	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	根幹類廃ガス処理設備	前処理建屋根幹類廃ガス処理設備	—	凝縮器	熱交換器	A4	1	②-2	改造	安重	常設1A	S/（S），1.2Sa	主：前処理建屋根幹類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—
1774	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	根幹類廃ガス処理設備	前処理建屋根幹類廃ガス処理設備	—	よう素フィルタ第1，第2加熱器	熱交換器	A4	2	②-2	改造	安重	常設1A	S/（S），1.2Sa	主：前処理建屋根幹類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—
1775	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	根幹類廃ガス処理設備	前処理建屋根幹類廃ガス処理設備	—	排風機	ファン	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—

| 番号 | 第四条第1項 | 第四条第2項 | 第五条第1項 | 第五条第2項 | 第六条第1項 | 第六条第2項 | 第七条第1項 | 第七条第2項 | 第八条第1項 | 第八条第2項 | 第八条第3項 | 第八条第4項 | 第十条第1項 | 第十条第1項第一号 | 第十条第1項第二号 | 第十条第1項第三号 | 第十条第1項第四号 | 第十条第1項第五号 | 第十条第1項第六号 | 第十条第1項第七号 | 第十条第1項第八号 | 第十条第1項第九号イ | 第十条第1項第九号ロ | 第十条第1項第九号ハ | 第十条第1項第十号 | 第十条第1項第十一号 | 第十条第1項第十二号 | 第十条第1項第十三号 | 第十条第1項第十四号 | 第十条第1項第十五号 | 第十条第1項第十六号 | 第十条第1項第十七号 | 第十条第1項第十八号 | 第十条第1項第十九号 | 第十条第1項第二十号 | 第十条第1項第二十一号 | 第十条第1項第二十二号 | 第十条第1項第二十三号 | 第十条第1項第二十四号 | 第十条第1項第二十五号 | 第十条第1項第二十六号 | 第十条第1項第二十七号 | 第十条第1項第二十八号 | 第十条第1項第二十九号 | 第十条第1項第三十号 | 第十条第1項第三十一号 | 第十条第1項第三十二号イ | 第十条第1項第三十二号ロ | 第十条第1項第三十二号ハ | 第十条第1項第三十二号ニ | 第十条第1項第三十二号ホ | 第十条第1項第三十二号ヘ | 第十条第1項第三十二号ト | 第十条第1項第三十二号チ | 第十条第1項第三十二号リ | 第十条第1項第三十二号ヌ | 第十条第1項第三十二号ル | 第十条第1項第三十二号ヲ | 第十条第1項第三十二号ワ | 第十条第1項第三十二号カ | 第十条第1項第三十二号ヨ | 第十条第1項第三十二号タ | 第十条第1項第三十二号レ | 第十条第1項第三十二号ソ | 第十条第1項第三十二号ツ | 第十条第1項第三十二号ネ | 第十条第1項第三十二号ナ | 第十条第1項第三十二号ラ | 第十条第1項第三十二号ム |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1732	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	主配管（制御室換気系）	主配管	AG	一式	②-2	既設	安重	常設3A	S/（S）	3号・5A兼用	—	流体：建屋内空気
1733	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	主配管（制御室換気系）	主配管	AG	一式	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	流体：建屋内空気
1734	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	中央制御室給気ユニット	—	AG	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1735	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	中央制御室空調ユニット	—	AG	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1736	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	中央制御室排煙機	—	AG	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1737	計測制御系統施設	—	制御室	制御室照明設備	—	可搬型代替照明	—	FA	36	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋詳細設計中
1738	計測制御系統施設	—	制御室	制御室照明設備	—	可搬型代替照明	—	AG	162	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	詳細設計中
1739	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型酸素濃度計	—	FA	3	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋詳細設計中
1740	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型窒素酸化物濃度計	—	FA	3	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋詳細設計中
1741	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型二酸化炭素濃度計	—	FA	3	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋詳細設計中
1742	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型酸素濃度計	—	AG	3	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：5G 保管場所：保管庫 保管場所：保管庫 詳細設計中
1743	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型窒素酸化物濃度計	—	AG	3	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：5G 保管場所：保管庫 保管場所：保管庫 詳細設計中
1744	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型二酸化炭素濃度計	—	AG	3	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：5G 保管場所：保管庫 保管場所：保管庫 詳細設計中
1745	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（5A）	計装/営管設備	FA	2	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋詳細設計中
1746	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	ガンマ線用サーベイメータ（5A）	計装/営管設備	FA	2	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋詳細設計中
1747	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	可搬型ダストサンプラ（5A）	—	FA	2	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋詳細設計中
1748	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	ガンマ線用サーベイメータ（5A）	計装/営管設備	AG	2	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：5G 保管場所：保管庫 詳細設計中
1749	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（5A）	計装/営管設備	AG	2	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：5G 保管場所：保管庫 詳細設計中
1750	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	可搬型ダストサンプラ（5A）	—	AG	2	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	詳細設計中
1751	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	NO_x酸化塔	容器	A4	2	②-2	改造	安重	常設3A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—	—
1752	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	回収酸化槽セル蓋えい漏交換	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
1753	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	よう素追出し塔	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
1754	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	DCDダンパセル蓋えい漏交換	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
1755	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	せん断処理・溶解廃ガス処理セル蓋えい漏交換	容器	A4	3	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
1756	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	凝縮器	熱交換器	A4	2	②-2	改造	安重	常設3A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1757	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	廃ガス冷却器	熱交換器	A4	3	②-2	改造	安重	常設3A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1758	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	廃ガス加熱器	熱交換器	A4	3	②-2	改造	安重	常設3A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1759	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	排風機	ファン	A4	3	②-2	改造	安重	常設3A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1760	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	ミストフィルタ	フィルタ	A4	6	②-2	改造	安重	常設3A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1761	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	第1高性能粒子フィルタ	フィルタ	A4	3	②-2	改造	安重	常設3A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1762	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	第1よう素フィルタ	フィルタ	A4	6	②-2	改造	安重	常設3A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1763	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	第2よう素フィルタ	フィルタ	A4	6	②-2	改造	安重	常設3A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1764	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	A4	3	②-2	改造	安重	常設3A	S/（S）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—
1765	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
1766	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系，廃ガス貯留系：臨界）	主配管	A4	一式	②-2	改造	安重/非安重	常設3A	S，B-2/（S），（B）	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス
1767	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	主配管（漏えい検知区系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：漏えい液
1768	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：漏えい液
1769	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	主配管（サポート用冷却系：再処理設備本体用）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水
1770	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	前処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	デミスタ	容器	A4	1	②-2	改造	安重	常設3A	S/（S），1.2Ss	主：前処理建屋槽類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—
1771	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	前処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	極低レベル廃ガス洗浄塔	容器	A4	1	②-2	既設	非安重	—	C-2/—	—	—
1772	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	前処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	容器	A4	1	②-2	改造	安重	常設3A	S/（S），1.2Ss	主：前処理建屋槽類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—
1773	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	前処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	凝縮器	熱交換器	A4	1	②-2	改造	安重	常設3A	S/（S），1.2Ss	主：前処理建屋槽類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—
1774	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	前処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	よう素フィルタ第1，第2加熱器	熱交換器	A4	2	②-2	改造	安重	常設3A	S/（S），1.2Ss	主：前処理建屋槽類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—
1775	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	前処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	排風機	ファン	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—

| 番号 | 第二十五条第一項 | 第二十五条第二項 | 第二十五条第三項 | 第二十五条第四項 | 第二十五条第五項 | 第二十五条第六項 | 第二十五条第七項 | 第二十五条第八項 | 第二十五条第九項 | 第二十五条第十項 | 第二十六条第一項 | 第二十六条第二項 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項 | 第二十七条第六項 | 第二十七条第七項 | 第二十八条第一項 | 第二十八条第二項 | 第二十八条第三項 | 第二十八条第四項 | 第二十八条第五項 | 第二十八条第六項 | 第二十八条第七項 | 第二十八条第八項 | 第二十八条第九項 | 第二十八条第十項 | 第二十九条第一項 | 第二十九条第二項 | 第二十九条第三項 | 第二十九条第四項 | 第二十九条第五項 | 第二十九条第六項 | 第二十九条第七項 | 第二十九条第八項 | 第二十九条第九項 | 第二十九条第十項 | 第二十九条第十一項 | 第二十九条第十二項 | 第三十条第一項 | 第三十条第二項 | 第三十条第三項 | 第三十条第四項 | 第三十条第五項 | 第三十条第六項 | 第三十条第七項 | 第三十条第八項 | 第三十条第九項 | 第三十条第十項 | 第三十条第十一項 | 第三十条第十二項 | 第三十条第十三項 | 第三十条第十四項 | 第三十条第十五項 | 第三十条第十六項 | 第三十条第十七項 | 第三十条第十八項 | 第三十条第十九項 | 第三十条第二十項 | 第三十条第二十一項 | 第三十条第二十二項 | 第三十条第二十三項 | 第三十条第二十四項 | 第三十条第二十五項 | 第三十条第二十六項 | 第三十条第二十七項 | 第三十条第二十八項 | 第三十条第二十九項 | 第三十条第三十項 | 第三十条第三十一項 | 第三十条第三十二項 | 第三十条第三十三項 | 第三十条第三十四項 | 第三十条第三十五項 | 第三十条第三十六項 | 第三十条第三十七項 | 第三十条第三十八項 | 第三十条第三十九項 | 第三十条第四十項 | 第三十条第四十一項 | 第三十条第四十二項 | 第三十条第四十三項 | 第三十条第四十四項 | 第三十条第四十五項 | 第三十条第四十六項 | 第三十条第四十七項 | 第三十条第四十八項 | 第三十条第四十九項 | 第三十条第五十項 | 第三十条第五十一項 | 第三十条第五十二項 | 第三十条第五十三項 | 第三十条第五十四項 | 第三十条第五十五項 | 第三十条第五十六項 | 第三十条第五十七項 | 第三十条第五十八項 | 第三十条第五十九項 | 第三十条第六十項 | 第三十条第六十一項 | 第三十条第六十二項 | 第三十条第六十三項 | 第三十条第六十四項 | 第三十条第六十五項 | 第三十条第六十六項 | 第三十条第六十七項 | 第三十条第六十八項 | 第三十条第六十九項 | 第三十条第七十項 | 第三十条第七十一項 | 第三十条第七十二項 | 第三十条第七十三項 | 第三十条第七十四項 | 第三十条第七十五項 | 第三十条第七十六項 | 第三十条第七十七項 | 第三十条第七十八項 | 第三十条第七十九項 | 第三十条第八十項 | 第三十条第八十一項 | 第三十条第八十二項 | 第三十条第八十三項 | 第三十条第八十四項 | 第三十条第八十五項 | 第三十条第八十六項 | 第三十条第八十七項 | 第三十条第八十八項 | 第三十条第八十九項 | 第三十条第九十項 | 第三十条第九十一項 | 第三十条第九十二項 | 第三十条第九十三項 | 第三十条第九十四項 | 第三十条第九十五項 | 第三十条第九十六項 | 第三十条第九十七項 | 第三十条第九十八項 | 第三十条第九十九項 | 第三十条第百項 | 第三十条第百一項 | 第三十条第百二項 | 第三十条第百三項 | 第三十条第百四項 | 第三十条第百五項 | 第三十条第百六項 | 第三十条第百七項 | 第三十条第百八項 | 第三十条第百九項 | 第三十条第百十項 | 第三十条第百十一項 | 第三十条第百十二項 | 第三十条第百十三項 | 第三十条第百十四項 | 第三十条第百十五項 | 第三十条第百十六項 | 第三十条第百十七項 | 第三十条第百十八項 | 第三十条第百十九項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十二条第二項	第五十三条第二項
1732	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	主配管（制御室換気系）	主配管	AG	一式	②-2	既設	安重	常設1A	S/(S)	1級・5A兼用	—	流体：建屋内空気	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1733	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	主配管（制御室換気系）	主配管	AG	一式	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	流体：建屋内空気	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1734	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	中央制御室給気ユニット	—	AG	一式	②-2	既設	安重	—	5/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1735	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	中央制御室空調ユニット	—	AG	一式	②-2	既設	安重	—	5/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1736	計測制御系統施設	—	制御室	制御室換気設備	—	中央制御室排風機	—	AG	2	②-2	既設	安重	—	5/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1737	計測制御系統施設	—	制御室	制御室照明設備	—	可搬型代替照明	—	FA	36	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部仮置エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 詳細設計中	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1738	計測制御系統施設	—	制御室	制御室照明設備	—	可搬型代替照明	—	AG	162	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1739	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型酸素濃度計	—	FA	3	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部仮置エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 詳細設計中	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1740	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型窒素酸化物濃度計	—	FA	3	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部仮置エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 詳細設計中	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1741	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型二酸化炭素濃度計	—	FA	3	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部仮置エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 詳細設計中	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1742	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型酸素濃度計	—	AG	3	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：AG 保管場所：保管庫 保管場所：保管庫 詳細設計中	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1743	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型窒素酸化物濃度計	—	AG	3	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：AG 保管場所：保管庫 保管場所：保管庫 詳細設計中	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1744	計測制御系統施設	—	制御室	制御室環境測定設備	—	可搬型二酸化炭素濃度計	—	AG	3	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：AG 保管場所：保管庫 保管場所：保管庫 詳細設計中	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1745	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（5A）	計装/管理設備	FA	2	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部仮置エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 詳細設計中	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1746	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	ガンマ線用サーベイメータ（5A）	計装/管理設備	FA	2	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部仮置エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 詳細設計中	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1747	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	可搬型ダストサンプラ（5A）	—	FA	2	①	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：外部仮置エリア，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 詳細設計中	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1748	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	ガンマ線用サーベイメータ（5A）	計装/管理設備	AG	2	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：AG 保管場所：保管庫 詳細設計中	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1749	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（5A）	計装/管理設備	AG	2	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	保管場所：AG 保管場所：保管庫 詳細設計中	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1750	計測制御系統施設	—	制御室	制御室放射線計測設備	—	可搬型ダストサンプラ（5A）	—	AG	2	②-2	新設	—	可搬型5A	—/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
1751	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	NOx吸収塔	容器	AA	2	②-2	改造	安重	常設1A	S/(S)	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1752	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	回収酸化槽セル離えい状受盆	容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	5/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1753	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	よう素追出し塔	容器	AA	2	②-2	既設	安重	—	5/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1754	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	DCDダンパセル離えい状受盆	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	5/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1755	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	せん断処理・溶解廃ガス処理セル離えい状受盆	容器	AA	3	②-2	既設	非安重	—	5/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1756	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	凝縮器	熱交換器	AA	2	②-2	改造	安重	常設1A	S/(S)	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1757	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	廃ガス冷却器	熱交換器	AA	3	②-2	改造	安重	常設1A	S/(S)	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1758	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	廃ガス加熱器	熱交換器	AA	3	②-2	改造	安重	常設1A	S/(S)	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1759	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	排風機	ファン	AA	3	②-2	改造	安重	常設1A	S/(S)	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1760	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	ミストフィルタ	フィルタ	AA	6	②-2	改造	安重	常設1A	S/(S)	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1761	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	第1高性能粒子フィルタ	フィルタ	AA	3	②-2	改造	安重	常設1A	S/(S)	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1762	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	第1よう素フィルタ	フィルタ	AA	6	②-2	改造	安重	常設1A	S/(S)	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1763	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	第2よう素フィルタ	フィルタ	AA	6	②-2	改造	安重	常設1A	S/(S)	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1764	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	AA	3	②-2	改造	安重	常設1A	S/(S)	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1765	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	5/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1766	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	主配管（廃ガス処理系，廃ガス貯留系：臨界）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重/非安重	常設1A	5，b-2/(5)，(B)	主：せん断処理・溶解廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1767	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	主配管（離えい対策回収系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	5/—	—	—	流体：離えい液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1768	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	主配管（離えい拡大防止系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	非安重	—	5/—	—	—	流体：離えい液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1769	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	主配管（サポート用冷却系：再処理設備本体用）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	5/—	—	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1770	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃槽類廃ガス処理設備	前処理建屋燃槽類廃ガス処理設備	—	デミスタ	容器	AA	1	②-2	改造	安重	常設1A	S/(S)，1.2Sa	主：前処理建屋燃槽類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1771	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃槽類廃ガス処理設備	前処理建屋燃槽類廃ガス処理設備	—	極低レベル廃ガス洗浄塔	容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1772	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃槽類廃ガス処理設備	前処理建屋燃槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	容器	AA	1	②-2	改造	安重	常設1A	S/(S)，1.2Sa	主：前処理建屋燃槽類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1773	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃槽類廃ガス処理設備	前処理建屋燃槽類廃ガス処理設備	—	凝縮器	熱交換器	AA	1	②-2	改造	安重	常設1A	S/(S)，1.2Sa	主：前処理建屋燃槽類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1774	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃槽類廃ガス処理設備	前処理建屋燃槽類廃ガス処理設備	—	よう素フィルタ第1，第2加熱器	熱交換器	AA	2	②-2	改造	安重	常設1A	S/(S)，1.2Sa	主：前処理建屋燃槽類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1775	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃槽類廃ガス処理設備	前処理建屋燃槽類廃ガス処理設備	—	排風機	ファン	AA	2	②-2	既設	安重	—	5/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1776	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	前処理建屋感情類ガス処理設備	—	第1，第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	AA	8	②-2	改造	安重	常設SA	S/Cl，1.2Sa	主：前処理建屋感情類ガス処理設備 従：代替換気設備	—	
1777	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	前処理建屋感情類ガス処理設備	—	よう素フィルタ	フィルタ	AA	4	②-2	改造	安重	常設SA	S/Cl，1.2Sa	主：前処理建屋感情類ガス処理設備 従：代替換気設備	—	
1778	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	前処理建屋感情類ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AA，AA	一式	②-2	既設	安重／非安重	—	S，B-2/—	—	—	流体：廃ガス
1779	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	前処理建屋感情類ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系，蒸発乾固対策用セル構出系，水素対策用セル構出系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Cl，1.2Sa	主：前処理建屋感情類ガス処理設備 従：代替換気設備	—	流体1：廃ガス 流体2：空気
1780	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	前処理建屋感情類ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系，蒸発乾固対策用セル構出系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Cl，1.2Sa	主：前処理建屋感情類ガス処理設備 従：代替換気設備	—	流体1：廃ガス 流体2：空気
1781	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	前処理建屋感情類ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重／非安重	—	S，C/—	—	—	流体：廃ガス
1782	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	前処理建屋感情類ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系，蒸発乾固対策用セル構出系，水素対策用セル構出系，貯槽等注水系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Cl，1.2Sa	主：前処理建屋感情類ガス処理設備 従：代替換気設備 代替安全冷却水系	—	流体1：廃ガス 流体2：空気 流体3：代水
1783	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	前処理建屋感情類ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系，廃ガス貯留系（臨界））	主配管	AA，T360	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl3	主：前処理建屋感情類ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス
1784	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	分離建屋感情類ガス処理設備	感情類ガス処理系	輸送しゃへい廃ガス洗浄槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	
1785	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	分離建屋感情類ガス処理設備	感情類ガス処理系	廃ガス洗浄槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.2Sa	主：感情類ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1786	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	分離建屋感情類ガス処理設備	感情類ガス処理系	感情類ガス洗浄槽セル漏えい捕集盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1787	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	分離建屋感情類ガス処理設備	感情類ガス処理系	デミスタ	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.2Sa	主：感情類ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1788	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	分離建屋感情類ガス処理設備	感情類ガス処理系	凝縮器	熱交換器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.2Sa	主：感情類ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1789	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	分離建屋感情類ガス処理設備	感情類ガス処理系	よう素フィルタ第1，第2加熱器	熱交換器	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.2Sa	主：感情類ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1790	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	分離建屋感情類ガス処理設備	感情類ガス処理系	排風機	ファン	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1791	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	分離建屋感情類ガス処理設備	感情類ガス処理系	第1，第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	AB	10	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.2Sa	主：感情類ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1792	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	分離建屋感情類ガス処理設備	感情類ガス処理系	よう素フィルタ	フィルタ	AB	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.2Sa	主：感情類ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1793	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	分離建屋感情類ガス処理設備	感情類ガス処理系	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：洗浄液流
1794	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	分離建屋感情類ガス処理設備	感情類ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重／非安重	—	B/— S/—	—	—	流体：廃ガス
1795	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	分離建屋感情類ガス処理設備	感情類ガス処理系	主配管（廃ガス処理系，蒸発乾固対策用セル構出系，水素対策用セル構出系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.2Sa	主：感情類ガス処理系 従：代替換気設備	—	流体：廃ガス
1796	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	分離建屋感情類ガス処理設備	感情類ガス処理系	主配管（廃ガス処理系，貯槽等注水系，蒸発乾固対策用セル構出系，水素対策用セル構出系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.2Sa	主：感情類ガス処理系 従：代替換気設備 代替安全冷却水系	—	流体：廃ガス
1797	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	分離建屋感情類ガス処理設備	感情類ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AB，T360	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
1798	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	分離建屋感情類ガス処理設備	パルセータ廃ガス処理系	排風機	ファン	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1799	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	分離建屋感情類ガス処理設備	パルセータ廃ガス処理系	第1，第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	AB	10	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1800	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	分離建屋感情類ガス処理設備	パルセータ廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
1801	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	補助建屋感情類ガス処理設備（ウラン系）	感情類ガス処理系（ウラン系）	デミスタ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	
1802	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	補助建屋感情類ガス処理設備（ウラン系）	感情類ガス処理系（ウラン系）	廃ガス洗浄槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1803	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	補助建屋感情類ガス処理設備（ウラン系）	感情類ガス処理系（ウラン系）	ウラン系感情類ガス洗浄槽セル漏えい捕集盆	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1804	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	補助建屋感情類ガス処理設備（ウラン系）	感情類ガス処理系（ウラン系）	凝縮器	熱交換器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1805	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	補助建屋感情類ガス処理設備（ウラン系）	感情類ガス処理系（ウラン系）	排風機	ファン	AC	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1806	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	補助建屋感情類ガス処理設備（ウラン系）	感情類ガス処理系（ウラン系）	第1，第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	AC	8	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1807	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	補助建屋感情類ガス処理設備（ウラン系）	感情類ガス処理系（ウラン系）	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B，C/—	—	—	流体：廃ガス
1808	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	補助建屋感情類ガス処理設備（ウラン系）	感情類ガス処理系（ウラン系）	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：廃ガス洗浄液
1809	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	補助建屋感情類ガス処理設備（プルトニウム系）	感情類ガス処理系（プルトニウム系）	デミスタ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.2Sa	主：感情類ガス処理系（プルトニウム系） 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	
1810	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	補助建屋感情類ガス処理設備（プルトニウム系）	感情類ガス処理系（プルトニウム系）	NOx廃ガス洗浄槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1811	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	補助建屋感情類ガス処理設備（プルトニウム系）	感情類ガス処理系（プルトニウム系）	廃ガス洗浄槽	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.2Sa	主：感情類ガス処理系（プルトニウム系） 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	
1812	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	補助建屋感情類ガス処理設備（プルトニウム系）	感情類ガス処理系（プルトニウム系）	プルトニウム系感情類廃ガス洗浄槽セル漏えい捕集盆	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1813	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類ガス処理設備	補助建屋感情類ガス処理設備（プルトニウム系）	感情類ガス処理系（プルトニウム系）	凝縮器	熱交換器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.2Sa	主：感情類ガス処理系（プルトニウム系） 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	

| 番号 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第九条第一項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号イ | 第十条第一項第九号ロ | 第十条第一項第九号ハ | 第十条第一項第九号ニ | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十一号 | 第十条第一項第十二号 | 第十条第一項第十三号 | 第十条第一項第十四号 | 第十条第一項第十五号 | 第十条第一項第十六号 | 第十条第一項第十七号 | 第十条第一項第十八号 | 第十条第一項第十九号 | 第十条第一項第二十号 | 第十条第一項第二十一号 | 第十条第一項第二十二号 | 第十条第一項第二十三号 | 第十条第一項第二十四号 | 第十条第一項第二十五号 | 第十条第一項第二十六号 | 第十条第一項第二十七号 | 第十条第一項第二十八号イ | 第十条第一項第二十八号ロ | 第十条第一項第二十八号ハ | 第十条第一項第二十八号ニ | 第十条第一項第二十八号ホ | 第十条第一項第二十八号ヘ | 第十条第一項第二十八号ト | 第十条第一項第二十八号チ | 第十条第一項第二十八号リ | 第十条第一項第二十八号ヌ | 第十条第一項第二十八号ル | 第十条第一項第二十八号ヲ | 第十条第一項第二十八号ワ | 第十条第一項第二十八号カ | 第十条第一項第二十八号ヨ | 第十条第一項第二十八号タ | 第十条第一項第二十八号レ | 第十条第一項第二十八号ソ | 第十条第一項第二十八号ツ | 第十条第一項第二十八号ネ | 第十条第一項第二十八号ナ | 第十条第一項第二十八号ラ | 第十条第一項第二十八号ム | 第十条第一項第二十八号ウ | 第十条第一項第二十八号ヰ | 第十条第一項第二十八号ノ | 第十条第一項第二十八号オ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十二条第一項 | 第二十三条第一項 | 第二十三条第二項 | 第二十三条第三項 | 第二十三条第四項 | 第二十三条第五項 | 第二十三条第六項 | 第二十四条第一項第一号 | 第二十四条第一項第二号 | 第二十四条第一項第三号 | 第二十四条第一項第四号 | 第二十四条第一項第五号 | 第二十五条第一項 | 第二十六条第一項 | 第二十六条第二項 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十八条第一項第一号 | 第二十八条第一項第二号 | 第二十八条第一項第三号 | 第二十八条第一項第四号 | 第二十八条第一項第五号 | 第二十九条第一項 | 第二十九条第二項第一号 | 第二十九条第二項第二号 | 第二十九条第二項第三号 | 第二十九条第二項第四号 | 第二十九条第二項第五号 | 第二十九条第三項 | 第二十九条第四項 | 第二十九条第五項 | 第二十九条第六項 | 第二十九条第七項 | 第二十九条第八項 | 第二十九条第九項 | 第二十九条第十項 | 第二十九条第十一項 | 第二十九条第十二項 | 第二十九条第十三項 | 第二十九条第十四項 | 第二十九条第十五項 | 第二十九条第十六項 | 第二十九条第十七項 | 第二十九条第十八項 | 第二十九条第十九項 | 第二十九条第二十項 | 第二十九条第二十一項 | 第二十七条第一項第一号イ | 第二十七条第一項第一号ロ | 第二十七条第一項第一号ハ | 第二十七条第一項第一号ニ | 第二十七条第一項第一号ホ | 第二十七条第一項第一号ヘ | 第二十七条第一項第二号 | 第二十八条第一項第一号 | 第二十八条第一項第二号 | 第二十八条第一項第三号 | 第二十八条第一項第四号 | 第二十八条第一項第五号 | 第二十八条第一項第六号 | 第二十八条第一項第七号 | 第二十八条第二項第一号 | 第二十八条第二項第二号 | 第二十八条第二項第三号 | 第二十八条第二項第四号 | 第二十八条第二項第五号 | 第二十八条第二項第六号 | 第二十八条第二項第七号 | 第四十条第一項第一号 | 第四十条第一項第二号 | 第四十条第一項第三号 | 第四十条第一項第四号 | 第四十条第一項第五号 | 第四十条第一項第六号 | 第四十条第一項第七号 | 第四十条第一項第八号 | 第四十条第一項第九号 | 第四十条第一項第十号 | 第四十条第一項第十一号（注水ノズル） | 第四十条第一項第十二号（注水ノズル） | 第四十条第一項第十三号 | 第四十条第一項第十四号 | 第四十条第一項第十五号（注水ノズル） | 第四十条第一項第十六号 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第二項	第五十一条第一項
1776	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	前処理建屋格納容器ガス処理設備	—	第1，第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	AA	8	②-2	改造	安重	常設SA	S/①，1.2Sa	主：前処理建屋格納容器ガス処理設備 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1777	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	前処理建屋格納容器ガス処理設備	—	よう素フィルタ	フィルタ	AA	4	②-2	改造	安重	常設SA	S/①，1.2Sa	主：前処理建屋格納容器ガス処理設備 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1778	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	前処理建屋格納容器ガス処理設備	—	主配管（窒ガス処理系）	主配管	AA，AA	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，B-②/—	—	—	流体：窒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1779	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	前処理建屋格納容器ガス処理設備	—	主配管（窒ガス処理系，蒸発乾固対策用セル構出系，水素対策用セル構出系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/①，1.2Sa	主：前処理建屋格納容器ガス処理設備 従：代替換気設備	—	流体1：窒ガス 流体2：空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1780	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	前処理建屋格納容器ガス処理設備	—	主配管（窒ガス処理系，蒸発乾固対策用セル構出系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/①，1.2Sa	主：前処理建屋格納容器ガス処理設備 従：代替換気設備	—	流体1：窒ガス 流体2：空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1781	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	前処理建屋格納容器ガス処理設備	—	主配管（窒ガス処理系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，C/—	—	—	流体：窒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1782	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	前処理建屋格納容器ガス処理設備	—	主配管（窒ガス処理系，蒸発乾固対策用セル構出系，水素対策用セル構出系，貯槽等注水系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/①，1.2Sa	主：前処理建屋格納容器ガス処理設備 従：代替換気設備 代替安全冷却水系	—	流体1：窒ガス 流体2：空気 流体3：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1783	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	前処理建屋格納容器ガス処理設備	—	主配管（窒ガス処理系，窒ガス貯留系（臨界）	主配管	AA，T360	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/①5	主：前処理建屋格納容器ガス処理設備 従：窒ガス貯留設備	—	流体：窒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1784	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	分離建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系	極低レベル窒ガス洗浄塔	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B-②/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1785	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	分離建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系	窒ガス洗浄塔	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/①，1.2Sa	主：格納容器ガス処理系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1786	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	分離建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系	格納容器ガス洗浄塔セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1787	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	分離建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系	デミスタ	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/①，1.2Sa	主：格納容器ガス処理系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1788	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	分離建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系	凝縮器	熱交換器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/①，1.2Sa	主：格納容器ガス処理系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1789	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	分離建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系	よう素フィルタ第1，第2加熱器	熱交換器	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/①，1.2Sa	主：格納容器ガス処理系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1790	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	分離建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系	排風機	ファン	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1791	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	分離建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系	第1，第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	AB	10	②-2	既設	安重	常設SA	S/①，1.2Sa	主：格納容器ガス処理系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1792	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	分離建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系	よう素フィルタ	フィルタ	AB	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/①，1.2Sa	主：格納容器ガス処理系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1793	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	分離建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系	主配管（凍えい拡大防止系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：洗浄液流	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1794	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	分離建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系	主配管（窒ガス処理系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/—	—	—	流体：窒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1795	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	分離建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系	主配管（窒ガス処理系，蒸発乾固対策用セル構出系，水素対策用セル構出系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/①，1.2Sa	主：格納容器ガス処理系 従：代替換気設備	—	流体：窒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1796	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	分離建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系	主配管（窒ガス処理系，貯槽等注水系，蒸発乾固対策用セル構出系，水素対策用セル構出系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/①，1.2Sa	主：格納容器ガス処理系 従：代替換気設備 従：代替安全冷却水系	—	流体：窒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1797	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	分離建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系	主配管（窒ガス処理系）	主配管	AB，T360	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：窒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1798	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	分離建屋格納容器ガス処理設備	パルセータ窒ガス処理系	排風機	ファン	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1799	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	分離建屋格納容器ガス処理設備	パルセータ窒ガス処理系	第1，第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	AB	10	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1800	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	分離建屋格納容器ガス処理設備	パルセータ窒ガス処理系	主配管（窒ガス処理系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：窒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1801	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	補助建屋格納容器ガス処理設備（クランク系）	格納容器ガス処理系（クランク系）	デミスタ	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1802	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	補助建屋格納容器ガス処理設備（クランク系）	格納容器ガス処理系（クランク系）	窒ガス洗浄塔	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1803	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	補助建屋格納容器ガス処理設備（クランク系）	格納容器ガス処理系（クランク系）	クランク系格納容器ガス洗浄塔セル漏えい液受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1804	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	補助建屋格納容器ガス処理設備（クランク系）	格納容器ガス処理系（クランク系）	凝縮器	熱交換器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1805	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	補助建屋格納容器ガス処理設備（クランク系）	格納容器ガス処理系（クランク系）	排風機	ファン	AC	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1806	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	補助建屋格納容器ガス処理設備（クランク系）	格納容器ガス処理系（クランク系）	第1，第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	AC	8	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1807	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	補助建屋格納容器ガス処理設備（クランク系）	格納容器ガス処理系（クランク系）	主配管（窒ガス処理系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B，C/—	—	—	流体：窒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1808	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	補助建屋格納容器ガス処理設備（クランク系）	格納容器ガス処理系（クランク系）	主配管（凍えい拡大防止系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：窒ガス洗浄液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1809	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	補助建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系（プルトニウム系）	デミスタ	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/①，1.2Sa	主：格納容器ガス処理系（プルトニウム系） 従：代替換気設備 窒ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1810	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	補助建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系（プルトニウム系）	NOx窒ガス洗浄塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1811	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	補助建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系（プルトニウム系）	窒ガス洗浄塔	容器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/①，1.2Sa	主：格納容器ガス処理系（プルトニウム系） 従：代替換気設備 窒ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1812	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	補助建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系（プルトニウム系）	プルトニウム系格納容器ガス洗浄塔セル漏えい液受皿	容器	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1813	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	格納容器ガス処理設備	補助建屋格納容器ガス処理設備	格納容器ガス処理系（プルトニウム系）	凝縮器	熱交換器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/①，1.2Sa	主：格納容器ガス処理系（プルトニウム系） 従：代替換気設備 窒ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1814	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系）	よう素フィルタ第1,第2加熱器	熱交換器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S'(0)，1.25s	主：塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系） 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	
1815	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系）	排風機	ファン	AC	2	②-2	既設	安重	常設SA	S'(0)，1.25s	主：塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系） 従：廃ガス貯留設備	—	
1816	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系）	第1,第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	AC	6	②-2	既設	安重	常設SA	S'(0)，1.25s	主：塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系） 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	
1817	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系）	よう素フィルタ	フィルタ	AC	3	②-2	既設	安重	常設SA	S'(0)，1.25s	主：塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系） 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	
1818	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系）	主配管（廃ガス処理系，廃ガス貯留系：臨界，廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC,屋外	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S'(0)	主：塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系） 従：廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス
1819	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系）	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，S'—	—	—	流体：廃ガス
1820	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系）	主配管 （廃ガス処理系，廃ガス貯留系：臨界，焼却乾固対策用セル導出系，水素対策用セル導出系，TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S'(0)，1.25s	主：塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系） 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス
1821	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系）	主配管 （廃ガス処理系，焼却乾固対策用セル導出系，水素対策用セル導出系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S'(0)，1.25s	主：塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系） 従：代替換気設備	—	流体：廃ガス
1822	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系）	主配管 （廃ガス処理系，廃ガス貯留系：臨界）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設SA	S，S'(0)	主：塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系） 従：廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス
1823	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系）	主配管 （溶液保持系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S，1.25s/—	—	—	流体：硝酸プルトニウム溶液
1824	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系）	主配管 （廃ガス処理系，廃ガス貯留系：臨界，水素対策用セル導出系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S'(0)，1.25s	主：塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系） 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス
1825	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系）	主配管 （廃ガス処理系，焼却乾固対策用セル導出系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S'(0)，1.25s	主：塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系） 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス
1826	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系）	主配管 （廃ガス処理系，水素対策用セル導出系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S'(0)，1.25s	主：塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系） 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス
1827	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系）	主配管 （廃ガス処理系，水素対策用セル導出系，廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S'(0)，1.25s	主：塵埃類廃ガス処理系（プルトニウム系） 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス
1828	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	パルセータ廃ガス処理系	排風機	ファン	AC	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1829	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	パルセータ廃ガス処理系	第1,第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	AC	6	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1830	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	パルセータ廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
1831	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	溶媒処理廃ガス処理系	第1真空ポンプ	ポンプ	AC	2	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
1832	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	溶媒処理廃ガス処理系	第2真空ポンプ	ポンプ	AC	2	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
1833	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	特製建屋塵埃類廃ガス処理設備	溶媒処理廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
1834	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン：低線量塵埃類廃ガス処理設備	—	第1廃ガス洗浄塔	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
1835	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン：低線量塵埃類廃ガス処理設備	—	第2廃ガス洗浄塔	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
1836	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン：低線量塵埃類廃ガス処理設備	—	凝縮器	熱交換器	BA	2	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	3113-C31 （凝縮器A） 3113-C32 （凝縮器B）
1837	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン：低線量塵埃類廃ガス処理設備	—	復気冷却器	熱交換器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	3105-E31 （排風機A） 3105-E32 （排風機B）
1838	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン：低線量塵埃類廃ガス処理設備	—	排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
1839	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン：低線量塵埃類廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	フィルタ	BA	2	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	3105-F3111 （排気高性能粒子フィルタA） 3105-F3112 （排気高性能粒子フィルタB）
1840	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン：低線量塵埃類廃ガス処理設備	—	主配管（溶液保持系，廃ガス処理系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B，C/—	—	—	流体：廃ガス
1841	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン：低線量塵埃類廃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	BA,T110	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：廃ガス
1842	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩塵埃類廃ガス処理設備	—	第1廃ガス洗浄塔	容器	CA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S'(0)，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩塵埃類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—	
1843	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩塵埃類廃ガス処理設備	—	第2廃ガス洗浄塔	容器	CA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S'(0)，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩塵埃類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—	
1844	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩塵埃類廃ガス処理設備	—	第3廃ガス洗浄塔	容器	CA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S'(0)，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩塵埃類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—	
1845	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩塵埃類廃ガス処理設備	—	よう素フィルタ第1,第2加熱器	熱交換器	CA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	よう素フィルタ第1加熱器 よう素フィルタ第2加熱器 [redacted]
1846	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩塵埃類廃ガス処理設備	—	酸純度ガス第1凝縮器	熱交換器	CA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	酸純度ガス第1凝縮器 酸純度ガス第1凝縮器 [redacted]
1847	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩塵埃類廃ガス処理設備	—	酸純度ガス第2凝縮器	熱交換器	CA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	酸純度ガス第2凝縮器 酸純度ガス第2凝縮器 [redacted]
1848	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩塵埃類廃ガス処理設備	—	第1排風機	ファン	CA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S'(0)，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩塵埃類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—	第1排風機A [redacted] 第1排風機B [redacted]
1849	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩塵埃類廃ガス処理設備	—	第2排風機	ファン	CA	3	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	第2排風機A [redacted] 第2排風機B [redacted]
1850	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩塵埃類廃ガス処理設備	—	第1高性能粒子フィルタ	フィルタ	CA	3	②-2	既設	安重	常設SA	S'(0)，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩塵埃類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—	第1高性能粒子フィルタA 第1高性能粒子フィルタB [redacted] 第1高性能粒子フィルタC
1851	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塵埃類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩塵埃類廃ガス処理設備	—	第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	CA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	第2高性能粒子フィルタA 第2高性能粒子フィルタB [redacted]

| 番号 | 第四条第1項 | 第四条第2項 | 第五条第1項 | 第五条第2項 | 第六条第1項 | 第六条第2項 | 第七条第1項 | 第八条第1項 | 第八条第2項 | 第九条第1項 | 第十条第1項 | 第十条第1項第一号 | 第十条第1項第二号 | 第十条第1項第三号 | 第十条第1項第四号 | 第十条第1項第五号 | 第十条第1項第六号 | 第十条第1項第七号 | 第十条第1項第八号 | 第十条第1項第九号 | 第十条第1項第十号イ | 第十条第1項第十号ロ | 第十条第1項第十号ハ | 第十条第1項第十号ニ | 第十条第1項第十号ホ | 第十条第1項第十号ヘ | 第十条第1項第十号ト | 第十条第1項第十号チ | 第十条第1項第十号リ | 第十条第1項第十号ヌ | 第十条第1項第十号ル | 第十条第1項第十号ヲ | 第十条第1項第十号ワ | 第十条第1項第十号カ | 第十条第1項第十号ヨ | 第十条第1項第十号タ | 第十条第1項第十号レ | 第十条第1項第十号ソ | 第十条第1項第十号ツ | 第十条第1項第十号ネ | 第十条第1項第十号ナ | 第十条第1項第十号ラ | 第十条第1項第十号ム | 第十条第1項第十号ウ | 第十条第1項第十号ヰ | 第十条第1項第十号ノ | 第十条第1項第十号オ | 第十条第1項第十号ク | 第十条第1項第十号ヤ | 第十条第1項第十号マ | 第十条第1項第十号ケ | 第十条第1項第十号フ | 第十条第1項第十号コ | 第十条第1項第十号エ | 第十条第1項第十号テ | 第十条第1項第十号ア | 第十条第1項第十号サ | 第十条第1項第十号キ | 第十条第1項第十号ユ | 第十条第1項第十号メ | 第十条第1項第十号ミ | 第十条第1項第十号シ | 第十条第1項第十号ヱ | 第十条第1項第十号ヒ | 第十条第1項第十号モ | 第十条第1項第十号セ | 第十条第1項第十号ス | 第十条第1項第十号ン | 第十条第2項第一号 | 第十条第2項第二号 | 第十条第2項第三号 | 第十条第2項第四号 | 第十条第2項第五号 | 第十条第2項第六号 | 第十条第2項第七号 | 第十条第2項第八号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十条第一項 | 第二十条第二項 | 第二十条第三項 | 第二十条第四項 | 第二十条第五項第一号 | 第二十条第五項第二号 | 第二十条第五項第三号 | 第二十条第五項第四号 | 第二十条第五項第五号 | 第二十条第六項第一項 | 第二十条第七項第一項 | 第二十条第七項第二項 | 第二十条第七項第三項 | 第二十条第八項第一項 | 第二十条第八項第二号 | 第二十条第八項第三号 | 第二十条第八項第四号 | 第二十条第九項第一項 | 第二十条第九項第二号 | 第二十条第九項第三号 | 第二十条第九項第四号 | 第二十条第九項第五号 | 第二十条第九項第六号 | 第二十条第九項第七号 | 第二十条第九項第八号 | 第二十条第十項 | 第二十条第十一項 | 第二十条第十二項 | 第二十条第十三項 | 第二十条第十四項 | 第二十条第十五項 | 第二十条第十六項 | 第二十条第十七項 | 第二十条第十八項 | 第二十条第十九項 | 第二十条第二十項 | 第二十条第二十一項 | 第二十条第二十二項 | 第二十条第二十三項 | 第二十条第二十四項 | 第二十条第二十五項 | 第二十条第二十六項 | 第二十条第二十七項 | 第二十条第二十八項 | 第二十条第二十九項 | 第二十条第三十項 | 第二十条第三十一項 | 第二十条第三十二項 | 第二十条第三十三項 | 第二十条第三十四項 | 第二十条第三十五項 | 第二十条第三十六項 | 第二十条第三十七項 | 第二十条第三十八項 | 第二十条第三十九項 | 第二十条第四十項 | 第二十条第四十一項 | 第二十条第四十二項 | 第二十条第四十三項 | 第二十条第四十四項 | 第二十条第四十五項 | 第二十条第四十六項 | 第二十条第四十七項 | 第二十条第四十八項 | 第二十条第四十九項 | 第二十条第五十項 | 第二十条第五十一項 | 第二十条第五十二項 | 第二十条第五十三項 | 第二十条第五十四項 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第二項	第五十一条第一項
1814	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	感情類廃ガス処理系（アルトロウム系）	よう素フィルタ第1,第2加熱器	熱交換器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S′(3)，1.2Ss	主：感情類廃ガス処理系（アルトロウム系） 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1815	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	感情類廃ガス処理系（アルトロウム系）	排風機	ファン	AC	2	②-2	既設	安重	常設SA	S′(3)，1.2Ss	主：感情類廃ガス処理系（アルトロウム系） 従：廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1816	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	感情類廃ガス処理系（アルトロウム系）	第1,第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	AC	6	②-2	既設	安重	常設SA	S′(3)，1.2Ss	主：感情類廃ガス処理系（アルトロウム系） 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1817	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	感情類廃ガス処理系（アルトロウム系）	よう素フィルタ	フィルタ	AC	3	②-2	既設	安重	常設SA	S′(3)，1.2Ss	主：感情類廃ガス処理系（アルトロウム系） 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1818	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	感情類廃ガス処理系（アルトロウム系）	主配管(廃ガス処理系，廃ガス貯留系:臨界，廃ガス貯留系:TBP)	主配管	AC,廃外	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S′(3)	主：感情類廃ガス処理系（アルトロウム系） 従：廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1819	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	感情類廃ガス処理系（アルトロウム系）	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，B/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1820	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	感情類廃ガス処理系（アルトロウム系）	主配管 （廃ガス処理系，廃ガス貯留系：臨界，蒸発乾固対策用セル導出系，水素対策用セル導出系，廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S′(3)，1.2Ss	主：感情類廃ガス処理系（アルトロウム系） 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1821	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	感情類廃ガス処理系（アルトロウム系）	主配管 （廃ガス処理系，蒸発乾固対策用セル導出系，水素対策用セル導出系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S′(3)，1.2Ss	主：感情類廃ガス処理系（アルトロウム系） 従：代替換気設備	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1822	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	感情類廃ガス処理系（アルトロウム系）	主配管 （廃ガス処理系，廃ガス貯留系：臨界）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設SA	S，B/(3)	主：感情類廃ガス処理系（アルトロウム系） 従：廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1823	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	感情類廃ガス処理系（アルトロウム系）	主配管 （溶液保持系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S，1.2Ss/—	—	—	流体：硝酸アルトロウム溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1824	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	感情類廃ガス処理系（アルトロウム系）	主配管 （廃ガス処理系，廃ガス貯留系：臨界，水素対策用セル導出系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S′(3)，1.2Ss	主：感情類廃ガス処理系（アルトロウム系） 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1825	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	感情類廃ガス処理系（アルトロウム系）	主配管 （廃ガス処理系，蒸発乾固対策用セル導出系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S′(3)，1.2Ss	主：感情類廃ガス処理系（アルトロウム系） 従：代替換気設備	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1826	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	感情類廃ガス処理系（アルトロウム系）	主配管 （廃ガス処理系，水素対策用セル導出系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S′(3)，1.2Ss	主：感情類廃ガス処理系（アルトロウム系） 従：代替換気設備	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1827	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	感情類廃ガス処理系（アルトロウム系）	主配管 （廃ガス処理系，水素対策用セル導出系，廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S′(3)，1.2Ss	主：感情類廃ガス処理系（アルトロウム系） 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1828	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	パルセータ廃ガス処理系	排風機	ファン	AC	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1829	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	パルセータ廃ガス処理系	第1,第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	AC	6	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1830	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	パルセータ廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1831	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	溶媒処理廃ガス処理系	第1真空ポンプ	ポンプ	AC	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1832	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	溶媒処理廃ガス処理系	第2真空ポンプ	ポンプ	AC	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1833	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	感情類廃ガス処理設備	特製建屋感情類廃ガス処理設備	溶媒処理廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1834	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：低線建屋感情類廃ガス処理設備	—	第1廃ガス洗浄塔	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1835	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：低線建屋感情類廃ガス処理設備	—	第2廃ガス洗浄塔	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1836	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：低線建屋感情類廃ガス処理設備	—	凝縮器	熱交換器	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		3113-C51 （凝縮器A） 3113-C52 （凝縮器B）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1837	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：低線建屋感情類廃ガス処理設備	—	復気冷却器	熱交換器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1838	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：低線建屋感情類廃ガス処理設備	—	排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		3100-K31 （排風機A） 3100-K32 （排風機B）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1839	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：低線建屋感情類廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	フィルタ	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		3100-F3111 （高性能粒子フィルタA） 3100-F3112 （高性能粒子フィルタB）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1840	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：低線建屋感情類廃ガス処理設備	—	主配管（溶液保持系，廃ガス処理系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B，C/—	—	—		流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1841	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：低線建屋感情類廃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	BA,T110	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1842	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：プルトニウム系分類線建屋感情類廃ガス処理設備	—	第1廃ガス洗浄塔	容器	CA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S′(3)，1.2Ss	主：クラン：プルトニウム系分類線建屋感情類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1843	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：プルトニウム系分類線建屋感情類廃ガス処理設備	—	第2廃ガス洗浄塔	容器	CA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S′(3)，1.2Ss	主：クラン：プルトニウム系分類線建屋感情類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1844	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：プルトニウム系分類線建屋感情類廃ガス処理設備	—	第3廃ガス洗浄塔	容器	CA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S′(3)，1.2Ss	主：クラン：プルトニウム系分類線建屋感情類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1845	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：プルトニウム系分類線建屋感情類廃ガス処理設備	—	よう素フィルタ第1，第2加熱器	熱交換器	CA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		よう素フィルタ第1加熱器 [redacted] よう素フィルタ第2加熱器 [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1846	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：プルトニウム系分類線建屋感情類廃ガス処理設備	—	脱硝廃ガス第1凝縮器	熱交換器	CA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		脱硝廃ガス第1凝縮器 脱硝廃ガス第1凝縮器 [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1847	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：プルトニウム系分類線建屋感情類廃ガス処理設備	—	脱硝廃ガス第2凝縮器	熱交換器	CA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		脱硝廃ガス第2凝縮器 脱硝廃ガス第2凝縮器 [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1848	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：プルトニウム系分類線建屋感情類廃ガス処理設備	—	第1排風機	ファン	CA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S′(3)，1.2Ss	主：クラン：プルトニウム系分類線建屋感情類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—		第1排気塔1 [redacted] 第1排気塔2 [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1849	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：プルトニウム系分類線建屋感情類廃ガス処理設備	—	第2排風機	ファン	CA	3	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		第2排気塔1 [redacted] 第2排気塔2 [redacted] 第2排気塔3 [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1850	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：プルトニウム系分類線建屋感情類廃ガス処理設備	—	第1高性能粒子フィルタ	フィルタ	CA	3	②-2	既設	安重	常設SA	S′(3)，1.2Ss	主：クラン：プルトニウム系分類線建屋感情類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—		第1高性能粒子フィルタA 第1高性能粒子フィルタB [redacted] 第1高性能粒子フィルタC [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1851	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	クラン：プルトニウム系分類線建屋感情類廃ガス処理設備	—	第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	CA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		第2高性能粒子フィルタA 第2高性能粒子フィルタB [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1652	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	ようき素フィルタ	フィルタ	C6	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	ようき素フィルタ [redacted]
1653	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	主配管（原液保持系、廃ガス処理系）	主配管	C4, T110	一式	②-2	既設/改造	安重	—	S、B/—	—	—	流体：廃ガス
1654	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	主配管（原液保持系、廃ガス処理系、焦発乾固対策用セル電圧系、水素対策用セル電圧系）	主配管	C6	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—	流体：廃ガス 詳細設計中
1655	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	主配管（原液保持系、廃ガス処理系）	主配管	C6	一式	②-2	既設/改造	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
1656	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	主配管（原液保持系、廃ガス処理系）	主配管	C6	一式	②-2	既設/改造	安重	—	S、B/—	—	—	流体：廃ガス
1657	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	T110E, 屋外	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
1658	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系、廃ガス貯留系：臨界、廃ガス貯留系：ISF）	主配管	屋外	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設SA	S/(S)	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス
1659	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス処理第1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C6	1	②-2	改造	非安重	—	B-2/—	—	—	
1660	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス処理第2グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C6	1	②-2	改造	非安重	—	B-2/—	—	—	
1661	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス処理第3グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C6	1	②-2	改造	非安重	—	B-2/—	—	—	
1662	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	最終廃ガス処理グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C6	1	②-2	改造	非安重	—	B-2、1.2Ss/—	—	—	
1663	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	容器	KA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1664	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	デミスタ	容器	KA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1665	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	槽類廃ガス処理第1、第3セル漏えい検査盤	容器	KA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1666	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	凝縮器	熱交換器	KA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1667	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	第1、第2加熱器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1668	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1669	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	第1、第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	KA	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1670	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	ようき素フィルタ	フィルタ	KA	3	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1671	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（原液保持系、廃ガス処理系、代替換気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—	流体：廃ガス
1672	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：放射性廃液
1673	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（原液保持系、廃ガス処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
1674	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	KA, T110, 屋外	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
1675	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系、廃ガス貯留系：臨界）	主配管	T110, 屋外	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：高レベル濃縮ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス
1676	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系、廃ガス貯留系：臨界、廃ガス貯留系：ISF）	主配管	屋外	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：高レベル濃縮ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス
1677	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	不溶解残渣廃液廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1678	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	不溶解残渣廃液廃ガス処理系	デミスタ	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1679	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	不溶解残渣廃液廃ガス処理系	槽類廃ガス処理第1、第4セル漏えい検査盤	容器	KA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1680	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	不溶解残渣廃液廃ガス処理系	凝縮器	熱交換器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1681	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	不溶解残渣廃液廃ガス処理系	第1、第2加熱器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1682	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	不溶解残渣廃液廃ガス処理系	排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1683	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	不溶解残渣廃液廃ガス処理系	第1、第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	KA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1684	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	不溶解残渣廃液廃ガス処理系	ようき素フィルタ	フィルタ	KA	3	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1685	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	不溶解残渣廃液廃ガス処理系	主配管（原液保持系、廃ガス処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
1686	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	不溶解残渣廃液廃ガス処理系	主配管（原液保持系、廃ガス処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	流体：廃ガス
1687	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備	不溶解残渣廃液廃ガス処理系	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：放射性廃液
1688	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	デミスタ	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1689	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1690	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	凝縮器	熱交換器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1691	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	排風機	ファン	AB	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1692	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	フィルタ	AB	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1693	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AB, T110E, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：廃ガス
1694	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B、C/—	—	—	流体：廃ガス
1695	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	容器	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1696	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	凝縮器	熱交換器	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1697	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	加熱器	熱交換器	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1698	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	排風機	ファン	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1699	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	ようき素フィルタ	フィルタ	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1700	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	フィルタ	DA	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	

| 番号 | 第四条第1項 | 第四条第2項 | 第五条第1項 | 第五条第2項 | 第六条第1項 | 第六条第2項 | 第七条第1項 | 第七条第2項 | 第八条第1項 | 第八条第2項 | 第九条第1項 | 第十条第1項 | 第十条第1項第一号 | 第十条第1項第二号 | 第十条第1項第三号 | 第十条第1項第四号 | 第十条第1項第五号 | 第十条第1項第六号 | 第十条第1項第七号 | 第十条第1項第八号 | 第十条第1項第九号 | 第十条第1項第十号 | 第十条第1項第十一号 | 第十条第1項第十二号 | 第十条第1項第十三号イ | 第十条第1項第十三号ロ | 第十条第1項第十三号ハ | 第十条第1項第十三号ニ | 第十条第1項第十三号ホ | 第十条第1項第十三号ヘ | 第十条第1項第十三号ト | 第十条第1項第十三号チ | 第十条第1項第十三号リ | 第十条第1項第十三号ヌ | 第十条第1項第十三号ル | 第十条第1項第十三号ヲ | 第十条第1項第十三号ワ | 第十条第1項第十三号カ | 第十条第1項第十三号ヨ | 第十条第1項第十三号タ | 第十条第1項第十三号レ | 第十条第1項第十三号ソ | 第十条第1項第十三号ツ | 第十条第1項第十三号ネ | 第十条第1項第十三号ナ | 第十条第1項第十三号ラ | 第十条第1項第十三号ム | 第十条第1項第十三号ウ | 第十条第1項第十三号ヰ | 第十条第1項第十三号ノ | 第十条第1項第十三号オ | 第十条第1項第十三号ク | 第十条第1項第十三号ヤ | 第十条第1項第十三号マ | 第十条第1項第十三号ケ | 第十条第1項第十三号フ | 第十条第1項第十三号コ | 第十条第1項第十三号エ | 第十条第1項第十三号テ | 第十条第1項第十三号ア | 第十条第1項第十三号サ | 第十条第1項第十三号キ | 第十条第1項第十三号ユ | 第十条第1項第十三号メ | 第十条第1項第十三号ミ | 第十条第1項第十三号シ | 第十条第1項第十三号ヱ | 第十条第1項第十三号ヒ | 第十条第1項第十三号モ | 第十条第1項第十三号セ | 第十条第1項第十三号ス | 第十条第1項第十三号ン | 第十条第1項第十三号ゐ | 第十条第1項第十三号の | 第十条第1項第十三号お | 第十条第1項第十三号く | 第十条第1項第十三号や | 第十条第1項第十三号ま | 第十条第1項第十三号け | 第十条第1項第十三号ふ | 第十条第1項第十三号こ | 第十条第1項第十三号え | 第十条第1項第十三号て | 第十条第1項第十三号あ | 第十条第1項第十三号さ | 第十条第1項第十三号き | 第十条第1項第十三号ゆ | 第十条第1項第十三号め | 第十条第1項第十三号み | 第十条第1項第十三号し | 第十条第1項第十三号ゑ | 第十条第1項第十三号ひ | 第十条第1項第十三号も | 第十条第1項第十三号せ | 第十条第1項第十三号す | 第十条第1項第十三号ん | 第十条第1項第十三号ゐ | 第十条第1項第十三号の | 第十条第1項第十三号お | 第十条第1項第十三号く | 第十条第1項第十三号や | 第十条第1項第十三号ま | 第十条第1項第十三号け | 第十条第1項第十三号ふ | 第十条第1項第十三号こ | 第十条第1項第十三号え | 第十条第1項第十三号て | 第十条第1項第十三号あ | 第十条第1項第十三号さ | 第十条第1項第十三号き | 第十条第1項第十三号ゆ | 第十条第1項第十三号め | 第十条第1項第十三号み | 第十条第1項第十三号し | 第十条第1項第十三号ゑ | 第十条第1項第十三号ひ | 第十条第1項第十三号も | 第十条第1項第十三号せ | 第十条第1項第十三号す | 第十条第1項第十三号ん |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分	設備区分	機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1652	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	よう素フィルタ	フィルタ	Cｌ	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	よう素フィルタ [redacted]
1653	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	主配管（溶液保持系、廃ガス処理系）	主配管	Cｌ, TI1E	一式	②-2	既設/改造	安重	—	S、B/—	—	—	流体：廃ガス
1654	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	主配管（溶液保持系、廃ガス処理系、蒸発乾固対策用セル電圧系、水素対策用セル電圧系）	主配管	Cｌ	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)、1.2Sｓ	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備 従：代替換気設備	—	流体：廃ガス 詳細設計中
1655	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	主配管（溶液保持系、廃ガス処理系）	主配管	Cｌ	一式	②-2	既設/改造	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
1656	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	主配管（溶液保持系、廃ガス処理系）	主配管	Cｌ	一式	②-2	既設/改造	安重	—	S、B/—	—	—	流体：廃ガス
1657	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	TI1E, 屋外	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
1658	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系、廃ガス貯留系：臨界、廃ガス貯留系：BIP）	主配管	屋外	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設SA	S/(S)	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス
1659	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス処理第1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	Cｌ	1	②-2	改造	非安重	—	B-2/—	—	—	
1660	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス処理第2グローブボックス	核物質等取扱ボックス	Cｌ	1	②-2	改造	非安重	—	B-2/—	—	—	
1661	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス処理第3グローブボックス	核物質等取扱ボックス	Cｌ	1	②-2	改造	非安重	—	B-2/—	—	—	
1662	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸槽類廃ガス処理設備	—	最終廃ガス処理グローブボックス	核物質等取扱ボックス	Cｌ	1	②-2	改造	非安重	—	B-2、1.2Sｓ/—	—	—	
1663	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	容器	KA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Sｓ	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1664	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	デミスタ	容器	KA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Sｓ	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1665	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	槽類廃ガス処理第1,第3セル漏えい検査盤	容器	KA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1666	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	凝縮器	熱交換器	KA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Sｓ	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1667	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	第1,第2加熱器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Sｓ	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1668	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1669	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	第1,第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	KA	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Sｓ	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1670	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	よう素フィルタ	フィルタ	KA	3	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Sｓ	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—	
1671	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（溶液保持系、廃ガス処理系、代替換気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Sｓ	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—	流体：廃ガス
1672	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：放射性廃液
1673	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（溶液保持系、廃ガス処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
1674	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	KA, TI0G, 屋外	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
1675	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系、廃ガス貯留系：臨界）	主配管	TI0G, 屋外	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：高レベル濃縮ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス
1676	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系、廃ガス貯留系：臨界、廃ガス貯留系：BIP）	主配管	屋外	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：高レベル濃縮ガラス固化建屋槽類廃ガス処理設備高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス
1677	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1678	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	デミスタ	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1679	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	槽類廃ガス処理第1,第4セル漏えい検査盤	容器	KA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1680	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	凝縮器	熱交換器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1681	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	第1,第2加熱器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1682	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1683	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	第1,第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	KA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1684	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	よう素フィルタ	フィルタ	KA	3	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1685	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	主配管（溶液保持系、廃ガス処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
1686	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	主配管（溶液保持系、廃ガス処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	流体：廃ガス
1687	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液濃縮貯蔵施設槽類廃ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：放射性廃液
1688	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	デミスタ	容器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1689	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	容器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1690	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	凝縮器	熱交換器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1691	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	排風機	ファン	AD	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1692	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	フィルタ	AD	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1693	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AD, TI1H, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：廃ガス
1694	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋槽類廃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	B、C/—	—	—	流体：廃ガス
1695	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	容器	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1696	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	凝縮器	熱交換器	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1697	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	加熱器	熱交換器	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1698	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	排風機	ファン	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1699	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	よう素フィルタ	フィルタ	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
1700	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	槽類廃ガス処理設備	槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	フィルタ	DA	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第五項第六号 | 第二十七条第七項 | 第二十七条第八項 | 第二十七条第九項 | 第二十七条第十項 | 第二十七条第十一項 | 第二十七条第十二項 | 第二十七条第十三項 | 第二十七条第十四項 | 第二十七条第十五項 | 第二十七条第十六項 | 第二十七条第十七項 | 第二十七条第十八項 | 第二十七条第十九項 | 第二十七条第二十項 | 第二十七条第二十一項 | 第二十七条第二十二項 | 第二十七条第二十三項 | 第二十七条第二十四項 | 第二十七条第二十五項 | 第二十七条第二十六項 | 第二十七条第二十七項 | 第二十七条第二十八項 | 第二十七条第二十九項 | 第二十七条第三十項 | 第二十七条第三十一項 | 第二十七条第三十二項 | 第二十七条第三十三項 | 第二十七条第三十四項 | 第二十七条第三十五項 | 第二十七条第三十六項 | 第二十七条第三十七項 | 第二十七条第三十八項 | 第二十七条第三十九項 | 第二十七条第四十項 | 第二十七条第四十一項 | 第二十七条第四十二項 | 第二十七条第四十三項 | 第二十七条第四十四項 | 第二十七条第四十五項 | 第二十七条第四十六項 | 第二十七条第四十七項 | 第二十七条第四十八項 | 第二十七条第四十九項 | 第二十七条第五十項 | 第二十七条第五十一項 | 第二十七条第五十二項 | 第二十七条第五十三項 | 第二十七条第五十四項 | 第二十七条第五十五項 | 第二十七条第五十六項 | 第二十七条第五十七項 | 第二十七条第五十八項 | 第二十七条第五十九項 | 第二十七条第六十項 | 第二十七条第六十一項 | 第二十七条第六十二項 | 第二十七条第六十三項 | 第二十七条第六十四項 | 第二十七条第六十五項 | 第二十七条第六十六項 | 第二十七条第六十七項 | 第二十七条第六十八項 | 第二十七条第六十九項 | 第二十七条第七十項 | 第二十七条第七十一項 | 第二十七条第七十二項 | 第二十七条第七十三項 | 第二十七条第七十四項 | 第二十七条第七十五項 | 第二十七条第七十六項 | 第二十七条第七十七項 | 第二十七条第七十八項 | 第二十七条第七十九項 | 第二十七条第八十項 | 第二十七条第八十一項 | 第二十七条第八十二項 | 第二十七条第八十三項 | 第二十七条第八十四項 | 第二十七条第八十五項 | 第二十七条第八十六項 | 第二十七条第八十七項 | 第二十七条第八十八項 | 第二十七条第八十九項 | 第二十七条第九十項 | 第二十七条第九十一項 | 第二十七条第九十二項 | 第二十七条第九十三項 | 第二十七条第九十四項 | 第二十七条第九十五項 | 第二十七条第九十六項 | 第二十七条第九十七項 | 第二十七条第九十八項 | 第二十七条第九十九項 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項 | 第四十条第六項 | 第四十条第七項 | 第四十条第八項 | 第四十条第九項 | 第四十条第十項 | 第四十条第十一項 | 第四十条第十二項 | 第四十条第十三項 | 第四十条第十四項 | 第四十条第十五項 | 第四十条第十六項 | 第四十条第十七項 | 第四十条第十八項 | 第四十条第十九項 | 第四十条第二十項 | 第四十条第二十一項 | 第四十条第二十二項 | 第四十条第二十三項 | 第四十条第二十四項 | 第四十条第二十五項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十条第二項	第五十一条第一項
1852	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩燃種臨ガス処理設備	—	よう素フィルタ	フィルタ	C1	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	よう素フィルタ[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1853	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩燃種臨ガス処理設備	—	主配管（原液保持系、廃ガス処理系）	主配管	C1, T110E	一式	②-2	既設/改造	安重	—	S、B/—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1854	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩燃種臨ガス処理設備	—	主配管（原液保持系、廃ガス処理系、蒸発乾固対策用セル電圧系、水素対策用セル電圧系）	主配管	C1	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩燃種臨ガス処理設備 従：代替換気設備	—	流体：廃ガス 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1855	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩燃種臨ガス処理設備	—	主配管（原液保持系、廃ガス処理系）	主配管	C1	一式	②-2	既設/改造	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1856	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩燃種臨ガス処理設備	—	主配管（原液保持系、廃ガス処理系）	主配管	C1	一式	②-2	既設/改造	安重	—	S、B/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1857	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩燃種臨ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	T110E、屋外	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1858	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩燃種臨ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系、廃ガス貯留系：臨界、廃ガス貯留系：BIP）	主配管	屋外	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設SA	S/(S)	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩燃種臨ガス処理設備 従：廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1859	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩燃種臨ガス処理設備	—	燃ガス処理第1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	改造	非安重	—	B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1860	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩燃種臨ガス処理設備	—	燃ガス処理第2グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	改造	非安重	—	B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1861	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩燃種臨ガス処理設備	—	燃ガス処理第3グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	改造	非安重	—	B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1862	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸塩燃種臨ガス処理設備	—	最終廃ガス処理グローブボックス	核物質等取扱ボックス	C1	1	②-2	改造	非安重	—	B-2、1.2Ss/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1863	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	容器	KA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1864	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	デミスタ	容器	KA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1865	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	燃種臨廃ガス処理第1、第2セル凝よい消受皿	容器	KA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1866	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	凝縮器	熱交換器	KA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1867	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	第1、第2加熱器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1868	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1869	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	第1、第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	KA	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1870	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	よう素フィルタ	フィルタ	KA	3	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1871	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（原液保持系、廃ガス処理系、代替換気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：代替換気設備	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1872	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1873	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（原液保持系、廃ガス処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1874	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	KA、T500、屋外	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1875	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系、廃ガス貯留系：臨界）	主配管	T500A、屋外	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1876	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系、廃ガス貯留系：臨界、廃ガス貯留系：BIP）	主配管	屋外	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 従：廃ガス貯留設備	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1877	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1878	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	デミスタ	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1879	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	燃種臨廃ガス処理第2、第3セル凝よい消受皿	容器	KA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1880	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	凝縮器	熱交換器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1881	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	第1、第2加熱器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1882	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1883	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	第1、第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	KA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1884	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	よう素フィルタ	フィルタ	KA	3	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1885	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	主配管（原液保持系、廃ガス処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1886	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	主配管（原液保持系、廃ガス処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1887	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	高レベル廃武ガス固化建屋燃種臨ガス処理設備	不溶解性廃液廃ガス処理系	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1888	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	低レベル廃武処理建屋燃種臨ガス処理設備	—	デミスタ	容器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1889	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	低レベル廃武処理建屋燃種臨ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	容器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1890	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	低レベル廃武処理建屋燃種臨ガス処理設備	—	凝縮器	熱交換器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1891	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	低レベル廃武処理建屋燃種臨ガス処理設備	—	排風機	ファン	AD	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1892	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	低レベル廃武処理建屋燃種臨ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	フィルタ	AD	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1893	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	低レベル廃武処理建屋燃種臨ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AD、T110E、屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1894	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	低レベル廃武処理建屋燃種臨ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	B、C/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1895	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃種臨ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	容器	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1896	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃種臨ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	凝縮器	熱交換器	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1897	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃種臨ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	加熱器	熱交換器	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1898	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃種臨ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	排風機	ファン	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1899	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃種臨ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	よう素フィルタ	フィルタ	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1900	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃種臨ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃種臨ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	フィルタ	DA	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1901	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理燃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B、C/—	—	—	凍結：廃ガス
1902	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	スプレイ塔	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1903	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1904	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	凝縮器	熱交換器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1905	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	加熱器	熱交換器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1906	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1907	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	よう素フィルタ	フィルタ	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1908	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	フィルタ	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1909	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B、C/—	—	—	凍結：廃ガス
1910	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	スプレイ塔	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1911	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	廃溶媒処理廃物焼却処理廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1912	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	廃溶媒処理廃物焼却処理廃ガス処理系	凝縮器	熱交換器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1913	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	廃溶媒処理廃物焼却処理廃ガス処理系	主排風機	ファン	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1914	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	廃溶媒処理廃物焼却処理廃ガス処理系	補助排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1915	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	廃溶媒処理廃物焼却処理廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	フィルタ	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1916	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	廃溶媒処理廃物焼却処理廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	凍結：廃ガス
1917	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	燃料棒燃ガス処理系	排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1918	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	燃料棒燃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	フィルタ	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1919	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	燃料棒燃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	凍結：廃ガス
1920	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	—	排風機	ファン	BC	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1921	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	フィルタ	BC	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1922	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋燃料棒燃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	BC	一式	②-2	既設	非安重	—	B、C/—	—	—	凍結：廃ガス
1923	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	ヘルム・エンドピース貯蔵建屋燃料棒燃ガス処理設備	—	排風機	ファン	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1924	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	ヘルム・エンドピース貯蔵建屋燃料棒燃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	フィルタ	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1925	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	ヘルム・エンドピース貯蔵建屋燃料棒燃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	B、C/—	—	—	凍結：廃ガス
1926	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	分析建屋燃料棒燃ガス処理設備	—	デミスタ	容器	AE	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1927	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	分析建屋燃料棒燃ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	容器	AE	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1928	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	分析建屋燃料棒燃ガス処理設備	—	凝縮器	熱交換器	AE	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1929	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	分析建屋燃料棒燃ガス処理設備	—	排風機	ファン	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1930	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	分析建屋燃料棒燃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	フィルタ	AE	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1931	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	分析建屋燃料棒燃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	B、C/—	—	—	凍結：廃ガス
1932	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃料棒燃ガス処理設備	分析建屋燃料棒燃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AE, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	凍結：廃ガス
1933	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	廃ガス洗浄器	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1934	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	第1、第2排気塔	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1935	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	ルテニウム吸着塔	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1936	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	廃ガス処理セル漏えい捕受盆	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1937	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	廃ガス洗浄排水ピット漏えい捕受盆	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1938	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	緩水中間貯槽	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1939	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	安全冷水膨張槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1940	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	凝縮器	熱交換器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1941	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	加熱器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1942	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	安全冷水ポンプ	ポンプ	KA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1943	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	第1排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1944	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	第2排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1945	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	ヨウ素フィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1946	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	第1高性能粒子フィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1947	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	よう素フィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1948	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1949	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	第3高性能粒子フィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1950	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	KA	8	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1951	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管（設置保持系、廃ガス処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	凍結：廃ガス
1952	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	凍結：冷水
1953	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	凍結：純水
1954	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管（凍結い硝3防止系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	凍結：放射性廃液
1955	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管（凍結い硝回収系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	凍結：希釈水（純水）
1956	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	廃ガス洗浄排水	—	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1957	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	FC	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1958	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	FC	5	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1959	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	FC	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	凍結：建屋内空気
1960	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	FC, 屋外	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	凍結：建屋内空気
1961	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	建屋送風機	—	FC	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1962	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	FC	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1963	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	FB	3	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1964	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	FB	3	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1965	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	凍結：フード内空気、建屋内空気
1966	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	FA, FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	凍結：フード内空気、建屋内空気
1967	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	FB, 屋外	一式	①	改造	非安重	常設SA	C/(C)	—	—	凍結：フード内空気、建屋内空気
1968	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	建屋送風機	—	FB	3	①	既設	非安重	—	C/—	—	—

| 番号 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第四条第三項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第五条第三項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第六条第三項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第七条第三項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第九条第一項 | 第九条第二項 | 第九条第三項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十一号 | 第十条第一項第十二号 | 第十条第一項第十三号イ | 第十条第一項第十三号ロ | 第十条第一項第十三号ハ | 第十条第一項第十三号ニ | 第十条第一項第十三号ホ | 第十条第一項第十三号ヘ | 第十条第一項第十三号ト | 第十条第一項第十三号チ | 第十条第一項第十三号リ | 第十条第一項第十三号ヌ | 第十条第一項第十三号ル | 第十条第一項第十三号ヲ | 第十条第一項第十三号ワ | 第十条第一項第十三号カ | 第十条第一項第十三号ヨ | 第十条第一項第十三号タ | 第十条第一項第十三号レ | 第十条第一項第十三号ソ | 第十条第一項第十三号ツ | 第十条第一項第十三号ネ | 第十条第一項第十三号ナ | 第十条第一項第十三号ラ | 第十条第一項第十三号ム | 第十条第一項第十三号ウ | 第十条第一項第十三号ヰ | 第十条第一項第十三号ノ | 第十条第一項第十三号オ | 第十条第一項第十三号ク | 第十条第一項第十三号ヤ | 第十条第一項第十三号マ | 第十条第一項第十三号ケ | 第十条第一項第十三号フ | 第十条第一項第十三号コ | 第十条第一項第十三号エ | 第十条第一項第十三号テ | 第十条第一項第十三号ア | 第十条第一項第十三号サ | 第十条第一項第十三号キ | 第十条第一項第十三号ユ | 第十条第一項第十三号メ | 第十条第一項第十三号ミ | 第十条第一項第十三号シ | 第十条第一項第十三号ヱ | 第十条第一項第十三号ヒ | 第十条第一項第十三号モ | 第十条第一項第十三号セ | 第十条第一項第十三号ス | 第十条第一項第十三号ン |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1901	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B、C/—	—	—	流体：廃ガス
1902	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	スプレイ塔	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1903	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1904	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	凝縮器	熱交換器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1905	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	加熱器	熱交換器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1906	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1907	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	よう素フィルタ	フィルタ	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1908	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	フィルタ	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1909	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B、C/—	—	—	流体：廃ガス
1910	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	廃液体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	スプレイ塔	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1911	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	廃液体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1912	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	廃液体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	凝縮器	熱交換器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1913	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	廃液体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	主排風機	ファン	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1914	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	廃液体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	補助排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1915	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	廃液体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	フィルタ	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1916	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	廃液体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：廃ガス
1917	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	燃焼廃ガス処理系	排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1918	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	燃焼廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	フィルタ	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1919	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋燃焼廃ガス処理設備	燃焼廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：廃ガス
1920	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋燃焼廃ガス処理設備	—	排風機	ファン	BC	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1921	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋燃焼廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	フィルタ	BC	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1922	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋燃焼廃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	BC	一式	②-2	既設	非安重	—	B、C/—	—	—	流体：廃ガス
1923	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋燃焼廃ガス処理設備	—	排風機	ファン	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1924	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋燃焼廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	フィルタ	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1925	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋燃焼廃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	B、C/—	—	—	流体：廃ガス
1926	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	分析建屋燃焼廃ガス処理設備	—	デミスタ	容器	AE	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1927	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	分析建屋燃焼廃ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	容器	AE	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1928	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	分析建屋燃焼廃ガス処理設備	—	凝縮器	熱交換器	AE	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1929	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	分析建屋燃焼廃ガス処理設備	—	排風機	ファン	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1930	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	分析建屋燃焼廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	フィルタ	AE	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1931	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	分析建屋燃焼廃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	B、C/—	—	—	流体：廃ガス
1932	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	燃焼廃ガス処理設備	分析建屋燃焼廃ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AE, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：廃ガス
1933	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	廃ガス洗浄器	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1934	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	第1、第2除湿器	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1935	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	ルテニウム吸着塔	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1936	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	廃ガス処理セル漏えい捕受皿	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1937	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	廃ガス洗浄排水ピット漏えい捕受皿	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1938	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	凝水中間貯槽	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1939	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	安全冷水膨張槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1940	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	凝縮器	熱交換器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1941	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	加熱器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1942	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	安全冷水ポンプ	ポンプ	KA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1943	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	第1排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1944	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	第2排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1945	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	ヨウ素フィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1946	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	第1高性能粒子フィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1947	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	よう素フィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1948	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1949	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	第3高性能粒子フィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1950	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	KA	8	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1951	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管（設置保持系、廃ガス処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス
1952	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷水
1953	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：純水
1954	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管（凝縮水貯水防止系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：放射性廃液
1955	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管（凝縮水一時回収系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：希釈水（純水）
1956	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備	—	—	廃ガス洗浄排水槽	—	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
1957	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	FC	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1958	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	FC	5	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1959	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	FC	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
1960	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	FC, 屋外	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
1961	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	建屋送風機	—	FC	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1962	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	FC	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1963	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	FB	3	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1964	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	FB	3	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1965	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：フード内空気、建屋内空気
1966	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	FA, FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：フード内空気、建屋内空気
1967	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	FB, 屋外	一式	①	改造	非安重	常設SA	C/(C)	主：使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系 従：放射線監視設備(SA) 従：代替モニタリング設備	—	流体：フード内空気、建屋内空気
1968	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	建屋送風機	—	FB	3	①	既設	非安重	—	C/—	—	—

| 番号 | 第二十条第一項 | 第二十条第二項 | 第二十条第三項 | 第二十条第五項第一号 | 第二十条第五項第二号 | 第二十条第五項第三号 | 第二十条第五項第四号 | 第二十条第五項第五号 | 第二十条第五項第六号 | 第二十条第七項 | 第二十条第八項 | 第二十条第九項 | 第二十条第十項 | 第二十条第十一項 | 第二十条第十二項 | 第二十条第十三項 | 第二十条第十四項 | 第二十条第十五項 | 第二十条第十六項 | 第二十条第十七項 | 第二十条第十八項 | 第二十条第十九項 | 第二十条第二十項 | 第二十条第二十一項 | 第二十条第二十二項 | 第二十条第二十三項 | 第二十条第二十四項 | 第二十条第二十五項 | 第二十条第二十六項 | 第二十条第二十七項 | 第二十条第二十八項 | 第二十条第二十九項 | 第二十条第三十項 | 第二十条第三十一項 | 第二十条第三十二項 | 第二十条第三十三項 | 第二十条第三十四項 | 第二十条第三十五項 | 第二十条第三十六項 | 第二十条第三十七項 | 第二十条第三十八項 | 第二十条第三十九項 | 第二十条第四十項 | 第二十条第四十一項 | 第二十条第四十二項 | 第二十条第四十三項 | 第二十条第四十四項 | 第二十条第四十五項 | 第二十条第四十六項 | 第二十条第四十七項 | 第二十条第四十八項 | 第二十条第四十九項 | 第二十条第五十項 | 第二十条第五十一項 | 第二十条第五十二項 | 第二十条第五十三項 | 第二十条第五十四項 | 第二十条第五十五項 | 第二十条第五十六項 | 第二十条第五十七項 | 第二十条第五十八項 | 第二十条第五十九項 | 第二十条第六十項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項	第五十一条第二項
1901	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1902	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	スプレイ塔	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1903	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1904	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	凝縮器	熱交換器	BA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1905	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	加熱器	熱交換器	BA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1906	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1907	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	よう素フィルタ	フィルタ	BA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1908	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	フィルタ	BA	2	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1909	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—, C/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1910	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	スプレイ塔	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1911	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	廃固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1912	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	廃固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	凝縮器	熱交換器	BA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1913	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	廃固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	主排風機	ファン	BA	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1914	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	廃固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	補助排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1915	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	廃固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	フィルタ	BA	2	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1916	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	廃固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1917	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	希釈排気ガス処理系	排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1918	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	希釈排気ガス処理系	高性能粒子フィルタ	フィルタ	BA	2	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1919	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋希釈排気ガス処理設備	希釈排気ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1920	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋希釈排気ガス処理設備	—	排風機	ファン	BC	2	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1921	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋希釈排気ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	フィルタ	BC	4	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1922	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋希釈排気ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	BC	一式	②-2	既設	非安重	—, C/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1923	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	ヘル・コンテドビース貯蔵建屋希釈排気ガス処理設備	—	排風機	ファン	AE	2	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1924	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	ヘル・コンテドビース貯蔵建屋希釈排気ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	フィルタ	AE	2	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1925	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	ヘル・コンテドビース貯蔵建屋希釈排気ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AE	一式	②-2	既設	非安重	—, C/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1926	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	分析建屋希釈排気ガス処理設備	—	デミスタ	容器	AE	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1927	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	分析建屋希釈排気ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	容器	AE	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1928	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	分析建屋希釈排気ガス処理設備	—	凝縮器	熱交換器	AE	1	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1929	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	分析建屋希釈排気ガス処理設備	—	排風機	ファン	AE	2	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1930	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	分析建屋希釈排気ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	フィルタ	AE	4	②-2	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1931	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	分析建屋希釈排気ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AE	一式	②-2	既設	非安重	—, C/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1932	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	希釈排気ガス処理設備	分析建屋希釈排気ガス処理設備	—	主配管（廃ガス処理系）	主配管	AE, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1933	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	廃ガス洗浄器	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1934	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	第1, 第2吸収塔	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1935	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	ルテニウム捕着塔	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1936	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	廃ガス処理セル凝えい槽受皿	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1937	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	廃ガス洗浄排水セル凝えい槽受皿	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1938	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	純水中間貯槽	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1939	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	安全冷水膨張槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1940	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	凝縮器	熱交換器	KA	1	②-2	既設	安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1941	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	加熱器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1942	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	安全冷水ポンプ	ポンプ	KA	4	②-2	既設	安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1943	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	第1排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1944	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	第2排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1945	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	ミストフィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1946	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	第1高性能粒子フィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1947	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	よう素フィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1948	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1949	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	第3高性能粒子フィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1950	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	主要※[redacted]	主要※	KA	8	②-2	既設	安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1951	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管（溶液保持系, 廃ガス処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1952	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—/—	—	—	流体：冷水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1953	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—/—	—	—	流体：純水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1954	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	B/—	—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1955	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管（漏えい検知系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—/—	—	—	流体：希釈水（純水）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1956	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	廃ガス洗浄排煙	—	KA	1	②-2	既設	非安重	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1957	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	FC	2	①	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1958	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	FC	5	①	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1959	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	FC	一式	①	既設	非安重	—/—	—	—	流体：建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1960	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	FC, 屋外	一式	①	既設	非安重	—/—	—	—	流体：建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1961	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	建屋送風機	—	FC	2	①	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1962	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	FC	一式	①	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1963	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	FB	3	①	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1964	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	FB	3	①	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1965	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	FB	一式	①	既設	非安重	—/—	—	—	流体：フード内空気, 建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1966	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	FA, FB	一式	①	既設	非安重	—/—	—	—	流体：フード内空気, 建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1967	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	FB, 屋外	一式	①	改造	非安重	常設(A	C/(C)	—	流体：フード内空気, 建屋内空気	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
1968	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	建屋送風機	—	FB	3	①	既設	非安重	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

主：使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系
従：付帯機能排煙(SA)
従：代替セルドランプ設備

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1969	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	建屋給気ユニット	—	FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
1970	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	建屋排風機	ファン	A6	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]
1971	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	建屋排風機	ファン	A6	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]
1972	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	セル排風機	ファン	A6	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1973	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	溶解槽セル排風機	ファン	A6	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1974	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	A6	19	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1975	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	セル排気フィルタユニット	フィルタ	A6	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1976	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	溶解槽セル排気フィルタユニット	フィルタ	A6	8	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1977	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A6	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体1：セル内空気 流体2：建屋内空気
1978	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A6	一式	②-2	既設	安重	—	S, B-2/—	—	—	流体1：セル内空気 流体2：GB内空気
1979	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	A6	一式	②-2	改造	安重	常設5A	S′(3)，1.25s	主：換気設備 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：廃ガス
1980	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A6	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	流体：GB内空気
1981	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A6	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：建屋内空気
1982	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	A6	一式	②-2	改造	安重	常設5A	S′(3)，1.25s	主：換気設備 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：廃ガス
1983	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	A6	一式	②-2	改造	安重	常設5A	S′(3)，1.25s	主：換気設備 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：セル内空気 流体3：廃ガス
1984	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	A6，屋外	一式	②-2	既設	安重	常設5A	S′(3)，1.25s	主：換気設備 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：セル内空気 流体3：GB内空気 流体4：廃ガス
1985	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	建屋送風機	—	A6	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	建屋給気プレフィルタ
1986	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気放射能モニタ	—	建屋給気ユニット	—	A6	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	建屋給気粗ダストフィルタ
1987	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	A8	2	②-2	既設	安重	常設5A	S/— S′(3)，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—	建屋排風機のみを5A対策の流路として使用
1988	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	グローブボックス・セル排風機	ファン	A8	3	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1989	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	A8	15	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
1990	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	グローブボックス・セル排気フィルタユニット	フィルタ	A8	11	②-2	既設	安重	常設5A	S′(3)，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—	
1991	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管[redacted]	主配管	A8	4	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—	
1992	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：フード内空気
1993	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：フード内空気
1994	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：建屋内空気
1995	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	常設5A	S′(3)，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：フード内空気 流体3：廃ガス
1996	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	常設5A	S′(3)，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：廃ガス
1997	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	常設5A	S′(3)，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：廃ガス
1998	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：セル内空気
1999	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：セル内空気
2000	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	A8，屋外	一式	②-2	既設	安重	常設5A	S′(3)，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：フード内空気 流体3：GB内空気 流体4：セル内空気 流体5：廃ガス
2001	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	建屋送風機	—	A8	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2002	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2003	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	特製建屋換気設備	—	グローブボックス・セル排風機	ファン	AC	2	②-2	既設	安重	常設5A	S′(3)	主：特製建屋排気系 従：廃ガス貯留設備	—	
2004	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	特製建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	AC	2	②-2	既設	安重	常設5A	S/3，1.25s	主：特製建屋排気系 従：代替換気設備	—	建屋排風機のみを5A対策の流路として使用
2005	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	特製建屋換気設備	—	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	AC	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2006	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	特製建屋換気設備	—	セル排気フィルタユニット	フィルタ	AC	10	②-2	既設	安重	常設5A	S′(3)，1.25s	主：特製建屋排気系 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	

| 番号 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第九条第一項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十一号イ | 第十条第一項第十一号ロ | 第十条第一項第十一号ハ | 第十条第一項第十一号ニ | 第十条第一項第十一号ホ | 第十条第一項第十一号ヘ | 第十条第一項第十一号ト | 第十条第一項第十一号チ | 第十条第一項第十一号リ | 第十条第一項第十一号ヌ | 第十条第一項第十一号ル | 第十条第一項第十一号ヲ | 第十条第一項第十一号ワ | 第十条第一項第十一号カ | 第十条第一項第十一号ヨ | 第十条第一項第十一号タ | 第十条第一項第十一号レ | 第十条第一項第十一号ソ | 第十条第一項第十一号ツ | 第十条第一項第十一号ネ | 第十条第一項第十一号ナ | 第十条第一項第十一号ラ | 第十条第一項第十一号ム | 第十条第一項第十一号ウ | 第十条第一項第十一号ヰ | 第十条第一項第十一号ノ | 第十条第一項第十一号オ | 第十条第一項第十一号ク | 第十条第一項第十一号ヤ | 第十条第一項第十一号マ | 第十条第一項第十一号ケ | 第十条第一項第十一号フ | 第十条第一項第十一号コ | 第十条第一項第十一号エ | 第十条第一項第十一号テ | 第十条第一項第十一号ア | 第十条第一項第十一号サ | 第十条第一項第十一号キ | 第十条第一項第十一号ユ | 第十条第一項第十一号メ | 第十条第一項第十一号ミ | 第十条第一項第十一号シ | 第十条第一項第十一号ヱ | 第十条第一項第十一号ヒ | 第十条第一項第十一号モ | 第十条第一項第十一号セ | 第十条第一項第十一号ス | 第十条第一項第十一号ン | 第十条第一項第十一号ゐ | 第十条第一項第十一号の | 第十条第一項第十一号お | 第十条第一項第十一号く | 第十条第一項第十一号や | 第十条第一項第十一号ま | 第十条第一項第十一号け | 第十条第一項第十一号ふ | 第十条第一項第十一号こ | 第十条第一項第十一号え | 第十条第一項第十一号て | 第十条第一項第十一号あ | 第十条第一項第十一号さ | 第十条第一項第十一号き | 第十条第一項第十一号ゆ | 第十条第一項第十一号め | 第十条第一項第十一号み | 第十条第一項第十一号し | 第十条第一項第十一号ゑ | 第十条第一項第十一号ひ | 第十条第一項第十一号も | 第十条第一項第十一号せ | 第十条第一項第十一号す | 第十条第一項第十一号ん | 第十条第一項第十一号ゐ | 第十条第一項第十一号の | 第十条第一項第十一号お | 第十条第一項第十一号く | 第十条第一項第十一号や | 第十条第一項第十一号ま | 第十条第一項第十一号け | 第十条第一項第十一号ふ | 第十条第一項第十一号こ | 第十条第一項第十一号え | 第十条第一項第十一号て | 第十条第一項第十一号あ | 第十条第一項第十一号さ | 第十条第一項第十一号き | 第十条第一項第十一号ゆ | 第十条第一項第十一号め | 第十条第一項第十一号み | 第十条第一項第十一号し | 第十条第一項第十一号ゑ | 第十条第一項第十一号ひ | 第十条第一項第十一号も | 第十条第一項第十一号せ | 第十条第一項第十一号す | 第十条第一項第十一号ん | 第十条第一項第十五号 | 第十条第一項第十六号 | 第十条第一項第十七号 | 第十条第一項第十八号 | 第十条第一項第十九号 | 第十条第一項第二十号 | 第十条第一項第二十一号 | 第十条第一項第二十二号 | 第十条第一項第二十三号 | 第十条第一項第二十四号 | 第十条第一項第二十五号 | 第十条第一項第二十六号 | 第十条第一項第二十七号 | 第十条第一項第二十八号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1969	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	建屋給気ユニット	—	FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
1970	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	建屋排風機	ファン	A8	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1971	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	建屋排風機	ファン	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1972	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	セル排風機	ファン	A8	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1973	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	溶解槽セル排風機	ファン	A8	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1974	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	A8	19	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1975	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	セル排気フィルタユニット	フィルタ	A8	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1976	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	溶解槽セル排気フィルタユニット	フィルタ	A8	8	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1977	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体1：セル内空気 流体2：建屋内空気
1978	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S, B-2/—	—	流体1：セル内空気 流体2：GB内空気
1979	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	A8	一式	②-2	改造	安重	常設5A	S/(3)，1.25s	主：換気設備 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：廃ガス
1980	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	流体：GB内空気
1981	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：建屋内空気
1982	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	A8	一式	②-2	改造	安重	常設5A	S/(3)，1.25s	主：換気設備 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：廃ガス
1983	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	A8	一式	②-2	改造	安重	常設5A	S/(3)，1.25s	主：換気設備 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：セル内空気 流体3：廃ガス
1984	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	A8, 屋外	一式	②-2	既設	安重	常設5A	S/(3)，1.25s	主：換気設備 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：セル内空気 流体3：GB内空気 流体4：廃ガス
1985	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	建屋送風機	—	A8	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	建屋給気プレフィルタ
1986	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	排気処理装置換気設備	—	建屋給気ユニット	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	建屋給気粗ボフィルタ
1987	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	A8	2	②-2	既設	安重	常設5A	S/— S/(3)，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—	建屋排風機のみを5A対策の流路として使用
1988	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	グローブボックス・セル排風機	ファン	A8	3	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1989	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	A8	15	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
1990	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	グローブボックス・セル排気フィルタユニット	フィルタ	A8	11	②-2	既設	安重	常設5A	S/(3)，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—
1991	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主要[redacted]	主要中	A8	4	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—
1992	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：フード内空気
1993	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：フード内空気
1994	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：建屋内空気
1995	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	常設5A	S/(3)，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：フード内空気 流体3：廃ガス
1996	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	常設5A	S/(3)，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：廃ガス
1997	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	常設5A	S/(3)，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：廃ガス
1998	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：セル内空気
1999	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：セル内空気
2000	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	A8, 屋外	一式	②-2	既設	安重	常設5A	S/(3)，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：フード内空気 流体3：GB内空気 流体4：セル内空気 流体5：廃ガス
2001	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	建屋送風機	—	A8	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2002	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2003	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	精製建屋換気設備	—	グローブボックス・セル排風機	ファン	AC	2	②-2	既設	安重	常設5A	S/(3)	主：精製建屋排気系 従：廃ガス貯留設備	—	
2004	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	精製建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	AC	2	②-2	既設	安重	常設5A	S/3，1.25s	主：精製建屋排気系 従：代替換気設備	—	建屋排風機のみを5A対策の流路として使用
2005	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	精製建屋換気設備	—	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	AC	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2006	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	精製建屋換気設備	—	セル排気フィルタユニット	フィルタ	AC	10	②-2	既設	安重	常設5A	S/(3)，1.25s	主：精製建屋排気系 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	

| 番号 | 第二十五条第一項 | 第二十五条第二項 | 第二十五条第三項 | 第二十五条第四項 | 第二十五条第五項 | 第二十五条第六項 | 第二十五条第七項 | 第二十五条第一項第一号 | 第二十五条第一項第二号 | 第二十五条第一項第三号 | 第二十五条第一項第四号 | 第二十五条第一項第五号 | 第二十五条第一項第六号 | 第二十六条第一項 | 第二十六条第二項 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十八条第一項第一号 | 第二十八条第一項第二号 | 第二十八条第一項第三号 | 第二十八条第一項第四号 | 第二十九条第一項 | 第二十九条第二項第一号 | 第二十九条第二項第二号 | 第二十九条第二項第三号 | 第二十九条第二項第四号 | 第二十九条第二項第五号 | 第二十九条第二項第六号 | 第二十九条第二項第七号 | 第二十九条第二項第八号 | 第二十九条第二項第九号 | 第二十九条第二項第十号 | 第二十九条第二項第十一号 | 第二十九条第二項第十二号 | 第二十九条第二項第十三号 | 第二十九条第二項第十四号 | 第二十九条第二項第十五号 | 第二十九条第二項第十六号 | 第二十九条第二項第十七号 | 第二十九条第二項第十八号 | 第二十九条第二項第十九号 | 第二十九条第二項第二十号 | 第二十九条第二項第二十一号 | 第二十九条第二項第二十二号 | 第二十九条第二項第二十三号 | 第二十九条第二項第二十四号 | 第二十九条第二項第二十五号 | 第二十九条第二項第二十六号 | 第二十九条第二項第二十七号 | 第二十七条第一項第一号イ | 第二十七条第一項第一号ロ | 第二十七条第一項第一号ハ | 第二十七条第一項第二号 | 第二十七条第一項第三号 | 第二十七条第一項第四号 | 第二十七条第一項第五号 | 第二十七条第一項第六号 | 第二十七条第一項第七号 | 第二十七条第一項第八号 | 第二十七条第一項第九号 | 第二十七条第一項第十号 | 第二十七条第一項第十一号 | 第二十七条第一項第十二号 | 第二十七条第一項第十三号 | 第二十七条第一項第十四号 | 第二十七条第一項第十五号 | 第二十七条第一項第十六号 | 第二十七条第一項第十七号 | 第二十七条第一項第十八号 | 第二十七条第一項第十九号 | 第二十七条第一項第二十号 | 第二十七条第一項第二十一号 | 第四十一条第一項 | 第四十一条第二項 | 第四十一条第三項 | 第四十一条第四項 | 第四十一条第五項 | 第四十一条第六項 | 第四十一条第七項 | 第四十一条第八項 | 第四十一条第九項 | 第四十一条第十項 | 第四十一条第十一項 | 第四十一条第十二項 | 第四十一条第十三項 | 第四十一条第十四項 | 第四十一条第十五項 | 第四十一条第十六項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分	設備区分				機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第二項第一号	第五十条第二項第二号	第五十一条第一項
1969	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1970	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1971	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1972	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	—	セル排風機	ファン	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1973	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	—	溶解槽セル排風機	ファン	AA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1974	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	AA	19	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1975	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	—	セル排気フィルタユニット	フィルタ	AA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1976	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	—	溶解槽セル排気フィルタユニット	フィルタ	AA	8	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1977	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体1：セル内空気 流体2：建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1978	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S, B-2/—	—	—	流体1：セル内空気 流体2：GB内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1979	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Cl，1.25s	主：換気設備 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1980	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	流体：GB内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1981	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1982	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Cl，1.25s	主：換気設備 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1983	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Cl，1.25s	主：換気設備 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：セル内空気 流体3：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1984	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系）	主配管	AA，屋外	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.25s	主：換気設備 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：セル内空気 流体3：GB内空気 流体4：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1985	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	—	建屋送風機	—	AA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1986	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	AA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	建屋給気プレフィルタ 建屋給気粗ボケフィルタ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1987	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/— S/Cl，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—	建屋排風機のみを SA対策の流路として使用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1988	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	グローブボックス・セル排風機	ファン	AB	3	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1989	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	AB	15	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1990	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	グローブボックス・セル排気フィルタユニット	フィルタ	AB	11	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1991	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主管[redacted]	主要中	AB	4	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1992	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：フード内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1993	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：フード内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1994	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1995	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：フード内空気 流体3：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1996	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1997	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1998	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：セル内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1999	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：セル内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2000	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系）	主配管	AB，屋外	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.25s	主：分離建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：フード内空気 流体3：GB内空気 流体4：セル内空気 流体5：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2001	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	建屋送風機	—	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2002	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2003	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	精製建屋換気設備	—	グローブボックス・セル排風機	ファン	AC	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl	主：精製建屋排気系 従：廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2004	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	精製建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	AC	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/S，1.25s	主：精製建屋排気系 従：代替換気設備	—	建屋排風機のみを SA対策の流路として使用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2005	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	精製建屋換気設備	—	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	AC	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2006	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	精製建屋換気設備	—	セル排気フィルタユニット	フィルタ	AC	10	②-2	既設	安重	常設SA	S/Cl，1.25s	主：精製建屋排気系 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2007	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	AC	17	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2008	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主要[redacted]	主要弁	AC	4	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—	
2009	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系、廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC,屋外	一式	②-2	既設	安重	常設A	S/(3)，1.25s	主：補助建屋排気系 従：代替換気設備,廃ガス貯留設備	—	流体：空気
2010	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系、廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設A	S/(3)，1.25s	主：補助建屋排気系 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	流体1：セル内空気, GB内空気, ブート内空気 流体2：廃ガス
2011	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設A	S/(3)，1.25s	主：補助建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体：セル内空気, GB内空気, 廃ガス
2012	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系、廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設A	S/(3)	主：補助建屋排気系 従：廃ガス貯留設備	—	流体：セル内空気, GB内空気, 廃ガス
2013	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：セル内空気, GB内空気, ブート内空気, 廃ガス
2014	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設A	S/(3)，1.25s	主：補助建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：廃ガス
2015	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：建屋内空気
2016	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系、廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設A	S/(3)，1.25s	主：補助建屋排気系 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	流体1：建屋内空気, セル内空気, GB内空気, ブート内空気 流体2：廃ガス
2017	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
2018	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	建屋送風機	—	AC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2019	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2020	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-431 （建屋排風機A） 3109-432 （建屋排風機B）
2021	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	ブート排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-434 （ブート排風機A） 3109-435 （ブート排風機B）
2022	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	BA	10	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-F3111 3109-F3120 （建屋排気フィルタユニットA～J）
2023	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	ブート排気フィルタユニット	フィルタ	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-F3411 （ブート排気フィルタユニットA） 3109-F3412 （ブート排気フィルタユニットB）
2024	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	主配管（原液保持系、建屋換気系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：建屋内空気
2025	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	主配管（原液保持系、建屋換気系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：ブート内空気
2026	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	主配管（原液保持系、建屋換気系）	主配管	BA, T110E	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：建屋内空気 流体3：ブート内空気
2027	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	主配管（原液保持系、建屋換気系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：建屋内空気
2028	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	BA, T110E	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：建屋内空気
2029	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2030	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	建屋送風機	—	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-421 （建屋送風機A） 3109-422 （建屋送風機B）
2031	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム系 合板硝建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	CA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	建屋排気地 [redacted] 建屋排気地 [redacted]
2032	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム系 合板硝建屋換気設備	—	グローブボックス・セル排風機	ファン	CA	3	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	グローブボックス・セル排風機A [redacted]
2033	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム系 合板硝建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	CA	22	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	建屋排気フィルタユニットA～T [redacted]
2034	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム系 合板硝建屋換気設備	—	グローブボックス・セル排気フィルタユニット	フィルタ	CA	6	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	グローブボックス・セル排気フィルタユニットA～F [redacted]
2035	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム系 合板硝建屋換気設備	—	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	CA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	グローブボックス排気A フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted]
2036	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム系 合板硝建屋換気設備	—	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	CA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	グローブボックス排気A フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted]
2037	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム系 合板硝建屋換気設備	—	主配管（原液保持系、建屋換気系）	主配管	CA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：セル内空気
2038	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム系 合板硝建屋換気設備	—	主配管（原液保持系、建屋換気系）	主配管	CA	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，B/—	—	—	流体：GB内空気

| 番号 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第九条第一項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号イ | 第十条第一項第九号ロ | 第十条第一項第九号ハ | 第十条第一項第九号ニ | 第十条第一項第九号ホ | 第十条第一項第九号ヘ | 第十条第一項第九号ト | 第十条第一項第九号チ | 第十条第一項第九号リ | 第十条第一項第九号ヌ | 第十条第一項第九号ル | 第十条第一項第九号ヲ | 第十条第一項第九号ワ | 第十条第一項第九号カ | 第十条第一項第九号ヨ | 第十条第一項第九号タ | 第十条第一項第九号レ | 第十条第一項第九号ソ | 第十条第一項第九号ツ | 第十条第一項第九号ネ | 第十条第一項第九号ナ | 第十条第一項第九号ラ | 第十条第一項第九号ム | 第十条第一項第九号ウ | 第十条第一項第九号ヰ | 第十条第一項第九号ノ | 第十条第一項第九号オ | 第十条第一項第九号ク | 第十条第一項第九号ヤ | 第十条第一項第九号マ | 第十条第一項第九号ケ | 第十条第一項第九号フ | 第十条第一項第九号コ | 第十条第一項第九号エ | 第十条第一項第九号テ | 第十条第一項第九号ア | 第十条第一項第九号サ | 第十条第一項第九号キ | 第十条第一項第九号ユ | 第十条第一項第九号メ | 第十条第一項第九号ミ | 第十条第一項第九号シ | 第十条第一項第九号ヱ | 第十条第一項第九号ヒ | 第十条第一項第九号モ | 第十条第一項第九号セ | 第十条第一項第九号ス | 第十条第一項第九号ン | 第十条第一項第九号ゐ | 第十条第一項第九号の | 第十条第一項第九号く | 第十条第一項第九号や | 第十条第一項第九号ま | 第十条第一項第九号け | 第十条第一項第九号ふ | 第十条第一項第九号こ | 第十条第一項第九号え | 第十条第一項第九号て | 第十条第一項第九号あ | 第十条第一項第九号さ | 第十条第一項第九号き | 第十条第一項第九号ゆ | 第十条第一項第九号め | 第十条第一項第九号み | 第十条第一項第九号し | 第十条第一項第九号ゑ | 第十条第一項第九号ひ | 第十条第一項第九号も | 第十条第一項第九号せ | 第十条第一項第九号す | 第十条第一項第九号ん

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2007	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	AC	17	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2008	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主要[redacted]	主要ポ	AC	4	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—	
2009	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系，廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC，屋外	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(3)，1.25s	主：補助建屋排気系 従：代替換気設備，廃ガス貯留設備	—	流体：空気
2010	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系，廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(3)，1.25s	主：補助建屋排気系 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	流体1：セル内空気，GB内空気，ウ一ド内空気 流体2：廃ガス
2011	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(3)，1.25s	主：補助建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体：セル内空気，GB内空気，廃ガス
2012	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(3)	主：補助建屋排気系 従：廃ガス貯留設備	—	流体：セル内空気，GB内空気，廃ガス
2013	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：セル内空気，GB内空気，フード内空気，廃ガス
2014	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(3)，1.25s	主：補助建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：廃ガス
2015	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：建屋内空気
2016	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系，廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(3)，1.25s	主：補助建屋排気系 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	流体1：建屋内空気，セル内空気，GB内空気，フード内空気 流体2：廃ガス
2017	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
2018	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	建屋送風機	—	AC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2019	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補助建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2020	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-431 （建屋排風機A） 3109-432 （建屋排風機B）
2021	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	フード排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-434 （フード排風機A） 3109-435 （フード排風機B）
2022	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	BA	10	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-F3111 3109-F3120 （建屋排気フィルタユニットA～J）
2023	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	フード排気フィルタユニット	フィルタ	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-F3411 （フード排気フィルタユニットA） 3109-F3412 （フード排気フィルタユニットB）
2024	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	主配管（原液保持系，建屋換気系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：建屋内空気
2025	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	主配管（原液保持系，建屋換気系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：フード内空気
2026	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	主配管（原液保持系，建屋換気系）	主配管	BA，T110E	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：建屋内空気 流体3：フード内空気
2027	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	主配管（原液保持系，建屋換気系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：建屋内空気
2028	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	BA，T110E	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：建屋内空気
2029	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2030	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン脱硝建屋換気設備	—	建屋送風機	—	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-421 （建屋送風機A） 3109-422 （建屋送風機B）
2031	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム系 分脱硝建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	CA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	建屋排気地A [redacted] 建屋排気地B [redacted]
2032	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム系 分脱硝建屋換気設備	—	グローブボックス・セル排風機	ファン	CA	3	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	グローブボックス・セル排風機A～[redacted]
2033	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム系 分脱硝建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	CA	22	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	建屋排気フィルタユニットA～[redacted]
2034	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム系 分脱硝建屋換気設備	—	グローブボックス・セル排気フィルタユニット	フィルタ	CA	6	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	グローブボックス・セル排気フィルタユニットA～[redacted]
2035	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム系 分脱硝建屋換気設備	—	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	CA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	グローブボックス排気A フィルタ[redacted] グローブボックス排気B フィルタ[redacted] グローブボックス排気C フィルタ[redacted] グローブボックス排気D フィルタ[redacted] グローブボックス排気E フィルタ[redacted] グローブボックス排気F フィルタ[redacted] グローブボックス排気G フィルタ[redacted] グローブボックス排気H フィルタ[redacted]
2036	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム系 分脱硝建屋換気設備	—	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	CA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	グローブボックスA排気フィルタ[redacted] グローブボックスB排気フィルタ[redacted] グローブボックスC排気フィルタ[redacted] グローブボックスD排気フィルタ[redacted] グローブボックスE排気フィルタ[redacted] グローブボックスF排気フィルタ[redacted] グローブボックスG排気フィルタ[redacted] グローブボックスH排気フィルタ[redacted]
2037	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム系 分脱硝建屋換気設備	—	主配管（原液保持系，建屋換気系）	主配管	CA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：セル内空気
2038	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム系 分脱硝建屋換気設備	—	主配管（原液保持系，建屋換気系）	主配管	CA	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，B/—	—	—	流体：GB内空気

| 番号 | 第二十五条第一項 | 第二十五条第二項 | 第二十五条第三項 | 第二十五条第四項 | 第二十五条第五項第一号 | 第二十五条第五項第二号 | 第二十五条第六項第一号 | 第二十五条第六項第二号 | 第二十五条第七項第一号 | 第二十五条第七項第二号 | 第二十五条第七項第三号 | 第二十五条第七項第四号 | 第二十五条第七項第五号 | 第二十六条第一項 | 第二十六条第二項 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十八条第一項第一号 | 第二十八条第一項第二号 | 第二十八条第一項第三号 | 第二十八条第一項第四号 | 第二十九条第一項 | 第二十九条第二項第一号 | 第二十九条第二項第二号 | 第二十九条第二項第三号 | 第二十九条第二項第四号 | 第二十九条第二項第五号 | 第二十九条第二項第六号 | 第二十九条第二項第七号 | 第二十九条第二項第八号 | 第二十九条第二項第九号 | 第二十九条第二項第十号 | 第二十九条第二項第十一号 | 第二十九条第二項第十二号 | 第二十九条第二項第十三号 | 第二十九条第二項第十四号 | 第二十九条第二項第十五号 | 第二十九条第二項第十六号 | 第二十九条第二項第十七号 | 第二十九条第二項第十八号 | 第二十九条第二項第十九号 | 第二十九条第二項第二十号 | 第二十九条第二項第二十一号 | 第二十九条第二項第二十二号 | 第二十九条第二項第二十三号 | 第二十九条第二項第二十四号 | 第二十九条第二項第二十五号 | 第二十九条第二項第二十六号 | 第二十九条第二項第二十七号 | 第二十七条第一項第一号イ | 第二十七条第一項第一号ロ | 第二十七条第一項第一号ハ | 第二十七条第一項第一号ニ | 第二十七条第一項第一号ホ | 第二十七条第一項第一号ヘ | 第二十七条第一項第一号ト | 第二十七条第一項第一号チ | 第二十七条第一項第一号リ | 第二十七条第一項第一号ヌ | 第二十七条第一項第一号ル | 第二十七条第一項第一号ヲ | 第二十七条第一項第一号ワ | 第二十七条第一項第一号カ | 第二十七条第一項第一号ヨ | 第二十七条第一項第一号タ | 第二十七条第一項第一号レ | 第二十七条第一項第一号ソ | 第二十七条第一項第一号ツ | 第二十七条第一項第一号ネ | 第二十七条第一項第一号ナ | 第二十七条第一項第一号ラ | 第二十七条第一項第一号ム | 第四十条第一項第一号 | 第四十条第二項第一号 | 第四十条第二項第二号 | 第四十条第二項第三号 | 第四十条第二項第四号 | 第四十条第二項第五号 | 第四十条第二項第六号 | 第四十条第二項第七号 | 第四十条第二項第八号 | 第四十条第二項第九号 | 第四十条第二項第十号 | 第四十条第二項第十一号 | 第四十条第二項第十二号 | 第四十条第二項第十三号 | 第四十条第二項第十四号 | 第四十条第二項第十五号 | 第四十条第二項第十六号 | 第四十条第二項第十七号 | 第四十条第二項第十八号 | 第四十条第二項第十九号 | 第四十条第二項第二十号 | 第四十条第二項第二十一号 | 第四十条第二項第二十二号 | 第四十条第二項第二十三号 | 第四十条第二項第二十四号 | 第四十条第二項第二十五号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項
2007	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補製建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	AC	17	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2008	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補製建屋換気設備	—	主要ダ[redacted]	主要ダ	AC	4	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2009	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補製建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系，廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC，屋外	一式	②-2	既設	安重	常設3A	S/（3），1.2Ss	主：補製建屋排気系 従：代替換気設備，廃ガス貯留設備	—	流体：空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2010	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補製建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系，廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設3A	S/（3），1.2Ss	主：補製建屋排気系 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	流体1：セル内空気，GB内空気，フード内空気 流体2：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2011	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補製建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設3A	S/（3），1.2Ss	主：補製建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体：セル内空気，GB内空気，廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2012	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補製建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設3A	S/（3）	主：補製建屋排気系 従：廃ガス貯留設備	—	流体：セル内空気，GB内空気，廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2013	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補製建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：セル内空気，GB内空気，フード内空気，廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2014	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補製建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設3A	S/（3），1.2Ss	主：補製建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気 流体2：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2015	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補製建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2016	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補製建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系，廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設3A	S/（3），1.2Ss	主：補製建屋排気系 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	流体1：建屋内空気，セル内空気，GB内空気，フード内空気 流体2：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2017	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補製建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2018	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補製建屋換気設備	—	建屋送風機	—	AC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2019	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	補製建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2020	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・脱硝建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-631 （建屋排風機A） 3109-632 （建屋排風機B）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2021	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・脱硝建屋換気設備	—	フード排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-634 （フード排風機A） 3109-635 （フード排風機B）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2022	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・脱硝建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	BA	10	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-F3111～ 3109-F3120 （建屋排気フィルタユニット-7）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2023	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・脱硝建屋換気設備	—	フード排気フィルタユニット	フィルタ	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-F3411 （フード排気フィルタユニットA） 3109-F3412 （フード排気フィルタユニットB）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2024	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・脱硝建屋換気設備	—	主配管（固液保持系，建屋換気系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2025	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・脱硝建屋換気設備	—	主配管（固液保持系，建屋換気系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：フード内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2026	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・脱硝建屋換気設備	—	主配管（固液保持系，建屋換気系）	主配管	BA，T110	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：建屋内空気 流体3：フード内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2027	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・脱硝建屋換気設備	—	主配管（固液保持系，建屋換気系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2028	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・脱硝建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	BA，T110	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2029	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・脱硝建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2030	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・脱硝建屋換気設備	—	建屋送風機	—	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-621 （建屋送風機A） 3109-622 （建屋送風機B）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2031	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	CA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	建屋排風機A [redacted] 建屋排風機B [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2032	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	—	グローブボックス・セル排風機	ファン	CA	3	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	グローブボックス・セル排風機A [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2033	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	CA	22	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	建屋排気フィルタユニットA-1 [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2034	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	—	グローブボックス・セル排気フィルタユニット	フィルタ	CA	6	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	グローブボックス・セル排気フィルタユニットA-1 [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2035	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	—	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	CA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2036	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	—	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	CA	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted] グローブボックス排気フィルタ [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2037	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	—	主配管（固液保持系，建屋換気系）	主配管	CA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：セル内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2038	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	—	主配管（固液保持系，建屋換気系）	主配管	CA	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，S/—	—	—	流体：GB内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2039	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系、建屋換気系、廃ガス処理系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/——	—	—	流体1：セル内空気 流体2：G内空気 流体3：グー戸内空気 流体4：廃ガス
2040	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系、建屋換気系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—	流体：建屋内空気
2041	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系、建屋換気系、代替換気系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/C1，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出系 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気
2042	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系、建屋換気系、代替換気系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設SA	S/C1，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出系 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：G内空気
2043	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系、建屋換気系、代替換気系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/C1，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出系 従：代替換気設備	—	流体：セル内空気
2044	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系、建屋換気系、廃ガス処理系、代替換気系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設SA	S/C1，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出系 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：G内空気 流体3：グー戸内空気 流体4：廃ガス
2045	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系、建屋換気系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，B，C/——	—	—	流体1：G内空気 流体2：グー戸内空気
2046	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系、建屋換気系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	C/——	—	—	流体：グー戸内空気
2047	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系、建屋換気系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，B，C/——	—	—	流体：G内空気
2048	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系、廃ガス処理系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	B/——	—	—	流体1：G内空気 流体2：廃ガス
2049	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系、建屋換気系、廃ガス処理系、代替換気系）	主配管	C1，T110E	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設SA	S/C1，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出系 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：G内空気 流体3：グー戸内空気 流体4：建屋内空気 流体5：廃ガス
2050	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系、建屋換気系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—	流体：建屋内空気
2051	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系、建屋換気系、廃ガス処理系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/——	—	—	流体1：セル内空気 流体2：G内空気 流体3：グー戸内空気 流体4：廃ガス
2052	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系、建屋換気系、廃ガス処理系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/——	—	—	流体1：G内空気 流体2：グー戸内空気 流体3：廃ガス
2053	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系、建屋換気系、廃ガス処理系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，B/——	—	—	流体1：G内空気 流体2：廃ガス
2054	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系）	主配管	C1，T110E	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設SA	S/C1，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出系 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：G内空気 流体3：建屋内空気
2055	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（建屋換気系、代替換気系、廃ガス貯留系：TBP）	主配管	T110E，屋外	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設SA	S/C1，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出系 従：代替換気設備、廃ガス貯留設備	—	流体1：セル内空気 流体2：G内空気 流体3：建屋内空気
2056	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	屋外	一式	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—	流体1：セル内空気 流体2：G内空気 流体3：建屋内空気
2057	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	C3，屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/——	—	—	流体：空気
2058	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	建屋給気ユニット	—	C1	一式	②-2	既設	非安重	—	C/——	—	—	
2059	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	建屋送風機	—	C1	2	②-2	既設	非安重	—	C/——	—	—	建屋送風機A [redacted]
2060	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	建屋排風機	ファン	C3	2	②-2	既設	非安重	—	C/——	—	—	建屋排風機A [redacted]
2061	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	貯蔵室排風機	ファン	C3	4	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—	貯蔵室排風機A [redacted] 貯蔵室排風機B [redacted] 貯蔵室排風機C [redacted] 貯蔵室排風機D [redacted]
2062	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	C3	7	②-2	既設	非安重	—	C/——	—	—	建屋排気フィルタユニットA [redacted]
2063	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	貯蔵室排気フィルタユニット	フィルタ	C3	17	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—	貯蔵室排気フィルタユニット1～9 [redacted]
2064	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系、建屋換気系）	主配管	C3	—式	②-2	既設	非安重	—	C/——	—	—	流体：建屋内空気
2065	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	主配管（部直保持系、崩壊熱除去系：再処理設備本体用、建屋換気系）	主配管	C3	—式	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—	流体：建屋内空気
2066	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	主配管（崩壊熱除去系：再処理設備本体用）	主配管	C3	—式	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—	流体：建屋内空気
2067	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	主配管（部直保持系、建屋換気系）	主配管	C3，T110E	—式	②-2	既設	安重	—	C/——	—	—	流体：建屋内空気
2068	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	建屋送風機	—	C3	2	②-2	既設	非安重	—	C/——	—	—	建屋送風機A [redacted]
2069	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	貯蔵室送風機	—	C3	3	②-2	既設	非安重	—	C/——	—	—	貯蔵室送風機A [redacted] 貯蔵室送風機B [redacted] 貯蔵室送風機C [redacted]
2070	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	洗浄槽	容器	K4	1	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—	
2071	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	ルテニウム吸着槽	容器	K4	1	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—	
2072	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	固化セル換気処理セル漏えい検受槽	容器	K4	1	②-2	既設	非安重	—	B/——	—	—	
2073	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	凝縮器	熱交換器	K4	1	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—	
2074	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	セル内クーラ	熱交換器	K4	10	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—	

| 番号 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第九条第一項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号イ | 第十条第一項第九号ロ | 第十条第一項第九号ハ | 第十条第一項第九号ニ | 第十条第一項第九号ホ | 第十条第一項第九号ヘ | 第十条第一項第九号ト | 第十条第一項第九号チ | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十一号 | 第十条第一項第十二号 | 第十条第一項第十三号 | 第十条第一項第十四号 | 第十条第一項第十五号 | 第十条第一項第十六号 | 第十条第一項第十七号 | 第十条第一項第十八号 | 第十条第一項第十九号 | 第十条第一項第二十号 | 第十条第一項第二十一号 | 第十条第一項第二十二号 | 第十条第一項第二十三号 | 第十条第一項第二十四号 | 第十条第一項第二十五号 | 第十条第一項第二十六号 | 第十条第一項第二十七号 | 第十条第一項第二十八号 | 第十条第一項第二十九号 | 第十条第一項第二十九号イ | 第十条第一項第二十九号ロ | 第十条第一項第二十九号ハ | 第十条第一項第二十九号ニ | 第十条第一項第二十九号ホ | 第十条第一項第二十九号ヘ | 第十条第一項第二十九号ト | 第十条第一項第二十九号チ | 第十条第一項第二十九号リ | 第十条第一項第二十九号ヌ | 第十条第一項第二十九号ル | 第十条第一項第二十九号ヲ | 第十条第一項第二十九号ワ | 第十条第一項第二十九号カ | 第十条第一項第二十九号ヨ | 第十条第一項第二十九号タ | 第十条第一項第二十九号レ | 第十条第一項第二十九号ソ | 第十条第一項第二十九号ツ | 第十条第一項第二十九号ネ | 第十条第一項第二十九号ナ | 第十条第一項第二十九号ラ | 第十条第一項第二十九号ム | 第十条第一項第二十九号ウ | 第十条第一項第二十九号ヰ | 第十条第一項第二十九号ノ | 第十条第一項第二十九号オ | 第十条第一項第二十九号ク | 第十条第一項第二十九号ヤ | 第十条第一項第二十九号マ | 第十条第一項第二十九号ケ | 第十条第一項第二十九号フ | 第十条第一項第二十九号コ | 第十条第一項第二十九号エ | 第十条第一項第二十九号テ | 第十条第一項第二十九号ア | 第十条第一項第二十九号サ | 第十条第一項第二十九号キ | 第十条第一項第二十九号ユ | 第十条第一項第二十九号メ | 第十条第一項第二十九号ミ | 第十条第一項第二十九号シ | 第十条第一項第二十九号ヱ | 第十条第一項第二十九号ヒ | 第十条第一項第二十九号モ | 第十条第一項第二十九号セ | 第十条第一項第二十九号ス | 第十条第一項第二十九号ン | 第十条第一項第二十九号ゐ | 第十条第一項第二十九号の | 第十条第一項第二十九号お | 第十条第一項第二十九号く | 第十条第一項第二十九号や | 第十条第一項第二十九号ま | 第十条第一項第二十九号け | 第十条第一項第二十九号ふ | 第十条第一項第二十九号こ | 第十条第一項第二十九号え | 第十条第一項第二十九号て | 第十条第一項第二十九号あ | 第十条第一項第二十九号さ | 第十条第一項第二十九号き | 第十条第一項第二十九号ゆ | 第十条第一項第二十九号め | 第十条第一項第二十九号み | 第十条第一項第二十九号し | 第十条第一項第二十九号ゑ | 第十条第一項第二十九号ひ | 第十条第一項第二十九号も | 第十条第一項第二十九号せ | 第十条第一項第二十九号す | 第十条第一項第二十九号ん

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2039	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系，建屋換気系，廃ガス処理系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/---	—	—	流体1：セル内空気 流体2：G内空気 流体3：グード内空気 流体4：廃ガス
2040	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系，建屋換気系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	—	S/---	—	—	流体：建屋内空気
2041	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系，建屋換気系，代替換気系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	常設3A	S/C0，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備 従：代替換気設備	—	流体1：建屋内空気
2042	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系，建屋換気系，代替換気系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設3A	S/C0，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：G内空気
2043	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系，建屋換気系，代替換気系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	常設3A	S/C0，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備 従：代替換気設備	—	流体：セル内空気
2044	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系，建屋換気系，廃ガス処理系，代替換気系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設3A	S/C0，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：G内空気 流体3：グード内空気 流体4：廃ガス
2045	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系，建屋換気系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，B，C/---	—	—	流体1：G内空気 流体2：グード内空気
2046	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系，建屋換気系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	C/---	—	—	流体：グード内空気
2047	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系，建屋換気系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，B，C/---	—	—	流体：G内空気
2048	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系，廃ガス処理系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	B/---	—	—	流体1：G内空気 流体2：廃ガス
2049	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系，建屋換気系，廃ガス処理系，代替換気系）	主配管	C4，T110E	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設3A	S/C0，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：G内空気 流体3：グード内空気 流体4：建屋内空気 流体5：廃ガス
2050	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系，建屋換気系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重	—	S/---	—	—	流体：建屋内空気
2051	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系，建屋換気系，廃ガス処理系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/---	—	—	流体1：セル内空気 流体2：G内空気 流体3：グード内空気 流体4：廃ガス
2052	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系，建屋換気系，廃ガス処理系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/---	—	—	流体1：G内空気 流体2：グード内空気 流体3：廃ガス
2053	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（部直保持系，建屋換気系，廃ガス処理系）	主配管	C4	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，B/---	—	—	流体1：G内空気 流体2：廃ガス
2054	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系）	主配管	C4，T110E	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設3A	S/C0，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：G内空気 流体3：建屋内空気
2055	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系，廃ガス貯留系：TBP）	主配管	T110E，屋外	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設3A	S/C0，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備 従：代替換気設備，廃ガス貯留設備	—	流体1：セル内空気 流体2：G内空気 流体3：建屋内空気
2056	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	屋外	一式	②-2	既設	安重	—	S/---	—	—	流体1：セル内空気 流体2：G内空気 流体3：建屋内空気
2057	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	C3，屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/---	—	—	流体：空気
2058	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	建屋給気ユニット	—	C4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/---	—	—	
2059	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	建屋送風機	—	C4	2	②-2	既設	非安重	—	C/---	—	—	建屋送風機 [redacted] 建屋送風機 [redacted]
2060	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝酸抽出設備	—	建屋排風機	ファン	C3	2	②-2	既設	非安重	—	C/---	—	—	建屋排風機 [redacted] 建屋排風機 [redacted]
2061	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	貯蔵室排風機	ファン	C3	4	②-2	既設	安重	—	S/---	—	—	貯蔵室排風機1 [redacted] 貯蔵室排風機2 [redacted] 貯蔵室排風機3 [redacted] 貯蔵室排風機4 [redacted]
2062	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	C3	7	②-2	既設	非安重	—	C/---	—	—	建屋排気フィルタユニット1～6 [redacted]
2063	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	貯蔵室排気フィルタユニット	フィルタ	C3	17	②-2	既設	安重	—	S/---	—	—	貯蔵室排気フィルタユニット1～9 [redacted]
2064	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	主配管（部直保持系，建屋換気系）	主配管	C3	—式	②-2	既設	非安重	—	C/---	—	—	流体：建屋内空気
2065	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	主配管（部直保持系，崩壊熱除去系：再処理設備本体用，建屋換気系）	主配管	C3	—式	②-2	既設	安重	—	S/---	—	—	流体：建屋内空気
2066	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	主配管（崩壊熱除去系：再処理設備本体用）	主配管	C3	—式	②-2	既設	安重	—	S/---	—	—	流体：建屋内空気
2067	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	主配管（部直保持系，建屋換気系）	主配管	C3，T110E	—式	②-2	既設	安重	—	C/---	—	—	流体：建屋内空気
2068	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	建屋送風機	—	C3	2	②-2	既設	非安重	—	C/---	—	—	建屋送風機 [redacted] 建屋送風機 [redacted]
2069	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	貯蔵室送風機	—	C3	3	②-2	既設	非安重	—	C/---	—	—	貯蔵室送風機1 [redacted] 貯蔵室送風機2 [redacted] 貯蔵室送風機3 [redacted]
2070	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	洗浄槽	容器	K4	1	②-2	既設	安重	—	S/---	—	—	
2071	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	ルテニウム吸着槽	容器	K4	1	②-2	既設	安重	—	S/---	—	—	
2072	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	固化セル換気処理セル漏えい検受孔	容器	K4	1	②-2	既設	非安重	—	B/---	—	—	
2073	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	凝縮器	熱交換器	K4	1	②-2	既設	安重	—	S/---	—	—	
2074	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	セル内クーラ	熱交換器	K4	10	②-2	既設	安重	—	S/---	—	—	

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第六項第一号 | 第二十七条第六項第二号 | 第二十七条第七項第一号 | 第二十七条第七項第二号 | 第二十七条第七項第三号 | 第二十七条第七項第四号 | 第二十七条第七項第五号 | 第二十七条第七項第六号 | 第二十七条第八項第一号 | 第二十七条第八項第二号 | 第二十七条第九項第一号 | 第二十七条第九項第二号 | 第二十七条第九項第三号 | 第二十七条第九項第四号 | 第二十七条第九項第五号 | 第二十七条第九項第六号 | 第二十七条第九項第七号 | 第二十七条第九項第八号 | 第二十七条第九項第九号 | 第二十七条第十項第一号 | 第二十七条第十一項第一号 | 第二十七条第十一項第二号 | 第二十七条第十一項第三号 | 第二十七条第十一項第四号 | 第二十七条第十一項第五号 | 第二十七条第十一項第六号 | 第二十七条第十一項第七号 | 第二十七条第十一項第八号 | 第二十七条第十一項第九号 | 第二十七条第十一項第十号 | 第二十七条第十一項第十一号イ | 第二十七条第十一項第十一号ロ | 第二十七条第十一項第十一号ハ | 第二十七条第十一項第十一号ニ | 第二十七条第十一項第十一号ホ | 第二十七条第十一項第十一号ヘ | 第二十七条第十一項第十一号ト | 第二十七条第十一項第十一号チ | 第二十七条第十一項第十一号リ | 第二十七条第十一項第十一号ヌ | 第二十七条第十一項第十一号ル | 第二十七条第十一項第十一号ヲ | 第二十七条第十一項第十一号ワ | 第二十七条第十一項第十一号カ | 第二十七条第十一項第十一号ヨ | 第二十七条第十一項第十一号タ | 第二十七条第十一項第十一号レ | 第二十七条第十一項第十一号ソ | 第二十七条第十一項第十一号ツ | 第二十七条第十一項第十一号ネ | 第二十七条第十一項第十一号ナ | 第二十七条第十一項第十一号ラ | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項 | 第四十条第六項 | 第四十条第七項 | 第四十条第八項 | 第四十条第九項 | 第四十条第十項 | 第四十条第十一項第一号 | 第四十条第十一項第二号 | 第四十条第十一項第三号 | 第四十条第十一項第四号 | 第四十条第十二項 | 第四十条第十三項 | 第四十条第十四項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第二項	第五十一条第一項
2039	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（原直保持系，種換換気系，廃ガス処理系）	主配管	C6	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/—	—	—	流体1：セル内空気 流体2：G6内空気 流体3：フード内空気 流体4：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2040	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（原直保持系，種換換気系）	主配管	C6	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：種換内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2041	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（原直保持系，種換換気系，代替換気系）	主配管	C6	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/O1，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝種換排気系 従：代替換気設備	—	流体1：種換内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2042	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（原直保持系，種換換気系，代替換気系）	主配管	C6	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設SA	S/O1，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝種換排気系 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：G6内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2043	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（原直保持系，種換換気系，代替換気系）	主配管	C6	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/O1，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝種換排気系 従：代替換気設備	—	流体：セル内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2044	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（原直保持系，種換換気系，廃ガス処理系，代替換気系）	主配管	C6	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設SA	S/O1，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝種換排気系 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：G6内空気 流体3：フード内空気 流体4：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2045	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（原直保持系，種換換気系）	主配管	C6	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，B，C/—	—	—	流体1：G6内空気 流体2：フード内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2046	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（原直保持系，種換換気系）	主配管	C6	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	C/—	—	—	流体：フード内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2047	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（原直保持系，種換換気系）	主配管	C6	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，B，C/—	—	—	流体：G6内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2048	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（原直保持系，廃ガス処理系）	主配管	C6	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	B/—	—	—	流体1：G6内空気 流体2：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2049	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（原直保持系，種換換気系，廃ガス処理系，代替換気系）	主配管	C6，T110E	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設SA	S/O1，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝種換排気系 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：G6内空気 流体3：フード内空気 流体4：種換内空気 流体5：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2050	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（原直保持系，種換換気系）	主配管	C6	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：種換内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2051	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（原直保持系，種換換気系，廃ガス処理系）	主配管	C6	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/—	—	—	流体1：セル内空気 流体2：G6内空気 流体3：フード内空気 流体4：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2052	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（原直保持系，種換換気系，廃ガス処理系）	主配管	C6	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S/—	—	—	流体1：G6内空気 流体2：フード内空気 流体3：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2053	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（原直保持系，種換換気系，廃ガス処理系）	主配管	C6	一式	②-2	既設	安重/非安重	—	S，B/—	—	—	流体1：G6内空気 流体2：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2054	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（種換換気系，代替換気系）	主配管	C6，T110E	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設SA	S/O1，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝種換排気系 従：代替換気設備	—	流体1：セル内空気 流体2：G6内空気 流体3：種換内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2055	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（種換換気系，代替換気系，廃ガス貯留系：TBP）	主配管	T110E，屋外	一式	②-2	既設	安重/非安重	常設SA	S/O1，1.25s	主：クラン・プルトニウム混合酸硝種換排気系 従：代替換気設備，廃ガス貯留設備	—	流体1：セル内空気 流体2：G6内空気 流体3：種換内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2056	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（種換換気系）	主配管	屋外	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体1：セル内空気 流体2：G6内空気 流体3：種換内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2057	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	主配管（種換換気系）	主配管	C6，屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2058	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	種換給気ユニット	—	C6	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2059	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸硝種換気設備	—	種換送風機	—	C6	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	種換送風機A [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2060	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	種換排風機	ファン	C8	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	種換排風機A [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2061	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	貯蔵室排風機	ファン	C8	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	貯蔵室排風機A [redacted] 貯蔵室排風機B [redacted] 貯蔵室排風機C [redacted] 貯蔵室排風機D [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2062	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	種換排気フィルタユニット	フィルタ	C8	7	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	種換排気フィルタユニットA [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2063	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	貯蔵室排気フィルタユニット	フィルタ	C8	17	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	貯蔵室排気フィルタユニットA [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2064	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	主配管（原直保持系，種換換気系）	主配管	C8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：種換内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2065	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	主配管（原直保持系，崩壊熱除去系：再処理設備本体用，種換換気系）	主配管	C8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：種換内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2066	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	主配管（崩壊熱除去系：再処理設備本体用）	主配管	C8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：種換内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2067	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	主配管（原直保持系，種換換気系）	主配管	C8，T110E	一式	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—	流体：種換内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2068	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	種換送風機	—	C8	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	種換送風機A [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2069	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	—	貯蔵室送風機	—	C8	3	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	貯蔵室送風機A [redacted] 貯蔵室送風機B [redacted] 貯蔵室送風機C [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2070	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	洗浄槽	容器	K4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2071	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	ルテウム吸着槽	容器	K4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2072	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	固化セル換気処理セル漏えい検査孔	容器	K4	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2073	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	凝縮器	熱交換器	K4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2074	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	セル内クーラ	熱交換器	K4	10	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2055	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	固化セル換気系排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2056	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2057	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	セル排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	常設3A	S/①, 1.2Ss	主：高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 従：代替換気設備	—
2058	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	ワード排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2059	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	貯蔵ピット収納管排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2060	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	ミストフィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2061	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	固化セル換気系排気フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2062	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	固化セル圧力放出系前置フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2063	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	固化セル圧力放出系排気フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2064	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	KA	11	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2065	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	セル排気フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設･改造	安重	常設3A	S/①, 1.2Ss	主：高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 従：代替換気設備	—	[redacted]
2066	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	セル排気フィルタユニット	フィルタ	KA	5	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]
2067	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	ワード排気フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2068	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	貯蔵ピット収納管排気フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2069	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主管[redacted]	主要部	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2070	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主管[redacted]	主要部	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2071	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主管[redacted]	主要部	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2072	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主要配管（溶液保持系，建屋換気系，代替換気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設･改造	安重	常設3A	S/①, 1.2Ss	主：高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体：廃ガス
2073	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（溶液保持系，建屋換気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：廃ガス
2074	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（サポート用赤部系；再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：冷水
2075	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（サポート用赤部系；再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：純水
2076	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：放射性廃液
2077	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主要配管（溶液保持系，建屋換気系）	主配管	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	流体1：セル内空気 流体2：建屋内空気
2078	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（サポート用赤部系；再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：冷水
2079	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系）	主配管	KA, 屋外	一式	②-2	既設	安重	常設3A	S/①, 1.2Ss	主：高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体：廃ガス
2080	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	建屋送風機	—	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2081	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2082	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋来棟建屋排気機	ファン	KBE	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2083	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋来棟貯蔵ピット収納管第1,第2排気機	ファン	KBE	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2084	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋来棟建屋排気フィルタユニット	フィルタ	KBE	10	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2085	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋来棟貯蔵ピット収納管第1,第2排気フィルタユニット	フィルタ	KBE	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2086	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	主配管（溶液保持系，建屋換気系）	主配管	KBE, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	流体：空気
2087	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	流体：空気
2088	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋来棟建屋送風機	—	KBE	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2089	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋来棟建屋給気ユニット	—	KBE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2090	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	溶転子備用建屋排風機	ファン	AD	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2091	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2092	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2093	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AD, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	流体1：廃ガス 流体2：空気
2094	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	流体：建屋内空気
2095	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	建屋送風機	—	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2096	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2097	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅰ	ファン	BA	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2098	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅱ	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2099	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2100	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット1	フィルタ	BA	56	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2101	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット2	フィルタ	BA	13	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2102	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット3	フィルタ	BA	8	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2103	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	主配管（溶液保持系，建屋換気系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	流体：空気
2104	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋送風機	—	BA	6	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2105	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2106	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅰ	ファン	AE	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2107	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅱ	ファン	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2108	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット1	フィルタ	AE	5	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2109	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット2	フィルタ	AE	3	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2110	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	流体：建屋内空気
2111	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	主配管（廃ガス処理系，建屋換気系）	主配管	AE, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	流体1：建屋内空気 流体2：廃ガス
2112	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋送風機	—	AE	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2113	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	建屋給気ソフトフィルタ 建屋給気粒子アイルタ
2114	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅰ	ファン	DC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—

| 番号 | 第四条第1項 | 第四条第2項 | 第五条第1項 | 第五条第2項 | 第六条第1項 | 第六条第2項 | 第七条第1項 | 第八条第1項 | 第八条第2項 | 第八条第3項 | 第九条第1項 | 第十条第1項 | 第十条第1項第一号 | 第十条第1項第二号 | 第十条第1項第三号 | 第十条第1項第四号 | 第十条第1項第五号 | 第十条第1項第六号 | 第十条第1項第七号 | 第十条第1項第八号 | 第十条第1項第九号イ | 第十条第1項第九号ロ | 第十条第1項第九号ハ | 第十条第1項第十号 | 第十条第1項第十一号 | 第十条第1項第十二号 | 第十条第2項 | 第十条第3項 | 第十条第4項 | 第十条第5項 | 第十条第6項 | 第十条第7項 | 第十条第8項 | 第十条第9項 | 第十条第10項 | 第十条第11項 | 第十一条第1項 | 第十一条第2項 | 第十一条第3項 | 第十一条第4項 | 第十一条第5項 | 第十一条第6項 | 第十一条第7項 | 第十一条第8項 | 第十一条第9項 | 第十一条第10項 | 第十一条第11項 | 第十一条第12項 | 第十一条第13項 | 第十一条第14項 | 第十一条第15項 | 第十一条第16項 | 第十一条第17項 | 第十一条第18項 | 第十一条第19項 | 第十一条第20項 | 第十一条第21項 | 第十一条第22項 | 第十一条第23項 | 第十一条第24項 | 第十一条第25項 | 第十一条第26項 | 第十一条第27項 | 第十一条第28項 | 第十一条第29項 | 第十一条第30項 | 第十一条第31項 | 第十一条第32項 | 第十一条第33項 | 第十一条第34項 | 第十一条第35項 | 第十一条第36項 | 第十一条第37項 | 第十一条第38項 | 第十一条第39項 | 第十一条第40項 | 第十一条第41項 | 第十一条第42項 | 第十一条第43項 | 第十一条第44項 | 第十一条第45項 | 第十一条第46項 | 第十一条第47項 | 第十一条第48項 | 第十一条第49項 | 第十一条第50項 | 第十一条第51項 | 第十一条第52項 | 第十一条第53項 | 第十一条第54項 | 第十一条第55項 | 第十一条第56項 | 第十一条第57項 | 第十一条第58項 | 第十一条第59項 | 第十一条第60項 | 第十一条第61項 | 第十一条第62項 | 第十一条第63項 | 第十一条第64項 | 第十一条第65項 | 第十一条第66項 | 第十一条第67項 | 第十一条第68項 | 第十一条第69項 | 第十一条第70項 | 第十一条第71項 | 第十一条第72項 | 第十一条第73項 | 第十一条第74項 | 第十一条第75項 | 第十一条第76項 | 第十一条第77項 | 第十一条第78項 | 第十一条第79項 | 第十一条第80項 | 第十一条第81項 | 第十一条第82項 | 第十一条第83項 | 第十一条第84項 | 第十一条第85項 | 第十一条第86項 | 第十一条第87項 | 第十一条第88項 | 第十一条第89項 | 第十一条第90項 | 第十一条第91項 | 第十一条第92項 | 第十一条第93項 | 第十一条第94項 | 第十一条第95項 | 第十一条第96項 | 第十一条第97項 | 第十一条第98項 | 第十一条第99項 | 第十一条第100項 | 第十一条第101項 | 第十一条第102項 | 第十一条第103項 | 第十一条第104項 | 第十一条第105項 | 第十一条第106項 | 第十一条第107項 | 第十一条第108項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2025	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	固化セル換気系排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2026	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2027	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	セル排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/①, 1.2Ss	主：高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 従：代替換気設備	—
2028	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	ワード排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2029	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	貯蔵ピット収納管排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2030	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	ミストフィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2031	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	固化セル換気系排気フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2032	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	固化セル圧力放出系前置フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2033	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	固化セル圧力放出系排気フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2034	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	KA	11	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2035	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	セル排気フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設・改造	安重	常設SA	S/①, 1.2Ss	主：高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 従：代替換気設備	—
2036	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	セル排気フィルタユニット	フィルタ	KA	5	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2037	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	ワード排気フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2038	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	貯蔵ピット収納管排気フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2039	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管[redacted]	主配管	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2040	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管[redacted]	主配管	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2041	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管[redacted]	主配管	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2042	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管(溶液保持系, 建屋換気系, 代替換気系)	主配管	KA	一式	②-2	既設・改造	安重	常設SA	S/①, 1.2Ss	主：高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 従：代替換気設備	流体：廃ガス
2043	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（溶液保持系, 建屋換気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：廃ガス
2044	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：冷水
2045	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：純水
2046	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：放射性廃液
2047	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（溶液保持系, 建屋換気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	流体1：セル内空気 流体2：建屋内空気
2048	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：冷水
2049	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系, 代替換気系）	主配管	KA, 屋外	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/①, 1.2Ss	主：高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 従：代替換気設備	流体：廃ガス
2100	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	建屋送風機	—	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2101	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2102	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排風機	ファン	KBE	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2103	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第1,第2排風機	ファン	KBE	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2104	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニット	フィルタ	KBE	10	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2105	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第1,第2排気フィルタユニット	フィルタ	KBE	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2106	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	主配管（溶液保持系, 建屋換気系）	主配管	KBE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	流体：建屋内空気
2107	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	流体：空気
2108	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋送風機	—	KBE	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2109	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋給気ユニット	—	KBE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2110	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	運転予備用建屋排風機	ファン	AD	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2111	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2112	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2113	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	5A, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	流体1：廃ガス 流体2：空気
2114	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	流体：建屋内空気
2115	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	建屋送風機	—	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2116	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2117	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅰ	ファン	DA	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2118	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅱ	ファン	DA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2119	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅲ	ファン	DA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2120	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニットⅠ	フィルタ	DA	56	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2121	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニットⅡ	フィルタ	DA	13	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2122	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニットⅢ	フィルタ	DA	8	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2123	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	主配管（溶液保持系, 建屋換気系）	主配管	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	流体：空気
2124	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋送風機	—	DA	6	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2125	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2126	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅰ	ファン	AE	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2127	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅱ	ファン	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2128	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニットⅠ	フィルタ	AE	5	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2129	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニットⅡ	フィルタ	AE	3	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2130	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	流体：建屋内空気
2131	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	主配管（廃ガス処理系, 建屋換気系）	主配管	AE, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	流体1：建屋内空気 流体2：廃ガス
2132	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋送風機	—	AE	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2133	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	建屋給気ソックフィルタ 建屋給気粒子フィルタ
2134	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネル・ボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅰ	ファン	DC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—

| 番号 | 第二十五条 重要度 | 第二十五条 地震 | 第二十五条 第1項 | 第二十五条 第2項 | 第二十五条 第3項 | 第二十五条 第4項 | 第二十五条 第5項 | 第二十五条 第1項 第一号 | 第二十五条 第1項 第二号 | 第二十五条 第1項 第三号 | 第二十五条 第1項 第四号 | 第二十五条 第1項 第五号 | 第二十六条 重要度 | 第二十六条 地震 | 第二十六条 第1項 | 第二十七条 重要度 | 第二十七条 地震 | 第二十七条 第1項 | 第二十八条 第1項 第一号 | 第二十八条 第1項 第二号 | 第二十八条 第1項 第三号 | 第二十八条 第1項 第四号 | 第二十八条 第1項 第五号 | 第二十九条 重要度 | 第二十九条 地震 | 第二十九条 第2項 第一号 | 第二十九条 第2項 第二号 | 第二十九条 第2項 第三号 | 第二十九条 第3項 | 第二十九条 第4項 | 第二十九条 第5項 | 第二十九条 第6項 | 第二十九条 第7項 | 第二十九条 第8項 | 第二十九条 第9項 | 第二十九条 第10項 | 第二十九条 第11項 | 第二十九条 第12項 | 第二十九条 第13項 | 第二十九条 第14項 | 第二十九条 第15項 | 第二十九条 第16項 | 第二十九条 第17項 | 第二十九条 第18項 | 第二十九条 第19項 | 第二十九条 第20項 | 第二十九条 第21項 | 第二十九条 第22項 | 第二十九条 第23項 | 第二十九条 第24項 | 第二十九条 第25項 | 第二十九条 第26項 | 第二十九条 第27項 | 第二十九条 第28項 | 第二十九条 第29項 | 第三十条 重要度 | 第三十条 地震 | 第三十条 第1項 | 第三十条 第2項 | 第三十条 第3項 | 第三十条 第4項 | 第三十条 第5項 | 第三十条 第6項 | 第三十条 第7項 | 第三十条 第8項 | 第三十条 第9項 | 第三十条 第10項 | 第三十条 第11項 | 第三十条 第12項 | 第三十条 第13項 | 第三十条 第14項 | 第三十条 第15項 | 第三十条 第16項 | 第三十条 第17項 | 第三十条 第18項 | 第三十条 第19項 | 第三十条 第20項 | 第三十条 第21項 | 第三十条 第22項 | 第三十条 第23項 | 第三十条 第24項 | 第三十条 第25項 | 第三十条 第26項 | 第三十条 第27項 | 第三十条 第28項 | 第三十条 第29項 | 第三十条 第30項 | 第三十条 第31項 | 第三十条 第32項 | 第三十条 第33項 | 第三十条 第34項 | 第三十条 第35項 | 第三十条 第36項 | 第三十条 第37項 | 第三十条 第38項 | 第三十条 第39項 | 第三十条 第40項 | 第三十条 第41項 | 第三十条 第42項 | 第三十条 第43項 | 第三十条 第44項 | 第三十条 第45項 | 第三十条 第46項 | 第三十条 第47項 | 第三十条 第48項 | 第三十条 第49項 | 第四十条 重要度 | 第四十条 地震 | 第四十条 第1項 | 第四十条 第2項 | 第四十条 第3項 | 第四十条 第4項 | 第四十条 第5項 | 第四十条 第6項 | 第四十条 第7項 | 第四十条 第8項 | 第四十条 第9項 | 第四十条 第10項 | 第四十条 第11項 第一号 | 第四十条 第11項 第二号 | 第四十条 第11項 第三号 | 第四十条 第11項 第四号 | 第四十条 第12項 | 第四十条 第13項 | 第四十条 第14項 第一号 | 第四十条 第14項 第二号 | 第四十条 第14項 第三号 | 第四十条 第14項 第四号 | 第四十条 第15項 | 第四十条 第16項 | 第四十条 第17項 | 第四十条 第18項 | 第四十条 第19項 | 第四十条 第20項 | 第四十条 第21項 第一号 | 第四十条 第21項 第二号 | 第四十条 第21項 第三号 | 第四十条 第21項 第四号 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項
2025	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	固化セル換気系排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2026	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2027	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	セル排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/①, 1.2Ss	主：高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2028	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	ワード排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2029	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	貯蔵ピット収納管排風機	ファン	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2030	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	ミストフィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2031	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	固化セル換気系排気フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2032	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	固化セル圧力放出系前置フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2033	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	固化セル圧力放出系排気フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2034	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	KA	11	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2035	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	セル排気フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/①, 1.2Ss	主：高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 従：代替換気設備	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2036	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	セル排気フィルタユニット	フィルタ	KA	5	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2037	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	ワード排気フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2038	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	貯蔵ピット収納管排気フィルタユニット	フィルタ	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2039	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主要[redacted]	主要弁	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2040	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主要[redacted]	主要弁	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2041	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主要[redacted]	主要弁	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2042	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主要配管（溶液保持系，建屋換気系，代替換気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/①, 1.2Ss	主：高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2043	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（溶液保持系，建屋換気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2044	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（サポート用冷却系系；再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2045	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（サポート用冷却系系；再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：純水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2046	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2047	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主要配管（溶液保持系，建屋換気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：セル内空気 流体2：建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2048	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（サポート用冷却系系；再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2049	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系，代替換気系）	主配管	KA, 屋外	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/①, 1.2Ss	主：高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2100	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	建屋送風機	—	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2101	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2102	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排風機	ファン	KBE	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2103	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排気系排風機	ファン	KBE	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2104	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニット	フィルタ	KBE	10	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2105	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排気系排気フィルタユニット	フィルタ	KBE	6	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2106	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	主要配管（溶液保持系，建屋換気系）	主配管	KBE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2107	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2108	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋送風機	—	KBE	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2109	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋給気ユニット	—	KBE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2110	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	運転予備用建屋排風機	ファン	AD	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2111	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2112	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2113	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	SA, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2114	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2115	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	建屋送風機	—	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2116	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2117	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅰ	ファン	DA	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2118	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅱ	ファン	DA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2119	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅲ	ファン	DA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2120	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニットⅠ	フィルタ	DA	56	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2121	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニットⅡ	フィルタ	DA	13	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2122	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニットⅢ	フィルタ	DA	8	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2123	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	主配管（溶液保持系，建屋換気系）	主配管	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2124	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋送風機	—	DA	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2125	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2126	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅰ	ファン	AE	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2127	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅱ	ファン	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2128	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニットⅠ	フィルタ	AE	5	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2129	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニットⅡ	フィルタ	AE	3	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2130	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2131	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	主配管（廃ガス処理系，建屋換気系）	主配管	AE, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2132	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋送風機	—	AE	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2133	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	建屋給気グレフィルタ 建屋給気粒子フィルタ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2134	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅰ	ファン	DC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2135	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅱ	ファン	DC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2136	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニットⅠ	フィルタ	DC	3	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2137	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニットⅡ	フィルタ	DC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2138	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	主配管(建屋換気系)	主配管	DC, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	成分1:燃ガス 成分2:空気
2139	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	主配管(排気保持系, 建屋換気系)	主配管	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	成分：空気
2140	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2141	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	建屋送風機	—	DC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2142	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	AH	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理上)
2143	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	フード排風機	ファン	AH	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理上)
2144	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	セル排風機	ファン	AH	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2145	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	グローブボックス排風機	ファン	AH	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	OSL(再処理上)
2146	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	AH	19	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2147	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	フード排気フィルタユニット	フィルタ	AH	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2148	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	セル排気フィルタユニット	フィルタ	AH	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2149	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	AH	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2150	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管(建屋換気系)	主配管	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理上)	成分：建屋内空気
2151	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管(建屋換気系)	主配管	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	OSL(再処理上)	成分：GB内空気
2152	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管(建屋換気系)	主配管	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	成分：セル内空気
2153	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管(建屋換気系)	主配管	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理上)	成分：フード内空気
2154	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管(建屋換気系)	主配管	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	成分：建屋内空気
2155	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管(建屋換気系)	主配管	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	成分：GB内空気
2156	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管(建屋換気系)	主配管	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	成分：セル内空気
2157	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管(建屋換気系)	主配管	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	成分：フード内空気
2158	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管(建屋換気系)	主配管	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	成分1：建屋内空気 成分2：フード内空気
2159	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管(建屋換気系)	主配管	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	成分1：建屋内空気 成分2：GB内空気 成分3：フード内空気
2160	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管(建屋換気系)	主配管	AH, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	成分1:建屋内空気 成分2:GB内空気 成分3:セル内空気 成分4:フード分内空気
2161	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	AH	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2162	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	建屋送風機	—	AH	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2163	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	北換気筒	—	北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)	建物・構築物	屋外	1	①	改造	非安重	常設SA	C-1/E)	主：北換気筒 従：放射線監視設備	E(再処理上)
2164	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	北換気筒	—	北換気筒(使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒)	建物・構築物	屋外	1	①	改造	非安重	—	C-1/—	—	E(再処理上)
2165	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	北換気筒	—	北換気筒(ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒)	建物・構築物	屋外	1	②-2	改造	非安重	—	C-1/—	—	E(再処理上)
2166	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	—	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	—	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2167	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気設備	—	—	主排気筒	建物・構築物	屋外	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(3), 1.25s	主：主排気筒 従：燃ガス貯留設備 代替換気設備	—
2168	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	燃ガスシールポット	容器	KA	1	②-2	既設	—	常設SA	—/(3), 1.25s	—	—	詳細設計中
2169	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	気液分離器	容器	KA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(3), 1.25s	—	—	詳細設計中
2170	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型ダミスタ	容器	KA	8	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中
2171	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	燃ガスリーフポット	容器	AB	1	②-2	既設	—	常設SA	—/(3), 1.25s	—	—
2172	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮液分配器	容器	AB	1	②-2	既設	—	常設SA	—/(3), 1.25s	—	—
2173	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	燃ガス洗浄用シールポット	容器	AA	1	②-2	改造	—	常設SA	—/(3), 1.25s	—	—
2174	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	燃ガスポット	容器	AC	1	②-2	既設	—	常設SA	—/5, 1.25s	主：代替換気設備 従：燃ガス貯留設備	—
2175	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮器	熱交換器	CA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(3), 1.25s	—	—	詳細設計中
2176	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	予備凝縮器	熱交換器	CA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(3), 1.25s	—	—	詳細設計中
2177	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮器	熱交換器	KA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(3), 1.25s	—	—	詳細設計中
2178	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	予備凝縮器	熱交換器	KA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(3), 1.25s	—	—	詳細設計中
2179	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮器	熱交換器	AB	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(3), 1.25s	—	—
2180	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	高レベル廃液濃縮缶凝縮器	熱交換器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(3), 1.25s	主：代替換気設備 従：代替安全冷却水系 従：高レベル廃液濃縮缶	—
2181	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	第1エジェクタ凝縮器	熱交換器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(3), 1.25s	主：代替換気設備 従：代替安全冷却水系 従：高レベル廃液濃縮缶	—
2182	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮器	熱交換器	AA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(3), 1.25s	—	—
2183	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	予備凝縮器	熱交換器	AA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(3), 1.25s	—	—
2184	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮器	熱交換器	AC	1	②-2	新設	—	常設SA	—/5, 1.25s	—	—
2185	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	予備凝縮器	熱交換器	AC	1	②-2	新設	—	常設SA	—/5, 1.25s	—	—
2186	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型排風機	ファン	CA	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：CA建屋内 詳細設計中
2187	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型排風機	ファン	KA	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中
2188	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型排風機	ファン	AB	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：分離建屋, 外部保管エリア 成分：燃ガス
2189	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型排風機	ファン	AA	3	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：前処理建屋, 外部保管エリア

| 番号 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第九条第一項 | 第九条第二項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十一号 | 第十条第一項第十二号イ | 第十条第一項第十二号ロ | 第十条第一項第十二号ハ | 第十条第一項第十二号ニ | 第十条第一項第十二号ホ | 第十条第一項第十二号ヘ | 第十条第一項第十二号ト | 第十条第一項第十二号チ | 第十条第一項第十二号リ | 第十条第一項第十二号ヌ | 第十条第一項第十二号ル | 第十条第一項第十二号ヲ | 第十条第一項第十二号ワ | 第十条第一項第十二号カ | 第十条第一項第十二号ヨ | 第十条第一項第十二号タ | 第十条第一項第十二号レ | 第十条第一項第十二号ソ | 第十条第一項第十二号ツ | 第十条第一項第十二号ネ | 第十条第一項第十二号ナ | 第十条第一項第十二号ラ | 第十条第一項第十二号ム | 第十条第一項第十二号ウ | 第十条第一項第十二号ヰ | 第十条第一項第十二号ノ | 第十条第一項第十二号オ | 第十条第一項第十二号ク | 第十条第一項第十二号ヤ | 第十条第一項第十二号マ | 第十条第一項第十二号ケ | 第十条第一項第十二号フ | 第十条第一項第十二号コ | 第十条第一項第十二号エ | 第十条第一項第十二号テ | 第十条第一項第十二号ア | 第十条第一項第十二号サ | 第十条第一項第十二号キ | 第十条第一項第十二号ユ | 第十条第一項第十二号メ | 第十条第一項第十二号ミ | 第十条第一項第十二号シ | 第十条第一項第十二号ヱ | 第十条第一項第十二号ヒ | 第十条第一項第十二号モ | 第十条第一項第十二号セ | 第十条第一項第十二号ス | 第十条第一項第十二号ン | 第十条第一項第十二号ゐ | 第十条第一項第十二号の | 第十条第一項第十二号お | 第十条第一項第十二号く | 第十条第一項第十二号や | 第十条第一項第十二号ま | 第十条第一項第十二号け | 第十条第一項第十二号ふ | 第十条第一項第十二号こ | 第十条第一項第十二号え | 第十条第一項第十二号て | 第十条第一項第十二号あ | 第十条第一項第十二号さ | 第十条第一項第十二号き | 第十条第一項第十二号ゆ | 第十条第一項第十二号め | 第十条第一項第十二号み | 第十条第一項第十二号し | 第十条第一項第十二号ゑ | 第十条第一項第十二号ひ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2135	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・パーナブルダイインク処理建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅱ	ファン	DC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2136	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・パーナブルダイインク処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニットⅠ	フィルタ	DC	3	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2137	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・パーナブルダイインク処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニットⅡ	フィルタ	DC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2138	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・パーナブルダイインク処理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	DC, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：空気
2139	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・パーナブルダイインク処理建屋換気設備	—	主配管（排気保持系，建屋換気系）	主配管	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：空気
2140	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・パーナブルダイインク処理建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2141	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・パーナブルダイインク処理建屋換気設備	—	建屋送風機	—	DC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2142	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OIL（再処理上）	
2143	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	フード排風機	ファン	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OIL（再処理上）	
2144	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	セル排風機	ファン	AB	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
2145	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	グローブボックス排風機	ファン	AB	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	OIL（再処理上）	
2146	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	AB	19	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2147	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	フード排気フィルタユニット	フィルタ	AB	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2148	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	セル排気フィルタユニット	フィルタ	AB	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
2149	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	AB	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	
2150	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OIL（再処理上）	流体：建屋内空気
2151	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	OIL（再処理上）	流体：GB内空気
2152	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：セル内空気
2153	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OIL（再処理上）	流体：フード内空気
2154	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
2155	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B，C/—	—	—	流体：GB内空気
2156	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B，C/—	—	—	流体：セル内空気
2157	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：フード内空気
2158	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：フード内空気
2159	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：GB内空気 流体3：フード内空気
2160	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：GB内空気 流体3：セル内空気 流体4：フード内空気
2161	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	建屋送風機	—	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2162	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	北換気筒	—	北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）	建物・構造物	屋外	1	①	改造	非安重	常設SA	C-1/-(C)	主：北換気筒 従：放射線監視設備	E（再処理上）	北換気筒の保身を支える支持鉄塔は耐震Bクラス
2163	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	北換気筒	—	北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒）	建物・構造物	屋外	1	①	改造	非安重	—	C-1/—	—	E（再処理上）	北換気筒の保身を支える支持鉄塔は耐震Bクラス
2164	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	北換気筒	—	北換気筒（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）	建物・構造物	屋外	1	②	改造	非安重	—	C-1/—	—	E（再処理上）	北換気筒の保身を支える支持鉄塔は耐震Bクラス
2165	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	—	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	—	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2167	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気設備	—	—	排気筒	建物・構造物	屋外	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：主排気筒 従：廃ガス貯留設備 代替換気設備	—	
2168	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	廃ガスシールポット	容器	KA	1	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中
2169	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	気液分離器	容器	KA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中
2170	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型ダミタ	容器	KA	8	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中
2171	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	廃ガスリターンポット	容器	AB	1	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	
2172	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮液分配器	容器	AB	1	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	
2173	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	廃ガス洗浄塔シールポット	容器	AA	1	②-2	改造	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	
2174	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	廃ガスポット	容器	AC	1	②-2	既設	—	常設SA	—/S，1.25s	主：代替換気設備 従：廃ガス貯留設備	—	
2175	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮器	熱交換器	CA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中
2176	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	予備凝縮器	熱交換器	CA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中
2177	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮器	熱交換器	KA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中
2178	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	予備凝縮器	熱交換器	KA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中
2179	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮器	熱交換器	AB	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	
2180	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	高レベル廃液濃縮缶凝縮器	熱交換器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：代替換気設備 従：代替安全冷却水系 従：高レベル廃液濃縮缶	—	
2181	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	第1エジェクタ凝縮器	熱交換器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：代替換気設備 従：代替安全冷却水系 従：高レベル廃液濃縮缶	—	
2182	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮器	熱交換器	AA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	
2183	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	予備凝縮器	熱交換器	AA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	
2184	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮器	熱交換器	AC	1	②-2	新設	—	常設SA	—/S，1.25s	—	—	
2185	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	予備凝縮器	熱交換器	AC	1	②-2	新設	—	常設SA	—/S，1.25s	—	—	
2186	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型排風機	ファン	CA	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：CA建屋内 詳細設計中
2187	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型排風機	ファン	KA	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中
2188	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型排風機	ファン	AB	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：分離建屋，外部保管エリア 流体：廃ガス
2189	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型排風機	ファン	AA	3	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：前処理建屋，外部保管エリア

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第六項第一号 | 第二十七条第六項第二号 | 第二十七条第七項第一号 | 第二十七条第七項第二号 | 第二十七条第八項第一号 | 第二十七条第八項第二号 | 第二十七条第八項第三号 | 第二十七条第八項第四号 | 第二十七条第八項第五号 | 第二十七条第九項第一号 | 第二十七条第九項第二号 | 第二十七条第九項第三号 | 第二十七条第九項第四号 | 第二十七条第九項第五号 | 第二十七条第十項 | 第二十七条第十一項 | 第二十七条第十二項 | 第二十七条第十三項 | 第二十七条第十四項 | 第二十七条第十五項 | 第二十七条第十六項 | 第二十七条第十七項 | 第二十七条第十八項 | 第二十七条第十九項 | 第二十七条第二十項（注1） | 第二十七条第二十項（注2） | 第二十七条第二十一項 | 第二十七条第二十二項 | 第二十七条第二十三項 | 第二十七条第二十四項 | 第二十七条第二十五項 | 第二十七条第二十六項 | 第二十七条第二十七項第一号イ | 第二十七条第二十七項第一号ロ | 第二十七条第二十七項第一号ハ | 第二十七条第二十七項第二号 | 第二十七条第二十七項第三号 | 第二十七条第二十八項第一号 | 第二十八条第一項第一号 | 第二十八条第一項第二号 | 第二十八条第一項第三号 | 第二十八条第一項第四号 | 第二十八条第一項第五号 | 第二十八条第一項第六号 | 第二十八条第一項第七号 | 第二十八条第一項第八号 | 第二十八条第二項 | 第二十八条第三項 | 第二十八条第四項 | 第二十八条第五項 | 第二十八条第六項 | 第二十八条第七項 | 第二十八条第八項 | 第二十八条第九項 | 第二十八条第十項 | 第二十八条第十一項 | 第二十八条第十二項 | 第二十八条第十三項 | 第二十八条第十四項 | 第二十八条第十五項 | 第二十八条第十六項 | 第二十八条第十七項 | 第二十八条第十八項 | 第二十八条第十九項 | 第二十八条第二十項 | 第二十八条第二十一項 | 第二十八条第二十二項 | 第二十八条第二十三項 | 第二十八条第二十四項 | 第二十八条第二十五項 | 第二十八条第二十六項 | 第二十八条第二十七項 | 第二十八条第二十八項 | 第二十八条第二十九項 | 第二十八条第三十項 | 第二十八条第三十一項 | 第二十八条第三十二項 | 第二十八条第三十三項 | 第二十八条第三十四項 | 第二十八条第三十五項 | 第二十八条第三十六項 | 第二十八条第三十七項 | 第二十八条第三十八項 | 第二十八条第三十九項 | 第二十八条第四十項 | 第二十八条第四十一項 | 第二十八条第四十二項 | 第二十八条第四十三項 | 第二十八条第四十四項 | 第二十八条第四十五項 | 第二十八条第四十六項 | 第二十八条第四十七項 | 第二十八条第四十八項 | 第二十八条第四十九項 | 第二十八条第五十項 | 第二十八条第五十一項 | 第二十八条第五十二項 | 第二十八条第五十三項 | 第二十八条第五十四項 | 第二十八条第五十五項 | 第二十八条第五十六項 | 第二十八条第五十七項 | 第二十八条第五十八項 | 第二十八条第五十九項 | 第二十八条第六十項 | 第二十八条第六十一項 | 第二十八条第六十二項 | 第二十八条第六十三項 | 第二十八条第六十四項 | 第二十八条第六十五項 | 第二十八条第六十六項 | 第二十八条第六十七項 | 第二十八条第六十八項 | 第二十八条第六十九項 | 第二十八条第七十項 | 第二十八条第七十一項 | 第二十八条第七十二項 | 第二十八条第七十三項 | 第二十八条第七十四項 | 第二十八条第七十五項 | 第二十八条第七十六項 | 第二十八条第七十七項 | 第二十八条第七十八項 | 第二十八条第七十九項 | 第二十八条第八十項 | 第二十八条第八十一項 | 第二十八条第八十二項 | 第二十八条第八十三項 | 第二十八条第八十四項 | 第二十八条第八十五項 | 第二十八条第八十六項 | 第二十八条第八十七項 | 第二十八条第八十八項 | 第二十八条第八十九項 | 第二十八条第九十項 | 第二十八条第九十一項 | 第二十八条第九十二項 | 第二十八条第九十三項 | 第二十八条第九十四項 | 第二十八条第九十五項 | 第二十八条第九十六項 | 第二十八条第九十七項 | 第二十八条第九十八項 | 第二十八条第九十九項 | 第二十八条第百項 | 第二十八条第百一項 | 第二十八条第百二項 | 第二十八条第百三項 | 第二十八条第百四項 | 第二十八条第百五項 | 第二十八条第百六項 | 第二十八条第百七項 | 第二十八条第百八項 | 第二十八条第百九項 | 第二十八条第百十項 | 第二十八条第百十一項 | 第二十八条第百十二項 | 第二十八条第百十三項 | 第二十八条第百十四項 | 第二十八条第百十五項 | 第二十八条第百十六項 | 第二十八条第百十七項 | 第二十八条第百十八項 | 第二十八条第百十九項 | 第二十八条第百二十項 | 第二十八条第百二十一項（注1） | 第二十八条第百二十一項（注2） | 第二十八条第百二十二項 | 第二十八条第百二十三項 | 第二十八条第百二十四項 | 第二十八条第百二十五項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第二項	第五十一条第一項
2135	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅱ	ファン	DC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2136	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニットⅠ	フィルタ	DC	3	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2137	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニットⅡ	フィルタ	DC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2138	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	DC, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2139	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	主配管（部分保持系, 建屋換気系）	主配管	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2140	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2141	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	建屋送風機	—	DC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2142	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	建屋排風機	ファン	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2143	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	フード排風機	ファン	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2144	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	セル排風機	ファン	AB	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2145	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	グローブボックス排風機	ファン	AB	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	OSL(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2146	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	AB	19	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2147	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	フード排気フィルタユニット	フィルタ	AB	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2148	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	セル排気フィルタユニット	フィルタ	AB	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2149	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	AB	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2150	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	流体：建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2151	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	OSL(再処理主)	流体：GB内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2152	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：セル内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2153	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	流体：フード内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2154	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2155	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：GB内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2156	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：セル内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2157	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：フード内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2158	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：フード内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2159	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：GB内空気 流体3：フード内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2160	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	主配管（建屋換気系）	主配管	AB, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：GB内空気 流体3：セル内空気 流体4：フード方内空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2161	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	建屋給気ユニット	—	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2162	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	建屋送風機	—	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2163	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	北換気筒	—	北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）	建物・構築物	屋外	1	①	改造	非安重	重設SA	C-1/EC	主：北換気筒 従：放射線監視設備	E(再処理主)	北換気筒の部身を支える支持鉄塔は再ノ瀬共用	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2164	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	北換気筒	—	北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒）	建物・構築物	屋外	1	①	改造	非安重	—	C-1/—	—	E(再処理主)	北換気筒の部身を支える支持鉄塔は再ノ瀬共用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2165	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	北換気筒	—	北換気筒（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）	建物・構築物	屋外	1	②-2	改造	非安重	—	C-1/—	—	E(再処理主)	北換気筒の部身を支える支持鉄塔は再ノ瀬共用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2166	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	—	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	—	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2167	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	主排気筒	—	—	主排気筒	建物・構築物	屋外	一式	②-2	既設	安重	重設SA	S/D, 1.2Sa	主：主排気筒 従：廃ガス貯留設備 代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2168	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	廃ガスシールポット	容器	KA	1	②-2	既設	—	重設SA	—/D, 1.2Sa	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2169	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	気液分離器	容器	KA	1	②-2	新設	—	重設SA	—/D, 1.2Sa	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2170	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型ダミスタ	容器	KA	8	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2171	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	廃ガスリターンポット	容器	AB	1	②-2	既設	—	重設SA	—/D, 1.2Sa	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2172	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮液分配器	容器	AB	1	②-2	既設	—	重設SA	—/D, 1.2Sa	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2173	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	廃ガス洗浄塔シールポット	容器	AA	1	②-2	改造	—	重設SA	—/D, 1.2Sa	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2174	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	廃ガスポット	容器	AC	1	②-2	既設	—	重設SA	—/S, 1.2Sa	主：代替換気設備 従：廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2175	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮器	熱交換器	CA	1	②-2	新設	—	重設SA	—/D, 1.2Sa	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2176	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	予備凝縮器	熱交換器	CA	1	②-2	新設	—	重設SA	—/D, 1.2Sa	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2177	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮器	熱交換器	KA	1	②-2	新設	—	重設SA	—/D, 1.2Sa	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2178	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	予備凝縮器	熱交換器	KA	1	②-2	新設	—	重設SA	—/D, 1.2Sa	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2179	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮器	熱交換器	AB	1	②-2	新設	—	重設SA	—/D, 1.2Sa	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2180	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	高レベル廃液濃縮缶凝縮器	熱交換器	AB	1	②-2	既設	安重	重設SA	S/D, 1.2Sa	主：代替換気設備 従：代替安全冷却水系 従：高レベル廃液濃縮缶	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2181	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	第1エジェクタ凝縮器	熱交換器	AB	1	②-2	既設	安重	重設SA	S/D, 1.2Sa	主：代替換気設備 従：代替安全冷却水系 従：高レベル廃液濃縮缶	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2182	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮器	熱交換器	AA	1	②-2	新設	—	重設SA	—/D, 1.2Sa	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2183	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	予備凝縮器	熱交換器	AA	1	②-2	新設	—	重設SA	—/D, 1.2Sa	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2184	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	凝縮器	熱交換器	AC	1	②-2	新設	—	重設SA	—/S, 1.2Sa	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2185	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	予備凝縮器	熱交換器	AC	1	②-2	新設	—	重設SA	—/S, 1.2Sa	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2186	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型排風機	ファン	CA	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：CA建屋内 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2187	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型排風機	ファン	KA	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2188	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型排風機	ファン	AB	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：分離建屋, 外部保管エリア 流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2189	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型排風機	ファン	AA	3	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：前処理建屋, 外部保管エリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第四条第三項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第五条第三項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第六条第三項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第七条第三項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第九条第一項 | 第九条第二項 | 第九条第三項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十一号イ | 第十条第一項第十一号ロ | 第十条第一項第十一号ハ | 第十条第一項第十一号ニ | 第十条第一項第十一号ホ | 第十条第一項第十一号ヘ | 第十条第一項第十一号ト | 第十条第一項第十一号チ | 第十条第一項第十一号リ | 第十条第一項第十一号ヌ | 第十条第一項第十一号ル | 第十条第一項第十一号ヲ | 第十条第一項第十一号ワ | 第十条第一項第十一号カ | 第十条第一項第十一号ヨ | 第十条第一項第十一号タ | 第十条第一項第十一号レ | 第十条第一項第十一号ソ | 第十条第一項第十一号ツ | 第十条第一項第十一号ネ | 第十条第一項第十一号ナ | 第十条第一項第十一号ラ | 第十条第一項第十一号ム | 第十条第一項第十一号ウ | 第十条第一項第十一号ヰ | 第十条第一項第十一号ノ | 第十条第一項第十一号オ | 第十条第一項第十一号ク | 第十条第一項第十一号ヤ | 第十条第一項第十一号マ | 第十条第一項第十一号ケ | 第十条第一項第十一号フ | 第十条第一項第十一号コ | 第十条第一項第十一号エ | 第十条第一項第十一号テ | 第十条第一項第十一号ア | 第十条第一項第十一号サ | 第十条第一項第十一号キ | 第十条第一項第十一号ユ | 第十条第一項第十一号メ | 第十条第一項第十一号ミ | 第十条第一項第十一号シ | 第十条第一項第十一号ヱ | 第十条第一項第十一号ヒ | 第十条第一項第十一号モ | 第十条第一項第十一号セ | 第十条第一項第十一号ス | 第十条第一項第十一号ン | 第十条第一項第十一号ゐ | 第十条第一項第十一号の | 第十条第一項第十一号お | 第十条第一項第十一号く | 第十条第一項第十一号や | 第十条第一項第十一号ま | 第十条第一項第十一号け | 第十条第一項第十一号ふ | 第十条第一項第十一号こ | 第十条第一項第十一号え | 第十条第一項第十一号て | 第十条第一項第十一号あ | 第十条第一項第十一号さ | 第十条第一項第十一号き | 第十条第一項第十一号ゆ | 第十条第一項第十一号め | 第十条第一項第十一号み | 第十条第一項第十一号し | 第十条第一項第十一号ゑ | 第十条第一項第十一号ひ | 第十条第一項第十一号も | 第十条第一項第十一号せ | 第十条第一項第十一号す | 第十条第一項第十一号ん | 第十条第一項第十一号 | 第十条第一項第十一号 | 第十条第一項第十一号

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第六項第一号 | 第二十七条第六項第二号 | 第二十七条第六項第三号 | 第二十七条第七項第一号 | 第二十七条第七項第二号 | 第二十七条第七項第三号 | 第二十七条第七項第四号 | 第二十七条第七項第五号 | 第二十七条第七項第六号 | 第二十七条第七項第七号 | 第二十七条第七項第八号 | 第二十七条第七項第九号 | 第二十七条第七項第十号 | 第二十七条第七項第十一号 | 第二十七条第七項第十二号 | 第二十七条第七項第十三号 | 第二十七条第七項第十四号 | 第二十七条第七項第十五号 | 第二十七条第七項第十六号 | 第二十七条第七項第十七号 | 第二十七条第七項第十八号 | 第二十七条第七項第十九号 | 第二十七条第七項第二十号 | 第二十七条第七項第二十一号 | 第二十七条第七項第二十二号 | 第二十七条第七項第二十三号 | 第二十七条第七項第二十四号 | 第二十七条第七項第二十五号 | 第二十七条第七項第二十六号 | 第二十七条第七項第二十七号 | 第二十七条第七項第二十八号 | 第二十七条第七項第二十九号 | 第二十七条第七項第三十号 | 第二十七条第七項第三十一号 | 第二十七条第七項第三十二号 | 第二十七条第七項第三十三号 | 第二十七条第七項第三十四号 | 第二十七条第七項第三十五号 | 第二十七条第七項第三十六号 | 第二十七条第七項第三十七号 | 第二十七条第七項第三十八号 | 第二十七条第七項第三十九号 | 第二十七条第七項第四十号 | 第二十七条第七項第四十一号 | 第二十七条第七項第四十二号 | 第二十七条第七項第四十三号 | 第二十七条第七項第四十四号 | 第二十七条第七項第四十五号 | 第二十七条第七項第四十六号 | 第二十七条第七項第四十七号 | 第二十七条第七項第四十八号 | 第二十七条第七項第四十九号 | 第二十七条第七項第五十号 | 第二十七条第七項第五十一号 | 第二十七条第七項第五十二号 | 第二十七条第七項第五十三号 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項第一号 | 第四十条第五項第二号 | 第四十条第五項第三号 | 第四十条第五項第四号 | 第四十条第五項第五号 | 第四十条第五項第六号 | 第四十条第五項第七号 | 第四十条第五項第八号 | 第四十条第五項第九号 | 第四十条第五項第十号 | 第四十条第五項第十一号（注記1-1） | 第四十条第五項第十一号（注記1-2） | 第四十条第五項第十一号（注記1-3） | 第四十条第五項第十二号 | 第四十条第五項第十三号 | 第四十条第五項第十四号 | 第四十条第五項第十五号 | 第四十条第五項第十六号 | 第四十条第五項第十七号 | 第四十条第五項第十八号 |
|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第二項第一号	第五十条第二項第二号	第五十一条第一項
2190	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型排風機	ファン	AC	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中 保管場所：補製建屋,外部保管エリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2191	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	セル構出ユニットフィルタ	フィルタ	CA	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	セル構出ユニットフィルタA [redacted] セル構出ユニットフィルタB [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2192	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型フィルタ	フィルタ	CA	4	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：CA建屋内 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2193	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	セル構出ユニットフィルタ	フィルタ	KA	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2194	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型フィルタ	フィルタ	KA	4	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2195	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	セル構出ユニットフィルタ	フィルタ	AB	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2196	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型フィルタ	フィルタ	AB	4	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：分離建屋,外部保管エリア 流体：蒸ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2197	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型フィルタ	フィルタ	AA	4	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：前処理建屋,外部保管エリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2198	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	セル構出ユニットフィルタ	フィルタ	AA	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2199	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	セル構出ユニットフィルタ	フィルタ	AC	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S，1.2Sa	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2200	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型フィルタ	フィルタ	AC	4	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中 保管場所：補製建屋,外部保管エリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2201	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（焦発乾燥対策用セル構出系）	主配管	CA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体：セル内空気 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2202	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（焦発乾燥対策用セル構出系，水素対策用セル構出系）	主配管	CA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体：セル内空気 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2203	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型建屋内ホース	主配管	CA	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	流体：冷却水 保管場所：CA建屋内 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2204	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型建屋内ホース	主配管	CA	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	流体：凝縮水 保管場所：CA建屋内 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2205	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型ダクト	主配管	CA	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：CA建屋内 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2206	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（代替換気系）	主配管	KA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体1：蒸ガス 流体2：凝縮水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2207	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（代替換気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体：蒸ガス 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2208	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（代替換気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体：蒸ガス 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2209	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（凝縮酒回収系）	主配管	KA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体：凝縮水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2210	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（凝縮酒回収系）	主配管	KA	一式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体：凝縮水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2211	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型配管	主配管	KA	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	流体1：蒸ガス 流体2：凝縮水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2212	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型ダクト	主配管	KA	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	流体：蒸ガス 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2213	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（焦発乾燥対策用セル構出系，水素対策用セル構出系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体：硝酸蒸気等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2214	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（凝縮酒回収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造/新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体：凝縮酒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2215	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型ダクト	主配管	AB	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：分離建屋,外部保管エリア 流体：蒸ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2216	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型配管	主配管	AB	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：分離建屋,外部保管エリア 流体1：蒸ガス 流体2：凝縮酒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2217	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（焦発乾燥対策用セル構出系，水素対策用セル構出系）	主配管	AA	一式	②-2	改造/新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体：蒸ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2218	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型ダクト	主配管	AA	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：前処理建屋,外部保管エリア 流体：蒸ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2219	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（凝縮水回収系）	主配管	AA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体：凝縮水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2220	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（代替換気系）	主配管	AA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体：蒸ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2221	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（水素対策用セル構出系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体：蒸ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2222	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（焦発乾燥対策用セル構出系，水素対策用セル構出系，凝縮水回収系）	主配管	AA	一式	②-2	改造/新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体1：蒸ガス 流体2：凝縮水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2223	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（焦発乾燥対策用セル構出系，水素対策用セル構出系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体：蒸ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2224	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（焦発乾燥対策用セル構出系，水素対策用セル構出系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造/新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体：蒸ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2225	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（水素対策用セル構出系，蒸ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	主：代替換気設備 従：蒸ガス貯留設備	—	流体：蒸ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2226	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（蒸ガス貯留系，臨界，焦発乾燥対策用セル構出系，水素対策用セル構出系，蒸ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	主：代替換気設備 従：蒸ガス貯留設備	—	流体：蒸ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2227	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（凝縮酒回収系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体：凝縮水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2228	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	主配管（代替換気系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	詳細設計中 流体：蒸ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2229	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型ダクト	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中 保管場所：補製建屋,外部保管エリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2230	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	—	—	可搬型建屋内ホース	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中 保管場所：補製建屋,外部保管エリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2231	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	廃ガス貯留槽	容器	AA	4	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—	—
2232	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	廃ガス貯留槽	容器	AC	13	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—	—
2233	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	空気圧縮機	圧縮機	AA	2	②-2	新設	—	常設SA	—/C	—	—	—
2234	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	空気圧縮機	圧縮機	AC	3	②-2	新設	—	常設SA	—/C	—	—	—
2235	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AA	4	②-2	新設	—	常設SA	—/C	—	—	—
2236	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AA	2	②-2	新設	—	常設SA	—/C	—	—	—
2237	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—	—
2238	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AA	6	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)	主：廃ガス貯留設備 従：せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—
2239	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AC	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—
2240	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AC	1	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—
2241	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)	—	—
2242	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	—	常設SA	—/(C)	—	—
2243	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	安全弁 [redacted]	安全弁及び逃し弁	AA	4	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—
2244	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	安全弁 [redacted]	安全弁及び逃し弁	AC	13	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—
2245	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主配管（廃ガス貯留系：臨界）	主配管	AA	一式	②-2	改造/新設	—	常設SA	—/S，C	—	—	流体：廃ガス
2246	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主配管（廃ガス貯留系：臨界，廃ガス貯留系：TSP）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—	流体：廃ガス
2247	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主配管（廃ガス貯留系：臨界，廃ガス貯留系：TSP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)	—	—	流体：廃ガス
2248	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，L2S/(S)，L2S	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替換気設備 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2249	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，L2S/(S)，L2S	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—	[redacted]
2250	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶第１セル漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2251	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶福廻容器１セル漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
2252	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	減容器５ヶ所漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
2253	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液蒸留分配器セル漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2254	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽セル漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2255	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液希釈槽供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2256	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]
2257	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]
2258	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶第２セル漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2259	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶福廻容器２セル漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
2260	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮配管連絡第２セル漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
2261	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	フラッシュドラム	容器	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2262	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液蒸留分配器	容器	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/— S，L2S/—	—	—	
2263	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽セル漏えい検スチームジェットポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2264	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2265	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2266	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，L2S	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系	—
2267	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，L2S	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系	—
2268	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2269	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	AB	6	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，L2S	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系	—
2270	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2271	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（溶液保持系，高レベル廃液処理系）	主配管	AB，AC，AA，NA	一式	②-2	既設	安重	—	S/— S/— S，L2S/—	—	—	流体：高レベル廃液
2272	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（溶液保持系，貯槽等注水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	C/(S)，L2S B/(S)，L2S S/(S)，L2S S，L2S/(S)，L2S	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：高レベル廃液 流体2：冷却水 流体3：汽水
2273	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（排煙熱除去系，再処理設備本体用）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水
2274	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（排煙熱除去系，再処理設備本体用，内部ルーフ通水系，冷却タイル等通水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)，L2S	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水
2275	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（水素排気系，水素排気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
2276	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（水素排気系，水然防止排気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)，L2S	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気
2277	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（廃ガス処理系，高レベル廃液処理系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体1：硝酸蒸気 流体2：酸ガス

| 番号 | 第四条第１項 | 第四条第２項 | 第五条第１項 | 第六条第１項 | 第六条第２項 | 第七条第１項 | 第八条第１項 | 第八条第２項 | 第八条第３項 | 第十条第１項 | 第十条第１項第一号 | 第十条第１項第二号 | 第十条第１項第四号 | 第十条第１項第五号 | 第十条第１項第六号 | 第十条第１項第七号 | 第十条第１項第八号 | 第十条第１項第九号イ | 第十条第１項第九号ロ | 第十条第１項第九号ハ | 第十条第１項第十号 | 第十条第１項第十一号 | 第十条第３項 | 第十条第４項 | 第十条第５項 | 第十条第６項 | 第十条第７項 | 第十条第８項 | 第十条第９項 | 第十条第１０項 | 第十条第１２項 | 第十一条第１項 | 第十一条第２項 | 第十一条第３項 | 第十一条第４項 | 第十一条第５項 | 第十一条第６項 | 第十一条第７項 | 第十一条第８項 | 第十一条第９項 | 第十一条第１０項 | 第十一条第１２項 | 第十二条第１項 | 第十二条第２項 | 第十二条第３項 | 第十二条第４項 | 第十二条第５項 | 第十二条第６項 | 第十二条第７項 | 第十二条第８項 | 第十三条第１項 | 第十三条第２項 | 第十三条第３項 | 第十三条第４項 | 第十三条第５項 | 第十三条第６項 | 第十三条第７項 | 第十三条第８項 | 第十三条第９項 | 第十三条第１０項 | 第十三条第１２項 | 第十四条第１項 | 第十四条第２項 | 第十四条第３項 | 第十四条第４項 | 第十五条第１項 | 第十五条第２項 | 第十五条第３項 | 第十六条第１項 | 第十六条第２項 | 第十六条第３項 | 第十六条第４項 | 第十六条第５項 | 第十七条第１項第一号 | 第十七条第１項第二号イ | 第十七条第１項第二号ロ | 第十七条第１項第二号ハ | 第十七条第１項第二号ニ | 第十七条第１項第二号ホ | 第十七条第１項第二号ヘ | 第十八条第１項 | 第十八条第２項 | 第十八条第３項 | 第十八条第４項 | 第十九条第１項第一号 | 第十九条第１項第二号イ | 第十九条第１項第二号ロ | 第十九条第１項第二号ハ | 第十九条第１項第二号ニ | 第十九条第１項第二号ホ | 第二十条第１項 | 第二十条第２項 | 第二十条第１項第一号 | 第二十条第１項第二号 | 第二十条第１項第三号 | 第二十条第１項第四号 | 第二十条第１項第五号 | 第二十条第２項 | 第二十条第１項第一号 | 第二十条第１項第二号 | 第二十条第１項第三号 | 第二十条第１項第四号 | 第二十条第１項第五号 | 第二十条第１項第六号 | 第二十一条第１項 | 第二十一条第２項第一号 | 第二十一条第２項第二号 | 第二十一条第２項第三号 | 第二十一条第２項第四号 | 第二十一条第２項第五号 | 第二十一条第２項第六号 | 第二十一条第２項第七号 | 第二十一条第２項第八号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2231	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	廃ガス貯留槽	容器	AA	4	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—	—
2232	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	廃ガス貯留槽	容器	AC	13	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—	—
2233	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	空気圧縮機	圧縮機	AA	2	②-2	新設	—	常設SA	—/C	—	—	—
2234	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	空気圧縮機	圧縮機	AC	3	②-2	新設	—	常設SA	—/C	—	—	—
2235	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AA	4	②-2	新設	—	常設SA	—/C	—	—	—
2236	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AA	2	②-2	新設	—	常設SA	—/C	—	—	—
2237	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—	—
2238	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AA	6	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)	主：廃ガス貯留設備 従：せん断処理・窒素酸ガス処理設備	—	—
2239	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AC	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—	—
2240	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AC	1	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—	—
2241	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)	—	—	—
2242	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	—	常設SA	—/(C)	—	—	—
2243	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	安全弁 [redacted]	安全弁及び逃し弁	AA	4	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—	—
2244	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	安全弁 [redacted]	安全弁及び逃し弁	AC	13	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—	—
2245	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主配管（廃ガス貯留系：臨界）	主配管	AA	一式	②-2	改造/新設	—	常設SA	—/S，C	—	—	流体：廃ガス
2246	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主配管（廃ガス貯留系：臨界，廃ガス貯留系：TSP）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	—	流体：廃ガス
2247	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主配管（廃ガス貯留系：臨界，廃ガス貯留系：TSP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)	—	—	流体：廃ガス
2248	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，L2Ss/(S)，L2Ss	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—	[redacted]
2249	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶	容器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S，L2Ss/(S)，L2Ss	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—	[redacted]
2250	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶第１セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2251	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶凝縮器第１セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
2252	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	減容器２ヶ所漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
2253	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル濃縮廃液分配器セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2254	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2255	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液希釈槽供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2256	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]
2257	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]
2258	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶第２セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2259	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶凝縮器第２セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
2260	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶配管凝縮器２セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	
2261	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	フラッシュドラム	容器	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2262	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル濃縮廃液分配器	容器	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/— S，L2Ss/—	—	—	
2263	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽セル漏えい液スチームジェットポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2264	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2265	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2266	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，L2Ss	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系	—	
2267	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，L2Ss	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系	—	
2268	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2269	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	AB	6	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，L2Ss	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系	—	
2270	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2271	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（溶液保持系，高レベル廃液処理系）	主配管	AB，ATWS，RA	一式	②-2	既設	安重	—	S/— S/— S，L2Ss/—	—	—	流体：高レベル廃液
2272	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（溶液保持系，貯槽等注水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	C/(S)，L2Ss S/(S)，L2Ss S/(S)，L2Ss S，L2Ss/(S)，L2Ss	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：高レベル廃液 流体2：冷却水 流体3：汽水
2273	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（強磁界除去系，再処理設備本体用）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水
2274	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（強磁界除去系，再処理設備本体用，内部ルーフ過冷系，冷却ジャケット等過冷系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)，L2Ss	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水
2275	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（水素掃気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
2276	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（水素掃気系，水然防止掃気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)，L2Ss	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気
2277	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（廃ガス処理系，高レベル廃液処理系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体1：硝酸蒸気 流体2：廃ガス

| 番号 | 第三十五条第一項 | 第三十五条第二項 | 第三十五条第三項 | 第三十五条第四項 | 第三十五条第五項第一号 | 第三十五条第五項第二号 | 第三十五条第五項第三号 | 第三十五条第五項第四号 | 第三十五条第五項第五号 | 第三十五条第五項第六号 | 第三十五条第六項 | 第三十六条第一項 | 第三十六条第二項 | 第三十七条第一項 | 第三十七条第二項 | 第三十八条第一項第一号 | 第三十八条第一項第二号 | 第三十八条第一項第三号 | 第三十八条第一項第四号 | 第三十八条第一項第五号 | 第三十八条第一項第六号 | 第三十八条第二項 | 第三十八条第三項第一号 | 第三十八条第三項第二号 | 第三十八条第三項第三号 | 第三十八条第三項第四号 | 第三十八条第三項第五号 | 第三十八条第三項第六号 | 第三十八条第三項第七号 | 第三十八条第三項第八号 | 第三十八条第三項第九号 | 第三十八条第三項第十号 | 第三十八条第三項第十一号 | 第三十八条第三項第十二号 | 第三十八条第三項第十三号 | 第三十八条第三項第十四号 | 第三十八条第三項第十五号 | 第三十八条第三項第十六号 | 第三十八条第三項第十七号 | 第三十八条第三項第十八号 | 第三十八条第三項第十九号 | 第三十七条第一項第一号イ | 第三十七条第一項第一号ロ | 第三十七条第一項第一号ハ | 第三十七条第一項第一号ニ | 第三十七条第一項第一号ホ | 第三十七条第一項第一号ヘ | 第三十七条第一項第一号ト | 第三十七条第一項第一号チ | 第三十七条第一項第一号リ | 第三十七条第一項第一号ヌ | 第三十七条第一項第一号ル | 第三十七条第一項第一号ヲ | 第三十七条第一項第一号ワ | 第三十七条第一項第一号カ | 第三十七条第一項第一号ヨ | 第三十七条第一項第一号タ | 第三十七条第一項第一号レ | 第三十七条第一項第一号ソ | 第三十七条第一項第一号ツ | 第三十七条第一項第一号ネ | 第三十七条第一項第一号ナ | 第三十七条第一項第一号ラ | 第三十七条第一項第一号ム | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項 | 第四十条第六項 | 第四十条第七項 | 第四十条第八項 | 第四十条第九項 | 第四十条第十項 | 第四十条第十一項第一号 | 第四十条第十一項第二号 | 第四十条第十一項第三号 | 第四十条第十一項第四号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項
2231	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	廃ガス貯留槽	容器	A4	4	②-2	新設	—	常設3A	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2232	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	廃ガス貯留槽	容器	AC	13	②-2	新設	—	常設3A	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2233	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	空気圧縮機	圧縮機	A4	2	②-2	新設	—	常設3A	—/C	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2234	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	空気圧縮機	圧縮機	AC	3	②-2	新設	—	常設3A	—/C	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2235	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	A4	4	②-2	新設	—	常設3A	—/C	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2236	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	A4	2	②-2	新設	—	常設3A	—/C	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2237	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	A4	1	②-2	新設	—	常設3A	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2238	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	A4	6	②-2	改造	安重	常設3A	S/(S)	主：廃ガス貯留設備 従：せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2239	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AC	2	②-2	新設	—	常設3A	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2240	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AC	1	②-2	新設	—	常設3A	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2241	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	—	常設3A	—/(S)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2242	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主要弁 [redacted]	主要弁	AC	1	②-2	既設	—	常設3A	—/(C)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2243	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	安全弁 [redacted]	安全弁及び逃し弁	A4	4	②-2	新設	—	常設3A	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2244	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	安全弁 [redacted]	安全弁及び逃し弁	AC	13	②-2	新設	—	常設3A	—/S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2245	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主配管（廃ガス貯留系：臨界）	主配管	A4	一式	②-2	改造/新設	—	常設3A	—/S，C	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2246	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主配管（廃ガス貯留系：臨界，廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設3A	—/S	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2247	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	—	—	主配管（廃ガス貯留系：臨界，廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	—	常設3A	—/(S)	—	—	流体：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2248	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	常設3A	S，L2S/(S)，L2S	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替換気設備 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2249	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶	容器	A8	1	②-2	既設	安重	常設3A	S，L2S/(S)，L2S	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系 従：代替換気設備	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2250	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶第１セル漏えい検受皿	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2251	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶凝縮器第１セル漏えい検受皿	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2252	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	減容器セル漏えい検受皿	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2253	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル濃縮廃液分配器セル漏えい検受皿	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2254	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽セル漏えい検受皿	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2255	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2256	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2257	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2258	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶第２セル漏えい検受皿	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2259	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶凝縮器第２セル漏えい検受皿	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2260	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶凝縮器２セル漏えい検受皿	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2261	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	フラッシュドラム	容器	A8	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2262	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル濃縮廃液分配器	容器	A8	2	②-2	既設	安重	—	S/— S，L2S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2263	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽セル漏えい検スチームジェットポンプ	ポンプ	A8	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2264	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2265	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2266	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	A8	2	②-2	既設	安重	常設3A	S/(S)，L2S	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2267	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	A8	2	②-2	既設	安重	常設3A	S/(S)，L2S	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2268	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	A8	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2269	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	A8	6	②-2	既設	安重	常設3A	S/(S)，L2S	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2270	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主要弁 [redacted]	主要弁	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2271	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（溶液保持系，高レベル廃液処理系）	主配管	A8，A706，KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/— S/— S，L2S/—	—	—	流体：高レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2272	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（溶液保持系，貯槽等注水系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	常設3A	C/(S)，L2S B/(S)，L2S S/(S)，L2S S，L2S/(S)，L2S	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：高レベル廃液 流体2：冷却水 流体3：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2273	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（崩壊熱除去系：再処理設備本体用）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2274	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（崩壊熱除去系：再処理設備本体用，内部ループ過冷系，燃焼ガス等過冷系）	主配管	A8	一式	②-2	既設/改造	安重	常設3A	S/(S)，L2S	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2275	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（水素掃気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2276	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（水素掃気系，未然防止掃気系）	主配管	A8	一式	②-2	既設/改造	安重	常設3A	S/(S)，L2S	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2277	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（廃ガス処理系，高レベル廃液処理系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体1：崩壊熱空気 流体2：廃ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2278	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（蒸気ドレ処理系、高レベル廃液処理系、蒸発乾固対策用セル換気系、水素対策用セル換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/①, 1.2Ss	主：高レベル廃液濃縮缶 従：代替換気設備	—	流体：純粋蒸気 流体２：蒸気ドレ
2279	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（漏えい検知区系、漏えい拡大防止系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：純粋蒸気等
2280	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（漏えい検知区系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：高レベル廃液
2281	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（漏えい検知区系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気
2282	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（漏えい検知区系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：純粋
2283	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（純粋蒸留水系：再処理設備本体用、内部ループ過冷系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/①, 1.2Ss	主：高レベル廃液濃縮缶 従：代替安全冷却水系	流体１：冷却水 流体２：汽水
2284	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：純粋蒸気等
2285	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（溶液保持系、漏えい検知系、高レベル廃液処理系）	主配管	AB,ATW,KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/①, 1.2Ss/—	—	流体：純粋蒸気等
2286	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（漏えい検知区系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：高レベル廃液
2287	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	蒸気ドレン配管	—	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2288	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	高レベル廃液濃縮缶加熱器	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
2289	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
2290	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液調整槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
2291	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
2292	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液濃縮缶	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
2293	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液受槽セル漏えい検知系	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
2294	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液調整槽セル漏えい検知系	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
2295	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液供給槽セル漏えい検知系	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
2296	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液濃縮缶セル漏えい検知系	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
2297	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液濃縮缶凝縮器セル漏えい検知系	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
2298	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	主配管（溶液保持系、高レベル廃液処理系）	主配管	AB,ATW,KA	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	流体：高レベル廃液
2299	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	流体：高レベル廃液
2300	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	主配管（溶液保持系、蒸気ドレ処理系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	流体：蒸気
2301	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液濃縮缶凝縮器	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
2302	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	第1,第2高レベル濃縮廃液一時貯槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Ss/①, 1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液貯蔵施設 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全外部水系	—
2303	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル廃液貯蔵施設貯蔵槽	第1,第2高レベル濃縮廃液貯槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Ss/①, 1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液貯蔵施設 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全外部水系	—
2304	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	放射性配管分岐セル漏えい検知系	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2305	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	高レベル濃縮廃液貯槽第1,第2セル漏えい検知系	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2306	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい検知系	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2307	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	分配器セル漏えい検知系	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2308	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	第1,第2高レベル濃縮廃液貯槽分配器	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/①, 1.2Ss/—	—	—
2309	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	ATW配管収納容器1	容器	ATW	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2310	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	ATW配管収納容器2	容器	ATW	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—
2311	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	ATW漏えい検知系1	容器	ATW	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—
2312	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	ATW漏えい検知系2	容器	ATW	一式	②-2	既設	非安重	—	C-1/—	—	—
2313	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	高レベル濃縮廃液貯槽第1,第2セル漏えい検知系 スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2314	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい検知系　スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2315	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Ss/—	—	流体：放射性廃液
2316	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	主配管（水素掃気系、水然防止掃気系、貯槽等注水系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/①, 1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液貯蔵施設 従：代替安全冷却水系 代替安全外部水系	—	流体１：圧縮空気 流体２：汽水
2317	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	主配管（漏えい検知区系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：放射性廃液
2318	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	主配管（漏えい検知区系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：希釈水（純水）
2319	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	流体：放射性廃液
2320	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵施設	主配管（漏えい検知区系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：放射性廃液
2321	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性廃液貯蔵施設	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：不溶解性廃液
2322	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性廃液貯蔵施設	主配管（水素掃気系、水然防止掃気系、貯槽等注水系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：安全圧縮空気
2323	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性廃液貯蔵施設	主配管（漏えい検知区系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：希釈水（純水）
2324	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性廃液貯蔵施設	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：放射性廃液
2325	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性廃液貯蔵施設	主配管（漏えい検知区系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：放射性廃液
2326	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性廃液貯蔵施設	主配管（水素掃気系、水然防止掃気系、貯槽等注水系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：安全圧縮空気
2327	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性廃液貯蔵施設	主配管（漏えい検知区系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：希釈水（純水）
2328	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性廃液貯蔵施設	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	流体：放射性廃液
2329	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性廃液貯蔵施設	主配管（漏えい検知区系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：放射性廃液
2330	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性廃液貯蔵施設	高レベル濃縮廃液貯槽第1,第2セル漏えい検知系 スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2331	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性廃液貯蔵施設	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Ss/—	—	流体：不溶解性廃液
2332	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性廃液貯蔵施設	主配管（水素掃気系、水然防止掃気系、貯槽等注水系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：安全圧縮空気
2333	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性廃液貯蔵施設	主配管（漏えい検知区系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	流体：不溶解性廃液
2334	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	アルカリ濃縮廃液貯蔵施設	アルカリ濃縮廃液貯槽	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
2335	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	アルカリ濃縮廃液貯蔵施設	アルカリ濃縮廃液貯槽セル漏えい検知系	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
2336	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	アルカリ濃縮廃液貯蔵施設	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	流体：アルカリ濃縮廃液
2339	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	高レベル廃液共用貯槽	容器	KA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Ss/①, 1.2Ss	主：共用貯蔵系 従：代替換気設備 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—
2340	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	高レベル廃液共用貯槽セル漏えい検知系	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2341	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	高レベル廃液共用貯槽セル漏えい検知系 スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2342	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S, 1.2Ss/—	—	流体：放射性廃液
2343	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（水素掃気系、水然防止掃気系、貯槽等注水系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/①, 1.2Ss	主：共用貯蔵系 従：代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	流体１：圧縮空気 流体２：汽水
2344	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（漏えい検知区系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：放射性廃液
2345	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（漏えい検知区系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：希釈水（純水）
2347	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：放射性廃液
2348	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	流体：放射性廃液
2349	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	床版水受槽	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2350	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	第1低レベル含塩廃液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2351	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	極低レベル廃液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2352	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	極低レベル含塩廃液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2353	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	極低レベル含塩廃液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2354	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	極低レベル含塩廃液受槽	容器	AE	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2355	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	ATW1/ATW2漏えい検知系1	容器	ATW1/ATW2	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2356	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	ATW1/ATW2漏えい検知系2	容器	ATW1/ATW2	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2357	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	ATW2/ATW3漏えい検知系1	容器	ATW2/ATW3	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2358	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	ATW2漏えい検知系2	容器	ATW2	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2359	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	ATW2漏えい検知系3	容器	ATW2	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2360	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	ATW2/ATW3漏えい検知系2	容器	ATW2/ATW3	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2361	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	ATW1漏えい検知系1	容器	ATW1	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2362	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	極低レベル廃液受槽	容器	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2363	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	低レベル廃液受槽	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2364	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	低レベル廃液受槽漏えい検知系	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2365	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	低レベル廃液受槽	容器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2366	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	第1低レベル第1廃液受槽	容器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2367	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	濃縮廃液受槽	容器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2368	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	濃縮廃液貯槽	容器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2369	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	極低レベル含塩廃液受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2370	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	第1低レベル廃液蒸発缶	容器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—
2371	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	第1低レベル第1廃液受槽	容器	AD	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2372	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	第１低レベル凝縮水受槽	容器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2373	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	放射性配管分岐セル漏えい検知系1	容器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—

| 番号 | 第四条第１項 | 第四条第２項 | 第五条第１項 | 第五条第２項 | 第六条第１項 | 第六条第２項 | 第七条第１項 | 第七条第２項 | 第八条第１項 | 第八条第２項 | 第九条第１項 | 第九条第２項 | 第十条第１項 | 第十条第１項第一号 | 第十条第１項第二号 | 第十条第１項第三号 | 第十条第１項第四号 | 第十条第１項第五号 | 第十条第１項第六号 | 第十条第１項第七号 | 第十条第１項第八号 | 第十条第１項第九号イ | 第十条第１項第九号ロ | 第十条第１項第九号ハ | 第十条第１項第九号ニ | 第十条第１項第九号ホ | 第十条第１項第九号ヘ | 第十条第１項第九号ト | 第十条第１項第九号チ | 第十条第１項第九号リ | 第十条第１項第九号ヌ | 第十条第１項第九号ル | 第十条第１項第九号ヲ | 第十条第１項第九号ワ | 第十条第１項第九号カ | 第十条第１項第九号ヨ | 第十条第１項第九号タ | 第十条第１項第九号レ | 第十条第１項第九号ソ | 第十条第１項第九号ツ | 第十条第１項第九号ネ | 第十条第１項第九号ナ | 第十条第１項第九号ラ | 第十条第１項第九号ム | 第十条第１項第九号ウ | 第十条第１項第九号ヰ | 第十条第１項第九号ノ | 第十条第１項第九号オ | 第十条第１項第九号ク | 第十条第１項第九号ヤ | 第十条第１項第九号マ | 第十条第１項第九号ケ | 第十条第１項第九号フ | 第十条第１項第九号コ | 第十条第１項第九号エ | 第十条第１項第九号テ | 第十条第１項第九号ア | 第十条第１項第九号サ | 第十条第１項第九号キ | 第十条第１項第九号ユ | 第十条第１項第九号メ | 第十条第１項第九号ミ | 第十条第１項第九号シ | 第十条第１項第九号ヱ | 第十条第１項第九号ヒ | 第十条第１項第九号モ | 第十条第１項第九号セ | 第十条第１項第九号ス | 第十条第１項第九号ン | 第十条第２項第一号 | 第十条第２項第二号 | 第十条第２項第三号 | 第十条第２項第四号 | 第十条第２項第五号 | 第十条第２項第六号 | 第十条第２項第七号 | 第十条第２項第八号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分	設備区分	機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2278	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（蒸気ドレ処理系、高レベル廃液処理系、蒸発乾固対策用セル傾注系、水素対策用セル傾注系）	主配管	AB	一式	Ⓒ-2	既設	安重	常設SA	S/①, 1.2Sa	主：高レベル廃液濃縮缶 従：代替換気設備	—	流体：純粋蒸気 流体２：蒸気ドレ
2279	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（漏えい検知収系、漏えい拡大防止系）	主配管	AB	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	S/— —/—	—	—	流体：純粋蒸気等
2280	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（漏えい検知収系）	主配管	AB	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：高レベル廃液
2281	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（漏えい検知収系）	主配管	AB	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気
2282	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（漏えい検知収系）	主配管	AB	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：純粋
2283	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（純粋蒸留水系：再処理設備本体用、内部ループ通水系）	主配管	AB	一式	Ⓒ-2	既設/改造	安重	常設SA	S/①, 1.2Sa	主：高レベル廃液濃縮缶 従：代替安全冷却水系	—	流体１：水蒸気 流体２：汽水
2284	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（漏えい検知収系）	主配管	AB	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：純粋蒸気等
2285	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（溶液保持系、漏えい検知収系、高レベル廃液処理系）	主配管	AB,AN,KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：純粋蒸気等
2286	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	主配管（漏えい検知収系）	主配管	AB	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	流体：高レベル廃液
2287	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	温度計保護管	—	AB	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2288	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶	高レベル廃液濃縮缶加熱器	—	AB	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	—
2289	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液受槽	容器	AB	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2290	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液調整槽	容器	AB	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2291	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液供給槽	容器	AB	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2292	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液濃縮缶	容器	AB	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2293	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液受槽セル漏えい検知系	容器	AB	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2294	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液調整槽セル漏えい検知系	容器	AB	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2295	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液供給槽セル漏えい検知系	容器	AB	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2296	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液濃縮缶セル漏えい検知系	容器	AB	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2297	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液濃縮缶凝縮器セル漏えい検知系	容器	AB	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2298	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	主配管（溶液保持系、高レベル廃液処理系）	主配管	AB,AN,KA	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：高レベル廃液
2299	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AB	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：高レベル廃液
2300	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	主配管（溶液保持系、蒸ドレ処理系）	主配管	AB	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：蒸気
2301	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮缶	アルカリ廃液濃縮缶加熱器	—	AB	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2302	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	第1,第2高レベル濃縮廃液一時貯槽	容器	KA	2	Ⓒ-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sa/①, 1.2Sa	主：高レベル濃縮廃液貯蔵系 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全冷却水系	—	—
2303	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	第1,第2高レベル濃縮廃液貯槽	容器	KA	2	Ⓒ-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sa/①, 1.2Sa	主：高レベル濃縮廃液貯蔵系 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全冷却水系	—	—
2304	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	放射性配管ジャケットセル漏えい検知系	容器	KA	2	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2305	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	高レベル濃縮廃液貯槽第1,第2セル漏えい検知系	容器	KA	2	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2306	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい検知系	容器	KA	1	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2307	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	G6配管セル漏えい検知系	容器	KA	1	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2308	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	第1,第2高レベル濃縮廃液貯槽配管G6部	容器	KA	2	Ⓒ-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	—
2309	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	A706配管G6弁設置1	容器	A706	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2310	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	A706配管G6弁設置2	容器	A706	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	—
2311	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	A706漏えい検知系1	容器	A706	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	—
2312	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	A706漏えい検知系2	容器	A706	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	C-1/—	—	—	—
2313	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	高レベル濃縮廃液貯槽第1,第2セル漏えい検知系 スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	4	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2314	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい検知系　スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	2	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2315	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	AB	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	流体：放射性廃液
2316	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	主配管（水素検知系、水然防止排気系、貯槽等注水系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	常設SA	S/①, 1.2Sa	主：高レベル濃縮廃液貯蔵系 従：代替全交流電源系 代替安全冷却水系	—	流体１：圧縮空気 流体２：汽水
2317	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	主配管（漏えい検知収系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：放射性廃液
2318	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	主配管（漏えい検知収系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気
2319	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	主配管（漏えい検知収系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：水素ガス（純水）
2320	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：放射性廃液
2321	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：放射性廃液
2322	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：放射性廃液
2323	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性成分貯蔵系	第1,第2不溶解性成分一時貯槽	容器	KA	2	Ⓒ-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	—
2324	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性成分貯蔵系	第1,第2不溶解性成分貯槽	容器	KA	2	Ⓒ-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	—
2325	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性成分貯蔵系	不溶解性成分一時貯槽セル漏えい検知系	容器	KA	2	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2326	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性成分貯蔵系	不溶解性成分貯槽第1,第2セル漏えい検知系	容器	KA	2	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2327	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性成分貯蔵系	不溶解性成分一時貯槽セル漏えい検知系スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	2	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2328	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性成分貯蔵系	不溶解性成分貯槽第1,第2セル漏えい検知系 スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	6	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2329	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性成分貯蔵系	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	流体：不溶解性成分廃液
2330	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性成分貯蔵系	主配管（水素検知系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：安全圧縮空気
2331	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性成分貯蔵系	主配管（漏えい検知収系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：不溶解性成廃液
2332	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性成分貯蔵系	主配管（漏えい検知収系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：安全蒸気
2333	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性成分貯蔵系	主配管（水素検知系、水然防止排気系、貯槽等注水系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：不溶解性成廃液
2334	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性成分貯蔵系	主配管（漏えい検知収系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：不溶解性成廃液
2335	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解性成分貯蔵系	主配管（漏えい検知収系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：不溶解性成廃液
2336	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	アルカリ濃縮廃液貯蔵系	アルカリ濃縮廃液貯槽	容器	KA	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2337	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	アルカリ濃縮廃液貯蔵系	アルカリ濃縮廃液貯槽セル漏えい検知系	容器	KA	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2338	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	アルカリ濃縮廃液貯蔵系	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	流体：アルカリ濃縮廃液
2339	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	高レベル廃液共用貯槽	容器	KA	1	Ⓒ-2	既設	安重	常設SA	S, 1.2Sa/①, 1.2Sa	主：共用貯蔵系 従：代替換気設備 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	—
2340	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	高レベル廃液共用貯槽セル漏えい検知系	容器	KA	1	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2341	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	高レベル廃液共用貯槽セル漏えい検知系スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	2	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2342	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S, 1.2Sa/—	—	—	流体：放射性廃液
2343	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（水素検知系、水然防止排気系、貯槽等注水系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	常設SA	S/①, 1.2Sa	主：共用貯蔵系 従：代替全交流電源系 代替安全冷却水系	—	流体１：圧縮空気 流体２：汽水
2344	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（漏えい検知収系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：放射性廃液
2345	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（漏えい検知収系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気
2346	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（漏えい検知収系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：水素ガス（純水）
2347	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：放射性廃液
2348	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	流体：放射性廃液
2349	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	純粋水受槽	容器	BA	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2350	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	低レベル含塩廃液受槽	容器	AB	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2351	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	極低レベル廃液受槽	容器	AB	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2352	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	極低レベル含塩廃液受槽	容器	AB	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2353	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	極低レベル含塩廃液受槽	容器	AB	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2354	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	極低レベル含塩廃液受槽	容器	AB	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2355	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	A701/A702漏えい検知系1	容器	A701/A70	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2356	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	A701/A702漏えい検知系2	容器	A701/A70	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2357	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	A702/A706漏えい検知系1	容器	A702/A70	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2358	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	A702漏えい検知系2	容器	A702	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2359	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	A702漏えい検知系3	容器	A702	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2360	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	A702/A706漏えい検知系2	容器	A702/A70	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2361	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	A701漏えい検知系1	容器	A701	一式	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2362	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	極低レベル廃液受槽	容器	BA	2	Ⓒ-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2363	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	低レベル廃液受槽	容器	BA	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2364	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	低レベル廃液受槽漏えい検知系	容器	BA	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2365	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	低レベル廃液受槽	容器	AD	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2366	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	第1低レベル第2廃液受槽	容器	AD	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2367	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	濃縮廃液受槽	容器	AD	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2368	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	濃縮廃液受槽	容器	AD	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2369	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	極低レベル含塩廃液受槽	容器	AC	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2370	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	第1低レベル廃液蒸発缶	容器	AD	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
2371	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	第1低レベル第1廃液受槽	容器	AD	4	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2372	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	第１低レベル凝縮水受槽	容器	AD	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2373	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	放射性配管ジャケット漏えい検知系１	容器	AD	1	Ⓒ-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—

| 番号 | 第二十五条第一項 | 第二十五条第二項 | 第二十五条第三項 | 第二十五条第五項第一号 | 第二十五条第五項第二号 | 第二十五条第五項第三号 | 第二十五条第五項第四号 | 第二十五条第五項第五号 | 第二十五条第五項第六号 | 第二十五条第六項 | 第二十六条第一項 | 第二十六条第二項 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十八条第一項第一号 | 第二十八条第一項第二号 | 第二十八条第一項第三号 | 第二十八条第一項第四号 | 第二十八条第一項第五号 | 第二十九条第一項 | 第二十九条第二項第一号 | 第二十九条第二項第二号 | 第二十九条第二項第三号 | 第二十九条第三項第一号 | 第二十九条第三項第二号 | 第二十九条第三項第三号 | 第二十九条第三項第四号 | 第二十九条第三項第五号 | 第二十九条第三項第六号 | 第二十九条第三項第七号 | 第二十九条第三項第八号 | 第二十九条第三項第九号 | 第二十九条第三項第十号 | 第二十九条第三項第十一号 | 第二十九条第三項第十二号 | 第二十九条第三項第十三号 |

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項
2275	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（廃ガス処理系、高レベル廃液処理系、蒸発乾固対策用セル換気系、水素対策用セル換気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	常設3A	S′(0)，1.2Ss	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替換気設備	—	流体1：純粋蒸気 流体2：酸ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2276	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（蒸気ト硝回収系，蒸気ト硝大気放出系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	S/— C/—	—	—	流体：純粋蒸気等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2280	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（蒸気ト硝回収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：高レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2281	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（蒸気ト硝回収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2282	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（蒸気ト硝回収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：純粋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2283	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（硝酸酸回収系，再処理設備本体用、内部ループ蒸発系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設3A	S′(0)，1.2Ss	主：高レベル廃液濃縮系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：水蒸気 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2284	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（蒸ト凍ト凍ト回収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：純粋蒸気等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2285	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（溶液保持系，蒸ト硝回収系，高レベル廃液処理系）	主配管	AB,AC,KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/— S，1.2Ss/—	—	—	流体：純粋蒸気等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2286	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（蒸ト凍ト硝回収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：高レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2287	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	主配管（蒸気ガス凍結）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2288	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶凝縮器	—	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2289	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮系	アルカリ廃液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2290	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮系	アルカリ廃液調整槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2291	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮系	アルカリ廃液供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2292	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮系	アルカリ廃液濃縮缶	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2293	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮系	アルカリ廃液受槽セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2294	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮系	アルカリ廃液調整槽セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2295	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮系	アルカリ廃液供給槽セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2296	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮系	アルカリ廃液濃縮缶セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2297	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮系	アルカリ廃液濃縮缶凝縮器セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2298	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮系	主配管（溶液保持系，高レベル廃液処理系）	主配管	AB,AC,KA	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：高レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2299	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮系	主配管（蒸ト凍ト凍ト回収系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：高レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2300	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮系	主配管（溶液保持系，廃ガス処理系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2301	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	アルカリ廃液濃縮系	アルカリ廃液濃縮缶凝縮器	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2302	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	第1,第2高レベル濃縮廃液一時貯槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設3A	S，1.2Ss′(0)，1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液貯蔵系 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全冷却水系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2303	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	第1,第2高レベル濃縮廃液貯槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設3A	S，1.2Ss′(0)，1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液貯蔵系 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全冷却水系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2304	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	放射性配管ジャケセル漏えい液受皿	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2305	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	高レベル濃縮廃液貯槽第1,第2セル漏えい液受皿	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2306	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受皿	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2307	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	分配器セル漏えい液受皿	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2308	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	第1,第2高レベル濃縮廃液分配器	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Ss′/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2309	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	A706配管(収納容器)	容器	A706	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2310	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	A706配管(収納容器)	容器	A706	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2311	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	A706高レベル廃液1	容器	A706	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2312	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	A706高レベル廃液2	容器	A706	一式	②-2	既設	非安重	—	C-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2313	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	高レベル濃縮廃液貯槽第1,第2セル漏えい液受皿 スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2314	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受皿　スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2315	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S，1.2Ss′/—	—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2316	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	主配管（水素掃気系，水然防止掃気系，貯槽等注水系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	常設3A	S′(0)，1.2Ss	主：高レベル濃縮廃液貯蔵系 従：代替全窒素ガス系 代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2317	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	主配管（蒸ト凍ト凍ト回収系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2318	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	主配管（蒸ト凍ト凍ト回収系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2319	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	主配管（蒸ト凍ト凍ト回収系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：水素水（純水）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2320	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	主配管（蒸ト凍ト凍ト回収系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：放射性廃液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2321	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	主配管（蒸ト凍ト凍ト必要ト）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2322	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯蔵系	主配管（蒸ト凍ト凍ト回収系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2323	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解残渣廃液貯蔵系	第1,第2不溶解残渣廃液一時貯槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Ss′/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2324	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解残渣廃液貯蔵系	第1,第2不溶解残渣廃液貯槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Ss′/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2325	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解残渣廃液貯蔵系	不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2326	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解残渣廃液貯蔵系	不溶解残渣廃液貯槽第1,第2セル漏えい液受皿	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2327	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解残渣廃液貯蔵系	不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2328	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解残渣廃液貯蔵系	不溶解残渣廃液貯槽第1,第2セル漏えい液受皿スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	6	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2329	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解残渣廃液貯蔵系	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S，1.2Ss′/—	—	—	流体：不溶解残渣廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2330	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解残渣廃液貯蔵系	主配管（水素掃気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：安全圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2331	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解残渣廃液貯蔵系	主配管（蒸ト凍ト凍ト回収系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：不溶解残渣廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2332	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解残渣廃液貯蔵系	主配管（蒸ト凍ト凍ト回収系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：安全蒸気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2333	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解残渣廃液貯蔵系	主配管（蒸ト凍ト凍ト回収系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：水素水（純水）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2334	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解残渣廃液貯蔵系	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：不溶解残渣廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2335	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	不溶解残渣廃液貯蔵系	主配管（蒸ト凍ト凍ト回収系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：不溶解残渣廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2336	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	アルカリ濃縮廃液貯蔵系	アルカリ濃縮廃液貯槽	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2337	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	アルカリ濃縮廃液貯蔵系	アルカリ濃縮廃液貯槽セル漏えい液受皿	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2338	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	アルカリ濃縮廃液貯蔵系	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	流体：アルカリ濃縮廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2339	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	高レベル廃液共用貯槽	容器	KA	1	②-2	既設	安重	常設3A	S，1.2Ss′(0)，1.2Ss	主：共用貯蔵系 従：代替換気設備 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2340	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受皿	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2341	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受皿スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2342	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S，1.2Ss′/—	—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2343	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（水素掃気系，水然防止掃気系，貯槽等注水系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	常設3A	S′(0)，1.2Ss	主：共用貯蔵系 従：代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2344	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（蒸ト凍ト凍ト回収系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2345	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（蒸ト凍ト凍ト回収系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2346	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（蒸ト凍ト凍ト回収系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：水素水（純水）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2347	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2348	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液貯蔵設備	共用貯蔵系	主配管（高レベル廃液処理系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2349	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	純粋生受槽	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2350	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	低レベル含塩廃液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2351	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	極低レベル廃液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2352	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	極低レベル含塩廃液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2353	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	極低レベル含塩廃液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2354	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	極低レベル含塩廃液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2355	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	A701/A702高レベル廃液1	容器	A701/A702	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2356	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	A701/A702高レベル廃液2	容器	A701/A702	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2357	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	A702/A703高レベル廃液1	容器	A702/A703	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2358	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	A702高レベル廃液2	容器	A702	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2359	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	A702高レベル廃液3	容器	A702	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2360	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	A702/A703高レベル廃液2	容器	A702/A703	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2361	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	A701高レベル廃液1	容器	A701	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2362	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	極低レベル廃液受槽	容器	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2363	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	低レベル廃液受槽	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2364	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	低レベル廃液受槽廃ト凍受皿	容器

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請区 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第四条第三項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第五条第三項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第六条第三項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第七条第三項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第十条第一項 | 第十条第二項 | 第十条第三項 | 第十条第四項 | 第十条第五項 | 第十条第六項 | 第十条第七項 | 第十条第八項 | 第十条第九項 | 第十条第十項 | 第十条第十一項 | 第十条第十二項 | 第十条第十三項 | 第十条第十四項第一号 | 第十条第十四項第二号 | 第十条第十四項第三号イ | 第十条第十四項第三号ロ | 第十条第十四項第三号ハ | 第十条第十四項第三号ニ | 第十条第十五項 | 第十条第十六項 | 第十条第十七項 | 第十条第十八項 | 第十条第十九項 | 第十条第二十項 | 第十条第二十一項 | 第十条第二十二項 | 第十条第二十三項 | 第十条第二十四項 | 第十条第二十五項 | 第十条第二十六項 | 第十条第二十七項 | 第十条第二十八項 | 第十条第二十九項 | 第十条第三十項 | 第十条第三十一項 | 第十条第三十二項 | 第十条第三十三項 | 第十条第三十四項 | 第十条第三十五項 | 第十条第三十六項 | 第十条第三十七項 | 第十条第三十八項 | 第十条第三十九項 | 第十条第四十項 | 第十条第四十一項 | 第十条第四十二項 | 第十条第四十三項 | 第十条第四十四項 | 第十条第四十五項 | 第十条第四十六項 | 第十条第四十七項 | 第十条第四十八項 | 第十条第四十九項 | 第十条第五十項 | 第十条第五十一項 | 第十条第五十二項 | 第十条第五十三項 | 第十条第五十四項 | 第十条第五十五項 | 第十条第五十六項 | 第十条第五十七項 | 第十条第五十八項 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 施設区分 | 設備区分 | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請区 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第三十条 閉じ込め機能 | 第三十条 遮蔽機能 | 第三十条 臨界防止機能 | 第三十条 除熱機能 | 第三十条 冷却水機能 | 第三十条 計測制御機能 | 第三十条 電源機能 | 第三十条 緊急時対策所 | 第三十条 監視機能 | 第三十条 放射線管理施設 | 第三十条 廃棄物処理設備 | 第三十条 放射線管理用の機器 | 第三十条 警報機能 | 第三十条 情報伝達機能 | 第三十条 火災防護 | 第三十条 溢水防護 | 第三十条 化学薬品防護 | 第三十条 爆発防護 | 第三十条 生体遮蔽 | 第三十条 保管 | 第三十条 搬送設備 | 第三十条 緊急時対策所 | 第三十条 通信連絡設備 | 第三十条 緊急時対策所 | 第三十条 緊急時対策所 | 第三十条 緊急時対策所

番号	施設区分	設備区分	機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十条第二項	第五十一条第一項
2274	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	放射性配管分岐室地下第１貯留槽２	容器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2275	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	放射性配管分岐室地下第１貯留槽３	容器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2276	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	第１低レベル第２廃液受槽室漏えい検受益	容器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2277	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	第１低レベル廃液蒸発缶室漏えい検受益	容器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2278	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	第１低レベル濃縮廃液貯槽室漏えい検受益	容器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2279	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	廃液受槽から漏えい検受益	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2280	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	主配管（原液保持系、低レベル廃液処理系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2281	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2282	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	AB, AT025	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	成項：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2283	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	AA, AB, AT02, AT03, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	成項：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2284	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	主配管（漏えい対応設計）.	主配管	AT02, AA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	成項：低レベル廃液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2285	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	AC, AT07, AA, AB, AT03, AT04, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	成項：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2286	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	主配管（漏えい対応設計）.	主配管	AT07, AA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	成項：低レベル廃液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2287	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	成項：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2288	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	主配管（低レベル濃縮廃液処理系）	主配管	AC, AT05, AT01, AD	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	成項：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2289	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	漏えい検受益	—	AT07	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2290	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第１低レベル廃液処理系	—	漏えい検受益	—	AT07	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2291	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第２低レベル廃液処理系	—	極低レベル無塩廃液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2292	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第２低レベル廃液処理系	—	極低レベル無塩廃液受槽	容器	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2293	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第２低レベル廃液処理系	—	極低レベル無塩廃液受槽	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2294	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第２低レベル廃液処理系	—	第２低レベル廃液蒸発缶	容器	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2295	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第２低レベル廃液処理系	—	第２低レベル廃液受槽	容器	AD	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2296	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第２低レベル廃液処理系	—	第２低レベル福島水受槽	容器	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2297	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第２低レベル廃液処理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	AB, AT025, AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	成項：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2298	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第２低レベル廃液処理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	AA, AB, AT02, AT03, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	成項：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2299	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第２低レベル廃液処理系	—	主配管（漏えい対応設計）.	主配管	AC, AT05, AT01, AD	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	成項：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2300	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第２低レベル廃液処理系	—	主配管（漏えい対応設計）.	主配管	AD, AT05, AT01, AD	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	成項：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2301	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第２低レベル廃液処理系	—	高濃縮廃液処理系	—	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2302	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第２低レベル廃液処理系	—	キャスク内冠水受槽	容器	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2303	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	低レベル廃液サンプル槽	容器	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2304	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	極低レベル廃液中和槽	容器	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2305	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	低レベル濃縮廃液貯槽	容器	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	79909-V101～V109（低レベル濃縮廃液貯槽ハ～ヘ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2306	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	低レベル濃縮廃液貯槽	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	79909-V112（低レベル濃縮廃液貯槽ヘ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2307	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	極低レベル廃液サンプル槽	容器	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2308	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	第1低レベル廃液蒸発缶	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2309	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	第1低レベル廃液蒸発缶デミスタ	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2310	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	低レベル廃液収集槽	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2311	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	キャスク内冠水受槽漏えい検受益	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2312	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	キャスク内冠水受槽漏えい検受益	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2313	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	第1低レベル廃液蒸発缶室漏えい検受益	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2314	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	第1ろ過装置漏えい検受益1	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2315	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	第1ろ過装置漏えい検受益2	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2316	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	第1ろ過装置漏えい検受益3	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2317	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	第1ろ過装置漏えい検受益4	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2318	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	第1ろ過装置漏えい検受益5	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2319	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	第1ろ過装置漏えい検受益6	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2320	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	第1ろ過装置漏えい検受益7	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2321	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	第1ろ過装置漏えい検受益8	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2322	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	北第1配管室漏えい検受益	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2323	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	キャスク内部冠水水受槽益	容器	FC	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2324	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料輸送容器管理建屋（除染エリア）間洞道漏えい検受益	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料輸送容器管理建屋（除染エリア）間洞道漏えい検受益	容器	AT09	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2325	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	第1ろ過装置	ろ過装置	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2326	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	第2ろ過装置	ろ過装置	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2327	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	脱塩装置	ろ過装置	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2328	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	第6低レベル廃液蒸発加熱器	熱交換器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2329	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	キャスク内冠水ポンプ	ポンプ	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2330	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	低レベル廃液収集ポンプ	ポンプ	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2331	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	低レベル廃液サンプルポンプ	ポンプ	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2332	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	極低レベル廃液中和ポンプ	ポンプ	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2333	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	低レベル濃縮廃液ポンプ	ポンプ	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	79909-P211～P212（低レベル濃縮廃液ポンプハ～ヨ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2334	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	低レベル濃縮廃液ポンプ	ポンプ	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	79909-P215（低レベル濃縮廃液ポンプニ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2335	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	第6低レベル廃液蒸発加熱器ポンプ	ポンプ	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2336	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	FA, FB, AB, AD, AA, AT02, AT03, AT01	一式	①	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	成項：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2337	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	主配管（漏えい対応設計）.	主配管	FA, FC	一式	①	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	成項：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2338	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	除染ピット	—	FC	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2339	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃棄物処理系	—	高濃縮廃ろ過装置	—	FB	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2340	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	油分除去系	—	油分除去廃液貯槽	容器	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2341	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	油分除去系	—	油分除去装置	ろ過装置	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2342	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	油分除去系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	成項：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2343	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	第2放出前貯槽	容器	FB	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2344	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	第2海洋放出ポンプ	—	FB	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2345	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	AT01漏えい検受益2	容器	AT01	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2346	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	第1放出前貯槽	容器	AD	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	MOX(再処理主)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2347	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	第1海洋放出ポンプ	ポンプ	AD	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	MOX(再処理主)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2348	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	主配管（漏えい対応設計）.	主配管	CA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	成項：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2349	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	成項：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2350	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	AD, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	MOX(再処理主)	成項：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2351	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	MOX(再処理主)	詳細設計中 成項：低レベル廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2352	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	FB, 屋外	一式	①/等級工認②2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	成項：低レベル廃液 海洋放出管の切り離し工事に伴い、設備の適正化を行う（配管を含む）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第四条第三項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第九条第一項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号イ | 第十条第一項第九号ロ | 第十条第一項第九号ハ | 第十条第一項第九号ニ | 第十条第一項第九号ホ | 第十条第一項第九号ヘ | 第十条第一項第九号ト | 第十条第一項第九号チ | 第十条第一項第九号リ | 第十条第一項第九号ヌ | 第十条第一項第九号ル | 第十条第一項第九号ヲ | 第十条第一項第九号ワ | 第十条第一項第九号カ | 第十条第一項第九号ヨ | 第十条第一項第九号タ | 第十条第一項第九号レ | 第十条第一項第九号ソ | 第十条第一項第九号ツ | 第十条第一項第九号ネ | 第十条第一項第九号ナ | 第十条第一項第九号ラ | 第十条第一項第九号ム | 第十条第一項第九号ウ | 第十条第一項第九号ヰ | 第十条第一項第九号ノ | 第十条第一項第九号オ | 第十条第一項第九号ク | 第十条第一項第九号ヤ | 第十条第一項第九号マ | 第十条第一項第九号ケ | 第十条第一項第九号フ | 第十条第一項第九号コ | 第十条第一項第九号エ | 第十条第一項第九号テ | 第十条第一項第九号ア | 第十条第一項第九号サ | 第十条第一項第九号キ | 第十条第一項第九号ユ | 第十条第一項第九号メ | 第十条第一項第九号ミ | 第十条第一項第九号シ | 第十条第一項第九号ヱ | 第十条第一項第九号ヒ | 第十条第一項第九号モ | 第十条第一項第九号セ | 第十条第一項第九号ス | 第十条第一項第九号ン | 第十条第一項第九号ゐ | 第十条第一項第九号の | 第十条第一項第九号お | 第十条第一項第九号く | 第十条第一項第九号や | 第十条第一項第九号ま | 第十条第一項第九号け | 第十条第一項第九号ふ | 第十条第一項第九号こ | 第十条第一項第九号え | 第十条第一項第九号て | 第十条第一項第九号あ | 第十条第一項第九号さ | 第十条第一項第九号き | 第十条第一項第九号ゆ | 第十条第一項第九号め | 第十条第一項第九号み | 第十条第一項第九号し | 第十条第一項第九号ゑ | 第十条第一項第九号ひ | 第十条第一項第九号も | 第十条第一項第九号せ | 第十条第一項第九号す | 第十条第一項第九号ん

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分	設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2453	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	高レベル廃液貯槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.2Sa/(S)，1.2Sa	主：高レベル廃液ガラス固化設備 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全外部水系	—
2454	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	アルカリ濃縮廃液中和槽	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—
2455	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	供給槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.2Sa/(S)，1.2Sa	主：高レベル廃液ガラス固化設備 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全外部水系	—
2456	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	供給槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S，1.2Sa/(S)，1.2Sa	主：高レベル廃液ガラス固化設備 従：代替換気設備 代替安全冷却水系 代替安全外部水系	—
2457	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	固化セル漏えい検知盤	容器	KA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.2Sa	主：高レベル廃液ガラス固化設備 従：代替換気設備	—
2458	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	高レベル廃液貯蔵槽第1，第2セル漏えい検知盤	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2459	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	アルカリ濃縮廃液中和槽セル漏えい検知盤	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2460	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	供給槽第1セル漏えい検知盤	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2461	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	供給槽第2セル漏えい検知盤	容器	KA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.2Sa	主：高レベル廃液ガラス固化設備 従：代替換気設備	—
2462	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	放射性配管分岐セル漏えい検知盤	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2463	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス溶融炉	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	—
2464	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	固体廃棄物除染セル漏えい検知盤	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2465	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	流下ノズル冷却用空気槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2466	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	模擬廃液受入槽	容器	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2467	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	模擬廃液供給槽	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2468	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス固化体容器	容器	KA	3196	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—
2469	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	固化セル漏えい検知盤スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2470	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	高レベル廃液貯蔵第1セル漏えい検知盤スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2471	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	高レベル廃液貯蔵第2セル漏えい検知盤スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2472	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主要弁[redacted]	主要弁	KA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2473	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（固液保持系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	流体：放射性廃液
2474	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（水素掃気系，未然防止掃気系，貯槽等注水系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.2Sa	主：高レベル廃液ガラス固化設備 従：代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	流体1：圧縮空気 流体2：汽水
2475	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（漏えい検知区画）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：放射性廃液
2476	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（漏えい検知区画）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：蒸気
2477	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（漏えい検知区画）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：希釈水（純水）
2478	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（流下排水用冷却空気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	流体：圧縮空気
2479	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（高放熱性廃水系，再処理設備本体用，内部ループ最小系，冷却ジャケット等最小系）	主配管	KA	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)，1.2Sa	主：高レベル廃液ガラス固化設備 従：代替安全冷却水系	流体1：冷却水 流体2：汽水
2480	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（固液保持系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	流体：放射性廃液
2481	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（漏えい検知区画）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：放射性廃液
2482	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	流体：放射性廃液
2483	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	流体：放射性廃液
2484	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（模擬廃液系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	流体：模擬廃液
2485	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（模擬廃液系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	流体：模擬廃液
2486	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（固液保持系，模擬廃液系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	流体：放射性廃液，模擬廃液
2487	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	固化セル移送台車	搬送設備	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
2488	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	除染装置クレーン	搬送設備	KA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2489	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス固化体取出室天井クレーン	搬送設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2490	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス固化体取出ジブクレーン	搬送設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—
2491	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	排気機	機械装置	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2492	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	除染装置（除染機構）	機械装置	KA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2493	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス固化体外観検査装置	機械装置	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2494	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス固化体表面汚染検査装置	機械装置	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2495	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス固化体閉じふた検査装置	機械装置	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2496	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	固化セル内ガラス固化体収納架台	機械装置	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2497	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス固化体取置架台	機械装置	KA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2498	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス固化体寸法検査装置	機械装置	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2499	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	蓋巻板装置	機械装置	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2500	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵ピット（収納管/通風管）	ラック/ピット/棚	KA	1	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	収納管及び通風管 各45本/基
2501	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の第1貯蔵ピット～第4貯蔵ピット（収納管/通風管）	ラック/ピット/棚	KBE	4	②-2	既設	安重	—	S，1.2Sa/—	—	収納管及び通風管 各80本/基
2502	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	ガラス固化体検査室パワーマニプレータ	搬送設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2503	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	トレンチ移送台車（遮蔽容器/ガラス固化体の移送機構）	搬送設備	KBE	1	②-2	既設	安重/非安重	—	S，B-2/—	—	移送機構：B-2/非安重 遮蔽容器：S/安重
2504	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	ガラス固化体受入れクレーン	搬送設備	KBE	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2505	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟遮蔽付きクレーン（遮蔽容器/ガラス固化体の移送機構）	搬送設備	KBE	1	②-2	既設	安重/非安重	—	S，B-2/—	—	移送機構：B-2/非安重 遮蔽容器：S/安重
2506	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却空気入口シャフト	建物・構築物	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2507	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却空気出口シャフト	建物・構築物	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2508	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の冷却空気入口シャフト	建物・構築物	KBE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2509	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の冷却空気出口シャフト	建物・構築物	KBE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2510	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	主配管（低レベル濃縮廃液処理系）	主配管	FA	一式	①	既設	非安重	—	B/—	—	流体：低レベル濃縮廃液
2511	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	固化装置	機械装置	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—
2512	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	結晶槽	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2513	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	洗浄廃液受槽第1い受弁室	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2514	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液受槽	容器	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2515	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液受槽第1い検定弁室	容器	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2516	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液貯槽	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2517	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液貯槽第1い検定弁室	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2518	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	北第2配管室漏えい検定盤	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2519	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	主配管（低レベル濃縮廃液処理系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：低レベル廃液 流体：低レベル廃棄物粉体
2520	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	圧縮成型装置	機械装置	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2521	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	乾燥装置	機械装置	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2522	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	A701/A702漏えい検定弁	容器	A701/A702	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2523	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	熱分解装置漏えい検定弁	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2524	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	調整槽	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2525	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	調整槽漏えい検定盤	容器	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2526	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	廃有機溶媒残渣受槽	容器	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2527	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	廃有機溶媒残渣受槽漏えい検定盤	容器	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2528	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	主要弁（3132-V115）	主要弁	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2529	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	主配管（廃溶媒処理系）	主配管	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	流体：低レベル廃液 流体：低レベル廃棄物粉体
2530	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	圧縮成型装置	機械装置	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2531	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	熱分解装置	機械装置	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2532	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	排煙装置	機械装置	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
2533	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	雑固体廃棄物処理系	—	セラミックフィルタ	フィルタ	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—

| 番号 | 第二十条第一項 | 第二十条第二項 | 第二十条第三項 | 第二十条第四項 | 第二十条第五項第一号 | 第二十条第五項第二号 | 第二十条第五項第三号 | 第二十条第五項第四号 | 第二十条第五項第五号 | 第二十条第六項第一号 | 第二十条第六項第二号 | 第二十条第七項第一号 | 第二十条第七項第二号 | 第二十条第八項第一号 | 第二十条第八項第二号 | 第二十条第八項第三号 | 第二十条第八項第四号 | 第二十条第九項第一号 | 第二十条第九項第二号 | 第二十条第九項第三号 | 第二十条第九項第四号 | 第二十条第九項第五号 | 第二十条第九項第六号 | 第二十条第十項 | 第二十条第十一項 | 第二十条第十二項 | 第二十条第十三項 | 第二十条第十四項 | 第二十条第十五項 | 第二十条第十六項 | 第二十条第十七項 | 第二十条第十八項 | 第二十条第十九項 | 第二十条第二十項 | 第二十条第二十一項 | 第二十条第二十二項 | 第二十条第二十三項 | 第二十条第二十四項 | 第二十条第二十五項 | 第二十条第二十六項 | 第二十条第二十七項 | 第二十条第二十八項 | 第二十条第二十九項 | 第二十条第三十項 | 第二十条第三十一項 | 第二十条第三十二項 | 第二十条第三十三項 | 第二十条第三十四項 | 第二十条第三十五項 | 第二十条第三十六項 | 第二十条第三十七項 | 第二十条第三十八項 | 第二十条第三十九項 | 第二十条第四十項 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項 | 第四十条第六項 | 第四十条第七項 | 第四十条第八項 | 第四十条第九項 | 第四十条第十項 | 第四十条第十一項 | 第四十条第十二項 | 第四十条第十三項 | 第四十条第十四項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第二項第二号	第五十一条第一項
2453	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	高レベル廃液混合槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S、1.2Sa/(S)、1.2Sa	主：高レベル廃液ガラス固化設備 従：代替換気設備 代替安全圏窒気系 代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2454	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	アルカリ濃縮廃液中和槽	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2455	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	供給槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S、1.2Sa/(S)、1.2Sa	主：高レベル廃液ガラス固化設備 従：代替換気設備 代替安全圏窒気系 代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2456	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	供給槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S、1.2Sa/(S)、1.2Sa	主：高レベル廃液ガラス固化設備 従：代替換気設備 代替安全圏窒気系 代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2457	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	固化セル漏えい検知盤	容器	KA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Sa	主：高レベル廃液ガラス固化設備 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2458	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	高レベル廃液混合槽第1,第2セル漏えい検知盤	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2459	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	アルカリ濃縮廃液中和槽セル漏えい検知盤	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2460	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	供給槽第1セル漏えい検知盤	容器	KA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2461	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	供給槽第2セル漏えい検知盤	容器	KA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Sa	主：高レベル廃液ガラス固化設備 従：代替換気設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2462	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	放射性配管分岐セル漏えい検知盤	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2463	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス溶融炉	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S、1.2Sa/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2464	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	固体廃棄物除染セル漏えい検知盤	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2465	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	流下ノズル冷却用空気槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2466	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	模擬廃液受入槽	容器	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2467	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	模擬廃液供給槽	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2468	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス固化体容器	容器	KA	3195	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2469	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	固化セル漏えい検知盤スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2470	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	高レベル廃液混合槽第1セル漏えい検知盤スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2471	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	高レベル廃液混合槽第2セル漏えい検知盤スチームジェットポンプ	ポンプ	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2472	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主要[redacted]	主要ポ	KA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2473	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（固液保持系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S、1.2Sa/—	—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2474	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（水素掃気系、未然防止掃気系、貯槽等注水系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Sa	主：高レベル廃液ガラス固化設備 従：代替安全圏窒気系 代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2475	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（漏えい検知区系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2476	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（漏えい検知区系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2477	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（漏えい検知区系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：希釈水（純水）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2478	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（流下停止用冷却空気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2479	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（仮焼熱回収系、再処理設備本体用、内部ループ蒸気系、冷却ホイル等蒸気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)、1.2Sa	主：高レベル廃液ガラス固化設備 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2480	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（固液保持系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2481	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（漏えい検知区系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2482	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（漏えい検知区系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2483	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（漏えい検知区系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：放射性廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2484	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（模擬廃液系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：模擬廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2485	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（模擬廃液系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	流体：模擬廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2486	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	主配管（固液保持系、模擬廃液系）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S、1.2Sa/—	—	—	流体：放射性廃液、模擬廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2487	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	固化セル移送台車	搬送設備	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2488	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	除染装置クレーン	搬送設備	KA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2489	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス固化体検査室天井クレーン	搬送設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2490	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス固化体取扱ジブクレーン	搬送設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2491	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	排除機	機械装置	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2492	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	除染装置（除染機構）	機械装置	KA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2493	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス固化体外観検査装置	機械装置	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2494	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス固化体表面汚染検査装置	機械装置	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2495	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス固化体閉じ込め検査装置	機械装置	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2496	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	固化セルガラス固化体収納架台	機械装置	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2497	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス固化体段置架台	機械装置	KA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2498	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	ガラス固化体寸法検査装置	機械装置	KA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2499	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	蓋溶接装置	機械装置	KA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2500	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵ピット（収納管/通風管）	ラック/ピット/棚	KA	1	②-2	既設	安重	—	S、1.2Sa/—	—	—	収納管及び通風管　各45本/基	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2501	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の第1貯蔵ピット-第4貯蔵ピット（収納管/通風管）	ラック/ピット/棚	KBE	4	②-2	既設	安重	—	S、1.2Sa/—	—	—	収納管及び通風管各40本/基	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2502	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	ガラス固化体検査室パワーマニプレータ	搬送設備	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2503	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	トレーデ移送台車（遮蔽容器/ガラス固化体の移送機構）	搬送設備	KBE	1	②-2	既設	安重/非安重	—	S、B-2/—	—	—	移送機構：B-2/非安重 遮蔽容器：S/安重	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2504	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	ガラス固化体受入れクレーン	搬送設備	KBE	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2505	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟で運転するクレーン（遮蔽容器/ガラス固化体の移送機構）	搬送設備	KBE	1	②-2	既設	安重/非安重	—	S、B-2/—	—	—	移送機構：B-2/非安重 遮蔽容器：S/安重	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2506	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却空気入口ジャケット	建物・構造物	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2507	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却空気出口ジャケット	建物・構造物	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2508	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の冷却空気入口ジャケット	建物・構造物	KBE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2509	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の冷却空気出口ジャケット	建物・構造物	KBE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2510	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	主配管（低レベル濃縮廃液処理系）	主配管	FA	一式	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：低レベル濃縮廃液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2511	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	固化装置	機械装置	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2512	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	結晶槽	容器	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2513	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	洗浄廃液受槽漏えい検知盤	容器	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2514	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液受槽	容器	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2515	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液受槽漏えい検知盤	容器	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2516	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液貯槽	容器	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2517	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液貯槽漏えい検知盤	容器	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2518	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	七第2配管室漏えい検知盤	容器	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2519	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	主配管（低レベル濃縮廃液処理系）	主配管	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：低レベル廃液 流体：低レベル廃棄物粉体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2520	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	圧縮成型装置	機械装置	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2521	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	乾燥装置	機械装置	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2522	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	ATH1/ATH2漏えい検知盤3	容器	ATH1/ATH2	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2523	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	熱分解装置漏えい検知盤	容器	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2524	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	調整槽	容器	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2525	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	調整槽漏えい検知盤	容器	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2526	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	廃有機溶媒残渣受槽	容器	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2527	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	廃有機溶媒残渣受槽漏えい検知盤	容器	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2528	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	主要ポ（S132~W115）	主要ポ	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2529	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	主配管（廃溶媒処理系）	主配管	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：低レベル廃液 流体：低レベル廃棄物粉体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2530	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	圧縮成型装置	機械装置	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2531	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	熱分解装置	機械装置	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2532	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	燃焼装置	機械装置	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2533	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	雑固体廃棄物処理系	—	セラミックフィルタ	フィルタ	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第五条第三項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第六条第三項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第七条第三項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第九条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号イ | 第十条第一項第十号ロ | 第十条第一項第十号ハ | 第十条第一項第十号ニ | 第十条第一項第十号ホ | 第十条第一項第十号ヘ | 第十条第一項第十号ト | 第十条第一項第十号チ | 第十条第一項第十号リ | 第十条第一項第十号ヌ | 第十条第一項第十号ル | 第十条第一項第十号ヲ | 第十条第一項第十号ワ | 第十条第一項第十号カ | 第十条第一項第十号ヨ | 第十条第一項第十号タ | 第十条第一項第十号レ | 第十条第一項第十号ソ | 第十条第一項第十号ツ | 第十条第一項第十号ネ | 第十条第一項第十号ナ | 第十条第一項第十号ラ | 第十条第一項第十号ム | 第十条第一項第十号ウ | 第十条第一項第十号ヰ | 第十条第一項第十号ノ | 第十条第一項第十号オ | 第十条第一項第十号ク | 第十条第一項第十号ヤ | 第十条第一項第十号マ | 第十条第一項第十号ケ | 第十条第一項第十号フ | 第十条第一項第十号コ | 第十条第一項第十号エ | 第十条第一項第十号テ | 第十条第一項第十号ア | 第十条第一項第十号サ | 第十条第一項第十号キ | 第十条第一項第十号ユ | 第十条第一項第十号メ | 第十条第一項第十号ミ | 第十条第一項第十号シ | 第十条第一項第十号ヱ | 第十条第一項第十号ヒ | 第十条第一項第十号モ | 第十条第一項第十号セ | 第十条第一項第十号ス | 第十条第一項第十号ン | 第十条第一項第十号ゐ | 第十条第一項第十号の | 第十条第一項第十号お | 第十条第一項第十号く | 第十条第一項第十号や | 第十条第一項第十号ま | 第十条第一項第十号け | 第十条第一項第十号ふ | 第十条第一項第十号こ | 第十条第一項第十号え | 第十条第一項第十号て | 第十条第一項第十号あ | 第十条第一項第十号さ | 第十条第一項第十号き | 第十条第一項第十号ゆ | 第十条第一項第十号め | 第十条第一項第十号み | 第十条第一項第十号し | 第十条第一項第十号ゑ | 第十条第一項第十号ひ | 第十条第一項第十号も | 第十条第一項第十号せ | 第十条第一項第十号す | 第十条第一項第十号京 | 第十条第一項第十号 | 第十条第二項 | 第十条第三項 | 第十条第四項 | 第十条第五項 | 第十条第六項 | 第十条第七項 | 第十条第八項 | 第十条第九項 | 第十条第十項 | 第十条第十一項 | 第十条第十二項 | 第十条第十三項 | 第十条第十四項 | 第十条第十五項 | 第十条第十六項 | 第十条第十七項 | 第十条第十八項 | 第十条第十九項 | 第十条第二十項 | 第十条第二十一項 | 第十条第二十二項 | 第十条第二十三項 | 第十条第二十四項 | 第十条第二十五項 | 第十条第二十六項 | 第十条第二十七項 | 第十条第二十八項 | 第十条第二十九項 | 第十条第三十項 | 第十条第三十一項 | 第十条第三十二項 | 第十条第三十三項 | 第十条第三十四項 | 第十条第三十五項 | 第十条第三十六項 | 第十条第三十七項 | 第十条第三十八項 | 第十条第三十九項 | 第十条第四十項 | 第十条第四十一項 | 第十条第四十二項 | 第十条第四十三項 | 第十条第四十四項 | 第十条第四十五項 | 第十条第四十六項 | 第十条第四十七項 | 第十条第四十八項 | 第十条第四十九項 | 第十条第五十項 | 第十条第五十一項 | 第十条第五十二項 | 第十条第五十三項 | 第十条第五十四項 | 第十条第五十五項 | 第十条第五十六項 | 第十条第五十七項 | 第十条第五十八項 | 第十条第五十九項 | 第十条第六十項 | 第十条第六十一項 | 第十条第六十二項 | 第十条第六十三項 | 第十条第六十四項 | 第十条第六十五項 | 第十条第六十六項 | 第十条第六十七項 | 第十条第六十八項 | 第十条第六十九項 | 第十条第七十項 | 第十条第七十一項 | 第十条第七十二項 | 第十条第七十三項 | 第十条第七十四項 | 第十条第七十五項 | 第十条第七十六項 | 第十条第七十七項 | 第十条第七十八項 | 第十条第七十九項 | 第十条第八十項 | 第十条第八十一項 | 第十条第八十二項 | 第十条第八十三項 | 第十条第八十四項 | 第十条第八十五項 | 第十条第八十六項 | 第十条第八十七項 | 第十条第八十八項 | 第十条第八十九項 | 第十条第九十項 | 第十条第九十一項 | 第十条第九十二項 | 第十条第九十三項 | 第十条第九十四項 | 第十条第九十五項 | 第十条第九十六項 | 第十条第九十七項 | 第十条第九十八項 | 第十条第九十九項 | 第十条第百項 | 第十条第百一項 | 第十条第百二項 | 第十条第百三項 | 第十条第百四項 | 第十条第百五項 | 第十条第百六項 | 第十条第百七項 | 第十条第百八項 | 第十条第百九項 | 第十条第百十項 | 第十条第百十一項 | 第十条第百十二項 | 第十条第百十三項 | 第十条第百十四項 | 第十条第百十五項 | 第十条第百十六項 | 第十条第百十七項 | 第十条第百十八項 | 第十条第百十九項 | 第十条第百二十項 | 第十条第百二十一項 | 第十条第百二十二項 | 第十条第百二十三項 | 第十条第百二十四項 | 第十条第百二十五項 | 第十条第百二十六項 | 第十条第百二十七項 | 第十条第百二十八項 | 第十条第百二十九項 | 第十条第百三十項 | 第十条第百三十一項 | 第十条第百三十二項 | 第十条第百三十三項 | 第十条第百三十四項 | 第十条第百三十五項 | 第十条第百三十六項 | 第十条第百三十七項 | 第十条第百三十八項 | 第十条第百三十九項 | 第十条第百四十項 | 第十条第百四十一項 | 第十条第百四十二項 | 第十条第百四十三項 | 第十条第百四十四項 | 第十条第百四十五項 | 第十条第百四十六項 | 第十条第百四十七項 | 第十条第百四十八項 | 備考 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分	設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2534	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	雑固体廃棄物処理系	—	主配管（雑固体廃棄物処理系）	主配管	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	S、C/—	—	—	—	流体：低レベル廃棄物弁体
2535	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	雑固体廃棄物処理系	—	圧縮減容装置	機械装置	DA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2536	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	雑固体廃棄物処理系	—	焼却装置	機械装置	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2537	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系	—	主配管（廃棄物貯蔵系）	主配管	DK	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	流体：低レベル廃液
2538	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系	—	第2バーナブルポイズン切断装置	機械装置	DK	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
2539	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系	—	第2チャンネルボックス切断装置	機械装置	DK	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
2540	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系	—	第1チャンネルボックス切断装置	機械装置	FA	2	②-2	既設	非安重	—	B-1、B-2/—	—	—	—
2541	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系	—	第1バーナブルポイズン切断装置	機械装置	FA	2	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	—
2542	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系	—	切断ピット	—	DK	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2543	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯蔵系	—	廃棄物貯槽（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	容器	FA	3	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2544	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯蔵系	—	プール水浄化系ろ過装置使用済み交換樹脂六い貯空蓋	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2545	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯蔵系	—	プール水浄化系ろ過装置使用済み交換樹脂六い貯空蓋	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2546	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯蔵系	—	北第3配管室廃ろい貯空蓋	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2547	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯蔵系	—	プール水浄化系ろ過装置使用済み交換樹脂六い貯空蓋	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2548	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯蔵系	—	第2ろ過装置使用済み交換樹脂六い貯空蓋	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2549	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯蔵系	—	主配管（廃棄物貯蔵系）	主配管	FA	一式	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：低レベル廃液（廃棄物、廃スラッジ）
2550	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯蔵系	—	廃棄物貯槽	容器	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2551	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯蔵系	—	廃棄物貯槽第1遮蔽入い貯空蓋 廃棄物貯槽第2遮蔽入い貯空蓋	容器	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2552	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯蔵系	—	廃棄物貯槽第1い貯空蓋	容器	DC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2553	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯蔵系	—	廃棄物貯槽	容器	DC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2554	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	ハル・エンドピース貯蔵系	—	貯蔵プール	容器	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2555	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	ハル・エンドピース貯蔵系	—	プール水浄化系第1い貯空蓋	容器	AE	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
2556	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	ハル・エンドピース貯蔵系	—	主配管（遮えい壁入口部）	主配管	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：遮えい壁（低レベル）
2557	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	ハル・エンドピース貯蔵系	—	主配管（廃棄物貯蔵系）	主配管	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：低レベル廃液（廃棄物）
2558	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵エリア	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵エリア	建物・構築物	DC	—	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2559	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	第1低レベル廃棄物貯蔵系	—	低レベル固体廃棄物貯蔵ユアド（第1低レベル廃棄物貯蔵系）	建物・構築物	FD	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2560	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系	—	低レベル固体廃棄物貯蔵ユアド（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系）	建物・構築物	FA	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2561	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	第2低レベル廃棄物貯蔵系	第1貯蔵系	低レベル固体廃棄物貯蔵ユアド（第1貯蔵系）	建物・構築物	DB	一式	①	改造	非安重	—	C/—	—	E(再処理)	
2562	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	第2低レベル廃棄物貯蔵系	第2貯蔵系	低レベル固体廃棄物貯蔵ユアド（第2貯蔵系）	建物・構築物	DB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	M(1(再処理)	
2563	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	第4低レベル廃棄物貯蔵系	—	低レベル固体廃棄物貯蔵ユアド（第4低レベル廃棄物貯蔵系）	建物・構築物	FD2	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2564	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	ガンマ線エリアモニタ	計装/管理設備	AA, AB, AC, AD, AE, AI, AJ, KB, BA, BB, BC, BD, BE, BI, CJ, FA, FB, FC, KA, KB	130	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2565	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	ベータ線ダストモニタ	計装/管理設備	AA, AB, AD, AE, AI, KB, BA, BC, FA, FB, FC, KA, KB	44	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OS(1(再処理)	
2566	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	中性子線エリアモニタ	計装/管理設備	AA, AB, AC, AD, AE, AI, B	39	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2567	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	アルファ線ダストモニタ	計装/管理設備	AB, AC, AD, AE, CA, CB, BA	46	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OS(1(再処理)	
2568	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	臨界警報装置	計装/管理設備	AA, AB, AC, CA, AG	9	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2569	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	計装/管理設備	AG	2	①	既設	非安重	常設SA	C/(C)	DB・SA兼用	—
2570	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	排気モニタリング設備	排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）	—	AG	2	①	既設	非安重	常設SA	C/(C)	DB・SA兼用	—
2571	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	排気モニタリング設備	排気サンプリング設備（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒）	—	AG	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
2572	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	排気モニタリング設備	主排気筒ガスモニタ	計装/管理設備	AP	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—
2573	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	排気モニタリング設備	冷却空気出口シャフトモニタ	計装/管理設備	KA, KB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
2574	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	排気モニタリング設備	排気サンプリング設備（主排気筒）	—	AP	2	②-2	既設	安重/非安重	常設SA	S、C/(S)、—	DB・SA兼用	—
2575	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	排気モニタリング設備	排気サンプリング設備（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）	—	AG	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2576	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	排気モニタリング設備	排気サンプリング設備（低レベル廃棄物処理建屋換気筒）	—	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2577	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	排水モニタリング設備	排水サンプリング設備	—	AD, FB	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2578	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	排水モニタ	排水モニタ	—	FB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	E(1(3
2579	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	環境モニタリング設備	積算線量計	—	屋外	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	E_M(1(再処理)
2580	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	環境モニタリング設備	モニタリングポスト	計装/管理設備	屋外	9	①/②-2	既設	非安重	常設SA	C/(C)	DB・SA兼用	M(1(再処理)
2581	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	環境モニタリング設備	ダストモニタ	計装/管理	屋外	9	①/②-2	既設	非安重	常設SA	C/(C)	DB・SA兼用	M(1(再処理)
2582	放射線管理施設	—	放射線監視設備	放射線サーベイ機器	—	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	—	事業所内	一式	①/②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—
2583	放射線管理施設	—	放射線監視設備	放射線サーベイ機器	—	ガンマ線用サーベイメータ	—	事業所内	一式	①/②-2	既設	非安重	—	—/—	—	E(再処理)
2584	放射線管理施設	—	放射線監視設備	放射線サーベイ機器	—	中性子線用サーベイメータ	—	事業所内	一式	①/②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—
2585	放射線管理施設	—	放射線監視設備	放射線サーベイ機器	—	エアスニファ	—	AA, AB, AC, AD, AE, AI, B, AK, BA, CA, CB, DA, DC, FA, FB, FC, KA, KB	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
2586	放射線管理施設	—	放射線監視設備	放射線サーベイ機器	—	ダストサンプラ	—	事業所内	一式	①/②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—
2587	放射線管理施設	—	放射線監視設備	放射線サーベイ機器	—	ダストモニタ	—	事業所内	一式	①/②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—
2588	放射線管理施設	—	放射線監視設備	放射線サーベイ機器	—	ダストモニタ	—	事業所内	一式	①/②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第五項第六号 | 第二十七条第五項第七号 | 第二十七条第五項第八号 | 第二十七条第六項第一項 | 第二十七条第六項第二項 | 第二十七条第七項第一項 | 第二十七条第七項第二項 | 第二十七条第八項第一項第一号 | 第二十七条第八項第一項第二号 | 第二十七条第八項第一項第三号 | 第二十七条第八項第一項第四号 | 第二十七条第九項第一項 | 第二十七条第九項第二項 | 第二十七条第九項第三項第一号 | 第二十七条第九項第三項第二号 | 第二十七条第九項第三項第三号 | 第二十七条第九項第三項第四号 | 第二十七条第九項第三項第五号 | 第二十七条第九項第三項第六号 | 第二十七条第九項第三項第七号 | 第二十七条第九項第三項第八号 | 第二十七条第九項第三項第九号 | 第二十七条第九項第三項第十号 | 第二十七条第九項第三項第十一号 | 第二十七条第九項第三項第十二号 | 第二十七条第九項第三項第十三号 | 第二十七条第九項第三項第十四号 | 第二十七条第九項第三項第十五号 | 第二十七条第九項第三項第十六号 | 第二十七条第九項第三項第十七号 | 第二十七条第九項第三項第十八号 | 第二十七条第九項第三項第十九号 | 第二十七条第九項第三項第二十号 | 第二十七条第九項第三項第二十一号 | 第二十七条第九項第三項第二十二号 | 第二十七条第九項第三項第二十三号 | 第二十七条第九項第三項第二十四号 | 第二十七条第九項第三項第二十五号 | 第二十七条第九項第三項第二十六号 | 第二十七条第九項第三項第二十七号 | 第二十七条第九項第三項第二十八号 | 第二十七条第九項第三項第二十九号 | 第二十七条第九項第三項第三十号 | 第二十七条第九項第三項第三十一号 | 第二十七条第九項第三項第三十二号 | 第二十七条第九項第三項第三十三号 | 第二十七条第九項第三項第三十四号 | 第二十七条第九項第三項第三十五号 | 第二十七条第九項第三項第三十六号 | 第二十七条第九項第三項第三十七号 | 第二十七条第九項第三項第三十八号 | 第二十七条第九項第三項第三十九号 | 第二十七条第九項第三項第四十号 | 第二十七条第九項第三項第四十一号 | 第二十七条第九項第三項第四十二号 | 第二十七条第九項第三項第四十三号 | 第二十七条第九項第三項第四十四号 | 第二十七条第九項第三項第四十五号 | 第二十七条第九項第三項第四十六号 | 第二十七条第九項第三項第四十七号 | 第二十七条第九項第三項第四十八号 | 第二十七条第九項第三項第四十九号 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項第一項第一号 | 第四十条第四項第一項第二号 | 第四十条第四項第一項第三号 | 第四十条第四項第一項第四号 | 第四十条第四項第一項第五号 | 第四十条第四項第一項第六号 | 第四十条第四項第一項第七号 | 第四十条第四項第一項第八号 | 第四十条第四項第一項第九号 | 第四十条第四項第一項第十号 | 第四十条第四項第一項第十一号 | 第四十条第四項第一項第十二号 | 第四十条第四項第一項第十三号 | 第四十条第四項第一項第十四号 | 第四十条第四項第一項第十五号 | 第四十条第四項第一項第十六号 | 第四十条第四項第一項第十七号 | 第四十条第四項第一項第十八号 | 第四十条第四項第一項第十九号 | 第四十条第四項第一項第二十号 | 第四十条第四項第一項第二十一号 | 第四十条第四項第一項第二十二号 | 第四十条第四項第一項第二十三号 | 第四十条第四項第一項第二十四号 | 第四十条第四項第一項第二十五号 | 第四十条第四項第一項第二十六号 | 第四十条第四項第一項第二十七号 | 第四十条第四項第一項第二十八号 | 第四十条第四項第一項第二十九号 | 第四十条第四項第一項第三十号 | 第四十条第四項第一項第三十一号 | 第四十条第四項第一項第三十二号 | 第四十条第四項第一項第三十三号 | 第四十条第四項第一項第三十四号 | 第四十条第四項第一項第三十五号 | 第四十条第四項第一項第三十六号 | 第四十条第四項第一項第三十七号 | 第四十条第四項第一項第三十八号 | 第四十条第四項第一項第三十九号 | 第四十条第四項第一項第四十号 | 第四十条第四項第一項第四十一号 | 第四十条第四項第一項第四十二号 | 第四十条第四項第一項第四十三号 | 第四十条第四項第一項第四十四号 | 第四十条第四項第一項第四十五号 | 第四十条第四項第一項第四十六号 | 第四十条第四項第一項第四十七号 | 第四十条第四項第一項第四十八号 | 第四十条第四項第一項第四十九号 | 第四十条第四項第一項第五十号 | 第四十条第四項第一項第五十一号 | 第四十条第四項第一項第五十二号 | 第四十条第四項第一項第五十三号 | 第四十条第四項第一項第五十四号 | 第四十条第四項第一項第五十五号 | 第四十条第四項第一項第五十六号 | 第四十条第四項第一項第五十七号 | 第四十条第四項第一項第五十八号 | 第四十条第四項第一項第五十九号 | 第四十条第四項第一項第六十号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十条第二項	第五十一条第一項
2534	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	減容体廃棄物処理系	—	圧配管（減容体廃棄物処理系）	圧配管	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2535	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	減容体廃棄物処理系	—	圧縮減容装置	機械装置	DA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2536	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	焼却系	—	焼却装置	機械装置	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2537	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系	—	圧配管（廃棄物貯蔵系）	圧配管	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2538	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系	—	第2バーナブルポイズン切断装置	機械装置	DC	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2539	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系	—	第2チャンネルボックス切断装置	機械装置	DC	2	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2540	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系	—	第1チャンネルボックス切断装置	機械装置	FA	2	②-2	既設	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2541	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系	—	第1バーナブルポイズン切断装置	機械装置	FA	2	②-2	既設	非安重	—	B-2/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2542	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物処理設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系	—	切断ピット	—	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2543	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯槽	—	廃棄物貯槽（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	容器	FA	3	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2544	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯槽系	—	プール水浄化系ろ過装置逆洗水受槽兼よい逆受盆	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2545	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯槽系	—	プール水浄化系ろ過装置逆洗水受槽兼よい逆受盆	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2546	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯槽系	—	北第3配管室濃よい逆受盆	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2547	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯槽系	—	プール水浄化系ろ過装置逆洗水受槽	容器	FA	—	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2548	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯槽系	—	第2ろ過装置逆洗水受槽	容器	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2549	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯槽系	—	圧配管（廃棄物貯蔵系）	圧配管	FA	一式	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：低レベル廃液（廃棄物）、廃スラッジ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2550	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯槽系	—	廃棄物貯槽	容器	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2551	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯槽系	—	廃棄物貯槽第1濃縮よい逆受盆 廃棄物貯槽第2濃縮よい逆受盆	容器	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2552	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯槽系	—	廃棄物貯槽濃よい逆受盆	容器	DC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2553	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	廃棄物貯槽系	—	廃棄物貯槽	容器	DC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2554	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	ヘル・エンドピース貯蔵系	—	貯蔵プール	容器	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2555	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	ヘル・エンドピース貯蔵系	—	プール水浄化系第1逆受盆	容器	AE	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2556	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	ヘル・エンドピース貯蔵系	—	圧配管（濃よい逆入口止止系）	圧配管	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：濃よい逆（低レベル）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2557	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	ヘル・エンドピース貯蔵系	—	圧配管（廃棄物貯蔵系）	圧配管	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：低レベル廃液（廃棄物）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2558	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵エリア	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵エリア	建物・構造物	DC	—	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2559	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	第1低レベル廃棄物貯蔵設備	—	低レベル固体廃棄物貯蔵エリア（第1低レベル廃棄物貯蔵系）	建物・構造物	F9	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2560	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系	—	低レベル固体廃棄物貯蔵エリア（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系）	建物・構造物	F4	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2561	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	第1貯蔵系	第1貯蔵系	低レベル固体廃棄物貯蔵エリア（第1貯蔵系）	建物・構造物	D8	一式	①	改造	非安重	—	C/—	—	E（再処理主）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2562	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	第2貯蔵系	第2貯蔵系	低レベル固体廃棄物貯蔵エリア（第2貯蔵系）	建物・構造物	D8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	M(L(再処理主)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2563	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	第4低レベル廃棄物貯蔵系	—	低レベル固体廃棄物貯蔵エリア（第4低レベル廃棄物貯蔵系）	建物・構造物	F(G)	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2564	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	ガンマ線エリアモニタ	計装/警報設備	AA, AB, AC, AD, AE, AL, AS, BA, BB, BC, BD, BE, BS, CA, FA, FB, FC, KA, KB	130	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2565	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	ベータ線ダストモニタ	計装/警報設備	AA, AB, AD, AE, AF, AL, AS, BA, BB, BC, FA, FB, FC, KA	44	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2566	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	中性子線エリアモニタ	計装/警報設備	AA, AB, AC, AD, CA, CB, KB	39	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2567	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	アルファ線ダストモニタ	計装/警報設備	AB, AC, AD, BA, CA, CB, KB	46	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2568	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	臨界警報装置	計装/警報設備	AA, AB, AC, CA, AG	9	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2569	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	計装/警報設備	AQ	2	①	既設	非安重	常設SA	C/（C）	1B・SA兼用	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
2570	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）	—	AQ	2	①	既設	非安重	常設SA	C/（C）	1B・SA兼用	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
2571	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	排気サンプリング設備（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒）	—	AQ	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2572	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	主排気筒ガスモニタ	計装/警報設備	AP	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/（S）	1B・SA兼用	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
2573	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	冷却空気出口シャフトモニタ	計装/警報設備	KA, KB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2574	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	排気サンプリング設備（主排気筒）	—	AP	2	②-2	既設	安重/非安重	常設SA	S, C/（S）, —	1B・SA兼用	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
2575	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	排気サンプリング設備（ヘル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）	—	AQ	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2576	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	排気サンプリング設備（低レベル廃棄物処理建屋換気筒）	—	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2577	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排水モニタリング設備	排水サンプリング設備	—	AA, FB	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2578	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排水モニタリング設備	排水	—	AA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	E,M(L(再処理主)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2579	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	環境モニタリング設備	積算線量計	—	屋外	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	E,M(L(再処理主)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2580	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	環境モニタリング設備	モニタリングポスト	計装/警報設備	屋外	9	①/②-2	既設	非安重	常設SA	C/（C）	1B・SA兼用	M(L(再処理主)	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
2581	放射線管理施設	—	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	環境モニタリング設備	ダストモニタ	計装/警報設備	屋外	9	①/②-2	既設	非安重	常設SA	C/（C）	1B・SA兼用	M(L(再処理主)	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
2582	放射線管理施設	—	放射線監視設備	放射線サーベイ機器	—	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	—	事務所内	一式	①-②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2583	放射線管理施設	—	放射線監視設備	放射線サーベイ機器	—	ガンマ線用サーベイメータ	—	事務所内	一式	①-②-2	既設	非安重	—	—/—	—	E(再処理主)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2584	放射線管理施設	—	放射線監視設備	放射線サーベイ機器	—	中性子線用サーベイメータ	—	事務所内	一式	①-②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2585	放射線管理施設	—	放射線監視設備	放射線サーベイ機器	—	エアスニファ	—	AA, AB, AC, AD, AE, AL, BA, BB, CA, CB, DB, FA, FB, FC, KA, KB, KD	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2586	放射線管理施設	—	放射線監視設備	放射線サーベイ機器	—	ダストインゾウ	—	事務所内	一式	①-②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2587	放射線管理施設	—	放射線監視設備	放射線サーベイ機器	—	ダストセンサ	—	事務所内	一式	①-②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2588	放射線管理施設	—	放射線監視設備	放射線サーベイ機器	—	ダストモニタ	—	事務所内	一式	①-②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請区 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号イ | 第十条第一項第九号ロ | 第十条第一項第九号ハ | 第十一条第一項 | 第十一条第二項 | 第十二条第一項 | 第十二条第二項 | 第十三条第一項 | 第十三条第二項 | 第十四条第一項 | 第十四条第二項 | 第十四条第三項 | 第十五条第一項 | 第十五条第二項 | 第十六条第一項 | 第十六条第二項 | 第十六条第三項 | 第十六条第四項 | 第十六条第五項 | 第十七条第一項 | 第十七条第二項第一号イ | 第十七条第二項第一号ロ | 第十七条第二項第一号ハ | 第十七条第二項第二号イ | 第十七条第二項第二号ロ | 第十七条第二項第二号ハ | 第十七条第二項第三号イ | 第十七条第二項第三号ロ | 第十七条第二項第三号ハ | 第十八条第一項 | 第十八条第二項第一号イ | 第十八条第二項第一号ロ | 第十八条第二項第二号イ | 第十八条第二項第二号ロ | 第十九条第一項 | 第十九条第二項第一号イ | 第十九条第二項第一号ロ | 第十九条第二項第二号イ | 第十九条第二項第二号ロ | 第二十条第一項 | 第二十条第二項第一号イ | 第二十条第二項第一号ロ | 第二十条第二項第二号イ | 第二十条第二項第二号ロ | 第二十条第二項第三号イ | 第二十条第二項第三号ロ | 第二十条第二項第四号イ | 第二十条第二項第四号ロ | 第二十条第二項第五号イ | 第二十条第二項第五号ロ | 第二十一条第一項 | 第二十一条第二項第一号イ | 第二十一条第二項第一号ロ | 第二十一条第二項第二号イ | 第二十一条第二項第二号ロ | 第二十一条第二項第三号イ | 第二十一条第二項第三号ロ | 第二十一条第二項第四号イ | 第二十一条第二項第四号ロ | 第二十一条第二項第五号イ | 第二十一条第二項第五号ロ | 第二十一条第二項第六号 | 第二十二条第一項 | 第二十二条第二項第一号イ | 第二十二条第二項第一号ロ | 第二十二条第二項第二号イ | 第二十二条第二項第二号ロ | 第二十二条第二項第三号イ | 第二十二条第二項第三号ロ | 第二十二条第二項第四号イ | 第二十二条第二項第四号ロ | 第二十二条第二項第五号イ | 第二十二条第二項第五号ロ | 第二十二条第二項第六号 | 第二十三条第一項 | 第二十三条第二項第一号イ | 第二十三条第二項第一号ロ | 第二十三条第二項第二号イ | 第二十三条第二項第二号ロ | 第二十三条第二項第三号イ | 第二十三条第二項第三号ロ | 第二十三条第二項第四号イ | 第二十三条第二項第四号ロ | 第二十三条第二項第五号イ | 第二十三条第二項第五号ロ | 第二十三条第二項第六号 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請区 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十条第一項 | 第二十条第二項 | 第二十条第三項 | 第二十条第四項 | 第二十条第五項第一号 | 第二十条第五項第二号 | 第二十条第五項第三号 | 第二十条第五項第四号 | 第二十条第五項第五号 | 第二十条第六項第一号 | 第二十条第六項第二号 | 第二十条第七項第一号 | 第二十条第七項第二号 | 第二十条第八項第一号 | 第二十条第八項第二号 | 第二十条第八項第三号 | 第二十条第八項第四号 | 第二十条第九項第一号 | 第二十条第九項第二号 | 第二十条第九項第三号 | 第二十条第九項第四号 | 第二十条第九項第五号 | 第二十条第九項第六号 | 第二十条第十項 | 第二十条第十一項 | 第二十条第十二項 | 第二十条第十三項 | 第二十条第十四項 | 第二十条第十五項 | 第二十条第十六項 | 第二十条第十七項 | 第二十条第十八項 | 第二十条第十九項 | 第二十条第二十項 | 第二十条第二十一項 | 第二十条第二十二項 | 第二十条第二十三項 | 第二十条第二十四項 | 第二十条第二十五項 | 第二十条第二十六項 | 第二十条第二十七項 | 第二十条第二十八項 | 第二十条第二十九項 | 第二十条第三十項 | 第二十条第三十一項 | 第二十条第三十二項 | 第二十条第三十三項 | 第二十条第三十四項 | 第二十条第三十五項 | 第二十条第三十六項 | 第二十条第三十七項 | 第二十条第三十八項 | 第二十条第三十九項 | 第二十条第四十項 | 第二十条第四十一項 | 第二十条第四十二項 | 第二十条第四十三項 | 第二十条第四十四項 | 第二十条第四十五項 | 第二十条第四十六項 | 第二十条第四十七項 | 第二十条第四十八項 | 第二十条第四十九項 | 第二十条第五十項 | 第二十条第五十一項 | 第二十条第五十二項 | 第二十条第五十三項 | 第二十条第五十四項 |
|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第二項	第五十一条第三項
2586	放射線管理施設	—	代替モニタリング設備	代替静気モニタリング設備	—	可搬型排気モニタリング用発電機	発電機	屋外,G13,G14	3	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2587	放射線管理施設	—	代替モニタリング設備	代替静気モニタリング設備	—	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—	屋外,G13,G14	4	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：代替排気モニタリング設備 従：代替通信連絡設備	—		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○
2588	放射線管理施設	—	代替モニタリング設備	代替静気モニタリング設備	—	可搬型データ表示装置	—	屋外,G13	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：代替排気モニタリング設備 従：代替環境モニタリング設備 代替気象観測設備	—		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2589	放射線管理施設	—	代替モニタリング設備	代替静気モニタリング設備	—	監視測定用運搬車	—	屋外	7	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：代替排気モニタリング設備 従：代替環境モニタリング設備 代替気象観測設備 環境モニタリング用代替電源設備	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	—（○）		—	—	—	—	—
2590	放射線管理施設	—	代替モニタリング設備	代替静気モニタリング設備	可搬型排気モニタリング設備	可搬型ガスモニタ	計装/貯管設備	屋外,G13,G14	4	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2591	放射線管理施設	—	代替モニタリング設備	代替静気モニタリング設備	可搬型排気モニタリング設備	可搬型排気モニタリング用設備	—	屋外,G13,G14	4	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2592	放射線管理施設	—	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	—	可搬型排気モニタリング用発電機	発電機	G13,G14	19	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2593	放射線管理施設	—	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	—	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	—	G13,G14	19	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：代替環境モニタリング設備 従：代替通信連絡設備	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○
2594	放射線管理施設	—	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	—	可搬型データ表示装置	—	G13	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：代替排気モニタリング設備 従：代替環境モニタリング設備	—		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2595	放射線管理施設	—	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	—	監視測定用運搬車	—	屋外	7	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：代替排気モニタリング設備 従：代替環境モニタリング設備	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	—（○）		—	—	—	—	—
2596	放射線管理施設	—	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	可搬型環境モニタリング設備	可搬型線量率計	計装/貯管設備	G13,G14	19	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2600	放射線管理施設	—	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	可搬型環境モニタリング設備	可搬型ダストモニタ	計装/貯管設備	G13,G14	19	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2601	放射線管理施設	—	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	可搬型建屋周辺モニタリング設備	ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ）	計装/貯管設備	AL,FA,G13	16	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2602	放射線管理施設	—	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	可搬型建屋周辺モニタリング設備	中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）	計装/貯管設備	AL,G13	6	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2603	放射線管理施設	—	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	可搬型建屋周辺モニタリング設備	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）	計装/貯管設備	AL,FA,G13	6	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2604	放射線管理施設	—	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	可搬型建屋周辺モニタリング設備	可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	—	AL,FA,G13	6	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2605	放射線管理施設	—	試料分析関係設備	放射能測定設備	—	放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）	—	AB,FB	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2606	放射線管理施設	—	試料分析関係設備	放射能測定設備	—	放射線分析装置（アルファ線用）	—	AB,FB	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2607	放射線管理施設	—	試料分析関係設備	放射能測定設備	—	核種分析装置（ガンマ線用）	—	AB,FB	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2608	放射線管理施設	—	試料分析関係設備	放出管理分析設備	—	放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）	—	FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	7215-3200,3002（アルファ・ベータ線用）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2609	放射線管理施設	—	試料分析関係設備	放出管理分析設備	—	放射能測定装置（低エネルギーベーター線用）	—	FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	7215-3300,3100放射能測定装置（低エネルギーベータ線）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2610	放射線管理施設	—	試料分析関係設備	放出管理分析設備	—	核種分析装置（ガンマ線用）	—	AB,FB	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	核種分析装置（ガンマ線用）（7213-3100,100）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2611	放射線管理施設	—	試料分析関係設備	放出管理分析設備	—	放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）	計装/貯管設備	AH	1	②-2	既設	非安重	常設SA	C/（C）	1B・5A兼用	—	放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2612	放射線管理施設	—	試料分析関係設備	放出管理分析設備	—	放射能測定装置（低エネルギーベーター線用）	計装/貯管設備	AH	1	②-2	既設	非安重	常設SA	C/（C）	1B・5A兼用	—	放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2613	放射線管理施設	—	試料分析関係設備	放出管理分析設備	—	核種分析装置（ガンマ線用）	計装/貯管設備	AH	1	②-2	既設	非安重	常設SA	C/（C）	1B・5A兼用	—	核種分析装置（ガンマ線用）[redacted]	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2614	放射線管理施設	—	試料分析関係設備	環境試料測定設備	—	核種分析装置（ガンマ線用）	計装/貯管設備	XI	1	①	既設	非安重	常設SA	C/（C）	1B・5A兼用	MX(再処理主)	11600-3100,1101核種分析装置（ガンマ線用））	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2615	放射線管理施設	—	試料分析関係設備	環境試料測定設備	—	放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）	—	XI	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2616	放射線管理施設	—	試料分析関係設備	環境試料測定設備	—	核種分析装置（アルファ線用）	—	XI	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2617	放射線管理施設	—	試料分析関係設備	環境試料測定設備	—	核種分析装置（ガンマ線用）	—	XI	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	MX(再処理主)	11600-3100２～2005(核種分析装置（ガンマ線用））	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2618	放射線管理施設	—	代替試料分析関係設備	可搬型試料分析設備	—	可搬型放射能測定装置	計装/貯管設備	AP,G13	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2619	放射線管理施設	—	代替試料分析関係設備	可搬型試料分析設備	—	可搬型トリチウム測定装置	計装/貯管設備	AP,G13	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2620	放射線管理施設	—	代替試料分析関係設備	可搬型試料分析設備	—	可搬型核種分析装置	計装/貯管設備	AP,G13,G14	4	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2621	放射線管理施設	—	環境管理設備	—	—	放射能観測車搭載機器	計装/貯管設備	屋外	1	①	既設	非安重	可搬型SA	—/—	1B・5A兼用	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2622	放射線管理施設	—	環境管理設備	—	—	放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	—	屋外	1	①	既設	非安重	可搬型SA	—/—	1B・5A兼用	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2623	放射線管理施設	—	環境管理設備	—	—	気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	—	屋外	1	①/②-2	既設	非安重	常設SA	C/（C）	1B・5A兼用	E,MX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
2624	放射線管理施設	—	環境管理設備	—	—	気象観測設備（温度計）	—	屋外	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	E,MX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2625	放射線管理施設	—	代替放射能観測設備	可搬型放射能観測設備	—	ガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ＋Ｉ（Ｔｌ））シンチレーション）（ＳＡ）	計装/貯管設備	G13,G14	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2626	放射線管理施設	—	代替放射能観測設備	可搬型放射能観測設備	—	ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ）	計装/貯管設備	G13,G14	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2627	放射線管理施設	—	代替放射能観測設備	可搬型放射能観測設備	—	中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）	計装/貯管設備	G13,G14	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2628	放射線管理施設	—	代替放射能観測設備	可搬型放射能観測設備	—	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）	計装/貯管設備	G13,G14	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2629	放射線管理施設	—	代替放射能観測設備	可搬型放射能観測設備	—	可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	—	G13,G14	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2630	放射線管理施設	—	代替気象観測設備	—	—	可搬型気象観測用発電機	発電機	G13,G14	3	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
2631	放射線管理施設	—	代替気象観測設備	—	—	可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	—	G13,G14	3	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
2632	放射線管理施設	—	代替気象観測設備	—	—	可搬型気象観測用データ伝送装置	—	G13,G14	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：代替気象観測設備 従：代替通信連絡設備	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	○
2633	放射線管理施設	—	代替気象観測設備	—	—	可搬型データ表示装置	—	AG,G13	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：代替排気モニタリング設備 従：代替気象観測設備	—		—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
2634	放射線管理施設	—	代替気象観測設備	—	—	可搬型風向風速計	—	AP,G13,G14	3	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
2635	放射線管理施設	—	代替気象観測設備	—	—	監視測定用運搬車	—	屋外	7	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：代替排気モニタリング設備 従：代替気象観測設備	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	—（○）		—	—	—	—	—
2636	放射線管理施設	—	環境モニタリング用代替電源設備	—	—	環境モニタリング用可搬型発電機	発電機	G13,G14	19	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2637	放射線管理施設	—	環境モニタリング用代替電源設備	—	—	監視測定用運搬車	—	屋外	7	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：代替排気モニタリング設備 従：環境モニタリング用代替電源設備	MX(再処理主)		—	—	—	—	—	—（○）		—	—	—	—	—
2638	放射線管理施設	—	個人管理用設備	—	—	ホールボディカウンタ	—	AH	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	E,MX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2639	放射線管理施設	—	個人管理用設備	—	—	個人線量計	—	事業所内	一式	①/②-2	既設	非安重	—	—/—	—	E,MX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2640	放射線管理施設	—	出入管理関係設備	出入管理設備	—	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	—	事業所内	一式	①/②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2641	放射線管理施設	—	出入管理関係設備	出入管理設備	—	入退域管理装置	—	AE,AK,AP,AQ,DA,FB,FD,XE	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	E（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2642	放射線管理施設	—	出入管理関係設備	汚染管理設備	—	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	—	事業所内	一式	①/②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2643	放射線管理施設	—	出入管理関係設備	汚染管理設備	—	シャワ室	—	AE,AK,DA,FB,XB	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2644	放射線管理施設	—	出入管理関係設備	汚染管理設備	—	更衣室	—	AE,AK,DA,FB,XB	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2645	放射線管理施設	—	出入管理関係設備	汚染管理設備	—	手洗い場	—	AE,AK,DA,FB,XB	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2646	放射線管理施設	—	出入管理関係設備	汚染管理設備	—	洗濯設備	—	AK,FB	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2647	放射線管理施設	—	出入管理関係設備	汚染管理設備	—	退出モニタ	—	AE,AK,DA,FB,XB	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2648	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	受電開閉設備	—	ガス絶縁開閉装置	受電開閉設備母線連絡装置	屋外	2	①	既設	非安重	常設SA	C/—	1B・5A兼用	E,MX(再処理主)		—	（○）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2649	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	受電開閉設備	—	受電開閉設備	—	屋外	2	別設工認①	既設	非安重	常設SA	C/—	1B・5A兼用	MX(再処理主)		—	（○）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2650	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	変圧器	—	1号,2号受電変圧器	変圧器	GC	2	①	既設	非安重	常設SA	C/—	1B・5A兼用	E,MX(再処理主)		—	（○）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2651	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	変圧器	—	3号,4号受電変圧器	—	GC2	2	別設工認①	既設	非安重	常設SA	C/—	1B・5A兼用	MX(再処理主)		—	（○）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2652	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内高圧系統	—	6.9kV非常用メタルクラッドスイッチギヤ	電源盤	F4	2	①	既設	安重	常設SA	S/（S）	1B・5A兼用	MX(再処理主)	ドル-電ＩＣ-1 ドル-電ＩＣ-5	—	（○）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2653	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内高圧系統	—	6.9kV非常用メタルクラッドスイッチギヤ	電源盤	F4	1	①	既設	安重	—	S/—	—	—	ドル-電ＩＣ-E	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請区 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第九条第一項 | 第九条第二項 | 第十条第一項 | 第十条第二項 | 第十条第三項 | 第十条第四項 | 第十条第五項 | 第十条第六項 | 第十条第七項 | 第十条第八項 | 第十条第九項 | 第十条第十項 | 第十条第十一項 | 第十条第十二項 | 第十条第十三項第一号イ | 第十条第十三項第一号ロ | 第十条第十三項第一号ハ | 第十条第十三項第一号ニ | 第十条第十三項第一号ホ | 第十条第十三項第一号ヘ | 第十条第十三項第一号ト | 第十条第十三項第一号チ | 第十条第十三項第一号リ | 第十条第十三項第一号ヌ | 第十条第十三項第一号ル | 第十条第十三項第一号ヲ | 第十条第十三項第一号ワ | 第十条第十三項第一号カ | 第十条第十三項第一号ヨ | 第十条第十三項第一号タ | 第十条第十三項第一号レ | 第十条第十三項第一号ソ | 第十条第十三項第一号ツ | 第十条第十三項第一号ネ | 第十条第十三項第一号ナ | 第十条第十三項第一号ラ | 第十条第十三項第一号ム | 第十条第十三項第一号ウ | 第十条第十三項第一号ヰ | 第十条第十三項第一号ノ | 第十条第十三項第一号オ | 第十条第十三項第一号ク | 第十条第十三項第一号ヤ | 第十条第十三項第一号マ | 第十条第十三項第一号ケ | 第十条第十三項第一号フ | 第十条第十三項第一号コ | 第十条第十三項第一号エ | 第十条第十三項第一号テ | 第十条第十三項第一号ア | 第十条第十三項第一号サ | 第十条第十三項第一号キ | 第十条第十三項第一号ユ | 第十条第十三項第一号メ | 第十条第十三項第一号ミ | 第十条第十三項第一号シ | 第十条第十三項第一号ヱ | 第十条第十三項第一号ヒ | 第十条第十三項第一号モ | 第十条第十三項第一号セ | 第十条第十三項第一号ス | 第十条第十三項第一号ン | 第十条第十三項第二号 | 第十条第十三項第三号 | 第十条第十三項第四号 | 第十条第十三項第五号 | 第十条第十三項第六号 | 第十条第十三項第七号 | 第十条第十三項第八号 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十条 | 第二十条第一項 | 第二十条第二項 | 第二十条第三項 | 第二十条第四項 | 第二十条第五項 | 第二十条第六項 | 第二十条第七項 | 第二十条第八項 | 第二十条第九項 | 第二十条第十項 | 第二十条第十一項 | 第二十条第十二項 | 第二十条第十三項 | 第二十条第十四項 | 第二十条第十五項 | 第二十条第十六項 | 第二十条第十七項 | 第二十条第十八項 | 第二十条第十九項 | 第二十条第二十項 | 第二十条第二十一項 | 第二十条第二十二項 | 第二十条第二十三項 | 第二十条第二十四項 | 第二十条第二十五項 | 第二十条第二十六項 | 第二十条第二十七項 | 第二十条第二十八項 | 第二十条第二十九項 | 第二十条第三十項 | 第二十条第三十一項 | 第二十条第三十二項 | 第二十条第三十三項 | 第二十条第三十四項 | 第二十条第三十五項 | 第二十条第三十六項 | 第二十条第三十七項 | 第二十条第三十八項 | 第二十条第三十九項 | 第二十条第四十項 | 第二十条第四十一項 | 第二十条第四十二項 | 第二十条第四十三項 | 第二十条第四十四項 | 第二十条第四十五項 | 第二十条第四十六項 | 第二十条第四十七項 | 第二十条第四十八項 | 第二十条第四十九項 | 第二十条第五十項 | 第二十条第五十一項 | 第二十条第五十二項 | 第二十条第五十三項 | 第二十条第五十四項 |
|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項	第五十条第二項第一号	第五十条第二項第二号	第五十条第二項第三号	第五十一条第一項
2933	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内高圧系統	—	所内高圧系統	—	GC, DA	4	①	既設	非安重	常設SA	C/—	DB・SA兼用	E, WD1(再処理主)		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2934	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内高圧系統	—	所内高圧系統	—	AG, FB, GC, I	7	(1)-(2-2)別設工認①	既設	非安重	常設SA	C/—	DB・SA兼用	WD1(再処理主)		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2935	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内高圧系統	—	所内高圧系統	—	AA, AB, AC, AG, CA, DA, GD, GE, KA	9	(1)-(2-2)別設工認①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2936	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内高圧系統	—	6.9kV非常用メタクラ	電源盤	AA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2937	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内高圧系統	—	6.9kV非常用メタクラ	電源盤	AG	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	WD1(再処理主)	主系のみ紙氏用	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2938	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内高圧系統	—	6.9kV非常用メタクラ	電源盤	CA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2939	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内高圧系統	—	6.9kV非常用メタクラ	電源盤	GA	2	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	WD1(再処理主)	主系のみ紙氏用	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2940	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内高圧系統	—	所内高圧系統	—	AA, AB, AC, CA, GC, GD, C2, KA	8	(2-2)別設工認②	既設	非安重	常設SA	C/—	DB・SA兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2941	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用パワーセンタ	電源盤	FA	2	①	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	WD1(再処理主)	FA-P/C-A FA-P/C-B	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2942	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用パワーセンタ	電源盤	FA	1	①	既設	安重	—	S/—	—	—	FA-P/C-E	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2943	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用モータコントロールセンタ	電源盤	FA	2	①	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	WD1(再処理主)	主系のみ紙氏用 FA-MCC-A1 FA-MCC-B1	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2944	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用モータコントロールセンタ	電源盤	FA	2	①	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—	FA-MCC-A2 FA-MCC-B2	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2945	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用モータコントロールセンタ	電源盤	FA	2	①	既設	安重	—	S/—	—	—	FA-MCC-A3 FA-MCC-B3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2946	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用モータコントロールセンタ	電源盤	FA	2	①	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—	FA-MCC-A4 FA-MCC-B4	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2947	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用モータコントロールセンタ	電源盤	FA	1	①	既設	安重	—	S/—	—	—	FA-MCC-E	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2948	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	所内低圧系統	—	DA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	WD1(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2949	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	所内低圧系統	—	DA, DC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	E(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2950	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	所内低圧系統	—	AA, AB, AC, AD, AE, AF, G, MB, MC, BA, CA, DA, DC, GC, GD, KA, KB, KC, KD, KE, KF, KG, MB, MC, AA, BA, BB, CA, CB, DA, DB, DC, FB, FC, GC, GD, KA, KB	14	(1)-(2-2)別設工認①	既設	非安重	常設SA	C/—	DB・SA兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2951	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	所内低圧系統	—	AA, AB, AC, AD, AE, AF, G, MB, MC, BA, BB, CA, CB, DA, DB, DC, FB, FC, GC, GD, KA, KB	32	(1)-(2-2)別設工認①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2952	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	非常用動力用変圧器	変圧器	GA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2953	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用パワーセンタ	電源盤	AA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—	AA-P/C-A	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2954	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用パワーセンタ	電源盤	AA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—	AA-P/C-B	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2955	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	AA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—	AA-MCC-A1	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2956	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	AA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—	AA-MCC-A2	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2957	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2958	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	AA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—	AA-MCC-B1	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2959	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	AA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—	AA-MCC-B2	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2960	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用パワーセンタ	電源盤	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2961	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2962	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用パワーセンタ	電源盤	AC	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2963	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	AC	2	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—	AC-MCC-A1 AC-MCC-B1	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2964	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	AC	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—	AC-MCC-A2 AC-MCC-B2	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2965	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	AG	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	WD1(再処理主)	AG-P/C-A	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2966	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用パワーセンタ	電源盤	AG	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	WD1(再処理主)	AG-P/C-B	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2967	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	AG	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—	AG-MCC-A1	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2968	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	AG	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	AG-MCC-A2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2969	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	AG	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	WD1(再処理主)	AG-MCC-B1	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2970	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	AG	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	AG-MCC-B2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2971	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用パワーセンタ	電源盤	CA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2972	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	CA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—	CA-MCC-A1 CA-MCC-B1	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2973	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	CA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	CA-MCC-A2 CA-MCC-B2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2974	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用パワーセンタ	電源盤	CB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2975	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	CB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2976	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	GA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2977	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用パワーセンタ	電源盤	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2978	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	440V非常用コントロールセンタ	電源盤	KA	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	DB・SA兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2979	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	所内低圧系統	—	所内低圧系統	—	AG	2	②-2	既設	非安重	常設SA	C/—	DB・SA兼用	WD1(再処理主)		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2980	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	重油タンク	容器	屋外	4	①	既設	安重	—	S/—	—	WD1(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2981	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	燃料ディタンク	容器	FA	2	①	既設	安重	—	S/—	—	WD1(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2982	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	空気だめ	容器	FA	4	①	既設	安重	—	S/—	—	WD1(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2983	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	燃料移送ポンプ	ポンプ	屋外	2	①	既設	安重	—	S/—	—	WD1(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2984	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	空気圧縮機	圧縮機	FA	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	WD1(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2985	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	安全弁 （29014-8900, 29014-8901, 29028-8900, 29018-8901）…	安全弁及び逃し弁	FA	4	①	既設	安重	—	S/—	—	WD1(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2986	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	主配管（燃料油系）	主配管	TS1, TS2, FA, 屋外	一式	①	既設	安重	—	S/—	—	WD1(再処理主)	流体：燃料油	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2987	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	主配管（起動空気系）	主配管	FA	一式	①	既設	安重	—	S, C/—	—	WD1(再処理主)	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2988	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	主配管（冷却水系）	主配管	FA	一式	①	既設	安重	—	S/—	—	WD1(再処理主)	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2989	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	ディーゼル機関	発電機	FA	2	①	既設	安重	—	S/—	—	WD1(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2990	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	同期発電機	発電機	FA	2	①	既設	安重	—	S/—	—	WD1(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2991	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	運転予備用ディーゼル発電機	—	GC	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	E(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2992	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	燃料貯蔵設備	—	屋外	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	E, WD1(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2993	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	燃料油貯蔵タンク	容器	GA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2994	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	燃料油サービスタンク	容器	GA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2995	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	空気だめ	容器	GA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2996	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	燃料油移送ポンプ	ポンプ	GA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2997	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	空気圧縮機	圧縮機	GA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請区 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第四条第三項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第五条第三項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第六条第三項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第七条第三項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第九条第一項 | 第九条第二項 | 第九条第三項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十一号イ | 第十条第一項第十一号ロ | 第十条第一項第十一号ハ | 第十条第一項第十一号ニ | 第十条第一項第十一号ホ | 第十条第一項第十一号ヘ | 第十条第一項第十一号ト | 第十条第一項第十一号チ | 第十条第一項第十一号リ | 第十条第一項第十一号ヌ | 第十条第一項第十一号ル | 第十条第一項第十一号ヲ | 第十条第一項第十一号ワ | 第十条第一項第十一号カ | 第十条第一項第十一号ヨ | 第十条第一項第十一号タ | 第十条第一項第十一号レ | 第十条第一項第十一号ソ | 第十条第一項第十一号ツ | 第十条第一項第十一号ネ | 第十条第一項第十一号ナ | 第十条第一項第十一号ラ | 第十条第一項第十一号ム | 第十条第一項第十一号ウ | 第十条第一項第十一号ヰ | 第十条第一項第十一号ノ | 第十条第一項第十一号オ | 第十条第一項第十一号ク | 第十条第一項第十一号ヤ | 第十条第一項第十一号マ | 第十条第一項第十一号ケ | 第十条第一項第十一号フ | 第十条第一項第十一号コ | 第十条第一項第十一号エ | 第十条第一項第十一号テ | 第十条第一項第十一号ア | 第十条第一項第十一号サ | 第十条第一項第十一号キ | 第十条第一項第十一号ユ | 第十条第一項第十一号メ | 第十条第一項第十一号ミ | 第十条第一項第十一号シ | 第十条第一項第十一号ヱ | 第十条第一項第十一号ヒ | 第十条第一項第十一号モ | 第十条第一項第十一号セ | 第十条第一項第十一号ス | 第十条第一項第十一号ン

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十条第一項 | 第二十条第二項 | 第二十条第三項 | 第二十条第四項 | 第二十条第五項第一号 | 第二十条第五項第二号 | 第二十条第五項第三号 | 第二十条第五項第四号 | 第二十条第五項第五号 | 第二十条第六項 | 第二十条第七項 | 第二十条第八項 | 第二十条第九項 | 第二十条第十項 | 第二十条第十一項 | 第二十条第十二項 | 第二十条第十三項 | 第二十条第十四項 | 第二十条第十五項第一号 | 第二十条第十五項第二号 | 第二十条第十五項第三号 | 第二十条第十五項第四号 | 第二十条第十五項第五号 | 第二十条第十六項第一号 | 第二十条第十六項第二号 | 第二十条第十六項第三号 | 第二十条第十六項第四号 | 第二十条第十六項第五号 | 第二十条第十六項第六号 | 第二十条第十六項第七号 | 第二十条第十六項第八号 | 第二十条第十七項第一号 | 第二十条第十七項第二号 | 第二十条第十七項第三号 | 第二十条第十七項第四号 | 第二十条第十七項第五号 | 第二十条第十七項第六号 | 第二十条第十七項第七号 | 第二十条第十七項第八号 | 第二十条第十七項第九号 | 第二十条第十七項第十号イ | 第二十条第十七項第十号ロ | 第二十条第十七項第十号ハ | 第二十条第十八項第一号 | 第二十条第十八項第二号 | 第二十条第十八項第三号 | 第二十条第十八項第四号 | 第二十条第十八項第五号 | 第二十条第十八項第六号 | 第二十条第十八項第七号 | 第二十条第十八項第八号 | 第二十条第十八項第九号 | 第二十条第十八項第十号 | 第二十条第十八項第十一号 | 第二十条第十八項第十二号 | 第二十条第十八項第十三号 | 第二十条第十八項第十四号 | 第二十条第十八項第十五号 | 第二十条第十八項第十六号 | 第二十条第十八項第十七号 | 第二十条第十八項第十八号 | 第二十条第十八項第十九号 | 第二十条第十八項第二十号 | 第二十条第十八項第二十一号 | 第二十条第十八項第二十二号 | 第二十条第十八項第二十三号 | 第二十条第十八項第二十四号 | 第二十条第十八項第二十五号 | 第二十条第十八項第二十六号 | 第二十条第十八項第二十七号 | 第二十条第十八項第二十八号 | 第二十条第十八項第二十九号 | 第二十条第十八項第三十号 | 第二十条第十八項第三十一号 | 第二十条第十八項第三十二号 | 第二十条第十八項第三十三号 | 第二十条第十八項第三十四号 | 第二十条第十八項第三十五号 | 第二十条第十八項第三十六号 | 第二十条第十八項第三十七号 | 第二十条第十八項第三十八号 | 第二十条第十八項第三十九号 | 第二十条第十八項第四十号 | 第二十条第十八項第四十一号 | 第二十条第十八項第四十二号 | 第二十条第十八項第四十三号 | 第二十条第十八項第四十四号 | 第二十条第十八項第四十五号 | 第二十条第十八項第四十六号 | 第二十条第十八項第四十七号 | 第二十条第十八項第四十八号 | 第二十条第十八項第四十九号 | 第二十条第十八項第五十号 | 第二十条第十八項第五十一号 | 第二十条第十八項第五十二号 | 第二十条第十八項第五十三号 | 第二十条第十八項第五十四号 | 第二十条第十八項第五十五号 | 第二十条第十八項第五十六号 | 第二十条第十八項第五十七号 | 第二十条第十八項第五十八号 | 第二十条第十八項第五十九号 | 第二十条第十八項第六十号 | 第二十条第十八項第六十一号 | 第二十条第十八項第六十二号 | 第二十条第十八項第六十三号 | 第二十条第十八項第六十四号 | 第二十条第十八項第六十五号 | 第二十条第十八項第六十六号 | 第二十条第十八項第六十七号 | 第二十条第十八項第六十八号 | 第二十条第十八項第六十九号 | 第二十条第十八項第七十号 | 第二十条第十八項第七十一号 | 第二十条第十八項第七十二号 | 第二十条第十八項第七十三号 | 第二十条第十八項第七十四号 | 第二十条第十八項第七十五号 | 第二十条第十八項第七十六号 | 第二十条第十八項第七十七号 | 第二十条第十八項第七十八号 | 第二十条第十八項第七十九号 | 第二十条第十八項第八十号 | 第二十条第十八項第八十一号 | 第二十条第十八項第八十二号 | 第二十条第十八項第八十三号 | 第二十条第十八項第八十四号 | 第二十条第十八項第八十五号 | 第二十条第十八項第八十六号 | 第二十条第十八項第八十七号 | 第二十条第十八項第八十八号 | 第二十条第十八項第八十九号 | 第二十条第十八項第九十号 | 第二十条第十八項第九十一号 | 第二十条第十八項第九十二号 | 第二十条第十八項第九十三号 | 第二十条第十八項第九十四号 | 第二十条第十八項第九十五号 | 第二十条第十八項第九十六号 | 第二十条第十八項第九十七号 | 第二十条第十八項第九十八号 | 第二十条第十八項第九十九号 | 第二十条第十八項第百号 | 第二十条第十八項第百一号 | 第二十条第十八項第百二号 | 第二十条第十八項第百三号 | 第二十条第十八項第百四号 | 第二十条第十八項第百五号 | 第二十条第十八項第百六号 | 第二十条第十八項第百七号 | 第二十条第十八項第百八号 | 第二十条第十八項第百九号 | 第二十条第十八項第百十号 | 第二十条第十八項第百十一号 | 第二十条第十八項第百十二号 | 第二十条第十八項第百十三号 | 第二十条第十八項第百十四号 | 第二十条第十八項第百十五号 | 第二十条第十八項第百十六号 | 第二十条第十八項第百十七号 | 第二十条第十八項第百十八号 | 第二十条第十八項第百十九号 | 第二十条第十八項第百二十号 | 第二十条第十八項第百二十一号 | 第二十条第十八項第百二十二号 | 第二十条第十八項第百二十三号 | 第二十条第十八項第百二十四号 | 第二十条第十八項第百二十五号 | 第二十条第十八項第百二十六号 | 第二十条第十八項第百二十七号 | 第二十条第十八項第百二十八号 | 第二十条第十八項第百二十九号 | 第二十条第十八項第百三十号 | 第二十条第十八項第百三十一号 | 第二十条第十八項第百三十二号 | 第二十条第十八項第百三十三号 | 第二十条第十八項第百三十四号 | 第二十条第十八項第百三十五号 | 第二十条第十八項第百三十六号 | 第二十条第十八項第百三十七号 | 第二十条第十八項第百三十八号 | 第二十条第十八項第百三十九号 | 第二十条第十八項第百四十号 | 第二十条第十八項第百四十一号 | 第二十条第十八項第百四十二号 | 第二十条第十八項第百四十三号 | 第二十条第十八項第百四十四号 | 第二十条第十八項第百四十五号 | 第二十条第十八項第百四十六号 | 第二十条第十八項第百四十七号 | 第二十条第十八項第百四十八号 | 第二十条第十八項第百四十九号 | 第二十条第十八項第百五十号 | 第二十条第十八項第百五十一号 | 第二十条第十八項第百五十二号 | 第二十条第十八項第百五十三号 | 第二十条第十八項第百五十四号 | 第二十条第十八項第百五十五号 | 第二十条第十八項第百五十六号 | 第二十条第十八項第百五十七号 | 第二十条第十八項第百五十八号 | 第二十条第十八項第百五十九号 | 第二十条第十八項第百六十号 | 第二十条第十八項第百六十一号 | 第二十条第十八項第百六十二号 | 第二十条第十八項第百六十三号 | 第二十条第十八項第百六十四号 | 第二十条第十八項第百六十五号 | 第二十条第十八項第百六十六号 | 第二十条第十八項第百六十七号 | 第二十条第十八項第百六十八号 | 第二十条第十八項第百六十九号 | 第二十条第十八項第百七十号 | 第二十条第十八項第百七十一号 | 第二十条第十八項第百七十二号 | 第二十条第十八項第百七十三号 | 第二十条第十八項第百七十四号 | 第二十条第十八項第百七十五号 | 第二十条第十八項第百七十六号 | 第二十条第十八項第百七十七号 | 第二十条第十八項第百七十八号 | 第二十条第十八項第百七十九号 | 第二十条第十八項第百八十号 | 第二十条第十八項第百八十一号 | 第二十条第十八項第百八十二号 | 第二十条第十八項第百八十三号 | 第二十条第十八項第百八十四号 | 第二十条第十八項第百八十五号 | 第二十条第十八項第百八十六号 | 第二十条第十八項第百八十七号 | 第二十条第十八項第百八十八号 | 第二十条第十八項第百八十九号 | 第二十条第十八項第百九十号 | 第二十条第十八項第百九十一号 | 第二十条第十八項第百九十二号 | 第二十条第十八項第百九十三号 | 第二十条第十八項第百九十四号 | 第二十条第十八項第百九十五号 | 第二十条第十八項第百九十六号 | 第二十条第十八項第百九十七号 | 第二十条第十八項第百九十八号 | 第二十条第十八項第百九十九号 | 第二十条第十八項第二百号 | 第二十条第十八項第二百一号 | 第二十条第十八項第二百二号 | 第二十条第十八項第二百三号 | 第二十条第十八項第二百四号 | 第二十条第十八項第二百五号 | 第二十条第十八項第二百六号 | 第二十条第十八項第二百七号 | 第二十条第十八項第二百八号 | 第二十条第十八項第二百九号 | 第二十条第十八項第二百十号 | 第二十条第十八項第二百十一号 | 第二十条第十八項第二百十二号 | 第二十条第十八項第二百十三号 | 第二十条第十八項第二百十四号 | 第二十条第十八項第二百十五号 | 第二十条第十八項第二百十六号 | 第二十条第十八項第二百十七号 | 第二十条第十八項第二百十八号 | 第二十条第十八項第二百十九号 | 第二十条第十八項第二百二十号 | 第二十条第十八項第二百二十一号 | 第二十条第十八項第二百二十二号 | 第二十条第十八項第二百二十三号 | 第二十条第十八項第二百二十四号 | 第二十条第十八項第二百二十五号 | 第二十条第十八項第二百二十六号 | 第二十条第十八項第二百二十七号 | 第二十条第十八項第二百二十八号 | 第二十条第十八項第二百二十九号 | 第二十条第十八項第二百三十号 | 第二十条第十八項第二百三十一号 | 第二十条第十八項第二百三十二号 | 第二十条第十八項第二百三十三号 | 第二十条第十八項第二百三十四号 | 第二十条第十八項第二百三十五号 | 第二十条第十八項第二百三十六号 | 第二十条第十八項第二百三十七号 | 第二十条第十八項第二百三十八号 | 第二十条第十八項第二百三十九号 | 第二十条第十八項第二百四十号 | 第二十条第十八項第二百四十一号 | 第二十条第十八項第二百四十二号 | 第二十条第十八項第二百四十三号 | 第二十条第十八項第二百四十四号 | 第二十条第十八項第二百四十五号 | 第二十条第十八項第二百四十六号 | 第二十条第十八項第二百四十七号 | 第二十条第十八項第二百四十八号 | 第二十条第十八項第二百四十九号 | 第二十条第十八項第二百五十号 | 第二十条第十八項第二百五十一号 | 第二十条第十八項第二百五十二号 | 第二十条第十八項第二百五十三号 | 第二十条第十八項第二百五十四号 | 第二十条第十八項第二百五十五号 | 第二十条第十八項第二百五十六号 | 第二十条第十八項第二百五十七号 | 第二十条第十八項第二百五十八号 | 第二十条第十八項第二百五十九号 | 第二十条第十八項第二百六十号 | 備考 |
|---|---|---

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項	第五十一条第二項
2721	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	安全弁（011LA-W001,011LA-W002,011LB-W001,011LB-W002）	安全弁及び逃し弁	GA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2722	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	主配管（冷却水系）	主配管	GA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2723	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	主配管（燃料油系）	主配管	GA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：燃料油	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2724	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	主配管（起動空気系）	主配管	GA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2725	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	ディーゼル機関	発電機	GA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2726	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	燃料発電機	発電機	GA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2727	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	ディーゼル発電機	—	第2補転子機用ディーゼル発電機	—	GZ	一式	別設工認①	既設	非安重	—	C/—	—	MOX(再処理工)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2728	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用直流主分電盤	電源盤	FA	2	①	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2729	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用直流主分電盤	電源盤	FA	1	①	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2730	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用充電器盤	電力貯蔵装置	FA	2	①	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2731	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用予備充電器盤	電力貯蔵装置	FA	1	①	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2732	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V第1非常用蓄電池	電力貯蔵装置	FA	2	①	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2733	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	直流電源設備	電力貯蔵装置	AC,AD,AE,AL,BA,BJ,CG,CZ	9	①/②-2/別設工認①	既設	非安重	常設SA	C/—	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2734	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	直流電源設備	—	AA,AB,AC,AD,AE,AF,AG,AH,AJ,AK,AL,BA,BB,BC,BD,BE,BF,BG,BH,BJ,CA,CB,DA,DB,DC,FA,FC,GA,GC,GZ,KA,KBE	37	①/②-2/別設工認①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2735	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用直流主分電盤	電源盤	AA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2736	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用直流主分電盤	電源盤	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2737	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用直流主分電盤	電源盤	AC	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2738	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用直流主分電盤	電源盤	AG	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2739	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用直流主分電盤	電源盤	CA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2740	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用直流主分電盤	電源盤	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2741	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用充電器盤	電力貯蔵装置	AA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2742	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用予備充電器盤	電力貯蔵装置	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2743	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V第1非常用蓄電池	電力貯蔵装置	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2744	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用充電器盤	電力貯蔵装置	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2745	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用予備充電器盤	電力貯蔵装置	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2746	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V第1非常用蓄電池	電力貯蔵装置	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2747	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用充電器盤	電力貯蔵装置	AC	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2748	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用予備充電器盤	電力貯蔵装置	AC	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2749	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V第1非常用蓄電池	電力貯蔵装置	AC	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2750	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用充電器盤	電力貯蔵装置	AG	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2751	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用予備充電器盤	電力貯蔵装置	AG	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2752	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V第1非常用蓄電池	電力貯蔵装置	AG	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2753	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	220V第2非常用蓄電池	電力貯蔵装置	AG	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2754	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用充電器盤	電力貯蔵装置	CA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2755	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用予備充電器盤	電力貯蔵装置	CA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2756	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V第1非常用蓄電池	電力貯蔵装置	CA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2757	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用充電器盤	電力貯蔵装置	CB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2758	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V非常用予備充電器盤	電力貯蔵装置	CB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2759	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V第1非常用蓄電池	電力貯蔵装置	CB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	3B-BAT-A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2760	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	直流電源設備	—	110V第2非常用蓄電池	電力貯蔵装置	CB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	3B-BAT-B	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2761	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用無停電交流分電盤	電源盤	FA	2	①	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—	FA-VPP-A1 FA-VPP-B1	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2762	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用無停電交流分電盤	電源盤	FA	2	①	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—	FA-VPP-A2 FA-VPP-B2	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2763	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用計測交流電源盤	電源盤	FA	2	①	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2764	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用計測交流分電盤	電源盤	FA	2	①	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2765	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用無停電電源装置	無停電電源装置	FA	2	①	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2766	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	計測制御用交流電源設備	—	AA,AB,AC,AD,AE,AF,AG,AH,AJ,AK,AL,BA,BB,BC,BD,BE,BF,BG,BH,BJ,CA,CB,DA,DB,DC,FA,FC,GA,GC,GZ,KA,KBE	16	①/②-2/別設工認①	既設	非安重	常設SA	C/—	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2767	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	計測制御用交流電源設備	—	AA,AB,AC,AD,AE,AF,AG,AH,AJ,AK,AL,BA,BB,CA,CB,DA,DB,DC,FA,FC,GA,GC,GZ,KA,KBE	22	①/②-2/別設工認①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2768	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用無停電電交流主分電盤	電源盤	AA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2769	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用無停電電交流主分電盤	電源盤	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—	AB-VPP-A1 AB-VPP-B1	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2770	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用無停電電交流主分電盤	電源盤	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	—/1B・5A兼用	—	AB-VPP-A2 AB-VPP-B2	—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2771	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用無停電電交流主分電盤	電源盤	AC	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2772	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用計測交流電源盤	電源盤	AC	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2773	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用計測交流分電盤	電源盤	AC	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2774	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用無停電電交流主分電盤	電源盤	AG	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2775	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用計測交流電源盤	電源盤	AG	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2776	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用計測交流分電盤	電源盤	AG	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2777	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用無停電電交流主分電盤	電源盤	CA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2778	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用計測交流電源盤	電源盤	CA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2779	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用計測交流分電盤	電源盤	CA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2780	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用無停電電交流主分電盤	電源盤	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2781	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用計測交流電源盤	電源盤	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2782	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用計測交流分電盤	電源盤	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2783	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用無停電電源装置	無停電電源装置	AA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2784	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用無停電電源装置	無停電電源装置	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2785	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用無停電電源装置	無停電電源装置	AC	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—
2786	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用無停電電源装置	無停電電源装置	AG	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第九条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号イ | 第十条第一項第十号ロ | 第十条第一項第十号ハ | 第十条第一項第十号ニ | 第十条第一項第十号ホ | 第十条第一項第十号ヘ | 第十条第一項第十号ト | 第十条第一項第十号チ | 第十条第一項第十号リ | 第十条第一項第十号ヌ | 第十条第一項第十号ル | 第十条第一項第十号ヲ | 第十条第一項第十号ワ | 第十条第一項第十号カ | 第十条第一項第十号ヨ | 第十条第一項第十号タ | 第十条第一項第十号レ | 第十条第一項第十号ソ | 第十条第一項第十号ツ | 第十条第一項第十号ネ | 第十条第一項第十号ナ | 第十条第一項第十号ラ | 第十条第一項第十号ム | 第十条第一項第十号ウ | 第十条第一項第十号ヰ | 第十条第一項第十号ノ | 第十条第一項第十号オ | 第十条第一項第十号ク | 第十条第一項第十号ヤ | 第十条第一項第十号マ | 第十条第一項第十号ケ | 第十条第一項第十号フ | 第十条第一項第十号コ | 第十条第一項第十号エ | 第十条第一項第十号テ | 第十条第一項第十号ア | 第十条第一項第十号サ | 第十条第一項第十号キ | 第十条第一項第十号ユ | 第十条第一項第十号メ | 第十条第一項第十号ミ | 第十条第一項第十号シ | 第十条第一項第十号ヱ | 第十条第一項第十号ヒ | 第十条第一項第十号モ | 第十条第一項第十号セ | 第十条第一項第十号ス | 第十条第一項第十号ン | 第十条第一項第十号ゐ | 第十条第一項第十号の | 第十条第一項第十号お | 第十条第一項第十号く | 第十条第一項第十号や | 第十条第一項第十号ま | 第十条第一項第十号け | 第十条第一項第十号ふ | 第十条第一項第十号こ | 第十条第一項第十号え | 第十条第一項第十号て | 第十条第一項第十号あ | 第十条第一項第十号さ | 第十条第一項第十号き | 第十条第一項第十号ゆ | 第十条第一項第十号め | 第十条第一項第十号み | 第十条第一項第十号し | 第十条第一項第十号ゑ | 第十条第一項第十号ひ | 第十条第一項第十号も | 第十条第一項第十号せ | 第十条第一項第十号す | 第十条第一項第十号京 | 第十条第一項第十号 | 第十条第二項 | 第十条第三項 | 第十条第四項 | 第十条第五項 | 第十条第六項 | 第十条第七項 | 第十条第八項 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十条第一項 | 第二十条第二項 | 第二十条第三項 | 第二十条第四項 | 第二十条第五項第一号 | 第二十条第五項第二号 | 第二十条第五項第三号 | 第二十条第五項第四号 | 第二十条第五項第五号 | 第二十条第六項第一項 | 第二十条第六項第二項 | 第二十条第七項第一項 | 第二十条第七項第二項 | 第二十条第八項第一項 | 第二十条第八項第二項 | 第二十条第八項第三項 | 第二十条第八項第四号 | 第二十条第九項第一項 | 第二十条第九項第二項 | 第二十条第九項第三項 | 第二十条第九項第四号 | 第二十条第九項第五号 | 第二十条第九項第六号 | 第二十条第十項 | 第二十条第十一項 | 第二十条第十二項 | 第二十条第十三項 | 第二十条第十四項 | 第二十条第十五項 | 第二十条第十六項 | 第二十条第十七項 | 第二十条第十八項 | 第二十条第十九項 | 第二十条第二十項 | 第二十条第二十一項 | 第二十条第二十二項 | 第二十条第二十三項 | 第二十条第二十四項 | 第二十条第二十五項 | 第二十条第二十六項 | 第二十条第二十七項 | 第二十条第二十八項 | 第二十条第二十九項 | 第二十条第三十項 | 第二十条第三十一項 | 第二十条第三十二項 | 第二十条第三十三項 | 第二十条第三十四項 | 第二十条第三十五項 | 第二十条第三十六項 | 第二十条第三十七項 | 第二十条第三十八項 | 第二十条第三十九項 | 第二十条第四十項 | 第二十条第四十一項第一号 | 第二十条第四十一項第二号 | 第二十条第四十一項第三号 | 第二十条第四十一項第四号 | 第二十条第四十二項 | 第二十条第四十三項 | 第二十条第四十四項 |
|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十条第二項	第五十一条第一項
270	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用無停電電源装置	無停電電源装置	C8	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
271	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用無停電電源装置	無停電電源装置	C8	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
272	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	計測制御用交流電源設備	—	165V非常用無停電電源装置	無停電電源装置	K4	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	1B・5A兼用	—		—	(○)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
273	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	照明設備	—	誘導灯	—	AA, AB, AC, AD, AE, AF, AG, AH, AI, AJ, BA, BB, CA, CB, DA, DB, DC, FA, FB, FC, FD, FEC, GA, GLS, GLT, HA, HB, TDA, TDB2, TDB3	—式	①/②-2	既設/新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
274	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	照明設備	—	非常灯	—	AE, AG, AH, AJ, BA, BB, BC, BD, BE, BF, BG, DA, FA, FB, FC, GA, GB, GC, GD, GE, GF, GG, GH, TC, GI, IA, IB, IC, GI, IA, GI, IB	—式	①/②-2	既設/新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
275	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	照明設備	—	漏電保安灯	—	AG, FA	—式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
276	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	照明設備	—	直流非常灯	—	AG, FA	—式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
277	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	照明設備	—	蓄電池内蔵型照明	—	AG	—式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
278	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替電源設備	—	可搬型発電機	発電機	屋外	3	①	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア 9901-S51	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
279	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替電源設備	—	可搬型発電機	発電機	屋外	4	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：屋外、外部保管エリア 9902-S51	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
280	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替電源設備	—	可搬型発電機	発電機	屋外	3	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：屋外、外部保管エリア 9903-S51	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
281	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替電源設備	—	可搬型発電機	発電機	屋外	3	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	保管場所：屋外、外部保管エリア 9907-S51	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
282	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替電源設備	—	可搬型発電機	発電機	屋外	3	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：屋外、外部保管エリア 9905-S51	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
283	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替電源設備	—	可搬型発電機	発電機	屋外	3	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：屋外、外部保管エリア 9906-S51	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
284	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替所内電気設備	—	可搬型分電盤	電源盤	FA	2	①	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：外部保管エリア	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
285	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替所内電気設備	—	可搬型電源ケーブル	—	AA, AB, AC, AG, CA, FA, KA	—式	①/②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所： AA, AB, AC, AG, CA, KA, 外部保管エリア	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
286	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替所内電気設備	—	重大事故対処用母線分電盤	電源盤	AA	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S), 1.25s	—	—		—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
287	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替所内電気設備	—	可搬型分電盤	電源盤	AA	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：AA, 外部保管エリア	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
288	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替所内電気設備	—	重大事故対処用母線常設分電盤	電源盤	AB	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S), 1.25s	—	—		—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
289	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替所内電気設備	—	可搬型分電盤	電源盤	AB	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：AB, 外部保管エリア	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
290	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替所内電気設備	—	重大事故対処用母線常設分電盤	電源盤	AC	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S), 1.25s	—	—		—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
291	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替所内電気設備	—	可搬型分電盤	電源盤	AC	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：AC, 外部保管エリア	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
292	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替所内電気設備	—	可搬型分電盤	電源盤	AG	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：AG, 外部保管エリア	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
293	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替所内電気設備	—	重大事故対処用母線常設分電盤	電源盤	CA	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S), 1.25s	—	—		—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
294	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替所内電気設備	—	可搬型分電盤	電源盤	CA	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：CA, 外部保管エリア	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
295	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替所内電気設備	—	重大事故対処用母線常設分電盤	電源盤	KA	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S), 1.25s	—	—		—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
296	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	代替所内電気設備	—	可搬型分電盤	電源盤	KA	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：KA, 外部保管エリア	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
297	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	補機駆動用燃料補給設備	—	軽油用タンクローリ	容器	屋外	9	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	詳細設計中	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
298	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	補機駆動用燃料補給設備	—	第１軽油貯槽	容器	屋外	4	②-2	新設	—	常設SA	—/(S), 1.25s	—	MOX(再処理主)	詳細設計中	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
299	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	電気設備	補機駆動用燃料補給設備	—	第２軽油貯槽	容器	G16	4	②-2	新設	—	常設SA	—/(S), 1.25s	—	MOX(再処理主)	詳細設計中	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
300	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	一般圧縮空気系	—	空気圧縮機	—	GC	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	E(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
301	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	一般圧縮空気系	—	空気第1貯槽	—	GC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	E(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
302	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	一般圧縮空気系	—	空気貯槽	—	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
303	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	一般圧縮空気系	—	空気圧縮機	—	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
304	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	水素掃気用空気貯槽	容器	AA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素掃気系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
305	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	計測制御用空気貯槽	容器	AA	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素掃気系 代替可能性中性子吸収材 緊急供給系 廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
306	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	安全空気圧縮装置	圧縮機	AA	3	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素掃気系 代替可能性中性子吸収材 緊急供給系 廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
307	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	安全空[redacted]	安全弁及び逃し弁	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
308	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	安全[redacted]	安全弁及び逃し弁	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
309	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系）	主配管	CA (TYDE	—式	②-2	既設/改造	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
310	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素掃気系、未然防止掃気系）	主配管	C8	—式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S), 1.25s	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気 詳細設計中	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
311	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素掃気系、未然防止掃気系、再処防止掃気系、貯槽等注水系）	主配管	C8	—式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S), 1.25s	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：冷却水 詳細設計中	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
312	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素掃気系）	主配管	CA (TYDE	—式	②-2	既設/改造	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素掃気系、未然防止掃気系）	主配管	KA	—式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S), 1.25s	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素掃気系）	主配管	KA	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
315	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（流下停止用冷却空気系）	主配管	KA	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系）	主配管	KA	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
317	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素掃気系、未然防止掃気系、貯槽等注水系）	主配管	KA	—式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S), 1.25s	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：汽水	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
318	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素掃気系、流下停止用冷却空気系）	主配管	KA	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
319	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素掃気系）	主配管	AB	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2940	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、未然防止排気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/Ｄ1，1.25s	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気
2941	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
2942	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
2943	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
2944	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、未然防止排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重/非安重	常設SA	S/Ｄ1，1.25s	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気
2945	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重/非安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
2946	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、未然防止排気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｄ1，1.25s	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系 臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
2947	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、機器駆動用空気系、計装用空気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：代替可搬性中性子吸収材緊急供給系 廃ガス貯留設備 臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
2948	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、機器駆動用空気系、計装用空気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：代替可搬性中性子吸収材緊急供給系 廃ガス貯留設備	—	流体：圧縮空気
2949	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、計装用空気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：廃ガス貯留設備 臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
2950	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、機器駆動用空気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：代替可搬性中性子吸収材緊急供給系	—	流体：圧縮空気
2951	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、機器駆動用空気系、計装用空気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：代替可搬性中性子吸収材緊急供給系 廃ガス貯留設備	—	流体：圧縮空気
2952	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、計装用空気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：廃ガス貯留設備 臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
2953	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、流下排止用冷却空気系、臨界事故時水素排気系、計装用空気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系 代替可搬性中性子吸収材緊急供給系 廃ガス貯留設備	—	流体1：圧縮空気 流体2：計装用圧縮空気
2954	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、流下排止用冷却空気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
2955	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、流下排止用冷却空気系）	主配管	AA，KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
2956	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AA，AC，TS60	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
2957	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、臨界事故時水素排気系、機器駆動用空気系、計装用空気系）	主配管	AA，AC，TS60	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系 代替可搬性中性子吸収材緊急供給系 廃ガス貯留設備	—	流体1：圧縮空気 流体2：計装用圧縮空気
2958	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（廃ガス貯留設備、機器駆動用空気系、計装用空気系）	主配管	AA，AC，TS60	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：廃ガス貯留設備	—	流体：計装用圧縮空気
2959	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、廃ガス貯留設備、臨界事故時水素排気系、機器駆動用空気系、計装用空気系）	主配管	AA，AB，CA，KA，TS60，TS10E	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：計装用圧縮空気
2960	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水
2961	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、未然防止排気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ1，1.25s	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系 臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
2962	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、未然防止排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ1，1.25s	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気
2963	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、貯槽等注水系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ1，1.25s	主：安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体：圧縮空気
2964	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
2965	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、貯槽等注水系、未然防止排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/Ｄ1，1.25s	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：冷却水
2966	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ1，1.25s	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
2967	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
2968	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（廃ガス貯留設備：廃ガス系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ1，1.25s	主：安全圧縮空気系 従：廃ガス貯留設備	—	流体：圧縮空気
2969	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、廃ガス貯留設備：廃ガス系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/ Ｄ1	主：安全圧縮空気系 従：廃ガス貯留設備	—	流体：圧縮空気
2970	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	安全空気風量装置	機械装置	AA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系 代替可搬性中性子吸収材緊急供給系 廃ガス貯留設備	—	
2971	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	かくはん用空気貯槽	—	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2972	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気不動供給ユニットボンベ	容器	CA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ1，1.25s	—	—	詳細設計中
2973	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気自動供給ユニットボンベ	容器	CA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ1，1.25s	—	—	詳細設計中
2974	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	機器圧縮空気自動供給ユニットボンベ	容器	CA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ1，1.25s	—	—	詳細設計中
2975	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気自動供給貯槽	容器	AB	3	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ1，1.25s	—	—	
2976	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	機器圧縮空気自動供給ユニット（ボンベ）	容器	AB	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ1，1.25s	—	—	
2977	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気不動供給ユニット（ボンベ）	容器	AB	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ1，1.25s	—	—	
2978	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気自動供給貯槽	容器	AC	5	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ1，1.25s	—	—	
2979	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	機器圧縮空気自動供給ユニット　ボンベ	容器	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ1，1.25s	—	—	
2980	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気手動供給ユニット　ボンベ	容器	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ1，1.25s	—	—	
2981	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型空気圧縮機	圧縮機	屋外	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：分離建屋近傍

| 番号 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第四条第三項 | 第五条第一項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第六条第三項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第九条第一項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号イ | 第十条第一項第九号ロ | 第十条第一項第九号ハ | 第十条第一項第九号ニ | 第十条第一項第十号 | 第十条第二項 | 第十条第三項 | 第十条第四項 | 第十条第五項 | 第十条第六項 | 第十条第七項 | 第十条第八項 | 第十条第九項 | 第十条第十項 | 第十条第十一項 | 第十条第十二項 | 第十条第十三項 | 第十条第十四項 | 第十条第十五項 | 第十条第十六項 | 第十条第十七項 | 第十条第十八項 | 第十条第十九項 | 第十条第二十項 | 第十条第二十一項 | 第十条第二十二項 | 第十条第二十三項 | 第十条第二十四項 | 第十条第二十五項 | 第十条第二十六項 | 第十条第二十七項 | 第十条第二十八項 | 第十条第二十九項 | 第十条第三十項 | 第十条第三十一項 | 第十条第三十二項 | 第十条第三十三項 | 第十条第三十四項 | 第十条第三十五項 | 第十条第三十六項 | 第十条第三十七項 | 第十条第三十八項 | 第十条第三十九項 | 第十条第四十項 | 第十条第四十一項 | 第十条第四十二項 | 第十条第四十三項 | 第十条第四十四項 | 第十条第四十五項 | 第十条第四十六項 | 第十条第四十七項 | 第十条第四十八項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2940	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、未然防止排気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/Ｄ3，1.2Sa	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気
2941	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
2942	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
2943	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
2947	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、未然防止排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重/非安重	常設SA	S/Ｄ3，1.2Sa	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気
2948	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重/非安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
2949	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、臨界事故時水素排気系、未然防止排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｄ3，1.2Sa	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系 臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
2950	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、機器駆動用空気系、計装用空気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：代替可搬性中性子吸収材 緊急供給系 廃ガス貯留設備 臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
2951	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、機器駆動用空気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：代替可搬性中性子吸収材 緊急供給系	—	流体：圧縮空気
2952	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、機器駆動用空気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：代替可搬性中性子吸収材 緊急供給系 廃ガス貯留設備	—	流体：圧縮空気
2953	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、計装用空気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：廃ガス貯留設備 臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
2954	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、流下排止用冷却空気系、臨界事故時水素排気系、計装用空気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系 代替可搬性中性子吸収材 緊急供給系 廃ガス貯留設備	—	流体1：圧縮空気 流体2：計装用圧縮空気
2955	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、流下排止用冷却空気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
2956	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、流下排止用冷却空気系）	主配管	AA，AX	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
2960	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AA，AC，TS，60	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
2961	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、臨界事故時水素排気系、機器駆動用空気系、計装用空気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系 代替可搬性中性子吸収材 緊急供給系 廃ガス貯留設備	—	流体1：圧縮空気 流体2：計装用圧縮空気
2962	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、廃ガス貯留系：臨界、廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AA，AC，TS，60	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：廃ガス貯留設備	—	流体：計装用圧縮空気
2963	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系）	主配管	AA，AB，CA，AA，TS10E，TS10E	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：計装用圧縮空気
2964	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水
2965	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、未然防止排気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ3，1.2Sa	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系 臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
2966	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、未然防止排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ3，1.2Sa	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気
2967	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、貯槽等注水系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ3，1.2Sa	主：安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体：圧縮空気
2968	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、貯槽等注水系、未然防止排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/Ｄ3，1.2Sa	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：冷却水
2969	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ3，1.2Sa	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
2970	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気
2971	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、廃ガス貯留系：臨界、廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：廃ガス貯留設備	—	流体：圧縮空気
2972	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	安全空気風量装置	機械装置	AA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｄ3	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系 代替可搬性中性子吸収材 緊急供給系 廃ガス貯留設備	—	
2973	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	かくはん用空気槽	—	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
2974	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気手動供給ユニットボンベ	容器	CA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ3，1.2Sa	—	—	詳細設計中
2975	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気自動供給ユニットボンベ	容器	CA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ3，1.2Sa	—	—	詳細設計中
2976	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	機器圧縮空気自動供給ユニットボンベ	容器	CA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ3，1.2Sa	—	—	詳細設計中
2977	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気自動供給貯槽	容器	AB	3	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ3，1.2Sa	—	—	
2978	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	機器圧縮空気自動供給ユニット（ボンベ）	容器	AB	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ3，1.2Sa	—	—	
2979	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気手動供給ユニット（ボンベ）	容器	AB	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ3，1.2Sa	—	—	
2980	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気自動供給貯槽	容器	AC	5	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ3，1.2Sa	—	—	
2981	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	機器圧縮空気自動供給ユニット　ボンベ	容器	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ3，1.2Sa	—	—	
2982	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気手動供給ユニット　ボンベ	容器	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/Ｄ3，1.2Sa	—	—	
2983	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型空気圧縮機	圧縮機	屋外	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：分離建屋近傍

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第六項 | 第二十七条第七項 | 第二十七条第八項 | 第二十七条第九項 | 第二十七条第十項 | 第二十七条第十一項 | 第二十八条第一項 | 第二十八条第二項 | 第二十八条第三項 | 第二十八条第四項 | 第二十八条第五項 | 第二十八条第六項 | 第二十八条第七項 | 第二十八条第八項 | 第二十八条第九項 | 第二十八条第十項 | 第二十八条第十一項 | 第二十八条第十二項 | 第二十八条第十三項 | 第二十八条第十四項 | 第二十八条第十五項 | 第二十八条第十六項 | 第二十八条第十七項 | 第二十八条第十八項 | 第二十八条第十九項 | 第二十八条第二十項 | 第二十八条第二十一項 | 第二十八条第二十二項 | 第二十八条第二十三項 | 第二十八条第二十四項 | 第二十八条第二十五項 | 第二十八条第二十六項 | 第二十八条第二十七項 | 第二十八条第二十八項 | 第二十八条第二十九項 | 第二十八条第三十項 | 第二十八条第三十一項 | 第二十八条第三十二項 | 第二十八条第三十三項 | 第二十八条第三十四項 | 第二十八条第三十五項 | 第二十八条第三十六項 | 第二十八条第三十七項 | 第二十八条第三十八項 | 第二十八条第三十九項 | 第二十八条第四十項 | 第二十八条第四十一項 | 第二十八条第四十二項 | 第二十八条第四十三項 | 第二十八条第四十四項 | 第二十八条第四十五項 | 第二十八条第四十六項 | 第二十八条第四十七項 | 第二十八条第四十八項 | 第二十八条第四十九項 | 第二十八条第五十項 | 第二十八条第五十一項 | 第二十八条第五十二項 | 第二十八条第五十三項 | 第二十八条第五十四項 | 第二十八条第五十五項 | 第二十八条第五十六項 | 第二十八条第五十七項 | 第二十八条第五十八項 | 第二十八条第五十九項 | 第二十八条第六十項 | 第二十八条第六十一項 | 第二十八条第六十二項 | 第二十八条第六十三項 | 第二十八条第六十四項 | 第二十八条第六十五項 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項 | 第四十条第六項 | 第四十条第七項 | 第四十条第八項 | 第四十条第九項 | 第四十条第十項 | 第四十条第十一項 | 第四十条第十二項 | 第四十条第十三項 | 第四十条第十四項 | 第四十条第十五項 | 第四十条第十六項 | 第四十条第十七項 | 第四十条第十八項 | 第四十条第十九項 | 第四十条第二十項 | 第四十条第二十一項 | 第四十条第二十二項 | 第四十条第二十三項 | 第四十条第二十四項 | 第四十条第二十五項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十七条第三項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十条第二項	第五十一条第一項
2943	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、未然防止排気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2944	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2945	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2946	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2947	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、未然防止排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重/非安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2948	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重/非安重	常設SA	S/(S)	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2949	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、臨界事故時水素排気系、未然防止排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系 臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2950	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、機器駆動用空気系、計装用空気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)	主：安全圧縮空気系 従：代替可燃性中性子吸収材 緊急供給系 廃ガス貯留設備 臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2951	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、計装用空気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)	主：安全圧縮空気系 従：廃ガス貯留設備	—	流体：圧縮空気	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2952	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、機器駆動用空気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)	主：安全圧縮空気系 従：代替可燃性中性子吸収材緊急供給系	—	流体：圧縮空気	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2953	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、計装用空気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)	主：安全圧縮空気系 従：代替可燃性中性子吸収材緊急供給系 廃ガス貯留設備	—	流体：圧縮空気	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2954	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、計装用空気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)	主：安全圧縮空気系 従：廃ガス貯留設備 臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2955	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、流下停止用冷却空気系、臨界事故時水素排気系、計装用空気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系 代替可燃性中性子吸収材緊急供給系 廃ガス貯留設備	—	流体1：圧縮空気 流体2：計装用圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2956	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、流下停止用冷却空気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2957	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系）	主配管	AA, KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2958	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AA, AC, TS, AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2959	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系）	主配管	CA, TS05, TS10E	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2960	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、臨界事故時水素排気系、機器駆動用空気系、計装用空気系）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系 代替可燃性中性子吸収材緊急供給系 廃ガス貯留設備	—	流体1：圧縮空気 流体2：計装用圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2961	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、廃ガス貯留系：臨界、廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AA, AC, TS, AB	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：安全圧縮空気系 従：廃ガス貯留設備	—	流体：計装用圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2962	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系）	主配管	AA, AB, CA, KA, TS05, TS10E	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：計装用圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2963	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2964	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、未然防止排気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系 臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2965	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、未然防止排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2966	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、貯槽等注水系、未然防止排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2967	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2968	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、貯槽等注水系、未然防止排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：安全圧縮空気系 従：代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2969	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（水素排気系、臨界事故時水素排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)、1.2Ss	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2970	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2971	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	主配管（計測制御用空気系、廃ガス貯留系：臨界、廃ガス貯留系：TBP）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：安全圧縮空気系 従：廃ガス貯留設備	—	流体：圧縮空気	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2972	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	安全空気総合設備	機械装置	AA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系 代替可燃性中性子吸収材緊急供給系 廃ガス貯留設備	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2973	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	かくはん用空気貯槽	—	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2974	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気不動供給ユニットボンベ	容器	CA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)、1.2Ss	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2975	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気自動供給ユニットボンベ	容器	CA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)、1.2Ss	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2976	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	機器圧縮空気自動供給ユニットボンベ	容器	CA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)、1.2Ss	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2977	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気自動供給貯槽	容器	AB	3	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)、1.2Ss	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2978	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	機器圧縮空気自動供給ユニット（ボンベ）	容器	AB	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)、1.2Ss	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2979	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気手動供給ユニット（ボンベ）	容器	AB	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)、1.2Ss	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2980	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気自動供給貯槽	容器	AC	5	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)、1.2Ss	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2981	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	機器圧縮空気自動供給ユニット　ボンベ	容器	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)、1.2Ss	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2982	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	圧縮空気手動供給ユニット　ボンベ	容器	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)、1.2Ss	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2983	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型空気圧縮機	圧縮機	屋外	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：分離建屋近傍	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分	設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2905	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型空気圧縮機	圧縮機	屋外	4	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	9902-451（01～04） 保管場所：前処理建屋，外部保管エリア
2906	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型空気圧縮機	圧縮機	屋外	4	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中 保管場所：精製建屋近傍，外部保管エリア 9904-451
2907	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管[redacted]	主配管	C1	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十条第一項 | 第二十条第二項 | 第二十条第三項 | 第二十条第四項 | 第二十条第五項 | 第二十条第六項 | 第二十条第七項 | 第二十条第八項 | 第二十条第九項 | 第二十条第十項 | 第二十条第十一項 | 第二十条第十二項 | 第二十条第十三項 | 第二十条第十四項 | 第二十条第十五項 | 第二十条第十六項 | 第二十条第十七項 | 第二十条第十八項 | 第二十条第十九項 | 第二十条第二十項 | 第二十条第二十一項 | 第二十条第二十二項 | 第二十条第二十三項 | 第二十条第二十四項 | 第二十条第二十五項 | 第二十条第二十六項 | 第二十条第二十七項 | 第二十条第二十八項 | 第二十条第二十九項 | 第二十条第三十項 | 第二十条第三十一項 | 第二十条第三十二項 | 第二十条第三十三項 | 第二十条第三十四項 | 第二十条第三十五項 | 第二十条第三十六項 | 第二十条第三十七項 | 第二十条第三十八項 | 第二十条第三十九項 | 第二十条第四十項 | 第二十条第四十一項 | 第二十条第四十二項 | 第二十条第四十三項 | 第二十条第四十四項 | 第二十条第四十五項 | 第二十条第四十六項 | 第二十条第四十七項 | 第二十条第四十八項 | 第二十条第四十九項 | 第二十条第五十項 | 第二十条第五十一項 | 第二十条第五十二項 | 第二十条第五十三項 | 第二十条第五十四項 | 第二十条第五十五項 | 第二十条第五十六項 | 第二十条第五十七項 | 第二十条第五十八項 | 第二十条第五十九項 | 第二十条第六十項 | 第二十条第六十一項 | 第二十条第六十二項 | 第二十条第六十三項 | 第二十条第六十四項 | 第二十条第六十五項 | 第二十条第六十六項 | 第二十条第六十七項 | 第二十条第六十八項 | 第二十条第六十九項 | 第二十条第七十項 | 第二十条第七十一項 | 第二十条第七十二項 | 第二十条第七十三項 | 第二十条第七十四項 | 第二十条第七十五項 | 第二十条第七十六項 | 第二十条第七十七項 | 第二十条第七十八項 | 第二十条第七十九項 | 第二十条第八十項 | 第二十条第八十一項 | 第二十条第八十二項 | 第二十条第八十三項 | 第二十条第八十四項 | 第二十条第八十五項 | 第四十一条第一項 | 第四十一条第二項 | 第四十一条第三項 | 第四十一条第四項 | 第四十一条第五項 | 第四十一条第六項 | 第四十一条第七項 | 第四十一条第八項 | 第四十一条第九項 | 第四十一条第十項 | 第四十一条第十一項（一注意２）第一項 | 第四十一条第十一項（一注意２）第二項 | 第四十一条第十一項（一注意２）第三項 | 第四十一条第十一項（一注意２）第四項 | 第四十一条第十一項（一注意２）第五項 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項	第五十一条第二項
2985	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型空気圧縮機	圧縮機	屋外	4	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	実施時期：R6.4.1～R8.3 保管場所：前処理建屋，外部保管エリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2986	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型空気圧縮機	圧縮機	屋外	4	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中 保管場所：補製建屋近傍，外部保管エリア 9904-K51	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2987	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主要弁[redacted]	主要弁	CA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2988	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主要弁[redacted]	主要弁	CA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2989	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主要弁[redacted]	主要弁	CA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2990	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主要弁[redacted]	主要弁	CA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2991	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主要弁[redacted]	主要弁	AB	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2992	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主要弁[redacted]	主要弁	AB	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2993	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主要弁[redacted]	主要弁	AB	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2994	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主要弁[redacted]	主要弁	AC	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2995	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主要弁[redacted]	主要弁	AC	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2996	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主要弁[redacted]	主要弁	AC	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2997	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	安全弁[redacted]	安全弁及び逃し弁	CA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2998	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	安全弁[redacted]	安全弁及び逃し弁	CA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2999	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	安全弁[redacted]	安全弁及び逃し弁	CA	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3000	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	安全弁[redacted]	安全弁及び逃し弁	AB	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3001	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	安全弁[redacted]	安全弁及び逃し弁	AB	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3002	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	安全弁[redacted]	安全弁及び逃し弁	AC	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3003	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	安全弁[redacted]	安全弁及び逃し弁	AC	2	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3004	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	CA	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	流体：圧縮空気 保管場所：CA建屋内 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3005	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型建屋外ホース	主配管	CA	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	流体：圧縮空気 保管場所：CA建屋内 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3006	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未然防止排気系）	主配管	CA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：圧縮空気 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3007	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再発防止排気系）	主配管	CA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：圧縮空気 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3008	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未然防止排気系，貯槽等注水系）	主配管	CA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	主：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：冷却水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3009	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再発防止排気系，貯槽等注水系）	主配管	CA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	主：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：冷却水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3010	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未然防止排気系）	主配管	KA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：圧縮空気 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3011	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未然防止排気系，貯槽等注水系）	主配管	KA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	主：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：汽水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3012	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未然防止排気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：圧縮空気 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3013	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未然防止排気系，貯槽等注水系）	主配管	KA	一式	②-2	既設/改造	安重/非安重	常設SA	—/(S)，1.25s	主：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：汽水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3014	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再発防止排気系）	主配管	KA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：圧縮空気 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3015	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再発防止排気系，貯槽等注水系）	主配管	KA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	主：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：汽水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3016	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再発防止排気系）	主配管	KA	一式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：圧縮空気 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3017	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再発防止排気系，貯槽等注水系）	主配管	KA	一式	②-2	既設/改造	非安重	常設SA	—/(S)，1.25s	主：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：汽水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3018	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型建屋外ホース	主配管	屋外	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：高レベル廃液ガラス固化建屋，外部保管エリア 流体：圧縮空気 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3019	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	KA	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：高レベル廃液ガラス固化建屋，外部保管エリア 流体：圧縮空気 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3020	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再発防止排気系，貯槽等注水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	主：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：冷却水 流体3：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3021	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未然防止排気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3022	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再発防止排気系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3023	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未然防止排気系，貯槽等注水系）	主配管	AB	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	主：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：冷却水 流体3：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3024	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型建屋外ホース	主配管	屋外	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：分離建屋，外部保管エリア 流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3025	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	AB	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：分離建屋，外部保管エリア 流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3026	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未然防止排気系）	主配管	AA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3027	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再発防止排気系，貯槽等注水系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	—	常設SA	—/(S)，1.25s	主：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：圧縮空気 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3028	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型建屋外ホース	主配管	屋外	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：前処理建屋，外部保管エリア 流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3029	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	AA	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：前処理建屋，外部保管エリア 流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3030	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未然防止排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3031	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再発防止排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再処理止排気系，貯槽等注水系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	主：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体：圧縮空気
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未熱回止排気系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	詳細設計中 流体：圧縮空気
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再処理止排気系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	詳細設計中 流体：圧縮空気
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（サポート用圧縮空気系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	—	—	流体：圧縮空気
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未熱回止排気系，臨界事故時水素排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	主：代替安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未熱回止排気系，貯槽等注水系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	主：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	詳細設計中 流体：圧縮空気
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再処理止排気系，貯槽等注水系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.2Sa	主：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	詳細設計中 流体：圧縮空気
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型建屋外ホース	主配管	AC 屋外	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中 保管場所：補製建屋，外部保管エリア
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中 保管場所：補製建屋，外部保管エリア
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	空気取消槽	容器	GC	1	②-2	新設	非安重	常設SA	C/(C)	主：臨界事故時水素排気系 従：一般圧縮空気系	E(再処理主)	
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	常用空気圧縮機	圧縮機	GC	3	②-2	新設	非安重	常設SA	C/(C)	主：臨界事故時水素排気系 従：一般圧縮空気系	E(再処理主)	
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	運転予備用空気圧縮機	圧縮機	GC	1	②-2	新設	非安重	常設SA	C/(C)	主：臨界事故時水素排気系 従：一般圧縮空気系	E(再処理主)	
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	主配管（臨界事故時水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	—	常設SA	—/(B)，(C)	—	—	流体：圧縮空気
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	可搬型建屋内ホース（窒素排用）	主配管	AA	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：前処理建屋，外部保管エリア 流体：圧縮空気
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	可搬型建屋内ホース（ハッチ洗浄用）	主配管	AA	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：前処理建屋，外部保管エリア 流体：圧縮空気
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	主配管（臨界事故時水素排気系）	主配管	AA，AC，GC，TSN5，屋外	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/(C)	主：臨界事故時水素排気系 従：一般圧縮空気系	E(再処理主)	流体：圧縮空気
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	主配管（臨界事故時水素排気系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(C)	—	—	詳細設計中 流体：圧縮空気
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	可搬型建屋内ホース（第５一時貯留処理建屋）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中 保管場所：補製建屋，外部保管エリア
250	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	可搬型建屋内ホース（第７一時貯留処理建屋）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中 保管場所：補製建屋，外部保管エリア
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	給水処理設備	—	純水装置	—	GC	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	—	—	純水貯槽	—	屋外	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却塔	—	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	75R3-C01（冷却塔）
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	一次系冷却水循環ポンプ	—	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却塔	—	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	41T1-C10
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却塔	—	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	21S3-C11
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却塔	—	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	83S3-C20
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却塔	—	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	91T3-C10
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	—	屋外	5	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	91T1-P1011，P1012，P1013，P1014，P1015
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	—	AK	3	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	21S3-P2010，P2710，P2910
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	—	GC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	83S3-P2011，P2012
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	—	屋外	3	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	91T3-P1011，P1012，P1013
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	二次冷却水循環ポンプ	—	GC2	1	別紙工認①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却塔	—	屋外	4	別紙工認①	既設	非安重	—	C/—	—	—	96S3-C31 （冷却塔系） 96S3-C32 （冷却塔系） 96S3-C33 （冷却塔C） 96S3-C34 （冷却塔D）
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水系膨張槽	容器	屋外	2	①	既設	安重	—	S/—	—	MX(再処理主)	
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水系冷却塔	熱交換器	屋外	2	①	改造	安重	—	S/—	—	MX(再処理主)	
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水系冷却水循環ポンプ	ポンプ	屋外	3	①	既設	安重	—	S/—	—	MX(再処理主)	
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主要弁（T1R3-B007，W013）	主要弁	FA	2	①	既設	安重	—	S/—	—	—	空気作動弁
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主要弁（T1R3-B006，B009，W014，W015）	主要弁	FA	4	①	既設	安重	—	S/—	—	—	電動弁
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主要弁（T1R3-W236，W266）	主要弁	FA	2	①	既設	安重	—	S/—	—	—	逆止弁
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（除染熱除去系，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用，サポート用冷却水系；使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）	主配管	FA，TSN1，TSN2，TSN3，屋外	一式	①	既設	安重	—	S/—	—	MX(再処理主)	流体：冷却水
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（サポート用冷却水系；使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）	主配管	FA	一式	①	既設	安重	—	S/—	—	MX(再処理主)	流体：冷却水
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水冷却塔	熱交換器	屋外	2	②-1	改造	安重	—	S/—	—	—	
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（除染熱除去系，再処理設備本体用，サポート用冷却水系；再処理設備本体用）	主配管	屋外	一式	②-1	改造	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	CA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.2Sa	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽 [redacted] 安全冷却水[redacted]膨張槽
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	第1，第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水膨張槽	容器	KA	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.2Sa	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.2Sa	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	高レベル廃液共用貯槽冷却水膨張槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.2Sa	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.2Sa	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	AB	3	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.2Sa	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	AA	3	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)，1.2Sa	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	
250	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]

| 番号 | 第四条第１項 | 第四条第２項 | 第五条第１項 | 第五条第２項 | 第六条第１項 | 第六条第２項 | 第七条第１項 | 第七条第２項 | 第八条第１項 | 第八条第２項 | 第九条第１項 | 第九条第２項 | 第十条第１項 | 第十条第１項第一号 | 第十条第１項第二号 | 第十条第１項第三号 | 第十条第１項第四号 | 第十条第１項第五号 | 第十条第１項第六号 | 第十条第１項第七号 | 第十条第１項第八号 | 第十条第１項第九号イ | 第十条第１項第九号ロ | 第十条第１項第九号ハ | 第十条第１項第九号ニ | 第十条第１項第九号ホ | 第十条第１項第九号ヘ | 第十条第１項第九号ト | 第十条第１項第九号チ | 第十条第１項第九号リ | 第十条第１項第九号ヌ | 第十条第１項第九号ル | 第十条第１項第九号ヲ | 第十条第１項第九号ワ | 第十条第１項第九号カ | 第十条第１項第九号ヨ | 第十条第１項第九号タ | 第十条第１項第九号レ | 第十条第１項第九号ソ | 第十条第１項第九号ツ | 第十条第１項第九号ネ | 第十条第１項第九号ナ | 第十条第１項第九号ラ | 第十条第１項第九号ム | 第十条第１項第九号ウ | 第十条第１項第九号ヰ | 第十条第１項第九号ノ | 第十条第１項第九号オ | 第十条第１項第九号ク | 第十条第１項第九号ヤ | 第十条第１項第九号マ | 第十条第１項第九号ケ | 第十条第１項第九号フ | 第十条第１項第九号コ | 第十条第１項第九号エ | 第十条第１項第九号テ | 第十条第１項第九号ア | 第十条第１項第九号サ | 第十条第１項第九号キ | 第十条第１項第九号ユ | 第十条第１項第九号メ | 第十条第１項第九号ミ | 第十条第１項第九号シ | 第十条第１項第九号ヱ | 第十条第１項第九号ヒ | 第十条第１項第九号モ | 第十条第１項第九号セ | 第十条第１項第九号ス | 第十条第１項第九号ン | 第十条第１項第九号ゐ | 第十条第１項第九号の | 第十条第１項第九号く | 第十条第１項第九号や | 第十条第１項第九号ま | 第十条第１項第九号け | 第十条第１項第九号ふ | 第十条第１項第九号こ | 第十条第１項第九号え | 第十条第１項第九号て | 第十条第１項第九号あ | 第十条第１項第九号さ | 第十条第１項第九号き | 第十条第１項第九号ゆ | 第十条第１項第九号め | 第十条第１項第九号み | 第十条第１項第九号し | 第十条第１項第九号ゑ | 第十条第１項第九号ひ | 第十条第１項第九号も | 第十条第１項第九号せ | 第十条第１項第九号す | 第十条第１項第九号ん

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分	設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2501	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再処理止排気系，貯槽等注水系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	—	常設SA	─/DB，1.2Ss	—
2502	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未熱回止排気系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	─/DB，1.2Ss	—
2503	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再処理止排気系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	─/DB，1.2Ss	—
2504	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（サポート用圧縮空気系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	─/DB，1.2Ss	—
2505	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未熱回止排気系，臨界事故時水素排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	—	常設SA	─/DB，1.2Ss	主：代替安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系
2506	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未熱回止排気系，貯槽等注水系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	─/DB，1.2Ss	主：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系
2507	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再処理止排気系，貯槽等注水系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	─/DB，1.2Ss	主：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系
2508	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型建屋外ホース	主配管	AC 屋外	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	─/──	—
2509	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	─/──	—
2510	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	空気取貯槽	容器	GC	1	②-2	新設	非安重	常設SA	C/ (C)	主：臨界事故時水素排気系 従：一般圧縮空気系
2511	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	常用空気圧縮機	圧縮機	GC	3	②-2	新設	非安重	常設SA	C/ (C)	主：臨界事故時水素排気系 従：一般圧縮空気系
2512	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	運転予備用空気圧縮機	圧縮機	GC	1	②-2	新設	非安重	常設SA	C/ (C)	主：臨界事故時水素排気系 従：一般圧縮空気系
2513	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	主配管（臨界事故時水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	—	常設SA	─/DB，(C)	—
2514	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	可搬型建屋内ホース（窒素パージ用）	主配管	AA	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	─/──	—
2515	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	可搬型建屋内ホース（ハッチ洗浄機用）	主配管	AA	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	─/──	—
2516	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	主配管（臨界事故時水素排気系）	主配管	AA，AC，GC，TSN，屋外	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/ (C)	主：臨界事故時水素排気系 従：一般圧縮空気系
2517	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	主配管（臨界事故時水素排気系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	─/(C)	—
2518	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	可搬型建屋内ホース（第５一時貯留処理建屋）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	─/──	—
2519	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常用動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	可搬型建屋内ホース（第７一時貯留処理建屋）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	─/──	—
2520	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	給水処理設備	—	純水装置	—	GC	2	①	既設	非安重	—	C/──	—	—
2521	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	給水処理設備	—	純水貯槽	—	屋外	2	①	既設	非安重	—	C/──	—	—
2522	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却塔	—	FC	1	①	既設	非安重	—	C/──	—
2523	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	一次系冷却水循環ポンプ	—	FC	1	①	既設	非安重	—	C/──	—
2524	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却塔	—	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/──	—
2525	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却塔	—	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/──	—
2526	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却塔	—	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/──	—
2527	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	—	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/──	—
2528	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	—	AK	3	②-2	既設	非安重	—	C/──	—
2529	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	—	GC	2	②-2	既設	非安重	—	C/──	—
2530	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	—	屋外	3	②-2	既設	非安重	—	C/──	—
2531	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	二次冷却水循環ポンプ	—	GC2	1	別紙工認①	既設	非安重	—	C/──	—
2532	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却塔	—	屋外	4	別紙工認①	既設	非安重	—	C/──	—
2533	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水系膨張槽	容器	屋外	2	①	既設	安重	—	S/──	—
2534	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水系冷却塔	熱交換器	屋外	2	①	改造	安重	—	S/──	—
2535	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水系冷却水循環ポンプ	ポンプ	屋外	3	①	既設	安重	—	S/──	—
2536	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主要弁（T1R3-W007，W013）	主要弁	FA	2	①	既設	安重	—	S/──	—
2537	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主要弁（T1R3-W006，W009，W014，W015）	主要弁	FA	4	①	既設	安重	—	S/──	—
2538	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主要弁（T1R3-W236，W266）	主要弁	FA	2	①	既設	安重	—	S/──	—
2539	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（自然熱除去系，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用，サポート用冷却水系；使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）	主配管	FA，TSN1，TSN2，TSN3，屋外	一式	①	既設	安重	—	S/──	—
2540	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（サポート用冷却水系；使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）	主配管	FA	一式	①	既設	安重	—	S/──	—
2541	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水冷却塔	熱交換器	屋外	2	②-1	改造	安重	—	S/──	—
2542	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（自然熱除去系，再処理設備本体用，サポート用冷却水系；再処理設備本体用）	主配管	屋外	一式	②-1	改造	安重	—	S/──	—
2543	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	CA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/ (S)，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系
2544	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	第1，第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水膨張槽	容器	KA	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/ (S)，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系
2545	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/ (S)，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系
2546	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	高レベル廃液共用貯槽冷却水膨張槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/ (S)，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系
2547	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/ (S)，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系
2548	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	AB	3	②-2	既設	安重	常設SA	S/ (S)，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系
2549	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	AA	3	②-2	改造	安重	常設SA	S/ (S)，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系
2550	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/──	—

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第六項第一号 | 第二十七条第六項第二号 | 第二十七条第七項第一号 | 第二十七条第七項第二号 | 第二十七条第七項第三号 | 第二十七条第七項第四号 | 第二十七条第七項第五号 | 第二十七条第七項第六号 | 第二十七条第七項第七号 | 第二十七条第八項第一号 | 第二十七条第八項第二号 | 第二十七条第八項第三号 | 第二十七条第八項第四号 | 第二十七条第八項第五号 | 第二十七条第八項第六号 | 第二十七条第八項第七号 | 第二十七条第八項第八号 | 第二十七条第九項第一号 | 第二十七条第九項第二号 | 第二十七条第九項第三号 | 第二十七条第九項第四号 | 第二十七条第九項第五号 | 第二十七条第九項第六号 | 第二十七条第九項第七号 | 第二十七条第九項第八号 | 第二十七条第十項 | 第二十七条第十一項 | 第二十七条第十二項 | 第二十七条第十三項 | 第二十七条第十四項 | 第二十七条第十五項 | 第二十七条第十六項 | 第二十七条第十七項 | 第二十七条第十八項 | 第二十七条第十九項 | 第二十七条第十項第一号 | 第二十七条第十項第二号 | 第二十七条第十項第三号 | 第二十七条第十項第四号 | 第二十七条第十項第五号 | 第二十七条第十項第六号 | 第二十七条第十項第七号 | 第二十七条第十項第八号 | 第二十七条第十項第九号 | 第二十七条第十項第十号 | 第二十七条第十項第十一号 | 第二十七条第十項第十二号 | 第二十七条第十項第十三号 | 第二十七条第十項第十四号 | 第二十七条第十項第十五号 | 第二十七条第十項第十六号 | 第二十七条第十項第十七号 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項 | 第四十条第六項 | 第四十条第七項 | 第四十条第八項 | 第四十条第九項 | 第四十条第十項 | 第四十条第十一項第一号 | 第四十条第十一項第二号 | 第四十条第十一項第三号 | 第四十条第十一項第四号 | 第四十条第十一項第五号 | 第四十条第十一項第六号 | 第四十条第十一項第七号 | 第四十条第十一項第八号 | 第四十条第十一項第九号 | 第四十条第十一項第十号 | 第四十条第十一項第十一号 | 第四十条第十一項第十二号 | 第四十条第十一項第十三号 | 第四十条第十一項第十四号 | 第四十条第十一項第十五号 | 第四十条第十一項第十六号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十七条第三項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十条第二項	第五十一条第一項
2501	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再処理止排気系，貯槽等注水系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/(S)，1.25s	主：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2502	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未熱回止排気系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中 流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2503	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再処回止排気系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中 流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2504	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（サポート用圧縮空気系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2505	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未熱回止排気系，臨界事故時水素排気系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	主：代替安全圧縮空気系 従：臨界事故時水素排気系	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2507	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（未熱回止排気系，貯槽等注水系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	主：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	詳細設計中 流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2508	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	主配管（再処回止排気系，貯槽等注水系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	主：代替安全圧縮空気系 従：代替安全冷却水系	—	詳細設計中 流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2509	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型建屋外ホース	主配管	AC 屋外	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中 保管場所：補製建屋，外部保管エリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2510	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	代替安全圧縮空気系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中 保管場所：補製建屋，外部保管エリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2511	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	空気取消槽	容器	GC	1	②-2	新設	非安重	常設SA	C/(C)	主：臨界事故時水素排気系 従：一般圧縮空気系	E(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2512	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	常用空気圧縮機	圧縮機	GC	3	②-2	新設	非安重	常設SA	C/(C)	主：臨界事故時水素排気系 従：一般圧縮空気系	E(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2513	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	補転子備用空気圧縮機	圧縮機	GC	1	②-2	新設	非安重	常設SA	C/(C)	主：臨界事故時水素排気系 従：一般圧縮空気系	E(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2514	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	主配管（臨界事故時水素排気系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	—	常設SA	—/(B)，(C)	—	—	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2515	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	可搬型建屋内ホース（溶解槽用）	主配管	AA	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：前処理建屋，外部保管エリア 流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2516	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	可搬型建屋内ホース（ハル洗浄槽用）	主配管	AA	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：前処理建屋，外部保管エリア 流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2517	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	主配管（臨界事故時水素排気系）	主配管	AA, AC, GC, TAVG, 屋外	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/(C)	主：臨界事故時水素排気系 従：一般圧縮空気系	E(再処理主)	流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2518	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	主配管（臨界事故時水素排気系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(C)	—	—	詳細設計中 流体：圧縮空気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2519	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	可搬型建屋内ホース（第５−時貯留処理槽用）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中 保管場所：補製建屋，外部保管エリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2520	その他再処理設備の附属施設	動力装置及び非常動力装置	圧縮空気設備	臨界事故時水素排気系	—	可搬型建屋内ホース（第７−時貯留処理槽用）	主配管	AC	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中 保管場所：補製建屋，外部保管エリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2521	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	給水処理設備	—	—	純水装置	—	GC	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2522	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	給水処理設備	—	—	純水貯槽	—	屋外	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2523	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却塔	—	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	75KS-C01（冷却塔）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2524	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	一次系冷却水循環ポンプ	—	FC	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2525	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却塔	—	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	H171-C10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2526	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却塔	—	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	Z153-C11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2527	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却塔	—	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	H310-C20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2528	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却塔	—	屋外	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	H173-C10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2529	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	—	屋外	5	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	H171-P1011,P1012,P1013,P1014,P1015	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2530	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	—	AK	3	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	Z153-P2010,P2710,P2810	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2531	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	—	GC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	H310-P2011,P2012	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2532	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	二次冷却水循環ポンプ	—	GC2	1	別設工認①	既設	非安重	—	C/—	—	—	H173-P1011,P1012,P1013	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2533	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	一般冷却水系	—	冷却塔	—	屋外	4	別設工認①	既設	非安重	—	C/—	—	—	H610-C31 （冷却塔A） H610-C32 （冷却塔B） H610-C33 （冷却塔C） H610-C34 （冷却塔D）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2534	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水系膨張槽	容器	屋外	2	①	既設	安重	—	S/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2535	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水系冷却塔	熱交換器	屋外	2	①	改造	安重	—	S/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2536	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水系冷却水循環ポンプ	ポンプ	屋外	3	①	既設	安重	—	S/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2537	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主要弁（T143-V007,V013）	主要弁	FA	2	①	既設	安重	—	S/—	—	—	空気作動弁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2538	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主要弁（T143-V004,V006,V014,V015）	主要弁	FA	4	①	既設	安重	—	S/—	—	—	電動弁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2539	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主要弁（T143-V236,V260）	主要弁	FA	2	①	既設	安重	—	S/—	—	—	逆止弁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2540	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（高濃度除去系：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用，サポート用冷却水系：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）	主配管	FA, T101, T102, T103, 屋外	一式	①	既設	安重	—	S/—	—	MOX(再処理主)	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2541	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（サポート用冷却水系：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）	主配管	FA	一式	①	既設	安重	—	S/—	—	MOX(再処理主)	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2542	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水冷却塔	熱交換器	屋外	2	②-1	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2543	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（高濃度除去系：再処理設備本体用，サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	屋外	一式	②-1	改造	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2544	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	CA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	安全冷却水A膨張槽 [redacted]安全冷却水B膨張槽 [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2545	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	第1，第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水膨張槽	容器	KA	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2546	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2547	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	高レベル廃液共用貯槽冷却水膨張槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2548	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2549	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	AE	3	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2550	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	AA	3	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S)，1.25s	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2551	その他再処理設備の附属施設	給水処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2584	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	膨張槽	容器	GA	2	②-2	既設	安重	—	S/〇1，1.2Ss	—	—	—
2585	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	AC	3	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	—
2586	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水第1中間熱交換器	熱交換器	CA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	安全冷却水系1第1中間熱交換器 安全冷却水系[redacted]中間熱交換器
2587	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	第1，第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水中間熱交換器	熱交換器	KA	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2588	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2589	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	高レベル廃液共用貯槽冷却水中間熱交換器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	
2590	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2590'	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷水冷凍機	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2591	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷水冷却器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2592	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	中間熱交換器	熱交換器	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
2593	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2594	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2595	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AA	2	②-2	改造	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2596	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AA	1	②-2	改造	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2597	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	冷却塔	熱交換器	屋外	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2598	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AC	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2599	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2600	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	冷水移送ポンプ	ポンプ	CA	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	冷水移送ポンプA [redacted] 冷水移送ポンプB 冷水移送ポンプC 冷水移送ポンプD [redacted]
2601	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	第1，第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水ポンプ	ポンプ	KA	8	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	
2602	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	KA	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2603	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	高レベル廃液共用貯槽冷却水ポンプ	ポンプ	KA	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2604	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	KA	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2605	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	ポンプ	AB	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2606	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AB	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2607	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2608	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AA	4	②-2	改造	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2609	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AA	2	②-2	改造	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2610	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	ポンプ	AA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2611	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	ポンプ	GA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	—
2612	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AC	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2613	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AC	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]
2614	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強襲熱除去系：再処理設備本体用，内部ループ過水系）	主配管	CA	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	流体：冷却水 詳細設計中
2615	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強襲熱除去系：再処理設備本体用）	主配管	CA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水
2616	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強襲熱除去系：再処理設備本体用，内部ループ過水系，内部ガイドパイプ等過水系）	主配管	KA	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	流体：冷却水，汽水
2617	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷媒，冷却水
2618	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強襲熱除去系：再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水
2619	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強襲熱除去系：再処理設備本体用）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水
2620	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強襲熱除去系：再処理設備本体用，内部ループ過水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	流体2：冷却水 流体2：汽水
2621	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強襲熱除去系：再処理設備本体用）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水
2622	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強襲熱除去系：再処理設備本体用，内部ループ過水系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	
2623	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（サポート用冷却系：再処理設備本体用）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水
2624	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強襲熱除去系：再処理設備本体用，サポート用冷却系過水系：再処理設備本体用）	主配管	AA，TS，TS0，TS00，TS00 屋外	一式	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水
2625	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強襲熱除去系：再処理設備本体用，サポート用冷却系：再処理設備本体用）	主配管	AA，AB，AC，CA，KA，T，S00	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水
2626	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	AA，KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水
2627	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（サポート用冷却水系：第2非常用ディーゼル発電機）	主配管	GA，屋外	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水
2628	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強襲熱除去系：再処理本体用，内部ループ過水系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/〇1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水
2629	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強襲熱除去系：再処理本体用）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水
2630	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水冷却塔	熱交換器	屋外	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	—

| 番号 | 第四条第1項 | 第四条第2項 | 第五条第1項 | 第五条第2項 | 第六条第1項 | 第六条第2項 | 第七条第1項 | 第七条第2項 | 第八条第1項 | 第八条第2項 | 第九条第1項 | 第十条第1項 | 第十条第1項第一号 | 第十条第1項第二号 | 第十条第1項第三号 | 第十条第1項第四号 | 第十条第1項第五号 | 第十条第1項第六号 | 第十条第1項第七号 | 第十条第1項第八号 | 第十条第1項第九号 | 第十条第1項第十号 | 第十条第1項第十一号イ | 第十条第1項第十一号ロ | 第十条第1項第十一号ハ | 第十条第1項第十一号ニ | 第十条第1項第十一号ホ | 第十条第1項第十一号ヘ | 第十条第1項第十一号ト | 第十条第1項第十一号チ | 第十条第1項第十一号リ | 第十条第1項第十一号ヌ | 第十条第1項第十一号ル | 第十条第1項第十一号ヲ | 第十条第1項第十一号ワ | 第十条第1項第十一号カ | 第十条第1項第十一号ヨ | 第十条第1項第十一号タ | 第十条第1項第十一号レ | 第十条第1項第十一号ソ | 第十条第1項第十一号ツ | 第十条第1項第十一号ネ | 第十条第1項第十一号ナ | 第十条第1項第十一号ラ | 第十条第1項第十一号ム | 第十条第1項第十一号ウ | 第十条第1項第十一号ヰ | 第十条第1項第十一号ノ | 第十条第1項第十一号オ | 第十条第1項第十一号ク | 第十条第1項第十一号ヤ | 第十条第1項第十一号マ | 第十条第1項第十一号ケ | 第十条第1項第十一号フ | 第十条第1項第十一号コ | 第十条第1項第十一号エ | 第十条第1項第十一号テ | 第十条第1項第十一号ア | 第十条第1項第十一号サ | 第十条第1項第十一号キ | 第十条第1項第十一号ユ | 第十条第1項第十一号メ | 第十条第1項第十一号ミ | 第十条第1項第十一号シ | 第十条第1項第十一号ヱ | 第十条第1項第十一号ヒ | 第十条第1項第十一号モ | 第十条第1項第十一号セ | 第十条第1項第十一号ス | 第十条第1項第十一号ン | 第十条第1項第十一号ゐ | 第十条第1項第十一号の | 第十条第1項第十一号お | 第十条第1項第十一号く | 第十条第1項第十一号や | 第十条第1項第十一号ま | 第十条第1項第十一号け | 第十条第1項第十一号ふ | 第十条第1項第十一号こ | 第十条第1項第十一号え | 第十条第1項第十一号て | 第十条第1項第十一号あ | 第十条第1項第十一号さ | 第十条第1項第十一号き | 第十条第1項第十一号ゆ | 第十条第1項第十一号め | 第十条第1項第十一号み | 第十条第1項第十一号し | 第十条第1項第十一号ゑ | 第十条第1項第十一号ひ | 第十条第1項第十一号も | 第十条第1項第十一号せ | 第十条第1項第十一号す | 第十条第1項第十一号ん

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
2583	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	膨張槽	容器	GA	2	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2584	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	AC	3	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2585	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水第1中間熱交換器	熱交換器	CS	2	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2586	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	第1，第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水中間熱交換器	熱交換器	KA	4	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2587	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2588	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	高レベル廃液共用貯槽冷却水中間熱交換器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2589	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2590	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷水冷凍機	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2591	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷水冷却器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2592	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	中間熱交換器	熱交換器	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2593	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AB	2	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2594	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AB	1	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2595	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AA	2	②-2	改造	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2596	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AA	1	②-2	改造	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2597	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	冷却塔	熱交換器	屋外	2	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2598	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AC	2	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2599	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AC	1	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2600	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	冷水移送ポンプ	ポンプ	CS	4	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2601	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	第1，第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水ポンプ	ポンプ	KA	8	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2602	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	KA	4	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2603	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	高レベル廃液共用貯槽冷却水ポンプ	ポンプ	KA	4	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2604	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	KA	4	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2605	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	ポンプ	AB	4	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2606	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AB	4	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2607	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2608	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AA	4	②-2	改造	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2609	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AA	2	②-2	改造	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2610	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	ポンプ	AA	4	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2611	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	ポンプ	GA	2	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2612	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AC	4	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2613	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AC	2	②-2	既設	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2614	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（換熱器除去系：再処理設備本体用，内部ループ過水系）	主配管	CS	一式	②-2	既設/改造	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2615	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（換熱器除去系：再処理設備本体用）	主配管	CS	一式	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2616	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（換熱器除去系：再処理設備本体用，内部ループ過水系，内部ガイドパイプ等過水系）	主配管	KA	一式	②-2	既設/改造	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2617	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2618	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（換熱器除去系：再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2619	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（換熱器除去系：再処理設備本体用）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2620	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（換熱器除去系：再処理設備本体用，内部ループ過水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2621	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（換熱器除去系：再処理設備本体用）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2622	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（換熱器除去系：再処理設備本体用，内部ループ過水系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2623	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（サポート用冷却系：再処理設備本体用）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2624	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（換熱器除去系：再処理設備本体用，サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2625	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（換熱器除去系：再処理設備本体用，サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2626	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（換熱器除去系：再処理設備本体用，サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	AA，KA，TS 400，TS600 屋外	一式	②-2	改造	安重	—	S/——	—	—
2627	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（換熱器除去系：再処理設備本体用）	主配管	AA，AB，AC，CA，KA，T 500	一式	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2628	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	AA，KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2629	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（サポート用冷却水系：第2非常用ディーゼル発電機）	主配管	GA，屋外	一式	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2630	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（換熱器除去系：再処理本体用，内部ループ過水系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	安重	常設耐S	S/Ｄ1，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—
2631	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（換熱器除去系：再処理本体用）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/——	—	—
2632	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水冷却塔	熱交換器	屋外	2	②-2	改造	安重	—	S/——	—	—

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第六項 | 第二十七条第七項 | 第二十七条第八項 | 第二十七条第九項 | 第二十七条第十項 | 第二十七条第十一項 | 第二十七条第十二項 | 第二十八条第一項 | 第二十八条第二項第一号 | 第二十八条第二項第二号 | 第二十八条第二項第三号 | 第二十八条第二項第四号 | 第二十八条第三項 | 第二十九条第一項 | 第二十九条第二項第一号 | 第二十九条第二項第二号 | 第二十九条第二項第三号 | 第二十九条第三項 | 第二十九条第四項 | 第二十九条第五項 | 第二十九条第六項 | 第二十九条第七項 | 第二十九条第八項 | 第二十九条第九項 | 第二十九条第十項 | 第二十九条第十一項 | 第二十九条第十二項 | 第二十九条第十三項 | 第二十九条第十四項 | 第二十九条第十五項 | 第二十九条第十六項 | 第二十九条第十七項 | 第二十九条第十八項 | 第二十九条第十九項 | 第二十九条第二十項 | 第二十九条第二十一項 | 第二十九条第二十二項 | 第二十九条第二十三項 | 第二十九条第二十四項 | 第二十九条第二十五項 | 第二十九条第二十六項 | 第二十九条第二十七項 | 第二十九条第二十八項 | 第二十九条第二十九項 | 第二十九条第三十項 | 第二十九条第三十一項 | 第二十九条第三十二項 | 第二十九条第三十三項 | 第二十九条第三十四項 | 第二十九条第三十五項 | 第二十九条第三十六項 | 第二十九条第三十七項 | 第二十九条第三十八項 | 第二十九条第三十九項 | 第二十九条第四十項 | 第二十九条第四十一項 | 第二十九条第四十二項 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項 | 第四十条第六項 | 第四十条第七項 | 第四十条第八項 | 第四十条第九項 | 第四十条第十項 | 第四十条第十一項 | 第四十条第十二項 | 第四十条第十三項 | 第四十条第十四項 | 第四十条第十五項 | 第四十条第十六項 | 第四十条第十七項 | 第四十条第十八項 | 第四十条第十九項 | 第四十条第二十項 | 第四十条第二十一項 | 第四十条第二十二項 | 第四十条第二十三項 | 第四十条第二十四項 | 第四十条第二十五項 | 第四十条第二十六項 | 第四十条第二十七項 | 第四十条第二十八項 | 第四十条第二十九項 | 第四十条第三十項 | 第四十条第三十一項 | 第四十条第三十二項 | 第四十条第三十三項 | 第四十条第三十四項 | 第四十条第三十五項 | 第四十条第三十六項 | 第四十条第三十七項 | 第四十条第三十八項 | 第四十条第三十九項 | 第四十条第四十項 | 第四十条第四十一項 | 第四十条第四十二項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十条第二項	第五十一条第一項
2980	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	膨張槽	容器	GA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2981	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水膨張槽	容器	AC	3	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2982	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水第1中間熱交換器	熱交換器	CS	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	安全冷却水A第1中間熱交換器 安全冷却水B第1中間熱交換器 [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2983	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	第1，第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水中間熱交換器	熱交換器	KA	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2987	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2988	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	高レベル廃液共用貯槽冷却水中間熱交換器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2989	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2990	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷水冷凍機	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2991	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷水冷却器	熱交換器	KA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2992	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	中間熱交換器	熱交換器	AB	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2993	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2994	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AB	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2995	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AA	2	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2996	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AA	1	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2997	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	冷却塔	熱交換器	屋外	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2998	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AC	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2999	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器	熱交換器	AC	1	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3000	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	冷水移送ポンプ	ポンプ	CS	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	冷水移送ポンプA [redacted] 冷水移送ポンプB [redacted] 冷水移送ポンプC [redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3001	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	第1，第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水ポンプ	ポンプ	KA	8	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3002	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	KA	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3003	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	高レベル廃液共用貯槽冷却水ポンプ	ポンプ	KA	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3004	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	KA	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3005	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	ポンプ	AB	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3006	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AB	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3007	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AB	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3008	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AA	4	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3009	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AA	2	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3010	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	ポンプ	AA	4	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3011	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	冷却水循環ポンプ	ポンプ	GA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3012	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AC	4	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3013	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水ポンプ	ポンプ	AC	2	②-2	既設	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	[redacted]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3014	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強磁熱除去系：再処理設備本体用，内部ループ通水系）	主配管	CS	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	流体：冷却水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3015	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強磁熱除去系：再処理設備本体用）	主配管	CS	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3016	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強磁熱除去系：再処理設備本体用，内部ループ通水系，冷却コイル等通水系）	主配管	KA	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	流体：冷却水，汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3017	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷風，冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3018	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強磁熱除去系：再処理設備本体用）	主配管	KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3019	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強磁熱除去系：再処理設備本体用）	主配管	AB	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3020	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強磁熱除去系：再処理設備本体用，内部ループ通水系）	主配管	AB	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3021	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強磁熱除去系：再処理設備本体用）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3022	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強磁熱除去系：再処理設備本体用，内部ループ通水系）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3023	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（サポート用冷却系：再処理設備本体用）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3024	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強磁熱除去系：再処理設備本体用，サポート用冷却系：再処理設備本体用）	主配管	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3025	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強磁熱除去系：再処理設備本体用，サポート用冷却系：再処理設備本体用）	主配管	AA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3026	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強磁熱除去系：再処理設備本体用，サポート用冷却系：再処理設備本体用）	主配管	AA, KA, TI405, TI406：屋外	一式	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3027	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強磁熱除去系：再処理設備本体用）	主配管	AA, GA, SC, CA, KA, TI405	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3028	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（サポート用冷却水系：再処理設備本体用）	主配管	AA, KA	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3029	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（サポート用冷却水系：第2非常用ディーゼル発電機）	主配管	GA, 屋外	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3030	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強磁熱除去系：再処理本体用，内部ループ通水系）	主配管	AC	一式	②-2	既設/改造	安重	常設SA	S/Ｓｄ，1.2Ss	主：安全冷却水系 従：代替安全冷却水系	—	流体1：冷却水 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3031	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	主配管（強磁熱除去系：再処理本体用）	主配管	AC	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：冷却水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3032	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水冷却塔	熱交換器	屋外	2	②-2	改造	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
3001	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型排水受槽	容器	屋外	16	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	—	詳細設計中
3002	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型中型移送ポンプ	ポンプ	屋外	13	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	—	詳細設計中
3003	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋外ホース	主配管	屋外	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	—	流体：水 詳細設計中
3004	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	C1	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	—	流体：冷却水 保管場所：CA建屋内 詳細設計中
3005	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系）	主配管	C1	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体：冷却水 詳細設計中
3006	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	C1	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体：冷却水 詳細設計中
3007	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（凝縮器通水系）	主配管	C1	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体：冷却水 詳細設計中
3008	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	C1	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体：冷却水 詳細設計中
3009	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系）	主配管	KA	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体：汽水 詳細設計中
3010	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系）	主配管	KA	—式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体1：冷却水 流体2：汽水
3011	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系，冷却コイル等通水系）	主配管	KA	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体：汽水 詳細設計中
3012	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	KA	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体：汽水 詳細設計中
3013	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	KA	—式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体：汽水 詳細設計中
3014	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	KA	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体：汽水 詳細設計中
3015	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（凝縮器通水系）	主配管	KA	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体：汽水 詳細設計中
3016	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	KA	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	—	保管場所：高レベル廃液ガラス固化建屋，外部保管ヤード 流体：汽水 詳細設計中
3017	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型配管	主配管	KA	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	—	保管場所：高レベル廃液ガラス固化建屋，外部保管ヤード 流体：汽水 詳細設計中
3018	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系）	主配管	AB	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体1：冷却水 流体2：汽水
3019	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	AB	—式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体1：冷却水 流体2：汽水
3020	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	AB	—式	②-2	既設/新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体1：冷却水 流体2：汽水
3021	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（凝縮器通水系）	主配管	AB	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体1：冷却水 流体2：汽水
3022	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	AB	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	—	保管場所：分離建屋，外部保管ヤード 流体1：冷却水 流体2：汽水
3023	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系）	主配管	AA	—式	②-2	改造/新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体1：冷却水 流体2：汽水
3024	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	AA	—式	②-2	改造/新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体：汽水
3025	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	AA	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体：汽水
3026	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（凝縮器通水系）	主配管	AA	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体：汽水
3027	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	AA	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	—	保管場所：前処理建屋，外部保管ヤード 流体：汽水
3028	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管 （内部ループ通水系）	主配管	AC	—式	②-2	既設/改造/新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体：汽水
3029	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	AC	—式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体：汽水 詳細設計中
3030	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管 （冷却コイル等通水系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体：汽水
3031	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（凝縮器通水系）	主配管	AC	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	流体：汽水
3032	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	AC	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	詳細設計中 流体：汽水
3033	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	AC	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/（S）, 1.2Ss	—	—	—	詳細設計中 流体：汽水
3034	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	AC	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	—	詳細設計中 保管場所：補製建屋，外部保管ヤード 流体：低レベル廃液
3035	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	ホース接続車	—	屋外	5	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：代替安全冷却水系 従：冷却水設備 主：代替安全冷却水系 従：却熱設備 従：水供給設備	MUX(再処理主)	
3036	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	運搬車	—	屋外	5	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	
3037	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型中型移送ポンプ運搬車	—	屋外	5	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	MUX(再処理主)	
3038	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	一般蒸気系	—	ボイラ	—	GB	5	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	E(再処理主)	
3039	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	一般蒸気系	—	燃料貯蔵設備	—	屋外	—式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	E,MUX(再処理主)	
3040	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	LPGボンベユニット	容器	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
3041	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	ボイラ供給水槽	容器	AA	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
3042	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	安全蒸気ボイラ	熱交換器	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
3043	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	安全[redacted]	安全弁及び逃し弁	AA	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	
3044	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	KA	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気
3045	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	AB	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気
3046	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	AA	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気
3047	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	AA, AB, KA	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気
3048	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	AA	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：水
3049	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	AA	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：燃料
3050	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	キャスク内部水サンプリングプール	核物質等取扱ボックス	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
3051	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	最終製品貯蔵プール冷却ロー第1冷凍装置出口サンプリングループ	核物質等取扱ボックス	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
3052	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	低レベル濃縮廃液ポンプ出口サンプリングループ	核物質等取扱ボックス	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
3053	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	サンプリング配管第1セル漏えい検受盆	容器	KA	3	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
3054	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	サンプリング配管第2セル漏えい検受盆	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
3055	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射性配管第2セル漏えい検受盆	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
3056	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	サンプリング配管セル漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
3057	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	酸ガス洗浄塔セル漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
3058	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射性配管第1セル漏えい検受盆1	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
3059	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射性配管第1セル漏えい検受盆2	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
3060	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射性配管第1セル漏えい検受盆3	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
3061	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液受槽セル漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
3062	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	回収槽セル漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
3063	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析溶媒洗浄槽セル漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
3064	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
3065	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液希釈槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
3066	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	回収槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
3067	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析溶媒受槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
3068	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析溶媒供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
3069	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	凝縮液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
3070	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	濃縮液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
3071	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	濃縮液供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
3072	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出残液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
3073	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出残液供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—
3074	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	回収操作ボックス漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
3075	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	配管収納ボックス漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
3076	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	配管収納ボックス漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
3077	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	濃縮操作ボックス漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
3078	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出操作ボックス漏えい検受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—

| 番号 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第九条第一項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十一号イ | 第十条第一項第十一号ロ | 第十条第一項第十一号ハ | 第十条第一項第十二号 | 第十条第一項第十三号 | 第十条第一項第十四号 | 第十条第一項第十五号 | 第十条第一項第十六号 | 第十条第一項第十七号 | 第十条第一項第十八号 | 第十条第一項第十九号 | 第十条第一項第二十号 | 第十条第一項第二十一号 | 第十条第一項第二十二号 | 第十条第一項第二十三号 | 第十条第一項第二十四号 | 第十条第一項第二十五号 | 第十条第一項第二十六号 | 第十条第一項第二十七号 | 第十条第一項第二十八号 | 第十条第一項第二十九号 | 第十条第一項第三十号 | 第十条第一項第三十一号 | 第十条第一項第三十二号 | 第十条第一項第三十三号 | 第十条第一項第三十四号 | 第十条第一項第三十五号 | 第十条第一項第三十六号 | 第十条第一項第三十七号 | 第十条第一項第三十八号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
3601	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型排水受槽	容器	屋外	16	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—
3602	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型中型移送ポンプ	ポンプ	屋外	13	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—
3603	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	屋外	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—
3604	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	C6	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—
3605	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系）	主配管	C6	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3606	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	C6	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3607	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（凝縮器通水系）	主配管	C6	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3608	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	C6	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3609	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3610	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3611	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（凝縮器通水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3612	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3613	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3614	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—
3615	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系）	主配管	A4	—式	②-2	既設（改造/新設）	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3616	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	A4	—式	②-2	既設（改造）	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3617	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	A4	—式	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3618	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（凝縮器通水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3619	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3620	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3621	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—
3622	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系）	主配管	A4	—式	②-2	既設（改造/新設）	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3623	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	A4	—式	②-2	既設（改造）	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3624	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	A4	—式	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3625	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（凝縮器通水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3626	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3627	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3628	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—
3629	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系）	主配管	A4	—式	②-2	既設（改造/新設）	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3630	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	A4	—式	②-2	既設（改造）	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3631	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	A4	—式	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3632	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（凝縮器通水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3633	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3634	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3635	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—
3636	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系）	主配管	A4	—式	②-2	既設（改造/新設）	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3637	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	A4	—式	②-2	既設（改造）	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3638	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	A4	—式	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3639	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（凝縮器通水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3640	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3641	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3642	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—
3643	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系）	主配管	A4	—式	②-2	既設（改造/新設）	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3644	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	A4	—式	②-2	既設（改造）	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3645	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	A4	—式	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3646	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（凝縮器通水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3647	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3648	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—
3649	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	A4	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	主：代替安全冷却水系 従：可搬型建屋内ホース 主：代替安全冷却水系 従：共用設備 従：水供給設備
3650	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	連絡車	—	屋外	5	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—
3651	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	舟屋水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型中型移送ポンプ連絡車	—	屋外	5	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—
3652	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	蒸気供給設備	一般蒸気系	—	ボイラ	—	GB	5	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
3653	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	蒸気供給設備	一般蒸気系	—	燃料貯蔵設備	—	屋外	—式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	E.W3(再処理主)
3654	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	LPGボンベユニット	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
3655	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	ボイラ供給水槽	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
3656	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	安全蒸気ボイラ	熱交換器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
3657	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	安全蒸[redacted]	安全弁及び逃し弁	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
3658	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	KA	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
3659	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	AB	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
3660	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	AA	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
3661	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	AA，AB，KA	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
3662	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	AA	—式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
3663	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	キャスク内部水サンプリングプール	核物質等取扱ボックス	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
3664	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	福島第原発サンプル各容器ロ・第1号通気管出口サンプリングプール	核物質等取扱ボックス	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
3665	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	低レベル濃縮廃液ボンベ出口サンプリングプール	核物質等取扱ボックス	FA	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—
3666	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	サンプリング配管第1セル漏えい液受盆	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
3667	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	サンプリング配管第2セル漏えい液受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
3668	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	放射性配管第2セル漏えい液受盆	容器	KA	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
3669	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	放射性配管第2セル漏えい液受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
3670	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	酸ガス洗浄塔セル漏えい液受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
3671	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	放射性配管第1セル漏えい液受盆1	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
3672	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	放射性配管第1セル漏えい液受盆2	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
3673	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	放射性配管第1セル漏えい液受盆3	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
3674	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	分析残液受槽セル漏えい液受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
3675	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	回収槽セル漏えい液受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
3676	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	分析溶液受槽セル漏えい液受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
3677	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	分析残液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
3678	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	分析残液希釈槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
3679	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	回収槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
3680	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	分析溶液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
3100	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	分析溶液供給槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
3101	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	凝縮液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
3102	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	濃縮液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
3103	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	濃縮液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
3104	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	抽出液受槽	容器	AB	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—
3105	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	回収操作ボックス1漏えい液受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
3106	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	配管収納ボックス2漏えい液受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
3107	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	配管収納ボックス3漏えい液受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
3108	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	濃縮操作ボックス2漏えい液受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—
3109	その他再処理設備の附属施設	廃棄物処理及び放射性廃棄物以外の廃棄物処理施設	その他の主要な事項	分析設備	—	抽出操作ボックス2漏えい液受盆	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第六項 | 第二十七条第七項 | 第二十七条第八項 | 第二十七条第九項 | 第二十七条第十項 | 第二十七条第十一項 | 第二十八条第一項 | 第二十八条第二項 | 第二十八条第三項 | 第二十八条第四号 | 第二十九条第一項 | 第二十九条第二項 | 第二十九条第三項 | 第二十九条第四号 | 第二十九条第五号 | 第二十九条第六項 | 第二十九条第七項 | 第二十九条第八項 | 第二十九条第九項 | 第二十九条第十項 | 第二十九条第十一項 | 第二十九条第十二項 | 第二十九条第十三項 | 第二十九条第十四項 | 第二十九条第十五項 | 第二十九条第十六項 | 第二十九条第十七項 | 第二十九条第十八項 | 第二十九条第十九項 | 第二十九条第二十項 | 第二十九条第二十一項 | 第二十九条第二十二項 | 第二十九条第二十三項 | 第二十九条第二十四項 | 第二十九条第二十五項 | 第二十九条第二十六項 | 第二十九条第二十七項 | 第二十九条第二十八項 | 第二十九条第二十九項 | 第二十九条第三十項 | 第三十条第一項 | 第三十条第二項 | 第三十条第三項 | 第三十条第四項 | 第三十条第五項 | 第三十条第六項 | 第三十条第七項 | 第三十条第八項 | 第三十条第九項 | 第三十条第十項 | 第三十条第十一項 | 第三十条第十二項 | 第三十条第十三項 | 第三十条第十四項 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項 | 第四十条第六項 | 第四十条第七項 | 第四十条第八項 | 第四十条第九項 | 第四十条第十項 | 第四十条第十一項（一） | 第四十条第十一項（二） | 第四十条第十一項（三） | 第四十条第十一項（四） | 第四十条第十一項（五） | 第四十条第十一項（六） | 第四十条第十一項（七） | 第四十条第十一項（八） | 第四十条第十一項（九） | 第四十条第十一項（十） | 第四十条第十一項（十一） | 第四十条第十一項（十二） | 第四十条第十一項（十三） | 第四十条第十一項（十四） | 第四十条第十一項（十五） | 第四十条第十一項（十六） | 第四十条第十一項（十七） | 第四十条第十一項（十八） | 第四十条第十一項（十九） | 第四十条第十一項（二十） | 第四十条第十一項（二十一） | 第四十条第十一項（二十二） | 第四十条第十一項（二十三） | 第四十条第十一項（二十四） | 第四十条第十一項（二十五） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十条第二項	第五十一条第一項
3600	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型排水受槽	容器	屋外	16	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3601	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型中型移送ポンプ	ポンプ	屋外	13	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3602	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋外ホース	主配管	屋外	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	流体：水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3603	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	C6	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	流体：冷却水 保管場所：CA建屋内 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3604	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系）	主配管	C6	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：冷却水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3605	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	C6	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：冷却水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3606	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（凝縮器通水系）	主配管	C6	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：冷却水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3607	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	C6	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：冷却水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3608	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系）	主配管	K4	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：汽水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3609	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系）	主配管	K4	一式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体1：冷却水 流体2：汽水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3610	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系，冷却コイル等通水系）	主配管	K4	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：汽水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3611	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	K4	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：汽水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3612	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	K4	一式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：汽水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3613	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	K4	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：汽水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3614	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（凝縮器通水系）	主配管	K4	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：汽水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3615	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	K4	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：二時間建屋，外部保管エリア 流体：汽水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3616	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	K4	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：高レベル廃液ガラス固化建屋，外部保管エリア 流体：汽水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3617	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型配管	主配管	K4	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：高レベル廃液ガラス固化建屋，外部保管エリア 流体：汽水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3618	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系）	主配管	A8	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体1：冷却水 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3619	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	A8	一式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体1：冷却水 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3620	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	A8	一式	②-2	既設/新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体1：冷却水 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3621	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（凝縮器通水系）	主配管	A8	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体1：冷却水 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3622	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	A8	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：二時間建屋，外部保管エリア 流体：汽水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3623	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（内部ループ通水系）	主配管	A8	一式	②-2	改造/新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体1：冷却水 流体2：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3624	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	A8	一式	②-2	改造/新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3625	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	A8	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3626	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（凝縮器通水系）	主配管	A8	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3627	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	可搬型建屋内ホース	主配管	A8	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—	保管場所：前処理建屋，外部保管エリア 流体：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3628	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管 （内部ループ通水系）	主配管	A7	一式	②-2	既設/改造/新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3629	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	A7	一式	②-2	既設/改造	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：汽水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3630	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管 （冷却コイル等通水系）	主配管	A7	一式	②-2	既設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：汽水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3631	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（凝縮器通水系）	主配管	A7	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	流体：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3632	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（貯槽等注水系）	主配管	A7	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中 流体：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3633	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	冷却水設備	代替安全冷却水系	—	主配管（冷却コイル等通水系）	主配管	A7	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	—	詳細設計中 流体：汽水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3634	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	一般蒸気系	—	ボイラ	—	C8	5	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	E（再処理主）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3635	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	一般蒸気系	—	燃料貯蔵設備	—	屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	E（WSI（再処理主））	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3636	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	LPGボンベユニット	容器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3637	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	ボイラ供給水槽	容器	A4	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3638	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	安全蒸気ボイラ	熱交換器	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3639	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	安全[redacted]	安全弁及び逃し弁	A4	2	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3640	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	K4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3641	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	A8	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3642	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3643	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	A4，A6，A3	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：蒸気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3644	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3645	その他再処理設備の附属施設	給水施設及び蒸気供給施設	蒸気供給設備	安全蒸気系	—	主配管（凝えい液回収系）	主配管	A4	一式	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—	流体：燃料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3646	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	キャスク内部水サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	F4	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3647	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	極細胞洗浄ヴォルント水出口・第1ろ過装置出口サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	F4	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3648	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	低レベル濃縮廃液ポンプ出口サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	F4	1	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3649	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	サンプリング配管第1セル漏えい検受盤	容器	K4	3	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3650	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	サンプリング配管第2セル漏えい検受盤	容器	K4	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3651	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	独立性配管第1セル漏えい検受盤	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3652	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	サンプリング配管第1セル漏えい検受盤	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3653	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	廃ガス洗浄塔セル漏えい検受盤	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3654	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	独立性配管第1セル漏えい検受盤1	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3655	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	独立性配管第1セル漏えい検受盤2	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3656	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	独立性配管第1セル漏えい検受盤3	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3657	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液受槽セル漏えい検受盤	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3658	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	回収槽セル漏えい検受盤	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3659	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析濃縮液受槽セル漏えい検受盤	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3660	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液受槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3661	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液希釈槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3662	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	回収槽	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3663	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析濃縮液受槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3664	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析濃縮液供給槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3665	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	稀縮液受槽	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3666	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	濃縮液受槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3667	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	濃縮液供給槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3668	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出残液受槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3669	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出残液受槽	容器	A8	1	②-2	既設	安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3670	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	回収操作ボックス漏えい検受盤	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3671	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	配管収納ボックス2漏えい検受盤	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3672	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	配管収納ボックス1漏えい検受盤	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3673	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	濃縮操作ボックス漏えい検受盤	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3674	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出操作ボックス2漏えい検受盤	容器	A8	1	②-2	既設	非安重	—	S/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第四条第三項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第五条第三項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第六条第三項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第七条第三項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十一号 | 第十条第一項第十二号 | 第十条第一項第十三号イ | 第十条第一項第十三号ロ | 第十条第一項第十三号ハ | 第十条第一項第十三号ニ | 第十条第一項第十三号ホ | 第十条第一項第十三号ヘ | 第十条第一項第十三号ト | 第十条第一項第十三号チ | 第十条第一項第十三号リ | 第十条第一項第十三号ヌ | 第十条第一項第十三号ル | 第十条第一項第十三号ヲ | 第十条第一項第十三号ワ | 第十条第一項第十三号カ | 第十条第一項第十三号ヨ | 第十条第一項第十三号タ | 第十条第一項第十三号レ | 第十条第一項第十三号ソ | 第十条第一項第十三号ツ | 第十条第一項第十三号ネ | 第十条第一項第十三号ナ | 第十条第一項第十三号ラ | 第十条第一項第十三号ム | 第十条第一項第十三号ウ | 第十条第一項第十三号ヰ | 第十条第一項第十三号ノ | 第十条第一項第十三号オ | 第十条第一項第十三号ク | 第十条第一項第十三号ヤ | 第十条第一項第十三号マ | 第十条第一項第十三号ケ | 第十条第一項第十三号フ | 第十条第一項第十三号コ | 第十条第一項第十三号エ | 第十条第一項第十三号テ | 第十条第一項第十三号ア | 第十条第一項第十三号サ | 第十条第一項第十三号キ | 第十条第一項第十三号ユ | 第十条第一項第十三号メ | 第十条第一項第十三号ミ | 第十条第一項第十三号シ | 第十条第一項第十三号ヱ | 第十条第一項第十三号ヒ | 第十条第一項第十三号モ | 第十条第一項第十三号セ | 第十条第一項第十三号ス | 第十条第一項第十三号ン | 第十条第一項第十三号ロ | 第十条第一項第十三号ハ |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分	設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
311	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出操作ボックス1属ろ過受器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
312	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	サンプリングベンチ第3セル漏えい液受器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
313	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	サンプリングベンチ第4セル漏えい液受器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
314	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	サンプリングベンチ第5セル漏えい液受器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
315	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	サンプリングベンチ第6セル漏えい液受器	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
316	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	第3一時貯留処理槽ブレイクポット	容器	AB	2	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
317	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	ATH1/ATH2/放射性配管第2セル配管収納容器1	容器	ATH1, ATH2	—	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
318	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	ATH1/放射性配管第2セル漏えい液受器1	容器	ATH1	—式	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
319	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	ATH1/放射性配管第2セル漏えい液受器2	容器	ATH1	—式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
320	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	クラン系サンプリングベンチ第1セル漏えい液受器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
321	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	クラン系サンプリングベンチ第2セル漏えい液受器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
322	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	クラン系サンプリングベンチ第4セル漏えい液受器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
323	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	プルトニウム系サンプリングベンチ第1セル漏えい液受器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
324	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	プルトニウム系サンプリングベンチ第4セル漏えい液受器	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
325	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	δ/—	—	—
326	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液受槽遮蔽工程移送ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	δ/—	—	—
327	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析濃縮液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	δ/—	—	—
328	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	濃縮液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	δ/—	—	—
329	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出残液受槽遮蔽工程移送ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	δ/—	—	—
330	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽ろ過ふ材ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	δ/—	—	—
331	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液有機抽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
332	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
333	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	稀釈液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
334	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	BA	—式	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
335	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	主配管（換気系）	主配管	AB	—式	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	流体：GB内空気
336	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AB	—式	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	流体：クラン及びプルトニウムを含む溶液
337	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AB	—式	②-2	既設	安重/非安重	—	δ/—	—	流体：クラン及びプルトニウムを含む溶液
338	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AB	—式	②-2	既設	安重/非安重	—	δ/—	—	流体：クラン及びプルトニウムを含む溶液
339	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AB	—式	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	流体：クラン及びプルトニウムを含む溶液
340	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	主配管（換気系）	主配管	AB	—式	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	流体：GB内空気
341	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	主配管（溶液保持系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	非安重	—	S, δ, 1.2δ/—	—	流体：プルトニウム溶液
342	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	AC	—式	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	流体：クラン溶液等
343	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	硝酸クラニル供給槽サンプリングブード	植物質等取扱ボックス	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
344	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	送受信装置フード	植物質等取扱ボックス	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—
345	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	梅器調整用グローブボックス	植物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	改造	非安重	—	δ/—	—	—
346	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	バルセータ調離グローブボックス	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
347	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出操作ボックス	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
348	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	濃縮操作ボックス	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
349	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出操作ボックス	植物質等取扱ボックス	AB	2	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
350	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
351	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
352	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
353	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
354	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
355	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
356	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
357	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
358	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
359	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
360	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
361	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
362	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
363	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
364	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
365	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
366	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
367	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
368	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
369	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
370	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
371	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
372	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
373	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
374	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
375	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
376	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
377	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
378	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
379	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
380	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
381	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
382	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
383	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
384	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
385	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
386	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
387	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
388	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
389	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
390	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
391	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
392	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
393	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
394	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
395	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
396	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
397	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
398	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
399	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
400	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
401	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
402	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
403	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
404	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
405	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
406	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
407	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
408	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—
409	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	δ/—	—	—

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第六項第一号 | 第二十七条第六項第二号 | 第二十七条第七項第一号 | 第二十七条第七項第二号 | 第二十七条第八項第一号 | 第二十七条第八項第二号 | 第二十七条第八項第三号 | 第二十七条第八項第四号 | 第二十七条第八項第五号 | 第二十七条第九項第一号 | 第二十七条第九項第二号 | 第二十七条第九項第三号 | 第二十七条第九項第四号 | 第二十七条第九項第五号 | 第二十七条第九項第六号 | 第二十七条第九項第七号 | 第二十七条第九項第八号 | 第二十七条第十項第一号 | 第二十七条第十項第二号 | 第二十七条第十項第三号 | 第二十七条第十項第四号 | 第二十七条第十項第五号 | 第二十七条第十項第六号 | 第二十七条第十項第七号 | 第二十七条第十項第八号 | 第二十七条第十項第九号 | 第二十七条第十項第十号 | 第二十七条第十項第十一号 | 第二十七条第十項第十二号 | 第二十七条第十項第十三号 | 第二十七条第十項第十四号 | 第二十七条第十項第十五号 | 第二十七条第十項第十六号 | 第二十七条第十項第十七号 | 第二十七条第十項第十八号 | 第二十七条第十項第十九号 | 第二十七条第十項第二十号 | 第二十七条第十項第二十一号 | 第二十七条第十項第二十二号 | 第二十七条第十項第二十三号 | 第二十七条第十項第二十四号 | 第二十七条第十項第二十五号 | 第二十七条第十項第二十六号 | 第二十七条第十項第二十七号 | 第二十七条第十項第二十八号 | 第二十七条第十項第二十九号 | 第二十七条第十項第三十号 | 第二十七条第十項第三十一号 | 第二十七条第十項第三十二号 | 第二十七条第十項第三十三号 | 第二十七条第十項第三十四号 | 第二十七条第十項第三十五号 | 第二十七条第十項第三十六号 | 第二十七条第十項第三十七号 | 第二十七条第十項第三十八号 | 第二十七条第十項第三十九号 | 第二十七条第十項第四十号 | 第二十七条第十項第四十一号 | 第二十七条第十項第四十二号 | 第二十七条第十項第四十三号 | 第二十七条第十項第四十四号 | 第二十七条第十項第四十五号 | 第二十七条第十項第四十六号 | 第二十七条第十項第四十七号 | 第二十七条第十項第四十八号 | 第二十七条第十項第四十九号 | 第二十七条第十項第五十号 | 第二十七条第十項第五十一号 | 第二十七条第十項第五十二号 | 第二十七条第十項第五十三号 | 第二十七条第十項第五十四号 | 第二十七条第十項第五十五号 | 第二十七条第十項第五十六号 | 第二十七条第十項第五十七号 | 第二十七条第十項第五十八号 | 第二十七条第十項第五十九号 | 第二十七条第十項第六十号 | 第二十七条第十項第六十一号 | 第二十七条第十項第六十二号 | 第二十七条第十項第六十三号 | 第二十七条第十項第六十四号 | 第二十七条第十項第六十五号 | 第二十七条第十項第六十六号 | 第二十七条第十項第六十七号 | 第二十七条第十項第六十八号 | 第二十七条第十項第六十九号 | 第二十七条第十項第七十号 | 第二十七条第十項第七十一号 | 第二十七条第十項第七十二号 | 第二十七条第十項第七十三号 | 第二十七条第十項第七十四号 | 第二十七条第十項第七十五号 | 第二十七条第十項第七十六号 | 第二十七条第十項第七十七号 | 第二十七条第十項第七十八号 | 第二十七条第十項第七十九号 | 第二十七条第十項第八十号 | 第二十七条第十項第八十一号 | 第二十七条第十項第八十二号 | 第二十七条第十項第八十三号 | 第二十七条第十項第八十四号 | 第二十七条第十項第八十五号 | 第二十七条第十項第八十六号 | 第二十七条第十項第八十七号 | 第二十七条第十項第八十八号 | 第二十七条第十項第八十九号 | 第二十七条第十項第九十号 | 第二十七条第十項第九十一号 | 第二十七条第十項第九十二号 | 第二十七条第十項第九十三号 | 第二十七条第十項第九十四号 | 第二十七条第十項第九十五号 | 第二十七条第十項第九十六号 | 第二十七条第十項第九十七号 | 第二十七条第十項第九十八号 | 第二十七条第十項第九十九号 | 第二十七条第十項第一百号 | 第二十七条第十項第一百一号 | 第二十七条第十項第一百二号 | 第二十七条第十項第一百三号 | 第二十七条第十項第一百四号 | 第二十七条第十項第一百五号 | 第二十七条第十項第一百六号 | 第二十七条第十項第一百七号 | 第二十七条第十項第一百八号 | 第二十七条第十項第一百九号 | 第二十七条第十項第一百十号 | 第二十七条第十項第一百十一号 | 第二十七条第十項第一百十二号 | 第二十七条第十項第一百十三号 | 第二十七条第十項第一百十四号 | 第二十七条第十項第一百十五号 | 第二十七条第十項第一百十六号 | 第二十七条第十項第一百十七号 | 第二十七条第十項第一百十八号 | 第二十七条第十項第一百十九号 | 第二十七条第十項第一百二十号 | 第二十七条第十項第一百二十一号 | 第二十七条第十項第一百二十二号 | 第二十七条第十項第一百二十三号 | 第二十七条第十項第一百二十四号 | 第二十七条第十項第一百二十五号 | 第二十七条第十項第一百二十六号 | 第二十七条第十項第一百二十七号 | 第二十七条第十項第一百二十八号 | 第二十七条第十項第一百二十九号 | 第二十七条第十項第一百三十号 | 第二十七条第十項第一百三十一号 | 第二十七条第十項第一百三十二号 | 第二十七条第十項第一百三十三号 | 第二十七条第十項第一百三十四号 | 第二十七条第十項第一百三十五号 | 第二十七条第十項第一百三十六号 | 第二十七条第十項第一百三十七号 | 第二十七条第十項第一百三十八号 | 第二十七条第十項第一百三十九号 | 第二十七条第十項第一百四十号 | 第二十七条第十項第一百四十一号 | 第二十七条第十項第一百四十二号 | 第二十七条第十項第一百四十三号 | 第二十七条第十項第一百四十四号 | 第二十七条第十項第一百四十五号 | 第二十七条第十項第一百四十六号 | 第二十七条第十項第一百四十七号 | 第二十七条第十項第一百四十八号 | 第二十七条第十項第一百四十九号 | 第二十七条第十項第一百五十号 | 第二十七条第十項第一百五十一号 | 第二十七条第十項第一百五十二号 | 第二十七条第十項第一百五十三号 | 第二十七条第十項第一百五十四号 | 第二十七条第十項第一百五十五号 | 第二十七条第十項第一百五十六号 | 第二十七条第十項第一百五十七号 | 第二十七条第十項第一百五十八号 | 第二十七条第十項第一百五十九号 | 第二十七条第十項第一百六十号 | 第二十七条第十項第一百六十一号 | 第二十七条第十項第一百六十二号 | 第二十七条第十項第一百六十三号 | 第二十七条第十項第一百六十四号 | 第二十七条第十項第一百六十五号 | 第二十七条第十項第一百六十六号 | 第二十七条第十項第一百六十七号 | 第二十七条第十項第一百六十八号 | 第二十七条第十項第一百六十九号 | 第二十七条第十項第一百七十号 | 第二十七条第十項第一百七十一号 | 第二十七条第十項第一百七十二号 | 第二十七条第十項第一百七十三号 | 第二十七条第十項第一百七十四号 | 第二十七条第十項第一百七十五号 | 第二十七条第十項第一百七十六号 | 第二十七条第十項第一百七十七号 | 第二十七条第十項第一百七十八号 | 第二十七条第十項第一百七十九号 | 第二十七条第十項第一百八十号 | 第二十七条第十項第一百八十一号 | 第二十七条第十項第一百八十二号 | 第二十七条第十項第一百八十三号 | 第二十七条第十項第一百八十四号 | 第二十七条第十項第一百八十五号 | 第二十七条第十項第一百八十六号 | 第二十七条第十項第一百八十七号 | 第二十七条第十項第一百八十八号 | 第二十七条第十項第一百八十九号 | 第二十七条第十項第一百九十号 | 第二十七条第十項第一百九十一号 | 第二十七条第十項第一百九十二号 | 第二十七条第十項第一百九十三号 | 第二十七条第十項第一百九十四号 | 第二十七条第十項第一百九十五号 | 第二十七条第十項第一百九十六号 | 第二十七条第十項第一百九十七号 | 第二十七条第十項第一百九十八号 | 第二十七条第十項第一百九十九号 | 第二十七条第十項第二百号 | 第二十七条第十項第二百一号 | 第二十七条第十項第二百二号 | 第二十七条第十項第二百三号 | 第二十七条第十項第二百四号 | 第二十七条第十項第二百五号 | 第二十七条第十項第二百六号 | 第二十七条第十項第二百七号 | 第二十七条第十項第二百八号 | 第二十七条第十項第二百九号 | 第二十七条第十項第二百十号 | 第二十七条第十項第二百十一号 | 第二十七条第十項第二百十二号 | 第二十七条第十項第二百十三号 | 第二十七条第十項第二百十四号 | 第二十七条第十項第二百十五号 | 第二十七条第十項第二百十六号 | 第二十七条第十項第二百十七号 | 第二十七条第十項第二百十八号 | 第二十七条第十項第二百十九号 | 第二十七条第十項第二百二十号 | 第二十七条第十項第二百二十一号 | 第二十七条第十項第二百二十二号 | 第二十七条第十項第二百二十三号 | 第二十七条第十項第二百二十四号 | 第二十七条第十項第二百二十五号 | 第二十七条第十項第二百二十六号 | 第二十七条第十項第二百二十七号 | 第二十七条第十項第二百二十八号 | 第二十七条第十項第二百二十九号 | 第二十七条第十項第二百三十号 | 第二十七条第十項第二百三十一号 | 第二十七条第十項第二百三十二号 | 第二十七条第十項第二百三十三号 | 第二十七条第十項第二百三十四号 | 第二十七条第十項第二百三十五号 | 第二十七条第十項第二百三十六号 | 第二十七条第十項第二百三十七号 | 第二十七条第十項第二百三十八号 | 第二十七条第十項第二百三十九号 | 第二十七条第十項第二百四十号 | 第二十七条第十項第二百四十一号 | 第二十七条第十項第二百四十二号 | 第二十七条第十項第二百四十三号 | 第二十七条第十項第二百四十四号 | 第二十七条第十項第二百四十五号 | 第二十七条第十項第二百四十六号 | 第二十七条第十項第二百四十七号 | 第二十七条第十項第二百四十八号 | 第二十七条第十項第二百四十九号 | 第二十七条第十項第二百五十号 | 第二十七条第十項第二百五十一号 | 第二十七条第十項第二百五十二号 | 第二十七条第十項第二百五十三号 | 第二十七条第十項第二百五十四号 | 第二十七条第十項第二百五十五号 | 第二十七条第十項第二百五十六号 | 第二十七条第十項第二百五十七号 | 第二十七条第十項第二百五十八号 | 第二十七条第十項第二百五十九号 | 第二十七条第十項第二百六十号 | 第二十七条第十項第二百六十一号 | 第二十七条第十項第二百六十二号 | 第二十七条第十項第二百六十三号 | 第二十七条第十項第二百六十四号 | 第二十七条第十項第二百六十五号 | 第二十七条第十項第二百六十六号 | 第二十七条第十項第二百六十七号 | 第二十七条第十項第二百六十八号 | 第二十七条第十項第二百六十九号 | 第二十七条第十項第二百七十号 | 第二十七条第十項第二百七十一号 | 第二十七条第十項第二百七十二号 | 第二十七条第十項第二百七十三号 | 第二十七条第十項第二百七十四号 | 第二十七条第十項第二百七十五号 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項	第五十一条第二項
311[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出操作ボックス1扉よい硝受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
311[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	サンプリングベンチ第3セル扉よい硝受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	成項１：クラン及びプルトニウムを含む溶液 成項２：抽出廃液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
311[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	サンプリングベンチ第4セル扉よい硝受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	成項１：クラン及びプルトニウムを含む溶液 成項２：抽出廃液等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
311[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	サンプリングベンチ第6セル扉よい硝受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	成項１：クラン及びプルトニウムを含む溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
311[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	サンプリングベンチ第5セル扉よい硝受皿	容器	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	成項１：クラン及びプルトニウムを含む溶液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
311[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	第3一時貯留処理槽ブレイクポット	容器	AB	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
311[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	ATH1/ATH2/放射性配管第2セル配管収納容器1	容器	ATH1, ATH2	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
312[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	ATH1/放射性配管第2セル扉よい硝受皿1	容器	ATH1	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
312[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	ATH1/放射性配管第2セル 扉よい硝受皿2	容器	ATH1	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
312[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	クラン系サンプリングベンチ第1セル扉よい硝受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
312[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	クラン系サンプリングベンチ第2セル扉よい硝受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
312[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	クラン系サンプリングベンチ第4セル扉よい硝受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
312[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	プルトニウム系サンプリングベンチ第1セル扉よい硝受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
312[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	プルトニウム系サンプリングベンチ第4セル扉よい硝受皿	容器	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
312[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
312[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液受槽廃棄工程移送ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
312[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	濃縮液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
312[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	濃縮液供給槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
312[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出残液受槽廃棄工程移送ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽ろくはんポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液希釈槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	稀釈液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽ろくはんポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽廃棄工程移送ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液希釈槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	稀釈液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽ろくはんポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽廃棄工程移送ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液希釈槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	稀釈液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽ろくはんポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽廃棄工程移送ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液希釈槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	稀釈液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽ろくはんポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽廃棄工程移送ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液希釈槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	稀釈液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽ろくはんポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽廃棄工程移送ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	稀釈液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽ろくはんポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽廃棄工程移送ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液希釈槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	稀釈液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽ろくはんポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽廃棄工程移送ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液希釈槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	稀釈液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽ろくはんポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽廃棄工程移送ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
315[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	稀釈液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
315[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽ろくはんポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
315[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽廃棄工程移送ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
315[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液希釈槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
315[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	稀釈液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
315[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽ろくはんポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
315[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽廃棄工程移送ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
315[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析残液希釈槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
315[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	稀釈液受槽ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
315[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽ろくはんポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
315[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	抽出液受槽廃棄工程移送ポンプ	ポンプ	AB	1	②-2	既設	安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
316[redacted]	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	格納質量箱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
3320	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3321	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3322	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3323	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3324	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3325	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3326	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3327	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3328	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3329	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3330	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3331	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3332	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3333	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	特殊分析用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3334	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	特殊分析用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3335	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	特殊分析用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3336	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	特殊分析用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3337	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	特殊分析用分析セル[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3338	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3339	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3340	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3341	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3342	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3343	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3344	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3345	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3346	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3347	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3348	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3349	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3350	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3351	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3352	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3353	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3354	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3355	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3356	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3357	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3358	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3359	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3360	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3361	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3362	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3363	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3364	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3365	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3366	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3367	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3368	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3369	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3370	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3371	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3372	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3373	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3374	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3375	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3376	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3377	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3378	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3379	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3380	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—
3381	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	植物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	3/—	—	—	—

| 番号 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第九条第一項 | 第九条第二項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号イ | 第十条第一項第十号ロ | 第十条第一項第十号ハ | 第十条第一項第十号ニ | 第十条第一項第十号ホ | 第十条第一項第十号ヘ | 第十条第二項 | 第十条第三項 | 第十条第四項 | 第十条第五項 | 第十条第六項 | 第十条第七項 | 第十条第八項 | 第十条第九項 | 第十条第十項 | 第十条第十一項 | 第十条第十二項 | 第十条第十三項 | 第十条第十四項 | 第十条第十五項 | 第十条第十六項 | 第十条第十七項 | 第十条第十八項 | 第十条第十九項 | 第十条第二十項 | 第十条第二十一項 | 第十条第二十二項 | 第十条第二十三項 | 第十条第二十四項 | 第十条第二十五項 | 第十条第二十六項 | 第十条第二十七項 | 第十条第二十八項 | 第十条第二十九項 | 第十条第三十項 | 第十条第三十一項 | 第十条第三十二項 | 第十条第三十三項 | 第十条第三十四項 | 第十条第三十五項 | 第十条第三十六項 | 第十条第三十七項 | 第十条第三十八項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分	設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
3320	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3321	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3322	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3323	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3324	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3325	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3326	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3327	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3328	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3329	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3330	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3331	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3332	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3333	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	特殊分析用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3334	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	特殊分析用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3335	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	特殊分析用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3336	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	特殊分析用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3337	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	特殊分析用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3338	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	特殊分析用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3339	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	特殊分析用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3340	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	特殊分析用分析セル[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3341	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3342	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3343	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3344	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3345	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3346	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3347	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3348	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3349	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3350	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3351	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3352	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3353	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3354	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3355	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3356	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3357	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3358	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3359	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3360	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3361	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3362	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3363	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3364	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3365	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3366	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3367	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3368	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3369	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3370	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3371	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3372	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3373	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3374	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3375	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3376	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3377	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3378	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3379	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3380	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3381	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3382	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3383	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3384	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—
3385	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	核物質取扱グローブボックス	屋	1	②-2	既設	非安重	—	当/—	—	—	—

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第六項第一号 | 第二十七条第六項第二号 | 第二十七条第七項第一号 | 第二十七条第七項第二号 | 第二十八条第一項 | 第二十八条第一項第一号 | 第二十八条第一項第二号 | 第二十八条第一項第三号 | 第二十八条第一項第四号 | 第二十九条第一項 | 第二十九条第二項第一号 | 第二十九条第二項第二号 | 第二十九条第二項第三号 | 第二十九条第三項 | 第二十九条第四項第一号 | 第二十九条第四項第二号 | 第二十九条第四項第三号 | 第二十九条第四項第四号 | 第二十九条第四項第五号 | 第二十九条第五項 | 第三十条第一項 | 第三十条第二項 | 第三十条第三項 | 第三十一条第一項 | 第三十一条第二項（一）は主に | 第三十一条第二項第一号 | 第三十一条第二項第二号 | 第三十一条第二項第三号 | 第三十一条第二項第四号 | 第三十一条第二項第五号 | 第三十一条第三項 | 第三十一条第四項第一号 | 第三十一条第四項第二号 | 第三十一条第四項第三号 | 第三十一条第四項第四号 | 第三十一条第四項第五号 | 第三十一条第四項第六号 | 第三十一条第四項第七号 | 第三十一条第四項第八号 | 第三十一条第五項第一号 | 第三十一条第五項第二号 | 第三十一条第五項第三号 | 第三十一条第五項第四号 | 第三十一条第五項第五号 | 第三十一条第五項第六号 | 第三十一条第五項第七号 | 第三十一条第五項第八号 | 第三十一条第六項第一号 | 第三十一条第六項第二号 | 第三十一条第六項第三号 | 第三十一条第六項第四号 | 第三十一条第六項第五号 | 第三十一条第六項第六号 | 第三十一条第六項第七号 | 第三十一条第六項第八号 | 第三十一条第七項第一号 | 第三十一条第七項第二号 | 第三十一条第七項第三号 | 第三十一条第七項第四号 | 第三十一条第七項第五号 | 第三十一条第七項第六号（イ）は主に | 第三十一条第七項第六号（ロ）は主に | 第三十一条第七項第六号（ハ）は主に | 第三十一条第七項第六号（ニ）は主に | 第三十一条第七項第七号 | 第三十一条第八項第一号 | 第三十一条第八項第二号 | 第三十一条第八項第三号 | 第三十一条第八項第四号 | 第三十一条第八項第五号 | 第三十一条第八項第六号 | 第三十一条第八項第七号 | 第三十一条第八項第八号 | 第三十一条第九項第一号 | 第三十一条第九項第二号 | 第三十一条第九項第三号 | 第三十一条第九項第四号 | 第三十一条第九項第五号 | 第三十一条第九項第六号 | 第三十一条第九項第七号 | 第三十一条第九項第八号 | 第三十一条第九項第九号 | 第三十一条第十項 | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項第一号 | 第四十条第四項第二号（一）は主に | 第四十条第四項第二号（二）は主に | 第四十条第四項第二号（三）は主に | 第四十条第四項第二号（四）は主に | 第四十条第四項第三号 | 第四十条第五項 | 第四十条第六項 | 第四十条第七項 | 第四十条第八項第一号 | 第四十条第八項第二号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十条第二項	第五十一条第一項
3320	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3321	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3322	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3323	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3324	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3325	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3326	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3327	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3328	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3329	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3330	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3331	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3332	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3333	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3334	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用分析セル[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3335	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3336	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3337	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3338	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3339	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3340	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3341	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3342	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3343	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3344	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3345	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3346	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3347	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3348	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3349	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3350	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3351	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3352	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3353	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3354	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3355	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3356	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3357	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3358	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3359	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3360	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3361	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3362	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3363	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3364	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3365	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3366	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3367	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3368	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3369	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3370	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3371	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3372	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3373	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3374	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3375	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3376	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3377	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3378	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3379	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3380	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3381	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3382	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3383	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3384	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3385	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3386	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3387	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3388	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3389	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3390	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3391	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3392	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3393	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3394	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3395	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3396	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3397	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3398	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3399	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3400	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3401	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3402	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3403	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3404	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3405	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3406	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3407	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3408	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3409	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3410	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3411	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3412	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3413	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3414	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3415	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3416	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3417	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3418	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3419	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3420	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3421	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3422	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3423	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3424	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3425	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3426	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3427	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3428	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3429	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3430	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3431	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	－	B/－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3432	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	－	－	計量管理及び製品管理用グローブボックス[redacted]	樹脂製取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
3320	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
3321	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
3322	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
3323	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
3324	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
3325	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
3326	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
3327	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
3328	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
3329	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
3330	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
3331	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3332	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	除染用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3333	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	除染用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3334	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	除染用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3335	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	除染用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3336	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射線測定用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3337	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射線測定用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3338	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3339	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3340	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3341	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3342	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3343	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3344	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3345	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3346	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3347	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3348	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3349	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3350	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3351	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3352	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用フード[redacted]	核物質等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3353	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	粉末サンプル受送グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
3354	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	粉末サンプル移動グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
3355	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	粉末残サンプル保管グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
3356	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	粉末密度測定グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
3357	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	粉末水分測定グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
3358	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	粉末BET測定給気グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
3359	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	粉末BET測定排気グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
3360	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	粉末粒径測定グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
3361	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	比表面積測定グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
3362	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	溶液サンプル受送グローブボックス	核物質等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
3363	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	溶解液供給槽デグオンサンプリングフード	核物質等取扱ボックス	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3364	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	サンプリンググローブボックス	核物質等取扱ボックス	AA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
3365	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	低レベル廃液サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3366	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	屋ガス洗浄低廃液サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3367	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	屋有機溶媒サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3368	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	硝酸クラニルサンプリングフード	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3369	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	混合槽サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3370	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析装置	—	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3371	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析試料移送装置	—	AA, AB, AC, BA, CA, AB, AB, AT	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3372	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析試料採取装置	—	AA, AB, AC, AB	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—
3373	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給系	—	硝酸受入れ貯槽	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3374	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給系	—	水酸化ナトリウム受入れ貯槽	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3375	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給系	—	TBP受入れ貯槽	—	AB	1	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—	—
3376	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給系	—	n-ドデカン受入れ貯槽	—	AB	1	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—	—
3377	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給系	—	硝酸ヒドラジン受入れ貯槽	—	AB	1	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—	—
3378	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給系	—	硝酸ヒドロキシルアミン受入れ貯槽	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3379	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給系	—	炭酸ナトリウム貯槽	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3380	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	窒素ガス製造供給系	—	窒素ガス製造設備	—	GC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3381	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	酸素ガス製造供給系	—	酸素ガス製造設備	—	GC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	—
3382	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ケーブルトレイ消火設備	容器	FA	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中
3383	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ケーブルトレイ消火設備	容器	屋外	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中
3384	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ケーブルトレイ消火設備	容器	TB1, TB2	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中

| 番号 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第九条第一項 | 第九条第二項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号イ | 第十条第一項第十号ロ | 第十条第一項第十号ハ | 第十条第一項第十号ニ | 第十条第一項第十号ホ | 第十条第一項第十号ヘ | 第十条第一項第十号ト | 第十条第一項第十号チ | 第十条第一項第十号リ | 第十条第一項第十号ヌ | 第十条第二項 | 第十条第三項 | 第十条第四項 | 第十条第五項 | 第十条第六項 | 第十条第七項 | 第十条第八項 | 第十条第九項 | 第十条第十項 | 第十条第十一項 | 第十条第十二項 | 第十条第十三項 | 第十条第十四項 | 第十条第十五項 | 第十条第十六項 | 第十条第十七項 | 第十条第十八項 | 第十条第十九項 | 第十条第二十項 | 第十条第二十一項 | 第十条第二十二項 | 第十条第二十三項 | 第十条第二十四項 | 第十条第二十五項 | 第十条第二十六項 | 第十条第二十七項 | 第十条第二十八項 | 第十条第二十九項 | 第十条第三十項 | 第十条第三十一項 | 第十条第三十二項 | 第十条第三十三項 | 第十条第三十四項 | 第十条第三十五項 | 第十条第三十六項 | 第十条第三十七項 | 第十条第三十八項 | 第十条第三十九項 | 第十条第四十項 | 第十条第四十一項 | 第十条第四十二項 | 第十条第四十三項 | 第十条第四十四項 | 第十条第四十五項 | 第十条第四十六項 | 第十条第四十七項 | 第十条第四十八項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十条第一項 | 第二十条第二項 | 第二十条第三項 | 第二十条第四項 | 第二十条第五項第一号 | 第二十条第五項第二号 | 第二十条第五項第三号 | 第二十条第五項第四号 | 第二十条第五項第五号 | 第二十条第六項第一項 | 第二十条第六項第二項 | 第二十条第七項第一項 | 第二十条第七項第二項 | 第二十条第八項第一項 | 第二十条第八項第二号 | 第二十条第八項第三号 | 第二十条第八項第四号 | 第二十条第九項第一項 | 第二十条第九項第二項 | 第二十条第九項第三号 | 第二十条第九項第四号 | 第二十条第九項第五号 | 第二十条第九項第六号 | 第二十条第九項第七号 | 第二十条第九項第八号 | 第二十条第九項第九号 | 第二十条第十項 | 第二十条第十一項 | 第二十条第十二項 | 第二十条第十三項 | 第二十条第十四項 | 第二十条第十五項 | 第二十条第十六項 | 第二十条第十七項 | 第二十条第十八項 | 第二十条第十九項 | 第二十条第二十項 | 第二十条第二十一項 | 第二十条第二十二項 | 第二十条第二十三項 | 第二十条第二十四項 | 第二十条第二十五項 | 第二十条第二十六項 | 第二十条第二十七項 | 第二十条第二十八項 | 第二十条第二十九項 | 第二十条第三十項 | 第二十条第三十一項 | 第二十条第三十二項 | 第二十条第三十三項 | 第二十条第三十四項 | 第二十条第三十五項 | 第二十条第三十六項 | 第二十条第三十七項 | 第二十条第三十八項 | 第二十条第三十九項 | 第二十条第四十項 | 第二十条第四十一項 | 第二十条第四十二項 | 第二十条第四十三項 | 第二十条第四十四項 | 第二十条第四十五項 | 第二十条第四十六項 | 第二十条第四十七項 | 第二十条第四十八項 | 第二十条第四十九項 | 第二十条第五十項 | 第二十条第五十一項 | 第二十条第五十二項 | 第二十条第五十三項 | 第二十条第五十四項 |
|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十二条第一項	第五十三条第一項
3320	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3321	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3322	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3323	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3324	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3325	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3326	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3327	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3328	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3329	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3330	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3331	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3332	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用グローブボックス[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3333	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用フード[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3334	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	除染用フード[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3335	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	除染用フード[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3336	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	除染用フード[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3337	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射線測定用フード[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3338	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射線測定用フード[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3339	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用フード[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3340	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用フード[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3341	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用フード[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3342	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用フード[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3343	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用フード[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3344	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	工程管理用フード[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3345	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用フード[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3346	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用フード[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3347	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用フード[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3348	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用フード[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3349	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	放射能分析用フード[redacted]	樹脂製等取扱ボックス	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3350	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	粉末サンプル受送グローブボックス	樹脂製等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3351	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	粉末サンプル移動グローブボックス	樹脂製等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3352	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	粉末残サンプル保管グローブボックス	樹脂製等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3353	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	粉末密度測定グローブボックス	樹脂製等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3354	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	粉末水分測定グローブボックス	樹脂製等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3355	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	粉末UO2加熱定給処理グローブボックス	樹脂製等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3356	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	粉末UO2加熱定グローブボックス	樹脂製等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3357	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	粉末処理測定グローブボックス	樹脂製等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3358	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	比表面積測定グローブボックス	樹脂製等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3359	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	溶液サンプル受送グローブボックス	樹脂製等取扱ボックス	CA	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3360	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	溶解液供給槽ダブオンサンプリングフード	樹脂製等取扱ボックス	AB	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3361	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	サンプリンググローブボックス	樹脂製等取扱ボックス	AB	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3362	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	低レベル廃液サンプリングフード	樹脂製等取扱ボックス	DA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3363	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	廃ガス洗浄塔廃液サンプリングフード	樹脂製等取扱ボックス	DA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3364	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	廃有機溶媒サンプリングフード	樹脂製等取扱ボックス	DA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3365	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	硝酸ウラニルサンプリングフード	樹脂製等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3366	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	混合槽サンプリングフード	樹脂製等取扱ボックス	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3367	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析装置	—	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3368	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析試料移送装置	—	AA, AB, AC, BA, CA, LA, AE, AT	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3369	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	分析設備	—	—	分析試料採取装置	—	AA, AB, AC, AE	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3370	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給系	—	硝酸受入れ貯槽	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3371	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給系	—	水酸化ナトリウム受入れ貯槽	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3372	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給系	—	TBP受入れ貯槽	—	AB	1	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3373	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給系	—	n-ドデカン受入れ貯槽	—	AB	1	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3374	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給系	—	硝酸ヒドラジン受入れ貯槽	—	AB	1	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3375	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給系	—	硝酸ヒドロキシルアミン受入れ貯槽	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3376	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給系	—	炭酸ナトリウム貯槽	—	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3377	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	窒素ガス製造供給系	—	窒素ガス製造設備	—	GC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3378	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品貯蔵供給設備	酸素ガス製造供給系	—	酸素ガス製造設備	—	GC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3379	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ケーブルトレイ消火設備	容器	FA	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3380	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ケーブルトレイ消火設備	容器	屋外	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3381	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ケーブルトレイ消火設備	容器	TS1, TS2	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号イ | 第十条第一項第九号ロ | 第十条第一項第九号ハ | 第十条第一項第九号ニ | 第十条第一項第九号ホ | 第十条第一項第九号ヘ | 第十条第一項第九号ト | 第十条第一項第九号チ | 第十条第一項第九号リ | 第十条第一項第九号ヌ | 第十条第一項第九号ル | 第十条第一項第九号ヲ | 第十条第一項第九号ワ | 第十条第一項第九号カ | 第十条第一項第九号ヨ | 第十条第一項第九号タ | 第十条第一項第九号レ | 第十条第一項第九号ソ | 第十条第一項第九号ツ | 第十条第一項第九号ネ | 第十条第一項第九号ナ | 第十条第一項第九号ラ | 第十条第一項第九号ム | 第十条第一項第九号ウ | 第十条第一項第九号ヰ | 第十条第一項第九号ノ | 第十条第一項第九号オ | 第十条第一項第九号ク | 第十条第一項第九号ヤ | 第十条第一項第九号マ | 第十条第一項第九号ケ | 第十条第一項第九号フ | 第十条第一項第九号コ | 第十条第一項第九号エ | 第十条第一項第九号テ | 第十条第一項第九号ア | 第十条第一項第九号サ | 第十条第一項第九号キ | 第十条第一項第九号ユ | 第十条第一項第九号メ | 第十条第一項第九号ミ | 第十条第一項第九号シ | 第十条第一項第九号ヱ | 第十条第一項第九号ヒ | 第十条第一項第九号モ | 第十条第一項第九号セ | 第十条第一項第九号ス | 第十条第一項第九号ン | 第十条第一項第九号ハ |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
320	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備（床下消火設備（手動））	容器	FA	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中
321	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備	容器	FA	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中
322	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火設備	容器	FA	一式	①	改造	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中
323	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	FA	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	兼務：ハロゲン化物消火剤詳細設計中
324	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	屋外, TY83	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	兼務：ハロゲン化物消火剤詳細設計中
325	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	TY81, TY82	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	兼務：ハロゲン化物消火剤詳細設計中
326	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	FA	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	兼務：ハロゲン化物消火剤（床下消火設備（手動））詳細設計中
327	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	FA	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	兼務：ハロゲン化物消火剤詳細設計中
328	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	FA	一式	①	改造	非安重	—	C-2/—	—	—	兼務：二酸化炭素詳細設計中
329	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（低レベル廃棄物処理建屋一低レベル廃棄物処理建屋（第2低レベル廃棄物貯蔵建屋間渡廊一第2低レベル廃棄物貯蔵建屋）	建物・構築物	3A, AT53, AT54, 38	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
330	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（北地区貯蔵管理建屋）	建物・構築物	A4	一式	①	新設	非安重	—	C/（C）	—	—	
331	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（使用済燃料輸送容器管理建屋一使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料輸送容器管理建屋渡廊一使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋/使用済燃料輸送容器管理建屋地下連絡一使用済燃料受入れ・貯蔵）	建物・構築物	FC, AT56, 屋外	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
332	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	建物・構築物	F1	一式	①	既設	非安重	—	C/（C）	—	—	
333	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋）	建物・構築物	F9	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
334	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（第1低レベル廃棄物貯蔵建屋）	建物・構築物	F9	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
335	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（第1非常用ディーゼル発電設備重油タンク室）	建物・構築物	屋外	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
336	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料受入れ・貯蔵建屋一使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地下連絡一使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料受入れ・貯蔵建屋渡廊一使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/第1低レベル廃棄物貯蔵建屋一安全冷却水系冷却塔A基礎一使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/第1低レベル廃棄物貯蔵建屋一安全冷却水系冷却塔A基礎/第1低レベル廃棄物貯蔵建屋）	建物・構築物	屋外, TY83	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
337	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料受入れ・貯蔵建屋一使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地下連絡一使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料受入れ・貯蔵建屋渡廊一使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/第1低レベル廃棄物貯蔵建屋一安全冷却水系冷却塔A基礎一使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/第1低レベル廃棄物貯蔵建屋一安全冷却水系冷却塔A基礎/第1低レベル廃棄物貯蔵建屋）	建物・構築物	屋外, TY81, TY82	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
338	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	DB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	E（再処理主）	
339	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	DB	一式	①	改造	非安重	—	C/—	—	—	
340	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	DB	一式	①	既設	非安重	—	—/—	—	—	
341	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	DB	一式	①	既設	非安重	—	—/—	—	E（再処理主）	
342	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	DB	一式	①	既設	非安重	—	—/—	—	—	
343	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	DB	一式	①	既設	非安重	—	—/—	—	—	
344	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	DB	一式	①	既設	非安重	—	—/—	—	—	
345	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器（赤外線式(炎大型, 炎像型)）	—	屋外	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
346	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	屋外	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
347	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	FA	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
348	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	屋外, TY53	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
349	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	屋外, TY81, TY82	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
350	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	FA	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
351	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	屋外, TY81, TY82	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
352	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	FA	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
353	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	F9	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
354	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	FC	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
355	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	F92	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
356	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	F9	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	
357	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災受信盤（火災監視盤）	—	FA	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中
358	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	高感度煙感知器	—	FA	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第六項第一号 | 第二十七条第七項第一号 | 第二十七条第七項第二号 | 第二十七条第七項第三号 | 第二十七条第七項第四号 | 第二十七条第七項第五号 | 第二十七条第八項第一号 | 第二十七条第八項第二号 | 第二十七条第九項第一号 | 第二十七条第九項第二号 | 第二十七条第十項第一号 | 第二十七条第十項第二号 | 第二十七条第十一項第一号 | 第二十七条第十一項第二号 | 第二十七条第十一項第三号 | 第二十七条第十一項第四号 | 第二十七条第十一項第五号 | 第二十七条第十一項第六号 | 第二十七条第十一項第七号 | 第二十七条第十一項第八号 | 第二十七条第十一項第九号 | 第二十七条第十一項第十号 | 第二十七条第十一項第十一号 | 第二十七条第十一項第十二号 | 第二十七条第十一項第十三号 | 第二十七条第十一項第十四号 | 第二十七条第十一項第十五号 | 第二十七条第十一項第十六号 | 第二十七条第十一項第十七号 | 第二十七条第十一項第十八号 | 第二十七条第十一項第十九号 | 第二十七条第十一項第二十号 | 第二十七条第十一項第二十一号 | 第二十七条第十一項第二十二号イ | 第二十七条第十一項第二十二号ロ | 第二十七条第十一項第二十二号ハ | 第二十七条第十一項第二十二号ニ | 第二十七条第十一項第二十二号ホ | 第二十七条第十一項第二十二号ヘ | 第二十七条第十一項第二十二号ト | 第二十七条第十一項第二十二号チ | 第二十七条第十一項第二十二号リ | 第二十七条第十一項第二十二号ヌ | 第二十七条第十一項第二十二号ル | 第二十七条第十一項第二十二号ヲ | 第二十七条第十一項第二十二号ワ | 第二十七条第十一項第二十二号カ | 第二十七条第十一項第二十二号ヨ | 第二十七条第十一項第二十二号タ | 第二十七条第十一項第二十二号レ | 第二十七条第十一項第二十二号ソ | 第二十七条第十一項第二十二号ツ | 第二十七条第十一項第二十二号ネ | 第二十七条第十一項第二十二号ナ | 第二十七条第十一項第二十二号ラ | 第二十七条第十一項第二十二号ム | 第四十条第一項 | 第四十条第二項 | 第四十条第三項 | 第四十条第四項 | 第四十条第五項 | 第四十条第六項 | 第四十条第七項 | 第四十条第八項 | 第四十条第九項 | 第四十条第十項 | 第四十条第十一項第一号 | 第四十条第十一項第二号 | 第四十条第十一項第三号 | 第四十条第十一項第四号 | 第四十条第十二項 | 第四十条第十三項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項	第五十一条第二項	第五十一条第三項
320	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備（床下消火設備（手動））	容器	F8	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
321	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備	容器	F8	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
322	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火設備	容器	F8	一式	①	改造	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
323	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	F8	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	兄弟：ハロゲン化物消火剤詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
324	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	屋外，TYS3	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	兄弟：ハロゲン化物消火剤詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
325	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	TYS1，TYS2	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	兄弟：ハロゲン化物消火剤詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
326	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	F8	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	兄弟：ハロゲン化物消火剤（床下消火設備（手動））詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
327	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	F8	一式	①	改造	非安重	—	C-2/—	—	—	兄弟：二酸化炭素詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
328	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（低レベル廃棄物処理建屋－低レベル廃棄物処理建屋/第2低レベル廃棄物貯蔵建屋間渠道－第2低レベル廃棄物貯蔵建屋間渠道）	建物・構築物	3A，AT53，AT54，38	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
329	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（北地区放管建屋）	建物・構築物	A9	一式	①	新設	非安重	—	C/（C）	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
330	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（使用済燃料輸送容器管理建屋－使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料輸送容器管理建屋間道－使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料輸送容器管理建屋地下連絡－使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	建物・構築物	FC，AT56，屋外	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
331	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	建物・構築物	F1	一式	①	既設	非安重	—	C/（C）	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
332	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋）	建物・構築物	F9	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
333	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（第1低レベル廃棄物貯蔵建屋）	建物・構築物	F9	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
334	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（第1非常用ディーゼル発電設備重油タンク室）	建物・構築物	屋外	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
335	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料受入れ・貯蔵建屋－安全冷却水系冷却塔A基礎－使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料受入れ・貯蔵建屋－安全冷却水系冷却塔B基礎－使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料受入れ・貯蔵建屋－安全冷却水系冷却塔A基礎/第1低レベル廃棄物貯蔵建屋－安全冷却水系冷却塔B基礎/第1低レベル廃棄物貯蔵建屋）	建物・構築物	屋外，TYS3	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
336	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料受入れ・貯蔵建屋－安全冷却水系冷却塔基礎－使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料受入れ・貯蔵建屋－安全冷却水系冷却塔基礎/第1低レベル廃棄物貯蔵建屋－安全冷却水系冷却塔基礎/第1低レベル廃棄物貯蔵建屋）	建物・構築物	屋外，TYS1，TYS2	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
337	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	DB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	E（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
338	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	DB	一式	①	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
339	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	DB	一式	①	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
340	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	DB	一式	①	既設	非安重	—	—/—	—	E（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
341	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	A9	一式	①	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
342	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	A9	一式	①	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
343	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器（赤外線式(炎)(大型,防爆型)）	—	屋外	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
344	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	屋外	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
345	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	F8	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
346	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	屋外，TYS3	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
347	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	屋外，TYS1，TYS2	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
348	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	F1	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
349	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	屋外，TYS1，TYS2	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
350	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	F1	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
351	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	F8	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
352	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	FC	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
353	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	F1C	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
354	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	F9	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
355	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災受信器盤（火災監視盤）	—	F8	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
356	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	高感度煙感知器	—	F8	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第四条第三項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第五条第三項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第九条第一項 | 第九条第二項 | 第九条第三項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号 | 第十条第一項第十一号イ | 第十条第一項第十一号ロ | 第十条第一項第十一号ハ | 第十条第一項第十一号ニ | 第十条第一項第十一号ホ | 第十条第一項第十一号ヘ | 第十条第一項第十一号ト | 第十条第一項第十一号チ | 第十条第一項第十一号リ | 第十条第一項第十一号ヌ | 第十条第一項第十一号ル | 第十条第一項第十一号ヲ | 第十条第一項第十一号ワ | 第十条第一項第十一号カ | 第十条第一項第十一号ヨ | 第十条第一項第十一号タ | 第十条第一項第十一号レ | 第十条第一項第十一号ソ | 第十条第一項第十一号ツ | 第十条第一項第十一号ネ | 第十条第一項第十一号ナ | 第十条第一項第十一号ラ | 第十条第一項第十一号ム | 第十条第一項第十一号ウ | 第十条第一項第十一号ヰ | 第十条第一項第十一号ノ | 第十条第一項第十一号オ | 第十条第一項第十一号ク | 第十条第一項第十一号ヤ | 第十条第一項第十一号マ | 第十条第一項第十一号ケ | 第十条第一項第十一号フ | 第十条第一項第十一号コ | 第十条第一項第十一号エ | 第十条第一項第十一号テ | 第十条第一項第十一号ア | 第十条第一項第十一号サ | 第十条第一項第十一号キ | 第十条第一項第十一号ユ | 第十条第一項第十一号メ | 第十条第一項第十一号ミ | 第十条第一項第十一号シ | 第十条第一項第十一号ヱ | 第十条第一項第十一号ヒ | 第十条第一項第十一号モ | 第十条第一項第十一号セ | 第十条第一項第十一号ス | 第十条第一項第十一号ン | 第十条第一項第十一号ガ | 第十条第一項第十一号ギ | 第十条第一項第十一号グ | 第十条第一項第十一号ゲ | 第十条第一項第十一号ゴ | 第十条第一項第十一号ザ | 第十条第一項第十一号ジ | 第十条第一項第十一号ズ | 第十条第一項第十一号ゼ | 第十条第一項第十一号ゾ | 第十条第一項第十一号ダ | 第十条第一項第十一号ヂ | 第十条第一項第十一号ヅ | 第十条第一項第十一号デ | 第十条第一項第十一号ド | 第十条第一項第十一号バ | 第十条第一項第十一号ビ | 第十条第一項第十一号ブ | 第十条第一項第十一号ベ | 第十条第一項第十一号ボ | 第十条第一項第十一号パ | 第十条第一項第十一号ピ | 第十条第一項第十一号プ | 第十条第一項第十一号ペ | 第十条第一項第十一号ポ

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十条 | 第二十一条 | 第二十二条 | 第二十三条第一項 | 第二十三条第二項 | 第二十三条第三項 | 第二十三条第四項 | 第二十三条第五項 | 第二十三条第六項 | 第二十四条第一項第一号 | 第二十四条第一項第二号 | 第二十四条第一項第三号 | 第二十四条第一項第四号 | 第二十四条第一項第五号 | 第二十五条第一項 | 第二十六条第一項 | 第二十六条第二項 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十八条第一項第一号 | 第二十八条第一項第二号 | 第二十八条第一項第三号 | 第二十八条第一項第四号 | 第二十九条第一項 | 第二十九条第二項 | 第二十九条第三項第一号 | 第二十九条第三項第二号 | 第二十九条第三項第三号 | 第二十九条第三項第四号 | 第二十九条第四項 | 第二十九条第五項 | 第二十九条第六項 | 第二十条第一項 | 第二十条第二項 | 第二十条第三項 | 第二十条第四項 | 第二十条第五項（注1） | 第二十条第六項（注2） | 第二十条第七項 | 第二十条第八項 | 第二十条第九項 | 第二十条第十項 | 第二十条第十一項 | 第二十条第十二項 | 第二十条第十三項 | 第二十条第十四項 | 第二十条第十五項 | 第二十条第十六項 | 第二十条第十七項 | 第二十条第十八項 | 第二十条第十九項 | 第二十条第二十項 | 第二十条第二十一項 | 第二十条第二十二項 | 第二十条第二十三項 | 第二十条第二十四項 | 第二十条第二十五項 | 第二十条第二十六項 | 第二十条第二十七項 | 第二十条第二十八項 | 第二十条第二十九項 | 第二十条第三十項 | 第二十条第三十一項 | 第二十条第三十二項 | 第二十条第三十三項 | 第二十条第三十四項 | 第二十条第三十五項 | 第二十条第三十六項 | 第二十条第三十七項 | 第二十条第三十八項 | 第二十条第三十九項 | 第二十条第四十項 | 第二十条第四十一項 | 第二十条第四十二項 | 第二十条第四十三項 | 第二十条第四十四項 | 第二十条第四十五項 | 第二十条第四十六項 | 第二十条第四十七項 | 第二十条第四十八項 | 第二十条第四十九項 | 第二十条第五十項 | 第二十条第五十一項 | 第二十条第五十二項 | 第二十条第五十三項 | 第二十条第五十四項 | 第二十条第五十五項 |
|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項	第五十一条第二項
320	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水素漏えい検知器（蓄電池用）	—	F4	一式	①	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
321	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水素漏えい検知器（蓄電池用）	—	F7	一式	①	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
322	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	屋外	一式	①	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
323	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	F4	一式	①	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
324	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	F8	一式	①	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
325	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	F7	一式	①	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
326	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	F102	一式	①	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
327	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	F9	一式	①	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
328	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	F4	一式	①	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
329	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知カメラ（サーモカメラ）	—	屋外	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
330	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器（熱電対（防爆型））	—	屋外	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
331	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	屋外, TY83	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
332	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	屋外, TY81, TY82	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
333	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	F4	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
334	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	屋外, TY83	一式	①	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
335	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	屋外, TY81, 82	一式	①	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
336	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	F4	一式	①	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
337	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	F8	一式	①	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
338	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	F7	一式	①	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
339	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	排煙設備	—	F4	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
340	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	防火ダンパ	—	F4	一式	①	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
341	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	防火ダンパ	—	F4	一式	①	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
342	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	防火ダンパ	—	F4	一式	①	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
343	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	消火用水貯槽	容器	GC	1	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	E.W3(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
344	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	石油水貯槽	容器	屋外	1	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	主：火災防護設備 従：給水処理設備	E.W3(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
345	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	電動機駆動消火ポンプ	ポンプ	GC	1	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	E.W3(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
346	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ディーゼル駆動消火ポンプ	ポンプ	GC	1	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	E.W3(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
347	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（石油水貯槽側）	主配管	屋外, GC	一式	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	E.W3(再処理主)	流体：水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
348	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火水供給系）	主配管	AA, AB, AC, AD, AE, AL	一式	①/②-2	既設/改造	非安重	—	C/—	—	E.W3(再処理主)	流体：水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
349	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	圧力調整用消火ポンプ	—	GC	2	①/②-2	既設	非安重	—	C/—	—	E.W3(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
350	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備	容器	AZ	28	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	M31(再処理主)	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
351	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	消火水槽（緊急時対策建屋用）	容器	AZ	1	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	M31(再処理主)	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
352	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	消火水槽（緊急時対策建屋用）	容器	屋外	1	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	M31(再処理主)	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
353	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火設備	容器	C1	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
354	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備	容器	B1	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
355	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備	容器	C1	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
356	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備	容器	C8	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請区 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第四条第三項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第五条第三項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第六条第三項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第七条第三項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第八条第三項 | 第九条第一項 | 第九条第二項 | 第九条第三項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号イ | 第十条第一項第十号ロ | 第十条第一項第十号ハ | 第十条第一項第十号ニ | 第十条第一項第十号ホ | 第十条第一項第十号ヘ | 第十条第一項第十号ト | 第十条第一項第十号チ | 第十条第一項第十号リ | 第十条第一項第十号ヌ | 第十条第一項第十号ル | 第十条第一項第十号ヲ | 第十条第一項第十号ワ | 第十条第一項第十号カ | 第十条第一項第十号ヨ | 第十条第一項第十号タ | 第十条第一項第十号レ | 第十条第一項第十号ソ | 第十条第一項第十号ツ | 第十条第一項第十号ネ | 第十条第一項第十号ナ | 第十条第一項第十号ラ | 第十条第一項第十号ム | 第十条第一項第十号ウ | 第十条第一項第十号ヰ | 第十条第一項第十号ノ | 第十条第一項第十号オ | 第十条第一項第十号ク | 第十条第一項第十号ヤ | 第十条第一項第十号マ | 第十条第一項第十号ケ | 第十条第一項第十号フ | 第十条第一項第十号コ | 第十条第一項第十号エ | 第十条第一項第十号テ | 第十条第一項第十号ア | 第十条第一項第十号サ | 第十条第一項第十号キ | 第十条第一項第十号ユ | 第十条第一項第十号メ | 第十条第一項第十号ミ | 第十条第一項第十号シ | 第十条第一項第十号ヱ | 第十条第一項第十号ヒ | 第十条第一項第十号モ | 第十条第一項第十号セ | 第十条第一項第十号ス | 第十条第一項第十号ン | 第十条第一項第十号ゆ | 第十条第一項第十号ゑ | 第十条第一項第十号ず | 第十条第一項第十号ぬ | 第十条第一項第十号ぐ | 第十条第一項第十号ぶ | 第十条第一項第十号む | 第十条第一項第十号う | 第十条第一項第十号ゐ | 第十条第一項第十号の | 第十条第一項第十号お | 第十条第一項第十号く | 第十条第一項第十号や | 第十条第一項第十号ま | 第十条第一項第十号け | 第十条第一項第十号ふ | 第十条第一項第十号こ | 第十条第一項第十号え | 第十条第一項第十号て | 第十条第一項第十号あ | 第十条第一項第十号さ | 第十条第一項第十号き | 第十条第一項第十号ゆ | 第十条第一項第十号め | 第十条第一項第十号み | 第十条第一項第十号し | 第十条第一項第十号ゑ | 第十条第一項第十号ひ | 第十条第一項第十号モ | 第十条第一項第十号セ | 第十条第一項第十号す | 第十条第一項第十号ん | 第十条第一項第十号ゑ | 第十条第一項第十号ず | 第十条第一項第十号ぬ |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十条第一項 | 第二十条第二項 | 第二十条第三項 | 第二十条第四項 | 第二十条第五項第一号 | 第二十条第五項第二号 | 第二十条第五項第三号 | 第二十条第五項第四号 | 第二十条第五項第五号 | 第二十条第六項第一項 | 第二十条第六項第二項 | 第二十条第七項第一項 | 第二十条第七項第二項 | 第二十条第八項第一項 | 第二十条第八項第二項 | 第二十条第八項第三項 | 第二十条第八項第四項 | 第二十条第八項第五項 | 第二十条第八項第六項 | 第二十条第八項第七項 | 第二十条第八項第八項 | 第二十条第九項第一項 | 第二十条第九項第二項 | 第二十条第九項第三項 | 第二十条第九項第四項 | 第二十条第九項第五項 | 第二十条第九項第六項 | 第二十条第九項第七項 | 第二十条第九項第八項 | 第二十条第九項第九項 | 第二十条第十項 | 第二十条第十一項 | 第二十条第十二項 | 第二十条第十三項 | 第二十条第十四項 | 第二十条第十五項第一号 | 第二十条第十五項第二号 | 第二十条第十五項第三号 | 第二十条第十五項第四号 | 第二十条第十五項第五号 | 第二十条第十五項第六号 | 第二十条第十五項第七号 | 第二十条第十五項第八号 | 第二十条第十五項第九号 | 第二十条第十五項第十号 | 第二十条第十五項第十一号 | 第二十条第十五項第十二号 | 第二十条第十五項第十三号 | 第二十条第十五項第十四号 | 第二十条第十五項第十五号 | 第二十条第十五項第十六号 | 第二十条第十五項第十七号 | 第二十条第十五項第十八号 | 第二十条第十五項第十九号 | 第二十条第十五項第二十号 | 第二十条第十五項第二十一号 | 第二十条第十五項第二十二号 | 第二十条第十五項第二十三号 | 第二十条第十五項第二十四号 | 第二十条第十五項第二十五号 | 第二十条第十五項第二十六号 | 第二十条第十五項第二十七号 | 第二十条第十五項第二十八号 | 第二十条第十五項第二十九号 | 第二十条第十五項第三十号 | 第二十条第十五項第三十一号 | 第二十条第十五項第三十二号 | 第二十条第十五項第三十三号 | 第二十条第十五項第三十四号 | 第二十条第十五項第三十五号 | 第二十条第十五項第三十六号 | 第二十条第十五項第三十七号 | 第二十条第十五項第三十八号 | 第二十条第十五項第三十九号 | 第二十条第十五項第四十号 | 第二十条第十五項第四十一号 | 第二十条第十五項第四十二号 | 第二十条第十五項第四十三号 | 第二十条第十五項第四十四号 | 第二十条第十五項第四十五号 | 第二十条第十五項第四十六号 | 第二十条第十五項第四十七号 | 第二十条第十五項第四十八号 | 第二十条第十五項第四十九号 | 第二十条第十五項第五十号 | 第二十条第十五項第五十一号 | 第二十条第十五項第五十二号 | 第二十条第十五項第五十三号 | 第二十条第十五項第五十四号 | 第二十条第十五項第五十五号 | 第二十条第十五項第五十六号 | 第二十条第十五項第五十七号 | 第二十条第十五項第五十八号 | 第二十条第十五項第五十九号 | 第二十条第十五項第六十号 | 第二十条第十五項第六十一号 |
|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十二条第二項	第五十三条第一項
3412	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ケーブルトレイ消火設備	容器	C1	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3413	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	電源盤・制御盤消火設備	容器	C1	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3414	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ケーブルトレイ消火設備	容器	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3415	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備（局所）	容器	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3416	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備	容器	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3417	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	電源盤・制御盤消火設備	容器	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3418	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備	容器	AB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3419	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ケーブルトレイ消火設備	容器	AB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3420	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	電源盤・制御盤消火設備	容器	AB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3421	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火設備	容器	AB	26	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3422	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ケーブルトレイ消火設備	容器	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3423	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備（局所）	容器	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3424	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備	容器	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3425	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	電源盤・制御盤消火設備	容器	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3426	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火設備（全域）	容器	GA	一式	②-2	改造	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3427	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備（全域）	容器	AG, GA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3428	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備（全域/制御室床下）	容器	AG	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3429	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ケーブルトレイ消火設備	容器	AG, T1401-T111, T1-11	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3430	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備	容器	AP	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3431	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備	容器	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3432	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ハロゲン化物消火設備（局所）	容器	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3433	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	ケーブルトレイ消火設備	容器	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3434	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	電源盤・制御盤消火設備	容器	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3435	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火設備	容器	AC	213	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3436	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	電動駆動消火ポンプ（緊急時対策建屋用）	ポンプ	AZ	2	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	MOX(再処理主)	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3437	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	MOX(再処理主)	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3438	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火水供給設備系）	主配管	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	MOX(再処理主)	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3439	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	C1	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：二酸化炭素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3440	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	BA	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3441	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	C1	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3442	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	CB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3443	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	C1	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3444	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消化ガス供給系）	主配管	C1	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	電源盤・制御盤消火設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3445	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3446	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3447	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3448	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3449	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3450	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3451	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3452	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	気体：二酸化炭素消火剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3453	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3454	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3455	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3456	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3457	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	GA	一式	②-2	既設/改造	非安重	—	C-2/—	—	—	流体：二酸化炭素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3458	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AG	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3459	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	GA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3460	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AG	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3461	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AG	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3462	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	T1405, T1-11, T511-T1-11, T1105, T1-20, 屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3463	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AP	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	流体：ハロゲン化物消火剤 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3464	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3465	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3466	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
340	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体・ハロゲン化物消火剤 詳細設計中
341	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	気体・二酸化炭素
342	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（第1保管庫・貯水槽）	G13	一式	②-2	新設	非安重	—	—/（C）	—	MX(再処理主)		
343	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（第1粗砕貯槽）	建物・構造物	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	—/（C）	—	MX(再処理主)	
344	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（第1保管庫・貯水槽）	G14	一式	②-2	新設	非安重	—	—/（C）	—	MX(再処理主)		
345	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（第1粗砕貯槽）	建物・構造物	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	—/（C）	—	MX(再処理主)	
346	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（製品貯槽）	建物・構造物	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	C/（C）	—	MX(再処理主)	詳細設計中
347	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（製品貯槽）	建物・構造物	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C/（C）	—	MX(再処理主)	詳細設計中
348	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（クラン前経堤/クラン高濃度/クラン酸出貯槽建屋/酸回収建屋）	建物・構造物	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
349	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（クラン酸化物貯槽建屋）	建物・構造物	BB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
350	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（クランシブルとカニ/クランシブルとカニ高濃度）	建物・構造物	CA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/（C）	—	—	
351	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（クランシブルとカニ）	建物・構造物	CB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
352	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（高レベル廃液ガラス固化建屋）	建物・構造物	BA	一式	②-2	既設/改造	非安重	—	C/（C）	—	—	
353	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋/高濃度・高レベル廃液ガラス固化建屋）	建物・構造物	BBE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
354	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（分析建屋）	建物・構造物	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/（C）	—	—	
355	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（分離建屋）	建物・構造物	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/（C）	—	—	
356	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（前処理建屋）	建物・構造物	AA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/（C）	—	—	
357	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（ハル・エンドピース貯蔵建屋）	建物・構造物	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
358	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（制御建屋）	建物・構造物	AL	一式	②-2	新設	非安重	—	C/（C）	—	—	
359	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（前処理建屋/分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウランシブルとカニ高濃度/高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋/制御建屋）	建物・構造物	AA, AB, AC, AD, AE, AL	一式	②-2	新設	非安重	—	C/（C）	—	—	
360	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（ウランシブルとカニ/ウランシブルとカニ高濃度）	建物・構造物	CA, CB	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
361	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋/高濃度・高レベル廃液ガラス固化建屋）	建物・構造物	AA, AB, AC, AD, AE	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
362	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（制御建屋/クラン酸回収建屋/ウラン脱硝建屋/ウランシブルとカニ/ウランシブルとカニ高濃度/高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋/高濃度・高レベル廃液ガラス固化建屋）	建物・構造物	AL, AB, AC, AD, AE	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
363	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（使用済燃料受入・貯蔵建屋）	建物・構造物	GA	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
364	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（出入管理建屋）	建物・構造物	AK	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
365	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（チャンネルボックス・ハードウェアなどの貯蔵建屋）	建物・構造物	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
366	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（主排気筒管理建屋）	建物・構造物	AF	一式	②-2	新設	非安重	—	C/（C）	—	—	
367	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（機械建屋）	建物・構造物	AC	一式	②-2	既設/改造	非安重	—	C/（C）	—	—	
368	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（低レベル廃液処理建屋）	建物・構造物	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
369	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水素漏えい検知器（水素吸収型/防水型/防爆型）	—	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	—/C-2	—	MX(再処理主)	
370	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器（熱電対（防爆型））	—	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	—/C-2	—	MX(再処理主)	
371	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	—/—	—	MX(再処理主)	
372	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	MX(再処理主)	
373	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	MX(再処理主)	
374	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災受信器盤（火災監視盤）	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	MX(再処理主)	
375	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水素漏えい検知器（蓄電池用）	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	MX(再処理主)	
376	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内臓型照明	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	MX(再処理主)	
377	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	—/—	—	MX(再処理主)	
378	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	AZ, 屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	MX(再処理主)	
379	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器（熱電対（防爆型））	—	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	—/C-2	—	MX(再処理主)	
380	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内臓型照明	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	MX(再処理主)	
381	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	—/—	—	MX(再処理主)	
382	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	AZ, 屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	MX(再処理主)	
383	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器（熱電対（防爆型））	—	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	—/C-2	—	MX(再処理主)	
384	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	—/—	—	MX(再処理主)	
385	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水素漏えい検知器（蓄電池用）	—	BA, CA, CB	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
386	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	BA, CA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
387	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	BA, CA, CB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
388	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	BA, CA, CB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
389	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	CA, CB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
390	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	BA, CB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
391	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	BA, BB, CA, CB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
392	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	BA, BB, CA	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	
393	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	BA, BB, CA	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	
394	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内臓型照明	—	BA, BB, CA, CB	一式	②-2	改造/新設	非安重	—	C/—	—	—	
395	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	1時間耐火隔壁	—	CA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	
396	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	防火ダンパ	—	BA, CA, CB	一式	②-2	既設/改造/新設	非安重	—	C/—	—	—	
397	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	防火ダンパ	—	KA	一式	②-2	既設/改造	非安重	—	C/—	—	—	
398	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	防火ダンパ	—	KA	一式	②-2	既設/改造	非安重	—	C/—	—	—	
399	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	1時間耐火隔壁	—	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	
400	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
401	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
402	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
403	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	KBE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
404	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水素漏えい検知器（蓄電池用）	—	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
405	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水素漏えい検知器（蓄電池用）	—	KBE	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
406	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内臓型照明	—	KA	一式	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—	
407	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内臓型照明	—	KBE	一式	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—	
408	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	
409	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	KBE	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	
410	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器（熱電対）	—	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
411	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
412	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	KA	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	
413	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	KBE	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	
414	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
415	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内臓型照明	—	AH	一式	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—	
416	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	
417	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	
418	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水素漏えい検知器（蓄電池用）	—	AH	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
419	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	防火ダンパ	—	AH	一式	②-2	既設/改造/新設	非安重	—	C/—	—	—	

| 番号 | 第四条第1項 | 第四条第2項 | 第五条第1項 | 第五条第2項 | 第六条第1項 | 第六条第2項 | 第七条第1項 | 第七条第2項 | 第八条第1項 | 第八条第2項 | 第九条第1項 | 第九条第2項 | 第十条第1項 | 第十条第1項第一号 | 第十条第1項第二号 | 第十条第1項第三号 | 第十条第1項第四号 | 第十条第1項第五号 | 第十条第1項第六号 | 第十条第1項第七号 | 第十条第1項第八号 | 第十条第1項第九号イ | 第十条第1項第九号ロ | 第十条第1項第九号ハ | 第十条第1項第九号ニ | 第十条第1項第九号ホ | 第十条第1項第九号ヘ | 第十条第1項第九号ト | 第十条第1項第九号チ | 第十条第1項第九号リ | 第十条第1項第九号ヌ | 第十条第1項第九号ル | 第十条第1項第九号ヲ | 第十条第1項第九号ワ | 第十条第1項第九号カ | 第十条第1項第九号ヨ | 第十条第1項第九号タ | 第十条第1項第九号レ | 第十条第1項第九号ソ | 第十条第1項第九号ツ | 第十条第1項第九号ネ | 第十条第1項第九号ナ | 第十条第1項第九号ラ | 第十条第1項第九号ム | 第十条第1項第九号ウ | 第十条第1項第九号ヰ | 第十条第1項第九号ノ | 第十条第1項第九号オ | 第十条第1項第九号ク | 第十条第1項第九号ヤ | 第十条第1項第九号マ | 第十条第1項第九号ケ | 第十条第1項第九号フ | 第十条第1項第九号コ | 第十条第1項第九号エ | 第十条第1項第九号テ | 第十条第1項第九号ア | 第十条第1項第九号サ | 第十条第1項第九号キ | 第十条第1項第九号ユ | 第十条第1項第九号メ | 第十条第1項第九号ミ | 第十条第1項第九号シ | 第十条第1項第九号ヱ | 第十条第1項第九号ヒ | 第十条第1項第九号モ | 第十条第1項第九号セ | 第十条第1項第九号ス | 第十条第1項第九号ン | 第十条第2項 | 第十条第3項 | 第十条第4項 | 第十条第5項 | 第十条第6項 | 第十条第7項 | 第十条第8項 | 第十条第9項 | 第十条第10項 | 第十条第11項 | 第十条第12項 | 第十条第13項 | 第十条第14項 | 第十条第15項 | 第十条第16項 | 第十条第17項 | 第十条第18項 | 第十条第19項 | 第十条第20項 | 第十条第21項 | 第十条第22項 | 第十条第23項 | 第十条第24項 | 第十条第25項 | 第十条第26項 | 第十条第27項 | 第十条第28項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請区 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十三条第一項 | 第二十三条第二項 | 第二十三条第三項 | 第二十三条第四項 | 第二十三条第五項 | 第二十三条第六項 | 第二十三条第七項 | 第二十三条第八項 | 第二十三条第九項 | 第二十三条第十項 | 第二十四条第一項 | 第二十四条第二項 | 第二十四条第三項 | 第二十四条第四項 | 第二十四条第五項 | 第二十五条第一項 | 第二十五条第二項 | 第二十五条第三項 | 第二十五条第四項 | 第二十六条第一項 | 第二十六条第二項 | 第二十六条第三項 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十八条第一項第一号 | 第二十八条第一項第二号 | 第二十八条第一項第三号 | 第二十八条第一項第四号 | 第二十八条第一項第五号 | 第二十八条第一項第六号 | 第二十八条第一項第七号 | 第二十八条第一項第八号 | 第二十八条第一項第九号 | 第二十八条第一項第十号 | 第二十九条第一項 | 第二十九条第二項 | 第二十九条第三項 | 第二十九条第四項 | 第二十九条第五項 | 第二十九条第六項 | 第二十九条第七項 | 第二十九条第八項 | 第二十九条第九項 | 第二十九条第十項 | 第二十条第一項 | 第二十条第二項 | 第二十条第三項 | 第二十条第四項 | 第二十条第五項 | 第二十条第六項 | 第二十条第七項 | 第二十条第八項 | 第二十条第九項 | 第二十条第十項 | 第二十条第十一項（一） | 第二十条第十一項（二） | 第二十条第十一項（三） | 第二十条第十一項（四） | 第二十条第十一項（五） | 第二十条第十一項（六） | 第二十条第十一項（七） | 第二十条第十一項（八） | 第二十条第十一項（九） | 第二十条第十一項（十） | 第二十条第十一項（十一） | 第二十条第十一項（十二） | 第二十条第十一項（十三） | 第二十条第十一項（十四） | 第二十条第十一項（十五） | 第二十条第十一項（十六） | 第二十条第十一項（十七） | 第二十条第十一項（十八） | 第二十条第十一項（十九） | 第二十条第十一項（二十） | 第二十条第十一項（二十一） | 第二十条第十一項（二十二） | 第二十条第十一項（二十三） | 第二十条第十一項（二十四） | 第二十条第十一項（二十五） | 第二十条第十一項（二十六） | 第二十条第十一項（二十七） | 第二十条第十一項（二十八） | 第二十条第十一項（二十九） | 第二十条第十一項（三十） | 第二十条第十一項（三十一） | 第二十条第十一項（三十二） | 第二十条第十一項（三十三） | 第二十条第十一項（三十四） | 第二十条第十一項（三十五） | 第二十条第十一項（三十六） | 第二十条第十一項（三十七） | 第二十条第十一項（三十八） | 第二十条第十一項（三十九） | 第二十条第十一項（四十） | 第二十条第十一項（四十一） | 第二十条第十一項（四十二） | 第二十条第十一項（四十三） | 第二十条第十一項（四十四） | 第二十条第十一項（四十五） | 第二十条第十一項（四十六） | 第二十条第十一項（四十七） | 第二十条第十一項（四十八） | 第二十条第十一項（四十九） | 第二十条第十一項（五十） | 第二十条第十一項（五十一） | 第二十条第十一項（五十二） | 第二十条第十一項（五十三） | 第二十条第十一項（五十四） | 第二十条第十一項（五十五） | 第二十条第十一項（五十六） | 第二十条第十一項（五十七） | 第二十条第十一項（五十八） | 第二十条第十一項（五十九） | 第二十条第十一項（六十） | 第二十条第十一項（六十一） | 第二十条第十一項（六十二） | 第二十条第十一項（六十三） | 第二十条第十一項（六十四） | 第二十条第十一項（六十五） | 第二十条第十一項（六十六） | 第二十条第十一項（六十七） | 第二十条第十一項（六十八） | 第二十条第十一項（六十九） | 第二十条第十一項（七十） | 第二十条第十一項（七十一） | 第二十条第十一項（七十二） | 第二十条第十一項（七十三） | 第二十条第十一項（七十四） | 第二十条第十一項（七十五） | 第二十条第十一項（七十六） | 第二十条第十一項（七十七） | 第二十条第十一項（七十八） | 第二十条第十一項（七十九） | 第二十条第十一項（八十） | 第二十条第十一項（八十一） | 第二十条第十一項（八十二） | 第二十条第十一項（八十三） | 第二十条第十一項（八十四） | 第二十条第十一項（八十五） | 第二十条第十一項（八十六） | 第二十条第十一項（八十七） | 第二十条第十一項（八十八） | 第二十条第十一項（八十九） | 第二十条第十一項（九十） | 第二十条第十一項（九十一） | 第二十条第十一項（九十二） | 第二十条第十一項（九十三） | 第二十条第十一項（九十四） | 第二十条第十一項（九十五） | 第二十条第十一項（九十六） | 第二十条第十一項（九十七） | 第二十条第十一項（九十八） | 第二十条第十一項（九十九） | 第二十条第十一項（百） | 第二十条第十一項（百一） | 第二十条第十一項（百二） | 第二十条第十一項（百三） | 第二十条第十一項（百四） | 第二十条第十一項（百五） | 第二十条第十一項（百六） | 第二十条第十一項（百七） | 第二十条第十一項（百八） | 第二十条第十一項（百九） | 第二十条第十一項（百十） | 第二十条第十一項（百十一） | 第二十条第十一項（百十二） | 第二十条第十一項（百十三） | 第二十条第十一項（百十四） | 第二十条第十一項（百十五） | 第二十条第十一項（百十六） | 第二十条第十一項（百十七） | 第二十条第十一項（百十八） | 第二十条第十一項（百十九） | 第二十条第十一項（百二十） | 第二十条第十一項（百二十一） | 第二十条第十一項（百二十二） | 第二十条第十一項（百二十三） | 第二十条第十一項（百二十四） | 第二十条第十一項（百二十五） | 第二十条第十一項（百二十六） | 第二十条第十一項（百二十七） | 第二十条第十一項（百二十八） | 第二十条第十一項（百二十九） | 第二十条第十一項（百三十） | 第二十条第十一項（百三十一） | 第二十条第十一項（百三十二） | 第二十条第十一項（百三十三） | 第二十条第十一項（百三十四） | 第二十条第十一項（百三十五） | 第二十条第十一項（百三十六） | 第二十条第十一項（百三十七） | 第二十条第十一項（百三十八） | 第二十条第十一項（百三十九） | 第二十条第十一項（百四十） | 第二十条第十一項（百四十一） | 第二十条第十一項（百四十二） | 第二十条第十一項（百四十三） | 第二十条第十一項（百四十四） | 第二十条第十一項（百四十五） | 第二十条第十一項（百四十六） | 第二十条第十一項（百四十七） | 第二十条第十一項（百四十八） | 第二十条第十一項（百四十九） | 第二十条第十一項（百五十） | 第二十条第十一項（百五十一） | 第二十条第十一項（百五十二） | 第二十条第十一項（百五十三） | 第二十条第十一項（百五十四） | 第二十条第十一項（百五十五） | 第二十条第十一項（百五十六） | 第二十条第十一項（百五十七） | 第二十条第十一項（百五十八） | 第二十条第十一項（百五十九） | 第二十条第十一項（百六十） | 第二十条第十一項（百六十一） | 第二十条第十一項（百六十二） | 第二十条第十一項（百六十三） | 第二十条第十一項（百六十四） | 第二十条第十一項（百六十五） | 第二十条第十一項（百六十六） | 第二十条第十一項（百六十七） | 第二十条第十一項（百六十八） | 第二十条第十一項（百六十九） | 第二十条第十一項（百七十） | 第二十条第十一項（百七十一） | 第二十条第十一項（百七十二） | 第二十条第十一項（百七十三） | 第二十条第十一項（百七十四） | 第二十条第十一項（百七十五） | 第二十条第十一項（百七十六） | 第二十条第十一項（百七十七） | 第二十条第十一項（百七十八） | 第二十条第十一項（百七十九） | 第二十条第十一項（百八十） | 第二十条第十一項（百八十一） | 第二十条第十一項（百八十二） | 第二十条第十一項（百八十三） | 第二十条第十一項（百八十四） | 第二十条第十一項（百八十五） | 第二十条第十一項（百八十六） | 第二十条第十一項（百八十七） | 第二十条第十一項（百八十八） | 第二十条第十一項（百八十九） | 第二十条第十一項（百九十） | 第二十条第十一項（百九十一） | 第二十条第十一項（百九十二） | 第二十条第十一項（百九十三） | 第二十条第十一項（百九十四） | 第二十条第十一項（百九十五） | 第二十条第十一項（百九十六） | 第二十条第十一項（百九十七） | 第二十条第十一項（百九十八） | 第二十条第十一項（百九十九） | 第二十条第十一項（二百） | 第二十条第十一項（二百一） | 第二十条第十一項（二百二） | 第二十条第十一項（二百三） | 第二十条第十一項（二百四） | 第二十条第十一項（二百五） | 第二十条第十一項（二百六） | 第二十条第十一項（二百七） | 第二十条第十一項（二百八） | 第二十条第十一項（二百九） | 第二十条第十一項（二百十） | 第二十条第十一項（二百十一） | 第二十条第十一項（二百十二） | 第二十条第十一項（二百十三） | 第二十条第十一項（二百十四） | 第二十条第十一項（二百十五） | 第二十条第十一項（二百十六） | 第二十条第十一項（二百十七） | 第二十条第十一項（二百十八） | 第二十条第十一項（二百十九） | 第二十条第十一項（二百二十） | 第二十条第十一項（二百二十一） | 第二十条第十一項（二百二十二） | 第二十条第十一項（二百二十三） | 第二十条第十一項（二百二十四） | 第二十条第十一項（二百二十五） | 第二十条第十一項（二百二十六） | 第二十条第十一項（二百二十七） | 第二十条第十一項（二百二十八） | 第二十条第十一項（二百二十九） | 第二十条第十一項（二百三十） | 第二十条第十一項（二百三十一） | 第二十条第十一項（二百三十二） | 第二十条第十一項（二百三十三） | 第二十条第十一項（二百三十四） | 第二十条第十一項（二百三十五） | 第二十条第十一項（二百三十六） | 第二十条第十一項（二百三十七） | 第二十条第十一項（二百三十八） | 第二十条第十一項（二百三十九） | 第二十条第十一項（二百四十） | 第二十条第十一項（二百四十一） | 第二十条第十一項（二百四十二） | 第二十条第十一項（二百四十三） | 第二十条第十一項（二百四十四） | 第二十条第十一項（二百四十五） | 第二十条第十一項（二百四十六） | 第二十条第十一項（二百四十七） | 第二十条第十一項（二百四十八） | 第二十条第十一項（二百四十九） | 第二十条第十一項（二百五十） | 第二十条第十一項（二百五十一） | 第二十条第十一項（二百五十二） | 第二十条第十一項（二百五十三） | 第二十条第十一項（二百五十四） | 第二十条第十一項（二百五十五） | 第二十条第十一項（二百五十六） | 第二十条第十一項（二百五十七） | 第二十条第十一項（二百五十八） | 第二十条第十一項（二百五十九） | 第二十条第十一項（二百六十） | 第二十条第十一項（二百六十一） | 第二十条第十一項（二百六十二） | 第二十条第十一項（二百六十三） | 第二十条第十一項（二百六十四） | 第二十条第十一項（二百六十五） | 第二十条第十一項（二百六十六） | 第二十条第十一項（二百六十七） | 第二十条第十一項（二百六十八） | 第二十条第十一項（二百六十九） | 第二十条第十一項（二百七十） | 第二十条第十一項（二百七十一） | 第二十条第十一項（二百七十二） | 第二十条第十一項（二百七十三） | 第二十条第十一項（二百七十四） | 第二十条第十一項（二百七十五） | 第二十条第十一項（二百七十六） | 第二十条第十一項（二百七十七） | 第二十条第十一項（二百七十八） | 第二十条第十一項（二百七十九） | 第二十条第十一項（二百八十） | 第二十条第十一項（二百八十一） | 第二十条第十一項（二百八十二） | 第二十条第十一項（二百八十三） | 第二十条第十一項（二百八十四） | 第二十条第十一項（二百八十五） | 第二十条第十一項（二百八十六） | 第二十条第十一項（二百八十七） | 第二十条第十一項（二百八十八） | 第二十条第十一項（二百八十九） | 第二十条第十一項（二百九十） | 第二十条第十一項（二百九十一） | 第二十条第十一項（二百九十二） | 第二十条第十一項（二百九十三） | 第二十条第十一項（二百九十四） | 第二十条第十一項（二百九十五） | 第二十条第十一項（二百九十六） | 第二十条第十一項（二百九十七） | 第二十条第十一項（二百九十八） | 第二十条第十一項（二百九十九） | 第二十条第十一項（三百） | 備考 |
|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第二項第一号	第五十条第二項第二号	第五十一条第一項
3447	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	気体：ハロゲン化物消火剤 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3448	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	主配管（消火ガス供給系）	主配管	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	気体：二酸化炭素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3449	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（第1保管庫・貯水所）	建物・構築物	G13	一式	②-2	新設	非安重	—	—/（C）	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3450	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（第1軽油貯槽）	建物・構築物	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	—/（C）	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3451	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（第1保管庫・貯水所）	建物・構築物	G14	一式	②-2	新設	非安重	—	—/（C）	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3452	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（第2軽油貯槽）	建物・構築物	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	—/（C）	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3453	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（製品貯槽）	建物・構築物	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	C/（C）	—	MOX(再処理主)	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3454	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（重油貯槽）	建物・構築物	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C/（C）	—	MOX(再処理主)	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3455	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（クラン搬送機室）	建物・構築物	B4	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3456	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（クラン搬出室）	建物・構築物	B8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3457	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（クランブルとシラカンの混合酸破壊室）	建物・構築物	C4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/（C）	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3458	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（クランブルとシラカンの混合酸破壊室）	建物・構築物	C8	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3459	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（高レベル廃液ガラス固化建屋）	建物・構築物	K4	一式	②-2	既設・変更	非安重	—	C/（C）	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3500	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（高レベル廃液ガラス固化建屋第1～第4ガラス固化体貯蔵建屋・高レベル廃液ガラス固化建屋第1ガラス固化体貯蔵建屋間渡廊下・高レベル廃液ガラス固化建屋）	建物・構築物	KBE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3501	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（分析建屋）	建物・構築物	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/（C）	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3502	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（分離建屋）	建物・構築物	A8	一式	②-2	既設	非安重	—	C/（C）	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3503	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（前処理建屋）	建物・構築物	A4	一式	②-2	既設	非安重	—	C/（C）	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3504	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（ハル・エンドピース貯蔵建屋）	建物・構築物	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3505	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（制御建屋）	建物・構築物	AL	一式	②-2	新設	非安重	—	C/（C）	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3506	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（前処理建屋/分離建屋/精製建屋/ウラン・プルトニウム混合酸脱硝建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合酸脱硝建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋第1ガラス固化体貯蔵建屋間渡廊下/高レベル廃液ガラス固化建屋第2ガラス固化体貯蔵建屋間渡廊下/高レベル廃液ガラス固化建屋第3ガラス固化体貯蔵建屋間渡廊下/高レベル廃液ガラス固化建屋）	建物・構築物	AA, AB, AC, AD, AE, AF, AG, AH, AI, AJ, AK, AL, AM, AN, AO, AP, AQ, AR, AS, AT, AU, AV, AW, AX, AY, AZ, BA, BB, BC, BD, BE, BF, BG, BH, BI, BJ, BK, BL, BM, BN, BO, BP, BQ, BR, BS, BT, BU, BV, BW, BX, BY, BZ, CA, CB, CC, CD, CE, CF, CG, CH, CI, CJ, CK, CL, CM, CN, CO, CP, CQ, CR, CS, CT, CU, CV, CW, CX, CY, CZ, DA, DB, DC, DD, DE, DF, DG, DH, DI, DJ, DK, DL, DM, DN, DO, DP, DQ, DR, DS, DT, DU, DV, DW, DX, DY, DZ, EA, EB, EC, ED, EE, EF, EG, EH, EI, EJ, EK, EL, EM, EN, EO, EP, EQ, ER, ES, ET, EU, EV, EW, EX, EY, EZ, FA, FB, FC, FD, FE, FF, FG, FH, FI, FJ, FK, FL, FM, FN, FO, FP, FQ, FR, FS, FT, FU, FV, FW, FX, FY, FZ, GA, GB, GC, GD, GE, GF, GG, GH, GI, GJ, GK, GL, GM, GN, GO, GP, GQ, GR, GS, GT, GU, GV, GW, GX, GY, GZ, HA, HB, HC, HD, HE, HF, HG, HH, HI, HJ, HK, HL, HM, HN, HO, HP, HQ, HR, HS, HT, HU, HV, HW, HX, HY, HZ, IA, IB, IC, ID, IE, IF, IG, IH, II, IJ, IK, IL, IM, IN, IO, IP, IQ, IR, IS, IT, IU, IV, IW, IX, IY, IZ, JA, JB, JC, JD, JE, JF, JG, JH, JI, JJ, JK, JL, JM, JN, JO, JP, JQ, JR, JS, JT, JU, JV, JW, JX, JY, JZ, KA, KB, KC, KD, KE, KF, KG, KH, KI, KJ, KK, KL, KM, KN, KO, KP, KQ, KR, KS, KT, KU, KV, KW, KX, KY, KZ, LA, LB, LC, LD, LE, LF, LG, LH, LI, LJ, LK, LL, LM, LN, LO, LP, LQ, LR, LS, LT, LU, LV, LW, LX, LY, LZ, MA, MB, MC, MD, ME, MF, MG, MH, MI, MJ, MK, ML, MM, MN, MO, MP, MQ, MR, MS, MT, MU, MV, MW, MX, MY, MZ, NA, NB, NC, ND, NE, NF, NG, NH, NI, NJ, NK, NL, NM, NN, NO, NP, NQ, NR, NS, NT, NU, NV, NW, NX, NY, NZ, OA, OB, OC, OD, OE, OF, OG, OH, OI, OJ, OK, OL, OM, ON, OO, OP, OQ, OR, OS, OT, OU, OV, OW, OX, OY, OZ, PA, PB, PC, PD, PE, PF, PG, PH, PI, PJ, PK, PL, PM, PN, PO, PP, PQ, PR, PS, PT, PU, PV, PW, PX, PY, PZ, QA, QB, QC, QD, QE, QF, QG, QH, QI, QJ, QK, QL, QM, QN, QO, QP, QQ, QR, QS, QT, QU, QV, QW, QX, QY, QZ, RA, RB, RC, RD, RE, RF, RG, RH, RI, RJ, RK, RL, RM, RN, RO, RP, RQ, RR, RS, RT, RU, RV, RW, RX, RY, RZ, SA, SB, SC, SD, SE, SF, SG, SH, SI, SJ, SK, SL, SM, SN, SO, SP, SQ, SR, SS, ST, SU, SV, SW, SX, SY, SZ, TA, TB, TC, TD, TE, TF, TG, TH, TI, TJ, TK, TL, TM, TN, TO, TP, TQ, TR, TS, TT, TU, TV, TW, TX, TY, TZ, UA, UB, UC, UD, UE, UF, UG, UH, UI, UJ, UK, UL, UM, UN, UO, UP, UQ, UR, US, UT, UU, UV, UW, UX, UY, UZ, VA, VB, VC, VD, VE, VF, VG, VH, VI, VJ, VK, VL, VM, VN, VO, VP, VQ, VR, VS, VT, VU, VV, VW, VX, VY, VZ, WA, WB, WC, WD, WE, WF, WG, WH, WI, WJ, WK, WL, WM, WN, WO, WP, WQ, WR, WS, WT, WU, WV, WW, WX, WY, WZ, XA, XB, XC, XD, XE, XF, XG, XH, XI, XJ, XK, XL, XM, XN, XO, XP, XQ, XR, XS, XT, XU, XV, XW, XX, XY, XZ, YA, YB, YC, YD, YE, YF, YG, YH, YI, YJ, YK, YL, YM, YN, YO, YP, YQ, YR, YS, YT, YU, YV, YW, YX, YY, YZ, ZA, ZB, ZC, ZD, ZE, ZF, ZG, ZH, ZI, ZJ, ZK, ZL, ZM, ZN, ZO, ZP, ZQ, ZR, ZS, ZT, ZU, ZV, ZW, ZX, ZY, ZZ	建物・構築物	AL, AM, AN, AO, AP, AQ, AR, AS, AT, AU, AV, AW, AX, AY, AZ, BA, BB, BC, BD, BE, BF, BG, BH, BI, BJ, BK, BL, BM, BN, BO, BP, BQ, BR, BS, BT, BU, BV, BW, BX, BY, BZ, CA, CB, CC, CD, CE, CF, CG, CH, CI, CJ, CK, CL, CM, CN, CO, CP, CQ, CR, CS, CT, CU, CV, CW, CX, CY, CZ, DA, DB, DC, DD, DE, DF, DG, DH, DI, DJ, DK, DL, DM, DN, DO, DP, DQ, DR, DS, DT, DU, DV, DW, DX, DY, DZ, EA, EB, EC, ED, EE, EF, EG, EH, EI, EJ, EK, EL, EM, EN, EO, EP, EQ, ER, ES, ET, EU, EV, EW, EX, EY, EZ, FA, FB, FC, FD, FE, FF, FG, FH, FI, FJ, FK, FL, FM, FN, FO, FP, FQ, FR, FS, FT, FU, FV, FW, FX, FY, FZ, GA, GB, GC, GD, GE, GF, GG, GH, GI, GJ, GK, GL, GM, GN, GO, GP, GQ, GR, GS, GT, GU, GV, GW, GX, GY, GZ, HA, HB, HC, HD, HE, HF, HG, HH, HI, HJ, HK, HL, HM, HN, HO, HP, HQ, HR, HS, HT, HU, HV, HW, HX, HY, HZ, IA, IB, IC, ID, IE, IF, IG, IH, II, IJ, IK, IL, IM, IN, IO, IP, IQ, IR, IS, IT, IU, IV, IW, IX, IY, IZ, JA, JB, JC, JD, JE, JF, JG, JH, JI, JJ, JK, JL, JM, JN, JO, JP, JQ, JR, JS, JT, JU, JV, JW, JX, JY, JZ, KA, KB, KC, KD, KE, KF, KG, KH, KI, KJ, KK, KL, KM, KN, KO, KP, KQ, KR, KS, KT, KU, KV, KW, KX, KY, KZ, LA, LB, LC, LD, LE, LF, LG, LH, LI, LJ, LK, LL, LM, LN, LO, LP, LQ, LR, LS, LT, LU, LV, LW, LX, LY, LZ, MA, MB, MC, MD, ME, MF, MG, MH, MI, MJ, MK, ML, MM, MN, MO, MP, MQ, MR, MS, MT, MU, MV, MW, MX, MY, MZ, NA, NB, NC, ND, NE, NF, NG, NH, NI, NJ, NK, NL, NM, NN, NO, NP, NQ, NR, NS, NT, NU, NV, NW, NX, NY, NZ, OA, OB, OC, OD, OE, OF, OG, OH, OI, OJ, OK, OL, OM, ON, OO, OP, OQ, OR, OS, OT, OU, OV, OW, OX, OY, OZ, PA, PB, PC, PD, PE, PF, PG, PH, PI, PJ, PK, PL, PM, PN, PO, PP, PQ, PR, PS, PT, PU, PV, PW, PX, PY, PZ, QA, QB, QC, QD, QE, QF, QG, QH, QI, QJ, QK, QL, QM, QN, QO, QP, QQ, QR, QS, QT, QU, QV, QW, QX, QY, QZ, RA, RB, RC, RD, RE, RF, RG, RH, RI, RJ, RK, RL, RM, RN, RO, RP, RQ, RR, RS, RT, RU, RV, RW, RX, RY, RZ, SA, SB, SC, SD, SE, SF, SG, SH, SI, SJ, SK, SL, SM, SN, SO, SP, SQ, SR, SS, ST, SU, SV, SW, SX, SY, SZ, TA, TB, TC, TD, TE, TF, TG, TH, TI, TJ, TK, TL, TM, TN, TO, TP, TQ, TR, TS, TT, TU, TV, TW, TX, TY, TZ, UA, UB, UC, UD, UE, UF, UG, UH, UI, UJ, UK, UL, UM, UN, UO, UP, UQ, UR, US, UT, UU, UV, UW, UX, UY, UZ, VA, VB, VC, VD, VE, VF, VG, VH, VI, VJ, VK, VL, VM, VN, VO, VP, VQ, VR, VS, VT, VU, VV, VW, VX, VY, VZ, WA, WB, WC, WD, WE, WF, WG, WH, WI, WJ, WK, WL, WM, WN, WO, WP, WQ, WR, WS, WT, WU, WV, WW, WX, WY, WZ, XA, XB, XC, XD, XE, XF, XG, XH, XI, XJ, XK, XL, XM, XN, XO, XP, XQ, XR, XS, XT, XU, XV, XW, XX, XY, XZ, YA, YB, YC, YD, YE, YF, YG, YH, YI, YJ, YK, YL, YM, YN, YO, YP, YQ, YR, YS, YT, YU, YV, YW, YX, YY, YZ, ZA, ZB, ZC, ZD, ZE, ZF, ZG, ZH, ZI, ZJ, ZK, ZL, ZM, ZN, ZO, ZP, ZQ, ZR, ZS, ZT, ZU, ZV, ZW, ZX, ZY, ZZ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3507	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（ウラン・プルトニウム混合酸貯蔵室）	建物・構築物	AM	一式	②-2	新設	非安重	—	C/（C）	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3508	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（ハル・エンドピース貯蔵室）	建物・構築物	AE	一式	②-2	新設	非安重	—	C/（C）	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3509	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（ユーティリティ建屋）	建物・構築物	AP	一式	②-2	新設	非安重	—	C/（C）	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3510	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（ウラン・プルトニウム混合酸脱硝建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合酸脱硝建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋第1ガラス固化体貯蔵建屋間渡廊下/高レベル廃液ガラス固化建屋第2ガラス固化体貯蔵建屋間渡廊下/高レベル廃液ガラス固化建屋第3ガラス固化体貯蔵建屋間渡廊下/高レベル廃液ガラス固化建屋）	建物・構築物	AQ, AR, AS, AT, AU, AV, AW, AX, AY, AZ, BA, BB, BC, BD, BE, BF, BG, BH, BI, BJ, BK, BL, BM, BN, BO, BP, BQ, BR, BS, BT, BU, BV, BW, BX, BY, BZ, CA, CB, CC, CD, CE, CF, CG, CH, CI, CJ, CK, CL, CM, CN, CO, CP, CQ, CR, CS, CT, CU, CV, CW, CX, CY, CZ, DA, DB, DC, DD, DE, DF, DG, DH, DI, DJ, DK, DL, DM, DN, DO, DP, DQ, DR, DS, DT, DU, DV, DW, DX, DY, DZ, EA, EB, EC, ED, EE, EF, EG, EH, EI, EJ, EK, EL, EM, EN, EO, EP, EQ, ER, ES, ET, EU, EV, EW, EX, EY, EZ, FA, FB, FC, FD, FE, FF, FG, FH, FI, FJ, FK, FL, FM, FN, FO, FP, FQ, FR, FS, FT, FU, FV, FW, FX, FY, FZ, GA, GB, GC, GD, GE, GF, GG, GH, GI, GJ, GK, GL, GM, GN, GO, GP, GQ, GR, GS, GT, GU, GV, GW, GX, GY, GZ, HA, HB, HC, HD, HE, HF, HG, HH, HI, HJ, HK, HL, HM, HN, HO, HP, HQ, HR, HS, HT, HU, HV, HW, HX, HY, HZ, IA, IB, IC, ID, IE, IF, IG, IH, II, IJ, IK, IL, IM, IN, IO, IP, IQ, IR, IS, IT, IU, IV, IW, IX, IY, IZ, JA, JB, JC, JD, JE, JF, JG, JH, JI, JJ, JK, JL, JM, JN, JO, JP, JQ, JR, JS, JT, JU, JV, JW, JX, JY, JZ, KA, KB, KC, KD, KE, KF, KG, KH, KI, KJ, KK, KL, KM, KN, KO, KP, KQ, KR, KS, KT, KU, KV, KW, KX, KY, KZ, LA, LB, LC, LD, LE, LF, LG, LH, LI, LJ, LK, LL, LM, LN, LO, LP, LQ, LR, LS, LT, LU, LV, LW, LX, LY, LZ, MA, MB, MC, MD, ME, MF, MG, MH, MI, MJ, MK, ML, MM, MN, MO, MP, MQ, MR, MS, MT, MU, MV, MW, MX, MY, MZ, NA, NB, NC, ND, NE, NF, NG, NH, NI, NJ, NK, NL, NM, NN, NO, NP, NQ, NR, NS, NT, NU, NV, NW, NX, NY, NZ, OA, OB, OC, OD, OE, OF, OG, OH, OI, OJ, OK, OL, OM, ON, OO, OP, OQ, OR, OS, OT, OU, OV, OW, OX, OY, OZ, PA, PB, PC, PD, PE, PF, PG, PH, PI, PJ, PK, PL, PM, PN, PO, PP, PQ, PR, PS, PT, PU, PV, PW, PX, PY, PZ, QA, QB, QC, QD, QE, QF, QG, QH, QI, QJ, QK, QL, QM, QN, QO, QP, QQ, QR, QS, QT, QU, QV, QW, QX, QY, QZ, RA, RB, RC, RD, RE, RF, RG, RH, RI, RJ, RK, RL, RM, RN, RO, RP, RQ, RR, RS, RT, RU, RV, RW, RX, RY, RZ, SA, SB, SC, SD, SE, SF, SG, SH, SI, SJ, SK, SL, SM, SN, SO, SP, SQ, SR, SS, ST, SU, SV, SW, SX, SY, SZ, TA, TB, TC, TD, TE, TF, TG, TH, TI, TJ, TK, TL, TM, TN, TO, TP, TQ, TR, TS, TT, TU, TV, TW, TX, TY, TZ, UA, UB, UC, UD, UE, UF, UG, UH, UI, UJ, UK, UL, UM, UN, UO, UP, UQ, UR, US, UT, UU, UV, UW, UX, UY, UZ, VA, VB, VC, VD, VE, VF, VG, VH, VI, VJ, VK, VL, VM, VN, VO, VP, VQ, VR, VS, VT, VU, VV, VW, VX, VY, VZ, WA, WB, WC, WD, WE, WF, WG, WH, WI, WJ, WK, WL, WM, WN, WO, WP, WQ, WR, WS, WT, WU, WV, WW, WX, WY, WZ, XA, XB, XC, XD, XE, XF, XG, XH, XI, XJ, XK, XL, XM, XN, XO, XP, XQ, XR, XS, XT, XU, XV, XW, XX, XY, XZ, YA, YB, YC, YD, YE, YF, YG, YH, YI, YJ, YK, YL, YM, YN, YO, YP, YQ, YR, YS, YT, YU, YV, YW, YX, YY, YZ, ZA, ZB, ZC, ZD, ZE, ZF, ZG, ZH, ZI, ZJ, ZK, ZL, ZM, ZN, ZO, ZP, ZQ, ZR, ZS, ZT, ZU, ZV, ZW, ZX, ZY, ZZ	建物・構築物	AN, AO, AP, AQ, AR, AS, AT, AU, AV, AW, AX, AY, AZ, BA, BB, BC, BD, BE, BF, BG, BH, BI, BJ, BK, BL, BM, BN, BO, BP, BQ, BR, BS, BT, BU, BV, BW, BX, BY, BZ, CA, CB, CC, CD, CE, CF, CG, CH, CI, CJ, CK, CL, CM, CN, CO, CP, CQ, CR, CS, CT, CU, CV, CW, CX, CY, CZ, DA, DB, DC, DD, DE, DF, DG, DH, DI, DJ, DK, DL, DM, DN, DO, DP, DQ, DR, DS, DT, DU, DV, DW, DX, DY, DZ, EA, EB, EC, ED, EE, EF, EG, EH, EI, EJ, EK, EL, EM, EN, EO, EP, EQ, ER, ES, ET, EU, EV, EW, EX, EY, EZ, FA, FB, FC, FD, FE, FF, FG, FH, FI, FJ, FK, FL, FM, FN, FO, FP, FQ, FR, FS, FT, FU, FV, FW, FX, FY, FZ, GA, GB, GC, GD, GE, GF, GG, GH, GI, GJ, GK, GL, GM, GN, GO, GP, GQ, GR, GS, GT, GU, GV, GW, GX, GY, GZ, HA, HB, HC, HD, HE, HF, HG, HH, HI, HJ, HK, HL, HM, HN, HO, HP, HQ, HR, HS, HT, HU, HV, HW, HX, HY, HZ, IA, IB, IC, ID, IE, IF, IG, IH, II, IJ, IK, IL, IM, IN, IO, IP, IQ, IR, IS, IT, IU, IV, IW, IX, IY, IZ, JA, JB, JC, JD, JE, JF, JG, JH, JI, JJ, JK, JL, JM, JN, JO, JP, JQ, JR, JS, JT, JU, JV, JW, JX, JY, JZ, KA, KB, KC, KD, KE, KF, KG, KH, KI, KJ, KK, KL, KM, KN, KO, KP, KQ, KR, KS, KT, KU, KV, KW, KX, KY, KZ, LA, LB, LC, LD, LE, LF, LG, LH, LI, LJ, LK, LL, LM, LN, LO, LP, LQ, LR, LS, LT, LU, LV, LW, LX, LY, LZ, MA, MB, MC, MD, ME, MF, MG, MH, MI, MJ, MK, ML, MM, MN, MO, MP, MQ, MR, MS, MT, MU, MV, MW, MX, MY, MZ, NA, NB, NC, ND, NE, NF, NG, NH, NI, NJ, NK, NL, NM, NN, NO, NP, NQ, NR, NS, NT, NU, NV, NW, NX, NY, NZ, OA, OB, OC, OD, OE, OF, OG, OH, OI, OJ, OK, OL, OM, ON, OO, OP, OQ, OR, OS, OT, OU, OV, OW, OX, OY, OZ, PA, PB, PC, PD, PE, PF, PG, PH, PI, PJ, PK, PL, PM, PN, PO, PP, PQ, PR, PS, PT, PU, PV, PW, PX, PY, PZ, QA, QB, QC, QD, QE, QF, QG, QH, QI, QJ, QK, QL, QM, QN, QO, QP, QQ, QR, QS, QT, QU, QV, QW, QX, QY, QZ, RA, RB, RC, RD, RE, RF, RG, RH, RI, RJ, RK, RL, RM, RN, RO, RP, RQ, RR, RS, RT, RU, RV, RW, RX, RY, RZ, SA, SB, SC, SD, SE, SF, SG, SH, SI, SJ, SK, SL, SM, SN, SO, SP, SQ, SR, SS, ST, SU, SV, SW, SX, SY, SZ, TA, TB, TC, TD, TE, TF, TG, TH, TI, TJ, TK, TL, TM, TN, TO, TP, TQ, TR, TS, TT, TU, TV, TW, TX, TY, TZ, UA, UB, UC, UD, UE, UF, UG, UH, UI, UJ, UK, UL, UM, UN, UO, UP, UQ, UR, US, UT, UU, UV, UW, UX, UY, UZ, VA, VB, VC, VD, VE, VF, VG, VH, VI, VJ, VK, VL, VM, VN, VO, VP, VQ, VR, VS, VT, VU, VV, VW, VX, VY, VZ, WA, WB, WC, WD, WE, WF, WG, WH, WI, WJ, WK, WL, WM, WN, WO, WP, WQ, WR, WS, WT, WU, WV, WW, WX, WY, WZ, XA, XB, XC, XD, XE, XF, XG, XH, XI, XJ, XK, XL, XM, XN, XO, XP, XQ, XR, XS, XT, XU, XV, XW, XX, XY, XZ, YA, YB, YC, YD, YE, YF, YG, YH, YI, YJ, YK, YL, YM, YN, YO, YP, YQ, YR, YS, YT, YU, YV, YW, YX, YY, YZ, ZA, ZB, ZC, ZD, ZE, ZF, ZG, ZH, ZI, ZJ, ZK, ZL, ZM, ZN, ZO, ZP, ZQ, ZR, ZS, ZT, ZU, ZV, ZW, ZX, ZY, ZZ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3511	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（分析建屋）	建物・構築物	A8	一式	②-2	新設	非安重	—	C/（C）	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3512	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（出入管理建屋）	建物・構築物	A6	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3513	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（ドラッグキャボックス・ユーティリティボックス設置建屋）	建物・構築物	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3514	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（主排気筒管理建屋）	建物・構築物	AF	一式	②-2	新設	非安重	—	C/（C）	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3515	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（機製建屋）	建物・構築物	AC	一式	②-2	既設・変更	非安重	—	C/（C）	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3516	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物（低レベル廃棄物処理建屋）	建物・構築物	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3517	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器(赤外線式(防水型,防爆型))	—	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	—/C-2	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3518	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器（熱電対（防爆型））	—	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	—/C-2	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3519	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	—/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3520	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3521	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3522	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災受信器盤（火災監視盤）	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3523	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水漏屋よい検知器（蓄電池用）	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3524	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3525	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	—/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3526	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	AZ, 屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3527	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器（熱電対（防爆型））	—	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	—/C-2	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3528	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3529	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	AZ, 屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	—/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3530	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水漏屋よい検知器（蓄電池用）	—	BA, CA, CB	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3531	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	BA, CA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3532	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	BA, CA, CB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3533	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	BA, CA, CB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3534	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	CA, CB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3535	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	BA, CB	一式	②-2

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
3595	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	AB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
3596	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	AB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
3597	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	AB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
3598	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器（熱電対）	—	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3599	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	1時間耐火隔壁	—	AB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	
3600	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	
3601	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	
3602	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	強化消火器	—	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	
3603	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3604	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	AB	一式	②-2	改造（新設）	非安重	—	C/—	—	—	
3605	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	1時間耐火隔壁	—	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	
3606	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中
3607	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
3608	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	AA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3609	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水原漏えい検知器（蓄電池用）	—	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
3610	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	AA	一式	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—	
3611	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	AA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3612	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
3613	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	AA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3614	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水原漏えい検知器（蓄電池用）	—	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
3615	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3616	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3617	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3618	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	AE	一式	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—	
3619	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	防火ダンパ	—	AA	一式	②-2	既設・改造（新設）	非安重	—	C/—	—	—	建屋給気系、建屋排気系
3620	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋外消火栓設備	—	屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3621	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	AG, GA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3622	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	AG, GA, SE, TE1, TE2, TE3, TF1, TF10 E, TF20, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3623	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	AG, GA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3624	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	AG, GA, TE1, TE6, TE11, TE60, TF20, TF21, 屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中
3625	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	高感度煙感知器	—	AG	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	詳細設計中
3626	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	AG, GA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中
3627	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器（熱電対）	—	GA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中
3628	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器（化学ファイ/温度監視装置）	—	TE005, TE51, TE60, TE100, TF20, TF25, 屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中
3629	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災受信盤（火災監視盤）	—	AG	一式	②-2	既設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中
3630	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	AG, GA	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
3631	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水原漏えい検知器（蓄電池用）	—	AG, GA	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	詳細設計中
3632	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	防火ダンパ	—	AG, GA	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
3633	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	排煙設備	—	AG	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3634	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3635	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3636	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水原漏えい検知器（蓄電池用）	—	DA	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
3637	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水原漏えい検知器（蓄電池用）	—	DC	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
3638	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	DA	一式	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—	
3639	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	DC	一式	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—	
3640	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	
3641	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	
3642	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	
3643	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—	
3644	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	AF	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中
3645	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	AF	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中
3646	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	AF	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3647	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	AF	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3648	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	防火ダンパ	—	AC	一式	②-2	既設・改造（新設）	非安重	—	C/—	—	—	
3649	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水原漏えい検知器（クラナ×製造部）	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3650	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水原漏えい検知器（蓄電池用）	—	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
3651	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水原漏えい検知器（蓄電池用）	—	AD	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
3652	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
3653	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
3654	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器（熱電対）	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3655	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	
3656	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	1時間耐火隔壁	—	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	
3657	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3658	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3659	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	強化消火器	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3660	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3661	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	
3662	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	AC	一式	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—	
3663	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	AD	一式	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—	
3664	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知カメラ（サーモカメラ）	—	GA, 屋外	一式	②-1/②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中
3665	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	AG, GA, 屋外	一式	②-1/②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中
3666	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	飛来物防護ネット（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔L型）	建物・構築物	屋外	2	①	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	詳細設計中
3667	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	飛来物防護ネット（再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B）	建物・構築物	屋外	一式	②-1	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	
3668	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	飛来物防護ネット（再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔A）	建物・構築物	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	
3669	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	飛来物防護ネット（第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔L型）	建物・構築物	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	
3670	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	飛来物防護板（前処理建屋の安全蒸気系設置変更）	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
3671	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	飛来物防護板（検査建屋 非常用内電源系統及び非常制御系統設置変更 入口）	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
3672	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	飛来物防護板（制御建屋 中央制御室換気設備設置変更）	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	

| 番号 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第九条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号イ | 第十条第一項第十号ロ | 第十条第一項第十号ハ | 第十条第一項第十号ニ | 第十条第一項第十号ホ | 第十条第一項第十号ヘ | 第十条第一項第十号ト | 第十条第一項第十号チ | 第十条第一項第十号リ | 第十条第一項第十号ヌ | 第十条第一項第十号ル | 第十条第一項第十号ヲ | 第十条第一項第十号ワ | 第十条第一項第十号カ | 第十条第一項第十号ヨ | 第十条第一項第十号タ | 第十条第一項第十号レ | 第十条第一項第十号ソ | 第十条第一項第十号ツ | 第十条第一項第十号ネ | 第十条第一項第十号ナ | 第十条第一項第十号ラ | 第十条第一項第十号ム | 第十条第一項第十号ウ | 第十条第一項第十号ヰ | 第十条第一項第十号ノ | 第十条第一項第十号オ | 第十条第一項第十号ク | 第十条第一項第十号ヤ | 第十条第一項第十号マ | 第十条第一項第十号ケ | 第十条第一項第十号フ | 第十条第一項第十号コ | 第十条第一項第十号エ | 第十条第一項第十号テ | 第十条第一項第十号ア | 第十条第一項第十号サ | 第十条第一項第十号キ | 第十条第一項第十号ユ | 第十条第一項第十号メ | 第十条第一項第十号ミ | 第十条第一項第十号シ | 第十条第一項第十号ヱ | 第十条第一項第十号ヒ | 第十条第一項第十号モ | 第十条第一項第十号セ | 第十条第一項第十号ス | 第十条第一項第十号ン | 第十条第二項第一号 | 第十条第二項第二号 | 第十条第二項第三号 | 第十条第二項第四号 | 第十条第二項第五号 | 第十条第二項第六号 | 第十条第二項第七号 | 第十条第二項第八号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請区 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十条第一項 | 第二十条第二項 | 第二十条第三項 | 第二十条第四項 | 第二十条第五項第一号 | 第二十条第五項第二号 | 第二十条第五項第三号 | 第二十条第五項第四号 | 第二十条第五項第五号 | 第二十条第六項第一項 | 第二十条第六項第二項 | 第二十条第七項第一項 | 第二十条第七項第二項 | 第二十条第八項第一項第一号 | 第二十条第八項第一項第二号 | 第二十条第八項第一項第三号 | 第二十条第八項第一項第四号 | 第二十条第九項第一項 | 第二十条第九項第二項第一号 | 第二十条第九項第二項第二号 | 第二十条第九項第二項第三号 | 第二十条第九項第二項第四号 | 第二十条第九項第二項第五号 | 第二十条第九項第二項第六号 | 第二十条第九項第二項第七号 | 第二十条第九項第二項第八号 | 第二十条第十項 | 第二十条第十一項 | 第二十条第十二項 | 第二十条第十三項 | 第二十条第十四項（注意2参照） | 第二十条第十五項第一号 | 第二十条第十五項第二号 | 第二十条第十五項第三号 | 第二十条第十五項第四号 | 第二十条第十五項第五号 | 第二十条第十五項第六号 | 第二十条第十五項第七号 | 第二十条第十五項第八号 | 第二十条第十五項第九号 | 第二十条第十五項第十号 | 第二十条第十五項第十一号 | 第二十条第十五項第十二号 | 第二十条第十五項第十三号 | 第二十条第十五項第十四号 | 第二十条第十五項第十五号 | 第二十条第十五項第十六号 | 第二十条第十五項第十七号 | 第二十条第十五項第十八号 | 第二十条第十五項第十九号 | 第二十条第十五項第二十号 | 第二十条第十五項第二十一号 | 第二十条第十五項第二十二号 | 第二十条第十五項第二十三号 | 第二十条第十五項第二十四号 | 第二十条第十五項第二十五号 | 第二十条第十五項第二十六号 | 第二十条第十五項第二十七号 | 第二十条第十五項第二十八号 | 第二十条第十五項第二十九号 | 第二十条第十五項第二十九号イ | 第二十条第十五項第二十九号ロ | 第二十条第十五項第二十九号ハ | 第二十条第十五項第二十九号ニ | 第二十条第十五項第二十九号ホ | 第二十条第十五項第二十九号ヘ | 第二十条第十五項第二十九号ト | 第二十条第十五項第二十九号チ | 第二十条第十五項第二十九号リ | 第二十条第十五項第二十九号ヌ | 第二十条第十五項第二十九号ル | 第二十条第十五項第二十九号ヲ | 第二十条第十五項第二十九号ワ | 第二十条第十五項第二十九号カ | 第二十条第十五項第二十九号ヨ | 第二十条第十五項第二十九号タ | 第二十条第十五項第二十九号レ | 第二十条第十五項第二十九号ソ | 第二十条第十五項第二十九号ツ | 第二十条第十五項第二十九号ネ | 第二十条第十五項第二十九号ナ | 第二十条第十五項第二十九号ラ | 第二十条第十五項第二十九号ム | 第二十条第十五項第二十九号ウ | 第二十条第十五項第二十九号ヰ | 第二十条第十五項第二十九号ノ | 第二十条第十五項第二十九号オ | 第二十条第十五項第二十九号ク | 第二十条第十五項第二十九号ヤ | 第二十条第十五項第二十九号マ | 第二十条第十五項第二十九号ケ | 第二十条第十五項第二十九号フ | 第二十条第十五項第二十九号コ | 第二十条第十五項第二十九号エ | 第二十条第十五項第二十九号テ | 第二十条第十五項第二十九号ア | 第二十条第十五項第二十九号サ | 第二十条第十五項第二十九号キ | 第二十条第十五項第二十九号ユ | 第二十条第十五項第二十九号メ | 第二十条第十五項第二十九号ミ | 第二十条第十五項第二十九号シ | 第二十条第十五項第二十九号ヒ | 第二十条第十五項第二十九号モ | 第二十条第十五項第二十九号セ | 第二十条第十五項第二十九号ス | 第二十条第十五項第二十九号ン

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十一条第一項	第五十一条第二項
3395	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	感感知器	—	AB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3396	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	AB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3397	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	AB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3398	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器（熱電対）	—	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3399	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	1時間耐火隔壁	—	AB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3320	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3321	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3322	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	強化消消火器	—	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3323	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	AB	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3324	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	AB	一式	②-2	改造/新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3325	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	1時間耐火隔壁	—	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3326	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3327	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	感感知器	—	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3328	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	AA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3329	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水素漏えい検知器（蓄電池用）	—	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3330	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	AA	一式	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3331	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	AA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3332	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3333	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3334	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水素漏えい検知器（蓄電池用）	—	AE	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3335	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3336	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3337	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3338	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	AE	一式	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3339	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	防火ダンパ	—	AB	一式	②-2	既設/改造/新設	非安重	—	C/—	—	—	建屋給気系、建屋排気系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3340	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋外消火栓設備	—	屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3341	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	AG, GA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3342	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	AG, GA, AE, TS10, TS11, TS16, TT10, TT20, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3343	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	AG, GA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3344	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	感感知器	—	AG, GA, TS10, TS11, TS16, TT10, TT20, TT21, 屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3345	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	高感度感知器	—	AG	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3346	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	AG, GA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3347	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器（熱電対）	—	GA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3348	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器（光ファイバ温度監視装置）	—	TS495, TS551, TS66, TS106, TS205, TT25, 屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3349	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災受信盤盤（火災監視盤）	—	AG	一式	②-2	既設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3350	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	AG, GA	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3351	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水素漏えい検知器（蓄電池用）	—	AG, GA	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3352	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	防火ダンパ	—	AG, GA	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3353	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	排煙設備	—	AG	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3354	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3355	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3356	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水素漏えい検知器（蓄電池用）	—	DA	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3357	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水素漏えい検知器（蓄電池用）	—	DC	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3358	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	DA	一式	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3359	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	DC	一式	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3360	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3361	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3362	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3363	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	—/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3414	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	AP	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3364	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	AP	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3365	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	AP	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3366	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	AP	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3367	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	防火ダンパ	—	AC	一式	②-2	既設/改造/新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3368	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水素漏えい検知器（ウラナス製造設））	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3369	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水素漏えい検知器（蓄電池用）	—	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3370	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	水素漏えい検知器（蓄電池用）	—	AD	一式	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3371	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	煙感知器	—	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3372	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	—	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3373	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3374	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	1時間耐火隔壁	—	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3375	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	二酸化炭素消火器	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3376	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	粉末消火器	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3377	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	強化消消火器	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3378	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	屋内消火栓設備	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3379	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	AC	一式	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3380	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	—	AD	一式	②-2	改造	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3381	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知カメラ（サーモカメラ）	—	GA, 屋外	一式	②-1/②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3382	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	炎感知器	—	AG, GA, 屋外	一式	②-1/②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3383	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	廃棄物関連設備	—	—	廃棄物四連ネット（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用　安全冷却水系冷却塔入口）	建物・構築物	屋外	2	①	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3384	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	廃棄物関連設備	—	—	廃棄物四連ネット（再処理設備本体用　安全冷却水系冷却塔出）	建物・構築物	屋外	一式	②-1	新設	非安重	—	C-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3385	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	廃棄物関連設備	—	—	廃棄物四連ネット（再処理設備本体用　安全冷却水系冷却塔入）	建物・構築物	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3386	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	廃棄物関連設備	—	—	廃棄物四連ネット（第2非常用ディーゼル発電機用　安全冷却水系冷却塔入）	建物・構築物	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3387	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	廃棄物関連設備	—	—	廃棄物四連板（前処理建屋の安全蒸気系設置前）	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3441	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	廃棄物関連設備	—	—	廃棄物四連板（精製建屋　非常用所内電源系統及び非常制御系統施設設置前　入口）	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3442	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	廃棄物関連設備	—	—	廃棄物四連板（制御建屋　中央制御室換気設備設置前）	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
360	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	飛来物防護板（第１ガラス固化体貯蔵建屋　床面走行クレーン　遮蔽容器設置室）	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	非安重	—/—	—	—	—
361	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	飛来物防護板（非常用電源建屋　第２非常用ディーゼル発電機及び非常用内燃機関　屋外排気口　ブロック，B 北ブロック，A 南　ブロック，B 北ブロック，A 南（ブロック）	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	非安重	—/—	—	—	—
362	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	飛来物防護板（冷却塔接続　屋外設備）	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	非安重	—/—	—	—	—
363	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	飛来物防護板（主排気筒接続部　屋外配管及び屋外ダクト　主排気筒４）	建物・構築物	屋外	—式	②-2	新設	非安重	—/—	○	○	—
364	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	飛来物防護板（主排気筒接続部　屋外配管及び屋外ダクト　分離塔屋屋外）	建物・構築物	屋外	—式	②-2	新設	非安重	—/—	○	○	—
365	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	飛来物防護板（主排気筒接続部　屋外配管及び屋外ダクト　特製屋屋外）	建物・構築物	屋外	—式	②-2	新設	非安重	—/—	○	○	—
366	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	飛来物防護板（主排気筒接続部　屋外配管及び屋外ダクト　高レベル廃液ガラス固化建屋屋外）	建物・構築物	屋外	—式	②-2	新設	非安重	—/—	○	○	—
367	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：壁	建物・構築物	FA，屋外	—式	①	新設	非安重	—/—	—	—	詳細設計中
368	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：蓋	建物・構築物	FA	—式	①	新設	非安重	常設SA	—/—	主：溢水防護設備 従：漏えい検知設備	詳細設計中
369	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：止水板	建物・構築物	FA	—式	①	新設	非安重	常設SA	C-1，C-2/D3，1.2Hz	主：溢水防護設備 従：漏えい検知設備	詳細設計中
370	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：水密扉(水密ハッチ含む)	建物・構築物	FA，屋外	—式	①	新設	非安重	—/—	C-2/—	—	詳細設計中
371	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：防水層	建物・構築物	FA	—式	①	新設	非安重	—/—	C-2/—	—	詳細設計中
372	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	堰止設備(防水用) (溢水防護対策用)	—	FA，屋外	—式	①	新設	非安重	—/—	C-2/C-2	—	詳細設計中
373	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：壁	建物・構築物	CA，CB	—式	②-2	新設	非安重	—/—	C-2/—	—	詳細設計中
374	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：壁	建物・構築物	KA	—式	②-2	新設	非安重	—/—	C-2/—	—	詳細設計中
375	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：水密扉(水密ハッチ含む)	建物・構築物	KA	—式	②-2	新設	非安重	—/—	C-2/—	—	詳細設計中
376	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：水密扉(水密ハッチ含む)	建物・構築物	KBD	—式	②-2	新設	非安重	—/—	C-2/—	—	詳細設計中
377	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：防水層	建物・構築物	KA	—式	②-2	新設	非安重	—/—	C-2/—	—	詳細設計中
378	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：防水層	建物・構築物	AB	—式	②-2	新設	非安重	—/—	C-2/—	—	—
379	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：壁	建物・構築物	AA	—式	②-2	新設	非安重	—/—	C-2/—	—	詳細設計中
380	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：水密扉(水密ハッチ含む)	建物・構築物	AA	—式	②-2	新設	非安重	—/—	C-2/—	—	詳細設計中
381	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：防水層	建物・構築物	AA	—式	②-2	新設	非安重	—/—	C-2/—	—	詳細設計中
382	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：壁	建物・構築物	AC	—式	②-2	新設	非安重	—/—	C-2/—	—	詳細設計中
383	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：防水層	建物・構築物	AC	—式	②-2	新設	非安重	—/—	C-2/—	—	詳細設計中
384	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	堰止設備(防水用) (溢水防護対策用)	—	G13	—式	②-2	新設	非安重	—/(C-2)	—	MOX(再処理主)	—
385	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	堰止設備(防水用) (溢水防護対策用)	—	G14	—式	②-2	新設	非安重	—/(C-2)	—	MOX(再処理主)	—
386	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	堰止設備(防水用) (溢水防護対策用)	—	G4	—式	②-2	新設	非安重	—/(C-2)	—	MOX(再処理主)	—
387	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	堰止設備(防水用) (溢水防護対策用)	—	CA	—式	②-2	新設	非安重	(C-2)/(C-2)	—	—	詳細設計中
388	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	堰止設備(防水用) (溢水防護対策用)	—	KA	—式	②-2	新設	非安重	(C-2)/(C-2)	—	—	詳細設計中
389	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	堰止設備(防水用) (溢水防護対策用)	—	AB	—式	②-2	新設	非安重	(C-2)/(C-2)	—	—	—
390	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	堰止設備(防水用) (溢水防護対策用)	—	AA	—式	②-2	新設	非安重	(C-2)/(C-2)	—	—	—
391	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	堰止設備(防水用) (溢水防護対策用)	—	TBA，TBB，TZ20	—式	②-2	新設	非安重	(C-2)/(C-2)	—	—	詳細設計中
392	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	堰止設備(防水用) (溢水防護対策用)	—	AC	—式	②-2	新設	非安重	(C-2)/(C-2)	—	—	—
393	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	防水区画構造物：壁	建物・構築物	FA	—式	①	新設	非安重	—/—	—	—	詳細設計中
394	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	防水区画構造物：水密扉(水密ハッチ含む)	建物・構築物	FA	—式	①	新設	非安重	—/—	—	—	詳細設計中
395	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	防水区画構造物：防水層	建物・構築物	FA	—式	①	新設	非安重	—/—	—	—	詳細設計中
396	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	堰	建物・構築物	KA	—式	②-2	新設	非安重	—/—	—	—	詳細設計中
397	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	水密扉(水密ハッチ含む)	建物・構築物	KA	—式	②-2	新設	非安重	—/—	—	—	詳細設計中
398	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	防水層	建物・構築物	KA	—式	②-2	新設	非安重	—/—	—	—	詳細設計中
399	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	防水区画構造物：壁	建物・構築物	AA	—式	②-2	新設	非安重	—/—	—	—	詳細設計中
400	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	防水区画構造物：水密扉(水密ハッチ含む)	建物・構築物	AA	—式	②-2	新設	非安重	—/—	—	—	詳細設計中
401	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	防水区画構造物：防水層	建物・構築物	AA	—式	②-2	新設	非安重	—/—	—	—	詳細設計中
402	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	排出制御設備	放水設備	—	大型移送ポンプ車	ポンプ	屋外	17	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：放水設備 従：注水設備 従：水供給設備	MOX(再処理主)	詳細設計中
403	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	排出制御設備	放水設備	—	可搬型建屋外ホース	主配管	屋外	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：放水設備 従：注水設備	MOX(再処理主)	流液：水 詳細設計中
404	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	排出制御設備	放水設備	—	可搬型放水砲	主配管	屋外	14	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	流液：水 詳細設計中
405	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	排出制御設備	放水設備	—	ホイールローダ	—	屋外	7	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	—
406	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	排出制御設備	放水設備	—	拡幅内容は兼用設備の主旨（スプレイ設備，放水設備）を参照										
407	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	排出制御設備	排制設備	—	運搬車	—	屋外	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：代替安全冷却水系 従：排制設備	MOX(再処理主)	—
408	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	排出制御設備	排制設備	—	可搬型海水散防止フェンス	—	屋外	232	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	—
409	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	排出制御設備	排制設備	—	小型船舶	—	G13，G14	3	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	—
410	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	排出制御設備	排制設備	—	放射性物質吸着材	—	屋外	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	10，960kg
411	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	水供給設備	—	—	第１貯水槽	容器	G13	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	MOX(再処理主)	詳細設計中
412	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	水供給設備	—	—	第２貯水槽	容器	G14	1	②-2	新設	—	常設SA	—/(S)，1.25s	—	MOX(再処理主)	詳細設計中
413	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	水供給設備	—	—	大型移送ポンプ車	ポンプ	屋外	8	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：放水設備 従：水供給設備	MOX(再処理主)	詳細設計中
414	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	水供給設備	—	—	可搬型建屋外ホース	主配管	屋外	—式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	流液：水 詳細設計中
415	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	水供給設備	—	—	ホース展開車	—	屋外	8	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：代替安全冷却水系 従：水供給設備	MOX(再処理主)	—
416	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	水供給設備	—	—	運搬車	—	屋外	8	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：代替安全冷却水系 従：水供給設備	MOX(再処理主)	—
417	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	緊急時対策建屋加圧ユニット	容器	AZ	824	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MOX(再処理主)	—
418	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	緊急時対策建屋送風機	ファン	AZ	4	②-2	新設	非安重	常設SA	C/S	1B・5A兼用	MOX(再処理主)	—
419	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	緊急時対策建屋フィルタユニット	フィルタ	AZ	6	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MOX(再処理主)	—
420	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	主要弁（2146-99201，99202，99203，99204）	主要弁	AZ	4	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MOX(再処理主)	—
421	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	主配管（待機室加圧系）	主配管	AZ	—式	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MOX(再処理主)	—
422	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	主配管（緊対所換気系）	主配管	AZ	—式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/S	1B・5A兼用	MOX(再処理主)	—
423	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	対策本部室差圧計	計装/警報設備	AZ	1	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MOX(再処理主)	—
424	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	待機室差圧計	計装/警報設備	AZ	1	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MOX(再処理主)	—
425	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	緊急時対策建屋排風機	—	AZ	4	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MOX(再処理主)	—
426	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	監視制御盤	—	AZ	1	②-2	新設	非安重	常設SA	C/S	1B・5A兼用	MOX(再処理主)	—
427	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	—	可搬型酸素濃度計	—	AZ	3	②-2	新設	非安重	可搬型SA	—/—	1B・5A兼用	MOX(再処理主)	—
428	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	—	可搬型窒素酸化物濃度計	—	AZ	3	②-2	新設	非安重	可搬型SA	—/—	1B・5A兼用	MOX(再処理主)	—
429	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	—	可搬型二酸化炭素濃度計	—	AZ	3	②-2	新設	非安重	可搬型SA	—/—	1B・5A兼用	MOX(再処理主)	—
430	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	—	可搬型発電機	発電機	屋外	3	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	—
431	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	—	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	計装/警報設備	AZ	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	—
432	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	—	可搬型ヨウ素モニタ	計装/警報設備	AZ	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	—
433	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	—	可搬型ダストモニタ	計装/警報設備	屋外	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	—
434	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	—	可搬型線量率計	計装/警報設備	屋外	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	—
435	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	—	可搬型ダストサンプラ	—	AZ	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	—
436	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	—	可搬型データ伝送装置	—	屋外	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	—
437	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋情報把握設備	—	緊急時データ収集装置（DRH）	—	AZ	2	②-2	新設	非安重	常設SA	C/—	—	—
438	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋情報把握設備	—	データ表示装置（SPDS端末（DRH））	—	AZ	2	②-2	新設	非安重	常設SA	C/—	—	—
439	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋情報把握設備	—	緊急時データ収集装置（SA用）	—	AZ	4	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MOX(再処理主)	—

| 番号 | 第四条第１項 | 第四条第２項 | 第五条第１項 | 第五条第２項 | 第六条第１項 | 第六条第２項 | 第七条第１項 | 第七条第２項 | 第八条第１項 | 第八条第２項 | 第十条第１項 | 第十条第１項第一号 | 第十条第１項第二号 | 第十条第１項第三号 | 第十条第１項第四号 | 第十条第１項第五号 | 第十条第１項第六号 | 第十条第１項第七号 | 第十条第１項第八号 | 第十条第１項第九号イ | 第十条第１項第九号ロ | 第十条第１項第九号ハ | 第十条第１項第十号 | 第十条第１項第十一号 | 第十条第１項第十二号 | 第十条第１項第十三号 | 第十条第１項第十四号 | 第十条第１項第十五号 | 第十条第１項第十六号 | 第十条第１項第十七号 | 第十条第１項第十八号 | 第十条第１項第十九号 | 第十条第１項第二十号 | 第十条第１項第二十一号 | 第十条第１項第二十二号 | 第十条第１項第二十三号 | 第十条第１項第二十四号 | 第十条第１項第二十五号 | 第十条第１項第二十六号 | 第十条第１項第二十七号 | 第十条第１項第二十八号 | 第十条第１項第二十九号 | 第十条第１項第三十号 | 第十条第１項第三十一号 | 第十条第１項第三十二号 | 第十条第１項第三十三号 | 第十条第１項第三十四号 | 第十条第１項第三十五号 | 第十条第１項第三十六号 | 第十条第２項 | 第十一条第１項第一号 | 第十一条第１項第二号 | 第十一条第１項第三号 | 第十一条第１項第四号 | 第十一条第２項第一号 | 第十一条第２項第二号 | 第十一条第２項第三号 | 第十一条第２項第四号 | 第十一条第２項第五号 | 第十一条第２項第六号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | 設備区分 | | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請区 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第二十条 | 第二十一条 | 第二十二条 | 第二十三条 | 第二十四条 | 第二十五条第一項 | 第二十五条第二項 | 第二十五条第三項 | 第二十五条第四項 | 第二十五条第五項 | 第二十五条第六項 | 第二十六条第一項 | 第二十六条第二項 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十八条第一項 | 第二十八条第二項 | 第二十八条第三項 | 第二十八条第四項 | 第二十九条第一項 | 第二十九条第二項 | 第二十九条第三項 | 第二十九条第四項 | 第二十九条第五項 | 第二十九条第六項 | 第二十九条第七項 | 第二十九条第八項 | 第二十九条第九項 | 第二十九条第十項 | 第二十九条第十一項 | 第二十九条第十二項 | 第二十九条第十三項 | 第二十九条第十四項 | 第二十九条第十五項 | 第二十九条第十六項 | 第二十九条第十七項 | 第三十条第一項 | 第三十条第二項 | 第三十条第三項 | 第三十条第四項 | 第三十一条第一項 | 第三十一条第二項 | 第三十一条第三項 | 第三十一条第四項 | 第三十一条第五項 | 第三十一条第六項 | 第三十一条第七項 | 第三十一条第八項 | 第三十一条第九項 | 第三十一条第十項 | 第三十一条第十一項 | 第三十一条第十二項 | 第三十一条第十三項 | 第三十一条第十四項 | 第三十一条第十五項 | 第三十一条第十六項 | 第三十一条第十七項 | 第三十一条第十八項 | 第三十一条第十九項 | 第三十一条第二十項 | 第三十一条第二十一項 | 第三十一条第二十二項 | 第三十一条第二十三項 | 第三十一条第二十四項 | 第三十一条第二十五項 | 第三十一条第二十六項 | 第三十一条第二十七項 | 第三十一条第二十八項 | 第三十一条第二十九項 | 第三十一条第三十項 | 第三十一条第三十一項 | 第三十一条第三十二項 | 第三十一条第三十三項 | 第三十一条第三十四項 | 第三十一条第三十五項 | 第三十一条第三十六項 | 第三十一条第三十七項 | 第三十一条第三十八項 | 第三十一条第三十九項 | 第三十一条第四十項 | 第三十一条第四十一項 | 第三十一条第四十二項 | 第三十一条第四十三項 | 第三十一条第四十四項 | 第三十一条第四十五項 | 第三十一条第四十六項 | 第三十一条第四十七項 | 第三十一条第四十八項 | 第三十一条第四十九項 | 第三十一条第五十項 | 第三十一条第五十一項 | 第三十一条第五十二項 | 第三十一条第五十三項 | 第三十一条第五十四項 | 第三十一条第五十五項 | 第三十一条第五十六項 | 第三十一条第五十七項 | 第三十一条第五十八項 | 第三十一条第五十九項 | 第三十一条第六十項 | 第三十一条第六十一項 | 第三十一条第六十二項 | 第三十一条第六十三項 | 第三十一条第六十四項 | 第三十一条第六十五項 | 第三十一条第六十六項 | 第三十一条第六十七項 | 第三十一条第六十八項 | 第三十一条第六十九項 | 第三十一条第七十項 | 第三十一条第七十一項 | 第三十一条第七十二項 | 第三十一条第七十三項 | 第三十一条第七十四項 | 第三十一条第七十五項 | 第三十一条第七十六項 | 第三十一条第七十七項 | 第三十一条第七十八項 | 第三十一条第七十九項 | 第三十一条第八十項 | 第三十一条第八十一項 | 第三十一条第八十二項 | 第三十一条第八十三項 | 第三十一条第八十四項 | 第三十一条第八十五項 | 第三十一条第八十六項 | 第三十一条第八十七項 | 第三十一条第八十八項 | 第三十一条第八十九項 | 第三十一条第九十項 | 第三十一条第九十一項 | 第三十一条第九十二項 | 第三十一条第九十三項 | 第三十一条第九十四項 | 第三十一条第九十五項 | 第三十一条第九十六項 | 第三十一条第九十七項 | 第三十一条第九十八項 | 第三十一条第九十九項 | 第三十一条第一百項 | 第三十一条第一百一項 | 第三十一条第一百二項 | 第三十一条第一百三項 | 第三十一条第一百四項 | 第三十一条第一百五項 | 第三十一条第一百六項 | 第三十一条第一百七項 | 第三十一条第一百八項 | 第三十一条第一百九項 | 第三十一条第一百十項 | 第三十一条第一百十一項 | 第三十一条第一百十二項 | 第三十一条第一百十三項 | 第三十一条第一百十四項 | 第三十一条第一百十五項 | 第三十一条第一百十六項 | 第三十一条第一百十七項 | 第三十一条第一百十八項 | 第三十一条第一百十九項 | 第三十一条第一百二十項 | 備考 |
|---|---|---

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請区	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十二条第二項	第五十一条第一項
3640	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	廃棄物処理棟（第１ガラス固化体貯蔵建屋　床面走行クレーン　遮蔽容器設置室）	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3641	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	廃棄物処理棟（非常用電源建屋　第２非常用ディーゼル発電機及び非常用母内電源系統設置室　Ａ　北ブロック，Ａ　南　ブロック，Ｂ　北ブロック，Ｂ　南ブロック）	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3642	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	廃棄物処理棟（冷却塔接続　屋外設備）	建物・構築物	屋外	1	②-2	新設	非安重	—	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3643	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	廃棄物処理棟（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　主排気筒用）	建物・構築物	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3644	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	廃棄物処理棟（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　分離塔屋屋外）	建物・構築物	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3645	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	廃棄物処理棟（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　精製塔屋屋外）	建物・構築物	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3646	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	竜巻防護対策設備	—	—	廃棄物処理棟（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　高レベル廃液ガラス固化建屋屋外）	建物・構築物	屋外	一式	②-2	新設	非安重	—	C-1/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3647	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：堰	建物・構築物	FA，屋外	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3648	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：蓋	建物・構築物	FA	一式	①	新設	非安重	常設SA	—/—	主：溢水防護設備 従：扉とい形防護	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3649	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：止水板	建物・構築物	FA	一式	①	新設	非安重	常設SA	C-1，C-2/（D），L2s	主：溢水防護設備 従：扉とい形防護	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3650	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：水密扉(水密ハッチ含む)	建物・構築物	FA，屋外	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3651	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：防水層	建物・構築物	FA	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3652	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	製缶遮断弁（溢水防護対策用）	—	FA，屋外	一式	①	新設	非安重	—	C-2/（C-2）	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3653	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：堰	建物・構築物	CA，CB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3654	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：堰	建物・構築物	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3655	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：水密扉(水密ハッチ含む)	建物・構築物	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3656	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：水密扉(水密ハッチ含む)	建物・構築物	KMD	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3657	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：防水層	建物・構築物	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3658	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：防水層	建物・構築物	AB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3659	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：堰	建物・構築物	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3660	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：水密扉(水密ハッチ含む)	建物・構築物	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3661	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：防水層	建物・構築物	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3662	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：堰	建物・構築物	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3663	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：防水層	建物・構築物	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3664	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：堰	建物・構築物	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3665	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	防水区画構造物：防水層	建物・構築物	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3666	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	製缶遮断弁（溢水防護対策用）	—	G13	一式	②-2	新設	非安重	—	—/（C-2）	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3667	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	製缶遮断弁（溢水防護対策用）	—	G14	一式	②-2	新設	非安重	—	—/（C-2）	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3668	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	製缶遮断弁（溢水防護対策用）	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/（C-2）	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3669	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	製缶遮断弁（溢水防護対策用）	—	CA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/（C-2）	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3670	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	製缶遮断弁（溢水防護対策用）	—	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/（C-2）	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3671	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	製缶遮断弁（溢水防護対策用）	—	AB	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/（C-2）	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3672	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	製缶遮断弁（溢水防護対策用）	—	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/（C-2）	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3673	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	製缶遮断弁（溢水防護対策用）	—	TG01，TV1，SE，TV20	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/（C-2）	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3674	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	製缶遮断弁（溢水防護対策用）	—	AC	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/（C-2）	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3675	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	防水区画構造物：堰	建物・構築物	FA	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3676	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	防水区画構造物：水密扉(水密ハッチ含む)	建物・構築物	FA	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3677	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	防水区画構造物：防水層	建物・構築物	FA	一式	①	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3678	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	堰	建物・構築物	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3679	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	水密扉(水密ハッチ含む)	建物・構築物	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3680	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	水密扉	建物・構築物	KA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3681	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	防水区画構造物：堰	建物・構築物	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3682	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	防水区画構造物：水密扉(水密ハッチ含む)	建物・構築物	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3683	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	化学薬品防護設備	—	—	防水区画構造物：防水層	建物・構築物	AA	一式	②-2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3684	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	放出抑制設備	放水設備	—	大型移送ポンプ車	ポンプ	屋外	17	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：放水設備 従：注水設備 従：水供給設備	MOX(再処理主)	詳細設計中	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3685	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	放出抑制設備	放水設備	—	可搬型建屋外ホース	主配管	屋外	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：放水設備 従：注水設備	MOX(再処理主)	流体：水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3686	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	放出抑制設備	放水設備	—	可搬型放水砲	主配管	屋外	14	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	流体：水 詳細設計中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3687	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	放出抑制設備	放水設備	—	ホイールローダ	—	屋外	7	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3688	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	放出抑制設備	注水設備	—	起爆内容注兼用設備の主機（スプレイ設備，放水設備）と金型																							
3689	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	放出抑制設備	抑制設備	—	運搬車	—	屋外	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：代替安全冷却水系 従：抑制設備	MOX(再処理主)		(C-2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3690	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	放出抑制設備	抑制設備	—	可搬型汚染水拡散防止フェンス	—	屋外	232	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3691	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	放出抑制設備	抑制設備	—	小型船舶	—	G13，G14	3	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3692	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	放出抑制設備	抑制設備	—	吸収性物質吸着材	—	屋外	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	10，000kg	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3693	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	水供給設備	—	—	第１貯水槽	容器	G13	1	②-2	新設	—	常設SA	—/（D），L2s	—	MOX(再処理主)	詳細設計中	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3694	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	水供給設備	—	—	第２貯水槽	容器	G14	1	②-2	新設	—	常設SA	—/（D），L2s	—	MOX(再処理主)	詳細設計中	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3695	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	水供給設備	—	—	大型移送ポンプ車	ポンプ	屋外	8	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：放水設備 従：水供給設備	MOX(再処理主)	詳細設計中	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3696	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	水供給設備	—	—	可搬型建屋外ホース	主配管	屋外	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)	流体：水 詳細設計中	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3697	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	水供給設備	—	—	ホース接続口	—	屋外	8	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：代替安全冷却水系 従：水供給設備	MOX(再処理主)		(C-2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3698	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	水供給設備	—	—	運搬車	—	屋外	8	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	主：代替安全冷却水系 従：水供給設備	MOX(再処理主)		(C-2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3699	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	緊急時対策建屋加圧ユニット	容器	AZ	824	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3700	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	緊急時対策建屋送風機	ファン	AZ	4	②-2	新設	非安重	常設SA	C/S	1B・5A兼用	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3701	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	緊急時対策建屋フィルタユニット	フィルタ	AZ	6	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3702	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	主要弁（2146-W201，W202，W203，W204）	主要弁	AZ	4	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3703	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	主配管（待機室加圧系）	主配管	AZ	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3704	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	主配管（緊対弁換気系）	主配管	AZ	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/S	1B・5A兼用	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3705	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	対策本部室差圧計	計装/警報設備	AZ	1	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3706	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	待機室差圧計	計装/警報設備	AZ	1	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3707	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	緊急時対策建屋排風機	—	AZ	4	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3708	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	監視制御盤	—	AZ	1	②-2	新設	非安重	常設SA	C/S	1B・5A兼用	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3709	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	—	可搬型酸素濃度計	—	AZ	3	②-2	新設	非安重	可搬型SA	—/—	1B・5A兼用	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3710	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	—	可搬型炭酸化物濃度計	—	AZ	3	②-2	新設	非安重	可搬型SA	—/—	1B・5A兼用	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3711	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	—	可搬型二酸化窒素濃度計	—	AZ	3	②-2	新設	非安重	可搬型SA	—/—	1B・5A兼用	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3712	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	—	可搬型発電機	発電機	屋外	3	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3713	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	—	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	計装/警報設備	AZ	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3714	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	—	可搬型ヨウ素モニタ	計装/警報設備	AZ	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3715	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	—	可搬型ダストモニタ	計装/警報設備	屋外	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3716	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	—	可搬型線量率計	計装/警報設備	屋外	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3717	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	—	可搬型ダストサンプラ	—	AZ	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3718	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	—	可搬型データ伝送装置	—	屋外	2	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
3719	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋情報把握設備	—	緊急時データ収集装置（D B）盤	—	AZ	2	②-2	新設	非安重	常設SA	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
3720	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋情報把握設備	—	データ表示装置 EDS端末（D B）	—	AZ	2	②-2	新設	非安重	常設SA	C/—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
3721	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋情報把握設備	—	緊急時データ収集装置（S A）盤	—	AZ	4	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MOX(再処理主)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

| 番号 | 施設区分 | | 設備区分 | | 機器名称 | 機種 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | D B区分 | S A区分 | 耐震設計 | 兼用（主従） | 共用（主従） | 備考 | 第四条第一項 | 第四条第二項 | 第五条第一項 | 第五条第二項 | 第六条第一項 | 第六条第二項 | 第七条第一項 | 第七条第二項 | 第八条第一項 | 第八条第二項 | 第九条第一項 | 第十条第一項 | 第十条第一項第一号 | 第十条第一項第二号 | 第十条第一項第三号 | 第十条第一項第四号 | 第十条第一項第五号 | 第十条第一項第六号 | 第十条第一項第七号 | 第十条第一項第八号 | 第十条第一項第九号 | 第十条第一項第十号イ | 第十条第一項第十号ロ | 第十条第一項第十号ハ | 第十条第一項第十一号 | 第十条第一項第十二号 | 第十条第一項第十三号 | 第十条第一項第十四号 | 第十条第一項第十五号 | 第十条第一項第十六号 | 第十条第一項第十七号 | 第十条第一項第十八号 | 第十条第一項第十九号 | 第十条第二項 | 第十条第三項 | 第十条第四項 | 第十条第五項 | 第十条第六項 | 第十条第七項 | 第十条第八項 | 第十条第九項 | 第十条第十一号 | 第十一条第一項 | 第十一条第二項 | 第十二条第一項 | 第十四条第一項第一号 | 第十四条第一項第二号 | 第十四条第一項第三号 | 第十五条第一項 | 第十六条第一項 | 第十六条第二項 | 第十六条第三項 | 第十六条第四項 | 第十六条第五項 | 第十七条第一項第一号 | 第十七条第一項第二号イ | 第十七条第一項第二号ロ | 第十七条第一項第二号ハ | 第十七条第一項第二号ニ | 第十七条第一項第二号ホ | 第十七条第一項第二号ヘ | 第十八条第一項第一号 | 第十八条第一項第二号 | 第十八条第一項第三号 | 第十九条第一項第一号 | 第十九条第一項第二号イ | 第十九条第一項第二号ロ | 第十九条第一項第二号ハ | 第二十条第一項 | 第二十条第二項 | 第二十条第一項第一号 | 第二十条第一項第二号 | 第二十条第一項第三号 | 第二十条第一項第四号 | 第二十条第一項第五号 | 第二十条第二項 | 第二十条第一項第一号 | 第二十条第一項第二号 | 第二十条第一項第三号 | 第二十条第一項第四号 | 第二十条第一項第五号 | 第二十一条第十項 | 第二十二条第一項第一号 | 第二十二条第一項第二号 | 第二十二条第一項第三号 | 第二十二条第一項第四号 | 第二十二条第一項第五号 | 第二十二条第一項第六号 | 第二十二条第一項第七号 | 第二十二条第一項第八号 |
|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
370	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	情報表示装置（SPDS端末（ＳＡ）	—	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
371	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	重油貯槽	容器	屋外	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
372	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	燃料油サービスタンク	容器	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
373	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	燃料油移送ポンプ	ポンプ	AZ	6	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
374	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	発電機室送風機	ファン	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
375	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	主配管（製対所燃料補給設備系）	主配管	AZ, 屋外	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
376	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	主配管（製対所発電機室系）	主配管	AZ	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
377	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	製急時対策建屋用発電機	発電機	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
378	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	非常交流変圧器	変圧器	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
379	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	6.9kVメタクラ	電源盤	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
380	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	460Vパワーセンタ	電源盤	AZ	4	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
381	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	105V通信・情報分電盤	電源盤	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
382	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	460Vコントロールセンタ	電源盤	AZ	4	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
383	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	105V無停電電源装置	無停電電源装置	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
384	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	105V無停電分電盤	無停電電源装置	AZ	4	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
385	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	110V充電設備	電力貯蔵装置	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
386	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	110V蓄電池	電力貯蔵装置	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
387	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	5kVA動用充電設備	電力貯蔵装置	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
388	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	5kVA動用蓄電池	電力貯蔵装置	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—/S	—	MU(再処理主)
389	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	105Vサーバ室分電盤	—	AZ	1	②-2	新設	—	常設SA	—/C	—	MU(再処理主)
390	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	105V管理系分電盤	—	AZ	1	②-2	新設	—	常設SA	—/C	—	MU(再処理主)
391	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	105V非常交流電源盤	—	AZ	1	②-2	新設	—	常設SA	—/C	—	MU(再処理主)
392	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	105V無停電交流分電盤	—	AZ	1	②-2	新設	—	常設SA	—/C	—	MU(再処理主)
393	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	105V無停電電源装置（データ収集装置用）	—	AZ	1	②-2	新設	—	常設SA	—/C	—	MU(再処理主)
394	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	製急時対策所	製急時対策建屋電源設備	—	360V蓄電池	—	AZ	1	②-2	新設	—	常設SA	—/C	—	MU(再処理主)
395	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	ファクシミリ	—	AG, FA	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/（C）	主：所内通信連絡設備 従：通信連絡設備	—
396	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	ページング装置	—	AG, FA, AZ, AS, AE, AL, AZ, BA, DA, FB, GC, KA, KB, EA	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/（C）	主：所内通信連絡設備 従：通信連絡設備	MU（再処理主） 再処理（従主）
397	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	一般加入電話	—	AG, FA	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/（C）	主：所内通信連絡設備 従：通信連絡設備	—
398	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	所内携帯電話	—	AG, DA, GC	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/（C）	主：所内通信連絡設備 従：通信連絡設備	E,MU(再処理主)
399	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	専用回線電話	—	AG, AZ, FA	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/（C）	主：所内通信連絡設備 従：通信連絡設備	—
400	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所内データ伝送設備	構内中継サーバ	—	AZ	1	②-2	新設	非安重	常設SA	C/（C）	主：通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	MU(再処理主)
401	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所内データ伝送設備	放射線管理用計算機	—	AG	1	②-2	既設	非安重	常設SA	C/（C）	主：通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	—
402	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所内データ伝送設備	プロセスデータ伝送サーバ	—	AG	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/（C）	主：所内データ伝送設備 従：通信連絡設備	—
403	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所内データ伝送設備	総合防災盤	—	AG	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/（C）	主：所内データ伝送設備 従：通信連絡設備	—
404	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	ファクシミリ	—	AZ	一式	②-2	既設	非安重	常設SA	C/（C）	主：所外通信連絡設備 従：通信連絡設備	MU(再処理主)
405	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	一般加入電話	—	AZ	一式	②-2	既設	非安重	常設SA	C/（C）	主：所外通信連絡設備 従：通信連絡設備	MU(再処理主)
406	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	一般携帯電話	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/（C）	主：所外通信連絡設備 従：通信連絡設備	MU(再処理主)
407	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	衛星携帯電話	—	AG, AZ	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/（C）	主：所外通信連絡設備 従：通信連絡設備	MU(再処理主)
408	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	総合第子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/（S）	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	MU(再処理主)
409	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	総合第子力防災ネットワークＩＰ電話	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/（S）	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	MU(再処理主)
410	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	総合第子力防災ネットワークＴＶ会議システム	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/（S）	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	MU(再処理主)
411	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所外データ伝送設備	データ伝送設備	—	AZ	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C/（S）	主：所外データ伝送設備 従：代替通信連絡設備	—
412	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	可搬型トランシーバ（屋外用）	—	AG, FA, AZ, GD	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—
413	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	可搬型トランシーバ（屋内用）	—	AG, FA, AZ, GD	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—
414	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	可搬型衛星電話（屋外用）	—	AG, FA, AZ, GD	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MU(再処理主)
415	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	可搬型衛星電話（屋内用）	—	AG, FA, AZ, GD	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	MU(再処理主)
416	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	可搬型通話装置	—	AG, GD	一式	②-2	新設	—	可搬型SA	—/—	—	—
417	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	代替通話系統	—	AG, AZ, FA, GD, KA	一式	②-2	新設	—	常設SA	—/（S）, 1.25s	—	—
417S	施設共通	—	—	—	—	基本設計方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

| 番号 | 第二十七条第一項 | 第二十七条第二項 | 第二十七条第三項 | 第二十七条第四項 | 第二十七条第五項第一号 | 第二十七条第五項第二号 | 第二十七条第五項第三号 | 第二十七条第五項第四号 | 第二十七条第五項第五号 | 第二十七条第六項 | 第二十七条第七項 | 第二十七条第八項 | 第二十七条第九項 | 第二十七条第十項 | 第二十七条第十一項 | 第二十七条第十二項 | 第二十七条第十三項 | 第二十七条第十四項 | 第二十七条第十五項 | 第二十七条第十六項 | 第二十七条第十七項 | 第二十七条第十八項 | 第二十七条第十九項 | 第二十七条第二十項 | 第二十七条第二十一項 | 第二十七条第二十二項 | 第二十七条第二十三項 | 第二十七条第二十四項 | 第二十七条第二十五項 | 第二十七条第二十六項 | 第二十七条第二十七項 | 第二十七条第二十八項 | 第二十七条第二十九項 | 第二十七条第三十項 | 第二十七条第三十一項 | 第二十七条第三十二項 | 第二十七条第三十三項 | 第二十七条第三十四項 | 第二十七条第三十五項 | 第二十七条第三十六項 | 第二十七条第三十七項 | 第二十七条第三十八項 | 第二十七条第三十九項 | 第二十七条第四十項 | 第二十七条第四十一項 | 第二十七条第四十二項 | 第二十七条第四十三項 | 第二十七条第四十四項 | 第二十七条第四十五項 | 第二十七条第四十六項 | 第二十七条第四十七項 | 第二十七条第四十八項 | 第二十七条第四十九項 | 第二十七条第五十項 | 第二十七条第五十一項 | 第二十七条第五十二項 | 第二十七条第五十三項 | 第二十七条第五十四項 | 第二十七条第五十五項 | 第二十七条第五十六項 | 第二十七条第五十七項 | 第二十七条第五十八項 | 第二十七条第五十九項 | 第二十七条第六十項 | 第二十七条第六十一項 | 第二十七条第六十二項 | 第二十七条第六十三項 | 第二十七条第六十四項 | 第二十七条第六十五項 | 第二十七条第六十六項 | 第二十七条第六十七項 | 第二十七条第六十八項 | 第二十七条第六十九項 | 第二十七条第七十項 | 第二十七条第七十一項 | 第二十七条第七十二項 | 第二十七条第七十三項 | 第二十七条第七十四項 | 第二十七条第七十五項 | 第二十七条第七十六項 | 第二十七条第七十七項 | 第二十七条第七十八項 | 第二十七条第七十九項 | 第二十七条第八十項 | 第二十七条第八十一項 | 第二十七条第八十二項 | 第二十七条第八十三項 | 第二十七条第八十四項 | 第二十七条第八十五項 | 第二十七条第八十六項 | 第二十七条第八十七項 | 第二十七条第八十八項 | 第二十七条第八十九項 | 第二十七条第九十項 | 第二十七条第九十一項 | 第二十七条第九十二項 | 第二十七条第九十三項 | 第二十七条第九十四項 | 第二十七条第九十五項 | 第二十七条第九十六項 | 第二十七条第九十七項 | 第二十七条第九十八項 | 第二十七条第九十九項 | 第二十七条第百項 | 第二十七条第百一項 | 第二十七条第百二項 | 第二十七条第百三項 | 第二十七条第百四項 | 第二十七条第百五項 | 第二十七条第百六項 | 第二十七条第百七項 | 第二十七条第百八項 | 第二十七条第百九項 | 第二十七条第百十項 | 第二十七条第百十一項 | 第二十七条第百十二項 | 第二十七条第百十三項 | 第二十七条第百十四項 | 第二十七条第百十五項 | 第二十七条第百十六項 | 第二十七条第百十七項 | 第二十七条第百十八項 | 第二十七条第百十九項 | 第二十七条第百二十項 | 第二十七条第百二十一項 | 第二十七条第百二十二項 | 第二十七条第百二十三項 | 第二十七条第百二十四項 | 第二十七条第百二十五項 | 第二十七条第百二十六項 | 第二十七条第百二十七項 | 第二十七条第百二十八項 | 第二十七条第百二十九項 | 第二十七条第百三十項 | 第二十七条第百三十一項 | 第二十七条第百三十二項 | 第二十七条第百三十三項 | 第二十七条第百三十四項 | 第二十七条第百三十五項 | 第二十七条第百三十六項 | 第二十七条第百三十七項 | 第二十七条第百三十八項 | 第二十七条第百三十九項 | 第二十七条第百四十項 | 第二十七条第百四十一項 | 第二十七条第百四十二項 | 第二十七条第百四十三項 | 第二十七条第百四十四項 | 第二十七条第百四十五項 | 第二十七条第百四十六項 | 第二十七条第百四十七項 | 第二十七条第百四十八項 | 第二十七条第百四十九項 | 第二十七条第百五十項 | 第二十七条第百五十一項 | 第二十七条第百五十二項 | 第二十七条第百五十三項 | 第二十七条第百五十四項 | 第二十七条第百五十五項 | 第二十七条第百五十六項 | 第二十七条第百五十七項 | 第二十七条第百五十八項 | 第二十七条第百五十九項 | 第二十七条第百六十項 | 第二十七条第百六十一項 | 第二十七条第百六十二項 | 第二十七条第百六十三項 | 第二十七条第百六十四項 | 第二十七条第百六十五項 | 第二十七条第百六十六項 | 第二十七条第百六十七項 | 第二十七条第百六十八項 | 第二十七条第百六十九項 | 第二十七条第百七十項 | 第二十七条第百七十一項 | 第二十七条第百七十二項 | 第二十七条第百七十三項 | 第二十七条第百七十四項 | 第二十七条第百七十五項 | 第二十七条第百七十六項 | 第二十七条第百七十七項 | 第二十七条第百七十八項 | 第二十七条第百七十九項 | 第二十七条第百八十項 | 第二十七条第百八十一項 | 第二十七条第百八十二項 | 第二十七条第百八十三項 | 第二十七条第百八十四項 | 第二十七条第百八十五項 | 第二十七条第百八十六項 | 第二十七条第百八十七項 | 第二十七条第百八十八項 | 第二十七条第百八十九項 | 第二十七条第百九十項 | 第二十七条第百九十一項 | 第二十七条第百九十二項 | 第二十七条第百九十三項 | 第二十七条第百九十四項 | 第二十七条第百九十五項 | 第二十七条第百九十六項 | 第二十七条第百九十七項 | 第二十七条第百九十八項 | 第二十七条第百九十九項 | 第二十七条第二百項 | 第二十七条第二百一項 | 第二十七条第二百二項 | 第二十七条第二百三項 | 第二十七条第二百四項 | 第二十七条第二百五項 | 第二十七条第二百六項 | 第二十七条第二百七項 | 第二十七条第二百八項 | 第二十七条第二百九項 | 第二十七条第二百十項 | 第二十七条第二百十一項 | 第二十七条第二百十二項 | 第二十七条第二百十三項 | 第二十七条第二百十四項 | 第二十七条第二百十五項 | 第二十七条第二百十六項 | 第二十七条第二百十七項 | 第二十七条第二百十八項 | 第二十七条第二百十九項 | 第二十七条第二百二十項 | 第二十七条第二百二十一項 | 第二十七条第二百二十二項 | 第二十七条第二百二十三項 | 第二十七条第二百二十四項 | 第二十七条第二百二十五項 | 第二十七条第二百二十六項 | 第二十七条第二百二十七項 | 第二十七条第二百二十八項 | 第二十七条第二百二十九項 | 第二十七条第二百三十項 | 第二十七条第二百三十一項 | 第二十七条第二百三十二項 | 第二十七条第二百三十三項 | 第二十七条第二百三十四項 | 第二十七条第二百三十五項 | 第二十七条第二百三十六項 | 第二十七条第二百三十七項 | 第二十七条第二百三十八項 | 第二十七条第二百三十九項 | 第二百四十項 | 第二百四十一項 | 第二百四十二項 | 第二百四十三項 | 第二百四十四項 | 第二百四十五項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考	第四十五条第一項	第四十六条第一項	第四十七条第一項	第四十七条第二項	第四十八条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第二項	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第二号	第五十条第一項第三号	第五十二条第二項	第五十一条第一項
370	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋情報把握設備	—	情報表示装置 3D3-電卓（ＳＡ）	—	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
371	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	重油貯槽	容器	屋外	2	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
372	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	燃料油サービスタンク	容器	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
373	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	燃料油移送ポンプ	ポンプ	AZ	6	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
374	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	発電機室送風機	ファン	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
375	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	主配管（緊対所燃料補給設備系）	主配管	AZ, 屋外	一式	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
376	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	主配管（緊対所発電機室系）	主配管	AZ	一式	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
377	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	緊急時対策建屋用発電機	発電機	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
378	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	計測交流変圧器	変圧器	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
379	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	6.9kVメタクラ	電源盤	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
380	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	460Vパワーセンタ	電源盤	AZ	4	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
381	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	105V通信・情報分電盤	電源盤	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
382	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	460Vコントロールセンタ	電源盤	AZ	4	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
383	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	105V無停電電源装置	無停電電源装置	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
384	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	105V無停電分電盤	無停電電源装置	AZ	6	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
385	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	110V充電設備	電力貯蔵装置	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
386	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	110V蓄電池	電力貯蔵装置	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
387	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	5kA動用充電設備	電力貯蔵装置	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
388	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	5kA動用蓄電池	電力貯蔵装置	AZ	2	②-2	新設	—	常設SA	—／S	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
389	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	105Vサーバ室分電盤	—	AZ	1	②-2	新設	—	常設SA	—／C	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
390	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	105V受電系分電盤	—	AZ	1	②-2	新設	—	常設SA	—／C	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
391	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	105V計測交流電源盤	—	AZ	1	②-2	新設	—	常設SA	—／C	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
392	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	105V無停電交流分電盤	—	AZ	1	②-2	新設	—	常設SA	—／C	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
393	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	105V無停電電源装置（データ収集装置用）	—	AZ	1	②-2	新設	—	常設SA	—／C	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
394	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	—	360V蓄電池	—	AZ	1	②-2	新設	—	常設SA	—／C	—	MU（再処理主）		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
395	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	ファクシミリ	—	AG FA	一式	②-2	新設	非安重	常設SA	C／(C)	主：所内通信連絡設備 従：通信連絡設備	—		—	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—	○
396	その他再処理設備の附属施設	その他の主要な事項	通信連絡設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	ページング装置	—	AG AZ AG AZ AG AZ

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

凡例：

申請時期及び申請回次

①	第2回申請（1項変更）
②-1	第1回申請（2項変更）
②-2	第2回申請（2項変更）

ＤＢ区分

安重	技術基準規則第一条第２項第九号の定義に該当するもの。
非安重	安重以外のもの。
―	ＳＡ専用設備等。

ＳＡ区分

常設ＳＡ	技術基準規則第一条第２項第十一号の定義に該当する重大事故等対処設備のうち、常設のもの。（建物・構築物については，常設SA設備を収納する建屋も「常設」とする）
可搬型ＳＡ	技術基準規則第一条第２項第十一号の定義に該当する重大事故等対処設備のうち、可搬型のもの。
―	安全機能を有する施設。

耐震設計

①耐震設計（ＤＢ）,②1.2Ssの有無（起因系）/③耐震設計（ＳＡ）,④1.2Ssの有無（対処系）

耐震設計（ＤＢ）

Ｓ	耐震重要度分類におけるＳクラス施設
Ｂ	耐震重要度分類におけるＢクラス施設
Ｂ－１	耐震重要度分類におけるＢクラス施設のうち，共振のおそれがあるため，弾性設計用地震動Ｓｄに２分の１を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの
Ｂ－２	耐震重要度分類におけるＢクラス施設のうち，波及的影響によって，耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
Ｃ	耐震重要度分類におけるＣクラス施設
Ｃ－１	耐震重要度分類におけるＣクラス施設のうち，波及的影響によって，耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
Ｃ－２	耐震重要度分類におけるＣクラス施設のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水・薬品を防護する機能を保持できる設計とするもの
Ｃ－３	耐震重要度分類におけるＣクラス施設のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して地下水の排水機能を保持できる設計とするもの
―	上記以外（当該施設において安全機能を有する施設として使用しないものを含む）

耐震設計（ＳＡ）

1.2Ｓｓ	重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないもの ・事業(変更)許可における重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定において，基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした設備 ・地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備
Ｓ，Ｂ，Ｃ （Ｓ），（Ｂ），（Ｃ）等	代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計するもの ［（）内は，設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類（耐震設計（DB）の区分を記載する）］
―	上記以外

条項との対応

○	技術基準の適合性確認を実施するもの。
△	技術基準の適合性について，既認可から変更がないもの。
《○》	事業許可の整合性のみの観点で機能を確認するもの。
《△》	事業許可の整合性のみの観点について既認可から変更がないもの。
－	上記対象外

凡例：

設工認申請対象機器の技術基準への整合性に係る整理

注記

注1	第五条第１項及び第三十二条第１項の要求のうち，各建屋，緊急時対策建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の建物に収納される設備の適合性は，その設置される建物にて説明する。
注2	第七条第１項のうち，各建屋に収納する耐震重要施設に関する適合性は，収納される建屋の申請にて説明するため，「―」とする。なお，耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設は，「施設共通　基本設計方針」にて説明する。 第三十四条第１項のうち，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に収納される重大事故等対処設備は，設置する建物・構築物の申請にて説明するため，「―」とする。建物・構築物に収納されない重大事故等対処設備は，「施設共通　基本設計方針」にて説明する。
注3	第八条第１項，第２項及び第３項については，外部からの衝撃を防護する建屋、竜巻防護対策設備、屋外に設置する安重機器等を対象とする。なお，防護対象設備のうち，外気を取り入れる設備等の個別に評価・対策を実施する設備についても対象とする。
注4	第九条第１項の要求は，「人の不法な侵入の防止に係る措置」，「不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込防止に係る措置」，「不正アクセス行為の防止に係る措置」，「関係機関との通信及び連絡に係る措置」，「核物質防護上の体制整備，手順整備等に係る措置」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注5	第十一条第３項の要求のうち，不燃性又は難燃性の材料の使用は，「主要な構造材に対する不燃性材料の使用」，「パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置」，「金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル」，「保温材に対する不燃性材料の使用」，「建屋内装材の不燃性材料の使用」，「建屋内装材の塗装(難燃性)」，「カーペット(防炎物品)」，「火災防護上重要な機器等のケーブルに対する難燃性材料の使用」，「火災防護上重要な機器等の非難燃性ケーブルへの措置」，「換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用」，「絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用」，の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注6	第十四条第１項の要求のうち，安全避難通路は，「安全避難通路」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注7	第十四条第３項の要求のうち，可搬型照明は，「可搬型照明」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注8	第十六条第１項の要求は，「安全機能を有する施設の環境圧力等に対する考慮」，「安全機能を有する施設の電磁的障害に対する考慮」，「安全機能を有する施設の周辺機器等からの悪影響に対する考慮」，「安全機能を有する施設の操作場所の環境条件に対する考慮」，「安全機能を有する施設に対する誤操作防止」，「安全機能を有する施設の維持管理」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注9	第十六条第２項及び第３項の要求は，「安全機能を有する施設の試験，検査性等に対する考慮」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注10	第十六条第４項の要求は，「安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設の内部発生飛散物に対する運用上の措置」，「重量物の落下による飛散物，回転機器の損壊による飛散物を考慮した発生防止設計」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注11	第三十五条第３項の要求のうち，不燃性又は難燃性の材料の使用は，「主要な構造材に対する不燃性材料の使用」，「パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置」，「金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル」，「保温材に対する不燃性材料の使用」，「建屋内装材の不燃性材料の使用」，「建屋内装材の塗装(難燃性)」，「カーペット(防炎物品)」，「重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用」，「重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置」，「換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用」，「絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注12	第三十六条第１項の要求のうち，操作の確実性は，「作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備」，「工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定」，「現場操作時のスイッチの操作性及び電源操作時の充電部への近接防止」，「重大事故等対処設備の識別管理」，「中央制御室での迅速な操作及び制御盤の操作性」，「動的機器の重大事故等対処設備の作動状態の確認」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注13	第三十六条第３項の要求のうち，可搬型重大事故等対処設備の運搬等に係るアクセスルートの確保は，「溢水及び降水を考慮した屋外アクセスルートの設定」，「津波に対する屋外アクセスルートの運用」，「屋外アクセスルートの復旧」，「凍結及び積雪に対する屋外アクセスルートの確保」，「屋外アクセスルートにおける薬品防護具の着用」，「消防車による初期消火活動」，「屋内アクセスルートにおける薬品防護具の着用」，「アクセスルート上の資機材の落下防止，転倒防止対策」，「アクセスルートにおける放射線防護具の配備及び可搬型照明の配備」，「屋内アクセスルートの設定」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注14	第四十三条第１項については，再処理施設において系統又は機器からの放射性物質の漏えいの発生は想定されないことから，対象となる設備はない。なお，対象となる設備がないことを添付書類等にて説明する。
注15	重大事故等対処設備を防護するために必要な設備として技術基準に適合する設計であることを示す。

火ＧＢ

Ⅲ　再処理施設の火災及び爆発の防止に関する説明書

目　　次

Ⅲ－１　火災及び爆発の防止に関する説明書

Ⅲ－２　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書次回以降申請

Ⅲ－３　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書
次回以降申請

Ⅲ－４　計算機プログラム（解析コード）の概要次回以降申請

火ＧＢ

Ⅲ－１　火災及び爆発の防止に関する説明書

火ＧＢ

目　　次

Ⅲ－１－１　火災等による損傷の防止に関する説明書

Ⅲ－１－２　火災防護設備の耐震設計

火ＧＢ

Ⅲ－１－１　火災等による損傷の防止に関する説明書

目　次

1.　概要 ･･･ 1
2.　火災防護の基本方針 ･･･ 1
2.1　火災及び爆発の発生防止 ･･･ 1
2.2　火災の感知及び消火 ･･･ 2
2.3　火災及び爆発の影響軽減 ･･･ 3
3.　火災防護の基本事項 ･･･ 3
3.1　火災防護対策を行う機器等の選定 ･････････････････････････････････ 3
3.2　火災区域及び火災区画の設定 ･････････････････････････････････････ 5
3.3　準拠規格 ･･･ 6
4.　火災及び爆発の発生防止 ･･･ 9
4.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止について ･････････････････････････ 9
4.2　再処理施設の火災及び爆発の発生防止について ･････････････････････13
4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用 ･････････････････････････････････19
4.4　落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止 ･････････････24
5.　火災の感知及び消火 ･･･29
5.1　火災感知設備について ･･･29
5.2　消火設備について ･･･35
6.　火災及び爆発の影響軽減対策 ･････････････････････････････････････48
6.1　火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 ･････････････････48
6.2　火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の最重要設備の系統分離 ･････48
6.3　その他の影響軽減対策 ･･･51
7.　再処理施設の安全確保について ･････････････････････････････････････54
7.1　火災及び爆発に対する再処理施設の安全機能の確保対策 ･････････････54
7.2　火災影響評価 ･･･55
8.　火災防護計画 ･･･56

1.　概要

本資料は，「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第十一条，第三十五条に基づき，火災又は爆発により再処理施設の安全性を損なわないよう，火災区域及び火災区画に対して，火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。

なお，火災防護対策にあたっては，「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原規技発第1306195号)を参考とする。

2.　火災防護の基本方針

安全機能を有する施設は，火災又は爆発により再処理施設の安全性を損なわれないよう，安全機能を有する施設のうち，その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことがないよう，安全評価上その機能を期待する安全上重要な施設の建物・ 構築物，系統及び機器，放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する建物・構築物，系統及び機器のうち安全上重要な施設を除いたもの(以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。)を設置する火災区域及び火災区画に対して，以下に示す火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。

重大事故等対処施設については，重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

2.1　火災及び爆発の発生防止

再処理施設の火災及び爆発の発生を防止するため，再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち，可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火源の排除，異常な温度上昇の防止対策，可燃性物質の漏えい防止対策及び可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに，熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計とする。

また，上記に加え発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉，静電気が溜まるおそれのある設備又は発火源に対する対策，水素に対する換気，漏えい検出対策及び接地対策，放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策，電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。

安全上重要な施設及び放射性物質貯蔵等の機器等における主要な構造材，ケーブル，換気設備のフィルタ，保温材及び建屋内装材は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計

とする。

放射性物質を内包するグローブボックス及びセルパネル(以下「グローブボックス等」という。)のうち，閉じ込め機能を喪失することで再処理施設の安全性を損なうおそれのあるものについては，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，パネルに可燃性材料を使用する場合は，難燃性材料を設置することにより閉じ込め機能を損なわない設計とする。

安全上重要な施設及び放射性物質貯蔵等の機器等に使用するケーブルは，原則，UL1581(Fourth Edition)1080.VW-1垂直燃焼試験及びIEEEStd383-1974垂直トレイ燃焼試験により，自己消火性及び耐延焼性を確認したケーブルを使用する設計とする。

建屋内の変圧器及び遮断器は，絶縁油を内包しないものを使用する設計とする。

再処理施設の安全上重要な施設及び放射性物質貯蔵等の機器等は，自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震に対して，火災及び爆発が発生しないよう火災防護対策を講ずる設計とする。

2.2　火災の感知及び消火

火災の感知及び消火は，火災防護対策を行う安全上重要な施設及び放射性物質貯蔵等の機器等に対して，火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行う設計とする。

火災感知設備及び消火設備は，地震による火災を考慮する場合，火災区域及び火災区画に設置した火災防護対策を行う安全上重要な施設及び放射性物質貯蔵等の機器等の耐震重要度分類に応じて，機能を維持できる設計とする。

具体的には，耐震Ｓクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は，耐震Ｃクラスであるが，地震による火災を考慮する場合，地震時及び地震後において，基準地震動Ｓｓによる地震力に対し，機能及び性能を保持する設計とする。

自然現象により火災の感知及び消火の機能，性能が阻害された場合は，原因の除去又は早期の取替，復旧を図る設計とするが，必要に応じて監視の強化や，代替消火設備の配置等を行い，必要な機能及び性能を維持する設計とする。

火災感知器は，環境条件や火災の性質を考慮し，固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及び熱感知器(熱電対及び光ファイバー含む)並びに非アナログ式の炎感知器及び熱感知カメラから異なる種類を組み合わせて設置する設計とする。

火災感知設備は，外部電源喪失時においても火災の感知が可能なように電源を確保し，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にて常時監視できる設計とする。

消火設備は，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響を考慮して設置するとともに，消火設備の破損，誤作動又は誤操作によっても，火災防護対策を行う安全上重要な施設及び放射性物質貯蔵等の機器等に悪影響を及ぼさない設計とする。

消火設備は，消防法施行令第十一条，第十九条及び消防法施行規則第十九条，第二十条

に基づく容量等を確保する設計とし，多重性又は多様性及び系統分離に応じた独立性を有する系統構成，外部電源喪失時を想定した電源の確保等を考慮した設計とする。

2.3　火災及び爆発の影響軽減

再処理施設における安全上重要な施設のうち，火災時においても継続的に機能が必要となる設備の影響軽減対策は，互いに相違する系列間を，火災耐久試験によって3時間以上の耐火能力を有することを確認した隔壁等で分離する設計，系列間の水平距離が6m以上あり，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計又は火災耐久試験によって1時間の耐火能力を有することを確認した隔壁等で互いの系列間を分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。

中央制御室の制御盤及び中央制御室床下コンクリートピットに関しては，火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計とする。

また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室についても同等の設計とする。

再処理施設の影響軽減対策は，当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される建物・構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計並びに運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計とする。

火災及び爆発の影響軽減対策により，再処理施設内の火災区域又は火災区画で火災及び爆発が発生し当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される建物・構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても，安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼさないことを火災影響評価にて確認するとともに，再処理施設内の火災又は爆発によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な機器の単一故障を想定しても異常状態を収束して再処理施設の安全機能が確保できることを確認する。

3.　火災防護の基本事項

再処理施設では，安全上重要な施設及び放射性物質貯蔵等の機器等が設置される火災区域又は火災区画に対して火災防護対策を実施することから，本項では，火災防護対策を行う機器等を選定し，火災区域及び火災区画の設定について説明する。

3.1　火災防護対策を行う機器等の選定

火災防護対策を行う機器等を，安全機能を有する施設から選定する。

(1)　安全機能を有する施設

再処理施設は，火災又は爆発によりその安全性が損なわれないように，適切な火災防護対策を講ずる設計とする。

火災防護対策を講ずる対象としては，安全機能を有する施設とする。

その上で，上記の中から安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，火災防護対策を行う安全上重要な施設を抽出するとともに，放射性物質貯蔵等の機器等を抽出する。

抽出された火災防護対策を行う安全上重要な施設及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災防護上重要な機器等とする。

また，火災防護上重要な機器等は，火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき，必要な火災防護対策を講ずることを「8.火災防護計画」に定める。

a.　安全上重要な施設

再処理施設は，冷却，水素掃気，火災及び爆発の防止，臨界防止，遮蔽並びに閉じ込めに係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう，安全機能を有する施設のうち，その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，火災防護対策を行う安全上重要な施設を抽出し，火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。

(a)　安全上重要な施設の分類

イ.　プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器(溶解，分離，抽出，精製，製品貯蔵等の主工程において，プルトニウムを主な成分として内蔵する系統及び機器をいい，サンプリング系統等に内蔵される放射性物質量の非常に小さいもの及び低レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器等，プルトニウム濃度の非常に低いものを含まない。)

ロ.　高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器

ハ.　上記イ.及びロ.の系統及び機器の換気系統(逆止弁，ダクト，洗浄塔，フィルタ，排風機，主排気筒等を含む。以下同じ。)及びオフガス処理系統

ニ.　上記イ.及びロ.の系統及び機器並びにせん断工程を収納するコンクリートセル，グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込めの機能を有する施設(以下「セル等」という。)

ホ.　上記ニ.の換気系統

ヘ.　上記ニ.のセル等を収納する建物・構築物及びその換気系統

ト.　ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器の換気系統

チ.　非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源

リ.　熱的，化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器

ヌ.　使用済燃料を貯蔵するための施設

ル.　高レベル放射性固体廃棄物を保管廃棄するための施設

ヲ.　安全保護回路

ワ.　排気筒

カ.　制御室等及びその換気系統

ヨ.　その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統，冷却水系統等

(b)　火災防護対策を行う安全上重要な施設

火災防護対策を行う機器等を選定するために，「(a)　安全上重要な施設の分類」の中から，火災防護対策を行う安全上重要な施設の建物・構築物，系統及び機器を抽出した。(表3-1)

ただし，金属製の不燃性材料で構成される配管，手動弁，逆止弁，タンク及び熱交換器は，火災による影響を受けないことから対象外とする。

安全上重要な施設については,安全上重要な施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

b.　放射性物質貯蔵等の機器等

安全機能を有する施設のうち，再処理施設において火災及び爆発が発生した場合，放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための建物・構築物，系統及び機器のうち「安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する。

放射性物質貯蔵等の機器等については，放射性物質貯蔵等の機器等の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(2)　重大事故等対処施設

重大事故等対処施設については，重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

3.2　火災区域及び火災区画の設定

(1)　火災区域の設定

a.　屋内

火災防護上重要な機器等を収納する建屋に，耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火戸，防火ダンパ，防火シャッタ)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)に

よって囲われた火災区域を設定する。建屋内の火災区域は,「3.1　火災防護対策を行う機器等の選定」において選定する機器等の配置も考慮して設定する。

火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等を設置する火災区域は，3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，3 時間耐火に設計上必要な 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。

建屋内に設定される火災区域については，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

b.　屋外

屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については，他の区域と分離して火災防護対策を実施するために，火災防護上重要な機器等の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。

屋外の火災区域の設定に当たっては，火災区域外への延焼防止を考慮し，資機材管理，火気作業管理，危険物管理，可燃物管理及び巡視を行う。本管理については，火災防護計画に定める。

(2)　火災区画の設定

火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を，耐火壁，離隔距離，系統分離状況及び火災防護上重要な機器等の配置に応じて分割して設定する。

3.3　準拠規格

準拠する規格としては，既設計及び工事の計画で適用実績のある規格のほか，最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示したうえで当該規格に準拠する。

準拠する規格，基準，指針等を以下に示す。

・再処理施設の技術基準に関する規則(令和2年3月17日　原子力規制委員会規則第9号)
・実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(平成25年6月19日　原規技発第1306195号)
・原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年6月19日　原規技発第13061914 号　原子力規制委員会)
・使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和46年3月27日　総理府令第10号)
・再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則(平成25年12月6日　原子力規制委員会規則第27号)
・再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則の解釈(平成25年11月27日　原管研発第1311275 号　原子力規制委員会決定)
・消防法(昭和23年7月24日　法律第186号)

・消防法施行令(昭和36年3月25日 政令第37号)
・消防法施行規則(昭和36年4月1日 自治省令第6号)
・危険物の規制に関する政令(昭和34年9月26日 政令第306号)
・危険物の規制に関する規則(昭和34年9月29日 総理府令第55号)
・高圧ガス保安法(昭和26年6月7日 法律第204号)
・高圧ガス保安法施行令(平成9年2月19日 政令第20号)
・建築基準法(昭和25年5月24日 法律第201号)
・建築基準法施行令(昭和25年11月16日 政令第338号)
・平成12年建設省告示第1400号(平成12年5月30日通産省告示)
・都市計画法(昭和43年6月15日 法律第100号)
・都市計画法施行令(昭和44年6月13日 政令第158号)
・電気事業法(昭和39年7月11日 法律第170号)
・電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日 通商産業省令第52号)
・再処理施設安全審査指針(平成22年12月20日改訂 原子力安全委員会)
・原子力発電所の火災防護規程(JEAC4626 - 2010)
・原子力発電所の火災防護指針(JEAG4607 - 2010)
・原子力発電所の耐雷指針(JEAG4608-2007)
・JIS A 4201-1992 建築物等の避雷設備(避雷針)
・JIS A 4201-2003 建築物等の雷保護
・工場電気設備防爆委員会「工場電気設備防爆指針」(ガス蒸気防爆2006)
・公益社団法人　日本空気清浄協会「空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針」(JACA №11A－2003)
・社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603－2001)
・"Fire Dynamics Tools(FDTs): Quantitative Fire Hazard Analysis Methods for the U.S. Nuclear Regulatory Commission Fire Protection Inspection Program," NUREG-1805 December 2004
・IEEE 383－1974垂直トレイ燃焼試験
・IEEE 1202－1991 垂直トレイ燃焼試験
・IEEE 384－1992 ケーブルトレイ分離距離
・UL 1581(Fourth Edition)1080.VW－1 UL垂直燃焼試験
・原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-1987) 日本電気協会
・原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編(JEAG4601・補1984) 日本電気協会
・原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-1991追補版)日本電気協会
・UL 94(Six Edition) 50W 垂直燃焼試験
・JIS K 7201-2プラスチック－酸素指数による燃焼性の試験方法

第3-1表　火災防護対策を行う安全上重要な施設

安重分類	機器番号	機器名称	区域／区画番号	区分
崩壊熱除去機能	[redacted]	安全冷却水B冷却塔	A4-B	火災区域

4.　火災及び爆発の発生防止

再処理施設は，火災及び爆発によりその安全性を損なわないよう，以下に示す対策を講ずる。

4.1項では，再処理施設で取り扱う化学薬品等の火災及び爆発の発生防止（以下「施設特有の火災及び爆発の発生防止」という。）として着火源の排除，異常な温度上昇の防止対策，可燃性物質の漏えい防止対策及び可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに，熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計について説明する。

4.2項では，発火性物質又は引火性物質を内包する設備，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉，発火源，水素並びに過電流による過熱に対する対策について説明するとともに，火災及び爆発の発生防止に係る個別留意事項についても説明する。

4.3項では，火災防護上重要な機器等に対して，可能な限り不燃性材料及び難燃性材料を使用する設計であることを説明する。

4.4項では，落雷，地震等の自然現象に対しても，火災及び爆発の発生防止対策を講ずることを説明する。

4.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止について

施設特有の火災及び爆発の発生を防止するための対策を以下に示す。

(1)　有機溶媒による火災及び爆発の発生防止

放射性物質を含む有機溶媒を内包する系統及び機器は，腐食し難い材料を使用するとともに，漏えいし難い構造とすることにより有機溶媒の漏えいを防止する設計とする。

放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器で加温を行う機器は，化学的制限値（n-ドデカンの引火点74℃）を設定し，化学的制限値を超えて加温することがないように，溶液の温度を監視して，温度高により警報を発するとともに，自動で加温を停止する設計とする。

放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器は，静電気により着火するおそれがないよう接地を施す設計とし，これらの機器を収納するセルには，着火源を有する機器は設置しない設計とする。

放射性物質を含む有機溶媒を内包する系統及び機器を内部に設置するセル，グローブボックス及び室については，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備で換気を行う設計とする。

使用済有機溶媒の蒸発及び蒸留を行う機器は，有機溶媒へ着火するおそれのない可燃領域外で有機溶媒の処理を行う設計とするとともに，廃ガスには不活性ガ

ス(窒素)を注入して排気する設計とし，蒸発缶を減圧するための系統の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス(窒素)を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。

溶媒蒸留塔の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス(窒素)を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。

なお，具体の設計については，有機溶媒を使用する設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(2) 廃溶媒及び廃溶媒の熱分解ガスによる火災及び爆発の発生防止

廃棄する有機溶媒(以下「廃溶媒」という。)を処理する熱分解装置は，不活性ガス(窒素)を供給することにより，廃溶媒を不活性な雰囲気下で熱分解する設計とし，外部ヒータを適切に制御するとともにその内部温度を測定し，運転状態を監視し，温度高により外部ヒータ加熱及び廃溶媒供給を停止する設計とする。

熱分解ガスを燃焼する装置は，その内部温度を測定し，燃焼状態を監視し，温度低により熱分解装置への廃溶媒供給を停止する設計とする。

また，可燃性ガスを取り扱う室に設置する電気接点を有する機器は，防爆構造とする設計とする。

なお，具体の設計については，廃溶媒を処理する設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(3) TBP等の錯体の急激な分解反応の発生防止

リン酸トリブチル(以下「TBP」という。)又はその分解生成物であるリン酸ジブチル，リン酸ブチル(以下「TBP等」という。)と硝酸，硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体(以下「TBP等の錯体」という。)の急激な分解反応を防止するため，硝酸を含む溶液を内包する濃縮缶及び蒸発缶(以下「濃縮缶等」という。)ではTBPの混入防止対策としてn-ドデカン(以下「希釈剤」という。)を用いて濃縮缶等に供給する溶液を洗浄し，TBPを除去する設計とする。

また，濃縮缶等でのTBP等の錯体の急激な分解反応を防止するため，TBPの混入防止対策として濃縮缶等に供給する溶液から有機溶媒を分離することができる設計とするとともに，溶液を濃縮缶等に供給する槽では水相を下部から抜き出す設計とする。

TBP等の錯体の急激な分解反応のおそれのある機器には，熱的制限値(加熱蒸気の最高温度135℃)を設定し，濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気の温度を加熱

蒸気の圧力により制御し，温度計により監視し，温度高により警報を発するとともに，加熱蒸気の温度が設定値を超えないように，蒸気発生器に供給する一次蒸気及び濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気を自動で遮断する設計とする。

なお，具体の設計については，TBPを取り扱う濃縮缶等の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(4) 運転で使用する水素による爆発の発生防止

運転で水素ガスを使用する設備を設置するグローブボックス及び室は，当該設備から水素が漏えいした場合においても滞留しないよう気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機による排気を行う設計とする。

なお，具体の設計については，運転で水素ガスを使用する設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

a. ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元ガスを使用する設備

運転で水素ガスを使用する脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉は，化学的制限値(還元用窒素・水素混合ガス中の可燃限界濃度ドライ換算6.4vol%)を設定し，還元炉へ供給する還元用窒素・水素混合ガス中の水素濃度を測定し，空気といかなる混合比においても可燃限界濃度未満となるように設計する。

万一，水素濃度が設定値を超える場合には，還元炉への還元用窒素・水素混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。

なお，具体の設計については，ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

b. ウラン精製設備のウラナス製造器

運転で水素ガスを使用する設備のウラン精製設備のウラナス製造器は，水素の可燃領域外で運転する設計とする。

ウラン精製設備のウラナス製造器を設置する室の電気接点を有する機器は，防爆構造とし，万一の室内への水素の漏えいを早期に検知するため，水素漏えい検知器を設置し，中央制御室に警報を発する設計とする。

洗浄塔は，その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備の一般圧縮空気系から空気を供給し，廃ガス中の水素濃度を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに，洗浄塔に供給する空気の流量を監視し，流量低により警報を発する

とともに，自動で窒素ガスを洗浄塔に供給する設計とする。

第2気液分離槽は，窒素ガスを供給し，4価のウラン（以下「ウラナス」という。）を含む硝酸溶液中に溶存する水素を追い出すとともに，廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに，第2気液分離槽に供給する窒素ガスの流量を監視し，流量低により警報を発する設計とする。

なお，具体の設計については，ウラン精製設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

c. 静電気の発生のおそれのある水素を内包する機器

運転で水素ガスを使用する設備は接地を施す設計とする。

なお，具体の設計については，静電気の発生のおそれのある水素を内包する設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(5) 放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止

溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は，塔槽類廃ガス処理設備等の排風機による排気を行う設計とする。

なお，具体の設計については，溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

a. 放射線分解により発生する水素を内包する機器

その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備から空気を供給（水素掃気）する設計とする。

なお，具体の設計については，放射線分解により発生する水素を内包する設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

b. 静電気の発生のおそれのある放射線分解により発生する水素を内包する機器

溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は接地を施す設計とする。

なお，具体の設計については，静電気の発生のおそれのある放射線分解により

発生する水素を内包する設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(6)　ジルコニウム粉末及びその合金粉末による火災及び爆発の発生防止

ジルコニウム粉末及びその合金粉末を取り扱うせん断処理施設のせん断機は，窒素ガスを吹き込むことで不活性雰囲気とし，窒素ガスは，気体廃棄物の廃棄施設の排気筒等から排気する設計とする。

また，ジルコニウム粉末及びその合金粉末を保管廃棄する設備は，ドラム又はガラス固化体に収納し，そのうちドラムについては，水中で取り扱うことにより，火災及び爆発のおそれがないよう保管を行う設計とする。

なお，具体の設計については，ジルコニウム粉末及びその合金粉末が発生する設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(7)　硝酸ヒドラジンによる火災及び爆発の発生防止

硝酸ヒドラジンは，自己反応性物質であることから，爆発の発生を防止するため，消防法に基づき，貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。

(8)　分析試薬による火災及び爆発の発生防止

分析試薬については，少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため，保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。

また，加熱機器，裸火及び分析試薬の使用場所を制限することにより，可燃性分析試薬による火災及び爆発を防止する。

使用済みの可燃性分析試薬の貯槽は，接地し，着火源を適切に排除する設計とする。

4.2　再処理施設の火災及び爆発の発生防止について

(1)　発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策

発火性物質又は引火性物質を内包する設備又はこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画には，以下の火災及び爆発の発生防止対策を講じる。

ここでいう発火性物質又は引火性物質は，消防法で定められる危険物又は少量危険物のうち潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え，再処理施設で取り扱う物質として，TBP，n-ドデカン等(以下「有機溶媒等」という。)，及び硝酸ヒドラジン並びに高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素，窒素，二酸化炭素，アルゴン，NOx，プロパン及び酸素のうち，可燃性ガスである水素及びプロパン(以下「可燃性ガス」という。)並びに上記に含まれない分析試薬を対象とする。

なお，分析試薬については，「4.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止について」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。

以下，a.項において，潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策，b.項において，可燃性ガスを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策について説明する。

a.　潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策

(a)　潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンの漏えい及び拡大防止対策

潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備(以下「油等内包設備」という。)は，溶接構造又はシール構造により漏えいを防止する。

油等内包設備である安全冷却水B冷却塔は，堰を設置し，油の漏えいの拡大を防止する。

なお，セル内に設置する有機溶媒等を内包する設備から有機溶媒等の漏えい拡大防止として漏えい液受皿を設置し，漏えい検知装置により漏えいを検知するとともに，スチームジェットポンプ，ポンプ又は重力流により漏えいした液の化学的性状に応じて定めた移送先に移送する。

本内容に係る展開のうち，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンの漏えい及び拡大防止対策については，油等内包設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(b)　油等内包設備の配置上の考慮

火災区域内に設置する油等内包設備の火災又は爆発により，再処理施設の火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能を損なわないよう，再処理施設の火災防護上重要な機器等は，油等内包設備の火災による影響を軽減するために，耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。

(c)　油等内包設備を設置する火災区域の換気

潤滑油，燃料油又は有機溶媒等は，引火点が油等内包設備を設置する室内温度よりも十分高く，機器運転時の温度よりも高いものを使用する設計とする。

また，油等内包設備は，漏えいした場合に気体状の発火性又は引火性物質が可燃性蒸気となって爆発性雰囲気を形成しないよう，機械換気又は自然換気を行う設計とする。

再処理工程で使用する有機溶媒等を内包する設備のうち，放射性物質を含

む設備は，塔槽類廃ガス処理設備等に接続し，機械換気を行う設計とする。

油等内包設備がある火災区域における換気を第4-1表に示す。

(d) 潤滑油，燃料油又は有機溶媒等の防爆対策

イ． 潤滑油，燃料油又は有機溶媒等は，(c)項に示すとおり， 設備の外部へ漏えいしても爆発性雰囲気は形成されない。

したがって，油等内包設備を設置する火災区域では，可燃性蒸気の着火源防止対策として用いる防爆型の電気品及び計装品の使用並びに防爆を目的とした電気設備の接地対策は不要とする設計とする。

ロ． 有機溶媒等の漏えいにより爆発性雰囲気となるおそれのある設備への防爆対策は，固体廃棄物処理施設の廃溶媒処理系の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(e) 潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンの貯蔵

潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンの貯蔵設備とは，供給設備へ潤滑油又は燃料油を補給するためにこれらを貯蔵する設備及び再処理工程で用いる有機溶媒等，硝酸ヒドラジンを貯蔵する貯槽である。

これらの設備は，貯蔵量を一定時間の運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。

潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンの運転に必要な貯蔵量については，潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンの貯蔵に係る設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

b. 可燃性ガスを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策

(a) 可燃性ガスの漏えい及び拡大防止対策

水素又はプロパンを内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は，溶接構造等により，可燃性ガスの漏えいを防止することで防爆の対策を行う設計とする。

可燃性ガスの漏えい及び拡大防止対策については，可燃性ガス内包設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(b) 水素の漏えい検出

火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は，蓄電池の上部に

水素漏えい検知器を設置し，水素の燃焼限界濃度である4vol％の4分の1以下で中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に警報を発する設計とする。

本内容については，水素発生のおそれのある設備又は運転で水素を使用する設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(c)　可燃性ガス内包設備の配置上の考慮

可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により，火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。

可燃性ガス内包設備の配置上の考慮については，可燃性ガス内包設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(d)　可燃性ガス内包設備がある火災区域又は火災区画の換気

火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため，可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気を行う設計とする。

このうち，蓄電池を設置する火災区域は，機械換気を行うことにより，水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

蓄電池室の換気設備が停止した場合には，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に警報を発する設計とする。

通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には，原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。

ただし，蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は，社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう，鋼板製筐体に収納し，水素ガス滞留を防止するため筐体内を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。

可燃性ガス内包設備がある火災区域又は火災区画の換気については，可燃性ガス内包設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(e)　可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画の防爆対策

火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として，火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は，溶接構造

の採用，機械換気等により，「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに，発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの万一の漏えいを考慮して，漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は，防爆構造とする設計とし，静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。

可燃性ガス内包設備がある火災区域の防爆対策については，可燃性ガス内包設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(f) 可燃性ガスの貯蔵

火災区域に設置する可燃性ガスを貯蔵する機器は，運転に必要な量以上に貯蔵しない設計とする。

可燃性ガスの貯蔵は，運転に必要な量以上に貯蔵しないことを火災防護計画に定める。

(2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策

火災区域における可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備については以下の設計とする。

a. 可燃性の蒸気

油等内包設備を設置する火災区域は，潤滑油，燃料油又は有機溶媒等が設備の外部へ漏えいしても，引火点が室内温度又は外気温度よりも十分高く，機器運転時の温度よりも高いため，可燃性蒸気は発生しない。

火災区域における現場作業において，有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし，可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は，使用する作業場所において，換気，通風，拡散の措置を行うとともに，建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。

このため，引火点が室内温度及び機器運転時の温度よりも高い潤滑油，燃料油又は有機溶媒等を使用すること並びに火災区域における有機溶剤を使用する場合の滞留防止対策について，火災防護計画に定めて，管理する。

b. 可燃性の微粉が滞留するおそれがある機器

火災及び爆発の発生防止のため，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備を設置する火災区域には静電気が溜まるおそれがある設備を設置しない設計とする。

可燃性の微粉が滞留するおそれがある機器については，可燃性の微粉が滞留するおそれがある機器の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(3)　発火源への対策

火災区域は，以下に示すとおり，火花を発生する設備や高温の設備に対して火災及び爆発の発生防止対策を行う設計とする。

火災及び爆発の発生防止のため，発火源への対策として火花の発生を伴う設備は，水中で取り扱うことにより発生する火花が発火源となることを防止する設計又は 火花の発生を伴う設備の周辺に可燃性物質を保管しないこと及び複数のカメラで機器の周囲を監視することを保安規定に定めて，管理する。

また，高温となる設備は，高温部を保温材又は耐火材で覆うことにより，可燃性物質との接触を防止する設計又は 計測制御系統施設による温度パラメータを監視し，加熱の停止等を行うことにより可燃性物質の加熱を防止する設計とする。

本内容については，発火源への対策を必要とする設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(4)　過電流による過熱防止対策

再処理施設内の電気系統に対する過電流による過熱及び焼損の防止対策として，電気系統は，機器の損壊，故障及びその他の異常を検知した場合には，遮断器により故障箇所を隔離することにより，故障の影響を局所化するとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。

(5)　放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策

再処理施設は，以下に示すとおり，放射線分解，充電時の蓄電池から発生する水素の蓄積防止対策を行う設計とする。

a. 再処理施設は，充電時の蓄電池から発生する水素の蓄積防止対策を行う設計とする。

本内容については，充電時の蓄電池から発生する水素の蓄積防止対策を必要とする設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

b. 放射線分解により発生する水素については，「4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」，「(5)放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止」に示す蓄積防止対策を行う設計とする。

本内容については，放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策を必要とする設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(6)　火災及び爆発の発生防止に係る個別留意事項

a.　放射性廃棄物の廃棄施設の火災及び爆発の発生防止対策

放射性物質による崩壊熱は，冷却水又は空気による除去を行うことにより，火災の発生防止を考慮した設計とする。

放射性物質を含んだ廃樹脂及び廃スラッジは，廃樹脂貯槽に貯蔵する設計とする。

放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は，処理を行うまでの間，金属製容器に封入し，保管する設計とする。

放射性廃棄物の廃棄施設の火災の発生防止対策については，放射性廃棄物の処理及び貯蔵設備の火災の発生防止対策を必要とする設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

b.　放射性廃棄物の処理及び貯蔵設備の換気設備

本内容については，放射性廃棄物の処理及び貯蔵設備の換気設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

c.　電気室の目的外使用の禁止

電気室は，電源供給のみに使用する設計とする。

本内容については，電気設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用

火災及び爆発の発生を防止するため，火災防護上重要な機器等は，以下に示すとおり，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。

以下，(1)項において，不燃性材料又は難燃性材料を使用する場合の設計，(2)項において，代替材料を使用する設計，(3)項において，不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合で火災防護上重要な機器等の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術的に困難な場合の設計について説明する。

(1)　不燃性材料又は難燃性材料の使用

a.　主要な構造材

火災防護上重要な機器等のうち，機器，配管，ダクト，ケーブルトレイ，電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は，火災及び爆発の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し，以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。

(a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料
(b) ステンレス鋼，低合金鋼，炭素鋼等の不燃性である金属材料

b. 保温材

火災防護上重要な機器等に対する保温材は，平成12 年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。

本内容については，保温材を取り付ける設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

c. 建屋内装材

火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等を設置する建屋の建屋内装材は，不燃性材料を使用する設計とし，中央制御室等のカーペットは，防炎物品を使用する設計とする。

建屋内装材の不燃性材料の使用については，建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

d. 火災防護上重要な機器等に使用するケーブル

火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等に使用するケーブルには，以下の燃焼試験により自己消火性及び耐延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。

(a) 自己消火性

第4-2表に示すとおり，バーナによりケーブルを燃焼させ，残炎による燃焼が60秒を超えない等の判定基準にて自己消火性を確認するUL 1581(Fourth Edition)1080. VW-1 UL垂直燃焼試験に定められる試験方法により燃焼試験を実施し，判定基準を満足することを確認する。

自己消火性の確認をする難燃ケーブルについては，自己消火性の確認をす

る難燃ケーブルの申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(b) 耐延焼性

イ. ケーブル(光ファイバケーブルを除く)

第4-3表に示すとおり，バーナによりケーブルを燃焼させ，自己消火時のケーブルのシース及び絶縁体の最大損傷距離が1800mm未満であること等の判定基準にて耐延焼性を確認するIEEE Std 383-1974垂直トレイ燃焼試験に定められる試験方法により燃焼試験を実施し，判定基準を満足することを確認する。

ロ. 光ファイバケーブル

光ファイバケーブルについては，バーナによりケーブルを燃焼させ，自己消火時のケーブルのシース及び絶縁体の最大損傷距離が1500mm未満であること等の判定基準にて耐延焼性を確認するIEEE Std 1202-1991垂直トレイ燃焼試験に定められる試験方法により燃焼試験を実施し，判定基準を満足することを確認する。

e. 換気設備のフィルタ

火災防護上重要な機器等のうち，換気設備のフィルタは，不燃性材料又は「JACANo.11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。

本内容については，換気設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

f. 変圧器及び遮断器に対する絶縁油

火災防護上重要な機器等のうち，建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。

本内容については，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて詳細を説明する。

g. グローブボックス等

放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス等のうち，非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックスで，万一の火災時に閉じ込め機能を損なうおそれのあるものについては，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。

本内容については，非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等の申請に合わせて詳細を説明する。

(2)　不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用

不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合で代替材料を使用する場合は，以下のa. 項及びb. 項に示す設計とする。

a.　保温材

火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等に使用する保温材の材料について，不燃性材料が使用できない場合は，建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有する代替材料を使用する設計とする。

本内容については，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

b.　建屋内装材

火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等を設置する建屋の建屋内装材として不燃性材料が使用できない場合は，不燃性材料又は防炎物品と同等の代替材料を使用する設計とする。

建屋内装材の不燃性材料と同等の材料の使用については，建屋内装材を取り付ける設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(3)　不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用

不燃性材用又は難燃性材料を使用できない場合で代替材料の使用が技術上困難な場合は，以下の①項を設計の基本方針とし，具体的な設計について以下のa. からc. 項に示す。

①　火災防護上重要な機器等の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該構築物，系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等において火災が発生することを防止するための措置を講じる。

重大事故等対処施設において不燃性材料又は難燃性材料ではないものを使用する場合については，重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

a.　主要な構造材

(a)　配管のパッキン類

配管等のパッキン類は，その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため，金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることなく，火災による安全機能への影響は限定的であること，また，他の火災防護上重要な機器等に延焼するおそれがないことから，不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。

(b)　金属材料内部の潤滑油

金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油は，その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であり，発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等に延焼しないことから，不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。

(c)　金属材料内部の電気配線

金属に覆われたポンプ，弁等の躯体内部に設置する駆動部の電気配線は，製造者等により機器本体と電気配線を含めて電気用品としての安全性及び健全性が確認されているため，その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であり，発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等に延焼しないことから，不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。

b.　建屋内装材

火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等を設置する建屋の建屋内装材について，その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該構築物，系統及び機器における火災及び爆発に起因して他の火災防護上重要な機器等において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。

火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等を設置する建屋の内装材のうち，管理区域の床，壁に耐汚染性，除染性，耐摩耗性及び耐腐食性を確保することを目的として塗布するコーティング剤については，使用箇所が不燃性材料であるコンクリート表面であること，建築基準法に基づき認定を受けた難燃性材料，又は消防法に基づき認定を受けた防炎物品と同等の性能を有することを試験により確認した塗料であること，加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと，建屋内に設置する火災防護上重要な機器等は不燃性

材料又は難燃性材料を使用し，その周辺における可燃性物質を管理することから，難燃性材料を使用する設計とする。

建屋内装材の不燃性材料と同等の材料の使用が困難な場合の措置については，建屋内装材を取り付ける設備を設置する建屋の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

c.　火災防護上重要な機器等に使用するケーブル

機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には，金属製の筐体等に収納，延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で，難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し，使用する設計とすることで，他の火災防護上重要な機器等において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。

本内容については，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

d.　グローブボックス等

グローブボックスのパネルに可燃性材料を使用する場合は，火災によるパネルの損傷を考慮しても閉じ込め機能を損なわないよう，パネル外表面に難燃性材料を設置することで，難燃性パネルと同等以上の難燃性能を有する設計とし，その難燃性能をUL94垂直燃焼試験及びJIS酸素指数試験における燃焼試験により確認したものを使用する設計とする。

本内容については，非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等の申請に合わせて詳細を説明する。

4.4　落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止

再処理施設では，地震，津波，落雷，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害の自然現象が想定される。

風(台風)，竜巻及び森林火災に伴う火災及び爆発により再処理施設の安全機能を損なわないよう，これらの自然現象から防護する設計とすることで，火災及び爆発の発生を防止する。

津波，凍結，高温，降水，積雪，生物学的事象及び塩害は，発火源となり得る自然現象ではなく，火山の影響についても，火山から再処理施設に到達するまでに降下火

砕物が冷却されることを考慮すると，発火源となり得る自然現象ではない。

生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については，侵入防止対策によって影響を受けないことから，火災が発生する自然現象ではない。

したがって，再処理施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻(風(台風))及び森林火災について考慮することとし，これらの自然現象によって火災及び爆発が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。

(1) 落雷による火災及び爆発の発生防止

火災防護上重要な機器等は，落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608-2007)，建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格(JISA4201-1992建築物等の避雷設備(避雷針)，2003建築物等の雷保護)に準拠した避雷設備を設置する設計とする。安全上重要な施設は，建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設置する設計とする。

各防護対象施設に設置する避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。

避雷設備設置箇所を以下に示す。

・安全冷却水B冷却塔※

※飛来物防護ネット(再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B)に避雷設備を設置する。

重大事故等対処施設における落雷による火災及び爆発の発生を防止については，重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(2) 地震による火災及び爆発の発生防止

a. 火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じ十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「再処理施設の技術基準に関する規則」(令和2年原子力規制委員会規則第9号)第六条に従い，耐震重要度分類に応じた耐震設計とする。

b. 重大事故等対処施設の耐震に係る設計方針については，重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(3) 森林火災による火災及び爆発の発生防止

屋外の火災防護上重要な機器等は，「Ⅵ-１-１-１-３-１外部火災への配慮に関する基本方針」に基づき，評価し設置した防火帯による防護等により，火災及び爆

発の発生防止を講じる設計とする。

屋外の重大事故等対処施設に対する森林火災による火災及び爆発の発生防止については，重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(4) 竜巻(風(台風))による火災及び爆発の発生防止

屋外の火災防護上重要な機器等は，「Ⅵ-１-１-１-２-１竜巻への配慮に関する基本方針」に基づき，飛来物の衝突等を考慮した竜巻防護対策を行うことにより，火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。

屋外の重大事故等対処施設に対する竜巻(風(台風))による火災及び爆発の発生防止については，重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

第 4-1 表 油等内包設備がある火災区域における換気設備

油内包設備がある火災区域又は火災区画	換気設備等
屋外	自然換気

第4-2表 UL垂直燃焼試験の概要

試験名	UL垂直燃焼試験
試験装置	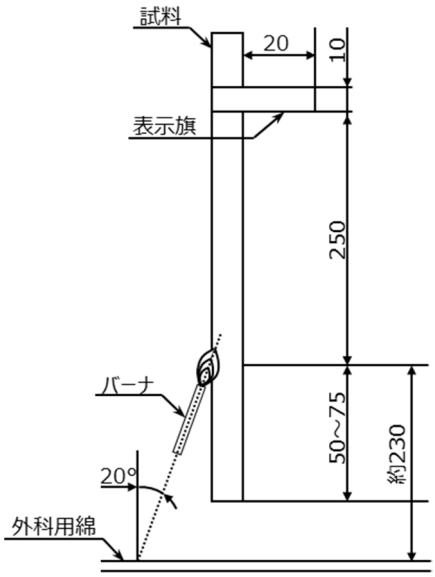 単位（mm）
試験内容	・試料を垂直に保持し，20度の角度でバーナの炎をあてる。 ・15秒着火，15秒休止を５回繰り返し試料の燃焼の程度を調べる。
燃焼源	・チリルバーナ
バーナ熱量	・2.13MJ／h
使用燃料	・工業用メタンガス
判定基準	・残炎による燃焼が60秒を超えない。 ・表示旗が25%以上焼損しない。 ・落下物によって下に設置した綿が燃焼しない。

第 4-3 表 IEEE 383-1974 垂直トレイ燃焼試験の概要

試験装置		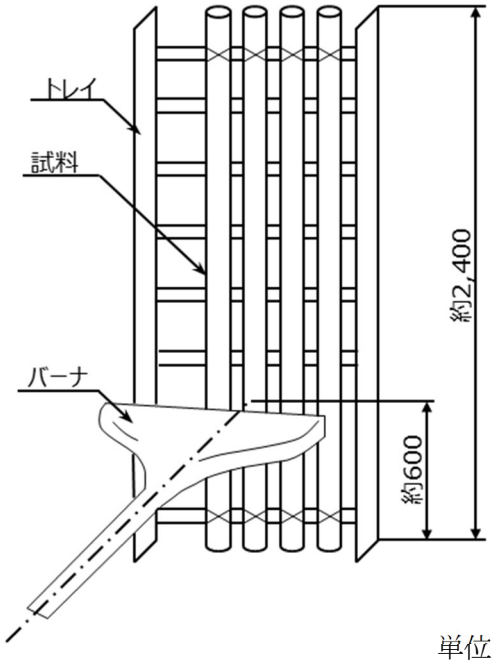 単位（mm）
試験内容		・バーナを点火し，20分経過後バーナの燃焼を停止し，そのまま放置してケーブルの燃焼が自然に停止したならば試験を終了する。
燃焼源		・リボンバーナ
バーナ熱量		・70,000BTU／h（73.3MJ／h）
使用燃料		・天然ガス若しくはプロパンガス
火源	燃料ガス調質	・規定なし
	バーナ角度	・水平
試料	プレコンディショニング	・規定なし
判定基準		①ケーブルのシース及び絶縁体の最大損傷長が1,800mm以下であること。 ②３回の試験いずれにおいても，上記を満たすこと。

5.　火災の感知及び消火

火災感知設備及び消火設備は，火災防護上重要な機器等に対して火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行う設計とする。

5.1項では，火災感知設備に関して，5.1.1項に要求機能及び性能目標，5.1.2項に機能設計及び5.1.3項に構造強度設計について説明する。

5.2項では，消火設備に関して，5.2.1項に要求機能及び性能目標，5.2.2項に機能設計，5.2.3項に構造強度設計について説明する。

5.1　火災感知設備について

火災感知設備は，火災防護上重要な機器等に対して火災の影響を限定し，早期の火災の感知を行う設計とし，地震による火災を考慮する場合は，火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じて機能を保持できる設計とする。

火災感知設備の設計に当たっては，機能設計上の性能目標と構造強度上の性能目標を「5.1.1 要求機能及び性能目標」にて定め，これら性能目標を達成するための機能設計及び構造強度設計を「5.1.2 機能設計」及び「5.1.3 構造強度設計」において説明する。

火災感知設備の設計については，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

5.1.1　要求機能及び性能目標

本項では，火災感知設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を(1)項にて整理し，この要求機能を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を(2)項にて定める。

(1)　要求機能

火災感知設備は，火災区域又は火災区画の火災に対し早期の火災の感知を行うことが要求される。

火災感知設備は，地震等の自然現象によっても火災感知の機能を保持されることが要求され，地震については，火災区域又は火災区画の火災に対し，地震時及び地震後においても，火災防護上重要な機器等への火災の影響を限定し，火災を早期に感知する機能を損なわないことが要求される。

(2)　性能目標

火災感知設備は，火災区域又は火災区画の火災に対し，火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定し，早期に火災を感知する機能を保持できることを性

能目標とする。

火災感知設備は，火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じて，地震時及び地震後においても，電源を確保するとともに，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災を感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。

火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じた火災感知設備の機能設計を「5.1.2(4)　火災感知設備の自然現象に対する考慮」のa.項に示す。

火災感知設備のうち火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じた地震力に対し，耐震性を有する安全冷却水B冷却塔等にボルト等で固定し，主要な構造部材が火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし，火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じた地震力に対し，電気的機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。

火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災を感知する火災感知設備の電源は，感知の対象とする設備の耐震重要度分類に応じて非常用母線から給電する。

火災感知設備に給電する電気設備の耐震評価は，電気設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

5.1.2　機能設計

本項では，「5.1.1 要求機能及び性能目標」で設定している火災感知設備の機能設計上の性能目標を達成するために，火災感知設備の機能設計の方針を定める。

建屋内に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の火災感知設備に係る機能設計については，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(1)　火災感知器

a.　設置条件

火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は，早期に火災を感知するため，放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。

火災感知器の選定においては，設置場所に対応する適切な火災感知器の種類

を以下，b.項に示す通り，消防法に準じて選定する設計とする。

また，火災感知器の取付方法，火災感知器の設置個数の考え方等の技術的な部分については，消防法に基づき設置する設計する。

環境条件から消防法上の火災感知器の設置が困難となり，感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては，消防法施行規則において求める感知器の網羅性，及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号)第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。

ただし，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち，コンクリート製の構造物や金属製の配管，タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は，火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず，消防法に基づいた設計とする。

b.　火災感知器の種類

火災感知設備の火災感知器は，平常時の状況(温度，煙濃度)を監視し，火災現象(急激な温度や煙濃度の上昇)を把握することができるアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器として組み合わせて火災を早期に感知することを基本として，火災区域又は火災区画に設置する設計とする。

火災感知器の取付条件によっては，アナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難なものもある。

屋外に設置する火災感知器は，降水等の影響を考慮し密閉性を有する防爆型又は屋外仕様の火災感知器が適している。

安全冷却水系の冷却塔は屋外に開放された状態で設置されており，火災による熱及び煙が周囲に拡散することからアナログ式の火災感知器(煙及び熱)の設置が適さないことから，非アナログ式の屋外仕様の炎感知器(赤外線式(防水型))及び非アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ(サーモカメラ)を設置する設計とする。(第5-1表)

また，その他の屋外の火災区域又は火災区画のうち，発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所については，防爆型のアナログ式の熱感知器(熱電対)に加え，防爆型の非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。

その他の屋外の火災区域又は火災区画に係る火災感知器については，当該区域に設置される設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

非アナログ式の屋外仕様の炎感知器(赤外線式(防水型))及び非アナログ式の

屋外仕様の熱感知カメラ(サーモカメラ)を設置する場合においては，誤動作防止対策のため，屋外型を採用するとともに，必要に応じて太陽光の影響を防ぐ遮光板を設置する設計とする。

屋外仕様の炎感知器(赤外線式(防水型))は非アナログ式であるが，感知原理に「赤外線3波長式」を採用し，さらに太陽光の影響についても火災発生時の特有な波長帯のみを感知することで誤作動防止を図る設計とするため，アナログ式と同等の機能を有する。

屋外仕様の熱感知カメラ(サーモカメラ)は非アナログ式であるが，環境温度及び機器の運転温度を考慮し，警報を発報する温度を設定することにより誤動作防止を図る設計とするため，アナログ式と同等の機能を有する。

(a)　屋外環境を考慮して，火災感知器を設置する火災区域又は火災区画

①　火災感知器

・非アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ(サーモカメラ)

・非アナログ式の屋外仕様の炎感知器(赤外線式(防水型))

②　選定理由

屋外エリアの火災感知器は，屋外における火災時の煙の拡散，降水等の影響を考慮し，屋外仕様の非アナログ式の炎感知器(赤外線式(防水型))及び屋外仕様の非アナログ式の熱感知カメラ(サーモカメラ)とする。

また，非アナログ式の熱感知カメラ(サーモカメラ)及び非アナログ式の炎感知器(赤外線式(防水型))については，監視範囲内に火災の感知に影響を及ぼす死角がないように設置する。

③　対象となる火災区域又は火災区画

・安全冷却水B冷却塔

(c)　火災感知器を設置しない火災区域又は火災区画

火災感知器を設置しない火災区域又は火災区画について以下のイ項からハ項に示す。

イ．　通常作業時に人の立入りがなく，少量の可燃性物質の取扱いはあるが，取扱いの状況を踏まえると火災のおそれがない区域

ロ．　通常作業時に人の立入りがなく，可燃性物質がない火災区域又は火災区画

ハ．可燃性物質の取扱いはあるが，火災感知器によらない設備により火災発生の前後において有効に火災等が検出できる区域

火災感知器を設置しない火災区域又は火災区画の詳細については，対象となる火災区域又は火災区画の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(2)　火災受信器盤（火災監視盤）

a. 火災感知設備のうち火災受信器盤（火災監視盤）は，火災感知器の作動状況を中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において常時監視できる設計としており，火災が発生していない平常時には，火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを火災受信器盤（火災監視盤）で確認する。

b.　火災受信器盤（火災監視盤）は，以下の機能を有するように設計する。

(a)　アナログ式の火災感知器が接続可能であり，作動した火災感知器を１つずつ特定できる機能

(b)　アナログ式の熱感知器（熱電対（防爆型含む））が接続可能であり，作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能

(c)　非アナログ式の炎感知器（赤外線式（防水型及び防爆型含む））が接続可能であり，作動した火災感知器を１つずつ特定できる機能

(d)　非アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ（サーモカメラ）が接続可能であり，感知区域を特定できる機能

(e)　アナログ式の熱感知器（光ファイバー）が接続可能であり，感知区域を特定できる機能

c.　火災感知器は，以下のとおり点検を行うことができる設計とする。

(a) 自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。

(b) 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，消防法施行規則に準じ，煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。

(3)　火災感知設備の電源確保

火災感知設備は，外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設け，火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。

また，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器設備については，火災 感知の対象となる設備の耐震重要度分類に応じて非常用母線又は運転予備用母線から給電する設計とする。

緊急時対策所建屋の火災区域又は火災区画の火災感知設備については，重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(4)　火災感知設備の自然現象に対する考慮

再処理施設において，設計上の考慮を必要とする自然現象として，地震，津波，落雷，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を抽出した。

これらの自然現象のうち，落雷については，「4.3(1) 落雷による火災及び爆発の発生防止」に示す対策により，機能を維持する設計とする。

地震については，以下a.項に示す対策により機能を維持する設計とする。

凍結については，以下b.項に示す対策により機能を維持する設計とする。

竜巻，風(台風)については，以下c.項に示す対策により機能を維持する設計とする。

上記以外の津波，凍結，高温，降水，積雪，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害については，c.項に示す対策により機能を維持する設計とする。

a.　火災感知設備は，第5-2表に示すとおり，火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定し，早期の火災の感知を行う設計とし，地震時に火災を考慮する場合は，火災防護上重要な機器等が保持すべき耐震重要度分類に応じて機能を保持できる設計とする。

火災感知設備は，火災区域又は火災区画の火災に対し，地震時及び地震後においても，電源を確保するとともに，火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定し，地震時に火災を考慮する場合は，火災防護上重要な機器等の保持すべき耐震重要度分類に応じて火災を早期に感知する機能を保持するために，以下の設計とする。

(a)　消防法の設置条件に準じ，「(1) 火災感知器」に示す範囲の環境条件を考慮して設置する火災感知器及び「(2)　火災受信器盤(火災監視盤)」に示す火災の監視等の機能を有する火災受信器盤(火災監視盤)等により構成する設計とする。

(b)　「(3) 火災感知設備の電源確保」に示すとおり，非常用母線又は運転予備用電源から受電可能な設計とし，電源喪失時においても火災の感知を可能とするために必要な容量を有した蓄電池を内蔵する設計とする。

(c)　地震時及び地震後においても，火災を早期に感知するための機能を保持する設計とする。具体的には，火災感知設備を取り付ける基礎ボルトの応力評価及び電気的機能を確認するための電気的機能保持評価を行う設計とする。耐震

設計については，「5.1.3　構造強度計算」に示す。

b.　屋外に設置する火災感知器は，再処理施設が考慮している冬期最低気温-15.7℃を踏まえ，当該環境条件を満足する火災感知器を設置する設計とする。

c.　屋外の火災感知設備は，屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し，自然現象により感知の機能，性能が阻害された場合は，早期に火災感知器の取替えを行うことにより，当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。

5.1.3　構造強度設計

火災感知設備が構造強度上の性能目標を達成するよう，機能設計で設定した火災感知設備の機能を踏まえ，耐震設計の方針を以下のとおり設定する。

火災感知設備は，「5.1.1 要求機能及び性能目標」の「(2)性能目標」b.項で設定している構造強度上の性能目標を踏まえ，火災区域又は火災区画の火災に対し，火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定し，早期に火災を感知する機能を保持する設計とする。

火災感知設備のうち 耐震Ｓクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対し，耐震性を有する安全冷却水Ｂ冷却塔等にボルト等で固定し，主要な構造部材が火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。また，基準地震動Ｓｓに対し，電気的機能を保持する設計とする。

火災感知設備の耐震設計に係る方針を「Ⅲ-1-2　火災防護設備の耐震設計」に示す。

5.2　消火設備について

消火設備は，火災防護上重要な機器等に対して火災の影響を限定し，早期の火災の消火を行う設計とし，地震時に火災を考慮する場合は，火災防護上重要な機器等が保持すべき耐震重要度分類に応じて機能を保持できる設計とする。

消火設備の設計に当たっては，機能設計上の性能目標と構造強度上の性能目標を「5.2.1 要求機能及び性能目標」にて定め，これら性能目標を達成するための機能設計及び構造強度設計を「5.2.2 機能設計」及び「5.2.3 構造強度設計」において説明する。

次回以降の申請対象設備に係る消火設備の設計については，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

5.2.1　要求機能及び性能目標

本項では，消火設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を(1)項にて整理し，この要求機能を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を(2)項にて定める。

(1)　要求機能

消火設備は，火災区域又は火災区画の火災に対し，早期の消火を行うことが要求される。

消火設備は，地震等の自然現象によっても消火の機能が保持されることが要求され，地震については，火災区域又は火災区画の火災に対し，地震時及び地震後においても，火災防護上重要な機器等への火災の影響を限定し，火災を早期に消火する機能を損なわないことが要求される。

(2)　性能目標

消火設備は，火災区域又は火災区画の火災に対し，火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定し，早期に消火する機能を保持することを性能目標とする。

消火設備は，火災区域又は火災区画の火災に対し，地震時及び地震後においても電源を確保するとともに，煙の充満又は放射線の影響(以下「煙の充満等」という。)により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定し，地震による火災の発生を考慮する場合は，火災防護上重要な機器等が保持すべき耐震重要度分類に応じて火災を早期に消火する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。

火災防護上重要な機器等が保持すべき耐震重要度分類の設備分類に応じた消火設備の機能設計を「5.2.2(5)消火設備の設計」のf.項に示す。

火災区域又は火災区画に設置する消火設備は，火災防護上重要な機器等が保持すべき耐震重要度分類に応じた地震力に対し，静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまることを構造強度上の性能目標とする。

また，消火設備の配管，容器類は，高圧ガス保安法及び消防法に基づき，適切な材料を使用し，十分な構造及び強度を有する設計とする。

5.2.2　機能設計

本項では，「5.2.1　要求機能及び性能目標」で設定している消火設備の機能設計上の性能目標を達成するために，消火設備の機能設計の方針を定める。

火災区域又は火災区画に設置する消火設備は，火災区域又は火災区画の火災を早期に消火するために，消防法に準じて設置する設計とする。

消火設備の選定は，火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難である火災区域又は火災区画と，消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画それぞれ

に対して実施する。

以下，(1)項に示す火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難である火災区域又は火災区画は，固定式消火設備であるハロゲン化物消火設備，二酸化炭素消火設備，ハロゲン化物消火設備(局所)，ケーブルトレイ消火設備，又は電源盤・制御盤消火設備による消火を基本とする設計とする。

以下，(2)項に示す消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画においては，消防法第二十一条の二第2項による型式適合検定に合格した消火器の設置又は消火栓による消火を行う設計とする。

建屋内に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の消火設備については，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(1)　火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画

本項では，a.項において，火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定について，b.項において，選定した火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備について説明する。

a.　火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定

建屋内の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画は，以下(2)項に示すものを除いて，以下(a)～(d)のように火災発生時に煙の充満等により消火活動が困難となるものとして選定する。

(a)　多量の可燃物を取扱う火災区域又は火災区画

(b)　可燃物を取り扱い構造上消火活動が困難となる火災区域又は火災区画

(c)　等価火災時間が3時間を超える火災区域又は火災区画

(d)　安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画

今回申請設備は屋外に設置されることから本項に該当しないため，選定の詳細及び火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備については，当該火災区域又は火災区画に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

b.　火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備

火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備については，当該火災区域又は火災区画に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(2)　火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画

本項では，a.項において，火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定について，b.項において，選定した火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備について説明する。

a.　火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定

消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画は，以下に示すとおり，取扱う可燃性物質の量が少ない火災区域又は火災区画，隣室からの消火が可能な火災区域又は火災区画，換気設備による排煙が可能であり有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる火災区域又は火災区画及び煙が大気へ放出される火災区域又は火災区画とする。

(a)　取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域又は火災区画

火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定の詳細については，当該火災区域又は火災区画に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(b)　隣室からの消火が可能な火災区域又は火災区画

火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定の詳細については，当該火災区域又は火災区画に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(c)　換気設備による排煙が可能であり有効に煙の除去又は煙が降下するまでの

時間が確保できる火災区域又は火災区画

火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定の詳細については，当該火災区域又は火災区画に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(d) 屋外の火災区域又は火災区画

屋外の火災区域又は火災区画に設置される安全冷却水B冷却塔は，火災が発生しても煙が大気へ放出されるため，消火活動が可能な設計とする。

b. 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備

(2)a.項に示す消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画は，消火班等による消火活動を行うために，消防法又は建築基準法に基づく消火器，消火栓に加え，移動式消火設備で消火する設計とする。

なお，消火活動においては，可搬式排煙機及びサーモグラフィにより煙の影響を軽減する。

(3) 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針

火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針については，火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(4) 消火設備の破損，誤作動又は誤操作による安全機能への影響評価

本項では，消火設備の破損，誤作動及び誤操作による安全機能に対処するために必要な機能への影響について説明する。

消火設備の破損，誤作動又は誤操作により，安全機能に対処するために必要な機能を損なわないよう以下の設計とする。

消火設備の放水等による溢水は，技術基準規則第十二条に基づき，安全上重要な施設の安全機能への影響がない設計とし，当該設計については，「Ⅵ－１－１－６－１溢水による損傷の防止に対する基本方針」に基づく設計とする。

消火設備の放水等による溢水に対する設計は，重大事故等対処設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(5)　消火設備の設計

本項では，消火設備の設計として，以下のa.項に消火設備の消火剤の容量，b.項に消火設備の系統構成，c.項に消火設備の電源確保，d.項に消火設備の配置上の考慮，e.項に消火設備の警報，f.項に地震等の自然現象に対する考慮について説明するとともに，g.項に消火設備の設計に係るその他の事項について説明する。

a.　消火設備の消火剤の容量

(a)　想定される火災の性状に応じた消火剤容量

消火剤に水を使用する消火栓の容量は，「(b)　消火用水の最大放水量の確保」に示し，上記以外の消火設備に必要な消火剤の容量については，対象となる消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(b)　消火用水の最大放水量の確保

イ.　再処理施設に消火水を供給するための水源

消火用水供給系の水源であるろ過水貯槽及び消火用水貯槽は，消防法施行令第十一条，第十九条及び危険物の規制に関する規則第三十二条に基づき，屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合を想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。

再処理施設に消火水を供給するための水源については，対象となる消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

b.　消火設備の系統構成

(a)　消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮

イ.再処理施設の消火用水供給系

消火用水供給系の水源は，容量約2,500m^3のろ過水貯槽及び容量約900m^3の消火用水貯槽を設置し，双方からの消火水の供給を可能とすることで，多重性を有する設計とする。

消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え，同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで，多様性を有する設計とする。

なお，平常時に消火用水供給系の配管内圧力が低下しないよう，配管内圧力を維持するための圧力調整用消火ポンプを設置する設計とする。

消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮については，対象となる消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(b)　系統分離に応じた独立性の考慮

再処理施設の火災防護対策を行う安全上重要な施設が系統間で分離し設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火設備の系統分離に応じた独立性の考慮については，対象となる火災防護上の最重要設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(c)　消火用水の優先供給

消火用水供給系は，他の系統と兼用する場合には，隔離弁を設置し遮断する措置により，消火用水の供給を優先する設計とする。

なお，消火用水供給系の消火用水貯槽は他の系統と兼用しない設計とする。

消火用水の優先供給については，対象となる消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

c.　消火設備の電源確保

電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とし，ディーゼル駆動消火ポンプは外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。

消火設備の電源確保については，対象となる消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

d.　消火設備の配置上の考慮

(a)　火災に対する二次的影響の考慮

再処理施設内の消火設備のうち，消火栓，消火器を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。

消火設備の二次的影響を考慮した配置上の考慮については，対象となる消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(b)　管理区域からの放出消火剤の流出防止

管理区域内で放出した消火水は，管理区域外への流出を防止するため，管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに，各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し，処理する設計とする。

本内容については，消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(c)　消火栓の配置

火災区域又は火災区画に設置する屋外消火栓は,火災区域内の消火活動に対処できるよう，消防法施行令第十九条(屋外消火栓設備に関する基準)及び都市計画法施行令第二十五条(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目)に準拠し，屋外消火栓から防護対象物を半径40mの円で包括できるよう配置することにより，消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する。

屋内消火栓については,火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

e.　消火設備の警報

(a)　消火設備の故障警報

電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは,電源断等の故障警報を中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に吹鳴する設計とする。

固定式消火設備及び緊急時対策建屋の水系消火設備の故障警報については,各消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

消火設備の故障警報が発報した場合には，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに，消火設備が故障している場合には，早期に必要な補修を行う。

(b)　固定式消火設備の従事者退避警報

固定式消火設備の従事者退避警報については,対象となる消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

f.　消火設備の自然現象に対する考慮

再処理施設において,設計上の考慮を必要とする自然現象として,地震,津波,落雷，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，火山の影響，生物学的事象,森林火災及び塩害を抽出した。

これらの自然現象のうち，落雷については，「4.3(1)落雷による火災及び爆発の発生防止」に示す対策により，機能を維持する設計とする。

凍結については，以下「(a)凍結防止対策」に示す対策により機能を維持する

設計とする。

竜巻，風(台風)に対しては，「(b)風水害対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。

地震については，「(c)想定すべき地震に対する対応」に示す対策により機能を維持する設計とする。

上記以外の津波，高温，降水，積雪，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害については，「(b)風水害対策」に示すその他の自然現象の対策により機能を維持する設計とする。

(a) 凍結防止対策

消火水供給設備の供給配管は冬季の凍結を考慮し，凍結深度(GL-60cm)を確保した埋設配管とするとともに，地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とすることにより，凍結を防止する設計とする。

また，凍結を防止するため，自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。

(b) 風水害対策

電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは，建屋内(ユーティリティ建屋)に設置する設計とし，風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。

風水害対策については，各消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

屋外消火栓は風水害に対してその機能が著しく阻害されることがないよう，雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない設計とする。

万一，風水害を含むその他の自然現象により消火の機能，性能が阻害された場合，代替消火設備の配備等を行い，必要な機能及び性能を保持する設計とする。

(c) 地盤変位対策

地盤変位対策については，対象となる設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(d) 地震対策

火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち，消火活動

が困難とならない一般エリアに設置する屋外消火栓設備は，保持すべき耐震重要度分類に応じて機能を保持できる設計とする。

地震対策については，対象となる消火設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

g. その他

(a) 移動式消火設備の配備

移動式消火設備は，「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第十二条に基づき，消火ホース等の資機材を備え付けている大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車を配備する。

(b) 消火用の照明器具

消火用の照明器具については，対象となる設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(c) ポンプ室

ポンプ室については，対象となる設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(d) 使用済燃料貯蔵設備

使用済燃料貯蔵設備については，対象となる設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

5.2.3 構造強度設計

消火設備が構造強度上の性能目標を達成するよう，機能設計で設定した消火設備の機能を踏まえ，構造強度設計の方針を以下のとおり設定する。

消火設備は，「5.2.1 要求機能及び性能目標」の「(2) 性能目標」b.項で設定している構造強度上の性能目標を踏まえ，火災区域又は火災区画の火災に対し，火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定し，早期に消火する機能を保持する設計とする。

消火設備の配管，容器類は，高圧ガス保安法及び消防法に基づき，適切な材料を使用し，十分な構造及び強度を有する設計とする。

火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち，消火活動が困難とならない一般エリアに設置する屋外消火栓設備は，火災防護上重要な機器が保持すべき耐震重要度分類に応じて機能を保持できる設計とする。

消火設備の耐震設計に係る方針を「Ⅲ-1-2　火災防護設備の耐震設計」に示す。

第 5-1 表　火災感知器の型式ごとの設置状況について

<table>
<tr><th colspan="2">設置対象区域又は区画</th><th>具体的区域</th><th>周囲の環境条件および感知器の選定方針</th><th>感知器の種類</th><th>アナログ式/非アナログ式</th></tr>
<tr><td rowspan="2">屋外</td><td rowspan="2">熱及び煙が拡散し，直接雨水にさらされる場所</td><td rowspan="2">安全冷却水冷却塔</td><td rowspan="2">・煙による火災感知が困難であるため，炎から放射される赤外線エネルギを感知する熱感知カメラ（サーモカメラ）を設置
・炎から発生する赤外線の波長を感知する炎感知器を設置</td><td>熱感知カメラ
（サーモカメラ）</td><td>非アナログ式</td></tr>
<tr><td>炎感知器
（赤外線式（防水型））</td><td>非アナログ式</td></tr>
</table>

第 5-2 表　火災感知設備耐震評価対象機器（火災防護上重要な機器等）

<table>
<tr><th rowspan="2">No.</th><th colspan="2">防護対象</th><th colspan="2">火災感知設備</th><th rowspan="2">耐震設計の基本方針</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>対象設備</th><th>耐震クラス</th><th>構成品</th><th>耐震クラス</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">火災防護上重要な機器等のうち，耐震Ｓクラス機器</td><td rowspan="2">S</td><td>火災感知器※1</td><td rowspan="2">C</td><td rowspan="2">基準地震動Ｓｓによる地震力に対する機能維持</td><td></td></tr>
<tr><td>火災受信器盤</td><td></td></tr>
</table>

※１　非アナログ式の炎感知器，非アナログ式の熱感知カメラを示す。

6.　火災及び爆発の影響軽減対策

再処理施設は，火災及び爆発によりその安全性を損なわないよう，火災防護上重要な機器等の重要度に応じ，それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響に対し，火災及び爆発の影響軽減のための対策を講ずる。

6.1項では，火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離について説明する。

6.2項では，再処理施設の安全性を確保するために必要となる火災防護上の最重要設備の選定，火災防護上の最重要設備に対する系統分離対策について説明するとともに，中央制御室制御盤に対する火災及び爆発の影響軽減対策についても説明する。

6.3項では，換気空調設備，煙，油タンク及びケーブルトレイに対する火災の影響軽減対策について説明する。

次回以降の申請対象設備に係る火災及び爆発の影響軽減対策の設計については，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

6.1　火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離

火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等が設置される火災区域については，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート耐火壁や3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁により他の火災区域と分離する。

火災区域又は火災区画のファンネルには，他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として，煙等流入防止対策を講ずる設計とする。

本内容については，煙等流入防止対策を講ずる機器の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

3時間以上の耐火能力を有する耐火壁の耐火能力の確認については，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

6.2　火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の最重要設備の系統分離

再処理施設の安全上重要な施設のうち，火災防護上の最重要設備を選定し，それらについて互いに相違する系列間を隔壁又は離隔距離により系統分離する設計とする。

6.2.1　火災防護上の最重要設備の選定

再処理施設の安全機能が損なわれないよう，安全上重要な施設は，地震，溢水，火災等の共通要因によって多重化している機能が同時に損なわれないことを要求されていること並びにその機能の喪失により公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれがあることを踏まえ，安全上重要な施設が有する安全機能の重要度と特徴を考慮し，火災時においても継続的に機能が必要となる以下の機能を有する設備(最重要機能を有する機器及び当該機器の駆動又は制御に必要となる火災防護対象ケーブルを含む)を最重要設備(以下「火災防護上の最重要設備」という。)として選定し，系統分離対策を講ずる設計とする。

(1)　プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能(異常の発生防止機能を有する排気機能)を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機

(2)　崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの(崩壊熱による溶液の沸騰までの時間余裕が小さいもの)，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系

(3)　安全圧縮空気系

(4)　上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統

選定した火災防護上の最重要設備のリストを第6-1表に示す。

火災防護上の最重要設備のリストについては，火災防護上の最重要設備の申請に合わせて記載を拡充する。

6.2.2　火災防護上の最重要設備に対する系統分離対策の基本方針

再処理施設における系統分離対策は，火災防護上の最重要設備が設置される火災区域又は火災区画に対して，6.2.1項に示す考え方に基づき，互いに相違する系列に対し，以下の(1)項から(3)項に示すいずれかの方法により実施することを基本方針とする。

(1)　3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離

(2)　水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離

(3)　1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離

上記(1)項から(3)項の基本方針について以下に説明する。

上記(1)項に示す系統分離し配置している火災防護上の最重要設備は，火災耐久試験により３時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で系統間を分離する設計とする。

上記(2)項に示す互いに相違する系列の火災防護上の最重要設備は，水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし，系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。

上記(3)項に示す互いに相違する系列の火災防護上の最重要設備を１時間の耐火能力を有する隔壁で分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。

本内容については，火災防護上の系統分離対策を講ずる設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

6.2.3　火災防護上の最重要設備に対する具体的な系統分離対策

火災防護上の最重要設備に対する具体的な系統分離対策については，系統分離が必要となる火災防護上の最重要設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

6.2.4　中央制御室の系統分離対策

中央制御室に設置する火災防護上の最重要設備である制御盤及びそのケーブルについては，火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，中央制御室の制御盤に関しては，不燃性筐体による系統別の分離対策，離隔距離等による分離対策，高感度煙感知器の設置，常駐する運転員による消火活動等により，上記「6.2.2 火災防護上の最重要設備に対する系統分離対策の基本方針」と同等な設計とする。

(1)　中央制御室制御盤の系統分離対策

中央制御室の制御盤は，火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，実証試験結果に基づき，異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体の盤とする又は同一盤に異なる系統の回路を収納する場合は鉄板により別々の区画を設け分離するとともに，異なる系統の配線ダクト間に分離距離を確保する設計とする。また，操作スイッチ間は分離距離を確保する設計とする。

中央制御室には，異なる原理の火災感知器を設置するとともに，制御盤内における火災を速やかに感知し，安全機能への影響を防止できるよう，高感度煙感知器を設置する設計とする。

中央制御室内の火災感知器により火災を感知した場合，運転員は，制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて，管理する。

消火活動時には火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し，サーモグラフィを配備する設計とする。

(2) 中央制御室床下コンクリートピットの影響軽減対策

中央制御室の制御室床下コンクリートピットに敷設する互いに相違する系列のケーブルに関しては，　1時間以上の耐火能力を有する分離板又は隔壁で系列間を分離する設計とする。

また，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置し，火災の発生場所が特定できる設計とする。

さらに，中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能なハロゲン化物消火設備を設置する設計とする。

なお，火災防護上の最重要設備には該当しないが使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室についても同等の設計とする。

中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の系統分離対策については，系統分離が必要となる火災防護上の最重要設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

6.3 その他の影響軽減対策

(1) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策

火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパを設置することで，他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。

ただし，セルについては，放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため，耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し，火災及び爆発の発生時には防火ダンパを閉止することにより，火災の影響を軽減できる設計とするとともに，耐火壁を貫通するセル排気側ダクトについては，3時間以上の耐火境界となるように鋼板ダクトとする設計とする。

換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策については，換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策が必要になる火災防護上重要な機器等の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(2)　火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策

運転員が駐在する中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために，建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。

なお，電気ケーブルが密集する火災区域に該当する制御室床下，引火性液体を取り扱う非常用ディーゼル発電機室，及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については，固定式消火設備を設置することにより，煙の発生を防止する設計としている。

煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策については，煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策が必要になる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(3)　油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策

火災区域又は火災区画に設置する油タンクは，機械換気による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。

本内容については，油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策が必要になる油タンクの申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(4)　火災防護対策を行う安全上重要な施設のケーブルに対する火災の影響軽減対策

火災防護対策を行う安全上重要な施設の異なる系統のケーブルは，IEEE384に準じて，異なる系統のケーブルトレイ間の分離距離を水平900mm以上又は垂直1,500mm以上，ソリッドトレイ(ふた付き)の場合は，水平25mm以上又は垂直25mm以上とすることにより，互いに相違する系統間で影響を及ぼさない設計とする。

第6-1表　火災防護上の最重要設備リスト

機能	機器番号	機器名称	区域／区画番号	区分
崩壊熱除去機能	[redacted]	安全冷却水B冷却塔	A4-B	火災区域

7.　再処理施設の安全確保について

再処理施設は，火災及び爆発の影響軽減として火災防護上の最重要設備に対し系統分離対策を行う設計とするとともに，再処理施設内の火災によって，安全上重要な施設の機能が要求される場合には，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，再処理施設の安全の確保が可能である設計であることを火災影響評価によって確認する。

火災影響評価は，再処理施設の特徴を踏まえ，各火災区域又は火災区画における安全上重要な施設への火災防護対策について内部火災影響評価ガイド及び事業指定基準規則の解釈を参考に，再処理施設における火災又は爆発が発生した場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないこと，及び内部火災により運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する場合は，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できることについて確認する。内部火災影響評価の結果，安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれがある場合には，火災防護対策の強化を図る。

このため，7.1項では，火災又は爆発に対する再処理施設の安全機能の確保対策としての設計について説明する。

7.2項では，7.1項に示す設計により，火災又は爆発が発生しても再処理施設の安全機能が確保できることを，火災影響評価として説明する。

7.1　火災及び爆発に対する再処理施設の安全機能の確保対策

再処理施設の火災及び爆発に対する安全機能の確保対策としての設計を以下に示す。

(1)　火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される建物・構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計

再処理施設内の火災区域又は火災区画に火災が発生し，安全上重要な施設の安全機能が要求される場合には，当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される建物・構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても，「6.火災の影響軽減対策」に示す火災の影響軽減のための系統分離対策によって，安全上重要な施設の安全機能のうち，火災時においても要求される機能を確保するための手段(以下「成功パス」という。)を少なくとも１つ確保することで，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，安全機能を確保できる設計とする。

また，火災防護上の最重要設備を除く安全上重要な施設についても，適切な隔壁の設置や離隔による分離対策により，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，再処理施設の安全性が損なわれない設計とする。

(2)　設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計

再処理施設内の火災又は爆発によって，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する場合には，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処する

ための機器に単一故障を想定しても「6.2火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の最重要設備の系統分離」及び「6.3その他の影響軽減対策」で実施する火災防護対策により多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく異常状態が収束できる設計とする。

7.2　火災影響評価

(1)　火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される建物・構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価

火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に，想定される再処理施設内の火災又は爆発を考慮しても，安全上重要な施設の多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれず，再処理施設の安全性が損なわれないことを，火災影響評価にて確認する。

a.　隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価

当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，再処理施設の多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルの系統分離対策を考慮することにより，火災防護上の最重要設備の安全機能に影響がないことを確認する。

また，火災防護上の最重要設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は，当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して，火災力学ツール(以下「FDTs」という。)を用いた火災影響評価を実施し，安全上重要な施設が同時に機能を喪失しないことを確認することで，再処理施設の安全性が損なわれないことを確認する。

b.　隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価

当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，再処理施設の多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルの系統分離の火災防護対策を考慮することにより，火災防護上の最重要設備の安全機能のうち，少なくとも一つの系統の安全機能が確保されることを確認する。

また，火災防護上の最重要設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接２区域(区画)において，当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して，「FDTs」を用いた火災影響評価を実施し，安全上重要な施設が同時に機能を喪失しないことを確認することで，再処理施設の安全性が損なわれないことを確認する。

(2)　設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価

火災又は爆発によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があるため，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。

火災影響評価の評価条件及び評価結果の詳細については，全ての安全上重要な施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

8.　火災防護計画

火災防護計画は，再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために策定する。

火災防護計画に定める主なものを以下に示す。

(1)　組織体制，教育訓練及び手順

計画を遂行するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。

(2)　再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設

再処理施設の火災防護上重要な機器等については，火災及び爆発の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき，必要な火災防護対策を行うことについて定める。重大事故等対処施設については，火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な火災防護対策を行うことについて定める。

a.　火災及び爆発の発生防止

(a)　有機溶媒による火災及び爆発の発生防止について定める。

(b)　廃溶媒及び廃溶媒の熱分解ガスによる火災及び爆発の発生防止について定める。

(c)　TBP 等の錯体の急激な分解反応の発生防止について定める。

(d)　運転で使用する水素による爆発の発生防止について定める。

(e)　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止について定める。

(f)　硝酸ヒドラジンによる爆発の発生防止について定める。

(g)　ジルコニウム粉末及びその合金粉末による火災及び爆発の発生防止について定める。

(h)　分析試薬による火災及び爆発の発生防止について定める。

(i)　潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを貯蔵する設備は，運転に必要な量に留めて貯蔵することについて定める。

(j)　可燃性ガスを貯蔵する機器は，運転に必要な量に留めるため，必要な本数のみを貯蔵することについて定める。

(k)　引火点が室内温度及び機器運転時の温度よりも高い潤滑油，燃料油又は有機溶媒等を使用すること並びに火災区域における有機溶剤を使用する場合の滞留防止対策について定める。

(l)　水素を内包する設備がある火災区域において，水素濃度上昇時の対応として，換気設備の運転状態の確認を実施することついて定める。

(m)　可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備を設置する火災区域には，「工場電気設備防爆指針」に記載される微粉を発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことついて定める。

(n)　火花の発生を伴う設備は，発生する火花が発火源となることを防止するとともに周辺に可燃性物質を保管しないことについて定める。

(o)　蓄電池を設置する火災区域は，当該区域に可燃性物質を持ち込まないことなど，火災区域に対する水素対策について定める。

(p)　屋外の火災区域は，火災区域外への延焼防止を考慮し，資機材管理，火気作業管理，危険物管理，可燃物管理及び巡視を行うことについて定める。

(q)　火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，不燃性又は難燃性の材料を使用し周辺には可燃性物質を置かないことを定める。

(r)　電線管で覆い，端部をシール材で施工した非難燃ケーブルについて，その状態を維持するための保守管理について定める。

(s)　水素ボンベは，ボンベ使用時に運転員がボンベ元弁を開弁し，工程停止時は元弁を閉弁することについて定める。

(t)　放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂，廃スラッジ，フィルタ類及びその他の雑固体は，ドラム缶や不燃シートに包んで保管することについて定める。

(u)　電気室は，電源供給に火災影響を与えるような可燃性の資機材等を保管せず，電源供給のみに使用することについて定める。

b.　火災の早期感知及び消火

(a)火災感知器を設置しない火災区域又は火災区画は，不要な可燃性物質を持ち込まないこと及び通常作業時以外に人が立ち入りらないこと又は火災発生の前後において有効に火災等が検出できる設備により監視することについて定める。

(b)　屋外の火災感知器について，風水害の影響を受けた場合は，早期に火災感知器の取替えを行うことにより，当該設備の機能及び性能を復旧することについて定

める。

(c)　自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，消防法施行規則に基づき，煙等の火災を模擬した試験を定期的に実施することについて定める。

(d)　火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画のうち，可燃物管理を行うことで煙の発生を抑える火災区域又は火災区画は，可燃物管理を行い，火災荷重を低く管理することについて定める。

(e)　火災発生時の煙の影響を軽減するため，可搬式排煙機，サーモグラフィ等を配備することについて定める。

(f)　緊急時対策建屋の消火水槽が使用できない場合は，消防車等により防火水槽から緊急時対策建屋へ送水することについて定める。

c.　火災及び爆発の影響軽減

(a)　発泡性耐火被覆を施工した鉄板で機器間の系統分離を実施する場合及び耐火材でケーブルトレイ間の系統分離を実施する場合は，火災耐久試験の条件を維持するための管理を行うことについて定める。

(b)中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における制御盤の分離，制御盤内の火災感知器，消火活動などの火災及び爆発の影響軽減対策について定める。

(c)　火災影響評価の評価方法及び再評価について定める。

(d)　火災影響評価の条件として使用する火災区域(区画)特性表の作成及び更新について定める。

(3)　可搬型重大事故等対処設備，その他の再処理施設

可搬型重大事故等対処設備及び(2)項で対象とした設備以外の再処理施設(以下「その他の再処理施設」という。)については，設備等に応じた火災防護対策を行うことについて定める。可搬型重大事故等対処設備及びその他の再処理施設の主要な火災防護対策は以下のとおり。

a.　可搬型重大事故等対処設備

(a)　火災及び爆発の発生防止

イ.　火災及び爆発によって重大事故等に対処する機能が同時に喪失しないよう考慮し，分散して保管することについて定める。

ロ.　可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内，建屋近傍，外部保管エリア(以下「保管エリア」という。)は，発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策を講じるとともに，電気系統の過電流による

過熱及び焼損の防止対策について定める。

ハ.　可搬型重大事故等対処設備の保管エリアには，可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備，火花を発する設備，高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しないことについて定める。

ニ.　可搬型重大事故等対処設備においては，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用し，不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は代替材料を使用する。また，代替材料の使用が技術的に困難な場合には，当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して，他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講じることについて定める。

ホ.　可搬型重大事故等対処設備の保管に当たっては，保管エリア内での他設備への火災及び爆発の影響を軽減するため，金属製の容器への収納，不燃シートによる養生，又は距離による離隔を考慮して保管することについて定める。

ヘ.　可搬型ホース及び可搬型ケーブルは，通常時は金属製の容器に保管し，使用時は，周囲に可燃性物質がないよう設置することについて定める。

ト.　可搬型重大事故等対処設備保管エリア内の潤滑油又は燃料油を内包する機器は，可燃性物質に隣接する場所には配置しない等のエリア外への延焼防止を考慮することについて定める。

チ.　可搬型重大事故等対処設備の保管エリア内外の境界付近に可燃性物質を置かない管理を実施することについて定める。

リ.　可搬型重大事故等対処設備は，地震による火災及び爆発の発生を防止するための転倒防止対策を実施することについて定める。

ヌ.　竜巻(風(台風)含む。)による火災及び爆発において，重大事故等に対処する機能が損なわれないよう，可搬型重大事故等対処設備の分散配置又は固縛を実施することについて定める。

(b)　火災の感知及び消火

イ.　可搬型重大事故等対処設備保管エリアの火災感知器は，早期に火災感知できるように，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を設置することについて定める。

ロ.　屋外の保管エリアの火災感知は，炎感知器と熱感知カメラにより感知ができる範囲に，可搬型重大事故等対処設備を保管することにより実施することについて定める。

ハ.　屋外の保管エリアの火災感知器は，故障時に早期に取り替えられるよう予備を保有することについて定める。

ニ.　重大事故等への対処を行う建屋内のアクセスルートには，重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火

器を配備することについて定める。

ホ.　可搬型重大事故等対処設備の保管エリアの消火のため，消火器及び消火栓を設置することについて定める。

b.　その他の再処理施設

(a)　その他の再処理施設の火災防護は，設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に対して実施している火災防護対策を考慮して，消防法，建築基準法，日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を実施することについて定める。

(b)　火災区域又は火災区画並びに可搬型重大事故等対処設備の保管エリアに設置又は保管しているその他の再処理施設に対する火災感知は，それぞれの火災区域，火災区画又は可搬型重大事故等対処設備の保管エリアにおける火災感知の設計方針を適用することについて定める。

(c)　(b)項以外のその他の再処理施設の火災感知として，設備の設置状況又は保管状況及びその場所の環境等を考慮して火災感知器を設置することについて定める。

(d)　火災区域又は火災区画並びに可搬型重大事故等対処設備の保管エリアに設置又は保管しているその他の再処理施設に対する消火は，それぞれの火災区域，火災区画又は可搬型重大事故等対処設備の保管エリアにおける消火の設計方針を適用することについて定める。

(e)　(d)項以外のその他の再処理施設の消火は，設備の設置状況又は保管状況及びその場所の環境を考慮して，消火器又は消火栓による消火を行うことについて定める。

(4)　外部火災

外部火災から防護するための運用等について定める。

Ⅲ－１－２
火災防護設備の耐震設計

目　　次

ページ

1.　概要 1
2.　火災感知設備及び消火設備の基本方針 1
2.1　基本方針 1
2.2　火災感知設備及び消火設備の対象 1
2.3　火災感知設備及び消火設備の耐震設計の基本方針 5
3.　地震力の設定 5
4.　火災感知設備及び消火設備に要求される機能及び機能維持の方針 6
4.1　火災感知設備及び消火設備に要求される機能 6
4.2　火災感知設備及び消火設備の機能維持の基本方針 7
5.　火災感知設備及び消火設備のその他耐震設計に係る事項 9
5.1　準拠規格 9
5.2　構造計画と配置計画 9
5.3　機器・配管系の支持方針について 11

1.　概要

本資料は，「Ⅲ－１－１　火災等による損傷の防止に関する説明書」に示す火災感知設備及び消火設備の設計方針に関し，耐震設計における機能維持の方針と考慮すべき事項について説明するものである。

なお，安全冷却水B冷却塔以外に設置する火災感知設備及び消火設備の耐震設計方針については，火災感知設備及び消火設備を設置する建屋等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

2.　火災感知設備及び消火設備の基本方針

2.1　基本方針

火災区域及び火災区画に設置する火災感知設備及び消火設備は，地震時においても火災を早期に感知及び消火する機能を維持するため，火災区域及び火災区画に設置される火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じて，機能を維持できる設計とすることを性能目標とする。

具体的には，耐震Ｓクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は，耐震Ｃクラスであるが，地震による火災を考慮する場合，地震時に主要な構造部材が,火災を早期に感知及び消火する機能を維持可能な構造強度を確保し，動的及び電気的機能維持を維持できる設計とする。

なお，重大事故等対処施設の火災感知設備及び消火設備に係る基本方針は，重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

2.2　火災感知設備及び消火設備の対象

火災区域及び火災区画に設置される火災防護上重要な機器等に対する火災を早期に感知及び消火する機能を有する以下の設備を対象とする。

(1)　火災感知設備

a.　火災感知器

b.　火災受信器盤(火災監視盤)

(2)　消火設備

a.　ハロゲン化物消火設備

b.　ハロゲン化物消火設備(局所)

c.　ハロゲン化物消火設備(床下)

d.　二酸化炭素消火設備

e.　ケーブルトレイ消火設備

f.　電気盤・制御盤消火設備

火災感知設備及び消火設備の耐震上考慮すべき火災防護上重要な機器等を第2.2-1表に示す。

また，安全冷却水B冷却塔に設置する火災感知設備の直接支持構造物，間接支持構造物の耐震設計上の区分を第2.2-2表に示す。

なお，火災感知設備及び消火設備の耐震設計上考慮すべき火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設並びに安全冷却水B冷却塔以外に設置する火災感知設備及び消火設備の直接支持構造物，間接支持構造物の耐震設計上の区分については，火災感知設備及び消火設備を設置する建屋等及び重大事故等対処設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

第 2.2-1 表　火災感知設備及び消火設備の耐震上考慮すべき火災防護上重要な機器等(1/1)

防護対象設備の区分	対象機器	耐震クラス	火災防護設備
a.　火災防護上重要な機器等	・安全冷却水 B 冷却塔	S	・火災感知器

第 2.2-2 表　火災防護設備の耐震設計上の区分(1/1)

区分	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
a.　火災防護設備	火災感知器 ・炎感知器(赤外線式(防水型)) ・熱感知カメラ(サーモカメラ)	・機器・配管等の支持構造物	・安全冷却水 B 冷却塔 ・飛来物防護ネット(再処理設備本体用安全冷却水系冷却塔 B)	－

2.3　火災感知設備及び消火設備の耐震設計の基本方針

火災区域及び火災区画に設置する火災感知設備及び消火設備は，「Ⅲ－１－１　火災等による損傷の防止に関する説明書」の「5.1　火災感知設備について」の「5.1.3 構造強度設計」及び「5.2　消火設備について」の「5.2.3　構造強度設計」に基づき，「Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針」の「2. 耐震設計の基本方針」に示す再処理施設の耐震設計における基本方針を踏襲し，構造強度の特徴，作用する荷重等を考慮し，基準地震動Ｓｓによる地震力により，必要な機能が損なわれないことを目的とし技術基準規則に適合する設計とする。

火災感知設備及び消火設備に係る耐震計算の基本方針については,「Ⅳ－４－１　火災防護設備の耐震計算の基本方針」に示す。

(1)　火災感知設備は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して火災感知の機能を損なわない設計とする。

(2)　消火設備は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して消火の機能を損なわない設計とする。

3.　地震力の設定

地震力は，「Ⅳ－１－１－１　基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要」の「6.　基準地震動Ｓｓ」に示す解放基盤表面レベルで定義された基準地震動Ｓｓの加速度時刻歴波形により算出した地震力とする。

動的解析の方法，設計用減衰定数等については，「Ⅳ－１－１－５　地震応答解析の基本方針」を，設計用床応答曲線の作成方法については，「Ⅳ－１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針」の「2.6　設計用応答曲線の作成」によるものとする。

4.　火災感知設備及び消火設備に要求される機能及び機能維持の方針

4.1　火災感知設備及び消火設備に要求される機能

火災感知設備及び消火設備は，「2.1　基本方針」に示すとおり，地震時においても火災を早期に感知及び消火する機能を維持する必要があるため，基準地震動Ｓｓに対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを確認する。

要求される機能を踏まえた設備ごとの耐震設計の機能維持の方針を以下に示す。

(1)　火災感知設備

a.　要求機能

火災感知設備は，火災区域又は火災区画の火災に対し早期の火災の感知を行うことが要求される。

火災感知設備は，基準地震動Ｓｓの地震力に対して，火災感知の機能を維持されることが要求され，火災区域又は火災区画の火災に対し，地震時においても火災防護上重要な機器等への火災の影響を限定し，火災を早期に感知する機能が損なわないことが要求される。

なお，重大事故等対処施設の火災感知設備に係る要求機能は，重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

b.　機能維持

火災感知設備の必要となる機能である火災防護上重要な機器等への火災の影響を限定し，火災を早期に感知する機能を維持する設計とする。

なお，重大事故等対処施設の火災感知設備に係る機能維持は，重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(2)　消火設備

a.　要求機能

消火設備は，火災区域又は火災区画の火災に対し，早期の消火を行うことが要求される。

消火設備は，基準地震動Ｓｓの地震力に対して，消火の機能が維持されることが要求され，火災区域又は火災区画の火災に対し，地震時においても火災防護上重要な機器等への火災の影響を限定し，火災を早期に消火する機能が損なわないことが要求される。

なお，重大事故等対処施設の消火設備に係る要求機能は，重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

b.　機能維持

消火設備の必要となる機能である火災防護上重要な機器等への火災の影響を限定し，火災を早期に消火する機能を維持する設計とする。

なお，重大事故等対処施設の消火設備に係る機能維持は，重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

4.2　火災感知設備及び消火設備の機能維持の基本方針

4.2.1　機能維持の基本方針

火災感知設備及び消火設備については，火災防護上重要な機器等に対して火災の影響を限定し，早期の火災の感知を行う設計とし，基準地震動Ｓｓに対して火災の早期の感知及び消火する機能を維持できるよう構造強度を確保するとともに，動的及び電気的機能を維持することで機能を維持できる設計とする。

なお，重大事故等対処施設の火災感知設備及び消火設備に係る機能維持の基本方針は，重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

(1)　構造強度

火災感知設備及び消火設備については，基準地震動Ｓｓに対して火災の早期の感知及び消火する機能を維持できるよう構造強度を確保する設計とする。

a.　耐震設計上考慮する状態

「Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針」の「5.1.1　耐震設計上考慮する状態」の「(1)　安全機能を有する施設」の「b.　機器・配管系」に基づく設計とする。

b.　荷重の種類

「Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針」の「5.1.2　荷重の種類」の「(1)　安全機能を有する施設」の「b.　機器・配管系」に基づく設計とする。

c.　荷重の組合せ

基準地震動Ｓｓによる地震力とほかの荷重との組合せは，火災起因の荷重は発生しないため，「Ⅳ－１－１－８　機能維持の基本方針」の「3.1　構造強度上の制限」に基づき設定する。

d.　許容応力

基準地震動Ｓｓによる地震力とほかの荷重とを組合せた状態に対する許容限界は，「Ⅲ－１－１　火災等による損傷の防止に関する説明書」の「5.1　火災感知設備について」及び「5.2　消火設備について」に示す評価対象設備に対し「Ⅳ－１－１－８　機能維持の基本方針」の「3.1　構造強度上の制限」に基づき設定する。

(2)　機能維持

火災感知設備及び消火設備に必要となる機能については，「4.2.1　機能維持の基本方針」の「(1)　構造強度」に基づく構造強度を確保することで，当該機能が維持できる設計とするとともに，当該機能が要求される各設備の特性に応じて，動的及び電気的機能を維持する設計とする。

動的機能維持及び電気的機能維持の機能維持の方針を以下に示す。

a.　動的機能維持

動的機能維持が要求される設備は，地震時において，その設備に要求される機能を維持するため，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，要求される動的機能が維持できることを試験又は解析により確認することで，動的機能を維持する設計とする。

b.　電気的機能維持

電気的機能が要求される設備は，地震時において，その設備に要求される機能を維持するため，基準地震動Ｓｓよる地震力に対して，要求される電気的機能が維持できることを試験又は解析により確認することで，電気的機能を維持する設計とする。

4.2.2　機能維持における耐震設計上の考慮事項

「Ⅳ－１－１－８　機能維持の基本方針」を踏まえ，火災感知設備及び消火設備の機能維持における耐震設計上の考慮事項を以下に示す。

(1)　設計用地震力

設計用地震力は，「3.　地震力の設定」に示す基準地震動Ｓｓよる地震力を用いる。

(2)　構造強度

a.　構造強度上の制限

火災感知設備及び消火設備の耐震設計については，「4.2.1　機能維持の基本方針」の「(1)　構造強度」に示す考え方に基づき，基準地震動Ｓｓよる地震力が加わった場合，これらに生じる応力とその他の荷重によって生じる応力の合計値等を許容限界以下とする。

地震力による応力とその他の荷重による応力の組合せに対する許容値は，「Ⅳ－１－１－８　機能維持の基本方針」の「3.1　構造強度上の制限」に基づき設定する。

(3)　機能維持

火災感知設備及び消火設備の機能の維持が要求される設備は，「4.2.1　機能維

持の基本方針」の「(2) 機能維持」の考え方及び「Ⅳ－１－１－８　機能維持の基本方針」の「4.　機能維持」に基づき設計する。

5.　火災感知設備及び消火設備のその他耐震設計に係る事項

5.1　準拠規格

準拠する規格は，「Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針」の「2.2　準拠規格」を適用する。

5.2　構造計画と配置計画

火災感知設備及び消火設備の構造計画及び配置計画に際しては，地震の影響が軽減されるように考慮するため，「Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針」の「6.　構造計画と配置計画」及び「Ⅳ－１－１－９　構造計画，材料選択上の留意点」に基づき設計する。

火災感知設備のうち，安全冷却水B冷却塔に設置する火災感知設備の構造計画を第5.2-1表及びに示す。

なお，安全冷却水B冷却塔以外に設置する火災感知設備，火災受信器盤（火災監視盤）及び消火設備のうちボンベユニット，選択弁ユニット，消火配管及び制御盤についても対象となるが，当該設備の構造計画については，火災感知設備及び消火設備を設置する建屋等及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

第 5.2-1 表　安全冷却水 B 冷却塔に設置する火災感知設備の構造計画

設備	主体構造	計画の概要
炎感知器(赤外線式(防水型))及び熱感知カメラ(サーモカメラ)	直立形①	・炎感知器(赤外線式(防水型))及び熱感知カメラ(サーモカメラ)は固定金具に取付ボルトにより取り付ける。固定金具を固定架台に据え付け，基礎ボルトにより基礎に固定する。
	直立形②	・炎感知器(赤外線式(防水型))及び熱感知カメラ(サーモカメラ)は剛構造の固定金具に取付ボルトにより取り付ける。 ・固定金具は，基礎ボルトにより架構に溶接した基礎金物に取り付けられる。
	壁掛形	・炎感知器(赤外線式(防水型))及び熱感知カメラ(サーモカメラ)は剛構造の固定金具に取付ボルトにより取り付ける。 ・固定金具は溶接により据え付ける。

5.3　機器・配管系の支持方針について

火災防護設備の耐震評価については「Ⅳ－４－１　火災防護設備の耐震計算の基本方針」に基づき構造強度評価及び機能維持評価を行う。

また，機器・配管系の支持については「Ⅳ－１－１－10　機器の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」及び「Ⅳ－１－１－12　電気計測制御装置等の耐震支持方針」に基づいて耐震設計を行う。

なお,ケーブルトレイ消火設備及び電源盤･制御盤消火設備消火配管の設計方針は,当該消火設備を設置する建屋及び重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。